裾野市史

第四巻　資料編　近現代Ⅰ

題字　裾野市長　市川　武

嶽南学校名額(三条実美　書)　　裾野市立富岡第一小学校所蔵

明治15年に完成した嶽南学校　　湯山芳健氏所蔵

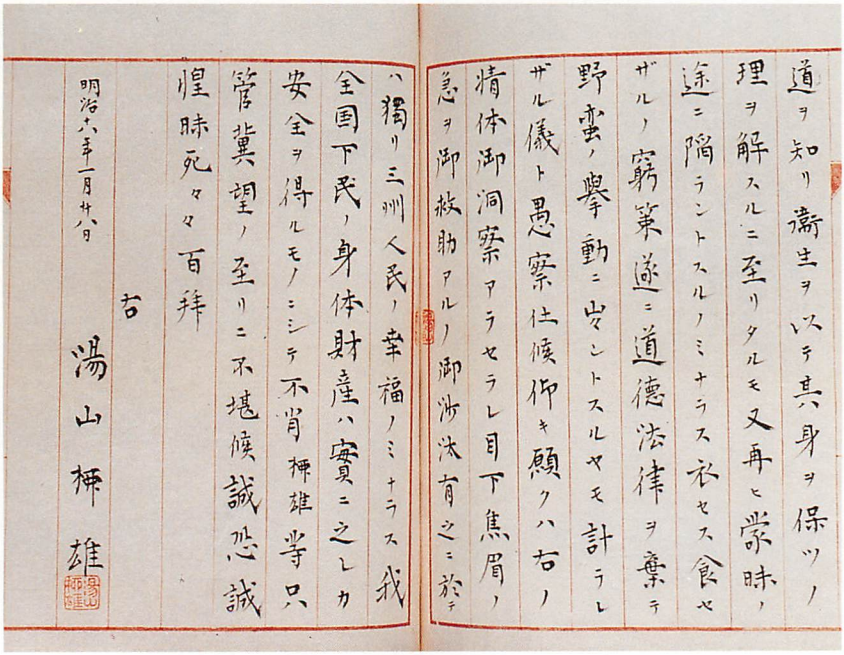

道ヲ知リ濟生ヲ以テ其身ヲ保ツノ理ヲ解スルニ至リタルモ又再ヒ榮昧ノ途ニ陷ラントスルノミナラス衣セス食ヘサルノ窮策遂ニ道德法律ヲ棄テ野雲ノ擧動ニ出ントスルヤモ計ラレサル儀ト愚察仕候仰キ願クハ右ノ情体御洞察アラセラレ目下焦眉ノ急ヲ御救助アルノ御沙汰有之ニ於テハ獨リ三州人民ノ幸福ノミナラス我全国下民ノ身体財産ハ實ニ之レカ安全ヲ得ルモノニシテ不肖柳雄等只管冀望ノ至リニ不堪候誠恐誠惶昧死々々百拜

右

明治六年一月廿八日

湯山柳雄

明治18年　湯山柳雄の建白書(本文資料No.294参照)　国立公文書館所蔵

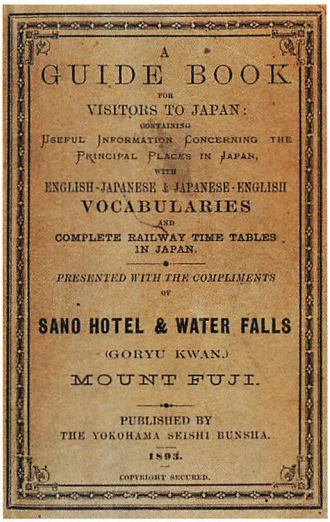

A
GUIDE BOOK
FOR
VISITORS TO JAPAN:
CONTAINING
USEFUL INFORMATION CONCERNING THE
PRINCIPAL PLACES IN JAPAN,
WITH
ENGLISH-JAPANESE & JAPANESE-ENGLISH
VOCABULARIES
AND
COMPLETE RAILWAY TIME TABLES
IN JAPAN.

PRESENTED WITH THE COMPLIMENTS
OF

SANO HOTEL & WATER FALLS
(GORYU KWAN.)
MOUNT FUJI.

PUBLISHED BY
THE YOKOHAMA SEISHI BUNSHA.
1893.
COPYRIGHT SECURED.

SANO HOTEL
AND
WATER FALLS.
(GORYŪ KAN)
MOUNT FUJI.

Y. YUYAMA - - - Proprietor.

THE SANO HOTEL, situated on high land, half a mile from the Sano Station on the Tokaido Railway, commands a fine view of the five water falls (44 feet high and 15 feet wide) as well as of a large expanse of magnificent scenery. Part of the extended buildings is in Foreign and part in Japanese style; meals are served to suit either foreign or native tastes; and both hot and cold bath rooms are provided. The climate is temperate and equable, the temperature never rising above 75° Fah. in the heat of summer; capital fishing both with rod and net may be enjoyed; and in the hunting season splendid sport may be obtained in the covers adjacent to the hotel, which abound with quails, woodcocks, pheasants, copper pheasants, hares and other game.

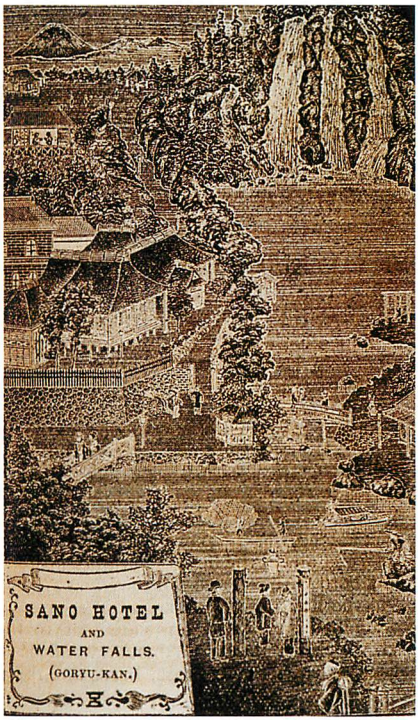

明治27年　「佐野ホテル」英字ガイドブック　　湯山芳健氏所蔵

(本文資料No.178・252参照)

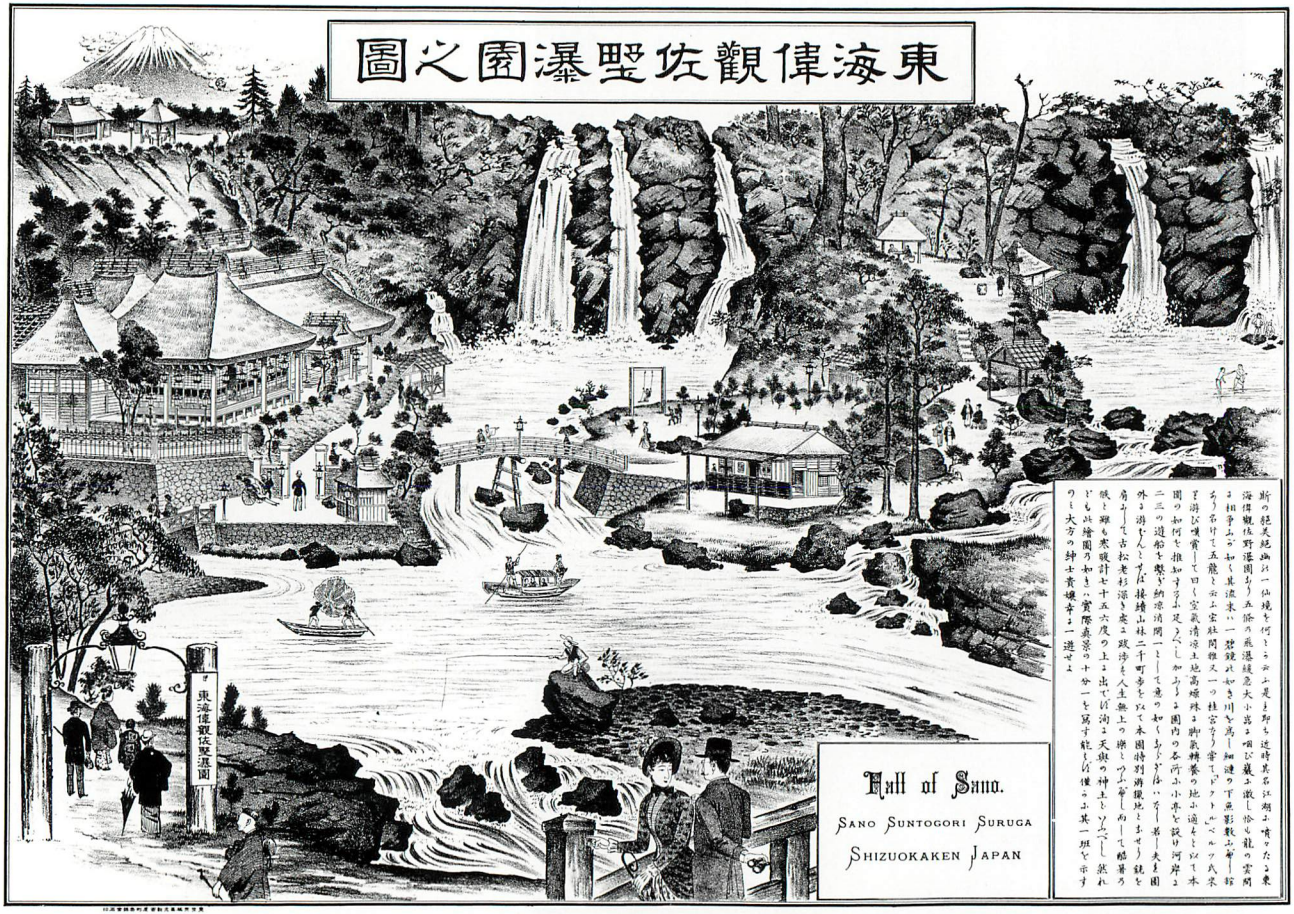

佐野瀑園の図（本文資料No.2参照）　横山正美氏所蔵

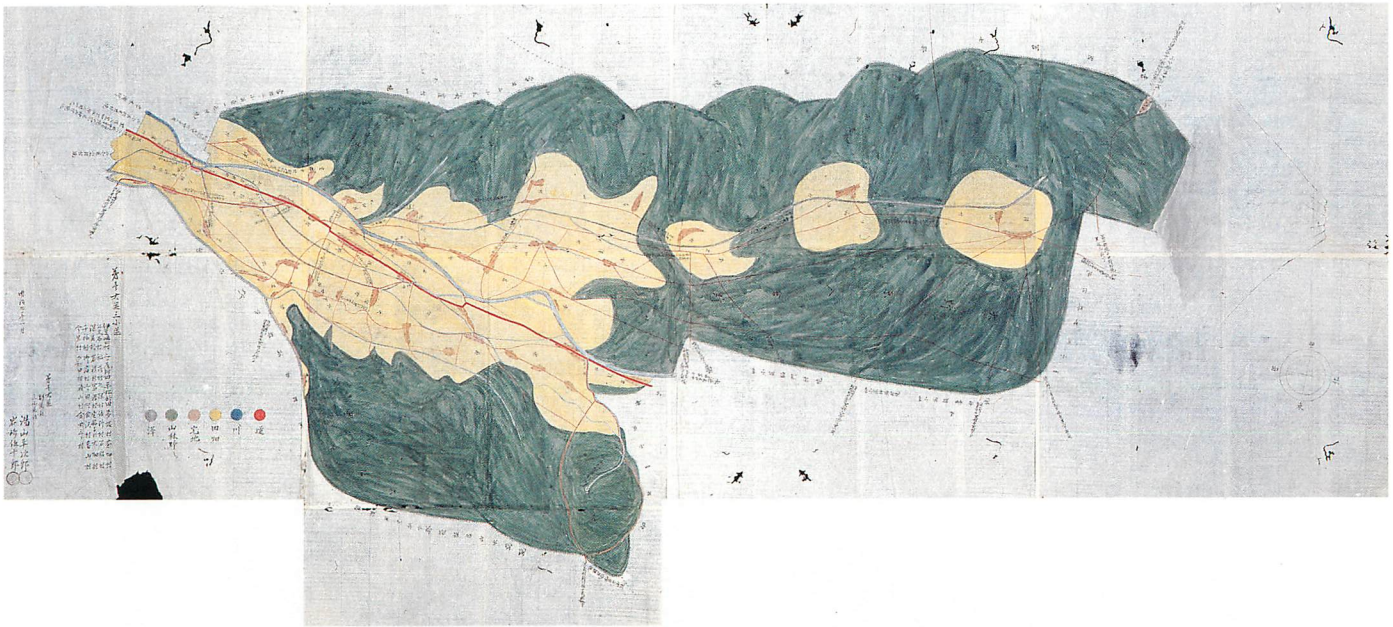

明治９年　第一大区三小区絵図 80cm×187cm　岩崎達生氏所蔵

明治初期　葛山村絵図 246cm×162cm　葛山財産管理委員会所蔵

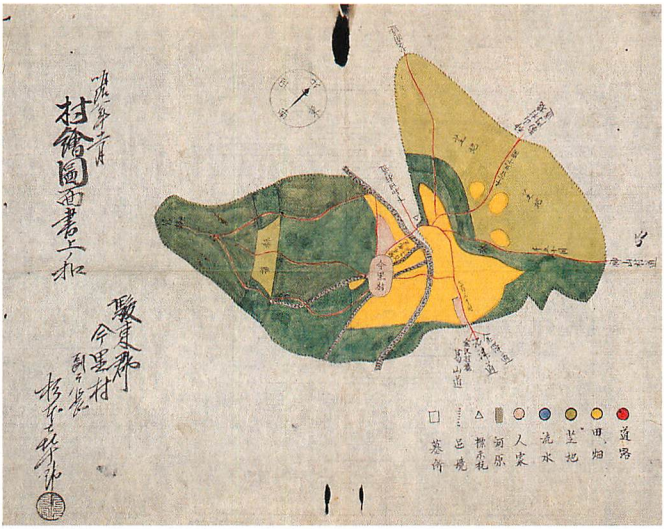

明治８年　今里村絵図 32cm×41cm　今里区所蔵

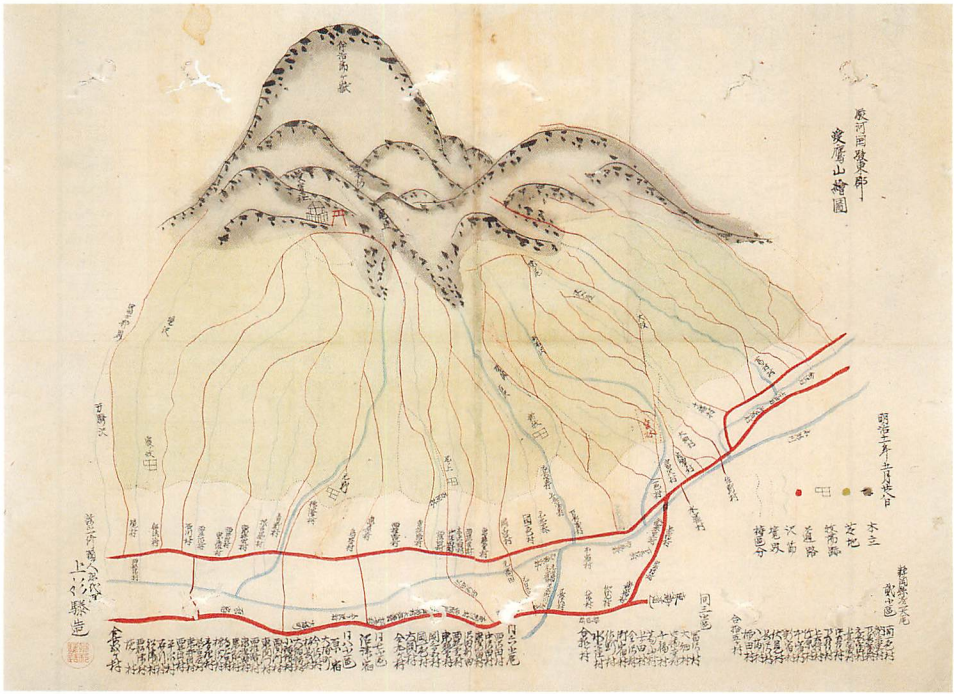

明治11年　愛鷹山絵図 40cm×55cm　渡辺武彦氏所蔵

鐵道

東京新橋神戸間滊車時刻表

明治廿三年一五月十六日改正

下リ列車

駅名	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	駅名
新ハシ	六	五	九	三〇	一	四五	二	三〇	四	四五	神戸発
品川	六	三	九	二八	一	一五	二	一三	四	四三	大坂
大モリ											
川サキ											
ツルミ											
カナ川											
横ハマ	六	五〇	一	〇二	一	二四	二	四〇			京都着
ホドガヤ											
戸ツカ	六	八	一	〇二	一	二四	二	四二			
大船発	七	〇	一	〇五	一	〇六	二	五一			
フヂ沢発	七	二	一	〇〇	一	〇七	二	五七			彦ネ
平ツカ	七	三六	一	〇九	一	一七	二	六二			米今着
大イワ	八	〇七	一	一九	一	二九	二	七四			
コウヅ	八	三〇	一	二五	一	三三	二	八〇			
マツ田	八	四七	一	二四	二	三〇	二	八四			
山北	九	〇	一	二四	二	三四	二	八四			
小山	九	二四	一	〇三	二	四六	二	九五			
ゴテンバ	九	三五	一	一二	二	五五	三	〇六			
サノ	一	〇二	一	二六	二	五四	三	〇四			
沼ヅ	一	〇四	一	三〇	二	五七	三	〇七			
スノ川	一	〇六	一	三五	二	五九	三	一四			
岩ブチ	一	一四	一	三三	三	〇三	三	一五			
カンバラ											
チヰツ	一	一八	一	三九	三	〇九	三	二〇			
江ジリ	一	二四	一	四五	三	一五	三	二六			
静岡着	一	三〇	一	五〇	三	二〇	三	三二			
発	一	三二	一	五二	三	二二	三	三四			
焼ヅ	一	三五	一	五五	三	二五	三	三七			
フヂ枝	一	四一	一	五九	三	三一	三	四三			
シマ田	一	四五	二	〇三	三	三五	三	四七			
金ヤ	一	四八	二	〇五	三	三八	三	五〇			
ホリノ内	一	五二	二	〇九	三	四二	三	五四			
カケ川	一	五五	二	一二	三	四五	三	五七			
フクロイ	一	五九	二	一六	三	四九	四	〇一			
中泉	二	〇二	二	一九	三	五二	四	〇四			
濱松着	二	〇五	二	二二	三	五五	四	〇七			
発	二	一〇	二	二四	三	五七	四	一〇			
マイ坂	二	一四	二	二八	四	〇一	四	一四			
ワシヅ	二	一七	二	三一	四	〇四	四	一七			
トヨハシ	二	二一	二	三五	四	〇八	四	二一			
ゴユ	二	二八	二	四〇	四	一三	四	二六			
蒲郡	二	三四	二	四六	四	一九	四	三二			
岡サキ	二	三八	二	五〇	四	二三	四	三六			
苅ヤ	二	四八	二	五九	四	三二	四	四五			
大府	二	五九	三	〇六	四	三九	四	五二			

上リ列車

駅名	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	駅名
神戸発	五	五	九	一五	一	三〇	四	四五			新ハシ
大坂	七	〇	一	〇六	三	〇〇	六	三六			品川
	八	三	一	三五	四	三一	六	三三	八	〇〇	大モリ
京都着	八	四〇	二	四〇	四	三六	六	四〇	八	〇九	川サキ
	八	四〇	二	四〇	四	三六	六	四〇	八	〇九	ツルミ
彦ネ	七	五六	一	〇五	三	〇三	七	〇二	九	〇八	カナ川
米今着	八	〇八	一	一六	三	一四	七	一四	九	一九	横ハマ
	八	四五	二	二〇	三	四五	七	五九	九	一七	ホドガヤ
敦賀発	七	三九	一	二〇	三	二九	七	二〇			戸ツカ
線米原着											大船発
米ハラ発	八	三一	二	二〇	三	二九	七	二〇			フヂ沢発
大ネ発	九	三〇	二	三六	四	三七	八	四六			平ツカ
ギフ	九	五七	一	〇二	五	〇四	九	一五			大イワ
名ネ着	一	〇五	二	一〇	五	一九	九	二七			コウヅ
発	六	〇〇									マツ田
アツ田	六	一六	二	二六	六	二六					山北
大タカ	六	二七	二	二九	六	四七					小山
武豊発	五	四〇	一	〇四							ゴテンバ
線大府着											サノ
大府発	六	四三	二	四四	二	五六	七	〇四			沼ヅ
刈ヤ	六	五二	二	五〇	三	〇六	七	一四			スノ川
浦郡着	七	〇二	二	五八	三	一四	七	二四			岩ブチ
ゴユ	七	一〇	二	六六	三	二二	七	三二			カンバラ
トヨハシ	七	二五	二	七一	三	二七	七	三七			チヰツ
ワシヅ	七	三〇	二	七五	三	三二	七	四二			江ジリ
マイ坂	七	三五	二	七八	三	三六	七	四五			静岡着
	七	三五	二	八〇	三	三六	七	四五			発
濱松着	七	四〇	二	八五	三	四一	七	五〇			焼ヅ
発	七	四二	二	八六	三	四二	七	五一			フヂ枝
焼ヅ	七	四五	二	八九	三	四五	七	五四			シマ田
フヂ枝	七	四九	二	九三	三	四九	七	五八			金ヤ
シマ田	七	五二	二	九六	三	五二	八	〇一			ホリノ内
金ヤ	七	五五	二	九九	三	五五	八	〇四			カケ川
ホリノ内	七	五九	三	〇三	三	五九	八	〇八			フクロイ
カケ川	八	〇二	三	〇六	四	〇二	八	一一			中泉
フクロイ	八	〇六	三	一〇	四	〇六	八	一五			濱松着
中泉	八	一〇	三	一三	四	一〇	八	一八			発
濱松着	八	一三	三	一六	四	一三	八	二一			マイ坂
発	八	一五	三	一八	四	一五	八	二三			ワシヅ
マイ坂	八	一九	三	二二	四	一九	八	二七			トヨハシ
ワシヅ	八	二四	三	二七	四	二四	八	三二			ゴユ
トヨハシ	八	二八	三	三一	四	二八	八	三六			蒲郡
ゴユ	八	三四	三	三七	四	三四	八	四二			岡サキ
蒲郡	八	四〇	三	四三	四	四〇	八	四八			苅ヤ
岡サキ	八	四四	三	四七	四	四四	八	五二			大府
苅ヤ	八	五〇	三	五三	四	五〇	八	五八			
大府	八	五五	三	五八	四	五五	九	〇三			

新橋濱松間汽車賃金早見表

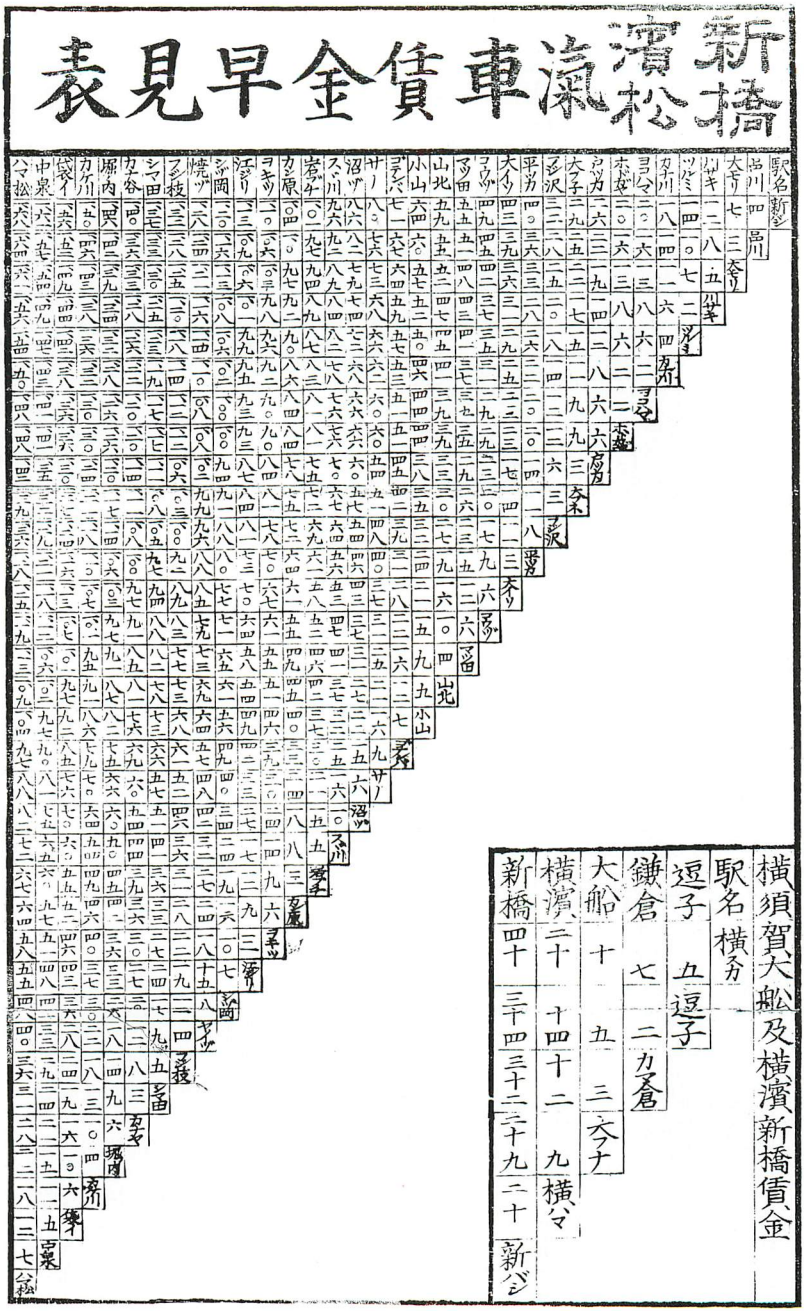

横須賀大船及横濱新橋賃金

駅名	横ヶ	逗子	鎌倉	大船	横濱	新橋
横ヶ		五	七	十	二十	四十
逗子	五		二	五	十四	三十四
鎌倉	七	二		三	十二	三十二
大船	十	五	三		九	二十九
横濱	二十	十四	十二	九		二十
新橋	四十	三十四	三十二	二十九	二十	

明治23年　東海道線運賃表　　渡辺武彦氏所蔵

佐野名所絵はがき・明治中頃の佐野駅前(現裾野駅)　　中川　力氏所蔵

大正元年　芹沢銀行株券
勝俣恵一朗氏所蔵

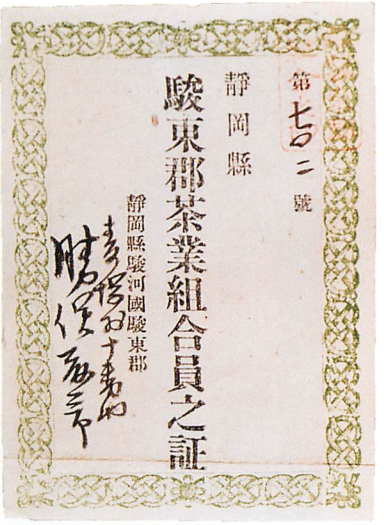

明治27年　駿東郡茶業組合員之証
勝俣恵一朗氏所蔵

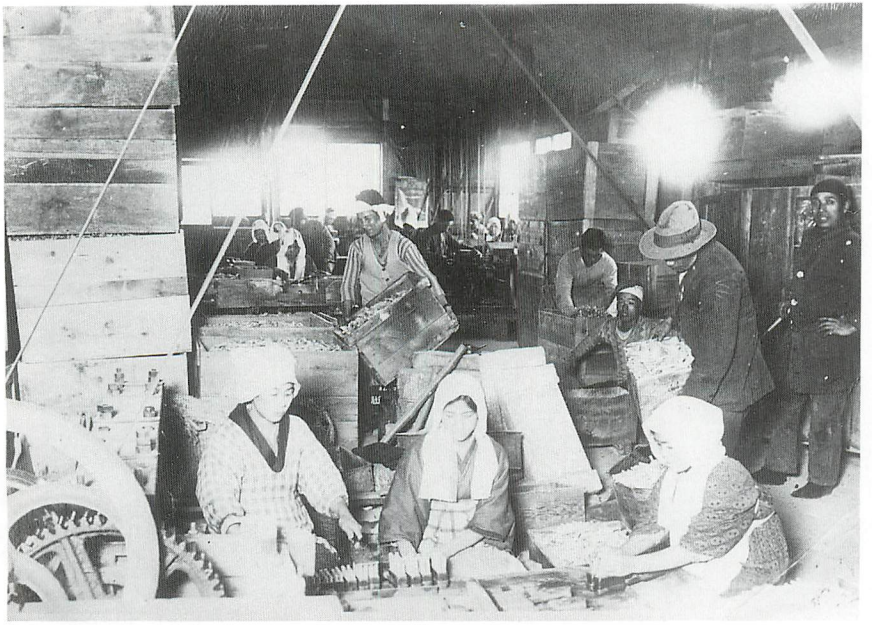

福島竹細工工場での仕事の様子　　福島尹夫氏所蔵

深良尋常小学校卒業記念(深良小学校創立100周年記念誌『ふから』より)

大正７年　小泉尋常小学校卒業記念　　持田利泰氏所蔵

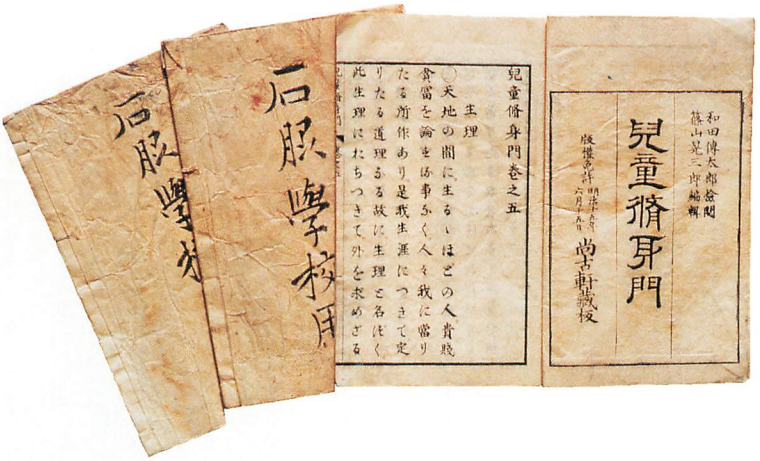

石脇区所蔵

服部鈴子氏所蔵

石脇区所蔵

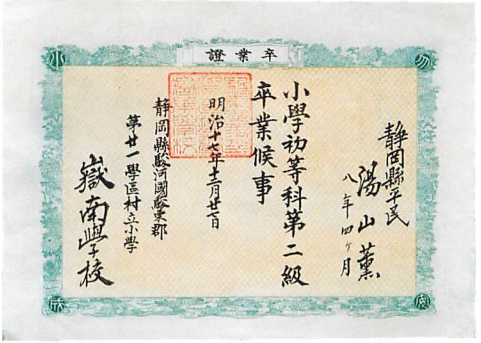

湯山芳健氏所蔵

明治期の小学校教科書・掛図と卒業証書

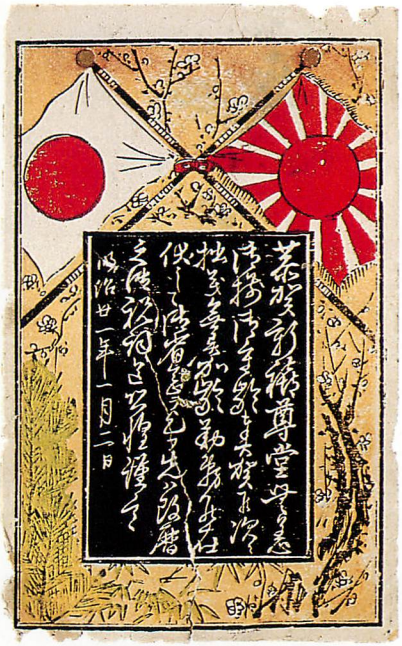

明治21年頃の軍事郵便　　杉本清住氏所蔵

大日本帝國
杉本
軍事郵便

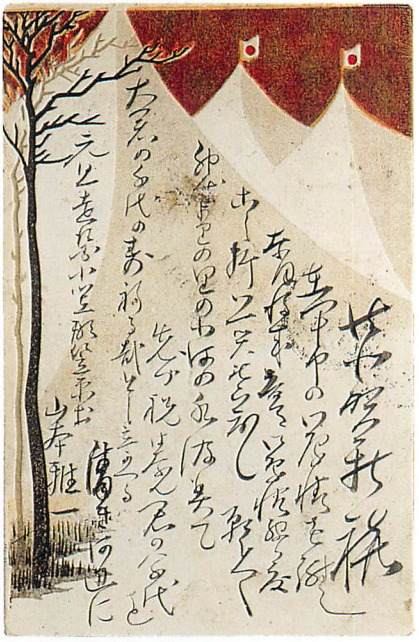

野ニ開ク衛生隊本部

西南戦争戦死者の碑　佐野原神社

日露戦争戦死者　表忠碑　富岡生霊神社

日露戦争戦死者の墓　須山

発刊のことば

裾野市長　市川　武

裾野市史編さん事業発足以来五年、ここに関係各位の多大なご尽力により、すでに刊行されている「資料編深良用水」「資料編考古」に引き続いて、第三冊目となる「資料編近現代Ⅰ」を発刊するはこびとなりました。まことによろこばしいことであります。

さて、本巻は明治初年から第一次世界大戦期までの裾野市内の重要資料を、内容別にそれぞれ年代順に掲載しました。明治五年は、平成四年からちょうど百二十年前にあたり、開港以来、近代国家日本の樹立を目指し、富国強兵を国策の中心に据えた明治政府は、次々と新しい政策を打ち出しました。この年の九月には、早くも新橋―横浜間の鉄道も開通し、西洋化は急激に進められていきました。

こうした国内情勢は、当然のことながら裾野の地にも大きな影響を与えています。本巻に掲載された

六百余点の資料からは、明治政府が出す様々な通達を受け、地域の発展に尽くした湯山半七郎をはじめとする指導者たちの動きから庶民の日常生活に至るまでの実情が浮かび上がってくるものと考えております。

裾野市史「資料編近現代Ⅰ」が、多くの皆さまに親しまれ、学校現場や郷土研究に携わる方々に活用され、郷土に対する関心、理解、愛着がいっそう深められていくことを願っております。さらに、近現代史研究の学術的な文献資料として、近隣市町村史や県史と合わせて、ご高覧いただけたら幸いです。

おわりにあたり、貴重な資料を快く提供していただいた所蔵者の皆様、様々なかたちでご協力をいただいた多くの方々や関係諸機関、多忙な中、資料調査・選択、編集にあたられた委員各位に対しまして、重ねて厚くお礼を申し上げます。

平成五年三月

刊行によせて

裾野市史編さん専門委員　四方　一泝

裾野市は、三つの山の裾野が入り合う地点、北から南に流れる黄瀬川にそって南北に展開する。文字どおり山すそのうえに繰り広げられた自然環境であり、そこに住む人びとの暮らしは山と台地と川に育まれ、働きかけ、切り拓き、共存した民衆の歴史である。

ここに住む人びとは、雄大な裾をひき、時のめぐり、四季のめぐりに装いをこらす富士の美しさに清々しい思いを澄まし、おだやかな函嶺の稜線と萌えいづる緑の山ふところに人の心の温かさを育まれ、峨々たる愛鷹の尾根に、厳しさに立ち向かう意思と忍耐を培い黄瀬川の渓流と深良用水の豊かな水に、潤いと安らぎをあたえられた。

かつて裾野市は深良・泉・小泉・富岡・須山の五か村からなり、それより先は今日の区に相当する二四の村に分かれ、おのおのが独立した村を構成し、それぞれの生活環境のなかで独自の生活を営んでいた。居住地域は主として黄瀬川の両岸および須山街道に沿って帯状に連なり、背後の山地と黄瀬川には

さまれた、水にめぐまれない狭い農耕地を生業の場とした。標高差・温度差も大きく、かならずしも豊かとはいえず、また深良・富岡・須山の北部の集落と泉・小泉の南部の集落とは生産も生活も異なり、北部諸村においても自然の環境のみならず歴史的環境も一様ではなかった。

このような立地条件は、南は沼津・三島の城下町・宿場町と、北は御殿場にはさまれた通過地点として政治的にも経済的にも顕著な自立と発展から疎外され、裾野の近代的な都市への脱皮を著しく妨げてきた。たしかにそこには一部の人びとの政治的あるいは文化的な活動や努力のあったことは見逃し得ない。しかしそれが地域全体のエネルギーにまで昂められるにはいたらなかった。東海道本線の敷設は、わが国の最も重要な鉄道幹線の沿線に裾野を位置づけることになった。裾野のもつ自然の景観が国の内外に裾野の存在を明らかにした。しかしそれも決して長つづきするものではなかった。

だが、自然の環境も生産様式も、そして歴史的環境をも異にするそれぞれの村々が、この狭間的な環境のなかで、いな、むしろこの狭間的環境のゆえにそれらの個別性、自立性を超えて協力し、協調してそこに住む人びとの生活を、自らの手で守りつづけてきた。それは単に村落間の協調のみならず、村のなかの階層を超えて村落共同体としての融和と協調の社会をつくりだしていった。もちろん部分的に紛争がなかったわけではない。しかしそれは自らの置かれた状況をふまえた人びとの叡智によって安穏な生活を、自然のめぐみを維持しつづけることができた。やがてこれらの村々がひとつになって「裾野市」を生みだすにいたったことは歴史的に当然ともいいうるであろう。

高度経済成長期にあって裾野市もまた、近代化の波にとり残されているわけにはいかなかった。大企業が相ついでここに進出し、町の景観も住民の生活も、そして地域社会の在り方も大きく変貌せざるをえなくなった。新しい時代の新しい富を求めていかなければならなかった。だがそれは、裾野の地域に生き自らの故郷への限りない愛おしみとその自然を守りつづけた先人たちの叡智によって可能にされたといっても過ちではないであろう。

裾野の近代の発展は、決して目まぐるしいものでも時代を先どりするものでもなかった。しかしそれはいたずらに旧套を墨守するものでもなかった。しっかりと大地に足を据えながら自らが置かれた諸条件を厳しく見つめ、自らの生き方を、真摯にまさぐりつづける民衆の力と歴史の尊さを教えるものといえよう。

平成五年三月

『裾野市史 資料編近現代Ⅰ』の刊行にあたって

裾野市史編さん専門委員　安田　常雄

『裾野市史』の「近現代資料編」は、ほぼ明治維新から現代までの激動の時代を対象とし、全二巻で構成する計画である。この度、刊行される「近現代資料編1」は、明治初年からほぼ第一次世界大戦期（一九一四―一九年）にわたる、裾野地域の人々の暮らしを軸に同時代の多様な姿を浮彫りにすべく編集されている。

この「近現代資料編」の編さんが始まったのは、一九九一年の一月であった。しかし、それはすべて零（ゼロ）からの出発であった。近世を中心とする基礎的文書の整理についてはいくぶんかの蓄積はあったが、固有の近現代関係の文書についてはまったく白紙であり、加えて「裾野市」の近現代の歴史を概観的にイメージできる手がかりもほとんどなかった。裾野市域の歴史について書かれた本も、学校教材や市域の「案内」以外にほとんどなく、また基礎的事実の確定に不可欠な系統的な「年表」も存在しなかったのである。しかし、いうまでもなく書かれた歴史書はなくとも、ひとびとの暮らしがあるかぎり、暮ら

しのなかに埋めこまれるように民衆の歴史は存在するのであり、それを一つひとつ復元する基礎的作業が始まったのである。深良用水については、すでに『裾野市史資料編深良用水』(一九九一年刊行)として独立の刊行計画が作られていたため、用水関係の資料は除き、一点ずつ資料を確認し、カードを作り、目録としてまとめていくという作業が続けられた。周知のように近現代の資料は膨大な量にのぼり、そのため、市史編さん室の方々をはじめ、他の時代を担当する専門委員・調査委員の方々に応援していただき、またたくさんの臨時職員の方々の助けを得て作業をすすめることができた。ある時は資料を所蔵する個人のお宅、また時には神社の社務所・地区の集会所などで資料調査を行っていったが、いまも、聞こえていたせみの声やななめに降りしきる雪の光景などを想いだすことができる。

主な資料としては、裾野市域の古い家に残る個人文書、市役所の本庁に所蔵されている各部局の「行政文書」、また特に深良・富岡・須山支所に所蔵されている「支所資料」そして石脇・佐野・御宿・葛山・今里などの「区有文書」を利用させていただき、さらに佐野原神社の資料も利用した。それ以外に同時代の新聞資料のマイクロフィルム(函右・大務・静岡新報・重新・沼津新聞)を意識的に活用したが、それは事実確認の資料であるばかりではなく、それぞれの時代のイメージと雰囲気を生きいきと呼び起してくれるからである。その資料全体はほぼ二〇、〇〇〇点余りに及ぶ。

数年にわたる作業の結果、「第一次選択目録」が出来上がったのは一九九二年の早春であり、それ以後資料本文八〇〇頁前後を目標に、各分野での厳密な選択作業がつづけられた。一方で選択が確定した

文書については解読・筆写を依頼し、他方で一点ずつ原文書にあたりながら選択を進めていった。周知のように近代資料には簿冊資料が多く、その厚い資料からある一部を選択する作業が最も時間と労力を必要としたと言えるかもしれない。九二年秋からは口絵資料の選択、統計図版の資料作成などをも組込みながら、「第三次目録」にそって厳選し、最終的に資料総点数、六二〇点の選択が確定したのである。

こうして刊行された「近現代資料編1」が、市民の一人ひとりにとって、今の暮らしの底にもうひとつの暮らしの歴史があることを認識することによって、現在の暮らし方を冷静にとらえ直し、新たな時代にむかう市民としての生きかたを再考する何がしかの手立てとなればと願っている。最後に、本書刊行までの実に多くの方々の献身的努力に対し、深く御礼を申し上げたい。

凡　例

一　本資料編は、明治・大正初期を対象に、明治六年（一八七三）から第一次世界大戦期（一九一八）までの資料六二〇点を収録した。

一　本書は三章から構成され、資料には検索上の便宜を計るため通し番号を付した。

一　字体は原則として常用漢字を用い、異体字は正字に改めた。但し、常用漢字にない字や固有名詞は原資料のままとした。

一　変体仮名は、助詞等に慣用的に使われる者・江・与・茂・ニ而・而已・ゟ・〆・ゑ・ゐは、資料の字体にあわせて、平仮名・片仮名に改めた。

一　誤字・脱字などの補正は右傍に注記した。

一　虫損・汚損などにより判読不可能な箇所は、□（一字分）、□□（二字分）、□（字数不明）のように示した。またプライバシーを配慮した箇所も同様の扱いとした。

一　敬語のための闕字は一字分空けた。

一　文中に押されている印は、実際に押されている場合は㊞（私印）・印（公印）とし、写しの場合は印（私印）・イ（公

印）とした。

一　資料を読み易くするため、適宜に読点（、）句点（。）並列点（・）を付し、一点ずつの統一制を用いた。

一　繰り返し記号として、漢字一字は「々」、二字は「〳〵」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ヽ」を用いた。

一　資料に端裏書・奥書・裏書・付箋・朱筆・朱印などがある場合は「　」で記し、右傍に注記した。

一　冊子の表紙は□で囲み、右傍に（表紙）と注記した。

一　資料の一部を抄録した場合は、その部分に（前略）・（中略）・（後略）と付した。

一　収録資料には、各資料の末尾に地区・所蔵者名、出典等を明記した。

一　資料中難解な文字については、適宜ルビをひらがなで、また原資料に元から付してあるルビには右傍に・・を付した。

近現代Ⅰ　総目次

口　絵
発刊のことば　裾野市長　市川武一
刊行によせて　裾野市史編さん専門委員　四方一洲三
『裾野市史　資料編近現代Ⅰ』の刊行にあたって　裾野市史編さん専門委員　安田常雄七
凡　例……一二
資料目次……一九
口絵目次……六一
統計図版目次……六三
第一章　「近代化」への道
第一節　暮らしの風景……六五
第二節　地租改正と村……八八

(1)耕宅地の地租改正……八八
(2)入会林野の官民有区分……一一六
第三節　産業と人々の仕事……一四二
(1)明治前期の物産と産業……一四二
(2)村の仕事……一五五
第四節　近代の窓としての教育……一七〇
(1)制度としての教育……一七〇
(2)くらしの中の教育……一九四
第五節　在村の神道 Topics Ⅰ……二〇四
第六節　村と戦争……二三三
(1)明治前期の村々……二三三
(2)徴兵制……二六〇

第二章　地域社会の再編成の中で
第一節　暮らしの風景……二七一
第二節　地域経済の展開……二九三

(1)農業・養蚕・製茶……二九三
(2)企業と銀行の設立……三〇一
(3)箱根山新道開削問題と東海道線……三一七
第三節　入会地をめぐる諸問題……三四〇
第四節　自由民権運動と貧民党 Topics II……三七三
(1)自由民権運動をめぐる諸潮流……三七三
(2)貧民党とその背景……三九九
第五節　近代教育の展開……四三六
(1)公教育の自由と統制……四三六
(2)子どもの生活と学校……四六八
第六節　村と戦争……四七九
(1)町村制の施行と村落政治……四七九
(2)日清戦争……五〇七

第三章　帝国日本と地域村落

第一節　暮らしの風景……五一七

(1)世相……五二七
(2)村の芸能……五四〇
(3)衛生・伝染病……五四三
(4)地域政治の動き……五五四
(5)天皇の村落通過時の諸注意……五五五
(6)明治天皇の大葬……五五八
第二節　諸産業の発展……五六八
(1)農業生産の発展と農業諸団体の設立……五六八
(2)養蚕・竹細工など特産品の発展……六〇〇
(3)近代工業の芽ばえ……六一五
第三節　入会地をめぐる諸問題……六三三
第四節　明治の家 Topics III……六六八
(1)明治の家族……六六八
(2)人の一生……六七五
第五節　〈教育〉による「国民」の再編成……六九三
(1)小学校教育の再編と拡充……六九三

(2)青年教育の組織・制度化……七三
第六節　村の政治と人々の暮らし……七四五
(1)戦中・戦後の行財政……七四五
(2)富士裾野演習場と人々の暮らし……七七五
第七節　村と戦争―日露戦争―……七九三
(1)兵士召集……七九三
(2)出征のプロセス……八〇四
(3)戦死＝村葬・戦病・合祀……八一四
(4)家族救護……八三〇
(5)戦時協力……八三四
統計　図　版……八四九
解　　説……八六一
あとがき……九四五
裾野市史編さん関係者……九四七
口絵写真　堤　勝雄

近現代Ⅰ　資料目次

第一章　「近代化」への道

第一節　暮らしの風景

一　明治　七年（一八七四）　九月～　裾野郵便局沿革（抄）……六五
二　年月日不詳　雌雄瀑布景……六五
三　明治　九年（一八七六）　一月二四日　強盗始末書……六七
四　明治　七年（一八七四）　九月二四日　在来埋葬地書上……六八
五　明治　七年（一八七四）　一〇月一四日　行倒死人御訴書……六九
六　明治　七年（一八七四）　一二月一五日　頼母子講　条約書……六九
七　明治　九年（一八七六）　一〇月　二日　浄瑠璃寄夜興行願……七一
八　明治　九年（一八七六）　一〇月　七日　相撲興行御願……七二
九　明治一〇年（一八七七）　四月一五日　種痘御免許年月上申書……七三
一〇　明治一二年（一八七九）　一〇月一二日　虎列刺予防祈願成就につき花火打上許可願……七三
一一　明治一二年（一八七九）　八月二六日　虎列刺予防日記ならびに諸用帳……七四

一三　明治一二年（一八七九）　一〇月　四日　コレラ治療に奮闘する医師……六六
一三　明治一二年（一八七九）　一二月一八日　失火御届……七七
一四　明治一三年（一八八〇）　五月一八日　盗難御届……六八
一五　明治一四年（一八八一）　四月～　富岡村消防組第一部沿革誌……六九
一六　明治一四年（一八八一）　五月一四日　駿東の馬市と賭博……八三
一七　明治一四年（一八八一）　一二月　愛親講連名簿……八三
一八　明治二三年（一八九〇）　二月二〇日　私設消防時代の沿革……八三
一九　明治一四年（一八八一）　九月　駿東病院第二出張所設立の件①……八五
二〇　明治一四年（一八八一）　九月　駿東病院第二出張所設立の件②……八六

第二節　地租改正と村

(1)耕宅地の地租改正

二二　明治　九年（一八七六）　三月　九日　久根村丈量着手御届書……八八
二三　明治　九年（一八七六）　八月一七日　実地丈量催促の通達……八八
二三　明治　九年（一八七六）　九月　久根村丈量終了につき検査願……八九
二四　明治一〇年（一八七七）　五月一五日　模範村へ連合心得方演説……八九
二五　明治一〇年（一八七七）　七月　模範区内地位連合に関し区戸長心得方演説……九一
二六　明治一〇年（一八七七）　九月　九日　第三模範区内地位連合につき各村総代人委任証……九三

二七　明治一〇年（一八七七）　九月　九日　第三模範区内地位等級連環各村総代人誓約書 …… 九五
二八　明治一〇年（一八七七）　九月　九日　地位詮定日誌（抄） …… 九五
二九　明治一一年（一八七八）　一月二四日　第三模範区内村々地位等級甲号表返却の願 …… 一〇〇
三〇　年月日不詳　第三番模範村区内連環田位表 …… 一〇一
三一　明治一二年（一八七九）　三月一四日　明治一二年三月一一日付人民必得書に対する質問書 …… 一〇一
三二　明治一二年（一八七九）　三月一七日　等級間の差米麦につき布達 …… 一〇四
三三　明治一二年（一八七九）　四月一四日　地租改正事務担当につき委任状 …… 一〇四
三四　明治一二年（一八七九）　四月二四日　明治一二年三月一一日付演達書等の趣につき請書 …… 一〇五
三五　明治一二年（一八七九）　一一月二五日　第三模範区丁組合改正反額定約の証 …… 一〇五
三六　明治一二年（一八七九）　一二月二七日　田畑収穫地価など垂示額受諾についての通達 …… 一〇七
三七　明治一二年（一八七九）　一二月三〇日　第三番模範丁組合田収穫反米額請書 …… 一〇七
三八　明治一三年（一八八〇）　一月　四日　第三模範区丁組合村々垂示額割当書上 …… 一〇八
三九　明治一三年（一八八〇）　二月二八日　第三模範区丁組合田方収穫表・畑方収穫表・宅地地価表 …… 一一〇
四〇　明治一三年（一八八〇）　三月三一日　久根村地租改正入費取調書 …… 一一三
四一　明治一三年（一八八〇）　四月一九日　第三番模範丁組合改正新租上納願 …… 一一三
四二　明治一三年（一八八〇）　三月一八日　茶畑村改租調印をめぐる紛争に関し済口示談書 …… 一一五

一四三　明治一四年(一八八一)　三月　四日　上ヶ田村での地位等級改正の動き……一二六

(2)入会林野の官民有区分

一四四　明治　六年(一八七三)　六月　葛山村・千福村の入会境界について為取替規定書……一二六

一四五　明治　七年(一八七四)　一二月一五日　佐野村の山税書上……一二八

一四六　明治　八年(一八七五)　一〇月二四日　千福村の秣薪山について願書……一二九

一四七　明治　九年(一八七六)　三月二七日　還禄士族へ須山村官林払下の達……一三〇

一四八　明治　九年(一八七六)　五月一五日　須山村官林払下地につき伺書……一三〇

一四九　年月日不詳　須山村愛鷹山付官林絵図面……一三三

一五〇　明治　九年(一八七六)　一〇月　還禄士族から須山村へ払下山林の永代売渡証文……一三四

一五一　明治一五年(一八八二)　一二月二五日　明治九年改正地券(須山村開墾試作地)……一三五

一五二　明治一〇年(一八七七)　二月一九日　須山村内大野原入会地につき示談証写……一三六

一五三　明治一〇年(一八七七)　一一月　愛鷹入会山共有据置願写……一三八

一五四　明治一三年(一八八〇)　二月一八日　江ノ浦山につき為取換議定之証……一三九

一五五　明治一三年(一八八〇)　九月二一日　茶畑村内東山入会地官民有区分の儀につき願……一三一

一五六　明治一四年(一八八一)　一二月一六日　大畑・佐野・千福三か村入会地官民有区分願……一三三

一五七　明治一五年(一八八二)　六月　四日　須山村字内野山野について入会村々人民と須山村人民との誓約……一三五

五八　明治一六年(一八八三)　一一月　五日　大野原入会地の民有引戻願……一三七

第三節　産業と人々の仕事

(1)明治前期の物産と産業

五九　明治　六年(一八七三)　八月一九日　拝借金願書……一四三

六〇　明治　六年(一八七三)　一二月二五日　産物御届書　御宿村……一四三

六一　明治　七年(一八七四)　三月一八日　陸運人馬の儀につき願書……一四四

六二　明治　八年(一八七五)　明治八年物産取調書　石脇村……一四四

六三　明治　八年(一八七五)　九月　九日　製茶産出高御取調につき書上書　下和田村……一四六

六四　明治一〇年(一八七七)　七月　九日　勧業博覧会出品の篠竹……一四七

六五　明治一三年(一八八〇)　三月一〇日　明治一二年作毛成熟概況　富沢村……一四七

六六　明治一二年(一八七九)　山梨県への出稼の証　千福村……一四八

六七　明治一三年(一八八〇)　三月　製造人・職工　満一五年以上人員取調書　久根村……一四九

六八　明治一三年(一八八〇)　八月　三日　明治一三年八月三日商業人取調　御宿村……一五一

六九　明治一四年(一八八一)　五月　桑葉売買日誌　千福村……一五三

七〇　年月日不詳　酒造惣代心得書……一五三

(2)村の仕事

七一　明治　六年(一八七三)　九月二八日　威銃御免許願　富沢村……一五五

六三　明治　六年（一八七三）　一二月二七日　宿屋営業願の儀につき書付　佐野村……一五五
六三　明治　七年（一八七四）　一〇月三一日　自用水車の儀につき上申書　富沢村……一五六
六四　明治　九年（一八七六）　三月一二日　営業水車御免許御願　茶畑村……一五六
六五　明治二九年（一八九六）　一〇月二三日　自家用酒製造御免許申請　小泉村……一六七
六六　明治　九年（一八七六）　一一月二四日　酒造の器械取調帳　御宿村……一六八
六七　明治一〇年（一八七七）　二月一一日　新規桶作ならびに輪換御届書　伊豆島田村……一六九
六八　明治一〇年（一八七七）　二月一六日　医業御免許願　伊豆島田村……一七〇
六九　明治一〇年（一八七七）　三月一七日　三味線師営業願　伊豆島田村……一七〇
七〇　明治一〇年（一八七七）　二月一六日　鍼治御免許願　平松新田……一七一
七一　明治一〇年（一八七七）　三月三一日　産婆御鑑札御請書　佐野村……一七二
七二　明治一〇年（一八七七）　五月　青黛製造御届書　御宿村・大畑村……一七三
七三　明治一〇年（一八七七）　六月　人力車稼営業願　佐野村……一七三
七四　明治一〇年（一八七七）　六月一三日　荷車御免許願　御宿村……一七三
七五　明治一〇年（一八七七）　七月一〇日　自用荷車御免許願　伊豆島田村……一七四
七六　明治一〇年（一八七七）　七月一六日　古着古道具商廃業願　富沢村……一七四
七七　明治一〇年（一八七七）　八月一七日　酒造営業御免許御鑑札願　富沢村……一七五
七八　明治一二年（一八七九）　一〇月二三日　水車税の儀につき願書　富沢村……一七五

八九　明治一三年(一八八〇)　四月一一日　質屋開業願および許可の達し　御宿村……一六六
八〇　明治一三年(一八八〇)　八月一四日　俳優営業鑑札の願出についての注意……一六六
八一　明治一七年(一八八四)　四月　二日　医術開業免許状御下附再願……一六七
八二　明治一九年(一八八六)　一二月　二日　駅伝営業願　深良村……一六八
八三　明治二七年(一八九四)　一二月一九日　豆腐職営業御届　小泉村……一六九

第四節　近代の窓としての教育

(1)制度としての教育

九四　年月日不詳　久根小学校諸雑費日記帳……一七〇
九五　明治　七年(一八七四)　一月一八日　小学校行餘舎設立入費方法書上……一七一
九六　明治　七年(一八七四)　三月　小学校誠求舎開業願……一七三
九七　明治　七年(一八七四)　七月一八日　私学映雪舎開業願……一七四
九八　明治　八年(一八七五)　八月一三日　甘静舎幹事試補人名……一七五
九九　明治　八年(一八七五)　一二月二〇日　小学校支校設置願……一七六
一〇〇　明治　九年(一八七六)　一月一一日　小学校資本金減額願……一七六
一〇一　年月日不詳　小学校貫信舎校則……一七七
一〇二　明治　八年(一八七五)　八月一三日　書籍ならびに木盤御渡願……一七八
一〇三　年月日不詳　小学校見取図および机・いす・黒板図……一七九

一〇四　明治　八年(一八七五)　一一月一五日　就学不就学取調通達……一八一
一〇五　明治　九年(一八七六)　一月一二日　就学不就学取調書上……一八一
一〇六　明治　九年(一八七六)　二月二二日　小学校幹事設置伺……一八二
一〇七　年月日不詳　学校連合町村会規則……一八三
一〇八　明治　八年(一八七五)　九月　四日　生徒試験日割……一八四
一〇九　明治　八年(一八七五)　一二月　生徒小試験表……一八五
一一〇　年月日不詳　「果物」についての児童答案……一八七
一一一　年月日不詳　「稲」についての児童答案……一八八
一一二　年月日不詳　教育伝習課程とその品評……一八八
一一三　明治　八年(一八七五)　八月一八日　師範学校開業式通達……一八九
一一四　明治　八年(一八七五)　一二月一四日　教員試験通達……一八九
一一五　年月日不詳　算術指導ノート……一九〇
一一六　明治　九年(一八七六)　八月　八日　正課伝習会開会通達……一九一
一一七　年月日不詳　教員研修所規則議案ならびに教員申合……一九一

(2)くらしの中の教育

一一八　明治　八年(一八七五)　六月一一日　入校につき静岡行日記……一九四
一一九　明治　八年(一八七五)　一二月一九日　夜学授諸記……一九七

一一〇　明治　九年(一八七六)　三月　二日　棄児養育米伺……一九九
一一一　明治一四年(一八八一)　三月　五日　一六会より夜学が必要……二〇〇
一一三　明治一四年(一八八一)　九月二一日　学校より屋台が必要……二〇〇
一一三　明治一四年(一八八一)　五月二一日　近藤塾入塾志願……二〇〇
一一四　明治一六年(一八八三)　一二月　一日　寺子屋教材初学法帖数種……二〇二

第五節　在村の神道 Topics Ⅰ

一一五　明治　六年(一八七三)　三月二七日　神祭につき手踊願……二〇四
一一六　明治　七年(一八七四)　一〇月二三日　紙喪祭願書……二〇四
一一七　明治　七年(一八七四)　二月　九日　神武天皇遥拝所設置願書……二〇六
一一八　明治　七年(一八七四)　四月一六日　教導職湯山半七郎　顕幽分界説教……二〇七
一一九　明治　七年(一八七四)　五月　六日　教導職湯山半七郎　文明開化説教……二〇九
一二〇　明治　七年(一八七四)　一〇月一八日　教導職湯山半七郎　勧業説教……二一二
一二一　明治　八年(一八七五)　五月一七日　教導職湯山半七郎　学校奨励説教……二一三
一二三　明治　八年(一八七五)　一一月一七日　邪蘇教防御誓文……二一四
一二三　年月日不詳　邪蘇教防止有志誓約書……二一五
一二四　明治一〇年(一八七七)　一一月一七日　修験者神仏混交改正につき延触……二一六
一二五　明治二〇年(一八八七)　九月一〇日　谷干城、佐野原神社建碑に尽力……二一七

一三六　明治　八年(一八七五)　九月二五日　佐野原神社建設上棟書……二一七
一三七　明治　九年(一八七六)　五月　佐野原神社建設寄附御連名帳……二一〇
一三八　明治　九年(一八七六)　二月二六日　富沢村愛鷹神社氏子帳……二一三
一三九　明治二三年(一八九〇)　三月　神道大社教教化決議書……二一六
一四〇　明治一九年(一八八六)　三月二〇日　神道大社教への信仰……二一〇
一四一　明治二八年(一八九五)　佐野原神社保有金募集趣意書……二一一

第六節　村と戦争

(1)明治前期の村々

一四二　明治　七年(一八七四)　七月　明治六年千福村民費書上……二一三
一四三　明治　九年(一八七六)　一月～　三小区扱所費割取立簿……二一四
一四四　明治　九年(一八七六)　四月二四日　伊豆島田村・水窪村合村につき村名更正願……二一八
一四五　明治一三年(一八八〇)　一月　石脇村　凶災予備方法簿……二一九
一四六　明治一三年(一八八〇)　八月二五日　御宿村村会のようす……二二一
一四七　明治一三年(一八八〇)　九月二〇日　御宿村凶年予備貯蓄籾米取扱規則……二二一
一四八　明治一三年(一八八〇)　一一月一一日　二四か村連合村会のようす……二二四
一四九　明治一三年(一八八〇)　一一月　今里村村会規則……二二五
一五〇　明治一三年(一八八〇)　今里村村会議事細則及び傍聴心得……二二八

一五一　年月日不詳　連合村会規則……二五一
一五三　明治一七年（一八八四）　一〇月　深良村戸長事務引継演説書……二五四
一五三　明治一八年（一八八五）　一二月二〇日　御宿村ほか一〇か村申合規約……二五六
(2)徴兵制
一五四　明治　七年（一八七四）　四月　七日　戊辰戦争戦死者埋葬墳墓の調査　麦塚村……二六〇
一五五　明治一〇年（一八七七）　一月　明治一〇年国民軍書上げ　金沢村……二六〇
一五六　明治一〇年（一八七七）　三月　三日　徴兵家族書　深良村……二六三
一五七　明治一〇年（一八七七）　三月　三日　徴兵適齢の者逃亡の儀につき届書……二六四
一五八　明治一一年（一八七八）　九月二四日　西南戦争の戦死者のための招魂社建築願……二六五
一五九　明治一一年（一八七八）　一一月二〇日　徴兵代人につき約定証……二六六

第二章　地域社会の再編成の中で

第一節　暮らしの風景

一六〇　明治一四年（一八八一）　三月　音曲軍談興行願……二七一
一六一　明治一五年（一八八二）　四月二九日　浄瑠璃人形人興行願……二七一
一六二　明治一五年（一八八二）　一〇月二二日　神楽獅子舞願……二七二
一六三　明治一七年（一八八四）　一一月二五日　暴風被害報告　御宿村……二七三

一六四　明治一七年（一八八四）　一〇月二五日　ハワイへの農業移民募集について……二七四
一六五　明治一八年（一八八五）　一月一六日　ハワイへの農夫募集　深良村……二七七
一六六　明治一九年（一八八六）　八月一〇日　天然氷の販売　佐野村……二七八
一六七　明治二二年（一八八九）　二月一九日　憲法は臣民の必読書……二七八
一六八　明治二一年（一八八八）　四月　六日　郡と駿東病院との契約書……二七九
一六九　明治二二年（一八八九）　三月一九日　第七区の国会議員（駿東郡域）……二八〇
一七〇　明治二二年（一八八九）　八月一六日　佐野の滝……二八〇
一七一　明治二二年（一八八九）　九月　四日　佐野の滝の遊客（佐野瀑布の見学）……二八一
一七二　明治二三年（一八九〇）　一月　四日　駿東郡北部の新年（太陰暦正月）……二八一
一七三　明治二三年（一八九〇）　二月一五日　駿東郡北部の近況……二八二
一七四　明治二三年（一八九〇）　四月三〇日　「奇怪な流言」コレラを防ぐ……二八二
一七五　明治二三年（一八九〇）　六月　七日　佐野の滝……二八二
一七六　明治二三年（一八九〇）　九月一〇日　同盟申合規約　富岡村今里……二八三
一七七　明治二四年（一八九一）　三月一六日　村方瞽女泊り仕役控帳……二八五
一七八　明治二四年（一八九一）・大正五年（一九一六）　旅客宿泊人名簿　五竜館（明治二四年・大正五年）……二八六
一七九　明治二六年（一八九三）　太陽暦浸透せず……二八九
一八〇　明治二〇年代の暮らし……二八九

第二節　地域経済の展開

(1)農業・養蚕・製茶

一八一　明治一八年(一八八五)　一月二〇日　第二回製茶競進会褒賞授与式宴会歌 …… 二九三
一八二　明治一九年(一八八六)　一月二〇日　農事改良(御宿村外一〇か村) …… 二九三
一八三　明治二一年(一八八八)　製糸紅女日当賃金表 …… 二九四
一八四　明治二一年(一八八八)　五月一一日　駿東郡茶業組合内景況(五月六日発) …… 二九四
一八五　明治二二年(一八八九)　五月三〇日　駿東郡一番茶概況 …… 二九四
一八六　明治二三年(一八九〇)　五月一八日　駿東郡の茶況 …… 二九五
一八七　明治二五年(一八九二)　九月一八日　水車仲間加入約定ノ証 …… 二九五
一八八　明治二七年(一八九四)　一月三〇日　一ヶ年農業奉公人請状 …… 二九六
一八九　明治一八年(一八八五)　七月二一日　茶繭生糸共進会(開場式) …… 二九六
一九〇　明治一八年(一八八五)　九月一〇日　蚕業組合規約 …… 二九七
一九一　明治一九年(一八八六)　五月二八日　郡長の諭達(養蚕) …… 二九八
一九二　明治二一年(一八八八)　四月一二日　駿東郡養蚕伝習所諸則 …… 二九九
一九三　明治二二年(一八八八)　五月　八日　養蚕景況(駿東郡蚕糸業組合) …… 三〇一

(2)企業と銀行の設立

一九四　明治一一年(一八七八)　六月二九日　環融社内則・貸金預り金取引規則・環融社募金表 …… 三〇一

一九五　明治一六年（一八八三）　七月一二日　環融社より湯山半七郎あて書簡①……三〇六
一九六　明治一六年（一八八三）　七月一六日　環融社より湯山半七郎あて書簡②……三〇八
一九七　明治一六年（一八八三）　七月一九日　環融社の株主あて至急連絡……三〇九
一九八　明治一六年（一八八三）　八月　四日　御厨銀行規則……三一〇
一九九　明治一六年（一八八三）　九月一九日　御厨銀行開業……三一四
二〇〇　明治一七年（一八八四）　六月一四日　貸付ヶ金証書写……三一五
二〇一　明治二二年（一八八九）　五月　五日　積信社の回顧……三一六
二〇二　明治三六年（一九〇三）　九月　工場取調御届……三一六

(3)箱根山新道開削問題と東海道線

二〇三　明治一一年（一八七八）　一一月　二日　函嶺道路改革建言……三一七
二〇四　明治一三年（一八八〇）　五月　函嶺山道開鑿結社連名帳……三一八
二〇五　明治一三年（一八八〇）　五月二三日　箱根山開鑿道路の計画着手……三二〇
二〇六　明治一四年（一八八一）　一月二七日　箱根山開鑿道路のその後……三二〇
二〇七　明治一八年（一八八五）　一〇月　八日　函嶺開鑿請願上京記……三二一
二〇八　明治一八年（一八八五）　一一月一六日　箱根山岐路車馬道開鑿願書御返戻願……三二六
二〇九　明治一九年（一八八六）　一月二九日　函根山新道開鑿御官設願……三二七
二一〇　明治一七年（一八八四）　六月一〇日　足柄古道道路景況一班……三二九

二一　明治二三年（一八九〇）　一〇月一九日　小泉村佐野須山村間の道路修繕……三三〇
二二　明治三三年（一九〇〇）　四月一九日　新井坂道路改良の儀につき請願書……三三〇
二三　明治四一年（一九〇八）　三月一九日　知事、須山・佐野往還を視察……三三一
二四　明治四一年（一九〇八）　七月一五日　佐野・須山往還改修……三三一
二五　大正　二年（一九一三）　五月一〇日　道路類別変更請願……三三一
二六　明治二〇年（一八八七）　五月一七日　駿東郡鉄道工事　平松・茶畑……三三三
二七　明治二〇年（一八八七）　六月二二日　平松新田へ鉄道馬車停車場設置……三三三
二八　東海道線の回想……三三三
二九　大正　元年（一九一二）　八月　九日　東海道熱海線開設につき在来線の広軌願い……三三五
三〇　大正　四年（一九一五）　六月二二日　佐野駅改称理由……三三八
三一　大正　四年（一九一五）　七月一五日　東海道佐野駅を裾野駅と改む……三三九

第三節　入会地をめぐる諸問題

三三　明治二〇年（一八八七）　四月一二日　須山一一三戸共有連名簿……三四〇
三三　明治二〇年（一八八七）　九月　三日　愛鷹官林残木払下願および官地拝借開墾願……三四〇
三四　明治二二年（一八八九）　一一月　愛鷹牧畜会社設立認可願および牧畜会社規則緒言……三四一
三五　明治二三年（一八九〇）　八月一七日　愛鷹山御料原野秣払下規約書……三四二
三六　明治二六年（一八九三）　一二月二一日　葛山ほか三大字入会地についての契約書……三四三

二二七　明治二七年（一八九四）　三月二五日　愛鷹山民有引戻願……二四五
二二八　明治一七年（一八八四）　三月　茶畑村大野原不入会につき差入証……二四七
二二九　明治二一年（一八八八）　四月　大野原官地払下願……二四七
二三〇　明治二四年（一八九一）　三月　三日　大野原御料原野拝借料減額についての上申書および決議書……二四九
二三一　明治一七年（一八八四）　三月　茶畑村持字東山入会山保存規約証……二五三
二三二　明治一八年（一八八五）　七月　八日　茶畑山御座ノ尾入会権裁判判決……二五三
二三三　明治一八年（一八八五）　四月二三日　茶畑山移住開墾願……二五七
二三四　明治二一年（一八八八）　一〇月一〇日　茶畑村開墾地規則……二五八
二三五　年月日不詳　茶畑持東山入会山地についての規約……二五九
二三六　明治二四年（一八九一）　四月二一日　協議費精算請求事件の判決……二六〇
二三七　明治一八年（一八八五）　九月三〇日　公文名村・久根村山林増殖保護につき約定……二六二
二三八　明治二六年（一八九三）　一〇月　江ノ浦山開墾栽培について久根・公文名の契約書……二六四
二三九　明治三二年（一八九九）　二月　江ノ浦山植林・開墾についての請願書……二六六
二四〇　明治三三年（一九〇〇）　九月二二日　江ノ浦山開墾請願に対する上申書……二六八
二四一　明治三四年（一九〇一）　二月　五日　江ノ浦山開墾についての承諾書……二六九
二四二　明治二〇年（一八八七）　八月二一日　椚林下草入会刈取についての約定……二七一

第四節　自由民権運動と貧民党 Topics Ⅱ

(1)自由民権運動をめぐる諸潮流

①湯山柳雄の活動

二四三　明治一一年(一八七八)　七月　六日　湯山柳雄物産興業に着目……二七三
二四四　明治一三年(一八八〇)　九月二五日　二四ヶ村連合会における演述……二七三
二四五　明治一四年(一八八一)　五月一〇日　御宿村で農事談話会を開く……二七四
二四六　明治一四年(一八八一)　一二月一〇日　御宿村で農事談話会を開く……二七五
二四七　明治一七年(一八八四)　五月二八日　静岡県隆美協会規則諸言……二七六
二四八　明治一七年(一八八四)　一〇月　四日　法律研究会を開く……二七八
二四九　明治二三年(一八九〇)　七月一二日　富陽農産品評会の通知……二七九
二五〇　明治二三年(一八九〇)　一〇月　九日　富岡・須山両村有志懇親会……二八〇
二五一　明治二三年(一八九〇)　一〇月　九日　大麦品種改良に努む……二八〇
二五二　明治二四年(一八九一)　七月一二日　佐野に五龍館開業……二八一
二五三　明治三六年(一九〇三)　九月一九日　進歩派高梨派と争う……二八一
二五四　明治三六年(一九〇三)　九月二二日　高梨派と争う……二八二
二五五　明治一八年(一八八五)　八月二八日　履歴書……二八三

②愛郷社の設立と解散

二五六　明治一三年（一八八〇）　一一月一四日　愛郷社の設立 …… 三八四
二五七　明治一四年（一八八一）　四月一九日　愛郷社諸言 …… 三八四
二五八　明治一四年（一八八一）　四月二七日　愛郷社の隆盛 …… 三八五
二五九　明治一四年（一八八一）　七月　五日　愛郷社演説会の広告 …… 三八六
二六〇　明治一四年（一八八一）　七月一六日　愛郷社第三常会演説 …… 三八六
二六一　明治一四年（一八八一）　九月　一日　愛郷社員懇親演説会 …… 三八七
二六二　明治一四年（一八八一）　九月一三日　愛郷社第四常会演説予告 …… 三八七
二六三　明治一四年（一八八一）　九月二四日　愛郷社第四常会演説報道 …… 三八七
二六四　明治一四年（一八八一）　一一月二八日　愛郷社演説 …… 三八八
二六五　明治一五年（一八八二）　一月二五日　愛郷社会議広告 …… 三八八
二六六　明治一五年（一八八二）　一二月　四日　愛郷社解社広告 …… 三八八
二六七　年月日不詳　湯山半七郎「身家盛衰ノ循環ハ何レノ点ニ有ヤ」 …… 三八八

③岳南自由党の活動

二六八　明治一五年（一八八二）　三月　二日　岳陽青年親睦会の景況 …… 三九一
二六九　明治一五年（一八八二）　三月一三日　御厨懇親会概況 …… 三九二
二七〇　明治一五年（一八八二）　三月一四日　嶽南自由党入党勧誘等の広告 …… 三九三
二七一　明治一五年（一八八二）　三月一九日　嶽南自由党入党勧誘広告 …… 三九四

二七三　明治一五年(一八八二)　五月一〇日　懇親会の盛況……三九四
二七三　明治一五年(一八八二)　一二月　八日　旧岳南自由党懇親会……三九五
二七四　明治一五年(一八八二)　一二月一〇日　旧岳南自由党懇親会景況……三九五

④尚義会の結成

二七五　年　不　詳　一二月　七日　渡辺隼雄より岩崎佐十郎への書簡……三九六
二七六　年月日不詳　尚義会同盟簿……三九七
二七七　年　不　詳　二月二〇日　天野幸逸より岩崎佐十郎宛書簡、表書きおよび裏書き……三九九

(2)貧民党とその背景

二七八　明治一四年(一八八一)　一二月　五日　小作人集会等の事……三九九
二七九　明治一四年(一八八一)　一二月一四日　小作人村八分のこと……四〇〇
二八〇　明治一六年(一八八三)　四月　千福に天狗回章あり……四〇一
二八一　明治一六年(一八八三)　一二月一八日　御厨銀行襲撃につき湯山半七郎書簡……四〇一
二八二　明治一六年(一八八三)　一二月二五日　御厨銀行襲撃の動き……四〇二
二八三　明治一七年(一八八四)　一一月一九日　人民集合の情勢……四〇三
二八四　明治一七年(一八八四)　一二月二八日　小作人、貧民寄合をなす……四〇三
二八五　明治一八年(一八八五)　一月　四日　御厨銀行移転広告……四〇三
二八六　明治一八年(一八八五)　一月　五日　貧民救助の原則……四〇四

二八七　明治一八年(一八八五)　一月　六日　久根村の約定証……四〇四
二八八　明治一八年(一八八五)　一月　八日　御厨銀行襲撃の形勢……四〇五
二八九　明治一八年(一八八五)　一月　九日　御厨地方貧民集合……四〇六
二九〇　明治一八年(一八八五)　一月一八日　密告報告……四〇六
二九一　明治一八年(一八八五)　一月一九日　貧民寄合大惣代、御厨銀行無心につき、湯山半七郎宅に来る……四〇八
二九二　明治一八年(一八八五)　一月二四日　貧民党深良村光泉寺に集合……四〇八
二九三　明治一八年(一八八五)　一月二八日　貧民党伊豆銀行に迫る……四〇九
二九四　明治一八年(一八八五)　一月二八日　湯山柳雄　元老院に建白……四〇九
二九五　明治一八年(一八八五)　三月　二日　建白書進達願……四一二
二九六　明治一八年(一八八五)　一月二一日　駿東郡長、借金党・貧民党につき諭達……四一三
二九七　明治一八年(一八八五)　二月　六日　貧民党三島など各地に押出す……四一四
二九八　明治一八年(一八八五)　二月　七日　貧民党三島大社に集合……四一五
二九九　明治一八年(一八八五)　二月一〇日　貧民党報道につき訂正……四一五
三〇〇　明治一八年(一八八五)　二月一〇日　貧民党三島押出しにつき諸氏説諭……四一六
三〇一　明治一八年(一八八五)　二月一三日　貧民へ慈善……四一六
三〇二　明治一八年(一八八五)　二月一三日　駿東郡長の諭達を読む……四一七

二〇三　明治一八年（一八八五）　二月一四日　駿東郡長の諭達を読む（続）……四一八
二〇四　明治一八年（一八八五）　二月一五日　駿東郡長の諭達を読む（完）……四一〇
二〇五　明治一八年（一八八五）　三月　一日　三島駅の借金党……四一三
二〇六　明治一八年（一八八五）　三月一七日　貧困党同盟規約を以て迫る……四一三
二〇七　明治一八年（一八八五）　四月　八日　貧民党不穏……四一三
二〇八　明治一八年（一八八五）　四月一二日　貧民党鎮静の報道……四一四
二〇九　明治一八年（一八八五）　四月二二日　警察署の対応……四一四
二一〇　明治一八年（一八八五）　九月一九日　駿東郡下の窮状……四一五
二一一　明治一八年（一八八五）　九月二二日　駿東郡下の窮状（続）……四一六
二一二　明治一八年（一八八五）　九月二三日　駿東郡下の窮状（続々）……四一八
二一三　明治一八年（一八八五）　九月二六日　駿東郡下の窮状（完）……四二〇
二一四　明治一八年（一八八五）　榊研三訓導免官についての嘆願書……四二二
二一五　明治二四年（一八九一）　榊研三君の伝……四二四

第五節　近代教育の展開

(1)公教育の自由と統制

二一六　明治一二年（一八七九）　五月　九日　定輪寺支校据置願……四二六
二一七　明治一三年（一八八〇）　五月　行餘舎維持法決議案……四二六

二一八　明治一三年（一八八〇）　一〇月　七日　行餘舎（嶽南小学校）新築会議日誌……四三七
二一九　明治一四年（一八八一）　九月二〇日　須山学校の新築……四四一
二二〇　明治一五年（一八八二）　七月　徳育ヲ盛ニスルハ今日ノ急務……四四三
二二一　明治一五年（一八八二）　七月一四日　嶽南小学校新築祝賀式……四四七
二二二　明治一六年（一八八三）　五月一一日　嶽南小学校新築支払金高……四四七
二二三　明治一六年（一八八三）　五月　嶽南小学校分離願……四四九
二二四　明治一六年（一八八三）　一一月　六日　小学校敷地のため官有地拝借願……四五三
二二五　明治一六年（一八八三）　嶽南小学校の出張所を五ヶ所に設ける件……四五三
二二六　明治一六年（一八八三）　七月二七日　村立小学温知館既設の儀につき開申……四五四
二二七　明治一七年（一八八四）　六月一一日　修身科教科書変更伺書……四五九
二二八　明治一七年（一八八四）　一月　貫信舎支校設置議定……四六〇
二二九　明治二〇年（一八八七）　四月　一日　駿東高等小学校寄宿生募集……四六一
二三〇　明治二〇年（一八八七）　三月一二日　駿東高等小学校経費予算……四六一
二三一　明治二三年（一八九〇）　七月　八日　御真影拝戴拝賀式の通知……四六二
二三二　明治二五年（一八九二）　一〇月一五日　高等小学校組織に関する件……四六三
二三三　明治二五年（一八九二）　三月二六日　泉村・小泉村組合立佐野原尋常小学校規定……四六四
二三四　明治二六年（一八九三）　三月二八日　泉村・小泉村組合立佐野原尋常小学校経費徴収方法……四六五

二三五　明治二七年（一八九四）　四月二〇日　就学猶予願……四六六
二三六　明治二六年（一八九三）　一〇月　生徒貯金取扱規定……四六六

(2)子どもの生活と学校

二三七　明治二四年（一九八一）　二月　小遣帳……四六八
二三八　小学校時代の回想……四六九
二三九　年　不　詳　作文帳（抄）……四七三
二四〇　農業補習学校時代の回想……四七四

第六節　村と戦争

(1)町村制の施行と村落政治

二四一　明治二一年（一八八八）　九月一四日　御宿村ほか一〇か村戸長、自治区造成の件につき意見上申案……四七九
二四二　明治二一年（一八八八）　九月二五日　御宿村ほか一〇か村、自治区造成に関する諸表……四八一
二四三　明治二一年（一八八八）　御宿村ほか六か村、町村制実施につき意見書……四八三
二四四　明治二二年（一八八九）　五月　九日　小泉村分割についての村会決議……四八四
二四五　明治二二年（一八八九）　一一月二七日　小泉村分離について村長の意見書……四八五
二四六　明治二二年（一八八九）　一一月一三日　小泉村区域分割について村会議員の建議書……四八六
二四七　年月日不詳　分合見込町村調書（新小泉村）……四八八

二四八　年月日不詳　分合見込町村調書（泉村）……四九三
二四九　明治二二年（一八八九）　一一月二七日　小泉村旧来町村区画沿革調……四九八
二五〇　明治二三年（一八九〇）　四月　小泉村分離について郡長の副申控……四九九
二五一　明治二三年（一八九〇）　一〇月一〇日　小泉村分離についての告示……五〇〇
二五二　明治二三年（一八九〇）　一二月二二日　小泉村村会議事規則……五〇〇
二五三　明治二三年（一八九〇）　七月　三日　富岡村常設委員条例……五〇三
二五四　明治二三年（一八九〇）　九月一四日　富岡村千福非常取締規約……五〇五

(2)日清戦争

二五五　明治一七年（一八八四）　二月二〇日　徴兵令改正……五〇七
二五六　明治一七年（一八八四）　二月二〇日　徴兵逃れに対し注意……五〇七
二五七　明治二一年（一八八八）　八月一五日　献納金取扱手続……五〇八
二五八　明治二四年（一八九一）　一一月一五日　徴兵入営者送別会趣意書……五〇九
二五九　明治二七年（一八九四）　八月一三日　戦勝祈願祭執行通知……五一〇
二六〇　明治二七年（一八九四）　八月　応召軍人家族保護規定……五一〇
二六一　明治二七年（一八九四）　一二月一九日　戦死者慰霊祭通知……五一一
二六二　明治二八年（一八九五）　四月二一日　慰問文（明治二七・二八年戦役に際し慰問の為）……五一三
二六三　明治二八年（一八九五）　八月　七日　凱旋軍人歓迎宴会……五一三

第三章　帝国日本と地域村落

第一節　暮らしの風景

(1)世相

二六四　伊勢まいり……一五七
二六五　明治三〇年（一八九七）　一月一三日　伊勢参りの自粛通達……一五〇
二六六　明治三〇年（一八九七）　二月　六日　またしても婚礼熱……一五〇
二六七　明治三二年（一八九九）　一〇月　五日　電話線のいたずら注意……一五二
二六八　明治三二年（一八九九）　一〇月二一日　鳥獣の保護について……一五三
二六九　明治三五年（一九〇二）　一一月三〇日　李氏、五龍館に滞在……一五三
二七〇　明治三六年（一九〇三）　九月二〇日　小泉の賭博……一五三
二七一　明治三七年（一九〇四）　二月　五日　幻燈講話会開催の案内……一五三
二七二　明治三九年（一九〇六）　一月一二日　暴風雨被害状況……一五三
二七三　明治三九年（一九〇六）　九月一八日　須山農民の南米秘露国への移民……一五三
二七四　明治三九年（一九〇六）　一一月一一日　活動写真・蓄音機大会……一五七
二七五　明治四一年（一九〇八）　六月二七日　富士登山南表須山口……一五七
二七六　明治四一年（一九〇八）　六月二七日　合力営業許可願……一五九

二七七　明治四三年（一九一〇）　密造酒の取締……二三〇
二七八　明治四四年（一九一一）　四月一八日　拳銃・仕込刀などの取締……二三一
二七九　明治四五年（一九一二）　四月　入学生徒増加による列車時刻変更の申請……二三二
二八〇　明治四五年（一九一二）　七月　八日　生活状態調査……二三二
二八一　大正　元年（一九一二）　一二月一三日　行旅人死亡の費用と手続……二三三
二八二　大正　二年（一九一三）　四月一一日　頼母子講調査……二三五
二八三　明治三五～三九年（一九〇二～一九〇六）　葛山における悪風是正の契約書……二三七

(2)村の芸能

二八四　明治三四年（一九〇一）　四月　四日　遊芸稼人開業御届……二四〇
二八五　明治三九年（一九〇六）　四月二四日　芝居興行届……二四一
二八六　明治四一年（一九〇八）　九月　一日　見せ物興行御届……二四二
二八七　大正　元年（一九一二）　一一月二一日　浪花節興行届……二四二

(3)衛生・伝染病

二八八　明治三〇年（一八九七）　二月一七日　天然痘流行の予防……二四三
二八九　明治三〇年（一八九七）　六月　一日　富岡村赤痢発生……二四三
二九〇　明治三〇年（一八九七）　一〇月一三日　狂犬病流行……二四四
二九一　明治三一年（一八九八）　駿東郡富岡村衛生組合規約……二四五

三九三　明治二一年（一八九八）　一〇月二一日　看護婦講習会の開催……五四九
三九三　明治二一年（一八九八）　一一月一一日　看護婦を地域で養成すること……五四九
三九四　明治二二年（一八九九）　七月一三日　富岡村医を置く……五五〇
三九五　明治二三年（一九〇〇）　八月二五日　伝染病隔離舎の建設について……五五一
三九六　明治二六年（一九〇三）　三月　九日　須山村飲料水調査……五五二
三九七　明治二八年（一九〇五）　七月一八日　ペスト病予防について……五五二
三九八　明治二九年（一九〇六）　六月二七日　布設水道に関する調査……五五三
(4)地域政治の動き
三九九　明治二四年（一九〇一）　三月二四日　名望家の政友会入会……五五四
四〇〇　明治二五年（一九〇二）　九月二七日　政友会駿東郡中部懇親会……五五四
四〇一　明治二五年（一九〇二）　九月二七日　進歩党有力家の政友会入党……五五四
四〇二　大正　四年（一九一五）　三月三一日　大隈内閣への怨み……五五五
(5)天皇の村落通過時の諸注意
四〇三　明治三二年（一八九九）　七月　一日　皇太子佐野瀑園行啓につき注意……五五五
四〇四　明治三八年（一九〇五）　一一月一一日　天皇通過に関しての厳重注意事項……五五六
四〇五　明治四四年（一九一一）　六月　八日　皇太子通過に関しての厳重注意……五五八
(6)明治天皇の大葬

四〇六　明治四三年（一九一〇）　五月一四日　エドワルド七世死去につき歌舞音曲の中止……三五八
四〇七　明治四五年（一九一二）　七月二六日　明治天皇平癒祈禱の件……三五九
四〇八　明治四五年（一九一二）　七月三〇日　明治天皇死去の告示……三五九
四〇九　大正　元年（一九一二）　八月　三日　大葬についての心得……三五九
四一〇　大正　元年（一九一二）　八月　六日　大葬に関する調査報告……三六〇
四一一　大正　元年（一九一二）　九月一〇日　大葬につき日常生活に障りなきよう配慮の通達……三六一
四一二　大正　元年（一九一二）　九月一八日　明治天皇御霊柩に関する警護心得など……三六二
四一三　大正　三年（一九一四）　五月二七日　須山村遥拝式の報告……三六七

第二節　諸産業の発展

(1)農業生産の発展と農業諸団体の設立

①農業概況

四一四　明治二八年（一八九五）　一月一五日　炭竈および炭小屋設置御届……三六八
四一五　明治三一年（一八九八）　一月二八日　一ヶ年農業奉公人請状……三六八
四一六　明治三一年（一八九八）　二月二三日　地主と小作人米割引問題で争う……三六九
四一七　明治三六年（一九〇三）　三月　一日　雑誌発刊の計画……三六九
四一八　明治三九年（一九〇六）　三月一九日　製茶生産・販売調査……三七〇
四一九　明治三九年（一九〇六）　六月一七日　製茶調……三七〇

四二〇　明治四〇年（一九〇七）　七月二四日　須山の町村是調……一七三
四二一　明治四〇年（一九〇七）　九月一一日　県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場（一）……一七五
四二二　明治四〇年（一九〇七）　九月一三日　県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場（二）……一七六
四二三　明治四〇年（一九〇七）　九月一五日　県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場（三）……一七七
四二四　明治四四年（一九一一）　八月　三日　須山村負債額調べ……一七八
四二五　明治四四年（一九一一）　一二月二八日　明治四四年町村別米実収成績……一七九
四二六　大正　三年（一九一四）　五月　九日　富岡村耕地整理……一七九
四二七　大正　三年（一九一四）　六月二二日　下和田耕地整理……一八〇
四二八　大正　三年（一九一四）　一一月二六日　須山村農産品評会……一八〇
四二九　大正　四年（一九一五）　三月二一日　麦立枯病発生……一八〇

②茶・勧業関係政策

四三〇　明治三一年（一八九八）　四月一二日　養蚕伝習所の生徒募集……一八〇
四三一　明治三四年（一九〇一）　一月一四日　稲模範作競進会富岡村審査報告……一八一
四三二　明治三七年（一九〇四）　七月二九日　金原明善の講話会……一八二
四三三　明治三七年（一九〇四）　九月一二日　白穂抜取に関する通牒……一八三
四三四　明治三七年（一九〇四）　九月一六日　麦稈直田伝習所の生徒募集……一八三
四三五　大正　四年（一九一五）　九月一〇日　農事監督設置……一八四

四三六　大正　六年(一九一七)　本田稲作害虫駆除施行要項(富岡村農会)……五七

③諸団体

四三七　明治二八年(一八九五)　駿東郡富岡村勧業会々則……五八
四三八　明治二八年(一八九五)　二月二七日　駿東郡小泉村農会々則……五九
四三九　明治四二年(一九〇九)　二月二一日　千福報徳社定款……五二
四四〇　明治四四年(一九一一)　三月一五日　優良報徳社調査　須山村……五八

(2)養蚕・竹細工など特産品の発展

四四一　年月日不詳　駿東郡蚕糸業組合富岡村養蚕小組合規約……六〇〇
四四三　明治三二年(一八九九)　四月一三日　模範養蚕所設置……六〇二
四四三　明治三四年(一九〇一)　三月一二日　明治三三年蚕業調査報告……六〇二
四四四　明治三七年(一九〇四)　四月一三日　養蚕巡回講話会開催……六〇三
四四五　明治三八年(一九〇五)　蚕病予防組合規約……六〇四
四四六　大正　元年(一九一二)　一一月　請願書……六〇六
四四七　明治四一年(一九〇八)　六月　三日　竹行李同業組合……六〇八
四四八　明治四一年(一九〇八)　八月一三日　スズ竹採集認可……六〇八
四四九　大正　二年(一九一三)　八月二二日　箱根の竹林(一)……六〇九
四五〇　大正　二年(一九一三)　八月二三日　箱根の竹林(二)……六一〇

四五一　明治四一年（一九〇八）　二月一四日　輸出重要工産物の状況……六二
四五二　明治四五年（一九一二）　七月一三日　清酒・竹製品調査　須山村……六三
(3)近代工業の芽ばえ
四五三　明治二九年（一八九六）　静岡県駿東郡紙業組合規約（抄）……六五
四五四　明治三八年（一九〇五）　三月　七日　湯山柳雄他二名駿東実業会を組織、春期大会を開催予定……六六
四五五　明治三八年（一九〇五）　九月二九日　桑皮綿会社設立許諾について……六六
四五六　明治三九年（一九〇六）　六月　株式会社日本桑皮製綿模範所創立趣意書・定款……六七
四五七　明治四〇年（一九〇七）　二月　「株式申込書」（佐野原銀行）……六二
四五八　明治四〇年（一九〇七）　八月　四日　日本桑皮製綿、フランス・パリより直接注文あり……六三
四五九　明治四三年（一九一〇）　五月　富士ガス紡績期成同盟会日誌（抄）……六三
四六〇　大正　二年（一九一三）　二月　一日　東洋織綿会社成立……六五
四六一　大正　三年（一九一四）　八月二八日　佐野町不景気……六六
四六二　大正　四年（一九一五）　一月三一日　御厨銀行・第六四期営業報告書（抄）……六六
四六三　大正　四年（一九一五）　二月二八日　須山村商売状況調査……六九
四六四　大正　四年（一九一五）　七月　六日　箱根水力電気……六二
四六五　年月日不詳　株式会社佐野原銀行仮定款……六三

第三節　入会地をめぐる諸問題

四六六　薪採りについての回想 …… 六三三
四六七　明治三一年（一八九八）　一二月一〇日　愛鷹山払下願書および指令書（抄） …… 六三四
四六八　明治三五年（一九〇二）　二月二四日　愛鷹山共有地伐木に関する訴願決議 …… 六三七
四六九　年月日不詳　愛鷹山割譲延期について今里の陳情書 …… 六三七
四七〇　明治三七年（一九〇四）　八月　愛鷹山割譲について千福の陳情書 …… 六三九
四七一　明治三九年（一九〇六）　三月二七日　須山一一三戸共有権売渡証 …… 六四二
四七二　大正　三年（一九一四）　須山一一三戸共有誓約書 …… 六四三
四七三　明治三五年（一九〇二）　五月一二日　大野原御料地秣場下草払下継続願 …… 六四四
四七四　明治四〇年（一九〇七）　七月　九日　今里字木ノ根坂御料地下草払下願 …… 六四七
四七五　明治四二年（一九〇九）　四月一一日　下和田字内山御料地下草払下願 …… 六四七
四七六　明治四四年（一九一一）　七月二一日　大野原御料地陸軍省へ貸渡につき注意 …… 六四八
四七七　大正　四年（一九一五）　六月　七日　大野原御料地下草払下に関し等一師団に対する請書 …… 六四八
四七八　明治二八年（一八九五）　一月二五日　茶畑山開墾樹木植付の請願書 …… 六五〇
四七九　明治三三年（一九〇〇）　四月　七日　茶畑山樹木植付土地開墾および土地賃貸借に関する規定 …… 六五二
四八〇　明治三五年（一九〇二）　七月　九日　開墾届出について茶畑非開墾者一同の陳情書 …… 六五七

四八一　明治三五年（一九〇二）　七月一八日　茶畑山開墾についての示談完結届……六五八
四八二　明治三五年（一九〇二）　七月一八日　茶畑山のうち麦塚・平松入会地開墾請求書および承認書……六六〇
四八三　明治二八年（一八九五）　一月　深良村山林組合規約……六六一
四八四　大正　二年（一九一三）　四月　五日　大畑・千福・佐野共有山林保護規約書……六六三

第四節　明治の家 Topics Ⅲ

(1)明治の家族

四八五　明治　六年（一八七三）　二月　本分家一族定書……六六八
四八六　明治　七年（一八七四）　五月　隠居相続取定……六七〇
四八七　明治一六年（一八八三）　一月二八日　年季雇人引受之証……六七一
四八八　明治一六年（一八八三）　旧正月　一日　奉公人請状之証……六七一
四八九　明治一七年（一八八四）　二月　六日　家督相続願書……六七二
四九〇　明治二三年（一八九〇）　九月一五日　離縁復籍届……六七三
四九一　明治二四年（一八九一）　七月二八日　縁組届……六七三
四九二　明治二九年（一八九六）　一月一四日　子守雇人之証および雇人規則……六七三
四九三　明治三三年（一九〇〇）　二月　遺書草稿……六七五

(2)人の一生

四九四　明治三五年（一九〇二）　勝俣藤雄誕生祝の覚 …… 六七五
四九五　明治三五年（一九〇二）　三月　三日　勝俣藤雄雛祭り・五月節句祝・ほうそう見舞の覚 …… 六七八
四九六　明治三八年（一九〇五）　一月一五日　勝俣藤雄三歳祝の覚 …… 六八一
四九七　明治四二年（一九〇九）　一月二六日　勝俣藤雄七歳祝の覚 …… 六八三
四九八　大正　五年（一九一六）　八月二三日　慈眼院本光源隆居士忌中見舞の覚 …… 六八四
四九九　大正一五年（一九二六）　二月二二日　紹光院興室貞栄大姉二五回忌・孝順院玉芳重艶禅童女七回忌の覚 …… 六八七
五〇〇　大正一五年（一九二六）　三月一三日　勝俣藤雄祝言祝の覚 …… 六八八

第五節　〈教育〉による「国民」の再編成

(1)小学校教育の再編と拡充

五〇一　明治三〇年（一八九七）　八月一〇日　赤痢流行につき休校 …… 六九三
五〇二　明治三四年（一九〇一）　四月三〇日　御真影ならびに勅語設置場所 …… 六九三
五〇三　明治三五年（一九〇二）　佐野原高等小学校の事務引継内容 …… 六九四
五〇四　明治四〇年（一九〇七）　四月三〇日　小泉尋常小学校の設立 …… 六九五
五〇五　明治四一年（一九〇八）　三月二四日　泉村立小学校創立記念林の造営 …… 六九六
五〇六　明治三七年（一九〇四）　一〇月三一日　就学児童調査の差異について注意 …… 六九七
五〇七　明治四四年（一九一一）　二月二四日　学齢児童の就学猶予免除について …… 六九八

五〇八　明治三一年（一八九八）　一〇月一四日　教師より父兄への要望……六九八
五〇九　明治三九年（一九〇六）　九月二五日　正副組長設置規程……六九九
五一〇　明治三九年（一九〇六）　家庭通告表……七〇一
五一一　年月日不詳　児童成績物の回覧……七〇二
五一二　大正　六年（一九一七）　一〇月　二日　学芸会開催の通知……七〇三
五一三　大正　七年（一九一八）　一〇月　三日　秋期陸上運動会挙行の通知……七〇三
五一四　明治四三年（一九一〇）　九月二六日　郷社・村社の祭典日を学校休業日とすること……七〇四
五一五　明治四三年（一九一〇）　一二月　七日　女児の髪飾りの廃止……七〇五
五一六　明治四四年（一九一一）　四月　手工科加設許可願……七〇六
五一七　明治四三年（一九一〇）　四月二〇日　「高等小学修身書　新制第三学年用書」の誦読通知……七〇六
五一八　大正　元年（一九一二）　七月三一日　大葬につき学校・図書館等休業……七〇七
五一九　大正　四年（一九一五）　一〇月二八日　御真影拝戴式次第……七〇七
五二〇　大正　五年（一九一六）　御大礼奉祝景況報告……七〇九
五二一　大正　四年（一九一五）　富岡村学齢児童救護規程……七一〇
五二二　明治四二年（一九〇九）　三月　嶽南尋常小学校舎移転に関する陳情書……七一一
五二三　明治四二年（一九〇九）　四月　一日　下和田校舎請願書……七一三
五二四　明治四三年（一九一〇）　三月一〇日　嶽南尋常小学校移転に関する決議書……七一四

一三五　大正　三年(一九一四)　三月一二日　富岡村紛争再燃……七一五
一三六　大正　六年(一九一七)　二月　五日　嶽南尋常小学校の位置に対する内紛調定依頼……七一六
一三七　大正　六年(一九一七)　裁定書……七一九

(2)青年教育の組織・制度化

一三八　明治三二年(一八九九)　二月一三日　沼津簡易商業学校の設立……七二二
一三九　明治三六年(一九〇三)　九月　四日　裁縫教授支場設置……七二三
一四〇　明治四〇年(一九〇七)　四月三〇日　小泉村外三ヶ村佐野農業補習学校組合規定……七二三
一四一　明治四一年(一九〇八)　三月一九日　佐野農業補習学校……七二三
一四三　大正　六年(一九一七)　佐野農業補習学校と卒業生の進路……七二四
一四三　明治四四年(一九一一)　五月一〇日　須山実業補習学校学則……七二五
一四四　大正　二年(一九一三)　深良農業補習学校経費予算……七二九
一四五　明治三六年(一九〇三)　九月　八日　千福村夜学会……七二九
一四六　明治三五年(一九〇二)　千福村夜学校絵図面……七三〇
一四七　明治三五年(一九〇二)　九月一八日　旧弊矯正の祭典……七三〇
一四八　明治三八年(一九〇六)　四月　七日　通俗講談会、幻燈会の奨励……七三一
一四九　明治四二年(一九〇九)　六月二六日　須山村の社会教育……七三二
一五〇　大正　三年(一九一四)　五月　四日　金沢処女会発会式……七三三

五四一　大正　四年(一九一五)　一二月二三日　須山村より図書館設置につき申請 …… 七三四
五四二　大正　四年(一九一五)　一二月二八日　軍事思想普及の為、陸軍将校の派遣 …… 七三八
五四三　大正　五年(一九一六)　一二月一二日　冬期有志講習会開催通知 …… 七三九
五四四　大正　五年(一九一六)　一二月一四日　公民思想の涵養奨励 …… 七三九
五四五　大正　五年(一九一六)　深良村青年会々則 …… 七四〇
五四六　大正　四年(一九一五)　須山村青年会の事蹟の大略 …… 七四三

第六節　村の政治と人々の暮らし

(1)戦中・戦後の行財政

五四七　明治二七年(一八九四)　深良村村内取締同盟規約書 …… 七四五
五四八　明治二一年(一八九八)　五月一九日　須山村分離の件 …… 七四七
五四九　明治三五年(一九〇二)　一月　九日　須山村愛鷹神社の合祀届 …… 七四八
五五〇　明治三五年(一九〇二)　二月一八日　下和田の改革約定証 …… 七四九
五五一　明治三五・三六年(一九〇二・一九〇三)　須山村基本財産処分に関する顚末 …… 七五〇
五五二　明治三七年(一九〇四)　三月三一日　深良村の改革規程 …… 七五二
五五三　明治三七年(一九〇四)　六月　二日　須山村戦時財政の状況 …… 七五五
五五四　明治三七年(一九〇四)　六月一六日　須山村の第二回国庫債券応募状況 …… 七五七
五五五　明治三九年(一九〇六)　二月　一日　須山村地租納税額別人員表 …… 七五八

五六六　明治四〇年（一九〇七）　一〇月二八日　五か村合併の件……七五六

五六七　明治四一年（一九〇八）　九月二七日　小泉村制限外課税についての決議および理由書……七五九

五六八　明治四二年（一九〇九）　二月一三日　戊申詔書の趣旨普及について須山村の報告……七六〇

五六九　明治四二年（一九〇九）　三月　三日　戊申詔書について郡長の注意……七六一

五七〇　明治四三年（一九一〇）　四月二三日　富岡村分割に関する宣言書……七六三

五七一　明治四三年（一九一〇）　四月二九日　富岡村分村期成同盟団規約書……七六三

五七三　明治四三年（一九一〇）　八月三一日　富岡村分割に関する陳情書……七六四

五七三　明治四五年（一九一二）　一月　八日　須山村郵便貯金奨励に関する調査……七六七

五七四　大正　元年（一九一二）　一一月　一日　須山村国税徴収慣例調査報告……七七〇

五七五　大正　二年（一九一三）　二月二八日　小泉村納税者奨励規程……七七三

五七六　大正　五年（一九一六）　四月二七日　小泉村村税賦課徴収規程……七七三

五七七　大正　五年（一九一六）　四月二七日　小泉村基本財産蓄積条例……七七四

(2)富士裾野演習場と人々の暮らし

五七八　明治三七年（一九〇四）～大正二年（一九一三）帝国在郷軍人会富岡村分会の歴史（抄）……七七五

五七九　明治四〇年（一九〇七）　七月一三日　軍人行賞賜金消費額調書……七七七

五八〇　明治四〇年（一九〇七）　八月一二日　兵事関係調査報告……七七七

五八一　明治四三年（一九一〇）　九月　八日　在郷軍人会状態調査　須山村……七七九

五七三　明治三七年～大正二年（一九〇四～一九一三）帝国在郷軍人会小泉村分会の歴史（抄）……七七九
五七三　明治三二年（一八九九）　演習実施上の事務について……七八三
五七四　明治四一年（一九〇八）　五月　九日　大野原砲台建設……七八八
五七五　明治四一年（一九〇八）　八月二〇日　実弾射撃に関する危険予防心得……七八八
五七六　明治四一年（一九〇八）　八月二五日　大野原砲台竣工　明年四月より執行……七八九
五七七　明治四五年（一九一二）　五月一〇日　発射砲弾破片の採集について……七九〇
五七八　明治四五年（一九一二）　七月　五日　板妻演習場実弾射撃施行について……七九一

第七節　村と戦争―日露戦争―

(1)兵士召集

五七九　明治三四年（一九〇一）　九月一三日　静岡県人の尚武心について……七九三
五八〇　明治三五年（一九〇二）　一月二四日　徴兵適齢者、行方不明……七九八
五八一　明治三五年（一九〇二）　一〇月　七日　在郷各兵の調査について　須山村……七九九
五八二　明治四三年（一九一〇）　四月　八日　小学校教員の徴兵のがれに対する注意……八〇一
五八三　明治四五年（一九一二）　四月二三日　兵事調査事項……八〇三
五八四　大正　二年（一九一三）　一月一五日　海軍志願兵に関する調……八〇三
五八五　大正　二年（一九一三）　五月一七日　壮丁検査施行に関する心得……八〇三
五八六　日露戦争の回想……八〇三

(2)出征のプロセス

五八七　明治三七年(一九〇四)　三月　七日　応召軍人出発……八〇四
五八八　明治三七年(一九〇四)　三月一一日　出征軍人送迎に関し費用節約の通達……八〇五
五八九　明治三八年(一九〇五)　一二月　小泉村出征軍人一覧表……八〇五
五九〇　年　不　詳　一二月　五日　梶志津雄の湯山半七郎あてハガキ……八〇七
五九一　書簡(ハガキ)……八〇七
五九二　年　不　詳　一一月　七日　渡辺潔の湯山半七郎あて書簡……八一二
五九三　年　不　詳　一二月一二日　海野忱作の湯山半七郎あて書簡……八一三

(3)戦死＝村葬・戦病・合祀

五九四　明治三七年(一九〇四)　六月三〇日　日露戦争中の戦病死者に関する諸規程……八一四
五九五　明治三七年(一九〇四)　九月二四日　遼陽攻撃戦死者報告……八一六
五九六　明治三七年(一九〇四)　一一月二四日　小泉村戦死者合葬式……八一七
五九七　明治三七年(一九〇四)　一一月二六日　須山村戦死者合葬式……八一九
五九八　明治三七年(一九〇四)　一一月二八日　泉村戦死者合葬式……八二〇
五九九　明治三八年(一九〇五)　一月二九日　戦死者村葬行列次第……八二三
六〇〇　明治三八年(一九〇五)　一〇月　三日　凱旋通過軍隊歓迎規程……八二四
六〇一　明治三八年(一九〇五)　一〇月二六日　忠勇徽章贈呈標準……八二五

六〇三　明治三九年（一九〇六）　一〇月一八日　靖国神社合祀について……八二六
六〇三　明治四一年（一九〇八）　三月二七日　日露戦争戦利品下附願……八二七
六〇四　大正　五年（一九一六）　七月　日露戦争特別賜金管理規程……八二八

(4)家族救護

六〇五　明治三七年（一九〇四）　下士卒家族救助令施行に関する心得事項……八三〇
六〇六　明治三七年（一九〇四）　四月二一日　出生軍人家族保護について……八三三
六〇七　明治三八年（一九〇五）　九月二九日　傷病者生活状態調査……八三三

(5)戦時協力

六〇八　明治三六年（一九〇三）　日露戦争に関する国民の善行美談調査標準……八三四
六〇九　明治三七年（一九〇四）　四月　八日　戦意昂揚の公開演説……八三五
六一〇　明治三七年（一九〇四）　九月一六日　戦時記念林の植付……八三六
六一一　明治三七年（一九〇四）　一〇月一一日　毛布募集取扱手続とその精神……八三七
六一二　明治三七年（一九〇四）　一一月一六日　出征軍人防寒用毛布の献納について……八三九
六一三　明治三七年（一九〇四）　一二月二二日　軍隊慰問心得……八四〇
六一四　明治三七年（一九〇四）　一二月二四日　戦地への賀状の廃止……八四〇
六一五　明治三八年（一九〇五）　報国勤倹同盟規約……八四二
六一六　明治三八年（一九〇五）　旅順陥落祝捷会諸費用……八四三

六一七　明治三八年（一九〇五）　六月二一日　大麦収穫石数および購買について……八四
六一八　明治三九年（一九〇六）　二月一七日　奨兵会歓迎会などへの費用負担……八四
六一九　明治三九年（一九〇六）　日露戦争中のロシア正教会の扱いについて……八六
六二〇　大正　三年（一九一四）　五月一八日　忠魂碑宙に迷う……八七

口絵目次

嶽南学校名額（三条実美　書）（裾野市立富岡第一小学校所蔵）
明治15年に完成した嶽南学校（湯山芳健氏所蔵）
明治18年　湯山柳雄の建白書（国立公文書館所蔵）
明治27年　「佐野ホテル」英字ガイドブック（湯山芳健氏所蔵）
佐野瀑園の図（横山正美氏所蔵）
明治9年　第一大区三小区絵図（岩崎達生氏所蔵）
明治初期　葛山村絵図（葛山財産管理委員会所蔵）
明治8年　今里村絵図（今里区所蔵）
明治11年　愛鷹山絵図（渡辺武彦氏所蔵）
明治23年　東海道線時刻表（渡辺武彦氏所蔵）
明治23年　東海道線運賃表（渡辺武彦氏所蔵）
佐野名所絵はがき・明治中頃の佐野駅前（現裾野駅）（中川　力氏所蔵）
明治27年　駿東郡茶業組合員之証（勝俣恵一朗氏所蔵）
大正元年　芹沢銀行株券（勝俣恵一朗氏所蔵）
福島竹細工工場での仕事の様子（福島尹夫氏所蔵）
深良尋常小学校卒業記念（深良小学校創立一〇〇周年記念誌『ふから』より）
大正7年　小泉尋常小学校卒業記念（持田利泰氏所蔵）

明治期の小学校教科書・掛図と卒業証書(石脇区所蔵・服部鈴子氏所蔵・湯山芳健氏所蔵)
明治21年頃の軍事郵便(杉本清住氏所蔵)
日露戦争戦死者　表忠碑(富岡生霊神社)
西南戦争戦死者の碑(佐野原神社)
日露戦争戦死者の墓(須山　祖霊社)

統計図版目次

図1　農産物量
図2　職業の変遷・富岡村
図3　明治8年の就学率
図4　就学率の推移
図5　人の一生
図6　日露戦争戦病死者
図7　各旧村(大字)の民有地地目別反別と戸数・人口(明治22年頃)
図8　日清・日露戦争後の泉村村税の賦課・納入のようす

第一章　「近代化」への道

第一節　暮らしの風景

1　裾野郵便局沿革（抄）

（一八七四）明治7・9～

明治七年九月　佐野郵便取扱所設置。
同　杉山角平郵便御用取扱役トナル。手当一ヶ月弐拾銭。
明治八年一月　郵便取扱所ヲ郵便局ト改ム。
明治十六年六月廿五日　杉山角平依願四等郵便取扱役差免候事。
同日　星野徳三郎　補四等郵便取扱役。
明治十九年五月廿五日　星野徳三郎、任三等郵便局長。
明治三十三年三月　星野徳三郎依願局長ヲ免ゼラル。
同　星野力任三等郵便局長。
明治四十一年八月廿日　星野力依願三等郵便局長ヲ免ゼラル。
同日　渡邉慎一任三等郵便局長命佐野郵便局長。
大正五年四月一日　佐野字西原ヨリ佐野二本松ヘ局舎移転。
大正五年十二月廿六日　佐野局ニ電話通話事務及電信事務開始。

（水窪　渡辺俊一氏所蔵）

2　雌雄瀑布景

年月日不詳

雌雄瀑布景

吾佐野の地と石脇の地にわたりて瀑布弐ヶ所あり。大なるを雄といゝ、小なるを雌雄飛泉といふ。二滝ともに百尺有余の滝にて落口五流なり。或ハ直あるひは料（ママ）、その勢ひ雌は温和にして、雄は猛く、形容おの〳〵別をなし、真景時々刻々変化して人の心目を新にす。実に無双の風景といわん欤。
水源は士峰の雪液にして、滝岸の連壁自然の凹凸如飛又虎のことし。奇岩怪石累々として音淵の水色恰も藍ニひ

とし。猶ふた滝の間に小岡あり。広二段歩ほと松柏篠蘿生茂り、惜ひいかな、その風景六七を覆隠す。されと地主某ありて、唯々薪用の備へニ心して風景にこゝろなく空敷光陰を過する年あり。方今開化の域にありなから、かゝる勝景を埋め置ん事歎く計余りありと。此地を持主に乞得て、こたひ篠蘿を除キ、花樹を植、諸人遊観の地となし人の健康を盛んニせんとはかる。四方有志の諸君戦力協心してともに此勝地の主となり玉ハん事を希ふもの也。

甲戌第一月　九歳

自譲之辞

文明開化の時来り、人民自由の権を御授与あらせられ、男女六歳ヨリ私等小学ニ入、四民ともに勉強しておの〳〵其業に長するに至る。アヽ聖代の隆盛仰ても猶あまりある也。而して又時々折々勤をゆるめ、遊楽をゆるし、欝を散し、健康を補ハしむ。是学授の道則至れり尽せり。

爰に富士の麓佐野・石脇・千福三ツの邑にまたかりて滝あり。富獄の雪水函嶺の湖水両流和合して木瀬（黄）川の水源となす。いにしへより五色川と唱へぬ。此滝五筋に落て、春の落花、秋の紅葉折々五色のけしきを流す。高さは数十丈有余ニして、連岩横たわり又天屏を立るにひとし。実に此巌は野七里山七里連々として、所謂是なん駿河なる七里岩といふにそありける。流水巌をみかき、恰も鏡面のおもひをなし、其頂ニ

神武天皇遥拝所並ニ高雄三社を建、近郷敬神の輩爰に信を起さしめんとはかる。巌下に壱丁余の中嶼あり。人々思ひ〳〵に梅、桜、柳、椿、松、つゝし、藤、山吹、萩、すゝき、菫蒲公英（スミレタンポポ）、植込〳〵、中程に又ひとつの四阿を建る事とはなりぬ。水岸ニハあやめ、杜若蓮、骨蓬、沢瀉等四季折々の色絶す裏の通ひの九折滝の末には柴橋を架わたし、風景言語に尽せす。春は鶯の初音に梅さくらの色忽あらそひ、夏は青葉かくれの滝の糸山ほとゝきすおとつれて旅客の腸をしほるにたる。初秋に千草うる

ほふ滝しぶき、砂間の松露初茸も心任せのおもひ〳〵に音も撰し、冬ハ雪積り松ヶ枝の根笹に霜朝けしき、凩うける瀑布の音枹ちり敷下蔭に、をし鳥鵆河鹿さへ安き眠りも君が代の、厚き恵ミに皆人の、敬神愛国真心を尽して、開く滝津瀬のけしき詠めて瓢より一杯〳〵又一杯、たのしかりける景にそありける。

梅吏

士峰西麓佐野石脇の傍に夫婦滝といへるあり。雌瀑布は落口蕩々として和かく、雄飛泉は勢飛盛んに強し。音淵渺々として青海の色をなす。此流れを五色なりともいへり。亦島ヲたよれは、四阿有正西の高ミに神武天皇御社をうつし、爰の巌か根かしこの岸には樹木草花の美景を配りて画くに似たり。橋あり坂あり、楼は数百の岩石獅(子)しの如く又牡丹のことし。水露巌の腰を巡りて日余、虹の紅を絶さす、木隠れに啼鶯の声も順風にさそふていとさひしくもおもしろし、尤滝にわたる日の精飛実に無双の風景とやいわん。

照り合ふて斜や花の雌雄滝　　管　雄

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

3　強盗始末書

明治9・1・24（一八七六）

（表紙）
強盗始末書

静岡県第一大区三ノ小区
駿州駿東郡富澤村
三十八番
渡辺嘉平

静岡県第一大区三ノ小区
駿州駿東郡富澤村
三十八番地
平民
渡　辺　嘉　平

私宅へ去ル明治八年四月十九日強賊弐人押入、金銭品物被奪取候儀有之哉ノ旨御尋ニ付、左ニ奉申上候。

此段、昨明治八年四月十九日午前二時頃裏入口戸押明ケ、年齢不相分男三人頭巾ニテ面体ヲ包ミ、内壱人抜刀ヲ携ヘ家内ノ者共寝臥居候枕元ヘ罷越、金銭衣類可差出、不差出候者可切殺旨申聞候ニ付、家内相驚怪我受候モ難計候間、有合酒売溜銭箱ノ儘差出候。奪取候品々。

一金札弐円也
一新一分銀　　但五ツ
一銀貨三拾銭　　但十銭三ツ
一天保文久銅銭　　但凡三拾五貫文
青銭届余り
一唐木綿茶把手風呂敷　　但壱ツ
此代価三銭
一細紺三筋縞男袷　壱枚
右品代積金三円五拾三銭
金七円九銭

右ノ通奪取立出候間、其段速ニ其筋ニ御届申上置候処、今般三島宿白井佐吉外弐人御召捕、御推問相成、右ハ同人共所業之趣本日被仰聞、承知仕候。

明治九年一月廿四日

右　渡辺嘉平㊞

足柄裁判所長
芳野七等判事殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

4　在来埋葬地書上

（一八七四）明治7・9・24

在来埋葬地書上

第一大区三ノ小区
駿東郡石脇村

一戸数三十九軒
一人員百九拾弐人
字野添　村持墓所
一反別壱畝拾歩
字西川ばた　村持墓所
一反別拾八歩
字久保畑ケ　村持墓所
一反別弐拾歩
字横道下　村持墓所
一反別壱畝六歩

字窪畑ヶ
一反別拾弐歩　　村持墓所
小以反別四畝六歩

右ハ私共村方在来埋葬地書面ノ通奉書上候処、相違無御座候也。

明治七年九月廿四日

右村
副戸長　大庭信次郎㊞
同　菅沼良吉㊞

静岡県権令大迫貞清殿

右ハ当村農米山豊吉義昨十三日村内字梨子ノ木ト申処ヘ畑耕作ニ罷出、午後六時頃耕作相済候間、帰途字下原まて来掛リ候処、行倒人有之候ニ付不取敢様子見届候処、最早息絶候より余程時間も相過候趣私共へ為相知候間、直ニ同道右場所へ罷越改見候処、前顕ノ次第ニテ手当方モ難行届、且国所姓名等相認候書類等更ニ無御座、本人死体も全老年疲労ノ上病死仕候義ト奉存候外、怪敷風聞等一切無御座候。此段御訴奉申上候、以上。

第一大区三小区
駿東郡伊豆嶋田村
明治七年十月十四日　副戸長　服部大八
戸長　水口傳平㊞

静岡県権令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

（後筆）「聞置候事」

（石脇区所蔵）

5　行倒死人御訴書

（一八七四）
明治7・10・14

行倒死人御訴書

一行倒死人　職人体男　壱人

6　頼母子講　条約書

（一八七四）
明治7・12・15

丙弐号㊞㊞㊞
約定之証

㊞印紙㊞印紙㊞印紙㊞印紙
十銭十銭一銭一銭

一金弐百廿円也

此抵当

駿河国駿東郡上ヶ田村ノ内字上ノ田
三百十五番
田壱反六畝廿九歩　持主　芹沢政五郎
此地代金拾弐円七拾四銭也

字上ノ田
三百三十番
田三反九畝廿八歩　同人
此地代金卅五円七十八銭也

字同所
三百廿九番
田壱反七畝歩　同人
此地代金拾六円五拾壱銭也

田反別七反三畝廿七歩
合
地代金六十五円三銭也

右ハ私儀身代不如意ニ付今般各々様へ依頼申入候処、出格之御愛憐ヲ以頼母子講御取立被下、口数都合弐拾弐口ニ御取結ヒ今般立会相成、前書金高不残御渡し被成下、正ニ受取候処確実ニ御座候。右返済方ノ儀ハ当講御主法ノ通親司利金七分五厘ノ歩合ヲ以、年々十二月十五日立会席上ヱ金拾六円五拾銭ツヽ、満会迄無相違急度出金仕可申候候（ママ）の万一相滞リ候節ハ右抵当地券並ニ地所共各々方へ相渡し可申候間、右ヲ以返済方法御取計ヒ可被下候。且御連中ノ各々方御取当ノ節ニ於ても、御公毎世話人立会ノ上相当ノ抵当地券証引換ニ金員相渡し、聊疎漏ノ取計仕申間敷候。然ル上、私儀ハ不及申御連中掛金ニ於ても相滞り候儀無御座候様、堅ク条約仕如何様ノ変災障碍到来仕候共御連中へ聊御苦労御損毛相掛ヶ申間敷候。仍而証書、如件。

駿河国第壱大区三小区
駿東郡葛山村

明治七年十二月十五日　親司　芹沢政五郎㊞
親類証人　芹沢八太郎㊞
親類証人　半田半三郎
世話人　塩崎佐十郎

同　半田隣磧
同　岩佐茂市㊞

惣御連中

前書ノ反別相違無之候也。

戸長　柏木新七郎㊞
（葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

7　浄瑠璃寄夜興行願

（一八七六）明治9・10・2

浄瑠璃寄夜興行願

第壱大区二小区
駿東郡　新宿村
浄瑠璃　渡辺茂惣治

小　春
小　金

右ハ当村社熊野神、来る七日祭典ニ付前書ノ者相雇、本日夜ヨリ雨天除五夜ノ間該社境内手狭ニ付、自宅ニ於テ一時興行仕度、尤座料金弐銭ト相定、御規則急度相守可申、且免許税ハ勿論場所税金共ニ速御上納可仕候間、御免許成被下置度、此段奉願候也。

第壱大区三小区
駿東郡伊豆嶋田村
四十七番地居住
願人　農　渡辺江七㊞
副戸長　水口定八㊞
戸長　水口傳平㊞

明治九年十月二日

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

8　相撲興行御願

（一八七六）明治9・10・7

相撲興行御願

東京府下第六区六小区
本所松井町壱町目拾九番地
相模（撲）年寄藤嶋甚助同居人

相模(撲) 竜ヶ鼻房太郎
同 東川佐平
同 若千鳥茂三郎
同 荒浪友吉
同 戸田川佐平
相模(撲) 獅子ヶ濱喜平
同 嶋渡リ栄吉
同 丸山儀平
同 初嵐文五郎
同 亀の川利吉
同 朝の戸大治郎
同 駒木山佐治右衛門
同 大の森長吉
同 七ッ山茂十
同 吉田川儀助
同 男山新の助
同 木村徳松

〆拾七名

右ノ者此度当所通行ニ付、生話(活カ)為余荷当所四拾七番地農渡辺江七屋敷構内ニおゐて、本月十四日ヨリ十六日迄晴天三日ノ間、相模(撲)興行仕度候。且木戸敷物代共壱人ニ付金弐銭、子供金壱銭ト相定候間、何卒御免許奉願上候。然る上は御規則ノ税金上納は勿論、興行中火の元念入百事不都合無之様注意可仕候間、御聞届ヶ成被下置度、此段奉願上候也。

第壱大区三小区
駿東郡伊豆島田村
八拾九番地居住
願人 農 鈴木房治郎㊞

明治九年十月七日

副戸長 水口定八㊞
戸長 柏木新七郎㊞

静岡県令 大迫貞清殿

(佐野 岩崎達生氏所蔵)

9　種痘御免許年月上申書

明治10（一八七七）・4・15

種痘御免許年月上申書

半田隣碩

種痘施術差許候事

明治八年二月廿八日

静岡県御印

右の通御免許相成候也。

第一大区三小区

駿東郡葛山村平民

医　五十番地　半田隣碩㊞

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

10　虎列剌予防祈願成就につき花火打上許可願

明治12（一八七九）・10・12

願書

駿東郡千福村

願人　池ノ谷源吉

右ハ虎列剌病流行ニ付、村社へ奉祈願予防成就致し候上ハ花火少々献候事ニ心願仕候処、要用予防行届キ安堵仕候。仍テハ期願として本月十六日夜弐寸玉打上八本村社エ献度候間、焔硝之義ハ金壱円ノ程手当仕度奉願候、御聞届ノ上ハ三嶋宿何屋何衛方ニテ買入仕度、此段奉願候也。

右戸長　横山源次郎

明治十二年十月十二日

沼津

警察署御中

11　虎列刺病予防日記ならびに諸用帳　明治12（一八七九）・8・26

（千福　横山正美氏所蔵）

（表紙）
明治十二己卯年八月弐十六日
虎列刺病予防日記並ニ御用帳
駿河駿東郡御宿村

紀元弐千五百三十九年明治十二卯年
虎列位（ママ）病。予防法方日記並ニ諸用帳
八月二十六日　駿河駿東郡御宿村
第八月廿六日　火曜　晴
一御宿村戸長湯川関太郎殿宅ニテ組親会開起、柳雄出席。午八時開ハ十一時退席、決定左ニ。
一村方境ニ於て石炭酸予防薬通行ノ旅人ニ撒布之事、其分禁売統て廿七日ノ部ニて判然ス。
一予防掛リ担当方当方致し呉候様一同ヨリ無心あり、速答挨拶ナラス。明二十七日ノ返答之事ニ答弁し、村境ニて消毒薬撒布方西川保平殿ニ頼ミ、壱日金拾銭宛ニ取極メニなる。
八月二十七日　水曜　晴　休暇
一西川保平三島駅エ石炭酸並ニ同霧吹トクリ等買物ニ出ス。明細ハ入費帳ニあり。
一真田嘉平殿・西川保平殿両人村方惣代ニテ担当無心あり。
一御宿村ト千福村境・葛山村境西之根道トモ辻合湯川平蔵宅地エ古田伴次郎宅地上の棚渡場〆五ヶ村ニ建札左ニ記載。
一虎列位（ママ）病漸々蔓延の章説真ニ諸病毒の感染し安きハ草木ニ風の加ふる如く、世人普く知る所にして、誰歎恐れさるものあらんや。故に村方一同申合せ乃予防規則左ニ掲く。
一虎列位（ママ）予防法（ママ）方御布達の趣、厚く体認いたし堅守るへき事。
一往来の旅人に当分予防薬施行の事。

一乞食及ひ諸芸人更ニ立入申間敷候事。
一当分禁売（西瓜　真桑　心太　蜜柑　柿　茸類油揚類）飲食物の外、魚類菓物類等其他総て村境に於て検査係りは篤と検査致し、若性合よろしからさる物品持参の商人立入らせ申間敷候事。
（中略）
八月三十日　土曜　晴
一沼津宿病院医員相磯格秀先生直話ニ、虎列剌病患者吐瀉物及汚穢物等水上ニて川ニ捨、或ハ洗浄等致ス義ハ無之筈ニ候得共、万一右様ノ次第有之、流末ノ者右ノ毒気ヲ含ミ候ヲ汲取呑候義アルトキハ必病毒ニ触レ発病勿論ニ付、能々水ヲ煮候て飲料可用事。
右ニ付、村方一同ヱ速ニ定使善右衛門ヲ以て示ス。上ヶ田・金沢・千福・葛山四ヶ村ヱハ書面ヲ以通知ス。上ヶ田・金沢村ヱハ伝一言申遣ス。
一栄橋ヱ出張ハ中川惣七ナリ。
一去二十九日夜湯山平次郎殿宅ニて取極メ処、万一村方ニて虎列位（ママ）病の為ニて死亡有ノ時ハ五間（軒）是迄ノ組合ニて万事心配成片付方可致事。用向死亡ノ人ニ近寄、或ハ汚穢物取片付程ハ五人組合ニて心配ノ事。外用事ハ村方一同ニて厚く心配可致事。
八月三十一日　日曜　晴
一休ミ村方毎戸勝手休ミ。
一行餘舎ニて至急会儀（議）村方一同ニて開く左ニ。
一虎列病（剌脱カ）頻ニ蔓延ノ兆ニ法方（方法）一増取極メ左ニ。
一魚類之義総て買入ヲ禁ズ。若買入ヲ破リ候者ハ金五十銭ニ為趣意金可差出事。
一駄賃其外私用ニ他出スル者ハ金壱円と為趣意可差出事。但し虎列病（剌脱カ）なき地方ニ他出ハ此限ニあらず。
右弐ヶ条趣意金遣払ノ義ハ予防薬買入費ニ可当事。
一不得止事用向有之他行仕度者ハ、其旨担当人ニ申出、許可ヲ得、予防薬十分ニ施行イタシ其上予防薬持参イタシ他出ノ事。
一担当人ハ時宣ニ寄リ他出ヲ許サヾル権アルベシ。
一一戸毎ニ石炭酸水百倍配分、一日ニ四五度宛家族中

ニ撒布ノ事。

一　他稼ニ出居候者無事ノ内ニ帰村可仕旨神速(迅)郵便書状差出し呼寄可申。万一発病後駕籠等ニて送リ来候共村方一同ニて相防キ村内ニ一切立入ラセ申間敷候事。

但送リ来候趣見耳(聞)ニ及候ハヽ、無其見耳(聞)ニ及候人ヨリ直ニ村中一同所々ニ言継ヲ出し可申。左候ハ、直様一同罷出立入セ間敷ノ防法示可申事。

右五ヶ村協議決定ニ追加仕候御通知申上候。希望ハ御同様ノ規則仰立て被下度、此段祈所ニ御座候也。

十二年九月一日　　湯山半七郎

千福村　上ヶ田村

金沢村　葛山村

右村々戸長御中

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

12　コレラ治療に奮闘する医師　明治12(一八七九)・10・4

○頃日虎列刺病蔓延の際迂生の豚児も遂に彼の悪疫の為に黄泉の水と化し、実に悲歎哀慕の情に堪へず、空しく光陰を費す。数十日只茫然たるのみなりしに、折節一友人来り、四方八方の咄の末、貴社新聞附録に登記ある当県会に於て、病院設置の条を議せられたる中、近藤某君の説に、病院の県庁然たる無く、医員の官員然たる無からんを欲すと。迂生此の一篇を読み感して止まず。茲に当村虎列刺病蔓延に就き撿疫所を設けられたるに、委員の懇篤教諭到らざる無く、医員の勉強治療届かざる無し。土民の幸福何事か是れに過ぎん。然りと雖ども、其中特に土民に信仰を得られたる吉原駅病院医員多々良楳庵君にて、信実温厚に蠢愚を諭し其病源を弁解せられ、患者に治療を施すの厚き、感ずるに余あり（迂生の豚児も其の治療を請し故知る所なり）。依りて熟思考するに医員の官員然たる無きを欲するの言始て信ぜり。去迚(さりとて)迂生一

身の感を容るゝのみならず、土民の此の人に帰依するもの甚だ多し。因りて感歎の余り一言を吐露し貴社に投ず。幸に余白あらバ登録せられん事を冀望す、と駿東郡佐野村の滝東さんより。

（重新静岡新聞）

13　失火御届

明治12（一八七九）・12・18

失火御届

静岡県下駿河国駿東郡
富沢村拾壱番地居住
戸主　市川猪太郎

一本屋　壱軒　縦九間　横四間壱尺
一納屋　壱軒　縦三間　横二間三尺
一雪隠　壱軒　縦三間　横二間三尺
一隠居　壱軒　縦四間　横三間
一馬屋　壱軒　縦三間　横弐間

〆　五軒

右ハ私及家族一同昨夜午后第九時頃迄農事ノ為夜業仕、同十時頃家内供ニ安伏罷在候処、豈図ンヤ同夜午前第一時頃ニ至リ、居宅裏ナル隠居ニ於テ疑カワシヤ物音相聞候。何事ナラント直チニ起上リ視ルニ隠居ヨリ失火致シ候ニ付、家内一同消防身尽力仕候得共、如何セン火勢ノ酷敷故ニ鎮火スル能ハス。遂ニ頭書ノ家数焼失仕候。該失火ノ根原（源）タル熟々考フルニ隠居ハ従来父善右衛門居住罷在、右善右衛門ナル者日頃私五男市川龍太郎ヲシテ頻リニ愛顧致シ、故ニ同児儀常々隠居エ自分衣類仕舞置、加之父善右衛門日ニ毎夜寝泊リ等仕候処、父善右衛門儀ハ去ル五日死去致シ、其後明屋ニ属スルト雖トモ、彼龍太郎儀ハ前日夜衣類仕舞置候ニテ該衣類入用ノ旨ヲ以テ、昨夜午後九時三十分頃灯火持参ニテ隠居エ罷越、自分仕舞有之候衣類尋来リ、其際残衣類中エ落火致シ候ヲ小児ノ短心故不心得其儘立

戻リ、右ヨリ発火候哉ニ相存候間、此段御届ケ申上候也。

明治十二年十二月十八日

右　市川猪太郎
右御代理　市川　左門

沼津警察署所長
五等警部　土屋氏廣殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

14　盗難御届

（一八八〇）明治13・5・18

盗難御届

一精ヶ麦八升
　此代金凡五拾七銭壱厘　但自今売買直段
一玄米九升
　此代金凡九拾四銭七厘　但右同断
一糯白米九升
　此代金凡壱円五銭三厘　但右同断
一白米三斗六升
　此代金凡四円弐拾壱銭　但右同断
一太布古袋三ツ
　此代金凡七拾五銭　但自今売買直段

計　精々麦八升
　　玄米九升
　　糯白米九升
　　白米三斗六升
　　太布古袋三ツ

右ノ穀物品物搗屋ニ入置、昨十七日夕戸締仕午後十時頃見廻リノ節別条無之。猶本日朝見廻リ候処入口ノ戸落シノ締リアヲルノミ明離シ有之候ニ付警入取調候処、書面ノ穀品粉失仕、全盗難ト存候間此段御届申上候也。

駿東郡御宿村
届人　中川利吉㊞

明治十三年五月十八日

沼津警察署御中

前書ノ通届出候間、此段上申仕候也。

戸長　湯山半七郎㊞

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

15　富岡村消防組第一部沿革誌

（一八八一）明治14・4～

（表紙）

沿革誌

富岡村消防組
第一部

沿革

一明治十四年四月、御宿村消防組トシテ組織ス。

一明治十五年三月、消防器具雲龍水弐台其他ノ器具一切ヲ購求ス。

一明治弐拾五年一月弐拾六日、富岡村下和田字大火ニ出勤ス。

一明治弐拾七年二月、富岡村消防組第一部ト改称ス。

一明治四拾五年四月五日ヨリ五月壱日迄ノ間、隣村ニ放火頻々ナリシ為メ、臨時夜警ヲナス。

一大正弐年、沼津町大火ニ出勤ス。（小頭勝又喜作・西川喜作・土屋重吉）当時部長岩瀬健吾。

一大正四年拾壱月五日ヨリ同年拾弐月壱日マデノ間、御即位ノ御大典ヲ行ハセラルヽニ付キ、警察署ヨリノ訓示ニ依リ、夜警ヲ勤務セリ。其功ヲ賞シ、富岡村長西島親則殿ヨリ賞状ヲ賜リタリ。

一明治十四年ヨリ大正四年十二月迄ノ間、役員ノ交代スルコト二十回ナリ。

一大正五年二月五日、本村消防組春期演習ヲ挙行ス。午前九時開始、午后四時閉会。

一大正五年弐月弐拾日、富士郡大宮町外八ヶ村聯合演習ニ、小頭山形伊三郎出張ス。

一大正五年四月七日、小泉村二本松、□（人名）方出火ニ出勤ス。

一大正五年四月、本村毎戸ノ竈検査ヲ行フ。

一大正五年九月十四日・十五日ノ両日、村社八幡神社（祭）際

典ニ際シ、煙火打チ揚ゲニ付キ、夜警オナシタリ。(ヲ)

一大正五年十月十二日、小泉村青年倶楽部ニ於テ、富士水力電気会社ヨリ技師出張、火災ニオケル電気ノ口話(講)会ニ役員全部出席ス。

一大正五年十月、秋期竈検査ヲ毎戸ニ行フ。

一大正五年十月十七日、深良村消防組秋期演習ニ、真田部長出張ス。

一大正五年十一月二日ヨリ同月四日マデ、立太子礼行ハセラルヽニ当リ、火防警戒ノ為メ夜警ヲナシタリ。

一大正五年十二月六日、中駿消防聯合会役員会発会式、小泉村演芸館ヘ役員全部出席ス。

一大正五年十二月二十八日午后八時頃、泉村公文名火災ニ出勤ス。

一大正六年一月七日午前八時、部長会ニ真田部長出席ス。

一大正六年一月七日、中駿消防組聯合会総会ニ役員全部出席ス。

一大正六年一月十三日、春期演習日取ノ件ニ付キ、部長会ニ真田部出席ス。(長脱カ)

一大正六年一月十七日、小泉村消防組演習ニ小頭山形伊三郎見学トシテ出張ス。

一大正六年一月廿四日、嶽南尋常小学校々庭ニ於テ、春期演習ヲ挙行ス。午前十時開始、午后三時閉会ス。

一大正六年二月三日、泉村派出所板垣巡査部長転任、新任部長送迎会ニ役員出席ス。

一大正六年二月三日、千福、□(人名)方ヨリ出火、一棟焼失セリ。部長以下役員消防手出勤ス。

一大正六年二月十五日午前十一時、部長会ニ真田部長出席ス。但シ、消防組経備費計上ニ付キ。

一大正六年二月十六日、部内金沢、□(人名)馬屋ヨリ出火、部長以下消防手出勤ス。

一大正六年二月二十二日、小泉村二本松、□(人名)方ヨリ出火起リ、部長以下四十五名出勤ス。

一大正六年三月一日、深良村消防組春期演習ニ小頭山形伊三郎出張ス。

一大正六年三月五日、部長会ニ真田部長出席ス。
一大正六年三月二十一日、小泉村役場内ニ於テ、中駿消防組予算会ニ部長代理トシテ小頭山形伊三郎出席ス。
一大正六年三月二十九日、春期竈検査ヲ施行ス。
一大正六年三月卅日午前十時頃、富岡村葛山田馬沢(場)、□(人名)□方火災ニ、部長以下出勤ス。
一大正六年四月四日、部長会ニ小頭山形伊三郎部長代理トシテ出席ス。
一大正六年四月二十七日、深良新田火災ニ部長以下出勤ス。午后五時頃帰村セリ。
一大正六年五月四日、部長会ニ真田部長出席ス。
一大正六年五月十九日、本村駐在所飯塚巡査転任ス。山下巡査交代着任ス。
一大正六年九月十九日、嶽南尋常小学校新築校舎開校式煙火打揚ニ付、火防警戒ニ部長以下三十六名勤務セリ。
一大正六年九月二十九日、部長(会脱カ)ニ真田部長出席ス。
一大正六年十月三日、小泉村消防組秋期演習ニ真田部長出張ス。
一大正六年十月三十一日、中駿消防組聯合会協議会ヘ真田部長出張、小頭山形伊三郎出張ス。同日協議会ニ於テ、中駿消防組聯合会トアルヲ東駿消防組聯合会ト改称ス。其他数頃ノ決議(ヲ)オナス。
一大正六年十一月四日、北駿消防組聯合大演習ニ真田部長・消防手小林清作出張ス。
一大正六年十一月廿九日午前十一時半、長泉村上土狩、□(人名)□方ヨリ発火シ、一棟焼失、馬屋半焼ニテ、真田部長以下途中迄繰出シ、小頭山形伊三郎ハ現場附近水窪ニテ、泉村石川巡査部長ニ折会シ、同所ヨリ鎮火トノコトニテ引キ帰ル。
一大正六年十二月五日、泉村派出所石川巡査部長ノ巡検ノ許ニ、東駿消防組聯合会長杉山茂外役員出張、器械器具帳簿ノ検査アリ。ポンプシリンダ故障、其他ホース一本、ポンプ置場現場の場所ニテハ不的(適)当ノ

批判(評)アリタリ。

一大正六年十二月九日、役場内ニ部長会ヲ開ク。真田部長出席ス。

一大正六年十二月十九日、部長会ヲ開ク。大正七年度第一期演習ノ件。

一大正六年十二月廿一日、秋期竈検査ヲ施行ス。

一大正六年十二月二十二日、両陛下御真影奉迎ニ勤務ス。

一大正六年十二月廿五日、御真影奉還ニ付キ勤務ス。

一大正六年一月二日、新田最寄ニテ警鐘ヲ健(建)ツ。

（御宿区所蔵）

16　駿東の馬市と賭博

（一八八一）明治14・5・14

○駿東郡馬市　佐野のわたりの雪の明ぼのにはあらずして、当国駿東郡佐野村にては毎年五月九日に馬市ありて、此日は遠近の村々より多人数の馬喰が集り賭博をなし、大業なる勝負があるよし。本年は其前より沼津警察署にて該場へ巡査が数名出張になりたれば、定て今迄の如き野蛮なる醜業はなかるしべ(べし)と云(そのち)地より通信有たり。

（函右日報）

17　愛親講連名簿

（一八八一）明治14・12

（表紙）

愛親講連名簿

迂生儀

生来経済不鍛練ニ付年々会計上不足ヲ生シ、負債意外ニ相嵩痛心ノ処、既ニ知命ノ齢ヲ過候ニ付、家計奪発挽回ノ力無之今般不得止各位ノ御厚配ヲ仰、頼母子講設立被成下、負債償却ノ方法行届万々難有奉感銘候。依テハ各位御定被下候講則ノ通確乎相守、聊無滞立会満尾可仕候、頓首。

明治十四年十二月

会主　岩崎佐十郎㊞
会事負担　小林甚五郎㊞
幹事　湯山平次郎
勝又弥平治㊞

服部大八㊞
幹事
上杉藤三郎㊞
水口傳平㊞
松井謙治㊞

講則

一立会ハ明治十四年十二月ニ始リ、同廿七年四月ニ終リ、親司共弐拾六会ノ事。
一壱口懸金三拾円ノ事。
一壱ヶ年弐会宛立講ノ事。
　但雑無尽ノ法ヲ以毎会高額ノ仁(人)落札之事。
一惣金額ノ内金三拾円刎金ニ致シ置、毎会席上出金ノ口数ニ花割として割合可致事。
一会主へ申請金ノ儀ハ弐会目ヲ親司会とし、壱口掛金額ノ五分ヲ申請、残額五分ハ御連中御落札御取番ノ節申請候事。但会主ハ会費ノ外出金ヲ要シ不申候。
一毎会懸返し金利出し金共、席上出金積立ノ事。
一落札ノ方ハ地券証抵当とし証人加判戸長奥印ノ証書引換金員可相渡事。
　但抵当地価ハ掛返し金高ノ五分書入可申。尤も改正地価高低ニ寄リ質地書入ノ地価増加スルモノトス。

前書ノ通リ確乎相定候上、一年ノ豊凶ニ不拘立会可致事。

明治十四年十二月

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

18　私設消防時代の沿革

明治23（一八九〇）・2・20

二　私設消防時代ノ沿革

一明治弐拾参年二月二十日本村小字新田区ニ人民惣代小林慶太郎・土屋金蔵ニヨリ私設消防組新田一番組ヲ設置ニ付キ、頭取トシテ、土屋菊次郎及消防手三十五名ヲ以テ組織シ、深良村長松井謙治氏ヲ経テ認可方沼津警察署ニ申請シ許可ヲ受ケタリ。
一明治二十四年一月原区・須釜区ニ人民惣代勝又熊治

郎・広瀬貞次郎ニヨリ私設消防組北部二番組ヲ設置ニ付、頭取勝又勇蔵・勝又佐市郎外消防手三十名ヲ以テ組織シ、村長ヲ経テ認許方沼津警察署ニ申請認許ヲ受ケタリ。

次ニ町田震橋区

切久保・遠道原区

和田・市場区

上原・上丹区

ノ四個処（箇）ニ私設消防組ヲ設置シ、同様許可ヲ受ク。

明治二十七年二月九日勅令第拾五号ニ依リ、同年六月六日各組統一ヲナシ、公設深良村消防組トナル迄私設消防組ニ依リ火災其他ノ警防ニ任シタリ。

一私設時代ノ機械器具

明治二十三年二月以来各区消防組ニ左ノ設備ヲナス。

一竹梯子一挺　一テレキ水　一台

一水汲籠二十個　一（マヽ）　一本

一蔦口十五挺　一高張提灯　弐張

一纏　一本

其他各消防手ニ提灯法衣腹掛股引ヲ支給ス。

一私設時代ノ器具蔵置場

明治二十三年二月新田一番組ハ小林慶太郎所有家屋間口弐間、奥行参間ヲ使用ス。

明治二十四年一月北部弐番組ハ広瀬貞次郎所有長屋門間口弐間奥行参間ヲ使用ス。

其他ノ各区消防組モ蔵置場ヲ設ケタリ。

三　公設消防時代ノ沿革

一明治二十七年六月六日、各区私設消防組六組ヲ統一シ、県令第四拾号ヲ以テ公設深良村消防組ヲ設置シ認可セラル。

（二部制）

一明治二十七年九月十日　二部制ヲ上申シ、同年九月二十二日許可セラル。

第一部上原区、上丹区、須釜区、原区、岩波区、新田区。

第二部切久保区、遠道原区、和田区、市場区、南堀区、

町田区、震橋区。
組頭廣瀬貞次郎以下百弐名
一大正六年（ママ）月　中部四個（箇）村ニテ東駿支会創立
東駿分会ノ矯（嘱）矢ナリ

（裾野市役所　深良支所所蔵）

19　駿東病院第二出張所設立の件①　明治14（一八八一）・9

連合六村病院設立ノ件
九月拾弐日　曇天ニテ昼後ヨリ雨降。
（中略）
一会社閉業中帰ラントセシ（ママ）聯合六ケ村病院議会ニ付、居村惣代並戸長湯山平次郎宅ニ来リ候ニ付、湯山柳雄子議決聴聞致呉候様申ニ付、暫時滞在候テ其衆議ヲ聞ク。御宿・上ケ田・金沢・今里・下和田・葛山・千福聯合シテ駿東病院第弐出張所ヲ瓦解セシニ依テ、独立病院ヲ建設セントノ目論見略村々設立ニ取懸リ候処、千福村ニ於テハ未タ判然セザルニ付、何レ黙ニ帰スルハ知サレトモ、原案編製（成）方湯山平次郎・同半七郎・同彦作・御宿戸長湯川関太郎四人ニテ編済（成）スル事ニ略承諾アリ。結約書各村調印ノ上散会ス。時午後九時頃ナリ。因テ夜中帰宅致ス事。
本日本病院長佐野村ニ出頭ノ事ヲ聞テ、病院設立ニ付テハ院長ノ意見モアルケレバ惣代中二名佐野村ニ出頭致、院長ノ意ヲ問フ事可ナルベシト、決シテ湯山柳雄外拙者ニ出張ヲ乞ヘトモ請ケズ、依テ中川庄平氏出頭ニ決セリ。二名ニシテ夜中佐野村院長出張先ニ出頭候事ニ決シテ退散ス。
（中略）
一戸長準平宅ニ出頭候処隠居ハ格別ノ大難ニハ無之、然レトモ臥寝致居候事早速快来ニハ相成可申様子ニ見請ケ候。其節病院ノ噺有之候得共、戸長西島準平氏ハ三（御）宿組合ニ聯合ハ不望ザル旨、準平子云ク、病院出張所儀ハ川東方ニ駿東病院第弐出張所設立ニナラバ、出張所ノ名議ヲ有スル方ニ聯合致候事便利ナルベシ。尤費

用ハ増加スル見込ナレトモ、同額ニシテ設立ニナラバ第弐出張所ノ名議ヲ有スル方可然、併川西聯合村設立病院ハ必ス出張所ノ名議ハ無之ト想像ス。若費用減額セバ西組合ニ聯合スルモ可ナリ。併シ川ノ東西共ニ病院設立シテ後費用ノ減額タル組合ニ聯合スレバ、必ス村中便利タルベシト考フ。故ニ暫時川ノ東西共ニ病院ノ設立ヲ待テ決ストノ弁明ナリ。拙者云ク、迂生ノ見込ハ衛生ハ一日モ欠クベカラザル入用ノ者ナレバ、是非設立ハ希望ナレトモ、入費ノ増加スルヲ恐ル。併シ西組合ニ聯合スルハ土地接近スル故、甚タ便利ナルベシ、入費ノ増加ハ恐ルレトモ、格別ノ増加ニハ有之マジ。是迄ノ倍金出金ト予算相立テ候ハヽ法方(方法)相立可申、是非聯合シテ設立致度旨主張シ置、遂ニ何レモ決セズシテ社出頭ノ出先故退散ス。

一会社出頭途中湯山柳雄氏ニ普明寺門前ニシテ出会ス。柳雄云ク、昨夜佐野村ニ出張セシニ院長ニアラズシテ代理渡辺某ナル者ニテ西組合病院設立ノ情体(状態)並ニ第弐出張所瓦解ノ点末(顛)ヲ談セシ所、渡辺氏云ク、拙者モ只今上杉氏来リ病院ノ件及談判シニ、西組合ノ説トハ大ニ異ナリ。然レトモ真実左様ニ候ハヽ迂生モ熱信(心)ニテ西組設立ニ(合脱カ)賛成(賛)ス。医員ハ何レニカ本病院ニテ因担スベシトマテ賛成(賛)セシニ因テ、大ニ喜ビ帰リ、途中半田氏ニモ面会シテ悉ク依頼セシニ、殊ノ外熱信(心)故、其事ニ決シテ佐野ヨリ帰リ候旨、右柳雄氏ヨリ噺有之候事。

(千福 横山正美氏所蔵)

20 駿東病院第二出張所設立の件② 明治14(一八八一)・9

駿東病院第二出張所ノ件

九月二拾六日 天気はれ時々小雨アリ。

(中略)

一会社へ出頭致候事。夕刻帰宅途中御宿村戸長役場方ニテ、第弐出張病院会議、川西組七ヶ村ニテ有之候処、立寄呉候様衆人依願有之ニ付立寄候処、去ル廿四日惣代ニテ上ヶ田村土屋甚平・小野定吉両人ニテ分離件

云々ヲ以テ、本病々院長出診ヲ乞ニ出張候処、本病院長、担当人等ハ是非良医ヲ遣ス故、第弐出張所ハ旧来通リ聯合致呉候様噺有之、且分離ニテハ出診難成旨、副担当下土狩村高野義長応接ニテ答弁有之ニ付、何レ川西組村衆議ノ上、返答可致旨申置、帰宅候様子、尤モ分離トナルト本院長担当人ニテ出張説諭等デモアル由ニ付、西組相談致候処、川東無異議聯合致入費等モ格別多分ニ無之候ハヽ、聯合致可申旨本院ニ返書差出ス事ニ決候故立帰リ候。午後六時頃ナリ。

（千福　横山正美氏所蔵）

第二節　地租改正と村

(1)　耕宅地の地租改正

21　久根村丈量着手御届書

（一八七六）明治9・3・9

丈量着手御届書

第一大区三小区

駿東郡久根村

丈量人当村

勝又準次

私共

村方実地丈量ノ儀、本月九日着手仕候。尤（もっとも）卒業目途聢（しか）ト難相立（あいたちがたく）候得共、来四月十日頃迄ニハ卒業仕候心得ニ御座候間、此段不取敢（とりあえず）御届仕候也。

右村

明治九年三月九日

副戸長　勝又彌平治

静岡県権令　大迫貞清殿

（久根　勝又重俊氏所蔵）

22　実地丈量督促の通達

（一八七六）明治9・8・17

地租改正調実地丈量方ノ義、各大区村々トモ追々勉力、即今検査ノ義続々申出、運歩ノ姿ニハ候得共、着手ノ最初ヨリ既ニ数月ヲ経候処、爾今未着手村々モ有之、其余丈量済村々モ調査方不捗取（はかどらず）、丈量成功ノ目途更ニ不相立（あいたたず）。一体改租ノ事業タル、実地丈量ハ纔（わずか）ニ其基礎ヲ定メ候迄ニテ爾後地位・収穫・地価ノ調査迄事々不容易（よういならざる）義ニ付、予メ右等ノ順序ヲモ不見込（みこまず）候テハ当九年秋収ヨリノ改租期限ヲ誤リ不都合ニ立至リ候ハ必然ニ有之候間、副区長申合精々及督促（とくそくにおよび）、先以（まずもって）実地丈量調査ソノ後各区内卒業ノ見込確立候様、猶一層厚ク注意説諭誘導（導カ）等可致候。此旨相達候事。

静岡県令大迫貞清代理

静岡県参事　毛利恭助

右ノ通リ御達ニ付則及廻達候間、各村御見留村名下エ令請印早々順達留リ村ヨリ御返却可有之候也。

三小区詰

第八月十七日　　戸長印

冨沢村　定輪寺村　大畑村　千福村　御宿村
葛山村　上ヶ田村　金沢村　今里村　下和田村
須山村

右村々　正副戸長御中

（千福　横山正美氏所蔵）

23　久根村丈量終了につき検査願

（一八七六）明治9・9

御検査願

第一大区三小区
駿東郡
久根村

地租改正実地丈量卒業仕候ニ付、来ル廿五日御検査被下度、此段願上候也。

右村
副戸長　勝又弥平治㊞

明治九年九月

第壱大区御派出

地租御改正掛

御中

（久根　勝又重俊氏所蔵）

24　模範村へ連合心得方演説

（一八七七）明治10・5・15

（朱筆）「ほ号」

地位詮定規則更正第十四条模範村エ聯合心得方演説

第壱

模範村区内各村ノ総代人（復選シテ一名ツヽ出シタルモノ）一同、予メ期日ヲ定メ、相達シタル該区ノ模範村ニ莅ミ実地ヲ毎等精検シ、以テ各村ノ当否及ヒ接壌聯貫ノ照標ト為スヲ誤ルヘカラス。

但、右ノ節、該区ノ区戸長ハ共ニ模範村ニ莅ミテ臨検巡督スル事、詮定規則第十三条但書ノ通心得ヘシ。

第弐

改正係官員ハ本日或ハ他日臨時ニ模範村ニ至リ、総代人詮定ノ当否ヲ検視及フヘク候間、総代人於テ毎等ヲ精検シ了(おわ)ラハ、其詮定等級宜キニ適ヒ他ノ準的トナシテ遺憾アラサル旨ヲ保シ、即日区戸長ニ就テ方面調所ヱ届ケ(出脱カ)へシ。

第三

右届ケ出タル上、模範区内毎村ノ田畑宅地、模範村ニ比照スヘキ等級ヲ番号帳ヲ以テ方面調所ニテ抽籤シテ何等タルヲ達スヘキニ付、直チニ総代人壱同各村ニ莅(のぞ)ミ、籤当リ相達候等級内ヲ筆数ニ応シ又抽籤シテ、其当リノ実地ニ就キ各投票シテ、多数ニ因テ模範村ノ何等ニ当ル歟(か)ヲ決スル事、本条規則ノ通リ心得ヘシ。

第四

右畢(おわ)ラハ、尚毎村隣接地ニ就テ照比ノ当否ヲ検シ、仮令(たとえ)ハ甲村ノ壱等ハ模範村ト同等ニシテ乙村ノ壱等ハ模範村ノ弐等ニ当ル時ハ、甲乙毎級壱等違ナルヘキニ隣接地モ同等相適シ、或ハ二、三等モ差違アルハ毎等中ニ不権衡アルモノナレハ彼是(かれこれ)其適当ナルモノヲ準的トナシテ矯正スヘシ。

第五

各村聯結相済タル上ハ一模範区内一視貫通ノ等級ナルカ故ニ、壱村ノ私意ヲ以テ地位ノ昇降ヲ論スルトモ其効ナキモノトス。乍然(さりながら)其言ノ所ロ(ママ)理アルヲモ強テ専抑シ他日永ク遺憾アラシムルカ如キ事アリテハ、亦大イニ区内詮定総代人ノ任ニ背クヘシ。一郡壱国ニ渉リテモ周(あま)ネク公平ナルヘキ様、互ニ厚ク注意アルヘシ。

右ノ趣、模範村区限リ区戸長中ヨリ詮定総代人ヱ懇(ねんごろ)ニ説示可有之(これあるべく)候也。

第二方面

明治十年五月十五日　　地租改正掛印

第壱大区三小区詰

副区長中

（久根　勝又重俊氏所蔵）

25　模範区内地位連合に関し区戸長心得方演説　明治10・7（一八七七）

各模範村区内地位聯合ノ節、区戸長心得方演説

第壱

毎村甲号表方面調所へ差出相済候ハヽ、直チニ一村限詮定人ノ内ヨリ壱人宛区内詮定人ヲ復撰セシメ、自余ノ詮定人ヨリ連印ノ委任状渡方、正副戸長ニ於テ可取計候。

第弐

委任状ニハ御規則ニ依テ区内各村ノ総代タル詮定人一同公議ヲ以テ聯合ノ等級昇降有之候とも一村一己ノ私論ヲ以苦情等決シテ申出間敷旨ノ要文ヲ掲、地位聯合詮定方一切ノ権限委任スル趣ヲ可認候。

仮令ハ、模範区弐拾ケ村ニ候ハヽ、一村限詮定人ヨリ区内詮定人弐拾人宛ノ委任状壱通ヲ出シ、都合区内ニ於テ弐拾通ヲ詮定人エ可相渡筈ナレトモ、各村詮定人惣連印ノ上ハ壱通ニ致シ候テモ不苦候。

第三

区内詮定人決定ノ上ハ一同該小区ニ会シ、地位詮定規則更正第拾四条（本年四月廿五日達）及ヒ当方面ほ号演説書（同五月十五日）ノ趣、区戸長ヨリ猶懇々説示及ヒ候上、区内詮定人ハ村々地主一同ノ総代人タレハ自他村ヲ分タス至公至平ノ聯合相成候様厚ク注意致シ、都テ御規則ニ依リ各自一己ノ私論ヲ主張シ改正ノ御趣意ニ悖リ等級ヲ誤リ候儀、決テ致間敷旨ノ連印誓書、区戸長宛ニテ取置可申候。

第四

方面於テ模範村ヲ定メ相達シ候ハヽ、直チニ日ヲ期シ詮定人一同ヲ該村ニ会シ実地毎等ヲ精検セシメ、右ノ節区戸長ハ共ニ其場ヲ臨検巡督シ、万一詮定人心得違有之候得ハ心附申談候義ハ勿論ニ候得共、等級昇降等ノ議ニ於テハ関スルニ不及候。

第五

詮定人模範村ノ毎等精検ニ取懸リ候ハヽ、正副戸長ハ該

村ノ田畑壱等ト末等ニ当ル地所ノ内、明治九年間（無之分ハ七・八年ヲ取）売買質入証文取調、等級限本紙各三通以上ツヽヲ一ト袋ニ入、村名ヲ記シ三日間ニ方面調所ヘ差出可申候。

但シ証文壱通毎トニ小札ヲ張、朱書ヲ以改正反別・番号・等級トモ記載致ヘク候。

第六

詮定人模範村ノ毎等ヲ精検シ了（おわ）リ、其詮定等級宜キニ適ヒ他ノ準的トナシテ遺憾アラサル旨ヲ保シ候ハヽ、其趣ノ届書ヘ連印セシメ、区戸長検印ノ上、即日方面調所ヘ差出可申候。

但シ此際区戸長ニ於テ不都合ト見認候義有之候ハヽ、其趣廉（かど）書（がき）ニ致シ可申立（もうしたつべく）候。

第七

方面ニ於テ番号帳以テ毎村ノ田畑宅地模範村ニ比照スヘキ等級ヲ定メ、相違シ候ハヽ、詮定人一同ニほ号演説書中第三・第四ノ手続ヲ為サシムヘシ。右ノ節区戸長ハ本条第四ノ通心得可申候。

第八

詮定人毎村比照聯合ニ取懸リ候ハヽ、正副戸長ハ村々ノ比照等級ニ当ル田畑ノ内、売買質入証文取調、本紙各三通已上（いじょう）ツヽ方面調所ヘ差出候義、都（すべ）テ本条第五ノ趣ニ準シ可申候。

但シ比照等級ニ当ル地ニ近年売買質入等無之候ハヽ、其前後等級ヲ取ヘシ。差出ス日限ハ十日間ニ小区事務所ヘ取集メ差出可申候。

第九

詮定人模範区内ヲ聯合シ了ラハ、一同小区ニ会セシメ乙号表ヲ製シ方面調所ヘ差出候儀、都テ規則ノ通リ心得可申、其節渡置候番号帳相添差出可申候。

但シ此際区戸長ニ於テ不都合ト見認候儀有之候ハヽ、其趣廉書ニ致シ可申出候。

右ノ趣、可被心得置（こころえおかるべく）候也。

明治十年七月

第弐方面
地租改正掛

第壱大区三小区

副区長中

（久根　勝又重俊氏所蔵）

26　第三模範区内地位連合につき各村総代人委任証

明治10・9・9（一八七七）

委任ノ証

一地租御改正ニ付当模範区村地位等級聯合（れんごう）詮定方ノ儀、私共一同公撰投票ヲ以各方ヲ各村総代人ニ撰挙シ、等級聯合詮定方一切ノ権限ヲ委任致候処、確実相違無之候。依テハ此上各一同公議ヲ以聯合等級昇降等有之候とも、一村一己ノ私論ヲ以苦情等決テ申出間敷（まじく）候。依（これにより）之委任証連印差上候也。

第弐方面第三模範区

第一大区三小区

明治十年九月九日　深良村　大庭庄平（ほか一五名）

（ほか二一か村、一七〇名）

第二方面
第三模範区惣代

岩波村　井上太左衛門殿
深良村　松井謙治殿
大庭新七殿
小見山久三郎殿
小林由太郎殿
藤森半三郎殿
石脇村　大庭松五郎殿
植松傳平殿
大庭慎平殿
佐野村　杉山源七郎殿
古谷精一郎殿
鈴木九蔵殿
久根村　勝又甚七殿
勝又久平殿
稲荷村
公文名村　高田市五郎殿
市川宇平次殿

高村勝蔵殿
茶畑村 高村治平殿
柏木甚蔵殿
山本平七郎殿
芹沢伊三郎殿
麦塚村 芹沢又一郎殿
勝又藤三郎殿
飯塚傳蔵殿
二ッ屋新田 高梨重次郎殿
金沢村 菅沼良吉殿
永田源七殿
平松新田 杉本久平殿
市川良八殿
富沢村 服部幸蔵殿
渡辺沢平殿
定輪寺村 渡辺弥七殿
大石角平殿

大畑村
加藤儀三郎殿
加藤彦次郎殿
御宿村
湯山半七郎殿
千福村 湯山詮殿
鈴木五郎作殿
葛山村 西嶋利平殿
塩崎佐十郎殿
上ヶ田村 半田半三郎殿
勝又与作殿
今里村 荻田庄七郎殿
勝又傳五郎殿
下和田村 坂田太郎平殿
杉山伴蔵殿
須山村 杉山権次郎殿
勝田三平殿
伊豆嶋田村 土屋左久太殿
土屋善六郎殿

水口次郎八殿
星野藤次郎殿

（久根　勝又重俊氏所蔵「地位詮定中雑記」）

27　第三模範区内地位等級連環各村総代人誓約書

明治10・9・9（一八七七）

誓約書

私共儀、地租御改正模範区村地位聯合（れんごう）各村総代詮定ノ権ヲ各村公撰ヲ以依頼ヲ受、正ニ承諾仕候。地位等級聯合ノ儀ナル最モ重大ノ事業ニテ、万一等級ヲ誤リ偏破（へんぱ）ノ詮定ニ相至リ候テハ、偉（おおい）ニ改租ノ御趣意ニ悖（もと）リ候条勿論（もちろん）ニ御座候間、最前御下渡有之候地位詮定人民心得規則書ニ基キ、其他追々御達書并御演舌（えんぜつ）ノ趣ヲ守リ、各相互ニ義務ヲ尽シ従事勉励仕、決テ各自一己ノ私論ニ陥リ不申様厚相心得、各村公平ニ聯合整頓致候様尽力可仕候。依之誓約書連印差上候也。

第一大区三小区
弐拾三ケ村
惣代人
連印略ス

明治十年九月九日

第二方面第三模範区

右三小区
副区長　岩崎佐十郎殿
戸長　水口傳平殿
副戸長　勝又弥平治殿

（久根　勝又重俊氏所蔵「地位詮定中雑記」）

28　地位詮定日誌（抄）

明治10・9・9（一八七七）

明治十年九月九日　蓮光寺ニテ改正担当区戸長外（ほか）復撰惣代人一同会議。同日九時より七時頃開席。但、約定書編製ス。

（中略）

九月十一日　午前八時頃ヨリ十時頃揃。佐野村田畑壱等より末等迄巡視。午後久根村同断、公文名村末等一筆視ル。三時頃ヨリ俄（にわか）ニ雨降、引上ケ。第二方面課長三等属服部文一殿外属官二名相添。同日、岩崎氏御泊リ。区内

詮定人一同へ運歩ノ方法御演舌アリ。

九月十二日　公文名村始メ、稲荷、茶畑、麦塚、伊豆嶋田、元水窪、二ツ屋新田、平松新田迄巡視ス。中喰茶畑邨柏木滝十郎殿、夜柏木甚蔵殿方ニテ。

九月十三日　富沢村始メ定輪寺村、中喰、大畑、石脇、深良、岩波。

九月十四日　須山村始メ下和田、今里村迄。午後ニ至リ大畑引揚ヶ。

九月十五日　御宿村始メ上ヶ田、金沢、中喰、葛山、千福村引揚ヶ。

九月十六日　水口君同道ニテ、一小区香貫村エ聯合順序問合セノ為メ、同村稲葉四郎左衛門殿方へ出頭。順次承諾。同日新宿村泊リ。翌十七日朝、下土狩村鈴木伴右衛門殿方ニテ二小区模様尋問、帰ル。

九月十七日　蓮光寺ニテ会議。席上、詮定人一同投票ヲ以田畑上等下等平均左ニ、

上等田米壱石弐斗
下等田米壱斗
上等畑麦八斗
下等畑麦壱斗

（中略）

九月十八日　蓮光寺ニテ会議、決定。模範村始メ外村々共、田畑宅地壱等末等詮定人一同実地ニ莅ミ収穫石数投票、一村了リテ担当戸長封印ノ上預リ置、区内巡回精検済ノ上、仮ニ乙号表一、二、三と制シ上ヶ聯合致し、万一不合ノ節、封印投票開札ノ筈、最モ田方ハ九等ニテ一筆精検、詮定人手帳エ留置、畑ハ五等ニテ田方同様ノ事。

（中略）

十月一日　区内甲号表聯合致し各詮定人持参、蓮光寺会議ノ事。席上、乙号表編製可致旨一同決議候処、同日席上製シ方行届兼、各同月四日同所へ出頭ノ上編製ト決ス。

十月三日　茶畑村より書面ヲ以申出候ニハ、本年二月十日附ヲ以御布達ノ通、成規ニ随ヒ可呉様申出候ニ付、四日一同会議ノ上、成規ニ基キ候事決ス。依テ九月廿一日

ヨリ同月廿八日迄巡視一等末等投票廿三ヶ村分、十月四日午後三時頃、佐野村字西ノ窪ニテ焼却ス。是迄議事取消ノ事。茶畑よりノ書面左ニ、

昨日為申聞候当小区地位聯合表ノ義、村方へ相談仕候処、村内詮定人より為申候ニハ、地租御改正ノ義ハ重大事件ニ付、時ニ其御筋より御達シ有之、猶又今般地位聯合ノ義ハ本年二月十日静岡県令大迫貞清殿より地位詮定人民心得規則御下ケ渡シニ相成候間、右規則ニ基附聯合表整頓致呉候様強テ村方ヨリ依願有之候間、奉謝候得共小区限リノ規則ヲ廃シ何卒御正則ノ通リ御取計一程奉悃願候也。

明治十年十月二日

茶畑村

山本平七郎印
柏木甚蔵印
芹沢伊三郎印
芹沢又一郎印

三小区

改正掛リ御中

十月五日　第三模範村佐野村実地毎等御規則ノ通着手スト決定致シ候処、該村ヨリ申出候ニハ、本村義模範ニ有之無申分義ニ候得共、外村々ノ義ハ如何候哉と談判ニ付詮定人一同ヱ談判候処、先前協議ニ基キ候様茶畑村趣意ハ、畑方一・二・三・四等多分ノ町歩ニ付、一等ヲ一・二裂キ、二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一等迄ヲ順次一等宛降シ、十二等ノ空等ヲ禦ク、依テ同村承腹、詮定人一同誓約左ニ、

約定書

這般地位精検各村巡視仕候処、茶畑村畑ノ義不公平ノ等級組合セ候ニ就テハ、右等級壱等地ヲ割、弐等ニ降シ、弐等ヨリ拾壱等迄壱等宛降シ、公平ナラシムベシ。猶又各村不公平有之ヶ所ハ、一同協議厚熟慮致シ至当ニ昇降可仕候。其節一村一己ノ私論申出間敷候。為後日約定書連印如件。

第一大区三模範区
復撰惣代人
湯山半七郎
外廿壱名略ス

明治十年十月五日

十月六日　蓮光寺おゐて聯合会議、決果ニ可及ノ処、富沢村よりノ云々趣意、湖用水路掘貫二百間余難所ニ付斟酌有之度旨、且本村惣代人詮定ニ自湖用水無甲乙聯合致シ置、誤謬後悔ニ候間、湖用水掛リ一等より七等迄ヲ一等ツヽ降シ呉候様申出候得共、一同採用兼、依テ開票ノ上熟議可然様ニテ未決。

十月七日　右云々漸ク午後四時頃決ス。趣意開票ノ上公平ニ可決と申断、一同投票聯合表開巻ニ及。

十月八日　聯合組合等級大略決シ候得共、各村云々有之返々決果ニ至リ兼候。深良村甲号表田方一等・二等・〇〇〇〇〇九等より廿八等迄仕立候処、区内苦情差起リ協議ノ上九等地ヲ六等ニ決ス。

（中略）

十月廿三日　深良村未決ニテ、改正方法更正会議紛云トシテ不決。廿四日各々見込書ヲ以多数決ノ筈。

十月同日　方法不決。

十月廿五日　各村出頭致シ候処、茶畑村出席無之ニ付、同村出頭ノ都合ニ寄リ出頭可仕旨ヲ以、一同より断リノ上、午後一時頃退席ス。

同　廿六日　各協議ノ上、出頭時間及違約主意金、左ニ聯印ヲ以決ス。

（中略）

十月廿七日　協議ノ上、御規則通リニ決ス。

同　廿八日　模範村着手と決ス。

同　廿九日　各員議決示談聯合投票ノ事。

同　三十日　夕刻投票ス。

記

一、佐野・久根・深良

二、伊豆島田・茶畑・麦塚・石脇

三、公文名・二ツ屋

四、御宿・千福・稲荷・平松・富沢
五、深良共定輪寺
六、上ヶ田・葛山・岩波・大畑
七、金澤

十月三十一日　斟酌投票。開札シ左ノ印ニ決ス。当分ハ協議ノ上定メタルナリ。

佐野　壱ヲ割二ニ置順下ケ、当六ヲ割七ニ置順下ケ、十七止。
久根　一ヲ割二ニ置順下ケ、当五ヲ割十五迄順下ケ、廿四五合廿三止。
深良　一五据置、改一ヲ割二ニ入、二ヲ三ニ、元十二改八ヲ空順下ケ、元廿七八ハ合、廿三止。
伊豆島　甲号表据置。
茶畑　一ヲ割順下ケ、当元三ヲ割順下ケ、元廿四ヲ下ケ等廿五廿六ヲ廿三止。
麦塚　甲号表据置、改一ヲ割順下ケ、元十四ヲ十六ニ止メ。
石脇　二ヲ空、改一ヨリ順下ケ、元十二ヲ改十六止。
公文　一ヲ割二ニ置順下、当四ヲ割順、元十八等ヲ改廿三ニ止メ。
二ツ屋　四ヲ割順、当十ヲ割順下ケ、改十三ヲ割、空二ヲ置十六止メ。
御宿　甲号表据置。
千福　甲号表据置。
稲荷　二ヲ割順下ケ。
平松　二ヲ空順下ケ。
富沢　一ヲ割順下ケ。
定輪　一ヲ割順下ケ。
上ヶ田　二ヲ空順下ケ。
葛山　二ヲ空順下ケ。
岩波　二ヲ空順下ケ。
大畑　甲号表通。
金沢　甲号表通リ。

（中略）

十一月十二日　畑方聯合協議決シ兼、然ル処、四小区惣代人野木小平次殿当区エ出頭ニテ三・四・五小区内聯合掛合アリ。依テ協議ノ上、該区エ十三日出頭ト決ス。

同　十三日　事務所迄罷出候処、四小区惣代堀内半次郎、五小区惣代田渕市三郎両人本区エ出頭ニテ内聯合談判アリ。右代、来十七日御殿場ニおゐて協議ノ上、返答ノ事。

十一月十四日　聯合議ス。四小区聯環（れんかん）乙号表、田十七等、

畑十二等、宅七等。

（中略）

同　廿一日　蓮光寺へ青山善光寺住職巡回説教ニ付、小区事務所へ転席。

右十六日、元水窪村田方不聯合ノ趣、区内一同ヨリ談判ニ付、該村渡辺甚平氏・副区長岩崎・戸長水口・柏木・拙者同道ニテ出頭。同村惣代人一同協議ノ上、甲号表更正承諾相成。

十一月廿二日、三日、四日　畑方聯合義（議）ス。右三日ノ間、私用ニ付不勤。

同　廿六日　畑方聯合田方ニ准（じゅん）シ度旨議定。一ヨリハ八・九迄ノ見込各村相立候処、茶畑村惣代人一ヨリ七ニ止度旨主張シ何分決シ兼候ニ付、茶畑村へ僕并ニ大庭新七様同道罷越（まかりこし）談判候処決シ兼、翌廿七日同村惣代議席出頭右ノ旨主張シ、依テ廿八日一ヨリ七留ニ決ス。廿九日ヨリ別紙ノ通リ議定ス。

十二月七日　区内有増（あらまし）議定ス。

（中略）

十二月八日　宅地聯環（れんかん）議ス。

（中略）

明治十一年一月廿三日　発足。吉原駅郷宿高砂や作兵衛方止宿。元甲号表引替願ニ付、同日夜改正係御止宿服部文一殿へ出頭致シ候処、御出岡ニテ御不在。準吏飯飼（マヽ）殿（マヽ）へ上申候処、翌廿四日同勤へ協議ノ上答御聞済ノ上速ニ一小区惣代人着手、先般差出し候帳簿悉皆御下ケ。

（久根　勝又重俊氏所蔵「地位詮定中雑記」）

29　第三模範区内村々地位等級甲号表　明治11・1・24（一八七八）

返却の願

記

第一大区三模範区

弐拾三ケ村

右村々地位等級甲号表、先般上納済ノ上小区聯合（れんごう）着手仕候処、各村共粗漏ノ廉々有之候ニ付、実地精検ハ勿論

屢協議仕候得共、如何共整頓ノ目途不相立、不得止各村等級昇降改正仕、漸々整頓致候。然上ハ過般差出シ候甲号表正副共更ニ御下ケ被下今般改テ上納仕度候間、奉願候也。

右区
惣代　鈴木五郎作
同　古谷精一郎
同　芹沢又一郎

第二方面
地租改正御用掛
御中

前書ノ通、相違無之候也。

右区
戸長　水口傳平
副戸長　勝又弥平治

（久根　勝又重俊氏所蔵）

30　第三番模範村区内連環田位表　年月日不詳

（次々頁表参照）

（久根　勝又重俊氏所蔵）

31　明治一二年三月一一日付人民心得書に対する質問書　明治12・3・14（一八七九）

検査施行ニ付人民心得条款中質問書

（朱筆）「三月十五日第七号」　第一項

一第壱条昔日ノ面目ヲ釐革シトハ何々数種ヲ指スヤ。

（付箋朱筆）「昔日ノ面目ヲ釐革シトハ従前ノ方法ノ事ヲ云ニアラス。三月十一日附演達書及ヒ人民心得書ニ掲ル所ノ旨趣ニ更定候議ト心得ヘシ。」

第二項

一区郡聯環比準ノ等位権衡ノ極点ヲ認メス、毎小区限リ踏査シ平均穫量ヲ得トハ、隣区比準権衡ニ関セサル歟。

（付箋朱筆）「隣郡区比準権衡ノ如キモ、民議協熟遺憾ナキノ極点

ヲ認ムルヲ冀望スレトモ、人民協議不整ヨリ不得止毎小区内ノ比準権衡ハ人民ノ協議ニ委シ、各区ノ比準権衡ハ官ニテ充分検査推究シ、各小区相当ノ平均反穫ヲ得テ示スヘキ筈ニ定メタルナリ。」

（中略）

右質問仕候件、委詳書載御指示有之度候也。

第壱大区駿東郡
壱小区地主総代
鈴木新平

明治十二年三月十四日

（ほか各小区地主総代七名）

壱ノ号乙 表位田環聯内区村範模番三第郡東駿	
廿三 廿二 廿一 廿 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	等貫通
十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村野佐
廿三 廿二 廿一 廿 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村根久
廿三 廿二 廿一 廿 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 〇 七 六 五 〇 三 二 一	村良深
十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 〇 一	村田島豆伊
廿二 廿一 廿 十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村畑茶
十六 〇 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村塚麦
十五 〇 〇 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村脇石
廿一 〇 〇 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村名文公
十六 〇 〇 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 〇 〇 一	田新屋ッ二
十五 〇 〇 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村宿御
十八 〇 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村福千
十四 〇 〇 十一 十 九 八 七 六 五 〇 三 二 一	村荷稲
十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 〇 一	田新松平
廿 十九 〇 〇 〇 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村沢冨
十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 〇 十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一	村寺輪定
十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二 〇 十 九 八 七 六 五 四 三 〇 一	村田ケ上
十八 〇 十六 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 〇 五 四 三 〇 一	村山葛
十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 四 〇 〇 一	村波岩
十八 十七 〇 十五 十四 十三 十二 十一 十 九 八 七 六 五 〇 〇 〇 一	村畑大
十七 十六 十五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 七 六 五 四 三 二 一	村沢金

静岡県令　大迫貞清殿

「(朱筆)毎条附箋ノ通相心得ヘク事。

静岡県令　大迫貞清イ

（久根　勝又重俊氏所蔵「誤謬訂正願ほか綴」）

32　等級間の差米麦につき布達

明治12(一八七九)・3・17

甲駿第弐号

明治十年二月十日本県番外布達地租改正地位詮定人民心得規則第五条ニ、壱反歩ニ付田ハ米五升畑ハ麦五升ノ差ヲ以一等ヲ昇降スヘシト掲載有所、各郡各区ノ聯環(れんかん)整ヒカタク旧小区即チ模範組合限リノ聯環ニ止リ候ニ付、這般壱模範組合限リ査定スヘキ儀ニ相達候ニ就テハ、必スシモ全国各模範組合地位ノ等査(差カ)一定ヲ要スルニモ不及(およばず)候条、各地ノ実況ニ依リ等差ヲ更正　譬ヘハ該組合一定ニ七升或ハ八升等差ニ更正スルノ類ヲ云フ　或ハ毎等ノ間差ニ定限ヲ不立(たてず)　譬ヘハ該組合一等ト二等ノ間差ハ五升、二等ト三等トノ間差ハ八升トナルカ如キ類ヲ云　取調候方、実際ニ適当ト視認スル組合有之ニ於テハ別段可(せんぎにおよぶべく)及詮議候条、組合限リ篤ト協議ノ上可申(もうしいづべく)出此段布達候事。

明治十二年三月十七日　静岡県令　大迫貞清

（久根　勝又重俊氏所蔵「誤謬訂正願ほか綴」）

33　地租改正事務担当につき委任状

明治12(一八七九)・4・14

委任状

這回(しゃかい)甲駿第四号御達ノ趣モ有之候ニ付、左ノ権限ノ事ヲ委任候事。

一地租改正細大ノ事務担当ノ事。

右件委任候事。

駿東郡

第三番模範組合

水窪村
地主惣代
関野源六

（ほか二三か村地主惣代）

明治十二年四月十四日

水口傳平殿

湯山半七郎殿

勝又弥平治殿
土屋左久太殿

（久根　勝又重俊氏所蔵「懐中諸雑記」）

34　明治一二年三月一一日付演達書等の趣につき請書　（一八七九）明治12・4・24

御請書

駿河国改租事業ノ義、各区聯貫（れんかん）等民議不相整（あいととのわず）竣功期季追々切迫セルニ付、客年十二月中各郡平均上ニテ已（すで）ニ収穫御発示ノ処、詮議ノ筋アリ。今般番外御演達書并ニ人民心得書細目等ヲ以テ御熟達ノ趣、敬承仕候。依テ御請書進呈仕候也。

（付箋との注記あり）
「本文御請仕候ニ付テハ米価其外ノ義ニ付猶願伺等仕候義可（これあるべく）有之候間、此段附箋ヲ以テ申上置候也。」

明治十二年四月廿四日　駿東郡地主
総代人　水口傳平
湯山半七郎

勝又弥平治
土屋佐久太
（ほか二二名）

静岡県令　大迫貞清殿

（久根　勝又重俊氏所蔵「懐中諸雑記」）

35　第三模範区丁組合改正反額定約の証　（一八七九）明治12・11・25

改正反額定約ノ証

佐野村

一田反別四拾九町六反四畝拾八歩
　但反米壱石三斗二升八合五勺
一畑反別三十六町五反廿八歩
　但反麦六斗六升八合
一宅地反別七町四反〇〇四歩
　但反金三拾八円也

久根村

一田反別廿九町六反三畝廿八歩
　但反米壱石三斗三升五合
一畑反別拾壱町
　但反麦六斗九升三合
一宅地反別四町三反七畝五歩
　但反金三拾三円三十銭

石脇村

一田反別拾五町三反三畝廿八歩
　但反米壱石弐斗九升四合五勺
一畑反別拾町七反六畝拾六歩
　但反麦六斗五升八合
一宅地反別三町〇〇〇四歩
　但反金三拾四円五十銭

公文名村

一田廿六町七反四畝廿九歩
　但反米壱石弐斗〇五合弐勺
一畑反別八町壱反五畝廿七歩
　但反麦七斗五升三合
一宅地反別三町七反三畝七歩
　但反金三拾三円三十銭

稲荷村

一田反別九町〇九畝廿四歩
　但反米壱石壱斗六升五合
一畑反別拾町〇四畝拾五歩
　但反麦八斗三升弐合
一宅地反別七反九畝廿七歩
　但反金三拾三円六十五銭

平均

田反米壱石弐斗六升五合六勺四才
畑反麦七斗弐升〇八勺
宅地反金三拾四円七十五銭

右ハ改租平均反額米麦金、書面ノ通額定仕候処明実也。
然ル上ハ実地御踏査ノ上御垂示反額御請ノ上ハ、前書金
石ニ割請可申。依テ違約無之タメ定約ノ証如件。

駿東郡第三番模範区ノ内
丁組合
明治十二年十一月廿五日　戸長　勝又弥平治
同　杉山角平
同　大庭慎平
同　高村治平
人民惣代　勝又嘉六
同　寺田治三郎
同　古谷精一郎
同　上杉藤三郎
同　植松傳平
同　大庭松五郎
同　室伏幾太郎
同　市川宇平治
（久根　勝又重俊氏所蔵「懐中諸雑記」）

36　田畑収穫地価など垂示額受諾について　（一八七九）**明治12・12・27**

の通達

駿河国
第三番模範丁組合

今般及垂示候其模範組合田畑収穫地価反米麦金額速ニ甘諾候上ハ、該垂示額ヲ一村毎等ニ配賦シ別紙雛形ニ倣ヒ製表シ、一村限リ請書、来明治十三年一月十二日迄ニ無遅滞可差出。此旨相達候事。

但、別紙雛形ハ各郡役所へ可承合事。

明治十二年十二月廿七日

静岡県令　大迫貞清

（久根　勝又重俊氏所蔵「懐中諸雑記」）

37　第三番模範丁組合田収穫反米額請書　（一八七九）**明治12・12・30**

御請書

駿河国第三番模範丁組合
駿東郡佐野村
外四ヶ村

一田収穫米千八百三拾四石一斗九升五合
但平均反米壱石四斗〇六合内
此地価金七万九千弐百円五十四銭
但平均一反歩ニ付金六十円七十銭余
右ハ当模範組合収穫反米額、書面ノ通リ御受申上候也。

右

三模範丁組合
担当人兼戸長　勝又弥平治
地主惣代兼戸長　高村治平
同　杉山角平
同　大庭慎平

十二年十二月三十日

長官充

（久根　勝又重俊氏所蔵「懐中諸雑記」）

38　第三模範区丁組合村々垂示額割当書上　明治13（一八八〇）・1・4

佐野村

一田反別四拾九町六反四畝拾八歩
収穫米六百五十九石五斗四升七合壱勺　但反ニ付壱石三斗弐升八合小
内廿三石六斗八升壱合　堤防費引
差引米六百三拾五石八斗六升六合壱勺
外米四拾壱石壱升三合四勺　一石ニ付六升四合五勺分増
外米三拾九石八斗七升二合九勺　一反ニ付差米八升〇三一四三四
合米七百拾六石七斗五升弐合四勺
平均反米壱石四斗四升三合七勺三

久根村

一田反別弐拾九町六反三畝廿八歩
収穫米三百九拾五石六斗八升五合壱勺　反米壱石三斗三升五合
内拾壱石四斗四升壱合三勺　堤防費
差引米三百八拾四石弐斗四升三合八勺
外米廿四石七斗八升三合七勺　壱石ニ付六升四合五勺分増
外差米廿三石八斗四合六勺　壱反ニ付八升〇三一四三四

合米四百三拾弐石八斗三升弐合壱勺
平均反米壱石四斗六升〇三勺三才
一田反別廿六町七反四畝廿九歩　公文名村
収穫米三百廿弐石二斗八升六合九勺　但一反ニ付壱石弐斗〇五合二勺
内米拾石〇〇五升八合　堤防費引
差引残米三百拾弐石三斗弐升八合九勺
外来弐拾石壱斗四升五合弐勺　壱石ニ付六升四合五勺
外差米弐拾壱石四斗八升三合八勺　壱反ニ付米八升〇三四一四三四
合米三百五十三石九斗五升七合九勺
平均反米壱石三斗弐升三合三勺二才三
一田反別九町〇九畝廿四歩　稲荷村
収穫米百五石九斗九升壱石七勺　反米壱石壱斗六升五合
内米六石弐斗五升九合　堤防費
差引米九拾九石七斗三升弐合七勺
外米六石四斗三升弐合八勺　一石ニ付分増米六升四合五勺
外差米七石三斗〇七合　一反ニ付米八升〇三一四三四
合米百拾三石四斗七升弐合五勺
平均反米壱石弐斗四升七合二勺二才四
一田反別拾五町三反三畝廿八歩　石脇村
収穫米百九十八石五斗六升七合七勺　壱石ニ付米壱石二斗九升四合五勺
内六石壱斗弐升　堤防費
差引米百九十弐石四斗四升七合七勺
外米拾弐石四斗壱升弐合九勺　一石ニ付分増六升四合五勺
外差米拾弐石三斗壱升九合七勺　一反ニ付米八升〇三一四三四
合米二百拾七石壱斗八升〇三勺
平均反米壱石四斗壱升五合八勺三才九六
合収穫来千六百廿四石六斗壱升九合二勺
合反別百三拾町〇四反七畝〇七歩（ママ）
垂示
収穫米千八百三拾四石壱斗九升五合
内千六百廿四石六斗壱升九合　仮定額
差引米弐百〇九石五斗七升六合　増
此二ツ割米百〇四石七斗八升八合　分合登
約定石額但壱石ニ付六升四合五勺増

米百〇四石七斗八升八合　差米登
壱反ニ付米八升〇三勺壱四三四
改収穫千八百三拾四石壱斗九升六合二勺
右割合ノ通、一同承知仕候也。

明治十三年一月四日

杉山角平
大庭松五郎
勝又嘉六
高村治平
室伏源六
上杉藤三郎

（久根　勝又重俊氏所蔵「佐野村ほか四か村田反別并収穫米書上」）

39　第三模範区丁組合田方収穫表・畑　明治13（一八八〇）・2・28

方収穫表・宅地地価表

駿河国駿東郡第三番模範丁組合
佐野村外四ヶ村

（次頁表参照）

右ハ今般御請仕候耕宅地収穫地価等当模範内各村ェ配賦仕候処、書面ノ通リ有之。毎村ニ於テ毛頭遺憾無之候間、此段上申仕候也。

右組合地主惣代
勝又嘉六
大庭松五郎

明治十三年二月廿八日

静岡県令　大迫貞清殿

前書申出ノ趣、信認仕候間、此段上申仕候也。

右

戸長　大庭慎平
同　杉山角平
同　高村治平
戸長兼担当
勝又弥平治

（久根　勝又重俊氏所蔵）

田方収穫表

村名	反別	収穫米	平均反米
佐野	四拾九町六反四畝拾八歩	七百拾六石七斗六升六合七勺 三万九百四拾九円九十八銭六厘	壱石四斗四升三合八勺内 六拾弐円三拾四銭壱厘三毛余
久根	廿九町六反三畝廿八歩	四百三十二石八斗四升四合七勺 壱万八千六百九拾円廿三銭六厘	壱石四斗六升四勺内 六拾三円五銭四厘八毛余
石脇	拾五町三反三畝廿八歩	二百十七石一斗七升五合一勺 九千三百七拾七円六十二銭二厘	壱石四斗一升五合八勺余 六拾壱円拾三銭四厘五毛内
公文名	廿六町七反壱畝拾弐歩	三百五十三石六斗壱合四勺 壱万五千二百六拾八円九拾四銭	壱石三斗二升三合七勺内 五拾七円拾五銭七厘壱毛内
稲荷	九町九畝廿四歩	百十三石四斗七升五合一勺 四千八百九拾九円八拾五銭三厘	壱石二斗四升七合三勺内 五拾三円八拾五銭六厘四毛内
計	百三拾町四反三畝廿歩	千八百三十三石八斗七升三合 七万九千百八拾六円六拾三銭七厘	壱石四斗〇五合九勺五才内 六十円七十銭八厘九毛内

畑方収穫表

村名	反別	収穫麦	平均反麦
佐野	三拾六町五反〇廿八歩	二百九十三石七升三合七勺 五千五百三拾円〇三拾銭	八斗二合七勺余 拾五円拾四銭七厘六毛余
久根	拾壱町五反四畝弐歩	九拾五石五斗壱升二合五勺 千八百〇弐円三拾弐銭	八斗二升七合六勺余 拾五円六拾壱銭七厘一毛余
石脇	拾町七反六畝拾六歩	八拾五石三斗五升三合七勺 千六百拾円六拾弐銭三厘	七斗九升二合九勺内 拾四円九拾六銭壱厘弐毛余
公文名	八町壱反弐畝拾九歩	七拾弐石壱斗八升八勺 千三百六拾弐円五銭三厘	八斗八升八合二勺余 拾六円七拾六銭壱厘内
稲荷	拾町四畝拾五歩	九拾七石四升五合九勺 千八百三拾壱円廿五銭七厘	九斗六升六合一勺余 拾八円廿三銭壱厘内
計	七拾六町九反八畝廿歩	六百四拾三石一斗六升六合六勺 壱万二千百三十六円五十五銭三厘	八斗三升五合四勺三才内 拾五円七十六銭四厘五毛内

宅地々価表

村名	反別	地価金	平均反金
佐野	七町四反〇四歩	三千百九拾七円拾壱銭四厘	四拾三円拾九銭六厘五毛内
久根	四町三反七畝五歩	千六百九拾八円廿壱銭三厘	三拾八円八拾四銭五厘九毛余
石脇	三町四歩	千百九拾九円廿銭六厘	三拾九円九拾五銭五厘八毛内
公文名	三町七反三畝七歩	千四百四拾九円八拾七銭七厘	三拾八円八拾四銭六厘四毛余
稲荷	七反九畝廿七歩	三百拾弐円九拾六銭弐厘	三拾九円拾六銭九厘二毛余
計	拾九町三反〇拾七歩	七千八百五拾七円三十七銭二厘	四拾円六拾九銭九厘八毛余

40　久根村地租改正入費取調書

（一八八〇）
明治13・3・31

明治九年ヨリ同十二年迄地租改正入費取調書

駿東郡久根村

一　金百四拾円八拾五銭三厘　明治九年分　耕宅地入費
一　金五拾八円四銭四厘　同十年分　耕宅地入費
一　金九拾四円五拾九銭八厘　同十一年分
内　金四拾三円七拾五銭九厘　耕宅地入費
　　同五拾円八拾三銭九厘　山林入費
一　金五拾七円廿三銭五厘　同十二年分
内　金廿五円八拾七銭七厘　山林入費
　　同三拾壱円三十五銭八厘　耕宅地入費
計金三百五拾円〇七拾三銭（ママ）

右ノ通取調奉書上候処、相違無之候也。

右村
戸長　勝又弥平治

明治十三年三月三十一日

駿東郡長　江原素六殿

（久根　勝又重俊氏所蔵）

41　第三番模範丁組合改正新租上納願　（一八八〇）明治13・4・19

改正新租上納願

駿東郡第三番模範
丁組合久根村
外四ヶ村

当五ヶ村義ハ従前地頭ノ弊政ヲ以、田租ニ於テハ地位不相当ノ苛酷ニテ数年来地主小作人とも困難辛苦仕候処、明治七年改租ノ御制度被仰出、内国一般ノ納租偏軽偏重無之様難有　勅詔拝承仕、然ル上ハ当五ヶ村とも地位相当ノ租額ニ相成減租ニ可及事勿論ト敬認仕、爾来御布達ニ随ひ実地丈量及模範連環等一同様々従事尽力仕候処、何レも不馴ノ者ノミニ付数回ノ手数相掛リ費用莫大ニおよひ、地主とも負債相嵩ミ候。加ルニ耕宅地反額御垂示ニおゐても意外ノ高等ニテ当惑仕候得共、御制度不得止辛苦ヲ忍ヒ拝諾御請仕候。却説昨十二年義ハ天ノ僥倖ヲ以田畑とも作物近年無類ノ豊熟ニ付、頼ニ改正費負債ノ内幾分ヲ補ヒ同年貢租上納ノ儀も精々尽力致し、本年三月第五期迄ハ乍苦辛上納仕来申候。然ルニ本年二月廿三日附甲駿第弐号御布達、明治九年ヨリ旧税相廃シ新税法御施行ノ趣、拝承仕候。依テハ当五ヶ村貢租上納額ノ儀、明治九年以後ノ分、別紙計算ノ通惣計金六百四拾九円九拾七銭八厘凡過納ニ相成候間、不日御下ヶ渡し可有之旨、喜躍日夜御達奉待居候処、当十二年度仮納第六期上納可致旨、御切符御配達ニ相成、人民一同奉驚愕候。当五ヶ村義ハ素ヨリ貧窮ノ人民多ク殆活業困辛候処、猶又改正費用増加候ニ付、前段奉申上候通莫大ノ負債ニテ十二年度第六期納方必至差閊、一同歎息罷在候間、甲駿弐号御達面ノ通新租ヲ以御取立被成下、過納ノ分至急御下戻相成候様仕度、特別ノ御詮議ヲ以御聞届被成下度、此段奉悃願候也。

明治十三年四月十九日

右組合惣代
勝又嘉六㊞
同　杉山孫七郎㊞
同　大庭松五郎㊞

静岡県令　大迫貞清殿

前書上願ノ通事情相違無之候間、此段上申仕候也。

右

戸長　杉山角平㊞
同　高村治平㊞
同　大庭慎平㊞
同　勝又弥平治㊞
同　高村新平㊞

新旧租額予算

駿東郡久根村

一旧租税金二千七百四拾九円三拾五銭三厘　明治九年ヨリ同十二年第五期迄

一新租税金二千三百廿八円八拾銭九厘　明治九年ヨリ同十二年第六期迄上納

佐野村

一旧租税金四千百〇七円廿三銭四厘　前同断

一新租税金四千百廿壱円六拾壱銭七厘　前同断

石脇村

一旧租税金千弐百七拾八円六拾弐銭一厘　前同断

一新租税金千弐百七拾四円六厘　前同断

公文名村

一旧租税金二千二百五十六円四拾壱銭八厘　前同断

一新租税金千八百八拾六円三拾二銭六厘　前同断

稲荷村

一旧租税金五百九拾八円〇壱銭八厘　前同断

一新租税金七百廿八円九十銭八厘　前同断

合

旧租税金壱万〇九百八拾九円六拾四銭四厘

新租税金壱万〇三百三拾九円六拾六銭六厘

新旧差引金六百四拾九円九拾七銭八厘過納

（付箋朱筆）

「書面情願ノ趣ハ予テ本県へ経伺ノ趣モ有之、到底願意不被聞届儀ニ付却下候事。

四月十九日　駿東郡役所」

（久根　勝又重俊氏所蔵）

42　茶畑村改租調印をめぐる紛争に関し済口示談書

明治13（一八八〇）・3・18

済口示談書

本邨耕宅地曩ニ実地御踏査ノ地位等級ニ応シ一地一田其外へ収穫地価配賦可致筈ニ可有之候処、御達示ノ額村見込ヨリ超過候ニ付、最前ノ等級ヲ酌量不致候テハ実際上困難ノ処御座候間、詮定人一同協議ノ上、等位矯正致配当漸ク出来候間、地主一同呼ヒ詳細其理由弁明致候上、調印為致可申ト出頭方通知致候得共、村内場広狭ニ戸数百軒余ノ事ニ付、他行又ハ事故有之出頭遷延致居候内、本郡村々逐次配当済ノ趣伝聞致候内、屢右御受書可差出候旨御督促有之候間、一同ノ集合ヲ不待、出頭致シ候ものヨリ順次調印為致居リ候処、柏木滝十郎・内田理平・高田善兵衛外四十一人ノもの共、不適当ノ等級ト主張シ其段郡役所へ願立候ニ付、勝又弥平治・高村治平両名立入、百方村為筋ト尽力周旋致シ呉候処、猶又郡長其外改正掛リ御派出ノ上、今回地位等級矯正方ニ付紛儀ヲ生シ其談判過激ニ渡リ候テ軽易ニ不都合ノ書面差出候ハ心得違ノ趣御諭シ有之、且又芹澤又一郎其外ノ者共、滝十郎其外ノ一時過激論ニ応シ同人等ヲ相手取リ出訴致候ハ不穏当ノ次第ト双方へ懇篤御説諭相成一同氷解致シ、右ハ素々隔心有之候テノ義ニハ無之、一時ノ論答ヨリ相発シ候事ニ付、向後ハ前々如ク相互ニ親睦交誼ヲ尽シ争論ケ間敷儀一切不致、都テ和融協議可仕、前陳ノ通リ示談行届候上ハ、最前ノ通リ協同一和シ、地位等級実際矯正不致候テ不都合ノ廉ハ速ニ改良シ、御受書可差出積リ示談行届候間、惣代人一同連印ヲ以、此段上申仕候也。

明治十三年三月十八日

駿東郡茶畑村
地位詮定惣代人
勝又政之助

（ほか二〇名）

右村
戸長　勝又源蔵

駿東郡長　江原素六殿

前書ノ通、我等立入双方示談行届候処相違無之ニ付、依之此段上申仕候也。

同郡久根村
戸長　勝又弥平治
同郡公文名村
戸長　高村治平

（久根　勝又重俊氏所蔵）

43　上ケ田村での地位等級改正の動き　（一八八一）明治14・3・4

○駿東郡上ケ田村にては即今改正地価帳を進達する鼻前に至り村方等級仕直しの大論起り、改正係りも仕直すには苦情は秋毫程もなけれども、券状弐個半貢租と戸長より出す処の受取の金高と符合せざるを慨歎し、勘弁の余りに改正担当係り御宿村湯山半七郎氏へ右の事情を持出し委細を陳述せし処、湯山氏の曰く何れにせよかの村方へ出掛べしとの事に付、改正係りも帰村せり。彼此する内湯山氏は速かに来たり。村民へ説諭の懇篤なる実に涙も飜るゝ程なり。其大略に曰く、夫れ村方一同協議の上にしても下方仕直は甚だ不都合、如何となれば貢租諸費等の受取又役場の手数等に至たり混雑を生じ大不都合、何分にも依然致置き難き事ならば公然と仕直も可なり、仕直すには其筋の係吏へ願ひ日延を致し、その上にでなければ迚も六ツ箇敷事と説明せられたれば、人民素より懇望の処なりとて両三人惣代にて沼津へ出掛、其筋の係吏へ願込、漸く十日間の猶予を願済にて帰村し、十名計にて昼夜の差別なく仕直しに勉強して居るとの事。

（函右日報）

(2)　入会林野の官民有区分

44　葛山村・千福村の入会境界につい　（一八七三）明治6・6
て為取替規定書

為取替規定書の事

一静岡県管下駿河国第一大区駿東郡三小区葛山・千福両邨、今般地券御発行ニ付、実地取調地引絵図書上ケ候義より入会地境界筋差縺当来候ニ付、御宿村戸長湯

山半七郎・上ヶ田村戸長柏木新七郎両人立入、双方承糺し候上、宝暦四戌年十月右両村入会境争論御裁許状并ニ絵図面篤と披見仕、先規ニ基き双方ゑ厚申談候処、納得熟談行届候ニ付、境界筋引左の通り。

一葛山・千福両村入会山境の儀は、本洞出合の沢より四拾六間ヲ経、中尾道ゑ取付キ右道ニ添、中尾根峯道を限り長久保村境迄箕洞日向通り一円、両村の地元たるへき事。

一葛山・千福両村境、東は千福村猪除堀通より境澤ニ取附キ、南は沢通り沢頭より木之実坂・千福・葛山両村よりの野道出合迄、夫より本洞の落合ゑ見通し北東の方、地元葛山邨と定メ候事。

一右猪除堀通りより境澤ニ取附き、沢通り沢頭より木之実坂、千福・葛山両村よりの野道出合まで南の方、地元千福村と定候事。

一葛山・千福両村よりの野道出合より西筋南道境新塚迄、西拾五ヶ村入会境、北箕洞日向澤境、東本洞落合より右弐ヶ村出合の道頭迄の分は千福・葛山邨両村地元と取定候事。

一秣入会地の儀は宝暦度御裁許の通り相違無御座候事。

右の通り地元境界筋并ニ入会地境絵図面墨引の通り双方熟談行届申候処、少も相違無御座候。然る上は先規御裁許状面共堅相守永久和融可仕候。為後日為取替規定書仍て如件。

葛山村

戸長　杉本儀平
副戸長　杉本猶平
同　勝又嘉平
同　半田半三郎
同　仲野和平

千福村

戸長　中野友藏
副戸長　横山儀七郎
同　横山源太郎

前書の通り我等立入双方内済（ないさい）熟談行届申候処、相違無御座候也。

御宿村　取扱人戸長　湯山半七郎
上ヶ田村　取扱人戸長　柏木新七郎
同　鈴木常八

前書の通り御立入被下（くだされ）双方内済熟談行届申候処、相違無御座候。然る上は自今以後和融可仕候。為後日弐ヶ村連印一札仍て如件。

明治六年六月日

戸長　杉本儀平㊞
副戸長　杉本猶平㊞
同　勝又嘉平㊞
同　半田半三郎㊞
同　仲野和平㊞
戸長　仲野友藏㊞
副戸長　横山儀七郎㊞
同　横山源太郎㊞
同　鈴木常八㊞
取扱人戸長　柏木新七郎㊞
副戸長萩野庄七郎代印

45　佐野村の山税書上

（一八七四）明治7・12・15

御宿村　取扱人戸長　湯山半七郎殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

山税詳細御取調ニ付書上

第壱大区三小区　駿東郡佐野村

一米壱石弐斗七升　山税本途
外米三升八合壱勺　口米
米壱斗五合六勺　延米
合米壱石四斗壱升三合七勺

此税納内訳

公有地　字愛鷹山

一反別不知　　但大畑村・千福村弐ヶ村山続秣薪入会

此山税米三斗五升　但薪税

公有地字茶畑村山御座ノ尾大谷入

一反別不知

此山税米六升三合七勺　但薪税

公有地字大野原

一反別不知　　但御宿村・金沢村・今里村・下和田村・須山村・印野村・板妻村・神場村・駒門村・神山村、合拾ヶ村地先薪秣入会

此山税米壱石　但薪秣税

右ノ通山税上納仕訳奉書上候処相違無御座候也。

右ハ山税上納方并地券反別番号等詳細可書立旨御達ノ処、当村義ハ前拾三ヶ村公有地ヱ秣薪入会致シ山税納来候義ニ相違無御座候也。

右村

明治七年十二月十五日　　戸長　古谷作平㊞

静岡県権令　大迫貞清殿

（佐野区所蔵）

46　千福村の秣薪山について願書　明治8（一八七五）・10・24

一村進退秣薪山ノ儀ニ付願書

第壱大区三小区

駿東郡千福村

字細久保ヨリ大ヒラマテ合五ヶ所秣薪山反別不知

一山税米四斗八升　　年々御上納仕候

右在村以来秣薪山トモ一村進退仕居候故ヲ以、毎年山税上納罷在候。然ルニ去宝永度大畑村外拾四ヶ村ヱ係ル境界山論沸騰。其後、宝暦度葛山村ト前同様ノ始末相生シ、不得止（やむをえず）其期々公裁ヲ仰キ夫是（それこれ）御所置相成確証所持仕候間、全民有地ト相心得居候処、今般一等官林ト可相心得（あいこころうべく）旨御布告ニ付、細民一同愕然悲惑、既ニ々田圃（ママ）培養ハ勿論活路ヲモ失ヒ困難切迫ノ情実御明察被成下（なしくだされ）、旧確証ヲ以テ民有地ノ御処分相成、地券証御下渡被成下置候様仕度、此段伏テ奉歎願候也。

明治八年十月廿四日

右村

副戸長　中野友藏
戸長　柏木新七郎

静岡県権令　大迫貞清殿

願ノ趣ハ難聞届（きゝとゞけがたき）条最前達ノ通可相心得、尤（もつとも）肥草苅取等差支モ有之候ハヽ拝借ノ積、更ニ可申出事。

明治九年九月十三日　イ

明治九年三月廿七日　静岡県令　大迫貞清

（千福　横山正美氏所蔵）

47　還禄士族へ須山村官林払下の達　（一八七六）明治9・3・27

駿東郡
須山村

官林
字鳴ツ反別六拾町歩ノ内
一林五町四反歩
外
木数不詳

（裾野市役所　須山支所所蔵「第一号古文書綴」）

別紙ノ通、其筋伺ノ上還禄士族ヱ払下可相成（あいなるべき）条、戸長副立会従前境界確乎（かつこ）相改、更ニ目標ヲ付シ仮引渡ノ上、連印ノ届書并図面可差出（さしだすべし）。若（もし）従前境界紛乱イタシ居候歟（か）又ハ一山ノ内切筆等ニ至リ境界判然不致（いたさず）差支候向ハ其段可申立（もうしたつべく）、此旨申達候事。

48　須山村官林払下地につき伺書　（一八七六）明治9・5・15

駿東郡
須山村

山崎正戌

官林御払下地ノ儀ニ付伺書

当村官林ノ内字鳴沢反別六拾町分（歩）還禄士族山崎正戌外拾五名ヱ御払下相成候ニ付、仮引渡可申旨過般御達シノ趣拝承罷在候処、本年四月上旬、右山崎正戌外十五名代理受取人として当県士族上村信精当村ヱ罷越シ申聞候ハヽ、

今般当村官林ノ内愛鷹附ノ分不残御払請候ニ付引渡呉候
御談示有之候得共、御達書面ニハ字鳴とノミ御記載有之、
沢ノ字御脱字ニ可有之ト恐察致し、鳴沢壱ヶ所ニ相当リ、
愛鷹山附一円ノ名称ニハ無之、御達書面ニ齟齬有之候間、
取計兼候旨相断申候処、今般県庁第三課ヨリ御達ノ趣ニ
ハ須山村官林ノ内字藤原相除、余ハ一般鳴沢一ヶ所ニテ
四方境界　西南ハ富士郡（田脱カ）北ハ十リ木道境一円立木共、山崎正
東ハ下和村境
戌外十五名ヱ早々引渡可申旨、御達書到来仕候。依テハ
旧来ノ名称ト相悖リ且反別雲泥ニ相違致し候事両端ニ渉
リ、私共取計ひ困惑仕候。鳴沢ト唱候ハ愛鷹山附一円ノ
惣名ニハ全無御座候。愛鷹山附官林名称ハ五本地山・沢
入山・堂ヶ尾山・大沢入山・鳴沢山ト都合五ヶ所ニ有之
候。先年御達ニ付奉書上候場所ハ鳴沢壱ヶ所ノミニ
有之候間、則官林旧来名称別紙ノ通相添奉伺候。全今般
第三課ヨリ御達ノ通リ愛鷹山附一円御払下相成候義ニ相
違無御座候ハヽ、向後事実紛乱無之ため先般御達書御取
返し被下旧来名称ニ相叶候御達書更ニ御下ヶ相成候様
仕度候。此段乍恐以書付奉伺候。至急御指令奉仰候
也。

第一大区三小区
駿東郡須山村
戸長　柏木新七郎
同　勝田三平

明治九年五月十五日

静岡県令　大迫貞清殿

官林名称
愛鷹山附
駿東郡須山村字鳴沢　但内小字数々
一官林壱ヶ所　凡反別六拾町歩
境　東村持山　南下和田山
西大沢入　北村持山
右ハ明治八年御達ニ付反別取調奉書上候分

同村字大沢入
一官林壱ヶ所　町分（歩）不相分
境　東鳴沢界　南富士郡
西堂ヶ尾　北村山境

同村字堂ヶ尾

一官林壱ヶ所　町分(歩)不相分
境　東大沢入　南富士郡
　　西五本地　北十リ木道
同村字五本地
一官林壱ヶ所　町分(歩)不相分
境　東堂ヶ尾　南富士郡
　　西沢入　北十リ木道
同村字沢入
一官林壱ヶ所
境　東五本地　南富士郡
　　(判読不能)　北十リ木道
　　西□□山
同村字藤原
一官林壱ヶ所　凡反別拾町歩
境　東子神山　南十リ木道
　　西浅木塚山　北浅木塚山
同村字浅木塚
一官林壱ヶ所
境　東藤原山　南藤原山
　　西富士郡野　北印野山ト永峯
同村字永峯
一官林壱ヶ所
境　東印野山ト浅木塚　南富士郡
　　西不二郡　北富士山砂山

右ノ通御座候也。

第一大区三小区
駿東郡須山村
戸長　勝田三平

明治九年五月十五日

静岡県令　大迫貞清殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「第一号古文書綴」）

49　須山村愛鷹山付官林絵図面　年月日不詳

駿東郡須山村
愛鷹山附官林

第二大区四小区
士族
小澤礎五郎
中村信任
長嵜荘敬
青木勝次

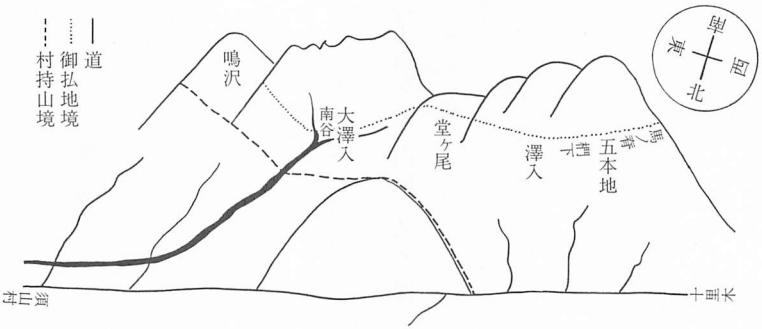

（図下に連名あり）

右代理
長田寛之㊞
同区
士族
山崎正戊
中嶋房勝
保田義之
園部義彝
第三大区三小区
士族
管沼盈道
田中義泰
第四大区五小区
士族
松平　勝
桑原鎌太郎
遠山景寛
遠藤易之

清水艮三郎
吉田昇一
右代理
山田義實㊞
右村
戸長
勝田三平㊞

（裾野市役所　須山支所所蔵「第一号古文書綴」）

50　還禄士族から須山村へ払下山林の永代売渡証文

明治9・10（一八七六）

山林永代売渡ノ証

駿河国駿東郡須山村
愛鷹山附官林ノ内別紙図面ノ通

一山林反別不詳見積リ六拾町歩
　此代金弐百円也
一立木数不知
　此代金五百五拾円也
　合金七百五拾円也

右ハ当県士族山崎□□（正戌）外拾五名ヱ御払下相成候処、今般都合ニ寄テ示談ノ上、其村方ヱ永世売地所立木代共書面ノ金員正ニ受取候処、実正也。然ル上ハ地券証御下渡相成次第、速ニ御書換願仕相渡可申候。右山林ノ儀ニ付向後他より故障等一切無之勿論、万一彼是（かれこれ）申出候者有之候節ハ拙者共立会埒（らち）明可申候。依之山林売渡ノ証如件（くだんのごとし）。

静岡県下第二大区四小区
士族
山崎正戌
（ほか一一名）
右代理
山田義実㊞
同
士族
青木勝次
（ほか三名）

明治九年十月

戸長　勝田三平殿
副戸長　土屋左九太殿

右代理
長田寛之㊞

（裾野市役所　須山支所所蔵「第一号古文書綴」）

51　明治九年改正地券（須山村開墾試作地）　明治15・12・25（一八八二）

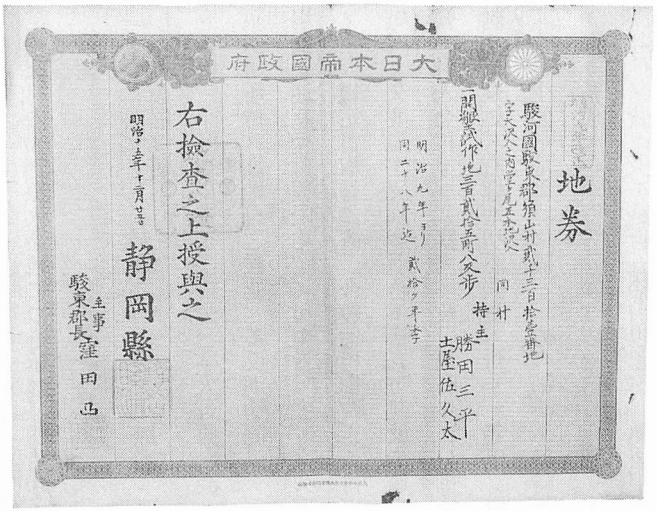

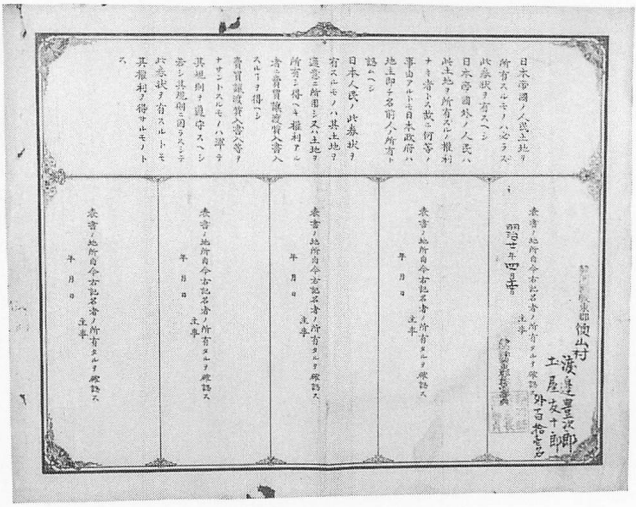

（裾野市役所　須山支所所蔵「第一号古文書綴」）

52　須山村内大野原入会地につき示談　明治10・2・19（一八七七）

証写

為取替ノ証

第壱大区三小区駿東郡須山村分台字大野原入会ノ内、旧来須山村所持ノ畑地有之候処、多反別切開候テハ入会地秣場狭ク迷惑ニ付程限相定メ可申旨、去ル文久度双方示談ノ上仮規定書取替為置、今般地租御改正ニ付実地調査ノ処、文久度規定反別ニ引合セ拾五町弐反歩過町歩ニ相成候ニ付入会村々ヨリ察当ニ及、過町歩ノ分御廃致候様談判ニ及候処、右畑地切添開墾ニ付テハ若干ノ資本差入且産物蕃生候畑地御廃ノ義ハ、方今勧業ノ御時節柄ニモ反シ歎ケ敷義ニ付、双方示談ヲ以過町歩存地ノ上、耕野取調其他諸費トシテ金百五拾円也差出、熟談相成候処相違無之、然上ハ入会地ノ内無許可シテ妄リニ開墾ノ義致間敷候。且大野原字内野村持地券未渡ノ場所、一般ノ御所分相定候迄都テ従前ノ通リ入会致シ候共、聊　差支等

無之候。依之為取替ノ証如件（くだんのごとし）。

前書ノ通リ済方示談行届、双方相互ニ申分無之ニ付向後決テ違変申入間敷候。為後日（ごじつのため）依テ如件。

第壱大区三小区須山村
明治十年二月十九日　村惣代　渡辺文平印
村用係　土屋左久太
大畑村
立入人　市川竹四郎印

岩波村
佐野村
石脇村
深良村
久根村
公文名村
茶畑村
麦塚村
平松新田
二ツ屋新田
伊豆島田村
水窪村
金澤村
上ヶ田村
葛山村
御宿村
千福村

第壱大区弐小区
上土狩村
中土狩村
下土狩村

右村々惣代
石脇村　大庭弥四郎殿
二ツ屋新田　菅沼良吉殿

右ノ通相違無之候也。

戸長　柏木新七郎印

同　湯山彦作印
副戸長　勝又弥平治印
同　杉山角平印
同　中野友蔵印
同　勝田東平印

（御宿　湯山芳健氏所蔵「須山村内入会地示談証写」）

53　愛鷹入会山共有据置願写

（一八七七）明治10・11

愛鷹入会山共有御据置願

愛鷹山東南表駿東郡境村字万騎沢以東同郡字今里山境迄ノ義ハ、私共二駅五十二ヶ村往古ヨリ採薪苅秣御山年貢納来候処、去ル寛政九年野馬牧場（東ハ字百澤、西ハ字露牧迄四ヶ所ノ牧場）御取建以来明治五年迄該境界ヲ限リ御用地ノ名称ヲ帯候次第（最寛政九年前ハ右様ノ名称更ニ無之、且廃牧以後ハ前同断御用地ノ名称ハ自ラ消滅候義ト奉存候。此件願意ニハ無御座候得共御参考ノ為メ別途可奉上申候）蓋シ該山稼事ノ儀ハ名称ニ不抱古往ノ通薪秣肥草ノ類苅取悉皆田圃培養并日用農稼炊燈ノ要品ニ充テ産業致来候処、御維新以来数回右ニ関係ノ御布令ノ趣モ拝承、且壬申年地法券御発行ノ際村持乃有地等御取調ニ付該山絵図并ニ小前帳相添ヘ上申御取置ニ相成、猶明治八年七月中御布達并雛形ニ照準シ民有原由取調上申、同年御布達ニ愛鷹山牧場廃跡地立木有無共地所渾テ一等官林ニ御定ノ旨被仰出一同驚歎仕、同年十月中各村連署ヲ以民有地据置願ノ義奉懇願候処、明治九年九月十三日ヲ以テ願ノ趣キ難聞届旨書面御還附ニ相成、何共慨愕ノ至ニ奉存、其時不取敢再願可仕候処、引続右山御取調として官員御派出相成、其時該山絵図ハ勿論原由等詳細上申置候義モ御座候ニ付、不日人民安堵ノ御達モ可有之ト存居候処、其後何等ノ御沙汰モ無之旁遷延罷成候義ニ御座候。素ヨリ該山ノ儀ハ山組数村現ニ入会来リ候義、積年ノ慣習ニテ往々入会地境界広狭論数回有之。其都度官ノ御裁許ヲ仰キ共有確証トスヘキノ書類絵図面数多有之儀ニ付、此儀ハ号目ヲ以テ可申上候得共、明治八年六月廿二日内務省乙第三号ニ、各地方山林原野池溝等有税無税ニ不抱官民有区別ノ義ハ証拠トスベキ書類有之者ハ勿論

区別判然可致候得共、従来数村入会又ハ一村持某々数人持等、積年ノ慣行存在致シ比隣郡村ニ於テモ其所ニ限リ進退致シ来候ニ無相違旨保証致シ候地所ハ、仮令(たとい)簿冊ニ(明)名記無之共、其慣行ヲ以テ民有ノ確証ト視認シ是ヲ民有地ニ編入候義等可相心得、尚疑似ニ渉リ候者ハ其事由ヲ詳証可伺出、此旨相達候事ト兼テ御布達ノ趣モ相承、区内人民ニ於テモ先般御指令ノ趣何様(いかよう)ニモ氷解仕兼候間、愚令相晴候様ノ論説モ御座候ハ具ニ承諾仕度旨申出候得共、私共ニ於テモ焉(これ)ヲ承仕致サセベキ理由無御座、難黙(もくしし)ガ止奉懇願候次第、只今般改テ上申仕候義ニハ無御座候得共、改租ニ際シ実地丈量上ニ於テ一般田畑反別等切添ヘ或ハ開墾ニテ裁許ノ増加ヲナシ、往古ト較適スルトキハ実ニ莫大ノ反別ヲ繁殖シ、新古ノ田圃ヲ培養スルノ肥草等皆該山ニ憑(よ)ラザルナシ。方今地位詮定ニ於ル収穫ヲ量別スルモ該山ノ肥草等ヲ目算シテ地位ヲ生スルニ至レリ。該山官林ニ確定スルヤ直ニ接(ママ)ニ民害ヲ承リ人民ノ自由ヲ失ス故ニ該駅村憂苦愁傷ノ情態御洞察被成下、号次ノ証書御熟視ノ上、従前ノ通民有ニ御据置被成下度候。依テ号目左ニ、

（中略）

右ハ前条再歎願上申候ニ付、該山ニ関係ノ書類数通有之候得共大略上申候間、官林ノ名称御削消従前ノ通民有地ニ被成下度候。依之各小区人民惣代ヲ以奉懇願候也。

（二駅五二か村総代一一三名、戸

明治十年十一月　長・副戸長三一名、二駅五二か村

人民惣代四名、署名省略）

静岡県令　大迫貞清殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

54　江ノ浦山につき為取換議定之証　（一八八〇）明治13・2・18

為取換議定ノ証

字江ノ浦山地旧反別五町七反三畝歩

一改正反別六拾三町九反〇廿壱歩

内訳

字東江ノ浦

改正反別三拾壱町九反五畝廿壱歩　公文名村
久根村入会

内　林反別廿六町弐反三畝八歩　天然竹木立
芝地反別五町七反弐畝拾三歩　天然草生

字西江ノ浦

改正反別三拾壱町九反五畝歩　久根村
公文名村入会

内　山林反別廿五町六反三畝拾六歩　天然竹木立
芝地反別六町三反一畝拾四歩　天然草生

但、字東西天然草生地山焼手入ノ儀ハ別決図面ノ通、両村不都合無之様篤ト協議ノ上ニ無之候テハ致間敷、且従前民林接続地ノ儀ニ付、焼切ノ儀ハ一層入念是又不都合無之様、各々注意可致事。

右山地ノ儀ハ惣名江ノ浦ト称シ往古ヨリ両村共有地ニシテ無甲乙入会仕来候処、這回御改租ノ際、官民有区分ノ御趣意管轄庁ヨリ御発令アリ。然ルニ去ル明治六年地券御施行ノ折柄両村人民協議ノ上、同反別ニ見積リ取調進達罷在候処、反別図面重履致シ御改正ノ御趣意ニ悖リ且官民区分ノ上願不都合ニ付、公平無二ノ商議ヲ尽シ前書反別東西ニ分裂シ、東ヲ公文名村進退ト定メ西ヲ久根村進退ト定メ両村同図ニ附属シ相互ニ東西へ入会従前ノ通リ確守、勿論本地ニ点在スル民林ノ義ハ旧記古跡ヲ守リ該地境界立木ハ民林所有者ノ私有タルヘシ。且又東西山地ニ関スル正租地方税ノ義ハ全額ヲ折半シ、東へ西分ニテ五分、西へ東分ニテ五分、収入連年東西ノ別ナク割合出納可致。然ル上ハ永々和融親睦向後異論無之タメ別紙図面相添、為取替議定ノ証如件。

駿東郡久根村

明治十三年二月十八日　人民惣代　芹沢甚四郎印
（ほか七名）

戸長　勝又弥平治印

同郡公文名村

人民惣代　高村新平印
（ほか一三名）

戸長　高村治平印

（裾野市役所所蔵「茶畑山・江ノ浦山関係綴」）

55　茶畑村内東山入会地官民有区分の儀につき願

明治13・9・21（一八八〇）

官民区分ノ儀ニ付願

（前略）

是ハ本村高外（たかそと）ニ候得共、惣称東山ト唱ヘ茶畑村内野ニテ共有地タル原由ハ、相模国小田原ノ元城主稲葉美濃守殿領分ノ砌（みぎり）延宝五巳年十一月検地ノ際、隣村境界判然シ本村田畑屋敷ハ不及申（もうすにおよばず）原野ニ至ル迄間数明細記載ノ一村全図下附相成于今（いまに）所持罷在〔第壱号証〕、往古ヨリ山手役ノ外山年貢上納致シ来候〔第二号〕〔第三号〕内野山ニテ、古来ヨリ于今右山中秣場ハ不及申、薪採場其外炭焼等自由仕来リ山稼罷在候義ハ隣村々ノ知所ニシテ、既ニ旧領主ヨリ下附相成候絵図面ニモ茶畑村山ト御記載御諾定有之。猶又旧領主大久保加賀守殿義、箱根御関所御預リ中、同所柵木御用ノ義ハ本村ハ不及申（もうすにおよばず）領分近村ヱ被申付年々相納候義ニテ、右柵木材為受取村々役人隔年当番ヲ以テ箱根宿ヱ罷出居、各村ヨリ附送ノ分請取、則定番衆差図を以右柵木積替致シ候上ハ、定番衆ヨリ受取証書被差出候ニ付右を以旧領主大久保加賀守殿ヨリ年々下付相成候義ニテ、右柵木本村当リノ分ハ右山内ヨリ自由ニ伐出シ隣村ノ内持山ニテ杉木払抵（底）ノ村方ヱハ売渡シ候義等有之、全ク村持山ノ心得ニ御座候。且当東山ト相唱ヘ候ハ、東ハ相模国ニ境シ、北ハ深良村山ヨリ南ノ方ハ伊豆国君沢郡伊豆佐野村・徳倉村・幸原村三ヶ村入会山ニ至リ候。然ルニ右伊豆国三ヶ村持山ノ儀ハ、去ル明治九年六月中確証夫々御調査ノ上当県御処分済三ヶ村共有入会地券証御下付ニ相成候義ニテ、前書本村持山ノ義ハ右同山ニ御座候。原由ハ則延享五年ヨリ前顕伊豆国君沢郡佐野村外弐ヶ村ヨリ御国境争論有之。寛延元辰年十一月四日、旧政府評定所ニテ御裁決相成、右上ヶ裁許状于今（いまに）所持罷在候〔第四号〕。前述ノ如ク山手役ノ外山年貢納来リ候義ニテ、判然タル内野山ニ御座候。右東山ノ内伊豆国三ヶ村持山ノ義ハ曩（さき）ニ御証券御下附ニ相成、尚又本村ヨリ北ノ

分深良村持山ノ義ハ本年官民区分願上候処、同村持山悉皆民有ノ御指令ニ相成、当東山ノ内本村持左右民有ノ御処分済ニ相成候中真(心)タル本村持山ニテ、共有タル事跡ハ比隣人民ノ知ル処ニシテ、全山ノ内古来ヨリ平松新田・麦塚村・久根村・公文名村等ノ四ヶ村夫々前記ノ如ク区分シ入会為致候義御座候。右入会中ニテ境界等ノ争論ヲ生シ候義度々有之。其時々済口約定書等ニ山本ト申唱ヘ、或ハ山本ノ所(処)分ヲ可受等ノ明文有之〔第五号証〕。本村ハ不及申、既ニ入会村々秣苅場及ヒ薪採場ノ二種ニ有之。右薪採場所ノ義ハ松・杉・櫹(かしわ)・コナラ・欅(けやき)其他雑木植付有之、毎年又ハ数年ヲ経テ伐採シ薪及築材等ニ相用来リ、該樹木ノ内枯死候場所ハ毎年植継培養致シ来リ、本村ハ不及申入会四ヶ村ニテ田畑肥料ハ勿論(もちろん)牛馬飼料及家屋葺草等ニ相用、秣場培養ノ為メ年々三月中旬ヲ期シ本村及入会村々人民一同山焼ヲナシ、既ニ先年官ニ願テ指令ヲ受〔第六号証書写〕、爾後引続如旧山焼致シ又荊蘇ノ根株ヲ伐捨培養尽力シ、且田地養水ノ義ハ箱根湖ノ冷水ニ付多分ノ苅敷致シ肥料ニ相用候ニ付、秣ト雖モ年々春秋ノ彼岸ヲ限リ小竹苅払等山耕作致シ、本村并ニ入会人民多分苦力罷在候。一年捨置候得ハ一円ノ小竹ヲ生シ肥料ニ差支候間無怠(おこたりなく)尽力致シ来リ、古来ヨリ官ノ関係曾(かつ)テ無之(これなく)村民協議自由進退仕来候ハ比隣村々ニ於テ能(よく)存知罷在候義ニ御座候。依テ保証罷在(まかりあり)旦旧証書取調写相添奉差上候間、従来ノ通リ民有地ト御定メ被成下置(なしくだしおかれ)度、此段比隣証書連署を以奉願上候也。

明治十三年九月

駿東郡茶畑村
人民惣代　山本平七郎㊞
（ほか一一名）

戸長　勝又源蔵㊞

入会
平松新田
小前惣代　服部幸蔵㊞
同　市川良八㊞

戸長　服部大八㊞

同
麦塚村
小前惣代　（ママ）
同　勝俣藤三郎㊞
同　飯塚傳藏㊞
戸長　勝俣治三郎㊞
同
公文名村
小前惣代　吉川新太郎㊞
同　高村新平㊞
戸長　高村治平㊞
同
久根村
小前惣代　勝又久平㊞
同　勝又嘉六㊞
戸長　勝又弥平治㊞
比隣保証
駿東郡深良村
小前惣代　大庭傳次郎㊞
戸長　小林理三郎㊞

（ほか三村二宿）

静岡県令　大迫貞清殿

（朱筆）「書面申立ノ趣、明治九年ヨリ民有地第壱種ヱ編入候儀ト可相心得事。

明治十三年九月廿一日　静岡県令　大迫貞清印」

（茶畑　芹澤充寛氏所蔵）

56　大畑・佐野・千福三か村入会地官民有区分願　（一八八一）明治14・12・16

山林原野官民有区分願

駿東郡　大畑村
佐野村
千福村

駿河国駿東郡大畑村千福村両村ノ内、合三ヶ村入会地

字仏ヶ尾

旧秣場反別不知ノ内

一字仏ヶ尾第二番　此改正山林反別拾壱町弐反三畝拾九歩

一字七番断　同　同　反別三町七反四畝拾壱歩
一字六番同断　同　同　反別壱反拾八歩
一字五番同断　同　同　反別五畝三歩
一字四番同断　同　同　反別壱畝廿七歩
一字三番同断　同　同　反別廿歩
一字壱番同断　同　同　反別拾壱歩

〆改正山林反別拾五町壱反六畝拾九歩

字マナイタヒラ
旧秣場反別不知ノ内
一字マナイタ平拾番　此改正山林反別五町九反九畝拾四歩
一字九番同断　同　同　反別五反三畝九歩
一字八番同断　同　同　反別壱反六畝廿七歩

〆改正山林反別六町六反九畝廿歩

字大洞
旧秣場反別不知ノ内
一字大洞第十二番　改正山林反別四町七反拾弐歩
一字壱番同断　同　同　反別壱町弐反八畝拾壱歩

〆改正山林反別五町九反八畝廿三歩

合計反別廿七町八反五畝弐歩

右ハ大畑村・佐野村・千福村三ヶ村弐百余戸ノ人民共、旧来ヨリ当山林ニテ諸木伐採薪炭及ヒ其他日用ヲ足シ生活致来候入会地ニ相違無御座候。然ルニ寄リ従前諸木苗植付培養致来リ時トシテ諸木売払候事モ有之、確乎民有地ニ相違無之候。依之別紙確証写書三通相添奉差上候間、証書御信認ノ上三ヶ村共有ニ御聞届被成下度、此段連署ヲ以テ奉願候也。

駿河国駿東郡千福村人民総代

明治十四年十二月十六日　中野政蔵
西島利平

同国同郡大畑村人民総代

加藤伴蔵
加藤佐平

同国同郡佐野村人民総代

古谷精一郎

静岡県令　大迫貞清殿

前書ノ通相違無之候也。

梱山孫七郎

大畑村
戸長　加藤儀三郎

千福村
戸長　西島隼平

佐野村
戸長　杉山角平

同国同郡葛山村
北隣保証人民総代
杉本直平

同国同郡定輪寺村
南隣保証人民総代
大石角平

（朱筆）「書面申出ノ地所明治九年ヨリ民有地第壱種へ編入候儀ト可相心得事。

明治十五年一月十日

静岡県令　大迫貞清代理

静岡県少書記官　永峰彌吉㊀

（佐野区所蔵）

57　須山村字内野山野について入会村々人民と須山村人民との誓約

明治15（一八八二）・6・4

静岡県駿河国駿東郡佐野村外五拾壱個村人民ト同郡須山村人民ト同村字内野ニ関スル権限ヲ誓約スル左ノ如シ

第壱条

一須山村ノ内字内野獨活澤以南ノ山野地ハ官民有ノ別ナク総テ古来須山村ノ保護進退スル所ニシテ、入会各村ノ関係スル権理（利）ナキハ明瞭ナリ。

第弐条

一須山村ノ内字内野獨活澤ヨリ東南弐拾九町五反三畝廿九歩ノ山野地ノ内とづ羅澤ヨリ西北獨活澤迄ノ内拾壱町歩ハ、今般同村ト入会各村ト協議ノ上、官民有ノ別ナク須山村ノ保護進退スル所ト定メ入会各村ノ関係セ

サル地トナシ、残拾八町五反三畝廿九歩ハ従来存生セル雑木、向来培養スル所ノ樹木ノミ須山村ノ所有トナシ、爾来同村ニ於テ右拾八町五反三畝廿九歩ノ内ニ就キ決シテ利己主義ヲ以テ勝手ニ開墾等致間敷、同村ト入会各村ノ下草入会地ト定ムル確乎タリ。

但、樹木ノ落葉モ下草ト同様タル可シ。

第三条

一須山村ニ於テ向来培養スル所ノ雑木ハ椚・楢・櫪・榛ノ木ノ四種ニ限ル可シ。

但、入会各村ニ於テ木芽ヲ剪リ採リ樹木ノ培養ニ妨害アル事業ハ決シテ為ス可ラス。

第四条

一前条ニ誓約ノ証憑トシテ図面ヲ製調シ捺印スル別紙ノ如シ。

第五条

一下草入会地ノ地租・協議費ハ須山村ニ於テ十分ノ七ヲ負担シ残額三分ヲ入会各村ニ於テ負担ス。

但、地租・協議費徴収方ハ惣代戸長之レヲ徴集シ須山村戸長ニ渡ス可シ。

右ノ件々今般更正締盟スル上ハ従来ノ弊習ハ総テ破棄シ前条款ノ通リ永ク違背ス可ラス。依テ各村人民惣代連署誓約スル者ナリ。

静岡県駿河国駿東郡
明治十五年六月四日　須山村　人民惣代　渡邊豊次郎㊞
同　土屋久作㊞
同　渡邊秀敷㊞
同戸長　勝田東平㊞

同郡
金沢村（ほか二三か村）
人民惣代
佐野村　岩崎佐十郎㊞
久根村　勝又弥平治㊞
御宿村　湯山半七郎㊞
上ヶ田村　柏木新七郎㊞

二ツ屋新田　菅沼良吉㊞

同郡

駒門新田（ほか二七か村）

人民惣代

萩原村　野木惣三郎㊞

竈新田　勝又幸作㊞

川嶋田村　芹澤十平㊞

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

58　大野原入会地の民有引戻願

（一八八三）明治16・11・5

官地ヲシテ民有地ニ引戻願

駿東郡須山村地先

元字　大野番外　反別不知

改字大野

二千三百廿六番　二千三百五拾七番　二千三百七十九番
二千四百拾壱番　二千四百拾三番　二千四百拾四番
二千四百拾五番　二千四百拾六番　二千四百拾七番
二千四百拾八番　二千四百拾九番　合拾壱筆

一芝地反別九百四拾弐町六反弐畝廿壱歩

野元　須山村　入会　御宿村　同　上ヶ田村
入会　金沢村　同　葛山村　同　千福村
同　岩波村　同　石脇村　同　佐野村
同二ツ屋新田　同　深良村　同　久根村
同　公文名村　同　茶畑村　同　稲荷村
同　平松新田　同　麦塚村　同伊豆嶋田村
同　水窪村　同　上土狩村　同　中土狩村
同　下土狩村　同　駒門新田　同　竈新田
同　中山村　同　中清水村　同　大坂村
同　萩蕪村　同　沼田村　同　二子村
同　印野村　同　下和田村　同　今里村
同　永塚村　同　中畑村　同　板妻村
同　川島田村　同　杉名沢村　同　茱萸沢村
同　神場村　同保土沢新田　同　川柳新田
同　西田中村　同　新橋村　同　御殿場村
同　深沢村　同　萩原村　同　二枚橋村
同　北久原村　同　東田中村　同　東山新田

同　神山村

同郡神山村地先
元字（大野原番外）　反別不詳
改字大野原
千九百弐拾五番
一芝地反別弐百三町壱反弐畝四歩
野元　神山村　入会駒門新田（ほか二〇か村）

同郡今里村地先
元字（大野原番外）　反別不知
改字カツタ畑
千百四拾五番
一秣場反別七町三反三畝拾歩
改字木ノ根坂
千百四拾六番
一秣場反別百四拾四町弐反拾壱歩
改字東大塚
千百四拾七番

一秣場反別廿九町三反三畝拾歩
改字小麦畑
千百四拾八番
一秣場反別拾三町三反三畝拾歩
合秣場反別百九拾四町弐反拾壱歩

野元　今里村　入会　御宿村　同　上ヶ田村
入会　葛山村　同　千福村　同　岩波村
同　石脇村　同　佐野村　同二ツ屋新田
同　水窪村　同　駒門新田　同　金澤村
同　深良村　同　久根村　同　公文名村
同　稲荷村　同　下土狩村　同　麦塚村
入会　竈新田　同　平松新田　同伊豆嶋田村　同　上土狩村
同　沼田村　同　中土狩村　同　神山村　同　中清水村
同　二子村　同　中山村　同　大坂村　同　荻蕪村

同郡下和田村地先
元字（大野原番外）　反別不知
改字大野原

千二百六十五番　千二百六十六番　千二百六拾七番
千二百六十八番　合四筆

一芝地反別百弐町三反七畝廿三歩

野元下和田村　入会　御宿村　同　上ヶ田村
入会　金澤村　同　葛山村　同　千福村
同　岩波村　同　石脇村　同　佐野村
同二ッ屋新田　同　沼田村　同　萩蕪村
同　水窪村　同　深良村　同　久根村
同　公文名村　同　稲荷村　同　茶畑村
同　麦塚村　同　平松新田　同伊豆嶋田村
同　上土狩村　同　中土狩村　同　下土狩村
同　中清水村　同　中山村　同　大坂村
同　二子村

同郡御宿村地先

元字（ママ）

改字平六澤

千弐百三拾七番

一秣場反別三町四反壱畝拾弐歩

改字小アラシ

千二百五十六番　千二百五十九番　千二百六十六番
千二百七十八番

一秣場反別拾九町壱反拾六歩

合秣場反別弐拾弐町五反壱畝廿八歩

野元　御宿村　入会上ヶ田村　同　金沢村
入会　葛山村　同　千福村　同　岩波村
同　石脇村　同　佐野村　同二ッ屋新田
同　深良村　同　久根村　同　公文名村
同　稲荷村　同　下土狩村　同　平松新田
同　麦塚村　同伊豆島田村　同　水窪村
同　上土狩村　同　中土狩村　同　神山村

同郡同駒門新田地先

元字　大野原
番外　反別不詳

改字大野原

七百五番　七百六番　七百七番
七百八番　七百九番　七百十番
七百十一番　七百十二番　七百十三番

一芝地反別弐百七拾六町弐反五畝廿五歩

野元駒門新田　入会　新橋村（ほか四五か村）

同郡神場村地先
元字　大野番外　反別不詳
改字大野原
一芝地反別百七拾三町弐反八畝七歩
野元　神場村　入会　新橋村（ほか一一か村）

右須山村・下和田村・駒門新田・神山村・今里村・神場村・御宿村合七ヶ村地先原野ノ儀ハ、惣名大野原ト称呼シ、往古ヨリ前記野元村及外数ヶ村入会場ニテ自由進退致来候儀、相違無之候。依テ右証書左ニ列記仕候。

（中略）

前段呈露仕候通、該原野ハ往古ヨリ野元村并入会村々自由進退致来リ、数拾ヶ村田畑ノ肥料ニ充テ人民安業罷在候処、先般官民有区分御調査ノ節、原由取調可申出旨御達ノ処、其際取調方麁偏ニ出テ右ノ証書進呈不仕、原由不申上ニ依リ竟ニ官有地ニ御編入相成候旨御指令拝認、一同驚愕仕候。抑私共数拾村田畑肥料ノ義ハ往古ヨリ右大野原ナル生草ヲ刈取培養致来候処、相違無御座候。既ニ業ニ該大野原ノ内同郡板妻村地先芝地及外合計百九拾四町四畝廿七歩ノ儀ノ如キ、明治十一年十一月地元村ト入会村境界論相起リ裁判所審理中ニ有之ニ付、官民有区分調遷延致居リ、同十二年四月該論判決済ニ相成、同十五年三月十七日官民区分調書差出候処、同年六月二日付ヲ以テ民有地第壱種ヘ御編入ノ旨御指令相成、入会各村一同安堵仕候。該尤ノ儀ニ於テモ字大野原ノ内ニ有之、今般民有引戻願地ト地情・証蹟・習慣共毫末相違無之候。然ル処、彼ハ民有地ニ御編入相成、是ハ官有地ニ御編入、御調査二途ニ相成候儀、偏ニ過般官民有区分御調査ノ節、村々ヨリ書上方ノ疎偏誤謬ニ出テ候ヨリ如斯事実情態同一ノ地ヲシテ右様二般ノ御指令相成候義ト入会村々人民一同後悔歎息仕罷在候。先般改租反額御垂示ノ際モ肥料ノ秣刈取場所等ハ従前ノ通リニテ聊変換無之事ニ相心得、過当ノ御垂示反額モ勤メテ御請仕候儀ニ御座候。殊更ニ陳述仕候該野ハ往昔木苗植付候テ薪等マテ伐採候得共、中古保護不行届一般荒廃相成数年

ヲ経過シ候処、慶応二寅年野元村々・入会村々申合、再興ノ議ヲ起シ椚・櫪・其他諸苗木数万ヲ植付候得共、御維新以降各村公私多忙ノ際ニ紛レ培養廃絶シ年々野火ノ妨害ニ罹リ竟ニ繁茂ノ期ヲ見サルモ、其実蹟ハ今ニ判然致居候。該山野ノ各村ニ必要ナル難尽筆紙。人民一同糊口ノ基本ニ有之候間、万一該原野ニ離レ候時ハ外ニ代用可相成山野無之、一同歎息仕候ニ付、各村々ニ於テ一層尽力、古書類捜索致候処、前記証書類別紙数通発見仕候。依之該野官有地ヲシテ民有地ニ引戻願ノ儀、従前野元及入会各村々会ニ附シ候処評議可決ニ相成候ニ付、今般書面ヲ以テ奉願上候。何卒事情御洞察被成下別紙証書御点検ノ上、願ノ趣御聞届相成人民安堵仕候様奉願上候。右開陳仕候通、古来ヨリ自由進退罷在他ニ故障等毛末無之、比隣村々保証仕候間、特別ノ御詮議ヲ以テ願ノ通共有民地ニ御定メ被成下度、依テ野元村々改租一筆限リ歩詰帳写及見取絵図面相添、此段奉願上候也。

駿東郡

岩波村戸長

井上伴蔵印

（ほか五一か村戸長）

明治十六年十一月五日

静岡県令　大迫貞清殿

（朱筆）「土第弐百七拾八号

書面願ノ趣難聞届候事。

明治十八年二月廿三日

静岡県令　関口隆吉代理

静岡県警部長　諏訪棣印」

（佐野　古谷善和氏所蔵）

第三節　産業と人々の仕事

(1)　明治前期の物産と産業

59　拝借金願書

（一八七三）明治6・8・19

拝借金願書

第一大区三ノ小区
駿東郡　平松新田
同郡　茶畑村
同郡　佐野村

一反別四町五反歩
一同　八町歩
一同　壱町五反歩
〆反別拾四町歩

右村ノ儀、近年旱損引続、稲作不熟ニ付、此儘捨置候テハ村内一同腐家退転ノ儀モ難計候ニ付、右ノ町歩桑茶植附、永続幷栄ノ基根、小前末々ノ者ニ至ル迄安穏農業仕度候得共、何分ニモ桑茶苗実買入金調達方不行届困弊仕候ノ間、御趣法金七百両、右村方一同ノ者へ拝借被仰付度、左候得ハ早苗苗実買取、夫々配当仕、植附方専一ニ心掛出精仕度候。然ル上ハ拝借金御返納ノ儀、三ヶ年ノ間御利足(息)年壱割宛御利足(息)ノミ御上納仕、四ヶ年目ヨリ元金壱割並ニ残金壱割ノ御利足(息)ヲ加ヘ、元利共拾ヶ年ニ御返納仕、都合拾三ヶ年ニ皆納仕度。尤御取箇ノ儀モ稲作熟方ニ寄、年々御見分奉願上候節、桑茶仕付候反別ノ分モ稲作仕附候反別同様ノ御取箇被成下置候様奉願上候。且引当ノ儀モ前書反別為質地奉差上候間、何卒拝借被仰付度一同奉懇願候、以上。

明治六年八月十九日

第一大区三ノ小区
駿東郡
茶畑村副戸長　柏木圓蔵㊞
平松新田副戸長　服部大八㊞

佐野村戸長
岩崎佐十郎㊞

静岡県参事　南部廣矛殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

60　産物御届書　御宿村

（一八七三）明治6・12・25

第一大区
駿東郡三ノ小区
御宿村

産物御届書

一米弐百六拾壱石　高米
　百三十五石九斗七升四合　自用費消
　内
　百弐拾五石弐升六合　自用費消
一大麦弐百八石　自用費消
一小麦五拾三石　自用費消
一蕎麦拾石　自用費消
一粟四石五斗　自用費消
一小豆四石弐升　自用費消
一大豆八石四斗　自用費消
一蜀黍八石　自用費消
一稗拾三石弐斗　自用費消
一茶百四拾八斤　自用費消
一甘藷四千六百貫目　自用費消
一芋千三百貫匁　自用費消
一地造酒百七拾弐石壱斗　自用費消
　三ツ俣此へ可入事
　拾五石
　内
　百五拾七石壱斗　輸出
一地造醤油五拾八石　自用費消
　三石六斗
　内
　五十四石四斗　輸出
一三ツ俣一千貫匁　自用費消
　四百貫匁
　内
　六百貫匁　輸出
一蚕種紙四拾枚　自用費消

弐枚　　自用費消
内
三十八枚　　輸出

右ノ通当六年分村内不残取調凡積リ奉書上候処、相違無御座候也。

明治六年十二月廿五日　　右村

静岡県参事　　三役連印

南部廣矛殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

61　陸運人馬の儀につき願書

（一八七四）明治7・3・18

陸運人馬ノ儀ニ付願書

私共村々陸運会社ノ儀、先般請負主相定メ、奉願上御免許相成候以来、連々公用私用共継立罷有候処、銘々名前鑑札相済不申候ニ付、社中社外ノ人馬区別判然難行届、折々不都合相生し候間、自今為取締社中名前鑑札別紙ノ通何村陸運会社と焼印相据、社中ノ人馬ニ相渡し置、公私共無滞陸運人馬相勤申度奉存候。右御聞届被成下候様、此段以書付奉願上候也。

第一大区
駿東郡
神山村
佐野村
水窪村
右村惣代
佐野村
陸運請負人
杉山彦七㊞
右村
戸長
岩崎佐十郎㊞

静岡県権令　大迫真清殿

（朱筆）「願ノ趣ハ追テ何分ノ指揮及ヒ候迄、従前ノ通相心得鑑札相渡ニ不及候事。」

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

62　明治八年物産取調書　石脇村

（一八七五）明治8

物産取調書

第一大区三小区

駿東郡石脇村

米穀類

現米中　七拾五石　　金五百円弐拾五銭
同　下　六拾四石弐斗　　金四百三拾二円五十銭
大麦中　八拾八石七斗　　金二百二十一円七十五銭
小麦下　拾九石九斗　　金七拾九円六拾銭
大豆下　三石三斗　　金拾三円弐拾銭
小豆下　一石六斗五升　　金八円弐拾五銭
粟　下　一石三斗二升　　金弐円弐拾銭
稗　下　九斗九升　　金一円四拾弐銭
黍　下　六斗六升　　金壱円拾銭
蜀黍下　四斗　　金壱円
蕎麦下　三石九斗六升　　金拾四円六拾九銭

園蔬類

蘿蔔　千三百弐十貫目　　金八円八拾六銭
胡蘿蔔　三十三貫目　　金八拾弐銭
牛　蒡　三十三貫目　　金九拾弐銭

里　芋　九百九十貫目　　金拾九円八拾銭
薩摩芋　千百五十五貫目　　金三十八円七十五銭
茄　　三百三十貫目　　金拾円十銭
胡　瓜　十六貫百目　　金五拾五銭
葱　　四十九貫五百目　　金二円四十八銭
蕃　椒　一貫目　　金拾銭

種子類

菜　子　一石二斗　　金四円
胡　麻　一斗一升　　金四拾四銭

柑　類

柿　生　六拾六貫目　　金弐円二十銭
栗　　三斗三升　　金九拾四銭
梅　子　三斗　　金六銭

禽獣類

馬轡　千五百足　金七円五十銭
鶏　六十羽　金三円
鶏卵　千百五十　金四円
家鴨　二羽　金十五銭
同卵　十五　金十五銭

飲料及食物類
大葉茶　十貫目　金六十銭

煙草類
葉煙草　四拾五斤　金一円八拾銭

木綿類
綿　三貫目　金九十銭
莚　百二十枚　金一円八十銭

竹類
竹大　五十束　金二円

右取調ノ外生産物一切無御座候。
右ノ通当村明治七年物産高取調奉書上候処、相違無御座候也。

右村
副戸長　大庭信次郎

明治八年

静岡県権令　大迫貞清殿

（石脇　大庭和彦氏所蔵）

63　製茶産出高御取調につき書上書　（一八七五）**明治8・9・9**
下和田村

製茶産出高御取調ニ付書上書

第壱大区三小区
駿東郡下和田村

一生茶芽　六百四拾貫目
内三百三拾貫目　沼津駅上ヶ土町　江戸屋三郎製
竹類

此代金八拾弐円五十銭
三百拾五貫目　沼津駅　金田屋久米治郎製
此代金七拾八円七拾五銭
合金百五拾壱円弐拾五銭

右ハ明治八年製茶産出高御取調ニ付、村内取調候処、右弐名ノ者へ不残売渡シ申候処、相違無御座候ニ付、此段奉書上候也。

明治八年九月九日　右村副戸長　杉山伴蔵
静岡県権令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

64　勧業博覧会出品の篠竹　（一八七七）明治10・7・9

勧業博覧会出品

一篠竹　土称保曾竹

駿河国駿東郡深良村字仲洞一村共有地産物、但シ伐採時期毎年立秋ヨリ翌年啓蟄ノ節迄。

右ノ通ニ有之候也。

右村
明治七年七月九日　出品人　小林由太郎
戸長　柏木新七郎

第一大区
事務所
御中

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

65　明治一二年作毛成熟概況　富沢村　（一八八〇）明治13・3・10

駿河国駿東郡富澤村明治十二年作毛成熟概況

富澤村

客年ノ作毛ハ播種以還季候適当タリト雖、挿秧以後盛夏ニ及テ好雨不降、午炎熾焼ノ如ク用水不充也。該畔水ハ甲乙両端ニ関シ、第一ノ甲流ハ函嶺湖水ノ未字宜（ママ）買堰ニシテ、穿抜ノ長ハ一百数十有余間、漏耗多クシテ畔所ニ欠ク。屢旱田ニ心丹ヲ痛マス。第二乙流溜溝ハ畔田ニ近キ山麓ヨリ起ル。恰モ暴冷タル事甚シ、関水ノ田面冷障

ノ量況アリ。培養ノ原ヲ山田トス。彼ノ地ハ四辺ノ箇所一方峨々トシテ西聳山ニ連リ、南北ハ二山覆フタ端ヲ得ル事不能、一方ハ村尾ヲ表トス。旭日満ラレ黙首年々山陰ノ障ニ想像ヲナス。大旱タル故欤蝗虫頻ニ集キ、駆除ノ労ヲ尽シ該効顕レヌト雖トモ、既ニ尠ク損害ヲ覚タリ。蒼生嗟歎ナス事積日ニ至ル。幸慶ナル哉。稲実季旬ニ望テ風雨ノ荒難不有シテ可也(成)成熟ヲ得タリ。依之収挌ノ概視左ノ如シ。

早稲　弐分　平均壱反ニ付穫量　五斗五升
中稲　三分　同　五斗五升
晩稲　七分　同　六斗

客年ノ畑作ノ草景況ハ季候適当シテ生育スル事速也。盛夏ニ至大旱ニ及ヒ白雨不降ニテ熾焼ノ如シ。可惜収穫ノ季節ニ及絶照ノ損害アリ。蕎麦ハ山間僻地ニシテ聳山地方ヨリ先風ヲ起シ早霜ノ患ヲ生シ略大平ヲ失フ。

馬鈴薯　無之。

甘薯始記同断。盛夏ニ損害ヲ生ス。

明治十二年稲概算

駿東郡富沢村

平年収穫米八拾四石

亥改正反別拾六町八反四畝拾壱歩

但壱反ニ付米

右ハ明治十二年間収穫高前書ノ通り上申候也。

右村戸長

渡辺嘉平

明治十三年三月十日

静岡県令　大迫貞清殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

66　山梨県への出稼の証　千福村　（一八七九）明治12

出稼寄留証

駿東郡千福村

第六拾壱番地居住

農　西嶋朝吉

明治十二年五月、三十三年四ヶ月

弘化三午年二月十五日出生

嘉永二酉年一月廿一日出生　妻　み　ツ
明治五年申一月十八日出生　長女　は　本年五月、三十年五ヶ月　ツ
明治八年九月十九日出生　長男　西嶋　周作　本年五月、七年五ヶ月
明治十二年四月廿八日出生　二男　西嶋　金作　本年五月、三年九ヶ月

家族主共五人

山梨県下
甲斐国南ツル郡夏苅村
小林忠助方へ客留

右相違無之候也

静岡県下駿河国駿東郡
千福村
戸長　横山源次郎
（千福　横山正美氏所蔵）

67　製造人・職工　満一五年以上人員取調書　久根村　（一八八〇）明治13・3

製造人職工　満十五年以上人員取調書

一職工廿三人

内

大工職　一人　壱人一日ノ手間料　上等金三十銭　下等金廿銭
屋根葺職一人　同断　〃　金三十銭　〃　金廿銭
黒鍬職　二人　同断　〃　三十銭　〃　十八銭
木挽職　五人　同断　〃　三十銭　〃　廿銭
板枇職　五人　同断　〃　廿銭　〃　十五銭
附木職　二人　同断　〃　廿銭　〃　拾五銭
炭焼職　六人　同断　〃　三十銭　〃　十五銭
杜　氏　一人　同断　〃　十七銭　〃　十銭

一製造人　壱人

内

金物製造壱人

右ノ通リ取調奉書上候処、相違無之候也。

明治十三年三月　　右村戸長　勝又弥平治

駿東郡長　江原素六殿

職人連名簿

一木挽	窪田志蔵㊞	一炭焼	室伏新蔵㊞
一〃	神戸辰蔵㊞	一附木職	市野半平㊞
一〃	勝又金蔵	一〃	室伏六蔵㊞
一炭焼	勝又孫四郎㊞	一板枡	杉山善吉㊞
一〃	室伏亥之吉㊞	一〃	杉山太吉㊞
一〃	原　梅吉㊞	一〃	渡辺市太郎㊞
一〃	室伏孫七㊞	一黒鍬	勝又徳蔵㊞
一板枡	神戸定吉㊞	一〃	神戸繁蔵㊞
一木挽	室伏留次郎㊞	一屋根や	杉山滝蔵㊞
一大工	室伏浅次郎㊞	一鍛冶屋	原　源次郎
一板枡	勝又四郎平㊞	一杜氏	神戸要吉
		一木挽	芹沢角平㊞
		一炭焼	市野伊八㊞

（久根　勝又重俊氏所蔵）

68　明治一三年八月三日商業人取調　（一八八〇）明治13・8・3

御宿村

明治十三年八月三日商業人取調

駿東郡御宿村

一	大森恭太郎㊞	製造税共	一同八拾三円七拾銭
小売	西川忠七㊞		（一同）拾壱円弐拾銭
一	中川滝次郎㊞	小売	一同七拾円也
小売	古田伴次郎㊞	質屋	一
一	勝又弥平㊞	紙漉（製造税共）	一同百五拾円也
製造元	西川保平㊞	小売	一同百五拾円也
一	岩瀬その㊞	水車七ツ	
製造税	関　右太郎㊞	製造税共	一同六十円也
一	外川藤次郎㊞	小間物	一同弐拾円也
旅籠やノミ	西川定吉㊞		一同三十円也
一	外川藤七㊞	小間物	一金拾五円也
製造税共	杉本利三郎㊞	水車臼十三	一
一		同臼十五	一
雑商		半紙	一同八拾三円七拾銭
一		水車	一
同七拾円			明治十二年十二月調記
（飲食店小売商）		小売七等	一金五拾円也
一			
同百円也			

勝又半次郎㊞	
同人隠居㊞	
杉本竹次郎㊞	
右　同　人㊞	
湯山彦作㊞	
湯山彦作㊞	
右　同　人㊞	
磯部幸吉㊞	
勝又太吉㊞	
右　同　人㊞	
市川又四郎㊞	
湯山半七郎㊞	
勝又丈八㊞	
右　同　人㊞	
勝又忠作	
市川又四郎	

壱ヶ年売高
十二年十二月十一日
小七等　一同六拾円　磯部幸吉
壱ヶ年売高
小七等　一同百円也　勝又半次郎
壱ヶ年売高
小売七等　一金百廿円也　勝又丈八
壱ヶ年売高
一同弐拾弐円（十一年七月分ヨリ十二年十二月迄）　中川瀧次郎
小七等　一同五拾円　勝又太吉
○印ハ見積リノ積リ
小七等　○一同壱円弐十銭　勝又清八
○一同壱円弐十銭　岩瀬その
○一同壱円弐十銭　中川権六
小七等　一同百円　吉田伴次郎

記

小七等　一金八拾円也　西川瀧蔵
壱ヶ年売高　杉本波吉
同　利三郎

十二年十二月十一日
○一同三円六十銭　西川瀧蔵
○一同壱円弐十銭　外川藤七
小七等　一同七拾円　勝又弥平
卸売七等　一同九百円　湯山半七郎
会社壱等　一金壱万円　社長　湯山平次郎
小七等　一同百弐拾円　西川保平
小七等　一同　杉本竹次郎

商高売高御取調ニ付左ノ所書記し上候

一去寅年七月ヨリ当年中ノ処
金高弐拾弐円也

右ノ通宜敷御取斗被成下候様、奉願上候、以上。

七月十一日　中川瀧次郎

御戸長
湯山半七郎様

記

一金三百五十円内　十二年六月分　米売リ捌分
一金弐百円内　十二年十二月ヨリ十三年六月迄分半　残　同　断

惣計

小売五等　金五百五拾円也

右売捌候正相違無之候也。

十二年
卯十二月十五日　湯山彦作

戸長
湯山様

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

69　桑葉売買日誌　千福村　（一八八一）明治14・5

一虎蔵母おてつ、以前同様桑葉無心有之ニ付、無余儀二把相遣ス。価内金トシテ四拾銭受取置候。前同様壱把二拾五銭位ノ見込ナリ。因テ拾銭残金貸シ。石脇村又四郎殿来リ、桑無心ニ付相談致候。尤モ葉桑壱駄三円二拾五銭ニテ約定致候処、明朝折呉候様依頼ニ付其積リニ致遣ス。

一御宿村関有太郎妻、桑買入度旨ニテ来リ候ニ付、角右衛門方ヨリ贈呉候積リノ事相噺候得共、偽談ニテ実ニ左様ノ事ハ無之旨ニ付、無余儀葉桑壱駄代金壱円五十銭ニテ相遣ス事ニ定メ、則代金受取申候処、是非駄賃ハ出金候時着ニ願度ニ付、駄賃六銭受取致テ、則刻写ニテ御宿村迄附贈（送）リ候。六銭賃銭受取来リ候事。

（千福　横山正美氏所蔵「諸日誌」）

70　酒造惣代心得書　年月日不詳

酒造惣代心得書

酒造惣代人ノ義ハ、営業便宜ノ為役置有之候処、一定ノ制限無之、廻ヨリ取計方区々ニ渉リ候分モ不少。且惣代給与ノ儀ハ、営業人ヨリ相当附授可致筈ニ候得ハ、給額ノ制度無之候テハ不都合モ在（有）之。旁今般税則御釐正ニ付

テハ、以来概目左ノ通取極取扱候様可改事。

第一条

一土地ノ模様ト商業ノ便利トニヨリ、製造人凡二十戸内外ヲ酒一組ト相定可申事。

但受売営業ノ者、多寡ニ不拘附属可致事

第二条

一組号ノ儀ハ、彼家不混様、何郡第一組合・第二組合ト順次相唱ヘ可申事。

第三条

一惣代人事故有之跡(後)惣代撰挙ノ儀ハ、其儘製造人一同決議ノ上、其段区長経由届出可申事。

第四条

一税納筋等其外ノ儀ニ付、酒造人共ヘ相触候節ハ、直ニ惣代人ヘ相達シ候間、組合中聊無留置可申通事。

第五条

一惣代人ノ者給与ノ儀ハ、各酒製造家一戸ニ付一期中前年十月ヨリ其年九月迄　金七拾五銭受売、一戸ニ付同断金弐拾五銭ヨリ超過不致様注意致、其組ノ適宜之負額取極届出可申。尤不得止経費ハ精細簿冊ニ記載勘定相立可申事。

但遠隔ノ場所往復旅費ノ儀、行旅ハ一日金五拾銭、滞留ハ金弐拾銭ヨリ不多様取極、戸数割合給与可受。

尤壱人弐人ノ税納相済等ニテ夫(丈)ケ為来往ノ費用ハ、其者共ヨリ出金可致ハ勿論ニ候ヘ共、可成丈郵便奉便等ニテ相弁候様心掛ケ取計可申事。

第六条

一惣代人ノ儀ハ元ヨリ、製造人其外営業ノ便宜ニ寄取設候趣意ニ付、聊威権ヶ間敷儀無之、其組中墾(懇)切割誘ノ上、成規ニ不触廻、営業便利ノ節精々注意可致事。

右ノ外抵触候儀ハ、其時々伺出ノ上処分受可申事。

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

(2)　村の仕事

71　威銃御免許願　富沢村

（一八七三）明治6・9・28

第一大区三ノ小区
駿東部富沢村
副戸長　服部久五郎㊞

明治六年九月廿八日

静岡県参事　南部廣矛殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

威銃御免許願

一和銃	壱挺	玉目弐匁六分	服部久五郎
一同	壱挺	玉目弐匁四分	渡邉澤平
一同	壱挺	玉目壱匁五分	渡邉伊八
一同	壱挺	玉目弐匁五分	渡邉太三郎
一同	壱挺	玉目壱匁八分	服部要七
一同	壱挺	玉目弐匁四分	服部近蔵
一同	壱挺	玉目弐匁五分	浅倉銀蔵

〆七挺

右当村ノ儀ハ心付ニテ平常猪鹿多ク、作物荒し候ニ付、従前猪鹿威ノ為メ銘々所持罷在候処、先般銃炮御規則御布告ニ相成候ニ付テハ、何卒書面ノ通リ威統御免許被成下置、此段奉願上候也。

72　宿屋営業願の儀につき書付　佐野村

（一八七三）明治6・12・27

宿屋営業願ノ儀ニ付書付

第一大区三ノ小区
駿東郡佐野村
七百四番屋敷住　植松由太郎
七百弐拾番屋敷住　長沢大吉
七百四拾六番屋敷住　古谷類次郎
七百六拾九番屋敷住　市川佐平
七百拾八番屋敷住　鈴木彦四郎
八百拾四番屋敷住　杉山重吉
八百弐拾番屋敷住　今関渡蔵
七百六十八番屋敷住　杉山文三郎

右ノ者共八名宿屋職営業仕度、尤御規則急度相守可申候旨申出候間、此段御聞届被成下候様、奉願上候也。

明治六年十二月廿七日　右村

副戸長　古谷精一郎㊞
戸長　杉山角平㊞

（朱筆）「聞届規則鑑札相渡候事」

静岡県権参事　長沢常山殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

73　自用水車の儀につき上申書　富沢村

（一八七四）明治7・10・31

自用水車ノ儀ニ付上申書

第一大区三小区駿東郡富沢村
服部久五郎

一水車壱ヶ所
　但搗臼弐箇

今般水車御取調ノ上税金上納仕候ニ付テハ、自用ノ分ハ上納ニ不及旨御布達ノ趣承知奉畏候。依之右水車取調候処、自用能々搗候迄ニテ賃搗不仕候旨申出候間、猶篤ト取調候処相違無御座候ニ付、此段上申仕候也。

右富澤村
戸長　湯山半七郎

明治七年十月卅一日

静岡県権令　大迫貞清殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵「諸記必携」）

74　営業水車御免許御願　茶畑村

（一八七六）明治9・3・12

営業水車御免許御願

第壱大区三小区
駿東郡茶畑村
芹沢久蔵

私有地
一水車壱ヶ所
　搗臼四箇
　挽臼壱箇

私有地
一水車壱ヶ所
　搗臼二箇
柏木大蔵

挽臼壱箇
一　私有地　水車壱ヶ所　芹沢弥太郎
搗臼四箇
挽臼壱箇
一　私有地　水車壱ヶ所　芹澤儀平
搗臼二箇
挽臼壱箇
一　同　同　庄司清二郎
同　同

私共儀、御許可ノ上、水車営業仕居候処、今般御布達ノ趣可有之候ニ付、尚引続営業仕度奉存候間、御鑑札御下ケ渡シ被下置度、此段奉願上候也。

明治九年三月十二日

右　芹沢儀平
庄司清二郎
副戸長　山本平七郎
同　柏木滝十郎

静岡県権令　大迫貞清（殿脱カ）

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

75　自家用酒製造免許申請　小泉村　明治29・10・23（一八九六）

自家用酒製造免許申請

第一種　駿東郡小泉村石脇五拾番地　大庭とみ

一酒類何斗　明治廿九年度　製造見込

内

濁酒九斗六升

此製造法

白米酒水合テ　四斗八升
九斗六升ニスベシ　四斗八升

此製造時期明治廿九年十月三十日着手

一　件　　何月上旬着手
一　件　　何月下旬着手

右

明治廿九年十月廿三日　　大庭とみ㊞

静岡県知事　小松原英太郎殿

（石脇　大庭和彦氏所蔵）

76　酒造の器械取調帳　御宿村　（一八七六）明治9・11・24

（表紙）

明治九年十一月廿四日
酒造ノ器械取調帳
駿東郡御宿村
湯山半七郎

明治九丙子十一月廿四日朝
酒造ノ器械
取調　記
柳雄

一拾壱本		酒造初メ立合
一八拾数		勝蔵
一九本		ツボ台
内弐本フタ無		半ぎ水
		下桶
一糀箱百九拾数		
一弐拾本		六尺桶
一五本		ヒシヤク
一拾三廷		タメ
一三廷		飯タメ
一六本		ダキ
一四百三十数		酒袋
一拾三本		柏木樽
一五拾四本		五升樽
一弐ツ		カキゾロ
一大半キレ		一

一一組　米洗具一組
一壱本　（亀口サヤ桶）
一弐本　ヤマ桶
一拾九本（内七本大）　カイ
一五本　平カイ
一弐本　ブンジ
一弐組　釜器械
一壱本　（フカシ桶）　焼酎桶
一弐組　一
一船
基外小器具附属之ニ
一釜三ツ　（大一ツ小二ツ）
一凡一石渋
右ノ通リ立合取調候処、相違無之候也。
明治九年十一月廿四日
湯山半七郎
（御宿　湯山芳健氏所蔵）

77　新規桶作ならびに輪換御届書

（一八七七）明治10・2・11

伊豆島田村

新規桶作並輪換御届書

駿河国駿東郡伊豆島田村
岡田久平

第七拾七号
一清酒桶　新製　壱箇
弐拾五石六斗四升
但　口径六尺五寸　底径六尺壱寸　深サ五尺三寸
第七拾八号
一清酒桶　同　壱箇
弐拾五石六斗四升
但　口径六尺五寸　底径六尺壱寸　深サ五尺三寸
第七拾九号
一同桶　同　壱箇
弐拾五石弐斗三升

但　口径　六尺五寸
　　底径　六尺
　　深サ　五尺三寸

第三拾八号

一同桶　　同　壱箇　御調査済桶

拾九石四斗九升入

但　口径　五尺九寸　此度輪換仕候分
　　底径　六尺三寸
　　深サ　五尺壱寸

右ノ通新規桶三箇作リ候ニ付御調査ノ上、第七拾七号ヨリ同七拾九号迄番号ニ相カヘ度、尚又輪換等仕候間、此段奉上申(ママ)候也。

明治十年
第二月十一日

右
岡田久平㊞
右酒造惣代
土屋惣平㊞
戸長
水口傳平㊞

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

78　医業御免許願　伊豆島田村

（一八七七）
明治10・2・16

医業御免許願

静岡県管下第一大区三小区
駿河国駿東郡伊豆島田村
第八十一番宅地
平民医　土屋松軒
本年二月四十一歳八ヶ月
私儀

別紙履歴書ノ通従来医業罷有候ニ付、猶自今以後営業仕度奉存候。御許可被成下度、此段奉願候也。

明治十年二月十六日

右　土屋松軒㊞
副戸長　服部大八㊞

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

79　三味線師営業願　伊豆島田村

（一八七七）
明治10・3・17

三味線師営業願

第壱大区三小区
駿東郡伊豆島田村
農　廣瀬半平叔母
廣瀬きく
私義

三味線引師匠営業仕度候間、御免許成被下度奉願上候。然る上は、御免許料月税御成規ノ通急度上納可仕候間、御聞届被下置度、此段奉願候也。

右願人きく代理
廣瀬半平㊞
戸長　水口傳平㊞

明治十年三月十七日

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

80　鍼治御免許願　平松新田

（一八七七）明治10・2・16

鍼治御免許願

私儀

鍼治職業罷在候ニ付御許可被成下置度、別紙履歴書相添、此段奉願上候也。

第壱大区三小区
駿東郡平松新田
平民　冨士崎百一㊞
副戸長　服部大八㊞
戸長　柏木新七郎㊞

明治十年二月十六日

静岡県令　大迫貞清殿

履歴書

第一大区三小区駿河国駿東郡
平松新田拾壱番屋敷住
盲人元勾当平民　冨士崎百一
明治十年二月七十一年二ヶ月

私儀

文化八年三月六歳ニテ眼病煩盲目ニ相成、文化十三年一月ヨリ文政十年十二月迄当国駿東郡沼津宿出口町居住長倉玄一ニ従ヒ鍼治修行。文政十一年一月ヨリ天保四年十一月迄五年十一ヶ月ノ間東京本所一ツ目鍼術杉山流学校エ入門致シ、校長好見検校ニ従ヒ鍼術研究仕。天保四年十二月当国駿東郡沼津宿八幡町ニ於テ開業仕。安政三年十二月迄廿三年ノ間居住致。同五年一月ヨリ東京八町堀北島町ニテ営業仕。其後慶応三年三月ヨリ当国沼津宿上ケ土町ニテ営業仕。明治三年十月第一大区三小区駿東郡平松新田へ帰村。同四年二月ヨリ同大区八小区駿東郡東間門村拾三番屋敷田中宇七方へ寄留、営業罷在候。

但嘉永八年二月西京職官長ヨリ勾当ニ被任候。

明治四年職官御廃御達拝承仕候。
右ノ通相違無御座候也。

右

副戸長　冨士崎百一㊞
戸長　服部大八㊞
戸長　柏木新七郎㊞

明治十年二月十六日

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

81　産婆御鑑札御請書　佐野村

（一八七七）
明治10・3・31

産婆御鑑札御請書

私儀

産婆御免許御鑑札御下ヶ渡ニ相成、謹テ奉請取候也。

第八大区壱小区伊豆国君澤郡佐野村
第八十七番屋敷ニ居住
第一大区三小区駿東郡佐野村
第百六番屋敷富岡近蔵方
寄留人
平民　鈴木宗抵妻
鈴木くま

明治十年三月三十一日

静岡県令　大迫貞清殿

代印
右夫　鈴木宗抵㊞

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

82　青黛製造御届書　御宿村・大畑村

（一八七七）
明治10・5

青黛（せいたい）製造御届書

今般社中申合第一大区三小区佐野村字ビワコロバシ黄瀬川端ヘ製造場所設、印度製ニ擬シ青黛製造相始候ニ付御届申上候。尤青黛出来ノ上ハ御庁ヘ差出、試験奉願候間、此段併テ御届申上候、以上。

明治十年五月

東京本郷弓町壱丁目
六番地寄留
静岡県士族
和田正幾代理
岡田畯三　印

第一大区三小区御宿村
同士族
津田実　印

第一大区七小区沼津片端町
同士族
松平正修

第一大区三小区大畑村
同士族　岡田畯三
第一大区三小区大畑村
同士族　鈴木芳郎
第一大区三小区大畑村
同士族　高橋次郎
第一大区三小区大畑村
同士族　古山欽三

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

83　人力車稼営業願　佐野村

（一八七七）明治10・6

人力車稼営業願

第一大区三小区
駿東郡佐野村
土屋熊吉

私義

農間人力車稼営業仕度候間、御免許被成下置度、此段奉願候也。

右

土屋熊吉㊞

明治十年六月

戸長
水口傳平㊞

第一大区
事務所
御中

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

84　荷車御免許願　御宿村

（一八七七）明治10・6・13

荷車御免許願

第壱大区三小区
駿東郡御宿村
七十壱番地
平民
土屋茂八

私儀農間荷車挽営業仕度候間願上候。御聞届ノ上ハ御規則相守税金上納可仕候。依テ此段願上候也。

右

明治十年六月十三日　　願人　土屋茂八㊞
戸長　水口傳平㊞

第壱大区
事務所
御中

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

85　**自用荷車御免許願　伊豆島田村**　（一八七七）**明治10・7・10**

自用荷車御免許願

第一大区三小区
駿東郡伊豆島田村
平民　水口江三郎

一小車　壱輌

私儀自用荷車所有仕度候間、御許可被成下御鑑札御下ケ渡相成候様仕度、此段願上候也。

右願人

明治十年七月十日　　水口江三郎㊞
戸長　柏木新七郎

第壱大区
事務所
御中

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

86　**古着古道具商廃業願　富沢村**　（一八七七）**明治10・7・16**

古着古道具商廃業願

第壱大区三小区
駿東郡富沢村
第八番屋敷居住
農
渡辺平蔵　私儀

去ル明治九年五月中ヨリ農間古着古道具商御免許御鑑札(頂)順戴営業罷在候処、本年ノ儀ハ本業多忙ニ付廃業仕度、依之御鑑札相添、此段奉願候也。

右

明治十年七月十六日　　渡辺平蔵㊞
戸長　柏木新七郎㊞

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

87　酒造営業御免許御鑑札願　富沢村　（一八七七）明治10・8・17

酒造栄(営)業御免許御鑑札願

第壱大区三小区

駿東郡富澤村

酒造稼願人　渡辺嘉平

一造高玄米三拾石

右ハ私儀本業多用ニ付、去ル明治九年酒造御鑑札返上廃業仕候処、諸器械追々損毛ニ相成尚又本年ヨリ前書ノ石数酒造栄(営)業仕度候間、御許可相願御鑑札頂戴仕度奉願候。尤税金ノ儀ハ御規則ノ通御達次第御上納可仕候。此段御聞済被成下度奉願上候也。

明治十年八月十七日

右願人　渡辺嘉平

酒造惣代　岡田久平

戸長　水口傳平

静岡県令　大迫貞清殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

88　水車税の儀につき願書　富沢村　（一八七九）明治12・10・23

水車税ノ儀ニ付願書

駿東郡富澤村第三拾八番地平民農　渡辺嘉平

一水車臼　弐基

右私水車ノ儀ハ寡少ノ器械、殊ニ僻陬不便宜ノ土地ニテ自用丈罷在候処、昨十一年水車御取調ノ節自用願仕候心得ノ処、営業御鑑札御下ヶ頂戴仕所持罷在候処、今般水車税御達ヲ有之候得共、全自用水車ニテ税金御免除被仰付度、此段奉願上候也。

右願人

明治十二年十月廿三日　渡辺嘉平㊞

駿東郡長　江原素六殿

前書ノ通願出候ニ付、此段上申仕候也。

右村

筆生　服部久五郎㊞

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

89　質屋開業願および許可の達し　（一八八〇）明治13・4・11

御宿村

（表紙）

駿東郡長　江原素六㊞

新規開業等級人名簿

駿東郡御宿村

開業等級人名簿

駿河国駿東郡

御宿村

杉本竹次郎

一質屋　八等壱軒

右ハ今般新規質屋開業仕度段届出候ニ付、規則ノ通リ弐人以上ノ保証ヲ立、本人ヨリ壱ヶ年貸附ヶ見積リ金高為届出調査候処、書面等級相当ノ者ニ候条御認可相成度、此段上申仕候也。

明治十三年四月十一日　戸長　湯山半七郎㊞

静岡県令　大迫貞清殿

（朱筆）「書面新規営業等級申出ノ通認可候事。」

明治十三年四月廿九日　静岡県令　大迫貞清印

（御宿　湯山芳健氏所蔵「新規開業等級人名簿」）

90　俳優営業鑑札の願出についての注　（一八八〇）明治13・8・14

意

俳優営業ノ儀ハ、素ヨリ他ニ産業無之者ニ限リ候義ハ勿論ノ処、恒産アル壮丁、婦女子等、神社祭典等ニ推シ俳優鑑札願出、一時興行候者往々有之候テハ不都合ノ事ニ候条、自今該鑑札願出候者有之節ハ、産業及ヒ履歴等篤ト取糺許可セサルヲ得サル者限リ、其理由詳細相認出願為致候様可相心得、此旨相達候事。

明治十三年八月十四日　駿東郡長　江原素六印

（久根　勝又重俊氏所蔵「御用留二号」）

91　医術開業免許状御下附再願　（一八八四）明治17・4・2

医術開業免許状御下附再願　副

静岡県下駿河国駿東郡

富澤村
定輪寺村
大畑村

右私共村方ノ義ハ愛鷹山ヱ接続僻村大不便宜ノ村方ニテ、往古ハ富沢村ニ医術開業ノ者有之候処、当今中絶致候ニ付急患劇症（激）等ニ至テハ絶命スル者尠不、依之駿東病院出張ヲ聯合ニテ佐野村へ設立セシモ、尚三ケ村ハ佐野村ヲ距ルコト悉ク二拾町以外ニテ通路ニ木瀬川ト唱ヱ大川有之、加之地大畑村ヨリ千福村ノ間ニ富士ノ裾ヨリ湧出スル字瀬名沢ト唱フル大川モ有之、南ハ南一色村境ニ愛鷹山ヨリ湧出スル字梅ノ木沢川有之、要ハ富士愛鷹ノ両山ヲ負ヒタル村々ノ儀故、山間ノ渓流甚タ多ク、何レモ水原ニ切迫スルヲ以テ雨降レハ忽チ水量ヲ増加シ、鞏固ナル橋梁ヲ架スルモ到底保存ス能ズ、常ニ架スルニ仮橋ヲ以テスルカ故ニ、雨天ナレハ落橋シ、道路復タ通行スルヘカラサル地勢故宜シク患者治療ヲ闕キ、絶命不尠一同愍然ノ至ニ有之候処、依之富沢村第三拾弐番地渡辺格蔵ナル者、同郡御殿場村医師星合恭庵ニ（ママ）並大岡村医師石井成膺ニ従ヒ、医術修業致シ居候処病気ノ為帰村罷在、当村ハ病気全治仕候間、何卒渡辺格蔵へ免許状御下附被成下候得ハ、右三ケ村人民保護安堵ニ罷在候間、特別ノ御詮議ヲ以テ右同人ヱ免許状御下附被成下置度、依之地形略図相添、此段人民連署奉再願候也。

明治拾七年四月二日　右富沢村
人民惣代　服部近蔵
同　渡邉弥七
同　渡邉喜十
右定輪寺村

人民惣代　良部忠次郎
右大畑村
人民惣代　市川格蔵

静岡県令　奈良原繁殿

前書ノ通リ願出候ニ付事実取糺候処、全相違無之候ニ付医術開業免許状御下附ニ相成候様致度、依之奥書調印仕候、以上。

右富沢村
戸長　服部要七
衛生委員　渡邉文五郎
右定輪寺村
戸長　大石角平
衛生委員　桃井惣蔵
右大畑村
戸長　市川四郎平
民生委員　加藤佐平

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

92　駅伝営業願　深良村

（一八八六）明治19・12・2

駅傳営業願

駿東郡深良村百廿五番地平民
荷　馬　羽田常五郎

同郡同村八十九番地平民
荷　馬　増田寅吉

右私共儀、願書ノ業ヲ以テ沼津組合へ加リ駅伝営業仕度候間、御許可被成下度、此段奉願上候也。

明治十九年十一月廿九日　右　羽田常五郎㊞
増田寅吉㊞

沼津組合　駅傳取締人
中村九十郎㊞

駿東郡長　竹内壽貞殿

前書之通願出ニ付進達候也。

佐野村外十二ヶ村

明治十九年十二月一日　戸長　大沼與一郎

「(後筆)一当丁第拾号
願之趣聞届ク
明治十九年十二月二日
静岡県駿東郡長　竹内壽貞　印」
(深良　羽田勲氏所蔵)

93　豆腐職営業御届　小泉村　(一八九四)明治27・12・19

豆腐職営業御届

一豆腐職
但明治弐拾七年拾弐月拾九日開業
静岡県駿東郡小泉村佐野六十九番地
明治弐拾七年拾弐月拾九日　市川綱次郎
駿東郡長　河田俊宗殿

(富沢　渡辺武彦氏所蔵)

第四節　近代の窓としての教育

(1)　制度としての教育

94　久根小学校諸雑費日記帳　　年月日不詳

（前略）

記

一金壱円　　教草上冊四
一同三拾七銭五厘　　一文字教三
一同拾弐銭五厘　　天変地異壱
一同四銭弐厘　　農業往来
一同三銭三厘　　学門（ママ）進
一同四拾六銭六厘　　勧善訓蒙三
一同四拾六銭六厘　　十二月帖二
一同四拾六銭六厘　　道里ヅカイ三
一同八拾七銭五厘　　筆算訓蒙
一同弐円六拾弐銭五厘　　輿地史略
一同八拾七銭五厘　　窮理問答
一金廿八銭三厘　　手習文
〆金七円六拾三銭壱厘
此ハ金六拾六銭七厘九毛　一月ヨリ七月マデ利
合金八円廿九銭八厘九毛

一金四円九拾銭九厘三毛　　書几腰掛ケ七組分
此ハ金四拾弐銭九厘六毛　　一月ヨリ七月マデ
合金五円三拾六銭八厘九毛
一金壱円六拾弐銭弐厘　　諸雑費

八月迄
惣〆金拾五円廿五銭九厘八毛

古金ノ儀ハ村中相談ノ上

在来備金ヲ以テ払

八月廿九日

一　金壱円廿五銭四厘三毛　二度目机入用
　　木代忠七支払

九月十五日

一　金壱円四拾四銭五厘　二度目机入用
　　大工手間釘代共
　　久作支払
　　弥平治取之

（後略）

（久根　勝又重俊氏所蔵）

95　小学校行餘舎設立入費方法書上　（一八七四）明治7・1・18

小学校設立入費方法書上

第一大区三ノ小区御宿村上ヶ田村金澤村葛山村千福村大畑村定輪寺村　合七ヶ村合併。

小学校壱ヶ所　場所御宿村荘園寺法中

但学校名　行餘学舎と唱申度候

右入用見込但当戌年一月一日より

一　金四拾八円　教師壱人年給
　　但壱ヶ月金四円積り
一　同拾弐円　下教師壱人年給
　　但壱ヶ月金壱円積り
　　是ハ七ヶ村ノ内僧侶平民適宜ノ者ヲ撰雇入、百事正教師ノ指令を請、助教ノ積り。
一　金九円　俗事務職壱ヶ年給料
　　但一ヶ月金七十五銭積り
一　同三円　学舎壱ヶ年分宿料
　　但壱ヶ月金弐十五銭積り
一　同拾八円　年内諸入費見込積り
合金九拾円

此処

金百弐拾壱円　拾ヶ年中年々出金
　　是を左ノ方法通り積立候積り
残金三拾壱円　右七ヶ村ニテ左ノ割合通り出金
一　金千弐百拾円也

是を当戌年ヨリ拾ヶ年ニ出金壱ヶ年ニ金百弐拾壱円宛、又是を十二ヶ月ニ出金壱ヶ月ニ金拾弐円拾銭ツヽ、連月廿五日限り取集メ、三十日限り教師月謝其外都テ諸払いたし、残金分年壱割弐分利勘定を以積立置右拾ヶ年後ニ至り、残金元利高基本金ニ備置、利足金学舎入費ニ仕候積り。

但俗事職ノ者万事世話方取計、残金ノ分七ヶ村ノ内身元正実者ニ預ケ候積り

内訳

一金五百円　御宿村出金

内わけ

金百円　湯山半七郎出金
同百円　湯山平治郎出金
同百円　湯山彦作出金
同百円　小前上中下三等戸数六十軒ニテ割合出金ノ積り
同百円　旧高割ニテ出金

一金百弐拾五円　上ヶ田村出金
一同七拾五円　金沢村出金
一金同弐百円　葛山村出金
一金弐百五拾円　千福村出金
一同五拾円　大畑村出金
一同拾円　定輪寺村出金

合金千弐百拾円

外

一金六拾五円余　去六年中教師謝金諸入費共〃

内わけ

金拾五円　湯山半七郎出金
金拾五円　湯山平治郎出金
同三拾五円余　右七ヶ村旧高割出金ノ積り

〃

右ノ通七ヶ村相談ノ上取極メ申候。猶一村毎ニ割合出金ノ方法取極メ候上ハ詳細可奉申上候也

第一大区三ノ小区
駿東郡右七ヶ村惣代
御宿村
戸長　湯山半七郎

明治七戌年一月十八日

静岡県権令　大迫貞清殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

96　小学校誠求舎開業願

（一八七四）明治7・3

第十七番

一　私学小学　位地（置）

第二大学区静岡県管下第一大区三ノ小区

駿東郡佐野村法雲寺ニ於テ誠求学社ト唱フ

一　学校費用ノ概略

未定

一　教員履歴

静岡県管下第一大区三ノ小区

駿東郡茶畑村

教導　農　勝又量平　当戌三十七年一ヶ月

万延元庚申年三月ヨリ児北溟ニ入門、漢学並ニ習字修業。明治五壬申年二月ヨリ旧水戸藩鈴木直枝ニ従事、漢学皇学修業仕候。

算術教導　勝又量平

明治六癸酉歳一月ヨリ足柄県管下於三島小学校算術修行仕候

一　教導給料

壱ヶ年通斗金三十六円也

右入費出金割合ノ儀ハ村内旧草高ニテ六分戸数ニテ四分割

一　学科

文部省御布令ノ教授本一般教授

一　教則

文部省御布令ノ御規則ヲ遵奉仕稽古可致事

右ノ通開業仕度此段奉願候也。

第一大区三小区

駿東郡

石脇村

明治七年三月　副戸長　植松傳平

佐野村

副戸長　杉山藤七

静岡県権令　大迫貞清殿

（石脇　大庭和彦氏所蔵）

97　私学映雪舎開業願

（一八七四）
明治7・7・18

一私学位置

廿弐大学区静岡県管下第拾四番中学区第一大区五ノ小区映雪舎ト唱フ

一学校費用ノ概略壱ヶ年未定

内訳

金八拾四円　教師并助教給料

金七円　学舎料

金未定　書籍買入料

金未定　諸費

一教員履歴

静岡県管下第　一大区二ノ小区納米里村
自分　僧侶　久我碩堂
伊豆国竹村茂雄ニ従ヒ天保十四癸卯年ヨリ嘉永元年迄漢学研究
静岡県管下第　一大区二ノ小区水窪村
自分　僧侶　渡辺諦可
甲斐国下和田村旧社家大和ニ従ヒ文久元酉年ヨリ元治元年迄
甲府中学教師富田勝次郎ニ従ヒ漢学研究

一教師給料

金五円　句読習字教師
金弐円　数学教師

（中略）

明治七甲戌年
第七月十八日

結社人
第一大区三ノ小区
富沢村　渡辺文五郎
服部久五郎
渡邉嘉平
第一大区二ノ小区
水窪村　渡辺文五郎
渡邉藤蔵
渡邉甚平
同区上土狩村　平野治八
米山平蔵
穐山村次郎

静岡県権令　大迫貞清殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

同区元長窪村　井出浅蔵
下山孫七
加藤格平
同区上長窪村　加藤彦右衛門
加藤林太郎
井上差十郎
同区下長窪　前田甚蔵
同区南一色村　下山修平
栗原文平
上杉半平
上杉駉造
宇津木政平
吉川吉作
永井嘉六郎

右之通相違無御座候也

明治八年八月十三日

右詰（ママ）社人　高村治平㊞
副戸長　高村新平㊞

98　甘静舎幹事試補人名

（一八七五）明治8・8・13

第壱大区三小区駿東郡

公文名村　稲荷村　合弐ヶ村　小学校　甘静舎

教員　稲村鉄蔵　明治八年八月六十一年十一ヶ月
幹事試補　高田市五郎　明治八年八月　四十年□ヶ月（虫損）
同　高村勝蔵　明治八年八月四十三年四ヶ月
同　高村又四郎　明治八年八月五十五年二ヶ月
同　渡辺倉之助　明治八年八月三十九年九ヶ月
合　教員壱名　幹事試補四名

99　小学校支校設置願

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

明治8・12・20（一八七五）

小学校設立御願書

第壱大区三ノ小区
駿東郡
冨沢村
定輪寺村
大畑村

右私共村方ノ儀ハ辟陋不設立ノ場所ニ有之候処、御宿村学校行餘舎ヱ組入ニ相成候処、該村ヨリ里程弐十五町ト壱里余有之村ノ字木瀬川ト唱ヘ大川有之、水源遠隔ニテ纔ノ雨水ニテモ洪水仕折々橋流致し通路無之、幼童通学難相成、自然不就学ノ者多数有之心痛罷在候ニ付、先般御達しニ基キ十九番小学校相設度候間、御聞届被成下度此段奉願上候也。

右村

明治八年十二月廿日

副戸長　渡辺嘉平㊞

戸長　柏木新七郎㊞

静岡県権令　大迫貞清殿

申立ノ趣、区内戸数僅少ニ付従前ノ通聯合シ、便宜支校設置候様可致永久維持資本金確乎相立候ハヽ、尚可申立可及何分ノ沙汰候事。

明治八年十二月廿三日

100　小学校資本金減額願

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

明治9・1・11（一八七六）

資本金減員御願

第壱大区三ノ小区
駿東郡富沢村
渡辺嘉平
服部久五郎

右私共ヱ今般学区資本金御達しニ相成候得共、私共村方ノ儀ハ辟陋不便宜ニ付幼童通学難相成、自然不就学夥多有之候ニ付、当村外弐ヶ村小学校相設度、管轄静岡御県

庁ヱ先般奉願上候処、御宿村行餘舎聯合支校設置候様御辞令有之、尚此上周旋資本金相立、追テ本校相設度志願罷在候処、尤三ヶ村戸数僅少疲弊ノ村方ニテ右学費戸数割出金等ハ差支眼前ニテ、私共憤発成丈出金可致旨罷在候。然ル処今般身元金過半被仰付、其他諸割出金ニ相成候テハ、前書支校永続不覚束并活計ノ道ヲ失ヒ実ニ逼白堪兼候ニ付、御達しニ相成資本皆金御免除願仕度候得共、乍去学区御掛リ様御派出御説諭奉恐入候ニ付、右渡辺嘉平金三拾円服部久五郎金十五円上納仕候間、何卒前願情実御堅慮被成下右願ノ通リ御聞済被成下度、此段奉歎願候也。

右村

渡辺嘉平

服部久五郎

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

101　小学校貫信舎校則　　年月日不詳

（前略）

一校則

一四民六歳以上十三歳迄男女共入校可致事。

但、六歳以下十三歳以上タリ共、望ノ者ハ入学差許スベシ。

一入校ノ上ハ何事ニヨラズ教官指揮ニ従ヒ校中ノ諸規則ヲ守ルベキ事。

一演習時限ハ午前八時ヨリ十二時迄、午後一時ヨリ二時迄ノ事。

一所労又ハ事故アツテ不参スル節ハ上校時限前ニ其由申出ベキ事。

但、所労七日ニ及フ時ハ医師診察書ヲ添差出スベシ。

一毎月一度勤惰ヲ検査シ、其甲乙ヲ掲示スベキ事。

一毎期六ヶ月ニシテ学業試験ノ上、等級上下スベキ事。

但、進級ノ者ヱハ卒業免状ヲ与フ可シ。

一入校ノ生員、猥ニ退学スルヲ許サス。若不得止事故アル向ハ其事実検査ノ上差許ス可キ事。
一教官ハ勿論同輩ノ者ト雖モ厚礼儀ヲ尽シ、各自其分限ヲ守リ互ニ信義ヲ以テ交ルヘキ事。
一教場ノ座席ハ貴賤長幼ノ別ナク渾テ学級ノ順次タルベキ事。
一書籍類大切ニ取扱、損失無之様厚ク注意スベシ。且日用ノ品物ハ上校ノ節必ス持参スベキ事。
一書籍并筆墨紙等貸借致ス可カラザル事。
但、不得止節ハ其由ヲ教官エ申出ベシ。
一校中ニテ喧嘩口論及ヒ雑談致ス可カラサル事。
一校中ニテ奔走シ、或ハ大声ヲ発ス可カラザル事。
一教場ニテ襟巻并蔦合羽等着用致スヘカラサル事。
一青年ノ者営業ノ余暇ヲ以テ研究致度者ハ、夜学出席可致事。
一夜学時限ハ午後七時ヨリ十時迄ノ事。
但、夜学生徒も本条ノ規則ヲ相守可シ。
一毎年一月八日始業、十二月廿四日終業ノ事。
一休業ハ祝日祭日、毎週日曜、暑中ハ十五日間及ヒ十二月廿五日ヨリ翌一月七日迄ノ事。
但、臨時休業ハ時々掲示ス可シ。
右ノ条々皆可相守者也。
（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「小学校貫信舎設立願控」）

102　書籍ならびに木盤御渡願　（一八七五）明治8・8・13

（前略）
書籍并木盤御渡願
一小学入門　四拾冊
一小学読本首壱弐三四五　各弐拾冊宛
一小杉友篤発明木盤　五拾枚
但、各部数并木盤代価御記載可被成下候。
右ハ第壱大区三小区小学校行餘舎入用ニ付願呉候様申出候間、清水港ヨリ沼津駅川廊町荷継問屋川村米左衛門方

揚ヶニ至急御差出し被成下度、尤、代金良便ニ上納可仕候。此段願上候也。

第壱大区三小区御宿村
学区取締　湯山半七郎

明治八年八月十三日

静岡県少属　蜂屋定憲殿

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「小学校願伺届及ビ各校ェ布達控帳」）

103 小学校見取図および机・いす・黒板図　年月日不詳

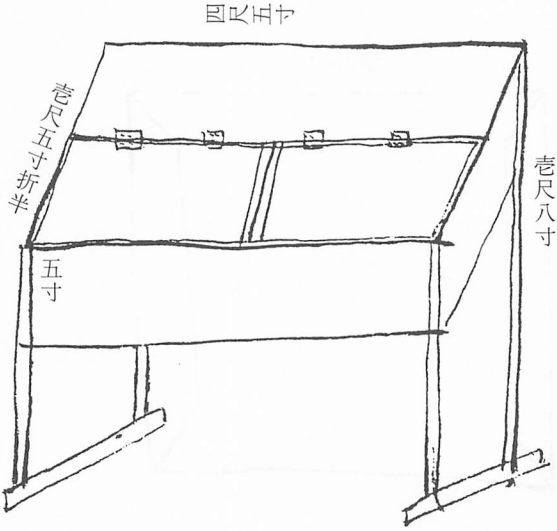

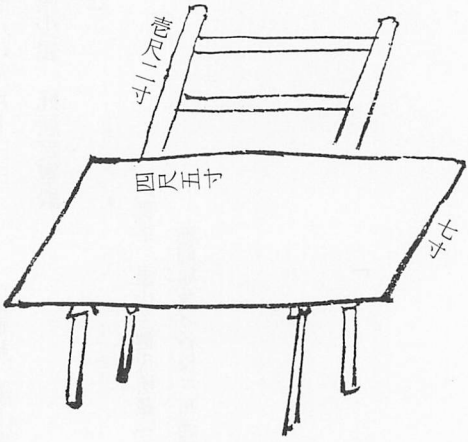
壱尺二寸
四尺五寸
七寸

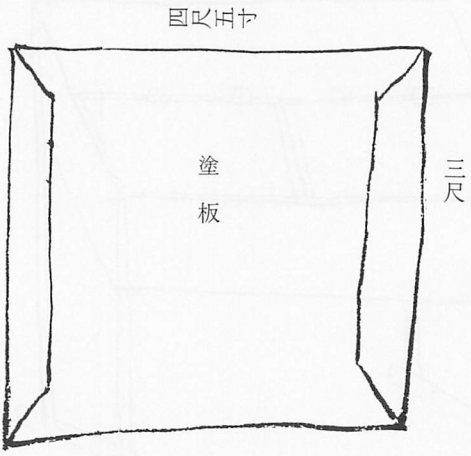
四尺五寸
塗
板
三尺

学校建築

庭

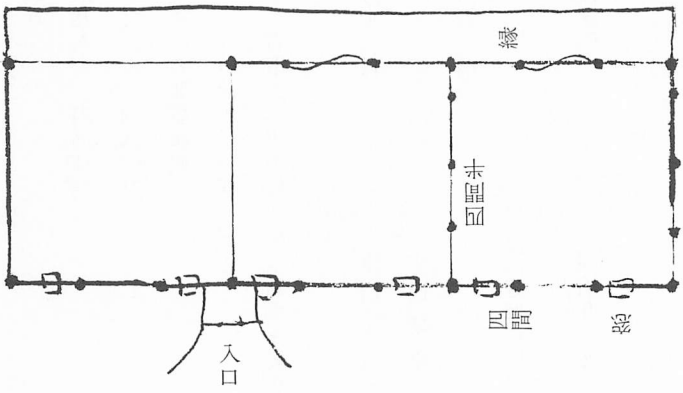

（御宿　湯山芳健氏所蔵「学区雑誌」）

104　**就学不就学取調通達**　（一八七五）**明治8・11・15**

（前略）

管内小学区学齢人員并就学不就学等取調ノ為メ、毎校左ノ表ヲ製シ幹事試補ニ於テ之ヲ掌リ、毎月或ハ隔月申牒可致。俣、出校名薄ノ儀ハ毎校ニ備置、学務課員巡回ノ節可差出候事。

右ハ来明治九年一月ヨリ施行可致事。

明治八年十一月十五日　　静岡県　印

湯山半七郎殿

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「小学校願伺届及ビ各校エ布達控帳」）

105　**就学不就学取調書上**　（一八七六）**明治9・1・12**

就学不就学取調書上

第壱大区三小区
駿東郡伊豆島田村

元伊豆島田分

第八年十月分

一学齢人員四十弐人

内訳　就学拾九人　内　男拾壱人　女八人

不就学廿三人　内　男九人　女拾四人

外六歳以下十四歳以上就学ノ者無御座候。

但シ十一月十二月分前十月分通ニ候也。

右ノ通就学不就学ノ者取調奉書上候処相違無御座候也。

右村

副戸長　水口定八㊀

戸長　水口傳平

明治九年一月十二日

静岡県権令　大迫貞清殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

106 小学校幹事設置伺

（一八七六）明治9・2・22

各小学幹事置候儀御伺

各小学ェ幹事置可申旨去八年冬御布達ニ候処、私受持中爾今幹事置不申候ニ付毎校不締ハ申迄モ無之、去八年就学不就学及ヒ出納其他云々取調表并ニ本年連月取調表等兎角延遷相成差支候間、迅速幹事置申度旨各校ェ談示ニ及候処、事情承候ニ何レモ月給校費タランヲ恐レ其実不行趣ニ御座候。右ハ月給官費ニ哉、又ハ各校費ニ哉、被仰聞度此段御伺申上候也。

再上申幹事月給万一毎校費ニ候上ハ、地理ニ応事弐三四校ェ壱名宛置候テ日々学校順ニ出席為致候テハ如何可有之哉、御伺申上候也。

明治九年二月廿二日　学区取締　湯山半七郎㊞

静岡県学務課御中

（朱筆）「申出ノ通幹事給料ハ校費タルヘシ。

但、三四校ェ壱人、或ハ戸籍一小区内ェ壱人ヲ置モ適宜トスルナレハ見込申立ヘシ。」

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

107　学校連合町村会規則　　年月日不詳

聯合町村会規則

第一章　総　則

第一条　聯合会ハ聯合町村公共ノ教育ニ関スル事件及其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス。

第二条　聯合会ノ議案ハ連合町村ノ学務委員戸長ト協議ノ上之ヲ発ス。

第三条　聯合町村会議員ヨリ第一条ニ掲クル事件ニ付意見書ヲ出ストキハ、学務委員之ヲ審査シ教育上公益ニシテ当サニ議スヘキ意見ト認ムルモノハ戸長ト協議ノ上会議ノ議案ト為ス事アルヘシ。

第四条　聯合町村ノ教育ニ関スル事件ニ付、県令又ハ郡長ヨリ意見ヲ問フ事アルトキハ之ヲ議ス。

第二章　選　挙

第五条　聯合町村会ノ議員ハ各町村会ノ議員中ヨリ何人ヲ公撰シ、其任期ハ何年トシ其期毎ニ全数ノ半ヲ改撰ス。但、初度改撰ハ抽籤ヲ以テ其退任者ヲ定ム。

第六条　議長副議長ハ議員中ヨリ公撰ス。

第七条　議長副議長及議員ハ滞在日当何程ヲ給ス。但、書記ハ議長之ヲ撰ミ庶務ヲ整理セシム其日給何程ヲ給ス。

第三章　議　則

第八条　議員半数以上出席セサレハ当日ノ会議ヲ開カス。

第九条　会議ハ過半数ニ依テ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル。

第十条　学務委員若クハ其代理人ハ会議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明スルヲ得ルト雖トモ、可否ノ数ニ入ル事ヲ得ス。但、第三条ニ掲クル議案ノ旨趣ハ意見ヲ出セル議員之ヲ弁明スル事ヲ得。

第十一条　会議ハ傍聴ヲ許ス。但、戸長若クハ学務委員ノ要メニ依リ、又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁スル事アルヘシ。

第十二条　議員ハ会議ニ方(あた)り充分討論ノ権ヲ有ス。

第十三条　議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス。故ニ若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムヘシ。

第四章　開　閉

第十四条　聯合会ハ定期ナシ其ノ開閉ハ戸長之ヲ達シ、会期ハ何日以内トス。

但、戸長ハ会議ノ衆議ヲ取テ其日限ヲ伸フル事ヲ得。

右ノ通当公立小学何々舎区内聯合(町村)会規則取設候間、御認可可相成哉此段奉伺候也。

郡(町村)　人民惣代
二名連署

連合(町村同)　右ニ準ス

前書ノ通伺出候ニ付此段上申候也。

毎(町村)戸長連署

（付箋）
「(朱筆)第二条ニ挿入」

聯合村会ハ通常会臨時会ノ二類ニ別ツ。其ノ定期ニ開クヲ通常会トシ、臨時ニ開クヲ臨時会トス。

但、臨時会ハ其特ニ要ス事件ノミヲ議ス。

「(朱筆)第十四条換ヘ第十五条」

通常聯合村会ハ毎年壱度何月之ヲ開キ、其日数ハ何日以内トス。開閉ハ戸長ヨリ之ヲ達ス。

但、戸長ハ本会ノ議ヲ取リ其日限ヲ伸ブルヲ得。

（御宿　湯山芝健氏所蔵）

108　生徒試験日割

（一八七五）明治8・9・4

（前略）

各小学校生徒試験日割左ニ

本月六日　佐野村　誠求舎　公文名村　甘静舎
甘静舎教員生徒御引達、誠求舎ヱ御出張試験御請可有之候也。

本月七日　茶畑村　潤身館　伊豆島田村　洗舊舎

洗舊舎教員生徒御引達、潤身館ヱ御出張試験御請可有之候也。

一当日正副戸長・幹事試補・結社衆中都テ八時揃御立会可被成候事。

右御達ニ及候。各被得其意此廻達至急御順達留リヨリ御返却可有之候也。

明治八年九月四日　学区取締　印

右四校

教員
正副戸長
幹事試補　御中
結社

追テ甘静舎ノ儀、今春試験御請被成候事と心得申候間、今般試検御請可被成旨申進候得共、初度ノ試験ニテハ県官御立会ニ付此度ノ試験ニ御不入候間、否至急半七郎方ニ御申出可被成候也。

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「小学校願伺届及ビ各校ヱ布達控帳」）

109　**生徒小試験表**　（一八七五）**明治8・12**

八年十二月生徒小試験表

第十八番誠求舎

一第五級　内　男五人　女弐人
一第六級　男六人
一第七級　内　男八人　女三人
一第八級　内　男八人　女八人
一小試験ノ不進者内　男八人　女拾壱人
総計五拾九人　内　男三十五人　女弐拾四人

右ノ通ニ相違無御座候也。

誠求舎

明治八年十二月

教員　勝又量平㊞
幹事試補　三好元精㊞
同　中村良吉㊞

学区取締

御中

八年十二月生徒小試験表

第十九番
第二十番　連区小学行餘舎

一第五級弐名　男
一第六級五名　内男四人　女壱人
一第七級六名　内男五人　女壱人
一第八級八名　内男四人　女四人
一小試験迄ニ不進ノ者拾七名内　男十四人　女三人
　総計三拾八名　内男廿九人　女九人

右ノ通相違無御座候也。

行餘舎

明治八年十二月十八日　教員　青島富五郎印
　幹事試補　西島政平印

学区取締御中

九年一月生徒小試験表

第弐拾弐番小学開昇舎

一第八級　男十一人
一小試験迄ニ不進ノ者十七人　内男十五人　女二人
　総計　弐拾八人

右ノ通相違無御候也。

開昇舎

明治九年二月廿四日　教員　村山知定
　幹事試補　真田長三郎㊞

学区取締御中

明治八年十月十一月分　生徒内試験表

第二十三番小学　求放舎

一第四級三名
一第五級五名
一第六級六名
一第七級八名　内男七人　女一人
一内試験迄ニ不進者十名　内男九人　女一人

総計三十二名　　内　男三十人
　　女二人

右ノ通相違無御座候也。

右求放舎

明治八年十一月卅日　　教員　持田　誓㊞
　　幹事試補　勝田宗次郎㊞

学区取締御中

明治八年十二月生徒内試験表

第二十四番小学　貫信舎

一第八級三十五名　　内　男　三十一人
　　女　四人

一内試験迄ニ不進者三十九名　　内　男　三十二人
　　女　七人

総計七十四名　　内　男　六十三人
　　女　十一人

右ノ通相違無御座候也。

右貫信舎

明治八年十二月　　教員　本多久尚㊞
　　幹事試補　松井謙治

学区取締中

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

110 「果物」についての児童答案　年月日不詳

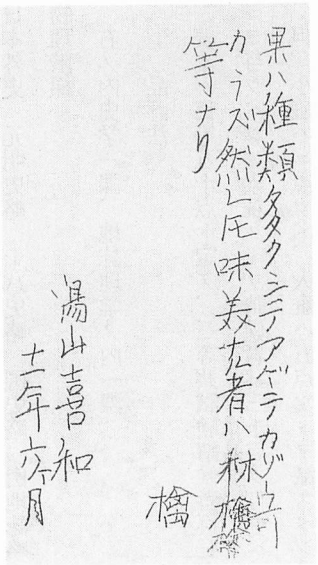

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

111　「稲」についての児童答案　　年月日不詳

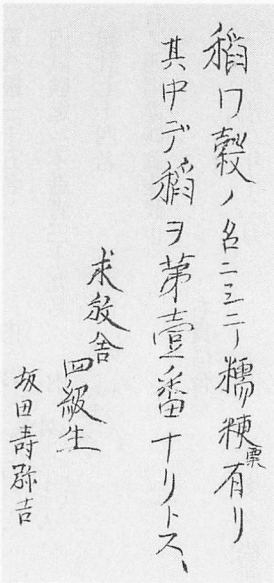
稲ハ穀ノ名ニシテ粳粳有リ
其中デ稲ヲ第壹番トリトス、
末筆舎
四級生
坂田寿弥吉

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

112　教育伝習課程とその品評　　年月日不詳

（前略）

書目ヲ分ケ三等トナシ毎等ニ書ヲ講セシムル事。

但、素読ヲ願フ者等外トス。

一等

資治通鑑　史記　漢書　八家文　博物新編

右ノ内史学一課、理学文章ノ内一課、地図・作文三体ノ内適意。

二等

易知録　文章軌範　理学摘要

右ノ内史学一課、理学文章ノ内一課、地図・作文右同断。

三等

日本外史　元明史略　十八史略　国史略　輿地誌略
物理階梯

右ノ内史学一課、地誌理学ノ内一課。

品評法

一読本ハ毎等五十点ト定メ、三等共試験請候者百五十点ヲ与フベシ。素読ノミヲ請候者ハ三十点ヲ与フベシ。

但、小疵ハニ点ツヽ、大疵ハ五点ツヽヲ減スベシ。

一算術ハ毎等十点ト定メ、十等全備ノモノハ百点ヲ与フベシ。

原案但書ヲ請候者ハ別ニ三十点或ハ五十点ヲ与フベシ。

一地図・作文ハ各二十点ヲ与フベシ。

一正課授業法ハ十等ニ分チ、満点百五十点ト定メ、一等下ルゴトニ五十点ヲ減スベシ。

品評等ヲ分ツ左ノ如シ。

一等　四百四十点ヨリ四百一点マデ
二等　四百点ヨリ三百五十点マテ
三等　三百五十点ヨリ三百一点マテ
四等　三百点ヨリ二百六十一点マテ
五等　二百六十点ヨリ二百二十一点マテ
六等　二百二十点ヨリ百八十一点マテ
七等　百八十点ヨリ百六十一点マテ
八等　百六十点ヨリ百四十一点マテ
九等　百四十点ヨリ百二十一点マテ
十等　百二十点ヨリ百点迄

以下落第

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「小学校願伺届及ビ各校エ布達控帳」）

113　師範学校開業式通達

（一八七五）
明治8・8・18

（前略）

来九月一日師範学校開業式被行候条、出校可有之候事。

一当朝午前第七時出校ノ事。

但、礼服着用ノ事。

一令参事并諸官員出校ノ事。

一該校教員適宜出校ノ事。

但、礼服着用ノ分ハ開業式陪席ノ事。

右之趣、該校教員エ可被相達候也。

明治八年八月十八日　　学務課印

尾江川知三殿

湯山半七郎殿

室伏小八郎殿

追テ湯山半七郎殿、室伏小八郎殿ハ兼務ニ付適宜出校ノ事。

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「小学校願伺届及ビ各校エ布達控帳」）

114　教員試験通達

（一八七五）
明治8・12・14

（前略）

明治九年一月下旬ヨリ師範学校教員派出為致、左ノ学校ニ於テ一般在校ノ教員訓導已下ヲ召集シ試験候条、自校相対ヲ以傭入授業イタシ居候者ト雖トモ、一校但任ノ者ハ試験候儀ト可相心得此旨予メ相達候事。

但、自今教員タランヲ願者ハ試験可致候条、其旨可申立候事。

試験箇所
沼津集成舎
吉原仰成舎
大宮町嶽麓洞

右ノ趣各校ェ可相達候也。

明治八年十二月四日　静岡県権令　大迫貞清

湯山半七郎殿

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「小学校願伺届及ビ各校ェ布達控帳」）

115　算術指導ノート　　年月日不詳

数目

一数目に三種有り。一を基数といひ、一を大数をいひ、一を小数といふ。基数ハ数乃因にて起る品にして、大数ハ数の重加するものにして其様は天地の大も究るゝ能はす。小数は其数一に満さるものにして、基極より目力もおよふ能はす。

基数

〇一二三四五六七八九十

大数

十百千万億兆京核(垓)秭穰澗正載

極

小数

分釐毫糸忽微繊沙塵検渺

洋字　0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

〇一二三四五六七八九

（後略）

（千福　横山正美氏所蔵「加減乗除」）

116　**正課伝習会開会通達**

（一八七六）
明治9・8・8

（前略）

本月四日及廻達候通リ、来ル十日ヨリ二十日迄十一日間御殿場村小学明理舎ニ於テ、松山若冲先生ヨリ三四五ノ三小区中各校教員方ヱ正課授業法伝習有之候間、右十日午前第十時揃御出席可有之候。為念再達ニ及候、此廻達校名下ニ被成御請印大至急順達、留ヨリ御返却可有之候也。追テ病気等不得止事情有之不参ノ御方ハ、其旨詳細拙者派出先御殿場村ヱ御申出可被成候事。

助教ノ儀ハ追テ教員ヨリ伝習被成御請候儀ニテ、今般出席ニ不及候。乍併授業ニ差支無之向ハ、分校教員方迄御都合次第適意ニ御出席可被成候事。

学区取締

湯山半七郎

明治九年八月八日

行餘舎　誠求舎　舊（洗舊）洗舎

潤身館　甘静舎　貫信舎

今里舎　開昇舎　求放舎

教員

右各校　幹事　御中

同試補

再申万々一教員病気ニ候ハヽ、助教ハ出席可有之候也。

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

117　**教員研修所規則議案ならびに教員　年月日不詳**
申合

研習所規則議案

第一条

研習所ハ一中学区内五ヶ所ト定メ、地形ノ便否道路遠近ニヨリ境界ヲ区分スル者トス。

第二条

日曜日ヲ研習日ト定メ、一研習所毎月日曜午前九時ニ始

メ午後三時ニ終ル。

第三条

研習時間ハ午前九時ヨリ十二時迄読書時間トシ、午後一時ヨリ二時迄ヲ算術時間トシ、二時ヨリ三時迄ヲ質問時間トス。

但、各員質問ナキ時ハ読書算術ノ内ヲ研究スヘシ。

第四条

用書ハ本年六月ノ達書ニ依ルモノトシ、算術ハ平算一通ヲ研究スル事。

但、本文ノ書目及平算ニ熟達スル者ハ更ニ別会ヲ設ヘシ。

第五条

作文ハ毎月一次ト定メ前日曜日ニ研習所エ出題シ、後会迄ニ作文シ研習掛リエ差出スヘキ事。

但、出題教導説究理説等ヲ用フ。

第六条

毎研習所ニ各教員ノ内ヨリ会幹両名ヲ撰ヒ、諸事研習掛リト商議シ研習所事務ヲ周旋スル者トス。

但、撰挙ハ投票ヲ以テスヘシ。

右原案ニ決ス。

第七条

研習ハ徒ニ書ニ就キ講述スルノミナラス事蹟等詳明討論スヘシ。就中理学ノ如キハ其原由ヲ究メサレハ解スル事難シ故ニ図解等用キテ審論スルモノヲ良トス。

満場起立ニ付原案ニ決ス。

第八条

諸学術ノ研究ハ論ナク授業法教育上難問等都テ不分明ノ条件ハ、研習掛リ及各教員ニ可否ヲ問ヒ取捨ヲ定ムヘシ。

満場起立原案ニ決ス。

第九条

研習所ハ各教員疑決ヲ解ヘキ所ナレハ器械等備ヘ無ルヘカラス雖トモ、越暦器械排気鐘顕微鏡ノ如キハ微金ノ能ク弁スル処ニ非レハ、暫ク後日ニ附シ容易ニ購求シ得ヘキモノヲ左ニ掲ク。

地球儀　皇国暗射図　万国暗射図　寒暖計　磁石

槓杆　滑車

地図ハ書入ヲ用、本文ヱ参考書籍ヲ備。

第十条

前条費用ハ各小学校ヱ賦課スルモノトス。

原案ニ決ス。

第十一条

研修日ハ必ス出席アルヘシ。若シ止ヲ得サル事故、又ハ疾病等ニテ出席致シ難キハ教員ヨリ直ニ行状差出スヘシ。若無断欠席ノ者罰弐十銭。

原案ニ決ス。

教員申合

一　各校教員ハ互ニ交通シ彼ノ長ヲ採リ此ノ短ヲ補ヒ勉メテ授業ヲシテ善備ナラシムルハ勿論ナレトモ、各人間暇得サルト地形ノ隔絶トニヨリ、終ニ交通疎濶トナリ他校ノ景況ヲ知ラス授業上ニ於テ多少損失アルニ至ル。依テ此回更ニ条件ヲ設ル左ノ如シ。

第一条

一　地形ノ便否ヲ察シ小学四五校ヲ連結シ一区域トナシ、一区中ハ各人勉メテ屢相往来シ授業ノ方法学術ノ不審等商議討論シ、教授上ノ裨益アラシムヘキ事。

但、出欠表ヱ姓名記載見留印致スヘキ事。

第二条

一　研習所ニ於テ学術ヲ錬磨ストモ、一ケ月二三回ニ過サレハ其成功極メテ遠シ故ニ一区中申合セ一ケ月五六次ノ会ヲ設ケ、互ニ切磋シ疑難ノケ所ハ研習日又ハ巡回教師巡回ノ節質問アルヘシ。

但、本文ノ本意ハ昼夜ニ不拘授業ノ時間ヲ不妨様可致、且出席薄ヲ製シ毎月ノ終ニ当取締ノ検印ヲ請ケ事務所ニ差出スヘシ。

原案ニ決ス。

第三条

一　一区中ハ互ニ耳目ヲナシ、他校生徒タリトモ不都合ノ件見聞致ス時ハ速ニ該校教員ニ報告スヘシ。

原案ニ決ス。

第四条

一　教員ハ衆生徒ノ標準トナルモノナレハ自家身上ニ不品行アルマジキハ各教ノ熟知スル所ナレトモ、若懶惰（らいだ）ニシテ授業ヲ怠リ又ハ不品行ノ件アラハ、互ニ忠告シ再三ニ及ビ猶悛メサレハ其由取締エ申出スヘシ。原案ニ決ス。

長窪舎　映雪舎　循誘舎　温知館（研習所）　誠求舎
甘静舎　貫信舎　審問舎　行餘舎　今里舎
開昇舎
穆清舎（研習所）　柏木舎　湖頭舎　方正舎　弘需舎
明強舎　集成舎（研習所）　繹成舎　集貫舎　道生舎
共成舎　江浦舎　寛裕舎　連高舎　大平舎
泉学舎　惇章舎　大岡舎　映学舎　敬身舎
椎路舎、篤恭舎、三事舎、有楽館、弘需館
四五小区　明理舎研習

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

(2)　くらしの中の教育

118　入校につき静岡行日記

明治8・6・11（一八七五）

（表紙）
入校ニ付
静岡行　日記

明治八年亥六月十一日出立
大一第区三小区
駿東郡石脇村
大庭弥四郎
同　唯吉造ル（ママ）

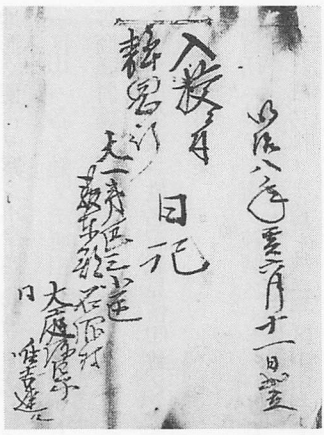

記

六月十一日十一時頃
一　五銭六厘
同日
一四拾弐銭
同日
一壱銭六厘
同日
一壱銭八厘
同日
一弐拾弐銭
同日
一五銭六厘
同日
一壱銭
同日
一五拾弐銭也
同日
一五厘
同日
一四銭也

〆六月十一日　暮過ニ袋やへ附

沼津出口ニテ
中喰両人
藤川殿両人掛リ
両人小遣イ
川両人分
蒲原ヨリ倉沢迄
両人分
由比ニ而両人
中飯料
両人分
倉沢茶氏
倉沢ヨリ
静岡迄両人分
小吉田茶代
両人分
大急キニ付
増両人分

（中略）

十二日
一百三十文
同日
一弐百文
同日
一四拾三銭七厘五毛
同日
一弐拾壱銭五厘
同日
一五銭五厘
同日
一壱銭弐厘
同日
一拾六銭

〆

半紙壱
かミゆひ
上帯
七尺代
紺足袋
壱足
手拭一
半紙壱
下太おとも
壱足

六月十三日
同日
一三百廿文
同日
一六百廿五文
同日
一四百七十八文

〆

同よふニテ休日
扇子
印代
両人
小遣イ

十四日
一七百文　ふろ敷小一
同日
一壱貫四百文　同断　壱
同日
一四貫弐百五十文　かミ入
同日
一壱分ト三百文　机　壱
同日
一壱貫文　硯　壱
同日
一壱貫弐百八十文　墨筆代
同日
一弐貫八百七十五文　半紙十五状
同日
一三分三朱ト三百廿五文　懐中硯箱一
〃　外筆墨共

十五日
一金壱分ト四百五十文　袋や酒肴代　三ッ割
伏見村
御殿場村
石脇村　壱ツ分

十五日
一同壱円弐分ト壱貫四百文（ママ）　袋や旅籠払
両人分十四日夕迄
弥四郎廿五朝昼

同日
一弐貫文　〃弐拾弐分也
同日
一弐貫文　同断茶代
出入五日分両人
一金三円也　下男女中
内壱円也　六人分祝儀
同弐拾八銭七厘五毛　唯吉ニ渡ス
二口〃壱円廿八銭七厘五毛　御殿場弥太郎へ貸
同人ニ貸
野木弥太郎殿ヨリ
唯吉方へ可受取約束也
同日
一九銭八厘　下駄おとも
〃　壱足

六月十五日　昼ヨリ
静岡出立

十五日
一拾銭　静岡ヨリ
同日　江尻迄壱人分
一弐銭　増シ急ニ付

同日
一八厘

十五日　壱時頃両立江尻泊

一　壱貫五百文　茶代かし代

十六日朝
一　壱貫文　大ひさしや
旅籠

同日
一　壱銭二厘　江尻ヨリ
倉沢迄壱人分

同日
一　壱銭五厘　川

同日
一　壱銭一厘　倉沢小遣イ

同日
一　三厘　藤川

同日
一　四銭五厘　小遣

同日
一　拾銭　折嶋昼中喰

同日
一　弐銭五厘　元吉原ヨリ
沼津迄壱人分

同日
一　壱銭　原宿休ニ付

沼津出五時頃

（石脇　大庭和彦氏所蔵）

119　夜学授諸記

（一八七五）明治8・12・19

（表紙）

明治八亥年十二月十九日

夜学授諸記

世話方

役方所替記

亥十二月九日
一金三十九銭五厘　半紙
五十状代

一　同五銭也　板敷針
四束代

一　もち米五升此代　開授の節
赤飯米

一　金壱円九十八銭　筆墨代
買入分
五郎受渡

一　同弐銭也　針代

一 松六分板　中野より
三十六枚　借入
此内三板ハ火鉢ニいたし候

一 金四十銭　開授の節
御酒代

一 同七銭也　炭壱俵代

一　石油代

〃 十二月廿六日 金五拾銭也　みしく先生礼

横山取替

十二月廿日
一 白米四升　開授の節

一 小豆弐升　赤飯入用

役方より入米共都合壱斗一升入

廿一日
一 金壱円六十九銭五厘　入門読本
一二
三十五冊代

美の紙一
倉半紙の代

一 金拾八銭七厘

但し

入門代六百六十文うり
読本一三百四十文うり
同　二五百文うり
手本美の紙代百廿文ツヽ
倉半紙之の百五十文ツヽ

諸入費記

十二月十九日
大工安平　一日頼

同廿日
同断　同

〃 二日　此賃金廿五銭　役方より払

十二月廿日
一 直右衛門　寅蔵内
夜学開の節手伝ニ頼

十二月廿日
一 金弐銭四厘也　夜学所
帳紙ニ遣ス

一 同壱銭弐厘　張出し認の
節差置遣ス

廿三日
一 同五厘　附木代

廿五日
一百文筆壱本
一月三日
一半紙壱状（帖）
一月五日
一金拾七銭参厘
一月十三日
一金六銭也
一同三十七銭五厘
一月十七日
一三拾七銭五厘
前エ出ス
同廿日
一壱銭五厘
二月二日
一金十五銭也
二月十日
一舶来ホヤ
二月二日
一金弐銭也
（後略）

入用
石油
壱升
買入
金□□（判読不能）
買入代
ランふ
壱ツ代
横山取立
半紙
五拾状代（帖）
火箸代
石油壱升
買入代
価九銭五厘
□□（判読不能）生徒
エ菓子遣ス

（千福　横山正美氏所蔵）

120　棄児養育米伺

（一八七六）
明治9・3・2

棄児養育米御伺

第壱大区三小区
駿東郡伊豆嶋田村
農　水口由蔵養育
棄児慶志

右ハ昨八年五月六日、棄児有之候ニ付御届済養育罷在候所、同年十月十二日病死仕、即日御届仕候。然る所、今般養育米御下ヶ渡可相成旨御達奉拝承候。右ハ存生中御渡残米ニ御座候哉、此段奉伺候也。

右村
水口由蔵㊞
副戸長
水口定八㊞

明治九年三月二日

静岡県権令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

121　**一六会より夜学が必要**　（一八八一）明治14・3・5

○駿東郡上ヶ田村の柏木新七郎氏は学務委員の肩書を有する程ありて、一六会を恐れ村の若者を招集し夜学を授けられ、折々修身談等を演説せらるゝ由。又同村勝又庄三郎の五男茂作氏も数名若者共を招集し夜学を開らかれ、時々函右日報等を読聞せ世間の風を諭す由。他の若者共も一六会はやめて入学ありたし。

（函右日報）

122　**学校より屋台が必要**　（一八八一）明治14・9・21

○駿東郡の佐野村は旧三小区中にての貧村なるが、昨今学務委員及有志者の尽力にて学校を建築せしかば村内の若者等は大に不平にて学校よりは屋台の方が大切なり、学校は寺にても明家にても済なり、屋台が無くては祭礼の節、太鼓やら笛やらに差支るなり、依て学校を建たる上は是非旧暦八月五日頃に屋台を作らねば学校好の家を打潰すなんど云居る由。中にはいゝ年をして屋台の周旋をするお利口もありと、夫れに引きかへ昨年迄は芝居にて度ゝ新聞に出し公文名村の若者は、今では休日并に夜分抔は集りて俳諧をなし無双楽みとする由。又御宿村深良村等にては近日若者の夜学校を開くとの周旋中なりと、同じお利口連でも自から段格ある物かな。

（函右日報）

123　**近藤塾入塾志願**　（一八八一）明治14・5・21

（前略）

一去ル拾六日出京致居候、父并熊雄義、本日夕刻帰宅致候ニ付参リ候処、発足より大山・江嶋・鎌倉・横須賀・横浜等巡廻シテ四日目ニ東京ニ到着致、馬喰町ニ止宿致、二泊候処、余リ粗ゝニ候間出立致、芝公園内芝居町植木屋方ヱ止宿致居二泊致、熊雄義近藤塾ヱ入塾被致度ニ付申込候処、近藤焼失致候ニ付、当時入塾坐折相成候ニ付、通学相願、当分ノ内植木屋方ヲ止宿

ニ相頼、壱昼夜賄料ハ祝義ヲ引、取究メ悉皆依頼ノ上、都合在京中四日間ニテ帰宅相成、帰路二日ニテ帰宅候。入塾願書引請ノ義ハ長浜村みわ親戚、浅草茅町壱町目三澤方依頼上悉皆同家ェ依頼ノ上帰宅致候趣、近藤入塾願書束脩料并塾費等左ニ記ス。

近藤塾入塾願書左ニ

記

静岡県下駿河国駿東郡千福村拾七番地
東京府芝区柴井町拾七番地寄宿
静岡県平民横山瑞平次男
横山熊雄
元治元年十月出生
本年五月十六年八ヶ月

右ノ者今般通学御頼申上候ニ付テハ、御塾則違犯不致候様申聞候、且本人身上ノ儀ハ都テ引請可申候也。

明治十四年五月廿一日　東京府下浅草区茅町壱町目八番地
三澤洋次郎印

攻玉塾々監局御中

右入塾ノ節入費払

一金三円　束脩料
一白扇　壱対
一金壱円　塾費　毎月同様
一金拾二銭五厘　塾僕給料　但今度□□(判読不能)

芝公園ノ内
近藤真琴
右塾応接掛り
松本廉四郎
藤岡銑次郎

右ノ通り

（後略）

（千福　横山正美氏所蔵「諸日誌」）

124　寺小屋教材初学法帖数種

（一八八三）明治16・12・1

（表紙）

明治十六年癸未年陰暦十二月一日

初学法帖数種　全

深良切窪油屋

一之瀬庫次郎

小年易老学難成
一寸光陰不可軽
いそけ人　老はこころの
いつれの　つきて
みちを　甲斐
学ふとも　なし

（中略）

伊呂波仁保遍登知利奴留遠和加与太礼曽川禰奈良武宇為
乃於久也末計不古江天安左幾由女美之恵比毛世寸
壱弐三四五六七八九拾百千万億石斗升合勺才〆目分厘匁
卜田畑反別町反畝歩山林原野芝地河原金銀銭圓丈尺寸分
籾餅玄米白米水車舂搗換大麦小麦粟黍蕎麦稗唐黍荏胡麻
菜種犬栢薪雑木俵駄

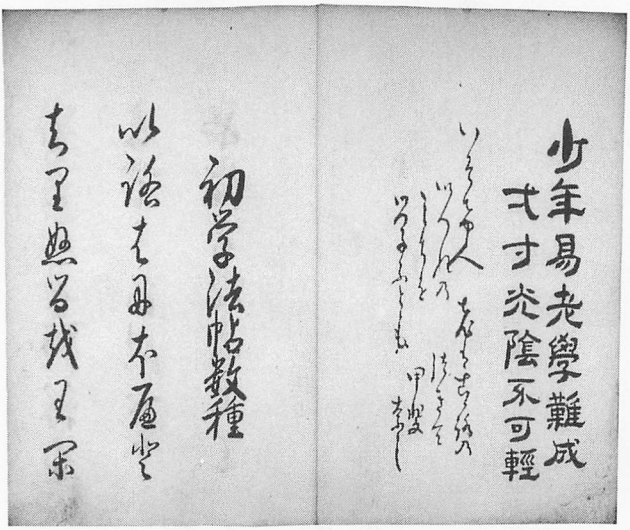

十干ハ甲乙丙丁戊己庚辛壬癸　十二支ハ子丑寅卯辰巳午
未申酉戌亥　年月日昼夜午前午後時刻方角東西南北　四
隅ハ艮巽坤乾

進物之表書ハ

御年玉　おんとし玉　御年賀　御歳暮
御歳末　志ん上　松れ葉　呈上　鹿品
御忝宮見舞　御留守見舞　能御普請見舞
御家作見舞　上御病気見舞　能御入湯見舞　御祝儀

（後略）

（深良　一之瀬和雄氏所蔵）

第五節　在村の神道 Topics I

125　**神祭につき手踊願**　　明治6・3・27（一八七三）

神祭ニ付手踊願

駿東郡佐野村役人小前惣代共奉申上候

来ル四月七日

神武天皇御祭日ニ付村内氏神社内ニおゐて豊作祈年（ママ）のため神祭仕、同月四日より晴天三日之間手踊興行仕度、尤村役人共見廻り都て、不取締之儀無之様可仕候間何卒此段御聞済被成下置度奉願上候、以上。

駿東郡佐野村

小前村役人惣代副戸長　久保庄三郎㊞

戸長　杉山角平㊞

明治六年三月廿七日

静岡県参事　南部廣矛殿

静岡県権参事　長沢常山殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

126　**神喪祭願書**　　明治7・10・23（一八七四）

喪祭之儀ニ付願書

第壱大区三小区

駿東郡久根村

勝亦弥平治

勝亦多義

勝亦嘉六

勝亦彦市郎

勝亦倉蔵

勝亦久吉

勝亦熊吉

勝亦久平

原源蔵

原　亀吉
原　熊吉
原　長平
原　甚蔵
神戸定吉
勝亦長次郎
勝亦富蔵
浅野清蔵
神戸繁蔵
窪田佐次郎
窪田素遠
渡邊忠七
河内勝蔵
市野とら
市野久作
勝亦徳蔵
市野のふ

市野佐七
神戸佐吉
長谷川安蔵
長谷川世起
市野半平
市野文五郎
市野市太郎
勝亦弥三郎
室伏弥四郎
室伏専太郎
室伏孫七
室伏長蔵

私共儀従先祖神道崇敬致居候ニ付、年来神喪祭懇望ニ罷在候処、御維新ノ間復古ノ、御改体ニ付於喪祭ニモ人民ノ信仰ニ任セ宗旨変転仕候儀、御免許被為在候旨難有奉拝承候、依テハ私共談(ママ)家自今神喪祭ニ改正仕度候此段早々。

御聞届被成下奉願候也。

右

前顕ノ通連印

明治七年十月廿三日

副戸長　勝亦弥平治㊞外ニ三拾七人

戸長　芹澤伊三郎

県
印

「願之趣聞届候事」（朱筆）

静岡県権令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

127　神武天皇遥拝所設置願書

（一八七四）明治7・2・9

神武天皇遥拝所ノ儀ニ付願書

第一大区三小区

駿東郡石脇村ノ内字滝上　同郡同村

六十七番

一林反別壱畝廿歩　持主　勝又繁作

右ノ場所清浄ノ要地ニテ東西ニ流水有之巌石聳、近辺無双之勝景ニ付、当三小区村々一同敬神ヲ以　神武天皇遥拝所ニ仕度則麁絵図相添奉差上候、尤持主同意納得ニ御座候間地租ノ儀ハ御規則ニ随ヒ年々無滞御上納可仕候、此段以書付御届奉申上候也。

第一大区三小区

石脇村副戸長　大庭慎平㊞

同三小区村々惣代

佐野村

戸長　岩崎佐十郎㊞

御宿村

戸長　湯山平次郎㊞

湯山半七郎㊞

明治七年二月九日

静岡県権令・大迫貞清殿

「願之趣聞届候事」（朱筆）

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

128　教導職湯山半七郎　顕幽分界説教　明治7・4・16（一八七四）

（表紙）

明治七甲戌年四月十六日平松新田秋田服部氏ニテ講説

四月廿六日

又須山天嶽重テ講説

顕幽分界説教講録

三ノ小区御宿村

湯山忠匡

神典ニ曰、高皇産霊神勅大己貴神曰、夫汝所治之現事宜是吾皇孫治之汝則可以治神事、於是大己貴神報曰、吾所治顕露事ハ皇孫当治吾将退治幽冥事、偖此文面ヲ謹テ案スルニコノ高皇産霊神ノ御申ナサレシ事ヲ篤ト考ヘテ見マスルニ、現事ト顕露トハ同シ義ニテ、天下人民ヲ治ル今日ノ天子様ノ御政事ヲ執行ヒ給フ事テゴザル。又神事幽事トハ同シ義テ、目ニモ見ヘス聞ヘモセス鬼神ヲ統ヘ治メ、人ノ霊鬼ヲ賞罰スル幽リ事ト申テ神ノ道ヲ治メ給フ、所謂縁結ビト申テ人ノ夫婦トナルノ始メ神ノ御定メ有テ、後二人ヲシテ媒妁ヲ立婚姻致スノデゴザル彼様（カヤウ）ノ目ニ見ヘヌ儀ヲ幽冥トモ幽リ事トモ申テゴザル。此目ニ見ヘヌ幽冥ト申ハ天地万物世界中ノ人禽獣魚虫草木世ノ中ニ有ト在モノ都テ産霊ノ神ノ御霊魂ニヨリテ生出シモノニゴザル。中ニモ人ハ万物ノ長ニシテ神ノ御心ヲ請継キ、子々孫々父母ノ血気ヲ請テ追々倍殖致シ数千万人ト数ヘ上ル程ニ人員ノ殖タノテゴザル。偖人々自然ノ生質カ有テ善人モアリ悪人モアリ、此悪人ノ生レ質ノ癖ト云病ハドウモ療治ノ六ヶ鋪モノデ、高名ノ医師ノ手ニモ及ハヌ程ノ事テゴザル。此自然ノ生質ト申起原ハ其父母ノ平常ノ心掛ニ有事デ、官員農工商各其職ヲ守リ君ニ忠義ヲ尽シ親ニ孝ヲ尽シ朋友ニ厚ク交リ、家内睦鋪家政ニ勉励イタシ分テモ妻ノ懐妊ノ時ハ夫婦諸トモ日頃ニ増シテ善事ヲ積善キ事ヲ行ヒ神気ヲ穏ニ保チ、皇産霊神大国主

神産出神ヲ始メ神々ハ申ニヲヨバズ、家ノ祖先ノ御霊魂ニ向ヒ能霊魂ヲ授ケ給ヘト朝夕真心ヲ以テ拝礼到セバ神慮ニ叶ヒ自ラ忠孝篤実才智ノ過(ママ)レタル子ガ生レルニ相違ナヒ事テ有マス。是ニ反シテ悪事悪業ヲ常ノ事ト思ヒ人ヲ欺キ虚ヲ云迷惑ヲ掛ケ誣タル事等云、或ハ大酒ヲ好ミ又夫程迄ニナシトモ日頃心懸ケ宜シカラス、懐妊中少シノ事ニモ立腹イタシヤ、モスルト其(ソコ)有合ウ火箸或ハ杓子等ヲ以妻ヲ打擲シ、妻モ又利ヌ気ニ成夫ニ雑言申掛ケ、或時ハ余所ノ人ト何ゾ物言致スカ気ニ入ヌ事デモ有ト彼ノ怒リヲウツスト申如ク、罪咎モナキ妻ニ当リ悪口雑言有合ウ鍋釜瀬戸物等ヲ投出シ家ノ損失ニ成ノモ、観(顧カ)サル人ノ所ニ生出ル子ハ自然ト悪鬼ノ霊魂ヲ請テ、悪人又ハ愚鈍者ニ相違ナヒテゴザル。是ハ幽冥ノ事ヲ御政事ナサレル大国主神ノ御所業(シシワザ)ニ依テ人ノ見聞ノナラヌ事デゴザル。偖成人ニ及ンデ智恵モ悪心モ愚者モ追々ト顕レ此愚者ト悪心モノトハ人ノ嫌ウ処ニシテ、愚者ハ読書算ヲ教ヘ何デモ壱人前ノ智恵ヲツケント致シ、悪意ノ有人ハ其悪ヲタメキタヒ折々説篤(ママ)教訓致シ、先少シ宛曲リヲ直スト雖ドモ生レ質ノ癖ハ一旦直ツタ様デモ又元ノ癖ガ出テ清々ト直リ兼ル者デ有故、ナンデモ日頃善事善行ヲ心掛ケ家業ニ丹精致シテ忠孝篤実才智ノ過レタル子ヲ設ント心掛ケネバナラヌテゴザル。前ニモ申タ通リ此世ノ中ノ今日ノ事ハ天子様御政事遊バサレル顕界ト云テ、目ニ見ヘ耳ニ聞ユル丈ノ孝子奇特ノ人ニハ賞誉ヲ与ヘ、又悪事ヲスル者ハ其悪事ヲスル者ハ其悪事ニ応シテ夫々ノ罪科ニ行ヒ給フ事デゴザル。目ニ見ヘズ耳ニ聞ヘヌ幽冥ノ事ト申ハ大国主神、又国々津々浦々在々ニ鎮座スル処ノ産出神氏神様等ノ所々ノ幽政ヲ分掌シテ氏子ノ善悪ヲ御政事ナサレルノデゴザル。其御政事遊バサレル原ノ起リト申ハ皇産霊神様ヨリ大国主神様ヘ御申付ケニ成タノデ有マス。則神世ノ時御定メ在セラレタル儀デ此世ノ有ン限リ幾万々世モ顕界幽界二ツニ分レテ御政事カ有デゴザル。夫故ニ人ハ知ルマジト思テ小盗シヲイタシ陰ニ人ノ妻女ヲ犯ス等都テノ悪事ヲスルノヲ彼ノ神様ノ高ヒ処テ見テ

御座ル故、自然ト顕レテ夫ケ御所置ヲ蒙ル事デゴザルニ依テ、島渡其法律ト申御所置ヲ一二ケ条申マシヤウ人ノ妻ト相対ヲ以テ蜜夫スレバ、男女トモ懲役一年又強テ淫スレハ女ハ座セズ男ハ懲役壱年半又金銭ヲ取立之ニ夫婦馴合ヒテ蜜夫イタサセタノハ夫婦トモ三年ノ懲役、蜜夫も懲役テゴザルサテ又暗ノ夜半ニ途中テ行逢タ旅人ヲ殺シ金銭ヲ取、死骸ヲ谷底カ川ヘ投捨テ仕舞タノハ、見ル人モ聞人モナキ故知レソウモナヒモノテ有マスガ、何時カ顕レテ捕縛ト成、終ニ重キ斬罪ト相成ノデゴザル。是カ則幽冥ノ事ヲ御政事ナサレル神様ノ見テゴサル故ニ顕レルノデ有マス。

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

129　教導職湯山半七郎　文明開化説教　（一八七四）明治7・5・6

（表紙）

明治七甲戌年五月六日茶畑村瀧頭勝又茂十郎殿宅ニテ講説

文明開化説教

教導職
湯山半七郎
忠匡

（前略）

宇内万国ノ古今史伝何レノ世ニカ何レノ国ニカ我大日本ノ国体ニ近似タル者ナク、是則外国人ノ我ガ皇国ヲ讃美（ホメテ）シテ帝国中ノ真帝国ト為ス所以ニシテ、実ニ霊妙不レ側（測）ノ神国（カ）テゴザルニ依テ、銘々今日ノ御政体文明開化ト沿リ革ル我カ大日本国ノ尊キ難有事ヲ知ラネハナラヌ事テ有マス。先其尊キ国体ヲ知ルニハ学文カ先魁テゴザルカラ、天朝ニ於テ学校設立ノ厚キ御世話カ有テゴザル。此読書ノ徳ト申ハ和漢西洋万国古今ノ治乱興廃ヲ知リ、人

情ヲ知リ都テ人々生活ヲ立ル基本テ有故、何テモ幼年ノ者ニハ男女共学校ニ出シテ学文ヲ教ユルカ今日ノ急務テゴザル。偖両三年前迄ハ漢字ヲ始メ夫ヨリ西洋学書等計リ読テ我カ日本学ヲ読ヌ故ニ、所謂公事出入等ノ一方計リノ申口ヲ聞テ是ト(ぜ)致シタ如ク、ヤヽトモスルト誤解ト言テ外国ヲ尊ミ已ニカ生レ出タル元ヲ忘レ祖先ノ神々様ヲ無カ如クニ申ナシ。本朝ヲ賤シメ度外ニ置ント解ナシタル者モ他国ニハマヽ有マシタ由ニ承リマシタカ、今日ニ至リテハ文明ト言テ第一番ニ実学ト申、早ク道々ヲ弁ヘル読モノ為レ致、皇国学ヨリ道ニ入マスル事ニ成タ故、人皆御国ハ万国ニ過(ママ)レテ古キ神国ナル国体ノ尊キ難有事ヲ覚ヘ知ツテ、夫ヨリ漢学西洋学ニ入マスル故敬神愛国ノ旨ヲ体認シテ居リマスルカラ、必ス国体ヲ辱メ度外ニヲトス様ナ不義ヲ申述ル人ハ無ク、文明ノ時ニ近々ト相成タノハ全天朝ノ厚キ難有御世話ニ依テ、銘々我カ遠ツ祖ハ皆神様ジヤト言元ヲ知ル事ニ成タノテ有マス。実ニ難有御趣意テ有マス。此元ヲ知ルト申ハ何ニ付テモ当全(ママ)テ、日本人ハ日本ノ神国ナル尊キ元ヲ知リ、清国人ハ清国ノ元ヲ知リ、西洋各国ノ人ハ其国々ノ元ヲ知カ宜ヒテゴザル。

（中略）

偖我カ皇国ノ天子様ハ万代不易神孫ノ天子様已ニハ其枝葉ニテ、則神ノ御末ノ人テ其遠ツ御先祖様ハ皆神様テ有、御正統ノ天子様ハ我カ君我レハ臣ジヤト言事ヲ、寝テモ覚テモ三度ノ食事ノ箸ノ上ケ下シニモ簡(ママ)ニ忘レヌ様ニ心掛ケ、元ヲ知ルヲ文明ト申者テゴザル故、各々拙者廿日夜文明ノ城(ママ)ニ進歩至ス様ニ心掛ケネハナラヌテ事テゴザル。偖開化ト申ハ我皇国ノ古ヨリ御定則ノ異事良法ハ取レ之、又御定則ノ法ト雖トモ不良ハ捨レ之漢語ニモ執リレ古ノ道ヲ以テ御スレ今ノ有ヲ温テレ故而知リ新ヲト申説ノ如ク時世ノ沿革ニ随テ西洋各国ノ良法良教相較(比脱カ)シテ、御政事ヲ立ルハ古代ノ天子崇(スウ)神天皇応神天皇仁徳天皇天智天皇其外ノ天子様ニモ時世ニシタカツテ御政事ヲ御立遊ハサレタ事テゴザル故西洋各国ノ良法良教ヲ取得テ我

カ日本ノ御政事ニ行ハセラルヽハ補翼致シテ実ニ公平正大ノ論ヨリ出タル事テ、聊モ擬議ヲ容ルヘキニ非ス。然ルヲ事ニ寄ルト何モカモ異国ノ風俗ニ成テ仕舞ニハ異国ニ属スル等ト説ヲ立ル族モ有マスカノ由テゴザルカ、中ニ左様ナ気遣ヒハ有マセヌ、唯時世ノ沿革致ス迄ノ儀テゴザル。又軍艦大炮小銃電信機蒸気車真写等都テノ機械ヲ我カ国ニ採用ヒ、又日本国ノ良法良教ヲ西洋各国ニモ伝ヘ広メ、則西洋各国ニモ我カ日本国ノ政事向ヲ取交テ政事ヲ立ルト申事ヲ聞及ンテヲリマス。是人利ヲ同一ニ尽力致シテ、貿易ヲ盛ニスルノヲ開化ト申テゴザル。又農家ハ農家ノ道ヲ守リ良種ヲ撰ミ良肥シヲ考ヘ農事ノ機械ヲ工風仕出シ植付ケ蒔付ケ取入時ノ時ヲ違ヘス、深ク耕シ厚ク耘リサヘスレハ米麦ヲ始メ諸作トモニ十分ニ実法(ママ)リ、租税ヲ滞リナク上納致シ妻子ヲ安穏ニ養ヒ人並ニ今日ノ生計カ立ニ相違ナヒ事テゴザル。又可成丈地味ノ宜キヲ計リ開墾ヲ守務ト心掛リ、時ニ応スル植茶其外地所ニ相応イタス物ヲ植付ケテ銘々丹精致サネハナラヌテゴザル。是カ則開化ト申者テ有マス。サテ租税ヲ上納スルノハ勿論ノ事テ有マスカ租ハ誰モ上納スルモノト心得、税ハ何ヤラ余分ノ納メ物ノ様ニ天朝ニハヤヽトモスルト税ニト言テ何カラ何迄モ残ル処ナク税ヲ取立テ何ニスルノカ知ラナヒカバカヽシキ事タ、下タ方ノ者ハ迚モ立行ヌ等前後モ弁ヘヌ儀ヲ申触ス人モ有間敷トモ申サレマセヌカ、是ハ大ナル間違テ有マス。此租税ハ往古ヨリ上納仕モノニ定ツテ四海万国皆上納相成事テ我カ大日本国計リテハゴザルヌ。殊ニ御一新以来新タニ御取立ニ相成タ訳テハナヒ。尤有税無税ト時世ニ寄リテ変革致シタ事モ有マスナレトモ、今始メテノ事テハ有マセヌ。此租税ヲ御取立有ラセラレテ天子様ノ御自ラ御入費ニ成ルテハ有マセヌ、御政事向ノ御入用軍艦御製造軍器ノ御製造、鉄道ヲ開キ、電信機ヲ張通シ、太政官ヲ始メ諸省諸県ノ官員方御給料軍用御備金等都テ国家ノ御入費ト相成並ニ旧政府ヲ始国主大名ノ負債金返済モ御手当テ等無量国民ノ御入用ト成テ、聊ニテモ無益ノ驕侈(キャウシ・ヲゴリ)ニハ遣ヒ捨ニ相成

儀テハ有マセヌ。此等之事ヲヨウ各々ニ弁ヘ居ラネハナラヌテゴザル。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

130　**教導職湯山半七郎　勧業説教**　（一八七四）**明治7・10・18**

（表紙）

明治七戌年十月十八日
勧業説
説教講録
訓導
湯山半七郎

（前略）

勤業トハ文字ノ通リ夫々ノ今日ノ業ヲ勤ムト言事デ父母先祖ヨリ禅リ受タル職業ヲハゲミ勤ムル事テゴザル。凡ソ此ノ天地ノ間ダニ一切万物人間ハ固ヨリ申スニ及ハズ、生トシ生ケル禽獣魚虫有リトアラユル草木金石ノ類情（コヽロ）アルモ情ナキモ悉皆其天賦ノ性質ガ有ツテ、ソレニテ事ヲナシ互ニ使ヒ使ハレ頼ミ頼マレテ、其ノ性質ヲ成就イタスハ是則勤業デ、上天子様ヨリ下庶人ニ至ル迄皆此勤業ノ功徳ニ因ツテ生活ヲ遂ケル事テゴザル。

（中略）

爰ニ恐レ多キ事ナカラ天子様ニハ百官百司華士族農工商凡テ億兆ノ枢軸（シンボウ）トナラセラレテ治メサセラルヽ神ナカラノ御勤業ガアラセラルヽ、此御勤業ト申スハ皇祖天神、則天ハ中主神言御産霊神神御産霊神ヲヨビ日ノ大神ノ御神勅ヲ受ケサセラレテ、伊勢両宮ヨリ始メ奉リ御代ニテ皇霊大中小ノ諸神又祈年祭新嘗祭其外ノ御祭典ヲ遊バサルヽ事デゴザル。是等ノ御勤メハ何ノ御タメゾ。

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

131　教導職湯山半七郎　学校奨励説教　明治8・5・17（一八七五）

（表紙）
明治八亥年五月十七日郷社ニテ講ス
学校
説教講録
権少講義
湯山半七郎

（前略）

儲万物ノ霊長タル人ト生レ出テハ自主自立ノ権ヲ立テネハナラヌ、其権ヲ立ルニハ学文致サネハナラヌ事テゴザルカ、去卯年以前迄旧幕府ノ国政ヲ数百年来御預リ被成テ権ハ何テモ武家テ取、百姓等ハ簀子掻ノ家ニ居住シテ一生農業ヲシテ年貢ヲ納サヘスレハ宜シヒ。商人ハ商法ニ身ヲ入レ御上ノ御用ヲ勤サヘスレハ宜ヒ。百姓商人等カ学文スルト結句御政事向ノ妨ニナルト申様ナ風カ有テ、兎角百姓商人ヲ禽獣ノ如クニ取扱ツタ者故ニ、頭ノ上カル時節ノ更ニ何ツタ事テゴザル。夫ト引替ツテ御一新以来自主自立ノ権ヲ御許可有テ智恵ヲ磨キ諸人ノ上ニ立人ガ有ハ、上ハ太政大臣始メ諸県ノ官員ニ御登用被為遊ル儀テゴザル。元ヨリノ百姓計リテハナヒ元穢多非人ニテモ同様御登用相成事テゴザル。依テ日本国中無残所学校所設立致シ、男女共子供ヲ学ニ就ケテ智恵ヲ磨キ開明ノ城（マヽ）ニ入ラシムル様ニトノ深キ御世話ノ有事テ、実ニ難有御世体ト申者テゴザル。当三小区モ各承知ノ通リ当所ヲ始メ所々ヘ学校取設ケ我人マシニ子供ヲ学校ニ出シ競テ学文算ヲ学バセル勢ヒニ成来リ。此時節ノ小児年又ハ生レ出ル子ノ実ニ能キ時ヲ得タ事テゴザル。乍併伝ヘ承ルニ世間ニハ御上テイクラ学校ノ御世話ヲシテ被下テモ困窮故中々学校ニ出ス処カ百姓ヲ致サネハ日々ノ活斗カ立ヌノ子守ヲ致サネハ少サナ子カ邪魔ニ成テ仕業出来ヌト言テ学文サセヌ者モ中ニハ有サウタカ、成程一時尤ノ噺テ有升カ此処ヲ猶一層深ク勘弁シテ見ルニ、生キト生（シ脱カ）ケルモノ禽獣ニ至マテ夫々生レ質キノ智恵カ備テ成長スルニ随ヒ相応ノ働ヲシテ活計ヲ立テ暑節も凌ク事テ、先鳥

渡並体之処ハ不足モナク見エマスルカ、万物ノ霊長タル人トシテ智恵ヲ磨カネハ生涯人ノ上ニ立事ハナラヌ歎息ナ儀テゴザル。

（中略）

天子様カ其人ヲ世上ノ宝ト見テ立派ナ官員ニ御登用被成下テ、国家ノ御用向ニ立チ多分ノ月給ヲ頂戴シテ其身ハ勿論父母妻子ニ至マテ安楽ニ世渡リヲスル事ニ成行故ニ、学文ハ申テ見ルト春ヨキ種ヲ蒔附ケ、油断ナク耕作致シ、秋ニ至リ十分ニ実法リタル穀物ヲ取入ルト同シ、利（理カ）テゴザルカラ其身今日困窮タリトモ、子ニ教ユル丈ケノ事ハ親カ丹誠シテ活計ヲ立テ通シ子ハ学校ニ出シテ学バシタヒ者テゴザル。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

132　邪蘇教防御誓文

（一八七五）明治8・11・17

邪蘇教防御誓紙連印

誓　文

凡国トシテ道ナキハ無ク教ナキハ無シ。其教タルヤ天作ノモノアリ、人作ノモノアリ。抑我皇国ノ道ト教ハ天神天祖ヨリ継承伝来スル処ニシテ、是則天作ノ大道神随之大教ニシテ万古換可ラサルモノナリ。故ニ往昔祭政（ママ）一致ニシテ、国家平安無為ニ治リシ事史伝ニ昭々タリ。而シテ中世儒仏ノ教法国家ニ蕃処スル事盛ナリト雖モ、国教ノ依然トシテ行ハルヽモノハ他ナシ。天作ノ大道大教ナルカ故ナリ。於是方今耶蘇ノ宗教我邦城ニ侵入セントスル事殆切迫セリ。彼宗教ナル者外国処蔓スト雖モ我国体ニ不協事言ヲ俟スシテ明ナリ。豈我大祖ヨリ奉戴スル処ノ鴻洪タル神徳皇恩ヲ忘却シ国体ヲ蔑視シ、自国固有ノ本教ヲ棄テ幣（ママ）害アル外国ノ教法ヲ仰クヘケン。是ヲ以テ各自素心ノ帰嚮スル処、協同シテ子々孫々ニ至迄、彼宗教ニハ必ス入ルヘカラサルノ旨趣ヲ固フセン為メ、郷村社ノ神前ニ於テ神酒ヲ汲テ誓約ス。若過ツテ彼宗門ニ関スル者於有之ハ各産土ノ大神ヲ始メ天地神冥ノ厳罰ヲ蒙ルヘキ者也。仍テ押印如件。

明治八年十一月十七日

於　村社八幡大神々前ニ　村中小前連印

右誓約ノタメ神官宮崎歓良殿出張。

（後略）

（久根　勝又重俊氏所蔵「御布告雑記」）

133　邪蘇教防止有志誓約書

（明治8カ）年月日不詳

邪蘇教予防有志之輩、村社神前ニおいて誓約致度候間、相村々左之日割通誓盟調印可致候間、本日暮六時印形持参ニテ左ニ記シ候神社ゑ一同参集致候様、小前銘々ゑ相触達シ可被下候、尤農事繁多ノ時節ニ付、夜分ニ致候間、一同参会之上一応説示ニ及銘々承諾ノ上、神前ゑ祝詞ヲ奏シ其後調印致候事故、時間後レニ相成候テハ差支候深更ニも相成候ニ付、正六時無相違相揃候様、無漏落御注意御触示シ可被下候、此段及御通達候也。

但シ本日夕刻ニ至リ雨天ニ候得ハ日送リ可致候事。

郷村社員外祠掌

十一月十二日夜　見目神社　麦塚村㊞

同十三日　シマタ　熊野神社　伊豆嶋田

元水窪村印

同　十四日　ヒラマツ　八幡神社　平松新田

二ツ屋新田

同　十五日　浅間神社　茶畑村㊞

同　十六日　八幡神社　佐野村

右村々

正副戸長御中

柏木滝十郎㊞

其節入用品物左之通

一神酒　是ハ一同頂戴致候義ニ付、村々戸数ニ応シ適宜ニ御用意
一洗米　霰洪分
一燈明
一薪　是ハ寒気ノ時節、且夜分ニも候故、庭火焼候事
一敷物　莚也蘆也四五人持合、一枚ツヽ可持出事
一盃　御神酒頂戴入用、数本適宜

右ノ品御用意可被下候、且前村名下へ認メ印ノ上、此書付拙宅迄御返却可有之候也。

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

134　修験者神仏混交改正につき延触　（一八七七）明治10・11・17

保証書

本年九月中富士郡村山村修験長谷川宣慶ナルモノ外弐名ヲシテ、金沢村浅間神社・千福村十二社神社ニ於テ護摩加持等、仏法執行為致神仏混交御改正ノ官令ニ抵触致候ニ附テハ、其後之職掌難相立廉ヲ以、県庁へ上申書差出候ニ付、私共両名静岡警察署へ御咄立ニ相成、事実書上可申様被仰渡依之口上書差出候処、先般本小区事務所差出候処、始末書ト齟齬致シ、不都合相生シ、到抵困難ノ事件ニモ立至可哉ト、深ク痛心仕候ニ付、保証人立入致貴殿ヨリ被差出所ノ上申書御願下ケ被成候処、談事ニ及、厚ク御該察ヲ以、御承諾有之候所存候、全体、私共不心得ニテ社内ニおゐて仏法修行為致御禁止ノ義、成説ヲ忘却致シ候テハ全ク粗漏ノ不存候処、御願下被成候故ハ、今後村社勿論、雑社等ニ於テモ何方ノ僧侶ニ不拘、仏法修行等不ヲ致、敬神専一ニ可心掛ケ候、為向後保証書如件。

明治十年十一月十七日

第壱大区三小区
駿河国駿東郡
千福村
村用係リ　横山源次郎

同大区同郡
金沢村

村用係リ　永田源七
同大区同小区同郡上ヶ田村
保証人　八木与祖市

（千福　横山正美氏所蔵）

135　谷干城、佐野原神社建碑に尽力

（一八八七）明治20・9・10

●谷子爵　が駿東郡佐野原神社建碑の事に付尽力されしことは予て本紙上に記載せしが、今般東海道を陸路帰省さるゝに付、去る十日三島宿に休憩されし際態々腕車を命し家令一名を従へ佐野原神社へ参詣され、石碑及び境内等を一覧されしが、同社の傍側に東海道鉄道の停車場を設置さる標杭あるを見られ其の位置の好都合なるを賞され、神社へは神撰料として金若干を寄附されたりと。又帰路には服部大八氏の家を訪はれ、同氏の建碑に尽力せしを賞美され暫時休憩の上三島宿の世古六太夫方へ帰られ同家へ一泊されたりといふ。又同子爵を迎へて懇親宴会を当地に開くことは屢々記載せしが、浜松の有志者も去る十日同宿肴町の鯛めし楼に集会して其の招待方法等を協議し、当岡の有志者に電報を発し同子爵へ照会等の事を依頼せしが、協議も大略決定し会場の位置会員募集等夫れ〳〵手配し、昨今専ら奔走計画中なりといふ。其の有志者は沢田寧、川合一郎、多々良梅庵、沢田一郎、中山忠七、山本伊吉、三浦義礼、山下仁平、鈴木綱蔵等の諸氏なりといふ。又三州豊橋の有志者も遊佐発氏を総代として浜松の有志者へ書を寄せ、同子爵の懇親会へ臨席の事を依頼し来りたる由。

（静岡大務新聞）

136　佐野原神社建設上陳書

（一八七五）明治8・9・25

上陳書

誠恐誠惶百拝頓首、静岡県第壱大区三小区駿河国駿東郡平松新田副戸長服部大八謹テ奉言上候

御維新以来、大政隆興百般ノ美事頻々行ハレ僻陬辺土ノ小民迄無窮ノ（ママ）皇恩ニ浴シ、漸々開化ノ域ニ進歩シ、

皷腹扑躍活業罷在候、随テ小民大八謹テ奉拝承ニ報国殉難ノ士中古楠公ヲ始メ忠勲ノ臣忝モ神号勅許有セラレ、官国県社ニ御加列相成、加之近世忠死ノ輩又ハ国事ノ為ニ斃レ候輩迄、東京招魂社ニ御祭祀被為在候儀、無上ノ御制典ト難有奉感載候、爰ニ当平松新田儀ハ旧名佐野ノ原ト唱候原野ノ内ニテ、昔時建武ノ役叛賊足利尊氏追討トシテ節度使新田義貞朝臣東下ノ刻、脇谷義助朝臣竹ノ下口ヨリ進撃ノ節、不慮塩谷大友ノ徒反心賊ニ降リ飜テ王師ノ背ヲ乱射イタシ官軍之刀為ニ利アラズ、退軍ノ際左中将二条為冬朝臣其他ノ従士数名ト共ニ佐野ノ原ニ戦士ヲ遂玉イヌ、土人其忠節ヲ悲ミ遺骸ヲ埋メ墳墓ヲ築畢、事実口碑ニ伝リ塚数十三今猶存在致シ居、昔時ノ俤残リ罷在候、就中為冬朝臣墳墓ハ土人今ニ呼テ大将塚ト称シ、連年十二月十二日不怠私祭仕候、方今殉国ノ霊魂御賞祭ノ折柄独為冬朝、（ママ）聖恤ヲ蒙ラサル公ノ不幸ト里民共深ク奉歎息候、仰願ハクハ右事蹟御査点ノ上、更ニ社号御許可被成下自今郷村社ノ列ニ御加ヘ相成候様仕度、村民一同希望罷在候間、此段不顧忌憚奉言上候、誠惶誠恐頓首百拝。

静岡県第壱大区三小区
駿河国駿東郡平松新田
明治八年九月廿五日　服部大八㊞

古二条為冬卿社殿地云々書上

一社地　八畝八歩　但シ　服部大八所持地ニ有之候処、永ク社地ニ土地仕度候
一本社　間口梁間六尺　桁行五尺
一雨覆　間口梁間弐間　桁行九尺
一拝殿　間口梁間五間　桁行弐間三尺
一社殿建築費　金二百円也

右新規建築費用金之義ハ、服部大八始メ村方一同ニテ尽力仕候

一社殿修繕資本　金百円也

是ハ村中並其他有志之輩ニテ積立相備候也

右ハ建武ノ際、当地ニおゐて古二条中将為冬卿被遂戦死候亡霊祭祀神社号御免許奉願候処、右社殿並社地精図其他修繕資本金等詳細取調可差出旨御達拝見奉畏候、則前書ノ通リ有之候間、別紙麁絵図面相添奉差上候、仰願クハ至急御許可相成候様仕度候也。

第壱大区三小区
駿東郡平松新田
副戸長　服部大八㊞
戸長　水口傳平㊞

明治九年二月十三日

静岡県権令　大迫貞清殿

佐野原神社新規建築麁絵図　副区長

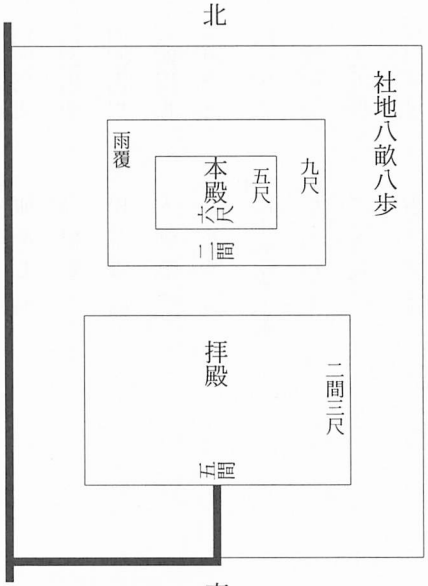

明治九年二月十三日　駿河国駿東郡
平松新田
副戸長
服部大八㊞

（朱筆）「書面上申ノ趣聞届候条、落成ノ上別紙雛形ニ昭準明細書可差出事

明治九年四月十八日㊞」

137　佐野原神社建設寄附御連名帳

（平松　佐野原神社所蔵）

（一八七六）明治9・5

（表紙）

明治九年五月
佐野原神社寄附御連名帳

平松新田
世話人

記

一金四円也　○湯山平治郎
一同四円也　○湯山半七郎
一同四円也　○岩崎佐十郎
一同四円也　○渡邊隼雄
一同四円也　久根○勝又弥平治
一同四円也　○水口傳平
一金四円也　○水口定八
一同四円也　ムキツカ○勝俣治三郎
一同四円也　○勝俣藤三郎
一同四円也　○柏木瀧十郎
一同四円也　○柏木甚蔵
一同四円也　○山本平七郎
一同四円也　○芹澤伊三郎
一同四円也　久根○勝又甚七
一金四円也　サノ○上杉藤三郎
一同四円也　トミサワ○服部要助
一同四円也　クモ名○高村新平
一同四円也　フカラ○松井謙治
一同四円也　石ハキ○大庭慎平
一同四円也　イツシマタ○土屋善八郎
一同四円也　村○冨士崎亀太郎
一同弐円也　サノ○杉山角平
一金弐円也　元水久保○渡邊甚平
一同弐円也　クネ○勝又平七
一同壱円也　サノ○杉山孫平

一同壱円也　二本松　鈴木儀三郎
是は顕旧講連名也。

一金壱円五拾銭　伊豆嶋田村
一同弐円七拾五銭　二本松新田
一同四円也　二ツ屋新田
一同弐拾五銭　茶　芹澤宇平
一同弐拾五銭　芹澤伊右衛門
一同弐拾五銭　政吉
一金弐拾五銭　笠間忠蔵
一金弐拾五銭　服部甚蔵
一同弐拾五銭　杉山和吉
一同弐拾五銭　勝又治三郎
一同弐拾五銭　橋木松一本（ムキツカ）　勝又藤三郎
一同弐拾五銭　飯塚忠蔵
一同弐拾五銭　高梨惣平
一同弐拾五銭　飯塚忠七

（欄外書入「是上人夫助人□之□」）
一華表木壱木　今里村　杉本喜十
一金弐拾五銭　麦塚村　石川要七

（欄外書入「人夫□□」）
一同五拾銭　三嶋宿　商人連
一同弐拾銭　大畑村　市川竹四郎

（欄外書入「神酒五升」）
一同拾銭　久根　勝又甚七
一同拾銭　金沢村　永田源七
一同弐拾銭　トミサワ　渡邊嘉平
一同拾銭　千福村　中野友蔵
一拾銭　伊豆嶋田村　水口定八
一弐拾五銭　耕月寺
一弐拾五銭　スサノ　三ツ石重右衛門
一五十銭　深良村　小林治平
一弐拾銭　上ケ田村　柏木新七郎
ナメリ　吉川保吉

一拾銭　麦塚　勝俣治三郎
一拾銭　岩波村　井ノ上太平
一壱円　伊豆佐野村中
一弐拾銭　大庭文吾郎（スサノ）
一廿銭　深良村　大庭庄平
一壱円　下土狩村　室伏収平
一拾銭　御宿村　真田嘉平
一十銭　勝又新平（スサノ）
一四銭　御宿　中川甚平
一十銭　上杉藤三郎（サノ）
一壱円　永井嘉六郎（ナメリ）
一壱円　一色村　上杉藤三郎
一大幟壱本　奈古屋村　渡辺嘉
一金壱円是は出費幟　同人
一大々鼓壱ツ但し五円五十銭位　安久村　杉山重右衛門
一神酒大樽壱ツ　湯山平治郎
　勝又弥平治
　岡田久三郎
　柏木瀧十郎
一神酒壱斗　岡田久三郎

（平松　佐野原神社所蔵）

138　富沢村愛鷹神社氏子帳

明治9・2・26（一八七六）

（表紙）

静岡県下第一大区三ノ小区
駿河国駿東郡富沢村鎮座
愛鷹社氏子帳

第壱大区三ノ小区駿東郡富沢村社

愛鷹社氏子
壱番平民
服部要七㊞
家族七人之内　男三人　女四人

弐番平民
渡辺長平㊞
家族六人之内　男弐人　女四人

三番平民
渡辺伊三郎㊞
家族六人之内　男二人
女四人

四番平民
服部彦次郎㊞
家族六人之内　男二人
女四人

五番平民
服部勝五郎㊞
家族弐人之内　男壱人
女壱人

六番平民
渡辺孫七㊞
家族五人之内　男壱人
女四人

七番平民
渡辺伊人㊞
家族四人之内　男二人
女二人

八番平民
渡辺平蔵㊞
家族四人之内　男二人
女二人

九番平民
田口忠七㊞
家族四人之内　男二人
女二人

十番平民
服部近蔵㊞
家族八人之内　男四人
女四人

十壱番平民
渡辺喜平㊞
家族三人之内　男壱人
女二人

十二番平民
服部久五郎㊞
家族七人之内　男五人
女二人

十三番平民
渡辺弥七㊞
家族四人之内　男二人
女二人

十四番平民
服部定七㊞
家族弐人男

十五番平民
服部助蔵㊞
家族六人之内 男壱人 女五人

十六番平民
服部新蔵㊞
家族六人之内 男二人 女四人

十七番平民
片山与平㊞
家族三人之内 男壱人 女二人

十八番平民
田口久蔵㊞
家族六人之内 男二人 女四人

十九番平民
服部清次郎㊞
家族五人之内 男壱人 女四人

二十番平民
西尾幸七㊞
家族六人之内 男壱人 女五人

二十壱番平民
渡辺太三郎㊞
家族七人之内 男二人 女五人

二十二番平民
渡辺沢平㊞
家族六人之内 男三人 女三人

二十三番平民
浅倉源七㊞
家族八人之内 男四人 女四人

二十四番平民
浅倉根蔵㊞
家族五人之内 男二人 女三人

二十五番平民
渡辺富蔵㊞
家族三人之内 男壱人 女二人

二十六番平民
渡辺又次郎㊞
家族四人之内　男二人 女二人

二十七番平民
水橋与市㊞
家族十人之内　男五人 女五人

二十八番平民
渡辺浅蔵㊞
家族二人之女内二人(マヽ)

二十九番平民
渡辺芳蔵㊞
家族八人之内　男五人 女三人

三十番平民
渡辺民蔵㊞
家族二人之女(マヽ)内二人

三十壱番平民
服部善吉㊞
家族六人之内　男三人 女三人

三十弐番平民
柏木国三郎㊞
家族弐人女(マヽ)

三十三番平民
渡辺作蔵㊞
家族二人之内　男壱人 女壱人

三十四番平民
柏木福蔵㊞
家族六人之内　男二人 女四人

三十五番平民
渡辺文五郎㊞
家族十人之内　男五人 女五人

三十六番平民
渡辺清蔵㊞
家族六人之内　男壱人 女五人

三十七番
渡辺要蔵㊞

家族四人之内　男二人
　　女二人
三十八番平民
　渡辺嘉平㊞
家族十弐人之内　男二人
　　女十人
右村
　副戸長
　渡辺嘉平㊞
（御宿　湯山芳健氏所蔵）

右之通相違無御候也。

明治九年二月廿六日

139　神道大社教教化決議書

（二八九〇）明治23・3

（表紙）

明治弐拾三年卯年三月

明治弐拾六年五月弐拾日　明治三拾三年五月弐拾日
補権中教正　補中教正

神道大社教達書其他控　権大講義
弐拾四年四月一日　大講義昇級　湯山半七郎
廿四年五月廿五日　権少教正昇級
弐拾四年八月十五日　小教正ニ昇級湯山半七郎

大社教ノ教旨ハ、永久変更スヘカラサルハ勿論ニシテ、益之ヲ講明拡張スヘシト雖トモ、時勢ニ推移スルニ応シテ、時弊ヲ矯正シ、建国以来ノ国風ヲ維持セサルヘカラス。故ニ現今ノ急勢ハ、国土経営ノ神業ニ神習ヒ、益富国ノ事業ヲ奨励シ、忠実ナル気風ヲ振起サセルヘカラサルナリ。仍テ別紙ノ主旨ヲ講明シ、教化ノ実効ヲ奏スル事最忽ニスヘカラス。

明治弐拾三年四月弐拾日　　大社教本院

決議書

第壱条　教義拡張ノ為メ巡教師ヲ置ク。

一　巡教師ハ常置・臨時ノ弐種トス。

二　巡教師ハ本院及東京出張所詰員又ハ地方教導職中ヨリ撰抜シテ之ヲ命ス。

三　巡教師巡回中ハ本院ヨリ日当ヲ以テ之ヲ給ス。

但特ニ招待スルモノハ此限ニアラス。

四　巡教師巡回中ノ止宿及人足費ハ巡教地方ニ於テ之ヲ負担ス。

但巡教師所在地ヨリ巡教地ニ至ルノ往復旅費及ヒ人足費ハ本院ヨリ之ヲ給ス。

第弐条　本院ハ左ノ項目ニ依リ毎年教導職ヨリ教資補助金ヲ徴集ス。

但協賛員ハ教導職ニ準シ義捐スル事ヲ得。

壱

正権大教正金三円　　正権中教正金弐円

正権少教正金壱円　　正権大講義金八拾銭

正権中講義金七拾銭　　正権少講義金六拾銭

正権訓導金四拾銭　　教導職試補金弐拾銭

弐　教資補助金ハ左ノ弐期ニ分ケテ徴収ス。

前期三月　　後期九月

三　教資補助金怠納者ハ左ノ項目ニ依テ処分ス。弐回以上怠納スル者ハ譴責、四回以上怠納スル者ハ解免ス。

第三条　教導職新補ノ者ハ束脩トシテ金五拾銭ヲ納ムヘシ。

第四条　教導職新補及昇級ノ者ハ其都度左ノ項目ニ依リ神饌料ヲ納ムヘシ。

正権大教正金三円以上　　正権中教正金弐円以上

正権少教正金壱円以上　　正権大講義金七拾銭以上

正権中講義五拾銭以上　　正権少講義金三拾銭以上

正権訓導金弐拾銭以上　　教導職試補適宜

右之通会議ニ於テ決議ス。

議長　権大教正　神代名臣

副同　中教正　　三上豊壽

主事職務規程及教資補助金徴集手続キ別冊之通リ相定候事。

明治弐拾三年八月　大社教管長　千家高愛

主事職務規程

第壱条　教務取締ノ為メ分院教会所未設ノ地方ニ限リ一郡又ハ一市ヲ以テ一区ト定メ毎区ニ正副主事ヲ置。

地方ノ情況ニヨリ弐郡或ハ三郡ヲ聯合シテ一区トスルモ妨ケナシ。此場合ニ於テハ双方協議ノ上本院ノ認可ヲ請ヘシ

第弐条　主事ハ一名トシ副主事ハ弐名ヲ置モ妨ケナシ。

第三条　正副主事ハ其区内教導職及ヒ協賛員ノ公撰ニヨリ管長之ヲ命ス。

正副主事ハ教導職ノ者ニ之ヲ命ス。

但地方ノ情況ニヨリ協賛員ヲシテ正副主事ノ事務ヲ扱ハスルモ妨ケナシ。

正副主事ノ任期ハ三年トス。

但再撰モ妨ケナシ。

第四条　正副主事ハ区内布教上ニ付利害得失ヲ視察シ其必要ト認メル件ハ直ニ具申又ハ教導職・協賛員ニ議リ建議スル事ヲ得。

第五条　正副主事ハ区内教導職及協賛員取締上ニ付本院ニ対シ其責ニ任ス。

第六条　正副主事ハ区内教導職ヲ監査シ職務上実功アルモノハ昇級又ハ褒賞ノ具状ヲナスヘシ。若不正ノ所置ヲナシ徳義ヲ破ルモノアルニ於テハ速ニ本院又ハ東京出張所ニ詳報スヘシ。

第七条　教導職・協賛員職務上ニ関スル願伺等ハ主事連署シ又ハ副申スヘシ。

第八条　正副主事ハ区内教導職・協賛員ヲ奨励シ少クモ毎月一回教義ヲ研究スヘシ。

第九条　正副主事ハ一国内或ハ一県内互ニ気縁ヲ通シ又ハ聯合会ヲ開ク等ノ手続キヲナシ教義上ノ利害得失ヲ議

シ、専布教ノ隆盛ヲ謀ルヘシ。

第拾条　正副主事ハ区内布教ノ景況教導職ノ勤務ヲ視察シ毎三ケ月本院又ハ東京出張所ニ具申スヘシ。

第拾一条　教導職・協賛員ヨリ納ル束脩・神撰料及教資補助金等ハ定規ニ依リ主事ニ於テ之ヲ徴集シ本院ニ納ムヘシ。

第拾弐条　正副主事ニハ職務取扱費トシテ前条納金高ノ拾分ノ壱ヲ給ス。

第拾三条　正副主事ニ於テハ出雲大社神札授布ヲ為ストキハ凡テ授布規則ニ依リテ取扱フヘシ。

第拾四条　旧来ノ慣行ニヨリ本院又ハ東京出張所ヨリ授布人ヲ出張セシムルトキハ、正副主事ハ充分周旋保護スヘシ。

但本条ニ対シ本院ハ授布人ヨリ納ル金額ノ内幾分ヲ正副主事職務取扱費ノ内ニ下付スヘシ。

第拾五条　本院ヨリ巡教師派遣ノ通達ヲ為シタルトキハ、正副主事ハ開教ノ場所及順次・宿所等ヲ確定シ巡教師滞ナキ様取扱フヘシ。

第拾六条　巡教師巡回中休泊費及人足賃ハ巡教地方ノ負担ニ付適宜課出法ヲ定ムベシ。

第拾七条　正副主事ノ職務上ニ関スル経費ハ郡内教導職・協賛員協議ヲ遂ケ適宜支出法ヲ定ムヘシ。

第拾八条　本院ノ令達至急ヲ要セサル分ハ凡テ大社教雑誌ニ掲載（ケイ）スルニ付、正副主事ハ必ス之ヲ講読スヘシ。

教資補助金徴集手続

第壱条　部（ママ）内教導職ヨリ毎年左ノ項目ニ依リ教資補助金ヲ徴集ス。

但協賛員ハ教導職ニ準シテ義捐スル事ヲ得。

正権大教正	金三円	正権中教正	金弐円
正権少教正	金壱円	正権大講義	金八拾銭
正権中講義	金七拾銭	正権少講義	金六拾銭
正権訓導	金四拾銭	教導職試補	金弐拾銭

第弐条　教資補助金ハ前後弐期ニ分ケテ徴集ス。一月ヨ

リ六月迄ヲ前期トシ七月ヨリ拾弐月迄ヲ後期トス。

第三条　前期ハ三月中、後期ハ九月中ニ分院教会所又ハ主事ニ於テ之ヲ徴集シ、其翌年(ママ)弐拾日限リ本院又ハ東京出張所エ納ムヘシ。

但壱ヶ年分ヲ一時ニ完納スルモ妨ケナシ。

第四条　教資補助金ヲ本院又ハ東京出張所エ納ルトキハ左ノ雛形ニ準シ納金証書ヲ差出スヘシ。

雛形

明治何年何期教資補助金上納証

一金何円

内訳　金何円　正権大教正幾名
　　金何円　正権中教正幾名
　　金何円　正権少教正幾名
　　以下右ニ準ス

右之通相納候也。

何分院教会所主事

年月日　　職　姓　名　㊞

大社教本院又ハ出張所宛

第五条　新補・昇級共辞令拝受ノ時日、教資補助金徴集期以前ニアルトキハ其拝命ノ職役ニ依テ徴集シ、其後ニアルトキハ追徴セス。

辞職・免職共辞令拝授ノ時日、教資補助金徴集期以前ニアルトキハ徴集セス、其後ニ在ルトキハ返金セス。

第六条　教資補助金怠納者ハ左ノ弐項ニ因テ処分ス。

一　弐回以上怠納スルモノハ譴責。

弐　四回怠納スル者ハ解免。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

140　神道大社教への信仰

（一八八六）明治19・3・20

○湯山平次郎氏　当国駿東郡にて兼ねて慈善家の聞え高き御宿村の湯山平次郎氏は出雲大社教を信仰し架橋の事救民のことなどには随分尽力し彼の箱根開道のことをも熱心し居られしが惜哉此の程死去せらし(ママ)かば大社教の神式を以つて須(ママ)山、渡辺の両氏が斎主となり盛大なる葬

儀をなしたりと又当時熱海に居られし黒田顧問よりも使者を以つて幣帛を捧げしめられ葬地に於て烟花を打揚げしと

（静岡大務新聞）

141　佐野原神社保有金募集趣意書

明治28（一八九五）

（表紙）
明治二十八年
佐野原神社保有金募集

佐野原神社
保存金募集趣意書

佐野原神社ハ静岡県駿東郡平松村に在り。左近衛中将贈従三位藤原為冬卿を祀る。史に伝ふ、卿脇屋義助等と共に尊良親王を奉じ、賊足利高氏を足柄越に撃て利あらす。退いて佐野原に至る。賊の追撃益甚し。公躬ら敵陣を衝き奮闘して死すと。是実に建武二年十二月十二日なり。土民之を悼み歳時の尊拝を怠らさるも、其跡寒煙荒草の裡に埋没して博く世に聞えさるもの茲に幾百年維新中興朝廷首として勤王死節の英霊を祭祀す。独り公の忠魂此の盛典に与ることを得す。郷人服部大八等大に之を慨嘆し、官に請ひ私地を献して祠宇を建て、以て公の忠魂を慰す。是即ち今の佐野原神社なり。惜らくは用度不足社域荒廃して輪奐の美と見ること能はざるのみならす、保存の方法も亦確立せす。如斯もの豈に公の彝徳を表彰し其誠忠に報いる所以の道なりと謂はんや。是に於てか同志相謀り地所を購入して該社永遠の規模を確立し以て益々公の誠忠を顕揚し後世をして大に矜式する所あらしめんと欲し、明治廿五年以来策画経営茲に四閲星霜なり。然れども未ダ其の志望を達することを得ず。今や我が国征清の事決に終り国威国光宇宙に照炳し国運駸々として将に大に発作せんとす。此の際に方りて国家の元気を鼓舞し、国民忠烈の志を養成するは則目今の急務にして、此の挙の如きは一は以て公の忠魂を慰し、一は以て振気の一助となすべし。冀くば江湖忠愛の士応分の資を投じ

て以て此の挙を賛せられんことを。

明治廿八年十一月

伯爵　東久世通禧
伯爵　佐々木高行
子爵　谷　干城

（平松　佐野原神社所蔵）

第六節　村と戦争

(1)　明治前期の村々

142　明治六年千福村民費書上

（一八七四）明治7・7

明治六年民費書上

第一大区三小区
駿東部　千福村

一金弐拾三円弐拾弐銭四厘　沼津往還并橋六ヶ所修繕費
一金八円八拾銭　千福堰・平山堰・谷津堰・横堀堰ノ四ヶ所井堰入費・深良助合金并御宿村字カロウト堰入費
一金壱円廿三銭弐厘六毛
一金九円五拾七銭弐厘　箱根湖用水中諸入費
一金弐円七拾銭　耕地水配給料費
一金五円七拾五銭　筆墨紙蠟燭入費
一金三円七拾五銭　雨乞入費
一金四円拾弐銭五厘　御布達類取調并状賃
一金四円五拾銭　村役人所々出張日当入費
一金拾九円七拾三銭八厘　正副戸長給料
一金拾円弐拾九銭四厘　大区諸入費
一金五円弐銭九厘　徴兵下調并静岡出頭旅費
一金拾三円拾三銭七厘　正副戸長御用ニ付御県庁出頭ノ旅費
一金拾弐円四拾六銭三厘　原宿助合滞金同宿惣代人御庁へ願立ニ付出勤旅費
一金五円弐拾五銭　沼津郷宿入費
一金拾円弐拾七銭七厘壱毛　学校入費
一金五円五拾七銭四厘五毛　県舎修繕費
一金三円六拾銭三厘六毛　小区番人日当給料入費
一金壱円八拾銭壱厘八毛　惣代人出岡日当其外入費　各村上納候もの届出等惣代出岡日当費
一金壱円八拾銭壱厘八毛
一金五円九拾三銭壱厘　検見下調内見帳仕立并御仮免願旅費
一金三円五拾銭　貢租取集ヨリ納済迄諸入費
一金八拾六円也　地券取調入費
一金拾四円弐拾五銭　定使給料

一金五円弐拾五銭　　祭典並遥拝式費

総計金弐百六拾七円五拾五銭四厘四毛

右ハ去明治六年民費、書面ノ通リ奉書上候処、相違無御座候也。

明治七年七月

第壱大区三小区
駿東郡　千福村
副戸長　鈴木常八
副戸長　横山源次郎
戸長　中野友蔵

静岡県令　大迫貞清殿

（千福　横山正美氏所蔵）

143　三小区扱所費割取立簿　（一八七六）明治9・1～

（表紙）

明治九年一月ヨリ六月迄

小区扱所費割取立簿

三小区

明治九年　　一月分

一金四拾五銭　小区扱所入用紙代

一金拾六銭　副区長両人筆墨代

一金拾弐銭五厘　小区扱所書記壱名筆墨料

一金弐拾弐銭　茶生麩代

一金五拾四銭　中属鈴木忠吉殿御用并中学設立徴兵会議大区扱所エ十二月十六日十七日両日勤、一日金廿七銭ツヽ岩崎佐十郎

一金五拾四銭　学校資本金ノ義今井信郎殿ヨリ御用ニ付沼津エ十二月廿七日廿八日両日勤、但一日廿七銭ツヽ湯山平次郎

一金弐拾五銭　十二月廿七日大区扱所エ戸籍帳并士族家禄令受取行、副戸長勝又弥平治一日勤

一金壱円五拾四銭　地租改正実地丈量善太夫新田御検査ニ付一月十日ヨリ十三日迄参事毛利殿沼津エ御派出御呼出用兼往復二日滞在二日、岩崎佐十郎四日勤、但往復五拾四銭滞在一日五拾銭ツヽ

一金弐円五拾銭　戸籍帳取調人員加除多忙ニ付書記雇上給料日数二十日、但一日金拾弐銭五厘ツヽ

一金五拾四銭　一月廿一日ヨリ廿二日迄地租改正実地丈量大区会議ニ付岩崎佐十郎二日勤、但壱日廿七銭ツヽ

一金三円九銭　一月廿八日ヨリ二月八日迄足柄古道ノ儀ニ付御呼出県庁行、岩崎佐十郎五日勤
但金弐円五十九銭往復三十七里
一里ニ付金七銭金五拾銭滞在

一金三円　小区扱所書記壱名月給料

一金五拾壱銭　炭薪代

一金弐拾四銭五厘　大区扱所日誌願届書差立脚夫賃、但弐人分三里半一里ニ付三銭五厘ツヽ

〆金拾三円七拾壱銭
利金壱円五拾九銭九厘五毛
年弐割計算
七ヶ月分

（中略）

六月分

一金四拾九銭七厘　小区扱所用紙代

一金拾六銭　副区長両名筆墨代

一金拾弐銭五厘　小区扱所書記筆墨料

一金拾八銭　茶生麩代

一金三拾五銭　炭薪代
六月十五日石代取極ノ義ニ付大区扱所会議、岩崎佐十郎一日勤

一金弐拾七銭　六月廿三日同断大区会議ニ岩崎佐十郎一日勤

一金弐拾四銭五厘　大区扱所ヱ諸願届書脚夫弐人分賃

一金三円　小区扱所書記壱名月給料

一金五拾銭　六月十九日足柄古道路修繕費御下ヶ金ノ内御下ヶ願用ニ付県庁出頭滞在一日分日当

〆金五円五拾八銭七厘
利金拾六銭七厘五毛
前同断
二ヶ月分

合
金五拾弐円七拾八銭四厘
利合金四円廿五銭六厘六毛

総計
金五拾七円四銭六毛

一合高弐百拾弐石七斗七升九合

金壱円三拾弐銭弐厘六毛

一合高七百四拾弐石七斗八升七合

石脇村㊞

佐野村㊞

金四円六拾壱銭七厘壱毛

一 合高五百弐拾石弐斗弐升五合
金三円弐拾三銭三厘七毛

一 合高六百弐石壱斗壱合
金三円七拾四銭弐厘七毛

一 合高弐百六拾石九斗七升四合
金壱円六拾弐銭弐厘弐毛

一 合高弐百三拾弐石八斗六升
金壱円四拾四銭七厘五毛

一 合高三百八拾五石八升四合
金弐円三拾九銭三厘七毛

元水窪村㊞

伊豆島田村㊞

平松新田㊞

麦塚村㊞

公文名村
稲荷村

久根村

一 合高弐百廿四石弐斗五升三合
金壱円三拾九銭三厘九毛

一 合高弐百三拾五石四斗九升九合
此掛リ金壱円四拾六銭三厘八毛
七月廿一日

大畑村

一 合高六拾三石五斗五升六合
此掛金三拾九銭五厘壱毛

千福村㊞

一 合高五百三拾九石壱斗三合
此掛金三円三拾五銭壱厘壱毛

葛山村㊞

一 合高五百五拾六石弐斗四升三合
此掛金三円四拾五銭七厘六毛

御宿村

一 合高四百八拾石六斗五升三合

冨沢村

此掛金弐円九拾八銭八厘八毛

一　合高弐百五石五斗弐升八合
此掛金壱円廿七銭七厘六毛

一　合高百三拾九石四斗壱升六合
此掛金八拾六銭六厘六毛

一　合高百七拾石弐合
此掛金壱円五銭六厘八毛

一　合高百九拾石三斗七升七合
此掛金壱円拾八銭三厘四毛

一　合高三百四拾四石五斗五升五合
此掛金弐円拾四銭壱厘八毛

上ヶ田村

金澤　村㊞

岩波　村㊞

下和田村

須山　村㊞

今里村

一　合高百七拾五石八斗六升六合
此掛金壱円九銭三厘弐毛

一　合高三拾八石弐斗四升四合
此掛金弐拾三銭七厘七毛

一　合高七拾石五斗一升
此掛金四拾三銭八厘三毛

一　合高九百四拾四石五斗壱升
此掛金五円八拾七銭壱厘壱毛

七月八日　納入柏木瀧十郎㊞

一　合高千八百四拾壱石弐斗五升九合
此掛金拾壱円四拾四銭五厘三毛

定輪寺村㊞

二ツ屋新田㊞

茶畑　村㊞

深良　村㊞

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

144　伊豆島田村・水窪村合村につき村名更正願　（一八七六）明治9・4・24

村名御更正願

第壱大区三小区
駿東郡元水窪村
惣人民代理
同村

關野與八
關野源六
鈴木佐十郎

右關野與八外弐名ノ者奉申上候、当村□(破損)儀ハ当小区第一ノ貧村ニテ、従前人財□□(破損)無之、村吏も副戸長ノミニテ同区伊豆島田村水口傳平殿ニ後見依頼ニ及、同人ニ於テ懇切配慮致呉候得共、連年村費相嵩(あいかさ)ミ困難ニ付、村中一同評議ノ上、水口傳平殿エも申談事、村費為省略(しょうりゃくのため)ノ伊豆島田村ト合村被仰付(おおせつけられ)(ママ)度旨、去ル明治七年八月奉願上、則願ノ通御聞届相成(ママ)、御指令書御下ケ難有(ありがたく)奉拝見候。然る処村名ノ義ハ伊豆島田村ノ内元水窪村ト諸御用書御書下ケニ相成驚入候。右合村発願ノ砌(みぎり)当村副戸長始小前一同愚存致居候ニハ、当合村ノ儀同大区六小区大岡村合村ノ振合ニテ、伊豆島田村・水窪村両村共旧村名御廃止ニテ何ト歟(か)新ニ村名御更正被成下候□□(破損)相心得居候処、当今ニテハ既ニ伊豆□□(破損)村附属ノ姿ニ成行、村中人民快々(おうおう)和合不致、物議沸騰、随テ村費増加シ戸々益疲弊ニ陥候ニ付、伊豆島田・水窪人民和合為致度ト村名改正ノ義ヲ昨八年中伊豆島田村人民エ厚談事ニ及候得共、熟儀不仕候間、小区詰区戸長エモ願出、是又種々取扱ニ預リ候得共、何分熟儀不相成候。依之相互ニ異志ヲ含畜(蓄カ)致、往々一村ノ興廃ニモ関係仕候義、目前ノ姿ニ御座候。当村小民一同今般奉悃願(こんがん)候儀ハ前段ノ次第ニ付、特別ノ御賢察ヲ以将来伊豆島田村・水窪村両村旧名ヲ廃シ、御賢断ヲ以新村名ニ御更正被成下置候様仕度、村中一同挙テ奉歎願候。万一村名御改正御聞届難□□(破損)旨御達ニモ相成候ハヽ、方今地租□□(破損)正ノ際何等ノ不都合湧出難計(はかりがたく)、平時一朝争論等ノ事御座候時ハ如何可相成哉(あいなるべきや)ト、該村愚昧ノ

小民薄氷ノ危心ヲ懐キ居リ候。何卒右願ノ通リ御聞届被成下村名更正相成、伊豆島田・水窪人民一同親和致シ安堵ニ営業仕候様奉願候也。

明治九年四月廿四日

右村惣人民代理　關野與八㊞
關野源六㊞
鈴木佐十郎
副戸長　渡辺甚平㊞
戸長　柏木新七郎㊞
同　小林治平㊞
同　（ママ）

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

145　石脇村　凶災予備方法簿　（一八八〇）明治13・1

（表紙）

明治十三年第一月
凶災予備方法簿

静岡県下
駿河国駿東郡
石脇邨

緒　述

年ニ豊凶アリ人ニ盛衰アルハ天地自然ノ理ニシテ、豊ニ凶ヲ思ヒ盛ニ衰ヲ慮カルヘキハ人生常務ノ根元タリ。茲ニ明治十二年田圃豊熟ノ秋ニ際シ、各自後来荒凶ノ予備ヲ成サズンハアルベカラザルノ要期ナリ。然レトモ前々不饒困稼ノ家計ヲ補フニ足リテ、而シテ向慮ヲ成スニ足ラス。依テ過年他エ質入セシ地所請戻シノ方法ヲ設ケント欲スレ共、其額多量ニシテ金策意ニ任セズ。故ニ利安有志金且五ヶ年無利子返済金及ヒ三ヶ年間日々掛銭等ヲ

募リ、又ハ村社祭典費ニ至ル迄諸般節倹ヲ加エ、数歳ヲ出スシテ一村共有地トナシ以テ永遠饑災ノ予備タラン事ヲ庶幾ス。

明治十三年庚辰第一月

右

起発　大庭慎平㊞
世話人　植松傳平㊞
同　大庭松五郎㊞
同　大庭竹次郎㊞
同　長田政蔵㊞
同　杉山弥太郎㊞
同　杉山茂十郎㊞
同　植松喜平㊞

利安有志金

一金廿円也　大庭慎平
相済
一同廿円也　植松傳平

右正ニ受取代印長田政蔵㊞

一同廿円也　大庭甚蔵

右金正ニ受取候也代理

（中略）

一金拾円七拾銭　学資金ヨリ出ス

十四年十二月学務委員大庭松五郎へ渡ス

合金百三拾円七拾銭

外

金弐円拾銭　大庭慎平取替
相済ム

村共有地受戻シ仕法
五ヶ年無利息返済金

一金壱円也　杉山茂十郎㊞
一同壱円也　高田多十郎㊞

（中略）

金三拾七円六拾五銭

外

金九円五拾五銭　　宮田徳衛代金

総計金百八拾円也。

明治十三年一月ヨリ壱戸ニ付壱口金壱厘出銭

但五ヶ年間

杉山林平

（ほか三二六名）

三十七軒

一金拾四円四拾五銭壱厘　右日掛銭元利十三年分

一同拾四円廿六銭　前同断　十四年分十一月改ニテ一ケ月利子不足

右ハ五ヶ年ノ約定ノ処、本年ニテ仕法可相立見込ニ付二ケ年ニシテ止ム。

（石脇　大庭力氏所蔵）

146　御宿村村会のようす

（一八八〇）明治13・8・25

○駿東郡御宿村に於て本月十八日より村会を開きたり。其始末を聞に原案者は戸長湯山半七郎氏にして書記は奥原良吉・井上長吉なり。原案は戸数税分課・営業税分課及凶年予備貯蓄ノ方法なりしと。偖議員中には湯山柳雄（本日報に虎列刺予防演舌の御なじみ）湯山彦作其他三四の議員弁舌諤々喋々、為めに原案倒れんとして起るあり、確乎なりと想へば俄然消滅に帰するありて、仲々盛大なり。ソコデ黙員殿の首を低れたるは鷲の踏潰されたる如く、黙したる所は唖子の脱糞する如く、最可笑かりき。傍聴は朝から夕まで山の様で、チツト又ウソ〳〵、三四十人より五六十人なり。兎に角御厨地方で村会は雨夜の星なるが御宿は御宿だけだね―近村の佐野村には県会議員もありながら是迄村会を聞（ママ）きし事なしだと（マサカ）。

（函右日報）

147　御宿村凶年予備貯蓄籾米取扱規則

（一八八〇）明治13・9・20

凶年予備貯蓄籾米取扱規則

第壱条

凶年予備ノ為メ籾米貯蓄スベシ。

第二条

目今身代ノ甲乙ニ因テ積立籾石数ニモ随テ甲乙アリト雖トモ、一村ハ一戸兄弟ニ等シキ故ヲ以テ甲乙ヲ論セス一村ノ共有物ニ致シ苦楽飢渇ヲ倶ニスベシ。

第三条

取扱人三名立置、内壱名主任ヲ定ムベシ。

但、無給ニシテ取扱日ノミ壱人日当金拾三銭ヲ給与シ、該入費ハ協議費ヲ以テ支弁スベシ。

第四条

取扱人ハ、取立・貸附ケ・積換・割渡シ・其他臨時取扱ノ時々必ス立会ベシ。

第五条

帳簿二冊調製シ取扱ノ時々詳細記載致シ、内一冊戸長役場ニ備置、一冊主任取扱人方ニ預リ置、後日紛紜生セサル様厚注意スベシ。

第六条

取扱日限ヲ左ノ各款ニ確定スト雖トモ、時トシテハ取扱人ノ権ヲ以テ伸縮スル事アルベシ。

第一款

取立及ヒ積替十二月十日ノ事。

第二款

年ノ豊凶ヲ推考シ七月三十日協議ノ上貸附ケ可申事。

第三款

前条定ムト雖トモ時宜ニ依リ臨時取扱フ事モアルベシ。

第七条

年々三月十日、七月三十日、戸長・筆生・取扱人立会開錠、籾数ヲ改メ不取締ナキヤウ注意スベシ。

但、臨時開錠改ムル事モアルベシ。

第八条

借用致度者アラハ年々七月廿日ヨリ三十日限リ取扱人石数及ヒ保証人姓名等聞置クベシ。尤時宜ニ依リ貸出サヌ事モアルベシ。

第九条

貸渡ス時ハ籾壱斗ニ付籾壱升五合ノ利息附キト定ム。然

リト雖トモ時宜ニ寄リ取扱人ノ権ヲ以テ利子ノ増減スベシ。且弐人以上ノ弁証人立、証書取置クベシ。

但、他村ノ者ニ貸渡スニハ戸長ニ協議イタシ、確実ト認定スルトキハ本条ノ定則ヲ以テ抵当書入、戸長奥印ノ公正証書ヲ取ルベシ。

第拾条

貸渡シ有無ニ拘(かかわ)ラス、年々積換ノ為メ有石総数ヲ第六条第一款ノ定日毎戸平等ニ割渡シ、即日同升数新籾上等品ヲ取立ツベシ。

但、定日ヨリ廿日前、積替石数ヲ毎戸ニ報知スベシ。

第拾壱条

凶作ノ年柄ハ弥厚協議ヲ遂ケ飢餓ニ窮迫スル者ヲ先トシ救助ヲ加ヘ、猶余石アラハ其時節現在ノ人口平等ニ割渡スベシ。

第拾二条

旧郷蔵ヲ以テ積置所ト確定スベシ。但、左ノ各款ヲ設置ス。

第一款

非常用意トシテ長二間揩(楷カ)子一挺備置、該入費ハ協議費ニ加フベシ。

第二款

非常危急ニ迫リ候節、駆附ケ番消防トシテ四最寄字平山・字入屋字上合・字新田ニ各二名宛(ずつ)合テ八名立置クベシ。

第拾三条

非常駆附ケ番ヲ立置クト雖トモ本村人民一同倶(とも)ニ保護スベシ。

第拾四条

枯草ニ至リ時宜ヲ見計ヒ火災ナキ為メ四方ノ芝ヲ刈取リ或ハ削リ去ルベシ。

但、入費ハ協議費ヲ以テ支弁スベシ。

右ハ凶年予備貯蓄籾取扱規則、当村会ニ於テ書面ノ通議決候ニ付、御認可被成下(なしくだされ)度候也。

明治十三年九月二十日

駿河国駿東郡
御宿村議員　勝又彌重㊞

眞田嘉平㊞

古田伴次郎㊞
中川利吉㊞
湯山直次郎㊞
磯辺幸吉㊞
湯山彦作㊞
勝又彦夫㊞　副議長
中川庄平㊞　議長
湯山平次郎㊞

戸長　湯山半七郎殿

「（朱筆）書面ノ赴（おもむき）聞置候事。

明治十三年十月三十日　戸長　湯山半七郎㊞」

（中略）

前書ノ通議決書被差出（さしだされ）候ニ付認可仕候。此段報告仕候也。

明治十三年十二月廿四日　戸長　湯山半七郎

静岡県令　大迫貞清殿

（御宿　湯山えつ氏所蔵）

148　二四か村連合村会のようす　明治13（一八八〇）・11・11

○兼て報道せし駿東郡旧三小区廿四ヶ村聯合会の模様を聞得たれば其始末を報せん。去月八日佐野村連（蓮）光寺に於て開会、細則を議定し其筋の認可を得て、去る廿七日本会を開かれ江原郡長も臨場あり。原案は駿東病院第二出張所支出収入予算并に総則規則等にして、傍聴者日々五十名に下らず。四番議員湯山柳雄氏・五番議員大庭唯吉氏・十四番議員渡邊秀教（敷）氏等の議員何れも温厚着実の士にして、音声玉の如く弁の朗かなのは立板に水を流すと一般、一言の渋りなし。甲論して原案将（まさ）に傾かんとすれば乙弁して原案の勢力を得、丙動議を起せば丁駁し、議論蝶々喃々議場湧が如く崩るゝが如し。そこで黙員先生の夥多なるは恰も木偶を羅列するに均しく、睡眠催して欠伸（あくび）する議員あり、傍聴者をして口なきかと疑はしむ。

（函右日報）

149　今里村村会規則　（一八八〇）明治13・11

村会規則

第壱章　総　則

第壱条　村会ハ通常会ト臨時会トノ二類ニ別ツ。其定期ニ於テ開ク者ヲ通常会トナシ、臨時ニ開クヲ臨時会トス。

但、臨時会ハ其特ニ要スル事件ヲ議シテ其他事件ハ議スルヲ得ス。

第二条　通常会・臨時会ヲ論セス、会議ノ議案戸長之ヲ発ス。

但、議員ノ建議ニ成ル者ハ議長之ヲ戸長ニ稟議シテ后（のち）之ヲ議スヘシ。

第三条　村会ヨリ県令又ハ郡長ニ指出ス書面ハ総テ戸長ヲ経由スヘシ。

第四条　村会ハ毎年通常会議ノ初メニ於テ全村内ニ関スル協議費前年度ノ出納決算報告書ヲ受ケ、戸長ノ設明ヲ乞フヘシ。

第五条　会議中議員ノ内弐人以上ノ発議ヲ以テ村内ノ利害ニ関スル事件ニ付建議セントスル者アレハ、先ツ議長ノ許可ヲ得テ之ヲ会議ニ付シ、可決スルトキハ其会ノ所見トシ、議長ノ名ヲ以テ県令或ハ郡長ニ建議スル事アル可シ。

第六条　村会ハ村内ノ利害ニ付、戸長ヨリ会議ノ意見ヲ問フコトアルトキハ之ヲ議ス。

第七条　何人ニ限ラス村内ニ居住シテ協議費ヲ納ムル者ハ、戸長役場ニ至リ会議ノ決議書ヲ見ン事ヲ求メ又ハ之ヲ写取ル事ヲ得。

但、決議本書ハ他所エ持出ルヲ得ス。

第八条　村会議員ノ内召集ニ応セス又ハ事故ヲ告ケズシテ参会セザル者ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スヘシ。

第二章　撰　挙

第九条　村会ノ議員ハ今里村拾名ト定ム。

第十条　議員タル得（ママ）ヘキ者、満二十歳以上ノ男子ニシテ

村内ニ本籍ヲ定メ満一ケ年以上之ニ住居シ不動産ヲ所有スル者ニ限ル。

但、左ノ各款ニ触ル者ハ議員タル事ヲ得ス。

第一款　風癲白痴ノ者。

第二款　徴役（徒刑モ之ニ準ス）壱年以上及ヒ国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレタル者。

但、満期ノ後七年ヲ経ル者ハ此限ニアラス。

第三款　身代限リノ処分ヲ受ケ負債ノ弁ヲ終サル者。

第四款　官吏及ヒ教導職。

第五款　村会ニ於テ退職者トセラレタル者、後四年ヲ経サル者。

第十一条　議員ヲ撰挙シ得ヘキ者ハ満二十年以上ノ男子ニシテ村内ニ本籍ヲ定メ不動産ヲ所有スル者ニ限ル。

但、前条第一款第二款第三款ニ触ル者ハ撰挙人タル事ヲ得ス。

第十二条　議員ヲ撰挙セシト（ママ）スルトキハ戸長予メ其時日ヲ定メ、遅クトモ期日以前之ヲ撰挙人ニ達スヘシ。

第十三条　撰挙ハ戸長役場ニ於テ之ヲナシ、予テ戸長ヨリ附与シタル投票用紙（戸長役場ノ印ヲ捺シタルモノ）被撰挙人自己ノ姓名住所ヲ記シ撰挙ノ当日之ヲ戸長ニ出スヘシ。

第十四条　戸長ハ撰挙会ノ取締ヲナシ、投票了ルノ后選挙人ノ面前ニ於テ之ヲ開封シ、一々其名簿ニ照シテ其当否ヲ査シ、投票多数ヲ得タル者ヲ以テ当撰人ト定メ、同数ノ者ハ年長ヲ取リ同年ノ者ハ鬮（くじ）ヲ以テ定ム。若シ其投票法ノ適セサル者アルカ或ハ当撰人ノ其撰ヲ辞スルアルトキハ順次ニ投名（ママ）次数ノ者ヲ取ル。

第十五条　当撰人ノ当否査定ノ后、戸長其撰人ヲ役場ニ呼出シ当撰状ヲ渡シ各其受書ヲ出サシメ、然ル后其姓名ヲ村内ニ公告スルモノトス。

但、当撰状書式ハ県会議員当撰状ノ式ニ倣（なら）フヘシ。

第十六条　議長・副議長ハ議員中ヨリ公撰スヘシ。

第十七条　書記ハ議長之ヲ撰ミ庶務ヲ担理セシム。

但、用係及ヒ筆生手伝人等ヲ以テ之ヲ兼シムル事アルヘシ。

第十八条　議長・副議長及ヒ議員ノ任期ハ満二ヶケトシ其期毎ニ改撰ス。

但、前任ノ者ヲ再撰スルヲ得。

第十九条　議員中第十条ニ掲クル各款ノ場合ニ遭過スル者アルカ或ハ村外ニ転住スルカ又ハ死去スルトキハ、更ニ其欠ニ代ル者ヲ撰挙ス。

但、欠ヲ補フ為メ撰ハレタル議員ノ任期ハ其前議員撰ハレタル年月ヨリ通算ス。

第三章　議則

第廿条　会議ハ議員半数以上ノ出席アルニ非ザレハ当日ノ議事ヲ開カス。

第廿一条　前条ノ如ク定ムト雖モ、三日ヲ経過シテ尚出席少ケレハ其難措（おきがたき）議件ニ限リ、議長之ヲ戸長ニ稟議シテ議事ヲ開（ク脱カ）事アル可シ。

但、此時ニ於テナシタル決議ニ付、欠席ノ議員后日異議ヲ唱ルヲ得ス。

第廿二条　議長ハ会議ヲ総理ス。議長欠席スルトキハ副議長之ニ代ル。

第廿三条　議員ハ会議ニ於テ充分討論ノ権有ス。然レトモ人身上ニ付テ苟（いやしく）モ褒貶毀誉（ほうへんきよ）ニ渉ルヲ得ス。

第廿四条　議員議場ニ在テハ総テ議長ニ向テ発言スルヲ法トス。而（しか）シテ其論弁中ハ自他必ス其番号ヲ称呼スヘシ。

第廿五条　議事ハ可成（なるべく）之ヲ整粛（ママ）ニナス要（ヲ脱カ）ス。故ニ議事中私語又ハ喧嘩シ或ハ議場ヲ遮過スル等ノ如キ、総テ議事妨害挙動アルヘカラス。

第廿六条　議場ヲ整理スルハ議長ノ任トス。故ニ規則ニ背ク者アリ、之ヲ製（ママ）止シテ其命ニ従ハサル者アルトキハ議長之ヲ場外ニ退去セシム。若シ其強暴ニ渉ル者ハ警察官吏ニ処分ヲ乞フヘシ。

第廿七条　議事ハ議員過半数ノ可否スル処ニヨリテ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル処ニヨル。

第廿八条　戸長若（もし）クハ其代理人ハ会議ニ於テ其自己ヨリ発セシ議案ノ旨趣（ママ）ノ弁明シ其ノ意見ヲ演述スルヲ得。

但、決議ノ数ニ入ル事ヲ得ス。

第廿九条　議事ノ都合ニヨリ本会ヲ転シテ小会議トナシ、或ハ之ヲ数組分テ課業ヲ分賦シ、若クハ委員ヲ出シテ之ヲ議案（ママ）ノ添削修正等ヲ托（たく）シテ議事ノ下調ヲナサシムル事アルヘシ。

但、小会議ヲ開クトキハ議長ハ本会ノ席ヲ退テ議員ノ列ニ入リ更ニ其議長ヲ撰ムヘシ。

第三十条　会議ハ公ニ開キ傍聴ヲ許ス。

但シ戸長ノ要（もと）メニヨリテ又ハ議長ノ意見ヲ以テ之ヲ禁スル事アル可シ。

第四章　開　閉

第三十一条　村会ハ毎年壱度七月ニ於テ之ヲ開ク。其開閉ハ戸長ヨリ之ヲ達ス。会期ハ七日以内トス。

但、戸長会議ノ衆議ヲ取リ其日限ヲ伸ル事アルヘシ。

第三十二条　前条定期ノ外（ほか）急要ノ事件アルトキハ戸長ノ（ク脱カ）意見又ハ議員半数以上ノ請求ニ依リ臨時会ヲ開事アルヘシ。

但、其日数ハ三日以内トス。

右ノ通村会規則相設候間、御認可相成度、此段奉伺候也。

駿河国駿東郡今里村
人民総代
勝又平八㊞
勝又仁三郎

静岡県令大迫貞清殿

前書ノ通申出候間、此段上申仕候也。

右村戸長
杉本兵作㊞

（裾野市役所所蔵）

150　今里村村会議事細則および傍聴心得　明治13（一八八〇）

村会議事細則

第一条　議事ハ毎朝午前第八時ニ開キ午後第三時ニ閉ツ。休憩ハ午前ニ於テ三拾分及正午一時間トス。尤（もっとも）時宜

ニ依リテ議長之ヲ伸縮スル事アルベシ。

第二条　議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ毎会其席ニ着クベシ。

第三条　議員ノ可否決ハ通常三読会ヲ経テ定ムル者トス。其順序左ノ如シ。

第一読会

議案総体ノ主旨ニ就テ論議シ、可決スルトキハ議長第弐読会ヲ開クヘシ。若(もし)不可決スルトキハ其事由ヲ具シテ戸長ニ出スヘシ。

但シ議案ニ関シテ質問ヲ要スルトキハ第一読会議案朗読ノ後ニ於テ之ヲ質問シ、戸長若クハ其代理人及ヒ建議者之ニ答弁ス。

第弐読会

議長、書記ヲシテ既ニ一読会ニ可決スル議案ヲ審議シ及修正意見書若クハ修正説ヲ論議シ、決議ノ後第三読会ヲ開クヘシ。

但シ議案ノ成定ニ因リ、或ハ数条ヲ併合シ或ハ一条ヲ分拶(ママ)シテ決議スルハ、議長ノ斟酌ニ因ルナリ。

第三読会

議長、書記ヲシテ二読会ニ修正シタル議案ヲ毎条ニ朗読セシメ、議員亦毎条ニ之ヲ後議シ、若修正案破棄ニ決スルトキハ議長尚原案ニ就テ可否ヲ議セシム。

但シ修正説ヲ発スルハ第二読会ニ止マルト雖、止ムヲ得サル修正ヲ要スルトキハ先(まず)其意ヲ述ベ、其意見ニ就テ五名以上ノ賛成者アルトキハ議長之ヲ問題トナシ可否ヲ問ヒ其決議ヲ確定スヘシ。

第四条　第三読会整頓ノ上ハ修正案ノ原案ニ添ヘ議長ノ名ヲ以テ之ヲ戸長ニ出スベシ。

第五条　議案ノ大体可ト決スルモ尚其細条ノ方法及字句等ヲ修正セシト(ママ)欲スルトキ、若クハ修正委員ヲ投票シテ原案ヲ修正シタル時ハ、小会議ニ付シテ之ヲ議セシメ其開(ママ)長ハ副議長之ヲ務ムベシ。

第六条　議決ハ起立ノ法ヲ用ヒテ可否ノ数ヲ計認シテ然レトモ、時トシテ記名票或ハ無名票ヲ可(ママ)又否ノ字ヲ記セシムベシ。

但、起立及可否ノ数ハ書記之ヲ算シ、議長之ヲ議員ニ報ス。

第七条　議員発言セントスルトキハ先ツ起立シテ議長第何番ト呼ヒ、其許可ヲ得タル上ニ非スハ言(発脱カ)スヘカラス。

但シ討論問答ト雖モ必ス議長ニ向テ演説スヘシ。直ニ応答スルヲ得ス。

第八条　動議ヲ起シ若クハ修正説ヲ発スモ賛成者ナキトキハ是ヲ廃説トナシ、其賛成者アルハ之ヲ開(ママ)議ノ問題トナシ其可否ヲ問フベシ。

但シ廃説トナルトキハ方向ヲ転シテ他説ニ従フモ妨ナシ。

第九条　議案毎条朗読ノ後暫(しばら)クシテ発言ナク議長全会異議ナキモノト認ムルトキハ是ヲ可決シ、次条ノ朗読ヲナサシム。

第十条　二人以上同時ニ発言ノ権ヲ乞フ時ハ、議長其ノ発声及起立ノ遅速トヲ斟酌シテ之ヲ許ス可シ。

第十一条　発言ナスニハ唯本案ニ就テノミ論スヘシ。若シ其他事ニ交渉スルモノアルトキハ議長之ヲ本案ノ論ニ帰セシム可シ。

第十二条　議員ハ特ニ議長ヨリ発言ノ権ヲ得ルニ非レバ同一ノ事件ニ就テ三度以上ノ発言ナスヲ許サス。尤モ前説ヲ補綴スルハ比限ニ非ス。

但シ小会議ニ於テハ数回発言スルヲ得ル。

第十三条　議長若シ議案スル他ノ動議ニ開(関カ)シテ発言セントキハ副議長ヲシテ代理セシメ、然ル後議席ニ入リス(ママ)発言スヘシ。

但シ議長議席ニ入ルトモ其発言スル事件ヲ議決シ了ルニ非レハ復席スルヲ得ス。

第十四条　議員、議長ノ許可ヲ受クルニ非レバ猥リニ席ヲ離ルヲ得ス。

第十五条　議員中ヨリ幹事二名ヲ公選シ議長ノ指揮ヲ受

ク。議事ニ関スル事件ヲ諸議員ニ広告セシム。

第十六条　議員出席スルトキハ出席簿ニ捺印シ、欠席スルトキハ開会時限ニ(先脱カ)立チ幹事ニ報ス可シ。

第十七条　議長ハ議員着席ノ後臨席シ、議員ハ議長退席ノ後退席ス可シ。

第十八条　議事ノ終始及休憩ハ総テ撃柝ヲ以テ報ス。但シ登場用意ハ第一撃柝、着席ハ第二撃柝ヲ以ス。

第十九条　此細則ヲ改正補削スルノ建議アルトキハ議長之ヲ全会ニ致シ会議ニ附シ、過半数ノ賛成者アラハ之ヲ会議ノ問題トナスベシ。

村会議事細則附録傍聴心得

会議ヲ傍聴セント欲スル者ハ、其日開会時間ニ先(さきだ)チ会場ノ受付ニ到リ名簿ニ姓名ヲ記シ控所ニ控居、幹事ノ差図ヲ受、議員登場ニ先チ傍聴席ニ着キ帽ヲ脱シ静粛黙聴スヘシ。開議中私語喫烟雑沓ヲ禁(たし)フ。若(もし)此規則ニ従ハス議事ノ妨ヲナス者ト認ムトキハ議長書記ニ命シテ之ヲ場外ニ退去セシムベシ。

右村会議事細則議定仕候間、御認可ニ相成候哉。此段奉伺候也。

駿河国駿東郡今里村
議長
坂田太郎平㊞

静岡県令　大迫貞清殿

前書ノ通相違無之候也。

右

戸長　杉本兵作㊞

(裾野市役所所蔵)

151　**連合村会規則**

年月日不詳

聯合村会規則

第壱章　総則

(破損)□壱条　連合村会ハ通常会・臨時会ノ二類ニ別ツ。其定

期ニ□(破損)テ開クヲ通常会□(破損)シ、臨時ニ開クヲ臨時会トス。

但、臨時会ハ其特□(破損)要スル事件ノミヲ議ス。

第二条　通常会・臨時会ヲ論セス、会議ノ議案ハ全村ノ戸長協議ノ上之ヲ発シ、又ハ議員ノ建議ヨリ成ル。

但、議員ノ建議ニ成ル者ハ議長ヨリ戸長ニ稟議シテ後、之ヲ議スベシ。

第三条　聯合会ヨリ県令又ハ郡長ニ指出ス書面ハ総テ戸長ヲ経由ス可シ。

第四条　毎通常会ノ始ニ於テ全村ニ係ル協議費前期出納決算ノ報告書ヲ受ク。

第五条　会議中議員ノ内、全村利害ニ関渉スル事件ニ付建議セントスル者アラハ議長ノ許可ヲ得テ之ヲ会議ニ附シ、過半数ノ同議ヲ得レハ之ヲ会議ノ所見トシ、議長ノ名ヲ以テ県令又ハ郡長ニ建議スル事アル可シ。

第六条　県令及ヒ郡長ノ命令又ハ戸長ノ意見ヲ問フ事アルトキハ之ヲ議ス。

第七条　決議書ハ戸長協議ノ上全村内ノ戸長役場ヘ備ヘ置キ、何人ニ限ラス聯合村内ニ住居シ協議費ヲ納ムル者ハ、決議書ヲ見ン事ヲ求メ又写取ル事ヲ得ル。

但、決議書ハ全戸長役場ノ外持出スヲ得ス。

第八条　聯合村会ハ議事ノ細則ヲ議定シ県令ノ裁定ヲ得テ之ヲ施行ス可シ。

第二章　撰挙

第九条　聯合会ノ議員ハ各村戸数ノ多少ニ因リ、五拾戸以下壱名、五拾戸以上百戸未満弐名、百戸以上三名トシテ総員三拾人ト定ム。

第拾条　聯合会議員タルヲ得ヘキ者ハ、該村ノ村会議員中ヨリ公撰シテ委員トナリシ者ニ限ル可シ。

第拾壱条　議長・副議長ハ議員中ヨリ更ニ之ヲ公撰ス。

第拾二条　書記ハ議長之ヲ撰ミ庶務担理セシム。

第拾三条　議長及ヒ議員ノ任期ハ満二ケ年トシ、其期毎ニ改撰ス。

但、前任者ヲ再撰スルモ法ニ背カサレハ妨ナシ。

第拾四条　議員中他ノ町村ヘ転住スカ又ハ死去其他ノ事

故アリテ欠員スルトキハ、其代員ヲ出スベシ。

但、欠ヲ補フ為メ撰マレタル議員ノ任期ハ先議員ノ任期ト之ヲ同フスベシ。

第三章　議　則

第拾五条　会議ハ議員半数以上ノ出席アルニ非サレハ当日議事ヲ開カス。

第拾六条　前条ノ如ク定ムルト雖モ、一日経過シテ尚出席少ナケレハ其難擱（おきがたき）議件ニ限リ、議長之ヲ戸長ニ稟議シテ議事ヲ開ク事アルベシ。

但、此時ニ於テ成シタル決議ニ付、欠席ノ議員后日異議ヲ唱フルヲ得ス。

第拾七条　議長ハ会議ヲ総理シ議長欠席スルトキハ、副議長之ニ代ル。

第十八条　議員ハ会議ニ於テ充分討論ノ権ヲ有ス。然レトモ人身上ニ付テ苟モ褒貶（ほうへんきよ）毀誉ニ渉ルヲ得ス。

第拾九条　議場ニ在ツテハ総テ議長ニ向テ発言スルヲ法トス。其論弁中、自他必ス番号ヲ称呼ス可シ。

第廿条　議事ハ可成（ママ）丈（ママ）之ヲ静粛ニナスヲ要ス。故ニ議事中私語又ハ喧嘩（けんしょう）シ或ハ議場ヲ遮過スル等ノ如キ、総テ議事妨害ノ挙動アル可カラス。

第廿壱条　議場ヲ整理スルハ議長ノ任トス。故ニ規則ニ背ク者アリ、之ヲ制止シテ其命ニ順（したが）ハサル者アルトキハ議長之ヲ場外ニ退去セシムルヲ得。若シ其強暴ニ渉ル者ハ警察官ニ処分ヲ請フベシ。

第廿弐条　議事ハ議員過半数ノ可否スル処ニ依テ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル処ニ依ル。

第廿三条　戸長若シクハ其代理人ニ会議（ママ）ニ、於テ其自己ヨリ発セシ議案ノ旨趣ヲ弁明シ且其意見ヲ演述スルヲ得ル。

但、決議数ニ入ル事ヲ得ス。

第廿四条　議事ノ都合ニ依リ本会ヲ転シテ小会議トナシ、或ハ之ヲ数組ニ分テ議案ヲ分賦シ、若シクハ委員ヲ出シテ議案ノ添削修正等ヲ托（たく）シテ議事ノ下調ヲ為サシム事アルベシ。

但、小会議ヲ開クトキハ議長ハ本会ノ席ヲ退テ議員ノ列ニ入リ、更ニ其ノ会長ヲ撰ベシ。

第廿五条　会議ハ公ケニ開キ傍聴ヲ許ス。

但、戸長ノ要ニ依リ又ハ議事ノ意見ヲ以テ之ヲ禁スルヲ得ル。

第四章　開　閉

第廿六条　通常聯合村会ハ毎年壱度七月之ヲ開キ、其日数ハ五日以内トス。開閉ハ戸長ヨリ之ヲ達ス。

但、戸長ハ会議ノ議ヲ取リ、其日限ヲ伸縮スル事アルベシ。

第廿七条　前条定期ノ外急要ノ事件アルトキハ、戸長ノ意見又ハ議員半数以上ノ請求ニ依テ臨時会ヲ開ク事アルベシ。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

152　深良村戸長事務引継演説書

（一八八四）明治17・10

演説書

一本年本県甲第七拾弐号ヲ以テ戸長役場区域改正、本村外拾弐ヶ村聯合佐野村ニ役場ヲ置キ、官撰戸長施行ニヨリ拙者免職ニ付、戸長役場ニ属スル事務引渡シノ条件、左ニ及演説候。

一本村ノ儀ハ戸数弐百五拾弐戸、人口千三百六拾四人、耕宅地反別百八拾壱町六反六畝拾九歩、山林原野反別千八拾五町七反七畝弐拾弐歩、官有地惣計反別壱町七反弐畝八歩ニ有之候。則戸籍簿・地図・地価帳及ヒ其他ノ書類等別紙目録ノ通リ引渡シ申候。

一本村ノ都合ニ寄リ村内ヲ拾ケ最寄ニ区分シ、各壱最寄ヘ最寄惣代兼村会議員壱員ヲ置キ、至急ヲ要スル御布告・御布達等何レモ該員ヘ達示シ、該員ヨリ一村人民ヘ通示スル事アリ。其他村用等惣テ其最寄ヱ属スル事ヲ主トス。

一耕地用水ハ田反別八拾弐町六畝廿歩、箱根湖水ヲ以テ引入口拾四ヶ所ヨリ水配人ノ分水ヲ受ケ用ヒ来リ候。反別拾六町七反五畝四歩ハ本村山地ヨリ涌出スル処

ノ地水ヲ以テ拾弐ケ所ヨリ引取用ヒ来リ候。且用水路修繕ハ村会ノ決議ニヨリ立夏前后ニ日限ヲ定メ役場ヨリ触示シ、芝切人足弐拾六人、従来仕来リノ山地（民有地第一種）ニ於テ三百弐拾四駄ノ堰芝ヲ伐、馬数五拾弐疋ヲ以テ修繕ノ場所ヘ運送シ、人歩百七拾四人ヲ以テ修繕シ、相当ノ賃金ヲ以テ村民壱戸壱名宛ヲ触当テ、其他入用ノ物品等迄惣テ村内ノ地価割ヲ以テ是ヲ徴集致シ来リ候。

一　村持山地耕耘（こううん）ノ儀ハ毎年春季彼岸前后中日限ヲ定メ役場ヨリ触示シ、村民毎戸壱名ツヽ雇揚ケ、其最寄入会ノ人民ニ於テ田方ヘ可入苅敷場（かりしき）ヲ区分シ、其他ノ秣（まぐさ）場并茅（かや）場等焼払、且秋季彼岸ニ至リ前書区分ノ苅分ケ及ヒ荊棘等ヲ苅伏セ、春季山焼并ニ野火除（よ）ケ等ノ為メ焼切致シ、費用ノ儀ハ前同断村会ノ決議ニ拠ル。

一　村内道路修繕ノ儀ハ是又前同断、毎戸人民ヲ以テ小暑ノ前后ニ日限ヲ定メ山道ヲ修繕シ、秋分ノ前后ニ日限ヲ定メ又山道ヲ修繕シ、寒露ノ前后ニ日限ヲ定メ里道ヲ修繕シ、人歩ヲ雇揚并ニ日限ノ儀ハ役場ニ於テ触示シ、費用ノ儀ハ前同断タリ。

一　村方田畑養育ノタメ苅敷始メノ儀ハ毎年五月十八日前後両三日ノ内ヲ以テ相定メ来リ、則チ前日ニ一村ヘ触示シ、夏草苅始メハ六月三十日前后両三日ノ内ニ相定メ有之、則前日ニ触示シ来リ候。

一　本村ハ箱根山地ヘ接続タル字旛矛山及ヒ明神ケ嶽等ノ麓ニシテ、猪鹿等田畑ヘ出、妨害ヲ為スノ地ナレハ、耕地山地ノ境界ヘ猪除ノタメ土手及ヒ久根等ヲ設立シ予防致シ来リ。地価金百円ニ付、長九間五分余ヲ以テ割当テ、七ケ年ヲ壱期トシテ、所有ノ地価ニ応シ修繕ノ場ヲ定メ、春秋両度ニ日限ヲ定メ触示シ、是ニ修繕加ヘ、尤（もつとも）賃金ノ儀ハ前同断タリ。

一　社ハ村社大神社、駒形社、赤子社、神明社、八幡社等ナリ。無格社ハ山神社四社、秋葉社、耳石社、稲荷社、子ノ神社、天神社等、合拾四社ナリ。

一　寺　文明寺、松寿院、興禅寺、西安寺等合四ケ寺ナリ。

一堂宇　地蔵堂、陽正庵、最復庵、庚申堂、観音堂、慈眼庵等ノ六宇ナリ。
一学校ハ本村ノ中央字市場ニ設立シテ貫信舎ト称シ、岩波・久根ト三ケ村聯区タリ。本村ノ生徒男七拾名女拾名ナリ。
一地租改正明治九年ヨリ十二年迄、耕宅地ニ租過納ニシテ悉皆御下渡シ相成、各地主ヘ割渡シ済ニ有之。山林原野ハ地租未納ニシテ明治十六年ヨリ同三拾五年迄弐拾五ケ年賦割済ノ上願、御採用ニ相成候。
一諸営業人ハ別紙人名簿ニ記載ノ通リ有之候。
一水車稼営業四ケ所、自用水車拾ケ所有之候。
一銃砲所有スル数四拾五挺。
一本村人情ハ概シテ質朴ニ有之候。
一本村儀ハ去ル明治十六年三月ヨリ村会決議ノ上、大改革法ヲ興シ各最寄ヘ壱名ツヽ、改革委員ヲ置キ該事柄ニ関スル一切ノ事ヲ主トス。

右及演説候也。

駿東郡深良村
旧戸長　小林由太郎

明治十七年十月

駿東郡佐野村組
戸長　岩崎佐十郎殿

（裾野市役所　深良支所所蔵）

153　御宿村ほか一〇か村申合規約

（一八八五）明治18・12・20

駿東郡御宿村外拾ケ村申合規約

農商務省済急趣意書ニ基キ勤勉節倹貯蓄ヲナシ凶荒ノ計ヲナスノ目的ヲ以テ、此組合ヲ組織シ其規約ノ要領ヲ定ムル、左ノ如シ。

第壱条　組合ノ区域ハ御宿・富沢・定輪寺・大畑・千福・上ケ田・葛山・金沢・今里・下和田・須山ノ拾壱ケ村トス。

第弐条　当組合ハ駿東郡下御厨西部組合ト称シ、満五ケ年ヲ以テ一期トス。

第三条　勤勉・節倹・貯蓄ノ三要点ヲ実行センガタメ組

合中左ノ役員ヲ公撰シ常ニ監査セシム。

各村取締　壱人
同世話掛　定員ナシ

第四条　組合協議ヲ要スベキトキハ取締人必出席シ、事故アルトキハ世話係ノ内ニテ代理スベシ。

第五条　組合員ハ容易ニ組合ヲ脱スル事ヲ許サズ。然レドモ規約ニ背キ又ハ不正ノ所為アルトキハ、役員協議ノ上、組合ヲ除ク事アルベシ。

第六条　組合員ハ最モ左ノ三要点ヲ確守シ、務テ道徳信義ヲ重シ破廉恥ノ挙動ヲナサズ、専ラ交誼ヲ厚クシ善事ヲ謀リ、国税・地方税・其他戸長役場ニ於テ徴収スル処ノ諸費ヲシテ必ス怠納セザル様、互ニ勧誘スベシ。

第七条　勤勉

一各自執ル所ノ業務ニ依リ労働時間ヲ増ス事。

二休業ハ一ケ年四拾日ト定ム。

三官衙及戸長役場ノ召喚ハ勿論、集会等揮テ時間ヲ誤ラザル事。

第八条　節倹

一冠婚葬祭等ハ各自其分限ヲ守リ成ヘク省略シ、親戚・知友・関係人ノ外、猥リニ飲食等ヲナスベカラス。

二不急ノ土木ヲ興シ無用ノ物品ヲ購フ事ヲ抑制シ、務テ奢侈虚飾ノ弊風ヲ矯正スル事。

三組合員タルモノハ平常隈リニ飲酒スルコトヲ禁ズ。

第九条　貯蓄

一貯蓄ノ金穀ハ成ルヘク勤勉或ハ省費ノ除贏（じょえい）ヲ以テ貯蓄スルモノトス。

但、貯蓄金穀ノ多寡ハ、組合村々ノ協議ヲ以テ定ムルモノトス。

二貯蓄ノ穀物ハ組合中其村々協議ヲ以テ現品ノ儘（まま）貯蓄スルモ、他物品ハ便宜之ヲ売却シ其代金ヲ貯積スルモノトス。

三貯蓄金ハ毎月三十日其組内世話係リヘ差出シ、世話係ニ於テハ貯積金帳ヘ一々記載シ組合中ノ貯金ヲ集

メ之ヲ取締ヘ相渡シ、取締人ニ於テハ各世話係ヨリ受取所ノ貯金ヲ取扱台帳ヘ記載シ、翌月五日限リ駅逓局貯金預所又ハ信用アル銀行等ヘ預ケ入ルベシ。

但、貯穀ハ蔵積ノ上、六ケ月毎ニ積算シ戸長ノ検印ヲ受ケ置クベシ。

第拾条　蓄積ハ各自不慮ノ災害ニ備フルモノナルヲ以テ容易ニ引出ス事ヲ許サズト雖モ、非常ノ災害ニ罹リタルモノアルトキハ、取締世話係ニ於テ篤ト実際ヲ取調、事実止ヲ得サルモノハ其難易ニ依リ全額或ハ其幾分ヲ引出スモノト雖モ、所轄戸長ノ許可ヲ得ルニ非ラサレハ使用スルヲ得ス。

第拾壱条　役員ノ任期ハ取締ヲ満弐ケ年トシ、世話係ヲ壱年トス。

但、満期再選スル事ヲ得。

第拾弐条　取締人ハ組合一般ヲ総括シ、世話係ノ勤怠ヲ監察シ、組合員ノ規約ヲ遵守スルヤ否ヤヲ視察シ、違約者ヲ教戒スル等ノ事ヲ掌ル。

第拾三条　世話係ハ自己組合員ノ勤怠ヲ視察シ常ニ違約者ナキ様注意シ、若シ預ケ金ヲ怠ルモノアルトキハ之ヲ督責シ直チニ預ケ入ヲナサシムベシ。

第拾四条　此法ヲ施行スルハ向五ケ年トシ、満期ニ至リ更ニ継続ノ如何ハ其時ノ協議ニ任スベシ。

第拾五条　前条々ノ外、必要ト認ムル事項ハ各村ノ協議ヲ以テ之カ規約ヲナスベシ。

右ハ今般農商務省第弐拾号急済趣意書ニ基キ、御宿村外拾ケ村人民協議ノ上、前書ノ通規約仕候間、村民惣代連署ヲ以テ此段御届仕候也。

駿東郡御宿村人民惣代

明治十八年十二月廿日　　中川庄平㊞

湯山直次郎㊞

湯山彦作㊞

湯山詮㊞

湯山半七郎㊞

富沢村同

服部市太郎
服部要七
渡辺恵作
定輪寺村同
大石角平
杉山彌平
大畑村同
市川四郎平
加藤佐平
千福村同
西島準平
横山源次郎
西島利平
横山茂十郎
中野政蔵
上ヶ田村同
柏木倉治郎

柏木新七郎
八木茂作
葛山村同
半田半三郎
岩佐茂市
勝又幸三郎
杉本直平
芹沢孝三
金沢村同
杉本茂重郎
勝又常吉
勝又竹治郎
今里村同
坂田太郎平
杉本兵作
勝又仁三郎
下和田村同

杉山伴蔵
杉山清蔵
眞田八三郎
杉山定吉
須山村同
勝田東平
渡邊秀敷
渡邊豊次郎
勝田宗治郎

静岡県令　関口隆吉殿

戊辰己巳ノ際従軍殉国ノ者、各所戦没ノ地等ニおゐて其遺骸埋葬墳墓ノヶ所有無御取調御達ノ趣、承知奉畏候。然ル処当村方ニハ右等ノ儀更ニ無御座候間、此段御届ヶ奉申上候也。

第一大区三ノ小区
駿東郡麦塚村
副戸長　勝俣藤三郎㊞
戸長　勝俣治三郎㊞

明治七年四月七日

静岡県権令　大迫貞清殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

(2)　徴兵制

154　戊辰戦争戦死者埋葬墳墓の調査　麦塚村

（御宿区所蔵）

（一八七四）
明治7・4・7

従軍殉国ノ者戦没無之御届書

155　明治一〇年国民軍書上げ　金沢村

（一八七七）
明治10・1

（付箋）「読合済」

国民軍書上

第壱大区三小区
駿東郡金沢村

拾七歳ノ部

三番屋敷
農　勝又久米八　二男
勝　又　久　吉

万延元申年十月十日出生

万延元申年四月三十日出生
七番屋敷
農　勝又常八郎　長男
勝又常吉

万延元申年九月五日出生
十五番屋敷
農　小野八郎　弟
小野廣吉

拾八歳ノ部

安政六未年八月廿日出生
二番屋敷
農　勝又藤吉　二男
勝又寅吉

安政六未年八月廿六日出生
八番屋敷
農　永田榮三郎　弟
永田儀三郎

安政六未年十月十二日出生
廿五番屋敷
農　永田源七　長男
永田多郎吉

廿壱歳ノ部

安政三辰年九月三十日出生
三番屋敷
農　勝又久米八　長男
勝又竹治郎

廿二歳ノ部

安政二卯年十月十八日出生
壱番屋敷
農　勝又半蔵　弟
勝又政吉

安政二卯年十月四日出生
十七番屋敷
農
戸主　永田勝治郎

廿四歳ノ部

安政元寅年一月廿日出生
十五番屋敷
農　小野八郎　長男
小野定吉

廿五歳ノ部

嘉永五子年七月十三日出生
二番屋敷
農　勝又藤吉　長男
勝又徳太郎

嘉永五子年九月十六日出生
十一番屋敷
農　勝又勝蔵　二男
勝又弥吉

廿七歳ノ部

嘉永三戌年七月廿日出生
八番屋敷
農 戸主 永田栄三郎

廿八歳ノ部

嘉永二酉年二月廿六日出生
廿番屋敷
農 杉本秀蔵 長男
杉本奥治郎

三十歳ノ部

弘化四未年七月十二日出生
十一番屋敷
農 勝又勝蔵 長男
勝又重治郎

三十壱歳ノ部

弘化三午年五月十五日出生
五番屋敷
農 戸主 勝又平治郎

三十三歳ノ部

廿五番屋敷
農

弘化元辰年六月二日出生
戸主 永田源七

三十四歳ノ部

天保十四卯年十二月廿日出生
十四番屋敷
農 戸主 小野嘉平

天保十四卯年六月六日出生
十二番屋敷
農 真田清吉

三十六歳ノ部

天保十二丑年十二月八日出生
四番屋敷
農 戸主 杉本太右衛門

三十七歳ノ部

天保十一子年九月廿五日出生
十三番屋敷
農 戸主 永田治平

三十八歳ノ部

六番屋敷
農　戸主　真田弥七

天保十亥年九月十六日出生

三十九歳ノ部

九番屋敷
農　戸主　真田良吉

天保九戌年八月九日出生

当駿東郡金沢村ニ於テ明治十年十二月迄拾七歳以上四拾歳以下ノ者、前書ノ通弐拾三名御座候間、此段奉書上候也。

右村

副戸長　勝又弥平治㊞
戸長　柏木新七郎㊞

明治十年一月

静岡県令　大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

156　徴兵家族書　深良村　（一八七七）明治10・3・3

徴兵家族書

駿東郡深良村産
同郡同村住
農　志村和平二男
徴兵本人　志村長五郎

父　農　志村和平　明治十年二月　五十八年三ヶ月
母　ほの　明治十年二月　四十九年三ヶ月
兄　農　志村熊藏　明治十年二月　廿七年七ヶ月
弟　農　志村鐵五郎　明治十年二月　八年七ヶ月
妹　うめ　明治十年二月　十七年二ヶ月
妹　せき　明治十年二月　十五年二ヶ月

氏神駿河国駿東郡深良村赤子社

寺同国同郡同村浄土宗西安寺
（中略）
右ノ通相違無御座候也。

明治十年三月三日　　右
志村和平
加藤善吉㊞
増田孫四郎㊞

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

157　**徴兵適齢の者逃亡の儀につき届書**　**明治10・3・3**（一八七七）

徴兵適齢ノ者逃亡ノ儀ニ付届書
第壱大区三小区
駿東郡□村
農　□（人名）
□（人名）

右ノ者、去ル九年徴兵適齢ニ付明治八年十一月中御調査可奉受ノ処、同月十三日逃亡致シ候ニ付、其時ニ御届申上本年御検査可奉請候得共、未タ行衛（ゆくえ）更ニ相知れ不申候間、此段御届申上候也。

明治十年三月三日　　右
□（人名）㊞
副戸長　勝又弥平治
戸長　柏木新七郎㊞

静岡県令　大迫貞清殿

右ノ通相違無御座候也。

明治十年三月三日　　右
□（人名）

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

158　**西南戦争戦死者のための招魂社建築願**　（一八七八）明治11・9・24

招魂社建築願

第一大区三小区

駿河国駿東郡平松新田鎮座

佐野原神社現境内

一 招魂社(破損)□棟　但　間口五尺　桁行七尺

祭霊　第一大区三小区駿河国駿東郡定輪寺村平民

東京鎮台歩兵第一聯隊第一大隊第四中隊

壱等喇叭(らっぱ)卒大石鉄蔵

縁由　明治十年鹿児島賊徒御征討ノ節従軍

同年八月廿二日日向国臼杵郡三田井村攻撃ノ際戦死

大石鉄蔵義徴兵勤務中、昨十年鹿(破損)□島賊徒御征討ノ節従軍ノ隊(ママ)前記(破損)□□ニ於テ戦死仕候ニ付、右亡霊慰祭として(破損)□□区平松新田鎮座佐野原神社現境内ニ招魂社建設度(ママ)、区戸長并小区中志願発起仕候。右ハ将来徴兵奨励ノ一助ニモ可相成ト奉存候。尤向後修繕費ハ今般資金積立平松新田人民ノ内ニ預ケ置、労煩無之様可仕候間、願(破損)□□聞届被成下度、此段奉悃(こんがん)願候也。

右区

村用掛惣代　杉山孫七郎㊞

明治十一年九月廿四日

同　小林由太郎㊞

同　市川四郎平㊞

副戸長　杉山角平㊞

同　渡辺甚平㊞

同　服部大八㊞

戸長　水口傳平㊞

副区長　岩崎佐十郎（付箋）「廻村中ニ付無印」

(破損)□□県令大迫貞清殿

(破損)□書ノ通願出候ニ付、此段上申仕候也。

区長

末吉孫蔵

「一(付箋朱筆)大石鉄蔵ハ当時戸主誰ノ次男歟(か)何ナル歟(か)ノ訳

一右戸主ハ勿論佐野原神社祠掌并平松新田村民惣代モ連署且招魂社受持神官も同断

一境内反別并今度創建ノ費金高及将来維持方法等詳細記載スヘキ事

一右社地迄県庁ヨリ距離里程」

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

159　徴兵代人につき約定証

（一八七八）明治11・11・20

約定ノ証

去ル明治六年ノ三月、徴兵役被仰出候処、新規ノ事故銘々皆恐レ、違当ノ者迄ハ無之候間、当区内十一ヶ村役名ノ者集議ノ上貴殿へ依願致、勤役中為趣意右村々ヨリ満三ヶ年ニ金弐百拾六円ヲ差出可申約定ニテ相願、速ニ三ヶ年勤役致帰宅ニ及候得共、右約定違変致、右ノ金員御渡し不申、然ルニ今般後備軍割符被下渡候得共、先年勤役中ノ趣意金違約ニ付、貴殿ヨリ右次第ヲ十一ヶ村エ一々談判ニ及候処、一言ノ申訳ケ無之、依テハ其補トシテ、明治十二年後備軍勤役季明ノ上ハ早速神官職ニ取立、給料ヲ定メ貴殿一代急度生活相立候様可致。其節違約等致候得ハ、前約定ノ金高前六年ヨリ二割ノ利子差加ヘ、一時ニ急度相渡し可申候。若又勤役中ニ出上ニテ戦死致候得ハ、貴殿長男ノ事故、跡々御両親エ生害(涯)養育等十一ケ村ニテ急度可致候。右三事件出来ノ□(砌)ノ至リ、各村ニテ役名ノ者差替リ候共、決テ淹滞等不仕、速ニ埒(らち)明可申候。万一違約及候得ハ如何様ノ御処分御取計被下候共、決テ違背申間敷候。為後日連印約定ノ証、仍テ如件。

静岡県下第壱大区三小区
駿河国駿東郡
葛山村
副戸長　芹沢政五郎
千福村
副戸長　横山源次郎

明治十一年十一月廿日

大畑村
副戸長
市川四郎平

定輪寺村
副戸長
大石角平

冨沢村
副戸長
渡邉嘉平

御宿村
副戸長
湯川関太郎

上ヶ田村
副戸長
八木与祖市

金澤村
副戸長
永田永三郎

今里村
副戸長
勝又太平

下和田村
副戸長
杉山伊蔵

須山村
副戸長
土屋佐久太

同県下同大区同小区
同国同郡葛山村
御宿金五郎殿

（千福　横山正美氏所蔵）

第二章　地域社会の再編成の中で

第一節　暮らしの風景

160　音曲軍談興行願

（一八八一）明治14・3

音曲軍談興行願

右ハ今般駿東郡深良村西村賢成宅ニ於テ本月十五日ヨリ三日ノ間午後六時ヨリ十二時迄音曲軍談興行仕度、尤木戸壱人ニ付大人金三銭、小供壱人ニ付金弐銭宛々申請、揚リ高ノ以割合ヲ税納仕リ、且又火ノ元太(大)切ニ仕御規則堅相守申候間、何卒興行御免許奉願上候、以上。

右村

願主百二十四番地

廣瀬留次郎㊞

明治十四年三月

「前書(後筆)之通リ願出候間、此段上申仕候也。

戸長」

161　浄瑠璃人形入興行願

（一八八二）明治15・4・29

（裾野市役所　深良支所所蔵）

浄瑠理(璃)人形入興行願

駿東郡深良村

第二百廿九番地

藤森常吉

第二百六拾四番地

廣瀬七郎平

一本村ヨリ御宿村ヲ経テ入会山字大野原ニ渡ル永続橋ノ儀、今般掛替修繕落成相成候ニ付有志ノ者申合、為豊楽当村第二百六拾四番地廣瀬七郎平邸内ニ於テ、来ル五月二日ヨリ三日迄晴天二日ノ間浄瑠理(璃)人形入興仕度奉存候間何卒御許可被成下度、依之別紙芸人性名書相添、此段奉願上候也。

右有志惣代

明治十五年四月廿九日　　廣瀬七郎平

静岡県令大迫貞清殿

藤森常吉㊞

前書ノ通リ出願候間、此段上申仕候也。

右村戸長

小林由太郎㊞

（裾野市役所　深良支所所蔵）

162　神楽獅子舞願

（一八八二）明治15・10・22

村社祭典ニ付神楽獅子舞願

駿東郡深良村

一本村平民字南堀最寄廣瀬喜平持地字町田ニ於テ、五ケ最寄氏神神明社祭典例年旧暦九月十六日ヲ以祭典致シ来リ候処。猶本年儀も本月廿七日祭典致シ度、就テハ同日午後第（ママ）第弐時ヨリ同第六時迄、別紙性名書之者ヲ雇ひ、獅子手踊リ執行仕度、尤髪（鬘カ）及ヒ紅粉等不相用、俳優ヶ間敷儀一切不仕候間、何卒御許可被成下度此段信徒惣代人連署ヲ以奉願候也。

右村

信徒惣代

明治十五年十月廿二日　町田最寄　芹沢喜平㊞

南堀最寄　廣瀬喜平㊞

和田最寄　大庭柳三郎㊞

切久保最寄　廣瀬藤七㊞

円道原最寄　大庭雄三郎㊞

静岡県令大迫貞清殿

前書ノ通リ願出候間、此段上申仕候也。

右村戸長

小林由太郎㊞

芸人性名書

伊豆国君澤郡

三島宿

第八号

秋山安太郎

御鑑札

（朱筆）「沼第二百十八号

書面願ノ趣聞置候条、佐野交番所へ届ノ上興行可致事。

明治十五年十月廿五日

沼津警察署」

（裾野市役所　深良支所所蔵）

163　暴風被害報告　御宿村

（一八八四）明治17・11・25

今回遠江国引佐・麁玉郡篤志者より富士・駿東両郡暴風雨羅災ノ村落へ籾種六拾俵送致候間、諸郡長ヨリ通条有之、厚意直ニ憐ノ情喚（感）謝ニ堪サル事ニ候。依之現品到着次第、予テ届出有之候村落皆無之ニ帰セン田反別ニ割合配付可致候条、各人民へ貫徹候様別紙証書写添付、郡役所ヨリ達相成候間、各人民へ通徴候様可被取計、則別紙相副此段為通達候也。

明治十七年十二月廿八日　　御宿村組戸長役場

御宿村　上ヶ田村

金沢村　葛山村

今里村　下和田村

千福村　大畑村

冨沢村　右惣代人中

本年九月ハ如何ナル凶月ゾヤ。陰陽序ヲ失シ、暴風廬舎ヲ損壊シ樹木ヲ倒覆シ、強風河海ヲ泛漲シ、谿谷奔流堤塘決シテ田畠淹没シテ穀禾成熟ヲ得ル能ハズ。加之去歳来世上ノ不景気ニ際シ、人民ノ困難謂ニ忍ビズ、其清適ニ憐ム可（ママ）ベキノ状態ニシテ、三五ノ人相会スレバ、必ス民間ヵ困苦ヲ談シ、不景気ノ声囂々トシテ止マス。既ニ某県小民無稽ノ輩ハ、其困弊疲窮ニ勘ヘス、遂ニ不穏ノ状ヲ微セシ者アリト聞ク。然リト雖モ、本県下ノ如キハ施治其宜キヲ得ルアリ。又下民ノ順良穏和ナル、能ク其艱難ニ堪ヘ、辛苦ヲ忍ヒ、苟モ不平ノ徒無シト雖、等シク天災ヲ蒙リ、不景気ヲ受ケサルハ無シ。就中、富士・駿東両郡ノ如キハ、県下中災害最モ著シク、富士郡ニ於テ被害反別弐百六拾八町壱反六畝拾八歩、駿東郡ニ於テ

ハ九百七町七反二畝三歩ニシテ、内五百九壱(十脱カ)町八反五畝六歩ハ皆無(ママ)クト成リ、一粒一禾ヲ得スト。故ニ両郡人民ハ種子タモ尚且之キヲ来シ、其困難甚シキヲ聞ク。吾郡ノ如キモ亦多少災害ヲ蒙ラサルニ非ラスト雖モ、両郡ニ比スレバ其害頗ル軽キヲ感ス。既ニ此感アリ。豈ニ夫レ同県内ノ好義上ニ於テ両郡人民ニ向テ、苟モ一片愛憐ノ情ヲ起サルヲ得ン乎、故ニ小官之ヲ部下引佐・麁玉両郡人民ニ談セシニ、人民徳義心ノ深キ自己ノ困難境裏ニ浮沈スルヲ顧ミス。各応分ノ種子米ヲ出シ、汲々ノ集ル所六拾表(俵)ニ至ル、故ニ今駿東・富士両郡閣下ヲ煩ハシ、之ヲ両郡罹災者ニ送ラントス。夫レ僅々六拾俵ノ種子米ニシテ、豈ニ能ク両郡罹災者ノ意ヲ充スルニ足ランヤ、猶猛火ヘ一掬永ヲ投スルト、一般到底救済ノ功ヲ見ルニ至ラサル可シ。然レトモ各地等シク財政至難ニシテ人民皆窮迫ノ極点ニ際シ、此種子米ヲ送リ、道義ノ心ヲ表スル(ママ)ハ、之ヲ撃壌鼓腹ノ楽ヲ奏シ、和気靄然タル秋ヘ万鏡ノ粟ヨリモ却テ貴重ナルヲ覚フト云フモ、蓋シ過言ニ非ラサル可シ。依テ今種子米送致ニ及フニ当テ一言述テ両郡長閣下ニ呈ス。両閣下ヨ、幸ニ弊郡人民ノ厚意ノ有ル処ヲ賢察セラレ、懇篤ニ御配下人民ニ此意ヲ貫徹セシメラレン事ヲ希望ス。

明治十七年十二月三日　　引佐麁玉郡長　松島吉平　印

駿東郡長　河野鎗次郎殿

富士郡長　石原幸正殿

（千福　横山正美氏所蔵「御回達留」）

164　ハワイへの農業移民募集について　明治17(一八八四)・10・25

布哇国渡航ノ儀ニ付、内国総領事ヨリ別紙ノ通、通牒有之候ニ付、郡下人民ヘ普ク諭告ノ渡航願出ノ向モ有之候ハヽ、可成正実ニシ農業丹精ノ者ヲ撰定候様致スヘク、就テハ第壱期ノ渡航ハ明治十八年一月廿日頃ノ筈ニ付、其期ニ渡航希望ノ者ハ十七年十二月廿日迄ニ願出候様可取計旨、本局ヨリ被達候旨ヲ以テ郡衙ヨリ達遣来候条、此旨通達おゐよひ候也。

明治十七年十月廿八日

御宿村組戸長　安藤繁一

以書翰致啓上候。陳ハ、貴国農夫ノ布哇国ヘ渡航シ、農業ニ従事致度旨、自今願出候者手当向ノ義、横浜ヨリホノルヽ府迄ノ渡航ハ太平洋汽船会社東京丸、或ハ共同運輸会社ノ心城丸ノ如キ上等汽船ヲ以テ之ニ充テ、其費用ハ我政府ニ於テ一切負担シ、且農夫募集ノタメ弁理人ニ関スル朱(ママ)費モ又支弁致スベクニ付テハ、目下京地ニ滞在セシ県令諸公ノ帰県ニ臨ミ、閣下ヨリ我政府ハ貴国農夫ノ我国ヘ渡船ヲ欲スルモノハ、其家族ヲ携帯スルト否トニ拘ハラス充分ノ扶助ヲ受クヘク、其間県令諸公ニ於テ其旨郡長ヲ経テ農夫ヘ諭告セラレンコト御依頼相成度、拙者ノ切望スル所ニ有之候。若シ我国ヘ渡航ヲ希望スル農夫ヲ郡長ニ於テ募集シ、其県令ヨリ閣下若クハ神奈川県令ヘ送致ノ運ニ至リ候ハヽ、拙者ヨリ代理人ヲ其地ニ派シ可申候。郡長又ハ戸長ニ依頼シ、右渡航者ト諸事打合候上、我政府ヨリ農夫ニ前金交付ノ節ハ其約定ニ戸長ノ承認ヲ得ル様致度候。併ナカラ身元引受人トシ、法徒(律カ)上ノ責任ヲ帯ル訳ニハ無之、単ニ徳誼ヲ以テ証人タランコトヲ求ムルニ止リ、且其人物ノ誠実タルコト郡長及戸長ノ申立ヲ信シ、前金付与可致積リニ有候。(ノ欠カ)尤農夫各自ノ本貫ヨリ横浜迄ノ費用ハ之ヲ自弁シ、横浜ニ到着シタル時ヨリ我国ニ船(ママ)シ農業ニ従事スル迄ノ飲食居住ニ関スル諸費及ホノル(ル欠)府迄ノ船賃、横浜滞在ノ食住、ホノル(ル欠)府ヨリ我国内地ニ移リ農業ニ従事スル迄ノ旅費、ホノル(ル欠)府滞在人費、其外横浜・東京ノ弁理者及各県ヘ発遣スル弁理者ノ費用等ハ一切我政府都テ支給可致ハ勿論ノ義ニ有之候。本件ハ全ク貴国及我政府トノ間ニ於テ諸事整頓スルモニシテ(ノ脱カ)其間商業者又ハ其他ノ周旋ニ由ルモノ無之ニ依リ、拙者ヨリ閣下ヘ相願候次第ニ有之、其閣下月々従置ハ県令諸公集会ノ首座アラセラレ、其ニ付渡航希望者ニ対シ我政府ノ取扱及ビ扶助ニ関スル諸事ニ付テハ職務上ノ責任トラセルヽ様、県令諸公ニ御誘説被下候様致度候。

前陳ノ次第ニ候得共、本件暑年(ママ)ノ順席ハ、

(第一)布哇国政府ヨリ稟議ノ件々、県令諸公ニ於テ郡長ヨリ農夫又ハ農業者ヘ告示セラルヽ様致度。

(第二)県令諸公ニ於テハ、布哇国ヘ度(渡)航希望ノ人員ヲ閣下又ハ神奈川県令ヘ通知セラルヽ様致度。

(第三)我政府ノ方ニテハ、役員ヲ各県ニ派出セシメ、其地ノ郡長及戸長ヲ経由シ、前金交付望地諸事整理セシメ、諸派出員ハ貴国人及本件事務ヲ処弁スルニ達ノ人物ヲ送リ可申、而シテ其俸給ヲ都テ我政府ヨリ支障致度モノニ有之候。尤県ノ大小ニ依リ、拙者代理人ヲ差出シ、夫々直チニ処弁為致候義モ可有之ト存候。

右渡航希望者横浜ヘ到着ノ上、詳細ノ義ハ拙者ヨリ神奈川県令ト商議可致(ママ)シ存候間、県令諸公ヨリノ通信ハ、右県令宛ニテ往復セラルヽ様致度候。布哇国衛生上ノ義ニ付テハ、現ニ在住人三万五千人ニシテ、内欧米人、若クハ其血類ノ者五千人、清国人弐万人、葡国人壱万人有之、且伝染病其他劇疾流行等ノ義更ニ無之、勿論血族ニ限リ遺伝病ハ免レカタク候得共、其健全ニ適スル事ハ、恰モ貴国九州・四国ノ地ニ伯仲シ、其気候ハ熱帯ニ係リ快爽ニ有之。来住ノ外国人ノ内貴国人又ハ清国人ノ如キ、常ニ家族多ノ者モ有之、殊ニ小児ニハ適為ニシテ健全ニ生育致シ居候。前条県令諸公御集会ノ節、御談話被成下度、此段奉願候。有御面晤相致候半ト府庁又ハ御私邸ヘ三回程罷出候処生憎(判読不能)□晤ヲ得ス依テ半回ナカラ書簡ヲ以テ申上候也。敬具。

千八百八十四年十月廿五日

布哇国総額事

アール、ダフリュー、アルキン

東京府知事　芳川顕正閣下

布哇国理事官兼総領事々務局特派委員「アール、ダブリュー、アルウキン」ト横浜ヨリ「ホノルヽ」エ向ケ航行

ノ汽船ニ乗込ムヘキ随意渡航人トノ間ニ取極メタル約定証書ニ於テ定ムルコト、左ノ如シ。

第壱条　布哇政府ハ、何某随意渡航人トシテ、「ホノルヽ」ニ赴クコトヲ請求シタルヲ以テ、同人及ヒ其書誰並ニ其子或人誰々ヲ横浜ヨリ「ホノルヽ」迄費用ヲ要セス、下等船室ニ乗込マシムヘシ。而シテ航海中ハ通常ノ食物ヲ給与スヘシ。

第二条　布哇国政府ハ、何某「ホノルヽ」ニ（一欠）到着ノ上、三ケ年間農夫ノ業ニ就クコトヲ得セシムヘシ。且又同人妻誰ノ望ニ依リテハ、何年間同様ノ業ニ就クコトヲ得セシムヘシ。

（千福　横山正美氏所蔵「御回達留」）

165　ハワイへの農夫募集　深良村　（一八八五）明治18・1・16

己庶第二百二号

布哇国渡航之義ニ付、本県庶務課員神奈川県へ出張、左記ノ廉々聞取候旨同課長ヨリ通知有之候。付テハ該聞取ノ旨ニ依リ、年齢四拾歳ニ満ル者ハ勿論、其他前途ノ目的充分ナラサルモノヽ如キハ可成渡航ノ念慮ヲ絶チ、其本業ニ精励候様御注意有之度、此段及御通候也。

明治十八年三月五日

庶務課長
駿東郡書記心得
静岡県十五等出仕　安藤数太郎

佐野村外拾弐ケ村
戸長　岩崎佐十郎殿

一満四拾年已上ノ者ハ、志願スル者採用相成ラス。

一前借金ハ一家ニ付金拾円ヲ貸与ス。

一総領事書簡中其子二人トアルハ強テ其子ノミニ限ラス、其家族ニシテ就業シ能ハサル者ニ対シ、壱人ニ付弗ヲ付与シ、其余ハ幾名同行スルモ別ニ扶助セサルモノトス。

一布哇地方ノ模様ヲ聞クニ身体健全ニシテ余程精勤ノ者ナラテハ実際其功ナカルヘシ。而シテ愈渡航スル場合

ニ臨ミ、流出委員ニ於テハ特ニ検査ヲ為スニアラス、単ニ其地方ニ庁ノ保証ニ依ルモノニ付郡衙戸長役場ニ於テハ右等之撰定ハ最モ注意ヲ要スルモノトス。

坤庶第六号

明治十七年十二月十三日　坤庶第四拾壱号ヲ以テ、布哇国渡航ノ義相達候処、右出願者ニ於テ別段留守引受ヲ定ル等ノ成規無之ヨリ、或ハ其手続ヲ為サス渡航致候者有之節ハ、公私百般ニ差支ヲ生スヘクト相考候ニ付其筋ヘ相伺候処右ハ留守引受ノ者ヲ定メサスベキ旨、指令相成候条爾後願出候者ハ留守引受ノ者相定メ候義ト可心得、此段相達候也。

但是迄願出有之者ハ此際渾テ相定メ其役場ニ届出サスヘシ。

明治十八年一月十六日

駿東郡長　河野鎗次郎㊞

佐野村組戸長　岩崎佐十郎殿

（裾野市役所　深良支所所蔵）

166　天然氷の販売　佐野村

明治19・8・10（一八八六）

○氷　駿東郡佐野村土屋某は昨年中同郡須山村に氷室を設け、天然氷を貯蔵し本年の初夏より売始め、此程沼津大門町へ本店を出し販路をひろめしが、十斤以上五十斤まで百斤につき二円四十銭、五十斤以上百斤以下金二円二十銭、百斤以上同二円の割合なりとか、又富士郡吉原辺は殊の外氷の売捌方よく、是迄一斤七銭なりし処九銭に値上げをなせし由。

（静岡大務新聞）

167　憲法は臣民の必読書

明治22・2・19（一八八九）

庶第四十一号

今般憲法及附属諸法律御発布相成候処、実ニ憲法ハ我国無二ノ大法典ニ有之、苟モ臣民タルモノハ必読セサルヘ

カラサルモノニ付、東京官報売捌所ヨリ取寄申候。其村エモ一部配布候条、丁寧ニ保存致シ、人民エモ便覧ノ方法ヲ以テ、此諸法律ノ趣旨貫徹致候様可取計、此段相達候也。

明治廿二年二月十九日

御宿村外十ヶ村戸長　芹澤孝三

下和田村惣代人

真田米吉殿

（下和田　杉山友芳家所蔵「諸達留」）

168　郡と駿東病院との契約書　（一八八八）明治21・4・6

契約書

駿東郡長ハ私立駿東病院ニ対シ明治二十一年度補助費トシテ金五百円ヲ附与シ、併セテ旧公立病院ノ家屋敷地畳建具諸器械雑具等別冊目録ノ通無料貸渡スニ付、同院設立者トノ間ニ左ノ各款ヲ履行ス可キコトヲ契約ス。

第一款　駿東郡長ハ補助金ヲ十二分シ毎月一日ヲ以テ下渡スヘシ。若シ休日ニ際スルトキハ其翌日トス。

第二款　駿東郡長ハ私立駿東病院ヘ別冊目録ノ通貸渡スニ付、同院ニ於テハ都テ鄭重ニ取扱ヒ、若シ毀損スルトキハ修繕スルコト。

但廃院ノ際ハ物品貸渡目録ニ照合シ、不足若クハ毀損スルトキハ廃院後十五日以内ニ弁償スルコト。

第三款　駿東病院ヘ貸渡シタル家屋ニシテ、非常ノ災害ニ罹リ一時一ヶ所金五拾円以上ノ修繕費ヲ要スル場合ニ於テハ補助費ノ外之レヲ下渡シ、其工事ハ駿東郡長ニ於テ管理スルコト。

第四款　駿東病院ニ於テハ元大学医学部若クハ医科大学ニ於テ本科ヲ卒業セシモノ一名ヲ聘用スルコト。

第五款　駿東病院ニ於テハ少クモ毎月二回第四款ノ医員ヲシテ御殿場村・佐野村ヘ出張セシムルコト。

但万止ムヲ後サルニアラサレハ代理者ヲ出張セシムルヲ得ス。

第六款　駿東病院ニ於テハ本郡在籍寄留ヲ問ハス、苟モ

町村費ノ義務者タルモノニ対シテハ診察料往診人力車賃ハ一切収入セサルコト。

第七款　駿東病院ハ本郡内ノ究民ヘハ施薬スルコト。

但戸長ノ証明書ヲ有スルモノニ限ル。

右ノ契約ハ明治二十一年四月一日ヨリ同二十二年三月三十一日マテ有効ノモノトス。

静岡県駿東郡長　竹内壽貞

私立駿東病院設立者　相磯格堂

（千福　横山正美氏所蔵「駿東郡諸達」）

169　第七区の国会議員（駿東郡域）

（一八八九）明治22・3・19

●第七区の国会議員　本県の第七区は那賀・賀茂・君沢・田方（以上豆州）及駿東（駿州）の五郡より成り、此の撰挙区より二名の議員を撰出する筈なるが、元来豆州人民は彼の分県論に根底して自然駿州に快からず、交通に於ても疎遠の傾きあるに際し、今回豆州一円に駿東郡を加へて一撰挙区と為したるが故に、豆州人民は此所ぞ已等の権利を伸張すべき好時機なりとて、必らずや二名とも豆州人を以つて議員を立て切らんとの希望を起す可く、駿東一郡の撰挙人は之と相手に競争せんことは中々六ヶ敷地位なる可し。然れども斯る壟断のみに遭ふ時は、駿東郡の人民は常に其の嘱望せる議員と議会に送ること能はず、永く路傍の迷児となるの憾あり。若し夫れ駿東郡にして非凡の人物を出して、豆州の山嶺を風靡することを得ば、一名は勿論二名までも駿東人の所望を貫ぬき得るやも知るべからず。今日と雖ども駿東強ち人物に乏しからざるべきも、大事を取れば駿東人は此処にて一思案を為すべき筈ならんと或る人は語れり。

（静岡大務新聞）

170　佐野の滝

（一八八九）明治22・8・16

●佐野の滝　駿東郡佐野停車場を距る拾町余の処にある佐野の滝は、風景絶佳閑雅幽邃の場所にして、避暑は勿論脚気病患者の転地療養所には多く得がたき土地なり

とて、年々夏季に及へは人の来て玆に遊ぶもの甚だ多きよしなるが、東海道鉄道開業以来は一層其の数を増せしを以つて、同地の有志者が新に休憩所数箇所を設け来遊者の便利を謀るゝと云ふ。又同所近傍の地所壱万五千余坪は同郡富岡村御宿の豪農湯山柳雄氏の所有に係るものなるが、何れも貴顕紳士の別荘若しくは脚気患者の転地療養所を設くるに適するを以て、右地所の内若干なりとも望の者に売却さるゝ由。委細は本紙広告に就て見られよ。

（静岡大務新聞）

171　佐野の滝の遊客（佐野瀑布の見学）　（一八八九）明治22・9・4

●佐野の滝の遊客　駿東郡佐野の瀑布は先きに各新聞の広告にも見へしが、之れを見聞したる人々は先きを争ふて来遊し陸続絶ゆる時なく、頃日は清浦警保局長、長谷川海軍主計総監、三大審院検事、赤羽外務参事官等も来遊せられ、特に去月三十日の如きは兼て避暑の為め御殿場の傍に寓する外人並に宣教師ゼームス、エツチバラ氏、女教師ヤグメン氏並びに駿豆両国の信徒六七十人の一行が一日借切を為したる由。

（静岡大務新聞）

172　駿東郡北部の新年（太陰暦正月）　（一八九〇）明治23・1・4

●駿東郡北部の新年　駿東郡北部も亦た従来陰暦にて新年を迎へ来りしが、流石日本の新天地の初幕なる二十三年なれば、何れも陽暦を以つて年の初めの祝意を表することゝなり、去る一日は戸毎に国旗を翻へし門松を飾り立てたり。聞く所に依れば、斯く同地方の人民が陽暦を用ひしは、全く各町村長より熱心に訓諭する所ありたるに由るといふ。去れば貸借取引等の決算は矢張陰暦を用ふる趣きなれば、歳暮にもいと寂漠たる有様なりしが、陰暦の大晦日近くには随分金融も逼迫するならん。

（静岡大務新聞）

173　**駿東郡北部の近況**　　**明治23・2・15**（一八九〇）

●駿東郡北部の近況　駿東郡北部にては村長其他上流の人々が村人に説き諭されたるが故、大抵陽暦にて年を迎へたれど、旧慣は中々棄てられぬ者と見へ、又々陰暦の一正月を迎へんとて、目下何れも多忙なり。去れど公事は凡て陽暦を採り用ゆれど、凡て私事に関することは何事も陰暦に従ふ如し。

（静岡大務新聞）

174　**「奇怪な流言」コレラを防ぐ**　　**明治23・4・30**（一八九〇）

●奇怪な流言　何処如何なる汚利口の言ひ伝へるにやあらん。八十八歳の老母か三年間妊娠し居り、本年三月に一男子を産み落したるか、其児生れて直ぐ物言ふよう、本年八月にはコレラ病より一層烈しき疫病か流行すべし、之れを免かれんには米三合糯米三合黒豆三合を搗きて餅となし家内中にて食すべし、但し此の事を聞きたる日より三日以内に行わでは其の効なし、吾れは此の事を告げ知らせんため此の世に生れ出でたるものなり、努め虚とな思ふべからず、と言ひ終るや否や直ちに死したりとの流伝起り、甲談ずれば乙伝へて忽ら大評判となり、昨年駿東、君澤、田方の各郡並ひに奥豆地方到るところとして此の法を行わぬ家とてはなく、為めに三島、沼津其他の地方にては黒豆品切れとなりしほどなりといふか、斯る流言を信するもの丶世に数多きは実に嘆すべき次第にて、流石記者も筆を投じて一嘆又た一嘆。

（静岡大務新聞）

175　**佐野の滝**　　**明治23・6・7**（一八九〇）

●佐野の滝　駿東郡小泉村なる佐野滝には月見滝、富士見滝、雪解の滝、狭衣の滝、銚子の滝と呼ふ五道の瀑布ありて、中々の奇観なるに、搗て丶加へ昨年開始の当時帝国大学教授ベルツ氏か来遊され、衛生に適することを保証されしため、其の名頓に世上に聞ゆるに至りしか、

本年も去る四月一日より開業されたるに、輓近世上一般の不景気なるに拘わらず、来遊者織るか如くにて五瀑亭の繁昌一と方ならずといふ。

（静岡大務新聞）

176　同盟申合規約　富岡村今里

（一八九〇）明治23・9・10

同盟申合規約主意

近来我地方ハ無頼ノ徒徘徊モ此処彼処ニ於テ賭博スルヲ見聞スルコト多ク、或ハ偸児ノ被害ヲ受クルモノアリ。博徒ノ輩多ク集合スルトキハ其流害少カラス。良民ノ子弟誘惑セラレテ正業ヲ忘棄スルアリ。又ハ時ニ数人民ニ難題ヲ申掛テ、之ヲ困ルヲ聞クコトアリ。夜中喧囂シテ睡眠ヲ驚シ、乱譟ノ振舞強慢ノ所為少カラズ。今ヤ世上一般窮困惨状ヲ呈シ来リ、従テ悪漢校徒ノ増加スル推知スルニ難カラズ。実ニ人民ノ憂慮嫌忌ヒテ措ク能ハサル処ナリ。警察官ニ於テ之ヲ罰スルノ所置周到ナリト雖トモ、此彼等切リ出没シテ之ヲ避ク。其行為不測ニシテ抑制スベカラズ。斯ノ如クナルトキハ漸々擅行ヲ逞フシ、遂ニ人民ノ妨害タラズンバアラズ。依テ茲ニ同盟申合規則ヲ締結スル所謂ナリ。

明治弐拾参年九月

同盟申合規約

第一条　身元詳ナラサル者賭博ヲ為ス者及無頼ノ徒、其他平常ノ所行正シカラザル者ハ、寄寓又ハ宿セシスベカラス。

第二条　賭博セシヲ見聞シ又ハ人家ニ入リ喧騒シ若クハ暴行シ又ハ無謂宅地内ヲ徘徊スル者アルトキハ直ニ取締ニ通報シ、同盟人来集シテ之ヲ懇諭退帰セシムヘシ。若シ不肯トキ又ハ手向等ヲナスモノハ臨機所置シ警察官ニ報知ス可シ。

第三条　田畑山林又ハ建物其他都テ同盟人ノ所有物件ヲ害スル者アルトキハ第二条ノ例ニ依テ所置スベシ。

第四条　同盟人ノ業務及営業ヲ妨害シ其他都テ同盟人ノ権理(利)ヲ害スル者アルトキハ其所置第二条ニ同シ。

第五条　日中又ハ夜中高声喧嘩争論等ヲナシ、為ニ同盟人ノ甚シキ妨害トナリ捨置キ難キ場合ニ於テモ、其所置第弐条ニ同シ。

第六条　第二条・第三条・第四条・第五条ノ場合ニ於テ心(ママ)ス手荒キ所為ヲ加フ可カラス。

但不得止正当防禦ハ此限リニ非ス。

第七条　博徒無頼者群行ニ及、怪キ者等見受ルトキハ警察官ニ密告スベシ。

第八条　警察官探偵上其材料トナルモノハ推問ニ応シ詳細知リ居ル限リ答可シ。

第九条　此規約執行ニ必用ナル職員ヲ置ク左ノ如シ。

取締人兼雑務掛　二人

通報人　四人

但投票ヲ以テ選挙シ任期ハ各壱ケ年トス。

第拾条　職員ハ職務執行ニ関スル実費ヲ受、旅費日給ヲ給セズ。

第十一条　取締ハ同盟人ヲ指揮シ此規約ニ従ヒ万事ヲ所置シ及整理シ、第二条・第三条・第四条・第五条ノ場合ニ於テハ直チニ現場ニ出張ス可シ。

但此規約ニ違者アルトキハ之ヲ説諭ス可シ。

第十二条　通報人ハ警察官及取締人ヘ通報ノコトヲ司ル。

第十三条　此規約ニ違フ者ハ取締之ヲ懇諭ス。説諭弐回シテ尚従ハザル者ハ同盟ヲ除ク。

但警察官ニ通知スベキ件ハ同時ニ通知ス可シ。

第拾四条　職員ノ職務執行ニ関スル費金徴収法ハ当大字今里協議費ヲ以テ支弁スヘシ。

第十五条　規約執行ニ関スル秘密ハ他ニ漏ス可ラズ。

第十六条　骨牌ヲ弄シ賭博等スヘカラズ。譬ヒ少年ノ戯レタリ共直ニ取締人之ヲ制止シ、尚肯セサルトキハ警察官ニ通知ス可シ。

第拾七条　強窃盗入タルトキハ役員並同盟人ハ直チニ其家ニ至リ臨機所置シ、同時ニ警察官ニ通知ス可

シ。

右規約ノ条々確守相違無之為メ、銘々捺印致候也。

（中略）

右駿東郡富岡村大字今里人民一同ノ同盟申合規約実施仕度候間、規約書相添御認可被成下度、此段奉願候也。

駿東郡富岡村常設委員

明治廿三年九月十日　　杉本兵作㊞

静岡県沼津警察署長　水野勝殿

（今里区所蔵）

177　村方瞽女泊り仕役控帳

（一八九一）明治24・3・16

（表紙）

明治廿四年

村方瞽女泊り仕役控帳

三月拾六日　　臨時委員

勝俣勝三郎

柏木伊三郎

十月廿五日　一弐人　瞽女泊り

明治弐拾五年

拾一月九日　一弐人　瞽女泊り

明治廿七年

九月五日　一弐人　瞽女泊り

明治廿九年

五月十八日　一二人　瞽女泊り

明治三拾一年

四月十七日　一弐人　瞽女泊り

高梨うら

十二月八日
一壱人　　瞽女泊り
明治廿五年
十二月十七日
一壱人　　瞽女泊り
明治廿七年
九月五日
一壱人　　瞽女泊り
明治廿九年
五月十八日
一壱人　　瞽女泊り
明治卅一年
四月三十日
一壱人　　瞽女泊り

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

178　旅客宿泊人名簿　五竜館　（明治二四年・大正五年）

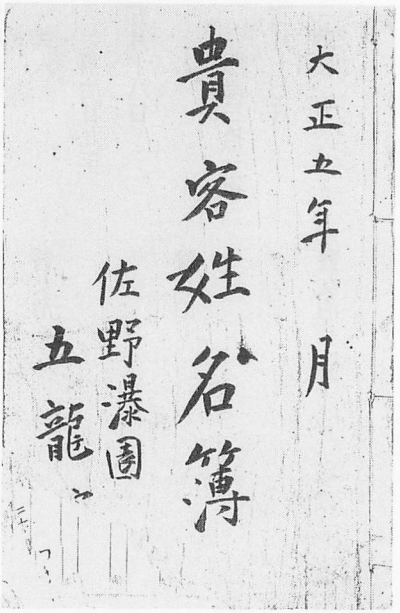

客室番号	年月日 投宿時間	前夜宿泊 行先地	族籍 又ハ国籍	住所	氏名
					小野啓次郎 十九年
					安井文四郎 四十一年二ヶ月
廿七号	明治二十五年九月十一日	有栖川宮御随行			池田輝満 六十四年
		同			江原連三 三十三年
		同			千本つね 三十八年
		同			藤野ふさ 十九年
		同		右東京麹町区霞ヶ関壱丁目二番地 有栖川宮御邸内	福島るい 三十二年

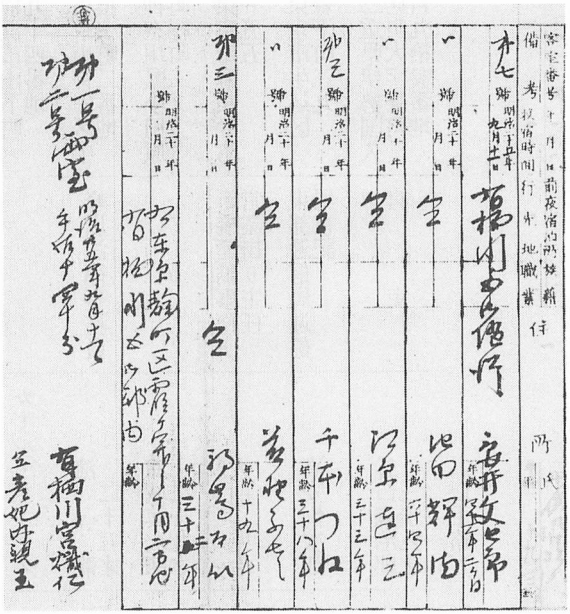

第一号　明治二十五年九月十一日　有栖川宮熾仁
第二号　両室　午後十四(時脱カ)十分　同彦妃内親王

到着月日時	出発月日時	前夜宿泊地	行先地	族籍又ハ国籍	居住地	職業	氏名年齢
十二月十六日六時	十二月十七日八時三十分				駿東郡小泉村岩崎長康方	医師	金子正夫
十二月廿八日三時	十二月廿九日十二時三十分	自宅	東京		東京府下荏原郡大井町四九五六	官吏	河合栄次郎廿六歳
大正六年一月一日四時	一月二日十時五十分	修善寺	横浜	英国人	横浜市山下町九十四番地	カール・リップス	
一月七日八時	一月八日九時	自宅	沼津町		東京市神田区中猿楽町二番地	峰川法律事務員	濱守龍二十五才
同月同日同時	同月同日同時	同	同		神奈川県小田原町緑町二ノ一三	同	浦城與次郎二十九才
一月十七日七時	一月十八日九時		東京		東京市麻布笄町一五五	新橋運輸事務所営業掛り主任	大槻信治
一月廿日五時	一月廿一日十一時	東京	東京		東京市牛込区森下町三九	東部逓信局逓信局書記	高安恂次郎
三月十七日十一時	三月　日時				三重県伊勢国久居町大字壱町千百九拾参番地	官吏	谷口森治郎三十九才

（以下略）

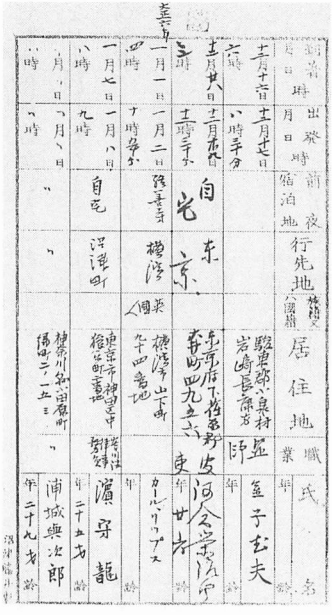

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

179　太陽暦浸透せず

（一八九三）
明治26

（表紙）

明治廿六年
日記諸控帳
第壱月　吉祥日

記

明治廿六年壱月ハ人民総代鈴木嘉吉ナルヲ以テ村内悉皆旧暦ヲ守リ、更ニ太陽暦ヲ行フモノ無之、殊ニ役場ニ於テモ例年休暇表ヲ製シ各人民エ分配セシモ、大半守ラズ、休暇表ハ凡ソ反古籠ニ帰スルヲ以テ、廿六年度ハ製表分配セズ。故ニ陽暦ヲ守ルモノ唯拙者アルノミ。

（後略）

（千福　横山正美氏所蔵「日記諸用帳」）

180　明治二〇年代の暮らし

生活の事

◎住居　私達子供の頃は、私の村で二三軒を除いては畳を敷いてある家は殆ど有りません。床の上に直接筵を敷いてあるだけでした。そしてお客が来ても坐布団と云ふものが矢つ張り村中で二三軒以外ではあまり有りません。筵の上に蓙を敷けば上等、その蓙も無い方が多かつた様です。柱時計も同様、二三軒以外には全然有りませんでした。懐中時計も同様です。又雪隠なども住宅に附いて居る家は極く少く、納屋か肥料小舎の片隅に在るので、一々屋外に出て用を便ずるのです。ですから夜や雨

天の日など非常に不便だつたのです。

◎服装の事　其の当時普通の人は皆和服です。洋服を着るのは学校の先生か役人だけでした。和服は大部分自家で織つた木綿もので、外出用が蚕を飼つては絹糸をとり、之を自家で織つたものでした。羽織を着るのは先づ良家の人で、普通は男も女も黒朱子か、黒木綿の襟のかゝつた胖天を着たものです。そして外出(遠方へ行くとか親戚へ行くとか其の他)の時でも此の質朴な衣服で、帽子など被る人は殆ど有りません。大低手拭で頬被りをしてテク〳〵歩いたものです。そして今日ではどんな人でも外套を着ない人はありませんが、当時外套を着る人など決してありませんでした。

◎食事　昔は大低の家で麦飯を食べました。今の様に「つぶし麦」の無い時代ですから、「麦をゑます」と云つて、搗いた麦を鍋に入れてクタ〳〵と煮るのです。そしてよく煮えた時に、所謂「麦糊」をとつて麦粒ばかりとし、之に二三割乃至五割も六割もの米を混ぜて、もう一度たくと麦飯が出来るのです。尤も、ひどいのになると、米は全然混ぜない全部麦(素麦と云ふ)を用ゐたのも有つた様です。お菜にしても之に準じたもので、平常は香の物や、味噌汁其の他至極簡単な塩魚などでした。勿論砂糖など使用する家は極く僅かで、「香の物」へ醤油などかける家はあまり無かつたのです。多くの家で白い御飯を食べるのは節句か正月、祝祭日位のものゝ様でした。其の他「さしみ」や「鶏肉」など、病人でもなければ食べさせるものではない様に考へて居た人も相当あつたらしいです。然し今日では麦飯を用ふる家は極く少い様です。魚や肉類もよく買はれます。砂糖の消費量も相当のものです。「香の物」へかけるには、「砂糖醤油」でなければまづい」などの声をきく世の中となりました。何かの用事で三島、沼津へ出た様な場合でも、食事時で空腹を感じながらも可成帰宅して家のものを食べました。よく〳〵の時で「一膳めし」屋(今は有りません)が昔は此の一膳めし屋が到る処に在りました。大低、飯

一杯一銭で何杯でも食べたゞけ代金を支払へば宜敷いのです。お菜は「焼豆腐」とか「煮ざかな」とかで、之は別に支払ふのです)に寄る位のもので、天丼など無上の御馳走と心得たものです。然し今日では一寸外出しても何かしら食べて帰る人が多い様です。昔の御馳走天丼や、目下流行の支那そば、ライスカレーなどは常食となりました。

(前略)

◎物価の事

こんな通貨が流通して居ました。一厘銭は一銭の十分の一、二厘銭は一銭の五分の一、文久銭は一厘五毛なのです。

その頃、二つの箱を天秤棒でかついでこんな笛をピーヒヨロ〳〵ピーピーヒヨロ〳〵と吹きながら飴を売りに来ました。「ジョーセン飴屋」と申しました。笛の音が聞えると、子供達は大低一厘か二厘銭を持つて買ひに飛んで行きます。すると一厘銭一つで細い竹の棒の両端に飴を巻いたのを一本よこすのです。ですから飴が棒へ一巻五毛なのです。又その頃の鉄砲玉(菓子)は一銭で二十個でした。然も其の廿個は今一銭に二個のものより余程大きかつたのです。佐野の清滝堂の「栗パン」は私達小学生の頃から既に売つて居ました。値段は二銭に三個ですが、今日のより倍の余も大かつた様です。二銭に三個の菓子と云へば、子供心には随分上等の菓子だなアと思ひました。筆などでも細筆が一銭から三銭位、太筆が一銭から四五銭、六七銭も出すと立派なのが買へました。墨なども矢張り一銭位から有りました。当時、物の安かつた事は驚くばかりで、実におかしい位です。

（後略）

（水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」）

第二節　地域経済の展開

(1)　農業・養蚕・製茶

181　第二回製茶共進会褒賞授与式宴会　明治18（一八八五）

歌

第弐回製茶共進会褒賞授与式宴会歌

我国に花咲せたし咲かせたし、嵯我や、御室の雨にさめ、吉野初瀬の風に散り、香ハいたつらに消へやすく、色ハ空しくうつらふる、花は真（マコト）の花ならす、実の花ハ、国の為め、黄金の色を輝かせ、旭の光り輝リ栄へて、海の外なる各国へ、馨りを遠く輸送らせて、名誉（ホマレ）を博たる産物（シナ）をこそ真の花と賞（タ）ふへし、斯る世にかゝる花をば誰か咲すらん、誰かさかすらむ、往昔（トカ）の尾宇治の野に咲せし花の香（カグ）はしき、其木色芽（コメ）をハ摘そめて、今ハはや此花さかぬ山もなく、此芽をつまぬ里もなく、旭の蔭ニ香ハ高く、黄金の色に国の富む基を起す為にとて、開けし製茶共進会、けふそ芽出度茶の花の薫りくらへや、色そろひ、誰か優等（すぐれ）たる勲（イサヲ）シの、賞典（シルシ）を得しや受られ候や、国のためなる真の花ハ誰カさかせ候や、誰か咲せ候や。

（御宿　湯山芳健氏所蔵「雑誌」）

182　農事改良（御宿村外一〇ケ村）　明治19・1・30（一八八六）

○農事改良　駿州駿東郡御宿村外十ケ村戸長役場にてハ部内の農事を改良せんと、過日丸田徹三郎氏を聘し実地耕耘の模様より農事改良の次第を演説せしめ、普く村民を誘導し、尚ほ米麦改良試験地を設け篤志者をして伝習せしめ来りしが、今回更に勧業課御用係鈴木弥十氏の出張を乞ひ蚕業改良の事を謀り、部内にて農事改良委員数十名を撰挙し、時々質問会を開き其利害得失を討究し、専ら米麦桑茶の改良に従事する由にて、戸長湯山柳雄氏

は此儀に付殊の外尽力され自費を以て奥州より桑苗数万本を買入れ、之を各学校の附属地へ栽培し、小学生徒をして自ら其栽培法を実地に就て学ばしむる法となし、一方にてハ学事の進歩を謀り一方にてハ勧業の道を開くといふ。

（静岡大務新聞）

183　**製糸紅女日当賃金表**

（一八八八）**明治21**

製糸紅女日当賃金表

一壱等紅女　日当金七銭
　但壱人四升（方言）〔水量〕操リ
一弐等紅女　日当金五銭
　但前同断
一三等紅女　日当金三銭
　但前同断
右之通相定メ候也
　明治廿一年
　駿東郡蚕糸業組合所

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

184　**駿東郡茶業組合内景況**
（五月六日発）

（一八八八）**明治21・5・11**

駿東郡茶業組合内景況（五月六日発）

同組合内茶樹発芽の摸様は、海岸通りハ発芽の際四、五日間冷気なりしがため昨年に比すれバ三、四日間後れしが、愛鷹山下より佐野村辺ハ却て前年より三、四日間も早し。故に海岸通りハ十日前より山辺は両三日前より何れも摘採に取掛りたり。而ふして収穫ハ海岸通ほり（ママ）にて発芽の後れたるところハ前年より少しく劣るべきも外ハ概して先づ平年の作柄なり。

（静岡大務新聞）

185　**駿東郡一番茶概況**

（一八八九）**明治22・5・30**

●駿東郡壱番茶概況　駿東郡壱等組合内の壱番茶景況

を聞くに、本年度は壱番茶発生の期に際し、季候不順且つ屢々雨天なりし為めか、発芽兎角不揃にて生葉の収穫前年度に比し大略壱割五分方も減少の摸様を呈したり。而して沼津最寄より西方富士郡堺に接する迄の地方は、五月一二日頃より摘採に着手し、同月廿日頃迄に全く製造を結了し、御厨地方にてハ早きハ同月十八、九日頃、須山辺の如きハ廿一、二日頃より製造に取掛り、昨今ハ製造最中に向へり。又た初季ハ生葉の価格下廉なりしにも拘わらず前年度不味の茶況なりしため製造家ハ少し躊躇の姿なりしが、中頃に至り横浜茶相場久しく維持し居たるため追々と製造に着手し、製造家及び茶商人とも昨年度よりハ収益ありし摸様なり云々。

（静岡大務新聞）

186　駿東郡の茶況

（一八九〇）
明治23・5・18

●駿東郡の茶況　本年ハ孰れの製茶家も困難を極むることなるか、駿東地方にてハ央にして製茶を止め茶樹を刈込むものもあり。西南部ハ既でに一番茶を終り、目今北部御厨地方は製造最中なり。而して沼津市中の相場は並物平均一貫目に付七、八拾銭前後にして、本年の如き諸物価の割合に茶価の低廉なるハ茶業者の大凶年なりと謂ふも可なり。

（静岡大務新聞）

187　水車仲間加入約定ノ証

（一八九二）
明治25・9・18

水車仲間加入約定ノ証

駿東郡深良村遠道原

羽田源吉

右私儀明治廿五年度中、水車修繕ノ節貴殿ヲ相雇候。日当金差上可申ノ処、都合ニ依リ該金ヲ以テ水車仲間ニ御加入被成下度旨申入候処、直ニ御了承被成下、四分ノ一御加入被下候ニ付テハ、自今連月七日半宛貴殿ノ御勝手ニ御搗挽被成下度、因テハ今後該水車修繕費用ノ四分ノ一丈御出金被下度候。為後日水車仲間加入約定ノ証因テ

如件。

明治廿五年九月十八日　　右羽田源吉㊞

同村羽田仲蔵殿

（深良　羽田勲氏所蔵）

188　**一ケ年農業奉公人請状**　　（一八九四）**明治27・1・30**

壱ケ年農業奉公人請状

駿東郡泉村茶畑廿三番地

一身代金六円五拾銭　　小沢由松

長女　はつ

但シ　夏ハ単物壱枚
　　冬ハ袷物壱枚
　　番茶ヲ服
外ニ　油元結

右者明治廿七年一月廿八日ヨリ同廿八年壱月廿七日迄、貴殿へ農業奉公ニ差遣シ置、身代金トシテ前書ノ金円引請人立会正ニ請取奉公仕候処実正也。然ル上ハ貴殿方御家風ノ通リ昼夜共万端堅ク諸業相勤メ可申候。若又欠落又長煩ヒ仕候節ハ引受人ニテ人代差入可申候。其節貴殿へ御不都合等無之様取斗ヒ可申候。依テ引受人奉公ノ証差入為後日如件。

駿東郡泉村茶畑

明治廿七年一月卅日　　本人　小沢由松㊞

引請人　庄司辰蔵㊞

同　中野久三郎㊞

泉村麦塚

勝俣藤三郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

189　**茶繭生糸共進会（開場式）**　　（一八八五）**明治18・7・21**

○茶繭生糸共進会　駿州駿東郡佐野村の蓮光寺に於て開会さるゝ茶繭生糸三品共進会の開場式を去十六日挙行（おこなは）るゝとのことハ曩（さき）の紙上へ記載せしが、いま其景況を聞くに当日ハ寺門及び物品陳列場の入口に紫縮緬の幔幕を

張繞らし、大いなる国旗を交叉し、また紫と緋の小旗数流をたてつらねたり。物品陳列場ハ本堂の両側をもつてこれに充つ。午前十一時諸氏式場に着席。河野郡長ハ幹事の先導にて正面の席に着く。一同立礼。幹事ハ郡長に出品目録を呈す。郡長ハ右一覧の後ち本会開場の旨趣を演述し、出品人総代根上林平氏これが答辞を述ぶ。次に本県吉田十五等出仕祝詞を朗読さる。夫より御宿村外十ヶ村の戸長安藤繁一氏の祝詞あり。畢つて河野郡長ハ幹事の誘導により出品を熟覧され、各員一同と共に控所に退く、時に茶菓の饗あり。これにて式全く了り諸人の参観を許す。右出品の数は繭百八十九品、生糸三十三品、茶五十六品、番外品六種いづれも精良ならざるハなく、殊に精妙良巧なるハ番外出品のうちに玉川村の高田譲八郎氏の海気にて藤田東湖先生の書を織出したる掛物一幅なり。当日出場されしハ駿東郡長河野鎗次郎、本県十五等出仕吉田信慎、同県官鈴木彌十、警察官、伊藤・松本・津田の三同郡書記、岩崎・安藤の両戸長、茶審査委員長倉計吉、繭審査委員遠藤佐太郎、出品人総代根上林平及び出品人等の諸氏なりしと。又た出品の審査長は吉田十五等出仕、本会幹事は同郡書記伊藤鉉一郎氏にして、聞ところによれば繭の審査は糸取女数人を傭ひ置、繭を一個づつ引いだし検尺器を使用して其品質を微細に調査され、尤も繭ハ悉く赤引赤熟の種類多く皆白繭の良種なりといふ。

（静岡大務新聞）

190　蚕業組合規約

明治18（一八八五）・9・10

○蚕業組合規約　駿東郡の山方ハ概して砂土にて諸作に適せざるが、独り桑ハ善く地味に適し、既に郡下の桑園ハ五百三拾八町三反八畝二歩に及び、養蚕に従事する者極めて多く、須走地方にてハ蚕紙十四、五枚乃至二十枚位を掃立る者もありて毎戸平均一枚位ハ掃立る割合なるが、是迄ハ多く甲州又ハ武州八王子辺の商人に瞞着せられて勝手に利を占めらるゝ有様なりしかば、郡下の心

ある人々は痛く之れを憂慮し此程集会末の蚕業組合規約と称して左の如き規則を議定し、不日本県庁の認可を経て之れを実施する筈なりと。

駿東郡蚕業組合規約

第一条　当組合ハ静岡県駿東郡蚕業組合ト称ス

第二条　組合ヲ分テ三部トス其区域左ノ如シ

第一組合

菅沼村外九ヶ村　用澤村外十二ヶ村
六日市場村外十ヶ村　御殿場村外十一ヶ村
於谷澤村外九ヶ村　中山村外八ヶ村

第二組合

御宿村外十ヶ村　佐野村外十二ヶ村
中土狩村外九ヶ村　伏見村外十一ヶ村
大岡村

第三組合

獅子濱村外五ヶ村　上香貫村外六ヶ村
東津田村外七ヶ村　沼津本町外三ヶ町
大諏訪村外七ヶ村　原宿外四ヶ町村
根古屋村外十ヶ村

第三条　第一組合ハ　村　番地ニ　第二組合ハ　村　番地ニ第三組合ハ　村町　番地ニ各事務所ヲ置キ其組合一切ノ事務ヲ取扱フモノトス　（以下次号）

（静岡大務新聞）

191　**郡長の諭達（養蚕）**　（一八八六）**明治19・5・28**

○郡長の諭達　河野駿東郡長にハ養蚕の件に付き郡下へ左の通り諭達されたり

国を富まし家を栄えしめんとせバ、先づ其土地に随ひたるものを撰ひ製出するこそ緊要ならん。之を製出せんにハ他人より一層勝れたる労動（ママ）と巧なる方法とを尽さんにハ衆人協同相励み相究むるにあらざれば如何程容易なる事業なりと雖も為し得ること能はざるべし。

今日は決して昔日の習慣のみ之れ頼り区々家業を営むべきにあらざるなり。外人鋭く眼を貿易場に注ぎ、本

邦特有物産の利を奪はんと欲するや久し。此衝に当り労動（ママ）と研究を怠り以て国富み家栄ゑんことを望も豈得べけんや。本部の如きハ地養蚕に適するも、之を営むもの各人各意徒らに旧套を之れ守り戮力協心相励み相究むるの念甚だ薄し。誰か国富み家栄ゆることを望まざるものあらん。之を望みて之を来たすべき原因を求めざるは最怪しむべきことにあらずや。明治十八年八月官未だ何等の公令なきに先だち、本郡早既に蚕業組合規約を設け、之れが拡張を企図せしに適々主務省亦蚕糸業組合準則を布かれたれば益盛大ならんことを予想せり。然るに却て今日反対の状を顕はし集会を開くも会員甚だ少く為めに満足の決議を得る能はず。今にして如此なれバ本邦特に物産の品位を卑ふするや明かなり。業に玆に従ふもの豈深く省みざるべけんや。現時養蚕の期将に過ぎんとす。一日を怠れば幾多の損害を来すべきにつき須らく意を此点に注ぎ、部分会の開設役員の撰挙事務所の位置等を定むるに準備し、組合規約の認可を俟ち速に整頓し益該業をして盛大の域に至らしめん事を期すべし。

右諭達す。

明治十九年五月廿二日　　駿東郡長　河野鎗次郎

（静岡大務新聞）

192　**駿東郡養蚕伝習所諸則**　　（一八八八）明治21・4・12

達甲第六号

今般本郡ニ養蚕伝習所ヲ設置シ其諸則別紙ノ通相定メ候条、有志ノモノハ可成此際伝習ヲ受ケ候様致スヘシ。

但本年ニ限リ伝習出願日限ハ来ル二十五日迄延期シ、開場期日ハ追テ告示スヘシ。

明治二十一年四月十二日

静岡県駿東郡長　竹内壽貞

駿東郡養蚕伝習所諸則

第一条　本所ハ静岡県駿東郡養蚕伝習所ト称ス。

第二条　本所ハ仮ニ駿東郡北久原村三十番地ニ置ク。

第三条　本所ハ福島県伊達郡ヨリ斯業ニ熟練セルモノヲ聘シテ教師ニ充テ、有志ノ者ニ桑樹培養蚕児飼育ノ方法ヲ伝習シ、蚕糸業ノ改良上進ヲ謀ルヲ以テ目的トス。

第四条　本所設置ノ年限ハ三年トシ明治二十一年ヨリ毎年春期養蚕ヲ以テ施行スルモノトス。

第五条　本所ハ毎年四月二十日ニ開場シ六月三十日ヲ以テ閉場スルモノトス。

但時宜ニ依リ伸縮スル事アルヘシ。

第六条　本所ノ生徒ハ凡五十名ト定メ、一戸長役場部内ヨリ三名以内ヲ募集スルモノトス。若シ志願者ナキカ又ハ人員少キ部内アルトキハ適宜他ノ役場部内ヨリ募集スル事アルヘシ。

第七条　本所ノ生徒トナリ得ベキモノハ、其本籍寄留ヲ問ハス本郡内ニ現住シ年齢十三歳以上五十歳以下ノ男子ニシテ品行方正ノモノニ限ル。

但都合ニヨリ女子ノ入所ヲ許ス事アルヘシ。

第八条　本所ノ生徒タラン事ヲ欲スルモノハ、毎年三月限リ所轄戸長ヲ経テ郡役所ヘ申出ヘシ。

第九条　本所ノ生徒ハ授業料等ヲ要セスト雖本人ノ飲食ハ勿論其他一切自弁トス。

但本所ノ都合ニヨリ便宜寄宿所ヲ設置スル事アルヘシ。

第十条　本所生徒ニシテ其業ヲ励ミ熟達スルモノヘハ褒賞ヲ与フル事アルヘシ。

第十一条　本所ノ生徒心得等ハ別ニ之レヲ定ム。

第十二条　本所ノ監督ハ駿東郡長ノ権内ニ属ス。

第十三条　本所ニ世話係二名ヲ置キ内一名ハ取締ヲ兼ヌルモノトス。

但教師ヲ以テ世話係ニ充ツルコトアルヘシ。

第十四条　取締ハ事ヲ監督ニ謀リ、本所一切ノ事務ヲ綜理ス。

第十五条　世話係ハ監督及取締ノ指導ヲ受ケ庶務会計ヲ分掌ス。

第十六条　取締世話係ハ無給タルヘシト雖トモ時宜ニヨリ報酬スル事アルヘシ。

第十七条　教師ハ監督取締ノ指揮ヲ受ケ伝習ノ事ヲ担任スルモノトス。

第十八条　役員及教師ノ採罷ハ総テ監督ニ任カス。

第十九条　本所ノ経費ハ地方税補助金及有志者ノ捐金ヲ以テ之レニ充ツ。

第二十条　本所ノ収繭ハ売却シテ其年又ハ翌年ノ経費ニ充ツ。

（千福　横山正美氏所蔵「駿東郡諸達」）

193　**養蚕景況（駿東郡蚕糸業組合）**　（一八八八）**明治21・5・8**

●養蚕景況　駿東郡蚕糸業組合より去る四日目の報に拠れバ、同組合内の南部ハ先月二十日より二十五日頃までに悉く掃立てとなり、昨今ハ殆んど弐眠に至りしと。又北部は寒気の強き地なれハ本月三、四日頃より発生の期に至り七、八日頃迄にハ悉皆掃立ての見込なり。これを概言すれバ昨年よりも早期なるがため蚕児掃立に困難を感せずと。又同郡養蚕伝習所は北久原村三拾番地に設置し、経費は弐百余円にて教師ハ福島県伊達郡より聘し去月三十日開所の式を行ひしと。

（静岡大務新聞）

(2)　企業と銀行の設立

194　**環融社内則・貸金預り金取引規則・環融社募金表**　（一八七八）**明治11・6・29**

環融社内則

第一条

今般有志輩盟約シテ生産資本金貸附所ヲ開キ近郷融通ノ便ヲ謀リ、各自営業ヲ資ケ生産ノ方ヲ拡張シ、公益ヲ開誘セン事ヲ欲ス。故ニ取扱人ハ勿論一般誠実公平ヲ主トシ、毫モ私情ヲ懐カズ協力励精シテ后来ノ盛栄ヲ期ス可シ。

第二条

取扱所ハ本県下第壱大区三小区御宿村拾九番地湯山半七郎宅ニ於テ仮ニ設置シ、環融社ト称ス。向来盛大ニ及フニ至テハ新ニ家屋ヲ建築スヘシ。且便宜ヲ主トスルガ故ニ他所ニ分社ヲ置事モ之アル可シ。

第三条

当初資本金ヲ壱万円ト概定シ、壱株五拾円トシ合計弐百株トス。

但発起人ノ外他ノ加入ヲ募リ、金員増殖シテ融通ノ便ヲ大イニセン事ヲ期スベシ。

第四条

取扱役員ハ発起人ノ内投票ヲ以テ定ムヘシ。其名員左ノ如シ

取扱人　壱員　副取扱　弐員

検査掛

外小使　壱員

但当分ノ内右名員ニテ取扱、其緩急ニヨリ加除スル事アルベシ。尤発起人ハ総テ検査係リタルベシ。

第五条

取扱人小使ニ相当ノ月俸ヲ給スヘシ。現今仮扱所ヘハ至当ノ家賃ヲ払フヘシ。

第六条

毎月壱回宛検査掛一同立会、金員ノ出納及ヒ諸帳簿ノ調査ヲ経ヘシ。

第七条

毎年一月二十日、発起人外株主惣代一同衆会シテ前年分結算(ママ)ノ上、純備金(ママ)ヲ惣株主ニ割渡ス可シ。

但毎年得ル処ノ利益金ノ内役員ノ月給其他雑費ヲ遣ヒ払、残金百分ノ八拾ヲ惣株主ノ利益トス。残弐拾分ノ内拾分ヲ純備金(ママ)トシテ永年累積スヘシ。五分ヲ非常予備金トシ、（此細目ハ拾八条ニ挙グ）、五分ヲ発起人臨時諸費手数料トス。

第八条

累積スル処ノ純備金(准)ハ本社ヲ永続維持スルノ基本タリ。

多年ノ後若シ此社ヲ解ク事アラハ、其節現在スル株主一同エ株高ヲ以テ分割スヘシ。

第九条

発起人ハ貸附金其他ニ付、非常困難ノ事件等到来スル時ハ之ヲ担当シテ弁理スヘシ。故ニ百般ノ事務ヲ尚議シ役員ノ正非ヲ訊問スルノ権アル可シ。

但通常小事件ハ可成丈ケ現在役員ニテ弁理スヘシ。最非常事件ニ付損金入費ノ如キハ株主一同ノ株高エ係ル可シ。

第拾条

取扱人其他ニ至迄定規背反シ事務ヲ怠リ私欲曖昧ノ所為アル時ハ、衆議ノ上相当ノ過怠料ヲ出サシメ、又ハ官ニ訴ヘ御所置ヲ仰ク可シ。

第拾壱条

差出ス処ノ株金ヲ取戻サン事ヲ乞フヲ許サス。然レドモ他人エ売渡ス事ハ勝手タルヘシ。然ル時ハ売主買主トモ取扱所エ来リ株金証券帳簿姓名等書換ヲ乞フヘシ。

第拾弐条

貸附金出払ヒタル時、発起人ヨリ当分入金セントスル時ハ、其利子ハ壱ケ年壱割四分ノ月割ト定ム。

但其時宜ニ由リ利子増減アルヘシ。

第拾三条

貸附金返済期限ハ五ケ月限リタル可シ。其利子ハ壱ケ年壱割五分ノ月割ト定ム。

但千円已上ハ壱割弐分タルヘシ。

第拾四条

株主ノ者金借用ヲ乞フ時ハ株金高ノ八分（百円ニ付八十円マデハ）株金証券ヲ抵当トシテ貸渡ス可シ。其利子并返済期限ハ定規ノ通タル可シ。

第拾五条

后来株数金員ヲ増加セントス時（ママ）ハ、当初株数出金ノ分割ヲ以テ計算ノ上、純（ママ）備金トモ一同入金可有之事。

第拾六条

発起人中エ借主ヨリ証人ニ立ン事ヲ依頼スト雖トモ肯ス

ベカラス。

但土地ノ便宜ニヨリ来談アル時ハ其旨本社エ報道ハ為ス可シ。

第拾七条

発起人其他此聯合ニ入ルモノハ均シク兄弟親戚ノ情義ヲ結ビ、聊カ疎意ナカルヘシ。若不虞ノ難艱（ママ）アル時ハ必ス之ヲ救済スベシ。其他近郷内ニ非常ノ災害等アル時ハ、若干ノ救助ヲ贈致スヘシ。其金額ハ臨時合議ノ上定ムベシ。

但此資金ハ第七条但書ニ挙ル処ノ利益金百分ノ五ヲ以テ累積シタル非常予備金トスルヲ充ルモノナリ。

第十八条

会議計算其他立会ノ節、時間ヲ定メ通知ニ及ブ時ハ必ス無遅延出頭ス可シ。

第拾九条

前条法則当初概定スト雖トモ実際施行之上若シ不都合ノ廉有テ増減セントスル時ハ、一同協議ノ上之ヲ改定スヘシ。

貸金預リ金取引規則

第壱条

当社ノ金ヲ借ラント欲スルモノハ総テ左ノ条目ヲ承諾シ、予テ来談之アル可シ。

但各月一、六ノ日ハ休暇タルヘシ。

第弐条

貸附金ハ五ヶ月間ヲ限リトス。返済ハ毎月二十日迄ヲ定限トシ、利子ハ年壱割五分ノ月割ヲ定トス。

但千円以上壱割弐分タルヘシ。

第三条

抵当ハ地券状ニ限ルト雖トモ、其品物ニヨリ荷質ヲ預ル事モアルヘシ。

第四条

動不動産ノ抵当無キモノハ総テ取肯ズ。且金高弐拾円未満ハ貸金預リ金トモ当分ノ内扱フ事ナシ。

第五条

預リ金ノ利子ハ総テ年壱割ノ月割トス。尤該月一日ヨリ十五日迄入金ハ金利付、十六日以後ノ入金ハ当月無利子タルベシ。

第六条

預リ金返済ハ該金受取ノ節期限ヲ定メ証書ヲ渡ス可シ。但返金ノ期ヲ伸縮セント欲スルモノハ、三十日以前ニ来談アルヘシ。尤五ケ月以内ニ返済ヲ乞フ時ハ無利足タルヘシ。又時トシテ預リ金ヲ断ル事モアルヘシ。

第七条

前条取引規則向来都合ニヨリ改正スル事有ト雖トモ、定約期限内ノ分ハ最初約束ノ通リタルヘシ。

右之通御座候已上。

環融社募金表

一金壱万円也　内株

三拾株　杉山久平治
弐拾五株　湯山平次郎
弐拾株　渡辺隼雄
十五株　松井謙治
拾五株　小林秀三郎
拾五株　梶　与参
拾株　小澤理三郎
拾株　天野幸逸郎
拾株　湯山彦作
拾株　勝又弥平治
拾株　勝又甚五郎

但壱株ニ付金五拾円宛都合弐百株也

三拾株　湯山半七郎

静岡県管下
駿河国駿東郡第一大区
三小区久根村　勝又甚五郎
〃　勝又弥平治
〃　深良村　松井謙治

〃　御宿村　湯山半七郎
〃　湯山平次郎
〃　湯山彦作
〃　須山村　渡辺隼雄
四小区駒門新田　小沢理三郎
〃　竈新田　小林秀三郎
〃　杉山久平治
五小区大御神村　天野幸逸郎
〃　須走村　梶与参
右拾弐名惣代

明治十一年六月廿九日　湯山平次郎
湯山彦作
渡辺隼雄
湯山半七郎

静岡県令大迫貞清殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

195　環融社より湯山半七郎あて書簡①　明治16（一八八三）・7・12

（表書）「東京日本橋檜物丁川岸
伊勢や安兵衛様止宿
従
駿河国駿東郡御宿村
静岡
湯山半七郎様
無事要用」

（裏書）「呉服丁三丁目
大井啓次郎止宿
水口傳平」

十六年七月十二日

追々暑気甚敷相成候処、弥御安康御着京可有之奉賀候。
然ハ拙老義十日六時頃着岡呉服丁三丁目大井啓次郎方ェ
止宿仕候処、幸ひ郡書記神谷敬直殿出岡ニ付御同人旅宿
へ不取敢出頭、今般出願ノ件至急ヲ要シ候義詳細陳申候

所、係官ェ口達可致旨承諾、十一日例時願書規則書共御
同人ョリ直ニ係官ェ進達致呉候処、神谷氏ェ被申候ハ右
出願惣代人ハ知己ノ仁ニ付面会可致旨ニテ、直ニ応接所
ェ出頭面会候処、係官員ハ韮山出ノ鈴木廣殿ニテ懇篤口
達ノ次第左ニ申上候。

一　本願ノ義ハ大蔵省ェ進達ノ上認可ニ相成候間則決ニ
不相成候事。

一　願書ェ環融社ノ云々差加ェ候テハ余程渋難致シ、該
社ノ廃業ノ指令済ノ上ナラテハ今回ノ願ハ出来不申、
依テ御厨銀行ハ新規設立ノ出願ニ致シ指令済ノ上環融
社廃業願差出シ候方宜敷候旨ニ御座候。

一　御厨銀行名唱不都合無之候。御採用相成候趣ニ御座
候。

一　許可ノ字大蔵省ニテキライ認可ト相成可申事。

一　願書規則細則共不都合ノ廉モ有之候間、是ハ同人県
庁退出ノ上宅ニテ草稿相綴リ、必ス御採用相成候様可
致旨ニテ、拙者ニモ同人宅ヘ出頭致シ候様被申聞候間、
本日已後同人宅ヘ可参出筈ニ御坐候。
但シ大蔵省ヘ進達ノ上ハ少シノ直シ有之候テモ却下
相成候ニ付、再進達迄ハ各課ノ手ヲ経候ニ付、三十
日間位ハ相掛リ候間、必ス脚下（ママ）ニ不相成様書体加除
可致趣。

一　至急ヲ要シ候義ハ大蔵省ヘ出勤致候官員ノ内手続候
方ヵ早ク指令相成候趣、左モ無之候テハ、大蔵省ヘ進
達ノ日ヨリ三十日間位ハ日間相掛リ可申趣ニ御坐候。

右ハ県庁ノ手続前記ノ通ニ御座候間御報知致候。本省ノ
手続ハ池田君御依頼相成候テハ如何ニ御坐候哉、心積リ
ニ付申上候。若御同人御依頼ニ候ハヽ、御宿銀行ノ名唱尚
為念御伺、弥不都合無之義ニ候ハヽ、確定ノ上、株券御注
文ニ相成候都合宜敷義ト奉存候。規則細則共株主悉皆調
印ニ相成候間、十日間位ハ相掛リ可申候。然ル上ハ大蔵
省ヘ進達迄ハ本日ヨリ十五日間位ハ相掛リ可申ト愚考仕
候。
尚委細後便ニ可申上候。且鈴木廣殿規則書其外成功ノ上

抵触ノ廉有之候ハヽ、直ニ郵便ヲ以可申上候。
野生義十四日ニハ帰社仕候間、是又御報知及候。
右申上度、草々頓首

静岡　　大井啓次郎方止宿　　水口傳平㊞

十六年
七月十二日

日本橋檜物丁川岸
伊勢安方御止宿
湯山半七郎様

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

196　環融社より湯山半七郎あて書簡②　明治16・7・16（一八八三）

（表書）
「（欠損）□京日本橋区日本橋
（欠損）□物町川岸
（欠損）□勢や安兵衛方旅宿　　駿河国駿東郡御宿村

（欠損）□山半七郎様　　環融社　」

（裏書）
「（欠損）□六年第七月十六日投函」

尚々兼テ申上候通大蔵省エ進達ニ相成認可相成候。
規則書ハ株主一同認印ニ相成候事。
弥御安康被成御坐欣喜ノ至ニ奉存候。然ハ拙老義昨十五日帰村本日出勤、出岡中去ル十二日、十三日両日郵便ニ托シ詳細御通知申上候件ハ同僚一同及柳雄君エモ篤ト御協議及候所、御厨銀行名唱確定ノ上株券及行印等都テ御注文有之候様致度、尤許可ハ認可ニ相成候間是又御承知被下度候。
一　十三日出ノ書状ニモ申上候通リ大蔵省出納局定詰市川庄之丞殿エ御照会ハ、貴君御勘考ノ上御取計相成度候。
一　右仁ハ八丁堀本蔵橋辺ニテ大蔵省出納局定詰第一国立銀行係リ生国三島宿紫（ママ）丁小出半兵衛殿ノ弟也。（外ニ半）大場

大村エ（兵衛殿二男）養子ニ縁付当時東京ヵ名前不存、此仁ノ叔父ニ御坐候間是又御手続ニモト御含迄申上候也。

一　願書ハ直シ方本日ヨリ着手清書整頓次第株主ノ捺印請求、本月廿一、二日頃迄ニハ進達致シ候運びニ御坐候。右申上度草々頓首。

七月十六日　　環融社

水口傳平㊞
服部大八㊞
勝又甚五郎㊞

（判読不能）

湯山半七郎様

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

197　環融社の株主あて至急連絡

（一八八三）明治16・7・19

駟急（しきゅう）持回リ回章

当社をして這回御厨銀行設立情願（ママ）ニ付、副頭取水口傳平等県庁出願の上、銀行掛り官員ニ相伺候処、書面中訂正の廉々有之、加之大蔵省の認可を得べく旨、御口達ニ付、上申書再認メ候間、明二十日、二十一日の両日の内、営業時間午前八時より午後二時迄ニ各位の捺印を要し候間、御実印御携帯御来社有之度、此段申進候也。

追て大駟急を要し、頭取湯山半七郎義私用兼出京中ニ付、同人在京中ニ書面相回し申度、呉々も両日の内ニ御来社を是祈るニなん。

明治拾六年第七月十九日　駿河国駿東郡御宿村
午前十時発ス　　環融社㊞

株主

今里村　杉本兵作殿㊞　勝又仁三郎殿㊞
勝又富作殿㊞　坂田和吉殿㊞　坂田太郎平殿㊞
杉本宇之吉殿㊞
下和田村　杉本定吉殿　真田長三郎殿㊞
認有分　真田長三郎殿㊞　杉本定吉殿　杉山由蔵殿
大坂村　杉山新七殿　勝又甚平殿㊞

神山村　武藤勇次郎殿　小林長吉殿
深良村　小林理三郎殿　小林甚五郎殿
松井謙治殿㊞　小林次平殿　大庭傳次郎殿㊞
小林由太郎殿㊞　大庭新七殿　勝又甚五郎殿㊞　勝又弥平次殿
久根村　勝又平次殿
勝又久平殿　室伏源六殿㊞　芹澤伊三郎殿　市川廣吉殿㊞
公文名村
茶畑村
加藤清右衛門殿　勝又藤三郎殿㊞
麦塚村　伊豆佐野村　大庭文五郎殿㊞
伊豆島田村　勝又猶右衛門殿㊞　大庭佐太郎殿㊞
土屋要作殿　梶董蔵殿㊞　大庭亀太郎殿㊞
水窪村　渡辺道次郎殿
富澤村　服部久五郎殿㊞
佐野村　久保庄三郎殿㊞　杉山角平殿㊞
石脇村　大庭竹次郎殿㊞　大庭慎平殿㊞
大庭松五郎殿㊞

千福村　中野友蔵殿㊞
御宿村　湯山平次郎殿　湯山彦作殿
真田助次郎殿　湯川関太郎殿㊞

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

198　**御厨銀行規則**　（一八八三）**明治16・8・4**

今般物産拡張財産共通ノ為メ、協同結社資本金六万円ヲ以テ私立銀行ヲ設ケ御厨銀行ト称シ、駿河国駿東郡御宿村第拾九番地ニ設置シ、別冊規則之通営業仕度候間、至急御認可相成度、此段奉願候也。

静岡県下駿河国駿東郡御宿村
御厨銀行発起人
駿東郡久根村　勝又彌平治
同　御宿村　湯山彦作
同　大御神村

天野幸逸郎
同　駒門新田　小澤理三郎
同　深良村　松井謙治
同　平松新田　服部大八
同　竈新田　小林秀三郎
同　須走村　梶與参
同　須山村　渡邊隼雄
同　御宿村　湯山平次郎
同　竈新田　杉山久平治
同　久根村　勝又甚五郎
同　伊豆嶋田村　水口傳平
同　御宿村　湯山半七郎

静岡県令大迫貞清殿

前書ノ通願出候間、此段上申仕候也。

戸長　湯川關太郎

（朱筆）会第百七十号
押切印

書面願之趣承認候事

明治十六年九月五日　静岡県令大迫貞清　印

御廚銀行規則

今般物産拡張財産共通ノ為メ私立銀行ヲ設立シ、其業ヲ経営センカ為メ、此規則第四条ニ掲名シタル者一致協力シテ左ノ条欵ヲ決定セリ。

第一条

当銀行ノ名号ハ御厨銀行ト称スベシ。

第二条

当銀行ハ静岡県下駿河国駿東郡御宿村第拾九番地ニ設置シ、営業ノ都合ニ拠リ各所ニ支店ヲ配置スル事アル可シ。

第三条

当銀行ノ資本金ハ六万円ニシテ五拾円ヲ以テ壱株トシ、総計一千弐百株ト定ムベシ。

第四条

当銀行ノ株主住所・姓名・株数・金額等左ノ如シ。

姓名	住所	株数	金額
杉山久平治	駿河国駿東郡竈新田	百五拾四株	七千七百円
湯山半七郎	同国同郡御宿村	七拾株	三千五百円
渡邊隼雄	同国同郡須山村	六拾弐株	三千壱百円
湯山平次郎	同国同郡御宿村	五拾九株	弐千九百五十円
小林秀三郎	同国同郡竈新田	五十三株	二千六百五十円
水口傳平	同国同郡伊豆島田村	五十株	弐千五百円
森茂次郎	同国同郡石川村	四拾株	弐千円
小林理三郎	同国同郡深良村	同国同郡下和田村	三十五株
杉本定吉	同国同郡御宿村	同国同郡須走村	五百五拾円
眞田長三郎	同国同郡御宿村	同国同郡須走村	五百五拾円
岳南学校資金監守人	同国同郡平松新田	同国同郡須走村	六百円
湯山半七郎	同国同郡土屋新田	同国同郡須山村	七百円
湯山平次郎	同国同郡深良村	同国同郡深良村	九百円
杉山由蔵	同国同郡久根村	同国同郡久根村	千五百円
勝又甚五郎	同国同郡駒門新田	同国同郡須走村	千三百円
梶　與参	同国同郡茶畑村	同国同郡駒門新田	千三百円
小澤理三郎	駿河国駿東郡御宿村	同国同郡茶畑村	千弐百円
芹澤伊三郎	同国同郡深良村	駿河国駿東郡御宿村	千弐百円
湯山彦作	同国同郡深良村	同国同郡深良村	千弐百円
松井謙次	同国同郡今里村	同国同郡深良村	千〇五拾円
杉本兵作	同国同郡大御神村	同国同郡今里村	千円
天野幸逸郎	同国同郡保土澤新田	同国同郡大御神村	千円
土屋好道	伊豆国君澤郡三島宿	同国同郡保土澤新田	千円
水口逸作	駿河国駿東郡旧四小区	伊豆国君澤郡三島宿	千円
小林由太郎	同国同郡深良村	駿河国駿東郡旧四小区	壱千円
小林理三郎	同国同郡須山村	同国同郡深良村	九百円
渡邊秀敷	同国同郡久根村	同国同郡須山村	七百円
小野庄五郎	駿河国駿東郡須走村	同国同郡久根村	六百五拾円
山口善六	同国同郡須走村	駿河国駿東郡須走村	六百五拾円
服部大八	同国同郡平松新田	同国同郡須走村	六百円
小林甚五郎	同国同郡深良村	同国同郡平松新田	六百円
渡邊秀敷	同国同郡御宿村	同国同郡御宿村	五百五拾円
勝又彌平治	同国同郡下和田村	同国同郡下和田村	五百五拾円
小林甚五郎	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
小澤理三郎 小林秀三郎	同国同郡御宿村	同国同郡御宿村	五百五拾円
小林由太郎 小林理三郎	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
杉本兵作	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
天野幸逸郎	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
土屋好道	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
水口逸作	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
杉本兵作	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
松井謙次	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
湯山彦作	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
芹澤伊三郎	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
小澤理三郎	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
梶　與参	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
勝又甚五郎	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
一村共有人民惣代 松井謙次 大庭新七	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
荻原村外廿八ヶ村人民 共有総代 小澤理三郎 小林秀三郎	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円
共有ノ分 眞田長三郎 杉本定吉 杉山由蔵	同国同郡深良村	同国同郡深良村	五百五拾円

| | | |

百	円	二	株	同国同郡二子村	土屋五平
百	円	二	株	同国同郡石脇村	大庭愼平
百	円	二	株	同国同郡御宿村	眞田助次郎
百	円	二	株	同国同郡佐野村	杉山角平
百	円	二	株	同国同郡深良村	大庭傳次郎
百	円	二	株	同国同郡東田中村	瀧口關太郎
百	円	二	株	同国同郡久根村	勝又平治
百	円	二	株	同国同郡公文名村	室伏源六
百	円	二	株	同国同郡萩原村	野木三平治
五拾	円	一	株	同国同郡杉名澤村	子上宇三
五拾	円	一	株	駿河国駿東郡今里村	坂田和吉
五拾	円	一	株	同国同郡下和田村	杉本定吉
五拾	円	一	株	同国同郡石脇村	大庭竹次郎
五拾	円	一	株	同国同郡下和田村	眞田長三郎
計六万	円	千二百	株	三国弐宿三十六ヶ村	八拾九名

（中略）

明治十六年八月四日

株主　杉山久平治（以下一四名）

深良村共有人民惣代　松井謙次（以下八名）

旧四小区萩原村外廿八ヶ村総代　小澤理三郎（以下八名）

御宿村岳南学校資金監守人　湯山半七郎

同　湯山平次郎

共有ノ分　眞田長三郎（以下八名）

大坂村十四戸総代　勝又甚平（以下三九名）

平松新田九名総代　服部大八（以下一八名）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

199　御厨銀行開業

明治16・9・19（一八八三）

○駿東郡御宿村貸附会社還（ママ）融社は今回六万円の資本金を以て一ツの私立銀行を設立せんと其筋へ出願せし処、認可相成しを以て御厨銀行と称し開業し、頭取は湯山半七

郎氏にて近々開業式を行はるゝ由。

（函右日報）

200　貸付ケ金証書写

（一八八四）明治17・6・14

甲第五三号　借用金証

一金弐百円也　　但壱ヶ年利子壱割五分約定

此抵当

駿河国駿東郡葛山村ノ内

三百八十九番　田　三百十四番　田　三百五十五番　田
字上円田　字同　字同

三百八十八番　田　四百五十四番　田
字同　字中田

合田反別四反九畝五歩　　第壱番書入

地価金百六拾円九拾六銭四厘地券状五通相添

右金員借用候処確実也。当明治十七年十一月二十日限り元利共無相違返済可仕候。万一淹滞仕候ハヽ書入ノ抵当地貴銀行エ差出候間、売却被成元利御受取被成候共、又ハ抵当ニ不拘引請人ヨリ悉皆弁償仕候共、御存意ニ任セ少モ御苦労御損毛相掛ケ申間敷候。此抵当他エ質入書入等更ニ無之、且実価低下スルカ非常天災ニ罹リ損地或ハ地種変換ニヨリ実価減額ヲ生シ候節ハ、御差図ニ随ヒ増抵当差入可申候。為後日借用金証依テ如件。

駿河国駿東郡葛山村

明治十七年六月十四日　　借主　荻田周平

前書荻田周平借用金拙者共立会引請候処実正也。然ル上ハ返済期日ニ至リ淹滞候カ本人転籍逃亡下在等ノ節ハ、特ニ本人ニ代リ直ニ元利悉皆代償仕候共、或ハ抵当貴銀行エ御引上ケ被成売却代金ヲ以テ御受取被成不足相立候分弁償仕候共、御存意ニ任セ可申候。万一右廉々違背仕候ハヽ拙者共エ如何様ノ請求有之候共、一切苦情不申述速ニ元利皆済可仕候。為後日引請約定証如件。

駿河国駿東郡葛山村

明治十七年六月十四日　　引請人　勝又幸三郎
　　同　　御宿近吉

駿河国駿東郡沼津宿
　御厨銀行御中

前書之通相違無之候也。

右村戸長
芹澤孝三

（裾野市役所　富岡支所所蔵）

201　積信社の回顧

（一八八九）明治22・5・5

明治二十二年五月五日　日曜　晴

一　先年沼津ニ積信社ト唱ヘ製茶之会社（江原素六ト申人発起）有之、拙者モ社入（一株金百円）ノ処、製茶米国エ直輸大失敗、結局一株金ヲ投ケ加之壱千円余分担金ヲ差出し社入人一同ノ迷惑謂ヘカラス。右ハ駿東郡中ハ申ニ不及豆ノ田方郡駿ノ富士郡等ニ聞伝申候、言伝申候。夫カ為メニハ有之間敷候得共、四、五ケ年前沼津ト香貫村之境界狩野川エ製紙所ヲ設置即チ株ヲ募集云々ノ由ノ処、沼津ハ勿論本郡・富士・田方等ニ応スルモノ無之由、終ニ右製紙所ハ富士郡原田村辺ニ設置ト相成、ふじ郡ノ近キ頃ノ模様ハ承リ不申候。

（御宿　湯山芳健氏所蔵「日誌」）

202　工場取調御届

（一九〇三）明治36・9

工場取調御届

駿東郡富岡村下和田地内工場
一　鋸輪機業持主
　神奈川県横須賀
　　今井仙三郎
一　鋸輪機業工場字内尾千弐百六拾八番ノ内
一　鋸輪機　参枚使用
一　雇人　五名

右取調方相違無之ニ付、此段御届申上候也。

駿東郡富岡村常設委員

明治参拾六年九月　　杉山常蔵

駿東郡富岡村長欠員ニ付

助役　勝又萬平殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

(3)　箱根山新道開削問題と東海道線

203　函嶺道路改革建言

（一八七八）明治11・11・2

函嶺道路改革建言

誠恐誠惶謹而按スルニ殖産ハ富国強兵ノ基礎ニシテ運輸ノ便ナルハ蓋シ殖産ノ要スルトコロ、苟モ運輸ノ利便ヲ欠ヒテ殖産ノ盛ンナランヲ望ムハ殆ト孟軻ノ所謂縁木求魚ニ庶幾カラン乎。飄々国旗ヲ翻ヘシ万国ニ独歩シテ恥チサル米ニ英ニ佛ヤ魯ヤ皆天然千仞聴テ朱顔ヲ凋ムルノ巉谷ヲ埋メ造化自然ノ千巌万壑ヲ鏟（けず）リ、以テ一ハ殖産運輸ノ便ニ供シ一ハ風俗思想ノ懸隔ナカランヲ要ス。夫レ風俗思想ノ互ニ相異ニシテ各別天地ヲ為スハ或ハ内訌騒擾ノ元素ヲ結ハントス。三千年来支那ノ大国于今四分五裂セサル所以ノモノハ孔孟ノ学能ク後世人心ヲ薫染シ各地方ノ思想同一轍ニ出ルノ結果ニ非サル無キヲ得ンヤ。然リ而一国中別天地ノ俗勢ヲ現出スルハ徴スルニ海門括嚢中ニ蜀道ノ険、此カ間隔ヲ為スニ在ラン歟。方今我邦ハ頭肥尾痩、彼ノ佛国ハ即チ巴里ナリ巴里ハ即チ仏国ナリノ二ノ舞ヲ顕ハシ権悉ク中央ニ集リ財皆中都ニ落ツ。故ニ遐邇（かじ）ノ民人頻々絡繹東都来往セサルハナシ。然ルニ東海沿道ノ関門ナル函嶺ノ険西南二方ノ衝路ヲ為シ往還ノ民人常ニ之カ険ヲ鳴ラス。実ニ箱根ハ我国ノ蜀道ニシテ街道無双ト称スト載セテ地誌ニ在リ。石路羊腸百歩九折岩巒（がんらん）ヲ縈（めぐ）ラス、何ソ必シモ蜀道ノ景ヲ仮ラン。一夫関ニ当レバ万夫モ開ク事能ハス、争テカ乗車ノ労ヲ補フヲ得ンヤ。徒者猶且ツ然リ況ンヤ物産ノ輸出輸入者ニ於テヲヤ。是レ路人ノ往々歎ンスル所以ナリ。迂生輩夙ニ茲ニ苦慮スル事久矣。今ヤ始メテ一便路ノ険道ヲ避クルノ法ヲ実測シタリキ。因テ別紙絵図ヲ一覧ニ供ス。迂生輩

ノ深ク信シテ疑ハサル所ナリ。聞クカ如クンハ相国小田原ヨリ木賀ニ至ルノ連絡ハ已ニ業ニ新道開拓ニ着手シタリト。抑(そもそも)彼ノ険道ヲ避ケ一綫(線)ノ車道実測ノ如ク開ケナハ独リ東海沿道人民ノ福ヒノミナラス実ニ日本闔国(こうこく)ノ大幸殆ント目下ニ在ルカ如シ。依テ聊爾(いささか)心ヲ以テ衷情ヲ開陳シ坐シテ以テ命ヲ俟ツ。仰キ願クハ諒察ヲ賜ハラン事ヲ。恐惶謹言。

第一大区三小区
駿東郡
深良村
明治十一年十一月二日　大庭新七㊞
松井謙治㊞
小林理三郎㊞
御宿村
湯山平次郎㊞
三小区詰副区長
岩崎佐十郎㊞

静岡県令大迫貞清殿

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

204　函嶺山道開鑿結社連名帳　（一八八〇）明治13・5

（表紙）
函嶺山道開鑿結社連名帳

按スルニ内国ノ外況タル文物日ニ進ミ月ニ開ケ駸々乎トシテ旺盛ヲ来タシ、正ニ欧米各国ニ対立シ愧サルニ至ラントス、豈喜ハシカラスヤ。然リ而国産輸出ノ如キハ以テ輸入三分ノ一ヲ補フ能ハズ。故ニ内国ノ金貨年々歳々減亡シ殆ント盡心ニ及ントス、又悲シカラスヤ。然レハ即チ憂国目下ノ急務タル金貨ノ減亡ヲ防カザルヘカラス。之ヲ防クノ策ハ単ニ殖産ヲ盛大ニシ貿易輸出ノ物品ヲ増殖スルノ外ナシ。又思惟スルニ物品山ヲ為スアルモ、舟行車通ノ不便ニ於テハ其盛大ヲ達スル能ハサル也。故ニ海ニ火船アリ、陸ニ汽車アリ。既ニ本県ノ如キ大井・天竜・安部三川ノ架橋、宇都谷ノ隧道之カ魁トナリ、輓今

小夜中山ノ車道開鑿ノ如キ又奏功セリ（ママ）、近キニアリト聞。其他各県各地運輸ノ一途ニ注目セザルハナシ。然ルニ函嶺ノ山道ハ東海第一ノ衝路ニシテ険峻嵓巒（がんらん）一歩一階百歩九折ノ百路ニシテ徒行歩人スラ常ニ苦ム、況ヤ運搬ノ如キ其不便ナル喋々言ヲ竢タズ、諸君ノ明知スル所ナリ。又飜テ考ルニ我地方ノ部以北ノ如キ山野ニ乏シカラス、殖産繁盛セントスルモ必ス難キニアラス。然リト雖モ如何セン、運輸太タ不便ニシテ之ヲ沼津ニ逓送シ船便ヲ待チ□（虫損）ヲ積テ、東京横浜ニ輸艘ス、凡三十日五十日ヲ経ザレハ彼ノ地ニ着岸スルヲ得ス。加ルニ伊豆ノ岬ヲ回艘シテ幾種ノ帆風ヲ頼ミ洋々タル海上ヲ過ルカ故ニ、時トシテ颶風怒濤ノタメニ、之ヲ海底ニ沈没スル事屢ナリ。最慨歎スルニ余レルナリ。纔ニ足柄峠ヲ越エテ東京・横浜ニ達スルアリト雖、地形概シテ道路険峻ニヨリ運搬ハ必ス馬背ニ非レハ則チ人肩ニ依ラサルヲ得ス。其運輸ニ費ス処最巨多ナリ、為ニ生産隆旺ヲ来タサヾル所以ナリ。爰ニ駿州深良村ヨリ相州仙石原ヲ経テ、温泉場通リ小田原ニ至ルノ道アリ。昔日ハ関門要害ノ地タルヲ以テ恣ニ修繕ヲ加ル能ハス。纔ニ荊蕀叢野ノ小径ナリト雖峰谷険峻ナラス、開鑿宜キヲ得ハ車通モ又難カラシ。之ヲ以車道トナサバ、産物悉ク小田原ニ送リ一日ノ順風ニ東京・横浜ニ達スヘシ。然ラハ第一覆没ノ災害ヲ免レ、第二商業ノ都合ヲ得殖産ノ隆盛ヲ致サン。第三東西往還ノ旅人ヲシテ函嶺ノ険ヲ避ケ此ノ便道□（虫損）倚ラシメハ又幾莫ノ健康ヲ補助セント、生等ノ想像年最モ久シ。然ルニ世態変遷シ廃関ノ時至リシカド生輩公私ノ事務繁劇ニシテ遷延此ニ至ル。客歳適々聞ニ木賀ヨリ湯本迄温泉場ノ道路ハ東京湯嶋ナル杉山弘憲氏嚆矢トナリ有志金を募リ上願シテ車通ノ便道ヲ開クト。依テ生輩モ木賀以西深良村迄実地ニ就キ測量スルニ最前生輩ノ憶測ニ符号ス。此ヲ以テ其情状ヲ摘記シ、県令大迫明公ニ建白ス。同年五月本県土木係高橋義貫殿該地ヲ閲見アリ。同十二月内務省派出九等属杉山信平殿及神奈川県土木係岡田利正殿・本県高橋義貫殿該地ヲ点検ノ上、車通適応ノ地タルヲ証シ、生

等ニ諭スニ速ニ上願致スヘキ旨ヲ以テセリ。此ニ於テ生輩歓喜抃躍シテ直ニ願立シ着手ニ及ハント欲スレドモ、微力ニシテ資本乏シケレハ意ノ如ク速ニスル能ハス。為ニ這回事情ヲ審明シテ愛国篤志ノ諸君ニ告ク。諸君幸ニ生等ト同意ヲ表シ□□(判読不能)ラハ該地ヲ臨視アリテ生輩ノ妄挙ナラザルヲ信認シ、迅速結社シテ与ニ倶ニ戮力アラン事ヲ請フ。依テ以テ絵図及予算表ヲ添テ貴覧ニ供ス。諸君宜シク快容アリテ国ニ盡スノ義務ヲ表シ給フベシ。且、開鑿ノ事業費金及道金請求方其他ノ事務ハ悉皆諸君ト倶ニ審議ノ上之ヲ盟定セント欲ス。諸君直ニ承諾アリテ、此名簿ニ連署アラン事ヲ。

明治十三年五月

発起人　岩崎佐十郎㊞
同　湯山平次郎㊞
同　松井謙治㊞
同　大庭新七㊞
同　小林理三郎㊞
同　永井嘉六郎

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

205　箱根山開鑿道路の計画着手

（一八八〇）明治13・5・23

○駿東郡作野村の岩崎佐十郎氏、御宿村の湯山平次郎氏を始めとして其他数名の尽力家か集まりて、箱根山を開鑿し深良村の字須釜入りと云ふ所より相州木賀村に至り、夫より三枚橋まで無双の嶮山を開鑿して人力の通行も自由なる通路にすると、既に其筋より数回見分もすみ不日着手の事に取極りたりとの事、此勢ひでハ今に雲助歌が一変して「箱根八里は車で飛んで橋で越れる大井川」とでも歌うでござ郎。

（函右日報）

206　箱根山開鑿道路のその後

（一八八一）明治14・1・27

○駿東郡御宿村の湯山平次郎、同郎(郡)深良村の松井謙治、佐野村岩崎佐十郎の三氏にて発起、同郡深良村より相模

国仙石原村え通り、是より同国塩沢へ達し湯本村へ通行の道路を開き、旅客が函嶺を越ゆるの甚だ困難なるを坐視するに忍びざるの心志よりして、有志を募り相模国仙石原の有志者初め同国七湯の金満家を誘引し、それより同国神奈川県庁を経て内務省へ出願し、同省土木掛り某等出張測量して里数並嶮坦を量りしに、里数は函嶺より近くして平坦なり、因て専ら馬車人力車を往来せしむるの気組にて、去る明治十年より目論見始め、漸く本月にて地方の有志者を誘導し資金二万円計りを募り、夫れより着手の見込にて今回右三名等自身地方を逍遥し一口金五十円と定め、近所の金穴家を誘引最中の由。尤もこの事に付ては本県土木掛り高橋氏も大に尽力の様子、近々有志者を募り願書を認め県庁を経てその筋へ伺ひ出るの様子。この発起者の内本紙日報へ度々登録せし学事に尽力の御宿村湯山柳雄氏の父半七郎氏も同志なりしが、何故か去十三年度より発起を別れ遂にこの件に付ては唾をもかけざる有様なり。本県下有名の金穴家が発起者に隙有か又は国益を計るの気力なきか、域は到底落成は見届けざるが故か、何れにせよ何か一ト理屈あるで五坐郎との評判。

（函右日報）

207　函嶺開鑿請願上京記

明治18・10・8（一八八五）

（表紙）

明治十八年
函嶺開鑿請願上京記
拾月八日
横山

明治十八年九月出京、滞在凡六拾余日、偶々内務省土木局係山城祐之氏ト親ミヲ結ヒ談函嶺開鑿ニ及ベリ。湯山氏発起新道開鑿ヲ談チ賛成ヲ得テ、静岡県大書記官伊志田氏ニ書状ヲ与エラル。依テ湯山エ回送ス。湯山君直ニ岩崎ヲ伴ヒ出岡セラル。余ハ拾壱月三日故アツテ帰村ス。然ル処湯山君上京ノ手筈アリテ直ニ同道上京セヨト命セザラル。依テ帰村、三日在宅直ニ拾壱月八日発足ト決心、

道路開鑿発起、相州小田原宿林儀四郎外両名併テ五名ニテ、八日拾時湯山氏ヲ出立ス。深良村ヲ経テ相州木賀村ニ着ス、同発起人木賀村宮原新太郎方ニ壱泊ス。

翌九日塔澤村ヨリ小田原ヱ出テ同道ハ林儀四郎・柏木弥五左衛門・三浦源七等合テ五名、午後ヨリ雨天ニ付、生等湯山君ト小田原漬屋ニ壱泊ス、柏木・三浦両氏ハ夷隅郡小稲葉村ノ者ニ付同日帰村セラル。諸宿料其他湯山氏ノ□（判読不能）替ニ相成。

翌拾日馬車ニテ神奈川マテ着ス、夫ヨリ二時半ノ汽車ニテ東京ニ着ス。馬車賃ハ湯山君取替ニ相成。東京ハ芝区田町六町目井口弁蔵方ニ壱泊ス。翌日黒田公ヲ相伺且山城氏ヲ問フ。黒田公方ニテ三島土木局長、山形県令等面会ス。乍去本日ハ新道ノ噺不致退参、遺憾ノ至、山城氏ニハ面会種々協議致。

十二月二日再度出京ノ略記

（中略）

○

拾弐日早天、内務省ヱ出頭、願書ノ有無相尋候処、渡邊二部長ニ面会致候得共、未タ到達致サズ由ニ付帰宿致居候処、山城氏伊志田氏ヱ立寄候由ニテ相尋ネ被呉種々協議候処、神奈川県土木課長増田氏ヨリノ書状持参ノ処、静岡県ヱ去ル八日願書回送ノ由記載アリ。午后四時頃マデ相噺候。夫ヨリ伊志田氏ヱ相伺候処横浜行ノ由ニテ面会不致候事。夫ヨリ右ノ報知ノタメ宮原止宿所ニ出頭ノ上夜ニ入リ帰宿仕候事。

○

十三日早天、土木課鈴木氏ヱ書面差出願書ノ延引ヲ相尋ネ申候。夫ヨリ伊志田書記官ヲ相尋候処、横浜ニ出張未タ帰宅不仕由ニ付出立帰宿仕候。尤モ日曜日ニ付休暇ノ事故他ニ出頭仕不申候事。

○

十四日早天、馬喰町九屋三四郎方止宿、伊志田大書記官ヲ相尋候処、折善ク面会致種々依頼致願書写等御披見ニ

入レ候事。尤御賛成ニテ都合宜敷御座候。夫ヨリ山城氏エ伊志田書記官ニ面会致候旨書状ニテ申送候。依午后ヨリ浅草宮原新太郎止宿エ出頭候処、不在面会不仕夕刻帰宅候処、神奈川県鈴木ヨリ回答之書面到着致居候ニ付、直ニ宮原方へ通知致候事。

○

十五日早天、宮原新太郎殿ト内務省ニ出頭、渡邊第弐部長ニ面会、願書之有無聞糺候処未タ到着不仕候ニ付、夫ヨリ両人ニテ馬喰町伊志田書記官ヲ相尋候処不在ニテ面会不仕、依テ電信ヲ掛ケ途中宮原ト相分候事。

○

十六日早天、浅草宮原止宿所エ相尋、夫ヨリ馬喰町大書記官止宿マデ同道ニテ出張、静岡県エ書面請求方依願致ス積リノ処不在ニ付、不得止八木属、加藤某之許ニ行、右ノ次第依頼候処、何レ書記官帰省ノ上ハ詳細可申述旨被答候ニ付、両人夫ヨリ立去リタリ。午后四時頃ヨリ浅草三筋町渡邊内務御用係邸宅ニ出張出張(マヽ)、尤モ宮原壱人ニテ相伺候。願書ノ着否相伺候得共、未タ到達不致ノ由御座候。

○

十七日早天、馬喰町三町目丸屋三四郎方静岡県八木属、加藤則有方へ昨日依頼致候書記官ノ意見如何候哉、伺書相認メ壱封差出候事。宮原午后帰宅ノ由ニテ参リ申候。湯山君ヨリ通過運便ヲ以テ金子被送候処、宿元ニテ仕舞置候由ニテ賄后受取申候。午后五時頃電信返報来リ候ニ付宮原帰宅有無判然不仕候ニ付、浅草止宿方へ壱書差立申候事。

○

十八日早天、宮原止宿浅草方へ相尋電信ノ趣通知可致見込ニテ出張候得共、最早留守等ニテ面会不致候事。

○

十九日早朝内務省エ出頭、二部長渡邊氏エ面会致度願書差出候処、二階応接間等ニテ面会、電信ノ趣申述候処、未タ到達不仕候由ニテ、明後廿一日頃来リ可申旨被答候

ニ付退省致、夫ヨリ麻布山城氏方へ出頭致候処折悪敷不在等ニテ面会不仕立帰候処、林儀四郎ヨリ書面到達致居申候。午後五時頃湯山君ヨリ端書到着仕候。夜ニ入リ是マデノ手続キ並ニ返書旁壱封湯山氏エ差出候事。

○

廿日早天、丸屋三四郎方八木属、加藤則有殿照会状壱通差出候。本日ハ日曜ニ付休暇候事。

○

廿一日静岡県土木係エ照会状壱通差出候事。並山城エ照会状壱通差候(ママ)事。

○

廿二日早天、伊志田大書記官止宿所馬喰町丸屋方へ出頭、請願書ノ照会加藤、八木属ニ聞糺候処、今朝郵書ヲ以テ回答被致候趣且去十六日土木課壱人本県エ立帰候ニ付詳細申越候ニ付其手配致候旨、且書面到達ノ上ハ書記官尽力可致旨ノ由。

帰宅致候処、加藤、八木属ヨリ回答ノ書面到達致、且宮原新太郎ヨリ駿東地方ニ出張湯山氏エモ詳細可申述旨ノ回答書来着致候。

○

十二月廿三日早天、内務省エ出張、土木局渡邊二部長ニ面会致書面ノ着否相伺候処、本日漸到来致候趣ニ付詮議ノ有無聞糺候処県庁通リ可申旨ニ付、退省ノ上馬喰町伊志田書記官ノ止宿ニ立寄可申処、正午ニ付昼飯后態々出張ノ上書記官ニ面会可致ノ処、来客ノ由ニ付加藤、八木属ニ面会書記官ヨリ土木局ニ請求方依頼候処、書記官承諾ノ由ニテ明日土木局ニ出張掛合可致由ニ付立帰リ、山城氏エ右ノ趣通知申候。湯山氏エ願書到達ノ旨通知状出ス。

○

十二月廿四日午前山城氏エ出頭協議可致ノ処、朝飯前ヨリ福井礼吉出頭ニ付種々相噺置候処、午前拾壱時頃ヨリ雨天ニ相成候ニ付本日ハ休業候事。

○

廿五日早天、湯山並宮原ヱ壱通ツヽ書面認メ差出之、夫ヨリ麻布山城ヱ出張致面会ノ上書面到達ニ付、如何可然哉ノ旨相談候処、明日書記官ニ面会其模様ニヨリ渡邊部長ニ猶面会見分依願可申、其上否ヤノ報知致候上ハ内務大書記官中村次長ニ出頭依願致可申候旨被申聞ニ付立帰リ、上原半之輔方へ一寸相伺、立帰候処夜ニ入リ湯山詮並宮原氏ヨリ書状到達致居候事。

○

十二月廿六日早天、馬喰町大書記官止宿ニ出張面会候処、内務大書記官中村土木局次長ニ面会ノ上充分依頼致置候得共肉迫ノ事ナレバ如何共本年中ニハ所分難相成由、然レトモ内務ヱ出頭伺候テモ不都合ナキ旨被申候ニ付、夫ヨリ内務省ヱ出頭渡邊部長ニ面会ノ上伺候処、何分本年中ニワ可否判然不仕由ニ付、夫ヨリ山城氏宅ヱ出張候処、同氏芝温泉ニ出頭ノ由ニ付、猶芝マテ出張面会ノ上三田壱丁目ニ於テ壱酌ノ節種々協議候処、不得止ニ付大書記官伊志田氏ヱ猶面会后賄ノ義依頼可致旨ニ付立帰馬喰町書記官ノ止宿ニ出張候処留守ニ付、夜ニ入リ猶面会不致不得止立帰申候。

○

廿七日払暁馬喰町大書記官止宿ニ出張面会仕度旨申述候処、壱番汽車ニテ出立ノ由ニテ遂ニ面会不仕候テ帰宿仕候。夫ヨリ山城氏ヱ又々出張致ス見込ノ処、上原其他ノ来客ニテ遂ニ面会不仕候事。夜ニ入リ林儀四郎ヨリ書状到達仕候。

○

廿八日早天、麻布山城宅ヱ相伺候処、折悪敷同氏ハ不在ニテ何分面会不相成候ニ付家内ニ申置、夫ヨリ上原氏ヱ出張候処是亦不在ニテ面会不在候、夫ヨリ黒田公ヱ一寸御伺申上候処御引込ノ由ニテ拝謁ヲ得ズ帰宅仕候。夜ニ入リ湯山氏ヨリ壱書到達仕候。

○

廿九日早天、湯山氏ヱ壱書差出シ候事。本日ハ壱日他出セス。

○
三十日早朝山城宅ェ出頭面会仕度旨申述候処、折悪敷芝温泉ェ出頭ノ由ニテ面会不致候ニ付、夫ヨリ芝温泉マテ出頭面会候処、同氏ハ去廿九日中村土木次長(ママ)官ニ面会協議候処、内閣ノ変動等モアルニ付明年早々詮議ノ手配可致旨ノ御答ニ付立帰レリトノ噺ニ付、将来ヲ依託ノ上帰レリ。

○
三十一日早朝神奈川県土木課鈴木氏ェ是マデノ手配ヲ書シ将来ヲ依頼帰宅仕候。

（後略）

（千福　横山正美氏所蔵）

208 **箱根山岐路車馬道開鑿願書御返戻**　明治18（一八八五）・11・16

願

箱根山岐路車馬道開鑿願書御返戻願

明治十五年二月神奈川・静岡両県御管下有志者協議ノ上、相模国足柄下郡湯本村ヨリ同郡仙石原及駿河国駿東郡深良村ヲ歴テ同郡沼津宿ニ至ル車行道路開鑿ノ儀出願仕候。抑該道路ノ儀ハ箱根山道ノ一岐路ニテ其嶮峻ナル事ハ論ス俟タスト雖、開鑿方法宜シキヲ得レハ、通車モ又難事ニ無之良道トモ可相成目途ヲ以テ出願候儀ニ有之候処、今ニ無御指令既ニ三ヶ年有余経過ニ相及候。然ルニ豈図ンヤ世上ノ景況一変シ、金員不融通モ啻ナラス民情困難ノ時ニ遭遇シ、甚敷ニ至リテハ貧民不穏ノ状勢ヲナス。為ニ財産家ト雖モ其収利ヲ得ル能ハス。農商共ニ上下一般ノ困却相極メ候時期ニ付、該道路開鑿ノ如キ前陳ノ情実ニヨリ結社ノ者ニ於テ之ヲ完了スル事無覚束、一同心痛仕候。因テハ薄利ナル拝借金ヲ願フノ外ハ着手ノ術無之、一同苦慮仕候。甚タ遺憾ノ至ニ候得共、本願之儀御取消ノ上最前呈出ノ願書御返戻被成下度奉願候。且又頃日聞処ニ拠レハ、今回箱根塔ヶ島(ママ)離宮御建築被遊候上ハ、馬車道御官設相成候哉之趣奉拝聞候。右ハ何レノ御道筋ニ憑リ候哉。私共ノ窺知ルベキ事ニ無之候得共、万

一私共目論見候道路筋ニ馬車道御開設相成候御儀ニ候ハヽ、乍恐私共実測絵図面書類等献進仕度、此段併テ奉願上候也。

静岡県下駿河国駿東郡御宿村
明治十八年十一月十六日　発起人惣代　湯山平次郎㊞
同県同国同郡佐野村
同　岩崎佐十郎㊞
同県同国同郡深良村
同　松井謙治㊞
同県同国同郡深良村
同　大庭新七㊞
同県同国同郡同村
小林理三郎㊞
神奈川県下相模国足柄下郡宮城野村
発起人惣代　宮原新太郎㊞

神奈川県令　沖守固殿
静岡県令　関口隆吉殿

「（後筆）土第八百二十号

書面願ノ趣聞届、開鑿願書却下候事。但実測絵図面ハ為参考留置候事。

神奈川県令　沖守固印
明治十八年十二月廿八日
静岡県令　関口隆吉印」

（佐野　岩崎達生氏所蔵「新道開削関係書類」）

209　函根山新道開鑿御官設願　（一八八六）明治19・1・29

函根山新道開鑿御官設願

神奈川県下相模国足柄下郡湯本村ヨリ同郡仙石原村ヲ歴テ静岡県下駿河国駿東郡深良村ヨリ同郡沼津駅ニ達スル車道民費開鑿ノ儀、去ル明治十五年二月中、両国発起総代ヲ以テ出願仕リ候処、本年一月ニ至リ勾配車道ニ適セサルヲ以テ御取糺相成候ニ付、再測量致シ図面調製仕候得共、最前出願ノ時トハ世上ノ変革啻ナラズ到底比較ヲ

以テ論スベキノ景状ニ無之、至難中ノ尤モ至難ニシテ最前ノ願意ヲ貫徹スル事民力ノ能スル処ニ無之、甚ダ遺憾ノ至リニ御座候得共、今回別紙ヲ以テ願書御下戻出願仕候。然レドトモ（ママ）道路開鑿ノ儀ハ決シテ水泡ニ帰セシムルナク、徹頭徹尾開鑿セント奉存候得共、民力ノ支フル所ニ無御座候。然レバ則官ニ請テ開鑿致サヾレバ充分ノ成功ヲ見ル能ハズト確信仕リ候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ官費御開鑿被成下度奉存候。然リト雖トモ之ヲ官ニノミ御依頼仕リ、傍観座視スル次第ニハ無御座、昼夜奔走有志ヲ誘導仕リ工費四分ノ一并ニ実測絵図面ヲ献納仕度候。何卒発起ノ素志ヲ御洞察御採用ノ上御開鑿被成下度候。依之発起人総代連署ヲ以テ奉悃願候間、至急何分ノ御沙汰有之度此段奉願上候也。

明治十八年十二月四日

静岡県下駿河国駿東郡御宿村
発起人総代　湯山平次郎㊞
同県同郡佐野村
発起人総代　岩崎佐十郎㊞
同県同郡深良村
同　総代　松井謙治㊞
同県同郡同村
同　総代　小林理三郎㊞
同県同郡同村
同　同　大庭新七㊞
神奈川県下相模国足柄下郡宮城野村
発起人惣代　宮原新太郎㊞
同県同郡小田原幸町三丁目
同　惣代　林儀四郎㊞

神奈川県令　沖守固殿
静岡県令　関口隆吉殿

（朱筆）「土第五十一号
書面願ノ趣難及詮議候事。

明治十九年一月廿九日

神奈川県令　沖　守固印
静岡県令　関口隆吉
代理
静岡県大書記官伊志田友方印」

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

210　足柄古道道路景況一班

（一八八四）明治17・6・10

○足柄古道道路景況一班　土地の文明と野蛮なるとハ道路の善悪を以て之を卜すと。試みに維新前の道路を見よ。縦横屈曲険夷相交ハり之を跋渉するの具又馬背に非ずんば籠なり。然るに今ハ道路修繕の行届きたる上に人力車あり、馬車あり、又蒸汽車あり豈便ならずや。余や年来車夫を業とし常に東駿の沼津より御厨の一小都会なる御殿場に至るの米塩を運送し、以て薄さゝかの賃金を得て漸く其の日を糊するに過ぎず。然して其の道路の如何ハ余等に対して直接の痛苦を与へること少々に非ず。仍て今ま茲に其一班を掲け当路者に注告し併て其の改良を希望す。偖て本道ハ駿東郡新宿村より北に向て入る往くこと四、五丁にして土狩村に達す。この間の道路其外面ハ可なるが如しと雖其の土質の薄弱なるか将た粗造なるが故か車輪重くして我社会皆な泣く。若し一朝雨ふるに至らバ泥濘にして車輪半を埋む誠に困難なり。土狩村を経て惣ヶ原に至る道路雑礫にして車体を損する少々に非ず。聞く土狩は大村にして毎戸豊かなりと。宜く速に改良を施し余等の痛苦を愈せられんことを。これより水窪、檜原、二ツ谷、二本松、佐野の諸村は少く改良を加ふに至らハ善道たるに至らん。佐野村を過ぎ深良村に至る道路橋梁尽く粗悪なり。中就其橋の如きハ車輪の幅員と相応せざるあり、其困難言ふ可からず。我社会称して御難所ろといふ。深良村を経て岩浪村に及ぶ、道路の粗悪なる深良村に次く。夫れより神山村に至る、先づ可なり。然れとも一、二橋の改良ハ亦た免れざるべし。神山村を過ぎ大坂村に至る、道路善なるにあらず然れども極

悪なるに非ず、宜しく改良すべきなり。こゝを過ぎ中山村に及ぶ、大半ハ可なり中部は改良すべし。竈より御殿場に至るの間橋梁二、三を改良せば本道第一と言ふも不可なきなり。以上ハ余が実地経験せし所を記載せし耳、沿道諸君余が評批を以て如何となすと。車夫挽助より。

（静岡大務新聞）

211　小泉村佐野須山村間の道路修繕　（一八九〇）明治23・10・19

●白扇倒懸東海天　本年ハ富士山の初雪は去る四日（旧八月廿一日）にして例年よりハ少し遅かりしか。此四、五日ハ天候急に寒く一昨朝抔ハ山の四合目迄も降り積り皚々皓々たる遠景ハ実に白扇を倒まに懸けし有様なり。因に記□（判読不能）駿州駿東郡小泉村佐野より須山村に至る道路ハ富嶽に登る南口の要路なるが凹凸険悪甚しく登山者の因（ママ）難一方ならず。本邦人のみならず兎に角近来ハ衆くの外人も登山することゆゑ、斯くてハ一国の面目にも繋ればとて其筋にてハ幾分か地方税の補助をも与へて充分修繕を加へんとて、昨今駿東郡役所小出郡書記出張して取調中なりといふ。

（静岡大務新聞）

212　新井坂道路改良の儀につき請願書　（一九〇〇）明治33・4・19

本村新井坂道路改良ノ儀ニ付請願書

某等　本村新井坂嶮路ヲ改良セラレン事ヲ謹テ高明ナル須山村会ニ請願仕候。

惟フニ世運ノ進捗スルニ従ヒ交通運搬ノ頻繁ナルハ理ノ然ラシムル所ナリ。此ノ頻繁ナル交通運搬に対シテ、便宜ヲ謀ル可キハ国家的免レサル急務ナリト信ス。抑モ本村ヲ産業上ヨリ観察スルニ、皆農林業ニ従事シテ、生計ノ目途ヲ立テリ。是レ等産業ヨリ生スル樹木・穀類及肥料・薪炭ノ運搬実ニ片時モ間断アル事ナシ。

此ニ於テ本村道路ヲ観視スルニ、必要ナル道路ニシテ運輸ノ用ヲ成サス且ツ交通モ不自由ナルハ新井坂ノ嶮路ニシテ、又比類ナシ。是レガ為メニ本村人民ノ不便困難ヲ

極ル事、今更諜々（ママ）（喋カ）ヲ要セサルナリ。就中此両端ニ在ル窪、新井ノ人民ニ於テヲ哉。故ニ彼我山林、畑、原野ヲ所有セル者何レモ遠ク廻歩シテ交通運搬ヲ為ス。誠ニ無益ニ時刻ヲ費スノミナラス、人馬ノ辛苦スル事容易ノ事ニ非ス。只朝夕嘆声ヲ上テ開鑿改良ヲ切望スルノミニシテ、悲痛スル、誠ニ其何年ナルヲ知ラス。開明ノ今日ニ至リ嶮路ヲシテ其儘ニ置クハ遺憾ニ堪ヘザル所ニシテ、又最大不便宜ナリ。依テ急速之レガ改良ノ実ヲ完フセン事ヲ偏ニ貴重ナル本村会ニ請願スル次第ニ有之候ニ付、既往ノ辛苦損失ハ何卒此処ニ停止セラレテ、深ク将来ノ便宜ト幸福トヲ謀ラレン事ヲ熱望スル所ニ候間、某等ノ不敏ヲ顧ミス、敢テ開陳スル所以ヲ嘉納シ給ヒテ、以テ速ニ着手ノ命ヲ発セラレン事ヲ。其開鑿方法等ハ宜敷御裁断ヲ仰ク次第ニ有之候。幸ニ嶮坂ノ現状ヲ賢察セラレ候得ハ、独リ我等ノ光栄ノミナラス実ニ本村一般ノ大幸ト被存候。恐惶謹言。

須山村

明治三十三年四月十九日　　杉山辰五郎㊞

（以下四七名）

請願人

駿東郡須山村会議長　勝田房平殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

213　**知事、須山・佐野往還を視察**　（一九〇八）**明治41・3・19**

○知事の東駿視察(二)

▲須山・佐野往還　十五日鈴木農場の視察を了りたる李家知事一行は、辻駿東郡長及び付近町村長の先導にて須山・佐野往還の視察をなしたり。この道路は駿東郡の最北部なる須山村と佐野停車場との連絡をなすものにて泉、小泉、富岡、須山の各村落を通過し、人馬の交通にも、物資の輸送にも、極めて必要なる道路なるに拘らず、未だ類別編入の恩典に浴せず、岩石磊々（らい）として険悪この上なし。然かも一奇とすべきは小泉村より富岡村へ通ずる堺橋といふ橋梁のみ四類補助に編入され居る一事なる

が、関係町村は今回新に道路組合を組織してこの全線工事を企つると共に当局者に向て補助類別に編入せんことを請願する計画なりと聞く。惟ふに本県下の補助道路は今や到る所に企劃され交通年と共に完備に赴きつゝあれど、中には世人の記憶を離れ、非常に緊急なる道路にして全く世に忘れられたるものなきにあらず。佐野・須山往還も蓋し其の一なり。幸に開通一日も速かならんことを望む。

（静岡新報）

214　**佐野・須山往還改修**　（一九〇八）**明治41・7・15**

○佐野・須山往還改修　駿東郡佐野、須山間の往還は富士登山南表の要路なるが、本年度に於て全部の改修を遂ぐる予定にて、右の内富岡村に属する地域は豪雨等に際し道路の破損を来しつゝあるも、経費の多端なるが為めに当事者も測量を終へたる儘にて久しく工事に着手せず、附近村民の一般に困難を感じつゝありし所なるが、同村会議員勝又憲三氏は夙に之を遺憾とし熱心運動の結果、曩に村会の同情を得て村費の下に之れが修繕を決行する事となり、同村民も熱心工事に尽す所ありて終に同村字金沢に於て延長約三百間の道路を改修し頓に面目を一新するに至りたるが、之れが為めに普通旅客は勿論小学校生徒の往復に多大の便益を与へたり。今や該要路に当れる往復は附近の村民に由つて殆んど競争的に改修されつゝあれば、一両日中には一般に竣功すべき模様なりと。

（静岡新報）

215　**道路類別変更請願**　（一九一三）**大正2・5・10**

○道路類別変更請願　駿東郡愛鷹山開墾地一千町歩並に之に数倍せる民有植林地よりは、近来青物・薪炭・其他の物産を産するに至り、山麓地方を経て各方面の需要地に搬出さるゝも、其要路たる富岡村今里より大岡村上小林に達する延長二里半の道路は狭隘且つ険悪にして、

輸送上多大の困難なれば将来の発展を阻害する事尠なからざるより、富岡、小泉、泉、長泉、大岡の五ヶ村長連署を以て該道路を二類に編入し、之が改修工事施行の出願をなすべく目下協議中なりと。

（静岡新報）

216　駿東郡鉄道工事　平松・茶畑　明治20（一八八七）・5・17

●駿東郡鉄道工事　沼津駅より御殿場村迄里程八里十五町余の内昨今着手中なるは三里程にて、茶畑村平松村等は既に七、八分通り出来上りたるもあり、或ハ地平均（ならし）中なる処もあり、土盛中の処もありて一体に土工事中なるが、多くは村持にて其工事を受負ひたるとの事。又御殿場以東は未だ判然せざれと、聞く処に依れバ藤曲辺を通るよしなれバ然るときハ鮎澤川に沿ひて相州へ出る都合ならんと云ふ。沼津より御殿場までは爪先上りなれども夫より先は次第に下り路となれり。然れども同所は右工事中の一大難場とも称すべき所にて、鮎澤川を狭（ママ）みし嶮岨なり且つ鮎澤川ハ極めて深き谿流にて屈曲して相州へ出るなれば、此辺の工事を受負し者未だ無しとの事なり。

（静岡大務新聞）

217　平松新田へ鉄道馬車停車場設置　明治20（一八八七）・6・22

●鉄道馬車　駿東郡平松新田へ鉄道停車場を設置さるゝことゝなりしに付てハ、三島宿より同停車場に達する間に鉄道馬車を布設し、物産運輸の便を謀らんとて昨今三島宿の有志者が奔走尽力中なりと。

（静岡大務新聞）

218　東海道線の回想

（前略）

◎交通機関。　その頃は勿論今の御殿場線は、東海道本線でしたが、今日の様なボギー車は無くて、車室の中を縦に歩く事の出来ない車でした。車室の横にドアが次ぎ

〳〵とありまして、此のドアを開けると向ひ立つて坐席が有るのです。ですから一室の客車に向ひ合つた坐席が十列あれば、ドアも十ケ所ある訳です。それですから列車が駅に着く度に、此のドアを全部開いて客が乗り降りするのです。乗り降りが済めば駅員は又、全部のドアを閉めて発車するのです。随って停車時間を相当要しますので、今の様に卅秒停車では当低駄目なのです。そして三等車の腰掛は、板の上へ薦を張ったゞけですから、お尻が痛くて仕方がありません。長い旅行でもする時には坐布団を持ち込む始末です。まア今日の三等車はその頃の二等車の価値は充分ありませう。そして電灯の無い頃ですから、大低一室へ五つ位、列車の屋根からランプを篏め込むのです。夕方沼津で汽車に乗ると掃除夫がランプを篏めてゆく後から、他の一人が棒の先へ火をつけたものを持って、次ぎ〳〵に点火して行くのです。こんな工合で列車は停車場毎に全部のドアを開閉し、夕方になれば一つ〳〵ランプをつけたり、又途中も今日程の速力は出ないのですから東京迄行くのに四時間以上も費したのです。当時と今日とは全く雲泥の差があるのです。佐野原(今の裾野を佐野原と云ひました)と三島間に乗合のガタ馬車が有って、三島方面への之が唯一の交通機関でした。然しその頃は勿論自転車の無い頃ですから、三島へ行くには大低徒歩で往復したものです。馬車に乗る人は寧ろ少いのでした。当時は何の用を便ずるにも三島が主で、沼津へ行く人の方が余程少かった様です。富沢方面の人達など今日では裾野に出て汽車なり自動車で三島や沼津へ行くのですが、昔は全部水窪を通って徒歩で往復したものです。又荷物の運搬は大低荷車か、馬力によったものです。沼津――佐野――御殿場間を毎日之等の相当数が往来して、何品によらず運搬して居ったのです。ですから此の人達は之によって生計をたてゝ行かれたのでした。

(後略)

(水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」)

219　東海道熱海線開設につき在来線の広軌願い

大正元（一九一二）・8・9

同　玉穂村長　勝又恵造
同　泉村助役　室伏幾太郎
同　小泉村長　渡辺恵作
足柄上郡　川村村長　尾崎謙蔵
足柄上郡　川村　高橋嘉六

須山村長殿

謹啓

残暑の候益々御清栄の段奉賀候。さて東海道線路の将来に関しては、国府津、沼津間各駅所在町村は勿論附近一帯の町村も又直接其の影響を蒙ること頗る多大なるもの有之候事と存じ候間、各位の御同意を得て別紙請願書其筋へ提出致度候間、何卒御高覧の上御賛成なし下され度且つ左記材料添付の必要可有之候間、御手数ながら御調査の上、来八月十五日までに駿東郡小山町役場宛御郵送願ひ度候。請願書には是非御調印を願ふ儀につき、何れ清記の上不日参上改めて御願ひ可申上候へとも、不取敢以書面右御伺意御願ひ旁御調査御依頼申上候。

敬白

大正元年八月九日

駿東郡小山町長　職務官掌
駿東郡書記　山崎與吉
駿東郡御厨町長　野木太蔵

左記

各町村別調査材料

一、戸数　一、人口
一、面積　宅地　田　畑　山林（民有／官有）　内植林反別
　原野（官有／民有）　内植林反別
一、物産種類及数量　一、商工業会社数
一、各駅貨物輸出入噸数　乗客乗降者員数

請願書

熱海迂回線竣功（ママ）の後は該線を経由する新橋、下関間鉄道幹線は広軌に改設せられ、独り本線たりし国府津、沼津

区間のみ依然として旧来の狭軌のまゝ存置せらるへしとは頃日世に伝へらるゝ所に御座候。若し此の説にして実現せられ候暁には、右区間も同時に広軌敷設の事に願ひ度、茲に沿道各町村は各町村会の決議に依り、別紙請願理由書及調査諸表添付、此段及請願候也。

大正元年　月　日

静岡県駿東郡
各町村長
神奈川県足柄上郡
各町村長

鉄道院総裁原敬殿

理由書

駿河駅ハ附近ニ富士瓦斯紡績株式会社小山工場ヲ有スルヲ以テ、是レガ営業ニ要スル原料ノ輸入及其ノ生産貨物ノ輸出共ニ当駅ヲ経由スルヲ以テ、貨物ノ出入甚ダ多キハ現在ノ実況ナリ。然ルニ今ヤ新ニ同会社ノ経営セル水力発電所ハ事業ノ中途ニアルノミナラズ、大ニ規模ヲ拡張シテ今日ニ倍蕃スルノ工場ヲ敷設セントスルノ計画アリ、其ノ実現セラルヽモノ甚ダ遠カラサルモノヽ如シ。従ツテ所在自治区モ亦新ニ町政ヲ執行シ、将来工場イヨ〳〵発展シ、戸口マス〳〵増殖スルアラハ、自然ノ趨勢ハ更ニ進ンテ市政ノ施行セラルヘキコト蓋シ予想スルニ難カラサルナリ。而シテ同会社ノ事業ヲ此ノ地ニ興スヤ固ヨリ水力ノ利アルニ依ルト雖モ、亦実ニ鉄路運輸ノ便ヲ頼ムモノ甚ダ大ナルモノアリトス。故ニ当駅ヲ通過スル鉄道運輸ノ便否遅速ト其ノ取扱ノ繁簡トハ、同会社経営事業ノ大小ニ関シ、同会社経営事業ノ大小ハ其ノ生産額ノ多寡ニ及ヒ、其ノ生産額ノ多寡ハ国力充実ノ消長ニ影響スルモノアラントス、故ニ其ノ基ク所単ニ一小地域ノ盛衰ヲ顧ミルノミニアラス国力培養ノ一助タルヲ信スレハ也。是レ請願ノ第一理由トスル所也。

御殿場駅ハ裾野ニ陸軍大演習地ヲ控ヘタレハ軍隊兵器ノ輸送力完備ヲ望ム要アルコト疑フヘクモアラス。殊ニ北

方ニ聳ユル富士ノ秀峰ハ真ニ世界的大公園トシテ外国観光ノ士ヲ迎ヘ、字内唯一ノ仙境トシテ登攀(とうはん)参拝ノ客ヲ招クアリ。御厨町附近ハ夙ニ絶好ノ避暑地トシテ知ラレ近時内外人ノ別墅ヲ建ツルモノ漸ク多キヲ加ヘントスルニ至ルアリ。南方乙女峠ヲ踏破シテ蘆湖ノ清漣ニ俗腸ヲ洗ヒ、七湯ノ霊泉ニ世塵ヲ払ハントスル雅客ノ来往スルアリ。聞クカ如クンハ外人ノ我ガ風景ヲ愛スルモノ富士・箱根・日光ヲ以テスト。当駅ハ実ニ其ノ二ヲ左右ニ携フルモノナリ。宜シク大ニ設備ヲ整ヘ神州秀麗ノ美景ヲ外人ニ紹介スルノ便ヲ盛ニスヘシ。是レ請願ノ第二理由トスル所也。

松田駅ハ南方ニ大雄山最乗寺ノ鎮座スルアリ、北方ニ大山阿弗利(ママ)神社ノ奉祀セルアリ。何レモ信徒頗ル多ク参詣甚ダ賑ヘリ。三嶋駅ハ豆相線ノ分岐点ニシテ修善寺、古奈、畑毛、長岡等ノ諸温泉ニ遊ヒ、北条、韮山等ニ古跡ヲ弔フ旅客亦尠カラサルアリ。山北駅ハ世附山一帯ノ御料地ニ於ケル植林事業ノ要路タリ。而シテ悉ク同一線路ノ交通ヲ利セサルハナシ。是レ第三ノ理由トスル所也。

由来国府津、沼津間ハ頗ル水力ニ富メルヲ以テ発電所ノ設計、電気工業ノ経営各所ニ勃興セントス。即チ松田・山北附近ニ於テハ相模水力、河内川玄倉川三保水力、峯水力ノ如キ、小山附近ニ於テハ鮎澤川、馬伏川、須川ノ如キ、佐野附近ニ於テハ深良水力、蘆湖水力ノ如キ、其ノ最タルモノトス。今後ノ活社会ハ全ク電力利用ノ世界タルヲ思ヘハ、交通ノ便運輸ノ利、両ナカラ全キヲ得テ是レ等水力ノ利用ヲ助ケントスルハ第四ノ理由トスル所ナリ。

別紙調査ノ如ク、国府津、沼津間ノ鉄道ニヨリテ輸出入スヘキ貨物生産品是ヲ生産スル地方ノ人口面積等多大ナル額ニ達セルニ拘ラス、若シ果シテ幹線ノミ広軌トナリテ、国府津、沼津間ハ其ノ儘狭軌ニ据置ク時ハ、啻(ただ)ニ運輸ノ不便ヲ来スノミナラス、輸出スヘキ生産品ハ他ニ比シテ廉価ニ、輸入スヘキ物貨ハ他ニ比シテ高価ニ売買セサルヘカラサルハ自然ノ結果ニシテ、関係地方町村実業

ノ発展盛衰ニ至大ノ影響ヲ与フルヲ免レス、是レ請願ノ止ムヘカラサル第五ノ理由也。

以上叙述スル所ニ考フルニ国府津、沼津間ノ如キハ、運輸ノ施設マス〳〵完全ヲ要シ、各駅ノ規模イヨ〳〵拡張ニ急ナラントス。然ルニ道路伝フルガ如ク熱海迂回線竣功(ママ)ノ結果、前記区間ハ殆ント支線ノ如ク運輸列車ノ回数甚シク減少スルガ如キコトアラハ、頗ル恨事トスル所タルノミナラス、独リ依然トシテ狭軌ヲ免レ得スンハ、実ニ遺憾ノ極トスル所ナリ。当局達見ノ士、固ヨリ敢テ卑職等ノ呶々ヲ許サザルヘシト雖モ、仰キ冀(こいねがわ)クハ新橋、下関間全部広軌御採用ノ際ハ、同時ニ均シク国府津、沼津間モ亦広軌ニ改設セラレンコトヲ。

別紙御参考ノ資トシテ提出セル関係各駅ノ出入貨物表、生産額表、乗客人員表、戸口面積表等、幸ニ高覧ヲ給ハリ一同ノ心事ヲ納シタマハラバ、本懐ノ至ニ堪ヘサル所也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

220　佐野駅改称理由

（一九一五）大正4・6・22

○佐野駅改称理由　来月十五日より東海道佐野駅が裾野駅と改称せらるべき事は既記したるが、右は栃木県安蘇郡佐野町、大阪府泉南郡佐野町の両駅と同一称呼なる為め改称せられしものなりと。

（静岡大務新聞）

東海道佐野駅を裾野駅と改む

（一九一五）大正4・7・15

（静岡新報）

む改と驛野裾りよ日本を驛野佐道海東

裾野駅は駿東郡泉村にあり、旧佐野駅といふ。新橋より七十八哩五鎖（マイル・チェーン）神戸より二百九十六哩七鎖。駅を去る十二町富岡村に佐野瀑園あり、瀑の高さ三丈余、園中緑樹蔭深き所に五龍館あり暑中遊客多し。この駅より富士山頂上に登る登山道を南表須山口と云ふ。頂上まで七里附近に名所多し。富士裾野一帯の地を大野原と云ひ陸軍砲兵学校の演習地なり。須山の東富士岡村に富士の風穴あり、入口数十間直立して十数間を進み得れども穴路は漸次狭縮して其尽くる所を知らず。景ヶ島と佐野原神社は附近の名勝と古蹟也。物産としては繭、女竹、神代杉、パイプ等を出す。

富士パイプ製造部
内田及パイプ製造所
佐野原製糸株式會社
内科 外科 大出醫院
芹澤多根
株式會社 御厨銀行 佐野支店
株式會社 駿河銀行 佐野支店
井出製粉所
旅舍 清水館
上杉商絲店
運送店
介川村商店
山本俊雄
芹澤清根
清水藤吉
市川直
湯山榮男

第三節　入会地をめぐる諸問題

222　須山一一三戸共有連名簿

（一八八七）明治20・4・12

連名簿

駿東郡須山村ノ内
二千三百拾壱番
字大沢入ノ内堂ヶ尾・五本地・沢入
開墾試作地三百廿五町八反歩

駿東郡須山村
勝田辰五郎㊞
杉山寅藏㊞
勝又國藏㊞
（ほか一一〇名）

前書ノ通相違無之候也。

駿東郡御宿村外拾ヶ村戸長芹沢孝三代理
用係　湯川関太郎㊞

明治廿年四月十二日

（裾野市役所　須山支所所蔵「第一号古文書綴」）

223　愛鷹官林残木払下願および官地拝借開墾願

（一八八七）明治20・9・3

官林残木御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山壱等官林
反別六千五拾壱町四反八畝廿七歩ノ内
同国同郡千福村地跡字釜場
一反別五拾町歩
此残立木悉皆

右官林立木ノ義、曩（さき）ニ東海道鉄道用材ニ御払下ヶ相成、最早伐採終結相成候趣ニ付、同地残木ノ義相当代金ヲ以テ御払下ヶ被成下（なしくだされ）度、然ル上ハ残木至急取片付、別紙願書ノ通地所拝借致、開墾ノ上三椏（みつまた）栽培仕度候間、何卒（なにとぞ）特別ノ御詮議ヲ以テ御払下ヶ被成下度、依之（これにより）絵図及開墾願相添、此段奉願候。

静岡県駿東郡千福村平民
横山健吾㊞

明治二十年九月三日

同県　同郡　須山村平民

静岡大林区署長　桑名茂三郎殿

渡邉秀敷㊞

官地拝借開墾願

駿河国駿東郡愛鷹山壱等官林
反別六千五拾壱町四反八畝廿七歩ノ内
同国同郡千福村地跡字釜場

一反別五拾町歩

此拝借料金三拾五円也

但　明治二十年九月ヨリ同廿九年八月マテ
拾ヶ年間、壱反歩ニ付壱ヶ年料金七銭

右反別前書ノ料金ヲ以テ拾ヶ年拝借仕、開墾致三極(みつまた)栽培仕度候間、御採用被成(なしくだされ)下度、然ル上ハ御規則堅ク相守リ聊(いささか)タリトモ不正ノ所行決テ仕間敷候。弥(いよいよ)年期明相成候節ハ御指揮ニ従ヒ相当ノ用材植付御返地可仕候間、何卒御聴許被成下度、依之(これにより)別紙絵図面相添、此段奉願上候也。

静岡県駿東郡千福村平民
横山健吾㊞

明治二十年九月三日

同県　同郡　須山村平民

静岡大林区署長　桑名茂三郎殿

渡邉秀敷㊞

（千福　横山正美氏所蔵「愛鷹山払下并ニ拝借書類」）

224

愛鷹牧畜会社設立認可願および牧畜会社規則緒言

（一八八九）明治22・11

牧畜会社設立御認可願

駿河国駿東郡富岡村大畑、長泉村、清水村長沢・八幡・伏見・新宿・柿田、小泉村富澤・水窪、大岡村、金岡村、沼津町、片濱村、鷹根村、浮島村、原町原・大塚ニ於テ愛鷹山原野拝借地ニ明治十七年以来設置罷在(まかりあり)候愛鷹山牧場組織ヲ変更シ、愛鷹牧畜会社トナシ、別紙規則書ニ従テ業務ニ従事仕度、依テ会社設立ノ義御認可被成(なしくだされ)下度、此段奉願候也。

発起人惣代
駿河国駿東郡富岡村大畑
市川四郎平印

明治廿二年十一月

（ほか一九名）

静岡県知事　時任爲基殿

前書ノ通願出ニ付進達候也。

明治廿二年十一月十七日

静岡県駿東郡長泉村長　高野義長印

（ほか一名）

緒　言

夫レ牧牛ノ事業タル、地勢水草気候等ノ適否ニ由リ其難易損益ノ之レニ伴随スルハ識者ノ弁ヲ竣スシテ瞭然タリト雖モ、往々牧畜家ニシテ之レカ撰択ヲ誤リ遂ニ失敗ヲ蒙ムルモノ尠トセス。我愛鷹山ノ如キハ寛政九巳子年牧場ヲ開設シ、而来数十年ノ星霜ヲ継続シ来リシモ、明治七年廃牧ニ帰ス。時運ノ変遷亦止ヲ得サルナリ。該山ノ如キハ山脈東南ニ傾斜シ西南開豁海洋ニ面シ、随テ気候温暖、厳冬タモ堆雪稀ナルヨリ野草枯死スルノ間甚タ短カク、早春ニ至ル頃ヒ草芽忽チ芊々トシテ、常ニ飼料ニ充足セリ。只水利ニ於テハ箇所ニ依リ僅シク不足アルモ、既ニ植樹計画アルヲ以テ追々水源ヲ涵養シ之カ欠乏ヲ免カルヽ期シテ知ルヘキナリ。而シテ近来駿豆洋ノ輸漕開ケ、次テ東海鉄道ノ布設アリテ、海陸運漕ノ便ヲ得タリ。実ニ天賦ノ利人為ノ便挙テ備ハラサルハナシ。此ノ二者ヲ利用スルノ成否ハ該業組織如何ト現業者其人ヲ得ルトニ在ルノミ。幸ニシテ明治十六年拝借再興ノ時機ヲ得ルト雖モ、事ノ新規ニ出タルヨリ専ラ試験ヲ主トシテ軽忽急進ノ手段ヲ施サヽルモ、漸ク其業ノ何物タルヲ弁知スルヨリ、今回更ニ従前ノ組織ヲ一変シ牧畜会社トナシ、純然タル牧養方法ヲ実施シ逐次事業ノ拡張ヲ図リ、一ハ拝借ノ素志ヲ履行シ一ハ国利民福ヲ進メ一ハ天賦人為ノ利便ヲ利用シテ有益ナラシメント。是レ従来ノ牧場ヲ変更シテ当牧畜会社ヲ設立スル所以也。

（裾野市役所　富岡支所所蔵「愛鷹牧畜会社ニ関スル書類」）

225　愛鷹山御料原野秣払下規約書　（一八九〇）明治23・8・17

規約証

一今般駿東郡愛鷹山御料原野ノ内字小杉平外五ヶ所秣(まぐさ)
払下ニ付、横山源治郎外拾壱名ヱ依任仕候ニ付、左ノ
条項規約候事。
第壱項
一御料原野秣払下年期中ハ年々払下人ノ議決ニ従ヒ料額
負担可仕候。
第弐項
一御料地内ニ於テハ払下人ヨリ差出セシ請書各条ニ従ヒ
不都合ノ所為仕間敷(つかまつるまじく)候。
第参項
一払下料金ノ義ハ払下人及人民総代ヨリ切符配付日限内、
必ス上納可仕候。
第四項
一払下年期中料金滞納者有之トキハ其組合ニ於テ悉皆負
担シ、上納期日ニ遅レザル様、弁償可仕候。
第五項
一前数項及払下請書確守ハ勿論、其他該地ニ関シ不都合
ノ所為仕間敷候。若(もし)万一違背者有之トキワ其組合ニ於
テ引請、決テ払下人ニ迷惑相懸ヶ申間敷候。
右条項規約候ニ付、各自捺印候也。

駿東郡富岡村千福
明治廿三年八月十七日　西島治平㊞
（ほか四八名）
（裾野市役所　富岡支所所蔵）

226 **葛山ほか三大字入会地についての契約書**　（一八九三）明治26・12・21

契約書

一駿東郡富岡村葛山字スガマ入千弐百弐拾四番山ハ古来
葛山・御宿・上ヶ田・金沢ノ四ヶ村入会地タリシ処、
明治拾四年官民有区分判定ノ際官有地ニ編入相成リタ
ルニヨリ、今回葛山人民惣代ト御宿・上ヶ田・金沢ノ
人民惣代トノ間ニ於テ該山ニ関スル将来万般ノ事件ヲ
契約締結スル事、左ノ如シ。

第壱条　富岡村葛山字スガマ入千弐百弐拾四番山ハ山反別参拾四町参反六畝五歩ニシテ古来葛山・御宿・上ヶ田・金沢ノ入会地タリシヲ以テ、仮令(たとい)官有地ニ編入相成タリトモ相互ノ間従来ノ慣行ヲ保存シ入会タル既得ノ権利ハ煙滅セサルモノトス。

第弐条　該山ハ古来四ヶ村入会地タリヲ以テ、爾来(ママ)民有引戻或ハ樹木肥草等払下ケ又ハ現地拝借等出願スル場合、或ハ将来該山ニ間係(関カ)ヲ有スル事件等ニ於テハ、四ヶ字協議調和ニ非サレバ執行セサルモノトス。

第参条　前条出願等ニ際シテハ、各々私情ヲ去リ公議ヲ基トシ、何等ノ理由アリト雖モ各自単独ノ運動セサルヘキ事。

第四条　第弐条ノ場合ニ於テ協議決定セス、自ラ入会権ヲ放棄セントスル場合ニ於テハ、第弐条ヲ適用セス。

第五条　該山ハ葛山地籍ニシテ保護上葛山ハ第一ノ責任ヲ有スルヲ以テ、第弐条出願許可ノ上ハ、本地ヲ拾分シ其弐分則(すなわ)チ六町八反七畝七歩ヲ葛山ヱ地籍ノ功労責任ノ報酬トシテ分与スベキ事。

但、本条六町八反七畝七歩ノ内壱分則チ参町四反三畝拾八歩ハ葛山望ミノ地ヲ与ヱ、残地壱分ハ本地ヲ九分シ抽籤ヲ以テ分与スルモノト。(ス脱カ)

第六条　第五条ノ如ク本地ヲ分割シ葛山ヱ与フト雖モ、残地則チ拾分ノ八ニ対スル権利義務ハ四ヶ字各戸平等ニ保有スルモノトス。

第七条　第五条ノ如ク本地ヲ分割シ葛山ニ与フルニ於テハ、第弐条ノ出願ニ関スル費用総額ノ弐分ハ葛山ノ負担トシ、残八分ハ入会四ヶ字各戸平等ニ負担スベキ事。

第八条　前条ノ如ク負担法方相定ムト雖モ、四ヶ字協議ノ上精査ヲ遂クルニ非サレバ割合セザルモノトス。

第九条　本条規定外ニ関スル事項ハ、総テ従前慣行ニ依ルモノトス。

右ハ明治廿六年十二月二十一日富岡村御宿病院所ニ於テ駿東郡富岡村千福横山健吾・同郡同村上ヶ田柏木新七郎立合ノ上締結シ、本証四通ヲ製シ各大字ニ於テ各壱通ヲ

所持スルモノナリ。
明治廿六年十二月廿一日
駿東郡富岡村葛山人民惣代
芹澤政五郎㊞
（ほか八名）
同郡同村御宿共有惣代
湯山　一㊞
（ほか四名）
同郡同村上ヶ田共有惣代
八木與祖市㊞
（ほか三名）
同郡同村金沢人民惣代
勝又憲三㊞
（ほか二名）
（御宿区所蔵）

227　愛鷹山民有引戻願

明治27・3・25（一八九四）

（表紙）
（朱筆）「静岡県庁ヲ経農商務省エ進達控」
明治廿七年三月廿五日
愛鷹山民有引戻願
静岡県駿東郡沼津町外拾箇町村

官有愛鷹山民有引戻願

駿河国駿東郡愛鷹山官林反別六千五拾壱町四反八畝廿七歩ノ内
一原野反別凡三千町歩
但此区域東北ハ駿東郡富岡村ノ内大字下和田境、西ハ富士郡須津村ノ内大字江ノ尾境、南ハ民有山林、北ハ木立ヲ限リ境界トス

右ハ往古ヨリ駿河国駿東郡沼津町、片濱村、原町大字原・大塚、浮嶋村、鷹根村、金岡村、大岡村、長泉村、清水村大字新宿・伏見・長沢・八幡・柿田、小泉村大字水窪・富沢、富岡村大字大畑・千福・葛山ニ於ル共有ノ所有地ニシテ、右町村ハ僉（ママ）ナ該山ノ麓ニ連接囲繞シ、村

民等ハ数百年一日ノ如ク本願地ニ対スル山年貢取米参拾石七斗壱升一合壱勺ヲ納メ、古来山稼キト称エ各自生産上必要ナル農具漁具家具等ノ用材ヲ始メ薪炭用ノ為メ立木ヲ伐採シ、或ハ秣肥草ヲ苅取シ田畑ヲ培養シ、又ハ樹木ヲ栽植シ或ハ立木ヲ売却シ、若シクワ関係外ノ村方エ山鑑札ヲ与ヘテ秣ヲ刈取ラシメタル等、自由進退シ来リタル慣行成蹟ハ比隣郡村ニ於テモ証明スル義ニシテ、山上立木ノ場所ハ従前官林ト認居リ、本願地全ク別種ノ土地ナルニモ拘ス明治八年中本願ノ原野マテ併テ官林ニ編入セラレタル旨ノ達示ヲ受ケタルワ実ニ意外ノ事ニシテ、村民疑懼措ク能ハサルヨリ、前陳従来ノ慣行成蹟ヲ述ベ民有地ニ据置カレ度旨出願セシモ、遂ニ願意採用セラレス。茲ニ於テ乎、痛嘆措ク能ハズ。素ヨリ右御指令ニ服従スル能ハスト雖モ、又如何トモ為スベキノ実ナク、挙テ茫然タルノミ。然ルニ他ヲ見レバ些々タル慣行僅々タル証拠ノ存スルヲ以テ、既ニ民有地ニ据置相成タル箇所勘ナカラス。其一例ヲ挙クレハ富士郡須津山及本郡佐野村外二箇村入会地等ハ本願愛鷹山ノ内同一ナル性質ニシテ、孰レモ慣行成蹟ニヨリ民有地ニ引戻サレタルニモ拘ハラス、独リ我々村民ノ願意ノミ達セサルワ如何ナル不幸ナラント慨嘆哭泣ノ至リニ堪エサルナリ。倩々拝察スルニ当時願意ノ採用セラレサルハ、証拠書類ノ不完備ナルニ原因スルナラント。爾来村民等ハ挙テ該山地ニ関スル旧記書類ノ捜索ニ汲々タリシモ、旧家ノ或ハ廃絶ニ或ハ罹災等ノタメ証拠トナルベキ古書類ノ滅亡烏有ニ帰セシモノ幾何ナルヲ知ラスト雖モ、漸次発見セシ証左ハ即チ左ニ記スル処ノ第壱号証ヨリ第四号証ニ至ル数証ノ通ニシテ、該山地ニ対スル貢租ハ高内ニアリテ純然タル正税ナルノミナラス、植伐ノ事業其他自由進退ノ成蹟共明瞭ナルモノナレハ、該山地ノ我々村民ニ於テ所有権アルコトハ明確ナル義ニ有之処、明治八年官林ニ編入セラレ頓ニ村民等ノ入山ヲ禁セラレタルニヨリ、生産ノ業ヲ失ヒ爾来年一年日一日ト疲弊ニ疲弊ヲ来シ候情態、篤ト憐察セラレ、又該山地ニ対スル村民等祖先ヨリ伝来自由進

退ノ成蹟著明ニシテ且証拠書ノ明確ナル等事実、精密御調査公明正大ナル御裁断ヲ以テ、速ニ従来ノ如ク我々村民共有ノ民有ニ御下戻相成度、茲ニ関係町村組合会ノ決議ヲ経テ、右証拠書類ノ本書并写・図面及証拠書説明書・比隣村証明書相添、此段奉願候也。

明治廿七年三月廿五日

静岡県駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者
駿東郡金岡村長　江藤浩藏
同
駿東郡片濱村長　々倉計吉

静岡県知事　小松原英太郎殿

（千福　横山正美氏所蔵）

228　茶畑村大野原不入会につき差入証　明治17・3（一八八四）

差入ノ証

右大野原入会山ノ儀ハ往古ヨリ仕来リ候得共、去ル明治十五年度戸長加藤知之殿勤務中、村内一同相談ノ上、不入会ト議定候ニ付、後日ニ至リ何程ノ利益有之候共、決テ御恨ミ申間敷候。為後日ノ依テ差入ノ証如件。

駿東郡茶畑村
明治十七年三月　庄司清次郎㊞
（ほか一三八名）

戸長
柏木甚藏殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

229　大野原官地払下願　明治21・4（一八八八）

官地払下願

（前略）

合計　反別千九百六拾四町四反弐畝拾七歩
　　代金千九百六拾四円四拾二銭三厘

右地所ノ儀ハ地勢概ネ平坦ニシテ開墾興業ノ適当地ニ有之候処、開明ノ今日空敷不毛ニ属シ置候モ不堪慨歎、且当地方ノ位置タル山梨県道ニ接迹致居候故、薄資ノ細民ニ至リテハ概ネ甲信ニ貨物運搬ノ業ニ従ヒ馬脊ニ衣食ヲ

仰キ候処、今般東海鉄道御布設ニ付キ線路地方ノ中央ヲ延経シ一朝竣工ヲ告ケ候上ハ、此等ノ少民飢渇ニ迫リ候ハ必然ノ儀ニ有之。関係ノ各村民数回協議ヲ尽シ殖産法方ヲ計画致候モ、元来資力ノ乏シキカ故其素志ヲ達スル事能ハス。殆ト活路ニ困苦罷在候処、今回不計其端緒ヲ得テ東京府ハ益田孝ニ謀リ、即チ別紙ノ通リ約束仕候ニ付、右地所御払下御許可ヲ蒙リ候上ハ速ニ開墾ノ準備ヲ成シ励精従事仕、往々国産ノ上位ヲ占ム可キ三椏及桑樹等ヲ栽培シ、上ハ以テ国益ノ一端ヲ補ヒ下ハ以テ村民ノ幸福ヲ得、農業振起候様仕度存候間、特別ノ御仁恤ヲ被垂レ願意御採許被成下度、此段実測絵図面相添、奉懇願候也。

静岡県駿河国駿東郡
須山村
（ほか五一カ村）
右五拾弐ヶ邨人民代理
須山邨平民
渡邉秀敷㊞
（ほか九名）

東京品川御殿山百十二番
東京府平民
益田　孝㊞

静岡県知事　関口隆吉殿

前書ノ通リ願出ニ付取糺候処、故障無之ニ付奥印仕候也。

駿東郡杉名澤村外九ヶ村
戸長　根上林平
（ほか五名）

明治廿一年四月十七日

（朱筆）「庶第四二〇三号」

願ノ趣聞届ケ難シ。

明治廿一年十月二十四日

静岡県知事　関口隆吉㊀

（今里区所蔵）

230　大野原御料原野拝借料減額について（一八九一）明治24・3・3ての上申書および決議書

大野原々野拝借地ノ義ニ付上申書

駿東郡須山村、富士岡村大字神山・駒門・神場、富岡村大字下和田・今里・御宿地先御料局御管轄字大野原反別千八百七拾壱町弐反八畝三歩ノ義ハ、数百年来須山村外旧五拾弐ヶ村共有秣（まぐさ）場ニシテ実際民有地タル事ハ歴々トシテ証跡有之事ハ、独リ旧来ノ慣習ノミナラス古文図書等ニ拠リテモ明瞭ナル処ニ侯。然ルニ明治九年改租ノ際、入会各村ノ不和合ヨリ種々ノ葛藤ヲ生シ民心区々ニシテ一定セサルヨリ、遂ニ官有地ニ御編入相成トモ恬（てん）トシテ顧ミサル情況ニシテ、其事実ハ明治六年同原野地続ニシテ同郡印野村地先原野ハ其際入会各村ト野元トノ間ニ争論起リ出訴ノ末、民有地ト相成ルニヨリ今日ニ至ル迄変更等無之、地租ハ反ニ金壱厘未満ナリ。且一方ハ民有一方ハ官有ト、同性質同履歴アル地籍ニシテ官民所有権ヲ異ニスルハ、私共了解仕難キニ因リ、明治十三年以降民有地ニ引戻ノ為メ数回出願ノ手続キ其他ノ事情ニテ東奔西走シ莫大ノ民費ヲ消耗シタレ共、結局其功ヲ奏セス遺憾ヲ極ムト雖モ、既ニ御決定ノ事故今更民有引戻ノ願ヲ断念ス。弐拾弐年ニ至リ特ニ　帝室御財産中ニ御編入相成、然ル上ハ私共臣民タルモノ謹テ御法制ヲ遵奉スベキ勿論ト一同感銘ノ外無処、御料地管轄トナルヤ仝入会村中窃（ひそか）ニ奇利ヲ謀ルモノ将来ノ遠慮モ無之、漫リニ競争熱ニ乗シ反金拾五銭平均額ニテ御貸与出願ニ依リ、貴局ニ於テハ充分該価アルモノト御思量相成候義ト恐察ス。然ル処開墾地ハ反金拾五銭秣場反金五銭ヲ以テ拝借御聞届ケ相成、出格ノ御仁慮ニ候得共、人民ニ於テハ前条共有秣場実際民有地タルノ直情今ニ忘却仕難ク及ヒ印野村秣場比較モ有之ニ付、此上歎願候義ハ猶一層御引下ケ被成下、開墾地反金八銭秣場反金弐銭ノ価額ヲ以テ御貸与被成下度、左候得バ秣場入会各村弐千八百有余戸ノ細民、年来ノ愁眉ヲ一時ニ開発シ御仁徳ノ厚キニ感シ、一意開

墾事業ニ従事セバ将来御国益ノ一端トモ相成可申哉ト愚考仕候間、何卒出格ノ御仁恤ヲ以テ願意御許納被成下度、人民総代連署ノ上伏シテ奉歎願候也。

静岡県駿東郡須山村外九ケ村総代
須山村　勝田東平
同県同国同郡富岡村　湯山半七郎

御料局静岡県支庁長　桑名茂三郎殿

大野原御料原野拝借地ニ係ル決議書

一御料地拝借料金ノ儀ハ先般仮請書奉呈セシ処、其后聞ク処ニ依レバ該料金ハ尚減額相成候哉ニ付、料金減額請願委員ナルモノ三名ヲ撰挙シ、該委員ヲシテ御料局沼津出張所始メ御料局静岡支庁ヨリ御料本局マテモ料金減額ヲ請願セシムル事。

一大野原御料原野実地丈量済ニ付、先般規約ノ通図上分割別紙ノ通割合候ニ付、双方意見無之時ハ直ニ確定シ実地ニ臨ミ分界ヲ定ムルモノトス。

但、実地分割ノ際ハ各部落惣代人自ラ出頭シ分界ヲ定ムルト雖トモ該日当ハ受持部落ノ負担トス。

一前条不服者有之、確定シカタキトキハ其論旨審議ノ末協議規則ニ拠リ決定スルモノトス。

但、本文決定スルモ其決議ニ不服者ハ先般ノ規約ニヨリ其筋ノ指揮ヲ乞フモノトス。

大野原御料原野拝措地取締規約書

第壱条　御料地拝借料金ノ儀ハ各村ニテ壱人ノ惣代人ヲ定メ、料金徴収方及上納方ヲ委任スルモノトス。

但、徴収法等村長ニ依托スルハ其惣代ノ適宜トス。

第二条　御料原野拝借地ニ付犯則者ハ左ノ各項ニヨリ処分ス。

一拝借地ハ（ママ）放火シ或ハ秣其他ノ産物盗苅牛馬野放シ等スルモノハ、見付次第住所姓名ヲ取調ベ受持惣代ヘ申告シ、惣代人其申告ヲ請クルトキハ所轄警察署ヘ告訴スルハ勿論、該事件ニ対スル相当ノ損害金ヲ償

ハスル者トス。

二　料金不納者等有之時ハ其惣代ニ於テ事情ニヨリ十日間ハ猶予シ、尚納メサルニ於テハ其拝借地ヲ取揚ケ其村共有拝借地ニ属スル者トス。

第三条　道路橋梁等ハ惣代人ニテ指揮シ各関係人ニテ修繕スルモノトス。

第四条　拝借料金ノ儀ハ今回ハ勿論、年季明ケト雖トモ必ス双方一致結合シテ出頭シ、孤立料金ヲ定メ出頭スル如キノ事ハ互ニ致ス間敷事。

第五条　御料原野拝借ニ関スル共有ノ書類図面ハ関係拾ケ町村ニ於テ毎年更番ニ預ルモノトシ、其順序ハ当廿四年富士岡村ヲ始メトシ夫レヨリ御厨町・玉穂村・原里村・印野村・須山村・富岡村・小泉村・深浪村ト順次如斯相預リ、而シテ預リ町村ニ於テハ該預リ証書ヲ認メ之レニ預リ書類図面一切ノ明細目録帳ヲ添ヘ、前預リ町村ヘ差出サシムルモノトス。

但、預リ書類図面ノ閲覧ヲ関係者ヨリ請フモノアルトキハ、其入用ノ公私事何レニ関スルヤヲ尋問シ、公事公用ノ為ナレバ速ニ閲覧ヲ許シ、若壱人一己私利経営ノ為メナレバ断然拒絶シテ閲覧ヲ許サヽルモノトス。

第六条　前条預リノ書類図面ヲ納蔵スル為、文庫ヲ購求シ書類図面保存ノ用ニ供スルモノトス。

第七条　各町村惣代人ニ関スル該費ハ其町村限リ適宜ニ取極メ負担スルモノトス。

取締規約ハ前記ノ七条項ヲ以テ終ル。

（中略）

右ノ通リ決定候也。

駿東郡須山村惣代　勝田東平
同郡富士岡村神山惣代　武藤勇次郎
同郡同村竈惣代　杉山利十郎
同郡富岡村御宿　湯川関太郎
同郡御厨町萩原惣代　堀内徳太郎
同郡深浪村深良　小林久次郎

同郡原里村神場惣代　勝又倉藏
同郡印野村惣代　山田熊吉
同郡玉穂村茱萸沢惣代　江藤利三郎
同郡富岡村上ヶ田　土屋甚平
同郡小泉村佐野　大庭政五郎
同郡富士岡村中清水惣代　勝又重次郎
同郡同村大坂惣代　勝又甚平
同郡同村二子惣代　三井治三郎
同郡同村駒門惣代　勝又半平
同郡同村中山惣代　小沢九兵衛
同郡御厨町東山惣代　岩田廣太郎
同郡同町東田中惣代　内海力藏
同郡同町二枚橋惣代人　勝又周平
同郡同町北久原惣代　勝又直次郎
同郡同町新橋惣代　勝又平四郎
同郡同町深沢惣代　鈴木甚右衛門
同郡玉穂村中畑惣代　勝又長吉
同郡同村茱萸沢惣代　芹沢儀三郎
同郡同村川柳惣代　土屋為藏
同郡同村永塚惣代　鈴木元八
同郡富岡村葛山惣代　岩佐茂市
同郡泉村久根惣代　勝又嘉六
同郡小泉村二ッ屋惣代　菅沼三平
同郡原里村杉名沢惣代　佐藤甚四郎
同郡同村板妻惣代　長田善四郎
同郡同村保土沢惣代　勝又順平
同郡同村川島田惣代　芹沢清
同郡富岡村今里　坂田太郎平
同郡富岡村下和田　杉本定吉
同郡深浪村岩波惣代　井上浅藏
同郡富岡村金沢　勝又憲三

（佐野区所蔵「大野原木之根坂御料地下草払下関係文書」）

231　**茶畑村持字東山入会山保存規約証**　（一八八四）**明治17・3**

入会山保存規約証

当村持字東山一山保存ニ付、左ノ条約ヲ設ク。

第壱条

一一山保存ハ古来慣例ノ古則ヲ固守シ、定例苅敷ノ外各苅及薪伐千シ自由ニ炭焼等堅ク差止候事。

第二条

一一山ノ内古来伐止ノ槻（つき）ハ勿論、自今諸木尺廻リ以上一山総テ伐木差止候事。

第三条

一秣場例年山焼ハ慣例ノ古則ヲ相守リ、雑木立境年々堀切リ入念焼込等無之様、堅ク注意可致候事。

右ハ今回一同協義（ママ）ノ上、一山保存ノタメ前書ノ条款一同承諾ノ上、規約仕候処確実也。然（ママ）る上ハ爾来該条款堅ク相守リ決テ違背仕間敷（まじく）候。若シ心得違ノ者有之（これあり）違背致シ候節ハ、一山ノ保存ヲ害スル違約償金トシテ壱円以上五円以下出金致シ、其節違背無之（これなく）候。仍（よっ）テ一同連署規約ノ証、如件（くだんのごとし）。

駿東郡茶畑村

明治十七年三月　　庄司清次郎㊞

（ほか一三六名）

戸長

柏木甚藏殿

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

232　**茶畑山御座ノ尾入会権裁判判決**　（一八八五）**明治18・7・8**

（朱筆）「第廿四号」

裁判言渡

静岡県駿河国駿東郡佐野村古谷藤

平（外脱カ）百余名総代人同村五番地平民農

原告　中村良吉

同村三十四番地平民農

同　杉山角平

同村四十六番地平民農
同　　鈴木久藏
同村四十七番地平民農
同　　三好維堅
同郡茶畑村山本浅次郎外百三十八名総代同村四十三番地平民農
被告　　勝又将之助
同郡久根村勝又弥平治外七十余名総代同村四十九番地平民農
同　　勝又平七
同郡公文名村高村治平外七十八名惣代同村六十二番地平民農
同　　室伏幾太郎

右代言人
同郡沼津宿町方町十八番地士族
大橋兼久

右古谷藤平外百余名総代中村良吉外三名ヨリ山本浅次郎外二百余名総代勝又将之助外二名代言人大橋兼久ニ対スル薪篠竹刈入会差拒除却ノ訴訟、審理スルニ（中略）其所争ノ点ハ左ノ二項ニアリトス。

一原告村（ママ）ヘ往昔ヨリ本訴入会ノ権ヲ有セシヤ否。

一原告村ハ本訴入会権ヲ抛棄セシヤ否。

因テ各証拠物ヲ閲シ説明スル、左ノ如シ。

原告第一号証承応三年度ニ原被告村方ヨリ領主稲葉美濃守ヘ差出シタリト云フ指上ケ申一札ノ事トアルモノヲ閲スルニ、文章簡単ニ過キ其意味明確ナラサルモ、原告第二号証元録（緑カ）十三年度被告ノ内久根村名主権左衛門ヨリ原告村方ヘ差入タリト云フ一札ノ事トアルモノヲ閲スルニ、其文中佐野村ニ先年四ケ村連判書上ケ証文御座候段被申聞候、先年致上ケ申候証文久根村不存候故当春佐野村をおさへ申候云々ノ文詞アリテ、彼此相符合スル所アルヲ以テ観（み）レハ稍々（やや）原告村ハ当時此入会権ヲ有セシモノヽ如シ。然リト雖モ爾来原告村カ引続キ不断其ノ入会ヲ為シ来リタリトノ証拠トシテ提供スルモノヲ閲スルニ、其第

三号証貞享三年原告村方ヨリ当時ノ領主大久保加賀守ヘ差出シタル鏡帳并同第四号証文化二年同上領主巡回ノ節差出シタル御用書上帳、同第五号証慶応四年領主更迭ニ際シ徳川亀之助ヘ差出シタル村方指出帳中、唯薪取申山ハ東山ヘ六ケ村入込ニテ参申候、若クハ郡内商人送リ候荷物駄賃取申候、其外冬・春ハ西山・東山・大野山ニテ肥草芝苅薪取申候云云トアルモ、其ノ東山カ果シテ本訴原告第一号証所載ノ入会場所ニ相当スルヤ否、之ヲ識別スルヲ得サルノミナラス、此証ヤ皆原告方一己ノ記載ニ係リ被告村ノ承認シタルモノニ非ス。又第六号証明治七年十二月中原告村戸長古谷作平ヨリ静岡県令ヘ差出シタル山税仕訳書ハ字茶畑村山御座ノ尾大谷入此山税米六升三合七勺但薪税ト記シアルモ、是亦原告村方一己ノ製シタルモノニシテ被告村ノ承認アル事ナク、且写書ニシテ本書ハ県庁ニアルヘクモ、当時其所在判然セサル旨ノ静岡県庁ヨリ回答アレハ、今之レカ本書ヲ見ルニ由ナシ。又第七号証ハ寛延年度伊豆佐野・徳倉・幸原村三ケ村ヨリ茶畑村・麦塚村ヘ相係ル山論訴訟事件ニ付、其被告村方ヨリ当時奉行所ヘ差出タル証拠物中、右山ノ外入会御座ノ尾大谷はたほこしんなしト申所論山ノ続ヘ御同領公文名・稲荷・佐野、他領久根村入会申候トアルモ、是亦写書ニシテ被告ノ認メサルモノナリ。又原告カ本訴所争地ノ山税ヲ納メ来リタルノ証拠トシテ提供スル第八号乃至第十一号証ハ、啻ニ山税又ハ山手役ヲ納メタル事ハ知リ得ヘキモ、其之カ果シテ本訴所争地ノ山税ナリト識別スルヲ得サルモノナリ。共ニ以テ原告村カ古来ヨリ引続キ本訴入会ヲ為シ来リシ確認ト為スニ足ラス。又原告ハ被告第一号・第二号・第六号・第七号数証共ニ署名調印セサリシハ、久根村・公文名村ノ間ニ起リタル争論ニシテ原告村ハ其双方ノ場所ヘ普ク入会ヲ為スモノナレハ、敢テ之レニ関与スル事ナク只局外ニアリテ傍観或ハ仲裁ヲ為シタルノミト云フト雖モ、苟モ其争論アル場所ニ入会ノ関係ヲ有スル所ノモノニシテ、豈ニ被告第一号・第二号・第六号・第七号証争論済口証文等ニ其共同入会権

アル事ヲ記載セサリシニ只傍観黙止スルノ道理アランヤ。況ンヤ其第六号・第七号証ノ如キハ原告村ノ名主タル岩崎佐十郎カ仲裁人トナリテ局外ノ位置ニ調印シアルニ於テヲヤ。又第三号証地引図面ハ地券発行ニ際シ其村境ノ証印ヲ為シタル上猶入会ノ証印スヘクト懸合中ニモ拘ラス、被告村ハ其儘之ヲ其筋ヘ差出シタルモノ、又第四号証官民区分願ハ被告村ニ於テ原告村ヘ一応ノ協議スル事ナク擅ニ其筋ヘ出願シタルモノナレハ原告於テハ之レニ調印スルニ由ナカリキト申立レトモ、被告ニ於テ果シテ今原告申立ノ如キ僭越ノ処置アリトセハ、当時原告ハ宜シク之ヲ責ムヘキニ、其之ヲ責ムル事ナク黙々ニ付シ去リ、降テ明治十七年七月中ニ至リ突然所轄郡役所ヘ入会故障除却ノ説諭ヲ請願シタルヲ以テ見レハ、原告此申分ハ信認スルヲ得ス。而シテ他ニ原告村カ古来引続キ入会ヲ為シタルノ明証ナケレハ則チ原告村ハ、已ニ此入会権ヲ自抛シタルモノト判定セサルヲ得ス。又第五号証ハ炭木代金ノ先割帳ナレトモ、原告ハ素ヨリ薪篠竹ヲ伐採シ得ルモ炭木ヲ伐採スルノ権利ナキモノナレハ此炭木代金ノ事ハ素ヨリ与カラサルナリト申立レトモ、原告村ハ果シテ薪篠竹ニ止マリ炭木ヲ伐採スルノ権ナキトノ事ハ更ニ見ルヘキ証蹟ナケレハ、輒スク信用スルヲ得ス。右ノ理由ナルヲ以テ、稍々原告村ハ徃時一旦本訴入会権ヲ有セシモノヽ如シト雖モ、前述ノ如ク入会争論等ニ原告村ノ干与セサリシ事并原告村カ古来ヨリ本訴入会ヲ為シ来リシ形蹟ナキヲ以テ推セハ、被告申立ノ如ク原告村ハ本訴入会権ヲ抛棄シタル者トス。既ニ百数十年ノ久シキ其間、之ヲ抛棄シタル以上ハ今更本訴入会ヲ為スノ権利ナキモノトス。

但、訴訟入費ハ原告ノ負担タルベシ。

明治十八年七月八日沼津治安裁判所公廷ニ於テ始審ノ裁判ヲ言渡スモノ也。

沼津治安裁判所

判事補　宮岡栄勝

書記　梶並忍

右正本ニ依リ謄写シタルモノ也。

書記　梶並　忍㊀

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

233　茶畑山移住開墾願

（一八八五）明治18・4・23

移住開墾願

静岡県駿河国駿東郡

茶畑村平民

芹沢又一郎

拾壱名

窶々シキ窮民倚ルトコロナキマヽ、同志共心シ県令ニ上書シテ御仁沢ヲ仰ク。願意ノ熱情ヲ期。

伏シテ熟々既往明治十一年以降十四年頃ノ景況ヲ惟フニ、紙幣ノ流通益隆盛ニシテ、農工商各々其業ヲ盛大ナラシメント自己カ財産モ顧慮セズ分外ノ負債ヲ生シ将来ノ生活ヲ計画セシ世ノ上景気ナル、昔日夢ノ如クナルモ、覚テ今ノ時勢ノ変遷ニヨリ、客年来ヨリ生活ノ資ヲ得サル已カ、加フルニ頻々旧負債ヲ促サレ為メニ些少ノ財産畜エモ悉ク債主ニ請求セラレ、余債残ルモ償却ノ目途モ無之。加之去歳ノ暴風ニ諸作ヲ害シ不作引続キ、既ニ財産ハ負債ノ為メニ破却シ、窮民ノ私共東西ニ奔足稼出スルモ妻孥ヲ養フニ足ラズ。将サニ餓死セントスル景状、愛国ノ情互ニ座視スルニ忍ビス。因テ今般同志協力シ本村百四拾戸共有地壱戸割合ノ分、別紙記載絵図面并反別ノ場所ニ移住シ、専ラ原野ヲ開墾シ将来ノ生活ヲ計営セント同志相盟ヒ、移住開墾ノ御許可ヲ奉悃願候間、何卒右願意ヲ深ク御垂愍ヲ給ハリ、私共移住開墾願ノ議、寛典ヲ以テ御聞届ケ被成下度、同志連署ヲ以テ此段奉願候。恐惶謹願。

下

明治十八年四月廿三日　芹沢又一郎

（ほか一一名）

静岡県令　関口隆吉殿

（裾野市役所所蔵「茶畑山・江浦山関係」）

234　**茶畑村開墾地規則**　　**明治21（一八八八）・10・10**

当茶畑村共有山保全規約書中第二条ニ依リ窮民救助ノ為、共有山字市場平野地町（ママ）歩、同村芹沢又一郎・高田善平・清水政右衛門・山本勝蔵・芹沢文右衛門・服部音次郎外五名ヘ貸附候ニ付、協議ノ上、左ノ開墾規則ヲ確定致候。

開墾規則

一　共有山開墾スルニ付テハ開墾世話係各最寄ヘ壱名乃至弐名ヲ開墾地借受人ヨリ撰挙シ、其当撰者ハ開墾地ニ係ル事務一切負担スル事。

一　開墾地借受人ハ相互ニ開墾尽力産物植込ノ事ヲ怠ラサル事。

一　開墾地借受人ハ五人乃至拾人ヲ壱組トシ、開墾又ハ植附栽培等総テ開墾世話係ノ指揮ニ随ヒ其事業ニ従事スル事。

一　開墾地ヲ借受人ハ開墾鍬下年期中ト雖トモ壱反歩ニ付壱ヶ年地貸受料金弐銭宛村方ヘ納ムル事。

一　開墾地鍬下年期明ニ至リ地価御査定壱年ヨリ畑壱反歩ノ地租金弐倍ヲ土代金トシテ年々村方ヘ可相納事。

一　開墾地借受鍬下年期ト雖トモ原地ナル地盤内ハ村民草木伐採スルモ妨ケナキ者トス。

一　開墾地々価御査定相成候上ハ仮令原地ニ立戻ルモ、地租金又ハ諸税等借受人中其組合ニ於テ畑地名称異動無之内ハ負担ノ義務ヲ負フ者トス。

但開墾地原地ナル時ハ村民草木伐採スルモ妨ケナシ。

一　開墾地土代金収入相成候上ハ共有山樹木植附資本ニ充ツ。

一　開墾地ハ開墾地借受人ニシテ如何様ノ事故有之トモ質入書入譲与売買スルヲ許サス。

駿東郡茶畑村

明治廿一年十月十日　　笠間清次郎㊞

（ほか四四名）

（茶畑　芹澤充寛氏所蔵）

235　茶畑持東山入会山地についての規　年月日不詳

約

（前略）

右ハ駿河国駿東郡小泉村茶畑持字東山山林原野ノ内、前記入会山地永久保護ノ為メ、持主茶畑ト該山入会平松・麥塚・公文名・久根四ヶ大字ト従来ノ慣行ニ依リ左ノ条項ヲ規約ス。

第壱条　各大字平松・麥塚・公文名・久根入会山地ハ茶畑持山ニ付、前記ノ山地全体ヲ支配スルノ権利ハ茶畑ニ有ス。

第弐条　茶畑持山ノ内山林原野入会、従来仕来リニ従ヒ左ニ契約ス。

第壱項　入会区域ハ、平松・麥塚・公文名・久根四ヶ大字ノ各所、従来ノ契約ニ依リ各所耕地ノ肥料・薪・小竹・茅等永遠入会スルヲ許諾ス。

第弐項　各大字平松・麥塚・公文名・久根入会山地ノ境界区分ハ、已(すで)ニ明治八年実地丈量官納ノ図面ニ確乎シ居レドモ、尚入会ノ境界確守スベキモノトス。

第参項　入会各所ハ茶畑耕地道路通行ノ際、牛馬ノ口ヲ取リ路傍ノ田畑作物ヲ害セザル様注意スベシ。

第三条　山林原野税ノ徴収、山林ノ繁殖方法及培養方法、立木売買等、持主茶畑是ヲ総轄ス。

但、立木売却ノ節ハ関係入会ヘ通知ノ上実行シ、且売却代金ハ従前ノ慣行ニ依リ処分ス。

第四条　前記入会山路并同橋梁修繕ハ従来ノ慣行ニヨリ施行スルモノトス。尤(もっと)モ費用ノ義ハ其関係入会ニ於テ相当ノ負担ヲナスヘシ。

第五条　明治廿壱年十月十日、持主茶畑人民一同ニ於テ規約セシ同大字持一山保護規約証ニヨリ四大字ニ摘用(ママ)スベキ各条項ハ、総テ其範囲内ニ入会各所人民一同永遠遵守可致事。

第六条　爾来公益ノ為メ字東山一山ニ於テ事業ヲ企起スル際ハ、総テ茶畑ニ於テ統轄シ入会各所ト協議スベキ

モノトス。

第七条　茶畑外四ケ大字ヨリ他ヘ転籍シ又ハ廃家スルモノハ、其転籍廃家ノ当日ヨリ保護ノ義務ヲ失シ入会スル事ヲ得ザルモノトシ、入会山野ニ対シ毫(ごう)モ関係ナキモノトス。

第八条　茶畑外四ケ大字ヘ移住又ハ新籍ヲ設ケ或ハ廃家再興ヲナシタルトキハ、其当日ヨリ入会ヲ許シ保護ノ義務ヲ負担スルモノトス。

第九条　追約ヲ結ブノ必要アルトキハ茶畑ト入会四ケ大字トノ協議ノ上施行スベシ。

右小泉村茶畑持山林原野地ノ内、平松・麥塚・公文名・久根ノ四ケ大字従来ノ慣行ニヨリ耕地肥料薪其他入会仕来候ニ付、該山保護及入会ノ境界等、前記ノ通リ確乎約定候ニ付、前書条項一同確守シ、将来入会ノ紛擾無之様此契約ヲ堅ク遵守可致候。依之一同連署規約ノ証如(くだんのごとし)件。

駿河国駿東郡小泉村茶畑　　柏木格太郎
（ほか一四一名）

（茶畑　芹澤充寛氏所蔵「反別帳」）

236

協議費精算請求事件の判決

（一八九一）明治24・4・21

判決正本

静岡県駿東郡泉村平松人民総代同字一番平民
原告　服部大輔(誤カ)

同県同郡同村公文名人民総代同字三十六番地平民
原告　渡辺茂吉

同県同郡同村久根人民総代同字五十一番地平民
原告　寺田治三郎

静岡県駿東郡泉村茶畑人民総代同字三十九番地
被告　山本浅次郎

右訴訟代理人
大橋兼久

右当事者間ノ協議費精算請求ノ訴訟事件ニ付、当区裁判

所ニ於テ審理判決スルコト左ノ如シ。

被告答弁ノ趣旨不相立、依テ更ニ原告ヘ協議ヲ遂ケ、慣行ニ基キ各其分担ヲ決定ス可キモノナリトス。

但、訴訟費用ハ被告ノ負担タル可シ。

事実

原告共本訴ノ要旨タル地籍泉村茶畑ニ属スル山林原野、高反別千百町九反参畝四歩ハ、元来平松・公文名・久根・麦塚・茶畑ノ五ケ大字ノ人民古来今日ニ至ル迄共同入会収益シ来リタル事実ハ、原被両告ノ認テ異論無キ所ナリ。而シテ該山地ニ係ル経費ハ、関係ノ部落即チ原被両告人民ヨリ撰出スル人民総代ノ協議認諾ヲ経ルニアラサレハ各部落ニ対シ之カ割合ノ支出ヲ為ス可ラサル慣行ナルヲ以テ、既ニ明治廿年度迄ハ其実行ヲ為シ来タルニ、被告浅次郎ハ明治廿一年以後茶畑人民惣代トナリ、原告部落惣代ノ協議認諾ヲ経ス、協議費トシテ私擅ニ出費割出ヲ原告部落ニ対シ請求スルニ至レリ。抑モ該出費割合分担法ノ慣行タル、原告部落ハ三分ニシテ被告茶畑ニ於テハ七部ノ割合ヲ以テ分担ナシ来タルモノニシテ、其事実ハ甲第八号証乃至甲第十二号証ノ如クニシテ、其第十号証ノ如キハ現ニ被告カ認タルモノナリ。然ルニ被告ハ甲第壱号証乃至甲第七号証ノ如ク其割出金ヲ原告部落ニ請求シ、且明治廿三年度ノ分ヲモ私擅ニ割出、之カ支出ヲ求ムルハ不当ニ付、明治廿一年・明治廿二年度及明治廿三年度ニ係ル該山地ノ出費割合分担ハ、原告部落人民総代ノ立会協議認諾ヲ経テ、慣行ニ基キ更ニ精算ヲ要ムルニアリ。被告答弁ノ要旨ハ、本訴山地原告部落カ入会為セシハ旧慣ニ依ル所ナルモ、該山地被告茶畑ノ所有ニシテ原告部落ニ属セサレハ、該山原野ニ関スル諸費ハ被告茶畑ニ於テ繰換支出シ、毎年度之ヲ合計シ原告部落ニ対シ明治廿二年・明治廿三年度ニ係ル該山地ノ諸費割合支出ヲ、甲第壱号証乃至甲第七号証ノ如ク、原告部落ノ負担ニ帰セシメタルハ素ヨリ正当ニシテ、原告部落人民惣代モ乙第弐号証ノ如ク之ヲ認諾シ、被告茶畑ニ一任シ甲第壱号証乃至甲第七号証ノ如ク其支出ヲ分担シタルモ

ノナリ。然ルニ原告ハ之ヲ不当トシ、協議精算ヲ請求スト雖トモ其求メニ応シ難キヲ以テ、乙第一号証乃至乙第四号証ヲ提出シ其事実ヲ証明スト云フニアリ。

理由

本案乙第二号証ハ原告等ノ内認印アルモ署名実印ノ押捺無之（これなく）原告モ之ヲ是認セサル上ハ、本訴費ノ支出分担ヲ認諾シタルノ証ト為ス事ヲ得サルモノトス。而シテ被告カ認メタル甲第十号証ニ依レハ、其以前ニ在テハ該山林原野ニ関スル諸費割合支出ハ其関係ノ部落人民総代カ立合協議上ニ出タル事実ハ蔽（おお）フ可ラサルノ記載アレハ、原告カ入会各部落人民総代ノ協議認諾ヲ経、割合支出シタリトノ陳述ハ信拠スルニ足ルモノナリ。又甲第一号証乃至甲第七号証ハ原告カ支出セサル可ラサル義務アル事ヲ認メタルモノナル旨被告申立ルモ、其第三号・四号・七号証冒頭ニ仮受取証ノ文字記載アルヲ視レハ、原告カ其費額分担ヲ確認シタルモノニアラスシテ、仮ニ予算ヲ以テ其金額ヲ授受シタルモノト認定ス。右等ノ事実ニ依リ之ヲ視レハ、被告ハ慣行ニ依ラス原告部落人民惣代ノ協議認諾ヲ経ス、該山林原野ニ係ル諸費割合ノ支出ヲ原告部落ニ分担セシムルハ其当ヲ得サルモノトス。

沼津区裁判所

明治廿四年四月廿一日　　判事　村越謙蔵

原本ニ依リ此正本ヲ作ルモノ也。

明治廿四年五月五日　　書記　山田辰治印

（茶畑　芹澤充寛氏所蔵）

237　公文名村・久根村山林増殖保護につき約定

（一八八五）明治18・9・30

為取換（とりかわし）約定ノ証

方今農商務省及本県ヨリ山林増殖ノ儀ニ付数回御諭達モ有之候折柄、就中（なかんずく）字東山ノ内奥之平・小屋場之平上下及東西江ノ浦山ノ如キ近来灰焼流行致シ、終（つい）ニハ誤テ他ニ流焼シ草木・麁朶（そだ）・篠竹等瞬時ニ数町歩ヲ焼布シ、タメニ貴重ノ山野ヲ荒シ有害其ヨリ大ナルハナク、漸々薪其

他需用ニ欠乏ヲ来シ、依テ今回両村協議ノ上、山林増殖保護法方左ニ約定ス。

第一条

一字東山ノ内小字奥之平・小屋場ノ平上下トモ山地ニ於テ灰焼スヘカラス。

第弐条

一字東西江ノ浦山地ニ於テ灰焼スヘカラス。

第三条

一前書ノケ所ニ於テ芝野トモ雖トモ猥リニ火ヲ焚ベカラス。

第四条

一第一条弐条無期相定ムト雖トモ差支ノ場合相生シ候節ハ、両村総代議員篤ト協議ノ上ハ、変更或ハ解約スル事アルヘシ。

第五条

一前書ノ定約ニ背キ猥リニ火ヲ焚或ハ灰焼致候者有之候節ハ、直チニ両村総代議員協議ノ上相当ノ処分スヘシ。

右ノ条々確定致候上ハ、両村互ニ相守リ違約致間敷、為後日為取換約定ノ証如件。

駿東郡公文名村
人民惣代　室伏幾太郎
議員　高田茂平治
高田市五郎印
高村治平
高村茂太郎
渡辺弥三郎印
渡辺金次郎印
吉川新太郎
室伏喜三郎

明治十八年九月三十日

久根村
人民惣代
議員　御中

約定追加

一前条ノ通リ定ムト雖トモ山地入会区分ハ先規ニヨルヘシ。

（朱筆）「右ハ本郡へ進達ス。以下ニ記載セルハ久根村ヨリ公文名へ差入候者ニシテ、文面ハ同断ニ付省略シ単ニ其氏名ヲ記入スルノミ。」

駿東郡久根村
人民惣代勝又平七
議　員　勝又甚七
同　室伏孫七
同　室伏亀次郎
同　勝又弥三郎
同　寺田治三郎
同　勝又久平
同　勝又嘉六
同　勝又弥平治

宛ハ　公文名村
人民惣代御中　約定追加年号モ同上ノ事。
議　員

（裾野市役所所蔵「茶畑山・江ノ浦山関係」）

238　江ノ浦山開墾裁培について久根・公文名の契約書　（一八九三）明治26・10

契　約

第一条　本業ハ両大字人民一同熟議ヲ以テ創立ス。

第二条　本契約地ハ駿東郡泉村公文名地内ニテ、久根・公文名共有地七百二十六番字東江ノ浦林弐拾六町弐反三畝八歩ノ内

第壱号
小字朴洞窩　反別弐町歩　公文名栽培分担地
外壱反三畝拾歩　道敷
第二号
同下稗畑　反別壱町弐反三畝拾七歩　同開墾分担地
内反別四畝廿弐歩　畦畔敷
外同　五畝廿歩　道敷
第三号
同稲扱場　反別八反四畝拾三歩　同　断
内三畝八歩　畦畔敷
外五畝六歩　道敷

同郡同村久根地内久根・公文名共有地
八百九拾三番
西江ノ浦　反別六町三反壱畝拾四歩ノ内
第壱号
字中尾尻　反別壱反三畝壱歩　久根栽培分担地
外拾五歩　道敷

（中略）

第拾四号
大久保洞　三畝三歩　同開墾分担地
内三歩　畦畔敷
第拾五号
大久保詰道上　五畝六歩　同　断分担地
内五歩　畦畔敷

各弐大字共開墾・栽培地ヲ予定区分シ、各々分担所轄ノ其分当地ハ各大字ニテ百般ノ事務ヲ掌理ス。

但、開墾・栽培地ヲ区分スルト雖、約定地範囲内ニ於テ其歩合ヲ（反別比較）同フスル時ハ、栽培・開墾

地ヲ交換スルハ妨ゲナキモノトス。

第壱項　弐町歩宛(ずつ)ヲ弐大字ニテ開墾シ其純益金ヲ以テ村社鹿島神社ノ永世保存金ニ備フルモノトス。

但、保存金ハ一大字ニテ金五拾円宛、都合百円ヲ両字ニテ本年ヨリ以後拾五ヶ年内ニ積立ツルモノトス。

第弐項　一大字弐町歩宛ハ樹木或ハ竹類等ヲ殖産スル(ノ脱カ)モトシ、其純益金ハ第一項但書ノ残余金ト共ニ其一大字ニ於テ適宜ニ使用スルモノトス。

第三条　本契約年期ハ本業創始ノ年ヨリ(明治弐拾六年九月)以後満五拾ヶ年トス。

但、開墾地ハ、拾五ヶ年ヲ以テ壱期トス。

第壱項　分担地料金ハ、其一大字毎ノ協議ヲ以テ適宜ニ定ムル事。

第弐項　地質便不便ニ不拘(かかわらず)、最初確定ノ分担地ヲ変更スルハ許諾セザル事。

第三項　開墾地タルモ地質瘠土ニシテ試作スルニ由ナキケ所(しょ)或ハ開作スルモ作物、収獲(マヽ)ナキ地ハ、樹木・竹等ヲ新植スルハ妨ゲナキモノトス。

第四項　栽培地ハ一大字弐町歩宛ヨリ減少セザル事。

第四条　這回規約内外地ノ境界ハ、カンバヲ以テ界標トシ期内必ズ保護スルモノトス。

第一項　万一枯損スルトキハ、直チニ当時ノ大字人民惣代人ニ申告シ、其惣代人ハ関係大字惣代人ニ通ジ立会ヲ要求シ、其証跡ノ消失セザル内ニ協議ヲ遂ゲ確然スル事。

但、其立会ニ要スル費用ハ、其現地大字ニ於テ負担ノ事。

第五条　両大字分当地ヲ定メ開墾又ハ栽培スルモ、年期中天災ノ為メ土地崩壊シ其約定地ニ及ボシ、其利益ヲ見ル能ハザル場合ハ、両大字人民惣代人立会実況視察ノ上、其収益ヲ得ルノ功ヲ失ヒタルモノト認ムル時ハ、協議ノ上他所ヲ選定シ換地スル事アル可シ。

但、外地ヲ換地スルモ最初確定ノ残年期ヲ継ギ満期スルモノトス。

第一項　天災ノ為メ生ジタル損害及費用ハ分担所轄大字ニテ負担ノ事。

第六条　本契約地所ハ仮令(たとい)年期中ト雖、他部落人民ヘ譲与売買質入及貸与スルヲ禁ズ。

第七条　本事業ニ関係スル事務ハ総テ両大字共其当時ノ人民惣代人ニ依頼シ、渾(すべ)テ指揮ヲ受クルモノトス。

第八条　本契約地内ハ開墾・栽培地ヲ妨害又ハ窃取及猥リニ立入伐採スル事ヲ禁ズ。

第九条　本契約渾テノ条項ニ違犯シタルモノハ、両大字人民惣代人協議ノ上、金弐拾五銭以上金壱円五拾銭以下ノ科料ニ処ス。

第一項　盗採シタル物品ハ其現行者ヨリ被害者ニ返戻、妨害シタル時ハ現行者ヨリ被害者ニ損害金ヲ以テ弁償スル事。

但、物品ヲ失ヒタル時ハ其相当代価ヲ以テ支弁サスル事。

第二項　本件ニ関スル費用ヲ現行者ニ於テ負担ノ事。

第拾条　本契約地以外全町歩ハ永遠栽培・開墾分当ヲ禁シ、従来ノ議定書又ハ慣行ニ依リ相互ニ入会スル事。

右契約候ニ就テハ向後相互ニ確守可致候。依テ両大字人民一同連署契(ちぎり)ノ証如件(くだんのごとし)。

明治二拾六年十月

駿東郡泉村公文名
高田茂平次印
（ほか七九名）

駿東郡泉村久根
室伏金藏印
（ほか七三名）

（裾野市役所所蔵「茶畑山・江ノ浦山関係」）

239　江ノ浦山植林・開墾についての請願書　明治32(一八九九)・2

請願書

当泉村公文名義ハ箱根山西麓ニ位置スル山間辟邑(へきゆう)ニシテ、吾々村民ノ主トスル実業上ニ就テハ直接巨大ナル利益ヲ

得ル事能ハズ。故ニ深謀遠慮シ将来ノ畜積（蓄カ）法方ヲ立ヅンハアルヘカラス。其法方タルヤ、吾々郷里ニアツテ殖産興業ニ従事スル、本業ヲ営ハントスルニ寸歩ノ余地ナク奈何（いかん）セン、致シ方無之（これなし）。想フニ当公文名・久根両字公有山地アリ。該山ヘ樹木植附、自今年月ヲ経テ而（しか）シテ巨万ノ金円ヲ得ル、以テ畜積（蓄カ）シテ将来学校・病院資金又ハ天地変動ノ災害救助ニ充ツ。且ツ自今人口増加スル事、明治廿年以来壱ヶ年平均凡四拾万人余シテ（ニ脱カ）、如（かくのごとく）此人口増加スレハ、竹木等迄追々欠乏ヲ来スル事論スルニ不及（およばず）。故ニ是等ノ前後策（善カ）ヲ講（講カ）セサルヘカラス。仮令（たとえ）ハ天地変ノ事跡ヲ挙グレハ、去ル天保年間饑饉・江戸大地震、近クハ尾濃ノ震災其他災害数回アリ。又年々数十万ノ人口増加スル処、我国将来如何法方ヲ計ランヤ。是レ本国人口増加スルニ我泉村ノ如キモ其何分ノ数ニ加ルヘシ。依之（これにより）向来ヲ観察スルニ遷延ニ附ス不能（あたわず）。如（かくのごとき）此急治策ヲ創起スルハ吾々人民ノ議務（義カ）ナリ。之ヲ退テ黙視スルハ愈（いよいよ）其利益ヲ失フナリ。故ニ前陳ノ外、他ニ良法無之（これなき）モノト愚考ス。今既ニ往（いにしえ）ニ徴スルモ向来果シテ災害ノ惨状ヲ見ルニ如（しかず）。其期ニ際シ再昔難復、依テ一同協議ヲ遂ケ左ノ条項ヲ録シ請願候也。

第壱条

当字公文名人民勤勉畜積（ママ）ノ為メ、公文名・久根両字公有地江ノ浦山ヘ樹木植附又ハ開墾スル事。

但シ、開墾地タリ共五ヶ年ニ至リ樹木植附ル事。

第弐条

当公文名戸数八十戸アリ。之ヲ四区ニ分割シ、壱区ハ高田茂（ママ）茂平治ヨリ勝又政吉迄廿戸、弐区ハ高草萬平ヨリ渡辺熊吉迄廿戸、三区ハ渡辺茂太郎ヨリ宮崎乙次郎迄廿戸、四区ハ井草大八ヨリ井草友吉迄廿戸、如（かくのごとく）此四区ニ分割シ壱区弐名植附委員ヲ撰挙スル事。

第三条

植附樹木ハ松・杉・檜・椚（くぬぎ）・大島桜トス。

但シ植附委員ノ指揮ニ依ル事。

第四条

植附年間ハ当明治三十二年ヨリ三十六年迄五ヶ年間トス。
壱ヶ年間壱戸毎ニ弐百本ヲ植附ル事。

第五条

当字戸毎ニ壱戸当リ凡苗木壱千本、此植附反別弐拾町余トス。

第六条

苗木買入代金ハ該区供(ママ)有金ヲ以テスル事。

第七条

苗木植附及ビ苅払人夫等ハ悉皆各自ノ負担トス。

第八条

樹木成長シテ后(のち)苅木スルトキハ委員会若(もし)クハ惣会議ニ附シ伐木又ハ売買スル事。

第九条

畜積(蓄カ)金ハ名望アル国立銀行ヘ預ケ置事。

第十条

前条畜積(蓄カ)金ハ明治二(ママ)年法律第壱号ニヨリ泉村長指揮ヲ請ル事。

第拾壱条

学校・病院及ヒ天地変動非常ノ凶年ニ罹(かか)リタルトキハ、委員会若(もし)クハ総会議ニ附シ、畜積(蓄カ)金高ノ内、金額ヲ定メ配当又ハ支払スル事。

右ノ通リ相違無之候ニ付、連署ヲ以テ此段請願候也。

駿東郡泉村公文名

高草仙太郎㊞
室伏與三郎㊞
高村小三郎㊞
高村辰次郎㊞
吉川新太郎㊞
渡辺伊右衛門㊞

明治三十二年二月

駿東郡泉村長　服部大輔殿

（裾野市役所所蔵「茶畑山・江ノ浦山関係」）

240 **江ノ浦山開墾請願に対する上申書**　**明治33・9・22**（一九〇〇）

上伸(申)書

去ル明治参拾壱年三月以来、泉村公文名請願惣代トシテ室伏與三郎外五名ヨリ、当公文名・久根両字持字江ノ浦山ニ対シ、樹木植附・造林抔（など）ト称シ開墾目的トシ、当字受持常設委員ニ迫リ種々謀略ヲ廻ラスモ、該山ハ東西ニ分チ東部ヲ字公文名ノ所轄トシ西部ヲ字久根ノ所轄ト為スモ、両字住民カ古来入会シ来リ候処、今回右室伏與三郎外五名ガ東部ノ山林ヲ分割シ従来ノ立木ヲ伐採シ又刈払、既ニ開墾ノ準備ヲ為スト雖モ、右ハ当公文名ハ勿論（もちろん）入会ノ久根字ノ協議一決セシモノニ無之由申聞候処、夫（それ）ヨリ人民ト有志者トノ間ニ衝突ヲ生シ是迄等閑ニ経過致シ候。然ルニ本年ニ至リ久根人民モ該山西部ヲ分割開墾致ス旨申出タル趣、当字エモ申来リ。実ハ明治拾八年以来両字ニテ灰焼モスヘカラサル契約モ有之、往古ヨリ久根・公文名ノ両字ニ於テ日常欠クベカラサル牛馬飼料・田畑ノ肥料・薪・麁朶（そだ）等伐採ヲ得ル入会場ニ有之、加之（しかのみならず）該山林ヲ開墾スルトキハ特ニ公文名字東耕地田地用水ノ灌漑ニ大ナル影響ヲ及ボシ、該用水ノ水源ハ皆江ノ浦山ニ保有シ、然ルニ該山ノ洞尻ニ古来ヨリ設置シタル用水溜池モ常ニ僅ノ地水ヲ貯ヘ、該耕地ハ凡七町五反余ニ御座候。然ル上ハ毎年干損勝ノ年柄多ク、殊ニ大雨ノ都度土砂流出シ為ニ埋立ルハ必然ノ事ニ可有之候。実ニ開墾ハ公文名東耕地田地ニ対シ有害ナルモノト存候間故ニ、若（もし）右等総代ヨリ請求相成候トモ、御採用無之様被成下度、此段上伸候也。

駿東郡泉村公文名田地所有者
明治参拾参年九月廿二日　　室伏幾太郎㊞
（ほか一六名）

駿東郡泉村長　柏木格太郎殿

（裾野市役所所蔵「茶畑山・江ノ浦山関係」）

241　**江ノ浦山開墾についての承諾書**　（一九〇一）**明治34・2・5**

承諾書

泉村久根・公文名公有地字江之浦山開墾ノ件ニ付、仲裁御意見左ノ通御示シ相成、正ニ承諾仕候。

一字江之浦山開墾町歩ヲ九町歩トシ、内反別四町五反歩ツヽ両字住民ノ志望者ニ平等割ニ開墾ナス事。

一開墾スヘキ位置ハ仲裁人ノ撰定ニ任ス。

一実地案内人ハ両大字ニ於テ各二名ツヽヲ仲裁人ニ於テ指名スル事。

一開墾試作期限ハ明治三十四年ヨリ同四十年迄七ケ年トシ、満期後ハ相当ノ樹木ヲ植付ルモノトス。

一開墾試作料ハ村会ノ決議ニヨルモノトス。

但、平均壱反歩金八拾銭以内トス。

一料金ハ年二期ニ納ムル事。

一江ノ浦山ニ係ル規定ハ管理者ニ於テ編製スル事。

一開墾試作ノ義ハ泉村長ト契約スル事。

一料金積立方法ハ本村会ノ決議ヲ以テ確実ナル銀行ニ蓄積スルモノトス。

但、学校・病院及非常天災ノ凶年ニシテ一同熟議ノ上ハ幾分ノ支払ヲナスモノトス。

一公文名ニ於テ従来消費シタル開墾志望者金額百参拾五円及非開墾者分七拾円ハ、何レモ熟議ノ上、壱方ヲ壱百円トシ壱方ヲ金参拾五円迄ニ減額シ、合金百参拾五円ヲ開墾壱反歩ニ付金壱円ヲ負担シ、残額九拾円ヲ毎戸ニ於テ負担スル事。

但、久根ニ於ケル従来ノ費用ハ同字ノ已(すで)ニ成立セシ協議ニ任ス。

一西江ノ浦ニ於テノ開墾試作地ハ、水利ノ関係有之ニ付、大久保道上ニ於テ撰定シ、補足ノ分ニ限リ道下ニ及フヘキ事。

一東江ノ浦ノ内小字大持落シヘ明治三十三年植込ミタル杉ハ村社鹿島神社ノ維持資本トシ、両字ニ於テ保護シ濫(みだ)リニ伐採ヲ禁スルモノトス。

右ハ一円承諾致候ニ付、代表者トシテ捺印致候処、聊(いささかも)相違無之候也。

明治三十四年二月五日

駿東郡泉村久根

勝又嘉六㊞

仲裁人
　服部大誧殿
　柏木格太郎殿

（ほか二三名）

（裾野市役所所蔵「茶畑山・江浦山関係」）

242　椚林下草入会刈取についての約定　明治20（一八八七）・8・21

為取替（とりかわし）約定ノ証

一今般駿東郡下和田村地内椚林下草入会苅取ノ儀ニ付、地主入会権理争論中、郡衙ノ御注意ニ基キ双方示談ノ趣意、左ニ。

元椚林ノ内

六拾三番　字三角原　林壱町壱反六畝廿歩　持主　眞田甚十郎
六拾四番　字同所　林三反六畝拾八歩　同　眞田吉三郎

（中略）

六百三拾七番　字同所（南台）　林八反八畝拾三歩　杉山忠七
六百四拾一番　字同所　林九反七畝拾三歩　根上祐次郎

合反別六拾町七畝拾三歩ノ内、半額下草入会、半額不入会ノ事。

但シ毎筆区分反別記入別紙絵図面ノ通リ。

一全地半額則チ三拾町三畝廿弐歩ハ地主ニ於テ開墾或ハ原地据置等勝手タルベシ。残半額則チ参拾町三畝廿弐歩ハ原地ノ儘（まま）将来据置、佐野村外拾弐（一カ）ケ村下草入会ノ事。

一不入会タル場所ハ勿論、下草入会ノ場所タリ共、在来ノ立木及植込ノ苗木等伐採スル事ヲ堅ク禁ス。若（も）シ是ヲ背キタル者アルトキハ其人限リ入会ヲ許サス。

一下草入会地反別参拾町三畝廿弐歩ノ内、持主都合ニ依リ売買譲与等ヲナスト雖モ此規約ヲ永遠履行スベシ。

一下草入会地反別三拾町三畝廿弐歩ハ開墾セスシテ、地所持主ハ勿論佐野村外拾弐（ママ）ケ村ノ外、入会スルヲ禁ス。

一該地入会下草苅取料トシテ金弐円五拾銭ツヽ則チ明治廿年ヨリ連年十二月拾五日ヲ期シ、佐野村外拾弐（ママ）ケ村ヨリ地主方エ可差出（さしだすべき）事。

但シ下草苅取料ヲ差出サヾル者アルトキハ、其村惣代人ニ於テ弁償スベシ。若シ其儀行サルニ於テハ其村限リ入会ヲ差止メ可申事。

右ノ通示談ノ上結約候ニ於テハ双方異論無之様、将来堅ク相守互ニ親睦和合スベシ。依テ永久下草入会約定為取替ノ証如件。

静岡県駿河国駿東郡下和田村
弐拾名地代惣代　杉本文平㊞
（ほか七名）

明治年八月廿一日

同県同郡
佐野村
石脇村
二ツ屋新田
平松新田
御宿村
上ヶ田村
金沢村
葛山村
千福村ノ内字四ツ溝戸数拾戸
久根村
公文名村
茶畑村

右村人民惣代
佐野村　古谷精一郎殿
石脇村　大庭竹次郎殿
御宿村　中川庄平殿
上ヶ田村　土屋甚平殿

（葛山共有財産管理委員会所蔵）

第四節　自由民権運動と貧民党

Topics II

(1)　自由民権運動をめぐる諸潮流

①　湯山柳雄の活動

243　湯山柳雄物産興業に着目　（一八七八）明治11・7・6

○県下第壱大区三小区駿東郡御宿村の湯山柳雄（二十二年五ヶ月）は兼て物産興業に着目、昼は家業を務め夜は諸新聞及ひ農業雑誌農事図解等を読み、既に先ころ中同区内大畑村蟻集社にて養蚕を隆盛（さかん）にせんとて養蚕教師を雇ひ入れ、同氏も日々同社へ通ひ其の事に勉強せしかば、後〳〵は定めし大事業を奏すべし。自他（ほか〳〵）の青年輩（わかものども）亀鑑（てほん）ともなるべければ茲に記しつ。

（重新静岡新聞）

244　二四ケ村連合会における演述　（一八八〇）明治13・9・25

聯合会開場演述書

何番議員

湯山柳雄

諺に曰く疑ハ結果の母と。柳雄是れを信ずる久し故日夜黽勉すと雖とも、才の足らざるより終に事を遂ぐる能わず、嗚呼如何せんと独り嘆じ独り悲む。之を以て小員の空き裡中常に三五の迷雲を往来す。就中我地方衛生上主眼なるを欠く是レなり。斯れ小員の運思万考以て各員の注意を喚起し、其好結果を後来ニ得んと欲する所謂なり。乞理由の如き下文の分解を以充分脳漿を注がれんを只管ニ懇望す。

抑我地方わ共立駿東病院区ノ中に属し、第弐出張所の在る処なり。而して本病院にわ院長室賀氏其人ありて、隔里数を重ぬる処有。月々弐回の出張を以て患者の病源を

診察せらる故を以て、駿東中ニ至る処幸を共にし、毫も異同あるべき理なし。小員浅才又た知る処然りと雖モ、如何んせん実際わ理論と共に走らず常ニ労多くして稗益少なし。其事由を論弁せんに、我地方わ溯る数年前迄ハ貴重なる人命を庸医ニ諉して恬として怪まざるにあらずや。之れ他なし衛生の講す可きを知らざる者の如し。故を以て院長ハ弐回の回診のみ、其他地方の医ニして事業自活なれバ、何と云、何と云、速ニ治療せられざる事尠からず。豈憫慨ならずや、富者なり貧者なり皆人なり、然して此不幸なる、嗚呼憫然なる哉。之ニ反して本病院近方ハ院長を私宅ニ聘して治療を諉ぬ。然るに出張所如きハ隔里数ヲ重ね、貧者ニハ薬を本病院ニ請ひ或ハ院長を招くに力(ママ)から足らず。本病院も出張所も、富者も貧者も共ニ幸福を共ニせん事を、各員諸氏ト合議商量して勉めて公平至当ならしめ純良の結果を得を懇望す。諸君能ク意ヲ実際ニ注ぎ、心ヲ議事ニ用て毫モ粗暴ノ論議無く、代議したるの権利を保し益々之れが完全其結果ヲ好むになん。文か拙なると意の陋なるを顧りみず、聊か小員の思想を陳述して以て諸君の参考に供すること然リ。頓首〳〵。

明治拾三年九月二五日　　何番議員
湯山柳雄印
（御宿　湯山芳健氏所蔵）

245　御宿村で農事談話会を開く

（一八八一）明治14・5・10

○去る五日駿東郡御宿村にて湯山柳雄、湯川關太郎の諸氏が兼て協議首唱せられし一村農事談話会を同村小学校内に開き、村民会するもの卅五名にして、本日午前校の東側なる壱間に美々しく盆栽又は活花(いけばな)等を列べ頓(やが)て一同着席し、祝文を朗読するもあり演説するもありて、祝文演説の終る毎に拍手喝采の声堂室に鳴響き開会の式全く終り午後に至りて農談会を開く。第一に(甘藷の培養法)第二に(小豆の培養法)第三に(稲苗の培養法)右三題にして孰れも実際経験の説を吐露し、就中眞田嘉平、中川瀧

次郎、中川庄平等諸氏の説は新規の実験説にして人々感じたり。甘薯の貯蓄法は余程六ヶ敷して往々種に痛疵を生ずるものなり。是れには心苦する徒らもある故、今中川瀧次郎氏の説に頗る簡便の貯蓄法あり、煩を厭はず左に摘録して江湖に報ず。

甘薯種貯蓄置方は畑の畔なり或は何れの場所なりとも竪長く幅狭く深さ三尺位の穴を堀、穴の周囲に麦殻等を当て（穴底には何をも敷に及バず）直ちに甘薯を入れ、上に四、五寸の空處を置き細き棒又は篠竹方言「萱木」等を密に横へ、上に麦殻を敷き然して土を沢山掩ひて其上に杭を打ち、地を離るゝ四、五尺或は二、三尺の処に雨除けをなし貯へ置けバ、決して種に痛疵を生ずる事なし。

（函右日報）

246　御宿村で農事談話会を開く

（一八八一）明治14・12・10

○去る四日駿東郡御宿村に於て農事談話会を同村小学嶽南学校内に開き、会頭は湯山柳雄氏、副会頭は湯山詮氏、幹事は中川庄平、湯山直次郎、眞田嘉平、古田伴次郎の四氏にして会員二十九名。本日主問者たる湯川関太郎氏欠席せしに依り幹事の中川氏代つて主問者の席に着き、（苗代場拵方）（籾種下し方）（稲苗培養法）等の談話題を設け、孰れも農事に老熟の集合なれバ実際経験の妙説続々たり。兼て二、二（三カ）の新紙に記載ありし彼の遠州佐野郡倉眞村の岡田氏より本県に建言せられし苗代拵方を会頭湯山氏より会員へ説明せしに、其方法中尚斯の如くせバ我が駿東地方の地味に適當するとて懇篤其仕方を弁解する者あり。実地に適否は何れか是何れか非なる、得て之れを知らずと雖も老農の経験に掛るを以て一、二其説を左に摘録して江湖に報す。

稲を刈採り直に稲株を抜取り馬肥（藁を踏ませしハ忌む）を散布し、寒中に二、三度水肥を打ち置き候。稍々暖を覚へし頃に至り初めて耕し尚馬肥を散布し水肥を打ち置べし。種を下さんとする時に至り篠笹を焼

き其灰を肥料に用ゆべし。

芽生じて将に田に移し植んとする四、五日前周囲の小畔方言「ヲビ」を崩解し冷水を充分に濆ぐべし。

苗を抜採り一束括となせしを移し植へんとする田の一処に水肥を布置し其上に移し置べし。

右談話会将に終らんとせし時湯山半七郎氏より良説を吐露せし者に呈せんと三等の賞誉品を会頭に差出せしが、日既に暮れしを以て賞誉授与方ハ後会に延べられしやに聞ぬ。中々盛大の事といふべし。

（函右日報）

247　静岡県隆美協会規則緒言

（一八八四）明治17・5・28

静岡県隆美協会規則緒言

社会ノ進歩ハ協会之レヲ促シ、国ノ文明ハ協会之ヲ導ク

ノ一事ハ固ヨリ識者ノ言ヲ待タス。之ヲ欧米諸国ノ実迹ニ照スモ証徴ノ歴々トシテ甚タ明白ナルモノアリ。凡ソ社会ハ一歩一歩ヨリ進ミ一段一段ヨリ審カニ益々事物ノ改良ヲ達スルノ手段ハ他ナシ、高尚遠大ノ思想力ヲ養ヒ之ヲシテ綽々タル余裕アラシムルニアリ。而シテ協会ノ能ク此功力ヲ逞発シテ光輝ヲ耀ス所以ノモノ、蓋シ協会ハ衆智識ノ聚マル所ナリ、而シテ衆智識ノ聚マル所ハ則チ高尚遠大ノ思想力ヲ将出シ従テ事ノ成敗利弊ヲ明カニシ勇進敢為万般ノ人事ヲ提携シテ益々文明ノ境域ニ到入ス可ケレハナリ。近者我国ノ大勢ヲ視ルニ主トシテ実学ヲ修メ実業ヲ起スノ気風ヲ生シ益々新思想ヲ養ヒ新工夫ヲ出シ愈社会ノ歩趨ヲ長進セントスルノ状態ヲ呈セリ。是レ夫ノ史学協会・地学協会・統計協会・獨逸学協会・大日本農会・大日本私立衛生会及ヒ大日本教育会等学術ノ協会並ヒ起リ、今亦本会ノ茲ニ設アラントスルノ所以ナリ。抑モ本会ノ目的ハ勧業・教育・衛生三者ノ衆智識ヲ一場ニ蒐集シ其結合ヲ親密ニシ其基摸ヲ広大ニシ、朝野貴賤ノ別ヲ問ハス長短相依リ精粗相通シ以テ実地専門ノ活学ヲ修メ、併セテ大ニ公利ヲ興シ公益ヲ達スルニアリ。蓋シ人事ノ繁多ナル千緒万端ナリ。一々吾人ノ智識

ヲ逞フシテ其利弊ヲ審ラカニシ其ノ得喪ヲ明カニスルハ活眼識ノ士ト雖トモ恐ラクハ能クセサル所ナラン。左レ博ハ事ノ広フシテ粗ナランヨリ寧ロ其ノ狭フシテ審カナルハ即チ高尚ノ耳目ヲ洞達スルノ良工夫ニシテ、殊ニ此三者ノ如キハ互ニ深ク関係聯合ヲ保チ其間ニ毫髪ヲモ容ルヘカラス。故ニ彼レニ進歩ヲ与フレバ則チ是ニ進歩ヲ与ヘ又此ヲ改良スレハ則チ彼ヲ改良スルヲ得ヘキナリ。倩ヲ我県下ノ現状如何ヲ顧レハ、夫ノ勧業ト云ヒ教育ト云ヒ衛生ト云ヒ今日進歩ノ形状アリテ未タ燦爛タル美花ヲ耀カスノ実アラス。例ヘハ衛生協会ノ設アツテ広ク衛生ノ道ヲ普及スルコト未タ全カラス。教育協会ノ設ケアツテ深ク智識ヲ上達スルコトモ未タ振ハス。又勧業協会ノ設アツテ大ニ其盛大ヲ期スルコトモ未タ整ハス。乃チ智識上ノ進歩ハ却テ有形上ノ進歩ヨリ遥ニ劣ル所アリト謂ハサルヘカラス。而シテ今日吾人カ奮テ自進有取ノ道ヲ開カス徒ラニ小成ニ安セハ、我社会ハ何ヲ以テ高尚遠大ノ思想ヲ発出流布スルヲ得ンヤ。苟クモ吾人カ社会ニ立テ如此キ小功ヲ頼マハ終ニ世事ノ壅塞ヲ醸成スルノ恐レナキニアラサルナリ。今ヤ我輩カ茲ニ此会ヲ起シ共進一致ノ力ヲ以テ専ラ人間第一ノ緊要務タル三者ノ実学実業ヲ修メ、以テ高尚遠大ノ思想力ヲ養ヒ、又人事ノ気勢ヲ活発々地ニ作興シ、以テ娯楽快美ノ生活ヲ遂ケント欲ス。庶幾クハ大方ノ士君子広ク此会ヲ賛助シ、一ハ以テ一身ノ幸福ヲ謀リ一ハ以テ社会ノ公益ヲ冀図セラレンコトヲ。

静岡県隆美協会規則

第一条　本会ノ目的ハ勧業教育衛生ノ改良上進ヲ謀ルニ在リ

第二条　本会ハ静岡県隆美協会ト称ス

第三条　本会ノ位置ヲ静岡　町　番地ニ定ム

第四条　本会ノ目的ヲ達センガ為ニ左ノ事業ヲ挙行ス

一　総会及事務会ヲ開ク事

二　内外勧業教育衛生ノ実況ヲ調査スル事

三　内外ノ勧業教育衛生会若クハ勧業教育衛生家ト

交通諮詢スル事
四　勧業教育衛生上ノ質議ニ答フル事
五　雑誌ヲ刊行スル事
（中略）
始メヨリ本会迄入会員姓名
名誉会員　長與専斎
同　佐野常民
特別会員
（中略）
駿東郡
土屋氏貴　名和謙次
柳下継寧　窪田凸
湯山柳雄　坂三郎
贄川直一郎　室賀録郎
太田茂十郎　高田譲八郎
（後略）

（静岡大務新聞）

248　法律研究会を開く　（一八八四）明治17・10・4

○法律研究会　駿東郡御宿村湯山柳雄氏等の首唱にて当春来法津研究会を開設せられ、今日に至るも猶引続て開会し来られたるよしなるか、去月二八日同会の民事討論問題は左の如くなりと。

相続件取戻ノ件

問

茲ニ甲ナル者アリ。陸軍ノ士官タリ。然ルニ父母ハ年老ナル故父母ノ意ヲ安ンゼンガ爲メ妻ヲ娶レリ。是時明治十年鹿児嶋ニ暴徒起ルアリ。甲出軍ノ命ヲ受ケ彼地ニ出陣シ屢戦ヲ交エタル末終ニ田原坂ノ役ニ其所在ヲ失ヘリ。政府ハ検視ノ役員ヲシテ数多ノ屍ヲ検査セシムルモ其誰レタルコト分明ナラズ、故ニ甲モ倶ニ戦死シタル者ト見做シ其父母ニ報知ス。父母之ヲ聞キ悲歎ニ堪ヘス。然レトモ已ムコトヲ得ザレバ其妻ニ乙ナル者ヲ聟ニ貰ヒ受ケ之ヲ戸主トナシ既ニ一子ヲモ生ミタリ。然リ而シテ甲ハ

既ニ三ケ年ノ星霜ヲ経テ忽然帰宅シテ乙ニ対シ其相続権及妻取戻ノ訴ヲナス。曰ク予ハ曽テ田原坂ノ役ニ戦死シタル者ニ非ラズシテ賊ノ為メニ虜トナリ一嶋嶼ニ流サレタレトモ、如何セン帰ルニ途ナク又音信ヲナスニ術ナク、已ムヲ得ス三ケ年ノ久シキヲ経過セリ。幸ニ便船ヲ得タルヲ以テ今回帰宅シタル者ナリ。故ニ其相続権ハ素ヨリ我所有ニシテ妻モ亦我妻ナレハ之ヲ取戻サント。是ニ於テ裁判官ハ被告及引合ヲ呼出シ之ニ答ヘシムルニ被告乙云ク、予ハ該家父母ノ需メニ応シ入夫トナリ、正当ノ手続ヲ経テ戸主トナルノミナラス、既ニ一子ヲモ生ミタレハ決シテ原告ノ要求ニ応スベキ理由ナシト。引合人父某曰ク、実子甲ハ去ル明治十年田原坂ノ役ニ戦死シタル旨既ニ政府ヨリ報知アリタレバ彼レ帰リ来ルニ遇フハ欣喜ノ情言語ノ尽ス所ニアラス、然レトモ乙ニ於テ我家ノ危急存亡ニ至ラントスルヲ、今日迄維持シタルノミナラス其家財ノ如キモ幾分カ増殖シタル等ノ恩義アレバ別段ノ異義ヲ述フル能ハズ、故ニ至当ノ裁判ヲ仰ク外之レナシト。引合人妻曰ク、甲ナル前夫ハ戦死シタリトノ報知アリシニ今其生キテ帰ルニ遇フ其情愛最モ深シ、又後夫モ其夫婦ノ間ニ一子ヲモ生ミタル程ノ中ナレバ其情又浅カラズ、彼此ヲ斟酌セルモ其情ノ均シキ者アリ、是非ハ申述ベ難シ至当ノ判決ヲ受クルノ外アルナキナリト。此原告被告人ノ申述ベヲ聞キ如何ナル判決ヲ下スベキヤ。

（静岡大務新聞）

249　富陽農産品評会の通知

（一八九〇）明治23・7・12

拝啓、予テ御配慮ヲ蒙リ候当品評会ノ義、準備漸ク整頓致シ候間、明十三日嶽南尋常小学校ニ於テ褒賞授与式ヲ兼テ縦覧差許スニ付、午前第八時ヲ期シ御来臨被下度、御近隣当業者ヘモ御伝声精々参観候様御勧誘ノ程奉願候。不宜

明治廿三年七月十二日

富陽農産品評会

湯山柳雄殿

（御宿区所蔵）

250　**富岡・須山両村有志懇親会**　（一八九〇）**明治23・10・9**

●富岡・須山両村有志懇親会　駿東郡富岡・須山両村の有志者ハ去る五日を以つて富岡村今里の浄土宗極楽寺に於て秋季大懇親会を開会したり。同日ハ前日より引き続ゐて降雨なりしかば、参会者のほど如何あらんかと主唱者ハ心窃かに案じ居たりしところ、熱心なる会員は常さへ人車の通ぜざる嶮路峻坂に揜（ママ）てゝ加へて降雨のため泥濘尺余に達する道路を事ともせずして続々と参集し、定刻にハ八十三名の多きに及びたり。斯くて一同席定まるや主唱者惣代松本兵作氏か開会の主旨を演じ、夫れより湯山柳雄、勝又豊次郎、眞田勲、横山健吾、八木茂作、櫻井万吉、奥原良吉諸氏の演説ありて後、勝又豊次郎氏試作の米国大麦種を会員一同に分ち終つて湯山氏の主唱にて　天皇陛下万歳を三呼し、尚ほ会員諸君の幸福を祈ると三唱し、夫れより宴を開らき各歓を尽して散会したるハ午后六時頃ろなりしと。尚を会員中の有志四十余名ハ松本兵作氏の招きに依り同氏宅にて第二の宴を張り、同地方に稀れなる盛会なりしと。因みに記るす本月三日の本紙上に役場員の慰労会と題して記載したるハ全く本会の誤りなりし。

（静岡大務新聞）

251　**大麦品種改良に努む**　（一八九〇）**明治23・10・9**

●農事篤志家　東駿地方にて其名ある湯山柳雄氏が嘗つて駿東郡御容（ママ）村外十ヶ村（即ち今の富岡・須山二ヶ村）の戸長たりしとき、大日本農会より米国の多種を取り寄せ部下人民に試作せしめたることのありしが、其の内富岡村今里の勝又初次郎氏に配付せし多種中に大麦二粒雑りありしとて、同氏か之れを試作せしに頗る実入宜しかりしかは未来年々種播せしに、収穫殊の外多く現に本年の如き麦作皆無と云ふへきほどの年柄にも更らに其害を受けずして充分の収獲ありしを、今回種麦として諸人に

配付せる由。

（静岡大務新聞）

（一八九一）
明治24・7・12

252　佐野に五龍館開業

●佐野の瀑布五龍館　駿東郡小泉村佐野なる佐野の瀑布に今度五龍館と云ふを設け、盛んに来客の需めに応するよしにて、今十二日頃全く工事出来するよし。又工事出来の上ハ同所に国友会と云ふを設け地方有名家を招待するよしにて、同日ハ余興として当市は勿論東京、名古屋、沼津、三島等の芸妓を招く趣き、但し期日ハ来十九日頃ならんと云ふ。

（静岡大務新聞）

（一九〇三）
明治36・9・19

253　進歩派高梨派と争う

◎高梨氏の窮状　駿東郡進歩派高梨鎌次郎氏は沼津町を根拠として全部に手を伸ばし、先月十七、八日頃より運動を開始したるが、其当時政友会にては中部候補者未定なりしを以て殆と空巣覘的行動にて蚕食を試みたるが、今回愈湯山柳雄氏蹶起するや曩に高梨氏の為に籠絡されたるものも其意志を取消し湯山氏推薦に急変したるのみならず、其根拠地たる沼津町も亦大多数森田泰次郎氏に傾くことゝなりしより高梨氏の狼狽一方ならず、或は御馳走（ママ）は或は叩頭に或は脅迫にあらゆる手段を施して狂奔しつゝあれど、一向其甲斐なく今は詮術尽きたる結果、民友新聞に依嘱して中傷讒誣の筆を弄せしめたり。この程の民友紙上なる森田・瀧口両氏の同志撃とか、森藤七郎氏の野心とか深良村及御厨地方侵撃とかいへるもの、何れも無根の誤托に過ぎずして、一に政友会派の勢力を嫉視し離間中傷せんとする卑劣手段なれば、一たびこの記事の発表されてより一層自家の内幕は暴露する事となり、心ある者は其衰退の現状を愍笑し居る由。

（静岡新報）

254　高梨派と争う　（一九〇三）明治36・9・22

◎民友新聞の虚構（高梨派の計策）

去廿日の民友新聞は特に駿東郡地方のみに配付すべき一葉の附録を作り、例の虚構捏造の流説を掲載して政友会候補者湯山柳雄氏の当選を妨害せんとせり。其の掲載したる所によれば湯山柳雄氏は去十七日東京債権者某より財産差押を受けんとし辛くも其難を免れたる由記したれど、こは真赤なる虚誕にて同氏の負債に就きては当時夫々整理を付け、今は各債権者に於て何等の苦情なきのみならず単に多少の関係を残せる向へも悉く談合の上何れも円満に解決され居る事なれば、今更差押などいふ忌むべき執行を受くべき理由もなく、去十七日在東京の債権者が談判に来れりなどいふは寸毫の跡方もなきことなり。而して事の茲に至れる真相を聞くに、高梨鎌次郎氏一派は其勢力の日一日と減退するを悲しみ如何にもして政友会派を傷けんと種々苦心したる結果、嘗て湯山氏に負債ありし事を聞知せる者あり、これを種子に針小棒大の流説を作るに如かずと、則ち内密に嘗て湯山氏に対し債権を有したる事ある一、二の人々を煽動したれども何れも其計に乗らず、今は已むを得ず無根の事実を捏造する外なしと去十八日佐野停車場前朝日屋方に密会評定の上、遂に民友新聞をして以上の虚説を掲載せしめたる次第なりといふ。

◎選挙地盤の変更　又同付録は湯山氏と瀧口氏との選挙地盤を変更せしため選挙民に不平ありなど喋々したれども、これ亦中傷説に外ならず、六合村を管沼村に組替へたる事実はあれどそは選挙事務上の都合にて、各村の選挙民は元より政友会の主義政策に賛成し居る事故、同派公認候補者なれば是と彼とを変更するも一向不服のあるべき筈なしとて、大々的雅量を以て一人の不平をいふものなく、模範的選挙民の徳性として大に感ずべきものありといふ。

255　履歴書　（静岡新報）　明治18（一八八五）・8・28

拝呈陳ハ昨夕河野郡長へ挨拶仕リ、履歴書概略認メ持参セシ処、年月日等不詳判然可差出旨被申、依テハ地券等入置処カコリノ内ニ学務委員奉職村会議員并ニ聯合会議員郡会議員其他ハ綴ニ相成居リ候間、御取調ノ上封シテ御遣シ被下度候也。

昨日概略認メシ分左ニ

履歴書

明治三年三月ヨリ同十一年十一月迄静岡県士族清田黙ニ入門漢学・算術修業、傍ラ静岡県士族有坂薫庵ニ就キ習字修業

明治十二年村会議員当撰、且議長ニ撰マレ、爾来明治十七年六月迄勤続

明治十六年駿東郡聯合会議員当撰、明治十七年ニ至テ退職

明治十五年五月駿東郡第弐十一学区学務委員申付ラレ

同十六年十月ニ至リ病気ニテ辞職

明治十七年九月村会議員当撰、同年同月御宿村外拾ヶ村聯合村会議員当撰

明治十八年三月沼津上土町外二ヶ町百五十一ヶ村聯合町村会議員当撰、同年同月佐野村外弐十弐ヶ村聯合村会議員当撰

明治十三年二月佐野村外弐十三ヶ村聯合会議員当撰

静岡県駿東郡御宿村十九番地

平民　湯山柳雄

安政三辰年二月廿六日出生

八月廿八日

湯山柳雄

湯山厳父机下

（欄外後筆）「三年ヨリ十一年迄年限久シキヤ考フ

有坂詮吉氏ハ□（判読不能）庵トモ

申越ノ書類取調一封ニ差出シ候也。
合拾壱包
落字、書損、誤字等無之様注意スベシ

半七郎

十八年八月廿八日

」

（御宿　湯山芳健氏所蔵「連合村会当撰証書」）

② 愛郷社の設立と解散

256　愛郷社の設立　（一八八〇）明治13・11・14

○又同郡旧三小区にては愛郷社と名づくる一社を設け、隔月に大演説会を開く事に決し、主唱者は佐野村の岩崎佐十郎氏・御宿村の湯山柳雄氏・石脇村の大庭唯吉氏・須山村の渡邊秀敷氏・御宿村公立小学行餘舎担当教員奥原良吉氏、何れも温厚着実の諸氏にして入社するもの続々とあり、演舌する者は前の五名その外地方の諸氏及参同社々員或は沼津の観光社等より聘すると云。誠に結構なこと、流石有名諸氏の率先ゆへ果して日に月に盛大は期してまつべし。毎度ながら演説会のふへるは結構至極。

（函右日報）

257　愛郷社緒言　（一八八一）明治14・4・19

○兼て駿東郡旧三小区の有志者湯山柳雄、岩崎佐十郎、大庭唯吉、渡邊秀敷、奥原良吉等の主唱せられし愛郷社演説会の儀は、社員数十名の入社ありて弥々規則を編製し其筋の允許を得たり。左に記して江湖に告ぐ。

愛郷社緒言

演説ハ自他ヲ利スル者ナリ、演説者ノ勃興豈偶然ナランヤ。蓋シ本邦ノ演説ハ明治初年福澤氏ノ萬来社ニ始マレルガ如シ。爾来十有余年ノ星霜ヲ経、都鄙至ル所是レアラザルハナシ。嗚呼亦盛ンナル哉。苟クモ演説ヲシテ益ナカラシメンカ、安ンゾ斯ノ如ク隆盛ナラン。演説会ノ利用豈唯論理ノミナランヤ。然リ而テ演説ニ

政談アリ、政教(ママ)アリ、文学アリ、其類三五別ナラザルナリ。就中政談演説ハ国ノ重ンズル所ニシテ而シテ律ノ羈スル所自由集会・自由放論ハ国法ノ許サザル所ナリ。本社演説会ノ如キハ論議専ヲ田舎向ヲ主トシ政談上ノ一項ハ排除セント欲スルナリ。演説者タルモノ能ク其レ此趣旨ヲ體セヨ。抑々本社ハ社員各自愛ヲ主トシ、自才ヲ多クシ自智ヲ増スニアリト雖モ、其遠望ハ亦他愛ニ帰スル也。是レ其名ヲ愛郷ト名クル所以ニシテ将来大ニ期スル所アラントス云爾。

愛　郷　社

（略則は略す）

（函右日報）

258　愛郷社の隆盛

（一八八一）明治14・4・27

○駿河国駿東郡御宿村は富士を距る二里許にして、昔かの高嶺に遊獵せられし源頼朝公の焉(こゝ)に宿り賜ひしより村名を御宿と称せしとなん。而してこの村には或は屹立或は蟠踞したる一面なる大磐石の小島形をなしたる其名も最と雅びなる景が嶋の絶景に誘招せられ、今も往昔も変りなく朝野の紳士来遊すること夥多なれバ、村民一般活発の英風を習ひ性となりて進取の気象に富めりとなん。就中同村の湯山柳雄氏は資金若干(そこばく)を投じて学校新築を首唱し其他同氏公益を計る一方ならずして、先にも大庭唯吉・奥原良吉二氏と謀り、専ら演説会を開かんとして愛郷の一社を設立し、既に先月も第二通常会を開き段証依秀(きだみよりひで)氏を聘せし当日ハ駿東郡未曽有の聴衆にてありし。又去る廿日は佐野村病院に於て臨時会を開きしに不相替聴衆堂に充ち、第一番奥原良吉(文珠九助の伝)、第二番永野省先(団結論)、第三番榊研三(無法論)、第四番湯山柳雄(団結の功用)、第五番段証依秀(怪物論)を演述せしに、徹頭徹尾ピシャ〳〵と拍手喝采の声堂外に轟き、この日や幸ひに岳東社員榊・永野の二氏にも会せるを以て愛郷社と連絡することに略(ほゞ)決し、又段証依秀氏も社員となり大庭唯吉氏と専ら遊説して一層盛大を謀らんとする由。

○此演説に就て珍談の候しかも、去る十八日御殿場の岳東社に於て段証依秀氏を聘し演説開会後静岡県令原案消滅の得失如何を討論するに、堂々たる御連中に備荒貯蓄法の何物たるを夢にだも知らざるものあり。討論するに甚た不都合なるを以て段証依秀氏は某番外議員に対し足下等は原案消滅せし当時の新聞を読れざるやと問ふに、或は東京の大新聞（おほしんぶん）のみ購求（こうきう）して県地の新聞を読まざれバ其理由解しかたきと答ふるあり、或は曾て新聞てふものは見ざるものありて原案消滅の理由解しかたきより始めて地方新聞の最も必要なるを了知し、早く新聞を見れバ箇様な不都（ママ）はナカツタダンベーと咳き居たる人もありたりとハ、豈珍聞と謂はざる可んや。

（函右日報）

259　愛郷社演説会の広告

（一八八一）明治14・7・5

広　告

本月十日愛郷演説駿東郡御宿村嶽南学校ニ於テ開ク

演　士　大庭唯吉、湯山柳雄、渡邊秀敷、天野武七郎、勝又平治、湯川關太郎、杉本徳太郎、井上長吉、奥原良吉

十四年七月　愛郷社幹事

同日同校ニ於テ御宿村勧業社談話会ヲ開ク、有志ノ諸君御来談アレ

御　宿

七月　勧業社幹事

（函右日報）

260　愛郷社第三常会演説

（一八八一）明治14・7・16

○兼て広告せし駿東郡愛郷社第三常会演説ハ去る十日御宿村嶽南学校に於て開会。〔ナボレオン（ママ）一代記〕大庭唯吉、〔起業の用意〕奥原良吉、〔油断大敵〕湯山柳雄、〔勧業の説〕湯川關太郎、〔似て非なる者の説〕井上長吉、〔鉄道論〕大庭唯吉の諸氏にして何れも雄弁を揮はれ、演説終る毎に喝采拍手ピシャ〳〵、聴衆は意外に夥多なりしと

云ふ。

（函右日報）

261　**愛郷社員懇親演説会**　（一八八一）**明治14・9・1**

○兼て広告せし通り、去る廿八日は駿東郡御宿村嶽南学校内に於て愛郷社員懇親演説会を開かれしに、客員伊藤君等の出席遅かりし故、社員会する者既に散ぜしに伊藤・杉山の二氏ハ午後五時とも覚しき頃臨会し、会の景況を聞て大に失望の色を顕はしたり。斯て幹事湯山氏・奥原氏等折角に君の来会ありしに一席の演説なきも遺憾なりとて、既に閉場せしをバ又開かんと百方周旋薄暮に開会、（本会の主意）湯山柳雄、（教育の主義）杉山喬、（紙幣論）伊藤鉉一郎、（宗教の説）奥原良吉、（生産論）杉山喬、（人望の説）伊藤鉉一郎等の諸氏にして、何れも「テモツセンス」張儀蘇秦の快舌を揮はれ、喝采の声満堂に鳴り響き、聴衆ハ大約弐百三、四拾名なりとの通信。

（函右日報）

262　**愛郷社第四常会演説予告**　（一八八一）**明治14・9・13**

○其次も演説咄し、来る十八日駿東郡愛郷社第四常会演説は平松新田温志館に於て開会し、（知者と金満家の得失）菅沼数馬、（博徒の群衆を視る）星野徳三郎、（案外話）井上長吉、（吾党の急務とは何をか云や）石川源吾、（地方老農に御相談）湯山柳雄、（教法論）奥原良吉、（農業談）渡邊秀敷、（未定）湯山半七郎、（駿東病院第二出張所の振ハざるを憂ふ）湯山柳雄、（事理物理背馳するハ何か）奥原良吉、（我田へ水を引）渡邊隼雄氏等の弁士なり、定めし盛会なるべし。

（函右日報）

263　**愛郷社第四常会演説報道**　（一八八一）**明治14・9・24**

○愛郷社第四常会演説ハ去る十八日駿東郡平松学校にて午后より開筵せり。教法論（奥原良吉）、吾党の急務とは何をか云ふや（石川源吾）、身家盛衰循環の点（湯山半七

郎)、農業談(渡邊秀敷)の諸氏にて、順次に演説せられしが何れも利口実着(ちゃくじつ)なり。聴衆の欠(あくび)も出ない様見受たり。彼の雄弁なる大庭唯吉氏は当時家事用につき帰省中なれバ、臨会諸人の要求により最後に貿易論と演説の利用二題を演説せり。聴者は二百余名に及び所に応じては中〳〵以て御盛んの事なり。

(函右日報)

264　**愛郷社演説**

(一八八一)
明治14・11・28

○前号に去る十九日と記せし当郡須山村の須山学校にて開会の愛郷社の演説ハ更に廿三日に延会、本日午後七時開会、石川源吾(教育論)、芹澤濱吉(演説の利益)、渡邊秀敷(袁彦道(えんげんどう)の蔓延を如何せん)、勝田東平(材木培養法)、井上長吉(白日の鵞鶚(がろう))、奥原良吉(愛憎論)、渡邊隼雄(我田へ水を引く)の諸氏にて、喝采の声は校外に溢れ聴衆ハ無慮三百余名なりしも、独り遺憾なりしハ本日湯山半七郎・湯山柳雄両氏の欠席せしなりと該地よりの報知。

(沼津新聞)

265　**愛郷社会議広告**

(一八八二)
明治15・1・25

本月廿九日佐野村蓮光寺ニ於テ愛郷社会議開会候間、同日正午ヨリ御出席有之度、此段社員諸君ニ告グ。

愛郷社幹事

(沼津新聞)

266　**愛郷社解社広告**

(一八八二)
明治15・12・4

東駿愛郷社

都合有之解社致候

十二月

幹事　湯山柳雄

(沼津新聞)

267　**湯山半七郎「身家盛衰ノ循環ハ何レノ点ニ有ヤ」**　**年月日不詳**

身家盛衰ノ循環ハ何レノ点ニアルヤノ大意ヲ申述ル。

勤苦・節倹・積貯・富足・驕慢・奢侈・淫暴・禍変・困窮・悔悟ノ拾条ニアリ。此拾条ニ就テ、一条宛大略ヲ申述マス。人ノ身ノ上モ身代モ、自ラ健康永遠不朽ノ富貴ト言ハ実ニ難キ事デ、只慎ムト慎マザルト、勤メルト勤メザルトニ因ル者、胡能此道理ヲ御高聴有様希マス。

壱　先第一条ノ勤苦ト言ハ、文字ノ通リ勤メ苦ム義テ、何テモ銘々渡世向ヲ丹誠シテ、朝カラ夜モ十時頃迄ハ必ストモ粒々ノ心苦ヲ絞ツテ、精功ヲ積ネハナラヌト申意テ有マス。

弐　第弐条節倹ト申意ヲ説マス。物毎身ノ程々ニ節ヲ守リ倹ニスル事デ、分限ヲ越ヘヌ事ト又恪嗇ニ陥ン事トヲ心頭ニカケテ経済ヲ立ルト言意カ自ラ籠(ヲノツ)ツテ有マス。

三　第三条ノ積貯ト申意、説マス。是ハ取モ直サス家産ヲ大切ニ守リ、追々盛大ニナル事ヲ心ニ懸ケ、積ミ貯フル意テ有マス。

四　第四条富足ルト申意ヲ説マス。前ニ申述タル如ク、勤苦ヲ積ミ、節倹ヲ確守シ、積貯フルト、自然文字ノ通リ富足ルニ相違ナヒテ有マス。

五　第五条驕慢ト申意ヲ説マス。前ニ申タル通リ弥富足ルニ至ルト、何時カ数年ノ丹誠ヲ忘却シテ、ヤガテ我侭気随ニ驕リタカブルト言意テ、爰ニ至テ身ニモ家ニモ不都合ヲ醸成スル始リテ有マス。

六　第六条奢侈ト言意ヲ説マス。是ハ奢リ侈ルト申義デ、弥々禍ヒヲ引出ス糸口テ、真ニ恐ルヘキ毒蛇虎口ト同一トモ言可キモノテ有マス。

七　第七条淫暴ト言意ヲ説マス。前ニ述タル如ク我侭気随ニ高フリ奢ルト、随ツテ身ヲモ家ヲモ暴フト申意テ有マス。

八　第八条禍変ト言意ヲ説マス。高フリ侈リ身モ家モ暴ヒタル仕舞ニハ、病身ト成テ種々療養ヲ尽スト雖トモ中々全治シ難ク、身代ハ有増破産シテ真ニ言可ラサル禍ノ来ルト申意テ有マス。

九　第九条困窮ノ意ヲ説マス。病身ト成身代ハ破産ヲ極ル上ハ、言スシテ困窮スルハ皆人ノ知ル処ナリ。

拾　第拾条悔悟ノ意ヲ説マス。倩日日ノ活路ニモ差閊ル程ノ困窮ニ成テ、果テニ至テ是迄驕リ高ブリタ故ニ漸次ニ今日ノ如ク活計ニ迫リ、始メテ目カ覚メドホカ飢ヲ凌グ位ニハ成タヒト悔ヒ悟リタル意テ、是ヨリ元ノ第一条ノ勤苦ノ本道ニ戻リテ、身モ家モ盛衰ノ循環スル道理上テ有マス。

倩第一条ノ勤苦ヨリ第拾条ノ悔悟迄拾条ノ大略ヲ説マシタガ、此身家盛衰ノ循環ハ前ニモ申述タル通リ、各自勤メルト勉メサルト慎ムト慎マサルトニ因ル者テ、第四条ノ富足ルニ至テ勤メ慎シミ、第五条ノ驕慢ト言フ高ブリ奢ル禍ヒノ起ル根拠ニ厚ク心ト眼ヲ注キ、心デ心ヲ急度押ヘ高ブリ侈ラス浪費ヲ省ク様ニスル、此一点ニ止ル者デ有マス。然シテ世ニモ人ニモ鴻益ニナル学校ノ費用、或ハ衛生上ノ病院費、又ハ道路修繕費等其他世上ノ為筋ニ成事ハ、夫々分ニ応スル出金ヲシテコソ(古語ニモ金ヲ積テ以テ子孫ニ遺ス、子孫能之ヲ守ラス、隠徳ヲ積ニシカズト言意ノ如ク)、子孫繁栄ノ基ヒヲ成スモノト考フルト有マス。

猶又驕慢ヲ押ヘテ目今ノ治世ヲ考ヘテ見ルト、明治九年地租改正以来、耕宅地ノ地租(山林原野ハ姑ク置)何レノ郡村モ厚薄ナク、幸ヒニ連年ノ豊熟故従前持参付キノ負物タリシ山入ノ田地ト雖トモ、地位ノ上ル様ニナリタルハ、是他ナシ政府ノ厚キ御趣意ニ出タル義デ、能々此難有御政体ヲ體認スヘキ事ト存マス。尤地方税ハ納ムルト雖トモ、旧幕府ノ治世ノ助郷金ヲ出シタルニ比較シテ見ルト実ニ僅々タル者テ有マス。是ニ就テ聊申述ル義カ有マス。田租ハ米壱石代五円〇八銭、畑租ハ麦壱石代弐円弐拾弐銭ニシテ、現今ノ取扱フ相庭(ママ)ニ比較スルト案外ノ安直段ニテ、地租上納ヲ明治十八年迄据置ノ御布告ハ如何ニモ難有御趣意テ有マス。加之前ニモ申タル通リ連年ノ豊作故、世ノ安キニ慣レテ夫カタメ漸次世上一般知ラス識ラス奢侈ニノミ流レ掛リ、其停止スル処ヲシラス。爰ニ至テ思想スルニ、十九年ニ成テ米麦ノ相庭モ時ニ随テ壱石代九円、或ハ拾円ト御布令ニ成、又一朝天保六、

七年ノ如キ大飢饉テモ来ラハ、大小一同飢渇ノ悲声見聞スルニ忍ヒサル形状ニ立至ルモ計リ難ク考マス。カク説テ見ルト、今日ニシテ奢侈ヲ押ヘ後年天災地変ノ難ヲ凌グタメ、分ニ応シテ金米ヲ貯畜シタヒ物テ有マス。尤諸県トモ備荒諸畜ノ御法方（ママ）ハ御建設相成タレ共、是ハ一般飢饉ヲ凌グ程ニハ行届ク間敷間、先ハ当テニシナヒ方カ宜フゴザル。愚老カ卑説タリト雖トモ幸ヒニ取ル処アラハ愚老モ又幸甚、若誤テ驕慢奢侈ノ際限ヲ失ハヽ、必ス第一条ヨリ第拾条ノ如ク身家盛衰ノ循環スルニ相違ナク、真ニ恐ルヘシ、慎ムヘシ。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

③　岳南自由党の活動

268　岳陽青年親睦会の景況　（一八八二）明治15・3・2

○岳陽青年親睦会の景況を記せバ、去月廿六日午前十時沼津宿宮城楼に開会す。恰も好し此日天朗らかにして気静なり。未だ春の来らざるに東風嫋々として桃花早きものは馥郁として楼外に娟、陽然欣怡想ふべき也。既にして会するもの稍満つ。先づ討論会を開きて且つ杯を飛バさんと欲するも会費限りあるを以て止む。此の時来る者全く満つ。乃ち飯を喫し而して後に本日親睦会の結果を謀り、遂に一社を立つるに決して将来の目的を定めたり。尋で論議紛々一杯の酒を沽ふて餘興を結ぶ。歓声楼外に聞ゆ。会する者ハ江原素六氏、間宮喜十郎氏、末吉澤郎氏、山本達也氏、斎藤万蔵氏、蒔野喜作氏其他の三、四氏にして、先づ吉成誠吉、贊川譲、湯山柳雄、服部綾雄諸氏の祝詞あり、続ひて更々立て演説す。即ち（青年諸士ニ告グ）青木杖三、（変動説）石井文作、（蒔カザル種ハ萌芽セズ）今井重敏、（公衆ノ幸福ハ最上ノ法律ナリ）青木松、（法律ハ人ノ能ハサルコトヲ強迫ス）花出岑、（艱難ハ起業ノ基）中村孝太郎、（鎖少ノ功ハ全美ノ功ヲナシ全美ノ功ハ鎖少ノ事ニ非ラス）和田寶、（本会ヲ祝ス）斎藤虎象、（懇親会ノ主意）相澤甲子三郎、（日本人民ハ挙テ不具ナルカ）井上長吉、（万能足リテ一心足ラズ）加藤

重太郎等の諸氏にて、畢れバ既に黄昏会々土居光華氏の韮山より帰るの報あるや乍ち使を走せて来臨を求む。氏速かに諾して来れり。残漿を以て薦む。氏辞まずして甘ましとす。氏の意蓋し酒を飲むに非らずして精神を飲むにあるか。宴半に過て江原、太田、末吉、本多、土居の諸氏席上演説あり。皆進学愛国の一途に出でゝ喝采の声絶ゆる時なし。嗚呼盛なる哉、本会に列らなるもの六十余名にして満座和気靄然として終日歓を尽して散会せり。時に午后七時なりき。嗚呼此の親睦会や纔かに六十名に過ぎずと雖ども、将来の津を尋ね敢為の気象を発揚せしむるものハ抑も此の会にあり、真に親睦の名に愧ぢざるなり。若し進んで怠らずんば県下三州青年士の矩範と云ふも蓋し誣言に非らざるべし。青年諸士其れ之を勉めよやと同地の通信者より。

（函右日報）

269　御厨懇親会概況

明治15（一八八二）・3・13

○駿東郡御厨懇親会概況を記さんに、去る七日駿東郡御宿村に於て攪眠社長土居光華氏を聘し、他日大に為すあらんと御厨懇親会を開きたり。此日は幸ひに天気清朗一点の曇なし。予て席をば整理し何れも土居氏の来を待受け居たり。首唱者の一人なる湯山柳雄氏は先に第五十四国立銀行会議にて沼津宿に至り滞在せしが、既に会議議了し此日土居氏と同道にて来りたるハ午前十一時比なり。已に会同する者七十名内外にて（賭博律存廃論）と云者十題にて討論を開きしに、甲論し乙駁し議論往復論弁多岐に渉し末、決を表せしに賭博律保存論に左袒する中の八九なり。続て（今人ノ主義ナキハ猫眼ト一般）宇佐美孝、（嗚呼困ル哉不融通）稲垣芳三郎、（無題）和田利雄、（花ノ土産）湯山柳雄、（言語ノ弁）永井嘉六郎、（無題）榊研三・青木杖三・土居光華等諸氏の演説あり、終りて席を転じて佐野村市川楼に於て酒宴を開き、是又湯山・竹

田・和田等の諸氏席上演説ありて全く散会せしは午後十二時なりしと云ふ。

（函右日報）

270　嶽南自由党入党勧誘等の広告　（一八八二）明治15・3・14

親睦会広告

今般我自由党総理板垣君来岡ニ付、来十四日静岡ニ於テ親睦会ヲ開設セントス。諸君宜シク来会アルベシ。

但党外ノ人ト雖トモ有志ノ諸君ハ宜シク賁臨（ひりん）アリタシ

切符ハ五百名限リ静岡両替町四丁目攪眠社ニ於テ売捌クベシ

岳南自由党
親睦会幹事

明治十五年三月十一日

嶽南自由党員へ広告

今般板垣君来岡ニ付、三嶋（十一日）・沼津（十一日夜）・吉原（十二日）・静岡（十四日）・浜松（十五日）数ヶ所ニ於テ親睦会有之候間、各其最寄ノ場所へ来臨アルベシ。

明治十五年三月十一日

自由党仮事務所

広　告

畏クモ我ガ叡聖文武ナル天皇陛下ガ客歳拾月拾弐日勅諭アリショリ、各地方有志ノ政党団結ニ汲々タルハ已ニ諸君ノ知ル所也。今般静岡攪眠社長土居氏等率先ニテ嶽南自由党ヲ募起シ、東京本部ト気脈ヲ通シ国会開設ノ準備ヲ為サントス。苟クモ政事ノ思想アル者ニシテ入党加盟セスシテ可ナランヤ。小生今此ノ最寄通信者ノ任ヲ帯ブ、幸ニ有志諸君ノ小生方迄速ニ加盟御通報アランヲ冀望ス。

三月十一日

駿東郡御宿村
湯山柳雄

（函右日報）

271　**嶽南自由党入党勧誘広告**　（一八八二）明治15・3・19

畏クモ我カ　叡聖文武ナル天皇陛下カ去歳十月十二日ノ　勅諭アリショリ、各地有志ノ政党団結ニ汲々タルハ已ニ諸君ノ知ル所ナリ。今般静岡攪眠社長土居氏等ノ率先ニテ嶽南自由党ヲ募起シ、東京本部ト気脈ヲ通シ国会開設ノ準備ヲ為サントス。苟クモ政事ノ思想アル者ニシテ入党加盟セスシテ可ナランヤ。小生今此ノ最寄通信者ノ任ヲ帯ブ、幸ニ有志諸君ノ小生方迄速ニ加盟御通報アランヲ冀望ス。

三月十一日

駿東郡御宿村
湯山柳雄

（沼津新聞）

272　**懇親会の盛況**　（一八八二）明治15・5・10

○兼て新聞紙上にて広告されし通り、去る四日は駿東郡葛山村の内字景ヶ島と唱ふる佳景の地にて懇親会を開かれたり。此の地たる御宿村の西に当り千福村葛山村の中央にあり。西は愛鷹山に接続し其他葛山村に属す。北より一川の流水ありて頓に両岐に別れ、稍々下りて又一流一川となり中に一の島地を生ず。島地の周囲巌石突兀或ハ虎の踞するが如き岩あり、或ハ獅子の如き石あり、千体万状岩の中間に鬱々たる松樹の秀るあり、屹立たる巌上より藤花の爛漫と咲き乱て水に映ずるあり。流水ハ滔々として岩角に激し嶋地ハ格別広濶ならねども中央に一宇の堂あり、夏ハ納涼に適し春ハ観花の地とす。此堂固より広きにあらざれバ東の方庇を出し以て今回懇親会の場となす。既に会席整備して首唱者諸氏は何れも会員の来臨を待つ。已にして会同する者無慮数十人、席の上段に揮毫詩作の一席を設け間宮煙雨氏・井上文貞氏等の書、湯山東城氏の画等を陳列せり。席の正面に親睦会の三字を書せし土居光華氏の額面を掲ぐ。頓て各々坐を占め、第一に〔賭博存廃ノ利害〕と云ふ論題を以て討論を始

め、議長は相変らず湯山柳雄氏。蓋し氏は議場を総理するの妙手なるを以てなるべし。甲論じ乙駁し弁論往復の末決を表せしに保存論者が勝を得て全廃論者の敗亡となれり。終りて湯山柳雄・湯川関太郎・間宮喜十郎・芹澤孝三・勝又幸三郎・芹澤濱吉等諸氏の祝文あり。和田梅吉〔一致結合論〕、相澤甲子太郎〔富強論〕、上杉宇吉〔団結論〕、井上長吉〔贋物ノ説〕、川口金五郎〔衛生論〕等の諸氏演説あり。何れも快絶なる雄弁を揮れて演ずる声は流水岩角に激する声と和し、祝文朗読の音は松風に交り最も拍手喝采を博し盛会を極めたり。獨り遺憾なるは此日や七時頃より降雨ありて孰れも帰途は雨の為悩みしを。

（函右日報）

273　旧岳南自由党懇親会

（一八八二）明治15・12・8

○駿東郡及び豆州君澤・田方両郡にある旧岳南自由党員は今八日三島宿大中島町大和屋善蔵方にて大懇親会を開かるゝよし。尤も東京よりは植木・土居の両氏が来会されば攪眠社よりは曽田氏が赴かるゝよし、定めて盛会なるべし。

（函右日報）

274　旧岳南自由党懇親会景況

（一八八二）明治15・12・10

○予て広告せられし如く一昨八日は君澤・田方・駿東三郡の旧岳南自由党大懇親会を三島駅小中島町の大和屋方にて開かれたり。まづ同家の入口には巨大の国旗を交叉し、駿東・君澤・田方三郡旧岳南自由党懇話会と記せし木札を掲げたり。扨当日は午前第十時より開会の筈なりしか何か不都合の事ありしか、午後五時に開会せられ、会員の来集するもの殆んど五十名、東京（とうけい）よりハ土井光華氏、静岡よりハ曽田愛三郎氏も臨席せられ、榊研三氏起て本会を開くの主旨を述べ、続て土井氏は本日の演説は尋常一般の演説にあらず諸君と共に後来自由の拡張を計るの相談演説なりとて、党員に関するの諸件を詳細に演べられしに、相変らず拍手ヒヤヒヤの声満場に溢れたり。

夫より宴会となり、各員歓を尽して退散せしハ午後十時頃なりしと。

（沼津新聞）

④　尚義会の結成

275　渡辺隼雄より岩崎佐十郎への書簡　年不詳12・7

（表書き）
「佐野村
岩崎佐十郎様
乞親展」
（裏書き）
須山村
渡辺隼雄

十二月七日」

往日寒気相募候処、弥御健寧被為入抔欣此事ニ候。然ハ予テ御風聴申上候賀宴ノ儀、追々遷延ニ及候処、本月十七日聊祝宴ヲ開申度候。何ノ風情モ無之儀ニハ候得共、乍御足労御来車被下度待上候。尤本日一寸神祭及集歌朗読等を致候儀ニ付、午前十一時頃迄ニ御来着被成下度願上候。

一、前々御配慮被下候尚義会募結ノ儀、御承知ノ通積信社事件引続勝田婚儀等ニテ何分他出相成兼候処、昨日大御神天野氏勝田ヱ被参候テノ咄ニ、尊台ニモ須走ニテ御面会御談示ノ由、尚又拙ヨリ条款書一通相渡依頼致候所、至極賛成ノ趣ニテ可成聊周旋可致旨被申、依而旧五小区丈行渡候様依頼候処、順次其手運ニ可致旨承諾有之候。拙老モ本日出精旧三・四小区内巡回可仕ト存候。右ノ段申上度、賀席ニハ御繰合是非御結会被下度願上候。尚拝眉ノ節縷々可申演候。匆々不宣

十二月七日　渡邊隼雄

岩崎先生
梧下
副啓兼々願置候玉詠御投与被下度奉願候也

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

276　尚義会同盟簿　　年月日不詳

（表紙）
尚義会同盟簿

尚義会大旨

茲ニ我東駿地方ニ於テ篤実有志輩ヲ団結シ、懇親交義ヲ起シ衷情ヲ共ニセン事ヲ欲ス。其ノ旨趣ハ専ラ忠君愛国ノ精神ヲ伸張スルニ在リ。夫レ吾皇国ノ国體タルヤ他邦ト同一ノ観ヲ降ス可ラス。神聖ノ遺詔不虚　皇統聯々天壌ト与ニ無窮、徳沢ノ国家ニ洽キ撫育ノ万民ニ厚キ歴々トシテ万古不易、故ニ皇位ヲ仰ク天ノ如ク聖上ヲ奉戴スル外国ニ殊ナリ、是ヲ以テ大義名分皎々トシテ日月ノ天ニ懸ルカ如ク、往代臣民ノ忠胆義烈嶽々トシテ侵ス可ラサルモノアリ。茲レ吾神州ノ国體□（虫損）以ナリ。然リ而シテ維新以降世運開明ニ嚮ヒ進捗ノ速□（虫損）国家ノ幸栄何事カ之ニ若ン。然リト雖衆中或ハ権義ヲ謬妄シ大義名分ヲ誤リ、其ノ弊タルヤ民権自由ト唱ヘ軽躁過激ニ走リ、輒モスレハ　皇室ヲ蔑視シ国體ヲ損傷シ諸有志ヲ誹譏シテ己レ豪胆ト自負スルモノ続々トシテアリ、豈ニ洪歎ニ勝ユヘケンヤ。国家刑典アリト雖其勢止マズンハ将来未タ必シモ天下ノ治安ニ患害ナシト云可ラス。吾輩旦ニ夕ニ杞憂黙止シ難ク少カ衷情ヲ陳シ無窮ノ鴻恩ニ奉報セント欲シテ、頓ニ同志篤実ノ諸志ヲ結合セントスルニ方リ仮ニ条款ヲ挙クル左ノ如シ。

第壱条

本会ノ主義ハ皇国固有ノ国體　皇統一系無窮ノ尊栄ヲ永遠ニ保全シ奉リ、国会　勅諭ノ全體ヲ遵奉ス

第弐条

政治ハ改良ヲ旨トスト雖、必躁急ニ走ラス、着々序ニ循ヒ歩ヲ進ムル主義ヲ執ル可シ

第三条

結員五十名ヨリ百名ニ及フ時ハ、一度懇親会ヲ開キ与ニ

共ニ素志ヲ陳ヘ□(出損)議シテ誓約ヲ鞏固ナラシム可

第四条

当分ノ内費用課出ヲ要スル事ナシ

但懇親会入費ノ如キハ此限ニ非ス

第五条

会長幹事ハ会員中ノ公撰ヲ以テ決定ス

第六条

会長幹事撰定ノ上ハ本文条款ヲ尚義定整ス可シ

第七条

前条款ヲ保全スルヲ要スト雖、今ハ会員募結ノ為仮ニ大意ヲ開陳スルノミ

会員　岩崎佐十郎㊞　松井謙治㊞

湯山平次郎㊞　服部大八㊞

湯山詮㊞　服部源四郎㊞

水口傳平㊞　柏木瀧十郎㊞

勝亦傳四郎㊞　上杉藤三郎㊞

勝亦弥平治㊞　三好元精㊞

渡邉隼雄㊞

渡邉秀敷㊞

上杉貞治㊞

菅沼佐太郎㊞

鈴木直枝㊞

勝俣佳市郎㊞

三ツ石弥七郎㊞

梶董蔵㊞

柏木甚蔵㊞

芹沢伊三郎㊞

芹澤孝三㊞

神尾長鏡㊞
米山藤三郎㊞
岩崎元功㊞
清水寛良㊞
市川新八郎㊞
市川宇平治㊞
勝又将之助㊞
山本浅次郎㊞
小野勇逸㊞
天野幸逸郎㊞

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

277　天野幸逸より岩崎佐十郎宛書簡、年不詳2・20

表書きおよび裏書き

（表書）「
大御神
天野幸逸
駿東郡佐野村
岩崎佐十郎様
尊下」

（裏書）「第十六年
二月二十日」

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

(2)　貧民党とその背景

278　小作人集会等の事　（一八八一）明治14・12・5

拾二月二日　天気快晴ノ事

一　朝新屋孫平殿来リ、今朝より小作人集会ヲ為シ、地主ニ無心致心得ノ旨ニ候得共、私共ハ決テ加リ不申候間、為念申入置候旨孫平より咄シ有之候事。

（中略）

拾二月五日　天気晴明ニ相成候事

一　小作人又吉・忠三郎両人来リ引米無心有之ニ付、何レ小作米持参相成候上ハ勘考可致旨及挨拶置候得共、小

作米ヲ持参無之ニテ直チニ田地返却致度、今年ノ如キ凶年引続候テハ小作米ヲ納兼候ニ付、明年ハ到低作リ兼候ニ付、田地返却致度旨申ニ付、然バ小作証ヲ受取并約定被致置候得共取消ニ致、破談ニ相成候訳ニ候ハヽ百般左様ニ致旨相答候処、百事承知ニテ両人立帰リ候事。

一　小作人孫平・熊雄両人来リ、前又吉・忠三郎同様ノ無心有之ニ付、小作米持参ノ上ハ勘考可致旨相答候処、同人等ヲ田地作兼候ニ付、返却致旨申出候。前又吉等ノ如ク申談候処、百事承知ニ付、受取遣シ候事。

一　夜ニ入リ小作人庄助来リ田地作兼候旨申ニ付、引上候事。尤ヲ小作人一同小作致様ニ相成候節ハ、作度旨無心有之候。

（千福　横山正美氏所蔵「諸日誌」）

279　**小作人村八分のこと**　（一八八一）**明治14・12・14**

拾弐月拾四日　天気ニ候事

一早朝孫平来リ一寸拙宅迄来リ呉候様依頼ニ付、出頭致候処、孫平云ニ、先般小作人集会ノ節結合セザルヲ以テ小作人一同ヨリ度々督責有之、小前ノ人情無之者ニハ向後更際致間敷旨申談置候処、且昨日徳蔵槙山買入ニ付出頭可致旨申通シ有之ニ付出頭致候処、山ニテ安右衛門并弥平・又吉右四人ニテ、小前ノ更(父)際無之人ニハ山々割合出来不申候ニ付、帰宅致呉候様申ニ付、直様帰宅致、且中間合ニテ借用金等ヲ有之候得共、其金トテヲ催促有之ニ付返済致度候得共、金員手回リ不申ニ付是非御融通致呉候様依頼ニ付、百般右様ノ訳ニテ小前等催促ニ及候得バ、用弁可申候間更ニ恐縮スルニ不及候間、右ニ承知致可申旨申置、帰宅致候事。

（千福　横山正美氏所蔵「諸日誌」）

280　**千福に天狗回章あり**　（一八八三）明治16・4

（表紙）
明治十六年第四月
沼津警察署上申綴
駿東郡千福村
戸長役場

静岡県沼津警察署詰
警部代理巡査
長曽根健次殿

（前略）
人情
一浮薄ニシテ奮発力ニ乏シ。
風俗
一正シカラズ。
習慣
一専ラ旧暦ヲ用フ。此辺ハ動モスレハ事ヲ好ムノ悪弊ア

リテ、出所詳ナラサル回章ヲ発シ、何レノ地何レノ場ヘ何月幾日集会スヘキ旨ナリ。其回達ノ迅速ナル一日数十里ヲ走ルト云フ。世俗呼ンテ天狗回章ト云フ。
人民常食
上中下共総テ米麦ノ二種ナリ。上等三分、中等四分、下等三分ナラン。
（中略）
宗教
村内一般曹洞宗ナリ。三、四年前ヨリ耶蘇教ヲ信スル者壱、弐戸アリ。
（後略）

（千福　横山正美氏所蔵「諸願届綴」）

281　**御厨銀行襲撃につき湯山半七郎書**　（一八八三）明治16・12・18

簡

過十六日出沼、御内話シタル件ニ付、即夜巡査探訪係共御派出相成、本村一泊及神場ヲ差テ御登リ等、夫々御手

配有之、十七日夜ニ入巨魁ハ西島準平、芹澤又市郎両名ノ由承ル。差向本行エ出願ハ無利足拾ヶ年据置抔可申出哉ノ容子。拙者共十六日伝聞ニ巨魁勝又弥六ナル趣、察スルニ右三名申合セ上郷ニハ弥六廻状元ナランカ。十七日準平、又市郎両人出沼セシ由、推察スルニ豆地方ニ倣ヒ代言人ニ相談カ、代人ヲ依頼スルカ等ナラン。御手透モ有之候ハヽ、貴地御探訪有之度、此段大略申上候也。

十六年十二月十八日　御厨銀行

沼津杉本ニテ

渡邊秀敷様

小澤理三郎様

天野幸逸郎様

湯山柳雄様

親展貴下」

（封筒裏書）「十六年十二月十八日

東田中村

瀧口関太郎君ニ依頼差出ス」

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

282　御厨銀行襲撃の動き

（一八八三）明治16・12・25

（封筒表書）「沼津宿上本町杉本和平殿方止宿

渡邊秀敷様

小澤理三郎様

天野幸逸郎様

○不穏の沙汰　本年の不景気にてハ処々に不穏の様子あるよしハ毎度耳朶に触るゝ事なるが、静岡県下駿東郡御厨八十六ヶ村の人民ハ同地銀行の負債を無利足年賦返済とか何とかいふ事を企だて同地神村神社の後へ屯集して会議を始じめ、若し此議整ハずんハ御厨銀行へ闖入して腕力に訴へんと数百人にて騒擾一方ならざりしが、幸ひ沼津警察署より警部巡査数十人が繰り出して之を鎮定せられたるが、是れハ本月十六、十七両日の事なりしと同地よりの報あり。

283　**人民集合の情勢**

（自由新聞）　（一八八四）**明治17・11・19**

○説論　遠州引佐郡気賀村に人民不穏の挙動ありとの報に由り浜松警察署より去十六日の夜巡査二名該地へ向け出張せられ、集合せし者五、六十名へ説諭し解散せし詳報を聞に、こハ僉丸山講の信徒なりとか。此両三日前右の者等が頻りと這頭彼処に寄聚り、何か会議を催ふし居るといふを戸長役場にて聞かれ、埼玉県の警報ありし以来人心なにとなく穏かならぬ際からなれバ、多人数寄合ふて相談するハ宜しくあるまじと諭せし因り、何か尋問する事ありとかいふて同村の戸長役場へ押迫り囂々いひ居るところへ、前の巡査二氏が到られ懇篤に説諭せしを以て無事退散せしといふ。

又当国駿東郡御厨村・千福村・伊豆嶋田村等に人民集合せし風聞ありしも、これ全くハ五、六名に過ぎずして借金党といふ程な大業ならねハ、是れ又最寄警察署の巡査か出張せられ説諭のうへ右の者等を引とらせし由。

且遠州敷知郡呉松村及び村櫛村に人民不穏の景況あるなどの噂するハ前の気賀村の誤聞にハあらざるかとの確報。

（静岡大務新聞）　（一八八四）**明治17・12・28**

284　**小作人、貧民寄合をなす**

○駿豆各村の小作人と貧民とは寄合せざる地は殆んど無之様子なりとはテモ侈も忌はしの事をのみ聞くもの哉。

（函右日報）　（一八八五）**明治18・1・4**

285　**御厨銀行移転広告**

広　告

駿東郡御宿村

御厨銀行

本行営業上都合ニ因リ沼津駅上土町八番地ェ移転、一切ノ業務取扱候。此段御愛顧ノ諸君ニ報ス。

明治十七年十二月廿六日　　右御厨銀行

286　**貧民救助の原則**

（静岡大務新聞）

明治18（一八八五）・1・5

貧民救助諸願ケ条法ノ写

一、今般村民救助ノ為メ、拙者共ヨリ村内へ用意金ノ内、返済方困難スル者左ノ通リ確定ス。

一、拙者共ヨリ村内へ用立金タリト雖、田畑山林買入金及ビ家作高代金等ノ為メ借用して其物品現ニ存在せん者ハ之ヲ除ク。

一、極困難ニシテ目下金融出来兼、組合・親類ノ取扱ニ及ヒ兼タルト認メタル者ハ、明治十八年ヨリ六ケ年間据置、先六ケ年無利子割済タルベシ。

但シ年間中ト雖トモ金員融通次第多少ニ不拘入金セントスル者ハ此限ニアラス。

（御宿　湯山芳健氏所蔵「日記諸用帳」）

287　**久根村の約定証**

明治18（一八八五）・1・6

約定ノ証

第壱条

一、貸金ノ義、本月改メ元利金ヲ元金トナシ、明治十八年ヨリ同弐拾年迄五ケ年間、年々十一月廿日限リ無利足元金割済ノ事。

但、高金五ケ年併同割トス。

第弐条

一、無心二ケ年休会ノ事。

但、他村連中ヨリ講則ニ基キ立会請求有之候得ハ、親司世話人ニ不拘村民惣代人ニテ延期可申入事。

第三条

一、年期売買地ハ、三ケ年一期延期ノ事。

第四条

一、飯米拾俵無代申受ケノ事。

第五条

一、夫喰米三拾俵ニ無利足三ヶ年割済、借用返済方法別紙証書通リ済方可致事。

右ノ条々今般窮民の方法一同より我等依頼ヲ請ヶ御無心申入候処、有志各位連日御協議ノ上前条ノ通リ決定被下、然ル上ハ他村ニおゐて如何様決議致シ候共、村内人民挙動ヶ間敷義毛頭為致申間敷候。為後日村民惣代連印約定証如件。

久根村人民惣代

明治十八年一月六日　　原　源蔵
原　甲太郎
江内勝蔵
市野文五郎
室伏新蔵

村惣代議員御中

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

288　御厨銀行襲撃の形勢　（一八八五）明治18・1・8

○借金党も亦爆発弾を用ふ　伊豆地方の借金党中にて銀行或ハ貸金会社を焼払ハむとの目論見ありとの嫌疑にて其の首領とも云ふべき大和某ハ三島警察署に拘引せられしことありしが、旧臘十九日の夜田方郡大仁村の伊豆銀行大仁店の裏手の方へ放火せし者ありしを、大仁分署警官の出張と同村民の働きにて隣家一戸の焼失に止まりしに、同廿六日の夜に至り又もや同店の家屋及び十余名の宿直員を焼失ハむと破裂弾を烟火筒に仕込みて発射したるも、幸ひに火の移り悪しく空砲の響きのみなりしが、其物音に驚き宿直員并に村民等ハ直ちに其場へ駈往き見しに、仕掛筒のみにて人ハ一人も見えざりし由。其筋の探偵厳しく嫌疑の廉にて同郡熊坂村の者五名捕縛されしが、猶其の連累ハ百名に余れりとの風聞あり。最と懼るべきことならずや。

又君沢・田方両郡長岡田直臣氏の許へ一封の郵書達した

り。其の上封にハ只伊豆国農民とのみ記し、中にハ最も懼るべき脅迫の意味を認めたる書面にて河内村河内周作と記せり。依て帳簿を取調べたりしも戸籍面にハ同姓名の者無けれバ同氏ハ早速其趣を郡役所の表門に掲示されしと。是れも矢張り同党の所為ならむか。又駿州駿東郡辺にても神山・大坂・深良其他十余ヶ村に渉る借金党五百余名、毎日神山村の本国寺に寄合ひ同地の御厨銀行に押寄せむとする模様あるゆゑ、同銀行にてハ早くも警戒し諸帳簿ハ役員の自宅に預り、且つ警官の保護をも請ひたるに其の探偵の周密なると有志者の説諭に尽力する等にて、容易に其の兇暴を逞ふせずと云へり。

（朝野新聞）

289　御厨地方貧民集合

（一八八五）明治18・1・9

○三嶋通信　新旦にハ駅街の各戸皆旭旗を掲げて年立ちかへる新玉の春を祝し、途上老弱の往来する賑ひハ不景気の間にも亦新年らしき景況あり。唯だ紅裙（こうくん）が綾羅（れうら）の装を為して街上に彷徨する者の影だに見えざるハ、甚だ奇と謂ふ可し。二日の売初めにハ各店とも案外の商売ありて店頭の雑沓一方ならず、屢々人足を止めたりと云ふ。○御厨地方にてハ貧民集合して債主に迫りて借金の十ケ年賦を申込み、或ハ更に金円を貸与せんことを強談し、地主に迫りて無賃にて地面を借りんことを請求する等無法の行ひ少からずと云ふ。

（静岡大務新聞）

290　密告報告

（一八八五）明治18・1・18

密告御伺

駿東郡富沢村

（人名）□代理

（人名）□

右者今回負債延期トシテ深良村興禅寺ニテ借金徒集合ヲ醸シ、崩レノ内目下佐野村宿屋山本方ニテ尚集合ノ風節承リ、借金徒発起人茶畑村（人名）□・久根村（人名）□

其他モ有之候趣、前記載ノ山元方ニ凡数十名モ此集合ノ由ニテ、右数十名ノ内カ何レカ金沢村□(人名)ナル者書面ヲ携、本月十三日右同人代理トシテ千福村□(人名)□・金沢村□(人名)ニテ私宅エ罷出、金子拾円借用致シ度旨申出候得共、風害疲弊ノ時節ニテ、乍気ノ毒到底金子御用弁難相成旨断然ニ及ヒ候処立去リ、直ニ本人□(人名)□右□(人名)両人ニテ罷出又々前ノ借用無心致シ候得共、前同様相断候処、尚一昨十六日□(人名)ノ代理トシテ再応書面ヲ携エ、□(人名)ト申者金穀ニ不拘借用致シ度旨申出候得共、何レモ同様言訳申候処立去リ、私門外ヨリ凡壱町余リ道筋ニテ右□(人名)ハ久根村□(人名)、金沢村□(人名)両人出合何ゾ暫時立居噺故ニ私宅エ参リ候処、当主モ不在ニ付私ニ内々面談致シ度旨依頼ニ付承リ候処、□(人名)左右掛申候ハ、予テ御聞及ヒモ有之候哉、今回負債延期ノタメ最早八拾日間モ集合致シ、発起人ハ前ノ□(人名)□、□(人名)其他モ有之、当今駿弐郡・豆弐郡弐百余ケ村モ集合仲間ニ加入ニテ明日ハ帳簿モ大概〆切ニ相成、夫ヨリ佐野村耕月寺エ駿豆両国集合致シ、就テハ今日ニ至リ集合雑費ニ差支、尚此上米八百俵モ備米致シ置度候ニ付、当家ニ於テモ米三□(破損)用立呉候様意外齟齬ノ申出候得共、成□(破損)相断候ニ付立去リ、又候昨十七日千福村□(人名)ト申者永塚村□(人名)ト申者両人、本日ハ□(人名)代理ニ罷出候米拾俵借用致し度段不相替申出候得共、悴□(人名)モ不在ニ付何レ明朝罷出候由ニテ立去リ、借用徒山本方ニ此集合シ、夫々手替リニ入費仕差支抔斯回拙村私宅エ参リ、間ニハ□(人名)、□(人名)三戸ノ者エ金穀ニ不拘借用ノ無心ニ頻ト徘徊致シ、今日本務世業ノ防害ヲ醸シ、且自村モ昨今両年ニ袴レ葛藤ヲ生シ今ニ暴論相募リ追々人気増長ニ及ヒ殆ト困難ニ立至リ、何レカ官ノ御手心ヲ以テ防禦ノ御方法被成下度御内告申上候。乍去前段有様ニ付万一何ゾ暴害ヲ求メ候儀モ難斗、右等御聞置御上様ノ御手心ヲ以テ何分御斟酌被成下度、此段御内告申上候也。

右村

明治十八年一月十八日　　密告伺人　（人名）

沼津警察署詰
佐野御交番署
御中

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

291　**貧民寄合大惣代、御厨銀行無心に つき湯山半七郎宅に来る**　（一八八五）明治18・1・19

十八年一月十九日　月曜晴

一、貧民寄合大惣代久根村宗十郎・茶畑村高田善平・千福村西嶋寅蔵・金澤村太右衛門・千福村横山茂十郎等ヲ始メ無量弐、三十人斗リ、午後弐時頃被参申様、近年ノ景況追々不景気ニ連れ貧民大ヒニ苦ムニ立至る場合ニ附、今般我等首唱トナリ集会ヲ尽シ負債者困民ノ依頼ヲ受、諸銀行ニ無心申入る事ニ決ス。偖御厨銀行ニアル難民借用金丈是非拾ヶ年無利子据置ノ願申込。答テ曰、何レ銀行諸役員掛合ノ上答フルナリ。

（御宿　湯山芳健氏所蔵「日記諸用帳」）

292　**貧民党深良村光泉寺に集合**　（一八八五）明治18・1・24

○貧民党　当国駿東郡御厨地方にてハ貧民各所に集合し、戸毎に貧家と書きたる表札を掛け、若し債主督促に来る時ハ吾々の集会所に来る可し抔と申合ひ、就中深良村光泉寺（ママ）にハ六百人相会し総代を撰挙し借金は七ヶ年据へ置き十ヶ年賦とする事、小学校を一時停止する事、銀行を廃止する事等を相談せしとか。此輩ハ破落戸（ならづもの）にて折々豪家に迫りて金円米穀を強談する由。又同郡土狩村の貧民も集会を開き何か相談せんとする模様ありしより、去る十八日沼津警察署より巡査が出張され其巨魁（かしら）とも思ぼしき二人を同署へ拘引されしに、貧民等ハ大に怒り吾々ハ未だ掟てを犯せし事なければ拘引さるゝ謂れなし、其次第を承ハらんと百人計り同署に押掛けしとの噂さあり。

293　**貧民党伊豆銀行に迫る**

（静岡大務新聞）　（一八八五）明治18・1・28

○貧民党　の事ハ毎度にて五月蠅（うるさゝる）が当国駿東郡と豆州君澤郡の内四十五ヶ村の貧民党の惣代ハ此程伊豆銀行三嶋支店と同大場支店へ迫り、吾々貧民にハ無利息十ヶ年賦にして金円貸与あり度旨を乞ひしも採用されざるより、去廿三日韮山町なる同本店へ右同様の主趣（しゅゞ）にて請願書を差出したれども却下されたりと。

（静岡大務新聞）　（一八八五）明治18・1・28

294　**湯山柳雄、元老院に建白**

（朱書）「丁第四百九十八号」

神奈川県相模国愛甲郡壱町二十七ヶ村人民総代大野政立ヨリ地租軽減ノ儀

静岡県駿河国駿東郡御宿村平民湯山柳雄ヨリ同県三州下民実況ノ儀

東京府平民青木善造ヨリ徴兵慰労金及ヒ扶助料ヲ給スル方ヲ設クルノ儀

岩手県南岩手郡東中野村士族杤内鉱郎外二十八名ヨリ清国問罪ノ盛挙速カナランコトヲ望ムノ儀

福岡県筑後国山門郡上荘町平民板橋恵吉ヨリ酒税増加ノ儀

同県同国上妻郡福島村士族真木直人外拾壱名ヨリ朝鮮事変ニ付清国へ問罪ノ儀

同県豊前国仲津郡久富村士族奈倉徳蔵外弐名ヨリ対清処分ノ儀

長野県信濃国上伊那郡南箕輪村平民松澤源五郎ヨリ国家経済ノ儀

鳥取県伯耆国八橋郡八橋村平民藤本重郎外弐名ヨリ洗子堕胎ノ悪弊ヲ矯正セラレンコトノ儀

富山県越中国下新川郡魚津荒町平民松倉久証ヨリ人員税ノ儀

右建白書本院へ差出候条、為御参照及進達候也。

明治十八年四月二十日

元老院幹事　細川潤次郎
元老院幹事　黒田清綱

太政大臣　公爵　三條實美　殿

（表紙）
（朱書）「第拾九号　十八年二月十九日受入」㊞
静岡県下三州下民実況ニ付建白書
静岡県駿河国駿東郡
御宿村第拾九番地平民
農　湯山柳雄

静岡県駿河国駿東郡御宿村第拾九番地平民
農　湯山柳雄
明治十八年一月　廿八年十一ヶ月

右柳雄*（付箋）叩頭再拝謹テ建白仕候。柳雄　山間僻境ノ一民ニシテ容易ニ天下ノ大勢ヲ議ス可キ者ニ無之候得共、近来我カ県下三州ノ状況ヲ観察仕候ニ、到ル処貧民窮ヲ訴フルノ声アラザルナク、而シテ其極ヤ延テ中人以上ノ資産ヲ有スルモノニ波及シ、或ハ恐嚇ニ出テ或ハ暴行ヲ逞シ、彼レ無産ノ民タル固ヨリ損害ノ其身ニ憂フベキカ如キ無キモ、中人以上ノモノ却テ其生ヲ安ンゼザルノ惨状ニ遭遇シ、世俗ノ所謂共潰レノ姿ニ立到ラントス。斯ル儀ニ相成ハ畢竟米価下落金融其道ヲ塞キ、即チ夫ノ不景気ナルモノヨリ来ル儀ニ御座候得共真ニ以テ痛歎ノ至リニ堪ヘス。況ンヤ昨年九月十五日非常ノ暴風雨アリテ平年ノ如キモ猶且一歳ノ入額ハ其出額ヲ償フコト能ハス、然ルニ今又其収穫ノ四割ヲ減スルニ至テハ中人以上ニシテ多少田地ヲ有スルモノハ到底財産ノ安全ヲ保ツ能ハザル儀ニ有之、寧ロ無産小作ノ下民トナルノ愈レルルニ如カザルカト愚考仕候。固ヨリ不肖柳雄等ノ申迄ニモ無之候得共国家経済ノ大基礎ハ人民身体財産ノ安全ニ如クモノハ無之、人民一タビ其身体財産ヲシテ安全ノ地ニ置クコト能ハザルニ至テハ、則チ国家経済ノ基本既ニ破壊シタルモノナリト云モ敢テ過言ニハ之レナカル可シ。今ヤ我県下三州ノ状景動モスレハ人民ノ身体財産之レカ安全ヲ失フ

ノ危体ニ立至リ候場合ニテ、実ニ国家ノ一大事ト乍恐痛歎ノ至リニ御座候。今左ニ三州平均自作精算ヲ提出シテ以テ歳入出ノ不平均ナルヲ証明仕候。

明治十七年静岡県下三州自作精算表

一　田壱反歩　　平均等

此地価金五拾八円八拾四銭七厘

収穫米壱石三斗六升弐合八勺三才

此代価金七円五拾七銭壱厘　目下金壱円ニ付一斗八升換ノ見積リ

内

金壱円四拾七銭壱厘　地租金

金三拾壱銭七厘　地方税

金壱円拾九銭　教育衛生土木費及通常協議費

金三円也　種肥料

金三円五拾銭　人夫手間三拾五人壱人日給拾銭ニテ如此

計金九円四拾七銭八厘

差引

金壱円九拾銭七厘　不足

九月十五日暴風雨ノ為メ損害四割引

現収穫米八斗壱升七合七勺

此代価金四円五拾四銭弐厘八毛

内金九円四拾七銭八厘　地租金以下ノ四項ノ出金額

差引

金四円九拾三銭五厘弐毛　全不足

如斯御座候得ハ自作デスラ平年壱反歩ニ付壱円九拾銭余ノ不足ヲ生スルニ至リ候ヲ、之レカ地面ヲ所有シテ小作人ヘ預ケ候テハ其損害尠少ニ無之、若シ如此緩漫ニシテ経過セハ中人以上ノ資産ヲ有スルモノニシテ破産喪家ノ者陸続相接シ候ハ火ヲ視ルヨリモ瞭カナル事ニシテ、其弊ヤ遂ニ病院ヲ閉チ学校ヲ廃スル等ノ挙ニ出ントスルハ情実ノ止ムヲ得ザルモノニ御座候。如斯ニシテ御寛典ノ御沙汰無之ニ於テハ、僻境ノ愚民僅ニ教育ニ依テ人道ヲ知リ衛生ヲ以テ其身ヲ保ツノ理ヲ解スルニ至リタルモ、又再ヒ蒙昧ノ途ニ陥ラントスルノミナラス衣セス食セザ

ルノ窮策遂ニ道徳法律ヲ棄テ野蛮ノ挙動ニ出ントスルヤモ計ラレザル儀ト愚察仕候。仰キ願クハ右ノ情体御洞察アラセラレ、目下焦眉ノ急ヲ御救助アルノ御沙汰有之ニ於テハ独リ三州人民ノ幸福ノミナラス我全国下民ノ身体財産ハ実ニ之レカ安全ヲ得ルモノニシテ、不肖柳雄等只管冀望ノ至リニ不堪候。誠恐誠惶昧死々々百拝。

右

明治十八年一月廿八日　　湯山柳雄㊞

（湯山柳雄印）
元老院　御中

＊（付箋）「摘要
米価下落金融閉塞シ本県下三州ノ人民動モスレハ財産ノ安全ヲ失フノ状体御洞察御救助アラセラレ度ノ議」

（国立公文書館㊊四〇三一「明治十八年公文附録　元老院建白　第一」）

295　建白書進達願

明治18（一八八五）・3・2

建白書進達願

駿東郡御宿村平民
湯山柳雄

右ハ今般県下三州下民実況ニ付別冊ノ通建白書進呈仕候間、其筋ェ御進達方被成下度比段願上候也。

右　湯山柳雄印

明治十八年一月二十八日

静岡県令　関口隆吉　殿

前書ノ通出願候間、奥印進具仕候也。

駿東郡御宿村外十ヶ村
戸長　安藤繁一郎

（朱筆）「調第五拾号
書面願ノ趣聞届候事
明治十八年二月十七日

静岡県令　関口隆吉代理
静岡県警部長　諏訪様　イ

（御宿　湯山芳健氏所蔵「日記諸用帳」）

296　駿東郡長、借金党・貧民党につき　明治18・1・31（一八八五）　諭達

近来各所ニ於テ人民相集リ或ハ借金党ト称シ或ハ貧民党ト唱ヘ数十百人相卒ヒテ債主地主及村中ノ有力者ニ迫リ、多勢ヲ特ミ強談以テ己レノ欲スル所ヲ遂ケントシ、徒ラニ貴重ノ日月ヲ消費シ必用的ノ業務ヲ廃シ無用的ノ集会ヲ事トシ以テ僥倖ヲ万一ニ求ン欲スルモノ間々有之哉ニ相聞候処、右ハ畢竟金融壅塞所謂世ノ不景気ニシテ民間困難ノ際偶マ客年ノ暴風雨アリ其無情ナル家牆船舶ヲ毀チ田畑樹木ヲ害シ到ル所物トシテ其災ヲ被ラサルハナシ。此ニ於テ乎民間倍々困難ヲ極メ数日ノ業以テ一日ヲ糊口スルニ足ラス、遂ニハ父母寒ニ泣キ妻子饑ニ叫フノ惨状ヲ現出スルニ至ル。夫レ如此場合ニ当テハ人情ノ詢ニ忍ヒ難キ所ニシテ、今日ノ挙亦タ止ムヲ得サルニ出ツ何ソ其本心ナランヤ。然ト雖トモ国ニ法律アリ。人ヲ害スルノ徒世ヲ紊ルノ賊罰シテ以テ懲サヽルヘカラス。看ヨ古ヘヨリ暴挙以テ事ヲ不平ニ訴フルモノ未タ曽テ其終リヲ全フセシモノアラス。必スヤ皆ナ法網ニ罹リ或ハ囹圄幽暗ノ裡ニ呻吟シ或ハ終身万里ノ孤島ニ謫セラレ絶テ父母妻子ト相見サルニ至リ初メテ其父母妻子ト相居ルノ時ヲ回想シ悲歎前非ヲ悔ユルモノ比々皆ナ然ラサルハナシ。而テ其此ニ陥ルト否トハ唯人ノ忍フ能ハサル所ヲ忍フト否トニ在リ、人ノ世ニ処スル豈慎マサル可ケンヤ。抑モ現今ノ不景気タル独リ我国ノ一隅ニ止マラス、世界万国皆ナ同等ニシテ亦タ大逕庭ナキモノ、如シト雖モ、就中我国ノ如キハ過ル明治十二、三年ノ頃、米価非常ニ騰貴シ農家未曽有ノ大利ヲ獲シヨリ奢侈ノ風頓ニ行ハレ、今日米価下落シ嚢底亦タ一物ナキノ時ニ至ルモ奢侈ノ風尚ホ依然トシテ存スルカ如

キハ実ニ不景気ノ一原因ニシテ、理ノ最モ見易キモノト謂フヘシ。然ハ則チ今日ノ禍ハ自ラ其種子ヲ蒔キタルモノニシテ、何ソ亦タ人ヲ恨ミ人ヲ咎ムルノ理アランヤ。爾来宜シク謹慎温和ヲ旨トシ、勉強耐忍各々其業ニ従事シ、苟モ非理ノ首唱ニ雷同シ、軽挙其身ヲ誤ルノミナラス一ハ以テ官衙ヲ煩ハシ、一ハ以テ無辜ノ妻子ヲ困シムルカ如キ心得違ノ所為無之様注意致スヘシ。此旨諭達候事。

明治十八年一月三十一日　駿東郡長　河野鎗治郎

＊原資料のルビをそのまま付した。

（御宿区所蔵）

297　貧民党三島など各地に押出す　（一八八五）明治18・2・6

○駿東郡及ひ豆州の君澤・田方二郡の貧民が又も穏やかならぬ挙動ありし事ハ既に昨日の紙上に記せしが、該地方より達せし報道を参照の為め左に掲ぐ。（二月三日附沼津通信）駿東郡新宿村産業会社（即ち貸付会社）へ昨二日同村貧民及び負債者二百余名各簑を纏ひ笠を冠り手に〳〵鋤鍬の得物を提げ腰に握り飯を附けて押掛け、其の騒動一ト方ならず。三嶋警察署より巡査数名出張して説諭を加へ解散せしめんとせしかども容易に解散せざりしを、非常の尽力にて遂に解散せしめたり。尤も右貧民等の主意ハ借用金を悉皆十ケ年賦無利足割済にせんとの事なりと云ふ。尚ほ詳細ハ探訪を遂げて御報道可申候云々。（同三嶋通信）君澤・田方・駿東三郡四十六ヶ村の貧民党六百五十名程本月二日午前九時頃勢揃ひを為し、六組に分れて一組ヅヽ諸会社へ押寄たり。即ち百五十名は三嶋銀行へ、五十名は久保町の生産会社へ、百名は大場銀行へ、百五十名は韮山の伊豆銀行へ、二百名は駿東郡新宿村の会社へ各勢ひ込て進入し、何か談判に及びし由其の筋へ聞へしかバ、午後四時三嶋警察署よりは佐々木警部補及び巡査が出張して懇々説諭を加へられ、一時は鎮静に帰したりしも、貧民は三嶋近在澤池村の龍多久寺へ引き揚げ、翌三日午前九時頃三嶋大社境内へ又々集会し、

午前十一時頃には追々集会せし者共凡九百五十名の多衆に至りしが、午後一時頃右の内百名許りは更に警察署へ押掛けしかバ川上警部・佐々木警部補の二氏が出で来りて貧民党の惣代三人を扣所へ入れて説諭されたるよし。又其の他の者は一時以前の場所へ引き揚げたり。偖此の事の四方に聞へしや小池熱海分署長、藤田大仁分署長及び沼津警察署等より巡査十数名出張せり。又三嶋警察署に於ては午後五時頃川上警部及び佐々木、小池、藤田の三警部補が巡査二十名を率ひて突然大社境内へ出張し、群集せる貧民に懇々説諭を加へしかバ、貧民は漸やく解散して同夜は澤池村へ引き退きたり。此の貧民党の惣代人と云へるは某々数名にて、諸会社への談判は負債を十ケ年賦にせんとの請求なりと云へり。余は後報に譲る。

（函右日報）

298　貧民党三島大社に集合

（一八八五）明治18・2・7

○六十ケ村の貧民党　予て屢々聞き及びし君澤、駿東両郡六十ケ村の貧民党が、去る二日のことゝかその数凡そ千五百有余人とも覚しき程三嶋駅大社の深林中に屯集し、何にか評議のすへ翌三日各手を分け伊豆銀行へ五百有余人、整品（多分貸付会社にてもあらんか暫く通信の儘を掲ぐ）へ二、三百人、宮倉町なる貸付会社へハ六十人、大場銀行へハ四百七十有余人ほども押し寄せ何にか強談に及ばんとせしを、早くも沼津、大仁、熱海の各警察署の警官が聞き付け五十名余も出張され種々説諭に及びしも何分従ハず、一先づその根拠なる澤池村の滝澤方へ引取りしも又々翌四日早朝に同所へ来集し、且つ聞くところによれバ同日十二時頃までにハ奥伊豆稲取組と称する貧民党千有余人ハ北豆貧民党と共に三島大社境内に会合する様子にて、如何にも不穏の景状なりと同地よりの通信。

（静岡大務新聞）

299　貧民党報道につき訂正

（一八八五）明治18・2・10

正　誤

○駿東郡役所より又々左の照会あり。全文を掲けて正誤とする、例の如し。

其社日報明治十八年二月六日第千七百三号雑報欄内ニ「駿東郡及ひ豆州の君澤・田方二郡の貧民が又も穏やかならぬ挙動ありし事ハ既に昨日の紙上に記せしが該地方より達せし報道を参照の為め左に掲く（二月三日附沼津通信）駿東郡新宿村産業会社（即ち貧付会社）へ昨二日同村貧民及ひ負債者二百余名、各簑を纏ひ笠を冠り手に〳〵鋤鍬の得物を提け云々」ト掲載有之候処、同日右貸付会社へ参集セシ者ノ内ニハ鋤鍬等ヲ携提致居候者ハ無之、事実相違ニ付該項ハ速ニ正誤可有之此段申入候也。

明治十八年二月八日　　静岡県駿東郡役所

静岡両替町三丁目一番地

函右日報社中

（函右日報）

300　貧民党三島押出しにつき諸氏説諭　（一八八五）明治18・2・10

○貧民党　三嶋駅に貧民党の押出せし事ハ已に去る七日の紙上に之れを記せしが、今其の後の模様を聞くに貧民党ハいづれも簑笠にて、握り飯を用意なし同駅伝馬町の商人宿鹿嶋屋、麹屋の二軒へ宿泊し、組を分て銀行又ハ貸付会社へ借金猶予の掛合をなすより、旧郡長江原素六并びに馬場長二郎、榊研三、遠藤周平、大庭唯吉等、諸氏が種々説諭に尽力されしにつき、少しハ静まりし由なれども未だ全く鎮定せず、此貧民党ハ敢て乱暴の所為ハあらざれども何となく殺気を含み居るより、婦女子等ハ殊に恐れ居るよしなり。

（静岡大務新聞）

301　貧民へ慈善　（一八八五）明治18・2・13

○慈善家　当国駿東郡御宿村にて予ねて慈善家の聞えある湯山平二郎氏ハ目下同郡の貧民党不穏の状あるハ如

何にも憐む可き事実あるを察し、金千五百円と米五百俵を右貧民へ恵与したりとハ実に奇特なる次第なり。

（静岡大務新聞）

302　駿東郡長の諭達を読む

（一八八五）明治18・2・13

社説

駿東郡長ノ諭達ヲ読ム

社会一タヒ沈滞シテ不景気ノ嘆声四モニ起ル。米価頓カニ下落シテ農家日ニ困弊ス。悲ヒ哉本邦近年ノ状態ヤ農家一歳ノ労働辛苦ハ僅カニ以テ納租ノ義務ト一家数口ヲ糊スルトニ過キス。甚シキニ至テハ牛馬ノ居、牛馬ノ食尚ホ且ツ之ヲ求ムル能ハス、空シク路頭ニ彷徨シ他ノ救助ヲ待ツテ漸ク露命ヲ繋ク者アリ。顧フニ前年来天下騒然トシテ不穏ノ色アリ。農民困弊ノ余頻リニ無謀ノ挙動ヲ為ス者少カラス、就中埼玉暴動ヲ以テ其著大ナルモノトス。埼玉ノ暴徒ハ一時甚ク猖獗ヲ極メ終ニ官兵ノ派遣ヲ促カスノ勢ニ至レルモ、烏合ノ衆何ソ規律整然タル官兵ニ抗スルヲ得ン。巨魁縛ニ就キ余類四方ニ奔竄シ、事容易ニ鎮定ニ帰スルヲ得タリ。此ノ暴動ノ前後ニ方テハ我静岡県ノ如キ亦タ稍ヤ不穏ノ形勢ヲ露ハシタルガ如キモノアリシモ、埼玉暴動ノ一タヒ鎮定ニ帰スルヤ社会再ヒ静謐ニ帰シ、正サニ雲霧漸ク霽レテ天日復ヒ赫々ノ光気ヲ放ツノ祥運ニ至レルノ状アリキ。殊ニ客臘十二月朝鮮ノ変報一タヒ達スルヤ天下ノ人心勃然トシテ興リ、人皆ナ専ラ目ヲ外事ニ注キ殆ト内事ヲ忘ルヽノ勢ヲ呈シ、貧困究迫ノ民モ尚ホ一身ノ艱苦ヲ忘レテ国家ノ大事ヲ顧念スルニ及ヘリ。曽ツテ不景気ヲ嘆セシノ声ハ変シテ朝鮮事件ニ於ケル清韓兵ノ亡状ヲ憤フルノ声ト為リ、社会漸ク萎靡不振ノ境ヲ脱シテ活潑振起ノ域ニ進メリ。余輩以為ラク、之ヨリシテ人心益々振ヒ不景気亦タ跡ヲ絶チ人民皆ナ堵ニ安ンシテ其業ヲ務ムルニ至ラント、何ソ図ラン今日ニ至テ再ヒ究民（ママ）不穏ノ報道ヲ得ントハ。読者ハ必ス記憶スルナラン、余輩ハ本月五日六日両日ノ紙上ニ於テ豆州三嶋駅及ヒ駿州沼津駅ノ通信ヲ掲ケ、以テ駿東、

君澤、田方ノ三郡ニ於テ不穏ノ挙動ヲ為セル者アル旨ヲ報道シタリ。該通信ニ拠レハ駿東・君澤・田方三郡ノ貧民凡ソ六百有余名ハ本月二日ヲ以テ各々手ヲ分ツテ近方ノ銀行其他諸会社ヘ押寄セ、強談ニ及ヒ終ニ警官ノ説諭ニ因テ解散シタリト云フ。爾後右ノ記事ニ関シ当警察本署ヨリ「先般来函右日報紙上ヘ掲載セシ駿東、君澤、田方三郡ニ於テ貧民等云々ノ件ハ、人員其他相違ノ廉少カラテハ悉皆取消スヘシ」トノ旨ヲ口達セラレタリ。余輩ハ此口達ニ依テ夫ノ貧民党ナル者ハ通信員ノ報スルカ如ク多人数ニ非スシテ、其挙動モ亦タ彼カ如キ甚シキニアラサリシモノト覚ヘタリ。然ルニ後チ復タ余輩ハ我カ通信員ノ報道亦タ敢テ虚妄ノモノニ非サルヲ悟レリ。何ヲ以テ乎之ヲ言フ。曰ク一月三十一日駿東郡長ノ発シタル論達ニ因テ之ヲ言フ。予輩ハ昨日ノ紙上ニ於テ右論達ノ全文ヲ掲ケタレハ読者ハ必ス之ヲ熟読セルナラン。其中言フアリ曰ク「近来各所に於て人民相集り、或は借金党と称し或は貧民党と唱へ数十百人相率ゐて債主地主及村中の有力者に迫り、多勢を恃み強談以て己れの欲する所を遂けんとし、徒らに貴重の日月を消費し必用的の業務を廃し無用的の集会を事とし、以て僥倖を万一に求めんと欲するもの間々有之哉に相聞候処」云々。駿東郡長ノ此ノ論達ヲ発セルモノ蓋シ亦タ決シテ偶然ニ非サルヘシ。想フニ駿東地方現ニ比類ノ者アレハコソ畢竟該郡長ヲシテ此論達ヲ発スルノ已ムヲ得サルニ至ラシメタルモノナラン。且ツ夫レ貧民ノ強談等ヲ事トスル者若シ少数ナラニハ、或ハ此論達ヲ発スルノ必要ナヘルヘキモ此論達ノ発布ハ以テ強談ヲ事トスル者ノ決シテ少数ニ非サルヲ証スヘシ。況ンヤ論達中現ニ数十百人ノ文字ヲ明記スルニ於テヲヤ。

（後略）

（函右日報）

303　駿東郡長の論達を読む（続）

（一八八五）明治18・2・14

社説

駿東郡長ノ諭達ヲ読ム（前号ノ続）

駿東郡長ノ民情ヲ説クヤ寔ニ善シ、余輩ハ該諭達ヲ一読スルニ及ンテ駿東郡長ノ平生能ク目ヲ民情ニ注キ民ヲ子愛スルノ厚キニ感セリ。駿東郡民ノ其郡長ヲ愛慕スルヤ亦タ以テ見ルヘキナリ。然リト雖トモ余輩ハ諭達ヲ読ンテ其結末ニ至リ、大ニ駿東郡長ノ為メニ惜ムヘキモノアルヲ覚ユルナリ。駿東郡長ハ周到能ク民情ノ困難ナルヲ記述シ、最後ニ及ンテ管下人民ヲ戒メテ曰ク「抑も現今の不景気たる、独り我国の一隅に止まらす世界万国皆同等にして亦た大逕庭なき者の如しと雖も、就中我国の如きハ過る明治十二、三年の頃、米価非常に騰貴し農家未曽有の大利を獲しより奢侈の風頻に行はれ、今日米価下落し嚢底亦た一物なき時に至るも奢侈の風尚ほ依然として存するか如きハ、実に不景気の一源因にして理の最も見易き者と謂ふ可し。然れハ則ち今日の禍ハ自から其種子を蒔きたる者にして何そ亦人を恨み人を咎むるの理あらや（ママ）」云々ト諭達ニ言明スル如ク、明治十二、三年ノ交米価頓（にわ）カニ劇昂シ、為メニ農家ノ余裕ヲ得タル事ハ蓋シ事実ノ疑フヘカラサル者ナリ。農家ノ余裕ヲ得ルヤ随テ其生活ノ度ヲ高メタルハ、是レ亦タ事実ノ疑フヘカラサルモノナリ。然レトモ農家当時ノ生活ヲ以テ奢侈贅沢ニ属セリト言フニ至テハ余輩未タ其説ニ服スル能ハサルナリ。

（中略）

惟フニ明治十二、三年ノ頃本邦農家ノ生活ノ度ヲ高メタルハ僅カニ其本態ヲ得タルニ過キサルナリ。牛馬犬豕ノ境ヲ脱シテ漸ク人間界ニ進ミタルモノナリ。

（中略）

維新以来明治政府ハ早クモ目ヲ税法ノ改正ニ着ケ、終ニ地租改正ノ大業ヲ断行スルニ至レリ。加之（しかのみ）ナラス我政府ハ地租ノ外更ラニ諸種ノ税目ヲ設ケ以テ一般課税ノ法ヲ施行シタリ。左レハ我農民ノ明治政府ノ徳政ニ浴スルヤ実ニ夥シク、之ヲ他ノ三民ニ比較スレハ農民ノ負担尚ホ軽シト云フヘカラサルモ、之ヲ維新前幕府執政ノ時ニ比スレハ農民ノ負担豈ニ日ヲ同フシテ語ルヘケンヤ。蓋シ

明治九年ノ頃米価四円ニ一斛（よんじゅう）銭ノ低点ニ下ルヤ農民ノ困難実ニ甚シク、十年一月減租ノ徳令出ツルニ及ンテ漸ク其愁眉ヲ開キタリ。而シテ十二年ニ至リ米価頓カニ騰貴シ、十三年ニ至テハ実ニ十二円五十銭ノ高点ニ達シタリ。当時農家ハ頗ル歳計ニ余裕ヲ得テ頓カニ其生活ノ度ヲ上進シタルナリ。余輩ハ之ヲ評シテ農家ノ漸ク其本態ヲ得タル者也ト言ハントス。凡ソ人ノ此世ニ在テ営々労シテ厭ハサル所以ンノモノハ、則チ其幸福安全ヲ得ントスルニ外ナラス。政府ノ政ヲ為ス亦社会多数ノ幸福ヲ増進スルニ在リ。然ルニ本邦ノ農民ハ終歳泥土ノ中ニ起臥スルモ、尚ホ牛馬ノ生活ヲ為スニ過キス。是レ豈ニ政府タル者ノ本意ナランヤ。人ニシテ牛馬ノ生活ヲ為ス、是レ豈ニ人情忍フヘキ所ナランヤ。抑モ亦タ人ニシテ牛馬ノ境ヲ脱シ人間普通ノ生活ヲ為シ却テ他ノ批評ヲ受ク、本邦農民ノ旧態亦タ以テ推知スヘキナリ。噫々惨ナル哉。

（未完）

（函右日報）

304　駿東郡長の論達を読む（完）

（一八八五）明治18・2・15

社説

駿東郡長ノ論達ヲ読ム（前号ノ続）

（前略）

駿東郡長ハ「今日米価下落し嚢底亦た一物なきの時に至ても奢侈の風尚ほ依然として存するか如きは、実に不景気の一源因にして理の最も見易きものと謂ふへし。然れは則ち今日の禍は自ら其種子を蒔きたるものにして何そ亦た人を恨み人を咎むるの理あらんや」ト云ヘリ。是レ最モ余輩ノ考察ヲ要スヘキ所ナリトス。余輩ハ今マ仮リニ明治十二、三年頃ニ於ケル農家ノ生活ヲ以テ奢侈ニ属セリト看做シ以テ之ヲ論セン、而カモ尚ホ余輩ノ弁論ニ於テ毫モ害スル所ナキナリ。明治十四年ノ下半季ニ至リ米価ノ劇変ヲ生シ日ヲ追フテ益々低落スルヤ、農家ノ驚怖亦タ啻ナラス。忽チ其歳計ニ於テ節略軽減ノ方ヲ取リ、将サニ為サントスルノ事業ヲ放棄シテ再ヒ新業ヲ企テス、

只管ヲ手ヲ縮メテ退守ノ計ヲ為スニ汲々タルニ及ヘリ。而シテ十七年ノ今日尚ホ節略倹約ヲ守ルノ中ニ在リ。是レ事実ノ最モ著明ナルモノナリ。何ヲ以テ乎奢侈ノ風尚ホ依然トシテ今日ニ存スト言フヘケンヤ。然レトモ駿東郡長若シ「他県他郡は知らず我が駿東郡に於ては奢侈の風尚は依然として存す」ト言ハヽ余輩復タ何ヲカ言ハン。余輩復タ何ヲカ言ハン。駿東郡長ハ奢侈ノ風尚ホ依然ト□(シ)テ存スルヲ以テ不景気ノ一源因ナリト言フ。而シテ余輩亦タ大ニ説アリ。抑モ今日ノ不景気ハ広ク全国ニ亘ルモノニシテ天下万人挙ケテ其惨毒ヲ蒙ムラサルナシ。就中農家ヲ以テ其惨毒ヲ蒙ムルノ甚シキ者ト為ス。蓋シ不景気ノ源因ヤ、細カニ之ヲ考査スルトキハ其種類固ヨリ多カルヘシト雖トモ、米価劇変ノ事実ニ之カ最大源因タラスンハアラサルナリ。明治十三、四年ニ於テ米価ノ平均相場ハ実ニ九円十円ノ間ニ昂低セリ。而シテ十三年ノ如キハ十二円五十銭ノ高点ニ達セリ。而ルニ十四年下半期ヨリ米価亦タ低落ノ勢ヲ現ハシ、十五年ニ於テハ七円十銭ノ低点ニ至リ、十六年ニ至テハ尚ホ下テ四円六十銭ノ甚シキニ及ヘリ。之ヲ十三年ノ最高点ナル十二円五十銭ニ較フルニ、其差実ニ七円九十銭ノ大ナルヲ致ス。噫劇変モ亦タ甚シカラスヤ。之ヲ要スルニ、今日ノ不景気ハ暗ニ其源ヲ十三年米価ノ最モ騰貴セル時ニ発シ、十五年米価ノ劇カニ下落セル時ニ方テ其悪果ヲ露出セルモノナリ。初メ米価ノ劇カニ下落ノ勢ヲ示シ、十五年ニ至テ益々其勢ヲ増長スルヤ、農家忽チ困弊ニ陥キリ世間到ル処トシテ不景気ノ嘆声ヲ聞カサルナキニ及ヘリ。然レトモ十五年ニ於テハ農家尚ホ前年ノ余裕ニ因テ歳計ノ不足ヲ補フ事ヲ得タルモ、十六年ニ至テハ米価ノ下落一層甚シキヲ加ヘタルモ既ニ余裕ノ以テ不足ヲ補フヘキモノ無ク、已ムヲ得ス明年ノ収入ヲ当テニ百方苦計ヲ運ラシテ漸ク不足ヲ補ヘルモ、十七年ニ至テハ最早ヤ策ノ施スヘキ無ク唯タ前年来ノ負債ニ追ハレ其償却法ニ汲々タルノミ。何ソ復タ歳計ノ不足ヲ補フノ道アランヤ。噫々農家家ノ惨状此ニ至テ極レリト謂ツヘシ。然ラハ則チ今日ノ

不景気ハ源ヲ今日ニ発セルモノニ非スシテ、遠ク十二、三年米価ノ劇昂シ社会上景気ノ仮観ヲ呈セルノ時ニ発セルモノト云フヘキナリ。駿東郡長ノ言フ如ク仮令ヘ奢侈ノ風尚ホ依然トシテ今日ニ存スルト為スモ、是レ将タ以テ不景気ノ一源因ナリト言フヲ得ヘキヤ否ヤ。今日ノ不景気ハ固ヨリ今日ニ発セルニ非ス。而シテ其源因亦タ今日ニ在ルニ非サルヤ明カナリ。

（中略）

之ヲ総フルニ余輩ハ十二、三年ニ於ケル農家ノ生活ヲ以テ奢侈ニ属セリト看做シ、又奢侈ノ風ハ尚ホ依然トシテ十六年ノ今日ニ存スルモノト看做シ以テ余輩ノ評論ヲ下シタリ。然レトモ余輩ノ前日来縷述スル如ク十二、三年ニ於ケル農家ノ生活ハ決シテ奢侈贅沢ニ非サルナリ。今ヤ農家専ラ節略ヲ旨トシ、毫モ奢侈贅沢ノ風ヲ存セサルナリ。農家困究ノ源因果シテ其奢侈ニアラハ不景気ノ嘆声ハ早ク既ニ跡ヲ社会ニ絶ツヘキニ、農家如何ニ節略倹約ヲ旨トシ牛馬犬家ノ生活ヲ為スモ、尚ホ且ツ不景気ノ嘆声ヲ止ムル能ハサルハ果シテ何ソヤ。見ル可シ不景気ノ源因ハ農家ノ奢侈ニ非スシテ他ニ伏在スル事ヲ。

（後略）

（函右日報）

305　三島駅の借金党

（一八八五）明治18・3・1

○借金党の集会　予て噂のある豆州三嶋駅の借金党ハ余焔尚滅（ママ）ぜずしてやありけん。去月二十三日借金党の仲裁が銀行との中に立ちて八円以下ハ八分の利足となし以下一分下りの相談を取極め、之を借金党に伝語したる所、該党ハ大に不平を鳴らし二十四日の夜八十三名許り集会して数十条を取極めたり。先づ第一ハ更に同志を加入せしむる事、第二加入者をして名簿へ帳（ママ）印せしむる事、第三銀行へ至るも家屋を毀損すべからざる事、第四ハ金銭を得ることあるも之を浪費せざる事、第五金銭を借用することあるも能ハざるときハ其理由を聞く事等にして、定約凡そ三十五ヶ条もあるやに聞けど如何にや。

306　貧民党同盟規約を以て迫る

（静岡大務新聞）　（一八八五）明治18・3・17

○貧民党総代の請求　駿東、君澤、田方、賀茂四郡の内八十五ヶ村の貧民党総代ハ負債者の住所姓名と負債高、を記したる同盟規約書を以て債主に迫り、是非十ヶ年無利息据置となし十一年目より百円につき五十銭の割合にて返済する事に猶予ありたき旨を請求なし居る由なり。

307　貧民党不穏

（静岡大務新聞）　（一八八五）明治18・4・8

○貧民党不穏の続報　東駿北豆地方の貧民党が直に県庁へ嘆願する処あらんとて不穏の模様ある由ハ不取敢（とりあえず）前号に報道せしが、今其詳報を得たれば之れを記載すべし。此貧民党が今回の挙動に及びし起因を尋ぬるに、去る二月中駿豆六十余ヶ村の貧民二千余人三島宿に集合し各債主に迫り、党員の負債ハ十ヶ年据ゑ置き無利息年賦の返済法に引直し呉れ度き旨を申出て一場の紛議を生ぜし際、警官郡吏の説諭并に仲裁人の扱ひにて一先づ総代を撰挙し此儀を依任（ママ）して各引取しも、其紛紜全く話合の纏まらざるより総代ハ其任を辞したるにぞ。今ハ詮術なし、此上ハ直に県庁へ請願する所あらんと、右六十余ヶ村の外新に同盟せし者を合せ都て八十五ヶ村の貧民一同打揃ひ、去月廿七日頃より種々協議の末、去二日夜十人位宛一組となり出岡するとの事を三島警察署にて探知され、沼津警察署へ飛報ありしかバ、直に吉原・大宮の二分署へ急報なしたり。翌三日貧民党ハ本街道を行ずして愛鷹山の麓を密行せしより、川上三嶋警察署長ハ巡査八名を率ひ沼津へ出張されしに、同所警察署にても早く探偵を遂られしに全く愛鷹山の旧牧場中に一隊の貧民党群集し居るとの事に、川上・堀両警部、江坂・新納両警部補其他三十余の巡査及河野郡長等ハ同所へ出張されし処、已に逃亡せしと見へ更に人影のなき処より、巡査数名を各所へ分遣し警部等ハ一先づ沼津へ引揚げられたり。偖て又小

池吉原分署長にハ富士川端其他の各所へ巡査を派して探偵されしに、山林原野にハ幾群となく屯集し居るより懇篤に説諭されしも、解散の模様なく頗る困難を極められし内、夜の三時頃駿東郡船津村へ多数屯集せしことの報沼津警察署へ達せしかバ、直に江坂・新納両警部補にハ再び巡査二十余名を随へ同所へ出張せられしに、恰好(てうど)山の登り口にて五百人計り居りしにぞ、種種説諭されしも中々に聞き入る可き気色のなきより、沼津警察署へ引致され二百人程ハ四日迄同署の撃剣場と上土町の旧戸長役場へ留め置れ、急に夫々炊き出し等の手当をされし抔(など)大混雑なりしが、翌五日ハ各村の戸長を同署へ招き貧民を引き渡になりたり。此他三島・吉原両警察署へも引致されし者ありと。其首領とも云ふ可き者ハ十余名ある由。此内杉本多右衛門・前田小平・高村政太郎・浅場彦一郎の四人ハ既に去る四日沼津警察署へ拘引になりたりと。此余の首領等も探偵中なりと云ふ。猶ほ其後の模様ハ聞き込み次第報道すべし。

（静岡大務新聞）

308　**貧民党鎮静の報道**

（一八八五）**明治18・4・12**

○貧民党鎮静(○○○○)　駿東・君澤地方の貧民党が県庁へ直に嘆願する筋ありとて押出さんと動揺せし事ハ前号に記せしが、一昨日にて全く鎮静し各帰村したりと云ふ。

（静岡大務新聞）

309　**警察署の対応**

（一八八五）**明治18・4・22**

十八年四月廿二日　水曜天

一、負債者又ハ其総代等ノ名儀ヲ以テ多衆集合セルモノ処分方ノ儀ハ、警察署ニ於テ厳禁相成候条、示来(ママ)債主ニ対シ備金(ママ)延期等申出ルモノアルトキハ速ニ警察署ヱ可届出旨、夫々示諭可致候旨諭示候者也。

御宿村外拾ケ村戸長　安藤繁一

明治十八年四月十日

（御宿　湯山芳健氏所蔵「日記諸用帳」）

310　駿東郡下の窮状

（一八八五）明治18・9・19

巡察員報告

○巡察録　　井上寛一報

駿東郡下の窮状

○駿東郡の概況　駿東郡ハ壱宿五ヶ町百五拾五ヶ村を以て成り、戸数壱万弐千四百七拾五戸、人口七万五千弐百八拾人にて総地価金三百弐拾六万九千四百六拾三円四拾三銭三厘、地租金八万千弐百三拾弐円五拾銭壱厘なり。物産の重もなるハ米、麦、養蚕、製茶等にして昨十七年の収穫高を聞くに、米ハ弐万八千四百六拾六石五斗四升三合（此反別四千三百九十六町三反六畝五歩にて壱反歩に付き六斗四升七合の割）にて、平年より減ずること凡そ壱万六千八百拾四石なり。麦ハ三万千五拾九石五斗九升三合（此反別三千五百拾七町五反弐拾三歩にて壱反歩に付き八斗八升三合の割）にて、平年より増加すること凡そ七千四百九拾五石なり。桑園ハ五百三拾八町三反八畝弐拾歩にて、養蚕の収穫高ハ千弐百五拾六石五斗六升三合、此代金弐万弐千三百九拾三円五拾弐銭六厘なり。茶園ハ弐百七町四反三畝五歩にて、製茶の産額ハ壱万八百五拾四貫百六拾六匁、此金三万弐百六拾弐円七拾四銭八厘なり。就中養蚕ハ最も本郡に適当なる産業にして、従来ハ山方の村民等が銘々の入用に応する為め此業に従ひしも、近年ハ次第に手広くなりて繭ハ勿論桑の生葉をも甲州地方へ積出す様になりたり。元来須走地方其他富士の裾野に当る所ハ一体に焼砂なれバ、諸作とも出来宜しからざれど、独り桑ハ殊の外発育の模様よき故同地方にハ此業に従事する者殊に多く、種紙の掃立ハ一戸にて十四、五枚乃至廿枚をなすものあり。毎戸平均原紙壱枚位なるが、此業ハ将来益々盛大に赴くべきの望みあるを以て郡長其他郡下の有志者ハ頻りに之れを奨励し、既に先頃も蚕業組合規約を議定し不日之を実施する筈なりと聞きぬ。

（静岡大務新聞）

311　**駿東郡下の窮状（続）**　（一八八五）明治18・9・22

巡察員報告

○巡察録　井上寛一報

駿東郡下の窮状

○負債金高　昨十七年十一月の調査に拠るに、駿東郡下の負債金高総計ハ金百七拾三万三千八百八拾壱円拾八銭四厘にして、此抵当反別五千百九拾五町九反拾五歩、此地価金百四拾四万六百九拾壱円九拾四銭九厘、負債主壱万六千五拾九人なるが、此内訳ハ質入地所金三拾八万六千六百九拾七円拾弐銭九厘、此反別千百四十五町三反六畝三歩、此地価金三拾壱万九千六百拾四円弐銭七厘、負債主三千三百三十四人、書入地所金八拾八万七千弐百弐拾三円三拾四銭四厘、此反別三千百九拾九町二反五畝十六歩、此地価金九拾三万八千四百拾弐円六拾壱銭五厘、負債主七千七百五十人、書入質建物金九万八百拾五円拾壱銭壱厘、負債主九百六十九人、書入質船舶金四千六百五拾七円七拾五銭、負債主七十四人、講事負債金三拾六万四千四百八拾七円八拾五銭、此反別八百五十一町二反八畝二十六歩、此地価金拾八万弐千六百六拾五円三拾銭七厘、負債主三千九百三十二人なり、今ま本郡の負債総額金百七拾三万三千八百拾壱円余を人口に割当れハ、一人の負債高凡金弐拾三円余となり、之を戸数に割当れハ一戸の負債高凡金百卅九円となるの割合なるが、此他相互の信用貸借を合計すれハ、郡下の負債総額ハ幾何の多きに及ぶべきやを知らざるなり。尚ほ左に郡下各組合の負債金高を掲けて読者の一覧に供すへし。

（中略）

佐野村組

負債金拾弐万九千四百三拾五円八拾五銭六厘
抵当地三百弐拾弐町三反六畝壱歩
此地価金拾壱万拾六円四拾九銭
負債主千二百五人
一人負債金百七円余

御宿村組

負債金四万五千百八拾九円三拾六銭九厘
抵当地三百七拾六町弐反九畝拾壱歩
此地価金三万八千八百九拾壱円七拾八銭弐厘
負債主五百七人
一人負債金八百拾五円余

回顧すれば明治十二、三年の交農家稀有の収利ありしが為め、一朝世間の人気ハ悉く土地に向ひ地向さへあれバ向後の幸福期して待つべしとの想をなし、我れ先にと奮て土地の購買を力め、金なき者ハ負債を起すも尚ほ地面を買入るゝの勢とハなりぬ。左れは今日の負債にして此点より生せしもの蓋し亦た鮮少にあらざるべし。抑も負債其物ハ決して忌むべきものにあらず。償却の道さへ立ては仮令へ幾百万円の負債を生ずるとても一向に頓着するにハ及はざれ共、十五年来の不景気と共に地面の価格非常に下落し、今日にてハ殆と下落の極点に迄達せしならんと思ハるゝ程に至れるを以て、土地所有者の迷惑ハ実に言語に絶へたり。況んや前年負債を起して土地を買入れたる者に於てをや。右ハ畢竟不景気の災害にて今更ら是非なき次第なれども、所有の地面は低落して一歳の収利ハ益々減少するのみならず、地租・地方税を始め諸般の支出に至てハ益々増額するのみにして、前年の負債ハ唯た増加の一方に向ふて更らに減却の見込とてハあらざるなり。元来農家にハ自つから旧来の格式あるが、此の格式ハ一朝にして打ち棄て難き事情ありとす。両、三年来の不景気にて農家ハ一般に倹約を旨とするに至れるハ勿論ながら、左りとて一朝旧来の格式を全廃して交際を絶ち往来を塞く訳にもならす、矢張り困難なれバ困難なりに相応の附合もなさゝるへからず。村内にて飢饉する者あれハ勢ひ幾分の金穀を擲ちて之を救助せざるべからず。又家内の雑用とても何程倹約せんとするもマサカに従前の半額に減することも出来ざる場合あり。故に近来負債の重荷に堪へずして破産するの豪も農も少からず。現に沼津地方の某地にてハ五、六軒の親戚負債の為め共

倒れとなりたりと云ふ。斯る次第なれハ近来は金融の道全く閉塞して、更らに金銭を貸出さんとする者なく、又之れを借出さんとする者もなき程の究状なり。金を貸す者なきハ勿論ながら、金を借る者なしとハ甚た異なるに似たれども其実毫も異とするに足らす。其故如何と云ふに、両、三年来出来らるべきの負債ハ既に業に起し尽し今や復た抵当に入るへきものなく、到底今日ハ借人のなきに非す借るへき抵当のなき有様なりと申すべし。又夫の無尽の如きも驚くへき衰微にて、一昨年頃ハ各地に於て随分無尽の起りたれど此頃に至りてハ起る所でハなく、是迄成立せし分も続々踵を接して倒滅する事なるが、此際唯た繁盛を極むるハ沼津裁判所にして、近来貸金に関する訴訟多きハ驚くへき程なりと。之を要するに本郡にてハ地価壱万円以上を有する者ハ左までの苦痛を感せざれど、地価五、六千円以下の者ハ何れも困難に泣かさるは無しと云ふが、是れ誠に勢の免るべからざる者ならんか。

（静岡大務新聞）
（一八八五）
明治18・9・23

312　駿東郡下の窮状（続々）

巡察員報告

井上寛一報

○巡察録

駿東郡下の究状

○租税徴収の有様　駿東郡の総地価ハ金三百弐拾六万九千四百六拾弐円四拾三銭三厘にして、内田地価金弐百弐拾六万五千三百弐拾弐円三拾九銭四厘、畑地価金六拾六万千九百三拾七円九拾壱銭五厘、郡村宅地地価金弐拾六万九千八百四拾弐円弐拾銭壱厘、市街宅地々価金五万五百三拾五円三拾九銭三厘、山林原野雑種地々価金弐万千九百弐拾五円三拾九銭三厘なるが、今明治十七年度田畑宅地山林原野の地価に係る租税徴収の有様は左表の如し

○田地価

金弐百弐拾六万五千三百弐拾弐円三拾九銭四厘

内納期中収納の分
金弐百弐拾万六千五百六拾九円五拾壱銭四厘
公売掲示中処分取消の分
金五万七千六百六拾弐円拾六銭
公売実施の分
金千九拾円七拾弐銭
○畑地価
金六拾六万千九百三拾七円九拾壱銭五厘
内納期中収納の分
金五拾壱万千三百五拾八円四拾銭
公売掲示中処分取消の分
金拾五万五百七拾九円五拾壱銭五厘
○郡村宅地々価
金弐拾六万九千八百四拾弐円弐拾銭壱厘
内納期中収納の分
金弐拾壱万三千弐百五拾四円四拾八銭
公売掲示中処分取消の分
金五万六千五百七拾三円七拾六銭壱厘
公売実施の分
金拾三円九拾六銭
○市街宅地々価
金五万五百三拾五円五拾三銭
内納期中収納の分
金四万七千六百拾四円七拾三銭
公売掲示中処分取消の分
金弐千八百五拾弐円八拾銭
公売実施の分
金六拾八円
○山林原野雑種地々価
金弐万千八百弐拾五円三拾九銭三厘
内納期中収納の分
金壱万九千四百六拾五円六拾四銭
公売掲示中処分取消の分
金弐千三百五拾九円七拾五銭三厘

又地方税にてハ総地価三百弐拾六万九千四百六拾三円四拾三銭三厘の内、金千八百九拾三円六拾銭に係る分ハ公売掲示中処分取消となり、金弐百四拾九円八拾銭に係る分ハ公売の実施となり、金三千弐百五拾四円拾三銭三厘に係る分ハ督促中悉皆収納となりたり。又十八年度に至りてハ市街宅地々価金五万五百三拾五円五拾三銭の内、金三万九千四百九拾五円九拾弐銭に係る分ハ納期中収納になり、金壱万九百拾四円六拾五銭に係る分ハ公売掲示中処分取消となり、金百弐拾四円九拾六銭に係る分ハ公売実施となりたり。又或人の説に駿東郡にてハ前年来租税の延滞頗る多く、昨年七月頃は協議費にて不納の分六千余円もありたれど、再後種々力を尽して其収納を勉め漸く四千余円ハ収納したるか、尚ほ残余の分千余円ありと云へり。

（静岡大務新聞）

313　**駿東郡下の窮状（完）**　（一八八五）**明治18・9・26**

巡察員報告

井上寛一報

○録巡察

駿東郡下の究状

○駿東郡究状一班　駿東郡下にて究状の尤も甚しきハ御厨地方ならんとハ衆口一致の説なるが、此説大に信ずるに足るものありとす。世人の熟知する如く昨年来伊豆にてハ君澤・田方二郡、駿河にてハ富士・駿東二郡に貧民党又ハ借金党など唱へ、衆多相団結して富豪を脅迫するが如き挙動をなす者ありて一時頗る世の物議を招きたるが、近来此類の儕輩静穏に帰して復た何等の風聞あるを聞かざるハ真に賀すべきの事と云ふべし。扨て前日駿東郡にて此の徒党に与せし者ハ最も御厨地方に多く、御厨地方ハ貧民党の巣窟なりとて人々恐怖の念を抱き今に至るも尚ほ此の念を絶つ能ハざる程なるが、如何にも本年四月頃の挙動に至てハ随分勢力ありと見受けらるゝ程

にて実に又勢力ありしに相違なきが如し。今伝聞する所によれバ夫の貧民党の目的ハ負債の返弁方を無利足何ヶ年賦として延期するに外ならざるが、彼等の之を債主に談ずるにハ先づ自村の債主より始めて其請求を聴かしめ、然る後段々と手を拡めて遠方に押及ぼし終にハ銀行会社等へも強迫に出懸けたるにて、三島銀行・大場銀行等ハ貧民党の願意を容れて出来る丈の勘弁をなしたるに付、彼等も先づハ安堵の想ひありてや自然と鎮静の姿に立至れるものなり。且つ彼等ハ素と確固不抜の定見ある者にあらざれば其意志敢て鞏(かた)しと云ふべからず。一朝二、三の巨魁にして志を飜し平穏の処置に就かんにハ、多数の貧民ハ勉めずして自から解散するに至たるハ勢の然るべき所なりとす。本春貧民党集合の際の如きハ、則ち巨魁先づ説諭に服したるが為め事容易に鎮静に及びたるに外ならすと云ふ。是れ誠に至当の断定なるべしと信ず。要するに夫の貧民党なる者ハ数十日間自家の業務を擲て東西に奔走し更らに家政を治むるに勉めず、剰さへ彼が如き挙動をなして余計の雑用を消費したるに依りて特別の究状を呈せるものゝ如し。加之ならず今日にてハ、曽て貧民党に加りたる者とあらば債主ハ何れも恐怖の念を抱き決して貸附を為さゝる事故、金融とてハ少しも出来ず進退これ谷(きは)まるの秋に際会せりと云ふべし。又気の毒なるハ貧民党に関係なき御厨地方の人民なり。今日ハ御厨地方と云へバ借金党の巣窟なりとの感想忽ち世人の悩中に浮び出すと云ふ程に至り居るが故に、御厨地方の者と云へば設へ借金党に関係なき者にても、彼も必ず借金党の一ならんとの疑念を発して金銭の貸附をなす者無き勢なり。斯る次第なれば目下駿東郡衙にて究状の尤も著るしきハ御厨地方にて、就中曽て借金党の群に居りし者こそ最困究者なりとは蓋し至当の評説とや申すべし。又御厨地方の外伝聞せし処にて究状の著るしきハ須走地方なるが、先つ須走村の概況を聞くに同村ハ戸数八十戸ばかりありて内二十戸ハ旅人宿家業なり。世の知る如く同地ハ吉田大宮と等しく富士登山口の一にて同村の者は登山

人と甲州への旅人とに依て一歳の生計を立るとも云ふへく、甲州へ送るへき塩魚等を荷ふて往復する馬匹ハ毎日平均二百頭位もありと云ふ。然るに本年抔ハ富士登山人非常の少数なるか上に旅人の消費金も是迄とハ大相違ある等にて究困特に著しく、二十戸の旅籠屋ハ勿論其他の者等も僅かに日々を送る程の始末にて、全村の負債高ハ金二万円に達し一戸金弐百五拾円を負担する割合なり。其苦にもありなむ、元来同地方ハ一体に富士の焼砂にて別に之ぞと云ふへき産業とてハあらす。唯た旅客の懐中を見当に生活なし居たるものなり。尤も桑ハ能く地味に適する故是迄養蚕ハ開け近来稍や盛大に向ふの傾あれど、是とても近来の事にて有志者ハ此業に従はしむるこそ然るへしとて頻りに奨励なし居ると云ふが、無智の人民利を収むるに迂くして終に今日の究状に至れるこそ可憐なれ。

（静岡大務新聞）

314　榊研三訓導免官について歎願書　明治18（一八八五）

村立小学嶽南学校三等訓導榊研三氏勤続ノ義ニ付歎願書

静岡県駿東郡第廿壱学区御宿村外七ヶ村

右ハ当学区村立小学嶽南学校三等訓導榊研三義、今般免本官・教員免許状褫収ノ御辞令書御送付相成候趣、学務委員ヨリ通知有之候ニ付、一同驚愕致直ニ集会評議仕候処、同人義ハ明治十五年拾月当校訓導ニ任セラレシ以来当明治拾八年ニ至ルマデ、怠慢ナク生徒教育ニ熱心従事スルノミナラズ、学校管理上ハ勿論維持法等ニ尽力致、其功績鮮少ナラサルコトニ御座候。抑本校ハ明治六年ノ創業ニシテ、今茲明治拾八年ニ至リ年ヲ閲スル十三年、其間教員ノ交替前后十数人に及候処、不幸ニも明治十五年までハ御教則上等卒業及現教則中等卒業以上ノ生徒壱人モ無之候処、同人赴任以来二年六ヶ月間ニシテ中等科ヲ卒業スルモノ十有余名、高等一、二級ニシテ陸軍士官

幼年学校或ハ中学校等ニ入学スルモノ陸続有之、且現今就学生ノ日々増加スルモノハ、畢竟同人カ教育ノ宜キヲ得ルモノニシテ亦疑ヲ容レザル所ニ御座候。然ルニ明治十五、六年以降、世上不景気ノ悪運ニ際シ学校維持法ノ相立サルヨリ往々授業生・助手ノ人員ヲ減シ、或ハ教員ノ俸給ヲ減殺スルノ時節ハ相成候ニモ拘ラス、本校ニ於テハ漸次維持法モ相立チ益々盛大ニ至ラシメント已ニ之レカ方法モ確定シ、尚進ンデハ悉皆人民ノ協議費ヲ要セズシテ永遠不朽ノ維持法ヲモ相立ント目下協議中ニ御座候。是全ク学区内有志者カ非常ノ尽力ニ由ルト雖モ、亦同氏カ童生ヲ教育スルノ厚キニ非ラサレバ、今日ノ時勢ニシテ如斯場合ニワ至ル可カラズト奉存候。加之同人ハ明治五年ヨリ本年マデ十四年間本県小学ノ教員ニ従事し教育上功労ノ夥多ナル、今更申上候マデモ無之。然ルニ免官・褫収ト相成候テハ同氏カ多年ノ功労ヲシテ一朝煙散霧消ニ帰セシムシムル（ママ）ノミナラス、随テ当学区将来教育上盛衰ニ影響ヲ及ス事尠少ニ無之候。

（中略）

尤モ今般同人免本官・免許状御褫収ノ義ニ付テハ、本人カ生涯ニ一大関係有之事ニ候得バ、定メテ不都合之所意モ有之義ニ候得共、然レトモ同人カ平素ノ行為上ニ就テ視ルトキワ、今般ノ事ヲ承ラバ大ニ悔悟ノ念ヲ発シ却テ善良ノ教育家ト相成可申事ハ、私共保証致ス処処（ママ）ニ御座候。且当学区人民ニ於テハ良教員ナリ功労者ナリト存居候処乍ラ、今日ノ場合ト相成悄然トシテ帰郷致サセ候テワ、多年当学区ニ尽力セラレシ功労ニモ酬ヒサルノミナラズ、大ニ当校将来ノ教育上ニ影響ヲ及ボスベキ重大ノ事件ニ御座候得バ、此辺ノ処深ク御洞察ノ上寛大ノ御仁恤ヲ以テ勤続相成候様致度、依之人民総代連署ヲ以テ偏ニ奉歎願候也。

駿河国駿東郡
第廿一学区御宿村
人民総代
湯山平次郎㊞

湯山柳雄㊞
中川庄平㊞
湯山直次郎㊞
湯山彦夫㊞
同千福村人民総代
横山健吾㊞
横山源次郎㊞
同上ヶ田村人民総代
柏木倉次郎㊞
荻野庄七郎㊞
同金澤村人民総代
杉本茂重郎㊞
勝又半吉㊞
同葛山村人民総代
岩野茂市㊞
勝又幸三郎㊞
同大畑村人民総代
市川四郎平㊞
加藤佐平㊞
同定輪寺村人民総代
大石角平㊞
高崎新平㊞
同富澤村人民総代
服部市太郎㊞
渡辺文五郎㊞

静岡県令　関口隆吉殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

315　**榊研三君の伝**　（一八九一）明治24

◎榊研三君の伝　●平民●君　澤郡北上村

（前略）

六年五月君聘せられて君澤郡第一大区一小区公立小学の教官となり、九年駿東郡第卅六学区公立成美舎の訓導に転し、十五年第廿一区岳南学校に転し、以て十八年四月

に至る。此間前後十有三年にして教育会長の職に在る十一年なり。又本県小学教則草案取調委員及ひ御厨組合試験係等を兼務し、教育上功績あることは世人の夙に熟知する所なり。官又金若干を下賜して君の功労を賞す。然るに十八年中伊豆及東駿の貧民蜂起して豪農巨商に迫り、負債金をして十年無利足据置を強請し或は金穀を強借せんとし乱暴狼藉至らざるなく、人心為に恟々たり。君が性として之を黙止するに忍ひす、江原素六・大庭唯吉の諸氏と謀り鎮静に奔走し、又同時に前島・荒川の両氏出獄せりと聞き、之を慰するの目的を以て富士の裾野に於て遊猟大運動会を催さんとし、為に官の嫌疑を受け、十八年四月遂に本官を免せられ教員免許状褫収の厳命を蒙る。君茲に於て君澤郡北上村に帰耕し、自ら来耜を執て農桑の業に従事す。此間挙げられて静岡県農会及君澤・田方郡蚕糸業組合の幹事となり、又聯合会議員地押調査委員等を兼務し皆能く其職を尽す。廿年駿東郡御殿場地方の有志者に懇請せられ私立学校の長となる。該校設置伺中君故ありて駿東高等小学校に転し廿三年中再ひ免許状を下賜せられ同校の訓導となり今尚ほ之に勤務す。

（後略）

（嶽南名士伝）

第五節　近代教育の展開

(1)　公教育の自由と統制

316　定輪寺支校据置願

（一八七九）明治12・5・9

支校据置願

駿東部
大畑村
定輪寺村
冨沢村

右三ヶ村ノ儀ハ御宿村行餘舎聯区ニ有之候処、格別ノ遠路ニ付学齢生徒ニテハ歩行難致候間、聯区中協議ノ上右三ヶ村内ヱ支校便宜ノ御指令ニ基キ永久維持法方資本金確乎相立候迄ハ、支校ノ義ハ定輪寺ヱ御据置被成下度候、然ル上ハ不就学無之様入校可為致候間、此段奉願上候也。

明治十二年五月九日

右　大畑村
戸長　市川竹四郎㊞
定輪寺村
戸長　大石角平㊞
冨沢村
戸長　渡邉嘉平㊞
本校
幹事議輔
西島政平㊞

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

317　行餘舎維持法決議案

（一八八〇）明治13・5

行餘舎維持法決議案

第壱条　就学法

満六歳ニシテ入学セント欲スル者ハ先其村戸長粘印ノ届書ヲ学務委員ニ差出シ後入学スベシ。六歳未満モ同断。

貧民ノ子弟ヲ以テ入学ニ及ブ者ハ戸長ノ保印ヲ持シ学務委員ニ申入ルベシ。

既ニ出校セハ壱人ニ附キ弐銭、一家二名ハ三銭(以下倣之)ノ月謝ヲ収ムベシ。

但、他区ヨリ入校ノ生徒ハ壱人月謝五銭トス。

貧民生徒ハ総テ月謝ヲ省キ、亦書籍筆墨紙等ヲ恤与スル者トス。

学務委員ナル者ハ負担シテ父兄ヲ教諭シ学令児童女ヲ就学セシムベキ事。

貧民生徒就学セシムルハ頗ル艱難ナレハ委員ナル者懸心尽力セスンハアルベカラス。

生徒業査ハ農事閑隙ノ時行フ者トシテ区内人民ヲ務メテ参観セシメ以テ就学勧誘方ノ一端トス。

生徒退学セント欲セハ入学ノ時ト同シ学齢中ナレハ其不得止ノ事情ヲ明細ニ書スベシ。

(前略)

人民ニ対シ教諭スベキ期ナキヲ以テ祝日其他休日ニ際シ子弟アル者ヲ蒐集シ専務委員立会ノ上懇々説諭スル者トス。

生徒欠席五十日以上ニ至ルトキハ不就学ノ部ニ編入ス。

(後略)

(御宿　湯山芳健氏所蔵)

318　**行餘舎(嶽南小学校)新築会議日誌**　(一八八〇)**明治13・10・7**

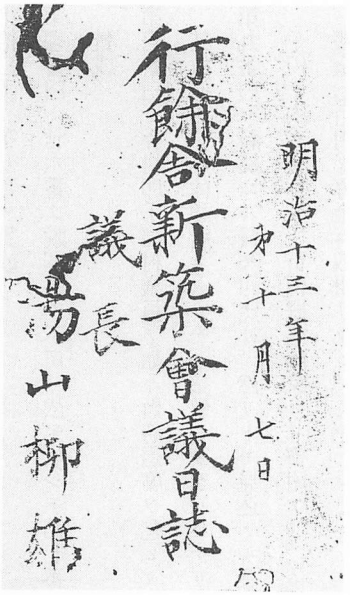

午後一時廿分開議、出席廿六名。仮議長衆員ニ向テ、今日ノ会議タルヤ談話会ノ如キ者ナリト雖モ議長以下ノ役員選挙セサレハ不都合ナリ。依テ各員投票アレ。尋テ今回規則ヲ書記生ニ命シテ朗読セシム。

議長　湯山柳雄

議長登席。各議員ニ向テ暫時演舌（えんぜつ）アリテ、番外ヲシテ新築セサルベカラサルノ主意ヲ弁解セシム。

番外壱番　今回ノ起ル所以万止ヲ得サルノ主趣ヲ明弁ス。

議長曰　先第一ニ当行餘舎新築スベキヤ否ヤニツキ意見ヲ述ヘラレヨ。

第七番　当行餘舎急ニ新築スルヲ可トス。如何トナレハ物資共ニ騰貴スレハ急速新築スルモ後来ニ送ルモ到底同様ナリ。依テ五ヶ村中英（ママ）ノ地ニ新築スベシ。

第廿六番　目今新築スルハ不可ナリ。後日ニ譲ツルヲ可トス。

番外二番曰　只今廿六番ノ説如何ナル理由アツテ後来ニ譲ルヤ、其方法ヲ敷（の）ヘヨ。

第廿六番　当家ノ学校ヲ手ヲ入レ広メルヲ可トス。

第拾三番　第七番ヲ賛成。

第壱番曰　廿六番ノ説、甚タ不可。依テ駁シテ第七番ヲ賛成。

第壱番曰　弊村即千福村議員ノ如キ暫時退席ヲ乞ヒタシ。其故何ナレハ休憩所ニ去ツテ一議致シタケレハナリ。

第九番曰　新築スル最モ可ナリ。然リトモ見込ナル金二千円ノ内、金一千三百円既ニ両家ヨリ寄附アリ。依テ残金七百円ノ募金ニ取掛リタシ。

第拾三番曰　新築可否ノ決ヲ取ラレタシ。

議長曰　各員新築可否ノ投票アレ。各員投票シテ開札スル左ノ如シ。

新築スル可ナルノ部

廿壱番　壱番　十八番　十六番　六番　十四番　議長
拾壱番　廿三番　九番　廿番　弐番　廿二番　五番　湯
川関太郎　湯山彦作　拾七番　拾二番　拾三番　四番
廿七番　八番　廿五番　七番　三番　廿四番　番外二番

拾番　廿六番建ツ至極可ナレトモノバシタシ

議長曰　投票開札壱人ノ不可説ナシ。依テ建築スル事ニ決ス。尋テ各員暫時休憩アレ。時、午後三時ナリ。

同午後第三時二十分開議。

議長曰　前会ニ於テ新築ニ決シタリ。就テハ其金額方法ヲ議サン。依テ寄附ヲ募ルカ将タ協議ヲ以テスルカ。

番外一番　寄附ヲ募ル可ナリ。

第廿二番　第拾七番　第壱番　番外一番ヲ賛ク。

第拾四番　番外ヲ賛成、其他数名同意者アリ。

議長曰　寄附金ヲ募ル同意者多数ナルヲ以テ募ル事ニ確定ス。

第壱番曰　新築ニ付、人足ナル者ハ相当ノ賃金ヲ見込、寄附金ト為シタシ。

議長曰　第壱番ノ説ニ付各員審議アレ。

第拾三番曰　壱番ノ立論可ナリ、依テ賛ク。

議長曰　此論一時差搁(おき)ヰ後日ニ譲リ、先寄附金ノ件ニ差戻リ金ヲ募ラン。

第拾三番曰　金ヲ募リノ先ニ学校位置ヲ確定アレタシ。

（第九番）（第拾四番）共ニ中英(ママ)ノ地ニ敷地ヲ定メラレヨノ発言アリ。

第七番曰　学校位置ハ御宿村字歌窪ト云フ所ニ定メ、水便ナラサレバ井戸ヲ穿(ほ)ルモ可ナリ。

第拾三番曰　位置ヲ動カスノ意ニアラス。只確定セハ寄附金ノ都合ヨカラント老婆心ヨリ起リシナリ。

第廿壱番曰　此位置タルヤ弊村即御宿村ニ定ムル其敷地ハ下湯山下ナル地所、此地湯山半七郎所持地ニツキ右同人ヱ懇願中ナリ。

第九番曰　学校敷地論ハ小員等、葛山村一村ノ為メニ苦情ヲ言フニ非ラス。各員承諾ノ上ナレハ敷地一事ハ御宿村ニ委任ス。

議長曰　敷地ノ一件モ大半各員了解セリ。依テ直ニ寄附ヲ募ランカ将タ如何セン。各員ノ意見ヲ問フ。

第拾二番曰　此席ニ於テ直ニ寄附ヲ募ルヨリハ各村身元ナル者ヲ蒐集シテ募ルカ何レカ良法ナルヤ、小員ハ未

タ決心セズ。

番外壱番　五ヶ村身元人民ヲ蒐集スルハ甚タ難カルベシ。依テ此ノ会ニ列リタル者丈ケ募ル可ナルベシ。

第六番曰　不足金五百円ナル者ヲ五ヶ村ニ分課シ而シテ募ル可ナリ。

第拾二番　六番ノ説可ナリ。

第拾七番曰　六番ノ説可ナルヤ知ラザレトモ小員ハ不可ナリ。

第壱番曰　六番ノ説ノ如ク分課スルモ可ナリト雖モ湯山彦作、勝又彦夫此二名ノ寄附金ヲ確定アラレタシ。

番外二番曰　壱番ノ如ク二名ノ寄附金ヲ確定セストモ可ナリ。依テ金五百円ト限ラス、何程ナリトモ募リテ可ナリ。

第一番曰　番外二番ノ説、至当ナリ。依テ前説ヲ取消シ番外ヲ賛ク。

番外一番曰　五ヶ村へ分課スル寄附金ノ性質ニアラス。依テ寄附金ヲ此会ニ募ルベシ。

第六番曰　前説詳細ニ補綴ス。

第壱番曰　五ヶ村ニ分課スル、小員等引受テ出金スル得ス。飽マテ寄附ヲ募ル事ナレハ此会ニ於テ各員応分ノ金金ヲ発シテヨカルベシ。

第拾七番曰　寄附ハ壱人其人ノ意見ヨリ成ル者ナレハ各員ノ意見ヲ発スルベシ。

第二番曰　小員等此会ニ列ルト雖モ不動産ハナシ。依テ帰村ノ上、衆会ヲナシ寄附金高ヲ極メタシ。

第壱番曰　此会ニ於テ不動産ヲ所持セスト雖モ、十目ノ見ル処ニ依ル者ナレハ、各員発言アリテ極メタシ。

第拾二番曰　最早時限モ移リタレハ、壱番ノ如ク各員発シテ可ナリ。

第壱番西島準平曰　小員各員ニ先ツテ発言スル甚タ恐縮ナレトモ、小員ハ金廿円ヲ寄附セン。拾円ハ普請半ハニ出金シ、拾円ハ落成ニ先ツテ出金スベシ。

番外一番曰　小員金拾五円ヲ寄附スベシ。

第拾七番鈴木曰　小員金拾円寄附スベシ。出金期日ハ一

番ト同シ。
第廿四番西島佐平太　金拾円出金ス可シ。
第廿番勝又彦夫曰　金三拾円寄附スベシ。然レトモ戸主ニアラザレハ其理由後来ニ至リ、親父ノ引受ナキトキハ然ルヘク取計ヒ願ヒタシ。
第拾二番湯山直二郎曰　金拾五円寄附ス。
第壱(ママ)番荻田半七曰　金拾円寄附スベシ。
第廿五番中川利吉曰　金五円寄附スベシ。
第拾三番半田半三郎曰　金拾円寄附スベシ。
第廿壱番真田嘉平曰　金拾円寄附スベシ。
第拾六番中野政蔵曰　金五円寄附スベシ。
第四番勝又竹二郎曰　金五円寄附スベシ。
第十番吉川庄七曰　金五円寄附スベシ。
第十八番池ノ谷源吉曰　金五円寄附スベシ。
番外二番西島政平曰　金五円寄附スベシ。
第五番杉本直平曰　金五円寄附スベシ。
第六番柏木新七郎
第八番荻野庄七郎
第廿三番柏木倉二郎
第十五番土屋市八郎　四名曰　金五拾円寄附スベシ。
第七番塩崎佐十郎曰　金五円寄附スベシ。
第拾四番岩佐茂市曰　金拾円寄附スベシ。
第廿二番勝又幸三郎曰　金五円寄附スベシ。
第九番市川仲蔵曰　金五円寄附スベシ。
第二番中村宗八郎曰　金弐円寄附スベシ。
第廿七番鈴木林平曰　金五円寄附スベシ。
（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

319　**須山学校の新築**　（一八八一）**明治14・9・20**

○兼て駿東郡須山村須山学校の美挙は聞き得たれど余白なきを以て載ざりしが、続ての美事を得たれば新旧取雑(まぜ)せ登録す。同校は須山村一村の設立にして、同村は富士の麓なる山間に介在せし一村なるが、民知の反(かえっ)て他村に優るは率先者の力ならんか。早くも明治十年校堂を新築

し教育大に行はれて村内殆んと不就学のなき程なりしが、明治十二年の春俄然祝融氏の為めに烏有となり、人民一時気落せしかば、学務委員渡邊秀敷・戸長勝田東平、其他渡辺隼雄・勝田三平・土屋佐久太・勝田宗太郎諸氏、慨然として自から財を散して一度落せし気を挽回し漸く此新築落成し、去る八月十四日には盛大なる開校式を施行せられ、他校には御宿村嶽南学校学務委員湯山柳雄氏・同校教員奥原良吉氏、深良村貫信舎教員勝又平次氏等を始め威儀堂々と立会て、祝詞数十通及演説等ありて、後ち酒宴を開かれ煙火やら酒やら小児に菓子を与ふるやら、一村山を崩すが如くなりしと。只遺憾となせしは郡役所へは数度乞ひ置し御出張も只ハイ〳〵耳にて遂に出張なし。聞けは同郡佐野村誠求学校でも開校式の際御同様なり。余程御多忙と察す。夫は扨て置て、須山学校築造は西洋に倣はず日本に偏せず、間口八間奥行五間、本家は二階屋にして両袖つき中央窪むは恰も凹字の形の如し。此校堂の出来しに付ても猶怠らず益々盛大を謀らんとて、学務委員は戸毎に説諭して不就学莫らしめんとし、戸長其外の役々は夜を日に続て資本を充分に積んとし、其尽力労苦は見るもの感ぜざる者なし。そこで佐野村の誠求学校の新築も彼有名なる岩崎佐十郎氏の村なれば、同氏の尽力と率先にて建築にもなれば其模様は詳細後より通報すべしと。通信員の書面を其儘。

（函右日報）

320　徳育ヲ盛ニスルハ今日ノ急務

（一八八二）明治15・7

徳育ヲ盛ニスルハ今日ノ急務

中駿　羽天冲

教育トハ何ゾヤ。曰ク人類ヲシテ天然素朴ノ有様ヨリシテ文華善美ノ民タラシムル事。譬ヘハ猶ホ園丁カ草木ヲ矯メ、工人カ玉石ヲ攻ムル如キヲ云フ。而シテ其大綱三アリ。曰体育、曰智育、曰徳育コレナリ。此ノ三者ハ実ニ相預ツテ不可離者ニテ、若シ其一ニ偏スルトキハ之ヲ称シテ完全ナル教育ト謂フ可ラス。又タ決シテ真正ナル

教育ノ目的ヲ達スル能ハサルナリ。吾輩請フ、左ニ其ノ然ル所以ヲ論述セム。

吾輩ハ教育ナル者ハ此ノ三者ノ必ス相完備セサル可ラサル所以ヲ証明センカ為メ、先ツ文明ノ民トハ何ナル者タルカヲ論足セムトス。何トナレハ教育ノ目的ハ社会ノ文明ヲ開達スルニアレレ（ママ）ハ、文明ノ元素トナル可キ者ハ必ス教育ノ目的トスル所ナレハナリ。夫レ文明トハ何ノ謂ソヤ。勇武ノ凜然タルニアル乎、智識ノ燠発セルニアル乎、将タ徳風ノ靄靆（あいたい）タルニアル乎。曰ク三者其一ヲ欠イテ不可ナリ。各相□（判読不能）預テ而后始メテ以テ文明ノ民開化ノ国ト称スヘシ。然リト雖社会ヤ邦国ヤ各自一個ノ集合体ナレハ、人各長短アル如ク社会邦国ノ間ニモ亦各長短スル所無カル可ラス。例之ハ身体強壮ノ点ヨリ論スレハ、亜米利加土人遙カニ白色人黄色人ノ上ニアルカ如シ。然レトモ之ヲ称シテ文明ノ民トナスヲ得ス。他ナシ、其智識ト道徳トヲ具備セサレハナリ。故ニ文明ノ民ト称スル者ハ仮令（たと）ヒ勇武智識道徳ノ間ニ長短優劣ノ差異アルモ、又タ各適宜ノ度ヲ備ヘサル可ラサルナリ。此レ独リ吾輩一己ノ臆見ノミニアラス。既ニ已ニ欧米諸家ノ詳論シタル所ノ者ナリ。夫レ然リ然則、完全ナル教育ニコノ三者ノ欠ク可ラサルハ、豈又吾輩ノ弁論ヲ待ンヤ。

次キニ吾輩ハ之ヲ古来ノ歴史上ニ徴セムトス。彼ノ希臘列国ノ一ナル「十巴□達（スパルタ）（判読不能）」ハ夙（つと）ニ賢人「リタルダ」ナル者出テ、以為（おもえ）ラク今ノ時ニ当リ邦国ノ隆盛ヲ図ルハ武力ニ若（し）クハナシト。故ニ其教育タルヤ、実ニ苛酷厳重ヲ極メ国家ノ子弟ヲ駆ツテ尽ク勇猛ナル兵士タラシムルヲ期シタリ。故ニ子弟タル者ハ幼少ノ時ヨリ父母ノ膝下ニ居ルヲ得ス。常ニ陣営ニ在ツテ拳撃・騎馬・競走等ヲ事トシ、又タ飢渇ニ耐ヘ風雪ヲ忍ヒ、以テ戦時ノ用意ヲナシタリキ。故ニ其国勢ハ一時敦興シテ希臘列国ノ牛耳（ペケモニー）ヲ握リ、夫ノ波斯（ペルシヤ）ノ大軍ヲ撃破スルニ到リタルモ、遂ニ其国運ノ永遠ニ保続セサル之者ハ、果シテ何ノ故ソヤ。他ナシ、其国民ノ徒ニ武力ヲ恃ンテ智識ト道徳トヲ顧ミサリシニ依ル。而テ其之ヲ致セシ者ハ教育コレノミ。之ニ反

シテ雅典（アテン）ハ大賢「ソロン」ノ出ルアリテ、公正ナル憲法ヲ創立セシヨリ学術ヲ励ミ武力ヲ養ヒ徳義ヲ重ンシ、以テ真正ナル文明ヲ達シタリキ。故ニ其波斯（ペルシヤ）ト戦フニ及ンテ能ク寡ヲ以テ衆ニ敵シ、其ノ智略勇武決シテ「スパル」ニ譲ラス。又タ当時学術枝芸（ママ）隆盛ニシテ哲人学士ノ輩出スル事前後其ノ比ナク、遂ニ欧州今日文明ノ基礎ヲナスニ到レリ。而シテ又タ顧ミテ支那ノ教育如何ヲ観察シ来レハ、其目的タルヤ唯ニ忠孝仁義ノ一途ニ傾向シテ、智識ヲ進メ見聞ヲ拡ムルノ点ニ到ツテハ遥カニ其下流ニ位スル者ノ如シ。是ソノ年代ノ悠遠、土地ノ沃饒ナルニ拘ラス、国歩ノ跋巡シテ進マサル所以ナリ。其他歴史ヲ繙イテ、挨及（エジプト）・印度・波斯（ペルシヤ）・羅馬（ローマ）及ヒ欧州今日ノ諸大国ノ形勢ヲ通観比較スレハ、国歩ノ進退遅速ハ主トシテ教育ノ完不完ニヨラズンハアラサルナリ。

然ルニ世間往々浅薄ナル論者アリ。常ニ曰ク、智徳両立セス、只智識ノミ以テ世ノ文明ヲ進ムヘシ。欧米人ハ智ヲ貴ンテ徳ヲ重セス、然レトモ日ニ妙理ヲ発揮シ月ニ器械ヲ創造シ、以テ能ク文明開化ノ民タルニ負（そむ）カスト。嗚呼（あ）是何ノ言ソヤ。夫レ欧米諸国ノ今日ニ到ル所以ノ者、豈偶然ナランヤ。其民勉強耐忍ニシテ剛毅不屈ノ精神ニ富ミ学問夙ニ開ケ智見益大ナルニ因ルト雖モ、其ノコレヲシテ然ラシメタル者、主トシテ索古剌底（ソクラテス）斯学、耶蘇宗教等ノ能ク人心ヲ支配シタルニ因ラサル可ラサル也。且今日欧州諸国学制ヲ見ルニ、徳義ノ教育修身ノ教科ハ決シテ忽諸ニ付セサルナリ。然ルニ欧米人ハ徳義ヲ重セズト云フモノハ実ニ皮想ノ見ニシテ、彼所謂（いわゆる）道徳ハ我所謂道徳トハ面目解説ノ異ナル所アルヨリシテ、此ノ謬見ヲ抱クニヨルナリ。

旦其所謂智徳不両立ト云フニ到テハ、短見浅識ノ尤モ甚シキ者ナリ。夫レ世上万物ノ存在スルヤ、必ス数多原因アリテ、決シテ単純唯一ナル者ニアラサルナリ。例之ハ動物ノ生活スルヤ、頭脳アツテ以テ意思ヲナシ、腸胃アツテ以テ滋養ヲ取リ、胸肺アツテ以テ呼吸ヲナス等、其他凡百ノ機器各其効用アリ。依テ以テ全体ノ生活ヲ保存

セサルナシ。植物亦然リ、根幹葉花実等、各其効用ヲ全フシテ而后草木始メテ生長ス。而シテ此等ノ物ヲ称シテ機器ト云フ。全体ヲ称シテ有機体ト云フ。則チコノ機器ナル者実ニ相預ツテ不可離者ニシテ、各自一個ニテハ其効用ヲナス能ハス、又タ其一ヲ欠如スルモ全体ノ生活ヲ保存スル不能者ナリ。譬ヘハ胸肺アリト雖モ胃腸ナクンハ其効ヲナス能ハス、并セテ全体ノ生活ヲナス能ハサルカ如シ。夫レ社会ハ一ツノ有機体ナリ。勇力智識道徳等ハ各機器ナリ。故ニ各其一ヲ欠ク可ラズ。其一ヲ欠ケハ則チ他二者ハ各其効用ヲ全フスル能ハス。又タ併セテ社会ノ幸福ヲ望ム可ラサルナリ。之ヲ細論スレハ、人健康ニシテ而後始メテ智識ノ発達ヲ図ルベシ。故ニ西人ノ言ニ、健全ノ精神在於健全ノ身体而存焉トハコレノ謂ナリ。又タ徳義ノ心アツテ始メテ智識ノ効用ヲ全フスベシ。何則智識ハ猶ホ刀剣ノ如シ。之ヲ善ニ用ユヘシ、又タ之ヲ悪ニ用ユヘシ。道義ノ心アル者ニ非ズンハ豈能ク其効用ヲ全フスルヲ得ンヤ。又タ道義ナル者モ学説推理ニ依ツテ改良シ、健全モ医学心学礼義（ママ）作法等ニ依ツテ増進スヘシ。故ニ各一人個ニマレ（ママ）一国一社会ニマレ（ママ）、勇力智識道徳ノ三者ハ共ニ適宜ノ度ニ於テ具備セサル可ラス。是レ完全ナル教育ニ此三者ノ不可欠所以ナリ。

我輩ハ業（すで）ニ已ニ前段ニ於テ之ヲ古来ノ実事ニ徴シ之ヲ自然ノ法則ニ照シ、三者ノ必ス相待サル可ラサル所以ノ理ヲ講究シタリ。而ルニ我輩カ今日特ニ大声疾呼シテ徳育ノ急務ヲ唱言スル者ハ豈他アラムヤ、吾輩ノ実ニ憂慮シテ浩歎ニ耐ヘサル者アレハナリ。夫レ我国ハ二千年以来已ニ孔孟ノ修身学アリテ、能ク人心ヲ道義ノ一点ニ浸染セシメタリ。然レトモ我国ハ支那ト同シク徳ニ偏シテ智ニ顧ミサル故ニ其ノ弊害特ニ甚シク、為メニ智識ノ発達・文明ノ上進ヲ妨クルニ到リタリ。而ルニ維新以来国勢大ニ変シ、教育ノ如キモ俄然トシテ旧来ノ反動ヲ起シ、甚シキハ聖賢ヲ頑愚トナシ経典ヲ迂腐トナシ、復タ措テ顧ミル者ナキニ到ル。嗚呼是レ真ニ完全ナル文明ノ結果ヲ望ムヘキカ、否、我輩ハ将来却テ其弊害ノ底止スル所

無キヲ憂フルナリ。且其萌芽ヤ、吾輩今日ニ於テ已ニ之レヲ観ル。彼ノ自由権利ノ如キハ、人生ノ幸福（「シレニツク」学派ノ解スル如ク人世ノ快楽ハ謂ニアラス）ヲ求ムル最好手段ナレトモ、苟モ徳義ニ依ラズンハ流レテ放蕩トナリ、変シテ譎詐トナラサルヲ知ラムンヤ。善イカナ西哲某氏ノ言ニ曰ク、自由トハ他人ニ害ナク道徳ニ戻ラス人々随意ニナシウルノ権ナリト。又曰、自由ハ正道ト居ヲ同フスト。其他政論ト云ヒ政党ト云フ、皆然ラサルハナシ。誹議トナリ私党トナル其間髪ヲ不容サルナリ。然則今日ノ如キ活潑ナル政治社会ニ在ツテ其流弊ヲ拒（ふせ）クニハ、尤モコノ徳義ニ依頼セサル可ラサルナリ。吾輩ハ常ニ好ンテ東京ニ、三ノ新聞紙ヲ読ム。其論理ノ高妙深遠ニシテ引証ノ確実博該ナル、往々人ヲシテ案ヲ拍テ快ト呼ハシム。然レトモ再ヒ徳義ノ一点ヨリ之ヲ観レハ、甚タ歎惜ノ到ニ耐ヘサル者アリ。何ソヤ、或ハ諧謔以テ他党ヲ愚弄シ或ハ明ニ暗ニ以テ人ノ私情陰事ヲ摘発ス。嗚呼是レ欧米ノ各新聞モ免レサル所ナレトモ、苟モ社会ノ先覚者ヲ以テ自任スル者、亦以テ戒ムヘキ所ナリ。雖然（しかりといえども）コハコレ今日余弊ノ一端ノミ。嗚呼吾人ノ社会ヲ通観スレハ、道義ノ寂寥タル者果シテ如何ソヤ、風俗ノ沈淪タル果シテ如何ソヤ。古ノ忠勇義烈ノ心ハ稍跡ヲ絶チ、欧米ノ輸入ハ善者甚タ多キモ悪者亦随テ多シ。嗚呼如斯ニシテ我カ国脈ヲ億万斯年ニ保持シ、我カ黄色人種ヲシテ彼ノ赤髯奴輩ヲ凌駕セシメントス、真ニ難イカナ、是レ吾輩カ此篇ノ不得止所以ナリ。

近来我文部省ハ教育ノ目的ヲ専ラ徳義ノ一方ニトル者ノ如シ。而トモ世間一般ノ思想ハ未タ必シモ此ニ傾向セス。嗚呼教育ハ国家文明ノ基ナリ。世ノ憂国者何ソ此ニ注意セサルヤ。雖然吾輩ハ学問未深知見未広故ニ尚オ一身ノ基礎ヲ立ツルニ吸々タル者ナレハ、素ヨリ政治党派等ノ者ニアラス。故ニ此篇ノ如キモ決シテ為メニスル所アツテ然ルニアラス。只我輩社会ノ為メ、甚タ流浅長大息ニ堪ヘサル所アレハナリ。依テ聊カ閑ヲ偸ンテ此編ヲ草シ、以テ世ノ有識者ニ質ス。願クハ虚心平気、我説ヲ読ミ我

意ヲ酌シ、幸ニ教フル所アレ。

静岡県庁ニテ　　置塩孝一郎㊞

（久根　勝又重俊氏所蔵）

湯山柳雄様

追テ開校ノ節小生御召キ被下候相成候様御厚志多謝、御用都合モ有之、何分予定難致候得共、参校候様相成候得ハ小生ノ本願ニ御座候。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

321　**嶽南小学校新築祝賀式**　（一八八二）**明治15・7・14**

貴校新築モ数々ノ御尽力ニテ落成ニ近寄リ、来ル九月ニハ御開校ノ御見込ノ様、其節ハ県内各校生徒ノ作文書画等ヲ御集メ教育展覧会御開キ相成度趣、就テハ県庁ヱ御出願被成候由拝承致候。右ハ昨年中遠江山名郡刮目舎及志太郡育生舎等其例モ有之候間、県庁ヱ御申出相成候ハヽ容易ニ集品可相成存候。将タ又各校名御入用ノ様ニ候処、県庁ニハ只時々取調ノ控ヘ有之候ノミニテ別段右記載致候印刷者等モ無之、何分御回送申スニ由シナク、此段御了知に被成候、尤モ展覧品御集メノ為メ県庁ヱ御申出ニハ只一片ノ御依頼書ノミニテ別段各校名等御記載ニハ不及候。右御書面ハ可成速ニ御差出度御都合可相成存候。先ハ右拝答迄如此ニ候也。

明治十五年七月十四日

322　**嶽南小学校新築仕払金高**　（一八八三）**明治16・5・11**

明治拾六年五月拾壱日聯合会ニ報告

第廿壱学区岳南学校

新築仕払金高

記

一金四千弐百七拾壱円九拾弐銭七厘五毛

内訳

教育展覧会小冊綴活板料凡三百五十円見込

金三拾五円

金三拾六円三拾七銭五厘
金拾円拾銭壱厘
金七円六拾壱銭三厘
金弐千五百九拾弐円三拾銭弐厘
金壱千五拾壱円
金弐百三拾九円二拾三銭五厘
金拾七円廿四銭五厘
金弐百三拾弐円拾九銭

須山村渡邊隼雄ニ可渡
木品代銭金元リ〆高
勝又弥平ニ可渡木品代
残金元リ〆高
須山村渡邊新平ニ可渡
木品代同人ヨリ勝亦弥
平ニ可渡ニ付金弥平ニ
渡分元リ〆高
湯山柳雄取扱雑払元リ
〆高
湯山平次郎取扱仕払〆
高、十五年十二月末元
リ〆
湯山半七郎取扱〆高
湯山半七郎取扱金利子
〆高
新築中環融社ヨリ借用

金五拾円也

小以計
〆金四千弐百七拾壱円九拾弐銭七厘五毛
内
金九百三拾七円五拾銭
金千弐百六拾四円九拾七銭六厘
金四百九拾四円弐銭四厘
金六拾八円
金廿円也
金四円三拾九銭壱厘
金廿円
小以
〆金弐千八百〇八円八拾九銭八厘
別残

金利子〆高
開校式ノ節入用第三拾
五国立銀行ヨリ五百円
借用六ヶ月分利子

共和講壱口取金高〆
有志金見込入金ノ分
有志金不納分
開校式節祝儀〆高
釘及残木ノ分見込引
開校式入用品売払代金
荷車五輛売払代金

金千四百六拾三円三銭六厘五毛
是ヲ五ヶ村地価金七万七千〇九拾三円拾三銭ニ割ル但
地価金百円ニ付壱円八拾九銭七厘八毛

五ヶ村割賦左ニ

御宿村分

地価三万〇百六拾円七拾五銭七厘
一金五百七拾弐円三拾九銭七厘
外金百拾三円九拾弐銭四厘　有志金不足分
合金六百八拾六円三拾弐銭壱厘

千福村分

地価弐万壱千六百四拾三円九拾二銭三厘
一金四百拾円〇七拾五銭八厘
外金百六拾壱円六拾銭　有志金不足分
合金五百七拾弐円三拾五銭八厘

上ヶ田村分

地価七千四百五拾八円五拾五銭
一金百四拾壱円五拾四銭九厘
外七拾円　有志金不足分
合金弐百拾壱円五拾四銭九厘

葛山村分

地価壱万弐千九百四拾八円四拾弐銭七厘
一金弐百四拾五円七拾三銭五厘
外金百四拾八円五拾銭　有志金不足分
合金三百九拾四円廿三銭五厘

金沢村分

地価四千八百八拾壱円四拾七銭
一金九拾弐円六拾四銭壱厘
（後略）

（千福　横山正美氏所蔵）

323　嶽南小学校分離願

明治16・5（一八八三）

岳南学校分離願

駿河国駿東郡

千福村

弊村儀去明治十三年中ヨリ御宿村外六ヶ村ト聯合シ、隣村御宿邨ニ一ノ校堂ヲ設ケ岳南学校ト号シ、爾来聯合シ万端ノ費用等負担致来リ、生徒ヲシテ通学為致来レリ。然ルニ生徒等頻リニ往復ノ困難ノ訴ヘ昇校ヲ拒ム者多ク、父兄等之ヲ叱咤シ昇校セシメントスルモ、幼稚ノ事ナレハ又如何トモスルナシ。依テ熟々(つらつら)其故奈何(いかん)ヲ推考スルニ、弊村ノ如キ中央ヲ貫ク急流ノ川アリ。則チ黄瀬川ノ上流ニシテ、暑候ハ時ナラサルニ大水出テ、之ニ加フルニ山坂アリテ川ニ橋アリ。山坂モ亦嶮ナラスト雖トモ、風雨泥濘ノ際等、幼年初学生徒ノ最モ昇校ニ苦ムモ亦其理ナキニアラス。於茲乎(ここにおいてか)一日ノ休学十日トナリ、十日ノ休学一月ニ至リ、日ヲ逐テ不就学ノ徒多ク、目下昇校スル者僅々二十名ニ過キス。他村ノ如キモ茲ニ覩(み)ル所アリ。衆議既ニ分離ニ決ス。之レ八ケ村ノ輿論(よろん)ナレハ、弊村ニ於テモ一ノ校堂ヲ設ケ、戮力協心教育ヲ振興シ以テ不学ノ徒ナカラシメントス。請願クハ我賢明ナル令公閣下、前顕ノ事由ナルヲ以テ民情ヲ憫察セラレ、一村限リ校堂設置ノ儀ヲ御許容被成下度、別紙方法書相添、聯合各村ノ連署ヲ以テ此段奉懇願候也。

明治十六年五月

人民惣代　西嶋源五郎㊞
　　西嶋寅蔵㊞
　　鈴木隣平㊞
　　西島佐平太㊞
　　西島利平㊞
　　横山健吾㊞

書添証人御宿代
人民惣代　湯山直次郎㊞
同　中川広平㊞
同　葛山村　半田半三郎㊞
同　同　塩崎佐重郎㊞
　　金沢村　勝又竹治郎㊞
同　永田栄三郎㊞

同上ヶ田村　柏木倉次郎㊞
同　土屋傳四郎㊞

静岡県令　大迫貞清殿

前書ノ通分離願出度候、此段上申仕候也。

第廿一学区学務委員
湯川関太郎㊞
同　土屋甚平㊞
同　芹澤孝三㊞
同　小野定吉㊞
同　伊藤正邦代理
中野政蔵㊞

別冊資金法方

一金八拾八円九拾三銭壱厘　〇入　千福村旧草高　四百四拾四石六斗五升三合　割賦高壱石ニ付廿銭割

一金四拾九円　〇入　千福村戸数割高　但戸数七拾戸分
一金九拾五円　〇入　千福村ヨリ岳南学校エ資金トシテ出金候有志金
一金百円　〇入　千福村共有地徳米元金ノ分　但田分
一金弐拾円　共有地徳米元金ノ分、但畑分
一金四拾円　千福村共有金高
一金四百〇九円四拾銭壱厘　千福村共有積立金、但十六年六月ヨリ十九年十二月ニ至ル
一金廿五円　千福村共有金高
一金三百五拾円　村中有志金　但有志者出金分
合金千百七拾七円三拾三銭弐厘　是利金
金百七拾六円六拾銭　一ヶ年収入高　但一ヶ年一割五分

金拾八円　　生徒授業料

弐口

合金百九拾四円六拾銭　収入高

（後略）

（千福　横山正美氏所蔵）

324 **小学校敷地のため官有地拝借願**　（一八八三）明治16・11・6

官有地拝借願

駿河国駿東郡

千福村

六百拾壱番

字谷津

一　宅地三畝拾六歩　官有地

右ハ今般第廿壱学区嶽南学校分校本村ニ設置相成候ニ付てハ、前書ノ宅地同校ノ敷地ニ拝借仕度ニ付別紙伺書并絵図面相添是段奉願候也。

右村々民惣代

明治拾六年拾壱月六日　　西島隼平（準カ）印

横山健吾印

静岡県令　大迫負清殿

前書ノ通相違無之候ニ付是段上申仕候也。

右村戸長代理用係

横山源次郎㊞

（千福　横山正美氏所蔵「村立小学嶽南学校分校設置伺書」）

325 **嶽南小学校の出張所を五ケ所に設ける件**　（一八八三）明治16

契約証

第壱条

今般第廿壱学区御宿村外七ケ村熟議ノ上、嶽南学校ノ出張所ヲ五ケ所ニ設ク、即チ本校ヲ御宿村ニ置キ第一出張所ヲ上ケ田村、第二出張所ヲ金沢村、第三出張所ヲ葛山村、第四出張所ヲ千福村、第五出張所ヲ定輪寺村ニ置キ、大畑村富沢村之ニ属スル事。

第弐条

前条ノ如ク出張所ノ名義ヲ以テ各村分離ノ約定ヲ成ス上ハ、其学資金ハ各村ニ返賦シ番校及各出張所ノ都合ニ任セ、互ニ相関係セサルヘキハ勿論其他校費ハ悉皆別途ニ支弁スヘキ事。

但学資金ヲ各村へ返却スヘキ全額ハ別冊ノ通リ。

第三条

専務学務委員一名(月給　円)ヲ第廿壱学区中ニ置キ、常日ハ本校ニ出勤シ学区内ノ学事ニ関スル庶務ヲ綜理セシム。其給額ハ八ケ村ニテ之ヲ支弁スヘキ事。又各出張所ニ雑務係一名ヲ置キ、各出張所ノ事務ヲ掌ラシム。尤モ費用ハ各出張所ニテ負担スヘキ事。

第四条

大中試験ハ、定期臨時ヲ論セス予メ一ケ月以前本校ヨリ各出張所ニ通知スヘシ。各出張所ハ、其期日ニ必ス本校ニ於テ試験ヲ受クヘシ。

但、其費用ハ本校及各出張所、当日試験生徒ノ分頭割ニ致スヘキ事。

第五条

本校及各出張所ニ関スル教員其他ノ給料・諸器械・校堂ノ修繕等ハ、悉皆其村限リ別途ニ支弁スヘキ事。

第六条

出張所設置ニ付、官ヘノ情願中ノ手続及諸事整頓スル迄ハ各村適宜ノ人員ヲ公撰シ、総テ協議ノ上公平ノ処置ヲ謀ルヘシ。尤其費用ハ各出張所ニ於テ之ヲ負担スヘキ事。

第七条

地方税補助金ノ下ケ渡シハ、八ケ村学齢生徒ニ割渡スヘキ事。

等八条

金沢、上ケ田、葛山、御宿、千福、合五ケ村協議ノ上、明治十三年五月ヨリ懸ケ続キ来リシ協同積立講壱口持ノ儀ハ、当明治十六年五月会ヨリ来ル明治廿四年十一月会即十八回ノ間ハ、五ケ村ニ於テ懸ケ続キ落札ノ節ハ、懸金高ヘ割渡スヘキ事。

但、壱口掛金五十円　　但シ年々五月十七日弐口立十一月十七日

内訳　此割合地価ヘ八分戸数ヘ二分トス

金十八円廿四銭六厘　御宿村
金十円一銭三厘　葛山村
金五円八銭二厘　上ヶ田村
金三円二十六銭九厘　金沢村
金十三円四十三銭一厘　千福村

第九条

第八条同断ニテ御宿、葛山、上ヶ田、金沢、千福合五ヶ村決議ノ上、明治十三年五月ヨリ加入セシ協和講(二十六口)ノ義ハ、落札ノ上其費用別途ニ支払シヲ以テ庶懸毎会(一口)金五十円ハ明治廿五年十一月迄五ヶ村ニ於テ支弁スヘキハ勿論ノ事。年二回立　五月十六日　十一月十六日

但、第八条但書ノ割合ヲ以テ御宿村外四ヶ村ニテ分担スヘキ事。

第十条

岳南学校新築不足金一千四百六拾三円三銭六厘五毛及同新築有志寄附金不足金高四百九十四円二銭四厘ノ義ハ、別冊出金約定証ノ如ク本月廿日迄ニ悉皆出金スヘキ事。

若、出金遅延ノ村方ハ同日迄ニ其村ノ抵当差入公証証書ヲ差入レヘキ事。

右ノ条々堅ク相守リ、来ル明治十六年六月一日ヨリ施行スヘシ。依之契約証如件。

(御宿　湯山芳健氏所蔵)

326　**村立小学温知館既設の儀につき開申**　**明治16・7・27**(一八八三)

村立小学既設ノ儀ニ付開申

一設置ノ目的

初等中等高等小学科ヲ授ケ専ラ日用普通ノ学科ヲ履マシメ他日卒業ノ後農商学ニ従事シ、或ハ中学若クハ専門学科ヲ修メシムルニアリ。

一名称

温知舘

一位置
駿河国駿東郡第十七学区平松新田、地勢広闊ニシテ生徒通学最遠ノ距離凡ソ
一学科学期課程
本県制定教則ノ通（但算術ハ初等及中等科筆算高等科ハ筆珠兼用）
一教科用書及器械
本県制定教則拠リ別表ノ通リ
一試験法
本県制定試験法ノ通
一入学退学ノ規則
別紙ノ通
一休業定日
一日曜日　一祭日郷社祭典何月何日及産神ノ祭何月何日
一祝日　一夏季三周間（ママ）
一冬季十二月廿五日ヨリ一月七日マデ
一中試験後五日間
一授業料
級ノ高下ニ拘ラズ壱人一ケ月金三銭トス、（但一家ヨリ二人以上在学スルトキハ各二銭トス）
区外生徒ハ壱人金拾銭トス
一生徒心得
本県制定生徒心得ノ通
一教員職務心得
本県制定教員職務心得ノ通
一教員等人員
六等訓導弐人
授業生三名
一教員等俸額
六等訓導壱人各月俸金七円ツヽ、授業生三名各月俸金四円ツヽ、壱名金三円
一教員等学力品行及履歴

静岡県平民
青木重次郎

履歴云々

静岡県平民
芹沢峯三郎

一履歴云々
一生徒員数
　男何人　女何人　内　学令男何人　同女何人　六歳未満何人　同何人　十四歳以上何人　同何人
一敷地建物
敷地平坦広闊ニシテ空気ノ流通充分ニシテ生徒体操運動ニ便ナリ、建物ハ堅牢ニシテ虚飾ニ流レズ、教場ハ学区内児童ヲ寄ルニ足ル
別紙図面ノ通リ
一所属ノ町村
駿東郡第拾七学区平松新田、二ツ屋新田、水窪村、伊豆島田村、麦塚村、茶畑村
合六ヶ村
戸数合計
人口

学齢生
一経費収入支出予算
一金何円　収入
　内
　金云々
一金何円　支出
　内
　金云々
　計

右ノ通設置罷在候間此段開申候也。

駿河国駿東郡第拾七学区
学務委員　某
同　同村戸長　何々某

静岡県令　大迫貞清殿

教科用図書表

初等科修身学科ノ部

書名	巻冊記号	出版年月	著訳者氏名	出版者氏名
児童心得	全　壱冊	明治十四年九月廿二日	静岡県学務課編輯	静岡江川町　広瀬市蔵
和漢修身訓	一二三四五　五冊	明治十五年三月ヨリ六月迄	亀谷行	東京府下谷区御徒町亀谷行

同　読書科ノ部

指教図	第一ヨリ六枚	明治十二年十一月	文部省印行	
連語図	二三四五六七八十八枚	同七年八月	同	
書牘一	一冊	同七年八月改正	蜂屋定憲者	静岡呉服町　青木栄次郎
小学読本	一二三　三冊	同七年八月改正	師範学校編輯	東京芝大神宮前紙市兵衛

中等科修身ノ部

和漢修身訓	六七八九十十一六冊	明治十五年六月ヨリ九月迄	亀谷行	住所前出　亀谷行

同　読書ノ部

上等小学啓蒙知遍録	上中下　三冊	明治九年九月	瓜生寅訳	東京芝宇田川町　和泉屋吉兵衛
小学中等読本	上中下　三冊	同十四年六月	水沢成粛編輯	東京呉服町　坂上平七

同　地理ノ部

静岡県郡地誌	二駿河ノ部一冊	明治十四年九月	木原　録編輯	静岡呉服町　青木栄次郎
改正静岡県誌小学地誌略	全　壱冊 上下　二冊	同十一年四月 同十三年十月	平山陳平編輯 綾部関編輯	静岡師範学校蔵版 静岡呉服町　青木栄次郎

同　歴史ノ部

小学日本歴史	上中下　三冊	明治十五年五月	石村貞一編輯	東京日本橋区呉服町　坂上平七

同　博物ノ部

博物図	動物植物重石	明治六年一月ヨリ同十一年三月ニ至ル	文部省印行	

同　物理ノ部

改正増補物理楷梯	上中下　三冊	明治九年二月	片山淳吉編纂	文部省　印行

同　生理ノ部

衛生要旨	上中下　三冊	明治十五年五月	猪原徳太郎編纂	静岡江川町　広瀬市蔵

高等科修身ノ部

小学	内外編　二冊	明治十五年四月廿五日	成喜	静岡江川町　広瀬市蔵

同　読書ノ部

十八史略	一ヨリ七マデ　七冊	明治十三年四月再版	曽之先編輯	上京区御幸町姉ノ小路上ル大文字町　藤井孫兵衛

同　地理ノ部

百科全書地文学	全　壱冊	明治十四年十一月	関藤成緒訳	東京日本橋区呉服町　野口翻刻

同　生理ノ部

初学人身窮理	上下　二冊	明治九年二月	松山棟菴口訳 森下岩楠	東京芝区三田二丁目松山棟菴　森下岩楠

同　博物ノ部

動物小学	上下　二冊	明治十四年九月	松本駒次郎訳	東京日本橋区馬喰町　原浩
植物小学	上下　二冊	同	松村任三纂訳	同

同　化学ノ部

小学化学書	一二三　三冊	明治七年十月	文部省	東京日本橋区通油町　水野広次郎

同　経済学ノ部

民間経済録	全　壱冊	明治十年十二月	福沢諭吉著	東京三田二町内　福沢諭吉

同　農学ノ部

小学農業書	一二　二冊	明治十二年八月十二月	塚本苦園著	東京本郷本町　原田左右衛門

高等科女子ニノミ課スル教科書

修身ノ部

女子修身訓	上下　二冊	明治十一年七月	河部弘国編輯	東京日本橋区本町　宗竜三郎

同　家事経済ノ部

家政要旨	前編　上下	明治九年九月	永峰李枝訳	甲府常盤町　内藤伝左衛門

算術選定表

第拾七学区

温知舘

初等科筆算

中等科筆録兼用

高等科筆算

入学規則

第一　入学ハ中試験後十日間ニ於テス。

第二　入学ノ節ハ其父母後見人ヨリ願書ヲ以テ学務委員ニ差出ス可シ。

第三　願書ハ其族籍ヲ記シ戸長或ハ用係ノ捺印ヲ要シ、学務官吏及首座教員ノ名当トス。

第四　臨時入学ヲ請フモ前項ニ準ス。

第五　入学中放而慢リニ退学ヲ許サズ

第六　前項ノ如シト雖トモ就学中止ムヲ得ザル事故アリテ退校セント欲スルトキハ、其事実理由ヲ詳記シ学務委員ニ差出シ、其許可ヲ得テ退校ス可シ。

退学規則

第一　退学ハ全科卒業ノ後タル可シ。

第二　就学中ト雖モ品行不良ニシテ竊盗心ヲ懐キ、時ニ訓戒ヲ加フルモ改メサル者カ、或ハ極テ魯鈍ニシテ到底学術ヲ修ムルノ目的無之者ハ就学中ト雖モ退学ヲ命スル者トス。

明治十六年第七月廿七日書之

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

327　修身科教科書変更伺書

（一八八四）明治17・6・11

（前略）

同年五月十二日学校使用教科書変更ニ付左ノ伺書ヲ出ス

伺書

駿東郡第廿壱学区

嶽南学校

右ハ先般修身学科ノ部、和漢修身訓一ヨリ十一ニ至ル巻冊初等中等両科ニ於テ相用候儀開申仕置き処、初中等科ニ於テ該書十一冊ハ何分幼年生ノ脳力ニ難堪到底充分ノ授業難相成儀ト思考仕候。依テ今般更ニ別表之通リ改正仕度候間此段奉伺候也。

各村戸長

静岡県令　奈良原　繁　殿

書面伺ノ通リ。

明治十七年六月十一日

静岡県令　奈良原　繁

初等科修身学科ノ部

書名	巻冊記号	出版年月	著訳者氏名	出版者　氏名
児童心得 和漢修身訓	同一冊 一二三　三冊	明治十四年九月二十二日 明治十五年三月ヨリ六月マデ	静岡県学務課編輯 亀谷行	静岡江川町　広瀬市蔵 東京下谷区御徒町　亀谷行

中等科修身学科ノ部

和漢修身訓	四五六　三冊	明治十五年六月ヨリ九月マデ	亀谷行	同前

	初等科						中等科					
修身	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
児童心得	和漢修身訓一	同一上半巻	同一下半巻	同二上半巻	同二下半巻	同三上半巻	同三下半巻	同四上半巻	同四下半巻	同五上半巻	同五下半巻	同六上半巻	同六下半巻

（後略）

（裾野市立富岡第一小学校所蔵「富岡村立富岡小学校沿革誌」）

328　**貫信舎支校設置議定**　（一八八四）明治17・1

貫信舎支校設置議定

一　支校法ハ係員ヨリ隣校振合ヲ以学区内エ急速示談ヲ可遂事。

一　学区内示談ノ上官ヘ精願ノ事。

一　位置ハ字中坪元郷蔵敷地ノ事。

一　本月廿日ヨリ校堂建築着手ノ事

一　人夫ハ農工ノ向ニ宰領人ノ差図ニ随ヒ出頂ノ事。

但、無日当ノ事。

一　入費支出法ハ積立共有金ヲ以テ支払ノ事。

一　惣代人日当ノ義ハ一日金拾銭ツヽノ事。

但シ平人併合ハ無日当ノ事。

右ノ條々協議ノ上且決定仕候間、可然御取計可被下度御依頼申上候也。

明治十七年一月　　原　源次郎㊞

勝又つね㊞

総代人
勝又嘉六殿
寺田治三郎殿
勝又弥三郎殿
勝又弥平治殿
勝又甚七殿
戸長　勝又平七殿

（久根　勝又重俊氏所蔵）

329　**駿東高等小学校寄宿生募集**　（一八八七）**明治20・4・1**

告甲第三号
駿東高等小学校寄宿生ノ義明治二十年四月十五日ヨリ廿五名ヲ限リ入舎ヲ許ス、其志願者ハ同月十日マデニ該校ニ申出ベシ。
但、規則ハ所轄戸長役場若クハ該校ニ就キ閲覧スベシ。

明治二十年四月一日
静岡県駿東郡長　竹内壽貞

（千福　横山正美氏所蔵「駿東郡諸達」）

330　**駿東高等小学校経費予算**　（一八八七）**明治20・3・12**

達甲第七号
明治二十年度町村立駿東高等小学校費収支予算、其筋ノ指揮ヲ受ケ別紙ノ通相定メ施行ス。
明治二十年三月十二日　静岡県駿東郡長　竹内壽貞
（中略）
一金千六百弐拾壱円弐拾銭　町村立駿東高等小学校費
内訳
金三百六拾円　校長兼訓導給料
金五百四拾円　訓導給料
金三百六拾円　英語科教員給料
金六拾円　傭員給料
金六拾五円八拾八銭　小使給

金六円　臨時傭人足賃
金弐拾五円　校長以下旅費
金拾五円　同上慰労手当
金拾五円　生徒賞与費
金七円三拾弐銭　小使宿直賄料
金拾五円　書籍費
金四拾円　器械及器具費
金七拾弐円　消耗費
金四円　運送費及為替手数料
金三円　郵便税及電信料
金二円　卒業免状等印刷費
金三拾円　修繕費

本金額ハ左ノ項目ヲ以支弁ス

金九百三拾壱円弐拾銭　授業料
金四円拾五銭三厘　雑収入
金六百八拾五円八拾四銭七厘　町村費

内訳

金弐拾壱円三銭　十八年度小学校生徒専務試験係費剰餘

金六百六拾四円八拾壱銭七厘　戸数割

内

金弐百七拾七円八拾五銭四厘　沼津本町外三ヶ町
但戸数千八百拾弐戸壱戸ニ付金拾五銭三厘三毛四一二

金百七拾壱円九拾七銭四厘　一里以内拾九ヶ村
但戸数弐千三百拾壱戸壱戸ニ付金七銭四厘四毛一五五

金九拾六円九拾壱銭弐厘　一里以上二里以内一宿一町三十一ヶ村
但戸数弐千五百弐拾八戸壱戸ニ付金三銭八厘三毛三五五

金百拾八円七銭七厘　二里以上百四ヶ村
但戸数五千八百拾八戸壱戸ニ付金弐銭弐毛九五一二

徴収期　明治二十年三月廿五日限

（千福　横山正美氏所蔵「駿東郡諸達」）

331　御真影拝戴拝賀式の通知

（一八九〇）明治23・7・8

印今般駿東高等小学校ヱ　聖上　皇后宮両陛下ノ御真影ヲ御恩賜相成、来ル十日午后第二時同校ニ於テ拝戴拝

賀式執行相成候趣、就テハ其奉迎等ノ模様ハ可及丈大敬礼ノ意ヲ表シ候様致度旨ヲ以テ、町村使員町村会議員小学校職員生徒等ハ当日拝賀ノ為メ適宜参集相成度由、本郡第一課長ヨリ通牒越シ候条及御移牒候也。

明治廿三年七月八日

駿東郡富岡村須山村組合村役場

富岡村会議員

湯山柳雄殿

（御宿区所蔵）

332　高等小学校組織に関する件

（一八九二）明治25・10・15

諮第二号

高等小学校組織ニ関スル件

駿東高等小学校ハ従来沼津町外廿七ヶ町村聯合町村費ヲ以テ継続維持シ来リタル処、明治廿三年十月勅令第二百拾五号小学校令実施ニ付、来明治廿六年度（明治廿六年四月一日）ヨリ町村組合ヲ設ケ設置致度、就テハ従来ノ如ク一郡則沼津町外廿七ヶ町村ヲ以テ組合ヲ組織シタル上ハ本郡沼津町同御厨町同小泉村ノ三ヶ所ヘ各一校ヲ設置致度、尤モ該組合ノ協議整ハサルトキハ最寄数村ヲ以テ組合ヲ組織シ一ノ高等小学校ヲ設置セントス。

右諮問ノ通決議候也。

印

明治廿五年十月十五日

小泉村会議長　菅沼佐太郎印

同　議員

水口仙三印

大庭政五郎㊞

渡邊恵作㊞

中西庄吉㊞

杉山孫七郎㊞

渡邊孫三郎㊞

三好作雄㊞

（裾野市役所所蔵「明治廿五年　小泉村々会決議書」）

333　泉村・小泉村組合立佐野原尋常小学校規定　明治25・3・26（一八九二）

駿東郡小泉村外壱ヶ村規定

第一条　本組合ハ小泉村泉村ノ二ヶ村トス。

第二条　本組合ハ組合村ノ尋常小学校ニ関スル事務ヲ処理スルモノトス。

第三条　組合会議員ハ各町村左ノ割合ヲ以テ各村会議員ニ於テ互選ス。

一、小泉村　議員六人

一、泉　村　議員六人

第四条　組合会議員ハ持ニ任期ヲ足メズ、各村会議員ノ職ヲ罷ムルト共ニ消滅ス。

第五条　組合会議員ノ欠員ヲ生シタルトキハ其都度補欠選挙ヲナスベシ。

第六条　組合会議員選挙ハ各村ニ於テ之レヲ行ヒ、直チニ当選者ノ姓名ヲ管理者ニ報告スベシ。

第七条　本組合ニ於テ支弁スヘキ費用ハ均一ノ税率ヲ以テ此レヲ賦課徴収ス。

第八条　本組合ノ事務ハ小泉村長ノ管理ヲ受クルモノトス。

第九条　本組合ノ事務実施手読（ママ）ヲシテ此規定ニ掲載セザルモノハ渾テ町村制ニ規定セル一町村ノ制ニ準拠ス。

右ノ通協議決定ニ付許可ヲ請フ。

駿東郡小泉村会議員

明治廿五年参月廿六日　杉山角平

三好作雄

渡辺孫三郎

渡辺恵作

菅沼佐太郎

同　郡泉村会議員

山本浅次郎

服部栄治郎

柏木甚蔵

駿東郡長　河目俊宗殿

前書ノ通リ申出ニ付進達候也。

駿東郡小泉村長

明治廿五年三月廿八日　菅沼佐太郎

同　郡泉村長　柏木甚蔵

（後略）

（沼津　柏木正男氏所蔵）

334　**泉村・小泉村組合立佐野原尋常小学校経費徴収方法**　（一八九三）明治26・3・28

議第弐号

明治廿六年度組合村税徴収期及徴収手続ニ関スル件

徴収期

戸別割前半期　明治廿六年五月十五日限

同　後半期　同　年十月十五日限

徴収手続

一　明治廿六年度小泉村泉村学校組合村税戸別割ハ、均一ノ税率ヲ以テ別表ノ通同年度地方税戸数割賦課ニ附加シ之ヲ徴収スルモノトス。

二　明治廿六年四月一日及同年十月一日ノ現在納税義務者ニハ、明治廿六年度前後半期地方税戸数割賦課等級課額ニヨリ賦課スルモノトス。

三　前項地方税賦課等級課額確定ノ後、新タニ本組合村税ヲ納ムヘキ義務ヲ生シタルモノニハ当該等級ノ普通課額ヲ賦課スルモノトス。

四　第二項第三項ニ拠リ当初賦課ノ戸数ニ異動ヲ生スルトキハ村長ヨリ徴収期日前本組合長ニ報告スヘシ。

右決議候也。

明治廿六年三月廿八日

小泉村泉村学校組合会議長　菅沼佐太郎

同　議員　勝又将之助

同　渡邊孫三郎

同　柏木甚蔵

山本浅次郎
服部大輔
渡邊恵作
杉山角平
柏木大蔵
三好作雄

小泉村泉村学校組合村税戸別割賦課表

一戸数三百四拾八戸　小泉村
此税金百参円八厘
一戸数三百七拾三戸　泉　村
此税金百拾円四拾銭八厘

（沼津　柏木正男氏所蔵）

335 **就学猶預願**　（一八九四）**明治27・4・20**

就学猶預願

駿東郡泉村□

（人名）□妹

（人名）□

明治拾三年□生

右の者本年四月就学可為致候親戚差し出し居り候ニ付、明治廿八年四月迄就学猶預ノ義御許可相成度此段相願候也。

明治廿七年四月廿日　右戸主（人名）□

駿東郡泉村長　柏木甚蔵殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

336 **生徒貯金取扱規定**　（一八九三）**明治26・10**

（前略）

明治廿六年十月生徒貯金取扱ニ関スル手続ヲ定ム

生徒貯金取扱手続

第一條　貯金一切ノ事務ハ学校長之ヲ監督シ職員中ニ於テ主任者ヲ定メ、確実ニ之ヲ取扱フモノトス。

第二條　貯金預ケ込ミハ毎月第一ヨリ第四ニ至ル月曜日トス。

但、祝祭日等ノ場合ニハ順次繰下ゲトス。

第三條　一度ノ貯金額ハ一人拾銭以下トス。

第四條　始メテ貯金預ケ入ヲナサントスルモノハ、貯金取扱主任者ニ申出デ貯金仮通帳ヲ受領スベシ。

第五條　生徒貯金ヲ申出シトキハ、其都度精シク其金ヲ得タル理由ヲ尋知スベシ。

第六條　貯金額十銭以上ニ及ブトキハ生徒各自ノ名ヲ以テ毎月末郵便貯金トシテ預ケ入レ、其通帳ハ学校長之ヲ保管ス。

第七條　貯金ハ預リノ都度其金額ヲ第一号書式日計簿ニ記入シ、月末三日間以内ニ於テ第参号書式ノ貯金台帳ニ記載シタル上、第二号書式月計簿ヲ添ヘ正金ト共ニ佐野郵便局ニ送付スルモノトス。

第八條　貯金仮領収証ハ校長及主任者ノ認印ヲ捺シタル上、各生徒ニ返附スルモノトス。

第九條　逓信省より貯金領収通知書ヲ受クルトキハ、其翌日終業後ニ於テ之ヲ各生徒ニ配布スルモノトス。

但、該領収通知書ハ、生徒保護者ニ於テ確実ニ之ヲ保存スルモノトス。

第十條　貯金ハ卒業退校転校及死亡ノ時ヲ除クノ外、総テ父兄ノ承諾アルニ非ザレバ払戻サザルモノトス。

第十一條　前条ノ次第ニヨリ其払戻金ヲ交付スル場合ニハ、生徒保護者ハ総テ之ニ対スル領収証書ヲ差出スモノトス。

第十二條　貯金払戻ヲ要スルトキハ、其取扱主任者ハ学校長ノ指揮ヲ受ケ本校ニ現存スル分ハ直ニ払戻シ、郵便貯金預ケ込アル分ハ其払戻ノ手続ヲナスモノトス。

但、本人ノ申出ニヨリテハ通帳ノ尽ニテ下戻スコトヲ得。

（裾野市立西小学校所蔵）

(2)　子どもの生活と学校

337　**小遣帳**　（一九八一）　**明治24・2**

（前略）

三月分入費六十銭

一　金二銭　三月一日　画学紙代
一　金五銭　同月同日　菓子代
一　金三銭　同月同日　餅菓子代
一　金二銭　同月同日　ヒ菓子代
一　金三銭　同月同日　ムシ菓子代
一　金四銭五厘　同月同日　大筆代
一　金二銭　同月同日　小筆代
一　金十銭　同月八日　半紙代
一　金五銭　同月同日　菓子代
一　金二銭　同月同日　鉛筆代
一　金三銭　同月十四日　菓子代
一　金十二銭　同月廿七日　帳面代（但シ三冊）
一　金十八銭　同月同日　手帳代
一　金八銭　同月同日　鉛筆代
一　金三銭　同月同日　鉛筆代
一　金二銭　同月同日　画学紙代
一　金一銭　同月同日　石筆代
一　金一銭六厘　同月同日　輪ゴム代
一　金二銭　同月同日　筆代
一　金三銭　同月廿一日　鉛筆代
一　金廿銭　同月同日　インキツボ代

三月分〃

出金一円十四銭一厘
不足金五十四銭一厘

（中略）

五月分入費六十銭

一　金二銭　五月三日　画学紙代
一　金十銭　同月同日　菓子代

同月同日	金一銭	鷹(ママ)皮紙代
同月七日	金三銭	鉛筆代
同月同日	金二銭	画学紙代
同月同日	金八銭	日本少年代
同月同日	金九銭	滑(ママ)稽用文代
同月九日	金五銭	菓子代
同月十日	金七銭五厘	鷹(ママ)皮一帖代
同月同日	金八銭	菓子代
同月同日	金三銭五厘	ペン代
同月同日	金三銭	鉛筆代
同月十七日	金五銭	ボラヌ具代
同月廿五日	金三銭	スイトリ紙代
同月同日	金八銭五厘	画学紙代
同月同日	金八銭五厘	インキ代
同月同日	金五銭	筆代

五月分〆
出金
不足金
（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「費用簿」）

338　小学校時代の回想

小学校

私が始めて小学校へ入つたのは明治廿六年の四月でした。その頃小学校は今の佐野実業学校前、杉山徳次郎さんの屋敷が敷地で、小泉村泉村組合立、佐野原尋常小学校と云つて、卒業年限は四ヶ年でした。校舎は三棟ありました。正面の建物は板葺屋根、両袖の二棟は藁葺屋根で、実に御粗末とも何とも、今日ではやつと物置位ですね。そして正面の建物が二教室、両袖が各一教室、都合四教室、運動場はやつと百五十坪位しかなかつたと思ひます。収容児童は二百人未満でしよう。それでも小泉、泉二ヶ村の児童で(尤も不就学児童が非常に多かつた時代です)して一学年一教室、男女共学でした。

（中略）

当時学童の服装は、今から見ると実に御粗末なものでした。男生徒の着物は大抵木綿の手織でボク〳〵したものです。兵古帯は矢張り木綿で絞り模様のが流行しました。女生徒も大体同じ様な着物に、矢張り木綿の幅の狭い帯を締めて居ました。女の子の兵古帯はそれから大分経つてから流行り始めました。冬は男の子も女の子も胖天を着て居るものが随分多くありました。胖天と云ふのは羽織より丈が短く、襟を折らないで黒い襟布を掛けたものです。そして帽子を被つて居るのは極く少く、無帽が多かつたのです。女の子の頭髪は「お煙草ぼん」「ゐてうまげ」「唐人まげ」などに結つて居ました。その頃は「お下げ」などは有りませんでした。足袋は大抵自家製で、中には紐足袋と云ふてコハゼ無しで足頸を紐でくゝるものを履いて居る生徒がなか〳〵有りました。当時はランドセルなど勿論有りません。本や学用道具は布呂敷に包んで右肩から左腋に掛けて背負ふて歩くのです。弁当も無論小さい布呂敷に包んで提げて歩きました。一学級に二三人位鞄に本を入れて歩く生徒が居りました。鞄は下図に示す様な格好のもので材料の皮は実に上等のものでした。

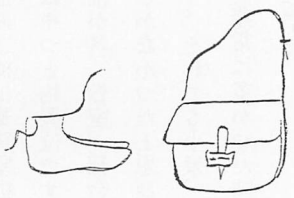

（中略）

学校へ出掛ける時は、今も昔も変りなくお互に呼び合せては行つたものです。然し今の様に列をなして行く様な事はなく、ブラ〳〵かたまつて歩くのでした。中には学校に行く事を非常に嫌がつて随分泣き叫ぶのもありました。それを捨てゝ登校する事も出来ず、撓めつ賺しつ、どうにかこうにか連れて行く様な事も度々有りました。今時の学童が毎日楽しく勇んで行くのとは格段の相違です。

その頃、秋の末から冬へかけて、富岡村の方面から毎朝、女の人達が馬に木炭を積んで三島方面へ売りに行く

のが随分多かつたのです。私達は学校へ到着する迄に、炭売りの馬に何頭行き会ふかと云ふ事を、云ひ当てるのが非常に流行りまして、馬の来るのを楽しみに数へながら登校したものです。

その頃は小学校でも授業料(普通『月謝』と申しました)を徴収されました。たしか月額金四銭と記憶して居ります。今日の納税切符に似たものを毎月渡されました。そして徴収日には此の切符に金を載せて机の端の方に出しておくのです。すると役場から収入役が出張つて来て、一々之を受取るのです。一ト頃私の父が収入役で徴収日にはよく来たものです。

私達の小学校の頃は、今の様に修学旅行や遠足、陸上運動会と云ふ様な区別はありませんでした。年に一度「運動会」と云つて全校生徒が、大畑河原か遠くて末広山へ行つて、「旗取り」競走をするのでした。丁度今日の遠足と陸上運動会を兼ねた様なものです。「旗取り」と云ふのは約七八十米先方へ、小竹の先に紙で拵えた旗をつけたのを横に一列に立てゝおいて、スタートから合図と共に駈けて行つて、其の旗を一本抜きとつて、それを持つた儘、スタートの処へ帰つてくるのです。それで一等二等三等位迄賞品を貰ふのです。此の運動会の服装は、大抵、平常の衣服で草鞋ばきです。草鞋はみんな自家製ですが、私は家で作れないので、いつも辻合(つじあい)(家名)の忠さんを頼んで拵えて貰ひました。そして弁当は日の丸弁当を布呂敷に包んで、右肩から左腋へ斜に背負ふのでした。今から見ると実に滑稽な服装ですが其の時分は実に楽しみなものゝ一つでした。

(中略)

雑記帳を用ひたのは何時頃からか覚えて居りませんが、尋常小学当時は算術でも、書取りでも、みんな石盤を用ゐました。石盤は薄い長方形の縁をつけたもので、石筆で書くのです。又紙石盤と云ふのも用ゐました。それは馬糞紙に黒い薬品を塗つて石筆で書ける様に出来たもので、二枚折、四枚折の二種類ありました。

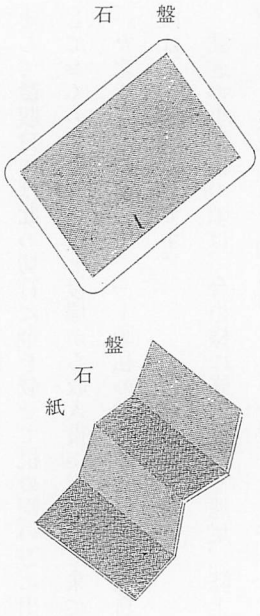

（中略）

当時「新聞」の購読者などあまりありません。大抵一ト字に一軒か二軒位のものでした。販売所は沼津の蘭契社だけで、配達人は沼津から深良、富岡方面迄一人で配達するのでした。少年向雑誌としては博文館発行の「少年世界」が有りました。定価はたしか十銭だつたと思ひます。此の「少年世界」は新聞配達人が学校へ持つて来て売るのでして、之を貰ふ事は随分嬉しいものゝ一つでした。

日清戦争後非常に流行した「大捷軍歌」も矢つ張り新聞配達が持つて来て売りました。定価は一冊五銭か六銭と記憶して居ます。それで軍歌は一冊一つです。物価の安い当時としては、なか〳〵高価なものでした。其の中でも忘れる事の出来ないのは「勇敢なる水兵」や「雪の進軍」です。今でも時々ラヂオなどで「煙も見えず雲もなく、風も起らず波立たず……」或は「雪の進軍氷を踏んで、何処が川やら路さえ知れず……」を聞く時、転た当時を忍ばずには居られません。

それは三年生になつた直後と思ひます。野球と云ふものを初めてやりだしました。教える人は市川喜一さん——茶畑の人、静岡中学校生徒で野球部選手、後ち千葉医専を卒へられ医学博士となり羽根家を継がれ、今日尚鹿児島病院長として令名あり——及横山直明さん——千

福の人、当時東京の某中学生、最早故人です――の御両人でした。そして教はつたのは浅井、大畑の両先生と吾等三四年生徒の有志者でした。毎日放課後裏の運動場に出てキヤツチボールをするのが非常な楽しみでした。暑中休暇ともなれば、市川横山両先輩の帰郷をまつて猛練習をするのです。そして時々仕合(ママ)をするのです。然し今日の様にミツトやグロブ、マスクなど持合せは有りません。それでも球は所謂硬球です(当時軟球など云ふものは無いのです)、内野外野は勿論、捕手でさえ素手なのです。その頃の運動場は非常に狭いものでしたので、時々球が裏の大畑屋の畑に飛び込むのです。其の都度大畑屋の隠居のお翁さんに叱られたものです。私は硬球を然も素手で弄んだ経験が有りますので、初めて軟球と云ふものが出来てキヤツチボールをするのにミツトやグロブを使用するのを見た時可笑しくさえ感じたものです。

（後略）

（水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」）

339　作文帳(抄)　年不詳

君の恵

太平ノ御世ニ生レ各其業ニ安ジテ楽シク世ヲ渡ルコトヲ得ルハ、一ニ皆天皇ノ皇祖ノ御遺訓ニ則ラセ給ヒテ厚ク巨民ヲ憐マセ給フニヨラサルハナシ。故ニ巨民タルモノハ、其御高思ヲ忘ルコトナク徳ヲ修メ智ヲ研キテ御恵ニ酬イ奉ルコトヲ忘ルベカラズ。

新茶を贈る文

先年畑へ植付置候茶、今年始めて摘取り試に手製致し候間、風味宜しからず候へ共少なから御覧ニ入候、此内小袋の分ハ玉露製ニ擬し候間御腹蔵なく御品評下され度致候。

かしこ

一筆申上存候。昨今麦刈入の時節ニ相成候処、蚕少々飼育致し候為め何分手廻り兼候間、御忙はしき処恐れ入候へ共明日より二三日の間御手伝下され度願上存候。

可祝（かしく）

暑見舞の文

手紙以て申上存候。時分柄大暑の候ニ相成候処、各位益御健勝ニ揃ハせられ芽出度御祝い申上候。次に私方一同も無事ニ暮し居候間御安神下され度候。就てハ向後も一層御加護専一に奉祈候。先ハ暑中御見舞迄。目出度かしこ

文して御返事申上存候。仰せの如く向暑候ニ相成候処、皆々様益々御機嫌克く揃せられ奉賀候、扨て此度ハ態々御丁寧なる御見舞状下され有がたく御礼申述候。先ハ御返事迄。

目出度可祝

学校を思

凡ソ人タルモノ、ヨニ生レテ教ヲ受クルコトナクバ禽獣ニ近カルベシ。童子ノ初メテ学校ニ入ルニ当リテハ東西ヲモ弁ヘガタシ、マシテ尊キ人ノ道ヲヤ。サレドモ数年ノ教ヲ受クルノ後ハ道理ヲ知リ得ルニ至ルベシ。サレバ人タルモノハ片時モ此思ヲ忘ルベカラス。

岩崎琴子

十一月廿七日

（佐野　岩崎達生氏所蔵「昨文清書」）

340　農業補習学校時代の回想

七十年の想い出（談）

高田録郎

（第二回　明治39年卒）

私が農業補習学校に入学したのは、明治三十六年のことですが、そのころ、佐野に高等小学校（杉山喬校長＝塚原）があって私はその二年生だったわけです。当時は尋常小学校が義務教育で四年間、高等小学校がその上に四年あったのですけれど、その佐野高等小学校が廃止になって、農業補習学校ができました。高等科二年終了者が一年へ、三年四年終了者が二年へ編入されて、三年生の補習学校であったわけです。当時の校長は滋賀県出身の大橋辰次郎校長でしたが、大橋先生は立憲民主主義者

であって、青年たちにそのような考え方を鼓吹したり、当時の生徒は言葉が悪くて方言が多かったので「修辞会」と称して月一回か二回位、在校生卒業生いっしょになって弁論大会のようなこともしました。

私たちの同級生は、裾野四ヵ村の他に、納米里、神山、伊豆佐野などからも来ていて四〇名位入学しましたが、家庭の都合などで、卒業する時には十五名程になっていました。同期の女子は何名入ったか知りませんが卒業する時は五名であったと思います。

（中略）

今でも同級生のことはよく覚えていますよ。服装は多く紺がすりの着物にはかま、下駄です。先生は洋服をきていた人が多かったです。女子とは殆んど口をききませんでしたね。私の家は貧しくて、子供が多ぜいで、余り楽しく遊んだ記憶はありませんね。テニスはみんなやっていましたが私は余りやらなかった。

（中略）

当時、深良には小林久五郎という先生がいまして、この人は前教育長の小林茂雄さんのお父さんでしたが、この人が自宅で村の若い衆たちに夜学をしていました。初歩の人が頼山陽の日本外史、進んで論語など教えていまして、ここに集っている人たちが「孔学会」というのを作って年中通して、青年たちに必要な修養をしていました。後には、小林先生に会長になってもらい、遠道原のお宮を借りて事務所にして青年の指導をしました。学校から木銃をかりてきて訓練したこともあります。

（中略）

記憶に残っているのは大正のはじめに補習学校を乙種実業学校にしようとしたときのことです。この時、深良では松井さん(謙一氏厳父)小林聿さん(秀也氏厳父)などが運動して、大場平一郎校長のもとで運動をはじめた訳です。私も昇格委員で副会長にされまして、ついては講堂を建てる資金を集めろという、何とか目安はついたのだけれど、第一回の集会をやって第一回の掛金は集まっ

たが、第二回以後は委員会も集まらないし掛金も出ない、しようがないから、尚農会の資金をたてかえてあとで穴埋めをした。そんなこともありました。

（後略）

補習学校と夫貞吉を語る（談）

市川とみ（第四回卒業生、旧姓小林、故貞吉先生　明41～昭24の未亡人）

――学生時代は？――

（中略）

あのころは、小学校四年が義務教育、その後進むのが補習学校で、私は六年まで出たのち入学しましたが、竹の柵をゆって境にした向うには小学校の一二年生も間借している、あずま屋さんの裏でしたよ。せまい所にみんなで一しょに授業をしているので、それはみんなよく知っていました。一級上でまだ元気な人たちは、佐野の三好たいさんだとか、麦塚の中野里うめさんがいます。

（中略）

――そのころ、スポーツは――

テニスだけでしたねえ。もちろん着物に袴で、下駄やゾーリを履いて、高いひさし髪を結って、その髪の両側に前から見える位大きなリボンをつけるのがハイカラでしてねえ、遠い人は中里の方から歩いて通っていましたけど、授業が終ると競争でとび出して、早い人がラケットをとっちまうわけでねえ。遠藤さんなんかは一年休学して、年も大きかったから早かったようですヨ。女の子だって、私たちの時は勢力がよくって、いばってましたよ（笑）

そのころ、沼農が駿東農林という頃で、沼津の兵学校跡にあって、たしか今の駅前の太平館の前あたりにあって、そこと試合しましたね。当時の先生は大てい中泉農学校を出た人たちですけれども、伊豆の宇佐美出身の佐々木先生っていう若い魅力のある先生がいて、はじめは駿東農校に敗けたけれど、この次は勝ってくるってでかけたのに敗けちゃって、帰ってきた先生を見たら、ク

リクリ坊主に頭を丸めて――。今も昔も同じですネエ。（笑）

――そのころの生徒の家庭は？――

そうだねえ。村から何人も行かなかったから、よいうちだったかね。女学校へ行ってる人が補習学校へ転校してきましたよ。静岡と韮山に中学校はあったけど、まだ沼中はなくて、みんな補習学校へ来ましたから。義務教育が六年になっても「うちは子守で人手が足りないから」なんて郡役所にいうと、四年ですんだころですよ。六十才位になる人たちからは、補習学校を出てから三島の女学校の四年専修科へ行くようにもなったし、そのうちは御殿場が四年制になってきて、そこへも行きましたよ。

実習もありましたね。お裁縫はもちろんなんですけど、田圃が一枚あって、男子が万能鍬で掘りおこして、女子の三年だけが田植をできるというので、それはいばったものでした。何年か後からは、田圃も広くなって、農場も広がって大変になりましたけどねえ。

――御結婚は――

（中略）

貞吉（先生）は、学校を卒業するとすぐ中泉農学校（磐田農高）を出て、家の近くに居てほしいということから補習学校の先生になりました。それから大正、昭和と、今度の戦争が終って後まで、勤めさせて貰ったんです。四十年の上になりますか。

先生になって、初めはお蚕を飼ったんですが、家で飼ったこともなくて、お蚕の脱皮も知らないわけで、「お母さん、蚕が桑をくわなくなった。」（笑）お母さんが学校へ行ってみて「これは一眠だ」というようなこともありました。それでもマユを作りました。（笑）

とにかく学校が好きで、畜産をやってましたから、豚のお産だ何だと日曜でも、昼でも夜でも、ひまさえあれば学校へ行っていて、「お父さんが帰ってきた」というので出てみたら、羊が後ろから「メエー」学校からつい

てきたのを知らなかった(笑)なんていうこともあったり。

（それでは余りよくない旦那さんでしたネときいたら）とんでもない。いい人でしたよ。(笑)　生徒も少くて仲々集まらないので、自転車の尻に幻灯をつけて生徒募集に歩きました。幻灯の内容ですか？　何だったんでしょうかねえ。うちでは見せてくれたことも、話してくれたこともないんで知らないんですよ(笑)

――先生の給料は――

臨時教員養成所を六ヵ月出た小学校の準訓導が六円、中泉農学校を出て月給十二円で、洋服の一番安いのが十六円、洋服は買えなくて和服に袴というのが普通でした。小学校の校長先生が月給三十円で、補習学校の校長先生は四十円だから偉いんだなあと、みんないつもいっていましたネ。

何しろ、当時裾野駅から三島まで馬車が十銭だったのに、それが惜しくて、買物に行くのに一里半の道を、荷物を持ったり、子供をおぶったりして歩きましたからネ。ずい分、昔の話になりましたねえ。

（静岡県立裾野高等学校所蔵）

第六節　村と戦争

(1)　町村制の施行と村落政治

341　御宿村ほか一〇か村戸長、自治区造成の件につき意見上申案

明治21・9・14（一八八八）

（朱筆）「庶甲第六十八号」

今般町村制度実施上準備トシテ町村分合ノ件ニ付夫々訓示相成取調候処、当部下タルヤ北ニ富岳ヲ控エ西南ニ愛鷹山ヲ負ヒ東ハ黄瀬川ニ限ラレ、地勢凹凸南北ニ延長シ、地籍愛鷹山ノ中部ヨリ北ニ走リ富岳ノ絶頂ニ至リ長サ拾里余ニ相達シ、其間崎嶇羊腸民家相隔離シ、各村概ネ山ヲ隔テ坂ヲ越エ交通大ニ不便ニ有之候。是ヲ以テ今般訓示ノ趣旨ニ基キ成ヘク現今ノ戸長役場区域ノ儘一村ヲ組織致度トハ思料致シ候得共、何分前顕ノ地形タルヲ以テ交通ノ不便ハ勿論、南北民情稍異リ風俗亦小変有之、為メニ施政上大ニ不便ヲ生シ且ツ教育ノ如キモ頗ル困難ヲ相極メ候。校堂ノ如キ目下一本校二分校ヲ設置シ児童ヲ教養スルモ、猶未タ一里有余ノ山路ニ遮ラレ殆ント通学スル能ハサルモノ有之候。其経費ノ如キモ随テ多キヲ要シ維持甚タ困難ヲ極メ候。是レ地形ノ然ラシムル所、如何トトモスル能ハル義ニ候得共、成ルヘク地形民情ヲ酌量シ交通ノ便否ヲ計リ良区域ヲ得テ施政ノ便ヲ得、教育ノ普及ヲ計リ度ト思料致シ、夫々協議ヲ遂ケ焦思苦慮致候得共、致底目下ノ戸長役場ノ区域ヲ分割スルノ外良区画ハ得ラレ難クト存候。従来当部下タル民情風俗地形等ヨリ見ルトキハ、自然三小部落ヲ相為シ居候。即チ須山・下和田・今里其北部ニシテ、富澤・定輪寺・大畑ハ南部、御宿・上ケ田・金澤・葛山・千福其中央部トモ称スヘクシテ、其北部タル三ケ村ハ地籍広闊山林原野ニ富ミ陸田多有シ水ニ乏クシテ水田ハ更ニ無之候得共、殖産

ノ業日ニ開ケ歳入部下ノ第一位ヲ占メ居、且ツ小学校・郵便局・巡査駐在所等アリテ須山・下和田村ニ散在ス。中央部ハ村落黄瀬川ニ沿ヒ、地方亦幾多ノ水源アリテ水田ニ富ミ山林ヲ有シ土地稍沃饒（よくじょう）、道途平坦ニシテ交通亦便ヲ得候。依之（これにより）小学校・戸長役場・巡査駐在所等、其中央タル御宿村ニ設置シ、南部此管轄ニ相属候。候レトモ其南部三ケ村タルヤ、土地狭隘（きょうあい）、戸数僅少、道路険隘ニシテ交通上大ニ不便ニ有之候。依之（これにより）当部下ヲ四割シ、須山村ヲ独立セシメ、今里・下和田ノ二村ヲ合シテ一村トナシ、金沢以南定輪寺マテノ七ケ村及大畑村ニ接続シテ佐野村ノ一部山林九町余ノ飛地ヲ併セ一自治区ヲ造成シ、富沢村ハ最南ニシ（ママ）交通ノ不便尤（もっと）モ甚シク却（かえっ）テ佐野村ニ其便ヲ得ルヲ以テ該村ニ併合セント、人民一般ノ輿論（よろん）ニ有之候。然レトモ富澤村ノ如キ民家地籍ノ東端ニアリテ一川ヲ隔テ佐野部下ニ対シ距離随テ近キヲ以テ交通上ヨリ云フトキハ佐野部下ニ併合スルノ便ナルニ如カサルガ如クニ候得共、従来佐野部下タルヤ西ハ黄瀬川ヲ以テ界限トナシ居リ川西ニハ大畑村ニアル飛地ヲ除クノ外一歩ノ地籍ヲ有セス。故ニ今般富沢村ヲシテ佐野部下タラシメハ、該部下ハ川ヲ越ヘ一細角ヲ愛鷹深林中ニ突入スルノ形状ニシテ、富沢村ノ地形上ヨリ見ルトキハ無論定輪寺・大畑等ニ接続セサルヘカラサルモノニ付、大ニ其不便ヲ感スヘクト思料致候条、寧（むし）ロ金澤以南富澤村マテヲ併合シテ一自治区ヲ造成致置キ、法律ノ範囲内ニ於テ臨機ノ処置ヲ施行候ハ、将来ノ不都合無之（これなし）ト存候。其北部ノ如キ地形ト云ヒ人情ト云ヒ交通ト云ヒ実際不便ニシテ到底分離ノ便ヲ見テ併合ノ便相見エズ。且ツ分離ハ人民ノ希望ニ付、其希望ノ儘（まま）組織セバ有力ノ町村タル能ハサルモ、交通ト云ヒ施政・教育ト云ヒ大ニ便利ヲ得、却テ公益タルベクト思考仕候条、篤（とく）ト御細査ノ上何分ノ御詮議相成度、別紙表簿及ヒ各村ノ意見書等相添、此段内申仕候也。

明治二十一年九月十四日

駿東郡御宿村外十ケ村戸長　芹沢孝三

静岡県駿東郡長心得
同郡書記　河目俊宗殿
（裾野市役所　富岡支所所蔵「町村制実施準備取調書類」）

342　御宿村ほか一〇か村、自治区造成　明治21・9・25（一八八八）に関する諸表

新村名	旧村名	区域 田 町反畝歩	畑 町反畝歩	宅地 町反畝歩	塩田 町反畝歩	鉱泉地 町反畝歩	池沼 町反畝歩	山林 町反畝歩	原野 町反畝歩	雑種地 町反畝歩	計 町反畝歩	人口 人	戸数 戸
富岡村	御宿	三七六、〇六	五一五、一六	七〇七、一九			一、三	一〇六八、一六	三四二、〇三	一〇〇一、一四	二七五〇、一八	四六三	八五
	上ヶ田	二五三、一三	四一五、一六	二三三、〇二			四一、二	五〇二、一七	三五九、一六	三二九、〇一	三四	二〇七	三四
	金沢	四一四、二五	一九六、一三	一五九、一七				五五四、一〇	一三四、一二	四八、〇一	九〇四、〇六	一四六	二七
	葛山	八九、〇二	五五、一三	六五、一〇				七六七、一七	三六九、一〇	一五九、一〇	一七七、一三	五六八	一一三
	千福	三〇一、〇六	一六二、一七	四五、一四				二〇一、〇八	六二、〇二	一五三、〇六	三二〇、一七	四〇三	七二
	大畑	二七八、二	四三八、〇六	一三〇、一七				一三四、〇〇	四七、二	九〇八、〇二	一四九、〇八	一一七	二一
	定輪寺	三八七、一六	三八一、〇〇	九〇、〇八				六六四、〇五		八一九、一六	一五七、一五	四一	七
	佐野村字マナイタヒラ大洞						一六、一六	九八、一〇			九八、一〇		
	計	九〇〇、一〇	一五六、一四	二四七、一七			六〇、二六	二四三七、〇三	三六一五七、〇六	一四八四、二九	三三三八、二六	一、九四五	三五九
駿冨村	今里		七〇二、一六	四七、一〇			、九	三四二九、一二	三、六四五、〇九	三六八、三	六三四九、一六	三九三	七九
	下和田		九三八七、一八	六七八、〇〇			、九	六〇八四、〇六	一、六九一、〇一	八五三、〇六	八四〇、一六	四五〇	一五一
	計	一六四〇、一四	一四九、一〇				、一八	九五四三、一七	三四四六五、〇〇	四七九、一五	一五三、一七	八四三	二三〇
	須山	三八〇三、一八	二八七、〇三					一六〇一、一二	三三七六、一三	六三七〇、一八	三六九七、一八	八四〇	一五一
	冨沢	壱七七九、〇三	一〇〇九、一五	二九七、一七				一五四一、〇八	一四一、一四	一三五、一七	一九五七、〇七	二四四	四一

＊計算が合わない箇所があるが、数値は原資料のままとした。

新町村名	旧村名	資力														
		諸税並町村費			町村有財産								負債			
		国税	地方税	町村費	現金	公債証書等券面額	土地			建物	米穀	金高	米穀	
		円銭厘	円銭厘	円銭厘	円銭厘	円	耕宅地 町反畝歩	山林 町反畝歩		坪	石	円銭厘	石	
冨岡村	御宿	九五七、二三九	二七〇、九九二	二一七、八六二	二三〇、〇〇〇		一六五、二四	一八五三、一七		三七	一九			
	上ケ田	一九一、四六七	七二、三八九	八〇、五八八			九、二〇	一一二、一三						
	金沢	一三五、一〇八	四〇、六〇四	四六、六一三				四四、一五						
	葛山	三八四、一一四	一四六、二七五	一六七、二〇六			一一三、一五	四五一七、二八						
	千福	五六九、九五三	一六八、九四一	一六六、二二一			四五、〇六	一二〇〇、二六						
	大畑	七九、三七九	二六、一九九	五五、八六二				四六七三、一八						
	定輪寺	七六、八四七	二一、五四三	二六、一七六										
	計	二三九四、一〇七	七四六、九四三	七六〇、五二八	二三〇、〇〇〇		三三四、〇五	二二四〇二、二七		三七	一九			
冨岡村	今里	二五九、六五六	七八、四一四	一一八、二五〇										
	下和田	三〇一、六一〇	一〇二、三〇五	一四七、八一三										
	両村分													
	計	五六一、二六六	一八〇、七一九	二六六、〇六三										
須山		一、一一二、九一六	二四〇、七九一	三六五、二一四										
冨沢		三三三、九九七	一〇二、六二八	一四四、八四六	二〇、〇〇〇									

一　共有建物四十八坪　本建物ハ御宿、上ケ田、金沢、葛山、千福ノ五ケ村共有ニシテ各村ニ分割シ能ハサルモノナリ

一　負債金八百廿五円　本金額ハ右同断ノ連借ニシテ分ツヘカラサルナリ

（裾野市役所　富岡支所所蔵「町村制実施準備取調書類」）

343　御宿村ほか六か村、町村制実施につき意見書

（一八八八）明治21

町村制実施ニ付意見書

今般町村制御施行ニ付駿東郡御宿村外拾ケ村人民数回集会、自治区造成ニ付協議致候処、其説区々ニシテ、或ハ須山村ヲ一自治区トナシ、下和田・今里両村ヲ一自治区トナシ、御宿・千福・葛山・金澤・上ケ田・大畑・定輪寺ノ七ケ村ヲ以テ一自治区トナシ、富沢村ハ他ニ併合スヘシト云ヒ、或ハ旧来ノ儘ヲ以テ自治区ヲ造成セント云ヒ、或ハ御宿村外六ケ村ノ自治区ヱ深良村ヲ併セテ一自治区トナサント云ヒ、其説ク所一ナラス。然レトモ僅ニ説ノ多数ヲ占ムル者ノ如キハ第一説ナリ。然リト雖トモ未ダ悉セルノ説ト云フヘカラザルナリ。今御宿・千福・葛山・上ケ田・金沢・定輪寺・大畑ノ七ケ村人民ノ所説左ノ如クナレハ、宜シク御賢察アラン事ヲ。抑々御宿村外拾ケ村ノ地勢タルヤ、東南ニ黄瀬川ヲ控ヱ、西愛鷹山ニ接続シ、北直線富士山ニ連リ、恰モ西北ヨリ東南ニ帯ヲ布クカ如シ。而シテ里程四里半ノ長キニ渉リ、従テ民情ヲ特ニシ習慣ニ異アリ、生計ニ高低ノ差アリ、勢ヒ然ラサルヲ得サルナリ。之レ分離論ノ起ル基因カ、民情習慣固ヨリ察スベシ。然リトモ妄リニ些々タル所ニ抗抵シ本制施行ノ一大原則タル有力ノ町村ヲ造成スルヲ忘レテ可ナランヤ。今地勢・民情・習慣ノ三要点ニ則テ見察スルトキハ、須山村ハ下和田村ヲ去ル一里半而モ峻坂羊腸実ニ民情・習慣ニ大差アルヘシ。因テ勢ノ止ム能ハサル所、一自治区ヲ造成スヘシ。然レトモ下和田・今里ノ如キハ最遠隔離ヲ云フ時ハ実ニ御宿村ヲ去ル一里半有余ナルヘシト雖トモ、殆ント村落ヲ以テ連続ス。況ンヤ交通ノ便自在ナル、何ゾ特ニ民情習慣ノ異ヲ特筆シテ、強テ一自治区ヲ造成スル者ソ。又況ンヤ有力ナラサルヲヤ。御宿村外六ケ村ト雖トモ又然リ、決シテ有力トハ云フ能ハザルナリ。然ラハ二ノ有力ナラザル町村ヲ造成センヨリハ、寧ロ有力ノ一町村ヲ造成スルノ優レルニ如カサル

ヘシ。此レ本制施行ノ一大原則ニシテ些々タル慣習・民俗ノ差異ヲ謂(い)フ能ハサルナリ。因テ今里・下和田・御宿・金沢・上ヶ田・葛山・千福・大畑・定輪寺・富沢ノ十ヶ村ヲ以テ一自治区ヲ造成スル事ハ人民一同ノ確説ニ御座候。右ノ情実ニ付閣下ノ御賢察ニ因リ一自治区造成仕得(候脱カ)ハ民人ノ願ニ御座候。謹白。

御宿村人民惣代
湯山柳雄
湯山詮
湯山彦作
定輪寺村同
大石角平
大畑村同
加藤儀三郎
市川四郎平
千福村同
横山源次郎
西島寅藏
葛山村同
杉本徳太郎
勝又幸三郎
岩佐茂市
上ヶ田村同
荻野庄七郎
八木與祖市
金沢村同
永田栄三郎
杉本茂十郎

静岡県駿東郡長心得書記　河目俊宗殿

（裾野市役所　富岡支所所蔵「町村制実施準備取調書類」）

344 **小泉村分割についての村会決議**　明治22(一八八九)・5・9

駿東郡小泉村分割議案決議書

第壱条

駿東郡小泉村ノ内左ノ六ヶ大字ヲ以テ一自治区トナシ、小泉村ト存置スル事。

佐野　石脇　二ツ屋　伊豆島田　水窪　富澤

第二条

同村ノ内左ノ六ヶ大字ヲ以テ一自治区トナシ、泉村ト改称スル事。

茶畑　平松　麦塚　久根　公文名　稲荷

但、各両村役場位置ノ儀ハ監督官庁ニ上申シ官庁ノ指揮ニ拠ル。

第三条

分割手続ハ昨明治廿一年法津第壱号ニ準拠スベシ。

右決議候也。

明治廿二年五月九日　　議長　菅沼三平㊞

議員　水口仙三㊞

（ほか九名）

（裾野市役所所蔵「小泉村村会決議書」）

345　小泉村分離について村長の意見書　明治22（一八八九）・11・27

（朱筆）「甲庶第五十九号」

本村分離ノ義ニ付意見書

客年四月法律第壱号ヲ以テ町村制度御発布相成候処、其后区域分合協議ノ際ヨリ、元茶畑村（茶畑・稲荷・久根・麦塚・公文名・平松）外五ヶ村ハ頻ニ分離ヲ希望セシモ、元佐野村外（佐野・石脇・二ツ屋・伊豆島田・水窪・富沢）五ヶ村ニ於テハ反テ分離ヲ嫌悪シ単ニ十二ヶ村ヲ以テ合併ヲ望ムニ付、遂ニ協議相整ハス。当時戸長ヨリモ其旨内申致置候処、既ニ本年二月本県令第拾九号ヲ以町村区域御達シニ依リ、元十二ヶ村ヲ一治区ト確定相成候処、該茶畑外五ヶ大字ニテハ尚其情不止、屢々佐野外五ヶ大字ニ対シ懇請スルヲ以、本年五月第一回本村会ニ於テ其希望ヲ容レ、茶畑外五ヶ大字ヲ以テ一治区トナシ泉村ト改称シ、則佐野外五ヶ大字ヲ以テ現今村名ノ通リ小泉村ヲ存シ一治区ト為ス事ニ議決相成候ニ付、篤ト既往ニ徴シ将来ニ就キ考フルニ、地理人情ノ自カラ

異ナルアリ、加ルニ双方法律上ノ義務ヲ負担スル有力ノ村ト認メ候。且ツ平松・伊豆島田ニ係ル地所混交ノケ所ハ、将来双方ノ便宜ヲ謀リ各地主ノ意見ヲ聞キ地籍ヲ変交（ママ）スル事ニ決定候。然ルニ未タ本制実施ノ日浅クシテ自治ノ効用ヲ視ル事不能トイヘトモ、到底現今ノ自治区ヲシテ親密ニ団結スル不能ト推考致候間、別紙決議書及関係書類相添、此段意見上申仕候也。

明治廿二年十一月廿七日

駿東郡小泉村長　菅沼佐太郎印

静岡県知事　時任為基殿

（裾野市役所所蔵「元小泉村分離書類」）

346　小泉村区域分割について村会議員の建議書　明治22・11・13（一八八九）

区域分割ノ義ニ付建議書

当駿東郡小泉村ノ内左ノ六ケ大字ハ人家大抵甲州街道ニ連檐セルヲ以テ、大概農ヲ以テ本業トナスト雖トモ工商ノ業ヲ兼、其風俗習慣ヨリ利害経済ニ至ル迄共同セルモノヽ如クニ有之候。即チ（小泉村ノ西部）佐野・石脇・二ツ屋・伊豆島田・水窪・富沢。同村ノ内左ノ六ケ大字ハ箱根山ノ西麓ニ附着シ、人家処々ニ散在シ其生計ノ如キハ山野ニ相仰ケリ。即チ（小泉村ノ東部）茶畑・平松・麦塚・久根・公文名・稲荷。而シテ東部茶畑外五ケ大字ノ義ハ、天然ノ形勢ニ随ヒ、利害ヲ均フスル所ノ隣保団結ノ旧慣ヲ存重（ママ）シテ以テ一団体ト為サン事ヲ欲スルカ故ニ、市町村制度御頒布ノ後其筋へ再三請願セシモ、期日経過ノ為終ニ其意ヲ果サヽリシ。遺憾骨肉ニ徹スルモノヽ、如クニ有之候。幸ニシテ東西部落トモ法律上ノ義務ヲ負担スルノ資力有之、且ツ民情多々異様ニシテ経済ノ如キモ甚タ異レリ。前顕ノ状況ナルニヨリ、之ヲ二分シテ相当ノ村落ニ可有之候。若シ之ヲ強テ現今ノ村落ノ儘存置セシムル時ハ、其間ニ於テ軋轢紛擾絶ユル時ナク、其害僅少ナラサルハ誣言（ママ）ヲ要セス。又西部ニハ西部ノ財産アリ、東郡亦然リ。然ルニ之ヲ永遠ニ合併シ置ク時ハ一大困難ヲ生スル必セ

リ。該時苦情ハ囂々（ごうごう）トシテ止マサルノミナラズ、損害ヲ蒙ル義ハ往事ニ徴シテ明瞭ナル義ニ付、卑職等焦心ノ至リニ候間、今般当小泉村々会ニ於テ本村ヲ分割シテ二団体ト致シ候上ハ、将来双方ノ鴻益（こうえき）ヲ得ル義ト確認仕候。右ハ既ニ本年五月九日本村々会ニ於テ別紙写ノ通リ決議相成居候間、各地主ノ承諾ヲ得、別紙地籍変更調書并絵図相添区域分割ノ義御裁可相成度、本村々会議員連署ヲ以テ此段建議仕候也。

駿東郡小泉村々会議員

明治廿二年十一月十三日　　柏木甚藏㊞

（ほか一一名）

静岡県知事　時任為基殿

（裾野市役所所蔵「元小泉村分離書類」）

347　分合見込町村調書（新小泉村）　年月日不詳

第一号

郡町（村）名	小泉村				
役場位置	佐野字二本松	四至ノ距離	東	人家ナシ	南
			西	富沢字内畑十丁十八間	北
分合見込ノ町村名及其一部名称	小泉村佐野　石脇　二ツ屋　伊豆島田　水窪　富沢　平松ノ内				

人口	段別	公民	戸数
男 一、〇〇七 女 九一三 計 一、九二〇	耕宅地 二二五、九 山林原野雑種地 一八五、〇 計 四一〇、九	耕宅地 二五八 山林原野雑種地 三九〇 計 九四、七七七	三三〇 九五、一六七

国税

地租	二、三八一		
所得税	二二		
酒造税	二、一五二		
醤油税	六九		
菓子税	五七		
煙草税	五		
売薬税	六		
船税	〇		
車税	六七		
国立銀行税	〇		
度量衡税	〇		
証印税	一五		
訴訟用印紙料	〇		
銃猟免許税	〇		
牛馬売買免許税	五		
計	四、七七九		

町村費

地方税

地租割	三三六		
商業税	九四		
工業税	一七		
雑種税	八四		
戸数割	一〇五		
計	六三六		
地価割	五九八		
反別割	〇		
営業割	一四		
戸別割	二一二		
人夫割	〇		
計	八二四		

協議費

神社祭典費	二二		
用水費	八五		
里道橋梁修繕費	九六		
箱根山地租及諸費	六		
雑費	二九		
計	二三八		

著名産物

木材	二五〇		
繭	二四三		
薪	一二〇		
計	六一三		

小学校								
位置	校名	在級生徒数	位置	校名	在級生徒数
佐野	佐野原尋常小学校	一八三人			

新(町)村名来由

共有財産ノ関係

公借ノ関係

交通ノ便否道路ノ険易

交際ノ有様及ヒ習慣

営造物使用ノ関係

町村及ヒ其一部ノ名称	人口			公民	戸数	段別				地価			
	男	女	計			耕宅地	山林原野雑種地	計		耕宅地	山林原野雑種地	計	
小泉村佐野	四三	三八四	八〇七	一一	一二四	九二、一一	一四、六	一〇六、七反		三九、四二八円	四三	三九、四七〇	
同石脇	一二六	一〇五	三一	三〇	四三	二九、三	七、五	三六、八		一三、三七一	三	一三、三九二	
同二ツ屋	六四	五〇	一一四	一四	一四	一八、一	二、一	二〇、二		三、四〇七	一〇	三、四一七	
同伊豆島田	一七六	一六九	三四五	四〇	七六	四四、五	五、九	五〇、四		一六、五〇五	二四	一六、五二九	
同水窪	一〇〇	九〇	一九〇	三	三五	九、四	二、七	一一、一		九、九二九	八	九、九四七	
同富沢	一三六	一二五	二四三	四一	三六	三〇、七	一五、一	一八、八		三、七六八	二六五	三、〇七一	
同平松ノ内	〇	〇	〇	〇	〇	一、八	一	一、九		三四一	円以下	三四一	
計	一、〇〇七	九一三	一、九二〇	二五八	三三〇	二三五、九	一八五、〇	四一〇、九		九四、七七七	三九〇	九五、一六七	

第三号

町村及ヒ其一部ノ名称	国税																	地方税																	町村費																
	地租	所得税	酒造税	醤油税	菓子税	烟草税	売薬税	船税	車税	国立銀行税	度量衡税	証印税	訴訟用印紙料	銃猟免許税	牛馬売買免許税	計	地租割	商業税	工業税	雑種税	戸数割	計	地価割	反別割	営業割	戸別割	人夫割	計																				
小泉村佐野	九八六	〇	四三一	〇	一三	五	四		四三			一五			三	一、五四一	一四〇	四六	一〇	四六	一九七	一四二	一四	七	八六		二四二	八四																				
同石脇	三〇九	〇	〇	〇	一	〇	〇		三			〇			三	一、三三	一四〇	八	二	四	一四	七二	一六	一	一三	一	一〇三	八四																				
同二ツ屋	公五	〇	〇	〇	〇	〇	〇		三			〇			〇	九公	一三	一四	三	五	一三	一七	一〇九	三	〇	四	一五一	一三																				
同伊豆嶋田	四一九	一六	一、七九	六	四	〇	二		七			〇			〇	二、三四	二六	三	二	二	九	二〇	一〇九	三	四	六	八公四	一〇																				
同水窪	二四八	一六	一、七九	六	四	〇	二		七			〇			一	二、六三	二六	三	二	二	九	二〇	一〇九	三	四	六	八公四	一〇																				
同富沢	三三六	三	〇	〇	〇	〇	〇		〇			〇			〇	三〇八	七	三	〇	一	二	六五	八公三	一	一	一	二	一〇																				
同平松ノ内	八																一					一																												
計	二、三六一	三	二、一五二	六四	五七	五	六		六七			一五			五	四、七七九	三六六	九四	一七	八四	一〇五	六六六	五九八				三三	八四																				

第四号

町村及ヒ其一部ノ名称	地方税																	町村費																																
	地租割	商業税	工業税	雑種税	戸数割	計	地価割	反別割	営業割	戸別割	人夫割	計																																							
小泉村佐野	一四〇	四六	一〇	五五	四六	二九七	二四七	六	七	八六		二四二																																						
同石脇	一四四	八	二	四	一四	七二	六		一	六		一〇三																																						
同二ツ屋	三	四	〇	二	五	一三	三		〇	三		三																																						
同伊豆嶋田	五八	二六	二	二	二〇	一一七	一〇九		四	六		一五一																																						
同水窪	三五	三	三	二	九	六二	五三		一	三		八四																																						
同富沢	四六	七	〇	一	二	六五	八三		一	二		一〇																																						
同平松ノ内	一					一	一					一																																						
計	三六六	九四	一七	八四	一〇五	六六六	五九八		一四	三三		八四																																						

第五号

町村及ヒ其一部ノ名称	協議費								著名物産					
	神社祭典費	用水費	里道橋梁修繕費	雑費	箱根山地租及諸費	計			木材	繭	薪	計		
小泉村佐野	七	三五	三五	三	〇	八九			〇	二四三		三四三		
同石脇	五五	一〇七	一〇二	三五	〇	二六			〇	〇		〇		
同二ツ屋	一	七	二	一	〇	二			〇	〇		〇		
同伊豆島田	五五	三	三	八	六	三五			〇	〇		〇		
同水窪	二	六	二	二	〇	三			二五〇	〇	二一〇	三七〇		
同富沢	二	一五	一七	三	〇	円以下三七			〇	〇	〇	〇		
同平松ノ内									二五〇	二四三	二一〇	六一三		
計	三一	八五	九六	二九	六	三八								

新町村名	旧町村名	区域											人口	戸数
		田	畑	宅地	塩田	鉱泉地	池沼	山林	原野	雑種地	合計			
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩		人	戸
小泉村	佐野	四九、五七〇	三四、一四四	八、三〇七				三、三五六	一、七四一〇	五三〇七	一〇六、六二四		八〇七	一二四
	同石脇	一五、五七〇三	一〇、六二一八	三、〇〇四				六、七五七	六五三	一三三	三六、七九七		三一	四三
	同二ツ屋	一三、七二一四	三、〇三九	一、三三〇九				一、二一〇	七二三	二九七	二〇、三〇二		一四	一四
	同伊豆島田	一七、〇七一六	三、六四〇五	三、七五二				四、一五四	一、三一〇一	三七五	五〇、三三二		四五	七
	同水窪	四、〇三四	四、三四七	九八二				二、四六四	〇一〇	一四六	一二、〇七二		一九	三
	同富沢	一七、八〇一八	一〇、〇七九	二、八三一五				一五、一四三	一、五一〇五	二五一	一八、八三二		二四	三八
	同平松ノ内	〇	一、八三三	四八				〇	一〇三	一一三	二、〇〇四		〇	〇
計		一二七、七八二五	八七、六九〇五	二〇、三四〇五				一七四、一〇〇四	六、〇七〇三	一、八四〇一	四一〇、九四一三		一九一〇	三三〇

新町村名	旧町村名	資力									負債	
		諸税並町村費			町村有財産							
		国税	地方税	町村費	現金	公債証書等ノ券面金高	土地		建物	米穀	金高	米穀
							耕宅地	山林				
		円銭厘	円銭厘	円銭厘	円銭厘	円	町反畝歩	町反畝歩	坪	石	円銭厘	石
小泉村	小泉村											
	佐野	一五一、五六二	二九七、九〇二	三四三、九八六			三三三	三八	〇			
	同石脇	三二三、三五二	七三、三五五	一〇三、二九二			二六一六	一八〇三	一六			
	同二ッ屋	九〇、六三三	三一、九三〇	三一、三五七			三三	二五	〇			
	同伊豆島田	三三四、七〇七	一二七、七五七	一五一、四〇四			一八〇五	四五〇七	〇			
	同水窪	二六三、九九八	六一、三七〇	八四、六五七			〇	〇	〇			
	同富沢	三三〇、〇五五	六五、二九二	一一〇、一七			〇	五〇〇	〇			
	同平松ノ内	八、五四〇	一、三三	一、三三			〇	〇	〇			
	計	四七八、八三六	六九、七五五	八八、一六			七二五	七三三	一六			
村	佐野外十一大字						一七一八	原野八、〇四一〇 三〇九	一四六			
	富沢水窪、長泉村上土狩											
	水窪、長泉村納米里							原野九五三				
	水窪、長泉村南一色上土狩							九、二八一〇				
	佐野、富岡村千福大畑											
	佐野二ッ屋伊豆島田石脇水窪外三ヶ村三大字							原野一五〇、四三五				

（裾野市役所所蔵「元小泉村分離書類」）

第一号

郡町（村）名	泉村				
役場位置	茶畑字上ノ山	距離	四至ノ	東	茶畑字市ノ瀬三十一町
				南	麦塚字出口十丁五十間
				西	平松字中道九丁十四間
				北	久根字塚口十五丁
分合見込ノ町村名及其一部名称	小泉村 茶畑　平松　麦塚　久根　公文名　稲荷　伊豆島田ノ内				

人口	男	九九一	計二、〇一七	民公	三〇四	戸数	三五九
	女	一、〇二六					

段別		耕宅地	山林原野雑種地	計	価地	耕宅地	山林原野雑種地	計
		二七六、六	一、六二一、三	一、八九八、九		一一五、八九二	一、五六一	一一七、四五三

税	国税			税	地方税			費	村町費			費	協議費			産	著名物産		
	地租	二、九三二			地租割	四一四			地価割	七五一			用水費	九三			薪	一、六五〇	
	所得税	四五			商業税	六四			反別割	〇			土木費	一一一			繭	八二〇	
	酒造税	〇			工業税	一六			営業割	八			神社祭典費	三八			木材	五一〇	
	醤油税	〇			雑種税	三五			戸別割	二一二			山野火入費	三九			三極	一〇〇	
	菓子税	七			戸数割	一〇八			人夫割	〇			巡査駐在所費	一二					
	煙草税	二			計	六三七			計	九七一			計	二九三			計	三、〇八〇	
	売薬税	一二																	
	船税	〇																	
	車税	二九																	
	国立銀行税	〇																	
	度量衡税	〇																	
	証印税	〇																	
	訴訟用印紙料	〇																	
	銃猟免許税	七																	
	牛馬売買免許税	七																	
	計	三、〇四一																	

小学校								
位置	校名	在級生徒数	位置	校名	在級生徒数			
佐野	佐野原尋常小学校	一四六						

新(町)村名来由

共有財産ノ関係

公借ノ関係

交通ノ便否道路ノ険易

交際ノ有様及ヒ習慣

営造物使用ノ関係

第二号

町村及ヒ其一部ノ名称	人口 男	人口 女	人口 計	公民	戸数	段別 耕宅地	段別 山林原野雑種地	段別 計	地価 耕宅地	地価 山林原野雑種地	地価 計
小泉村茶畑	四三	四八	八四九	一三	一四〇	一〇九、〇	一四三、五	一、五三九、五	四五、二四六	一、一一七	四六、三六三
同平松	一一五	一〇三	二一八	七	三五	三八、二	八、九	四七、一	一〇、九九九	三	一一、〇二三
同麦塚	七四	六一	一三五	二六	一七	二四、三	七、〇	三一、三	一一、七〇六	三六	一二、七四四
同久根	一七四	一九六	三七〇	六一	七五	四五、一	九六、三	一四一、四	三三、四五五	一八七	三三、六四二
同公文名	二〇七	三三八	四四五	六七	八二	三九、一	七九、〇	二八、一	一八、二〇四	一四七	一八、三五一
同稲荷	〇	〇	〇	〇	〇	一九、七	六	二〇、三	六、九七二	二	六、九七四
同伊豆島田ノ内	〇	〇	〇	〇	〇	一、二		一、二	三〇	四八	三五八
計	九九一	一、〇二六	二、〇一七	三〇四	三五九	二七六、六	一、六三三、三	一、八九八、九	二五、八九二	一、五六一	二七、四五三

第三号

町村及ヒ其一部ノ名称	国税																		計
	地租	所得税	酒造税	醤油税	菓子税	烟草税	売薬税	船税	車税	国立銀行税	度量衡税	証印税	訴訟用印紙料	銃猟免許税	牛馬売買免許税				
小泉村茶畑	一、二五九	三一			二	〇	六		三					六	二				一、三二九
同平松	三五二	六			一	〇	〇		四					〇	一				二六七
同麦塚	二九三	〇			一	二	六		五					〇	二				三〇七
同久根	五六六	八			二	〇	〇		四					〇	二				五八二
同公文名	四五八	〇			一	〇	〇		三					一	二				四六五
同稲荷	一四一	〇			〇	〇	〇		〇					〇	〇				一四一
同伊豆島田ノ内	七	〇			〇	〇	〇		〇					〇	〇				七
計	二、九三二	四五			七	二	一三		二九					七	七				三、〇四一

第四号

町村及ヒ其一部ノ名称	地方税							町村費											計
	地租割	営業税	工業税	雑種税	戸数割	計		地価割	反別割	営業割	戸別割	人夫割	計						
小泉村茶畑	二六四	三	五	一四	四三	二八四		二八九		三	八三		二三四						七五二
同平松	三九	五	一	四	一〇	五九		九		〇	二〇		二九						
同麦塚	四一	五	六	四	九	六三		六		一	八		八三						
同久根	八〇	一九	二	八	〇	二八		四		三	四		二三						
同公文名	六五	三	二	五	六	二一		三		一	一		六						
同稲荷	一四	〇	〇	〇	〇	一四		一		〇	〇		一						
同伊豆島田ノ内	一	〇	〇	〇	〇	一		一		〇	〇		一						
計	四一四	六四	一六	三五	一〇八	六三七		七五一		八	三三		九七二						

第五号

町村及ヒ其一部ノ名称	協議費 用水費	土木費	神社祭典費	山野火入費	巡査駐在所費	計	著名物産 薪	繭	木材	三極	計	人口	戸数
	九三	二二	三八	三九	一三	二五三	一、六五〇	八二〇	五一〇	一〇〇	三、〇八〇		
小泉村茶畑	二八	三	一	三	四	七	七五	二五〇	二〇〇	一〇〇	一、二七五		
同平松	一五	一五	五	五	二	四三	〇	一〇〇	〇	〇	二〇〇		
同麦塚	六	一六	五	六	二	三五	一五〇	一一〇	一〇〇	〇	三五〇		
同久根	三	三	八	八	二	六四	三七五	二三〇	一一〇	〇	六四〇		
同公文名	三	二五	九	〇	二	六五	四一〇	一三〇	一〇〇	〇	六四〇		
同稲荷	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
同伊豆島田ノ内	〇	円以下	円以下	〇	〇	円以下	〇	〇	〇	〇	〇		
計	九三	二二	三八	三九	一三	二五三	一、六五〇	八二〇	五一〇	一〇〇	三、〇八〇		

新町旧町名	村名	区域 田	畑	宅地	塩田	鉱泉地	池沼	山林	原野	雑種地	合計	人口	戸数
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	人	戸
泉	小泉村茶畑	五八、四三二	四〇、九二三	九、五六〇五			〇	八三五、八三〇一	五九四、〇五二	五八〇六	一五三、四五一六	八四九	一四〇
	同平松	二二、八八一六	二四、〇一〇五	一、三三三			〇	七七、三〇六	八三三	三三四	四七、〇九〇五	一三五	一七
	同麦塚	一三、八四一六	九、二四〇四	二、七一八			〇	六、一二八	四九八	三〇三	三、一九〇六	三八	三五
	同久根	二九、六六二五	一〇、八四三	四、五六二			〇	九四、三〇〇	一、三一九	八〇〇一	一四一、四二九	三七〇	七五
	同公文名	二六、八八一	八、三八二八	三、七〇三			四一〇六	七一、四〇一	六、五四〇八	四〇一〇	一二八、〇六〇八	四四五	八二
	同稲荷	八、八九六	九、九九三	八四一〇			〇	四六二	一三一	四一九	二〇、八一一	〇	〇
	同伊豆島田ノ内	〇	一、一六一三	二一五			〇	一三	〇	七一八	一、三五八	〇	〇
計		一四九、六二〇五	一〇四、六四〇七	三一、三五〇四			四一〇六	一、一〇一、一一〇二	六〇三、二四二九	二、四五一〇	一八九八、九七一三	二、〇一七	三五九

新町村名	旧町村名	資力										
		諸税並町村費			町村有財産						負債	
		国税	地方税	町村費	現金	公債証書等ノ券面金高	土地			建物	米穀	金高
							耕宅地	山林				
		円銭厘	円銭厘	円銭厘	円銭厘	円	町反畝歩	町反畝歩		坪	石	円銭厘	石
泉村	小泉村											
	茶畑	一、二六、一〇九	二四九、六二五	三七五、八六六			四一四	一〇〇、一七九					
	同平松	三〇七、一九五	六七、七七七	八六、二四三			〇	〇					
	同麦塚	二六七、五五九	六一、三〇九	一三、三六三			三九〇一	七、五五					
	同久根	五六三、〇七八	一三一、六七五	一八九、四四九			三〇一四	一、一三四					
	同公文名	四五六、七九五	一一三、二五五	一六四、八三一			〇	〇					
	同稲荷	一七四、六〇四	二四、五一〇	四一、九〇〇			〇	〇					
	同伊豆島田ノ内	七、四九	一、一〇〇	一、〇一九			〇	〇					
	計	三、〇三五、〇九	六四九、四八一	九八一、〇八一			六一九	一〇一、三八八		一四二			
佐野外十一大字公文名、麦塚、平松、外三ヶ村五大字							一七一八	原野一五〇、四三五					

（裾野市役所所蔵「元小泉村分離書類」）

349　小泉村旧来町村区画沿革調　明治22（一八八九）・11・27

旧来町村区画沿革調

維新前ハ岩波・石脇・佐野・公文名・稲荷・茶畑・麦塚・平松・二ツ屋九ヶ村、小田原城主大久保加賀守領分。

伊豆島田・水窪両村、沼津城主水野出羽守領分。深良村・久根村両村、当時将軍家徳川氏ノ旗下臣稲葉紀伊守知行所。

明治元年ハ佐野村外拾弐ヶ村悉皆徳川家達領分トナル。

同二年、徳川氏役所ヲ本郡神山村・下土狩村ノ両所ニ置ク。岩波・深良・石脇・久根・佐野五ヶ村ハ神山役所ノ管轄タリ。公文名・稲荷・茶畑・麦塚・平松・二ツ屋・伊豆島田・水窪八ヶ村ハ下土狩役所ノ管轄トナル。

但、明治三年ニ至リ久根・佐野両村、下土狩役所ノ管轄ニ転属ス。其他各村前ノ如シ。

同四年、佐野村外拾弐ヶ村悉皆沼津郡役所ノ管轄ニ改ム。

同五年、戸籍編製ノ区域ハ岩波・深良・石脇・佐野・久根・茶畑・麦塚・平松・二ツ屋・公文名拾ヶ村、第五小区編入ニテ戸長壱名・副戸長壱名ヲ置レタリ。伊豆島田・水窪両村ハ第四小区ニ編入セリ。其戸長・副戸長ノ員数ハ之ヲ詳（つまびらか）ニセス。

明治六年、大小区ヲ置ルヽニ当リテハ、佐野村外十二ヶ村悉（ことごと）ク第一大区三小区ニ属セリ。

明治十年、大小区ヲ廃セラレ各村ニ戸長役場ヲ置カル。佐野・二ツ屋・平松・水窪・伊豆島田・麦塚・茶畑・稲荷・公文名・久根・石脇・深良・岩波・冨沢ノ各村ニ戸長壱名・用係（筆生）壱名ヲ置レタリ。尤（もっとも）稲荷村ハ公文名村戸長兼務セリ。

明治十七年七月、戸長役場区域ヲ改定シ、佐野村外十二村ヲ以テ一戸長役場トシ、位置ヲ佐野村ニ置レタリ。佐野・平松・二ツ屋・水窪・伊豆島田・麦塚・茶畑・稲荷・公文名・久根・石脇・深良・岩波ノ十三ヶ村ヲ管轄シ、戸長壱名・用係五名ヲ置ク。

明治廿二年三月、町村区域ヲ改定シ小泉村・深浪村ト分合改称セリ。佐野・平松・二ツ屋・水窪・伊豆島田・麦塚・茶畑・公文名・稲荷・久根・石脇・富沢ノ十二ケ村合併シ小泉村ト称シ、戸長壱名・用係五名ヲ置ク。深良・岩波ヲ合併シ深浪村ト称シ、小泉村戸長之ヲ兼ネ用係二名ヲ置ク。

明治廿二年四月、町村制ヲ施行セラレ、佐野・石脇・久根・公文名・稲荷・茶畑・麦塚・平松・二ツ屋・伊豆島田・水窪・富沢村ヲ以テ一治区トシ小泉村ト称ス。往古ハ佐野・久根・公文名・稲荷・茶畑・平松・二ツ屋・伊豆島田・水窪・麦塚十ケ村、佐野ノ郷小泉庄ト云。深良村・岩波村・石脇村三ケ村、佐野ノ郷藍沢庄ト云。

右ハ旧来町村区画ノ沿革取調候処、前記ノ通有之候也。

明治廿二年十一月廿七日

駿東郡小泉村長　菅沼佐太郎㊞

（裾野市役所所蔵「元小泉村分離書類」）

350　小泉村分離について郡長の副申控　（一八九〇）明治23・4

町村分離ノ儀ニ付副申

郡下小泉村ノ内、茶畑・平松・麦塚・久根・公文名・稲荷ノ六大字ハ分離シテ更ニ一村ヲ造成致度旨、小泉村会議員一致ノ決議ヲ以テ別紙ノ通申出候処、右分離ノ事タル、昨明治廿二年、自治区造成ノ為メ郡下各町村分合ノ際、已ニ数次ノ申出モ有之候得共、当時ハ一致協和ヨリ出デタルニアラズ、遂ニ分離ノ議熟セズシテ現今ノ区域ト相成候モ、今日ニ於テハ多数人民亦之レヲ希望シ、客年分合以来当役所へ屢々申出有之候ニ付取調候処、仮令之ヲ分離候テモ双方地形上不便ナク、且何レモ戸数三百ヲ超ヘ地価拾万内外ニ及ビ、自治ノ資力ニ堪ヘザル事モ無之ト思料致シ、将又地籍変更ノ件モ地形上止ムヲ得ザル儀ト認メ候間、願意御採納相成候様致度、客年十月中第一部長ヨリ内牒ノ次第モ候ニ付、図面其他調書相添ヘ此段副申候也。

明治廿三年四月

郡　長

知　事　宛

（裾野市役所所蔵「元小泉村分離書類」）

351　小泉村分離についての告示　（一八九〇）明治23・10・10

告示第五拾九号

駿東郡小泉村ヲ分離シ、左ノ二ケ村ヲ置ク。

小泉村（コイヅミムラ）　区域　富沢、佐野、水窪、伊豆島田、二ツ屋、石脇

泉村（イヅミムラ）　同　茶畑、平松、麦塚、久根、公文名、稲荷

右町村制第四条第百三十条ニ拠リ処分ス。

明治廿三年十月十日

静岡県知事　時任為基

（裾野市役所所蔵「元小泉村分離書類」）

352　小泉村村会議事規則　（一八九〇）明治23・12・22

村会議事規則

第壱条　議事ハ毎日午前第八時ニ始メ午后第三時ニ終ル。休憩ハ午前ニ於テ三十分及正午壱時間トス。尤（もつと）モ時期ニヨリ議長之ヲ伸縮スル事アルヘシ。

第弐条　議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ毎会其ノ席ニ着クヘシ。

第三条　議案ノ可否決ハ通常三次読会ヲ経テ定ムル者トス。其順序左ノ如シ。

但、議題ノ性質ニヨリ議長ノ意見若（もし）クハ議会ノ請求ニヨリ、本条ノ順序ニ関セス直チニ審議会ヲ開キ確定議トナス事アルヘシ。

第壱読会

議案ノ大意ヲ論議シ其議題ノ為第二読会ヲ開クヘキ乎否（か）ヤヲ決スヘシ。否決スル時ハ其議題ヲ消滅スル者トシ、可決スルトキハ議長其期日ヲ定ム。

第弐読会

議案ノ毎条ニ就テ審議シ、決議ノ後チ議長第三読会ノ期日ヲ定ム。

第三読会

議案ノ全条或ハ全条ヲ分析シテ之ヲ復議シ、其決議ヲ確定ス。

第四条　毎読会ノ初ニ於テ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム。

第五条　修正説ハ第二読会・第三読会ニ於テ発スルヲ得。然レトモ賛成者ナキ者ハ議題トナス事ヲ得ス。

第六条　可否ヲ決スルノ法ハ起立・匿名投票ノ二種トシ議長之ヲ施行ス。然レトモ投票ヲ要スル場合ニ於テハ之ヲ会議ニ問フ事アルヘシ。

第七条　出席議員ハ可否ノ数ニ入ラサルヲ得ス。

第八条　可否ノ数ハ書記之ヲ算シ、議長之ヲ議員ニ報ス。

第九条　決議ノ順序ハ修正ヲ先ニシ、其修正数多ナルトキハ最モ原案ニ異ル者ヲ先ニス。其前后ニ論アルトキハ、修正決議ニ先チ議長之ヲ決シ或ハ会議ノ決ヲ取ルヘシ。

第十条　議員ノ意見若クハ議会ノ請求ニヨリ、議題ヲ分合シ或ハ条項ノ順序ニ拘ラス議決スル事アルヘシ。又議員ヨリ提出スル建議モ議員四分ノ一以上ノ賛成者アルトキハ議題トナス事ヲ得。

第拾壱条　議員発言セントスル時ハ、先ツ起立シテ議長第何番ト呼ヒ、其許可ヲ得タル上ニアラサレハ発言スヘカラス。

第拾弐条　弐人以上同時ニ発言ノ権ヲ請フトキハ、議長其遅速ヲ斟酌シ之ヲ許ス。

第拾三条　議案朗読ノ后暫クシテ発言ナク、議員全員異議ナキ者ト認ムルトキハ之ヲ可決ス。

第拾四条　議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ議員中ヨリ委員ヲ撰シ議案或ハ修正案ヲ査理セシメントスル時ハ、会議ノ決ヲ取ルヘシ。

但、人員及撰挙法ハ議員ノ議決ニヨル。

第拾五条　委員ハ其付托セラレタル全案ヲ取捨改竄スルヲ得。然レトモ其決議セル条節ニ於テハ字句ヲ修飾シ欠条ヲ補足スルニ止リ、決議ノ意旨ヲ変更スルヲ得ス。

但、委員ノ意見過半数ヲ得サルトキハ最多数ニ依リテ之ヲ決シ、其理由ヲ録シテ之ヲ議長ニ報告スヘシ。

第拾六条　小会議ハ議案若クハ委員報告書ニ付、質問ヲナシ或ハ内議ヲ要スルトキハ之ヲ開クヘシ。其会長ハ議長之ヲ務ム。

但、時宜ニヨリ本会ニ於テ質問スル事アルヘシ。

第拾七条　小会議ハ傍聴ヲ許サス。

第拾八条　小会議ニ於テハ本則ニ従フヲ要セス。

第拾九条　会議ハ静粛ヲ要ス。故ニ議事中私語又ハ喧嘩シ或ハ猥リニ議場ヲ遮過スル等ノ挙動ヲ禁ス。

第弐拾条　議員ハ議長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ猥ニ席ヲ離ル事ヲ得ス。

第廿壱条　議員出席スル時ハ出席簿ニ捺印シ、又欠席スル時ハ其事故開会時限ニ先タチ書面ヲ以テ議長ニ届出ツヘシ。

但、事故ナクシテ欠席スルヲ得ス。

第廿二条　前条ノ手続ヲ経スシテ欠席シ又ハ出席スルモ開会時限ニ遅ルヽトキハ、壱時間毎ニ拾銭ノ割合ヲ以テ過怠金ヲ差出サシムヘシ。

但、欠席スル者ハ拾銭以上弐円以下ノ範囲内ニ於テ議会之ヲ決ス。

第廿三条　議長ハ議員着席ノ后臨場シ、議員ハ議長退席ノ后退場スヘシ。

第廿四条　議事ノ始終及休憩ハ議長之ヲ報ス。

但、登場ノ用意及着席等ハ撃柝ヲ以テス。

第廿五条　本則ハ議会ノ決議ニヨリ修正スル事ヲ得。

右決議候也。

小泉村々会議

明治廿三年十二月廿二日　　菅沼三平㊞

同　　議員

菅沼佐太郎㊞
（ほか一〇名）

（裾野市役所所蔵「小泉村村会決議書」）

353　富岡村常設委員条例

（一八九〇）明治23・7・3

告示第拾九号

富岡村条例常設委員ニ関スル件、富岡村会ノ決議ヲ経、町村制第百廿五条ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得、左ノ通リ定ム。

明治廿三年七月三日

静岡県駿東郡富岡村須山村組合村長　芹沢孝三

富岡村常設委員条例

第一章　組織

第一条　本村ニ常設委員九名ヲ置ク。

第二条　委員ハ当村会ニ於テ、当村内ノ公民中、村会議員ノ選挙権ヲ有スル者ヨリ之ヲ選挙ス。

第三条　委員ノ任期ハ一ケ年トス。

第四条　委員中欠員ヲ生シタルトキハ、直チニ補欠選挙ヲ行フヘシ。

補欠委員ハ其前任者ノ残任期間在職スルモノトス。

第二章　職務権限

第五条　委員ハ委員会ニ於テ、定ムル所ノ区域ヲ以テ受持部内トシ、本村行致事務ノ一部ヲ分掌スルモノトス。其概目左ノ如シ。

一　令達ヲ人民ニ示諭スル事。

二　諸統計材料取調ノ事。

三　窮民・棄児・迷子等ニ関スル事。

四　行旅人疾病死亡及変死人ニ関スル事。

五　田圃灌漑ニ関スル事。

六　虫害及鳥獣害予防并ニ駆除ニ関スル事。

七　家畜伝染病予防ニ関スル事。

八　里道并ニ里道橋梁・堤防・用悪水路ノ修繕及保存ニ関スル事。

九　衛生ノ普及ヲ謀ル事。
十　伝染病予防并ニ救済ニ関スル事。
十一　火葬場并ニ埋葬地ニ関スル事。
十二　罹災者実地調査ノ事。
十三　役場ヨリ人民ニ対スル命令書・告知書等、伝達ノ事。
其他、臨時委托ノ事務アルトキハ之レヲ処弁スヘシ。

第六条　委員ハ受持部内ニ在ル一切ノ営造物ヲ管理スルモノトス。

第七条　委員ハ職務ニ関シ村長ニ意見書ヲ出ス事ヲ得。

第八条　委員ハ村長ノ招集ニ応シテ、委員会ニ出席スヘキモノトス。

第九条　委員会ハ委員ノ分掌事務并ニ営造物管理ニ係ル取扱ノ方法ヲ議定シ、及随時村長ヨリノ諮詢ニ応答スル者トス。

第拾条　委員会ハ委員三分ノ二以上出席スルニアラサレバ議決スル事ヲ得ス。但、同一ノ事件ニ付、招集再回ニ至ルモ猶委員ノ出席定数ニ満タサルトキハ此限リニアラス。

第拾壱条　委員会ノ議決ハ過半数以上ノ多数ニヨリ之ヲ定ム。可否同数ナル時ハ委員長之ヲ決ス。

第拾二条　委員会ノ細則ハ当村会ノ議事細則ニ依ル。

（御宿区所蔵）

富岡村ニ常設ノ委員設置ニ付理由書

夫レ我富岡村ハ愛鷹山ノ北麓ニ位スル一村落ニシテ、道路概ネ峻険、河川縦横ニ蜿延スルヲ以テ、一朝霖雨等ニ際セバ橋梁流失シ道路頽壊ヲ来シ交通ヲ絶スルコト屢々ナリ。加之地勢南北ニ延長シ東西ニ短ク、人家疎在シテ大字九所ヲ有ス。故ニ村内ヲ一巡スルニモ一日有余ノ日子ヲ費消セサレバ能ハサル事ニシテ、土木ノ施行ヲ始メ諸般行政ノ周到ハ、僅々タル事務吏員ノ成シ得ヘキニアラス。因テ本制第六十五条ノ明文ニ随ヒ、本村ニ常設ノ委員ヲ設置シテ、営造物ノ監理、道路河川橋梁ノ

修築ヨリ勧業衛生等ニ関スル諸般ノ事務ニ至ルマテ、苟(いやしく)モ村内公益ノタメニハ本制ノ許ス限リ間接ニ直接ニ力ヲ致サシメ、以テ専務吏員ヲ補佐セシメ、一ニハ本村諸般ノ行政ヲシテ整理スルヲ得、一ニハ村内公民ノ多数ヲシテ実務ノ経験ヲ積ミ施政ノ難易ヲ了知シテ、自治ノ効用ヲ挙ケント欲ス。是レ本案ヲ発スル所以(ゆえん)ナリ。

（裾野市役所　富岡支所所蔵「条例許可稟請并指令綴」）

354　富岡村千福非常取締規約　（一八九〇）明治23・9・14

（表紙）

明治廿三年十月四日

富岡村千福非常取締規約

駿東郡富岡村

千福　人民総代

規約書御認可願

駿東郡富岡村

大字　千福

右ハ今回人民協議ノ上、別冊ノ通規約候条、御認可相成度、此段奉願候也。

右人民総代

明治二十三年十月四日　　横山健吾

沼津警察署御中

規約ノ証

一今般元駿東郡千福村ヲ永遠保安維持センガ為メ左ノ諸項ヲ規約捺印候也。

第壱章

禁止

第壱条　本村ハ旧来壱村共有トシテ維持来リシ土地建物其他ノ物件、売買譲与致(いたすまじく)間敷候事。

但、万不得止(ばんやむをえざる)場合ニ於テハ壱村ノ評決ヲ以テ執行可致事。

第二条　本村内ニ於テハ本村ノ安全ヲ得ンカタメ質素節験(倹カ)ヲ旨トシ、演劇其他興行ニ関スル開場致間敷候事。

第参条　本村ハ相互ニ和親ヲ計ランカ為メ争論喧擾等致間敷候事。

但、万不得止事故出来候トキワ各組内ニ協議シ、壱村総轄人ノ指揮ニ従ヒ、其筋ノ判定ヲ乞フヘシ。

第四条　本村ハ将来安全ヲ期センカ為メ無頼（ぶらい）ノ徒及不正業者ノ集合及召集等致間敷候事。

第五条　賭博（とばく）ハ勿論其他類似ノ勝負業決シテ致間敷候事。

第六条　諸法律ノ禁止ハ勿論、仮令（たとい）道徳ノ禁止スル処タリト雖モ違犯致間敷候事。

第二章　職員及権限

第七条　本村ヲ保護センカ為メ左ノ職員ヲ置キ本規約ヲ執行セシム。

総轄人壱名　取締人五名　組長拾二名

第八条　本村総轄人ハ従来ノ慣行ニヨリ壱村人民総代ヲ以テ是レニ充テ、壱村ノ安寧ヲ管理セシムル事。

第九条　取締人ハ壱村ノ公共ニ関スル事項ニ付キ総轄人ト協議シ、壱村ノ安寧ニ関スル一切ノ取締ヲナスベキ事。

第拾条　組長ハ従来ノ組内ヲ保護シ、総轄人及取締人ノ協議ニ参シ、組内ノ安全ヲ計ルベキ事。

第拾壱条　第壱条以下第六条ニ至ル数項ノ外、本村安寧秩序ニ関スル事件ハ総テ総轄人及取締人ノ指揮監督ヲ請クベキ事。

第参章　罰則

第拾二条　蜜（密カ）ニ第二条及第六条ヲ企ツル者アルトキワ会主及貸家主ハ連犯ト見傚（做カ）シ、総轄人及取締人ノ指揮ニ従ヒ、壱村ニ対シ相当ノ謝罪可致事。

第拾参条　前条ノ蜜（密カ）計ヲ為スモノワ各組長ニ於テ捜索シ、総轄人及取締人ニ告知シ、第拾二条ノ処分可致事。

第拾四条　第四条及第五条ヲ犯スモノヲ見聞スルトキワ直チニ総轄人及取締人ニ告知スヘシ。若（も）シ知テ為サザルモノワ第七条ノ処分ニヨルモノトス。

第拾五条　第拾四条ノ告知アリタルトキハ総轄人及取締人ハ協議ノ上、壱村ノ保安ヲ得ンカ為、警察ノ処分ヲ乞ヒ或ハ臨械(機カ)処分スルモノトス。

右決議候也。

駿東郡富岡村千福

明治廿三年九月十四日　　西島太吉㊞

（ほか五八名）

（千福　横山正美氏所蔵）

(2)　日清戦争

355　徴兵令改正

（一八八四）明治17・2・20

徴兵令改正相成、旧令ノ免役法ヲ廃シ、廃疾不具又ハ重罪ノ刑ニ処セラレタルモノ、外ハ一般徴集シ、本令第十七条・第十八条・第十九条ノ事故アル者ニ限リ特ニ猶予セラル。右ハ方今国家兵備ノ充実セザル可カラザルヲ以テ徴集法ヲ弘メラレタルナラン。抑(そもそ)モ兵備ハ国安ヲ保持スル為ニシテ、兵役ナルモノハ即チ自家ヲ保護スルニ異ナラス。苟(いやしく)モ男子タル者ハ奮テ軍隊ノ事ニ従フヘキハ勿論ノ事タルヲ、兎角(とかく)私情ニ泥(なず)ミ公義ヲ忘レ免役ノ廃セラレシヨリ巷議(こうぎ)喋々(ちょうちょう)、甚シキニ至リテハ規避(きひ)ヲ計画スル者アリト聞ク。不容易儀ニシテ憂フヘキノ甚シキナリ。右ハ全ク地方風教ノ届カサル処ト雖モ、刑罰ニ触ルヽニ至ルトキハ慇懃(いんぎん)ノ次第ニ付、心得違ノ者ハ厳密匡正(きょうせい)致スヘク、此旨内達候也。

明治十七年二月廿日　　駿東郡長　窪田　凸

千福村

戸長中

（千福　横山正美氏所蔵「県令郡長書諭達綴」）

356　徴兵逃れに対し注意

（一八八四）明治17・2・20

坤庶第二号

徴兵相当ノモノ失踪逃亡又ハ出稼等ニテ徴集ニ不応モノ既ニ本県下ニ於テ四百余名ノ多キニ至リ、中ニハ父兄ニ

於テ本人居所承知シ居ルモ之ヲ隠蔽シ又ハ本検査済帰郷シテ其届出ヲナサズ、竟ニ犯罪ニ係ル者有之。酷ク不都合ニ付、戸長ニ於テ父兄並本人ヘ懇篤説諭ヲ加ヘ復帰届出ハ勿論、右様弊害無之様致度、且今般徴兵令改正ニ付テハ同令第四十三条及第四十四条ノ犯罪ニ係ル者等無之様、此際一層注意可致、此旨相達候也。

明治十七年二月二十日　　駿東郡長　窪田凸

千福村

戸長中

（千福　横山正美氏所蔵「県令郡長書諭達綴」）

357　献納金取扱手続　（一八八八）明治21・8・15

献納金取扱手続

一　献納金ハ一己人タルト数人聯合又ハ会社等ノ名義タルトハ献納者ノ随意トス。但数人聯合又ハ会社等ニ在テハ代表者ノ名義ヲ以テスベシ（代表者ハ一人ニ限ル事）。

二　献納スベキ金種ハ通用貨幣タルベシ。

三　献納金ハ一己人又ハ部隊ヲ指定スルモ之レヲ採用セズ。

四　献納スベキ金高壱円未満ノモノハ之レヲ受理セス。但数人聯合シテ一円以上トナルモノハ此限ニアラズ。

五　献金ヲ為サントスル者ハ左ノ書式ニ倣ヒ其金額住所氏名ヲ記載シ陸軍恤兵監ニ申出、同監之ヲ認可セシトキハ納入告知書ヲ献金者ニ送付スベシ。

恤兵監献金ノ申出ヲ認可セシトキハ之ヲ陸軍省経理局第三課長ニ移シ、同課長ハ献金者ニ宛タル納入告知書ヲ作リ陸軍恤兵監ニ送付ス。

六　献金者ニ於テ納入告知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ該書ニ現金ヲ添ヘ中央金庫ニ納付スベシ。但東京府外ニ居住スルモノハ其地附近ノ金庫ニ為替納金ノ手続ヲ為スベシ。

七　為替納金ノ手続ハ、金庫ヨリ為替納金請求書用紙ノ交付ヲ受ケ金員氏名等ヲ記入シ之ニ現金ヲ添ヘ金庫ニ

納付シ、其領収証書ヲ受ケ之ヲ納入告知書ニ添ヘ中央金庫ニ送付スルモノトス。

八　経理局第三課長ハ金庫ヨリ献金領収済ノ通知アリタルトキハ之ヲ恤兵監ニ通報スベシ。

九　恤兵監献金受領済ノ通報ヲ受ケタルトキハ之ヲ官報ニ広告ス。外国ニ於テ受領スルモノモ亦同シ。

　　献納金申出書

一金何円

右ハ今般軍資金トシテ献納仕度御採用相成度候也。

　　本籍　何府(県)何郡(市)町(村)大字番地
　　現住所何府(県)何郡(市)町(村)大字番地
　　華(士族平民)
　　年　月　日　　氏　名印

（何々社(会)長(総代)氏名）

陸軍恤兵監　大蔵平三殿

右当郡(区)(町)(村)内ニ現住スルコトヲ証明ス

　　年　月　日　　郡(区)(町)(村)長氏　名印

（富沢　渡辺武彦氏所蔵「出征軍人関係」）

358　徴兵入営者送別会趣意書　（一八九一）明治24・11・15

徴兵入営者送別会趣意書

我ガ小泉・泉・富岡・須山ノ某々君等数名兵士タルノ栄誉ニ当籤シ、来ル十二月一日ヲ以テ豊橋衛戍（えいじゅ）及ビ近衛ニ入営セントス。我ガ青年会ハ同志諸君ノ賛成ヲ得テ聊（いささ）カ送別ノ宴ヲ開カントス。乞フ賛成アレ。

　　送別会要領

一会日　十一月廿二日午前十時
一会場　佐野瀑園内
一会費　金弐拾銭

一郡長閣下及監視区長兵事課長ヲ招聘シ列席ヲ乞フ事

　　明治廿四年十一月十五日

　　主唱者

富岡青年会印

（富沢　渡辺武彦氏所蔵「出征軍人関係」）

359　戦勝祈願祭執行通知

（一八九四）明治27・8・13

庶第二九一号一

今般陸海軍予后備下士兵卒非常召集出兵候ニ付テハ、大日本帝国光栄、兵士健康、戦勝ノ為、来十五日午前十時ヨリ当佐野原神社ニ於テ祈願祭執行候旨、清水寛良・服部大八ヨリ申越候条、当日御参拝相成度、此段御通知候也。

追テ貴字有志者へ夫々右様ノ義御□□（判読不能）被取計度申渡候也。

明治廿七年八月十三日

泉村役場印

常設委員

勝俣藤三郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

360　応召軍人家族保護規定

（一八九四）明治27・8

（表紙）

明治二十七年八月

大日本支那ト戦争ニ付　第壱回

応召軍人家族保護規定義捐募集名薄

駿東郡泉村麦塚

応召軍人家族保護規定

第一条　日清交戦ニ際シ予備後備下士兵卒ニシテ召集ニ応シタル軍人家族ニ対シ、本村ハ慰問状ヲ添付シ金員或ハ物品ヲ寄贈シ、又ハ貧富ノ級別ニヨリ家族保護トシテ左ノ食料ヲ贈与スルモノトス。

男女壱人一日　玄米五合

七十年以上十三年未満男女一人一日　玄米五勺

第二条　現役中ト雖トモ第一条ノ例ニヨル。

第三条　第一条第二条ノ家族疾病ニ罹リ加養シ能ハサルモノニハ医薬ニ係ル実費ヲ贈与スルモノトス。

第四条　第一条第二条第三条ノ贈与食料又ハ金員ハ本村有志者ノ義捐ヲ募集シ以テ之ニ充ツ。

第五条　義捐金募集ハ義捐簿冊ヲ調製シ、各大字受持常設委員ニ属托シ、第一期募集ヲ来九月十日限リトス。

第六条　食料及金員配当贈与ノ方法ハ金壱円以上ノ義捐者ヲシテ該委員トス。

但シ委員長ハ村長之ニ任ス。

附則

第七条　本法ハ明治廿七年八月四日ヨリ施行スルモノトシ明治廿七年十二月三十一日迄ヲ第一期間トス。

但シ応召ノ兵員ニシテ解散ヲ命セラレ帰郷シタル時ハ其当日ヲ限リ消滅スルモノトス。

右協議決定候也。

駿東郡泉村長　柏木甚藏

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

361　戦死者慰霊祭通知

（一八九四）明治27・12・19

庶第六二〇号

平壌ノ役名誉ノ戦死シタル故歩兵一等卒庄司文次郎氏、本月廿三日、百日祭相当ニ付、同氏ノ霊魂ヲ聊（いささか）慰メンカ為メ、同日午前九時ヨリ茶畑願称寺ニ於テ有志者ト謀リ霊祭施行候間、此段及御通知候也。

明治廿七年十二月十九日

泉村長　柏木甚藏

常設委員

勝俣藤二郎殿

追テ都合モ有之候間、同日御出席ニ候ハヽ、其ノ旨来ル廿一日迄ニ当役場へ御申出有之度候也。

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

362　**慰問文（明治二七・二八年戦役に際し慰問の為）**　（一八九五）**明治28・4・21**

慰問文

維レ時明治二十七年八月征清ノ大詔煥発、宣戦ノ聖旨ヲ奉シ皇軍ニ従ヒ清国ヲ蹂躙シ、炎熱骨ヲ爍スノ夏期ヨリ凜寒指ヲ堕スノ冬期ニ至ルマテ身ヲ満州ノ野ニ暴露シ、弾丸雨飛砲声激烈ナル或ハ郊野ニ露営シ糧食衣服供給意ノ如クナラザルヲ忍ビ、千種万様実ニ筆紙ニ尽ス能ハズ。此ノ千辛万難ノ間ニ泰然精神ヲ鼓シ勇壮活潑、屈セズ撓マズ、奮争激戦連戦連勝ハ皇祖皇宗ノ威徳　今上天皇ノ絶倫ニ因ルト雖トモ、亦タ忠勇義烈ナル陸海軍人各位ノ忠君愛国ノ美徳ニ依ルト云フモ敢テ不可ナキナリ。嗚呼今古未曾有ノ一大盛事ト謂フ可シ。茲ニ於テカ、我々同胞ノ情誼国民ノ義務トシテ忠勇義烈ナル軍人各位ノ家族諸君ヲ慰問セザルヲ得ス。今ヤ家族諸君ハ国ニ在リテ軍人各位ニ代リ父母ニ孝養ヲ尽シ子弟ヲ愛育ス。其心情ヲ察スルニ寝食ノ間ト雖トモ顚転忘ルヽ事能ハス。況ンヤ千里異郷ニ在ル軍人各位亦タ日夜思ヒヲ注クニ於テヲヤ。我子ノ忠勇戦功ノ報知ヲ待ハ父老ノ愛隣ニシテ、神仏ニ誓願シ武勇健全ヲ祈ルハ妻子兄弟ノ至情ナリ。軍人各位ノ忠勇ト家族諸君ノ至情ヲ合思スルニ皆ナ是レ国家ニ尽スノ忠直ナリ。嗚呼誰カ此ノ至愛至情ニ至ツテ坐視傍観スルニ忍ビンヤ。思フテ茲ニ至レバ胸塞リ気絶シ紅涙千行衣襟ヲ湿ス。豈慨嘆ノ至ナラスヤ。故ニ奮然涙ヲ揮テ憂国ノ志士ト謀リ愛国尽忠団ナル者ヲ設ケ、忠実ナル家族諸君ヲ慰問シテ同胞ノ情誼ヲ代表シ、依テ紀念ノ為メ詔勅解五部酒肴料金参円謹テ奉呈ス。

明治廿八年四月廿一日

大日本帝国静岡県愛国尽忠団本部印

芹沢　潔殿

御家族御中

（葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

363　凱旋軍人歓迎宴会

（一八九五）明治28・8・7

豊橋衛戍第十八聯隊凱旋ヲ新聞紙上ニ散見スル如ク已ニ其途ニ上リ、明廿七日ヨリハ逐次解隊帰郷相成候趣キニ付、予テ御打合セノ通リ夫々御準備中トハ存候得共、尚取急キ何時帰郷有之候モ差支無之様セラレ度、且当日凱旋兵士ヲ乗載スル馬匹又ハ出迎者ノ如キモ予テ取定メ置キ当所ノ通知ニ接セハ敏活ノ御取計有之候様致度、為念此段御通知候也。

明治廿八年六月廿六日　　凱旋軍人歓迎会長　菅沼佐太郎

凱旋軍人歓迎委員　渡辺恵作殿

本村出身軍人大略凱旋帰郷相成候ニ付、不日歓迎宴会相開キ度ト存候。就テハ諸般準備等ニ関シ篤ト御協議致度候間、来ル廿二日正午十二時ヲ期シ、無遅滞当役場ヘ御参集相成候様致度、此段御通知候也。

明治廿八年七月廿日

小泉村凱旋軍人歓迎会長　菅沼佐太郎㊞

小泉村凱旋軍人歓迎委員

渡辺恵作殿

本村凱旋軍人歓迎会費ノ内ヘ特別義捐ノ義、先キニ御賛成相成候処、祝宴会期日モ本月十一日ト確定相成候。就テハ夫々準備ノ都合モ候間、来ル九日限リ必ス御出金相成候様致度、此段申進候也。

明治廿八年八月七日

凱旋軍人歓迎会長　菅沼佐太郎㊞

同委員

渡辺恵作殿

本村凱旋軍人歓迎宴会ノ義一時延期ノ処、杉山看護長ハ来月頃ナラデハ帰郷難相成趣キ来書モ有之候ニ付、更ニ来ル十一日午前第十一時ヲ期シ佐野高等小学校堂内ニ

於テ挙行候間、各字賛成者ハ必ス時刻ノ通リ出席致呉候様御通知相成度、且賛成人員御申出無之分及先キニ御申出有之分ニ於テモ増減有之候得バ、来ル八日限リ併シテ御申越シ有之度、尤モ委員諸君ハ当日ノ準備併□（判読不能）御協議等要スル事モ候間、来ル十日午前第八時必ス当場ニ御参集相成度、此段申進候也。

明治廿八年八月七日

凱旋軍人歓迎会長　菅沼佐太郎㊞

同委員

渡辺恵作殿

本村凱旋軍人歓迎祝宴会八月十一日挙行ニ付、左記ノ通各係リヲ委員ニ嘱托及ヒ候。就テハ当日ハ勿論、前后ニ於テモ精々御注意ヲ乞。

明治廿八年八月七日

凱旋軍人歓迎会長　菅沼佐太郎㊞

同委員

渡辺恵作殿

第一　装飾係（アーチ及式場ノ内外装飾等ニ関スル事）

飯田友吉　上杉貞次郎　大庭政五郎　大庭松五郎　服部市太郎　星野嘉十郎

第二　接待係（受付其他接待ニ関スル事）

水口仙三　渡辺恵作　水口常平　土屋松軒　服部房太郎　久保庄三郎　植松吉五郎　杉山角平　吉岡鉞太郎　大庭慎平

第三　贈呈品係（感謝状其他贈呈品ニ関スル事）

三好作雄　星野徳三郎　菅沼文太郎

第四　宴席係（飲食等ニ関スル一切ノ事）

岡田久平　杉山孫七郎　徳田文五郎　大庭竹次郎　中西庄吉　杉山重吉　渡辺梅蔵

第五　会計係（当日出納ニ関スル一切ノ事）

渡辺孫三郎　土屋豊三郎　服部清蔵

（富沢　渡辺武彦氏所蔵「出征軍人関係」）

第三章　帝国日本と地域村落

第一節　暮らしの風景

(1)　世　相

364　伊勢まいり

◎伊勢まゐり。　私達子供の頃は、出世前の男は、正月の農閑期を利用して必ず伊勢まゐりをすべきものとなつて居りました。その若い衆の内十七、八才から廿一、二才位迄のものが伊勢まゐりに行くのです。伊勢まゐりと云つても毎年有る訳ではありません。丁度其の年頃の人が五、六人乃至八、九人も纏まると初めて相談が持ち上るのです。それは正月になると直ちに希望者は一個所(箇)に集まつて何処へも行かずに中老(若い衆上りの中年者で若い衆の世話をしたり、又相談相手にもなつてくれる人で、村に二、三十ありました)に相談を持ち掛けるのです。すると中老は直ちに活動を開始して、先づ希望者の各家庭を訪門(問)し、伊勢まゐりの了解を得るのです。家庭によつては直ちに許可の出るのと、なか〳〵六ヶ敷いのとありました。それでもどうにかこうにか中老の力で纏めたものです。尤も時には中老がどんなに尽力しても絶対許可しないのもありましたが、こんな時には家へ無断で同行してしまつた様な事もあつた様です。此の方の話がまとまると次は中老連が旅費の工風(夫)をするのです。大低一人当り二三十円位宛を人数だけ合計して、何処なり一ヶ処から借り入れて各自に渡します。之を伊勢金と申しました。この伊勢金は後に、何を置いても真つ先に返金する習慣になつて居りました。之でいよ〳〵お膳だては出来たのです。伊勢まゐりの連中は大(ママ)にはしやいで仕度に取りかゝるのです。尤も仕度と云つても当時、洋服は勿論有りません。衣服は木綿の自織に浅黄の股引、脚胖草鮭に尻端折と云ふ出で立ちです。すると親戚からも、

村中からも餞別を貰ひますので、旅費は借入金の二、三十円と合せて四、五十円位は持つて出掛けた様です。当時伊勢参宮と云へば随分大旅行と思はれましたので、相当大騒ぎしたものです。愈々仕度が出来ますと、出発は大低正月二日か三日、遅くも四日迄の間でした。汽車は有るには有りましたが、それ以外の交通機関が非常に幼稚な時代ですから、大部分徒歩で往復する習慣になつて居りました。若い物(者)同志の呑気な旅ですから、泊りを重ねて、帰りは大低正月十五六日か遅ければ二十日頃になる事も有りました。伊勢まゐりが出発すると各々親戚から「留守見舞」と云つて「はんだい」(大きなお櫃の事)二個へ赤飯を入れて持つて来ます。貰つた家では之を橡へ積み重ね、沢山積む事を自慢にしたものです。又各家庭では下向(げこう)の仕度で大騒ぎです。下向の時は皆紋付羽織袴の礼装ですから留守中に衣物や羽織を仕立てゝおきます。之が結婚式の晴衣にもなるのです。その頃農村では電報など利用する事は全く有りませんでしたので、帰りが薩張り判りません。伊勢まゐりの家族は交替で宿屋(伊勢参りの下向はいつも三島からなので一定の旅篭屋をきめておきます)へ毎日様子を見に行くのです。そして一行が帰着しますと、愈々翌日は下向になるのです。此の下向なるものが実に振つて居るのです。先づ下向の迎えにゆく馬の仕度から申しますと、

馬の荷鞍に竹で編んだ大きな箱を両方に結び付け、其の

上に布団を二、三枚から七枚も重ねてのつけます(之を「ダニ」(駄荷)と云ひます)。そして馬の尻の方には勿論シャン〳〵と鳴る鈴がつけてあり、それに連ねて五色の布を両方に垂れ下げます。又馬の髻にも五色の布の小切れを結びつけてあります。そして「ダニ」の後部には「荷じるし」と云つて竹の先へ色々の色彩をした形物などつけたものを(例へば竹の先へ将棊(棋)の駒の大きな形を拵へて取り付け、其の下部へ馬簾をつけたものなど)立てます。又此の馬の手綱をとる馬方は、女の赤い襦袢などを着て、片肌ぬぎの向ふ鉢巻、白足袋跣足と云ふ生粋(イナセ)兄な風を致しました。そして愈々下向の当日ともなれば、此の美事な馬を曳き、数人の迎えの人が出掛けてゆくのです。下向の人達は拵えたての紋付羽織に袴をはいて、殿中と云ふ笠を被り、袂には駄菓子、蜜柑、マッチなどを一杯詰め込んで、前に述べたお化粧の馬に乗るのです。そして先頭に立つのは金持ちか家柄か、勢力のある家の息子、後押へと云つて一番後の馬には其の次の家の人が乗ります。前後の中間は別に順序は有りませんでした。愈々仕度が出来て出発すると同時に、馬に一鞭あてゝ駈けさせるのです。路傍には見物人が沢山出て居りますので、兼ねて用意の、袂(たもと)の駄菓子、蜜柑、マッチを此の見物人に撒いてやるのです。三島から私の村迄は相当距離が有りますので、処々に見物人が居りますから、袂(たもと)のものは数回補充しなければ足らない始末です。愈々村に着きますと、真つ先に産土神にお詣りをします。そして集つて来た村の人達に例の駄菓子、蜜柑、マッチを撒いてやるのです。そしてお詣りが済みますと各自家に帰つて村の人々を招待して盛に下向の御祝をするのです。

(水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」)

365　伊勢まいりの自粛通達

（一八九七）明治30・1・13

（表紙）
明治三拾年
達書綴
一月

千福
常設委員

当今伊勢大廟参拝トシテ旅行候者有之赴ク処、之ガ帰村ヲ迎フルタメ従来ノ慣例ヲ固守シ、貴重ノ金品ヲ費シ加ルニ乗馬人車ノ装飾ヲナシ其所為失体ニ渉ル等ノ事ナシトセス。然ルニ今回常第六四号達示ノ通　皇太后陛下崩御ニ付テハ臣民タルモノ最モ恐惶憂懼謹喪ノ場合ヲモ省ミツ（ズ）、万一右等不都合有之ニ於テハ、甚ダ相済サル次第ニ候條、各厚ク注意ヲ加ヘ候様、併テ触示サレ度、此段御通達候也。

明治三十年一月十三日

富岡村
須山村　組合村長　横山健吾

千福常設委員御中

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

366　またしても婚礼熱

（一八九七）明治30・2・6

○又しても婚礼熱　早く嫁を貰ひ込んで少しも早く子供を拵らへ、軍人として従軍させ金鵄勲章の一束はかりも取らせ国恩を報ひたいとはいへ、物の二十日や一ケ月婚礼を延ばしたからとて愛国心か乏しいとも言ひ人はなからんに、近来頻りに婚礼が疱瘡と競争して流行だし、一は島田に金房光らせて不相応に衣類を欲しがり、一は赤い手拭ひに斧りの田楽が喰いたいと強請り、又婿殿は青くなり疱瘡病みは赤くなり、一人が顋で蠅を追ふと一人は熱の囈語で嫁さんほしやと叫び出し、疱瘡婚礼どつちにも扇の上がらぬ親泣かせ、結局り大菊石に髪膚を目茶にし子供の内は好い子だなど親に口惜しがらするのと、

若夫婦が言ひ合はした様に姑をいびつて親達に不考者めと泣かするのと、其れ豈に妹何れをか撰まんや。況や大喪中をも憚らず呑子の洒アで婚礼を急ぐ位ゐに痴漢ものは親に不孝は仕兼ねまじき心懸けに於てをやをや、此いつも馬鹿者駿東郡泉村の松の木脂次郎と云ふ者は其の近辺の小学校の助教師をして居るが、婚礼熱に浮かされて父の村会議員殿も一休和尚の歌を引いてか一向平気で騒ぎ出し、輿入れ前後の二三日は謹慎無用スツチヤンマン〳〵、金満家の御婚礼は此様なものぢやと云はぬ計りの有様に、近所の者は呆れてあんぐり開いた口には戸が建てられず、とう〳〵此処まで聞えたが寧そ日本のうるさいと覚召めさるお心なら、左様な御方は御遠慮なく亜米利加東部へ移住して、獅子や象をば対手にして踏み殺されて御覧なされ、目のくり珠が飛び出して、なんぼう目出度き事にこそヤレ〳〵世話を焼せ居つたが。

（静岡新報）

367　電話線のいたずら注意

明治32・10・5（一八九九）

遠距離電話ハ市内ニ於ケル通話ト異ナリ、鎖少ノ障碍モ至大ノ影響ヲ受クルニヨリ、之レヲ守成上当ニ注意ヲ要スルヘキモノナルニ、近来電話線条ヘ凧又ハ草鞋ノ類ヲ掛ケ、或ハ□子ヲ破損シテ混線ヲ生セシムルモノアルヲ以テ、東京・大坂間ノ交通上往々其用ヲ失フ等ノ恐レモ有之、不都合ノ趣其筋ヨリ厳達ノ次第有候条、電話線近傍ヲ通過スル際等ハ夫々注意候様、一般人民ヘ相示サレ度、此段通知候也。

明治三十二年十月五日

駿東郡富岡村役場印

常設委員御中

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

368　**鳥獣の保護について**　（一八九九）明治32・10・21

庶第九六号ノ一

近来鳥獣保護期ノ如何ヲ問ハス、免状ヲ受有セズシテ私ニ狩猟ヲ為ス者少ナカラサルヤノ聞ヘアリ。右ハ猟期ヲ設定セラレタル主旨ニ反シ、鳥獣ノ繁殖ヲ害スルノ虞アルノミナラズ、不都合不勘義ニ有之候間、充分取締ルヘキ旨其筋ヨリ通達有之候条、夫々ヘ示諭方取ハルベシ。

明治三十二年十月廿一日　富岡村長　湯山荘作印

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

369　**李氏、五龍館に滞在**　（一九〇二）明治35・11・30

李氏揮毫（きごう）　韓国の志士李斗璜氏は駿東郡中部有志者の請待（しょうたい）を容れ、佐野五龍館に当分滞杖揮毫の需（もとめ）に応ぜらるゝ由。

（静岡新報）

370　**小泉の賭博**　（一九〇三）明治36・9・20

○駿東郡小泉村へ此頃無頼の徒多く入り込み、所々に賭場を開帳して青年を惑溺せしむ。其筋へ厳重なる取締を望む（見聞生）。

（静岡新報）

371　**幻燈講話会開催の案内**　（一九〇四）明治37・2・5

赤掖第壱壱号

本月八日午後五時ヲ期シ本村天理教会所ニ於テ中村常議員出張、幻燈講話会開催可致、本郡委員長ヨリ申越相成候条、当日同時刻ヲ不違多数参集可相成様、部下夫々御勧誘有之度此段通牒及候也。

明治参拾七年二月五日　駿東郡泉村役場　印

常設委員　飯塚藤五郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

372　暴風雨被害状況　明治39（一九〇六）・1・12

本月十日朝来晴天ノ処、正午ヨリ曇天ト相成、黒雲東南ニ現出、南風暖気ヲ催シ時々細雨アリテ、午後九時頃ヨリ強風雨トナリ、十一時過キヨリ一層風雨雷鳴加ハリ暴風雨ト相成、三時ニ至リ鎮静。近年稀ナル雨量ニシテ高丘ノ地ヨリ土砂流出シテ畑ヲ埋メ或ハ押流シ、又低地ノ道路ハ流水激流ノ為メ欠陥シ大穴ヲ生シ、或ハ崩落シタルモ、潰家其他人畜死傷無之、別紙被害表相添此段及報告候也。

明治三十九年一月十二日

須山村長　渡辺春吉

第一課長
駿東郡書記　水谷高賛殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

373　須山農民の南米秘露（ペルー）国への移民　明治39（一九〇六）・9・18

證明願

一渡辺紋治儀海外渡航希望ニ付、移民取扱人森岡眞ヘ渡航取扱方ヲ申込度候条、吾々名下ノ印影実印ニ相違ナキ事及左ノ事項御証明被成下度、此段奉願候也。

駿東郡須山村大字八拾六番地
渡航者　渡辺紋治㊞

駿東郡須山村大字八十六番地
保証人　渡邉千代吉㊞

駿東郡須山村大字八十七番地
保証人　渡邉梅吉㊞

明治卅九年九月　日

契約認可渡航許可並旅券下附願

私儀農業従事ノ為メ向四ヶ年間南米秘露国ヘ渡航致度候間、契約御認可渡航御許可ノ上旅券御下附被成下度、此段奉願候也。

静岡県駿東郡須山村八十六番地
平民農戸主　渡辺千代吉次男
渡航者　渡辺紋治（ワタナベモンジ）㊞
明治十四年五月十五日生
当弐拾五年五ヶ月

明治三十九年九月十六日
右戸主　渡辺千代吉㊞
東京市京橋区山城町四番地
移民取扱人森岡真
業務代理人　久津間一郎㊞

静岡県知事　李家隆介殿

私儀今般農業ノ目的ヲ以テ南米秘露国へ渡航致度、海外旅券下附差出候ニ付、左記各項相違ナキ事御証明被成下度、此段奉願候也。

一本人ノ財産　ナシ
一戸主ノ財産　八百円
一滞在年限　四ヶ年
一費用金　壱百円
　但シ本邦横浜ヨリ秘露迄
一兵籍ノ関係　第二国民兵
一犯罪　重罪軽罪破廉恥罪及賭博犯罪ヲ受ケタルコトナシ

明治三十九年九月十六日
静岡県駿東郡須山村八十六番地
平民農
渡航者　渡辺紋治㊞
右戸主　渡辺千代吉㊞

静岡県知事　李家隆介殿

前述之通相違無之候也。

明治三拾九年九月拾八日
静岡県駿東郡須山村長　土屋和伯㊞

追申
一渡航費並携帯金　壱百五拾円也
一乗船地　横浜
一出帆予定期日並乗船名　明治参拾九年拾月三日厳島丸

本願及添附書ニ記載ノ事項正確ナル事ヲ証明ス

明治三十九年九月拾八日

静岡県駿東郡須山村長　土屋和伯㊞

秘第一〇二号

契　約　書（抄）

移民渡辺紋治ハ秘露国ノ耕地又ハ製造場ニ於テ労働スルノ目的ヲ以テ該国ニ渡航スルカ為メ、左記二名ヲ保証人ニ立テ移民取扱人森岡真ニ申込ミ、相互ニ左ノ条件ヲ契約ス。

（前略）

第二条　移民ト傭主ノ間ニ於ケル契約ノ期限ハ実地就業ノ日ヨリ満六ケ月間トス。但移民ニ於テ四ケ年間契約ノ継続ヲ請求シタルトキハ、傭主ハ之ヲ承諾スルノ義務アルモノトス。又其給料ハ秘露国ノ習慣ヲ基トシ、日給又ハ分量労働（タレヤ）ノ方法ニヨリ耕地支配人之ヲ定ムト雖モ、其賃銀ノ支払並ニ使役ノ方法等ハ森岡眞カ予メ傭主ト協議ノ上定メタル方法ニヨルモノトス。日給ニヨル労働ハ農場ニアリテハ拾時間製造場ニアリテハ拾二時間トシ、其賃銀ハ一日二十四片ヲ下ラザルモ、前記ノ時間ニ満タサル労働ニ対シテハ一日二十四片以上ノ割合ヲ以テ賃銀ヲ支払フベシ。

分量（タレヤ）ニヨル労働ハ通例秘露国土人ノナス一日ノ分量ニ対シ、二十四片以上ノ賃銀ヲ支払ベシ

第三条　移民ハ日曜日、一月一日、七月二十八日、十一月三日、十二月二十五日、神聖金曜日ヲ除ク外周年労働スルモノトシ随意ニ休業スルコトヲ得ス。而シテ一日ノ労働時間ハ其実地ニ就キ、耕地ニアリテハ毎日十時間、製造場ノ内外ニアリテハ十二時間トス。尤モ分量法（タレヤ）ニヨリ支給セラルヽモノハ時間ニ制限ヲ設ケス。若シ時間外又ハ休日ニ労働スルコトヲ耕地支配人ヨリ請求アリテ之ヲ承諾スルトキハ、一時間ニ三片半（凡ソ我十五銭ノ割合）ヲ支払ヒ、且労働一時間ニ充タサルモ三十分以上ナルトキハ尚ホ三片半ヲ給シ、参拾分以下ナルトキハ一片四分ノ三ヲ給スヘシ。

（中略）

第五条　移民契約中ハ傭主ヨリ無料ニテ家屋、寝台、並ニ医薬ヲ供給スヘシ。

（中略）

第十二条　保証人ハ移民ノ品行方正ヲ保証シ其一身上ノ出来事ニ関シテ総テ其責ニ任シ、殊ニ移民ノ義務履行ニ付テハ移民ト共ニ連帯シテ其義務ヲ負担スヘキハ勿論、移民ハ如何ナル場合ト雖モ左ノ件々ニ違背セサランコトヲ約シ、万一之レカ違背ヨリ生スル損害ハ保証人連帯ノ責任ヲ以テ之ヲ賠償スヘシ。

一、如何ナル場合ト雖モ同盟罷業ニ加入セス又ハ其連判帳ニ記名セサルコト。

二、若シ労働上苦情アルトキハ必ス代理人ヲ経テ其調停ヲ仰キ決シテ休業セサルコト。

三、賭博ノ厳禁ハ勿論賭具ヲ携帯セサルコト。

四、労働上異存アルトキハ必ス監督ヘ申出決シテ他人ヲ集合、教唆、又ハ強迫ニ類スルコトヲナサヽルコト。

五、移民ハ労働ニ適スル服装ノ外見苦敷被服又ハ軍服ヲ携帯スヘカラサルコト。

（後略）

右契約ハ双方合意ヲ以テ締結ス。仍テ為後日証書二通ヲ作リ各自記名調印ノ上、之ヲ保存スルモノ也。

明治三十九年九月十六日

東京市京橋区山城町四番地
移民取扱人　森岡　眞㊞
義務代理人　久津間一郎㊞

静岡県駿東郡須山村八十六番地
移民　渡辺紋治㊞
明治十四年五月十二日生

同県同郡同村〃番
保証人　渡辺千代吉㊞

同県同郡同村八拾七番
保証人　渡辺梅吉㊞

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

374　**活動写真・蓄音器大会**　（一九〇六）**明治39・11・11**

秋冷之候、益々御清栄奉賀候、陳ハ生等今回活動写真及蓄音器大会ヲ今六日ノ夜相催シ候間、万障御差繰リ御来車被下度、此段御待居候。　頓首

深良村切久保・遠道原
音楽隊一同

明治参拾九年十一月五日

富岡村御宿
湯山半七郎殿

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

375　**富士登山南表須山口**　（一九〇八）**明治41・6・27**

○富士登山南表須山口

佐野駅より＝距離最も近し

近時富士登山を試むるもの次第に多く、何れも大宮口、御殿場口、須走口、乃至は吉田口、其の他よりして未だ佐野駅より登る須山口なるものゝあるを知らざるべし。若も此の須山口こそ最も古く開通し、且つ其の道筋には旧き歴史を有する古蹟に富めると他の登り口に比して最も豊富なるものあり。従前は多く此の道路を撰びて登山したるも、晩年に至り他の方面に多くの登山口を開通し盛んに競争して登山者を引きたる為め、其の競争に加はらざりし須山口は自然に廃たれて此の口より登山する者の稀になりしが、今回同地方の有志が旧趾旧蹟の其まゝに頽廃して他の顧る者なきに至りしを嘆き、旧道を開鑿修繕して車馬を通ずるの便を図り、現に佐野駅前には高サ三十尺、方三尺角の大標を建設し、

富士登山南裏須山口佐野駅より山頂へ七里車馬の便あり

と記して旅客の注意を惹き車馬を備へて客の至るを待てり。而して此の登山口に付き特筆大書せざるべからざるは、他の何れの登山口よりも山頂迄の距離最も近きにあり。大標に記しあるが如く佐野駅より頂上まで漸く七里

なり。他の登山口にして此の如く近距離なるは恐らく其の比を見ざるべし。旧時氷の未だ普く使用されざる時代に於て、同地方の人々は何れも病人に之を要するに際して、早朝登山して採氷し其の夕は既に帰着せり。則ち日帰りにしたりと云へるに見るも、登山の距離の甚だ近きを知るに足る。今須山までの距離を記さんに、

佐野停車場より今里迄壱里十八丁、今里より下和田へ十八丁、下和田より須山迄壱里(図に付て見るべし)、合計三里にして須山より頂上までは僅か四里なり。東西よりの登山者は何れも此の佐野駅に下車し登山するこそ便利なるべく、沿道の名所及び旧趾旧蹟を記せば左の如し。

▲佐野原神社　は建正二年箱根竹の下の戦ひに後醍醐天皇の皇子尊良親王を奉じ、賊将足利尊氏と戦ひ討死せし左近衛中将藤原為有朝臣を祭る(佐野駅より僅二丁)。

▲佐野瀑園　は園内に五瀧なり曰く雪解の瀧、富士見の瀧、銚子の瀧、狩衣の瀧(佐野駅より十二丁、佐野ホテルあり和洋の料理宿泊ともになす)。

▲景ヶ島　は聖徳太子の開基にして天然の岩石へ観音の像を刻したるなり。堂宇古くして建設年月不詳、真に名の如く天然の景に富む。

▲屏風岩　は景ヶ島附近にあり。宛然屏風を建てたる如き天然の岩石あり。写真洋画の資に富む。

▲鈴木農場　は佐野瀑園附近にあり。

▲桃薗親王の陵　は鈴木農場内にあり。親王は清和天皇の皇子桃薗貞純親王を祀る。皇子嘗て富士駿東二郡を領せられ、延喜十六年此富岡村桃園に薨ぜらる。

▲宗祇法師　は紀伊の人にして常に連歌を好み自然軒と言ひ、心敬宗砌等に就き就学したり。所謂古今集なるものは実に法師の蘊蓄に出づ。文鑑二年七月年八十二にして亨す桃園の山中に現存しあり。

▲堂ヶ尾神社　は須山村西北一里を隔て昔時石井常右ェ門は此神社に誓願したることありと里俗の口伝あり。祭神瓊々杵尊。

▲氷穴　は須山村大字十里木附近にあり。常に結氷しある穴は木造二階家の如くにして、各八畳敷三間宛あり。

▲腰切塚　は建久四年源頼朝公富士牧狩の当時炊事場の跡あり。馬白水御釜塚抔の称あり。其釜は現今沼津町なる日枝神社の宝物として同社に保有す。

▲須山口胎内　は入口九尺方にて奥行三十間穴の奥に子安神社あり。祭神は木花開那姫命。

▲須山口一合目　は雲切不動尊の肖像を役行者の彫刻したるあり。又御室浅間と言て丹正神社あり。

▲宝永山の鶴の巣　と言ふ口伝あり。数仞の嶮岩にして人足の不及所に異形のもの見ふ。是を称して鶴の万年巣と云ふ。

（静岡新報）

376　合力営業許可願

（一九〇八）明治41・6・27

合力営業許可願　根上熊吉（小野田乙治郎）

駿東郡須山村　番地平民農

荻田左十郎
渡辺宗作
渡辺新作
渡辺宗十
渡辺民江
杉山十太郎
杉山保作
植松全平
勝間田好蔵
三井小次郎

一富士山合力営業　　横山万作

但シ道案内、荷担、乗馬

右ハ私儀前記ノ通リ富士山合力営業致シ度ク候間、御許可被成下度、此段奉願候也。

明治四十一年七月弐日

右
荻田左十郎印
外十名

沼津警察署長
警部　榊原久信殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「営業開廃届書綴」）

377　密造酒の取締

（一九一〇）明治43

間第六五六号

沼津税務署長　牧野三津太郎印

須山村長殿

富士山麓附近ノ酒類密造者多キコトハ全国ニ於テモ既ニ有数ノ地トシテ公認セラレツヽアル有様ニシテ、之レカ取締及矯正ノ方法ニ付テハ、従来屢及御協議置候次第モ有之、貴職ニ於テモ常ニ相当御配意相成居候事トハ相信シ候得共、今尚ホ各所ニ於テ多数密造者ヲ発見スルハ寔ニ寒心ニ堪ヘサル次第ニ有之候。然ルニ該犯法行為タルヤ単ニ国家経済ヲ阻害スルノミナラス、営業者ヲ傷ケ一朝摘発セラルヽニ於テハ薄資者ノ如キ倒産ノ已ムナキ悲境ニ陥リ、尚進ンテハ永ク鉄窓ノ下ニ呻吟スルノ悲惨（ママ）ニ遭遇スル等、情ニ於テハ洵ニ憫然ニ堪ヘサル者アリト雖モ、如上今尚ホ密造者続出スルニ於テハ、勢ヒ検挙主義ニ依ル厳罰ヲ以テ取締ノ方法ト為スノ外無之ト存候。就テハ従前ノ実例ニ徴スルモ、今ヤ密造ノ最盛時期ニ推移シツヽアル折柄ニモ候ヘハ、此際御部内一般ヘ充分御諭告ノ上、断シテ斯ル不都合ヲ敢行セサル様、特ニ御配意相成度及通牒候也。

追テ本件矯正方法ニ関シ御意見モ［判読不能］御申出相成度、尚ホ万一今後検挙セラレタル者ニシテ勧業其他ニ関シ県

庁又ハ郡衙等ヨリ名誉ノ恩典ニ浴シタル者カ貴職ニ対シ特ニ請願シタル場合モ候ハヽ、之レニ対スル本人ノ略歴御詳報相成度申添候。

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

378　拳銃・仕込刀などの取締

（一九一一）明治44・4・18

沼第八〇九号

明治四十四年四月十八日　沼津警察署長警部　多米和市印

駿東郡須山村長殿

拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀剣其他変装シタル戎器ノ授受運搬又ハ携帯ヲ制限スルノ必要ヲ認メ、又其ノ他ノ戎器ト雖モ未成年者ヲシテ弄スルコトナカラシメムガ為メ、今回銃砲火薬類取締法施行規則第三十九条第四十条ニ於テ取締ノ規定ヲ設ケ、五月一日ヨリ施行セラルヽコトト相成候ニ付イテハ、違犯者ナカラシムル様御管下一般ヘ注意方御配慮相成度、此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

379　入学生徒増加による列車時刻変更の申請

（一九一二）明治45・4

気車時刻変更ノ義申請

一東海道佐野駅発西行客車午前七時三十二分ヲ午前七時乃至七時拾分ト改ムル事。

右当佐野附近村落ハ中学程度ノ学校ノ設ケ無之、児童ハ尋常小学ヲ卒ヘテ高級ノ学校ニ入ラントセハ、他郷ニ笈ヲ負ハサルヲ得ス。然ルニ五里強ヲ隔ル沼津ニハ中学校、商業学校等ノ設アリテ、気車時刻ヲシテ前記ノ通リナラシムルヲ得ハ、之等（これら）学校ヘ通学シ得（マヽ）ヘノ便（マヽ）ヲ得、随テ入学生徒数モ相増シ、当地方教育上多大ナル便益ヲ蒙ムル次第ニシテ、之ヨリ生スル効果ハ少ナカラサルモノト思考仕候間、特別ノ御詮議ヲ以テ発車時刻御変更相成候様被成下度、此段申請候也。

明治四十五年四月

静岡県駿東郡深良村長

井上伴学

同　同　小泉村長　渡辺恵作

同　同　泉村長　芹沢多根代理

同　同　同村助役　室伏義太郎

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

380　生活状態調査

（一九一二）明治45・7・8

農第六二号

甲農第七〇一号ヲ以テ御照会ニ係ル調査ノ件、別紙ノ通リ及御回報候也。

明治四十五年七月八日

須山村長

第二課長殿

調書

一　米価騰貴カ産業ニ及ホシタル影響

蚕種業等ハ各戸控目ニナシタル為メ減収一割位ナリ。茶製造業ハ米価騰貴ノ為メ、当業者ノ利益少シ。其他産業ハ、総テ控目ニ為スノ状況ナリ。

二　現時ニ於ケル細民ノ生活状態

細民ハ其ノ日稼キヲナシ、蒔附等モ十分ニナサズ。農家ハ勿論其他細民モ、麦ヲ食スルモノ多シ。本村ニハ全ク生活困難ニシテ如何トモ致方ナシト云フ程ノ者モ未タ見受ズ。

三　米価調節ノ具体的方法

(1)米作ヲ奨励シ増収ヲ計ル事。

(2)外米輸入税ヲ減シ、外米ノ輸入ヲ自由ナラシムル事。

(3)常食ヲ米ニノミ依頼セス、他種ノモノ需用ヲ計ラシムル事。

(4)一般農民ノ貯穀ヲ奨励スル事。

現在ニ於ケル在米高及在麦類高（種類別ニ記入ノ事）

(1)米ノ産額ハ更ニ無之ニ付、当座ノ食料ノミニテ、僅ニ百俵内外ナルベシ。

(2)麦凡千五百俵、大麦九百五十俵、小麦

米価騰貴ノ原因、及新米出廻期後ノ相場見込、米ヲ産セザルニ付不明ナリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書」）

381　行旅人死亡の費用と手続

（一九二二）大正元・12・13

庶第九三号

行旅病人救護中死亡ニ付取扱顛末報告

一本月二日駿東郡須山村字沢入（本村役場ヨリ約一里二十町ノ場所本村十里木部落ニ通スル道路）ニテ行旅病中同日朝、本村学校通学生徒午前七時頃発見シ、其ノ旨学校生徒ニ伝聞スル所トナリ、説高マルヤ村吏員ノ耳ニ入リ直ニ村長ハ十里木ヨリ通学ノ生徒一同ヲ役場ニ呼寄セ、其ノ事実ヲ正シタルニ事実ナリ。因テ一方駐在所巡査ニ急報シ又医師ヲ御殿場ニ頼迎シ村吏員一名・巡査一名ト同日午前拾壱時ヨリ現場出張立会医師ノ来ルヲマツ。

午後四時半頃医師着立会診察ヲナス、其ノ結果病者ハ脳溢血症ト断定、人事不正ニ陥リ何等ノ感ヲアトール（マヽ）モ其ノ答ナク、止ムナク十里木ヨリ仮但駕ヲ取寄セ、人夫四人ヲ頼ミ本村ニ護送シ、本村隔リ病舎事務室ニ修養（収容）シ看護兼番人壱名ヲ雇ヒ救護中其ノ効ナク、同月三日午前壱時死亡シタルニヨリ明治四十一年四月十七日付甲訓令十六号ニ因テ処理シ、同月三日午後三時仮埋葬方取計ヒ置ク。

右ハ明治四拾壱年十一月廿六日甲庶一、一八七号ニヨリ報告候也。

大正元年十二月十三日

駿東郡須山村長　土屋和作印

駿東郡長　稲見明精殿

行旅病者救護計算書

一金六拾銭　診察料弐回分
一金参拾銭　診断書料壱通
一金　八銭　内服薬壱貼分
一金壱円八拾銭　医師旅費　御殿場ヨリ本村沢入至ル往復旅費九里分
一金壱円也　医師日当一日分
一金壱円也　病者護送費人夫四人分
一金弐拾銭　看護人費一昼夜一人分
合計金四円九拾八銭也
右ノ通リ
大正元年十二月十三日
駿東郡須山村長　土屋和作印

行旅死亡人取扱費計算書
一金七円也　公告料、但シ静岡新報ニ一日掲載広告ス
一金弐円也　仮埋葬費　棺及筵縄担棒墓標穴堀及埋葬人足其他一切
計金九円也
内
一金五拾銭　遺留金
差引残金八円五拾銭也
右ノ通リ
大正元年十二月十三日
駿東郡須山村長　土屋和作印

（中略）

行旅死亡人広告
住所族籍氏名不詳男推定年齢五十四年
人相顔並色稍々浅黒頭髪前方「ハゲ」
後髪白斑丈五尺二寸着衣紺筒袖袢天
（裏袷駿河屋牛肉店染記）黒羅紗上着一
目縞木綿単衣、腹掛、綿ネル股引、脚
袢、足袋、赤木綿三尺帯、携帯品財布
貨幣五十銭、角水牛朱肉実印
右大正元年十二月三日本村役場ニ於テ
救済治療中死亡ニ付仮埋葬取計ヒ置ク

心当リノ者ハ当役場ニ申出ヅベシ

静岡県駿東郡　須山村役場

（後略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「行旅病死人関係書類」）

382　頼母子講調査

（一九一三）大正2・4・11

弐第四三号

一別紙頼母子講組織調書及送付候也

大正二年四月十一日

須山村長　土屋和作

駿東郡第弐課長殿

調書

一　地方慣用ノ名称　本村ハ通称無尽講ト称ス。

二　如何ナル目的ノ為メニ設立セラヽルヤ。

本講設立ノ目的ハ一家負債嵩ミ家計不如意ナルトキ、又ハ不時難災ニ罹リ（類焼若シクハ病気ニ罹リ、其ノ治療費ナク困難（難）ノ場合入院費ニ充ツルモノ等）困難（難）ノ場合、負債者親司トナリテ組織ス。其ノ外有志者相計リテ貯蓄（ママ）的設立シ不時ノ災艱（難）ニ充ツルモノモアリ。

三　設立及実行方法ノ詳細

設立ハ前項ノ性質ヨリ起リ、其ノ本人親戚ニ依頼評議シ其ノ結果親族間及隣家有志者ニ募リ、総会（帳堅メト称ス）ヲ開キ、親司（設立本人）要求起債額ニ（金百円）対スル毎年掛金（即チ利息ト称ス）金拾円如何ナル方法ニヨリテ拾ケ年調達シ得ルヤノ件ニ付、考議（ママ）講員ノ承諾決定ヲ受ケテ、世話人ヲ選出シ、講則ヲ作リ記名調印ス。講員第一回ノ掛金拾円ヲ出金シテ（親司ヲ除キ講員十名ノ出金総額壱百円）締結ス。世話人ハ講務一切取扱ヒ、帳簿ヲ整理スル義務責任ヲ有スルモノナリ。

四　会員数、一口掛金額、一回集金額、存続年限ハ幾何ヲ普通トスルヤ。

一、会員数親司ヲ（設立本人）除キ（講員十名同二十名）モノト両ツアリ。

二、一口掛金額、金壱百円無尽講ト仮定セバ(親)司ハ第一回目ニハ除キ、他ノ講員ハ拾円ヲ掛金ス（土台掛ト云フ）。第二回目ヨリハ、講則ノ定ムルトコロニヨリ利率ニ差異ヲ生ズルヲ以テ講員ノ掛金ヲ異ニスル通例ナリ。其ノ例ヲ上グレバ第二回目ニ抽籤若シクハ競札ニヨリ落札シタリトセバ、甲ハ壱割三分、乙ハ壱割二分当時ニ受領、翌年ヨリ満会ニ至ル迄、甲ハ毎年金拾参円、乙ハ金拾弐円宛出金シテ終了ス。

三、一回ノ集金額金壱百円無尽講ナリトセハ、毎年毎回総額百円ヲ集金スルモノトス。

四、存続年限ハ親司設立当時ヨリ普通拾ケ年ヲ以テ満期格(終)了スルモノトス。又親司ナクシテ設立スル無尽講ハ（俗ニ親ナシ無尽講ト称ス）拾ケ年満期終了スルモノナリ。

五　規約書類ノ写　別紙ノ通リ。

六　如何ナル方法ヲ主トシテ如何ナル方面階級職間ニ行ハルルヤ。

一、本村内主ナル方法ハ、負債者破産シ、難ヲ救助シ又独身者無資本ニシテ営業スル能ハザル場合、有志者相謀リテ本人ニ無尽講ヲ設立サセ資ヲ当フル等ノ場合モアル趣意ニシテ、講員ヲ募リ総会ヲ開キ、幹事二名（普通弐名ヲ置ク、俗ニ世話人ト称ス）ヲ置キ同講一切ノ事務ヲ扱ハシメ、講員ノ掛金トシテ集金シタル額ハ、割済金借用証作成持参期マテ預金シ置キ、書証完備ノ上ニ(抽籤本人/落札本人)ニ引渡シスルモノナリ。尚又借用証差入方法ニ付テハ信用ニ因ル保証人ヲ割済金借用証書及金高ノ嵩ムニ従ヒ、抵当権設定登記ヲナスモノト二種アリ。宛名ハ世話人各義ニテ差入ルルモノナリ。数年此方大概ノモノ抵当権設定登記ヲナスモノ増シツ(マヽ)有リ。右記述ハ本村一般ニ行ハルヽ主ナル方法ナリ。講員及設立者等ハ階級並ニ何レノ職業ヲ問ハズ一般ニ行ハル。

七　頼母子講ノ総数及之レニヨリ貸付セラレアル資金総額

一、無尽講ノ数約五十組（五十円ヨリ五百円迄範囲ニ

行ハル)。

二、総額金高約五千円。

三、本村内設立ニ係ル講金ハ資本金ト云フ意ナリ、単ニ金額名義ニシテ貸付金タル証書有ルモ前項記載ノ通リ割済償還証書ニシテ、開会毎ニ各員ニ償還スル方法ニナル。又以テ金額面ハ大ナリト雖其ノ資金トシテ流用出来得ザル方法ノ金ナリ。

八　頼母子講ト他ノ金融機関ノ相互ノ関係及影響

金融機関ニ付テハ本村ノ状況避寒村ナルヲ以テ佐野ニ近ク、三里二十町御殿場ニ弐里半ノ地ニシテ、本年其ノ金融機関ノ情ヲ憂ヒ、御厨銀行佐野支店須山代理ヲ創設アルモ未タ設置早々、志計難キモ従前ノ儘ニテハ、銀行ノ融通ヲ付クルハ地価低クシテ、貸付少額ナリ。故ニ無尽講開会(年間何レノ月ニモ多少アリ)シテ村内ノ金融機関緩和スル一機関ナリ。若シモ不況気(景)ヲ来シ停金等有ルアラバ、相互ノ影響甚大ナリト雖未タ本村ニシテ斯ノ如キ停会ヲ来シタルコトナシ。

九　頼母子講消長及利弊ニ関スル実況

本講消長上ニ付テハ従前ヨリ増進スル趣勢ナリ。

利弊上ニ関シテ上級者講員ハ貯蓄金トナリ、下級民ニ至リテハ、負債アルモ前項ニヨル方法ニテ講金ヲ受領シタリセハ、其ノ負債ヲ返済シ其后(後)講ニ割済償還セバ(普通貸借ニヨリ利金ニ一分位高利ヲ払フナリ)負債消ユルナリ。然レトモ普通貸借トセバ毎年利息ヲ納入シテモ其ノ元金抹消スル事ナク、負債者困難ヲ来スモノナルモ(ママ)ニ本講設立方法ハ、利金ノミ納入シテ元利金償還済ノ性質ノ方法ナル故ニ利アリトルモ其ノ弊害ナシ。

十　官庁ニ於テ頼母子講取締ノ方法又設ケアラバ、其ノ方法、本村該当ナシ。

以上

(裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書」)

383　葛山における悪風是正の契約書　(一九〇二～一九〇六)明治35～39

契約書

今回大字葛山ニ於テハ、諸般ノ幣風ヲ一結スルタメ、一同協議ノ上諸事取究メヲ為シ、茲ニ契約締結スル事左ノ如シ。

第壱条

一会議ヲ要スル事件到来、主任者ヨリ触示タル時ハ、必ズ日時等ヲ違ハズ出席可致候事。

但シ不正得事故有之出頭相成兼候節ハ、其理由主任者へ届出可申候事。

第弐条

一諸納税義務ハ、必ズ納期日完納可致候事。

第三条

一道路橋梁修繕及ビ共有地栽培等人夫ヲ要スルトキハ、主任者ヨリ触示タル節ハ万障操合セ、午前八時ヲ期シ、必ズ出勤可致候事。

第四条

一法律規則ニ依リ、万事取調物到来致、主任者ヨリ触示タルトキハ、時間ヲ違ハズ必ズ出頭可致候事。

第五条

一一同総会議ヲ要スルニ替ヘ、組合長会議ヲ為ス時ハ、重要ノ事件ニ付キ万一組合長不止得事故ニテ出頭相成兼候ハヾ、相当ノ代理人ヲ出頭可為致候事。

第六条

一大字ニ於テハ、徴兵現役中ノ者ニ対シ、道路橋梁修繕人夫其他ノ追廻シ役ト称スル人夫等総テ免除スル者トス。

第七条

一当大字ニ於テハ、諸般改革ヲ行フニ付テハ、祝儀無祝儀ニ拘ラズ、甲乙二種ニ分チ、甲ノ客席ニ於テ使用スル酒量ハ、壱人ニ付キ弐合ヅヽ、乙ノ客席ニ使用スル酒量壱人ニ付キ一合ヅヽト相定メ、該施行スルニ付テハ各組合長管理ヲ致シ、不都合ナキ様取締可申候事。

第八条

一大字ニ於テハ諸芸人ヲ雇ヒ、興行等一切致間敷候事。

第九条

一当大字ニ於テ伊勢参宮人下宮ノ節、乗馬ニテ迎等一切致間敷候事。

第拾条

一前条ノ如ク定ムルニ於テハ、縁故薄キ家ニ対シ浅(餞)別等持参致間敷ハ勿論、参宮人ニ於テモ、同類ノ家ニ対シ、御守礼土産物等一切持参致間敷候事。

第拾一条

一当大字ニ於テ各自ノ親類等ニ於テ死亡者有之候節、隣家組合ノ者悔ニ出頭可致候得共、各惣代トシテ弐名限リ出頭可致候事。

但シ香料ノ義ハ、各適宜惣代人ヲ依頼可致候事。

第拾弐条

一当大字共有地内ノ生栽木及ビ諸共有物件等売却スル場合ハ、協議員組合長ト相談ノ上ニアラザレバ、是レヲ売却致間敷候事。

第拾三条

一同盟規約ニ対スル役員ハ当分ノ内之ヲ置カズ、故ニ同盟者一同ニ於テ規約ヲ確ク相守リ可申候事。

契約追加

一大字協議費ノ義ハ、納期日十日以前ニ切符ヲ発シ、納期日完納可致ハ勿論ニ候得共、五日以内ノ猶予ヲ与ヘ、尚ホ不納スルニ於テハ組合長立合、不納者所有ニ係ル物品ヲ抵当トシテ組合長之ヲ預リ置キ、五日間ノ猶予ヲ乞フコトアルベシ。前記猶予ヲ乞ヒタルニ付テ、万々一、五日以上ニ及ブモ尚ホ完納セザルニ於テハ該物品ヲ売却致シ、其代金ヲ以テ納金ヲ完納セシメ、若シ残金有之候節ハ所有者本人ヘ返戻スルモノトス。

一他人ノ諸有山林ヘ猥リニ入込立木等採伐致間敷ハ勿論、田畑等ノ畔苅及ビ苅敷場・茸場等ヘ入込ミ猥リニ秣等一切苅取申間敷候事。

一一個人ノ所有地外ノ茸場等ニ於テ茸穂等一切苅取申間敷候事。

一壱個人ノ所有地外ノ雑地等ニ於テ新竹一切採伐申間敷候事。

但シ屋根用葦軸等ハ此限ニアラズ。

一総テ集会ニ正当ノ事故ナク欠席スル者ハ、左ノ処分ヲ為ス者トス。

一日以上ノ集会ニ欠席ナス者ハ、其日時ニ相当スル歩役ヲ課ス者トス。

但シ早朝ニ出席スベキ会議ヲ、午后ニ出席ノ者ニハ則チ半人ノ歩役ヲ課ス者トス。

第拾四条

一前条ノ如ク契約スルニ於テハ、万々一違約者有之候節ハ、協議委員・組合長ノ会議ヲ開キ相当ノ処分法ヲ定、是ガ処分ヲ為ス者トス。

右契約締結スルニ於テハ各々署名捺印シ、相互ニ違約仕間敷候事。

（葛山　芹澤正巳氏所蔵「契約書」）

(2)　村の芸能

384

遊芸稼人開業御届

（一九〇一）明治34・4・4

遊芸稼人開業御届

原籍三重県一志郡久居本町五十六番地
当時駿東郡須山村百拾三番地寄留
一　浮レ節芸名浪花屋佐団治　平民　本名　倉田伊之吉
元治元年三月廿七日生

右ノ通開業仕候間御鑑札御下附相成度、此段御届申候也。

明治三拾四年四月四日　右　倉田伊之吉㊞

駿東郡長　河野鎗次郎殿

納税引受証

駿東郡須山村百十三番地寄留
倉田伊之吉

右ハ今般遊芸稼人出願候ニ付テハ同人不在其他如何ナル

故障有之トモ私ニ於テ納期ヲ誤ラズ納税可仕候、為後日証書一札仍テ如件。

明治三十四年四月七日

右家主

宮崎米吉㊞

須山村長　勝田房平殿

証明書

静岡県駿東郡須山村百拾三番地

平民米吉妹

遊芸稼　三弦　宮崎きち

明治六年四月二日生

右ハ明治三十四年県令第十号県税賦課規則第廿五条第三項ニ該当スルモノニシテ、県税ノ賦課ヲ受クルモノニ無之、此段証明候也。

明治三十四年四月十九日

駿東郡須山村長　勝田房平

（裾野市役所　須山支所所蔵「営業開廃届書綴」）

385　**芝居興行届**　**明治39・4・24**（一九〇六）

税第一五号

別紙ノ通リ興行届出ニ依リ日税弐日分金、壱円参拾弐銭徴収候ニ付令書御発送相成度、此段及御通知候也。

明治三十九年四月廿四日

須山村長　土屋和作

駿東郡長　辻芳太郎殿

興行御届

駿東郡須山村百廿四番地農

土屋太市郎

一　芝居

右本月十六／十七ノ両日間（木戸銭大人三銭／小人二銭）土間代ハ受ケズ沼津警察署ノ許可ヲ得、須山村ニ於テ興行致シ候間、此段御届申上候也。

明治参拾九年四月拾六日

右
土屋太市郎㊞

駿東郡長　辻芳太郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

386　**見せ物興行御届**　（一九〇八）**明治41・9・1**

見セ物興行御届

長野県小県郡上田町千九百八拾壱番地
願人　中川長松

一神楽、手品、独楽興行
但シ見料　大人　五銭
小人　参銭

右ハ駿東郡須山村ノ内字津土井五百七拾弐番ノ一原野ノ内、間口四間、奥行五間ノ内ニ於テ、九月弐日午前拾時ヨリ午后拾弐時迄、興行仕度沼津警察署へ願済ニ相成候間、此段御届申上候也。

長野県小県郡上田町千九百八拾一番地
明治四拾壱年九月壱日　中川長松㊞

静岡県駿東郡須山村六十二番地
勝田秀作㊞

静岡県駿東郡須山村長　土屋和作殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

387　**浪花節興行届**　（一九二二）**大正元・11・21**

興行届

一浪花節
一興行日数、二日間（十一月二十二日同月二十三日）時間　自午後六時至同十二時
一興行場所、須山村百二十六番地　土屋平三郎宅
一木戸銭、大人八銭小人五銭
右興行及御届候也

右

大正元年十一月二十壱日　届出人　土屋倉之助㊞

沼津警察署長　根岸時次郎殿

東京市小石川区西江戸川町三十四番地　岩根政太郎方
芸名、都小円治　渡邉長太郎

明治四年七月生　　富岡須山組合村役場

同所　　千福常設委員

同、　都駒吉　　渡邉こま　　御中

万延元年十一月二日生

同所

同、　篠田梅州　　加藤由太郎

明治十五年八月生

追テ該達ニ応セザルモノハ種痘規則第九条ニヨリ処分セラルヘキ義ニ候条、御注意相成度候。

種痘規則第九条摘要　五銭以上壱円九十五銭以下科料ニ処ス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「営業開廃届書類」）

(3)　衛生・伝染病

388　天然痘流行の予防

（一八九七）明治30・2・17

千福　桃園　大畑　千福横山源次郎方

二月十二日　種痘

同　十八日　正午ヨリ検査及種痘

同　廿四日　正午ヨリ検査

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

衛第三三四号

目下各地天然痘流行ニ付予防ノタメ左記目割ノ通リ種痘及検査候条、受持部内人民ニシテ四十歳以下ノ者ハ悉皆出頭接種候様厳達相成度、此段通知候也。

明治三十年二月十七日

389　富岡村赤痢発生

（一八九七）明治30・6・1

衛第一〇七〇号

去月二十日富岡村上ヶ田□番地□（人名）二女□（人名）ナル

モノ赤痢病発生シ、爾来追々蔓延ノ兆アリテ本日ニ至ル。御宿・葛山ニ伝染シ目下拾名ノ患者ヲ見ルニ至ル。依テハ精々予防方ニ注意シ、飲料水流等ニ至リテハ種々ノ汚物ヲ捨流スルカ如キハ最モ留意致スヘキ義ニシテ、為メニ伝染患者ヲ発生スル等ノ次第ナシトセス。就テハ貴職ニ於テ精々御尽力毎戸同心共力予防ニ注意候様夫々御触示相成度、此段御通達候也。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

390　狂犬病流行

（一八九七）
明治30・10・13

明治三十年十月十三日

富岡村
組合村役場印
須山村

人民総代
常設委員
中野政蔵殿

常第二一九一号ノ一

近来病犬狂犬流行ニ付、自今既ニ本県下富士郡吉原町ニ二頭ノ病犬発生シ通行人ヲ咬傷シ、其ノ害ニ罹ルモノ尠カラズ、此際厳重ニ取締ヲ為スニアラサレハ其ノ罹害ヲ防ク事能ハサルニ付、厳重取締方ノ義其ノ筋ヨリ通知有之、且ツ取扱方左ノ通リ撲殺人取極メ次第着手可致候ニ付、其ノ字内飼犬者迄無洩御示達相成度候段御通牒候也。

一　無主ノ犬ハ総テ撲殺セシム。

一　飼主アル犬ハ其ノ飼主ノ邸外ヘハ一歩モ出サシメズ、若シ必要アリテ出ストキハ人ヲシテ其繋鎖ヲ曳カシメ逃逸ノ虞ナキ様致スベシ。

一　飼主アル犬病犬トナリシトキハ家畜病院ヘ入レタルモノヽ外治療中ト雖モ獣欄ニ鎖錮セシムベシ。但シ治療シタル場合ト雖モ獣医ノ全治証明ヲナスニアラサレハ獣欄外ニ出スベカラズ。

一　第二項ニ違フ者ハ撲殺セラルヽ事アルベシ。

右ノ外緊急ノ場合ハ臨機ノ処分ヲナスベシ。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

391　**駿東郡富岡村衛生組合規約**　明治31（一八九八）

駿東郡富岡村衛生組合規約

第壱条　本組合ハ駿東郡富岡村衛生組合ト称ス。

第弐条　本組合ハ駿東郡富岡村ヲ以テ区域トシ其事務所ヲ富岡村須山村組合村役場内ニ置ク。

第参条　本組合ハ伝染病予防法及消毒法ノ完全ヲ期シ、併セテ平素壱般衛生法ノ周到ヲ図ルヲ以テ目的トシ、左ノ各項ヲ実行ス。

一　伝染病ノ流行蔓延ハ主トシテ飲料水ニ基因スルヲ以テ常ニ之レニ注意シ、其質不良ノモノハ相当ノ改良法ヲ加フルニアラザレバ飲料ニ供セサル事。

一　飲料水及常用水ノ区別ヲ明ラカナラシムル為メ井水ヲ検査シ其質善良ナルモノハ飲料水、其質不良ナルモノ常用水ト記シタル目票ヲ立テ置ク事。

但常用水ニ属スル井、可成速ニ井戸換及修繕ヲ加ヘ水質ノ改善ヲ図ルコト。

一　純良井水ナク止ムヲ得サル場合ニ於テ常用、井水、河水、泉水、等ノ水ヲ飲用ニ供セントスル時ハ必ラス細砂、粗炭末、若クハ相当ノ濾過器ヲ以テ濾過シ又ハ煮沸スルコト。

一　純良井水ト雖モ伝染病流行シ若シクハ流行ノ虞アル場合必ラズ煮沸シテ飲料ニ供スルコト。

一　有害又ハ腐敗ノ傾向アル飲食物若クハ不熟ノ果実ヲ販売セザルコト。

一　露店又ハ店頭ニ羅列スル飲食物ニシテ其儘飲食スベキモノニハ、明治廿六年四月県令第三拾四号ノ趣旨ニ基キ蚊蠅塵芥等ヲ除去スル為メ必ラズ相当ノ覆蓋ヲ設クルコト。

一　組合内ノ清潔方法消毒方法施行ノ完全ヲ期スル為メ常ニ結晶石炭酸三磅、石灰三缶、石灰末三俵以上及必要ノ器具ヲ設備シ置クコト。蒸気消毒器、患者運搬器、差込便器等。

一　明治三十年五月内務省令第十三号ニ基キ毎年二回、

三月十二月組合内一般ノ清潔方法ヲ施行スルコト。但伝染病流行ノ虞アル場合ハ此期限ニ拘ハラス施行スル者トス。

一　消毒方法ニ関シテハ明治三十年五月内務省令第十三号ヲ遵守シ、病毒ノ性質病毒伝播ノ媒介トナルヘキモノ病毒遺留ノ場所及伝染ノ経路等ヲ考察シ十分注意施行スルコト。

一　衣服身体ハ勿論家内及邸内ハ常ニ掃除シ、汚水溜アル時ハ時々汚水ヲ汲去リ悪臭ヲ除去スルコト。

一　流シ下及下水溝等ハ時々掃除シ泥土塵芥ヲ滞留セシメザルコト。

一　井戸、水溜、暗樋、等ノ周囲及井戸流シハ常ニ清潔掃除シ汚水ノ溜澪セザル様注意スルコト。

一　厠圊（ママ）及芥溜ハ常ニ掃除シ充溢又ハ堆積セシメザル事。

一　井戸、水溜、暗樋、下水溝又ハ厠圊、芥溜等破損ノ箇所アルトキハ速ニ改築修繕ヲ加フルコト。

一　肥料製造所及貯蔵所構造並ニ位置衛生上有害ト認ムルトキハ之ヲ改良スルコト。

一　肥料其他汚臭ヲ放ツヘキモノヲ貯蔵スルトキハ臭気ノ散逸セザル様密閉スルハ勿論、其運搬ハ可成日出前、若クハ日没后ニ於テスルコト。

一　飲料井、及常用井戸流シ又ハ飲料ニ供スル河水、泉水、等ニ於テ衣服其他汚物ヲ洗濯セズ、必ラズ清潔ナル器具ヲ以テ洗濯器ニ汲ミ取リ、且其汚水溜又ハ河水等ニ流入若クハ滲逸セザル場所ニ遺棄スルコト。

一　伝染病流行シ又ハ流行ノ虞アル場所ニ於テハ便宜ノ方法ヲ設テ断ヘズ各戸ヲ巡視シ患者隠蔽ノ虞ナカラシムルコト。

一　明治三十一年三月県令第二十二号吐瀉病及下痢患者届出並ニ取扱手続ヲ施行セラレタル場合ニ於テハ同令第二条ヲ励行スルコト。

一　伝染病患者発生シタルトキハ相互ニ通報シ、且予

防消毒上必要ノ者ノ外交通セザルコト。

一　伝染病患者及疑似病者ニシテ、保護人ナキ為メ病毒ヲ他ニ伝ヘ又ハ為メニ重症ニ陥ラントスルカ如キモノアルトキハ、組合ニ於テ相当ノ処置ヲ為スコト。

一　時々衛生講話会ヲ開キ伝染病予防法、消毒法、摂生法其他一般衛生法ノ必要ヲ講究スルコト。

一　以上ノ外、組合長以下職員ノ示導（指）シタル事項及組合会議ニ於テ決定シタル事項。

第四条　本村ニ居住スルモノハ何人ヲ論セズ組合員トシ本規約ヲ遵守スルノ義務アルモノトスト雖モ、本規約実行ニ関スル責任ハ総テ戸主又ハ之ニ代ハルヘキモノ又ハ首長管理者、若クハ代理人之ヲ負フモノトス。

第五条　組合規約ノ実行ヲ計ル為メ、左ノ役員ヲ置ク。

組合長壱名　副組合長壱名　幹事九名組合委員

第六条　役員ハ総テ名誉職ト雖モ、伝染病流行ノ際予防消毒法ニ従事スル時ハ相当ノ報酬又ハ賞与ヲ行フモノトス。

但シ予防消毒ニ従事シタル為メ感染シタルトキハ医薬料ヲ給シ、死没スルトキハ弔祭料ヲ給スルモノトス。

第七条　役員ノ撰挙ハ本村各大字組合員ヨリ四名以上八名以下ノ組合委員ヲ撰挙シ組合委員中ヨリ各字一名宛ノ幹事ヲ互選シ、幹事中ヨリ組合長及副組合長ヲ互撰ス。其任期ハ共ニ二年トシ満期再撰スルヲ得。

第八条　組合長以下役員ノ職務権限左如シ。

組合長

一　組合内衛生ニ関スル全般ノ責メニ任シ、本規約ノ実行ヲ謀リ、且組合内衛生ニ関シ村長ニ意見ヲ述ヘ又ハ諮問ニ答フルコト。

一　衛生ニ関スル法令ヲ組合内ニ周知セシムルコト。

一　組合幹事及組合委員ヲ監督シ第三条ノ目的ヲ指導シ組合員ヲシテ其責務ヲ尽サシムルコト。

一　組合会議ヲ召集スルコト。

一　組合費ノ収支ニ関スルコト。

副組合長

一　組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス。

組合幹事

一　組合長ノ示導（指）ヲ組合委員ニ伝フルコト。

一　組合委員ノ勉否及組合員ノ状況（況カ）ヲ視察シ組合長ニ申告スルコト。

一　組合長ヨリ分掌ヲ受ケタル事項ヲ掌理スルコト。

組合委員

一　被撰字内ニ関スル本規約ノ実行ヲ勉ムルコト。

一　時々被撰字内ヲ巡視シ組合員ノ実行スベキ責務ヲ懇篤説示スルコト。

一　伝染病流行シ又ハ流行ノ虞アル場合ニ於テハ予防方法消毒方法ニ尽力スルコト。

一　総テ衛生上ニ関シ組合長ヨリ示導ノ事項ヲ挙行スルコト。

第九条　組合会議ノ会員ハ正副組合長、幹事及組合委員人ヲ以テ組織ス。

第十条　組合会ハ通常会、臨時会ノ二種トシ、通常会ハ毎年壱回（四月）開会シ、臨時会ハ臨時必要ノ事件アルトキ之ヲ開ク。但開会ノ時日場所等ハ組合長ヨリ三日前迄ニ通報スベシ。

第十一条　組合会ハ組合長ヲ以テ会長トシ（普通会議法ニヨリ採決ス）。

但起立採決ハ過半数ヲ以テ決定ス。

第十二条　組合会ハ過半数ノ議員出席スルニアラサレハ開会セズ。

第十三条　通常会ニ於テ挙行スベキ事項左ノ如シ

一　前年度事務成績ノ報告

一　前年度組合費決算報合

一　当年度組合費予算

一　役員ノ改撰

一　役員ノ補欠撰挙

一　規役（約）ノ改正

一　議事

第十四条　規約実行ニ要スル費用ハ総テ組合員各自ノ負担トス。

第十五条　前条費用ノ収支ハ組長之ヲ掌リ、毎会計年度后二ケ月以内ニ決算ヲナシ、村長ニ届出ツルモノトス。

第十六条　転戸寄留其他ノ事故ニヨリ組合外ニ出ツルトキハ、仮令積立金等アルモ之カ割戻ヲナサザルモノトス。

第十七条　本規約ハ組合会ノ決議ニヨリ更正スルコトヲ得。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

392　看護婦講習会の開催

（一八九八）明治31・10・21

衛第二〇一二号ノ二

今般大日本私立衛生会駿東支会ニ於テ看護婦講習会ナルモノヲ開設シ、志願者募集候ニ付、其大字内年齢十八歳以上品行方正身体健全普通ノ教育アルモノニシテ適当ノ向モ候ハヽ、応募候様夫々勧誘方取計ハレ度、此段通知候也。

明治三十一年十月廿一日

駿東郡　富岡村
　　須山村　組合役場　印

富岡村常設委員
横山源次郎殿

追テ規則書閲覧希望ノ向キハ当役場へ申出ラレ候様併セテ相示サルベシ。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

393　看護婦を地域で養成すること

（一八九八）明治31・11・11

衛第二一五八号ノ一

曩（さ）キニ本郡大日本私立衛生会駿東支会ニテ看護婦講習生募集ノ件通知置候処、右ハ方今医術衛生上ノ発達ニ伴ヒ看護婦ノ供給常ニ乏シク、東京等ヨリ招聘スルニハ費用ノミ多額ニ要シ、却テ地方ノ習慣ニ反シ所期ノ結果ヲ奏セサル等ノ憾有之、地方ニ熟練ノ看護婦ヲ養成スルハ焦眉ノ急務ナルニヨリ、精々勧誘一ニハ希望者ヲシテ容易

ニ志ヲナサシメ一ニハ地方ノ便益ヲ得ル様尽力セラレ度、其筋ヨリ特ニ注意ノ義モ候条、此段重ネテ通達候也。

明治三十一年十一月十一日　　富岡村
　　組合役場印
　　須山村

富岡村常設委員
横山源次郎殿

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

394　富岡村医を置く

（一八九九）明治32・7・13

告示第七号

本村長ハ本村会ノ決議ヲ経テ、医師相良正保ヲ村医ニ選任シ、且左ノ各項ヲ契約セリ。

明治三十二年七月十三日　富岡村長　湯山荘作

一　医師相良正保ハ明治三十二年七月十三日ヨリ同三十三年三月三十一日迄富岡村医タルベキ事。

二　富岡村長ハ医師相良正保へ村医手当トシテ一ケ年金壱百弐拾円ノ割合ヲ以テ毎月廿五日、其拾弐分ノ一ヲ度仕ス。

三　相良正保ハ富岡村住民ニ限リ此期限内ハ診察・往診・種痘及診断費料凡テ無料タベシ（ル脱）。

四　相良正保ハ此契約期限内ハ如何ナル事故アルモ薬価・手術等ハ本郡医会ノ定ムル範囲ヲ超過徴収スルヲ得サルモノトス。

五　富岡村長ハ富岡病院邸宅並ニ之レニ附属スル備付品ヲ相良正保ニ此契約期限中無料貸与ス。其邸宅及附属備品ニ修繕ヲ要スルトキハ富岡村長之レヲナス。其費額ハ富岡村ノ負担トス。

六　相良正保ハ此契約期限内第三項ニ該当スルモノニシテ施薬ヲ請フモノアルトキハ、富岡村長ノ証明スルモノニ限リ施薬スルモノトス。但一ケ年拾名以内、壱名弐週間ヲ越ユルヲ得ス。

七　相良正保ハ富岡村以外ノ患家ニ往診スルヲ得ルト雖モ、其招請富岡村患家ノ招請他村ニ遅ルルモ其出発以前ナルトキハ其緩急ヲ計リ、成ルベク富岡村患家ヲ先

診スルモノトス。

八　此契約ハ締結ノ日ヨリ明治三十三年三月三十一日迄有効ノモノトス。当事者ノ一方カ中途此契約ヲ解除セントスルトキハ、三ケ月以前ニ通知スルモノトス。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

395　伝染病隔離舎の建設について　（一九〇〇）明治33・8・25

諮第一八号

左ノ如ク知事ニ請願セン事ヲ諮問ス。

伝染病隔離舎建設ニ付県税補助増加願

駿東郡小泉村

予算額金三千百拾八円七拾五銭

内

金七百七拾九円六拾八銭七厘　県税補助四分ノ一

金二千三百三拾九円六銭三厘　村　税

戸数三百九拾九戸

地価金八万二百八十一円弐銭三厘

本村伝染病隔離舎建設ノ件ニ就テハ、両三年来協議計画致シ居候処、本年県令第廿三号ノ各条ニ拠レハ、其規模狭小ニシテ多数ノ家坪ヲ要セサレハ、隔離舎ト為スニ足ラズ。又之レカ設備ヲ為サス。荏再（じんせん）日子ヲ経過スルニ至ラハ、県令ノ主意ニ背反スルノミニ止マラス、貴重ノ人命ヲ傷フニ至ルハ必然ノ義ニ有之候間、今般村会ノ同意ヲ得テ隔離舎建設ノ件決議至シ候得共、該予算額ハ意外ノ金額ニシテ、総額ノ内県税ノ四分ノ一ヲ除去スルモ、壱戸平均五円以上ノ多キニ達シ、実ニ村民ノ負担ニ堪ヘサル次第ニ御座候。然ルニ本村内人民中貧者多数ヲ占メ、諸般納税ノ困苦少ナカラザルヨリ、村役場ノ如キ未タ築造ノ運ヒニ至ラス、且尋常小学校ノ如キモ、小泉村・泉村組合立ニハ有之候得共、校堂ノ不完全将タ狭隘ナルカ故、教授上ノ不便少ナカラサルヲ以テ改築ナサン事ヲ欲スルモ、人民ノ困苦ニ陥ランヲ患ヒ組合村税ヨリ年々若干ノ金員ヲ積立シ、数年ヲ出スシテ改築ノ企望ヲ達セシ

メントスルカ如キ事情困難ノ次第、御洞察在セラレ、特別ノ御詮議ヲ以テ該隔離舎建築済ノ上ハ、精算額ニ対スル半額ノ県税御補助被成下度、比段奉懇願候也。

明治三十三年八月廿五日提出

駿東郡小泉村長　大庭慎平

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

396　須山村飲料水調査

（一九〇三）明治36・3・9

庶第二四号ノ一

須山村飲料水ニ関スル取調書、別紙ノ通リニ御座候。此段及回答候也。

明治三十六年三月九日

駿東郡須山村長　勝田房平

駿東郡長　河野鎗治郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

飲料水調査表

郡	村	飲料水ノ種別	試験成績	飲用戸数概数	飲用人口数概数	備考
駿東郡	須山村	水道 半バ土管 半バ竹樋	未試験	一五〇	九八〇	明治三十年中半途迄土管トナシ、尚半バ竹樋ナリ。水質概シテ佳。衛生上不適タリト認ムル事実ナシ。
		井水 弐個	未試験	一〇	五〇	水質概シテ佳。衛生上不適タリト認ムル事実ナシ。

397　ペスト病予防について

（一九〇五）明治38・7・18

（朱書）「衛第四四号」

ペスト病予防ニ関スル方法報告

ペスト病東京市廣島市及山口県ニ発生伝播ノ兆ヲ呈セルニ付テハ、伝播ノ媒介タル家鼠ノ駆除ヲ励行シ、其屍体ヲ発見シタルトキハ、速時役場ニ届出ヲ為サシメ、此場合ニ於テハ村吏員出張シテ直チニ焼却ヲ為ス可クコト、尚家鼠ノ買上ケヲ施行、其方法ハ一般人民ノ捕鼠報告ニ接シタルトキハ村吏員出張シテ買上ケヲ為スコト、又持

参者ニ対シテ買上ケルコト、其買上ケ代価ハ壱頭ニ付金弐銭トシ又該病流行地方ヨリノ輸入品ニハ充分注意ヲ要シ、厳重ニ予防ヲナスコト、可成該病アル地方ヘノ旅行ハ見合(ス)セベクコト、不得止場合ハ充分ナル予防ヲナスコト、其他ノ予防出来得ル限リハ之ヲ行フコト。

右ノ通今回村会ニ於テ本村予防法相定致候間、此段及報告候也。

明治三十八年七月十八日

須山村長　渡邉春吉

駿東郡長　辻芳太郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「衛生関係書類」）

398　布設水道に関する調査

（一九〇六）明治39・6・27

衛第一六号

本日廿五日付甲衛第七〇号ヲ以テ御照会ニ相成候布(付)設水道ニ関スル事項、左記ノ通リニ候間、此段及報告候也。

明治三十九年六月廿七日

須山村長　土屋和作

第壱課長

駿東郡書記　水谷高賛殿

一　水源湧泉山水

水質ハ分析シタル事ナキモ飲料ニ適ス。水路ハ土管及竹樋ニシテ人家ノ中央六個所ニ水槽ヲ設置、水源ヨリ引水ス。（水源ヨリ水槽迄ノ距離約十五丁）此水槽ヨリ亦支線ヲ設ケ各所ニ分水ス。

一　給水区域内現住戸数百五十八戸、人口壱千百二十八人、壱人ニ対スル平均給水量壱斗。

一　工費計算書

水道線路ノ費用、総計概算一ケ年約五円。

一　維持修繕費

水路ノ全部修繕ハ五ケ年ニ一回位ニテ毎戸ニ課役人夫壱人ヲ賦課ス。其他ノ修繕費ハ一ケ年概約五円。

一　水道ノ沿革

事由ナシ

（裾野市役所　須山支所所蔵「衛生関係書類」）

(4)　地域政治の動き

399　名望家の政友会入会

（一九〇一）明治34・3・24

○政友会入会　駿東郡富岡村は従来進歩臭味の人志多数を占め居る村落なりしが、同村の名望家たる千福の横山健吾、葛山の芹澤孝三氏両氏は這回立憲政友会に加盟せし趣なるが爾来同地方は続て政友会入会者を見るべしといふ。

（静岡新報）

400　政友会駿東郡中部懇親会

（一九〇二）明治35・9・27

○政友会駿東郡中部懇親会　再昨廿四日駿東郡小泉村蓮光寺に開かれたる同会は、農事多忙の時にも拘はらず多数の出席者あり。午後一時開会の上各村に評議委員を設くるの件、党務拡張の件等につき決議する所あり。同二時半湯山柳雄氏は開会趣旨及び所感を述べ、拍手喝采に迎へられたる永井前代議士は財政一斑に付て一時間余に亘る弁説を揮ひ、次に西島親則氏は其入会したる所以を述べ、酒肴の配膳となり互に胸襟を開いて快談を交へ十二分の歓を尽し、駿東郡中部政友会万歳を三叫して午後六時散会したり、同日は新県会議員湯山寿介氏出席の筈なりしも病気の由にて祝電を発したり。尚会合したる人士の内に准政友会員及び中立の士多く、又同日湯山柳雄氏の勧誘により十数名の入会者あり。要するに近来の盛会なりき。

（静岡新報）

401　進歩党有力家の政友会入党

（一九〇二）明治35・9・27

○進歩党有力家入会す　駿東郡中部の有力家岩崎長康氏は進歩党を脱し、湯山寿介・同柳雄両氏の紹介を以て政友会へ入会したり。同氏は同地方に於ける進歩党の大

立物なりしに快然として此挙あり。駿東郡中部の進歩党は絶滅せりと云ふも不可なく、以て政友会の勢力潮の寄するが如きを見るべし。

（静岡新報）

402　大隈内閣への怨み

（一九一五）大正4・3・31

○大隈内閣反対　駿東郡富岡村字千福勝又房吉（五〇）は数年間粒々辛苦して百円を貯へ、昨年十月田地三畝十五歩を購ひたるに、大隈内閣失政の結果米価を下落せしめたりとて狂気の如く現内閣反対を唱へ、廿六日の如きは自ら佐野駅緑屋旅館の増田次郎氏の事務所に行き大村派攻撃を開始したるが、此所は無所属の増田の處だと事務員に諭され漸く納得して帰宅したりと。

（静岡新報）

(5)　天皇の村落通過時の諸注意

403　皇太子佐野瀑園行啓につき注意

（一八九九）明治32・7・1

庶第三一四号ノ一

皇太子殿下、来ル七月二日午前第十時十九分沼津発汽車ニ被為召（めされ）、小泉村佐野瀑園へ　行啓　被為在（あらせられ）、同日午後第五時十九分佐野発ニテ還啓可被為在（あらせらるべきむね）旨、被仰出候旨御達シ相成候条、沿道並ニ近傍大字ハ毎戸国旗ヲ掲揚シ敬意ヲ表スヘク、亦拝観人群集スルヤモ難計候ニ付、当日常設委員ハ各要所ヘ出張、拝観人ニ於テ不体裁ノ所為等無之様、警察官ニ協力シ充分取締ラレ度、此段及通知候也。

明治三十二年七月一日

富岡村
須山村　組合村長　湯山荘作印

富岡村常設委員　横山源次郎殿

追テ当日雨天ナレバ御見合セノ事。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

404　**天皇通過に関しての厳重注意事項**　明治38（一九〇五）・11・11

甲庶第七弐九号
天皇陛下
今般　神宮　御参拝被　仰出　還幸ノ際静岡市ニ　御駐輦（ちゅうれん）在ラセラル、御模様ニ付テハ道路衛生等ノ取締ニ関シ左記事項施行致度旨、其筋ヨリ通牒モ有之候条、奉送迎者其他人民ニ対シ通達方可然御取計相成度、依命此段及通牒候也。

明治三十八年十壱月十壱日

第壱課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡辺春吉殿

一　御通輦（つうれん）御道筋ニ於テハ、二階又ハ物干台等ニ見苦シキ物品ヲ出シ又ハ二階ノ窓障子等ヲ明放チ置カザル事。

二　御通輦ノ際沿道又ハ行在所附近ニ於テ、歌舞音曲喧騒等ヲ為スベカラサル事。
但奉迎送者ニシテ（君ケ代）ヲ合唱又ハ合奏スルハ妨ナシ。

三　御通輦ノ際沿道筋又ハ行在所附近屋外ニ於テ、焚火ヲ為スヘカラザル事。

四　御通輦ノ際沿道筋又ハ行在所附近ニ於テ　覆蓋ナキ不潔物又ハ臭気発散ノ虞アル不潔物ヲ取扱ハサルコト。

五　御通輦ノ際御道筋附近又ハ行在所附近ニ於ケル煙突ハ煤煙ヲ飛散セサル様注意スル事。

六　同上ノ際異常ノ音響ヲ発スル機械ノ運転並ニ悪臭発散ノ虞アル工場等ハ一時停止スル事。

七　御通輦ノ際御道筋ニハ犬ヲ彷徨セシムベカラサル事。

八　御道筋又ハ汽車線路ニ沿フタル墓地火葬場便所又肥料溜等ハ清潔ニ掃除スベキ事。

九　銃声ノ御車ニ達スル距離ニ於イテ狩猟其他発銃スベカラサル事。

十　公衆ハ御通輦ノ際ニ在テハ、静粛ヲ旨トシ起立シテ

奉迎送スル事。

十一　公衆ハ鹵簿ヲ横切リ、又ハ鹵簿ノ後駆ヲ駆抜ケ、或ハ乗越ス等アルベカラサル事。

十二　公衆ハ御通輦ノ際、鹵簿ニ向ヒ疾走シ、又ハ追走スル等ノ所為アルヘカラサル事。

十三　御通輦ノ際ハ、頬冠リ鉢巻襟巻裾蹇、又ハ股ヲ露ハシ、其他小児ヲ肩車ニ乗スル等不体裁ノ形体ヲナスヘカラサル事。

十四　帽又ハ頭巾笠ヲ被リ、其他席毛布ノ類ヲ纏ヒ、又ハ負荷ノ侭奉拝ヲ為スヘカラサル事。

但服制ニ依リ着帽スルモノ幼児、清韓国人、洋装セル婦人ハ此ノ限ニアラス。

十五　御通輦ノ際ハ喫煙又ハ雑言等ヲ為スヘカラサル事。

十六　鳳輦ヲ指シ又ハ手ヲ翳スヘカラサル事。

十七　鳳輦ヲ撮影スヘカラサル事。

十八　猟銃又ハ棍棒ノ類ヲ携帯セル侭奉拝スヘカラサル事。

十九　窓又ハ簾若シクハ物品ノ蔭ヨリ透見スヘカラサル事。

二十　二階其他観下スヘキ高所又ハ樹木ニ攀登シ、或ハ車上馬上等ニ在リテ奉拝スヘカラサル事。

二十一　御駐輦地附近ノ各戸ニ在テハ、厳重ニ火災ノ予防ヲ為スヘキ事。

二十二　警察官吏ニ於テ御警衛線ヲ張リタル時、猥リニ線内ニ立入ルヘカラサル事。

二十三　御通輦後ハ警戒ヲ解ク迄奉拝ノ位置ヲ乱スヘカラサル事。

二十四　奉拝ノ為メ作物アル田圃ヲ踏荒シ又ハ他人ノ墻塀等ヲ毀損スヘカラサル事。

二十五　御通輦沿道筋ニ於ケル奉拝人ニシテ校旗赤十字旗武徳会奨兵会尚武会等ノ団体旗ヲ樹ツルハ差支ヘサルモノトス。

但シ手旗ヲ振ル等馬匹驚逸ノ虞アル所為アルヘカラサル事。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

405　**皇太子通過に関しての厳重注意**　明治44・6・8（一九一一）

（前略）

二十六　乗合馬車其他ノ諸車ノ通行ヲ御召列車御通過時刻ト抵触セサル様、予メ一定シ置ク様注意ノ事。

二十七　御停車ノ停車場ニ於テハ、前日迄ニ駅長ト協商シ駅員ノ健康診断ヲナシ、且ツ臨時清潔法ヲ施行スル事。

二十八　交通隔離□（判読不能）ヲ施行セル伝染病患者、麻疹、「インフルエンザ」其他伝染病患者アル家族ハ御通過御道筋又ハ停車場ニ於テ拝観ヲ遠慮セシムル事。

以上。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

(6)　明治天皇の大葬

406　**エドワルド七世死去につき歌舞音曲の中止**　明治43・5・14（一九一〇）

甲庶第三七二号

大不列顛（ぶりてん）国皇帝エドワルド第七世陛下崩御ニ付、来ル二十七日迄営中喪被仰出候ニ付テハ、其間同盟国ニ対スル礼儀トシテ一般謹慎ノ意ヲ表スヘキハ申進候迄モ無之候得共、官公吏ノ関係スル公会ノ席上ニ於テ歌舞音曲余興等其他喧噪ニ渉ルヘキコトハ差控候方可然、尚御葬儀当日ハ一般ニ歌舞音曲ハ見合ハセ候様各自注意候方穏当ト思料被致候趣、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候条、可然御配慮相成度、依命此段申進候也。

明治四十三年五月十四日

駿東郡第壱課長　印

須山村長殿

追テ御葬儀ハ来ル二十日行ハセラレ候趣ニ付、為念申添候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

407　明治天皇平癒祈禱の件

（一九一二）明治45・7・26

庶務四七号

聖上陛下御重患御不良ニテ、御安静ナラザル御状勢ニ渡ラセ給フコソ痛心ノ極ナレ。我村民深ク恐懼謹慎ヲ表スルト共ニ只管（ヒタス）ラ神明ニ祈願シテ一日モ御快癒ノ速カナランコトヲ希（ネガ）ヒ、本日午后八時須山村郷社浅間神社ニ参集シテ　御平癒ノ祈禱式ヲ挙行候条、式時御参詣相成度、此段謹テ通知ス。

明治四十五年七月弐拾六日　　須山村役場印

村会議員殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

408　明治天皇死去の告示

（一九一二）明治45・7・30

告示第四号

天皇陛下今三十日午前零時四拾三分崩御アラセラル

明治四拾五年七月三十日

静岡県駿東郡須山村役場

（裾野市役所　須山支所所蔵「告示関係書類」）

409　大葬についての心得

（一九二三）大正元・8・3

甲庶第五二六号

御大喪ニ付心得事項左記ノ通リ御承知相成度、此段及通牒候也。

大正元年八月三日　　駿東郡第一課長印

各町村長殿

一国旗掲揚ニ関スル事ハ、本月二日庶第五一三号ノ通。

一　各種ノ講会・講話等ハ開始スルモ差支ナキコト。
但シ大葬儀ノ当日等ハ遠慮スヘキコト。
一　廃朝期間ハ役場吏員ハ「フロツクコート」若シクハ羽織袴着用ノコト。
一　喪章ハ一年間之ヲ纏フコト。背広服及普通略帽ニ対シテモ同様ノコト。
一　大葬儀（御発棺御埋棺ノ日ヲ含ム）ノ当日ハ其ノ御式御執行ノ時刻ヲ期シテ遙拝式ヲ行フコト。
一　御霊柩御通過ノ際ハ、官公吏、学校生徒等沿道ニ於テ奉送迎スルコト。
一　御大葬儀当日ノ心得及御霊柩奉送迎ニ関スル心得ハ更ニ取極ムルコト。
一　御十日祭御二十日祭ト言フ如キ一定ノ式ハ、御執行相成ヘキ当日ニ於ケル心得方ハ其ノ都度取極メラルヽコト。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

410　大葬に関する調査報告

（一九一二）大正元・8・6

庶五四号

一　本月三日付甲庶第五二五号ヲ以テ御照会ニ係ル大行天皇　御違例ニ関シ取調ノ件ハ別紙ノ通リ内報候也。

大正元年八月六日

須山村長　土屋和作印

駿東郡　第一課長　殿

大行天皇御違例及大喪ニ関スル調査

一　七月二十五日午後九時、役場吏員学校職員ト共ニ御平癒ヲ祈ル為メ、当村郷社浅間神社ニ参拝シタリ。
二　七月廿六日午後九時、役場吏員、学校職員、在郷軍人会員、常設委員組長ト共ニ当村郷社浅間神社ヲ始メ村内ノ神社ニ巡拝シ、御平癒ヲ祈リタリ。
三　七月廿七日、前同職員ハ勿論一般村民ハ午前八時ニ

当村郷社浅間神社ニ集合、御平癒ヲ祈リ奉リ、同九時三十分ヨリ一同ニテ村内各神社ヲ巡拝シテ御平癒ヲ祈リタリ。

四　七月廿七日村長ハ陛下ノ御重患ナル事ヲ報シ、今日ヨリ各戸ニ奉祭シアル伊勢大神宮ニ迎ヒ、朝夕御平癒ナル事可然旨示達セリ。

五　七月三十日崩御ノ報ニ接シタルニ付、直ニ掲示シ尚一般ヘ通牒ヲ発シタル後、通常事務ヲ休止シ謹慎ヲ表シタリ。

六　七月三十一日午前九時当小学校ニ於テ、役場吏員、学校職員生徒一同其他民衆ト共ニ謹テ哀意ヲ表シ、御真影ヲ参拝シタリ。

七　七月三十一日附第一ノ通牒ヲ発シタリ。

八月三日第二ノ通牒ヲ発シタリ。

八　(1)七月二十七日午前九時、学校職員ハ生徒一同ニ対シ、陛下ノ御重態ナル事柄ヲ諭シ、各自ハ朝ニ夕ニ謹ミテ御平癒ヲ祈リ奉ルヘシ(ヰ)旨ヲ厳重ニ説キ諭シタル後、生徒一同引連レ当村郷社浅間神社ニ参拝シ御平癒ヲ祈リ奉リタリ。

(2)七月三十日崩御被遊サルヽトノ御報ニ接シタルヲ以テ、生徒一同ニ対シ崩御被遊タル旨ヲ報シ、尚謹ンデ哀悼ノ意ヲ表スヘキ旨ヲ説キ諭シ、授業ヲ休止シ吊(弔)旗ヲ掲揚シ哀悼ノ意ヲ表シタリ。

其他前各項ニ含有シアリ。

九　一般人民ハ前各項ノ外吊(弔)旗ヲ掲揚シ謹慎シテ哀悼ノ意ヲ表シ奉リツヽアリ。

十　御違例ニ付他ノ亀鑑ト為ルヘキ行為者ハ未タ聞知セズ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

411　大葬につき日常生活に障りなきよう配慮の通達

（一九一二）大正元・9・10

甲庶第六三号

大正元年九月十一日

駿東郡第壱課長　駿東郡印

各町村長殿

御大葬儀ノ為メ来ル十三、十四、十五参日間、各地何レモ営業ヲ休業シ謹慎致スヘキ趣キニ有之、甚ダ特勝ノ義ト存セラレ候。然ル処夫レガ為メ忽チ日用食料品等ニ差支ヲ来シ、若クハ小商人労働者ニシテ生活ニ窮スル様ノ事有之候ニ於テハ甚ダ遺憾ノ次第ニ有之、殊ニ日用品販売者又ハ車夫等迄休業シ一般生活交通等ニ支障ヲ惹起候儀ハ望マシカラズ候ニ付、其辺御含ノ上右様ノ義無之様、万然御配慮相煩シ度、依命此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

412　**明治天皇御霊柩に関する警護心得**　（一九一二）**大正元・9・18**

など

議員
須山村青年会員
常設委員
同村実業補習学校
組長
殿

須山村青年会長

大正元年九月十八日

須山村長　土屋和作㊞

須山村私立実業補習学校

校長　勝田秀作

明治天皇　御霊柩

来ル十四日、県下御通過可被為在（アラセラルル）ニ付、其際ハ奉送迎者其他ノ取締別紙ノ通施行相成候条（一般心得方可然御取計ヒ不都合ナキ様、特ニ御留意諸事遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也）、

本村青年会員ニ於テハ必ス不都合ナキ様御留意諸事遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及通牒候也。

御霊柩御警衛心得

一　本県下ニ於テハ沼津・静岡・浜松ノ三停車場ニ御停車アラセラルヽモ、其ノ入場スヘキ者ノ資格ヲ限定セラルヽヲ以テ一般ノ奉送迎者ハ其ノ他ノ場所ヲ選ムベシ。

二　奉送迎人ハ最モ静粛ヲ旨トシ、群衆ヲ押分ケ其他喧騒ニ亘ルカ如キ行為ナキ様注意スヘシ。

三　奉送迎者ハ汽車線路ヨリ三間以上ノ距離ヲ保チ、苟モ汽車ニ妨害ノ虞アル場合ハ速カニ之ヲ制止スヘシ。

四　奉送迎人ニハ必ス喪章ヲ附スヘシ。

五　団体ノ族旗ハ差支ナシト雖モ必ズ喪章ヲ附スヘシ。

但シ汽車ノ信号ニ紛ラハシキモノハ一切携帯スヘカラズ。

六　御霊柩御通過ノトキハ脱帽敬礼スル様注意スヘシ。

七　御通過ノ際ハ喫煙ヲ禁スヘシ。

八　屋上階楼樹木塀等ニ登リ、又ハ車上等ヨリ拝観シ若クハ高所ヨリ瞰下スベキ場所ニ在ル者ナキ様注意スヘシ。

九　奉送迎人ハ類冠リ鉢巻其他不体裁ノ風体ヲナシ、又ハ不敬ニ渉ルカ如キ行為ナキ様注意スヘシ。

一〇　当日ハ多数ノ奉送迎者集合スベキニ付老幼妊婦不具者等ハ強壮ナル附添人ヲ附シ且安全ノ地ヲ選マシムヘシ。

一一　瘋癲白痴其他ノ病者ハ遠慮スヘシ。

（一二　精神病者等ニハ監督者ヲ附シ外出セシムヘカラス。）

一三　酩酊者アルトキハ穏カニ諭示シテ立去ラシムヘシ。

一四　身体外部ニ厭悪スヘキ疾患アルモノハ可成遠慮スヘシ。

一五　奉送迎人ハ農作物ノ障害トナル可キ場所ヲ避クヘシ。

一六　牛馬其他ノ家畜ヲ牽曳スルモノハ、堅ク緊縮シテ逸走セサル様注意スヘシ。

一七　当日汽車沿道ニハ塵芥ヲ飛散シ、又ハ臭気ヲ発散スルカ如キ作業ハ遠慮スヘシ。

一八　当日ハ多数ノ奉送迎人集合スヘキニ付、貴重品等ハ可成携帯セサル様注意スヘシ。

一九　多数ノ群集ヲ奇貨トシ広告ニ渉リ又ハ不謹慎ケ間敷行為アル者ハ穏カニ制止スヘシ。

二〇　汽車中ヨリ見渡ス箇所ニ於テ可成不体裁ノ事ナキ様注意スヘシ。

二一　鉄道線路ニハ一切立入ルヲ禁スヘシ。
二二　汽車沿道一般ニ火災予防ニ就テ特ニ注意スヘシ。
二三　挙家留守ニスルハ盗難火災ノ虞レアレハ可成番人ヲ残シ置カシムヘシ。
二四　奉送迎人ハ多数群集ト雖モ各自相戒慎シ、喧噪不敬ニ渉リ敬悼ノ意ヲ失スルカ如キコトナキ様注意スルコト。

霊柩車奉送迎ニ関スル件

一　停車場ニ於ケル奉送迎者資格左ノ通リ
一　文武勅任官及勅任待遇者(現職ニ在ラサル者モ含ム)
一　有爵者
一　神仏各宗派ノ管長
一　貴衆両院議員
一　従六位以上ノ有位者及勲六等以上ノ有勲者
一　文武奏任官及同待遇者(現職ニ在ラサル者モ含ム)
一　県会議長・副議長
一　市長・助役
一　市会議長・副議長
一　県参事会員及県会議員
一　商業会議所会頭
一　県農会々長
一　中等学校程度ノ学校長
一　褒章佩用者
一　各官庁判任官代表者
一　郡会議長・副議長
一　郡市参事会員
一　町　村　長
一　各宗派及教会ノ代表者壱名
一　赤十字社特別社員以上ノ者
一　海防費献金者
一　済生会五百円以上ノ寄付者
一　日本海員掖済会特別会員以上ノ者
一　前各号ニ該当スル者ノ夫人

一　赤十字社篤志者看護婦人会支会長・支会副会長・幹事
一　愛国婦人会支部長支部副長及幹事以上
（職員章携帯者ニ限ル）
一　帝国在郷軍人会支部又ハ分会代表者
（各二名迄ヲ限ル）
一　帝国海軍協会特別会員銀錨銀色章黒錨金色章金錨金色章有功章（何レモ総裁宮殿下御肖像付）帯用者
一　武徳会幹事以上
一　消防組部長以上
一　師範学校
一　中学校
一　商業学校
一　教育会教員養成所
一　高等女学校
一　赤十字社救護員養成所生徒
一　小学校（尋常六年以上、但私立小学校ニ在リテハ最高学年一学年）
一　各幼稚園総代二名宛
一　女子師範学校

御霊柩通御ノ際奉送迎者ノ心得

一　奉送迎者ハ謹慎静粛ヲ旨トシ敬悼ノ意ヲ表シ奉ルコト。
一　男子ノ服装ハ燕尾服又ハ「フロツクコート」ノコト。
一　帽子ハ「シルクハツト」（又ハ黒山高帽）ノコト。
一　燕尾服ノ襟飾及ビ手套ハ白色ノコト。
一　「フロツクコート」及其襟飾手套ハ黒色ノコト。
但シ手套ハ鼠色ヲ代用シテモ差支ナシ。
一　和服ノ向ハ黒無紋（又ハ黒紋付）羽織袴ノコト。
一　女子ノ服装ハ白襟黒無紋（又ハ黒紋付）ノコト裾模様アルモノノ如キハ遠慮スルコト、但帯ハ随意トスルモ目立タヌモノヲ用フルコト髪飾等モ目立タヌ様ニスルコト。
一　必ス喪章ヲ附スルコト。
一　履物ハ靴（黒皮ニ限ル）又ハ草履ヲ用フルコト。
一　奉送迎者ハ可成郡役所ヘ予メ申出置カルヽコト。

一　奉送迎者ハ遅クモ当日午前第五時三十分迄ニ停車場ニ参集スルコト。
一　背広服等ヲ着用シ、又ハ麦藁帽子ノ類ヲ用フル者、若クハ喪章ヲ付着セサル向ハ入場ヲ謝絶スルコト。
一　停車場ヘ入場ノ際ハ奉送迎者受付係ニ身分記入ノ名刺ヲ差出サレタキコト、之ト引換ヘニ入場券ヲ交付ス。
一　当日雨天ナルトキハ持参ノ雨具ハ不体裁ナラサル様注意スルコト。
一　参拝者ハ軌道ヨリ三間ノ距離ヲ隔ツルコト。
一　「プラツトホーム」及沿道ニテハ喫煙ヲ禁ズ。
一　礼儀ハ出来得ル限リ鄭丁ナルヲ要ス。
一　参拝后退散ノ時雑踏ヲ戒メ負傷者等無之様注意ノコト。
一　旌（ママ）旗ハ可成携帯セサルヲ可トス、若シ携帯スル場合ハ必ス喪章ヲ付シ且御汽車ノ運転ニ防害ナキ様注意ノコト。
一　老幼妊婦等ニ対シテハ特ニ輔佐人ヲ付スルコト。
一　精神病者等ハ自宅ニ監視スルコト。
一　酩酊者ニ対シテハ特ニ注意スルコト。
一　全戸不在ニセサルコト。
一　火災盗難ニ注意スルコト。
一　奉送迎ノ場所及ヒ踏切等ニハ混雑ヲ防ク為メ予メ位置ヲ掲示スルコト、但シ該掲示ハ鉄道線路ヨリ見ヘサル様注意スルコト。
一　停車場構内ニ救護所ノ該ヘアルヲ以テ救護ヲ要スル向ハ同所ニ就キ救護ヲ受クルコト。
一　二階門牆（モンシヨウ）等高所ヨリ瞰下スヘカラサルコト。
一　雨具ノ外一切携帯ヲ禁ス。
一　正面ノ整列者ハ「シルクハット」着用者ニ限ルコト。
一　郡長ハ適当ノ場所ニ於テ奉送迎ヲ為スコト。
一　十三日午后八時ヲ期シ本村ニ於テ遙拝式ヲ行フ。
一　遙拝式場ハ当小学校庭内ノコト。
一　十三日十四日十五日三日間吊（甲）旗ヲ掲揚スルコト。
但シ夜間同様但シ十三日十四日ノ夜間ニ□□（判読不能）掲揚スルコト。

一十三日御発棺ノ際ハ各寺院ニ於テ十斉ニ鐘ヲ撞クコト
（ナルベキニ付予メ一般ヘ注意シ置クコト。
一遙拝所ニ於テハ一般公衆随意参拝セシム。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

413　須山村遙拝式の報告

（一九一四）大正3・5・27

大正参年五月弐拾七日　駿東郡須山村長　土屋和作㊞

駿東郡長　太田資行殿

報告

一弐拾四日遙拝式、午後七時村民一般小学校庭内ニ集合、同七時半ヨリ篝火ヲ焚キ葬場殿ノ御方向ニ神籬（ヒモロギ）ヲヒツラヘ、午后八時神饌ヲ供シ祓詞ヲ奉上シ、村吏員及在郷軍人赤十字社員愛国婦人会員青年会員各四名宛ツ礼拝ヲ行ナハシメ午後九時式終ル。
一午後七時ヨリ三時迄、各戸ニ命シテ門戸ニ篝火焚カシメ哀悼ノ敬意ヲ表セシム（消防吏徹宵警戒其ノ任ニ当ラシメタリ）。
一一般人ノ動静ハ何レモ静粛謹慎シテ哀悼ヲ表シタリ。
一午后八時遙拝式参列序上ノ如シ。
一弐拾五日午前二時、村長及在郷軍人学校職員生徒（六年以上）青年会員共ニ他村民合計弐百五拾名役場庭内ニ集合シ、同参時出発富士岡村中山信号所ニ於テ御霊柩車奉迎送ヲナシタリ。
尚村ニ残留スル生徒及村民（婦女子ニ至ル迄）、同日午前五時三十分、小学校庭内ニ集合シ、同六時十分御霊柩車御通過ノ方ニ向テ参分間最敬礼ノ態度ヲ取ラシメタリ。
一御大葬参日間ハ村民一同休業ス、其ノ戸数百九拾戸、人員約壱千人。
右報告候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

第二節　諸産業の発展

(1)　農業生産の発展と農業諸団体の設立

①　農業概況

414　**炭竈および炭小屋設置御届**　（一八九五）**明治28・1・15**

炭竈及炭小屋設置御届

駿東郡富岡村下和田ノ内
字花ノ木荒
第千二百七十三番

一山林反別拾壱町七反弐畝四歩ノ内
内訳反別九反八畝歩

一炭竈　三十個
一炭小屋　三十個
一作業人　三十人

一期限　明治廿七年十二月十日ヨリ
明治廿八年四月三十日マデ　日数百四十日間

右ハ明治廿六年一月廿八日、県令第八号山野火災取締規則ヲ遵守シ営業致シ度候間、此段御届申上候也。

駿東郡富岡村下和田
人民惣代
杉山豊平
杉本定吉

沼津警察署長
警部井上善壱殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

415　**一ケ年農業奉公人請状**　（一八九八）**明治31・1・28**

壱ヶ年農業奉公人請状

田方郡北上村佐野
瀧乙右衛門女房
むら

一金拾円也

但シ夏ハ単物壱枚

冬ハ袷物壱枚
外ニ番草履
油元結

右者明治三十一年一月廿八日ヨリ同三拾弐年一月廿七日迄貴殿へ農業奉公ニ差遣シ、身代金トシテ前書ノ金額正ニ引請人立会、正ニ受取候処実正也。然ル上貴殿方御家内ノ通リ、昼夜共万端諸業堅ク相勤メ可申候。若又病気長煩ヒ仕、又欠落等致シ候節ハ引請人ニテ本人引受人代差入可申候。其節貴殿へ御隙御不都合等無之様可致候。依テ奉公人引請ノ証差入置如件。

田方郡北上村佐野
明治三十一年一月廿八日
瀧乙右衛門女房
奉公人本人　むら
引受人　瀧乙右衛門㊞
泉村麦塚
引受人　石川要七
勝俣藤三郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗所蔵）

416　地主と小作人米割引問題で争う

（一八九八）明治31・2・23

○地主と小作人　駿東郡泉村伊豆島田区にては地主と小作人との小作米割引の協議今に纏まらず、小作人は土地を返還せんといひ、地主は紡績会社敷地に充用する目的にて売却する筈になり居れりとか、紛紜最中なりと。

（静岡新報）

417　雑誌発刊の計画

（一九〇三）明治36・3・1

○雑誌発刊の計画　駿東郡泉村の勝俣邦俊氏及湯山某氏其他農業に熱心なる諸氏相計り、農と題する雑誌を発刊の計画ありて、已に中央の名士二三寄稿を承諾し略準備整ひしを以て来十日頃第一号を発刊すといふ。

（静岡新報）

418　**製茶生産・販売調査**　**明治39・3・19**（一九〇六）

農第一八号

一　甲農第一〇七号御照会ノ件、別紙ノ通ニ候間、及送付候也。

明治三十九年三月十九日

駿東郡須山村長　土屋和作

第二課長　太田彦一郎殿

茶調査表

一　調査事項ノ一ニ該当スル事実更ニナシ

調査事項ノ第二ノ調書

	生産高	茶園反別	一貫目ニ対スル価格
明治三十四年	六〇〇貫	一四丁〇〇〇	金壱円五銭
同　三十五年	一、一〇〇同	二〇丁一四〇六	金八十五銭
同　三十六年	一、五〇〇同	二四丁一四〇六	金弐円
同　三十七年	一、五〇〇同	二四丁一四〇六	金弐円
同　三十八年	一、三〇〇同	二四丁一四〇六	金壱円

第三ニ該当事実ナシ

第四ニ該当ナシ

第五ノ調書

第五ノ調書

一　製茶販売ノ状況調書

一　当村生産家ハ総テ茶園ノ栽培ヲ為シ置キ、期節（季）ヲ持チ園ノ儘見切販売ヲナス向多シ。該製造業者ハ園ヲ買受契約ヲナシ、相当製造所ヲ設ケテ製造ヲナシ、沼津・静岡及横浜ノ当業者ト取引ヲナス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

419　**製茶調**　**明治39・6・17**（一九〇六）

農第三〇号

客月十八日付甲農第二六五号ヲ以テ御照会ニ係ル本年製茶ニ関スル件、別紙ノ通及報告候也。

明治三十九年六月十七日

須山村長　土屋和作

第二課長

駿東郡書記　太田彦一郎殿

須山村

製茶調

一茶葉発育ノ状況。

本年ハ寒気強甚ナレトモ発芽後ニ降霜ノ被害ナキニヨリ発生上稍々可ナリ。

一収獲(穫)ニ影響スベキ原因ノ有無並ニ其事実。

生葉ヲ以テ売買スルガ為メ収益ハ至テ薄弱ナリ。

一製茶産額及前年トノ比較。

壱千三百二十貫目、前年ヨリ壱割増。

一上中下ノ三等製茶壱貫目ニ対スル各製造費及前年トノ比較。

上壱円五十銭、中壱円、下八拾銭、前年ト差違ナシ。

一茶摘、茶揉人夫供給ノ状況及過不足アレバ其原因。

本村ハ茶畑所有者ニ於テ製造ヲ為サズ、生葉ヲ以テ売買スルニヨリ、買受人ニ於テ製造スルガ為メ其者ガ仕上職及ヒ茶揉人ヲ他ヨリ雇入ルヽ故、別ニ過不足等ハ無之。

一茶摘、茶揉人夫ノ上中下三等各一日ノ賃銀(賄料共)及前年トノ比較。

茶摘ハ前年壱貫目ニ付六銭ナルモ本年ハ五銭、茶揉ハ前年ト差ナシ。

茶摘、上二十五銭、中二十銭、下拾五銭。

茶揉、上三十五銭、中三十銭、下弐拾五銭。

但茶摘ハ何レモ日当賃銭ヲ給セズ摘取タル葉ノ量目壱貫目ニ付金五銭ナルニ付右ノ上中下一日ノ賃銀ハ之ヲ換算シタルモノ。

(裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」)

420　須山の町村是調

（一九〇七）明治40・7・24

議第三七号

町村是調　自明治三十九年一月至同十二月

町村名	富ノ生産高	生活ニ要スル富ノ消費高	生産及生活労働ニ要スル富ノ消費高	節約シ得ベキ高	通常貯金シ得ル富ノ高	人口ト富ノ生産ノ比例
						計
須山村	四、七五〇、〇〇〇円	三、五〇〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	四、四三

右報告候也。

明治四拾年七月廿四日

須山村長　土屋和作

駿東郡長　辻芳太郎殿

町村是取調書

(一)富ノ生産高金四万四千七百六拾円

内訳

畑山林ヨリ生スル産額金壱万五千九百九拾円

玉蜀黍　金八千円

大小麦　金千九百五拾円

雑穀　金千四拾円

立木　金五千円

製造品ヨリ生スル産額金弐万八千七百七拾円

生繭　金壱万参千円

木炭　金参千弐百円

製茶　金千円

三椏　金八百五拾円

スヾ竹　金九百七拾円

酒類　金四千円

営業利益　金弐千五百円

利子　金弐千円

賃貸　金五拾円

職工及労働者ノ賃金千弐百円

(二)生産及生活労働ニ要シタル富ノ消資(ママ)高四万三千六百五十一円

生産ニ要スル富ノ消資(ママ)高九千九百五拾壱円

内訳
肥料　金五百円
税金　金五千五百六円
運搬　金九百四拾五円
製造　金三千円
労働ニ要スル富ノ消資(ママ)高金三千弐百円
内訳
馬喰料　金弐千円
人夫賃　金千二百円
生活費金参万五百円
内訳
衣類ニ要スル資金弐千四百円
住所ニ要スル資金千七百円
食料ニ要スル資金弐万壱千五百円
交際ニ要スル資金千五百円
婚姻ニ要スル資金五百円
出産ニ要スル資金参百円
葬式ニ要スル資金千円
負債ノ利子千六百円
(三)節約シ得ベキ金額五百円
(四)通常貯金シ得ベキ金額千百九拾円
(五)人口壱千百拾五人
(六)現在基本財産
土地ノ部
畑地　二反八畝二十一歩
宅地　八畝拾六歩
山林　八町七反五畝拾八歩
原野　六畝十八歩
建物ノ部
家屋総坪数百九十六坪
株券　三千九百九十円
貸付金及現金二千九十七円四拾銭
(七)将来基本財産ヲ作ルベキ方法
山林ハ年々杉苗ヲ千本宛殖(ママ)栽シ積立金ヲ以テ漸次増

殖ノ方法ヲ以テス。

(八)現ニ基本財産ヲ作リツヽアル方法

山林ノ殖栽(ママ)及積立金並ニ貸付金ノ利殖ヲ以テス。

町村名	富ノ生産高	生活ニ要スル富ノ消費高	生産及生活労働ニ要スル富ノ消費高	節約シ得ベキ額	通常貯蓄シ得ル富ノ高	人口ト富ノ生産ノ比例
須山村	二五、〇四三円	三、七〇〇円	二、二五〇円	二円	一、〇九三円	一人ニ対シ三十円九十七銭六厘一毛強
計						

三極　金五百円

スヾ竹　金三百円

営業利益　金六千三百六十五円

利子　金六百六十五円

(二)生産及生活労働ニ要シタル富ノ消費高壱万壱千二百五十三円

生産ニ要スル富ノ消費高金四千九百五拾三円

内

肥料　金三百円

諸税金　金四千三百三円

運搬費　金五十円

製造費　金三百円

労働ニ要スル富ノ消費高六千三百円

内

馬食(喰)料　金弐千円

諸労銀　金四千三百円

生活費金二万弐千七百円

内

飯米　金壱万弐千円

大小麦　金弐千円

住所費　金七百五十円

衣類　金七百五拾円

醤油　金五百円

砂糖　金弐百円

石油　金参百円

塩　金五百円

魚類　金七百円

炭　金五百円
薪　金千五百円
清酒　金参千円

(三)節約シ得ベキ金額　金二百七十三円
(四)通常貯金シ得ベキ金額　金一千九十三円
(五)人口　九百八十七人
(六)現在基本財産
土地ノ部
内
畑地　四畝十五歩
郡村宅地　六畝十五歩
山林　八町五反七畝二十歩
建物ノ部
家屋総坪数　百八十九坪
諸株券
貸付金及現在壱千八百七十円四十七銭五厘
(七)将来ノ基本財産ヲ作ルベキ方法
山林ノ増殖及積立金ヲ年次据置利殖ノ方法ヲ以テス。
(八)現ニ基本財産ヲ作リツヽアル方法
山林ノ植栽及積立金並ニ貸付金ノ利殖ヲ以テス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

421 **県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場(一)**　(一九〇七)**明治40・9・11**

県下巡遊雑記　斗南

佐野の鈴木農場(一)

◎東海第一の農園　製糖王より醤油王に転ぜんとしつつゝある代議士鈴木藤三郎氏の経営に係る鈴木農場は、富士郡富岡村桃園、佐野駅を距る十五町なる山紫水明の仙境に設けられてある、広袤実に百町歩、もと東宮武官長を奉職された故黒田久高氏の所有で、明治九年頃茶園十数町を開墾し農場の端緒を開かれたが、何分収支相償はぬといふ所から、之を鈴木藤三郎氏に譲渡されたのである。発明家としての鈴木藤三郎氏、工業家としての鈴木藤三郎氏は、別に田園生活の瀟洒なる趣味を愛せら

るゝ処から、予て模範農場の計画をなしつゝある際であつたから、直ちに黒田中将との売買が成立し鈴木氏は明治三十三年からこの農場の経営となす事となり、今は果樹園、茶園、蔬菜園、山林、畜牛、養馬、家禽の七部に分れて規模広大、規律整然たる大農場となつた。果樹園は反別八丁一反一畝歩で其内苹果は四丁歩、柑橘八反六畝歩、梨四反歩、葡萄一丁四反歩、桃五反歩、李二反歩、枇杷四反五畝歩、梅三反歩に分れて居る。苹果と桃とは特に成績がよろしく夏橙も仲々の優等品が出来る。葡萄は将来醸造をなす目的で昨今試作中である記者は梨の一種太白といふのを頂戴したか、其美味忘るべからざるものがあつた。（つゞく）

（静岡新報）

422　県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場(二)　（一九〇七）明治40・9・13

県下巡遊雑記　斗南

佐野の鈴木農場(二)

◎東海第一の農園　果樹園に次いで茶園は能く整理して居る。広袤十四町歩の茶園は何れも良種を撰んであるから産出高も仲々多い。昨年は茶摘女百人製茶師二十五人で乾茶千貫目を造つた狭山製の内地向を主として居る。次に蔬菜園一丁五反歩、これは人参、里芋、甘藷、牛蒡などが盛に作られてある。蔬菜の全部は小山の紡績工場へ一手に売捌いて居る。次に山林八十七町余、檜を主として松杉が多い、苗圃を造つて年々増殖して居るが十年二十年の後翁園たる林を成したならば真に形容すべからざる盛観を見るであろうと思ふ。畜牛場は二ヶ所に分れてエーアシヤ純枠牡牝、ホルスタイン雑種等四十頭を養ひ乳牛よりは毎朝五斗以上の牛乳を出して居る。これは不日製乳を行ふ計画で目下器械の据付中である。養馬八頭、家禽四百羽、何れも当代の良種を撰択して模範的に飼育して居る。特に家禽中の養鶏は場主の令息鈴木嘉一郎氏が非常なる興味を以て直接に管理されて居るので成績大に見るべきものがある。其種類は

（愛翫用）金色鷹羽ハンバーク、銀色鷹羽ハンバーク（産卵）黒色ミノルカ（卵肉兼用）白色ソイアンドツト、銀色ソイアンドツト、白色プリマースロツク、サヾナミプリマースロツク、パフオーピントン、名古屋コーチン

鶏舎の清潔にして管理の整然たる真に養鶏家の模範とすべき所である。記者と同行したる石川政吉氏は一番の鶏より増殖して今は三百羽を飼育しつゝある養鶏家であるが、この家禽部を見て、大に参考に資する所があつたと謂はれて居る。（つゞく）

（静岡新報）

423　県下巡遊雑記・佐野の鈴木農場㈢　（一九〇七）明治40・9・15

県下巡遊雑記　斗南

佐野の鈴木農場㈢

◎富豪の田園趣味　この大規摸なる農場が如何にして経営されつゝあるかといふに、労役一切は場内の農家十戸のものを使用して居るこの農家は、家屋器具一切を農場で供給し相当の日給を与ふる外に、一戸に付き二反歩の自作を許してある。されば十戸の農家、約五十人の家族は一致共同して農場のため献身的に働いて居る。而して之を監督するためには主事河合徳太郎、技手田雑英一、主計谷田久松三氏が熱心に事務に当て居る。其の上に昨今は場主鈴木氏の令息嘉一郎氏夫妻がこの別邸に起臥して直接に監視督励するので、事業の発展には一段の進歩を現して居る。嘉一郎氏は大人の気風を其儘に稟けて、温良着実、真に敬慕すべく、大人の志業に向て守成の位置に立つには極めて適当なる人格であると思ふ▲広袤百町歩の茲処彼処に付属農戸が散在して居る。其間に四阿造りの休憩所が数ヶ処設けられてある。杖を曳いて農場を巡回しこの休憩所で一息つきながら徐に目を挙ぐれば箱根の秀嶺は眼前に迫つて翠色滴り、佐野瀑園より来る清流は脚下に流れて涼々の響あり。更に眼を放つて展覧せんか伊豆半島の翠巒、駿河湾の青濤、特には牛伏の絶勝手に執る如し。斯の如き奇勝は稀に見る所であるが、

場員の語る所によれば富嶽の全景は茲より見るもの天下一品の称ありと生憎の雨天にて之を見る能はざりしは遺憾であつた▲この農場所在地はもと定輪寺の上地で桃園貞純親王とは深い関係があると見へ、三十八年十月中、鈴木藤三郎氏が竹林の中から貞純親王の古塔を発見され、今現に農場の一区域に之を安置し鈴木氏発見の由来を記した碑石か建てられてある。（完）

（静岡新報）

424　須山村負債額調べ

（一九一一）明治44・8・3

農第六四号

一　甲農第六〇一号御照会ニ係ル負但債調、別表ノ通リ及報告候也。

明治四十四年八月三日

駿東郡須山村長

駿東郡第二課長殿

追テ本件ハ調査スルニ拠ルヘキモノ無之ニ付、見込額ニ候間、右ニ御承知相成度、此段申添へ候也。

駿東郡須山村

負債額調　　最近現在

不動産以外ノ物件ヲ担保トシテ借入レ金

借入先	利率一割未満		同上一割一分五厘未満		同上一割五分未満		同上二割以上	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
日本勧業銀行北海道拓殖ノ各銀行								
其他ノ銀行								
保険会社								
産業組合報徳社其他ノ団体								
質屋							壱	壱〇、〇〇〇
貸金会社及個人貸金業者								
私人								
其他合計							壱	壱〇、〇〇〇

無担保借入金　最近現在

借入先	一割未満		一割以上一割五分未満		一割五分以上二割未満		二割以上	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
勧業農工拓殖各銀行								
其他ノ銀行								
保険会社								
産業組合報徳社其他ノ団体			三五	三五、〇〇〇				
貸金会社及個人貸金業者			三〇	一、三五〇、〇〇〇				
私人			三〇	一、三五〇、〇〇〇				
商業者ニ附随シテ商業取引者ニ対シ利息ヲ徴シ融通スルモノ								
頼母子講及類似ノモノ			六〇	二、〇〇〇、〇〇〇				
其他								
合計			一三五	五、三五〇、〇〇〇				

（裾野市役所須山支所所蔵「産業関係書類」）

425　明治四四年町村別米実収成績　（一九一一）明治44・12・28

甲農第一、一七〇号

本年本郡各町村米実収高、別表ノ通リニ候条、御参考迄ニ一葉御送付及ビ候也。

明治四十四年十二月廿八日　駿東郡第二課印

各町村役場御中

明治四十四年米実収高各町村別取調表　駿東郡

町村名	作付反別			収穫高			一反歩当り収穫高		
	糉米	糯米	陸米	計	糉米	糯米	陸米	糉米	糯米	陸米
小泉村	一、一〇〇反	七反	一五反	一、一四〇反	一、八六〇石	九石	二〇石	一、五合	一、四〇合	六〇合
泉村	一、四一〇	一三	二五	一、四五〇	一、八三二	六九	三〇	一、三〇	一、四〇	一、〇〇
深良村	三三	公五	一、三五	一、一四四	二五四	五六	一、一〇〇	一、一〇〇	八〇〇	
富岡村	九一〇	六	二〇〇	一、三八	一、五〇〇	一五六	一四四	一、三〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇
	九一〇						一、八九六	一、六〇〇	一、一〇〇	

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

426　富岡村耕地整理　（一九一四）大正3・5・9

○富岡村耕地整理　駿東郡富岡村耕地整理は本年二月上旬工事に着手せるが同地区は愛鷹山麓の傾斜地にして、山林原野荒蕪地六町歩に対する工事なるも、之に要する灌漑用水は二百余間を離れたる愛鷹山麓より引用する計

画にて実地通水試験を行ひしに成績良好なりしと。

（静岡新報）

427　**下和田耕地整理**　（一九一四）大正3・6・22

○下和田耕地整理　駿東郡富岡村下和田耕地整理は本年二月中旬着手植込には間に合すべく組合員一同は寝食を忘れて工事に熱心したれば、去月中に全部修了し其後は各地主が地均し畦作り等をなしたるが、愈々二三日前より挿秧始まり目下真最中なるが、地質は昨年迄畑なりしより、肥料等も土壌に含まれ居れば本年の収穫は予想以外なるべしと。

（静岡新報）

428　**須山村農産品評会**　（一九一四）大正3・11・26

○須山農産品評会　駿東郡須山村農産物品評会授賞式は廿四日同村小学校に開会。太田郡長斎藤郡農監土屋村長の講演あり。続いて在郷軍人勅語捧読式及び同会員八名の表彰式を行ひ次に青年会秋季大会に移り斎藤農監村長の講話あり。来会者千三百、夜は入営者四名の送別会を栄屋旅館に開き盛会なりき。

（静岡新報）

429　**麦立枯病発生**　（一九一五）大正4・3・21

○麦立枯病発生　駿東郡鷹根村・金岡村・須山村の大麦裸麦に二月下旬より立枯病発生し、被害十町歩に及び蔓延緩徐なるも等閑に付す可らざるを以て目下駆除手続中なり。同病は従来愛鷹山麓開墾地麦作（主として小麦）に発生し、其被害毎年少からざりしも農民は之が駆除を怠りしものなりと。

（静岡新報）

② 茶・勧業関係政策

430　**養蚕伝習所の生徒募集**　（一八九八）明治31・4・12

勧第七五三号ノ一

本年養蚕伝習所ヲ原里村ニ設置シ該生徒拾七才以上ノ男女拾五名ヲ限リ募集致候旨、蚕糸業組合組長ヨリ通知有之候ニ付有志者ヘ御通知相成度、志願書ハ村役場ヲ経差出ベク、志願期限ハ本月二十日限リノ事。此段御通牒候也。

明治三十一年四月十二日

富岡
須山　村組合村役場印

常設委員
御中

（千福　横山正美氏所蔵「諸達綴」）

431　稲模範作競進会富岡村審査報告　（一九〇一）明治34・1・14

稲模範作競進会富岡村審査報告

本村ハ初メテ第二回静岡県稲模範作競進会ニ加ハリ模範地ヲ設置セシモ、素ヨリ初回ノ故ヲ以テ志望者僅少ニシテ、漸ク弐拾有余名ノ出品者ヲ得、本県耕種標準ニヨリ夫々設計セシメタリ。然ルニ、初会ノ故ヲ以テ各々其方法宜シキヲ得ス、或ハ選種ヲ怠リ、或ハ挿秧ヲ過マリ、或ハ季節ヲ失セシ等其欠点少ナカラズ。然レトモ、是カ審査ヲ為サンガ為メ、昨年八月二十四日ヲ以テ第一回ノ審査ヲナシ、町村選抜地五ケ所ヲ定メ是レヲ郡ニ報告セリ。然ルニ其後ニ至リ、潮風害・虫交モ至リ、総テ被害ヲ蒙ラサルワナシ。九月三十日及拾月一日ヲ以テ第二回ノ審査ヲ終リ、十一月四日ヲ以テ第三回ノ審査ヲ了シ是カ終局トナシタリ。其審査方法ニ於テハ、元ヨリ本県競進会ノ規定スル例則ニ準シ審査スト雖モ、審査員素人ナルヲ以テ、完全ナル鑑定ヲ下ス能ハサルモ、幸ニ本村選抜ニ於テハ、勝又市太郎ヲ郡三等ニ、勝又音吉・萩田和作ヲ郡四等ニ、渡辺平作・勝又清太郎ヲ郡五等ニ選定セラレ、残員拾五名ニ付キ此較審査シ、土屋伝四郎ヲ一等ニ、池ノ谷峰三郎ヲ二等ニ、杉本茂十郎外二名ヲ三等ニ、中川庄平外三名ヲ四等ニ、杉本若松外四名ヲ五等ニ定メ、是レガ等級ヲ付シタリ。其審査ノ方法ハ、種類、施肥、挿秧耕耘灌漑其他管理、病害虫予防駆除、収穫ノ五種ニ

別チ、種類ハ稲草ノ適否及米質ノ良否ヲ鑑定シ二十点ヲ満点トナシ、施肥ハ肥料ノ配合、季節ノ適否、用量ノ多少ヲ鑑定シ三十点ヲ以テ満点トナシ、挿秧耕耘灌漑其他管理ハ挿秧ノ整否、耕耘ノ精粗及灌漑ノ適否ヲ鑑定シ三十点ヲ以テ満点トナシ、病害虫予防駆除ハ予防駆除ノ適否ヲ鑑定シ三十点ヲ以テ満点トナシ、収穫ハ収穫ノ多少ヲ鑑定シ壱反歩ノ収穫高ヲ定メ三百点ヲ以テ満点トナセリ。総点数二百八十七点ヲ一等ト定メ、二百五十五点ヨリ二百八十六点ヲ二等ト定メ、二百三十点ヨリ二百五十四点迄ヲ三等ト定メ、二百七点ヨリ二百二十九点迄ヲ四等ト定メ、以下ヲ総テ五等トナシ是レカ等級ヲ確定セリ。元来、審査員ノ練熟セザルト出品人ノ不慣ナルトニ依リ充分ナル結果ヲ得ザリシニ、又道クベカラサル天変ノ為満足ナル得点者ナキワ遺憾ノ至ニ候得共、茲ニ審査ノ顚末ヲ御報告仕候間、願クワ相当ノ賞状ノ御授与アラン事ヲ。

明治三十四年一月十四日

第二回静岡県稲模範作競進会

駿東郡富岡村審査長

横山健吾　謹白

（千福　横山正美氏所蔵）

432　金原明善の講話会

（一九〇四）明治37・7・29

農第八七号

本県山林協会長金原明善氏来ル七月三十一日正午十二時ヨリ泉村天理教会所ニ於テ、林業ニ関スル有益ナル講話会催可相成旨通知有之候条、当日月時刻可成多数聴衆者有之ベキ様御手配相成度、此段通牒候也。

三十七年七月廿九日

農会

泉村役場　印

常設委員

勝俣藤三郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

433 白穂抜取に関する通牒

（一九〇四）明治37・9・12

「白穂抜取ニ関スル件」（明治37年9月12日）

小農第七五ノ一

稲作螟虫駆除トシテ白穂抜取ニ関スル件ニ付本郡農事監督ヨリ別紙ノ通リ申越候ニ付テハ、右ニ依リ此際無洩実行候様御配慮相成度、此段御通牒候也。

明治三十七年九月十二日　小泉村農会長服部市太郎

農会部長　渡辺恵作殿

本年度稲作ハ挿秧以来気候適順ニシテ、早中晩種共今日予想ニ於テハ先ヅ十分ノ作柄ニシテ、害虫ノ如キ（浮塵子螟虫）被害ノ程度ハ僅少ナリ。然レトモ螟虫ノ如キハ毎年郡ノ南北ヲ分タズ発生被害セシム。之レガ駆除ノ農家トシテ一日モ忽ニスベカラズ。螟虫駆除トシテ苗代田ニ於テハ採蛾卵、本田ニ於テハ幼虫捕殺採卵等、今日ニ於テノ駆除ハ白穂抜取尤モ効多ナリトス。一茎ノ稲稈中少ナキハ参四頭多キハ六七十頭ノ幼虫生棲スルアレバ、白穂ハ即チ螟虫ノ居所タルノ標的ナレバ、此ノ得難キ時期ヲ逸スルコトナク農会員ハ一致協力シテ之レガ駆除セラレン事ヲ希望ス。若シ此時ヲシテ逸失スレバ何レノ時ニ此ノ効時期ヲ得ン。幸ニ農会役員ニ於テ充分督励機先ヲ制セラレン事ヲ訴フル。

白穂抜取螟虫駆除法

一白穂ハ穂首ニテ抜キ取ラズ白穂ノ茎ハ成ル可ク根際ヨリ切リ取ル事。

一抜取リシ藁ハ畦畔若クハ道路ニ捨ルコトナク協力シテ焼殺スル事。

明治三十七年九月六日　駿東郡農事監督　高橋六太郎

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

434 麦稈直田伝習所の生徒募集

（一九〇四）明治37・9・16

農第九七号

佐野農業補習学校構内ニ於テ麦稈及軽木直田伝習所開設

致シ候ニ付、左記事項御承知ノ上郡内伝習生多数応募候様御観誘相成度、且応募者氏名ハ来ル十八日迄ニ当農会へ御通知相成度、此段通牒候也。

明治参拾七年九月拾六日　　泉村農会

常設委員

勝俣藤三郎殿

一　始日ハ来ル二十日トス
一　授業料ハ無料トス
一　終業日数ハ弐週間トス
一　伝習時間ハ毎日午后第一時ヨリ五時迄トス
一　伝習生ハ年齢十二三才以上ノ者トス

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

435　農事監督設置

（一九一五）大正4・9・10

農事監督設置　　大正四年九月十日

由来当村ハ広漠タル共有山ニ於テ豊富ナル天産アリシ為メ農業者従ツテ安逸ニ流レタリ。然ルニ数年来天産漸次欠乏ハ漸ク覚醒ノ時季（期）ニ到達シ諸規約ノ成立ト相俟ツテ益々刺撃（激）セラレタリ。

之レカ為メニ農業ハ他ニ比シ甚タ幼稚ナリ。識者茲ニ鑑ミル所アリ。自ラ範ヲ示シ指導ニ力ム郡農会農業技術員ノ設置ヲ奨励スルヤ率先之レカ決議ヲナシ、大正四年九月十日小野東作氏ヲ専任農事監督ニ採用シ農業者ノ直接指導ニ任ジ技術ノ上達及ヒ利益ノ増進ヲ計ラントシ着々ノ其ノ途ニ着キツヽアリ。

一　品評会

農業者奨励ノ為メト御大典ヲ永ク記念スル為メ大正四年十二月二十日記念品評会ヲ開催シ、大正五年二月十一日地主作米連合品評会ト兼ネ褒賞授与式ヲ挙行シタリ。審査長審査員及ヒ受賞優等者左ノ如シ。

審査長　駿東郡農事監督　斉藤三郎
審査員　深良村農事監督　小野東作
同　小林聿

優等受賞者

米　　土屋辰五郎

同　　志村平吉

一　部農会主催品評会　大正四年十二月七日

本期内部農会主催タル品評会ハ切久保・遠道原連合菰米品評会一回開設ニ止マリ、村農会ヨリ農事監督ヲ審査長トシテ出御セシメ優等者参点ヲ挙ケ賞品ヲ授与セリ。

一　講話会

専任農事監督指導ノ一方針トシテ講事ノ或会ヲ講話会トナサシメ、夜間ヲ利用シ其要求ニ依リ出張セシメテ農業者ト直接会談シ農業上ノ智識普及改良ヲ奨励ス。其出張回数十七回部落名出御月日集合人員左ノ如シ。

部落名	第一回	集合人員	第二回	集合人員	第三回	集合人員	合計
岩波	十月廿三日	二〇					一
新田	十二月廿三日	二五	二月八日	二五			二
上丹須釜原	十月廿一日	二〇	二月十六日	二〇			二
	三月八日	二二					一
上原	十一月七日	二〇	三月一日	二三			二
切久保	九月廿七日	二〇	十月廿四日	二五			二
遠道原	十一月七日	一五	十二月五日	二〇	三月十二日	二三	二三
町田	十月五日	三〇	二月十八日	二五			二
和田市場	十一月十一日	二〇					一
南堀	三月三日	二五					一
計		二一七		一三七			二二一七

一　部長部監督協議会

大正四年九月十四日開会左記事項議定

水田稗拉ノ件　　稲ノ病害虫害ニ関スル件

同年十一月一日開会左記事項議定

過礒酸石灰共同購入ノ件　麦ノ塩水撰及麦奴予防ノ件　麦作ト紫雲英栽培ノ利害　副業ノ奨励

記念品評会ニ関スル件

大正五年三月廿五日開会左記事項議定

苗代肥料共同購入ノ件　籾塩水撰ニ関スル件

苗代指導ニ関スル件

一　煙草試作人会

将来有望ナル深良村煙草栽培ハ本年度ノ価格低廉ナ

リシ為メ試作者減少ノ傾向アルニ依リ、煙草試作人会及総代人会ヲ組織シ栽培法其他ヲ研究シ面目ヲ一新セントス。

大正四年十二月十五日開会左記事項議定

大正五年度試作反別ヲ前年ヨリ減少セシメサル方法手段

烟草肥料タル油粕ノ共同購入ノ件

大正五年一月廿五日開会左記事項議定

烟草苗床作製上注意スヘキ件　試作許可申請ニ関スル件

一　原種栽培

郡農会ヨリ配布セラレタル麦種ヲ左記ノモノニ相任セシメ本村原種栽培規定ニ依リ原種トシテ農会員ニ分ツ。

種別	種類	配布数量	予定納入量	栽培担当人
大麦	白穂揃	四斗	七、〇斗	高田禄郎
同	青穂揃	、三	六、〇	小林僖一
裸麦	神力裸	、三	六、〇	湯山文太郎
小麦	白坊主	、二	五、〇	小林聿
計		一、二	二四、〇	

一　害虫駆除

稲苗代田本田害虫駆除　稲作害虫ニ関シテハ役場ト協議シ最ヲ定メテ励行ニ力メタリ。而シテ小学校生徒ノ害虫駆除ニ関シテハ奨励金ヲ交付シテ将励セリ。其成績左ノ如シ。

駆除ヘ従事シタル児童数　八〇人

害虫捕獲数	施行期日
蝮蛇　卵塊　嘆吟	自六月一日至八月十五日十五日間
七五七　二六四三九	
計八十人　一四、〇一〇	

一　共同購入

農会ハ直接農業者ニ利益ヲ計ル目的ニテ共同購入ヲ斡旋シタリ。其ノ成績左ノ如シ。

種類	数量	購入総価格	単価	普通単価	差格	利益金
過燐酸石灰	四一八叭	三九六、二五〇	、九五〇	一、二〇〇	、二五〇	一〇四、二五〇
菜種粕	九二同	三二、一〇〇	三、三〇〇	三、六〇〇	、三〇〇	二七、六〇〇
茶実	五俵	九、〇四〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	、二〇〇	一、〇〇〇
固形苦塩	七吹	四、九〇〇	、七〇〇	、七五〇	、〇五〇	、三五〇
苦塩	二樽	二、四〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	、一〇〇	、一〇〇
種子	三五袋	五、九〇〇	、〇一〇	、〇一三	、〇〇三	、五九〇
計	八一九ケ	七四九、五九〇	七、九七〇	八、八三二	、九〇二	二三三、九九〇

以上大正四年九月十日本村農事監督設置以来大正五年三月末ニ至ル間ノ梗概ヲ摘録セリ。

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

436　本田稲作害虫駆除施行要項　（一九一七）大正6

（富岡村農会）

大正六年本田稲作害虫駆除施行要項（富岡村農会）

一　一斉駆除ノ際ハ常設委員、部長ハ受持区域ヲ担任シ作人ノ集合所ヲ定メ駆除ノ督励ヲサレタシ。

但シ沼地ニシテ一斉駆除施行シ難キ事情アルモノハ便宜ノ方法ヲ講セラレタシ。

二　螟虫駆除ハ其被害茎（白穂）ヲ地際ヨリ切リ取ル様奨励セラレタシ。

三　螟虫駆除ト同時ニ稗ノ苅取ヲ励行セラレタシ。

四　苅取リタル被害茎及稗ハ畦畔道路等ニ捨ツルヲ禁シ常設委員部長等ニ於テ之ヲ取纏メ、適当ノ方法ヲ以テ処分シ駆除ノ効果ヲ大ナラシムルコトニ努メラレタシ。

五　浮塵子発生セル場合ハ道ニ之カ駆除ヲ督励シ蔓延セシメサル様注意セラレタシ。

六　一斉駆除ヲ施行セシメタル際ニ於テ駆除不行届ノモノハ再施行セシメ、若シ応セザルモノアルトキハ常設委員部長ハ其旨直ニ村長、農会長ニ急報セラレタシ。

七　常設委員、部長ハ部内駆除ノ状況ヲ農会長、村長ニ報告セラレタシ。

（御宿区所蔵「諸綴込帳」）

③　諸団体

437　**駿東郡富岡村勧業会々則**　明治28（一八九五）

駿東郡富岡村勧業会々則

第壱条　本会ハ農事改良ノ発達ヲ謀リ本村公共ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス。

第二条　本会ハ富岡村勧業会ト称ス。

第三条　本会員ハ富岡村会ニ於テ本村公民中ヨリ選挙シタル者ヲ以テ組織ス。

第四条　第壱条ノ目的ヲ達センカ為、本会ニ於テ施行スベキ事項ノ概目左ノ如シ。

一　米麦改良ニ関スル事
一　蚕糸業改良ニ関スル事
一　桑三椏樹栽培改良ニ関スル事
一　茶業改良ニ関スル事
一　農事試験実施ニ関スル事
一　種苗交換並選択ニ関スル事
一　肥料ノ適否ニ関スル調査ノ事
一　米質精選及俵装ニ関スル事
一　害虫予防並駆除ニ関スル事
一　農具改良ノ事
一　農談会品評会ニ関スル事
一　山林改良ニ関スル事
一　前各項ノ外勧業上必要ノ事項

第五条　本会ハ他ノ農会又ハ勧業会ト気脈ヲ通シ其他官庁ノ諮問ニ答ヘ、或ハ意見ヲ開陳スルコトアルベシ。

第六条　本会ハ事業実施上ノ便ヲ謀リ、左ノ六区ヲ置ク。

第壱区　御宿　第弐区　千福　大畑　定輪寺
第参区　葛山　第四区　上ケ田　金澤
第五区　今里　第六区　下和田

第七条　本会ハ毎年春秋ノ二期ニ於テ会員ノ総会ヲ開キ事業ノ実施其他ニ関スル諸件ヲ討議ス。

但管理者ノ意見又ハ会員五分ノ二以上ノ請求ニヨリ臨時会ヲ開クコトヲ得。

第八条　本会員ハ第三条ノ外、殊ニ入会ヲ望ムモノニ於

テハ其正否ヲ糺シ入会セシムルコトヲ得。
但此ノ場合ニ於テハ本村会ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス。
第九条　本会ハ本村長之レヲ管理スルモノトス。
但本村長ニ於テ会員中ヨリ理事二名ヲ選挙シ本会ノ事務ヲ補助セシム。
第拾条　本会ニ委員六名ヲ置キ各区ノ事務ヲ所理セシム。
但委員ハ其区ノ会員中ヨリ互選セシム。
第拾一条　委員ハ管理者ノ協議ニ参与シ又ハ急施ノ事件ヲ議定スルモノトス。
第拾二条　理事及委員ノ任期ハ各満二ケ年トス。
但再撰スル事ヲ得。
第拾三条　委員ハ名誉職トシ俸給ヲ支給セスト雖トモ管理者ノ意見ニヨリ実費ヲ弁償スル事アルベシ。
第拾四条　理事ハ壱ケ年壱円以内ノ手当ヲ支給スルモノトス。
第拾五条　本会ノ経費ハ総テ村費ヲ以テ支弁スルモノトス。
第拾六条　本会ノ会務ハ毎年春期ノ総会ニ於テ管理者ヨリ報告スルモノトス。
第拾七条　管理者ハ本会ノ施行ノ状況及其成績ヲ郡長ニ報告スルモノトス。
第拾八条　壱郡聯合又ハ他ノ勧業団体組織ニ関スル協議ノ為メ、会員ノ互選ヲ以テ正副委員二名ヲ置クモノトス。
但正員事故アルトキ副員之レニ代ルモノトス。

（裾野市役所所蔵「富岡村会決議書」）

438　**駿東郡小泉村農会々則**　（一八九五）**明治28・2・27**

議第八拾三号

駿東郡小泉村農会々則

第壱条　本会ハ本村農事ノ改良発達ヲ謀リ公共ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス。
第弐条　本会ハ駿東郡小泉村農会ト称ス。
第三条　本会ハ本村会ニ於テ選挙セラレタル者ヲ以テ

会員トス。但会員ノ員数ハ制限ナシ。

第四条　第壱条ノ目的ヲ達セシカ為メ、本会ニ於テ施行スル可キ事項ノ概目左ノ如シ。

一　米麦作ノ改良ニ関スル事
一　蚕糸業ノ改良ニ関スル事
一　桑樹栽培ノ改良ニ関スル事
一　茶業ノ改良ニ関スル事
一　農事試験施行ニ関スル事
一　種苗交換並精撰ノ事
一　肥料ノ適否得失等調査ノ事
一　米質及乾燥方俵装等改良ノ事
一　農具改良ノ事
一　害虫予防並駆除ノ事
一　利水排水ノ事
一　勤勉貯蓄並凶荒予備ノ事
一　夜学等ノ方法ヲ以テ青年輩ノ農業上ニ於ケル智識ヲ養成スル事
一　談話会品評会開設ノ事
一　農事上ニ関スル統計調査ノ事
前各款ノ外農事上必要ナル事項

第五条　本会ハ他ノ農会又ハ勧業上ノ諸団体ト気脈ヲ通シ、其他官庁又ハ町村役場ニ対シ其諮詢ニ答ヘ、或ハ意見ヲ開陳スル事アルベシ。

第六条　本会ハ事業実施上ノ便ヲ謀リ左ノ六区ニ分ツ。

第一区　大字石脇
第二区　大字佐野
第三区　大字二ツ屋
第四区　大字伊豆島田
第五区　大字水窪
第六区　大字富澤

第七条　本会ハ毎年春秋二季総会ヲ開キ、事業実施上ニ関スル協議其他諸般ノ評決会員ノ談話等ヲ為ス。但管理者ノ意見又ハ会員多数ノ意見ニヨリ臨時会ヲ開ク事アル可シ。

第八条　本会ニ於テ決定シ、実施ヲ要スル事項ハ会員ニアラサル本村内当業者ニモ偏ク実行ヲ促シ、旦利害得失ハ之ヲ本会ニ報告スベシ。

第九条　本会ハ村長之ヲ管理ス。

但会員ノ互選ヲ以テ理事二人ヲ置キ村長ノ指揮ニ従ヒ本会ノ処務ヲ補助セシム。

第拾条　本会ニ委員六人ヲ置キ各区ヨリ会員ノ互選ヲ以テ一人ヲ選出ス。

第拾壱条　委員ハ常ニ其区内ノ会務ヲ処理シ、及ビ本会管理者ノ協議ニ参与シ又ハ臨時急施ノ事件ヲ議決スルモノトス。

第拾弐条　理事及委員ノ任期ハ満二年トス。

但改選ノ時ハ前任者ヲ再選スルコトヲ得。

補欠当選者ハ其前任ノ残任期間在職スルモノトス。

第拾三条　職員ニハ俸給ヲ支給セズト雖トモ管理者ノ見込ニヨリ実費ヲ弁償シ、又ハ総会ノ決定ヲ以テ臨時報酬スル事アルベシ。

第拾四条　本会ノ経常費ハ村費ヲ以テ支弁シ、其他ハ有志者寄贈金又ハ会員ノ出金ヲ以テ支弁ス。

第拾五条　一ケ年間ニ於ケル会務会計等ノ状況ハ翌年春季ノ総会ニ於テ管理者ヨリ之ヲ報告スルモノトス。

第拾六条　管理者ハ本会施行ノ状況並其成積ヲ部長ニ報告スルモノトス。

附則

第拾七条　一郡聯合ノ農会又ハ勧業上ノ団体組織ニ関スル協議ノ為メ、会員ノ互選ヲ以テ正副委員各二人ヲ置ク。

但副員ハ正員事故アルトキ代理スルモノトス。

明治廿八年二月廿六日提出

明治廿八年二月廿七日決議

駿東郡小泉村会議長
小泉村長　菅沼佐太郎㊞

同　議員
服部房太郎㊞

大庭竹次郎㊞
杉山角平
渡邉恵作㊞
中西庄吉㊞
水口常平㊞
土屋豊三郎㊞

（裾野市役所所蔵「駿東郡小泉村会決議書」）

439　千福報徳社定款

（一九〇九）明治42・2・21

千福報徳社定款

第一章　総　則

第一条　当社ハ遠江国報徳社ノ師伝ヲ受ク二宮先生ノ遺法ヲ遵奉シ勤倹推譲ヲ奨励シ報徳ノ事業ヲ立ルヲ目的トス。

当社ハ遠江国報徳社ノ指揮監督ヲ受ケ同社ヲ本社ト称ス。

第二条　当社ノ報徳金ト称スルモノハ左ノ二種トス。

一　土台金　二　善種金

第三条　報徳金ノ外各種ノ積金ハ都テ加入金トシテ取扱フベシ。

但一切ニ社外ヨリ預リ金ヲ為サス。

第四条　当社ノ結社年限ハ設立許可ノ日ヨリ六十ケ年ヲ以テ一期トシ満期ニ至リ総会ノ決議ヲ以テ更ニ継続ノ方法ヲ議定スルモノトス。

第五条　当社ハ千福報徳社ト称シ其位地(置)ハ静岡県駿東郡富岡村千福五百七十九番地ニ之ヲ設置ス。

第六条　当社ニ用ユル印章ハ左ノ如シ。

第二章　土台金

第七条　土台金ハ左ノ方法ニ依テ成立ス。

1本社ノ下附金　2社員ノ寄附金　3社外篤志者ノ寄附金　4貸借上ヨリ生スル剰余金及雑収入

第八条　土台金使用法ハ左ノ事項ニ限ルベシ。

1社員賞与費　2社員恤救費　3公益慈善事業費　4吊祭(弔)費　5本社土台金寄附　6道路橋梁修繕費　7勧業教育衛生費　8貸付金損害補償金　9社用家屋建築費及社費

但支払残金ハ善種金ト同一ニ取扱フベシ。

第九条　本社ヨリ下附ノ土台金ハ永ク其名義ヲ記シテ元金ヲ消費スルコトナカルヘシ当社解散ノ場合ニ当テハ之ヲ本社ヘ返納スヘシ。

第十条　出精人ノ入札ハ二年毎三回トシ相当ノ賞品ヲ附与ス。

第三章　善種金

第十一条　善種金ハ左ノ方法ニ依テ成立ス。

1社員余業積金　2社員節倹積金

第十二条　善種金ハ一口ノ積高金五十円ト定メ毎月金十五銭以上一ヶ年金一円八十銭以上ヲ出金スベシ。

第十三条　善種金ハ五分利ヲ以テ積立ツヘシ。五分以上ノ収利ハ之ヲ土台金ニ加フルモノトス。

但此利子ノ歩合ハ時ノ景況ニヨリ本社ノ認可ヲヘテ増減スルコトアルベシ。

第十四条　善種金一口五十円ニ満レハ善報金十円ヲ受クルヲ得ヘシ。以後五十円ニ充ル毎ニ善報金十円ヲ受クルヲ得ヘシ。

第十五条　善種金ハ本人退社スルモ又ハ何等ノ事故アルモ結社中一切返戻ヲ乞フコトヲ得ズ。

但他村他国ヘ転籍シタルモノハ本社ノ認可ヲヘテ返付スルコトアルベシ。

第十六条　善種金積立通帳ハ質入売買譲渡スルヲ許サス。

但家名相続人又ハ子孫ニ限リ無代譲渡ヲ為スヲ得ヘシ。譲渡ヲ受ケタルモノハ当社ヘ入社スヘシ。戸主死亡或ハ離縁ニヨリ父母相続シタルモ亦同シ。

第十七条　善種金ハ左ノ方法ニ依テ貸付ヲ行フベシ。

但猥リニ貸付ヲ行フヲ以テ主旨ト為スベカラズ。

一　社員奨励ノ為メ出精人入札ヲ以テ貸付ル事。

二　社員農業工業商業等有益ナル事業ニ付資本ノ為メ

申出及不時ノ災厄ニ罹リタル時願出ニ依リ貸付ル事。

第十八条　貸付金ハ社員積立額ノ多寡ニ応シ役員会ノ協議ヲ以テ適当ノ程度ヲ定メ之ヲ行フベシ。

但前条第二号ノ貸付ヲナス場合ニ於テハ相当ノ抵当ヲ差入シム。

第十九条　一時ニ数名ノ借用申込人アリテ何レモ有益ナル事業トスルモ金員足ラサルトキハ抽籤ヲ以テ抽籤者ニ貸付クベシ。

第二十条　第十七条第一号ニヨリ貸付ヲナストキハ無利足五ヶ年賦トシ、皆納後ニ報徳元恕金(年賦一ヶ年分)ヲ納メシムヘシ。其第二号ニヨリ貸付ヲナストキハ其返納期ヲ月賦年賦若クハ一期返納トス。利子ノ歩合ハ時ノ情況ニ依リ毎年ノ始メニ於テ役員会ノ評議ヲ以テ定ムヘシ。

但善種金社員ヘ貸付ノ残余ハ不動産ヲ所有シ有価償券ヲ購求シ又ハ預ケ金トナシテ利殖スヘシ。但シ社有財産ハ必要ナル場合ニ於テ役員会ノ評決ヲ以テ之ヲ売却スルコトヲ得。

(第二十一条　脱カ)

第二十二条　本社土台金ハ社員一名ニ付毎月金五厘以上善種金ハ毎月金一銭以上ノ目的ヲ以テ土台金ハ当社土台金中ヨリ寄附シ善種金ハ当社善種金中ヨリ寄入スルモノトス。

第四章　加入金

第廿三条　加入金ハ社中奨励資本ノ為メ又ハ非常備ノ為メ社員ノ出金スルモノトス。其出金額及加入年限ハ本人ノ随意ニ任ス。利子ノ歩合ハ時ノ景況ニ依リ之ヲ定ム。

第廿四条　社員家族ノ積金及ヒ家名相続等各種ノ仕方金ハ都テ加入金ト為シテ取扱フベシ。

第廿五条　加入金ハ善種金ト同一ニ取扱ヲ為スヘシ。其取扱上ヨリ生スル利益ハ之ヲ土台金ニ加フ。

第五章　計　算

第廿六条　毎年十二月ヲ限リ業務報告貸借対照表ヲ調査

シ現量鏡二通ヲ調製シ翌年一月総会ニ報告シ本社ノ検査ヲ受ケ印刷シテ社員ヘ頒賦シ併セテ所轄官庁ヘ報告スベシ。

第廿七条　貸付金利子及元恕金収入社有財産収益ノ内善種金加入金ノ利子控除シ其余金ハ之ヲ土台金ニ加ベシ。

第六章　役　員

第廿八条　社員公選ヲ以テ当社ニ左ノ役員ヲ置ク

一　理事長一名　一　理事副社長一名

一　弁務二名　一　監事二名

第廿九条　役員ハ定式総会ニ於テ一名毎ニ投票ヲ以テ社員中ヨリ選挙シ、有効投票ノ過半数ヲ得ルモノヲ以テ当選トス。若シ過半数ヲ得ル者ナキトキハ最多数ヲ得ルモノ二名ヲ取リ、之ニ就テ更ニ投票シ二名ヲ取ルニ当リ次ノ得票者ノ同数者アルトキハ抽籤ヲ以テ其内ノ一名ヲ取リ、之ト最高得票者ノ二名ニ就キテ更ニ投票シ最多数ヲ得ルモノ三名以上同数ナルトキハ抽籤法ヲ以テ其二名ヲ取リ更ニ投票セシム。此再投票ニ於テモ猶過半数ヲ得ルモノナキトキハ抽籤ヲ以テ当選ヲ定ム。時宜ニヨリ総会ノ決議ヲ以テ便宜法ヲ用ユルコトヲ得。

但最初ノ役員選挙ハ臨時総会ニ於テ之ヲ行フ。

補欠選挙ハ臨時総会ニ於テ之ヲ行フコトヲ得。

第三十条　社長ハ社務一切ヲ総理シ当社ヲ代表シ、副社長ハ之ヲ輔(補)佐シテ常務ヲ担任ス、弁務ハ社務ノ協議ニ与リ事務ヲ弁理シ社員ヲ誘掖ス、監事ハ社務一切ヲ監査ス。

第三十一条　社務施行ニ要スル規定ハ役員会ニ於テ之ヲ議定シ社員ヘ報告スヘシ。

第卅二条　理事ハ任期ヲ定メス。

但五ケ年毎ニ其功過ヲ詮考シ総会ノ決議ヲ以テ改選スルコトアルヘシ。初任詮考期ハ次年定式総会ノ日ヨリ起算ス。

第卅三条　弁務監事ハ任期ハ三ケ年トシ満期ニ及ヒ定式

総会ニ於テ改選シ之ヲ本社ニ届出ツベシ。

但再選スルモ妨ケナシ。補欠選挙ニ当選シタルモノハ前任者ノ任期ヲ継承ス。最初ノ臨時総会ニ於テ当選シタルモノハ任期満了後ノ定式総会マテ在任ス。

第卅四条　当社ノ役員ハ名誉職トス。

但事務取扱ニ係ル実費及社用ニ付旅行スルトキハ旅費ヲ給ス。

第七章　社員ノ権利義務

第卅五条　社員ハ入社ノ際其分ニ応シ当社ヘ土台金ヲ寄附スヘシ。爾後第八条ノ目的ヲ達スル為メ適宜寄附スルヲ要ス。

第卅六条　社員ハ毎月ノ常会ニハ善種積立金ヲ持参シテ必ス出席スヘシ。若シ無余儀事故アルトキハ其旨ヲ届出ツベシ。

第卅七条　社員ハ役員ヲ選挙シ及総会ニ於テ当社ノ利害ニ関シ発言投票スルノ権アリ。但投票ハ一名ニ付一点トス。

第卅八条　社員ハ何時ニテモ当社ノ簿冊ヲ検閲シ及総会ノ決議ヲ以テ役員ヲ解任スル権アリ。

第八章　総会及常会

第卅九条　当社ハ毎年一月社員定式総会ヲ開キ前年ノ諸計算ヲ報告シ要件ヲ議定スヘシ。臨時総会ハ理事ノ必要ヲ認ムル時ニ於テ何時ニテモ之ヲ開クヲ得。

第四十条　定式総会ハ社員半数以上ノ出席ヲ以テ開会シ出席員過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス総会ノ議長ハ社長之ニ任ス。社長事故アルトキハ副社長之ニ代ル総会ノ招集再度ニシテ出席員定数ニ充サルトキハ其数ニ関セス開会スヘシ。総会ノ招集ハ少クモ開会期日ヨリ五日前社長ヨリ書面ヲ以テ会議ノ目的タル事項ヲ示シ各社員ヘ通知スヘシ。

第四十一条　定款ヲ更正シ若シクハ特別ノ事件ハ臨時総会ニ於テ之ヲ決スヘシ。定款変更ニ係ル臨時総会ハ社員三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ開会シ出席員十分ノ

八以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス。其他ノ臨時総会ニ付テハ総テ第四十条ヲ適用ス。

第四十二条　当社ノ常会ハ毎月一回(定日五日)開会シ報徳ノ道義ヲ講究シ実業改良ノ方法ヲ談話演説スベシ。

第九章　入社退社

第四十三条　当社ヘ入社セントスルモノハ定款ノ旨ヲ了知シ入社願ヲ当社ヘ差出シ許可ヲ受クヘシ。当社ニ於テハ本社ニ出願シ社員ノ証ヲ交付ス。但時宜ニヨリ試業員トナス事アルヘシ。試業員ニハ社員ノ証ヲ附セス。

第四十四条　試業員ハ善種金ト同額ノ加入金ヲ為シ社員同様ノ勤メヲ為スヲ要ス。満二ケ年間(第四十七条但書ノ場合ヲ除ク)其勤メヲ為ス時ハ社員トナシ若シ怠ルトキハ除名スヘシ。

但社員トナストキハ加入金ハ善種金ニ編入シ除名シタルトキハ元利返戻スベシ。

第四十五条　社員若シ事故アリテ退社願出ルトキハ事情ヲ聞糺シ不得止時ハ社員ノ証ヲ返納セシメテ退社ヲ許シ本社ヘ届出スヘシ。

第四十六条　社員若シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ刑期満了後満二ケ年以内社員ノ権利ヲ停止ス満二ケ年ヲ経過シテ猶悔悟セサルモノハ退社ヲ命シ社員ノ証ヲ返納セシムヘシ。

第四十七条　前条ノ刑ニ処セラレ刑期満了後満三ケ年ヲ経サルモノハ入社ヲ許サス。

但シ悔悟ヲ表スルモノハ満三ケ年未満ニ於テハ試業員トシテ加入セシムルコトアルヘシ。

(第四十八条　脱カ)

第十章　雑　則

第四十九条　雑則ヲ設クル左ノ如シ。

1法律命令規則等ヲ重ジ互ニ相誡メ之ニ背ク所為アラサルコトニ心掛クヘシ。

2納税ハ国民ノ最大義務ナレハ各自注意シテ納期ニ遅レサル様常ニ心掛クベシ。

3 火災ノ予防ニ最モ深ク注意スル事。
4 常会ニ於テ勉メテ斯道ニ熟達シタルモノヲ聘シテ講話ヲ乞フモノトス。
5 社員ハ専ラ信義ヲ重シ相互ニ勤倹力行シ苟モ不徳ノ行為ヲナサス永久親和ヲ計ルヘシ。
6 衛生上ニ注意シ特ニ伝染病予防ヲ怠ラサル事。

第十一章　解　社

第五十条　当社満期其他事由ニヨリ解社スルトキハ諸貸附金ヲ徴収シ財産ヲ処分シ加入金ヲ返付シ善種金ヲ支払ヒ其余土台金ハ本社ノ指揮ヲ受ケ慈善又ハ公共事業ニ支払フベシ。
但取扱上損害アリテ土台金ヲ以テ償フ能ハサルトキハ加入金及善種金トモ積立高ニ応シ損害ヲ被ムルヘキモノトス。

第五十一条　臨時総会ノ決議ニヨリ解社セントスルトキハ社員総数三分ノ二以上ノ出席ニシテ出席員十分ノ八以上ノ同意ヲ得ルニ非レハ可決スルヲ得ズ。

右ノ通リ議定候候。(ママ)

明治四十二年二月二十一日

千福報徳社

（千福　横山正美氏所蔵）

440　優良報徳社調査　須山村

明治44・3・15（一九一一）

農第三一号

本月四日付甲農第一九八号ヲ以テ、御照会ニ相成候部内報徳社、其他ニ対スル社団中成積(績)優良ナルモノ取調方ノ件、右ハ別紙ノ通リニ候条、此段及御回報候也。

明治四十四年三月十五日

須山村長

駿東郡第二課長殿

記

一　社団設定以前ニ於ケル部落ノ状況

本部落ハ山間ノ僻地ニシテ人智未ダ開ケズ、依テ推譲

ノ道ニ疎ク自欲ニ厚クシテ、又貯蓄心ニモ乏シキ土地ナリ。

二　設定ノ動機

明治三十四年ノ頃、二宮先生ノ教ヲ聞キ、此地ニ報徳ノ道ヲ施行セバ、后来(ママ)大ニ見ルベキ者アラント有志ヲ取結ビ、設定ノ目的ヲ立テタリ。

三　業務経営ノ状況

当社業務ノ経営ハ、農業其他ノ事業ニ就キ漸次拡張シ、勤倹貯蓄ヲ行ヒ、推譲ノ途ヲ開カントスルニアリ。

四　報徳金ノ蓄積及其利用ノ方法

報徳金ノ蓄積ハ毎月一回定会ヲ開キ、其際ニ於テ善種金一口金拾銭以上ヲ積立テ、其集金ハ社ノ内外ニ貸付ケ、或ハ郵便貯金トシテ利殖ヲ計ルニアリ。

五　効果(有形無形共)

報徳社設立以来、村民ニ対スル効果トシテハ可モナシ不可モナシデアレ共、多少報徳ノ教ヘニ倣ヒ、勤倹貯蓄ノ傾向アルニ至レリ。

六　社団ノ業務発達上、特ニ貢献セル設立員ノ事蹟其他参考トナルベキ事項。

該項ニ就テハ未ダ特筆スベキ事蹟事項等見当ラザルナリ。

記

一　社団設定以前ニ於ケル部落ノ状況

本部落は山間の僻地にして人智未だ開けず、依て推譲の道に疎く自欲に厚くして、又貯蓄心にも乏しき土地なり。

二　設定ノ動機

明治三十四年の頃、二宮先生の教を聞き、此地に報徳の道を施行せば、后来(ママ)大に見るべき者あらんと有志を取り結び、設定の目的を立てたり。

三　業務経営ノ状況

当社業務の経営は、農業其他の事業に就き漸時拡張し、勤倹貯蓄を行ひ推譲の途を開かんとするにあり。

四　報徳金ノ蓄積及其利用ノ方法

報徳金の蓄積は、毎月一回定会を開き、其際に於て善種金一口金拾銭以上を積立て、其集金は社の内外に貸付け、或は郵便貯金として利殖を計るにあり。

五　効果（有形無形共）

報徳社設立以来、村民に対する効果としては可もなし不可もなしであれ共、多少報徳の教へに倣ひ、勤倹貯蓄の傾向あるに至れり。

六　社団ノ業務発達上特に貢献セル設立員の事蹟其他参考トナルベキ事項

該項に就ては、未だ特筆すべき事蹟事項等見当らざるなり。

右の通りに御座候也

須山報徳社長

明治四十四年三月十二日　　大澤寛大

須山村役場御中

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

(2)　養蚕・竹細工など特産品の発展

441　駿東郡蚕糸業組合富岡村養蚕小組合　年月日不詳

規約

駿東郡蚕糸業組合富岡村養蚕小組合規約

第壱条　当組合ハ駿東郡蚕糸業組合富岡村養蚕小組合ト称ス。

但富岡村ヲ以テ区域トス。

第弐条　当組合ハ前条区域内ニ居住スル養蚕家ヲ以テ組織ス。

第三条　当組合ノ事務所ハ富岡村御宿ニ置ク。

第四条　当組合ハ養蚕ノ弊害ヲ矯正シ改良進歩ヲ図ルヲ目的トシ、其事業ノ概目左ノ如シ。

一蚕種ヲ共同シテ購買スル事

一蚕種ヲ共同シテ貯蔵スル事

一稚蚕ヲ共同シテ飼育スル事

一桑圃改良及蚍害ノ予防駆除ヲ実施スル事
一蚕室ヲ改良スル事
一其他必要ノ事件

第五条　当組合ノ事務ヲ処理スル為左記ノ通世話係九名ヲ選挙シ其任期ハ満二ヶ年トス。

但本部蚕糸業組合委員ハ撰挙ニ依ラスシテ世話係ヲ兼ヌルモノトス。

御宿壱名　桃園壱名　大畑壱名
千福壱名　葛山壱名　上ヶ田壱名
金沢壱名　今里壱名　下和田壱名

第六条　当組合員ハ其飼育セントスル蚕種ノ種類枚数及製造人等ヲ毎年　月　日迄ニ世話係ヘ届出ベシ。

第七条　世話係ハ前条ノ届出ヲ取纏メ、其製造人ヘ注文スル事。

第八条　当組合員ニ共同貯蔵器ヲ設ケ前条購入ノ蚕種其他組合員所有ノ蚕種、其他（ママ）組合員所有ノ蚕種（ママ）ハ世話係又ハ組合内熟練者ニ嘱託貯蔵スル者トス。

但適当ノ土地ニ於テ委託貯蔵スベキ完全ノ貯蔵所アルトキハ之ニ委託スルモ妨ケナシ。

第九条　地蚕共同飼育ハ拾戸若クハ弐拾戸協議ノ上、其共同者中熟練者ニ嘱託飼育ヲ為ス者トス。

第拾条　桑園ノ改良及予防駆除ニ関シテハ、組合員共同一致務メテ桑樹ノ害虫ヲ駆除シ、蚍蛹及蚍蠅ヲ撲殺シ、之レガ卵種ヲ滅絶セシムルニ注意スベシ。

第拾壱条　蚕室ノ新築或ハ在来ノ居宅ニ修繕ヲ加ヘ又ハ桑苗ヲ栽植スル等ノ場合ニ於テハ、世話係及本業熟練者ニ協議シ務メテ其完全ヲ図ルベシ。

第拾弐条　当組合員ハ事務所弁ニ関スル費用ヲ負担スベシ。

但事業上必要ノ費用ハ其関係者ノ負担トス。

第拾三条　組合費用ノ賦課徴収同支出方法ハ組合員ノ評決ヲ以テ定ムルモノトス。

第拾四条　当組合ノ規約ハ組合員ノ評決ヲ以テ定メタル者ニ付、組合員弐分壱以上ノ同意者アルニ非サレバ改

正増補スル事ヲ得ス。
第拾五条　当組合規約ハ本郡蚕糸業組合事務所ヘ届出テ其承認ヲ受クベシ。

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

442　模範養蚕所設置

（一八九九）明治32・4・13

本年度通常会ノ決議ニ依リ、金八百八拾円ヲ以テ教師ハ名ヲ聘シ、本部ニ模範養蚕所七拾弐ケ所ヲ設置シ、教師ノ受持ヲ定メヲ定（ママ）メ巡回教授セシムルニ付テハ、場所及設立者氏名、本月十六日迄ニ回答セラレ度旨、本郡蚕糸業組合長ヨリ照会有之候処、富岡村ニモ三ケ所設置ノ予定ト相成居至極好都合ニ候間、是非予定通リ丈ケハ設置致度、就テハ其大字当業者ニシテ適当ノモノモ候ハヽ篤ト協議ヲ遂ケ申出ラレ候様致度、尤モ設立者ハ該組合経常費中ヘ一ケ所ニ付金七円ヲ寄附致候事ニ決議相成候趣キニ付、右辺承知ノ上至急何分ノ取計相成度候也。

明治三十二年四月十三日

富岡村
須山村　組合村村長　湯山荘作

富岡村常設委員　横山源次郎殿

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

443　明治三三年蚕業調査報告

（一九〇一）明治34・3・12

農第一五号　村長㊞

明治三拾三年ニ於ケル蚕業其他ニ関スル取調書別紙ノ通調製候条及報告候也。

明治三拾四年三月十三日

駿東郡須山村長　勝田房平

第二課長駿東郡書記　太田彦一郎殿

明治三拾三年ニ於ケル蚕業其他ニ関スル調査

一	春夏秋蚕掃立枚数	四百枚
一	同上　総収繭量	百六拾石
一	同上　価　額	五千百弐拾円
一	蚕卵紙一枚ノ平均価額 繭一石ノ平均価額	壱円弐拾銭 参拾弐円

一	養蚕戸数 主ナル飼育者ノ住所氏名		百五拾四戸 末尾ニ記載ス
一	生糸製造高		製造者無之
一	同上　価額	○	
一	生糸壱貫目ノ平均価額	○	
一	繭買入地名 生糸輸出先地名		生糸製造者無之ニ付 繭買入無之
一	真綿製造ニ供スル繭量		製造者無之
一	真綿産額	○	
一	同上価額	○	
一	同上一貫目ノ平均価額	○	
一	製糸戸数 真綿製造者ノ住所名	戸数	
一	桑樹栽培反別株数及収量（貫ニテ計算スベシ）	○	反別　弐拾九町歩 株数　五拾弐万弐千株 収量　八万七千貫目
一	価額並ニ一貫目ノ平均価額		価額　弐千八百七拾壱円 壱貫目ニ付参銭参厘
一	山桑見積反別収量	無之	
一	同上価額及壱貫目ノ平均価額	○	
一	目下栽培セル桑樹ノ種類名	和種ヨヘイ	
一	主ナル繁殖法及仕立法（例令根刈中刈ト言フカ如シ）	根刈	
一	製糸用ニ供シタル繭量	製造者無之	
一	主ナル製糸者及真綿製造者ノ住所名	同上	

主ナル飼育者ノ住所氏名

須山村　十八番地士屋友十郎　須山村　六番地士屋勝三郎
同　廿五番地士屋　偉久　同　卅七番地士屋　仙松
同　廿四番地士屋　和作　同　卅四番地根上　大吉
同　廿八番地根上　松蔵　同　卅五番地士屋清五郎
同　廿一番地士屋　浅治　同　四拾番地手綱辰五郎
同　五番地士屋紋次郎　同　四拾五番地渡辺　郷作
須山村四拾六番地渡辺　恵格　須山村百拾壱番地士屋　伊平
同　五拾弐番地渡辺　春吉　同　百拾弐番地萩田市太郎
同　六拾九番地杉山熊次郎　同　百拾八番地菅沼久次郎
同　七拾八番地杉山　権作　同　百三十四番地小野田勝次郎
同　九拾番地渡辺重太郎　同　百五十八番地菅沼　平八
同　百三番地渡辺　福蔵　同　百四十二番地士屋平次郎
同　百四番地萩田　仲蔵　同　百三十九番地士屋　常吉

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

444　養蚕巡回講話会開催

明治37（一九〇四）・4・13

勧第八五号

本郡蚕業組合ニ於テ本年度改良事業トシテ養蚕巡回教師参名ヲ聘用シ、郡下各町村養蚕家ヲ巡回教授セシメ候事ニ決定相成候ニ付テハ、担当教師出張来ル本月十五日及十六日ノ両日、左記ノ通リ各大字ニ於テ順次蚕業講話会開会相成候条、可然聴衆者御勧誘相成度此段通知候也。

明治三十七年四月十三日　　駿東郡泉村役場印

常設委員　勝俣藤三郎殿

十五日　午前八時ヨリ　久根（観音寺）
　　午后六時ヨリ　公文名（元駐在所跡）
十六日　同　　茶畑（天理教会所）便宜平松部合併
　　同　　麦塚（東光寺）

追テ指定開場準備等ハ宜敷御取計相成度申添ヘ候也。

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

445　蚕病予防組合規約

（一九〇五）明治38

組合員人名調二月十日限リ報告ノ事

蚕病予防組合規約

第一章　総則

第一条　本組合ハ富岡村蚕病予防組合ト称シ、村内ノ蚕業者ヲ以テ組織シ事務所ヲ本村役場ニ設ク。

第二条　本組合ハ右事項ヲ施行ス。明治三十八年二月法律第廿二号蚕病予防法及農商務省令第七号蚕病予防施行規則ノ励行ヲ期シ、前項ノ施行ニ併セテ左ノ事項ヲ施行ス。

一　養蚕家ハ蚕室蚕具ノ消毒ヲナスコト。
二　養蚕室ハ蠶蛆病蚕又ハ蚕糞ノ床下ニ散逸ヲ防クニ足ルヘキ設備ヲナスコト。
三　蚕業者ハ病蚕斃蛹保蛹蠶蛆又ハ其蛹ヲ収容及滅殺ノ用器ヲ設備スルコト。
四　桑蚕毛虫尺蠖等ノ駆除ヲ励行スルコト。
五　上簇売ハ使用後水田中ニ鋤込ムカ又焼棄スルコト。
六　蚕業者ハ生繭運搬用綿布袋ヲ設備スルコト。
七　便宜ノ場所ニ共同殺蛹乾繭場ヲ設備スルコト。

八　村内数個所ニ投書函ヲ設備シ、蚕病予防違反者及組合規約ヲ遵守セサル事項ヲ記載ノ投函(ママ)セシムルコト。

九　蚕業者ハ漸次床下ヲ三和土ニ改造スルコト。

十　組合役員ハ時々蚕業家ノ殺蛹乾繭場ヲ巡検スルコト。

十一　組合ハ蚕病予防吏員警察官又ハ村長ノ臨検ヲ請シ、時々投書函ヲ点検シ夫々手続ヲナスコト。

十二　各乾燥場ニ乾繭名簿ヲ具備シ、実行ノ都度之レニ記名シ置クモノトス。

十三　屑繭ハ生繭ノ儘他ヘ譲与スルコトヲ禁止スルコト。

十四　当村内ニ繭買入場ヲ設クルモノハ本組合ノ規約ヲ遵守セシムルモノトス。

十五　蚕病予防ノ実施ヲ計ルタメ組合員ハ蚕種ノ共同購入ヲナスモノトナス。

第三条　本組合ハ富岡村長ノ指揮監督ヲ受クルモノトス。

第二章　役員

第四条　本組合ニ左ノ役員ヲ設ク。

組長　一名　副組長　一名　幹事　九名

事務員　一名

第五条　役員中正副組長ハ組合員中ヨリ組合ニ於テ選挙シ、幹事ハ左ノ定員ヲ各区ヨリ選出スルモノトス。

御宿一人　桃園一人　大畑一人　千福一人　葛山一人　上ヶ田一人　金沢一人　今里一人　下和田一人

但任期ハ一ヶ年トス。

第六条　組長ハ組合諸般ノ事務ヲ総括シ副組合長ハ組長事故アルトキ之ヲ代理ス。

第七条　幹事ハ組長ノ指揮ヲ受ケ処務ニ従事スルモノトス。

第三章　会議

第八条　組合会ハ本組合役員ヲ以テ組織ス。

第九条　毎年二月組合会ヲ開キ左ノ事項ヲ議定ス。

一　経費予算及前年度ノ決算

二　規約ノ変更

第十条　会議ハ組長之ヲ招集ス。議事ハ普通議事法ニ拠ル。但組長ノ意見又ハ組合役員五名以上ノ意見ニ依リ臨時会ヲ開クコトヲ得。

第十一条　毎年三月組合員ノ総会ヲ開キ、事業ノ報告併セテ斯業ノ講話会ヲ開クモノトス。

第四章　会計

第十二条　本組合ノ経費ハ組合員ノ負担トス。

第十三条　会計年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス。

第十四条　本組合決議ノ事項ハ村長ヘ報告ス。

第五章　雑則

第十五条　解散ノ決議ハ組合役員四分ノ三以上ノ同意ヲ要ス。

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

446　請願書

（一九二二）
大正元・11

請　願　書

駿東郡全管下町村長某等連署謹ミテ一書ヲ裁シ全郡ノ輿論ヲ代表シテ、知事閣下ニ請願ス。仰キ願クハ覧観ノ栄ヲ垂レ賜ハンコトヲ。要ハ他ナシ郡内適当ノ地ヲ相シテ県立原蚕種製造所ヲ設置セラレンコトヲ希望スルニ在リ。

古来本郡ハ風土気候温順ニシテ頻ル蚕桑ニ適シ、郡民亦挙テ斯ノ天恵ヲ空ウセザランコトニ意ヲ効シ、斯業ノ改善発達ニ関シテハ、或ハ学理的ニ或ハ実地的ニ切劘（セッパ）琢磨、汲々諸レ日モ足ラス、所謂地ノ利人ノ和一体ヲ為セルモノニシテ、其ノ産額ノ如キ県下各郡内第二位ヲ占ムルヲ得ルニ至リシハ、某等ノ深ク幸慶トシ、且ツ永ク後昆ニ伝ヘント欲スル処ニシテ、斯業ハ実ニ本郡ノ将来拠テ以テ起ツヘキ郡是ナルノミナラス、国運発展ノ基ト確信致シ候、然ルニ近時伝ヘ聞ク処ニ依レハ、県立原蚕種製造所増設ノ議アリト。以上ノ次第ニ付、仰キ願クハ右製造所ヲ郡内何レノ地点ニカ御指定相成候様致シ度、之レカ敷地等ニ関シテハ御指命ニ応シ献納致シ度候ニ付、特ニ

明鑑ヲ垂レ願意御採納被下度奉懇願候也。

大正元年十一月　日

駿東郡沼津町長　河野鎗治郎
同　郡片浜村長　渡邊芳雄
同　郡　原町長　大竹熊次郎
同　郡浮島村長　片岡福松
同　郡鷹根村長　川口與五郎
同　郡金岡村長　植松久二
同　郡大岡村長　井口熊次郎
同　郡静浦村長　菅谷鎗太郎
同　郡楊原村長　奈良橋猪之作
同　郡太平村長　原忠三郎
同　郡清水村長　高田譲八郎
同　郡長泉村長　高田與三郎
同　郡小泉村長　渡邊恵作
同　郡　泉村長　芹澤多根
同　郡深良村長　井上伴學
同　郡富岡村長　芹澤孝三

同　郡富士岡村長　土屋辰三郎
同郡原里村印野村組合村長　芹澤十四郎
同　郡玉穂村長　勝又恵造
同郡高根村須走村組合村長　瀧口源太郎
同　郡北郷村長　池谷猶次郎
同　郡足柄村長　岩田精次郎
同　郡小山村長　湯山壽介
同　郡須山村長　土屋和作

静岡県知事法学博士　松井茂殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書類」）

447　**竹行李同業組合**　（一九〇八）**明治41・6・3**

○竹行李同業組合　本県富士駿東両郡の特産たる竹行李は年々三四十万円の輸出あり。海外貿易品として最も有望なるも粗製濫造のため聊か声価を損じつゝありしが、今回右両郡内当業者は大に省みる処ありて同業組合を組織し其弊を矯めんとし、富士郡吉原町堀内省吾氏外十一名は竹行李同業組合発起認可を申請中なりしが昨日其筋より認可されたり。（静岡新報）

448　**スズ竹採集認可**　（一九〇八）**明治41・8・13**

乙五二三九ノ一

静岡県駿東郡須山村弐拾四番地　土屋和作　外一人

駿河国駿東郡須山村字浅木塚ノ内、永峯臼塚外一御料地

内採収反別町歩
一スヾ竹弐千束
　此払下代金百円也
右明治四十一年七月廿日払下願ノ趣聞届候条、当庁沼津出張所ヘ出頭売買契約締結ノ手続ヲナスベシ。
　帝室林野管理局静岡支庁長
　明治四十一年八月十三日
　　帝室林野管理局主事　伊藤重介
（裾野市役所　須山支所所蔵「帝室林野管理局御料地関係書類」）

449　箱根の竹林(一)

（一九一三）大正2・8・22

○箱根の竹林(一)

▲産地及販路　箱根竹は通称女竹と称するものにして駿東郡泉、深良、富士丘、須山、富岡、印野の各村及田方郡錦田村函南村等より産するも、主として箱根山一帯富士山麓及び愛鷹山より産出するものにして、用途は筆軸、ラヲ竹、パイスケ、ステツキ、ペン軸、壁の小前竹等に使用され、此内ユリ竹、朝顔竹、パイプ、ペン軸、ステツキ等は多く輸出向にして、パイプは上海に、ペン軸は英国に、朝顔竹は欧米に輸出され、其他は多く内地用とす。該竹は伐採後枯るゝも尚自由に裂く事を得て作業容易なるを以て広く愛用され、而も此種の竹は他府県に其産出少なく只下総の海岸及び仙台の附近に僅に産するのみにて、本県に於ける如く未だ特産物と称するに至らざるのみならず其質大に劣れり。

▲産地の状況　箱根山の竹林は竹細工の需用増加するに伴ひ乱伐せられ、現今にては殆ど荒廃に帰したる処多く今は僅に駿東郡泉、深良、富岡、須山、富士丘の地籍中の一部に現存するのみに至れり。従来は産地豊富なりしかば、伐採に就ても幾分品質の選択を為し得たるも、現今にては其産地の区域縮少せる為め、品質の選択をなす事不能して品料非常に下落益々伐採区域減少し来り、深

良村深良、泉村茶畑、富士丘村神山を除くの外は殆ど荒廃の状態に陥れり。其原因は入会地にして入会者が自由に採取したると、近年パイスケの需用増加とス、竹（輸出向竹行李用）の原料払底となりしより女竹の新竹を以て之に代へんと盛に伐採するより、益々竹林縮少して良材を出すを得ざるに至れり。されば現今にては部落民も保護の必要を感じ、富士岡村神山区にては毎年新竹の伐採を禁じ、五月一日より八月末日迄は絶対に山入を許さざる事に規定し、之が保護を講じつゝあり。又錦田村山中新田にては竹材組合を設けて原料を他府県に販売せざる事に協議せり。

（新岡新報）

450　箱根の竹林（二）

（一九二三）
大正2・8・23

○箱根の竹林（二）

▲加工及産額　箱根竹の加工さるゝは駿東郡佐野駅附近及び沼津地方を重なる処とし、ラヲ竹、筆軸の原料及び加工品は毎年十月より翌年五月迄、約八ヶ月乃至十ヶ月間毎年百車を出し、パイスケ（石炭運搬用）は年々増加の傾向あり。パイスケは女竹の新竹を以て製作する時は長く使用に耐ふると製作に便なるとに依り益々乱伐製作をなし、一ヶ月の生産三万個鉄道院のみにて二万個、其他にて一万個、一ヶ年三十六万個、価格一万四千円に達せり。百合朝顔竹として輸出するもの一ヶ年二百万本以上に達し、一本三厘乃至一銭に売買され、平均一本五厘として約一万円。ステツキは四十年頃より開始され年々四五十万本より六七十万本の売行ありと称せられ、主として亜米利加に輸出さる。輸出当時は一ダース十八銭位なりしが漸次下落し、現今にてはダース六銭となれり。一ヶ年の製造高六十万本、価格四千円なり。パイプ製造に対しては従来沼津町に酒井工場及び沼津竹材工場との二工場ありしが、酒井工場は昨年の火災に焼失し、現今にては完備せる工場は竹材工場のみなり。同場は楊原村上香貫字川瀬にありて、明治四十二年三月の創立に係り、

電力九馬力の発動機を使用して、職工二百人にて一日二十万本余を製作し得べく、現今竹パイプペン軸等の注文は一ヶ月二百万本に達し、パイプは一本一厘三毛内外にて製造され、ペン軸は注文次第に依つて製造し、価格は一ダース十七銭にて商取引行はれ居り、工賃は一日男四十銭女三十銭位なりと、酒井工場はパイプペン軸等毎日四百万本の注文を受け居りしと。此外佐野駅在には東洋竹パイプ会社外四五の小工場ありて製造し居るも未だ盛なるに至らず。尚東京にても原料の供給を受けて、一ヶ月八百万本を製造し居れり。煙草専売局にても近時巻煙草アイリス等に平口パイプを使用するに至り、毎月二十五万本以上を使用すと。専売局に納むるものは一本一厘四毛位なりと。パイプの多くは上海に輸出され三国合同煙草会社に売渡さるゝなりと。初年(四十三年)頃は注文一ヶ年百万本位なりしが、現今にては五百万本以上にて、約五倍以上の注文を受けつゝあるも、製品は原料の払底となりし結果従つて製造の粗悪を来し居れり。要するに箱根竹の年産額は区々にして正確の数字を知り難きも、概算年三十万円内外と見れば大差なかるべしと。

▲需要と将来　以上の如く箱根竹は加工に依つて其需用を増加し販路を拡張し来れる結果、競ふて原料の県外供給と製品とに使用するより乱伐の弊を免れず、年々竹林の縮少を来すのみならず、其の生育を害し、原料の粗悪を来し、現今にては当初の約五分の四を減したる有様なるを以て、若し此儘にして経過せば暮年ならずして其跡を絶ち、結局ス丶竹の全滅せると同一の悲運に至るべしとて、商人間にも其保護を唱ふるに至れるが、今に於て当業者も反省して乱伐をなさゞる丶様警戒せざるべからず。県に於ても充分調査の上何等かの方法を講ずべしと(完)。

(静岡新報)

451　**輸出重要工産物の状況**　（一九〇八）**明治41・2・14**

農第三〇号控

第一一六号表　輸出重要工産物ノ状況・明治四十年、駿東郡須山村

	酒	木炭	竹行季（ママ）
製産状況	前年醸造ノ分品切レニ付本年ハ前年ヨリ約一割増	漸次改良ニシテ年次盛況ノ見込	専業者ナシ農業ノ副業ニシテ農事間隙ノ時期ニ於テ製造スルモノナルニヨリ一定ノ製造者ナシ。随テ利益モ薄少ニテ不振
原料需用供給	原料ハ土地ニ産出セザルニ付深良村・御厨町・御殿場地方ヨリ購入	充分	原料ハ土地ノ産出ニテ充分
製造費及収益ノ比較	税金ノ増加及諸物価ノ昂貴ニテ収益至テ薄弱	原料ノ騰貴ト労銀ノ昂騰並ニ運搬上不便ナルニヨリ収益薄少ナリ	収益薄少
相場	卸売一石ニ付三十一円六十銭、小売一石ニ付三十五円	百貫目ニ付九円	一番形二番形　二個組合シタルモノ一組一円二十銭
輸出及販売手続	海外ヘハ輸出セズ内地ハ従来ノ取引ニヨリ販売ス	輸出先ハ駿東郡御厨町・御殿場及小泉村佐野仲買業者ヨリ購求ニヨリ販売ス	輸出先ハ駿東郡御厨町・御殿場ニテ製造品ノ多少ニ不拘随時現金ヲ以テ販売ス
荷造法其費用及運搬費	伊丹樽及松本樽ヲ用ヒテ別ニ荷造ヲナサズ、運搬費ハ一里ニ付三十銭（一石）	俵ノ儘運搬荷造ヲナサズ一駄ニ付二十五銭	荷造ヲナサズ一駄ニ付御殿場迄廿五銭
内地ニ於ケル商況	嗜好多クシテ良況ナリ	良々好況	近年製造品ノ多数ナルト粗悪ナルニヨリ下落
改良スベキ要点及改良方法	別ニ改良ヲ認メズ	製炭伝習開始ニヨリ其製法ニヨリ改良	未ダ改良スベキ要点ヲ認メズ
事業盛衰ノ見込及其原因	近年ニ比シ盛衰ノ状態ナシ	漸次繁盛ノ傾向	副業トシテノ事業ナルニヨリ繁盛ヲ認メズ
販出先ニ於ケル需用嗜好	混合物ノナキ純粋ノ品ナルヲ以テ需用者多シ	炭質軟ナルモ需用者嗜好ス	製造者ノ多数ナルニ需用者ノ少キ為嗜好薄シ

右報告候也。

明治四十一年二月十四日

須山村長　土屋和作

駿東郡長　辻芳太郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「統計材料定期報告」）

452　**清酒・竹製品調査　須山村**　（一九一二）**明治45・7・13**

農第六四号

甲農第七一五号ヲ以テ御照会ニ係ル調査ノ件、別紙ノ通リ及回報候也。

追テ醤油、織物、紙、生糸等無之ニ付申添ヘ候。

明治四十五年七月十三日　須山村長　土屋和作㊞

駿東郡第二課長殿

清酒

一　起原沿革、酒製明治ノ初年ニ勝田宗次郎ナルモノ醸造ノ起原タリ。今猶引継キ是ヲ製ス。

二　原料ノ種類、米。

三　原料購入先、土地ノ産出ナキニヨリ、本郡深良村及御厨町方面ヨリ購入。

数量一ヶ年百石、価額六千円、単価一石六十円。

四　県内需用額六千円、県外ヘハ輸出セズ。販路先本郡富岡村、印野村及原里村ナリ。

五　輸送ノ経路及運賃、一里ニ付一石四十残位ナリ。

六　荷造方法及其費用、総テ樽ヲ用ヒルヲ以テ、別ニ荷造費ヲ要セズ。

七　荷為替ノ有無及其歩合、該当ナシ。

八　保険ノ有無及其率、該当ナシ。

九　取引慣習、村民購売ス。

十　施設事業改良、奨励販路拡張等、該当ナシ。

十一　収一ヶ年ノ産額ニ対シ六千円、支一ヶ年三千五百円位ナリ。

十二　生産ノ状態、両三年間ハ増減ナシ。

十三　販路ノ消長、年次増加ノ傾キナリ。

十四　競争品ノ有無及其優劣、該当ナシ。

十五　需用地ニ於ケル批評、混合物ナキ純粋ノモノナルヲ以テ需用者ハ好ム。
十六　使用機械ノ種類、該当ナシ。
十七　奨(将)来改良ヲ要スル点、別ニ改良ヲ認メズ。販路ノ拡張ヲ為シ得ヘキ方面、本郡御厨町方面ナリ。

以上

竹製品(竹行季(李))

一　起原沿革、竹行季(李)ハ明治三十年頃ヨリ僅少ノ製造者アリ年々拡張ノ見込。
二　原料ノ種類、ス、竹。
三　原料購入先、土地ノ産出ニテ充分、購入等ナシ。銘別大々十枚組合セ一ヶ年二百個、小袖一ヶ年八十個、大々価額三百二十円、小袖価額八十円、単価大々一個一円六十銭、小袖一個一円。
四　県内需用額、海外ヘ輸出スルヲ主トナスヲ以テ県内需用ナシ。輸出額一ヶ年四百位(ママ)。販売路先、本郡御厨町方面ノ仲買人ニ販売ス。
五　輸送ノ経路及運賃、一里ニ付一個金弐銭位ナリ。
六　荷造方法及其費用、仲買人ヘ売却スルヲ以テ荷造ヲナサズ。
七　荷為替ノ有無及其歩合、該当ナシ。
八　保険ノ有無及其率、該当ナシ。
九　取引慣習、各自製造ノモノヲ仲買人ニ売却ス。
十　施設事業改良、奨励販路打張等、該当ナシ。
十一　収一ヶ年ノ産額四百円、支一ヶ年八十円位ナリ。
十二　生産状態、専業者ナク農業ノ副業ニナレ共、年次盛況ノ状態ナリ。
十三　販路ノ消長、年次増スルノ向キ。
十四　競争品ノ有無及其優劣、該当ナシ。
十五　需用地ニ於ケル批評、海外ヘ輸出ヲ主トシ内地需用僅少ナリ。
十六　使用機械ノ種類、竹スキ機械。
十七　奨来改良ヲ要スル点　製造方ニ付改良スヘキ要点多

シ、販路ノ拡張ヲ為シ得ヘキ方面ハ主ニ本郡御厨町方面。

以上。

（裾野市役所　須山支所所蔵「産業関係書」）

(3) 近代工業の芽ばえ

453 静岡県駿東郡紙業組合規約（抄）　明治29（一八九六）

静岡県駿東郡紙業組合規約

第壱章　総　則

第壱条　本組合ハ静岡県駿東郡紙業組合ト称ス。

第二条　本組合ハ事務所ヲ駿東郡小泉村佐野ニ出張所ヲ駿東郡沼津町及御厨町御殿場ニ設置ス。

第三条　本組合ハ紙類製造仲買販売又ハ三椏楮栽培並三椏楮種苗ヲ販売スルモノ及ビ製紙ノ原料ヲ製造スルモノヲ以テ組織ス。

第四条　本組合ハ駿東郡ヲ以テ区域トシ之ヲ左ノ九区ニ分ツ。

第壱区（六合村　菅沼村　足柄村　北郷村／高根村　須走村　御厨町　玉穂村）

第弐区　原里村

第三区　富士岡村

第四区　印野村

第五区　須山村

第六区　富岡村　深良村　小泉村　泉　村

第七区（長泉村　清水村　大岡村　大平村／楊原村　静浦村）

第八区　沼津町

第九区（原　町　浮島村　鷹根村　金岡村／片浜村）

第五条　本組合ハ本郡三椏楮製紙ノ改良発達ヲ謀ルヲ以テ目的トス。其事項ノ概目左ノ如シ。

一紙類製造三椏栽培法ヲ改良スル事。

二販路ノ拡張ヲ謀リ営業上ノ弊害ヲ矯正スル事。

三本業ニ関スル得失利害ヲ調査シ又ハ統計ヲ調製スルコト。

第六条　本組合員ノ製造スル紙類ノ寸尺並枚数帖数ハ取

締所規約ニ定ムル所ニ拠ル。

第七条　原料黒皮ハ一束ヲ五貫目、白皮ハ一束九貫目及十二貫目ノ二種トシ、同皮ヲ以テ結束シ取締所規約ニ定ムル印章ヲ押捺スベシ。

第八条　甲ノ同業者ニ雇入レ中ノ職工ヲ乙ノ同業者ニ於テ雇入レントスルトキハ、甲者ノ承諾ヲ得ルニアラザレバ乙者雇入ルヽヲ得ズ。

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

454　湯山柳雄他二名駿東実業会を組織、明治38・3・7　春期大会を開催予定

（一九〇五）

○駿東実業会春期大会　駿東郡実業の振興革進を促さんとて同郡富岡村湯山柳雄・芹沢孝三諸氏発起し、鈴木藤三郎氏の賛成を得実業会を組織したるが、入会者絶えず既に会員数十名に達したれば、近々江原素六・渡瀬農学士諸氏の出席を乞ひ春季大会を開会すべしと云ふ。

（静岡新報）

455　桑皮綿会社設立許諾について　明治38・9・29

（一九〇五）

諮第壱号

株式会社設置許諾ニ関スル件

一大坂（阪）市南区天王寺上ノ宮町弐千九百四拾九番屋敷藤井熊吉ノ発明ニ係ル桑皮絹綿製造株式会社ヲ、本村内便宜ノ場所ヘ設立許諾ヲ需ムルモノアル時ハ之レヲ許容センコトス。

明治三拾八年九月弐拾九日

同　年同月同　日認定

駿東郡泉村会議長　泉村長　服部大浦（ママ）

同村会議員　勝又邦俊

勝又嘉六

服部大浦

室伏與三郎
寺田治三郎
柏木格太郎

（裾野市役所所蔵「村会決議書　泉村役場」）

456　株式会社日本桑皮製綿模範所創立趣意書・定款　明治39・6（一九〇六）

趣意書

日清ノ戦役ハ我国ノ大捷ニ終リタリキ。日露ノ大戦亦我国ノ大勝ニ帰シタリキ。我国ハ古来兵馬武力ノ戦争ニ於テ一敗ヲモ取リタルノ跡ナク、将来亦必ズヤ此クノ如クナルベシ。然リト雖モ平和実業ノ戦争ニ於テハ武力ノ其レノ如クニシカク連戦連勝ノ好果ヲ収メ得ザリシノミナラス、敗退降伏ノ醜態ヲサヘ演ゼシ跡少ナシトセズ。即チ従来本邦各地ニ盛ニ栽培セラレテ農産物ノ主要部ヲ占メタリシ棉花ノ如キ甘蔗ノ如キ煙草ノ如キ藍ノ如キ、十数年来欧米ノ強敵ニ圧倒セラレテ今ヤ殆ト廃滅セントスルノ悲境ニアリ。誰カ之ヲ慎慨セザルモノゾ。殊ニ棉花ノ如キハ日常ノ被服ヨリ寝具ニ至ルマデ主トシテ棉製品ヲ用ヒ、加之年々五十万ノ人口ヲ増殖シツヽアル我国ニ於テハ、其需要日ニ月ニ莫大ノ増加ヲナスヘキヲ以テ、愈其栽培ニ力メ益其生産ノ増額ヲ企図セラルベカラザルモノナルニ、明治三十年ニハ七百四十余万貫ノ収穫アリシ棉花ガ、同三十四年ニ至リテハ僅々四百四十六万貫弱ニ減少シ、爾来連年衰運ニ向ヒツヽアリ。従テ海外ヨリ莫大ナル輸入ヲナスニ至リヌ。即チ明治三十五年ニハ其量五千六百貫余、価格約八千万円ヲ輸入シ、爾後年ヲ追フテ其額ヲ激増シ、昨三十八年度ニ於テハ実ニ壱億〇九（ママ）百万円余ニ達セリ。豈ニ驚カサルヲ得ンヤ。之レ主トシテ我国ノ地味ト気候カ棉花ノ栽培ニ不適ナルノ致ス所ナリト雖モ、若シモ一旦外棉ノ輸入杜絶スルカ又ハ価格ノ著シク騰貴スルアラハ、実ニ由々敷大事ニシテ今ニ於テ識者ノ大ニ考慮ヲ要スベキ一大問題ナリトス。

大坂（阪）市天王寺上ノ宮町ノ人藤井熊吉君ハ桑皮ノ繊維ヲ以

テ此ノ輸入棉花ノ代用ヲ為サンコトヲ考慮シ、掬躬精励六年ノ久シキ遂ニ素志ヲ貫徹シテ、明治二十八年十一月廿七日其筋ヲ特許ヲ得、翌廿九年十一月大坂桃山ニ工場ヲ起シテ斯業ニ着手セラレシモ、時機未タ熟セス、器械亦完備セザルニ加フルニ財界不振ノ余波ヲ受ケ、其他云フベカラザル幾多ノ事情ニ制セラレ不幸終ニ工場ヲ閉鎖スルノ止ムナキニ至レリ。而シテ当時ニ於ケル製棉ハ其質硬固ニシテ塊節ヲ生シ易キ等ノ欠点ヲ免ルヽコトヲ得ザリシカバ、更ニ困苦奮勉資財ヲ蕩尽シ専念研究ヲ重ネタル結果、遂ニ之等ノ欠点ヲ補フテ余リアル特殊ノ処理法ヲ按出シ、機械ヲ改善シテ初メテ偉業ヲ大成シ、昨三十八年五月農商務省ニ出願、同年八月十七日付特許第九二三〇号ヲ以テ拾五ケ年間ノ発明特許ヲ得ラレタリ。

発明者ノ云フ処ニ依レハ、桑園壱反歩ニツキ乾燥桑皮四十貫目ヲ得ベク、而シテ其乾燥桑皮ヨリ一割四分五厘ノ製棉ヲ得ベケレバ壱反歩ニ対スル製棉ハ五貫八百目ニ達スベシ。之ヲ全国桑園壱百万町歩ニ割リ当ツレハ、一ケ年ノ産額ハ実ニ五千八百貫ニ達ス。而シテ此製棉ハ其性状色沢ニ於テ棉花ニ比シテ優ルアルモ譲ル所ナシ。仮ニ一貫ノ価格ヲ壱円五拾銭ト見積レハ其総額実ニ八千七百万円トナル。而シテ其生産費ハ一貫目ニ付壱円ヲ出ザレバ、其純益金ハ弐千九百万円ノ巨額ニ上ルト云フ。果シテ発明者ノ言ノ如クンバ此事業ハ我国主要ノ産業タル養蚕業ノ普及発達ヲ速カナラシメ、且ハ外棉ノ輸入ヲ防遏スル上ニ於テ、加之毎歳伐採シテ殆ト廃物ノ如ク僅ニ燃料ノ一部ニ供セラレツヽアル桑枝ヲ莫大ニ利用スルノ点ニ於テ実ニ至重ナル国家的大事業ナリト云フベシ。

是ヲ以テ自分等ハ発明者ト相計リ、桑皮棉処理法ニ基キ昨三十八年十月以降第一回ヲ泉村平松ニ於テ、第二回ヲ同村久根ニ於テ細密ナル実地試験ヲナシ、約弐拾貫目ノ桑皮棉ヲ造リ、東奔西走各処ノ専門家ニ依リテ或ハ紡績シ或ハ手引糸トナシ数種ノ見本品ヲ製出セリ。又一面ニ於テハ桑皮棉ニ付テ要路ノ技師ニ質セシカ、本棉ハ光沢ニ富ミ弾力強ク且ツ柔軟性ナルカ故ニ実用ニ適シテ大ニ

有望ナル事ヲ明言セラレ何レモ良好ナル成績ヲ得タリ。此ニ於テ発明者ノ言ノ虚シカラサルヲ認メ、有志相図リ特許権ノ一部ヲ譲リ受ケ、株式組織ヲ以テ会社ヲ設立シ、以テ日本全国ノ模範所ナラシムルト同時ニ傍ラ伝習生ヲ養成シ大ニ斯業ノ発展ヲ計ラントス。乃チ左ニ会社組織ノ予算及説明書ヲ作リ、大方ノ劉覧ヲ供フ。発起人等ノ微衷幸ニ大方ノ賛助ヲ得テ実施スルトヲ得ハ、啻ニ発起人等ノ栄誉タルノミナラス、国家ヲ利益スル事亦尠少ナラサルベキヲ信ズ。

明治三十九年六月

株式会社日本桑皮製綿模範所

発起人敬白

株式会社日本桑皮製綿模範所定款

第一章　総　則

第一条　当会社ハ大坂(阪)市南区天王寺上ノ宮町二千九百四拾九番屋敷藤井熊吉ノ発明ニ係ル特許第九二三〇号桑皮繊維処理法特許証主ト別ニ契約ヲ締結シ桑皮綿製造及買売ヲ目的トス。

第二条　当会社ハ株式組織トシ株式会社日本桑皮製綿模範所ト称シ、会社ヲ静岡県駿東郡泉村久根八拾参番地ニ設置ス。

第三条　当会社ノ資本ハ金参万五千円トス。

第四条　当会社ノ営業年限ハ弐拾ヶ年トス。但株主総会ノ決議ニ依リ伸縮スル事ヲ得。

第五条　当会社ノ公告ハ所轄登記所ノ公示スル新聞紙ニ依ル。

第二章　株　式

第六条　当会社株式ノ総数ヲ千七百五拾株トシ、壱株金弐拾円ニシテ記名式トス。

第七条　日本帝国臣民ハ何人ニテモ株主タル事ヲ得。

第八条　当会社ノ株券ハ左ノ如ク記載シ取締役之レニ署名捺印ス。

（中略）

第拾四条　本契約証ハ会社成立ノ上公正証書ニ作製スル

モノトス。

右契約締結候処相違無之候也。

明治参拾九年四月弐拾九日

奈良県生駒(郡)那片桐村字小泉九百五拾参番地
平民特許証主　譲渡人　松村　嘉

原籍　大坂(阪)市南区天王寺上ノ宮町弐千九百四拾九番屋敷
当時　奈良県生駒郡片桐村字小泉七拾壱番地
　　瓊美川隼一方寄留発明者
　　保証人　藤井能吉

静岡県駿東郡泉村平松壱番地
平民　譲受人　服部大浦

同県同郡小泉村佐野四拾七番地
士族　同　飯田友吉

同県同郡長泉村下土狩弐拾五番地
平民　同　鈴木博夫

同県同郡富岡村葛山七拾八番地
平民　同　芹澤孝三

静岡市鷹匠町一丁目弐拾八番地
平民　同　井口彌男造

静岡県駿東郡泉村久根九拾六番地
士族　同　稲葉正経

同県同郡泉村久根九拾参番地
平民　同　勝又重喜

（久根　勝又重俊氏所蔵）

457 **「株式申込書」(佐野原銀行)**　明治40・2(一九〇七)

株式申込証

一　株式会社　佐野原銀行株券　参拾一株

此証拠金百五拾円也　壱株ニ付金五円ノ割

右ハ明治四十年二月十日作成ノ貴会社定款並ニ下記ノ各条項ヲ承認シ、前書ノ株式引受可申依テ証拠金相添ヘ申込候也。

明治四十年二月　日

住所　静岡県駿東郡泉村茶畑壱番地

柏木格太郎

株式会社　佐野原銀行発起人御中

一　定款作成ノ年月日　明治四十年二月十日

一　商号　佐野原銀行

一　目的　商法ニヨル銀行業一切取扱

一　資本総額　金壱万五千円

一　一株ノ金額　金五拾円

一　一回ノ払込金　金拾弐円五十銭

一　取扱役ガ有スヘキ株式数　弐拾株

一　本社所在地　静岡県駿東郡泉村平松

一　会社カ公告ヲナスヘキ方法　所轄登記所ノ公示スル新聞紙上

一　存立時期　設立登記後満廿年

一　創業費　金三百円

一　発起人人引受株数及ヒ住所氏名左ノ通リ

静岡県駿東郡泉村茶畑百四番地

八拾株　芹沢多根

同県同郡同村同所四十八番地

弐拾株　清水勘右衛門

同県同郡同村同所壱番地

参拾株　柏木格太郎

同県同郡同村同所同番地

拾株　柏木甚蔵

同県田方郡北上村佐野廿六番地

拾株　勝俣滝雄
同県駿東郡泉村平松拾三番地
拾株　服部栄治郎
同県同郡小泉村富沢四十七番地
拾株　渡辺恵作
同県同郡同村同所壱番地
服部房太郎
同県同郡泉村麦塚拾壱番地
参拾五株　勝俣藤三郎
同県同郡同村四(十二番地)
拾株　市川久(太郎)
同県同郡同村同所二百(五十九番地)
五株　芹沢(清根)
同県同郡同村公文名(拾八番地)
弐拾株　川村(宇太郎)
同県同郡深良村(二百八十番地)
参拾株　小林理三郎
同県同郡同村同所弐拾四番地
拾株　松井謙保

賛成員

静岡県駿東郡泉村茶畑百十八番地
拾株　芹沢峰三郎

(註)　カッコ内は破損部分を別史料で補ったものである。

(沼津市　柏木正男氏所蔵)

458　**日本桑皮製綿、フランス・パリより直接注文あり**　(一九〇七)　**明治40・8・4**

○桑皮製棉の需用　東海道佐野駅なる日本桑皮製棉株式会社に向け仏国巴里より直接注文ありたる由にて同会社は新規据付の器械にて精製の上発送すべしと。

(静岡新報)

459　富士ガス紡績期成同盟会日誌（抄）　（一九一〇）明治43・5

（表紙）

明治四十三年五月七日記

日　誌

富士瓦斯紡績株式会社

期成同盟会

（前略）

明治四十三年四月拾日

一　富士瓦斯紡績株式会社駿東中部工場設置期成同盟会ノ初会、佐野蓮光寺ニ於テ開会ス。別紙議事録ニ明細有之候。

同四月弐拾日

一　佐野蓮光寺ニ於テ評議委員会ヲ開ク。出席者凡二十五、六名、出席者ノ内ニテ撰挙ナシ鈴木萬次郎・上杉貞次郎・植松麻太郎・勝又嘉六・廣瀬貞次郎・渡邊梅吉・大庭茂太郎、計七名。

水利組合管理村長勝又邦俊ヲ訪問ナスモ不在ニシテ帰候。弐拾一日早朝、同氏ニ面会ナシ小山分工場我中部ニ設置相成候様、管理村長トシテ大ニ尽力ナシ呉レト懇篤相頼候処、同氏ノ答ニ東京電燈ト確約ノ都合有之ニ付期成同盟会ヲシテ解散ナシ、其趣キヲ新聞紙上ニ掲載ナシ候上ハ、各村長ト協議会ヲ開キ、其上組合会ヲ開キ、東京行等ノ費用ヲ議シ可申云々、出頭者ハ何レ協議ノ上ニ無之テハ答ノ出来ザル旨ニテ退場ス。

五月一日

蓮光寺ニ於テ協議会ヲ開ク。出席者勝又弥平治・菅沼佐太郎・三好作雄・鈴木萬次郎・持田友之助・勝又平治・上杉貞次郎・鈴木栄太郎・勝又嘉六・広瀬貞二郎・大庭茂太郎・一ノ瀬倉次郎・服部大輔（ママ）・星野徳三郎・植松麻太郎・久保庄作・大庭政五郎・斉藤盛政・湯山柳雄、其他出席ス。

一　湯山半七郎ヲシテ深良ノ小林甚五郎・小林理三郎・松井謙治ノ三氏ヲ期成同盟会ニ賛成ヲ乞ニ、総代ニテ出張ナシ呉ント一同ノ依来(頼)有之。

一　費用ノ義ハ有誌(志)者ノ寄附金ヲ乞事。

一　期成同盟会ハ悪迄(飽)モ効ヲ奏スル迄(ママ)モ解散セザル事。

一　会ヲ夕刻閉ゲ、夫ヨリ深良達三名ヲ五龍館ニ出頭ヲ乞、深良ノ賛成ヲ尽力スル事ヲ頼ム。

五月四日

一　五龍館ニ於テ俄ニ集会ヲナシ、出席者齋藤盛政・湯山柳雄・上杉貞次郎・鈴木萬次郎・星野徳三郎・勝又平治・植松麻太郎、計七名、鈴木萬次郎氏金五円寄附金出金ス。

同日幸ヒ外用ニテ芹澤孝三・飯田友吉、五龍館ニ参ルヲ以テ、最初芹澤孝三氏ニ同盟会ニ賛成ヲ乞候処、速ニ賛成ニシテ書面ヲ受取ル。次ニ飯田友吉氏ニ求メシヲ同氏ハ言ヲ左右ニシテ曖昧ニテ賛成ヲ表セズ。其後勝又弥平治氏(飯田友吉氏実家ノ兄)飯田氏ニ賛成スベキ様ノ書面ヲ次テ勝又平治氏、佐野ノ同氏ノ家ヲ訪問スルモ同氏賛成セズ。其後二三日ノ内ニ村長ヲ(ニ)辞表ヲ出ス。

(中略)

五月廿四日

一　植松氏ニハ富岡村ノ内、千福・上ゲ田・金澤・葛山ノ各字ニ期成同盟会賛成ノ調印取リ急ギ氏取リ呉レ候様依頼ニ回ル。

東京電灯会社重役左ニ、

社長佐竹作太郎、取締役田邊信夫・田中経一郎・田中平八・根津嘉一郎・小野金六・若尾逸平

監査役

若尾幾造・桜井安定・大倉喜八郎□(虫損)□

常務望月宇内

横浜電燈株式会社重役

木村利右衛門、常務上野吉二郎・同駒井宇一郎

太田黒重五郎・若尾幾造・渡邊福三郎

白杉政愛・平沼専蔵・日比谷平左衛門

監査役

田邊幸七・田邊信夫・松木福昌、四十二年十二月改正。

右書抜ヲ五月廿三日夕、東京市麻布区本村町五十一番地、江原素六先生ニ書抜送ル。

江原先生ニ懇篤相談、先生ニモ充分御尽力被下候事ニ承諾ニナル。

（中略）

明治四十四年一月十日

小泉邨佐野松葉屋杉山嘉七方会スル人名者左ニ、

湯山柳雄・杉山角平・星野徳三郎・長田政蔵・徳田小十郎・勝又秀七・渡邊孫三郎・土肥喜一・芹沢平作代理父・波邊岩吉・服部徳蔵・持田与之介・杉山喜代二郎・勝又平治・勝又憲三・菅沼治三郎・一之瀬倉吉・杉山彌太郎・高村熊吉・林亀吉・渡辺又次郎・勝又源吉代リ・勝又萬平・大庭歳太郎・勝又濱吉、合計廿六名。

（原町田）　（和田市場）　（上原新田脱カ）　（代理）

一　客年中、江原素六・清峯太郎之両氏ヨリ来信ニ拠リ、本県知事へ苦情申出ノ為メ出岡、十二月七日面会縷陳シ、尚同月廿六日服部大浦（ママ）・湯山柳雄ノ両氏、本邨長ニ面談具陳シタル旨ヲ陳ブ。

次テ本県知事及東電・横電・郡役所へ具申書提出方緊急ナル旨ヲ披露シ草稿文ヲ朗読シ各員ノ承認ヲ得タリ。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

460　東洋繊綿会社成立　（一九一三）大正2・2・1

○東洋繊綿会社成立　駿東郡泉村久根旧日本桑皮製綿模範株式会社は、桑皮製綿の廃物利用の計画たりしも製綿に付研究不足の点ありて、遂に同会社も解散の非運に接せしを重役勝又寿太郎氏は遺憾とし、爾来熱心運動の結果、横浜の若尾氏其他の援助に依り数万円の合資組織にて東洋繊綿会社と改称し、麻綿を製造の目的にて相談纏まり目下工場其他の設計中なりと。

（静岡新報）

461　**佐野町不景気**　（一九一四）大正3・8・28

○佐野町不景気　駿東郡中部は従来輸出竹パイプ、竹行李を専業とするもの多かりしが、欧洲戦(ママ)領以来販路杜絶したる為、何れも休業の姿にて職工は帰国するもあり日雇稼大工となるもあり、為に佐野町附近は未曽有の不景気なりと。

（静岡新報）

462　**御厨銀行・第六四期営業報告書**　（一九一五）大正4・1・31

（抄）

第六拾四期営業報告書

静岡県駿東郡沼津町上土百拾九番地

株式会社　御厨銀行

大正四年壱月壱日ヨリ仝年六月参拾日ニ至ル半ケ年間当銀行営業ノ成績ヲ蒐集シ別紙貸借対照表損益計算書ヲ添ヘテ茲ニ報告ス。

資本金

当銀行現在資本金壱百万円、株式弐万株（普通部九拾七万円　貯蓄部参万円）内払込高金六拾弐万五千円、払込未済高金参拾七万五千円ニシテ、当期間当銀行帳簿へ記入シタル株式売買譲与ノ総数ハ壱千弐百弐拾七株内六百九拾五株ハ無代価譲与ノ分、差引五百参拾弐株ノ内旧株（五拾円払込）壱百七拾八株此売買代金壱万六百九拾弐円、平均壱株金六拾円〇六銭余新株（拾弐円五拾銭払込）参百五拾四株、此売買代金七千弐百参拾九円弐拾五銭壱株、平均金弐拾円四拾四銭余ニ当レリ。

株主総会

一、大正四年壱月拾五日定時株主総会ヲ開キ、第六拾参期諸計算ノ認定及利益配当ノ割合ヲ議定セリ。

一、取締役満期ニ付大正四年壱月拾五日株主総会ニ於テ選挙ヲ行ヒタル処左記ノ通再選就任セリ。

駿東郡楊原村下香貫百六番地

森田泰次郎

同　郡富士岡村竈弐拾番地
杉山左門治
同　郡沼津町三枚橋百拾六番地
岡本市郎平
同　郡富士岡村竈六拾番地
小林秀三郎
同　郡泉村茶畑百四番地
芹澤多根

（中略）

営業ノ景況

本期営業ノ景況ハ前期以来欧洲ノ戦乱酣ニシテ終息ノ期測ルベカラズ。為ニ首要物産ナル生糸ハ暴落ヲ重ネ当業者ノ苦痛不尠。如フルニ米価ハ豊年ノ後ヲ承ケ近年其比ヲ見ザル低落ヲ告ゲ、農民ノ困難甚シク、茲ニ於テ政府ハ米価調節及蚕糸業者ノ救済方法ヲ講ゼシモ大勢ノ趨ク所効果ヲ奏スル不能。商況沈衰ノ中ニ当期ヲ経過セリ。然リト雖モ金融ハ昨年来一般ニ警戒ヲ加ヘタル反応トシテ中央都市ハ益緩漫ヲ来シ漸次地方ニ及ボシ期末ニ至リ当地モ頗ル緩和ノ情態ヲ見ルニ至レリ。本行ハ此間ニ処シ予定ノ利益ヲ収メタルハ至幸ト謂フ可シ。而シテ今期貸付利息ハ最高壱割参分最低壱割日歩最高参銭六厘最低弐銭四厘ニシテ各勘定ノ詳細ハ左表ニ掲記セリ。

第六拾四期貸借対照表

資産	金額	負債	金額
貸付金	一、五六一、九二五、五六六	公金預金	八、五六三、四一八
約定貸付金	一、五六、九六〇、〇〇〇	定期預金	一、〇八〇、一〇一、五二七
当座預金貸越	三三、四四六、三五五	当座預金	一〇三、六五一、三三
割引手形（約手）	一三〇、九六六、五〇〇	小口当座預金	一〇三、五九六、四一八
荷付為換手形	二、九四九、八〇〇	別段預金	一五四、三六一、二七九
預ケ金	一四六、九四七、七〇〇	貯蓄預金	九九、一二八、四九
国債証券	六二、九三五、〇〇〇	資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
社債券	二、七〇〇、〇〇〇	積立金	一四〇、五〇〇、〇〇〇
諸株式	五六、五六〇、〇〇〇	別途積立金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
他店貸（百七拾ケ所）	三、六九五、九九	他店ヨリ借（百五十五ケ所）	二四、三九三、四五五
代理店勘定（七ケ所）	二、五四七、三三	恩給基金	一、二七〇、〇〇〇
払込未済資本金	三五五、〇〇〇、〇〇〇	前期繰越金	一四、七三二、五六
営業用土地	九、二八〇、〇〇〇	当期純益金	三七、一六四、三三

静岡県駿東郡沼津町上土百拾九番地

大正四年六月参拾日　株式会社　御厨銀行

第六拾四期損益計算書

利益	金額	損失	金額
諸利息	二九、一八九四三	諸利息	七〇、六八六九〇
国債利息	一、七五八三〇	割引料	四七〇五〇
社債利息	九五六〇	手数料	一、七八五九〇
株式利息	一三五〇	諸税	四、九四〇八三〇
割引料	五、四三七四〇	新株額面超過金ニ対スル諸税	三、六〇九八四〇
手数料	三五六五〇	報酬	七三五〇〇

営業用建物	三、一四九六〇
同　什器	五、三四九五〇
所有建物	一、一〇〇〇〇
所有土地	二五四〇〇
電話使用権	三五三九〇
訴訟費仮勘定	一九四一〇
金銀有高	六、三三一三
内訳	
正貨	二、五四一、一三
兌換券	六五、七九〇〇〇
合計	二、八七、三五〇三四六

合計	
	二、八七、三五〇三四六

雑益	四五九七四〇
国債時価比較益金	二、三七三三〇〇
国債償還益金	九七〇〇
前期繰越金	一四、七三一五六
合計	一四、四五四七九

給料	四、〇七三五〇〇
旅費	四九一〇四〇
修繕費	一四一八〇〇
訴訟費	六七一〇
雑費	五、八一〇一九〇
不確実債権償却	三五七八五〇
純益金	一、一〇〇〇〇〇〇
役員賞与及交際費	四、〇〇〇〇〇〇
積立金	三七一〇〇〇
役員以下恩給基金	三、三五〇〇〇〇
配当金	一五、一六四八六九
後期繰越金	一四四、四五四七九
合計	

静岡県駿東郡沼津町上土百拾九番地

大正四年六月参拾日　株式会社　御厨銀行

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵「第六拾四期営業報告書」）

463　須山村商売状況調査

大正4・2・28（一九一五）

二農業第一六号

商賈　大正三年十二月末日現在

	卸売戸数	仲買戸数	小売戸数	計
米穀数（類）			三	三
清酒其他ノ酒数（類）	一	一	三	五
麦酒其他洋酒類			三	三
醤油及味噌類			四	四
酢			二	二
製茶類				
椎茸類			四	四
塩			二	二
粉及麺麭類			二	二
砂糖類			二	二
茶子飴及茶子種類	二		三	五
果物類			三	三
魚介類			一	一
鳥獣肉類			二	二
乾物及青物類			二	二
豆腐及蒟蒻類			三	三
糀				
人工飲料（醸造物陶）				
牛乳				
煙草			三	三
漬物及鑵詰数（類）			二	二
飲食店及料理店			二	二
右列記ノ外飲食料用品			三	三
履物及傘数（類）				
靴及皮革製造品			二	二
足袋及股引数（類）				
洋傘及洋杖数（類）				
古着数（類）				
洋服類			二	二
呉服反物類				
右列記ノ外衣服身飾品				
紙数（類）			三	三
筆墨硯数（類）			四	四
書箱（つゝ）数（類）				
新聞雑誌及絵葉書数（類）				

| | | |

花卉及愛玩植物数（類）					
種子及苗木数（類）					
葬具数（類）					
以上列記外ノ物品					
合計	五	八	七九	九二	

右報告候也

大正四年二月二十八日

須山村長　土屋和作印

駿東郡長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「統計材料定期報告」）

464　箱根水力電気

（一九一五）大正4・7・6

○箱根水力電気

芦の湖水利用

県会副議長芹沢多根氏は、京浜地方有力者の後援を得て箱根芦の湖水を利用し、資本金百五十万円の芦の湖水力電気株式会社を組織し、電力を駿、豆、相三州に供給販売せんと今春来計画中なりしが、昨今大に進捗して地元の有力者四十名を三日沼津町浮影楼に招待、経過報告を兼ねて発起人の選定をなしたるが、京浜の発起人と聯合協力して該事業完成を企図する筈にて同湖水の水面使用権は曩（さき）に東京電灯株式会社に於て数年前既得権ありしも本計画の中心が徳望ある芹沢氏なるより万事円満に予定の如く解決を告げ斯くは意外に早く進捗せるなりと同事業

▲設計の大略　を聞くに神奈川県足柄下郡箱根芦の湖より引用せる用水を利用し、其沿岸に発電所を新設して電力を供給販売するにありて、元来芦の湖は流域面積約八百万坪湖水面積約二百万坪高程海抜約二千三百八十尺にして、降雨量豊富なれば水力電気の水源地として最も適当なり。往古寛文六年中より灌漑の為め相、駿二州の境界なる湖尻峠に隧道（とんねる）を穿ち以て湖水を深良川に落し。駿東郡深良村外六ヶ村水利組合に於て引用し来れり。是が為め湖水灌漑季節前に満水し秋冬の候には低下するを常

として、引用水量は灌漑季節に於て一秒時につき最大約八十三方尺、冬季及春季の貯水時に於て一秒時につき約三十立方尺になり。仍つて最小水量三十立方尺を以て発電用として旧隧道出口なる下穴口より隧道を設けて引水し、八百九十尺と云ふ本邦稀有の落差を得、之によりて二千二百五十馬力の水車及千五百「キロワツト」の発電機各一台を運転し、千五百「キロワツト」の電力を発生せしめ、之を送電線路によりて駿、豆、相三州に電力を供給販売する金画なりと云ふ。完成の上は駿、豆、相三州事業界に一新紀元を劃するに至るべし。

（静岡新報）

465　株式会社佐野原銀行仮定款　　年月日不詳

株式会社佐野原銀行仮定款

第一章　総　則

第一条　当銀行ハ明治廿三年法律第七十一号銀行条例ニ準拠シ銀行業ヲ経営スルヲ以テ目的トス。

第二条　当銀行ハ株式会社佐野原銀行ト称ス。

第三条　当銀行ハ静岡県駿東郡泉村平松ニ設置スルモノトス。

第四条　当銀行ノ資本金額ハ金壱万五千円トス。

但株主総会ノ決議ニ依リ増減スルコトヲ得。

第五条　当銀行ノ存立時期ハ認可ノ日ヨリ満二十年トス。

但株主総会決議ノ上之ヲ継続スルコトヲ得。

第六条　当銀行ニ於テ使用スル社印ハ左ノ如シ（社印省略）。

第七条　法令又ハ定款ニヨリ当銀行ニ於テ公告ヲナス時ハ所轄区裁判所ノ指示スル新聞紙ニ三日以上其事項ヲ掲載スヘシ。

（後略）

（沼津市　柏木正男氏所蔵）

第三節　入会地をめぐる諸問題

466　薪採りについての回想

◎薪(たきぎ)採りの事。今では愛鷹山が入会となつて各自持分が定まつて居るので、薪採りや柴苅りに行く処は無いのですけれど、昔は勝手に薪や柴を採つたものです。薪と云つても誰でも自由に採れるのですから、鋸(のこぎり)で伐る様な太いものではなく、通称「もや」と云つて大体直径一寸以下位のもので、多く鎌で伐る程度のものでした。薪伐りにしても柴苅りにしても、荷車や馬を曳(ひ)いて行く人は皆弁当持ちで、「もや」は六把(わ)、柴も六把採つて来るのが一日の定量でした。荷車も馬も無い人は担ぎ棒をかついで徒歩で行くのです。そして二把担いで一日二回運ぶのでした。尤も夏草と云つて夏期に於ける柴苅りは徒歩のもの二把宛(ずつ)三回、馬は六把宛二回採つて運ぶのが定量です。又時々愛鷹山官林の枯損木又は風損木の払下げが有りました。之は皆薪にするのです。払下料金は一人大低(ママ)五十銭だつたと思ひます。そして納金と引換へに鑑札を下附されるのです。此の鑑札さへ有れば、払下期間内自由に官林に入つて枯風損木の印を打つたのを伐る事が出来るのです。之は腕かぎり、力かぎり運べるだけ運んで良いのですから、夜中起きしては二里も三里もある官林へ行つて、持てるだけ沢山運んで来たのです。然し今の様に牛車なんか有りませんので、馬を曳いてゆく人は馬に八把位積み、自分が二把は背負つて来ます。馬の無い人は荷車で運ぶので随分骨の折れた事だつたのです。二里もの山坂を車を曳き上げるだけでさえ実に容易な業ではありません。汗水たらして漸く官林に到着すれば直ちに薪を伐つて、再び之を積んで山を下るのです。実際骨の折れた事は想像以上だつたに違ひありません。今日では荷車を挽(ママ)く人は殆ど有りませんで、多く牛車か

馬力を使用して居りますので其の労力の差は比較になりません。

山行や野良行の弁当にしても、昔は大低(ママ)味噌か香のものがお菜だったのです。然し今日は鮭や鱒とか其の他色々のお菜を持つて行く様になりました。

（水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」）

467　愛鷹山払下願書および指令書（抄）　明治31・12・10（一八九八）

（表紙）

明治三十二年三月十八日謄写

愛鷹山払下願書并指令書

御料地御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料地凡反別三千弐百七拾弐町壱反壱畝歩ノ内

一御料地反別凡参千町歩

此地代金四千五百円　但壱町歩ニ付素地代価金壱円五拾銭

右御料地原野ノ義ハ、明治十六年七月農商務省静岡山林事務所ニ於テ、明治十六年ヨリ同三十五年迄弐拾ヶ年季牧場地トシテ御貸与相成候箇所ニ有之候処、当時組合ニ於テハ牧畜事業ニ不熟練ナルニ付、当局技師ノ指揮ヲ受ケ爾来専心一意業務ニ従事仕、拾数年一日ノ如ク動物ノ繁殖ヨリ植樹開墾等ニ至ル迄逐次拡張仕、目今ニ相成候テハ積年ノ経験ヲモ相重ネ候為メ事業成頓(整カ)仕、完ク維持ノ方法相立候。就テハ未タ御貸与年限中ニハ有之候得共、前顕ノ事実ニ御座候間、予テ拝借当初ニ御定メ被成下置(なしくだしおかれ)候素地代価ヲ以テ前記御料地此際御払下御許可ノ恩典ヲ仰キ、組合数万臣民ノ安堵(あんど)ヲ得セシメラレ度、就テハ本出願地ハ当初拝借区域ノ全部ニ有之候ニ付、他日其段別ニ異動ヲ生シ候コト有之候トモ何等苦情申上間敷(まじく)候間、此段奉願上(ねがいあげたてまつり)候也。

明治三十一年十二月十日

静岡県駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者

駿東郡金岡村長　江藤浩蔵㊞

駿東郡片濱村長　長倉計吉㊀

御料局長　男爵　岩村通俊殿

御料地御払下願

駿河国駿東郡愛鷹山御料地反別参千弐百七拾弐町壱反壱畝歩ノ内

一反別弐百七拾弐町壱反壱畝歩

内訳

小字八合反別拾八町七畝六歩
小字八合反別壱町四反四畝廿五歩
小字須釜入反別参拾四町三反六畝五歩
小字高山反別壱反六畝拾六歩
小字中尾反別六拾六町弐反五畝廿参歩
小字箕洞日陰反別六拾六町弐反参畝四歩
小字箕洞日陰反別拾六町九反弐畝五歩
小字中ゾリ反別拾町壱反弐歩
小字南山反別四拾参町壱反廿八歩
小字スカネ澤入反別拾五町四反四畝六歩

此代金四百八拾九円七拾九銭八厘　壱町歩ニ付金壱円八拾銭

右御料地ノ義ハ、既ニ民有引戻トシテ出願仕候通リ、古来ノ慣行成蹟ニ依リ民有地トシテ入会進退仕居候モノニ候処、明治八年中俄然官地ニ御編入相成候為メ入会組合人民ハ悲嘆ニ堪ヘス、直チニ当該官庁ヘ民地ニ据置ノ義出願シタル次第ニ有之。現ニ明治十六年中愛鷹山御料地ノ内参千町歩ノ拝借ヲ出願シタル当時ニ於テモ、該御料地ハ民有ニ据置ノ出願中ナリシニヨリ、其拝借区域内ヘ加ヘサリシ義ニ有之候。其後民地据置ノ出願ハ不許可ニ相成候ニ付、不得已該御料地ノ内幾部分ノ拝借ヲ出願シ御許可相成居候。然ルニ今般三千町歩ノ拝借区域内ハ素地相当代価ヲ以テ御払下可相成恩典ヲ仰クニ至ルヘキモ、本組合ノ内独リ千福・葛山ノ両大字ニ在リテハ該御料地ニ対スル民有ノ証蹟モ存在シ居ニモ拘ラス、今日御払下ノ恩典ニ浴スル能ハサル事ニ相成、実ニ同一組合ニ在リ

テハ甚タ遺憾且ツ困難ノ実情ニ有之ノミナラス、該御料地ハ参千町歩ノ区域内ト同一ノ性質ヲ有スルモノニ候間、何卒事情御洞察ノ上破格ノ御詮議ヲ以テ該御料地ヲ前顕ノ代金ニテ御払下被成下度、尤モ本出願地ハ前記名小字ノ全区域ニ有之候ニ付、他日其反別ニ異動ヲ生シ候事有之候トモ何等苦情申上間敷候。仍テ図面相添ヘ此段奉願上候也。

明治参拾壱年拾弐月拾日

静岡県駿河国駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合管理者
駿東郡金岡村長　江藤浩藏㊞
駿東郡片濱村長　長倉計吉㊞

御料局長　男爵　岩村通俊殿

御料局一冊
第七四七二ノ五号

静岡県駿河国駿東郡沼津町
外拾ヶ町村組合管理者
駿東郡金岡村長　江藤浩藏

同　上

同　郡片濱村長　長倉計吉

明治三十一年十二月十日付払下出願
駿河国駿東郡地籍未定字愛鷹山御料林反別
参千弐百七拾弐町壱反壱畝歩ノ内
一反別参千町歩
　此代金四千五百円
同上
一反別弐百七拾弐町壱反壱畝歩
　此代金四百八拾九円七拾九銭八厘

右許可候条、代金ノ納入方・境界ノ画定・実地ノ授受方等ニ付テハ当局静岡支庁ノ指揮ニ従フヘシ。

明治三十二年三月十四日

御料局長　男爵　岩村通俊㊞

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

468 **愛鷹山共有地伐木に関する訴願決議**　明治35・2・24（一九〇二）

管沼佐太郎
（ほか五名）

（裾野市役所所蔵「駿東郡小泉村会決議書」）

議第二二三号

愛鷹山共有地伐木ニ関スル沼津町外拾ヶ町村組合会議第四四号ノ決議取消方訴願ノ件

愛鷹山共有地内桃沢以東箕洞ニ至ル森林ノ義ハ、本村富沢・水窪・伊豆島田ニ係ル水源涵養ノ地ニシテ、之ヲ伐採セバ水源涸渇ノ憂アリ。随テ田用水及飲用水ニ害ヲ及スモノト認ム。依テ右伐採ニ関スル明治参拾五年弐月五日沼津町外拾ヶ町村組合会議第四四号決議取消方、長泉村・清水村ト共ニ其筋ヘ訴願ヲナスコト。

右決議ス。

明治三十五年二月廿四日

駿東郡小泉村会議長
小泉村長　大庭慎平㊞

同　議員

469 **愛鷹山割譲延期について今里の陳情書**　年月日不詳

愛鷹山割譲延期ノ義ニ付陳情書

駿東郡沼津町外拾ヶ町村組合共有愛鷹山ノ内、当富岡地籍ニ係スル字須釜入・須金澤・八合ノ譲受ケニ対シ、富岡村今里勝又覺三外弐拾有余名惣代杉本兵作・坂田佐七郎・勝又仁三郎等、該山譲受延期ニ関スル理由、左ニ陳情仕候。

抑（そもそ）モ該山ノ義ハ元富岡村ノ内葛山及今里地籍ニシテ通称須釜入・須金澤・八合ト称エ此反別凡七拾余町歩ニ有、元富岡村ノ内御宿・上ヶ田・金澤ノ入会ヲ許シ、往古ヨリ五（四カ）ケ字入会地トシテ進退致来リ候山地ニシテ、該山ノ内字須釜入ト称スル箇所ニ一ノ湧水有之。文久元年　不肖

等祖曾ニ於テ私費ヲ投ジ墜道百四拾余間ヲ開鑿シ、吾々廿有余戸ノ飲料用水ニ供シ来リ候処、明治八年一般愛鷹官林ニ御編入相成候。以来乱伐ノ弊、年ニ増長シ為メニ近来ニ至リテハ湧出ノ水量大ニ減少シ、百四拾有余名ノ生命ヲ繋クニ足ラサルニ至レリ。元来当今里ハ愛鷹ノ東北ニ面シ位置高燥ナルヲ以テ河川ノ便之レナク、唯僅カニ井水ヲ以テ日常ノ用ニ供スルノミ。然レトモ是レ亦地勢高燥ナルヲ以テ数尋ノ下層ニアラサレバ水脈之レナキニヨリ吾々祖曾ハ是レヲ憂フル事数年ニシテ、文久元年ニ至リ奮然私財ヲ擲チ墜道ノ開鑿ヲナシタルナリ。然レトモ近年ニ至リ水量大ニ減少セシノミナラス、旱天ニ至リテハ全ク涸渇シテ一滴ノ流水ナキニ至ルアリ。偶々雨水ノアルニ於テハ該水ヲ以テ浴用ニ供スル等実ニ名状スベカラザル惨況ヲ呈スル事茲ニ数年、之レニ依リ尚新規井水ヲ仰カントシテ数箇所穿鑿スルモ水脈乏シクシテ、今僅カニ弐拾有余戸ノ内三箇ノ井ヲ有スルノミニシテ到底使用ニ充ルニ足ラサルナリ。故ニ将来ニ於テハ湧出ノ水源附近ヲシテ欝蒼タル森林トナシ湧出ノ増水ヲ計ルニ若カサルヲ悟リ、去ル明治三拾三年五月貴組合ヨリ水源涵養地トシテ該附近ノ土地五町四反有余歩ヲ拾ケ年期拝借仕年々殖樹致来リ候モ、素ヨリ拾ケ年期ヲ以テ満足スヘキニ非ス。所謂無期ノ貸与ハ規定ノ許サヽル趣ヲ以テ拾ケ年期ト定メラルヽモ、殖樹ハ百年ノ長計ナルヲ以テ毎期継続出願許可相成ベキ精神ヲ以テ御貸与相成タリ。然ルヲ今回該水源地ヲ抱含シタル全部ノ山林ヲ葛山外四ケ字ニ割譲可相成趣ニ付キ、右ニテハ吾々廿有余名殆ト差支候ニ付、水源地附近ニ限リ吾々廿有余名ニ御割譲相願度旨ヲ以テ本年三月十四日願書差出候処、別段ノ理由モ明示セス願意採用難相成旨ヲ以テ御却下相成候ニ付、再応必要ノ事情縷陳仕候得共、管理者ニ於テハ更ニ御採用無之ニ付、葛山外四ケ大字ニ向テ割譲方数回交渉ヲナシタルモ亦レ是タ要領ヲ得サル次第ニシテ、彼是交渉中、貴組合管理者ヨリ五ケ字ヱ割譲相成候テハ到底吾々ノ意旨ヲ採容スベキ予想モ無之、遂ニ祖曾ノ遺功ヲ滅却セシ

ムルノミナラス百年ノ長計モ水泡ニ帰シ、弐拾有余戸ノ飲料用水ヲモ廃絶セシムルノ場合之レナシトモ認メカタク、畢竟(ひっきょう)五ケ字ニ於テ茲吾々ノ交渉ヲ容レサルニ於テハ、拝借期限満了ノ上ハ返地ヲ命スルカ或ハ過当ノ料金ヲ徴スルカ其意旨那辺ニアルヤ想像ノ除地(ママ)之レナク、実ニ憂慮ノ至ニ堪エサル次第ニ付、止ナク別冊ノ通リ割譲延期請願書提出致候義ニ付、賢明ナル諸君ニ於テハ吾々ノ徴衷(微カ)御洞察被下、願意徹底候様御配慮相仰キ度、若(もし)御割譲相成候上ハ前顕ノ通リニ付、到底吾々ノ意旨ヲ貫徹セシムルノ余地無之、空シク涙ヲ呑テ彼レノ指導ニ従フノ外之レナシ。然ラサルニ於テハ対五ケ字ト紛擾免レ難キ場合ニ遭遇仕候哉モ難計(はかりがたき)義ニ付、吾々弐拾有余戸ニ於テハ寧(むし)ロ貴組合ノ有ニシテ最初ノ精神ヲ継続相願候方、却テ万全ノ策トモ被存候ニ付、暫ク割譲方御延期出願仕候次第ニテ、敢テ事ヲ好ムノ所為ニ非スシテ止ムヲ得サルノ結果ニ外ナラサル義ニ付、吾々廿有余戸ノ衷情御採納被下度、茲ニ微衷ヲ裁シテ貴覧ニ供シ候。頓首。

駿東郡富岡村今里勝又覺三外廿名惣代
杉本兵作
坂田佐七郎
勝又仁三郎

（千福　横山正美氏所蔵）

470　愛鷹山割譲について千福の陳情書　明治37・8（一九〇四）

愛鷹山割譲ノ義ニ付陳情書

駿東郡沼津町外拾ケ町村組合有愛鷹山ノ内富岡村地籍内字八合外弐字

一反別七拾町八反七畝拾八歩

右土地ノ義ハ、貴組合ヨリ富岡村御宿・上ケ田・金澤・今里・葛山ノ四(五カ)ケ大字ニ割譲ノ義、去ル明治三十六年七月中御決議相成、本郡参事会ノ許可稟請相成候趣ニ候処、本郡参事会ハ公明ナル審理ヲ遂ゲラレ本年七月ニ至リ之レニ不許可ノ指令ヲ与ヘラレタリト聞ケリ。然ルニ管理者ニ於テハ之レニ服従セズ、進ンデ曲直ヲ上級法衙ニ争

フノ決心ヲ以テ已ニ行政訴訟ヲ提起セラレタリト伝フ。豈黙視スルヲ得ンヤ。抑々本件ノ議ニ上ルヤ、吾ガ大字ハ組合ノ利益ヲ保護スルノ目的ヲ以テ、割譲処分ノ不当ヲ表白シ反省ヲ促シタリト雖トモ不幸ニモ採容ニ至ラズ。独リ吾ガ大字ガ反省ヲ求メタルノミナラズ、金岡・清水・鷹根ノ各村会モ均シク其不得策タルヲ唱導シ割譲決議ヲ非認セラレタリト聞ク。斯ク組合内統一ヲ欠クニモ拘ラズ之ヲ決行シ、剰サヘ本郡参事会ノ決定ニ服セズ之ヲ上級法衙ニ訴フルニ至テハ、其組合ノ利益ヲ毀傷シ自治ノ基礎ヲ危カラシムルモノト思考仕候条、左ニ其理由ヲ陳述シ悃願致候間、深ク事情御洞察ノ上、割譲ノ決議御取消相成度候。

一貴組合ノ維持上、之レガ割譲ハ甚ダ不利益ナルモノト信ジ候。該地ハ尤モ北境ニ僻在シ管理上多少ノ不便ハ免レベカラズト雖トモ、土地肥沃ニシテ植樹ニ適シ開墾シテ以テ耕耘ヲナスヲ得ベシ。管理スルニ其道ヲ以テセバ、之レヨリ生ズル利益頗ル豊富ナルモノアリ。然ルニ之ヲ売却スルトスレバ僅々タル価格ニシテ、而モ其収入シタル金員ハ費消セラレズトモ限ラレザルニ於テハ尤モ憂懼スベキモノニシテ、貴組合ノ維持上保存ノ優レルハ誠ニ見易キ義ト存候。殊ニ其価格ハ土地ニ伴ハズ、亦組合ハ此僅々タル収入ヲ他ニ需ムルノ途ナキニモアラザルベキニ於テハ、尚更其売却ノ必要ヲ認メズ候間、組合維持ノ上ヨリ打算スルモ同意致兼候。

二貴組合ガ之ヲ割譲セントスルハ、其ノ払下タル主旨ニ背反セルカト存候。元来貴組合ガ多年苦辛惨憺シテ漸ク之レガ払下ケヲ受ケタルハ、之レヲ転売センノ目的ニ出デタルニハ可無之、永遠之ヲ維持保存シ之レガ経営ヲナシテ利殖シ、以テ貴組合民ノ安寧幸福ヲ維持セントノ精神ニ外ナラザルベシト思考致候。之レ貴組合ガ疾クニ茲ニ着目シ、規定ヲ制定シテ其不割譲ヲ表明セシ所以ニ可有之、亦参事会ノ許可ヲ請フニ方リ、郡長ガ懇ロニ反省ヲ求メタル所以

ナリト存候。然ルニ急遽除外例ヲ設ケ強テ参事会ノ許可ヲ得ントシタルハ、全ク払下ヲ受ケタル精神ニ悖戻（はいれい）スルモノニシテ頗ル姑息ノ処置ト存候間、是レ亦同意致兼候。

三貴組合ガ、被割譲方四（ママ）ケ大字ハ割譲地ニ対シ古来入会権ヲ有シタル縁故アルノ故ヲ以テ割譲スルハ、将来ニ悪慣例ヲ作ル危険ナキヤト疑懼仕候。入会権ヲ有シタリシトノ縁故ニ基キ之ヲ割譲スルノ途、一度開クルトキハ全山亦何レガ入会ナラザルハナキ、（ママ）甲ヨリ乙ヨリ割譲ヲ迫マラルヽトキハ遂ニ之ヲ拒止スルノ辞ナク、遂ニ滅裂ヲ免レザルノ悲境ナシトモ断ズルヲ得ザルベシ。如斯（かくのごとく）ナラザルモ万一貴組合ノ維持上不安ノ兆候生セバ、特典ヲ賜リタル　帝室ニ対シ恐懼措ク能ハザル義ト思考仕候。此義尤モ同意致兼候。

四貴組合ガ被割譲方四（ママ）ケ大字ニ割譲スルハ却テ四（ママ）ケ大字ノ利益ナラズシテ、紛擾ヲ醸スノ恐レ可有之哉ト思考致候。四（ママ）ケ大字ノ内情ヲ観察スルニ、之レカ割譲ヲ受ケテ之レヲ四（ママ）ケ大字有財産トシテ維持シ其収得ヲ以テ公共事業ヲ経営セントスルモノニハ無之、該大字住民ノ或ル部分ノミ之ヲ所有シ、其使用権ノ法人的ナラザルハ今日ノ事情明ニ之ヲ証セリ。然ルトキハ其利益ノ分配、権利ノ受否等ハ絶ヘズ紛擾ノ因ヲナシ、却テ該大字ノ不利トナルノ恐レナシトセズ。此点ニ就テモ同意致兼候。

五組合民ガ一致セザル基本財産ノ売却ヲ本郡参事会ガ組合擁護ノタメ許可セザルヲ不当トシ行政訴訟ヲ提起スルハ、貴組合内ノ紛擾ヲ生ズルノ恐レナシトセラルヽヤ。貴組合ガ正当ニナスベキ開墾植林等整理ノ事業スラ幾多ノ紛擾ヲ生ジ漸ク平和ヲ克復シテ未ダ久シカラザルニ、組合中幾多ノ反対アル割譲事件ヲ強テ遂行シ剰（あまつ）サヘ行政訴訟ヲ起スハ、能ク組合民ノ悦服スベキヤ。其否ラザルハ火ヲ睹（みる）ヨリ明ナル事ニシテ、実ニ貴組合ノ不利益ノミナラズ、貴組合ノ

利益ヲ擁護セントスル参事会ノ決議ニ反シ、之レト法衙ニ争フ如キハ平和ヲ毀傷スルノ懼(おそれ)アル不利不徳ノ所為ト思考致候。此レ不同意ノ一理由ニ有之候。

六貴組合ガ之レヲ割譲セラルヽニ於テハ、吾ガ千福大字ハ尤モ之レニ近接シ直接ノ利害ヲ有スルヲ以テ、非常ノ不利ニ陥リ所有権ヲ失シ入会ヲナス能ハズ。実ニ七拾有余戸住民ノ権利消長ニ関スル一大問題ニ有之候ニヨリ、全然同意致兼候。

右ノ事情ニ付、充分御調査御審議被下、割譲決議及行政訴訟提起ノ義、御取消相成様(ママ)候様御高慮相仰ギ度、吾等漫(みだり)ニ事ヲ好ム次第ニハ無之候得共、貴組合ノ不利益ハ目前ニ顕出シ、従テ吾等大字ハ尤モ直接ニ其不利ヲ蒙ル義ニ付、黙スルニ忍ビズ止(やむ)ヲ得ザルノ結果ヨリ諸君ノ御賢慮ヲ煩ス次第ニ有之候。赤心深ク御洞察何卒御採容被下度、此段情ヲ具シ以聞仕候。敬具。

駿東郡富岡村千福人民総代

明治三十七年八月　　鈴木嘉吉　西島利平　西島寅蔵　池ノ谷蜂三郎　鈴木林平

（千福　横山正美氏所蔵）

471　須山一一三戸共有権売渡証

（一九〇六）明治39・3・27

土地共有権売渡ノ証

駿東郡須山村

字藤原

弐千弐百五拾五番ノ参拾九

一山林拾壱町五反参歩

字同所

同番ノ四拾参

一山林八拾参町弐拾壱歩

字同所

同番ノ四拾四

一山林百九拾七町四反五畝拾六歩
合計参筆
此共有権百拾参分ノ壱
此売渡代金五拾円也

右ノ土地共有権、前記代金正ニ受取貴殿ヘ売渡シ申候処実正也。然ル上ハ自今御勝手次第御所持可被成、右共有権ニ付テハ自他故障等一切無之候。為後日売渡証仍テ如件。

明治参拾九年参月弐拾七日

駿東郡須山村□番地
売主　□（人名）㊞

□殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「第一号古文書綴」）

472　須山一一三戸共有誓約書　大正3（一九一四）

誓約書

静岡県駿東郡須山村

字大澤入ノ内堂ヶ尾・澤入・五本地
弐千参百拾壱番ノ壱
一山林弐拾壱町四畝弐拾壱歩
外畑壱筆山林拾九筆

前掲表示ノ土地ハ当須山村百拾参戸ノ共有土地ニシテ、此ノ土地ノ存否ハ当須山村ノ興廃ニ関スル主要ノ問題タリ。依テ将来是カ保護スル為メ、茲ニ是レカ存続保持ノ事ヲ評決シテ誓約スル要項、左ノ如シ。

第壱　此ノ共有土地ノ共有部分ヲ他ノ町村民ニ己人部分ノ共有権ヲ売買譲渡シ失格スルガ如キ事在テハ、当共有者ノ悪弊ヲ来シ自然当須山村全体ノ盛衰ニ関スル為メ、万々一不得止ニ方テ之レヲ他ノ町村民ニ売買譲渡セザルヲ得サルニ際シテハ、本誓約第弐項ノ誓約ニ則リ之レヲ実行スベキモノトス。

第弐　前第壱項、其己人々々ノ部分ニ充テラルベキ部分ヲ勢ヒ他ニ売買或ハ譲渡等セザルヲ得ザルニ際シテハ、其ノ己人部分ニ充テラルベキ部分ヲ惣持主タル共有人

ノ評決過半数ノ評定価格ニ依テ本村住民ノ壱名若クハ共有者全体ニ売買スベキコトヲ特ニ約諾ス。

第参　本誓約第二項ハ公ノ秩序ニ背反スルガ如キノ傾キアルモ、此ノ共有土地ハ其ノ往昔ヨリ須山村住民存続ノ為、我々祖先ノ苦心ニ依テ共有存続シ其ノ効果ニ依テ此ノ部落ヲ成シ来リタルノ慣行ト性質トヲ実践スルノ素志ニ在ル為メ、公ノ秩序ニ背反ノ此誓約ヲ茲ニ特記セリ。

第四　此ノ誓約ヲ為ス所以ハ、世ノ進ト倶ニ法令ノ百出スルアルト同時ニ悪分子モ進歩シテ、己人々々ノ共有ニ属スベキ部分ヲ他ノ住民ニ其所有権ヲ売渡シテ往昔ヨリノ慣行ヲ破リ、当須山村ノ将来依テ以テ活路ニ充当スベキ資源ヲ失却セントスル者アルニ依テ、此ノ誓約ヲ作製シテ是レヲ遵守シ以テ須山村ノ存続ヲ保持スルニアリ。

第五　本誓約書ノ土地ハ本来当須山村区民ノ共有権ヲ得タルニ在リ、此ノ須山村ニ住スル百拾参名ノ者ハ依然トシテ共有権ヲ有スベキニ、他ニ移住スル場合ハ自ラ此ノ共有権ヲ本村住民ニ売買失却スベキハ素ヨリトス。

第六　本誓約ヲ履行スル為メ各自署名捺印シ、万々一違約スルモノアルトキハ、評定価格ノ五分ヲ共有権者ニ違約金トシテ納付シ、其売買ヲ解除シ本村住民ノ壱名若クハ惣持主ヘ評定価格ヲ以テ売渡スベキコト。

本誓約書ハ当須山村百拾参名共有惣代ニ於テ永久保存スベキモノトス。

大正参年（ママ）月（ママ）日

弐番地　勝田大作㊞

（ほか一二一名）

（裾野市役所　須山支所蔵「第二号古文書綴」）

473

大野原御料地秣場下草払下継続願　**明治35・5・12**（一九〇二）

御料地秣場下草払下継続願

静岡県駿東郡須山村地籍

字大野

二千二百五十一番　外拾筆

合計元秣場反別九百四拾二町六反二畝十八歩

内

一採収反別五百七拾九町壱反弐拾六歩

此下草拾壱万五千八百二十三束　但シ一反歩一ヶ年二十束

此代金一ヶ年金百拾五円八拾二銭三厘　一束ニ付金一厘

右ハ従来部下人民ニ於テ別紙内訳書ノ通リ払下ヲ受ケ居リ候処、明治三十三年十二月年期明ニヨリ更ニ協議ヲ遂ゲ、私共ニ於テ元願人ヲ代表シ、明治三十八年十二月迄向フ五ヶ年間前記ノ代金ヲ以テ継続払下ヲ受ケ度、別紙内訳書添付、此段奉願候也。

明治三十五年五月十二日

駿東郡須山村長　勝田房平㊞

同郡（原里村 印野村）組合村長　芹沢十四雄

代理助役　長田喜昌㊞

同郡御厨町長　田代隆一郎

代理助役　梶常次郎㊞

同郡富岡村長欠員ニ付

代理助役　中川庄平㊞

同郡玉穂村長　勝又恵造

代理　芹沢長治郎㊞

同郡富士岡村長　土屋五東㊞

御料局静岡支庁長　秋山謙藏殿

内訳書

大字番	全面積	採収面積	数量	価単	惣額	新願人氏名	旧願人
須山大野 三五	一四五〇〇〇	一〇一四一	二〇四九	一	二〇四九	原里村杉名沢佐藤治郎平 原里村長芹沢十四雄	
同 三五一	八九六五一〇	三四三三	六八七	一	六八七	同人	
同 三五一	八九六五一〇	三四三三	六八七	一	六八七	同人	
同 三五四	一四九〇一〇〇	四九六〇〇	九九二	一	九九二	同人	
同 三五三	四一四五一〇	一九八一〇八	三九六三	一	三九六三	印野村池田彦三郎 原里村長芹沢十四雄	
同 三五二	八九六五一〇	一七七八一四	三五五八	一	三五五八	同人	
同 三五三	八九六五一〇	三四八八	六九七	一	六九七	玉穂村土屋為藏外一人 玉穂村長勝又恵造	
同 三五九	二〇四四八〇五 二〇三四〇三	八五四〇四	一七〇八	一	一七〇八	富士岡村中清水勝又重次郎 富士岡村長土屋五東	
同 三六八	三〇〇四五一七	一〇〇〇〇	二〇〇	一	二〇〇	同人 同人	
同 三六九	二〇四四八〇五	六二五〇〇	一二五〇	一	一二五〇	富士岡村沼田内田半十郎外一人 富士岡村長土屋五東	
同 三六九	二〇四四八〇五 二〇三四〇三	八九五一五	一七九一	一	一七九一	駒門渡辺元次郎外一人 同人	
同 三六八	三〇〇四五一七	四二五〇四	八五〇	一	八五〇	同人	

同	二四九	二〇四四八〇五	一六五九一三	三三九	一	三三九	須山村渡辺竹次郎外弐人	須山村長勝田房平
同	二五一	〇六二	六六	一三	一	同人	同人	同人
同	二五二	△二〇七	二〇七	二四	一	同人	同人	同人
同	二三四	八〇九	八〇九	一七	一	同人	同人	同人
同	二三四八	三〇〇四五一七	四六七〇一	九三〇〇	一	同人	同人	同人
同	二五二	八九六五一〇	六二九七〇四	二二五九四	一	同人	同人	同人
同	二五四	一四九〇一〇〇	一〇一三八一五	一〇一七七	一	同人	同人	同人
同	二五三	四一四五一〇	一六七〇三	三三五	一	同人	同人	同人
同	二五一	一四五六〇〇〇	一五〇六一三	三〇一三	一	原里村板妻長田儀十郎	厚里村長芹沢十四雄	同人
同	二五三	八九六五一〇	五九八三	二一九七	一	同人	同人	同人
同	二三一	一四五六〇〇〇	五〇四三	一〇〇九	一	原里村鈴木元八	原里村長芹沢十四雄	同人
同	二三一	八九六五一〇	壱〇六〇一	二一七弐	一	原里村長田儀十郎	同人	同人
同	二五三	一四九〇一〇〇	八〇〇〇	一六〇	一	同人	同人	同人
同	二五四	三〇〇四五一七	一三弐一三	二六五	一	富岡村杉山宇三郎外弐人	富岡村長	二六五
同	二三一	一四五六〇〇〇	八七四一〇	一七四九	一	原里村芹沢小三郎	原里村芹沢十四雄	一七四九
同	二三一	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	御厨町御殿場斎藤庄七	御厨町長田代隆一郎	八六六弐
同	二三四九	二〇四四八〇五	四弐四〇〇〇	八四〇	一	同人	同人	同人
同	二三一	一四五六〇〇〇	一〇一〇弐	二〇弐	一	同人	同人	同人
同	二三四九	二〇四四八〇五	七七〇二七	一五四弐	一	富士岡村二子渡辺善四郎	富士岡村長土屋五東	富岡村下和田　万蔵
同	二三四八	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	御厨町御殿場斎藤庄七	御厨町長田代隆一郎	富岡村長
同	二三一	一四五六〇〇〇	一四九〇一〇〇	八七四一〇	一	原里村芹沢小三郎	原里村芹沢十四雄	一七四九
同	二五四	三〇〇四五一七	三一三弐一三	二六五	一	富岡村杉山宇三郎外弐人	富岡村長	二六五
同	二五三	八九六五一〇	壱〇六〇一	二一七弐	一	原里村長田儀十郎	同人	同人
同	二五二	一四五六〇〇〇	五〇四三	一〇〇九	一	原里村鈴木元八	原里村長芹沢十四雄	同人
同	二五一	八九六五一〇	五九八三	二一九七	一	同人	同人	同人
同	二五一	一四五六〇〇〇	一五〇六一三	三〇一三	一	原里村板妻長田儀十郎	厚里村長芹沢十四雄	同人
同	二三四	一四九〇一〇〇	一〇一三八一五	一〇一七七	一	同人	同人	同人
同	二五三	四一四五一〇	一六七〇三	三三五	一	同人	同人	同人
同	二五四	一四九〇一〇〇	一〇一三八一五	一〇一七七	一	同人	同人	同人
同	二五一	一四五六〇〇〇	一五〇六一三	三〇一三	一	原里村板妻長田儀十郎	厚里村長芹沢十四雄	同人
同	二五三	八九六五一〇	五九八三	二一九七	一	同人	同人	同人
同	二三一	一四五六〇〇〇	五〇四三	一〇〇九	一	原里村鈴木元八	原里村長芹沢十四雄	同人
同	二五二	八九六五一〇	壱〇六〇一	二一七弐	一	原里村長田儀十郎	同人	同人
同	二五四	一四九〇一〇〇	八〇〇〇	一六〇	一	同人	同人	同人
同	二三一	一四五六〇〇〇	一〇一〇弐	二〇弐	一	同人	同人	同人
同	二三四九	二〇四四八〇五	七七〇二七	一五四弐	一	富士岡村二子渡辺善四郎	富士岡村長土屋五東	富岡村下和田　万蔵
同	二三四八	三〇〇四五一七	四一八一〇〇	八六六弐	一	御厨町御殿場斎藤庄七	御厨町長田代隆一郎	富岡村長

同	二三四八	三〇〇四五一七	六弐五八三一	弐五一七	一	弐五一七	同人
同	二三四九	二〇四四八〇五	一弐九二一〇	二五八三	一	二六三	富士岡村中山小沢久平
同	二三四九	二〇四四八〇五	七〇八〇九	一四一七	一	一四一七	富士岡村大坂勝又甚平
同	二三一	八九六五一〇	一七〇三	三四一	一	三四一	玉穂村江藤利十郎
同	二三一	一四五六〇〇〇	一五六八二	三三三	一	三三三	玉穂村長勝又恵造
同	二三一	三〇〇四五一七	六四九三	一三〇〇	一	一三〇〇	同人
同	二三一	一四五六〇〇〇	一二三九六	二四三八	一	二四三八	原里村保土沢勝又三重郎
同	二三二	八九六五一〇	一三七四〇	弐四五五	一	弐四五五	原里村長芹沢十四雄
同	二四八	三〇〇四五一七	一五〇〇	三〇〇	一	三〇〇	同人
同	二四九	二〇四四八〇五	三四二〇	六八五	一	六八五	原里村勝又傳治郎
同	二三四	四九〇七四〇〇	五〇一〇〇	一〇〇弐	一	一〇〇弐	富士岡村竈杉山利十郎
同	二四八	三〇〇四五一七	四七六一〇	九五三	一	九五三	富士岡村竈栗原廣七外拾名
同	二四八	三〇〇四五一七	三一〇七	四弐弐弐	一	四弐弐弐	富岡村下和田根上喜十郎
計		九四一六三一八	五七九一〇六二一五八三		二五八三		

＊計算が合わない箇所があるが数値は原資料のままとした。

（裾野市役所　須山支所所蔵「下草払下の件」）

474　**今里字木ノ根坂御料地下草払下願**　**明治40・7・9**（一九〇七）

（朱筆）「庶第五参八号」

下草継年期払下願

駿河国駿東郡富岡村今里字木ノ根坂

千百四拾六番御料地ノ内

採収反別八拾四町五反四畝歩

一下草壱ヶ年採収高壱万弐千六百八拾壱束

但壱町歩ニ付三尺縄〆百五拾束

此代金弐拾五円参拾六銭弐厘

但壱束ニ付金弐厘

此採収期限　自明治四拾年　至同四拾四年　五ヶ年間

右ハ本村内大字佐野・石脇・二ツ屋ノ三字人民、田畑肥料及牛馬飼料トシテ去ル明治参拾四年ヨリ同三拾八年迄御払下相成居リ候処、今回期限ニ付更ラニ前記ノ通リ継続御払下被成下度、御許可ノ上ハ御指示ニ従ヒ御規則遵守可仕候間、願意御聞届ケ相成度、別紙下草採収区域図・反別歩詰帳并地先村長承認書相添へ此段奉願候也。

明治四拾年七月九日

駿東郡小泉村長　飯田友吉㊞

御料局静岡支庁長

御料局理事　伊藤重介殿

（佐野区所蔵「大野原関係文書」）

475　**下和田字内山御料地下草払下願**　**明治42・4・11**（一九〇九）

下草継続御払下願

駿東郡富岡村大字下和田字内山千弐百六拾六番御料地

採収反別拾九町歩

一下草壱ヶ年採収数量参千八百束

此払下代金七円六拾銭

右ハ肥料及飼馬料トシテ去ル明治四拾壱年壱月ヨリ同年拾弐月迄御払下相受居候処、本年期満ニ付前記ノ通リ御払下被成下度、御許可ノ上ハ御庁ノ御規則并ニ御指揮等総テ遵守可仕候間、願意御聞届（ママ）相成度、別紙図面

相添へ此段奉願候也。

明治四拾弐年四月十一日

駿東郡富岡村下和田参拾六番地
願人　杉山喜三郎㊞
同郡同村同字参拾四番地
願人　杉山亀作㊞

帝室林野管理局静岡支庁沼津出張所長
御料局技手　葛西猛殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

476 大野原御料地陸軍省へ貸渡につき　明治44・7・21（一九一一）

注意

（朱筆）「庶甲第四六号ノ一〇」

駿東郡須山村長
土屋和作

予テ字大野外十一御料地下草年期払下許可相成候御料地ノ義ハ、今回陸軍射撃場用地トシテ同省へ貸渡相成候条、爾今右御料地ニ対スル下草払下代金ハ陸軍省ノ指示ニ拠リ同省へ納付スベシ。

明治四十四年七月廿一日

帝室林野管理局静岡支庁沼津出張所長
帝室林野管理局技手　葛西猛印

（裾野市役所　須山支所所蔵「帝室林野管理局御料地関係書類」）

477 大野原御料地下草払下に関し第一師団に対する請書　大正4・6・7（一九一五）

請書

駿河国駿東郡須山村字大野原地番二千二百四十六番及自二千二百四十八番至二千二百五十四番御料地反別八百四拾町壱反壱畝拾参歩ノ内

採取反別五百九拾七町九反五畝弐歩

此下草払下代金百七拾九円参拾八銭　但壱町歩ニ付金参拾銭

今般前記ノ通リ払下相受候ニ付テハ左ノ条項ヲ確守可仕

候。

一　下草払下期間ハ大正四年四月一日ヨリ同年十二月三十一日迄トス。

一　払下代金ハ納入告知書ニ依リ前納可仕事。

一　演習又ハ工作ノ為メ下草ノ収獲(ママ)ニ増減ヲ生シタルトキト雖トモ払下代金ヲ増減仕ル間敷(まじく)候。又刈取区域ヲ変更スルコトナクシテ収獲(ママ)高ニ増減ヲ来シタル場合、亦(また)同断ニ候事。

一　払受人ハ刈取区域内ニ於テ演習又ハ土工作業及射撃照準ヲ妨ケルコトナキ様、注意刈取掃除可仕事。

一　下草刈取ハ其成熟ヲ待タス屢々(しばしば)之ガ刈取ヲ為シ、決シテ所々ノ斑(まだら)刈ヲ為サス、且ツ其刈取タル下草ハ速カニ他所ニ搬出シ清潔ニ掃除シ、暴風其他避クヘカラサル事故アル場合ノ外、決シテ其儘(まま)現場ニ堆積シ若(も)シクハ散乱致間敷(まじく)、尚刈取掃除方ニ付テハ凡(すべ)テ官ノ御指揮ニ従ヒ決シテ違背不仕候事。

一　雑草刈取掃除ノタメ使役スル人夫ニシテ不正不徳ノ行為ナキ様注意シ、使役人夫ノ総ノ行為ニ付其責ニ可任候事。

一　刈取区域内ニ於ケル樹木苗木ノ保護ニ注意シ、若シ下草刈取ノタメ樹木苗木又ハ土地建物等ヲ損傷シタルトキハ其旨直ニ届出可仕事。

一　下草刈取御許可ニ基ク権利ヲ担保ニ供シ或ハ他人ニ譲渡等ノ所為、有之(これある)間敷(まじき)事。

一　前記各項ニ違背シ官ニ損害ヲ及ホシタルトキハ、之ガ賠償ノ責ニ任スルハ勿論、之ガ為メ刈取方禁止セラレ既納代金御還付無之(これなく)トモ、決シテ異議申立テズ候。其代理人又ハ使用人ノ所為ニ係ルトキモ亦同断ニ候事。

右請書差出候也。

大正四年六月七日

駿東郡須山村長　土屋和作

第一師団経理部

御中

（裾野市役所　須山支所所蔵「陸軍経理部関係ノ分　大野原御料地関係書類」）

478　茶畑山開墾樹木植付の請願書

明治28（一八九五）・1・25

請願書

当泉村茶畑ハ箱根山ノ西麓ニ位置スル山間ノ辟邑ニシテ、吾々村民ノ主トスル実業上ニ就テ直接巨大ナル利益ヲ得ル能ハザルハ言ヲ俟タズ。故ニ茲ニ将来ヲ慮リ蓄積ノ法方立サルベカラス。其法方タルヤ、吾々郷里アッテ蓋シ殖産興業ノ外他ニアラス。乍去其殖産興業ニ従事シ本業ヲ営マハントスルモ、寸歩ノ余地ナク如何セン致シカタ之レナク、想フニ当茶畑ハ広大ナル共有山アリ。此内相当ノ山野ヲ撰定シ開墾又ハ樹木植附、自今歳月ヲ経テ而シテ巨万ノ金ヲ得、以テ畜積シ、向来予定シ能ハサル天変地変ノ罹災救助ニ充ツ。且方今人口ノ増加スルモ恐レ、故ニ是等善後策ヲ構セサルベカラズ。仮令ハ天地変ノ事跡ヲ挙クレバ、昔シ天保年間饑饉、江戸ノ大地震、近クハ尾濃震災、其他数フルニ遑アラス。又人口ノ増加スル統計ハ、明治九年ヨリ十五年ニ至ル六ケ年間ニ増加スル事、二百三十一万余、又十五年ヨリ二十年ニ至ル五ケ年間ノ増加ハ二百三十六万余ニシテ、二十年ヨリ二十一年ニ至ル壱ケ年間ノ増加ハ実ニ五十三万余ナリ。而シテ明治九年ヨリ二十一年ニ至ル十三ケ年間ノ増加ヲ通ズレハ五百二十七万六千余ノ多キニ居レリ。平均壱ケ年四拾万余増加スル処ノ人口ハ、我国将来如何ノ法方ヲ計ランヤ。之レ本邦人口ノ増加スル、我泉村モ其何分ノ数ニ数ヘサルベカラス。依之向来ヲ観察スレバ還延ニ附ス能ハス。此急治策ヲ起図スルハ吾々村民ノ義務ナラン。之レ吾々村民ノ義ナリトスレバ、前陳起業ノ外他ニ良法無之モノト愚考ス。今既往ニ徴スルモ、向来果シテ災害ノ惨状ヲ見ルニ如カズ、其期ニ際シテ弥縫スル事能ズ。依テ一同協議ヲ遂ケ、左ノ条項ヲ録シ連署ヲ以テ請願ス。

条目

第壱条　当泉村茶畑人民ニシテ勤勉貯畜ノ為メ、茶畑共有山地秣場雑木小竹繁茂シタル箇所ヲ除キ、特ニ荊小笹等ニテ肥料薪等伐採得ヘカラサル地ヲ撰定シ、開墾又

ハ樹木植附ル事。

第二条　樹木ハ杉・松・椚等トス。

第三条　開墾地ハ五ヶ年目ニ至リ土地相当ノ苗木植附ル事。

第四条　開墾又ハ樹木ノ場所ハ、茶畑一字ノ共有地ハ勿論若シ入会地ナルトキハ入会ヘ協議ノ上、植附ベキ事。

第五条　樹木年間ハ明治廿七年ヨリ同三十六年迄十ケ年ノ間、壱ヶ年一戸毎ニ五百本トス。

第六条　茶畑毎戸ニシテ壱戸当リ第二条ノ苗木凡五百本此植込反別弐町歩トス。

但シ松苗八分、杉・椚苗弐分位ナリ。

第七条　当茶畑ハ仮ニ戸数百弐拾五戸ト定メ、植込総反別弐百五十町歩ニ樹木数三十弐万五千本トス。

第八条　植附苗木ハ、明治廿七年ヨリ同廿九年迄三ケ年分、此本数六万弐千五百本ハ購入シ、同三十年ヨリ三十六年迄七ヶ年分ハ茶畑字中丸・字滝頭・字坂下道上・字峯下市之瀬ノ四区ニ分チ、戸数ニ依リ其区々ニ於テ苗木ヲ栽培スル事。

但シ明治廿七年ヨリ栽培ヲ初ム。

第九条　前条苗木購入代金ハ茶畑協議費ヲ以テ支弁ヲ請フ事。

第十条　苗木及植込人夫・刈払人夫等ハ、悉皆各自ノ負担トス。

但シ第八条中六万二千五百本代金ハ除ク。

第十一条　樹木箇所撰定委員及植込等ハ係ル委員ハ茶畑人民総代又ハ協議委員ノ意見ニ随フ。

第十二条　樹木成長シテ后伐木スルトキハ、委員会若シクハ総会ニ附シ、伐木又ハ売却スルモノトス。

第十三条　金員畜積管理委員ハ茶畑ノ公撰ヲ以テ定ムル事。

第十四条　蓄積金ハ名望アル国立銀行ヘ預ケ置ク事。

第十五条　前条蓄積金ハ明治廿二年法律第壱号ニ依リ泉村長ノ指揮ヲ請フ事。

第十六条　天災地変及饑饉等ニ遭遇シタルトキハ、委員

会又ハ茶畑総会ニ附シ、畜積(蓄カ)高金ノ内配当金額ヲ定メ各自ヘ配分スルモノトス。

右請願ノ通、至急御決定相成度候也。

明治廿八年一月廿五日

駿東郡泉村茶畑人民

杉山鶴吉㊞

（ほか七一名）

駿東郡泉村茶畑人民惣代　柏木大蔵殿

（茶畑　芹澤充寛氏所蔵「請願書」）

479　茶畑山樹木植付土地開墾および土地賃貸借に関する規定

明治33（一九〇〇）・4・7

議第十四号

樹木植付土地開墾及土地賃貸借ニ関スル規定ノ件

静岡県駿東郡泉村茶畑所有山林原野ノ内、樹木植付ヲ目的トシ開墾試作其他ノ件ニ付、泉村長ハ左ノ数条ニ定ムル処ノ制限範囲内ニ於テ、右土地ノ賃貸借契約其他ニ関シ之レヲ施行スルモノトス。

第壱条　茶畑一大字ニ属スル山野中、樹木植付ノ為メニ要スル開墾試作ハ、左記十七筆ノ土地ヲ以テ目的トス。

一　樹木植付ニ要スル開墾試作ノ場所ハ、泉村長及常設委員ト計リ其区域ヲ明瞭ナラシメ、標木又ハ土ヲ以テ塚ヲ建設スル事。

二　字下御座ノ尾　二千百三十三番　原野弐町五反参畝廿八歩　内凡(およそ)反別(ママ)　開墾試作地

（中略）

合反別(ママ)

内凡反別拾五町歩　開墾試作地

但　二千百三十五番　二千百三十六番　二千百三十七番ノ
　　二千四十一番　二千百五十番　二千百五十三番ノ
六筆ハ当明治三十三年度ニ於テ樹木ノ植付ヲ為スベキ部分ヲ含有ス。

第弐条　前条ノ土地開墾試作期限ハ明治参拾参年ヨリ同参拾五年十二月迄三ケ年間無料ニテ試作ヲ許シ、明治参拾六年壱月ヨリ同四十五年拾弐月迄拾ケ年期ト定メ、

試作地壱反歩ニ付試作人（賃借人ヲ指、以下同シ）ハ壱ケ年平均金五拾銭ツヽノ賃借料ヲ納ムルモノトス。

一　開墾試作地ハ壱戸ニ付参反歩トス。

第参条　賃借料ハ前後ノ弐期ニ分チ、前半期ヲ其年六月弐拾日、後半期ヲ同年拾弐月弐拾日限リ、試作一同連帯責任ノ義務ヲ以テ泉村役場ヘ相納ムルモノトス。

但、不納者アルトキハ、泉村長ハ試作人中資力アル者ニ向テ督促シ、又ハ相当ノ処分ヲ為スベキ事。

第四条　第一条ノ開墾試作地丈量ハ来ル明治卅六年弐月中ノ着手、同年参月末日迄ニ結了可致事。

第五条　丈量ハ泉村長ニ於テ之レヲ為スベキ者トス。

泉村長ハ丈量ヲ為スニ際シ、試作中実地熟知ノ者五名以内案内者トシテ丈量ニ従事セシムル事。

第六条　実地丈量結了ノ上ハ、泉村長ハ議第拾五号書式ニヨリ賃借契約ヲ締結シ、及左ノ各項ニ基キ其手続キヲ施行スベキモノトス。

一　字番種目反別等ヲ詳記シタル試作人名簿ヲ調製シ、賃借人ヲシテ該名簿ニ捺印セシムル事。

二　年度及大字ノ区分ヲ為シ料金徴収等ニ関スル帳簿ヲ調製シ其収入支出ヲ明カナラシムル事。

三　開墾試作其他ニ関スル諸帳簿等ハ、満期後ト雖モ成規ノ年限間本村役場ニ保存スルモノトス。

第七条　開墾試作料（即チ賃借料）ハ天災地変ノ外仮令（たとい）凶年ト雖モ延期ヲ許サス。

第八条　茶畑一大字ニ属スル公有地ニシテ開墾成功スルト雖モ、来ル明治参拾五年拾弐月迄ニ試作ノ目途無之（これなき）場所ハ、其地質ト位置ニ応シ相当ノ樹木ヲ植付ベキ事。

第九条　左記十一筆ノ土地ハ本年度ニ於テ樹木ノ植付ヲ施行シ森林ト為ス事。

字大久保
二千百卅五番　原野七反五歩
内凡反別（ママ）　開墾試作ノ分

（中略）

合反別（ママ）
内凡反別参拾壱町歩　本年度ニ於テ樹木植付ノ分

此苗木七万二千三百廿五本
内　松五万七百廿五本
　　杉二万一千六百本
凡反別拾五町歩　　開墾試作ノ分

第十条　前条植付タル森林ハ茶畑受持常設委員ニ於テ専ラ繁殖方法ヲ計リ、併テ必要ナル事務ノ処弁ヲ為スベキ事ヲ特ニ該常設委員ニ嘱托スベキ事。

第十一条　泉村長ハ第九条ノ森林ハ代(ママ)採セントスルトキハ茶畑受持常設委員ト熟議ヲ遂ケ、及売却シタル該代金ハ泉村茶畑基本金トナス事。

第十二条　泉村茶畑所有山地ニ生スル小竹類ノ繁殖及保護ノ為メ茶畑参名、麦塚・平松壱名、久根・公文名壱名、合五名ノ委員ヲ各其公民(寄留者ノヲ除ク)中ヨリ選出シ、小竹篠竹伐採運搬方其他小竹類ニ関スル一切ノ権ヲ専任シ、左ノ事務ニ従事セシム。

一　泉村長ハ有効期限ヲ壱ケ年ト定メタル鑑札ヲ造リ、委員ヲシテ小竹類伐採者ニ之レヲ交附セシム。

二　伐採者ヲシテ本条項ニ違背スルモノアルトキハ、委員又ハ泉村長ハ該鑑札ヲ取揚(とりあげ)一ケ年間小竹ノ伐採ヲ禁スルモノトス。

三　委員ノ任期ハ四ケ年トシ、其互選ヲ以テ委員長壱名ヲ置ク事。但シ委員ハ満期再選ヲ得。

四　委員長ハ小竹類及委員ニ関スル諸般ノ事務ヲ監督スルモノトス。

五　委員ハ小竹類伐採者資産其他事故ノ有無ニ不拘(かかわらず)伐採セシ小竹類(大小共)壱束ニ付金参厘ツヽ、料金ヲ取纏(まとめ)メ、其月分ヲ翌月五日迄ニ委員自己ノ責任ヲ以テ泉村役場ヘ納付スル事。

六　委員全数熟議ノ上ハ、泉村長ノ承諾ヲ得テ、信用アル他ノ法人又ハ個人ニ本事一切ノ事ヲ嘱托スル事ヲ得。

七　自家用料ノ為メニ伐採スル小竹ハ本条項ノ限リニアラズ。

第十三条　委員ハ便宜ノ地ニ事務所ヲ置キ、小竹ニ関シ入会大字ノ区分ヲ為シタル帳簿ヲ調製シ、各大字ニ係

ル料金ノ収支及小竹ノ束数、竹林保護ノ景況ヲ、其年一月ヨリ十二月迄渉ル分ヲ詳細ニ取調、毎年一月十日ヲ期シ泉村長ハ該報告ヲ為スベキモノトス。

但、泉村長ハ随時帳簿ノ検査ヲ為ス事ヲ得。

第十四条　左記ノ土地ハ多少ノ有益ト認ムルニヨリ、入札法ヲ以テ貸与ス。其年限ヲ十ケ年トシ尚十ケ年毎ニ契約ヲ更新シ継続貸与スル事ヲ得。

但、入札人心得書及料金額等ハ関係大字受持常設委員ト商議決定スベキ事。

一　字鳴ノ巣二千二百十二番ノ一　山林四町九反七畝拾壱歩ノ内凡反別六反歩ハ大明竹林ノ繁殖ヲ目的トス。

二　字同所二千二百十五番　山林壱町弐反廿三歩ノ内凡反別参反歩ハ前同断ノ事。

三　字水無山二千二百四十八番　山林四十一町九反廿歩ノ内凡反別十町歩在来ノ茅場ハ、落札者ノ希望ニ任シ畑地試作又ハ樹木ノ栽培ヲ許スト雖モ、期限満了ノ上土地所有主ヘ現在ノ儘返還スベキモノトス。

四　字蟹ヶ窪二千九十三番ノ一　山林八町七反四畝十五歩ノ内凡反別六反五畝歩、竹林造成ヲ目的トス。

第十五条　所有主泉村茶畑山野ニ存立セル松・杉・槻・桧ハ其幹枝共及小竹ノ一年生(即チ新竹)并ニ刈萱根ハ、自今関係大字常設委員ト商議ノ上ニアラザレバ伐採スル事ヲ許サズ。

但、自家用ノ為メ伐採スル新竹及鈴竹ハ此ノ限リニアラズ。

第十六条　従来入会山野火防線中不完全ノ場所有之(これあり)、為メニ間々(まま)失火シ森林原野ヲ焼失セシ実例不少(すくなからざる)ニ付、来ル明治卅四年度ヨリ場所ニ依リ之ヲ廃シ、更ニ巾十五間以内延長ハ其必要ニ応シ、無料ニテ開墾ヲ許ス事。

第十七条　竹木伐採其他便宜ノ為メ、字大沢山ニ通スル道路ヲ茶畑受持常設委員ノ見込ニ任シ改良スベキ事。

第十八条　大字平松入会山地中、左ノ十筆ノ土地ハ相当ノ場所ヲ選ミ樹木植付実行ノ為メ期限ヲ十ケ年以内ト定メ、開墾着手ノ翌年ヨリ試作地壱反歩ニ付金八拾銭

以内ノ賃借料ヲ納メシメ、開墾試作ヲ許ス事。

但、泉村長ハ茶畑及平松受持常設委員ト計リ、特ニ契約スル事ヲ要ス。

字南ノ沢日向二千百七十七番地　野地十一町五反六畝廿九歩

（中略）

合計　山林反別（ママ）　野地反別

内凡反別（ママ）　開墾試作地

第十九条　総テ開墾試作ハ樹木植付ヲ目的トシ之レガ期限ヲ定ムルト雖モ、試作満期ニ至リ継続ヲ必要ト認ムル場所アルトキハ、更ニ契約ヲ為シ尚十ケ年以内ノ継続ヲ許ス事ヲ得。

第弐拾条　賃借人ヨリ徴収シタル料金及小竹ノ伐採料ハ泉村茶畑基本金トシテ信用アル銀行ヘ利付預ケ入ト為ス事。

但、他ノ大字ニ属スベキモノハ本文以外ニシテ毎年一月廿日以前ニ於テ関係大字受持常設委員ト計リ、該料金ノ処分方ヲ決スベキ事。

第廿一条　今後茶畑ニ属スル公有山地ハ樹木植付ヲ為スノ外（ほか）開墾ヲ為サズ、田畑肥料ニ要スル秣刈敷場及茅刈場・牛馬飼料ニ必要ノ場所ハ、其旧慣ヲ変更セザル事。

第廿二条　本村内地水掛リ田地用水ノ水源ニ関スル山地ハ、今後開墾試作ヲ許サズ。

第廿三条　泉村長ハ本規定ニ係ル料金ノ収支、其事務ノ景況ヲ知ラシムル為メ、毎年壱月末日以前ニ於テ特ニ之レガ報告ヲ為スベキ事。

第廿四条　本規定ニ関スル賃借人ハ其契約年限満了（穀菜ノ類ハ其取入終ル）ト同時ニ、賃借ノ土地又ハ立木ニ対シ地上権・専有権等ヲ取得セザルモノトス。

第廿五条　第十五条ニ違背セシモノアルトキハ、其現品ヲ没収シ、該見積リ代金三倍以上五倍以下ノ科料ニ処ス。若（も）シ其資力ニ堪ヘサル者ハ十日以上二ケ年以内当公有山地ニ入ルヲ停止ス。

但、本村住民ハ本文違背者ヲ発見シタル時ハ管理者ニ対シ告発スベシ。

第廿六条　本規定ヲ改正増補セントスル時ハ泉村会ノ決議ヲ経ベキ者トス。

明治参拾参年参月弐拾九日提出

同年　　四月七日決議

泉村会議長

泉村長　柏木格太郎㊞

同村会議員

市川勉之助

（ほか六名）

（裾野市役所所蔵「村会決議書　泉村役場」）

480　開墾届出について茶畑非開墾者一同の陳情書　明治35・7・9（一九〇二）

開墾届出ノ義ニ付陳情書

当茶畑持山林原野開墾ノ義ニ付、今回開墾者一同ヨリ届出タルニヨリ、泉村長ニ於テハ直ニ其筋ヘ該届出ヲナスヘク（ママ）旨、当字人民惣代勝又喜一ヘ申聞ケ有之（これあり）タル旨ヲ以テ、非開墾者一同ヘ協議アリタリ。抑（そもそも）該山林原野ハ元来当茶畑法人持ニシテ、已（こ）ニ人ノ進退シ得ヘキモノニ無之ハ敢（あえ）テ言ヲ待タズ。然（しか）ルニ右開墾者ハ数年前ヨリ当茶畑・平松二ケ字入会ノ場所ニ於テ擅（ほしいまま）ニ水利涵養ノ山林ヲ伐採シ、加フルニ田畑肥料ノ主要タル原野ニモ無制限ニ開墾シ、一見驚クヘキ現象ヲ呈シタリ。右ニ付去ル明治三十二（三カ）年中、当時ノ村長柏木格太郎之レカ規定ヲ村会ニ提出シ村会ハ可決セシニモ不拘（かかわらず）、荏苒（じんぜん）経過、実施ノ運（はこび）ニ至ラス。続テ山本浅次郎村長ノ職ニ当ルヤ、其侵害ノ及フ所停止スルナキヲ以テ、本郡長及土屋五東氏ノ調停ヲ試ミシ事アルモ、其効ヲ奏セスシテ遂ニ今日ニ立至リタリ。如斯（かくのごとく）当茶畑ハ侵墾地ノ為ニ数年来ノ紛擾ヲ来タシ、未ダ非開墾者トノ間示談行届カサルニ、今回泉村長ニ於テ直ニ之レカ届出ヲナサントスルハ、其当ヲ得サル事ト信セラレ候。況（いわ）ンヤ当茶畑ニ於テ未タ区会設置ナキニ於テハ、非開墾者一同ノ首肯シ能（あた）ハサル次第ニ付、一同連署ヲ以テ陳情候也。

駿東郡泉村茶畑

明治三十五年七月九日　　勝又喜一

（ほか二七名）

横浜税務管理局長　斎藤重員殿

各一通

静岡県知事　山田春三殿

（裾野市役所所蔵「茶畑山江ノ浦山関係」）

481

茶畑山開墾についての示談完結届　明治35・7・18（一九〇二）

示談完結届

第一　茶畑字持山林原野ノ内、字市場平ヲ除キ已未墾地共総反別ハ六拾町歩トシ、其範囲内ニ於テ関係入会地ノ分、開墾スヘキ場所反別等ハ、茶畑・麦塚・平松三字開墾者ニ於テ協議ヲ遂ケ割合スヘキ事。

但、已墾地ノ外水源涵養ノ場所ハ開墾ヲナサヾル事。

第二　開墾試作地使用料ハ、入会外ハ壱反歩金五拾銭、入会地ハ同六拾銭トス。

但、本年度分ノ使用料ハ、総反別ノ五分ヲ本年拾弐月ニ、来明治三拾六年度ヨリ期限中毎年六月・拾弐月ノ二期ニ分チ、其全額ヲ開墾者ヨリ茶畑ニ支払フヘキ事。

第三　開墾已未墾地共使用期限ハ本年ヨリ拾ケ年トス。

一　期限中途ニシテ使用シ能ハザル場所ハ、双方協議ノ上処理スヘキ事。

二　期限ニ至リ茶畑字ニ於テ畑地ニ必用ト認ムル場所ハ、料金及年限ヲ定メ更ニ耕作セシムル事アルヘシ。

第四　女竹ハ如何ナル事情アルモ一年生ハ自家用ノ外伐採セサル事。

第五　六拾町歩ノ境界ハ左ノ方法ヲ以テ定ムル事。

一　実測ノ上ハ各筆反別ヲ明確スヘキ調書ヲ添付スル事。

二　丈量ハ泉村長・茶畑人民惣代及案内者トシテ双方三名宛従事スル事。

三　入会地ノ丈量ニハ関係大字人民惣代ヲ立会ハシム

ルモノトス。

四　丈量ハ本年拾月末日ヲ限リ原形ニヨリ実測スベキト雖トモ、風雨等ノ為メ万止ヲ得サル場合ハ此限ニアラズ。

五　第壱項ニ基キ、割合ニヨリ得タル各自ノ使用区分調書ヲ作リ、各自調印シ泉村茶畑区代表者泉村長ニ差出ス事。

六　丈量費用ハ使用料ヲ以テ之ニ充ルモノトス。

但、入会字ニ対スル丈量費用及使用料金割合ハ旧慣ニヨリ十分ノ三トス。

第六　入会地外ニ已ニ植込ミタル杉・松ノ樹木ハ、総テ茶畑区有トス。

第七　前項苗木代金七拾四円及下草刈取リ其他総テノ費用金八拾七円ヲ、茶畑字ヨリ本年末ニ至リ戸数ニ賦課シ徴収ノ上、茶畑開墾者へ支払フベキ事。

第八　明治参拾五年弐月中鳩山・岸弁護士鑑定料及参拾四年度協議費ハ、茶畑住民一般ノ負担タルベキ事。

第九　茶畑開墾者ヨリ平松・麦塚両字住民ニ限リ入会地開墾ヲ承認セラレ度旨茶畑非開墾者へ書面ヲ差出シ、非開墾者ハ承認書ヲ開墾者ニ差出ス事。

但シ請求及承認書共茶畑区代表者泉村長保管ノ事。

第拾　開墾届出ノ義ハ茶畑人民惣代及関係大字人民惣代ヨリ届出ノ手続被致度旨、泉村長へ届出ヘキ事。

第十一　入会地開墾ハ其関係大字人民惣代ヨリ、一般異議ナキ旨、代表スル事。

前記各項ノ通リ示談行届キ一同承諾致候処相違無之ニ付、関係者連署此段及御届候也。

明治参拾五年七月拾八日

駿東郡泉村茶畑開墾者

芹沢弥十郎㊞

（ほか九六名）

駿東郡同村同字非開墾者

勝又喜一㊞

（ほか二六名）

駿東郡泉村大字平松人民惣代
岡田寅蔵㊞
同郡同村大字麦塚人民惣代
勝俣藤三郎㊞
駿東郡泉村長
服部大輔殿

右ノ通リ拙者共双方ノ間仲裁致シ候処、何レモ承諾セラレ事実示談完結候ニ付、連署致候也。

駿東郡泉村大字久根
仲裁人　勝又弥平治㊞
同郡同村大字公文名
仲裁人　室伏源六㊞
同郡同村大字茶畑
立会人　芹澤倉次郎㊞

（裾野市役所所蔵「茶畑山江ノ浦山関係」）

482　茶畑山のうち麦塚・平松入会地開墾請求書および承認書　明治35（一九〇二）・7・18

請求書

今般私共当茶畑字持山林原野ノ内、麦塚・平松二ケ字ニ関スル入会地ヲ開墾致度ニ付テハ、此際同二ケ字住民ニモ相当ノ開墾為致度、就テハ明治三十五年七月十八日附ノ開墾示談完結書各条項確守可致候間、右御承認相成度、此段及請求候也。

明治三十五年七月十八日

泉村茶畑開墾者
芹澤弥十郎㊞
（ほか九六名）

駿東郡泉村茶畑非開墾者
勝又喜一殿
（ほか二六名）

承認書

別紙請求ニ依リ事情不得已場合ニ付、当茶畑字持山林原野ノ内、平松・麦塚ノ両字入会地ニ限リ、明治三十五年七月十八日付開墾示談完結書ノ条項ニ基キ、両字住民ノ開墾ヲ承認候也。

明治三十五年七月十八日

泉村茶畑非開墾者

勝又喜一㊞

（ほか二六名）

駿東郡泉村茶畑開墾者

芹沢弥十郎殿

（ほか九六名）

（裾野市役所所蔵「茶畑山江ノ浦山関係」）

483　深良村山林組合規約

（一八九五）明治28・1

駿東郡深良村山林組合規約

第一章　総則

第一条　明治廿七年本県令第五十一号民有山林組合規約ヲ遵守シ、深良村山林所有者ヲ以テ当組合ヲ組織シ会員トス。

第二条　当組合ハ駿東郡深良村山林組合ト称シ、事務所ヲ深良村深良弐百九拾八番地ニ設置ス。

第三条　当組合ハ森林ノ保護繁殖ヲ図ルヲ以テ目的トス。

第二章　保護栽植伐採方法

第四条　山林樹木ヲ伐採セル跡ハ、其地質及ヒ時期ヲ見計ラヒ適当ノ種苗植付ヲナスモノトス。

第五条　山林ノ立木ヲ伐採スルハ所有者ノ勝手タリト雖トモ、成ルヘク三ケ年内ニ種苗ヲ播殖スルモノトス。

但シ共有持ノ山林ハ一同ノ協議整ハスシテ伐採スルコトヲ得ズ。

第六条　下柴草等ハ（苗木植付ケノ年又ハ樹□（判読不能）播下ノ年ヨリ）毎年壱回ツヽ刈除クヘキモノトス。

第七条　火防線設置ノケ所（かしょ）及ヒ其ノ方法順序、左ノ如シ。

但シ既設ノケ所（かしょ）荒廃ニ属シタルトキハ其ノ都度修覆

スルモノトス。

一　神奈川県境仙石原村ニ接スル長サ参百六拾四間余

但シ此ノ竣工期限ハ来ル明治廿八年拾二月中トス

同　　元箱根村ニ接スル参百間余

但シ前同断

第八条　炭竈・椎茸竈ヲ設置スルトキハ周囲五間、鍛冶炭ヲ焼クトキハ周囲七間通リ、柴草等ヲ刈除キ掃除スヘキモノトス。

但シ炭竈ヲ開キ又ハ鍛冶炭ヲ焼キ終リタル後チ少ナリトモ弐時間以上現場ヲ離ルヘカラズ。

第九条　山林ノ火災又ハ害虫蔓延ノ兆アルトキハ、予メ定メ置キタル相図ニヨリ実地ヘ出頭シ、警察官吏・村長及組長ノ指揮ヲ受ケ防禦スヘキモノトス。

第十条　秣場山焼ノ節ハ、山林木立ノ場所ニ焼ケ入ラサル様、消防ニ従事スヘキモノトス。

第十一条　左ニ掲クルモノハ妄リニ伐採セサルモノトス。

但シ組合決議ノ上ハコノ限リニアラズ。

一　測量目標トナル林

一　深良村大字深良共有山林内ニアル欅

一　国郡町村ノ境界ヲ表スル林

第十二条　深良村大字深良共有山林ノ薪材伐採期日ヲ定ムルコト、左ノ如シ。

一　毎年　十一月一日ヨリ始メ翌年二月末日ニ終ル　其ノ他ハ禁止ス

但シ　期日内ト雖トモ臨時ノ住人ヲシテ伐採スル事ヲ得ス尤モ落葉枯枝等ヲ拾ヒ取ルモノハ此ノ限リニアラズ

第十三条　深良村大字深良共有山林ノ薪材ヲ他町村ヘ売出期日ヲ定ムルコト、左ノ如シ。

一　毎年　七月一日ニ始メ十月末日ニ終ル　其ノ他ハ禁止ス

但シ　婦女子ニシテ落葉枯枝等ヲ拾ヒ採リ売却スルモノハコノ限リニアラズ

第十四条　本村内ノ山林ヲ売買譲与スルトキハ組長ヘ届出ツルモノトス。

第十五条　本村内山林中野生ノ長芋ハ、本組合ノ認許証ヲ有スルニ非ラザレバ、猥リニ採掘スルヲ得ズ。

第十六条　長芋ヲ採掘セントスルモノハ組長ヘ申出、証票ヲ受ケ常ニ携帯スヘシ。

第十七条　組合ニ於テ長芋ノ採掘ヲ許シタルトキハ、左ノ証票ヲ交付スルモノトス。

但シ証票携帯ノモノト雖トモ、該芋ノ根際ヨリ五寸余ヲ残シ置キ其穴ヲ埋メ置クベシ。若シ違背セシモノアルトキハ後来其ノ採掘ヲ禁スルモノトス。

表

深良村大字　番地 山林内長芋採掘認許ノ証 第　号　姓　名

裏

心得
一　此証票所持ノ者ハ当山林組合規約第十七条但書ヲ堅ク相守ルヘキモノトス
一　山林中事変アリタルトキハ当所ヘ申出ツヘシ

年　月　日　駿東郡深良村山林組合事務所

第三章　役員及ヒ其ノ職務

（中略）

第八章　違約者ノ処分

第五十三条　組合員タルヘキ資格ヲ有スルモノニシテ故ラニ加入セサルモノハ、其ノ筋ヘ告発スルモノトス。

第五十四条　此ノ規約ニ定メタル経費ヲ其納入期日迄ニ納メサルモノハ、其ノ額ニ対スル二倍ノ違約金ヲ徴収スルモノトス。

第五十五条　共有山林ニ於テ過ツテ火ヲ失シタル者ハ、其ノ土地適宜ノ苗木ヲ樹植セシムルモノトス。

第五十六条　本組合内山林ヲ盗伐シ処刑ヲ受ケタルモノハ、自己ノ費用ヲ以テ其ノ盗伐物件ノ価格二倍以上ニ対スル苗木ヲ植継クベキモノトス。

右ノ条々確守ノ証トシテ別冊同盟簿ニ記名調印スルモノトス。

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

484

大畑・千福・佐野共有山林保護規約書　（一九一三）**大正2・4・5**

富岡村大畑・同村千福・小泉村佐野共有山林保護規約書

第壱章　総則

第壱条　富岡村大畑・同村千福・小泉村佐野共有左記山林保護並ニ事業経営ノ為メ、此規約ヲ締結ス。

駿東郡富岡村大畑
字仏ヶ尾弐百七拾八番
一　山林弐町壱反参畝弐拾七歩

字同所弐百七拾九番
一　山林参町七反四畝拾壱歩
字マナイタヒラ弐百八拾番
一　山林壱反六畝弐拾七歩
字同所弐百八拾壱番
一　山林五反参畝九歩
字同所弐百八拾弐番
一　山林弐町六反九畝弐拾七歩
字同所弐百八拾参番
一　山林参町弐反九畝拾七歩
字大洞弐百八拾四番
一　山林四町七反拾弐歩
字同所弐百八拾五番
一　山林壱町弐反八畝拾壱歩
駿東郡富岡村千福
字仏ヶ尾千九拾参番
一　山林拾壱歩
字同所千九拾四番
一　山林弐拾歩
字同所千九拾五番
一　山林壱畝弐拾七歩
字同所千九拾六番
一　山林五畝参歩
字同所千九拾七番
一　山林壱反拾八歩
字同所千九拾八番
一　山林九町九畝弐拾弐歩

第弐条　本山林保護経営ノ為メ植林並ニ開墾ヲ為ス事。

第参条　本山林ニ対スル権利義務ハ総テ各大字平等タルベキ事。

第四条　本山林ハ将来分割又ハ売買譲渡等一切之ヲ為スコトヲ得サルモノトス。

第弐章　事業

第五条　植林ハ三大字ノ共営トナシ、開墾ハ三大字住民ニ貸付ケ、之ヲ為サシムル事。

第六条　植林地ノ区域又ハ開墾ヲ為スベキ区域ハ、毎年壱月評議員会ノ決議ニヨリ之ヲ定ム。

第七条　開墾貸附地ハ区画ヲ定メ、毎等壱反歩ニ対シ左ノ料金ヲ徴収ス。

壱等　金弐円五拾銭
弐等　金弐円弐拾五銭
参等　金弐円
四等　金壱円七拾五銭
五等　金壱円五拾銭

但シ本料金ハ時勢ノ変遷ニヨリ更正スルコトヲ得。

第八条　開墾地料金ハ毎年六月参拾日及拾壱月参拾日ノ弐期ニ徴収スルモノトス。

第九条　開墾地ハ弐反歩以上同一人ニ貸与スルコトヲ得ス。

但シ止(やむ)を得サル場合ハ此限リニ非ス。

第拾条　開墾地ノ貸附ハ五ケ年ヲ一期ト定メ、満期継年ヲ乞(こ)フトキハ之ヲ許スコトヲ得。

第拾壱条　開墾地借受人ニ於テ、料金ヲ怠リタルトキハ直ニ返地ヲ命スルモノトス。

第三章　役員

第拾弐条　山林保護事業経営ノ為メ管理者参名・評議員拾弐名ヲ置キ、一切ノ事務ヲ処理セシム。

第拾参条　評議員ハ其大字ニ於テ住民中ヨリ四名ヲ選挙シ、当選者ノ氏名ヲ人民惣代ヨリ書面ヲ以テ管理者ニ届出ツルモノトス。

但シ欠員ヲ生シタルトキハ直ニ補欠選挙ヲ行フベシ。

第拾四条　正管理者ハ評議員会ニ於テ三大字人民惣代中ヨリ之ヲ選挙シ、副管理者ハ其ノ職ニ在ル各大字ノ人民惣代トス。

第拾五条　正副管理者及評議員ハ名誉職トス。

但シ場合ニ依リ実費ヲ給スルコトヲ得。

第拾六条　評議員ノ任期ハ各四ケ年トス。

但シ補欠者ハ前任者ノ残期ヲ継襲ス。

第拾七条　正管理者ハ総テノ業務ヲ処理シ、本山林ノ取締ヲ為スモノトス。

但シ故障アルトキハ、年長ノ副管理者之(これ)ニ代ルモノト

ス。

第四章　会議

第拾八条　評議員会ハ管理者之ヲ招集ス。

第拾九条　定会ハ毎年壱月之ヲ開キ、臨時会ハ臨時急至ヲ要スルトキ之ヲ開ク。

第弐拾条　会議ハ議員三分ノ弐以上出席スルニ非ラサレハ開クコトヲ得ス。

但シ再会招集ハ此ノ限リニ非ラス。

第弐十壱条　会議ハ普通会議法ニヨリ之ヲ開キ、決議ハ出席議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス。

第弐拾弐条　議長ハ正管理者之ニ当ル。

但シ故障アルトキハ年長ノ副管理者之ニ代ル。副管理者故障アルトキハ年長ノ評議員ヲ以テ議長トス。

第弐十参条　管理者ハ毎年予算ヲ定メ又ハ事業ノ報告並ニ収支ノ決算ヲ評議員会ニ提出スルモノトス。

第弐十四条　評議員会ニ於テ決議或ハ認定スベキ事項、左ノ如シ。

一　予算

二　決算

三　植林地及開墾地ノ区域

四　植樹ノ種類

五　開墾地ノ等級

六　其他重大ナル事項

第弐十五条　管理者、評議員会ヲ開カントスル場合ニハ開会三日以前ニ議事ノ件目ヲ記載セル書面ヲ以テ、評議員ニ通知スルモノトス。

但シ急ヲ要スル事件ニ付テハ此限リニ非ス。

第五章　会計

第弐十六条　会計年度ハ総テ暦年ニ依ル。

第弐十七条　予算ノ決議及決算ノ認定ハ毎年一月定会ニ於テ之ヲ為ス。

附則

第弐十八条　各字トモ互ニ本山林保護ノ責ニ任スルモノ

トス。

第弐十九条　本規約ノ改正増補ヲ要スルトキハ評議員三分ノ弐以上ノ同意ヲ得ルモノトス。

右規約ノ有効ヲ証スル為メ、各大字人民惣代及評議員各大字ヲ代表シ署名捺印シ参通ヲ作製シ、管理者及各大字ニ於テ各壱通ヲ保有ス。

大正弐年四月五日

関係者

駿東郡富岡村大畑

人民惣代　加藤幾太郎㊞

評議委員　加藤浅藏㊞

同　市川耕作㊞

同　加藤佐平㊞

駿東郡富岡村千福

人民惣代　鈴木嘉吉㊞

評議委員　横山健吾㊞

同　西島甚太郎㊞

同　鈴木林平㊞

駿東郡小泉村佐野

人民惣代　市川豊作㊞

評議委員　大庭政五郎㊞

同　三好作雄㊞

同　上杉貞治郎㊞

同　中西関太郎㊞

（佐野区所蔵）

第四節　明治の家 Topics III

(1)　明治の家族

485　本分家一族定書　（一八七三）明治6・2・15

（表紙）
明治六癸酉年
一家定書ノ事
二月吉日

定書

一今般明治元辰年已来追々御変革、旁々以事替リ穢た・乞喰・非人等迄、人民上下ノ差別無之趣御触達ニ相成候趣、此上ハ是迄ノ振合ニも難相成段戸長副衆より被申渡、且ハ五人組ノ義も番号順ニ組替ニ相成、左候上ハ幾々ハ相互ニ一家縁合も遠く相成可申候間、一同相談ノ上何所迄も家祖被申置候通り、一家は正ニ実意を不失様仕度、相定メ則左ノ通り。

一組合衆中立合候ノミニテハ都合ニも相成兼候節も有之候間、変事ノ節ハ一家立合格別余組ノ手数ニ不被相成候様可取斗事。

一一家ノ内ニ死縁有之候節ハ、聞及次第早速立合精々心配可致候事。

但し香料ノ義ハ印是いたし過分ノ義致間敷候事。

一婚礼有之節ハ其人ノ心持ニ寄テ可呼申事。

但し祝儀物ノ義も前同断過分ノ義致し間敷候事。

一年暮生身玉ノ義相止ニいたし一家ハ取鎚り不仕、祭礼ノ御祝儀ハ互ニ見舞可申候事。

一何連ノ家ニテも不埒ノ者出来候ハヾ、精々心配致し改心為被致候様可取計申事。

附り、不仕合ニテ相続人無之候節ハ為申合跡敷相談ノ上相撰相続為被致可申候事。

一休日礼日ノ節ハ氏神ェ参詣仕夫より礼可致事。
一他人ェ掛り合候事件出来候節ハ一同評儀ノ上談判可致候事。
附たり、同家ノ内ニテイロン・コラロン（ウか）・サカイロントラ（ウか）出来候共、成丈ハ一家ニテ相談いたし、外組合并村役人ノ手数ニ不被相成候様勘弁可致候事。
一年々一月九日御先祖横山文左衛門殿建日に相当り候間、年始為御礼と昼十二時ニ一同相揃可申候。
附り、六月九日忌日ニ候得共一月ェ取越し申候事
但し為御年玉と半紙ニ限り可申候事。
右ノ条々一同深く相談ノ上相定メ候上ハ幾々子孫末々ニ致ル迄、急度為申聞置堅ク相守り可申候。万一心得違ノ者出来候ハヾ、一同立合及談判ニ隠居被為致、跡相続ノ義ハ一同相談ノ上以目（明カ）鏡相定メ可申候。後日意（ママ）変無御座候様一同連判定書、仍テ如件。

時　明治六癸酉年　二月十五日

駿河国駿東郡鯨（鮎）澤庄片平之里　葛山之郷千福村　住

別家　横山源右ェ門㊞
同　横山　傳平㊞
同　横山　孫平㊞
同　横山義七郎㊞
同　横山新三郎㊞
同　横山　彦造㊞
同　横山又右衛門㊞
同　横山　米吉㊞
同　西嶋善吾郎㊞
同　横山新右衛門㊞

同　横山　民蔵㊞
傳平末家　横山源治良㊞
源右衛門末家　横山　惣助㊞

本家
横山文左ヱ門殿

右条目ノ内一月九日年礼ニ来り候節、正月振舞といたし米五合、銭　持参に付、膳左に相定メ置
一白飯　皿　塩物肴　平（口入とうふエあんかけ）　丼　こんにゃく白合　迄ニ
定メ
一酒　さかなハ有合ノ品
一吸物　壱通りハ餅　跡壱行ハ為見合有合ノ処
一酒五升ニ限り可申候

（千福　横山正美氏所蔵）

486　隠居相続取定

（一八七四）明治7・5

隠居面取定記

一田三反五畝歩　御宿村ノ内字和田
一田弐反歩　字久根添
此地所年季売渡申ニ付年明迄替地字五兵衛田相渡置候
一林壱ヶ所　字樫木坂台迄
一林壱ヶ所　字裏ノ山
南畑畔ヨリ津金澤打越マセロヨリ大川原久保平下ハ吉兵衛裏結ひ際迄
右ノ通リ親類組合立合当人承知ノ上示談ヲ解ケ、隠居面相分ケ御渡シ申上候処、相違無御座候也。

明治七戌年　当人　政五郎
五月　日　立合人　善　六
同　平　助
同　宗八郎
同　源太郎
元組　茂　平

御老父様

（葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

487　**年季雇人引受之証**　（一八八三）**明治16・1・28**

年期（ママ）雇人引受ノ証

駿東郡葛山村

□

□

□（人名）

本年二十年

右ノ者貴殿へ御無心申上、年期（ママ）雇トシテ当明治十五年旧十二月廿八日ヨリ来ル十六年旧十二月廿八日迄、壱閧年期（ママ）ト相定メ、給料ノ儀ハ一ヶ年間金弐十弐円ノ御約定ニ御座候。只今正ニ請取申候処実正也。為仕着ノ義ハ前紙ノ通ニ被成下候。依テハ本人ノ義ニ付病気其他ノ事故出来致候共私共引請貴殿へ少も御苦労御損毛相掛ヶ申間敷候。且又万々一病気其他ノ事故ニ因リ三日以上　日間欠候節ハ相当ノ代人差出可申候。将又年期中無謂手間欠候節ハ約定ノ日より本金へ二割ノ利元差加へ無相違弁納可致候。為後日年期雇人引請ノ証依而如件。

右

明治十六年一月廿八日

□（人名）㊞

引受人

□（人名）㊞

□（人名）殿

（葛山　芹澤沢哲哉氏所蔵）

488　**奉公人請状之証**　（一八八三）**明治16・旧正月・1**

奉公人請状ノ証

駿東郡金沢村

□（人名）長女

□（人名）

右ノ者詳細存、慥成者ニ付我等請人ニ相立、当明治十六年旧正月ヨリ来ル同十二月迄御給金四円ニ相極メ、御奉公差出申処確実也。唯今為御取替金弐円也御渡被下、正ニ受取候。残金ノ儀ハ追々御渡可被下候。就テハ御家内ノ御作法急度相守可申候。若又取逃欠落仕候得バ早速尋

出請人ヨリ相弁ヘ少モ御損毛相掛ヶ申間敷候。若長煩又ハ無奉公等仕候ハヽ、引取金員返弁致候共或ハ人代成共御差図次第必然可仕候。為後日奉公人請人ノ証如件。

明治十六年旧正月一日

右本人　□（人名）

証人　□（人名）㊞

同郡葛山村

□（人名）殿

（葛山　芹澤哲哉氏所蔵）

489 家督相続願書

（一八八四）明治17・2・6

家督相続願

駿東郡御宿村

□番地平民農

戸主　□（人名）

嘉永五壬子年四月二十八日生

本月三十一年十一ヶ月

弟　□（人名）

安政三辰年五月十日生

本月二十七年十ヶ月

長女　□（人名）

明治九年五月十七日生

本月七年十ヶ月

右私義別紙医師診断書ノ通病発シ、長女セン生長致候迄家政活計難営ニ付、廃嫡シ依之親戚一同協議ノ上、私義隠居致シ、実弟真田安治郎ヲ以テ家督相続為致度奉存候間、御聞届ヶ被成降度、医師診断書相添親戚連署ヲ以テ此段奉願候也。

右願人

□（人名）㊞

親戚　□（人名）㊞

同断　□（人名）㊞

明治十七年二月六日

駿東郡長　窪　田　凸　殿

前書ノ通願出候間、此段上申仕候也。

戸長　湯川関太郎㊞

（朱書）「駿庶第七十五号

書面願ノ趣聞届候事。

明治十七年二月十四日

駿東郡長　窪　田　凸印」

（御宿区所蔵）

490　離縁復籍届

（一八九〇）明治23・9・15

離縁復籍御届

静岡県駿東郡小泉村富沢□番地

平民□（人名）妹

□（人名）

明治六年一月九日生

右ハ同県同郡同村富澤□番地平民□（人名）妻ニ差遣置候処、今度双方熟談ノ上離縁私妹ニ復籍仕候間、此段御届申候也。

右

明治弐拾三年九月拾五日

□（人名）

駿東郡小泉村長　菅沼佐太郎殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵「戸籍関係書類」）

491　縁組届

（一八九一）明治24・7・28

縁組御届

静岡県駿東郡小泉村富沢

□番地平民□（人名）弟

□（人名）

明治弐年八月弐十八日生

右ハ同県下同郡富岡村定輪寺□番地平民□（人名）長女□（人名）夫ニ差遣シ候間、送籍相成度、此段御届上申候也。

明治廿四年七月弐十八日

右□（人名）

駿東郡小泉村長　菅沼佐太郎殿

（富沢　渡辺武彦氏所蔵「戸籍関係書類」）

492　子守雇人之証および雇人規則

（一八九六）明治29・1・14

子守雇人ノ証

駿東郡泉村公文名

（人名）　弐女
（人名）

本年壱月拾四才

一金参円也　　但シ壱ヶ年給

右私シ弐女（人名）儀、本年壱月弐拾八日ヨリ同三十年壱月弐拾八日迄壱ヶ年間子守御便（ママ）被下、年給保証人立会正ニ落掌致候処実正也。仕着セノ儀ハ夏ハ木綿麻綾ノ単物壱枚、冬ハ前同様品袷壱枚御着セ可被候。旦勤中病気不埒差合等御座候ハ代人成返り金成共、貴殿ノ存意ニ随い其節御苦労御損毛相掛申間敷、為後日雇人ノ証如件

明治廿九年壱月十四日　駿東郡泉村公文名

本人（人名）
父（人名）㊞
同郡同村同所保証人（人名）㊞

同郡小泉村富澤
（人名）殿

雇人規則

第一条

一　朝夕銘々主人エ辞義ハ不及申、傍輩ノ者迄辞義可申候事。

第弐条

親戚重立候者客来ノ時ハ曩（さき）ニ会釈可致候事。

第三条

傍輩ニテ口喧嘩ハ決テ不相成、相互ニシンハウ可致候。万一真ニ堪兼候ハヽ主人エ可申出候事。

第四条

朝夕ホウカブリハ、居宅ハ決テ不相成候事。

第五条

一　馬士（人名）
一　同（人名）

第六条

一　歩行（人名）
一　同（人名）

一　同　（人名）

右ノ通リ確定仕候。

十八年二月十二日

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

493 **遺書草稿**　（一九〇〇）明治33・2

（表紙）

明治三十三年
遺書草稿
庚子二月時正　渡邊嘉六郎

予老年に及ぬれは、不時今ハ相成候も難計、其時の為遺書致置候也。天保七丙申年八月名主役、万延元庚申年三月退役、二十五年相勤申候。偖死後手軽に致、目覆壱人、棺式山門共壱人、外小道具壱人、〆三人位。決て花麗致間敷、乍去飲食は十分に取計可申候。墓所の義は、先葬の老母の上ニ埋へし。石碑其侭致置候ては如何。併瓶の義、先老母のかめ一寸改、水たまり有りても如何ニ付、いため可申候。たしか瓶も埋候時、いため可被下候。必右の通御取扱可申候。

（富沢　渡辺武彦氏所蔵）

(2)　人の一生

494 **勝俣藤雄誕生祝の覚**　（一九〇二）明治35

（表紙）

明治参拾五年
子々見祝儀貰請覚帳
勝俣藤雄

記

三月十七日
一糯米七升　伏見　相沢朝三郎
一小豆壱升　伏見　相沢朝三郎
一壱トツ身白絹綾織裏　伏見　相沢朝三郎
四月六日
一ジヲリ壱枚　村　高梨與五郎

一　四月六日　縮緬壱枚
一　ハウシャウ壱枚

記

一　四月十三日　金壱円
　　外ニ菓子一箱
一　金壱円
一　金拾銭
一　金五拾銭
一　金四銭
一　金五拾銭
一　金五拾銭
一　金二拾五銭
一　金五拾銭
一　金六拾銭
一　金六円
一　金五拾銭

松長　増山豊作
境川　柏木格太郎

一町田　鈴木宇市
村　中野里久三郎
村　高梨恒蔵
村　飯塚傳次郎
村　飯塚幸吉
村　飯塚源吉
村　飯塚徳三郎
村　遠藤多賀蔵
　　遠藤喜一郎
村　石川与祖次郎
堂庭　杉山善作
村　小佐野彦次郎

一　金参円
一　金参円
一　金一円
一　金四円
一　金二円
一　金一円
　　外ニ菓子一ツ
一　金参円
一　金参円
一　金二十銭
一　金五拾銭
〆金三拾弐円拾九銭

一　金五銭
一　金四銭
一　金五銭
一　金二十銭

村　勝俣邦俊
中丸　芹沢峯三郎
村　飯塚藤五郎
我入道　岩崎宗作
公文名　室伏幾太郎
中丸　芹沢多根
滝頭　市川久太郎
中丸　市川和雄
境川隠居　柏木甚蔵
道上　柏木大蔵

傳次郎小供
同小供モ
彦次郎小供
幹逸小供

一金二十銭　境川小供　一ウルチ白米二升
一金一円　三月三日魚代　一糯米一升
一金十銭　元次郎小供モ　一同壱升
一金十銭　和十郎小供モ　一同壱升
〆金一円七十四銭　一同壱升
（中略）　一同壱升
一糯米白米参升　村　高梨徳三郎　一同壱升
一糯米白米弐升　村　高梨恒蔵　一同壱升
一糯米参升　村　飯塚傳次郎　一同壱升
一小豆五合　村　飯塚傳次郎　一同弐升
一糯米参升　村　飯塚徳三郎　一粳白米一升
一ウルチ白米参升　村　石川与祖次郎　一同白米一升
一糯米参升　村　高梨与五郎　一同白米一升
一糯米五升　堂庭　杉山善作　一同白米一升
一糯米参斗　村　飯塚源次郎　一同一升
一ウルチ白米弐升　村　彦次郎　一同一升
一糯米三升　村　倉吉　一同一升
一ウルチ白米二升

村　伊太郎
村　滝仁三郎
飯塚幸吉
同　忠七
滝　清七
飯塚文吉
柏木伊三郎
飯塚宇市
飯塚傳蔵
飯塚惣吉
飯塚源作
同　政太郎
同　寅蔵
同　金太郎
同　常蔵
同　貞次郎
山田宇太郎

一同一升　　飯塚亀吉
一糯米五升　　中野里久三郎
一金一円　　境川村　柏木格太郎
一糯玄米三斗　　飯塚藤五郎
一糯米三斗　　勝俣治三郎
一粳玄米一俵　　新谷村　風間平造
一糯玄米三斗　　公文名　室伏幾太郎
一糯玄米二斗五升　　中丸　芹沢峯三郎
一糯玄米二斗五升　　滝頭　市川久太郎
〆玄米糯米参俵弐斗
〆白米糯壱俵弐斗四升
〆粳玄米一俵
　粳白米一斗七升
　小豆五合
四口〆糯粳六俵二斗一升
（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

495　勝俣藤雄雛祭り・五月節句祝・ほうそう見舞の覚

（一九〇二）明治35・3・3

（表紙）
明治参拾五年
雛祭リ祝儀貰請覚帳
旧参月参日　勝俣藤雄

記

一金五拾銭　　境川村　柏木格太朗
一金五拾銭　　村　中野里久三朗
一金五拾銭　　村　小佐野彦次郎
一雛衣装天神一ツ　　新谷村　風間平造
一衣装天神一ツ　　村　勝俣治三郎
一金拾銭　　村　飯塚亀吉
一金五銭　　村　飯塚寅蔵
一金拾銭　　村　飯塚忠七
一金弐拾銭　　村　飯塚徳三郎

一金拾銭　村　飯塚伊太郎
一金四銭　村　滝仁三郎
一金弐拾銭　村　飯塚源吉
一金五銭　村　柏木伊三郎
一金拾銭　村　飯塚宇市
一金弐拾五銭　村　石川与祖次郎
一金壱円　村　飯塚藤五郎
一金壱円　中丸　芹沢峯三郎
一金壱円　滝頭　市川久太郎
一金拾銭　村　遠藤多賀蔵
一金五拾銭　村　高梨与五郎
一金五銭　村　滝　清七
一金参銭　村　山田宇太郎
一金五銭　村　飯塚金太郎
一金弐拾銭　村　高梨徳三郎
一金五銭　村　飯塚源次郎
一金弐銭　村　飯塚常蔵

一金弐拾銭　村　遠藤喜市
一金五銭　村　飯塚貞次郎
一金参銭　村　飯塚政太郎
一金拾銭　村　高梨恒蔵
一金四銭　村　飯塚文造
一金拾銭　村　飯塚源作
一金五銭　村　飯塚惣吉
一金拾銭　村　高梨倉吉
一金壱円　中丸　市川和雄
一金壱円　公文名　室伏幾太郎
一金拾銭　村　飯塚傳蔵
〆金九円四拾六銭

明治卅五年新五月五日
節句ニ付祝儀貰請
一金壱円　五月四日　中丸　芹沢峯三郎
一金壱円　五月四日　滝頭　市川久太郎

五月四日
一金壱円五拾銭　村　勝俣邦俊
五月四日
一金参拾銭　松長　小佐野彦次郎
一金弐円　我入道　増山豊作
一ガスシトエ壱枚　堂庭　岩崎宗作
一ネルシトエ壱枚　市場　杉山善作
一ガスシトエ壱枚　新谷　金子伊太郎
一ネズ縮緬壱枚　村　風間平造
四月一日
一金一円　勝俣重枝エ勝俣邦俊ヨリ
雛代貰請ク

三月廿四日
一雛一組　田方郡中郷村新谷　風間平造殿ヨリ雛ヲ貰請ク

勝俣藤雄
ほうそ見舞

一うるち白米弐升　中野里久三郎
一小豆四合　同人
一うるち白米壱升五合　高梨恒蔵
一小豆参合　同人

一ほうそもち壱組　飯塚徳次郎
一ほうそもち壱組　高梨与五郎
一ほうそもち壱組　小佐野彦次郎
一ほうそもち壱組　飯塚伊太郎
一ほうそもち壱組　市川和雄
一ほうそもち壱組　市川久太郎
一ほうそもち壱組　風間平造
一ほうそもち壱組　境川　柏木格太郎
一うるち白米弐升　勝俣邦俊
一菓子拾銭　高梨倉吉
一ほうそもち壱組　室伏幾太郎
一菓子八銭　滝清七
一うるち壱升五合　飯塚藤五郎
一小豆参合

（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

496　勝俣藤雄三歳祝の覚

（一九〇五）明治38・1・15

（表紙）

明治参拾八年

明治参拾八年一月拾五日　勝俣藤雄三ツノ祝ニ付祝儀覚帳

一月拾五日　勝俣藤雄

明治参拾八年一月勝俣藤雄ノ三ツノ祝ニ付祝儀貰請

（親）新戚ヨリ

記

一金参円　卅七年拾二月拾二日　松長　増山豊作宅ヨリ藤雄ニ祝儀貰請

一金参円　拾二月廿六日　堂庭　杉山善作

一金弐円　拾二月廿九日　滝頭　市川久太郎

一金弐円　拾二月廿九日　村ノ　勝俣邦俊

一金五拾銭　拾二月卅日　村ノ　高梨與五郎

一金弐円　拾二月卅一日　中丸　芹沢峯三郎

一金壱円五拾銭　拾二月卅一日　村ノ　飯塚藤五郎

一金拾銭　一月拾五日　村　飯塚惣吉

一金五拾銭　一月十五日　村ノ　中野里久三郎

一金五拾銭　一月十五日　村ノ　飯塚徳三郎

一金拾銭　一月十五日　村ノ　飯塚伊太郎

一金拾銭　一月十六日　村ノ　同　金太郎

一金拾銭　一月十六日　村ノ　滝　清七

一金拾銭　一月十七日　村ノ　飯塚忠七

一金弐拾銭　一月十七日　村ノ　高梨徳三郎

一金四銭　一月十七日　村ノ　飯塚文造

一金弐銭　一月十七日　村ノ　飯塚常蔵

一金五銭　一月十七日　村ノ　飯塚貞次郎

一金拾銭　一月十七日　村ノ　遠藤多賀蔵

一金五銭　一月十八日　村ノ　杉山傳吉

一金拾銭　一月十八日　村ノ　飯塚源次郎

一金拾銭　一月十八日　村ノ　同　宇市

一金五銭　一月十八日　村ノ　滝　仁三郎
一金拾銭　一月廿日　村ノ　柏木伊三郎
一金五銭　一月廿二日　村ノ　飯塚幸吉
一金五銭　一月廿二日　村ノ　山田宇太郎
一金拾五銭　一月廿三日　村ノ　飯塚傳蔵
一金拾銭　一月廿日　村　源作
一金三円　四月五日　我入道　岩崎宗作
外ニ風呂敷一筋
一金三円　四月八日　中丸　市川和雄
外ニ風呂敷一筋
一七子三ツ身一枚　平造
一八丈三ツ身一枚　新宅
〃十三円六十六銭　和枝
一金拾九円六拾六銭　勝俣藤雄有金
明治三十八年一月十五日
勝俣藤雄三ツ祝ニ付祝儀貰受ケ
一金拾九円六十六銭
内金三円預金
差引金拾六円六十六銭
〃拾九円六十六銭
十二月廿一日
一金壱円　一丁田　鈴木宇一郎
（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

497　勝俣藤雄七歳祝の覚　（一九〇九）明治42・1・26

（表紙）
明治四拾弐年
壱月
明治四拾弐年壱日　七ツノ祝ニ付祝儀覚帳
弐拾六
己壱月弐拾六日　勝俣藤雄

明治四拾弐年壱月弐拾六日ヨリ勝俣藤雄七ツノ祝ニ付新(親)戚ヨリ祝儀覚記ス

記

一　壱月七日　金拾円　外ニ菓子壱箱藤雄しげゑ弐人トモ　楊原村我入道　岩崎宗作
一　壱月廿二日　金参円　外ニ菓子壱箱　松長　増山豊作
一　壱月廿四日　金三円　中丸　市川和雄
一　壱月廿六日　金五円　滝頭　市川久太郎
一　壱月廿六日　金三円　外ニ砂糖一斤　公文名　室伏幾太郎
一　壱月廿六日　金壱円　外ニ手拭弐筋　公文名　室伏源六
一　壱月廿六日　金参円　外ニ菓子一箱　堂庭　杉山善作
一　壱月廿六日　金壱円　外ニ菓子一箱　中丸　芹沢多根
一　壱月廿六日　金壱円　外ニ風呂敷　中丸　同　清根

一　壱月廿六日　金五円　小山　天野佐吉
一　壱月廿六日　反物一反　御殿場下宿　天野惣三郎
一　壱月廿六日　金五拾銭　公文名　室伏与三郎
一　壱月廿六日　金弐拾銭　外ニ風呂敷　内屋敷　柏木魁太郎
一　壱月廿六日　金四円　村　勝俣邦俊
一　同月同日　金壱円　村　同人・しげゑ分
一　同月同日　金三円　村　飯塚林太郎
一　壱月廿六日　金三拾銭　富沢　渡辺真吾
一　壱月廿六日　金五拾銭　道上　柏木慎次郎
一　壱月廿六日　金五円　茶畑　同　格太郎
一　壱月廿六日　金五拾銭　境川　隠居
一　壱月廿五日　金五拾銭　外ニ砂糖　外ニ手拭一筋　佐野　三好元精
一　一月廿六日　金五拾銭　外ニ菓子一箱　佐野　大出俊作
〆　金五拾一円

明治四拾弐年壱月廿六日七ツノ祝ニ付買物

一　金壱円拾五銭　壱月拾九日　車分一貫め
一　金五拾四銭　同月同日　印ノ舞
一　金拾銭　同月同日　千兵代
一　金三銭五厘　同月同日　割はし
一　金拾六銭　同月同日　椎たけ
一　金拾五銭　同月同日　小椎たけ
一　金五銭　同月同日　切いか
一　金拾四銭五厘　角天八本
一　金三拾一銭　同月同日　上中白二斤
一　金五拾四銭　同月同日　白あん六本
一　金九銭五厘　同月同日　伊豆のり
一　あじ　壱月廿五日　三拾五
一　さば　拾弐
一　鳥がい　一箱
一　むきみ　一箱
一　小だい　弐十
一　金廿銭　一月廿五日　をりばこ拾　壱ニ付二拾銭

宛

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

498　**慈眼院本光源隆居士忌中見舞の覚**　（一九一六）**大正5・8・23**

（表紙）

大正五年
慈眼院本光源隆居士
八月弐拾三日亡ス

慈眼院本光源隆居士八月弐拾六日忌中見舞

一　白米参升　村　石川与祖次郎
一　糯米参升　村　高梨与五郎
　　外ニ小豆壱升
一　糯米壱組　公文名　室伏正吉
一　糯米弐升　村　高梨恒吉

一糯米参升
外ニ小豆壱升
一町田
鈴木宇市

一糯米四升
外ニ小豆壱升
我入道
岩崎宗作

一糯米参升
外ニ小豆壱升
滝頭
市川久太郎

一糯米参升
外ニ小豆壱升
中丸
芹沢峯三郎

一金壱円
中郷村新谷
風間平造

一糯米参升
外ニ小豆壱升
村
勝俣邦俊

一金壱円
外ニ箱菓子壱箱
松長
増山豊作

一糯米参升
北上村佐野
三ツ石榮左衛門

一糯米参升
外ニ小豆壱升
村
中野里久三郎

一糯米参升
村
飯塚藤五郎

一粳米弐升
村
遠藤八太郎

一糯米弐升
村
小佐野彦次郎

一糯米弐升
村
高梨茂三郎

一粳米弐升
村
高梨倉吉

一粳米弐升
村
飯塚惣吉

一粳米参升
村
飯塚徳三郎

一糯米弐升
村
飯塚伊太郎

一糯米五升
外ニ小豆壱升
境川
柏木格太郎

白米参升
壱間

糯米参斗六升
拾三間

粳米九升
四間

小豆七升
七間

一金弐円
弐間

糯米壱組
壱間

一糯米三升
多呂
中野里庄太郎

外ニ小豆壱升

拾二月廿六日
外ニ死ニ見ニ
白木三升　栄右衛門（サノ）へ遣ス

大正五年九月拾一日
忌中払浜下リ節入費
一金四拾四銭　蓮根四本
一金三拾三銭　上晒あん三本
一金拾銭　寒切ふ代
一金弐拾銭　切スルメ代
一金七拾銭　中白六百目
一金五拾銭　寒天弐拾本
一金弐拾七銭　青板半たば
一金拾一銭　氷こん一わ
一金壱円八拾五銭　茶漬茶碗七拾、壱人前拾宛七人分
茶漬茶碗拾代金二拾六銭四厘ニ当ル
一金一円九十五銭　茶呑茶碗拾五本
壱人分拾宛壱人分拾五銭宛ニ当ル
一金四円五拾一銭　大正五年九月拾八日ニ東京亭ニテ
食料
一金五拾銭　沼津千本東京亭ニテ茶代
一金壱円廿五銭　庸銭
一金　沼津千本浜ニテ浜下ニ付テ菓子代
一金弐円　沼津ヨリ佐野迄ヲ回数乗車券
一金五拾四銭　茶附茶椀二人前、一人前拾ヅヽ
一金参拾銭　梨一貫目廿四
一金八拾銭　吸物魚代
一金五拾銭　三盆白一斤
一金拾壱銭　こんにゃく弐本
一金拾七銭五厘　豆腐三丁半
一金四拾九銭　炭一俵
一金弐銭　をかい弐本
一金五拾銭　東京亭へ茶代

一金弐拾銭　東京亭ノ女中へ
一金弐拾銭　三島ヨリ伏見迄車代
一金六銭　伏見停留場ヨリ沼津郡役所前迄電車代
一金拾五銭　氷水代四人分
〃金拾八円七拾五銭五厘
一金拾五銭　不二見千茶拾代
二口〃右計金拾八円九拾銭五厘
忌中払ノ掛リ
金拾八円九拾銭五厘
香料金弐円五銭
差引残金拾六円八拾五銭五厘
内ノ金ヲ使払可シ
（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

499　**紹光院興室貞栄大姉二五回忌・孝順院玉芳重艶禅童女七回忌の覚**　大正15（一九二六）・2・22

（表紙）
紹光院興室貞榮大姉　弐拾五回忌
孝順院玉芳重艶禅童女　七回忌
大正拾五年弐月弐拾弐日　勝俣為治郎

紹光院興室貞榮大姉　弐拾五回忌
孝順院玉芳重艶禅童女　七回忌

一金弐円　菓子一箱　増山琢磨
一金三円　杉山久雄
一金壱円　外菓子一折　岩崎竹次郎
一金二円　線香一箱　勝俣正一
一金壱円　外ニ菓子一袋　鈴木宇二郎

一金参円	室伏正吉
一金弐円	室伏幾太郎
一金二円 外ニ砂糖一斤	市川　直
一金一円	柏木正枝
一金一円 外ニ砂糖一斤	柏木慎次郎
一金一円	芹沢　博
一金壱円	芹沢清根
一金壱円	芹沢　律
一金壱円	天野佐吉
一金弐円	大木茂三郎
一金二円	風間平造
一金壱円	風間和久
一金弐円	勝俣英逸
一金壱円	勝俣義夫
一金五拾銭	高梨与五郎
	飯塚藤五郎
一金壱円	室伏与三郎
一金壱円 外ニ砂糖一斤	大庭政五郎
一金三円	勝俣甲子夫
〆三十五円五十銭	

（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

500　**勝俣藤雄祝言祝の覚**　（一九二六）**大正15・3・13**

（表紙）

大　正　拾　五　年

大正拾五年参　月
拾参日勝俣富士雄祝言ニ付祝儀覚帳

新参月拾参日
旧壱月弐拾九日　勝俣富士雄

記

一金六円九拾銭　三十七　鳥四わ壱貫八百九拾目

金　トリ二わ一貫百目

一金六円参拾銭　障子紙　一金二円二拾銭　テウチン四ツ代
一金壱円参拾銭　三島へ荷ヲ取リニ行クニ付　一金四拾九銭　紙代
一金壱円五拾銭　昼食代　一金七拾銭　さらし一反代
一金八円五拾銭　玉子代　一金一円　足袋代
一金拾七円五拾九銭　シイタケ代　一金九拾銭　テフキ掛ケ外三品
一金拾壱円六拾銭　玉子代　一金一円五拾四銭　半紙二拾帖水引
一金壱円八拾銭　玉子代　一　祝儀袋
一金壱円二拾五銭　しきしま拾　一金五円　外ニ出ス
一金七拾二銭　ざる三ツ代　一金三円　下女下男へ
一金三円　さつき大玉壱ツ　一金五円　料理人へ御祝儀
一金一円　シイタケ代　一金二拾円　小学校教員へ菓子代拾一人分
一金八円卅銭　豆腐代　一金二円　外ニ諸品
一金　テアライバチ　一金三円　車夫へ祝儀
一金二拾六銭　テフキ掛ケ　一金三円五拾銭　諸品代
一金七拾八円　ヒバシ代　一金　三ツ目ニ付祝儀
一金　村方引物ヲジュウ（重）六拾人前　一金一円　他青年へ出ス
　　親類客へ引物赤ノ水サシ

一金一円　出ス
金百卅五円　カツシシ代
一金百円　借入
外ニ二百円納金ニ出ス

目録

一簞笥　弐荷
一長持　壱荷
一釣台　壱荷
一挟箱　壱荷
一縫機　壱荷
以上

右の通り幾久
敷愛てたく
御受納被成下
度候也。

風間平造

勝俣為治郎殿

大正十五年三月十三日

目録

一御反物　二
一寿留女　一
一子生婦　一
一志良賀　一
一寿恵広　一
一鮮魚　一
一家内喜多留　一
以上

右幾久敷愛て
たく御受納被
成下度候也。

大正十五年三月十三日

風間平造

勝俣為治郎殿

三月拾三日　親類ノ祝儀

一金五円　松長　増山琢磨
外ニセンス二本

一金拾円　堂庭　杉山久雄
一金五円　村　勝俣英逸
一金三円　村　勝俣義雄
一金二円　沼津市追手町　勝俣正一
一金五円　村　勝俣甲子夫
一金五円　裾野駅前　天野佐吉
一金五円　横濵　渡辺八郎
一金五円　新谷　風間和久
一金三円　中村　大木禎作
一金五円　公文名　室伏正吉
一金五円　同　幾太郎

一金五円　我入道　岩崎竹次郎
外砂糖
一金弐円　中丸　芹沢律
一金五円　内浦村長濵　大川準ノ助
松魚節（拾本）　金岡村沢田　江藤啓太郎
一金二円　茶畑　市川久太郎
一金三円　茶畑　芹沢博
一金五円　市川直
御かたみ　市川直

三月拾四日泉村有志

一金五円　境川　柏木甚三
一金弐円　道上　柏木慎次郎
一金壱円　茶畑　清水藤吉
一金壱円　茶畑　山本俊雄
一金壱円　茶畑　清水勘右門
一金壱円　茶畑　勝又良一
一金壱円　茶畑　市川虎三

一金弐円　茶畑　芹沢鐵太郎
一金弐円　茶畑　芹沢清根
一金弐円　裾野駅前　川村宇太郎
　末広二本
一金弐円　裾野駅前　大出俊作
一金弐円　小泉村二本松　湯山辨作
一金壱円　小泉村佐野　大庭政五郎

学校教員

松魚節大箱一ツ
（教員）㋮横山恭仁夫
（教員）㋮服部英隣
（教員）㋮芹沢幸根
（教員）㋮秋津直一

公文名　室伏与三郎

一金弐円

役場委員

一金参円（役）　○飯塚林太郎

一金壱円　芹沢倉次郎
一金壱円　勝又嘉重

（役）○芹沢（五郎）
（役）○室伏正隆
（役）○市野　昇
（役）○室伏次男
（役）○芹沢芳雄

泉村
巡査部長　杉浦
泉村巡査　岡本

山本太吉

一金弐円

金壱円
外御砂糖
〆百九円
（後略）

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

第五節　〈教育〉による「国民」の再編成

(1)　小学校教育の再編と拡充

501　赤痢流行につき休校

（一八九七）明治30・8・10

富岡村
須山村組合村立嶽南尋常小学校
同　下和田尋常小学校
同　須山尋常小学校

右三校共伝染病流行ニ付小学校令第拾四条末項ニヨリ、向二週間休校為致候ニ付生徒父兄ェ無洩御示達相成度此段相達候也。

明治三十年八月十日

富岡村
須山村　組合村助役　中川庄平印

千福常設委員
横山源次郎殿

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

502　御真影ならびに勅語設置場所

（一九〇一）明治34・4・30

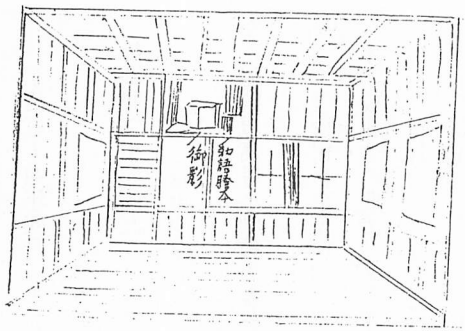

奉置所内面ノ圖

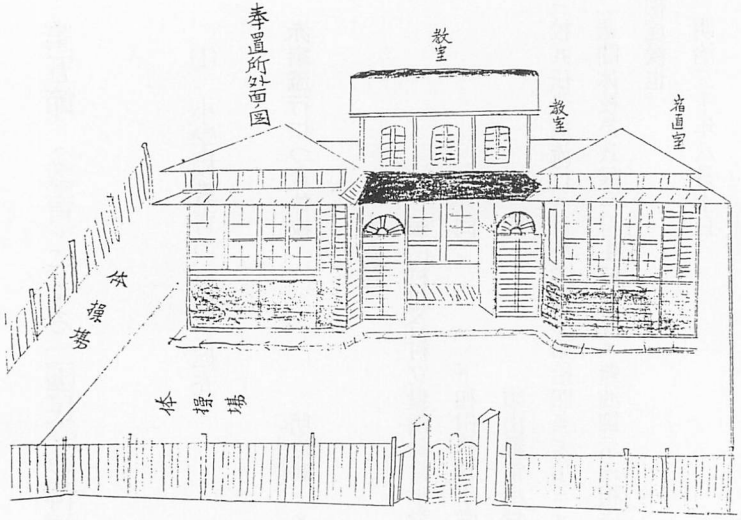

学第三七号

明治三十四年一月廿四日訓令甲第二号ニヨリ御影並勅語謄本奉置所別紙絵図面ノ通リニ御座候。此段開申候也。

明治三十四年四月三十日

駿東郡須山村長　勝田房平

静岡県知事　志波三九郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

503　佐野原高等小学校の事務引継内容　明治35（一九〇二）

学校組合事務ニ関スル件

一本学校組合ハ明治二十五年泉村ト組合ヲ設ケシ以来、校舎移転其他云々等前任者ヨリ引継キアリタリ。而シテ未ダ組合内ノ平穏ニ帰セサル折柄、生徒ハ追々増加シ教室ヲ建設スルニ非サレハ、児童不幸此上モナキ場合ニ立至リ、依テ組合会ニ事情ヲ陳述シ賛助ヲ得テ明治三十一年度末ニ於テ五間ニ六間ノ教室壱棟ヲ増築セリ。然レドモ猶入学スル児童年一年ヨリ多ク、本年度

ニ至リテハ生徒ヲ容ルヽノ余地ナク、猶又五間ニ五間ノ副築ヲ為スニ至レリ。又学級ヲモ八学級ニ変更致シ候。

一当組合学校有財産ハ更ニ金員無之、校地及建物其他ノ財産ハ別紙台帳ニ詳記シ有之候。

一生徒授業料ハ、明治三十参年勅令第三百四十四号改正小学校令ニヨリ、明治三十四年度ヨリ三ケ年間生徒一人ニ付一ケ月金拾銭ヲ徴収スル事ニ認可ヲ得、其徴収方ハ期日ヲ定メ毎月収役ヲ出校トサシメ徴収シ来リ候。

一教員中精勤ニシテ特ニ職務勉励ノ者ニハ、年末ニ於テ県知事ニ具申シ手当金ヲ贈与シ来リ候。

一明治三十三年小学校令発布セラレテヨリ教員ノ勤怠其他ヲ監視セシムル為メ、公民中ヨリ出ツル学務委員ヲ毎月壱人壱回宛各番ニ出校セシムル見込ニ有之候。

一明治十九年四月公証三好季次及日吉又四郎ヨリ佐野村外十二ケ村宛地所売渡シノ証弐通引渡シ申候。

一佐野高等小学校家屋貸供料ノ義ハ壱ケ年金拾円五拾銭宛、明治参拾弐年ヨリ同三拾四年迄三ケ年、杉山角平外壱名ノ代理トシテ組合長ヘ請求致シ来リ候。尤モ参拾壱年度分ハ請求不仕候。

（後略）

（石脇　大庭力氏所蔵「事務引継演説并目録書」）

504　小泉尋常小学校の設立　（一九〇七）明治40・4・30

諮第壱号

尋常小学校位置選定ノ件

本村ハ明治二十三年勅令第三百四十四号小学校令第七条ニ依リ、明治三十八年泉村ト学校組合ヲ設ケタルモ校舎ノ設備不完全ナルヲ以テ移転改築ヲ要スルモノトス。然ルニ其位置ニ就キ両村ノ協議整ハザルヲ以テ本村ハ同令第六条ニ依リ、尋常小学校ヲ設備スルノ見込ミニヨリ其位置ヲ左ノ場所ノ内ニ選定セントス。

小泉村佐野字下追分千四拾六番

一畑反別弐反七畝弐歩

同　村佐野字二本松千四拾九番
同　千五拾番

右諮問ス

明治四十年四月三十日　小泉村長　飯田友吉

決議

理由

佐野原尋常高等小学校ハ明治三十八年四月一日小泉村ト泉村トノ学校組合ヲ設ケタルトモ、校舎狭隘ニシテ児童ヲ収容スルニ足ラス。且ツ廃頽甚タシキヲ以テ改築ヲ要スルニ付、寧ロ適当ノ位置ニ移転スベシトハ両村ノ異議ナキ所ナレトモ、其位置ニ対シ両村所見ヲ異ニシ到底協合ノ見込立タサルモノト認メ、本村ハ独立シテ一校ヲ設備セザルヲ得サルモノト信シ茲ニ本案ヲ提出スル所以ナリトス。

（裾野市役所所蔵「駿東郡小泉村会決議書」）

505　泉村立小学校創立記念林の造営　明治41（一九〇八）・3・24

議第七号

学校紀(記)念林造営ニ関スル件

学校紀(記)念林造営ニ関スル件

学校其本金ニ充ツルノ目的ヲ以テ左ノ各項ニ遵ヒ本村ニ於テ学校紀(記)念林ヲ造営スルモノトス。

一　本村大字茶畑持通称東山入会山地ニ於テ約参拾町ノ学校記念林ヲ造営スル事。

二　造林地ハ平松麦塚公文名久根ノ四ケ大字ハ各五町歩内外、茶畑大字ハ拾町歩内外トシ、各大字実地ニ就キ調査シ適当ノ箇所ヲ選定シ字番反別等ヲ村長ニ届出ベシ。

三　造林スル五ケ大字ハ土地使用料トシテ壱反歩ニ付壱ケ年金弐銭ヲ所有者茶畑ニ支払フ事。

四　造林事業ハ村長監督ノ下ニ各大字ニ之ヲ委託ス。

但、造林ハ杉檜ノ二種ニ限ル。

五　造林地ハ二十五ケ年乃至三十ケ年ノ後ニ於テ其立木

ヲ第一期ノ売却ヲナシ、其売却代金十分ノ三ヲ其大字造林奨励費ニ交付シ、十分ノ七ヲ教育基本金ニ充ツ。

但、立木売却跡地ハ前各項ニ遵ヒ直チニ植継グ事。

明治四拾壱年参月弐拾四日提出

同　年　同　月　同　日決議

泉村会議長

泉村長　勝俣邦俊

同村会議員　服部大誧

（ほか一〇名）

理　由

明治四拾壱年度ニ於テ泉村ハ小泉村トノ学校組合ヲ解キ単独ニ経営ヲ為サヾル可ラズ。一ハ以テ泉村立小学校創立ノ紀念トナシ、一ハ以テ学校将来ノ基金ヲ豊富ナラシメントス。是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

（裾野市役所所蔵「村会決議書」）

506　就学児童調査の差異について注意　（一九〇四）明治37・10・31

甲学第九三八号

従来町村長ヨリ報告ノ学齢児童調査甲号表及小学校長ヨリ報告ノ小学校児童調査年表ニ依レハ、学齢簿面ニ在ル就学者数ト小学校ニ在学セル児童数トノ間ニ著シキ差異ヲ見ルコト有之候処、右ハ主トシテ左記ノ事情アルニ因ル義ト認メラレ今後一層調査ヲ正確ニシ就学事務ノ整理ヲ期スヘキ旨其筋ヨリ申越ノ義有之候条、今後充分御注意調査ヲ正確ニセラレ度此段及通牒候也。

明治三十七年十月三十一日

第三課長駿東郡視学　松平勝種㊞

須山村長　渡辺春吉殿

記

一　学齢簿ノ加除ヲ往々成規ノ通リ取扱ハザルモノアル事。

二　学齢簿面ニハ就学トシテ取扱ヒ、事実ハ未タ学校ニ

出席セサル児童アルコト。

三　一旦就学セルモ学年間一日モ出席セザル児童ヲ尚学齢簿面ニ就学トシテ存スルモノアル事。

四　三月ニ卒業セシ児童ヲ学齢簿面ニ卒業者トセス、尚現就学者トシテ取扱フ者アルコト。

五　小学校児童年表中、三月一日現在児童数ノ調査ガ同表様式備考第三号ノ調査方法ニ違フモノアルコト、例之三月一日ニハ出席セザルモ、其学年内ニ一日以上出席セシ者ヲ除キシモノアルコト、又ハ三月一日ニ在籍スルモ其学年内一日モ出席セサル者ヲ其儘加ヘアルモノアル事。

（裾野市役所須山支所所蔵「学事関係書類」）

507　学齢児童の就学猶予免除について　（一九一一）明治44・2・24

（朱筆）「甲学第二三五号」

学齢児童就学猶予ノ件ニ関シ別紙認可稟申ノ処、貴村学齢児童中此ノ以外就学ヲ猶予、若ハ免除ヲ要スルモノ更ニ無之候哉、一応承知致置度尚ホ又御申出ノ四名ハ何レモ年長児童ニシテ家計モ亦裕ナラズ就学上困難ノ事トハ存候ヘ共、中ニハ多少ノ財産ヲ有スルモノモ有之、コレト同程度ノ家庭ニ於テ男児ハ就学致シ居ル場合女子ナリトテ就学ヲ猶予スルハ義務教育ノ本旨ニ副ハサルコトヽモ被存候条、学齢ニ達スル迄ハ三十五年十二月県訓令甲第三十号年長児童特別教授ニ関スル要項ニ拠リ取扱フカ、或ハ其ノ他ノ適法ヲ講シ何トカシテ就学セシムル様致度ニ付御再考相成度依命書面返戻此段及照会候也。

明治四十四年二月二十四日

駿東郡第三課長印

須山村長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

508　教師より父兄への要望　（一八九八）明治31・10・14

本日御村民の御集会有之候趣きを以て態々御使を蒙り、御手数の段謝し奉り候。就ては即時参上の心得の処、生

憎両三日来脳病の気味にて薬用致し居り候次第、且つ又北堀氏にも風邪に有之出張致し兼ね候間左の件々取敢つの御説示下され度此段申進め候也。

一近時生徒の出席多分に遅れ勝ちにて授業上不都合に候間、成るべく遅刻欠席無之様御談し下され度候。

一学校にて授業候模様は時て父兄に於ても御問試み下され度候。

一作法の義は父兄に於ても相当に御答礼下され度候。之れ礼法の奨励に有之候。

一家庭と教師とは常々相談教養致度に付、時々刻々父兄にも学校を問れ度、然る上は教授上至極好都合に有之候。

一外には父兄諸君の御注文も多々可有之に付、御聞取御報に相成度御手数様ながら御願申上候。

先は右迄申進め候也。

十月十四日　　奥原良吉

横山源治郎殿

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

509　正副組長設置規定　（一九〇六）明治39・9・25

明治三十九年九月廿五日、各字ニ組長副組長ヲ置キ、参校及帰宅ノ途中監督ノ任ニ当ラシム。其組織及心得左ノ如シ。

一　小泉村ヲ分チテ七組トス

一ノ組佐野　但、学校ヲ中心トシ上下二組ニ分ツ

二ノ組石脇　三ノ組富沢　四ノ組二ツ屋

五ノ組堰原　六ノ組水窪　七ノ組伊豆島田

二　泉村ヲ分ツテ五組トス

一ノ組茶畑　但、坂台、坂下ノ両部ニ分ツ

二ノ組公文名　三ノ組久根　四ノ組麦塚

五ノ組平松

途中心得

一　組長副組長はまじめに、しつかり自分の職務をつく

すべきは云ふまでもないが、少しでもおごりたかぶるよーなことがあつてはなりません。

一　学友は何事にもすなほにして、組長や副組長のいひつけを守らねばなりません。

一　途中にて荷車、馬車などにあつた時は気をつけるです。とりわけ鉄道線路の踏切や橋の上をとほる時は、よく気を付けねばなりません。

一　何かつがうがあつて列を離れようとする時は、ことはりなしではいけません。

一　組をはなれる時は相互に敬礼をしなければなりません。

（裾野市立西小学校所蔵「小泉尋常小学校沿革誌二」）

組長規定

第一条　児童ノ自治心ヲ養成シ、兼テ訓練上ノ一助トシテ各大字ニ組長正副二名ヲ置ク。

第二条　正副組長ノ任期ハ一ヶ年トシ、学校長之ヲ命ス。

其様式左ノ如シ。

第学年
誰
何字組長（副組長）
ヲ命ス
年月日
校名

第三条　正副組長ハ六学年ヨリ任命スルヲ常例トス。

第四条　組長ノ心得ベキ要務左ノ如シ。

一　時間ニ遅刻ナキヤウ注意スルコト。

二　欠席児童ニ注意ヲ与フルコト

三　往返ノ途中、不都合ナキヤウ注意スルコト。

四　学校ノ命令、若クハ訓諭ニ違フモノニ注意ヲ与フルコト。

五　児童ニ善行、若クハ不良ノ者アルトキハ申出ツルコト。

六　毎朝其字ノ出席ヲ整理シ、担任職員ノ検閲ヲ受ク

ルコト。

七　毎月末其字ノ出欠調査ヲナシテ、担任職員ノ検閲ヲ受クルコト。

（裾野市立西小学校所蔵「小泉尋常小学校　校規」）

510　家庭通告表

（一九〇六）明治39

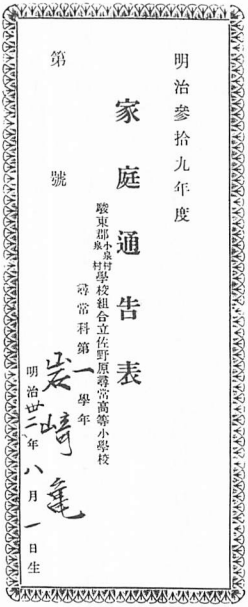

次ぎの項目は学校に於て児童の訓練上特に注意しつゝある所なれば家庭におかれても殊に其の御心得ありたし。

一　父母教師其の他目上の人の命令訓誨等によく服従し、速かに行ふへきこと。

一　規則命令及び約束などは之を守り服従すべきこと。

一　父母教師及目上の人には勿論、兄弟姉妹朋友の間などは礼儀作法を行ふへきこと。

一　言葉には相当の敬語を用ふること。

一　自分の力相当に学校の仕事と家事の手伝とをなし、よくつとむること。

一　欠席遅刻早引欠課をせぬこと。

一　衣、食、学校用具は質素を旨とすへきこと。

一　小遣銭、便賃及自分の働いて得たる金銭は之を貯ふへきこと。

一　貯畜は之を奨励して児童をしてよく集め、よく散するの美徳を養ふこと。

（各自不慮の災難に備ふるの外、人の為め世の為め公共の為め適当に消費すること。）

一　児童相当に自身になし得へきことは、つとめて人手を借りぬやう独立の気象の自治の習慣を養ふこと。

一　尚進みて自ら善と信することは躊躇なく之を行ひ、不善と知らは直ちに之を改むること。

一公共の物件場所には特に注意すへきこと。
一服装は質素になすは勿論、運動に都合よくすべきこと。
一帯は必ず後にしむること、其他羽織の紐帽子の被り方に注意すること。
一いくら寒くとも襟巻手袋等は務めて見合すこと。
但し病気若しくは体質等によりては此限りにあらす。
一日々手拭は携帯すること。
一児童日々の登校は始業の凡十五分前か二十分前を適度とす。
一始業時間限は五月より十月迄は午前八時、其他は午前九時なり。
一児童の監督者は屢々参校ありて其実況を観察せられたきこと。
一幼年生に過度の復習は害あれとも学年の進むに従ひて一時間位、高等科には二時間位に於て復習を兼ねて下しらべを為さしめたし。
一図書習字等の成績物、自己の工夫によりてなりたるものは時々検閲して奨励ありたり。
一左記物品は平日学校に備へ置くことを許す。
一硯箱及其附属品　一　草紙　一　石盤
一算盤　一　雑巾(長八寸巾六寸)
一尋常四年以上の女子は裁縫用具(之は学校の定むる寸法)　一　上草履

(佐野　岩崎達生氏所蔵)

511　児童成績物の回覧　年月日不詳

成績品回覧規程

一　家庭ノ回覧ニ付スベキ成績物ハ綴方、図画、書方、手工トス。但、手工ハ時宜ニヨリ省クコトアルベシ。
二　回覧物ハ全級児童ノモノヲ一綴トシ(各科毎ニ)、第一学期末第二学期ニ取纏メ、第二学期中及第三学期中ニ回覧セシムベシ。
三　回覧成績物綴ハ左ノ如ク表記シ、別ニ家庭ノ一覧済検印欄及批評欄ヲ設ケ、学級備付風呂敷ニ包ミ、一家

庭ニ留ムベキ日限ヲ定メ輪次ニ児童ニ持参セシムベシ。

明治何年度何学期末
尋常科第学年　何科成績物
小泉尋常小学校

児童成績物廻覧要項

一　成績物は左の大字順に綴ってあります。
佐野一の組　佐野二の組　佐野三の組　石脇
富沢　二ツ屋堰原　伊豆島田

二　成績物は児童一人一日留めとし、順次お廻し下さい。

三　成績物へ御覧済みの印を願ひます。

四　御注意のことや御批評は沢山批評欄へ御記載を願ひます。

明治四十三年十二月

批評欄

（裾野市立西小学校所蔵「小泉尋常小学校校規」）

512　学芸会開催の通知

（一九一七）大正6・10・2

拝啓益御清栄奉賀候。扨て来る四日木曜日（雨天順延）午前九時より十二時迄本校に於て学芸会開催仕り候。従来本校に於て分校合同の全校各学年に渡りての学芸会を致したること無之ゆへ共新校舎増設にも相成候間、此際開催仕候。孰ては児童平素の学業の成果を御覧被下且つは今後指導教養上の御意見等御漏しの栄を得たく父兄、母、姉どなた様にても御一名御来校被下度此段御案内申上候。

以上

十月二日　嶽南尋常小学校

岩瀬重吉殿

（御宿区所蔵「諸綴込帳」）

513　秋期陸上運動会挙行の通知

（一九一八）大正7・10・3

秋冷の候、益々御清穆賀上候。来る十月六日午前九時より本校々庭に於て秋期陸上運動会挙行仕るべく候に付、

御来観の栄を得度此段御案内申上候。　敬具
追々雨天の際は順延に相成可申候。
尚甚だ失礼には候へ共、当日は御粗末なる昼食差上可申候。
大正七年十月三日
嶽南尋常小学校長　増田隆一
湯山半七郎殿
（御宿　湯山芳健氏所蔵）

514　**郷社・村社の祭典日を学校休業日とすること**　（一九一〇）**明治43・9・26**

甲学第一三〇三号
学校所在地ノ官国幣社県社及特ニ由緒アル郷社村社ノ祭日ハ一日間学校休業日トナシ、若シ年内ヲ通シテ祭典休業日二日以上ニ及フトキハ日数ト事由トヲ具シテ管理者ニ於テ県知事ノ許可ヲ受クヘキ件、三十四年一月県令第五号「小学校ノ教科及編制ニ関スル細則」第四条ヲ以テ規定相成居候処、前記一日間休業ノ場合ニ於ケル管理者ヨリ県知事宛届出並二日以上ニ及フ場合ニ於ケル同稟甲手続未済ノ向ハ此際、時ヲ移サズ御処理相成度本件及左記追書該当事項無之町村ハ其向御報相成度此段及通牒候也。
明治四十三年九月二十六日　駿東郡第三課長印
須山村長殿
追テ従来旧暦日ニ依リテ届出又ハ許可相成居候分ハ旧暦廃止ノ結果、自然日取ヲ変更スル場合可有之モ右ハ単ニ変更ノ時日県知事ニ御報告可然此段申添候。
（朱筆）「学第五六号」
本月二十六日付甲学第一三〇三号ヲ以テ御通牒ニ相成候祭日ニ対スル休日ノ件、右ハ該当事項無之ニ付此段及御回報候也。
明治四十三年九月二十九日
須山村長

駿東郡第三課長殿

（朱書）「甲学第一、三三六号」

貴村小学校ニハ祭典休業日無之旨、本月二十九日付学第五六号御申越ノ処、貴村郷村社祭典ニ学校限リ毎年休業スル様ノ儀無之哉、由緒アル郷村社ノ祭典一日間ハ敬神ノ意ヲ表セムカ為ニ休業差支無之候次第ニ付、若シ祭典休業日ヲ定ムル必要モ有之候ハヽ、此際神社名社格祭典休業日（大陽歴（ママ）ニ依リ而シテ年々異動ス可ラズ、即チ一定ノ休業日トスルコト）ヲ具シテ御届出相成度書面留置此段及照会候也。

明治四十三年九月三十日

駿東郡第三課長印

須山村長殿

学第五七号

郷社浅間神社祭典ニ付学校休業届

駿東郡須山村

村立須山尋常小学校

右学校毎年四月拾七日郷社浅間神社祭典ノ為メ、一日間休業致シ候間此段及御届候也。

明治四十三年十月四日

右管理者

駿東郡須山村長　土屋和作

静岡県知事　石原健三殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

515　女児の髪飾りの廃止

（朱筆）「学第六四号」

近頃小学校女児、又ハ幼稚園幼児中、リボン又ハ花簪等ノ髪飾ヲ施シ登校スルモノ往々有之、右ハ華奢ノ風ヲ馴致シ延キテハ多少家庭ノ経済上ニモ影響ヲ及ボシ、従テ一般児童ノ就学ヲ困難ナラシムルノ憂モ可有之、目下一層児童ノ就学ヲ督励スルト同時ニ出来得ルタケ学資ヲ軽

（一九一〇）明治43・12・7

減スルノ必要ヲ認メ居リ候場合ニモ有之、可成前記ノ如キ華奢ナル髪飾ヲ廃シ質素ノ風ヲ養ヒ、以テ教育ノ効果ヲ堅実ニシ一面ニハ益々就学ノ普及ヲ謀リ候様致シ度ク駿東郡第三課長ヨリ右ノ趣旨、部内学校長ニ通達方申越ニ付此段及御通牒候也。

明治四十三年十二月七日

須山村長

須山尋常小学校長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

516　手工科加設許可願

（一九一）
明治44・4

（朱筆）「学第一九号」

手工科加設ニ付許可稟申

須山尋常小学校

右小学校へ来明治四十四年五月ヨリ手工科ヲ加設致度ニ付御許可相成度左記事由相具シ此段及稟申候也。

明治四十四年四月　日

駿東郡須山村長　土屋和作

静岡県知事　石原健三殿

事由書

一　教育的価値多大ナルカ為メ
一　図画理科其他教授ニ利センカ為メ
一　眼及手端ノ練習ヲ謀ラムカ為メ
一　実用的知識技能ヲ受得セシメンカ為メ
一　其ノ他手工科本来ノ目的ヲ達セムカ為メ

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

517　「高等小学修身書　新制第三学年用書」の誦読通知

（一九一〇）
明治43・4・20

甲学第五九一号

明治四十三年四月二十日

駿東郡第三課長㊞

須山村長殿

今回編纂ノ高等小学修身書新制第三学年用書ハ、我国体ニ基キ忠孝一致ノ大義ニ関スル道徳ノ教旨ヲ詳細ニ編述シ我カ民族固有ノ特性ヲ発揮シ帝国臣民タル思想ノ根抵ヲ鞏固ニシ、且実際生活ニ適切ナル心得ヲ授クルヲ旨トシ、最後ニ戊申(ママ)詔書ノ大意ヲモ説明シタルモノニ有之、其ノ内容及程度等補習科又ハ地方青年団ノ講習等ニモ適当ノモノト被存候条、可成使用通読セシムル様御部内小学校長及公私立実業補習学校長ヘ御通達方御取計相成度、其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之依命此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

518　**大葬につき学校・図書館等休業**　（一九二二）**大正元・7・31**

甲学第一、五九七号

明治四十五年七月三十日　　駿東郡第三課長印

各町村長殿

天皇陛下

崩御遊ハサレ候ニ付テハ追テ何分ノ通達アル迄ハ不取敢、公私立学校、幼稚園、図書館、講習会等ノ修業ヲ休止スヘキ旨其ノ筋ヨリ通牒有之候条、此ノ旨御部内各学校長等ヘ御通達相成度依命此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

519　**御真影拝戴式次第**　（一九一五）**大正4・10・28**

御真影拝戴式次第　（大正四月十月二十八日執行）

一　午後二時二十分左ノ順序ニヨリ一同式場（郡役所会議室）ヘ入場整列。

（備考）管理者又ハ設立者ハ右ニ、学校長ハ左ニ就ク

二　参列員、郡長入場。一同敬礼。

三　郡長　御下賜ノ辞。

四　御真影ヲ郡視学、捧持シ来リテ卓上ニ　安置ス。此ノ際一同最敬礼「直レ」号令ニテ直立不動ノ姿勢ニ復ス。

五　郡長ヨリ前見学校順ニ依リ御下賜。

（備考）点呼ニ依リ一校毎ニ管理者又ハ設立者及学校長

相並ヒテ郡長前ニ出テ、管理者(管理者又ハ設立者出頭セサル向ハ学校長ノミ)拝戴他ヲ待タズシテ直ニ別室ニ退キ帰還ノ準備出来次第各自随意帰還。但シ上リ汽車乗車ノ向ハ互ニ待チ合セ郡役所ヨリ一同列ヲ成シテ沼津駅ニ向フコト。

拝戴スルニハ郡長ノ前凡ソ三歩ノ処ニテ立止マリテ敬礼シ(夫迄ハ敬礼ナシ)再ヒ進ミテ両手ニテ拝受シ、其ノ儘三歩退キ故ノ処ニ復リテ敬礼(夫迄ハ敬礼ナシ)廻レ右ヲナシテ退出ノコト。

以上

附記、上リ汽車乗車ノ向ハ沼津駅内特別室ニ於テ汽車ノ着ヲ待合セ特別二等室(他人ハ乗者セズ)ニ乗車、車内特別備付ノ卓上ニ安置ス。

(裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」)

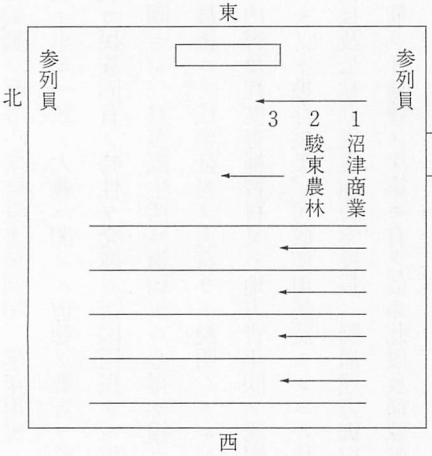

1沼津商業　2駿東農林　3御殿場実業　4駿東高女
5佐野補習　6沼津尋高　7沼津女子尋高　8片浜尋高
9原　尋高　10楊原尋高　11大岡尋高　12静浦尋高
13清水尋高　14長泉尋高　15富士岡尋高　16御殿場尋高
17成美尋高　18菅沼尋高　19浮島尋常　20鷹根尋常
21金岡尋常　22大平尋常　23小泉尋常　24泉　尋常
25深良尋常　26嶽南尋常　27須山尋常　28印野尋常
29原里尋常　30玉穂尋常　31高根尋常　32須走尋常
33北郷尋常　34足柄尋常

520　御大礼奉祝景況報告　（一九一六）大正5

御大礼奉祝景況報告

一　儀式挙行の状況

(イ)大正四年十一月十日午前六時、村吏員小学校職員小学校ニ参集、校庭ニ於ケル式場準備ヲナス。午後壱時二発ノ煙火ヲ合図ニ村吏員名誉職、在郷軍人、神職、小学校生徒、対立実業補習学校生徒、赤十字社員、愛国婦人会員、青年団、処女会員、其他村民一同集合式場ニ参列ス。午後二時荘厳ノ裡ニ御真影ニ対シテ拝賀ノ式ヲ行ヒ御大礼奉祝ノ儀ヲ表ス。午後三時二十五分一同西方ニ向ヒ最敬礼ヲ行ヒ、同三時三十分村長主唱ノ下ニ万歳ヲ三唱シ衆之ニ和ス。

(ロ)午後四時、村内高齢者八名ニ恩賜金並ニ記念木盃ノ伝達ヲ行ヒ、次ニ村吏員名誉職、在郷軍人、小学校職員ニ記念品ヲ贈呈ス。

御大礼奉祝式次第

一　国歌　（二回）
二　拝賀
三　学校長勅語奉読
四　村長ノ祝詞奉読
五　御大典ニ関スル訓話
六　御大典奉祝唱歌

以上

二　余興的施設

イ、大正四年十一月十日午後五時、生徒村民合同シテ校庭ニ参集、青年団ノ仮装隊ト合シテ提灯行列ヲ行フ。出発ニ先チ（ママ）在郷軍人、会長ノ音頭ニ天皇陛下万歳ヲ三唱シ、衆之ニ和シ校庭ヲ出デ郷社浅間神社ニ参拝、次ニ神明社、次ニ権現社ヲ拝シ村内ヲ一巡シテ再ビ校庭ニ帰リテ万歳ヲ三唱ノ後解散ス。

ロ、同　十一月十一日午前九時小学校生徒、青年団、在郷軍人、処女会員、小学校ニ参集。各自国旗ヲ携帯シテ奉祝唱歌ヲ唱ヘツヽ行列シテ村内ヲ一巡シ校庭ニ帰

リ万歳ヲ三唱シテ解散ス。

ハ、村立実業補習学校生徒モ合同ニ付略之

三　奉祝記念事業

イ、一御大礼記念事業トシテ村共有地ヲ借地シ植林ヲ行フ。

1　反別五町歩

内 村記念林　三町歩。
　 小学校記念林二町歩。

2　杉、檜苗五千本ヲ植付ク。

3　村民共同植村作業ニ従事ス。

ロ、御大礼記念図書館ヲ設置ス。

1　名称、村立御即位記念須山図書館。

2　小学校内ニ設置シ一般公衆ニ縦覧セシム。

3　維持費、村費並ニ有志者寄附。

4　申請書並ニ規則書ハ別紙ノ通リ。

以上

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

521　富岡村学齢児童救護規程　大正4（一九一五）

駿東郡富岡村学齢児童救護規程

第一条　本村学齢児童中貧困ニ因リ就学ノ義務ヲ完了スルコト能ハサルモノヲ救護センカ為メ、本規程ヲ設ク。

第二条　保護者家計ノ状況ヲ按シ救護トシテ左ノ物品、又ハ之レニ該当スル料金ノ一部若クハ全部ヲ左ノ金額ノ範囲内ニ於テ給与スルモノトス。

但、物品ノ貸付ニ止ムルコトアルヘシ。

一、教科書及文具　一ヶ年金壱円

二、雨具　同　金三拾銭

三、被服　同　金壱円五拾銭

四、弁当　出席日一日金参銭

第三条　救護スヘキ児童及救護ノ程度ハ家庭ノ実況ヲ調査シ、学務委員及学校長ノ意見ヲ聞キ村長之ヲ定ムルモノトス。其停止又ハ歩合ヲ変更セムトスル

トキ亦同シ。

第四条　救護スル児童ニシテ左ノ各号ニ該当スルトキハ随時救護ヲ停止スルモノトス。

一、家計ノ状況補助ヲ要セスト認メタルトキ

二、他町村ヘ転シタルトキ

三、就学ヲ免除又ハ猶予セラレタルトキ

四、保護者カ其児童ノ就学ヲ怠リタルトキ

第五条　児童ノ救護ハ当該年度限リトシ、次年度ニ於テハ更ラニ調査決定スルモノトス。

第六条　本規程施行ニ要スル経費ハ村費篤志者ノ寄付金、慈善金、救護基金、又ハ其利子基他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス。

第七条　救護基金ヲ設クルトキハ貧困児童救護ノ外、積立金額ニ応シ一般児童ノ就学又ハ出席奨励費ノ途ニ充用スル事アルヘシ。

第八条　本規程施行ニツキ収支及金品ヲ給与又ハ貸付ニ関シテハ、所要ノ帳簿ヲ備ヘ置キ常ニ出納及給貸ノ実況ヲ明ニスルモノトス。

第九条　本規程施行ニ要スル細則ハ必要ニ応シ別ニ之ヲ定ム。

（裾野市役所所蔵「富岡村会決議書」）

522　嶽南尋常小学校舎移転に関する陳情書　明治42（一九〇九）・3

陳情書

謹テ本村学校問題ニ付キ賢明ナル知事公閣下ニ一書ヲ捧呈シ公明ナル御裁断ヲ仰キ度、茲ニ事情具陳仕候。

一去ル明治四十二年三月三十日村会議員芹沢孝三ヨリ、本村立嶽南尋常小学校舎移転ノ建議アリシタメ、遂ニ移転ヲ主張スルハ葛山、金沢、今里、下和田ノ四大字ニシテ非移転ヲ主張スルハ御宿、上ケ田、千福、大畑、桃園ノ五大字トナリ、紛議ノ末当時ノ村長助役辞職シ後任者ヲ選挙スルニ当リ、移転論者ノ多数議員等ハ移転論者ノ首遵者芹沢孝三ヲ村長ニ、勝又隆三ヲ助役ニ

挙ヶ移転ハ一時駿東郡長ノ預ル所トナレリ。

一　駿東郡長ハ明治四十三年一月本村ニ出張セラレ、学校問題ニ付キ左ノ如ク提案セラル。

一、嶽南尋常小学校舎現場維持スルトキハ、敷地ハ非移転主張ノ方ニ於テ提供シ、増築費ノ幾分ヲモ負担スベシ。

二、現在学校ヨリ拾町以内ノ大字御宿西北ニ移転スベシ。

右弐項ノ提案ニ付キ、駿東郡長ハ双方ノ意見取調中ノ所、去ル二月二十七日嶽南尋常小学校父兄懇話会ノ席上、駿東郡視学松平氏ハ公衆ノ面前講話中、本村資産家ニ対シ不穏当ノ例ヲ発セリ為メニ本村中流以上ノ者ノ感情ヲ害シ一層ノ紛擾ヲ増大ナラシメタリ。加フルニ突然松平郡視学ハ三月一日甲第二一六号ヲ以テ、嶽南尋常小学校移転ノ敷地ヲ富岡村御宿六百八十一番、六百七十八番、六百七十九番、六百七十一番、六百七十七番、六百七十六番等ノ畑地附近ト指定シ、去ル五日村長芹沢孝三ハ之レヲ村会ヘ諮ラレタリ。之レ移転論者ノ村長芹沢孝三ト結托シ、自ラ敷地ヲ指定シ益々移転論者等ノ気勢ヲ高メタルモノトス。

以上ノ理由ニ依リテ見ルニ、前陳事実ノ如ク松平郡視学ハ郡長ノ中裁中ヲモ顧ミス、身視学ノ職ニアルヲモ忘却シ勅令ニ違反シ、自ラ敷地ノ指定ヲシタルハ不法ニシテ越権モ又タ甚シト云フヘシ。是レ職務ヲ重ンセス、政争中ニ加担シ郡長ノ指揮ヲ受ケス勝手ノ振舞ヲナシ、本村ヲシテ益々紛擾ヲ増大ナラシムルヤ歴然タリ。未ダ嶽南尋常小学校舎ノ移転ヲ決定シタルニアラズ。然ルニ松平郡視学ノ不法違反ノ指定ニ服スルヲ得ンヤ。

仰キ願クハ松平郡視学ノ如キ不法ノ処知(ママ)ヲナシタルハ教育上、不利甚シキ義ト奉存候。就テハ本年三月一日甲学第二一六号ノ指定ハ取消ノ御命令ヲ松平郡視学ヘ発セラルヽト共ニ、相当ノ御処分ヲ加ヘラレ度此段陳情以テ奉願候。頓首

知事宛

523　下和田校舎請願書

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

明治42（一九〇九）・4・1

請願書

本村立下和田尋常小学校々舎ハ明治弐拾年、本村今里・下和田ノ弐ケ大字ニ於テ建設シ、爾来学制ノ編遷ト共ニ村立小学校トシテ両大字生徒ヲ収容シ来リ候処、明治四拾年勅令五十二号ヲ以テ国民教育義務年限ノ延長ニ伴ヒ相当設備ヲナスベキノ処、木村会ハ据置クモノト決議シタルニ、以後数閲（ママ）月ニ至ルモ何等設備セザルガ為メ弐ケ大字ハ協議ノ結果委員ヲ設置シ本村長ノ意志ヲ糺シタルニ、本村長ハ出費多端ノ折柄両校舎ノ増築及之ニ伴フ設備ヲナサヾルベカラザルモ到底負担ニ堪ヘズ、故ニ両大字ハ該校増築及敷地ノ提供ヲ摘サラレタル依リ委員ハ両住民ニ対シ熟議ヲ重タルモ到底其要求ニ応スル事不能ニ付、不得止両大字ハ両校ニ対スル区ヲ設置シ各々之ガ支弁ノ諾否ヲ求メタルモ、本村長ハ之レヲ非シテ飽迄前指摘事故ノ要求ヲ促サレタリト雖モ、両大字ハ教育普及ノ策トシテ数次協商指導ヲ村理事者ニ仰ギタリトモ、何分ニモ前説ヲ固守スルニヨリ少数部落トシテ数百金ノ出費、教育発展ノ策ト雖モ公課其他之ニ伴フ出費多端ノ折柄、無止暗涙ニ忍ビテ岳南尋常小学校ノ分教場トシテ四ケ年ノ科程ヲ設置スルト内意スルニ於テハ、目下岳南尋常小学校ハ明治十四年御宿・上ケ田・金沢・葛山・千福ノ五ケ字ガ建設シタル其当時ニ於テモ南隈ニ片シタルヲ、爾来今ニ来ル迄弐拾有余年間ノ変遷ト共ニ目下村立トシテ維（ママ）時シタルアルモ、別紙地図統計ニ示セルガ如ク同校ヲ起点トシテ南部ヨリ通学スル生徒ハ在級生徒ノ四分ノ壱弱ナルニ北部最端ヨリ通学スル児童ハ遠路険坂ヲ壱里弐拾有町ヲ越ヘザレバ通学スル不能ルノ不幸ニ想偶（ママ）セリ。故ニ本村教育普及上、目下該校舎ヲ本村中央ニ設置シ児童通学ノ至便ヲ計ラン事ヲ懇願シアルニ、本年三月議第一九三号ヲ以テ経済上維持スル不能旨ヲ以テ下和田尋常小学校ハ廃止セラルヽモ、岳南尋常小学校ハ目下ノ設備

不完全且ツ該校敷地ハ一部ノミ校舎敷地トシテ公課其他免除セラルヽノ恩典ニ浴スルノミニシテ、大部分ハ民有地タル良田ナルガ故ニ永遠相当小作料ヲ支払スベカラザル不運ニ想隅(ママ)シツヽアリテ、如斯高価ナル良田ヲ不毛ナラシムルハ国家生産上ニモ甚ダ不利益ニシテ、加フルニ目下敷地狭隘人家稠密ノ場所ナルガ故教育上ニ最も不適当ニシテ今後到底増設スル事不能ノミナラズ、土地湿潤ニシテ衛生上最モ憂慮セザルベカラス。故ニ関係部落ハ児童通学ノ至便ヲ不図ニ於テハ本村北部最端部落ノ不幸是ヨリ大ナルハナク、或ハ国民教育ノ義務ヲ果ス事不能ヤ難計ト確信スルモノナル故ニ関係大字ハ熟情ヲ具シ此ニ事情開陳致候間、特別ノ御詮議ヲ以テ相当御指揮ヲ得テ本村北部教育普及上ノ利便ヲ与ヘ候様懇願ノ至リニ堪エズ、関係部落惣代人連署ヲ以テ此ニ請願候也。

静岡県駿東郡富岡村
大字金沢惣代　杉本茂十郎印
明治四拾弐年四月壱日　永田喜左衛門印
大字葛山惣代　塩崎竹蔵印
中村宇三郎印
大字下和田惣代　根上喜十郎印
杉山喜三郎印
勝又吉三郎印

駿東郡長　辻芳太郎殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

524　嶽南尋常小学校移転に関する決議書　明治43・3・10（一九一〇）

決議書

嶽南学校移転問題ニ対シテハ吾々同志者ハ契テ左ノ数項ヲ実施セントス。

一　嶽南学校ハ従前ノ位置ヲ変更セズ、悪マデ現状ヲ維持スル事。

一　同校ヲ移転セントスル者ニ対シテハ、極力対抗シテ目的ヲ貫徹セシメサレバ止マサル事。

一　右実行ノ為メ委員拾名ヲ選挙シ、此レカ任ニ当ラシムル事。

右決議ス。

明治四十三年三月十日

委員御宿

真田富太郎

（ほか一二名）

千福委員

横山茂十郎

（ほか二名）

合計十九名

上ヶ田四名

柏木彦太郎

（ほか三名）

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

525　富岡村紛争再燃　（一九一四）大正3・3・12

○富岡村紛擾再燃　駿東郡富岡村紛擾に就ては屢々報じたる如く明治四十二年来地勢上南北の二派に分れ学校移転問題分離問題村税同盟滞納問題等を生じ紛争絶へざりしが、一昨年大庭駿東郡書記同村役場に就任鋭意刷新を図りし結果、同年末には全部の整理を了へ多年の紛争も一段落を告げたるより、大庭氏は小笠郡に転任し其後沈静し居りしが去月十三日字御宿なる嶽南小学校教室一棟類焼せるより芹澤村長は臨時村会を召集し新築の件を議せるに又々紛擾を生じ南部の移転論北部の新築論の二説に分れ容易に決せず、南部派は常に北部派議員多数の為め圧迫さるゝを憤慨し八日に至り、南部派なる同村字御宿大畑千福上ヶ田桃園の五字の有志百五十余名は協議の上分離の決議をなし運動委員として湯山英男湯山一氏外三名を選出せり。委員は九日郡役所に出頭。太田郡長に陳情せり。

526　嶽南尋常小学校の位置に対する内紛調停依頼

（一九一七）大正6・2・5　（静岡新報）

陳情書

本村嶽南尋常小学校位置ニ対スル本村ノ内紛ニ関シ貴官ノ御賢慮ヲ煩ハス事一再一止ラスト雖トモ、未タ解決ノ機運ニ達セス村政前途ノ多憂慮ニ堪ヘサル次第ニ候処、亦々所謂ユル北部派ト称スル村会議員等ハ客月廿二日村公益ニ関スル件ニ付、村長並ニ郡長ヘ意見上申ノタメナリト称シ村会開会ヲ要求シ之レヲ議了シ去リ候得共、談決議カ本村多数人民ノ意旨ヲ代表シタルモノニ無之ハ、左ニ記スル事実ニ照合シ明瞭ナル事ニ可有之ト存候。

一　該村会開会ノ請求ハ村会議員岩佐茂市・勝又幸治郎・真田新治郎・勝又平治郎・勝又鶴吉ノ五名ヨリ提起シタルモノニシテ、岩佐茂市・勝又幸治郎ハ葛山、真田新治郎ハ金沢、勝又鶴吉・勝又半治郎ハ今里ノ各大字ニ住居ヲ占メ常ニ移転説ヲ主張スルモノナリ。

一　該村会開会ノ要旨ハ本村公益ニ関スル件ト云フニアレハ彼等ニシテ真ニ村ヲ愛スルノ衷心ヨリ出ツルモノナランニハ、提出以前ニ方リ彼等以外ノ議員乃チ現状維持説ヲ持スル議員トモ一応ノ交渉ヲナシ、広ク民議ニ問ヒ円満安当ノ決議ヲ要望セラルベキニ比挙ニ出テサルノミナラス却テ之レヲ隠秘シ村民ニ考慮ノ暇ヲ与ヘサラントセシハ、提出ノ日ヨリ十日以内ニ村会ヲ招集セヨト云フニ徴シテ明白ナリトス。而モ該決議カ前後九ケ年ニ渉ル本村問題ニ觸ルヽモノニシテ其趣旨カ彼等ノ唱導スル移転説ヲ貫徹セントスルモノタルハ論争ノ余地ナキモノタルニ於テハ、提出者等ノ衷心ニ一点ノ疑心ヲ挟ムモノアルモ強チ理由ナキコトニハアラサルベシ。

一　本村ノ現状ヲ大観スルトキハ本問題ニ対スル民意ノ趨向左ノ如クナリ。

(イ)移転説　大字葛山・金沢・今里合戸数二百五十七戸

(ロ)現状維持説　大字御宿・千福・上ケ田・下和田　合戸数　三百廿八戸
(ハ)中立　大字桃園・大畑合戸数　二十八戸
以上ノ内決議賛成側・移転派タル三ケ大字決議反対側ハ現状維持派タル四ケ大字ニシテ、決議賛成側大字中ニモ隠レタル幾多ノ現状維持説ヲ有スルモノアルハ本村ノ事情ニ通スルモノヽ、何人モ首肯スル所ナレハ、提出者等カ主張スル村公益ト称スルハ村民多数者ニ好意ヲ以テ迎ヘラレサルノミナラス、却テ悪感ヲ与ヘ糾紛ノ度ヲ濃察ナラシムルモノナリ。

一　客月廿二日村会開会ノ際ハ出席議員村長ヲ併セテ七名ニシテ、多数ノ欠席者アリシヲ以テ議長ハ成ルベク多数議員ノ審議ヲ望ムタメ開会延期ノ同意ヲ求メタルニ、提出者等ハ之レヲ排シテ突差議了シ去リタリ。之レ提出者等ヘ表シ村ノ公益ヲ標榜スルモ、内心ハ自己主張ノ貫徹ヲ計ラントスル真意ヲ表向シテ余リアルハ明白ナリト断スルモ不可ナカルベシ。

一　御宿・千福・上ケ田・下和田ノ四ケ大字人民ヲ代表シタル湯山一外二名ハ提出者並ニ村長ニ対シ該議ノ点ノ際ニ於ケル議決ハ徒ラニ反対人民ノ感情ヲ害スルニ止マリ、何等効果ヲ奏セサルノミナラス紛糾ノ度ヲ増重セシムルモノトシ、適当ノ時期マテ決議ヲ延期セラレンコトヲ切望シタル書面ヲ送リテ意見ヲ開陳シタルモ、一顧ダニ与ヘラレザリキ。

一　調停者トシテ渡辺秀敷・湯山柳雄並ニ貴官代理官等ニ於テモ此際之レヲ議決スルハ村政前述ノタメ利益ナラサルノミナラス、調停其者ニモ悪影響ヲ与フルモノナレハ、一時提出ノ議案ヲ撤回スヘク交ニ懇到周蜜(ママ)ノ交渉ヲ重子ラレタリト雖トモ彼等ハ頑トシテ之レニ応セサリシノミナラス、調停中ニ之レヲ議決シタメニ調停不調ニ終リタリ。

以上陳述シ来リ候通リ、客月廿二日ノ決議ハ本村多数人民ノ意向ニ反スルモノナレトモ法律上具体的成案トナリタル今日村長ハ無論之レニ準拠シ、貴官ニ対シ意見上申

候事ト思考仕リ候モ、多数人民ハ決シテ之レニ心服スルモノ無之、強テ決行セントセバ、村政ノ紊乱益々極致ニ達シ遂ニ収拾ノ途ナカラントスルハ我等村民ノ尤モ憂慮ニ堪ヘサル所ニ御坐候。之レヲ本村過去ノ歴史ニ考ヘ当面ノ村力ニ顧ミ此ノ際執ルヘキ処置トシテハ、乃チ現状ヲ維持シ力メヲ内容ノ充実ヲ計リ村力ヲ養成シ発達向上ノ民心ヲ善導シテ着々諸般ノ改良発展ヲ期スルカ本村目下焦眉ノ急務カト愚考仕候。此趣旨ニ基キ本問題ヲ解決セントセハ勢ヒ左ノ二項ニ拠ルノ外可無之ト存候。

一　嶽南尋常小学校ハ全然現位置ニ於テ敷地ヲ増加シ在来ノ校舎ニ適当ノ修繕ヲ施シ、教室ノ不足ハ増築スル事。

一　下和田分教場ニ対スルモ亦同様ノ施設ヲナシ適当ノ時機ニ於テ漸次拡張ヲ計ル事。

賢明ナル貴官夙ニ茲ニ憂慮アラセラルヽ事ニ候ヘバ、妥当ノ御措置有之候事トハ相信シ候得共、村政前途ノタメ黙視スル能ハス、茲ニ衷心ヲ披瀝シテ所見開陳仕候次第ニ御坐候。仰キ希クハ愚意ノアル所深ク御洞察ノ上多年五里夢中（ママ）ニ彷徨セル民心ヲ帰一シ、村政前途ノ上ニ一通ノ光明ヲ認ムル様御明鑑ヲ垂レ賜ハンコトヲ我等署名大字人民ヲ代表シテ謹ンテ事情具陳仕候也。

大正六年二月五日

駿東郡富岡村御宿住民惣代
湯山　一
湯山栄男
勝又萬平

同郡同村千福住民惣代
横山健吾
中野政雄
西島恒三郎

同村上ヶ田住民惣代
柏木彦太郎
柏木英太郎

同村下和田住民惣代
真田萬作
杉山宇三郎

杉山孫吉
杉山文次

駿東郡長　鎌田介政殿

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

527　裁定書

（一九一七）
大正6

裁定書

富岡村立嶽南尋常小学校位置問題ニ関シテハ久シク紛糾シテ決定ヲ見ス為ニ教育上ノ支障少カラザルノミナラズ、延テ村治ニ及ボシ、本村ノ発達ヲ阻礎スル虞アルヲ以テ、爰ニ本件ヲ解決スルニ当リ其ノ発生及経過ヲ叙シテ本裁定ノ趣旨ヲ明ニセムトス。

本村ニハ以前独立セル二箇ノ小学校アリシガ、明治四十年小学校令改正□□（判読不能）義務教育年限ノ六箇年ニ延長スルヤ経済上ノ都合ニ依リ明治四十二年五月下和田尋常小学校ヲ廃止シテ之ヲ嶽南尋常小学校ノ分教場トシ、四学年迄ノ児童ヲ収容スルコトトシタリ。然ルニ本校舎ハ明治十四年ノ建築ニ係リ腐朽廃頽甚シキノミナラズ、教室不足シテ児童ノ収容ニ差支ヘ、且シ南部ニ偏スルヲ以テ校舎新築ノ為ニハ通学距離ノ上ヨリ中ヲ得ル場所ヲ選ミテ新ニ校地ヲ定ムルヲ正当トスルノ論議アリ。之ニ対シテ現状維持ヲ可トスルノ説アリ。互ニ相下ラズ、為ニ校舎ノ建築モ行ハレズシテ今日ニ至レリ。

之ヲ今日分教場収容児童ノ学年ニ照シ、又本村各大字ヨリノ通学便否ニ考フルトキハ所謂本村北部派ノ主張スルガ如ク校地移転ヲ正当ト認ムレトモ、斯クスルトキハ建築工事ニ多額ノ経費ヲ要スルヲ以テ主トシテ経済上ノ見地ヨリ所謂南部派ノ希望ヲ容レ現在ノ場所ヲ拡張シテ校地ヲ作リ、其拡張スベキ部分ハ南部ガ通学上利スル故ヲ以テ之ヲ村ニ無料提供シ以テ北部ノ不利ヲ補フヲ相当ト認メ慎重考量ノ末裁定スルコト次ノ如シ。

覚書

第一条　駿東郡富岡村ハ富岡村立嶽南小学校（学校名変改アル場合ヲモ含ム。以下同ジ）校地トシテ工作物及竹

木ヲ所有スル為メ、駿東郡富岡村御宿参百七番地湯山芳香所有ニ係ル左記ノ土地ニ地上権ヲ有スルモノトス。

駿東郡富岡村御宿字宿頭参百四拾参番ノ壱

一宅地弐百弐拾壱坪　所有者　湯山芳香

同所　参百四拾参番ノ参

一田弐反九畝六歩　所有者　同　人

第二条　地上権ノ存続期間ハ富岡村立嶽南尋常小学校々地トシテ使用スル期間トス。

第三条　使用スル土地ノ地代ハ壱ヶ年金九拾円トシ富岡村御宿、千福、上ヶ田ノ三大字ニ於テ負担土地所有者ニ年々納付シ、地上権者ハ無償ヲ以テ使用スルモノトス。但シ時代ノ変遷ニ因リ合議上地代ヲ更正スルコトヲ得。

前項ノ土地ニ関スル地租其他ノ公課ハ一切土地所有者ノ負担トス。

第四条　地上権者ハ校地トシテ必要ナル工事ヲ施シ、土地ノ原形ヲ変更スルモ土地所有者ニ於テ異議ナキモノトス。

第五条　境界ヲ他日ニ明瞭ナラシムル為メ別紙図ヲ添属ス。

右契約シ此ノ証書弐通ヲ作リ内壱通ハ地上権者、壱通ハ土地所有者ニ於テ所持スルモノトス。

大正六年四月壱日

駿東郡富岡村代表者

地上権者　富岡村村長　西島親則

駿東郡富岡村御宿参百七番地

土地所有者　湯山芳香

此ノ覚書ノ条項ハ、村会議員及村長ハ勿論関係官庁ニ於テモ之ヲ尊重シ、恣ママニ地上権ヲ解除シ村費ヲ以テ覚書ノ土地ヲ買得シ又ハ有料借地トナスガ如キ無キヲ互ニ保證スル者ナリ。

右□□(判読不能)候也。

大正六年　月　日

仲裁者　湯山柳雄

渡邉秀敷

立会官

駿東郡長代理

駿東郡書記　大場藤五郎㊞

同　郡視学　清水吉彦㊞

本村長及村会議員一同ハ本裁定ノ趣旨ヲ賛シ、後日ニ至リ多数ヲ恃ミ濫ニ変更スルニ於テハ互ニ匡正ヲ図ルベク仍テ此ニ署名捺印スル者ナリ。

大正六年弐月弐拾七日

富岡村長　西島親則㊞

富岡村会議員

芹澤孝三印

岩佐茂市印

勝又幸次郎印

真田新治郎印

湯山一印

湯山栄男印

勝又鶴吉印

勝又平治郎印

横山健吾印

杉山亀作印

根上喜十郎印

（今里区所蔵）

(2)　青年教育の組織・制度化

528　沼津簡易商業学校の設立

明治32（一八九九）・2・13

学第六号ノ一

本郡沼津町簡易商業学校設立ノ儀、其筋ノ認可ヲ経、来四月一日ヨリ校業開始相成、他町村有志ノ子弟タリトモ入学相許シ候趣キニテ入学者勧誘方沼津町長ヨリ照会有之候条、其大字内有志者へ篤ト通達シ適当者モ候ハヽ奨励入学候様取計ハレ度候也。

明治卅二年二月十三日

富岡村
須山村　組合村役場印

横山源次郎殿

追テ校則抜抄一覧ヲ望ムモノハ左記ノ箇所ニ就キ閲覧セラルヘシ。

富岡村
須山村組合役場　大畑常設委員　加藤彦次郎
葛山常設委員芹澤孝三　下和田常設委員根上喜十郎

（千福　横山正美氏所蔵「達書綴」）

529　**裁縫教授支場設置**　（一九〇三）明治36・9・4

○裁縫教授支場設置　田方郡西豆村小下田山田壱蔵妹すて子は曩に当市人宿町三丁月（ママ）静岡裁縫教授場にて業を卒へ同場助教授たりしが、今回駿東郡小泉村佐野に支場を設置し今四日より授業を開始するに付き、本場主吉田琴子は卒業生数名を随へ右支場へ出張し四日より六日迄三日間何人にも袴、シヤツ、ズボン下其他を無謝儀にて教授する由。尚ほ本場には目下生徒六十七名内寄宿生廿五名なるが、来十五日までは本科生十五名速成科十五名を募集すると云ふ。

（静岡新報）

530　**小泉村外三ケ村佐野農業補習学校組合規定**　（一九〇七）明治40・4・30

議第一〇号

小泉村外三ケ村学校組合規定ノ件

駿東郡小泉村外三ケ村学校組合規定

第一条　佐野農学校設置ノタメ静岡県駿東郡小泉村、泉村、富岡村、深良村ノ四ケ村ヲ以テ学校組合ヲ設ク。

第二条　本組合ハ駿東郡小泉村外三ケ村学校組合ト称ス。

第三条　本組合ニ於テ設置スベキ佐野農学校ノ位置ハ小泉村佐野ト定ム。

第四条　組合会議員ハ拾弐人ト定メ各参人ヲ選出ス。

第五条　組合会議員ハ各村会ニ於テ其公民中、村会議員ノ被選権ヲ有スルモノヽ中ヨリ選出ス。

第六条　組合会議員ノ選挙ハ各村ニ於テ之ヲ行ヒ、其当選者ノ住所氏名年令ヲ管理者ニ報告スベシ。

第七条　組合会議員中、欠員ヲ生ジタルトキハ直チニ補欠選挙ヲ行フモノトス。

第八条　本組合ノ費用負担ハ左ノ歩合ニ拠ル。

小泉村　千分ノ弐百八拾九
泉　村　千分ノ弐百四拾壱
深良村　千分ノ百八拾四
富岡村　千分ノ弐百八拾六

第九条　各村負担金ハ村会ニ於テ其ノ賦課方法ヲ議定シ、徴収ノ上本組合ニ納付スルモノトス。

第十条　組合管理者ハ組合内村長ノ互選ヲ以テ之ヲ定メ、任期ハ其村長ノ任期ニ依ル。

第拾壱条　本組合管理者故障アルトキハ管理者所属ノ助役ヲ以テ代理者トス。

第拾弐条　本組合ニ係ル出納事務ハ管理者所属ノ収入役ニ之ヲ取扱ハシム。

第拾参条　本組合ハ前各条ノ外、総テ町村制ノ規定ヲ準用ス。

明治四拾年四月三十日提出

小泉村長　飯田友吉

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

531　佐野農業補習学校

（一九〇八）明治41・3・19

▲佐野農業学校　十六日午前十一時李家知事一行は駿東郡小泉村外三ヶ村組合立佐野農業補習学校に臨みたり。同校は明治三十六年四月の創立にて経費予算二千二百余円、男生徒七十五人、女生徒五十人を収容せり。管理者は勝俣邦俊氏、校長は小木曾茂蔭氏にて両氏とも献身的に尽瘁せる事とて校運年と共に隆昌に赴き、来年度よりは組織を改良して乙種程度の農学校となす計画なり。この学校の特長とも云ふべきは女子の農事実習にて十三四歳より十五六歳なる女児が裁縫、料理等の学習をなす傍ら、鍬鎌を執りて農業実習地に労働せる有様は世の所謂ハイカラ風の虚栄的令嬢を愧死せしむるの概ありといふ（以下次号）。

532

佐野農業補習学校と卒業生の進路　大正6（一九一七）

（静岡新報）

校地及校舎

一　校地ノ面積

総面積

校舎地積

運動場地積

農業実習地

イ、田

ロ、畑

ハ、桑園

ニ、山林ナシ

二　校舎面積

職員室並図書室　八坪

御真影奉安室　六坪

器具器械室　五坪

応接室兼校長室　五坪

職員宿直室　弐坪弐合五勺

小使室　三坪

肥料舎　四坪

農具舎　三坪

鶏舎　五坪

生徒便所　八坪

第一物置　六坪

第二物置　四坪

機織室　八坪

第一教室　弐拾坪

第二教室　弐拾坪

第三教室　弐拾坪

第四教室　弐拾坪

第五教室　弐拾坪

裁縫室　弐拾坪

養蚕室

五　卒業生方向調

（静岡県立裾野高等学校所蔵「本校一覧」）

年度	職業別	農業従事		教職従事		在営者	東京高等師範学校	本県立師範学校	本県立農学校	高等女学校	各種学校	本県立農事試験場	郡村役場吏員	鉄道院	裁判所書記	郵便局事務員	会社員	銀行員	蚕病予防事務員	医業	産婆	海外	死亡	死亡	合計
男女		男	女	男	女	男	男	男	男	女	男	男	男	男	男	男女	男	男	女	男	女	男	女	男女
17		七	五	二	三		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一
21		一三	六	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25		七	一五	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21		七	八	○	一		○	一	○	一	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26		一二	一〇	一	一		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○
35		一二	二	○	○		○	○	○	○	○	○	○	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37		一八	一一	一	一		○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41		一九	一〇	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54		一八	一四	一	〇		○	○	○	○	○	一	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23		三四	八	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54		一四	一七	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○
29		三三	一二	○	一	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58		一六	一九	○	○	○	○	○	○	二	一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
441		三五	計	243	146	5	1	1	2	3	3	1	1	3	1	1	6	2	1	3	1	1	1	1

533　須山実業補習学校学則

（一九一一）明治44・5・10

（表紙）

（村立）
須山実業補習学校学則
第一類　須山村

学第三二号

実業補習学校設置ノ義ニ付認可稟請

本村ハ富士愛鷹ノ山間、海抜千六百尺ノ高所ニアル交通不完ノ僻地ニシテ、村民ノ生業ハ農ヲ本位トスルヲ以テ之レガ改良進歩ヲ謀リ、時運ニ伴フ村民ヲ養成セシメンガタメ青年ヲシテ農業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ、普通教育ノ補習ヲナスノ目的ヲ以テ村立実業補習学校設置仕度候条御認可相成リ度、別紙学則其他必要書類相具シ村会決議ヲ経テ此段及稟請候也。

明治四十四年五月十日

駿東郡須山村長　土屋和作印

静岡県知事　石原健三殿

一、名称　村立須山実業補習学校
二、位置　駿東郡須山尋常小学校附設
三、学則　別冊ノ通リ
四、生徒定員　三十名
五、敷地建物ノ図面　別紙ノ通リ
六、経費維持ノ方法
経費ハ村費支弁トシ、収入ハ村費及授業料、有志者ノ寄附又ハ青年労働収益金ノ寄附等ノ内ヲ以テ之ニ充ツ。
七、設置区域ニ於ケル当該実業ノ状況
本村ハ一般ニ農業ヲ営ミ副業トシテハ蚕業、製炭、木挽、竹行李ノ製造等ニ従事ス。
八、開校ノ年月日　明治四十四年五月二十日

駿東郡村立須山実業補習学校学則

第一条　本校ハ農業ニ従事シ或ハ従事セントスル者ニ簡易ナル方法ニ依リ、農業ニ要スル智識技能ヲ授クルト同時ニ普通教育ノ補習ヲナスヲ以テ目的トス。
第二条　教科目ハ農業ニ関スル科目及修身、国語、算術ヲ授ケ地理、歴史、図画ノ補習ヲナス。
但シ㈠修身ハ国語ニ附帯シテ授クルコトアルベシ。
㈡国語ハ之ヲ読書、作文、習字ノ三分科トス。
国語及算術ハ修業年限四ケ年ノ高等小学校卒業ノモノ及丁年以上ノ者ニ対シテハ随意科目トス。
第三条　農業ニ関スル科目ヲ左ノ五種トス。
一、物理、化学、博物
二、土壌、肥料、及作物等
三、耕耘、及農具等
四、園芸
五、病虫害
但シ農業ニ関スル科目ハ、生徒各自ノ志望及学力ニヨ

リ選択学習セシムルモノトス。

第四条　本校ハ生徒ノ年齢学力及家庭ノ状況等ニヨリ、昼間教授スルモノトス。

第五条　毎週教授時間並ニ課程

教科目		教授要旨及程度	各学期毎週教授時数
修身		人倫道徳ノ要旨、農業ニ従事スルモノノ須知心得	二
国語	読書	普通文、官報、新聞紙等ノ読解	五
	作文	普通文、往復文、公用書類、契約書類	二
	習字	日用須知ノ文字、普通文	三
算術		加減乗除、小数、分数、比例、百分算、利息算、開平開立ノ初歩、珠算	五
地理		日本地理及外国地理ノ大要	一、五
歴史		日本歴史ノ大要	一、五
図画		農業上日常必要ナル器具及動植物ノ写生（鉛筆画）	一
農業		農業一斑（サン）ノ大要	二
計			二三

第六条　修業期間ヲ二箇年トシ之ヲ二期ニ分チ、一箇年ヲ一期トシ各期始業ハ四月十日ニ始マリ、翌年三月二十日ニ終ル。

第七条　本校ノ毎週教授時数ハ二十三時間以下トシ、日ノ長短及生徒家業ノ繁閑等ニヨリ午前九時ヨリ午後二時間ニ於テ之ヲ定ム。

第八条　休業日ハ日曜日、大祭祝日、夏季休業、学期休業、冬季休業、農繁休業トス。

但シ農繁休業ハ、春蚕時期六月ニ於テ三十日間、及秋季収穫時期拾月十五日ヨリ拾壱月十四日ニ至ル三十日間トス。

第九条　本校入学者ハ尋常小学校卒業ノ者トス。

第十条　本校ハ卒業者ノ為ニ更ニ研究科ヲ置キ、規定学科中随意ノ課目ヲ学習セシム。

第十一条　入学セントスルモノハ保護者連署ノ上、左ノ書式ニヨル願書ヲ差出スベシ。

入学願

県　郡　村　番地

何誰子弟

何誰

年月日生

何年何月何日何々尋常小学校卒業
右ハ御校へ入学志望ニ付御許可被下成度、尤モ御許可ノ上ハ御規則堅ク相守ラセ可申此段奉願候也。

右

年　月　日　　入学志望者　何　誰　印
住所族籍
父兄、又ハ後見人　何　誰　印

須山実業補習学校長　何某殿

第十二条　一旦入学シタルモノ病気其他止ムヲ得ザル事情アルモノノ外、自己ノ都合ニヨリ半途退学ヲ許サザルモノトス。

第十三条　在学生ニシテ一般生徒ノ妨害トナリ、若シクハ風儀ヲ紊ス等ノ行為アルモノハ退学ヲ命ズルコトアルベシ。

第十四条　授業料ハ一ケ月金五拾銭以下トシ徴収期日ヲ其月二十日限リト定ム。

第十五条　一ケ年毎ニ其期間ノ出席及成績ヲ考査シ修了証書ヲ授与シ、二期ノ終リニ於テ卒業証書ヲ授与ス。又成績優良ナルモノニハ褒状ヲ授与スルコトアルベシ。

第十六条　修業証書及卒業証書書式

修了証書

校印

県　族　氏　名
年月日生

右ハ本校ニ於テ第一期ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

年　月　日

駿東郡須山村立須山実業補習学校長印

卒業証書

校印

県　族　氏　名
年月日生

右本校所定ノ教科ヲ卒業セリ仍テ之ヲ證ス

年　月　日

駿東郡須山村立須山実業補習学校長印

附則

第十七条　随時斯道ニ精通セル人ヲ招キ実業上ニ関スル

講話ヲ請ヒ、生徒ノ外汎ク有志者ノ傍聴ヲ許ス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

534　深良農業補習学校経費予算　（一九一三）大正2

深良村立深良農業補習学校経費予算（大正二年度）

収入ノ部

第一項	授業料	一六〇〇	生徒四十名一ヶ月一人金十銭四ヶ月分
第二項	村費支出	四四〇〇	
合計		六〇〇〇	

支出ノ部

第一項	教員給料	三六〇〇	教員三人一ヶ月一人平均金三円四ヶ月分
第二項	備品費	七〇〇	参考図書、器具
第三項	消耗費	二〇〇〇	石油、木炭、用紙
第四項	雑費	六〇〇	証書、褒状、式場費
合計			

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

535　千福村夜学会　（一九〇三）明治36・9・8

○教員の美事　駿東郡富岡村岳南尋常高等小学校長横山良吉氏は温厚篤実教務に熱心の聞えある人なるが、今同村民の語る処に依れば、氏は赴任以来同校の教務刷新は勿論、傍ら附近の青年をも教育せんとて同村字千福に夜学会を興して読書算術其他修身斉家の法を講じつゝあり。為に同地方の青年は大に面目を一新し、地方少年の模範と称するに至れり。而して其費用は祭日休日の如き際、会員をして山より薪を採り其売却代価を以て支弁し居り、他より厘毫の出金を仰がず、勧倹（ママ）貯蓄の法を実践する事を努め居り、殊に今春の大阪博覧会には其経費の中にて青年会員十八名を引卒し菅笠、草鞋の質素なる姿にて観覧に赴き、途中各地農会を歴訪せしより、農会にては宿泊の便利を与へ、又鉄道局にては其挙を賛して乗車賃銭の割引をなしたりと。実に美挙と謂つべし。

（静岡新報）

536　千福村夜学校絵図面　（一九〇二）明治35

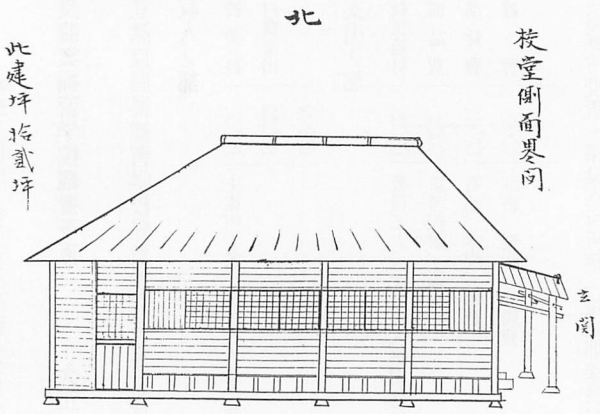

537　旧弊矯正の祭典　（一九〇二）明治35・9・18

（千福　横山正美氏所蔵「夜学校沿革法起草案」）

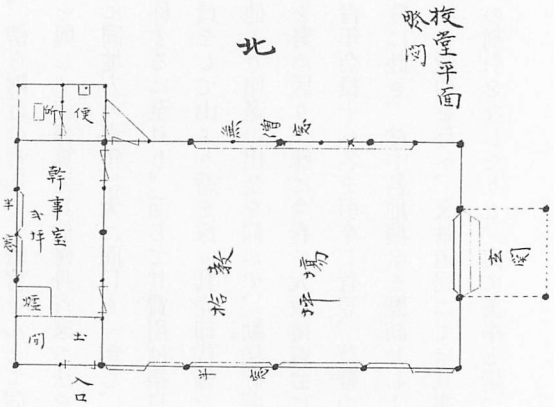

○旧弊矯正の祭典（各地も此の例に倣ふべし）

駿東郡富岡村千福村社祭典は旧暦八月十二日執行し来り

しが、従来同地は避地（僻）の事とて芝居、神楽等にて参詣人の足を留め、夜に入ては近在の若者共が皆頬冠り等何者とも見分らざる服装をなし、或は押し合ひ揉み合ひ女子の間に入り乱れて騒ぐ例にて見苦しき事甚だしく、尤も此の地方は独り同地の祭典に留まらず万事此の風あるを患ひ、去る七月中、横山直明・同良吉氏等尽力し、同地の夜学生及び若者より青年会なるものを組織し、以後大に面目を改めしが、今回の村社祭典には右青年会員が三四人宛分れ、五六日前より職業の傍ら飾物を考案し近年稀なる盛典なりしが、中にも出来の優りしは「アーチイ」「浦島太郎」「加藤清正虎退治」「死は鴻毛よりも軽く義は大山よりも重し」等にして、加藤の鎧に青年が夜学に於て使用する読本清書双紙を用ひしは好評なりしよし。されば夜に入ても不行跡の者壱人もなく、偶々見受くる頬冠りは他村のものにして、祭典の一新軌軸を開きたり。翌十三日は例に依り俗に「はちはらひ」と称し青年の祭典慰労会を開きしが、是又従来の皿を叩き甚句とか情歌とかを歌ふの乱暴極まるものに出ずして、地方有力家として名声高き湯山柳雄・横山健吾の両氏及び二三の士を招待し、演説を乞ひ大に得る所あり。後各青年席順に立ち杯間に意志のある所を吐露し、歓を尽し一同散会したるが、総ての費用を通算するも前年の十分の一に止まりたり云々。同地よりの通信に見ゆ。

（静岡新報）

538　通俗講談会、幻燈会の奨励

（一九〇六）明治38・4・7

甲学第二二九号

今回ノ戦役中各地方ニ於テ、特ニ開催セラレタル通俗講談会、幻燈会等ハ、教育上多大ノ利益ヲ与ヘタルコト、存候。今后ニ於テモ尚此種ノ施設ヲ継続シ、益々拡張普及セシムルハ通俗教育上スコブル有効ノ儀ト認メ候ニ付、御部内学校其他適当ノ場所ニ於テ右通俗講談会等ヲ開催候様、御奨励相成度、且祝祭日其他ノ休業日ニ於テ学校ヲ開放シ、器械標本絵画模型等ヲ公衆ノ観覧ニ供シ、之

ガ通俗的説明ヲ与フルカ如キハ、通俗教育上裨益不尠存候条、是亦御奨励相成度、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候条、依命此段及通牒候也。

明治三十九年四月七日

第三課長

駿東郡視学　松平勝種印

須山村長　土屋和作殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

539　須山村の社会教育

（一九〇九）明治42・6・26

甲学第六七九号

明治四十二年六月廿六日

駿東郡第三課長印

須山村長殿

貴部内ニ於テ社会教育施設ニ関シ規定セラレタルモノ有之候ハヽ、左記事項ニヨリ至急御回報相成度、其筋ヨリ申越ノ次第モ有之、此段及照会候也。

記

一、青年団、婦人会、図書館（文庫）、矯風会、夜学、其他社会教化ニ資スベキ施設ニ関スル準則若クハ規定

二、右ニ関シ奨励ノ方法

（朱筆）「学第二一号」

本月二十六日付甲学第六七九号ヲ以テ御照会ニ係ル会（ママ）社教育施設ニ関スル取調ノ件、左記ノ通リニ候間、此段及御回報候也。

明治四十二年七月一日

須山村長

駿東郡第三課長殿

一、報徳社

本社ハ理事社長一名、副社長一名及幹事三名ヲ置キ選任ハ全社員ヨリ之ヲ選挙シ、任期ハ三ケ年トス。社員ハ善種金トシテ毎月金拾銭以上ノ貯金ヲナシ、又年末ニ至リ土台金ノ内ヘ身分相当ノ寄付ヲナシ、毎月十五

日ヲ以テ常会日ト定メ、会員ハ須山報徳舘ニ集リ報徳ニ関スル談話会ヲナシ、合セテ農事ニ関スル談話会ヲナスヲ以テ例トス。

㈠奨励法

毎年一月総会ヲ開キ会計其他ノ報告ヲナシ、社員中、斯道成績宜シキモノ及ビ前年中、常会総会無欠者ニハ社長ヨリ賞状ヲ授、并ニ賞品ヲ授与スルヲ以テ奨励法トナシ、励行シツヽアリ。

一、農会

本会ハ会長一名、副会長一名及幹事五名ヲ置キ会員ヨリ之ヲ選挙ス。任期ハ三ヶ年。毎年一回総会ヲ開催、農事ニ関スル件ヲ協議シ、尋テ品評会ヲ開キ農産物ノ選抜ヲナシ優等者ニハ賞品ヲ附与ス。又主トシテ肥料ノ共同購入及蚕種ノ共同購入ヲナス。

一、在郷軍人会

本会ハ会長一名、副会長一名及幹事二名ヲ置キ、会員之ヲ選挙ス。任期ハ無期。年二回総会ヲ開催、村民全般ノ軍事思想ノ注入及在郷軍人ノ品位ヲ保持スル件及軍人ノ身上異動其他ノ件ヲ協議ス。別ニ奨励法ヲ設ケズ。

一、愛国婦人会

未ダ会則及奨励法ヲ設ケズ。

一、青年夜学会

小学校長之ヲ督シ、教員二名ヲ指名シテ教授ヲ受持チ、教科書ハ随意ナルモ多クハ農書ヲ用ユ。会開ノ期ハ其年十一月ヨリ翌年四月迄トス。別ニ奨励法ヲ設ケズ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

540　金沢処女会発会式

（一九一四）
大正3・5・4

○金澤処女会発会式　駿東郡富岡村金澤処女会発会式は去る一日夜八時より同村杉本藤十方に於て開会。杉本会長の開会の辞、会員及び来賓の演説ありて十一時閉会したるが、出席会員卅有余名にて頗る盛会なりしと。

（静岡新報）

541　須山村より図書館設置につき申請　（一九一五）大正4・12・23

図書館設置ニ付申請

本村ハ山村僻陬（へきすう）ノ地ニシテ、村民ハ一般ニ見聞狭ク自然世ノ文化ニ後ルヽヲ以テ、民業ノ発展ニ影響スルコト多大ナリト感ズ。今ヤ義務教育ノ延長ニヨリ、国民教育ノ程度ハ称々（ママ）進歩ヲ認ムト雖モ、未ダ以テ国民ノ素養ヲ作ルニ足ラス。故ニ小学六年卒業者ヲシテ、更ニ進テ高等小学若ハ其ノ他ノ学校ニ入学セシメントスルモ、交通不便ノタメ不可能ニ終ルヲ遺憾トス。然レトモ漸クニシテ実業補習学校ヲ設置シテ、之等児童ヲ収容シテ補習教育ヲ施スニ至レルハ喜ブベキ現象ナリトスルモ、二ヶ年修業後ノ指導ニ関シテハ未ダ良法ヲ得ルナク、只自修ヲ促スニ止マレリ。茲ニ於テカ曩ニ有志者ノ企画ニヨリ、社会ノ趨勢ニ鑑ミ民状ヲ察シ、後進子弟ヲシテ読書趣味ヲ感ゼシメ、読書力ニ依リテ一般普通ノ知識ヲ会得セシムヘク、村内二部落ニ文庫ヲ設ケ之ヲ青年会ニ附属セシメ閲覧ノ便ヲ与ヘシモ、未タ充分ナル功果（ママ）ヲ挙グルニ至ラズ。依テ今回御即位記念事業ノ一トシテ、其ノ規模ヲ拡張シ、之ヲ開放シテ広ク公衆ノ利便ニ供セントスルノ目的ヲ以テ公立図書館設置仕リ度ニ付、御認可相成度、別紙村会決議書相添ヘ、図書館令施行規則第一条ニヨリ左記事項相具シ、此段申請候也。

大正四年十二月二十三日

駿東郡須山村長　土屋和作

静岡県知事　安河内麻吉殿

記

村立御即位記念須山図書館収支予算書

収入ノ部

一金拾円　村費支出

一金参拾円　寄附金

合計金四拾円

支出ノ部

一金弐円　管理費

一金弐拾円　図書購入費
一金拾円　書架巡回文庫函及必要ノ器具調製費
一金参円　諸帳簿調製其他諸消耗品費
一金五円　諸雑費
一金〇　臨時費
　合計金四拾円
右ノ通ニ候也。
大正四年十二月二十三日　須山村長　土屋和作

図書館設置ニ関スル事項
一　名称　村立（御即位記念）須山図書館
二　位置　須山尋常小学校内
三　経費及維持方法
　村費并特志者ノ寄附金予算ハ別紙ノ通リ
四　敷地建物ノ坪数及図面
　建物ハ村立須山尋常小学校々舎ノ一部ヲ使用ス
(1)図書室五坪　(2)閲覧室三坪
　図面別紙ノ通リ
五　開館年月日　大正五年一月五日
六　館則　別紙ノ通リ
　以上

村立（御即位記念）須山図書館々則
第一条　本館ノ目的ハ実業、経済其ノ他各種通俗図書類ヲ備付ケ青年及公衆ノ閲覧ニ供シ、以テ本村教育ヲ進メ併セテ村民ノ生業及修養ニ資スルニ在リ。
第二条　本館ハ村立（御即位記念）須山図書館ト稱（ママ）シ、須山尋常小学校内ニ設置ス。
第三条　本館ハ村長之ヲ管理シ、小学校長図書保管ノ任ニ当リ、小学校職員本館一般ノ事務ニ従事スルモノトス。
第四条　本館ニ図書目録并必要諸帳簿ヲ備フルモノトス。
第五条　本館ハ左ノ方法ニヨリ図書ヲ備付クルモノトス。
一、須山尋常小学校備付図書ノ一部ヲ仮借スルコト。

村立 御即位記念 須山図書館設置略図

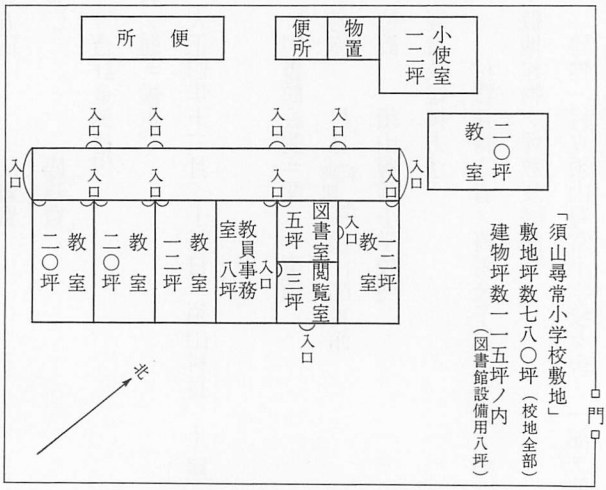

申受クルコト。

四、個人、団体、又ハ書肆等ニ就キ図書ノ寄贈ヲ請フコト。

第六条　本館ハ社会風教上、不利益ト認ムル図書ハ一切備付ケサルモノトス。

第七条　本館ハ青年会及公衆ノ便ヲ図リ、特ニ巡回文庫ノ制ヲ設ケ一定ノ期間閲覧セシム。

第八条　村内ニ左ノ巡回文庫区ヲ設ケ、年二回以上交互ニ両区ヲ巡回セシム。

甲、上村区　乙、田向区

第九条　巡回文庫閲覧所ハ、前条両区支部青年会事務所ヲ仮用シテ之ニ充ツ。

第十条　巡回文庫開閉時限及閲覧心得等ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十一条　巡回文庫ノ保管及事務ハ、各支部青年会長及其ノ他ノ役員之ニ当ル。

第十二条　本館ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄閲覧ヲ許

二、村費ヲ以テ図書ヲ購入スルノ外、有志者ヨリ寄附金ヲ申受ケ、必要図書ヲ購入スルコト。

三、本村或ハ他ノ有志者ヨリ蔵書ノ借用、若ハ寄附ヲ

スモノトス。但シ時機ニヨリ夜間閲覧ヲ許スコトアルベシ。

第十三条　閲覧者ハ左ノ各項ヲ遵守スヘキモノトス。

一、図書ヲ閲覧セントスルトキハ其ノ旨事務員ニ申出テ許可ヲ受クルコト。

二、館外ニ於テ図書閲覧セントスルトキハ理由ヲ具シ役員ノ許可ヲ受クヘキコト。

三、閲覧ノ図書ハ鄭重ニ取扱ヒ、苟モ汚損セザル様注意スベキコト。

四、館内ニ在リテハ静粛ヲ旨トシ喧噪ノ行為アルヘカラサルコト。

五、館内ニ於テ音読シ又喫煙スベカラサルコト。

六、本館ノ規定ヲ無視スルカ若ハ事務係員ニ於テ不都合ノ行為アリト認ムル者アルトキハ、閲覧ヲ拒絶シ直ニ退館ヲ命シ、其情状ニ依テハ或ル期間ヲ指定シテ図書ノ閲覧ヲ謝絶スルコトアルヘキコト。

第十四条　閲覧人、図書ヲ破損又ハ紛失スルトキハ、同一ノ図書若ハ相当ノ価格ヲ以テ之ヲ弁償セシムルルモノトス。

第十五条　本館ハ村費又ハ特志者ノ寄附金ヲ以テ維持経営スルモノトス。

第十六条　本館則(ママ)施行ニ関スル必要ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム。

村会決議書

一図書舘設置ノ件

(1)名称　村立御即位紀念須山図書舘

(2)位置　須山尋常小学校内

(3)経費及維持方法

経費ハ村費并ニ特志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

村長管理ス

(4)舘則ハ別ニ之ヲ定ムルコト

右大正四年十二月十二日提出

同　　日決議

駿東郡須山村長　土屋和作印

（裾野市役所　須山支所所蔵「決議書綴」）

542　軍事思想普及の為、陸軍将校の派遣　大正4（一九一五）・12・28

三第八一九号

大正四年十二月二十八日　駿東郡第三課長印

各町村長殿

明年二、三月ノ交、町村青年会其ノ他ノ有志及各学校等ニ於テ、軍事思想普及ノ目的ヲ以テ、陸軍将校派遣方御希望ノ向有之候ハヽ、左件御了知ノ上、明年一月十二日限リ左記要件ヲ具シテ当役所ニ御申出相成度、第十五師団司令部ヨリ本県ヘ通知有之候趣ヲ以テ其ノ筋ヨリ被申越候条、御部内各学校及青年会其ノ他、御心当リヘ御伝示、前記ノ通リ御取計相成度、此段申進候也。

追テ御要求ノ全部ヲ充足シ得ルヤ否ヤハ予メ確定難致趣ニ候条御了承置、又旅費ハ不明ナルモ軍隊ヨリ派遣ニ付、招聘者ニ於テ負担ニ及ハスト被存候。尚又期限ヲ経過セサル様致度申添候。

左記

一、派遣地域ハ第十五師管内ニ限ル。

二、可成未タ軍事講話ヲ実施セサル地方ヲ選定スルヲ要ス。但シ交通路ノ関係等、特ニ事情アルモノハ此限ニアラス。

三、講話ノ為、一地方ニ滞在スルコトハ一日限リトス。

四、学校、青年会其ノ他ノ有志ハ、可成合同ノ上企画スルヲ要ス。

五、実施ノ月日時刻及場所。

六、講題等ニ特ニ企望（ママ）アルモノハ其ノ企望ヲ明記スルヲ要ス。

七、従来現役将校ヲ聘シテ軍事講話ヲ実施シタル地方ハ其回数ヲ明記セラレタシ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

543　**冬季有志講習会開催通知**　（一九一六）**大正5・12・12**

別記

一、日課、専ら町村自治並に青年指導に関する事項及心身強健法等の研究にして、日常起居の間に於て互に意見を交換す。

二、場所、駿東郡桃郷学習院遊泳部寄宿舎。但し天幕使用のことあるべし。

三、期間、大正五年十二月廿八日午后（ママ）三時集合
　大正六年一月二日午前十時解散

四、服装及携帯品、制服ある学校生徒は制服制帽、其の他は詰襟洋服又は適宜の服装。毛布二枚以上（寝具用）白木綿七尺（腹巻）寝衣及外套（適宜用意）手拭二筋、紙、雑記帳、鉛筆、小刀等。

五、費用総て実費負担と雖も差当往復の車馬賃自弁の外に食費一人一日参拾銭当五日間分、雑費として壱円五拾銭、計金参円を到着当日前納するものとす。但し精算の上、過不足により返還又は追徴す。

六、申込改良半紙に住所氏名、生年月日、在校名（又ハ職業）を記し十二月廿日迄に静岡師範学校気附冬季有志講習会宛御申込ありたし。

（此ノ第六項ハ青年会員及実業補習学校生徒ニ限リ期日迄ニ郡役所ニ申込ムコト）

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

544　**公民思想の涵養奨励**　（一九一六）**大正5・12・14**

三第六三七号

大正五年十二月十四日

第三課長印

須山村長殿

依命通牒

地方自治ノ実績ヲ挙ゲ国利民福ヲ増進セムニハ公民思想ノ涵養ヲ緊切トシ、公民思想ノ涵養ハ青年時代ニ於テス

ルコトが最モ捷経且有効ナルコトハ申ス迄モ無之ニ付、自今実業補習学校ノ経営及青年ノ指導ニ関シ左件御配意相成事実ノ上ニ現ルヽ様致サレ度候。

記

一、公私立実業補習学校ノ教料中ニ公民科ヲ特設シ或ハ修身、国語ニ附帯シテ便宜之ヲ教授スルコトヽシテ此ノ趣旨ニ副ハサル学則ハ之ヲ変更スルコト。

二、公民科ノ教授ハ成ル可ク町村長又ハ町村吏員中適当ノ者、若クハ町村有志者中経歴相当ニシテ声望アルモノニ嘱託スルコト。

右差当リ該当者ナキトキハ町村立小学校教員中、適当ナル者其ノ任ニ当ルコト。

三、町村青年会員ヲ常ニ自治的ニ訓練シ、且時ニ臨ミ機ニ応シ公民思想ノ涵養ニ務ムルコト。

四、町村青年会役員ヲシテ会員ノ公民思想涵養方法ニ関シ、常ニ研究企画セシムルコト。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

545　深良村青年会々則　（一九一六）大正5

深良村青年会々則

第一章　名称及目的

第一条　本会ハ深良村青年会ト称シ事務所ヲ深良尋常小学校内ニ置ク。

第二条　本会ハ教育勅語并ニ戊申詔書ノ御趣旨ニ基ツキ協力一致風俗ノ改善、智能ノ錬磨、実業及経済ノ発達ヲ謀リ、以テ善良ナル日本国民タルニ恥チランコトヲ期スルニアリ。

第二章　会員

第三条　会員ヲ分チテ左ノ三種トス。

一、名誉会員、本村役場吏員、学校職員、本村駐在巡査、村会議員其他特ニ本会ノ為メニ功労アリタルモノ并ニ本村僧侶ヲ推薦ス。

二、特別会員

イ、在郷軍人

ロ、前会員ニシテ特ニ功労アリタルモノ

三、通常会員

満十四歳以上二十五歳以内ノ本村居住者トス。

第四条　会員タルモノハ常ニ長者ヲ敬ヒ幼者ヲ愛シ奮励努力事ニ従ヒ、以テ本会ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期スヘシ。

第三章　役員及会議

第五条　本会ニ左ノ役員ヲ置キ全会員中ヨリ通常会員之ヲ推薦ス。

一、会長一名　二、副会長一名

三、幹事若干名　但シ会長推薦ス

四、支部長九名　但シ支部長ハ支部会員之ヲ選挙ス

五、評議員十一名　但シ各支部ヨリ一名ズツ選出ス

（切遠、上丹、須釜支部ハ二名トス）

第六条　役員ノ職務左ノ如シ。

一、会長ハ本会ヲ統督指導ス。

二、副会長ハ会長ヲ補佐シ本会ノ事務ヲ掌理ス。

三、幹事ハ会長ノ命ニヨリ本会ノ事務ヲ分担ス。

四、支部長ハ常ニ本部トノ連絡ヲ保チ支部ニ関スル事務ヲ担当シ一切ノ画策経営等ニ任シ、其発展ヲ期スルト共ニ支部会員ヲ代表シテ本会ノ決議ニ参与ス。

五、評議員ハ会長ノ招集ニ応シ本会ノ重要ナル事件ヲ評決スルト共ニ、本会発展ニ関スル一切ヲ建議スルノ権ヲ有ス。

第七条　役員ハ総テ各誉職トシ其ノ任期ヲ弐ケ年トス。

第八条　任期満了再選スルコトヲ得。

第九条　役員会ハ春季ニ於テ会長之ヲ招集シ、事業ノ施設経営、総会予算決算及会則ノ補修改正、其ノ他重要事項ヲ決議ス。

第四章　事業及ヒ帳簿

第拾条　本会ノ目的ヲ達スル為メニ左ノ事業ヲ行フ。

一、実業ノ奨励　二、農作物ノ試作

三、講習会　四、旅行及運動会

五、基本財産ノ蓄積　六、共同作業

七、品評会其ノ他

第十一条　春秋二季ニ於テ定期大会ヲ開キ会務ノ報告講話会及ヒ善行者ノ表彰ヲ行フ。

第十二条　前十条諸項ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十三条　本会ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ会務ヲ整理ス。

一、会則　二、会員名簿　三、沿革誌
四、役員名簿　五、記録簿　六、日誌
七、寄附名簿　八、会計簿　九、帳簿目録
一〇、其他必要帳簿

第五章　会計

第拾四条　本会ハ左ノ収入ニヨリテ維持ス。

一、共同作業ヨリ得タルモノ　二、公費補助金
三、特志者ノ寄付金　四、会費

第拾五条　会計事務ハ幹事之ニ当ル。

第十六条　役員ハ毎年二回会計事務ヲ監査ス。

第六章　入会退会

第十七条　本会ニ入会セントスルモノハ其旨支部長ヲ経テ会長ニ申出デ其承認ヲ受クルモノトス。

第十八条　退会セントスル者ハ其ノ旨支部長ヲ経テ会長ニ申出デ其承認ヲ受クルモノトス。

第七章　賞罰

第拾九条　本会員ニシテ其ノ行為、他ノ模範トスルニ足ルモノアルトキハ役員会ノ決議ニヨリ表彰スルモノトス。

第二十条　本会員中若シ怠惰不品行ニシテ本会ノ体面ヲ汚スカ如キ行為アリト認メタルトキハ役員会ノ決議ニヨリ退会ヲ命シ、又ハ除名スルコトアルヘシ。

第廿一条　退会若クハ除名ノ処分ヲ受ケタルモノニシテ改心ヲ認メタルトキハ、役員会ノ決議ニヨリ満一ケ年後ニ於テ復会セシムルコトアルベシ。

（裾野市役所　深良支所所蔵「駿東郡深良村沿革誌」）

546　須山村青年会の事蹟の大略　（一九一五）**大正4**

須山村青年会ノ事蹟ノ大略

一　沿革と現在(ママ)織

本会ハ明治廿七八年戦役後国状ニ鑑ミ各部随意ニ会ヲ起シ、明治二十九年十一月三日田向部青年会成立、引ヒテ明治三十三年十一月三日上村部青年会成立シ、各部落ニ於ケル徳望学識高キモノヲ会長ニ推シ、学校職員顧問トシテ指道(ママ)ノ任ニ当リ、村民又ヨリ青年開発ニ力ヲ尽スニ至レリ。後明治三十五年田向部落ニ夜学校舎ノ建築成リ、次デ明治卅八年上村部ニ夜学校舎竣工シ、茲ニ於テ両部共青年ヲ収容シテ補習(ママ)教育ヲ施ス事トナリ、昼ハ農業ニ労シ夜ハ学ヲ習ヒ教ヘヲ聞クノ機運ニ達シヌ。明治四十三年両部協議ノ上統一シテ須山村青年会ト称シ、会長ニ村長土屋和作、副会長ニ校長勝田秀作ヲ推シ、名望家并ニ学校職員ヲ顧問トシ、夫々役員ヲ定メ会則ヲ作成シ、会一同其実行ヲ期シ愈々面目ヲ改ムルニ至レリ。明治四十四年村長土屋和作、助役渡辺郷作、私立須山実業補習学校トシテ認可ヲ乞ヒ許可セラレ、学校職員ニ教授ヲ依嘱シ季節ヲ定メ補習教育ヲ施シツヽ今日ニ至ル。会則ハ別紙写ノ通リ。

二　団体員ノ結束指導方法

青年ノ指導ニ関シテハ既ニ補習学校ヲ設立シ、尋常科六年卒業以上丁年未満ノ者ニ対シ補習教育ヲ施ス外、年二回ノ大会ヲ開キ名士ヲ招キ講演ヲ乞ヒ、又ハ会員双(ママ)互ノ思想発表ヲ奨励シテ修辞法ノ練習并ニ演説ヲナサシメ、又ハ時々教員ノ講話ヲ聞カシメ、一致共同ノ下ニ勤勉質朴ノ気風ヲ養成センタメ常ニ誘掖指導ヲナス。

三　施設経営事項ト其ノ成績

自治体観念修養ノ一端トシテ公共的共同作業ヲ執ラシメ、年々富士登山道ノ修復工事ヲ嘱託シ并ニ村内里道ノ修理、村有林学校基本林ノ下刈及道標ノ監督修理等ヲナサシム。

外ニ桑園ノ試培、各種苗木ノ仕立植林、入営者并ニ其家族ノ慰問、祖先崇拝ニ関スル実行、大正貯金、娯楽

機関ノ設備、夜警、其他ノ労働等ニシテ青年ノ気風追々質実ニ進ミ、事業何レモ着々実績ヲ挙ゲツヽアリ、村民ノ信頼ヲ担フニ至レリ。

四　青年ノ智徳修養方法

図書館ヲ設置シ、上村・田向両部補習学校ニ文庫ヲ備ヘ、新刊図書ヲ購入シテ青年ノ読書ヲ勧メ、又一般村民ノ閲覧ヲモ許シ智識増進ニ資ス。見聞ヲ広ムルタメ年一回修学旅行ヲナシ社会趨勢ヲ観察セシム。精神的方面ニハ常ニ神ヲ敬ヒ祖先ヲ崇拝ニ関スル実行ヲ促シ、神社ノ洒掃（さいそう）、忠魂碑建設地ノ整理ヲ担当セシメ、村内老年者ノ慰安等ヲナサシム。

雑

壮丁者ノ教育ハ年三ヶ月ニ渉リ実行シ、実科ハ除隊兵重（ママ）ニ受持チ、学科ハ除隊兵若シクハ教員ニ依嘱セリ。

大正元年ヨリノ実行項目ハ大正貯金ト五分刈筒袖トシテ、今日現ニ実行シツヽアリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

第六節　村の政治と人々の暮らし

(1)　戦中・戦後の行財政

547　深良村村内取締同盟規約書

（一八九四）明治27

村内取締同盟規約書

一近来各地方ニ無頼ノ徘徊シ此処彼処ニ於テ賭博アルヲ見聞スル事、或ハ偸児ノ被害ヲ蒙ルモノアリ。博徒多ク徘徊スルトキハ其流害亦少カラズ。是レガ為メ良民ノ子弟等誘惑セラレテ正業忘却シ、終ニ窮困ノ惨状ヲ見ルモ難計。依テ本村内ニ於テハ旧来ノ弊風ヲ矯メ益々正業ヲ励ミ遊惰ニ陥ラン事ヲ防カンガ為メ、茲ニ同盟規約ヲ設ク。

第一条　本村ヲ三分シ（壱部天田上　壱部天田下　壱部大字岩波トス）各壱部ニ正副取締各壱名宛ヲ置キ、三部ヲ左ノ拾区ニ小分シ一区ニ各一名宛ノ世話係リヲ置ク。

壱部　（震橋）（町田）（南堀）（和田、市場）（切久保、遠道原）

弐部　（上原）（上丹）（原、須釜）（新田、前ノ原）

参部　（大字岩波）

第弐条　正副取締人及ヒ世話係リハ左ノ事項ニ拠リ撰定スルモノトス。

一　正副取締人ハ壱弐各部内ノ組親内ヨリ、又世話係リハ其区内ニ居住セル人民ヨリ、投票ヲ以テ定ム。

二　高点者ハ事故ナクシテ其当撰ヲ拒ム事ヲ得ス。

三　任期ハ各二ケ年トシ、任期中ハ故ナクシテ退職スル事ヲ得ズ。

但、任期中ト雖モ事情ニ仍リ村長ヨリ其改撰ヲ命スル事アルベシ。

四　満弐ケ年ノ後、改撰ハ再撰スルモ妨ケナシ。

第三条　正副取締人及世話係リハ総テ無給トスト雖モ、其事件ノ軽重繁閑ニ依リ臨時実費ヲ支給ス。

但、此規約ニ依リ生スル実費徴収法ハ、其違背者ヨリ取立タル科怠金ヲ以テ是レニ充テ、尚ホ不足ノ分ハ同盟人一同協議ノ上、其徴収法方ヲ議決スルモノトス。

第四条　正副取締人ハ勿論、各区世話係リハ互ニ其気脈ヲ聯通シ、平素聞知シタル事ハ他区ノ者ト雖モ其区ノ世話係リニ通報スルモノトス。

第五条　正副取締人及各区世話係リ人名ハ村役場及所轄警察署ヘ届置クヘキ事、及異動ヲ生シタルトキ又同シ。

第六条　他ノ人民ニシテ本村ニ居住及滞在セントスルモノハ本籍寄留ヲ問ハス、居住ノ日ヨリ拾日以内ニ当村役場ヘ其届ヲ為シ、他ヘ出スルモノモ又同シ。其他宿屋営業ニ非スシテ旅人及諸芸人或ハ他人ヲ故ナク宿泊寄寓セシム可ラズ。

第七条　同盟人ハ宿屋及飲食店営業者ヲ問ハス、総テ身元詳ナラサルモノ、賭博ヲ為スモノ及無頼ノ徒、其他平生所行正シカラサルモノハ寄寓セシム可ラズ。

第八条　総テ私有及共有ノ田畑作物ハ勿論、山林原野又ハ畦畔等ノ草木竹等ヲ猥リニ伐採シ又ハ苅取ル可カラス。

第九条　本村内ノ用水路ニ対シ謂レナク堰留メ、或ハ許可ヲ請スシテ劇薬器物ヲ以テ魚鳥ヲ捕ヘ、又ハ用水ニ妨害ヲナシ、及衛生上ニ関スル一切ノ障礙ヲ為サシムヘカラズ。

第拾条　碁・将基（棋カ）タリトモ凡テ物品ヲ賭ケ勝負事ヲ為ス可ラズ。

第拾壱条　花札及其他之レニ類似セルモノハ物品ヲ賭ルト否トヲ問ハス、決シテ弄スベカラス。

第拾弐条　諸芸人演芸等総テ看客員ヲ集合セシムル場合ニハ、木戸銭ヲ取ルト否トニ関ハラズ、村内ノ承諾アルニ非サレハ是レヲ為ス可ラサル事。

第拾三条　戸主ハ其子弟ニ対シ本規約ヲ守ラシムヘキモ

ノトス。

第拾四条　前数条ノ外、同盟人ハ左ノ各項ヲ遵守スル事。

一　賭博及賭博ヲ誘導セサル事。

二　賭博ヲナスモノニ房屋器具ヲ貸与シ若クハ自己ノ所有地内ニ於テ賭博アルヲ黙認セサル事。

三　凡テ賭博者ノ用ヲ弁セサル事。

四　強迫ケ間敷所為ヲナシ他ニ迷惑ヲ掛ケルモノアルトキハ、是レガ取押ヘニ助力シ取締人ニ通報スル事。

五　賄博ヲ為ス事ヲ認知シタルトキハ、速ニ其筋ニ密告スル事。

但、犯罪ノ事情ニ拠リ同盟人ハ何人タリトモ巡査駐在所或ハ巡回巡査ニ告知シ、又ハ事実ヲ明記シ無名ニテ駐在所ヘ投書シ、巡査ノ助力ヲ乞フ事アルベシ。

第拾五条　総テ此規約ニ違背セルモノアルトキハ、同盟人ハ直チニ臨機ノ処分ヲ為シ正副取締人或ハ世話係ニ通知シ、此通知ヲ受ケタル者及正副取締人ハ其違反者ヲ取調ノ上、科怠金トシテ金三拾銭ヨリ少カラス壱円ヨリ多カラサル違約金ヲ出サシメ、又ハ三日ヨリ少ナカラス十日ヨリ多カラサル里道修繕ヲナサシムベシ。其工事ハ村役場ノ差図ニ随フベシ。

第拾六条　本規約書改正ノ場合ニ於テハ謄本壱部ヲ所轄村役場及警察署ヘ届出スル事。

右規約ハ所轄警察署ヘ届済ノ上、施行候ニ付テハ同盟人堅ク相守可申候。依テ村民一同連署候也。

駿東郡深良村

鈴木秀太郎㊞

（ほか二七九名）

（裾野市役所　深良支所所蔵「村内同盟規約ニ係ル書類」）

548　須山村分離の件

（一八九八）明治31・5・19

一須山村分離ノ件ハ年来同村ノ希望ナリシニヨリ、明治廿九年中、富岡村須山村組合村会ノ決議ヲ経テ分離出願候処、詮議ノ次第有之旨ヲ以テ延期相成居候処、明

治三十年九月ニ至リ郡制実施セラレタルニヨリ、郡制第五条ニヨリ郡会議員ノ全数ヲ改選セサレバ詮議難及旨ニテ、未タ許可相成ラサルモ、須山村ニ於テハ大旱ノ雨ヲ望ムカ如ク一日千秋ノ思ヲナシ督促有之。故ニ去ル三月中、委員同道出県ノ上知事・書記官ニ面陳セシモ、郡長ノ職権トテ要領ヲ得ズ、遂ニ今日ニ至リシニ、昨今ニ至リ郡長ニ於テハ郡会議員半数改選ノ期、即チ明治三十二年九月ニ至リ許可可致旨ノ内命モアリ、富岡・須山両村会ノ決議ヲ要スル旨ニ付キ猶両村会ノ決議ヲ以テ分離請求セラレン事ヲ望ム。

（千福　横山正美所蔵「村長事務引継演説書」）

549　須山村愛鷹神社の合祀届　（一九〇二）明治35・1・9

合祀御届

静岡県駿東郡須山村

無格社　愛鷹神社

右神社従来信徒ヨリ祭祀都度経費ヲ支弁シ来リ候ニ付、今回維持資本金ヲ醸出シ規定ノ経費支弁仕度、種々計画仕候得共、到底維持シ得ベキ資本ヲ得ズ候ニ付、静岡県駿東郡須山村郷社浅間神社ニ合祀仕度、此段御届申候也。

明治三十五年一月九日

右信徒惣代

杉山権作印　須山村七拾八番地

土屋浅治印　同村弐十番地

勝田秀作印　同村六十弐番地

郷社浅間神社社司

渡邉量次郎印　同村九十一番地

同社氏子惣代

渡邉福蔵印　同村百三番地

同　菅沼平八印
同村百五十五番地
根上松蔵印
同村二十八番地

静岡県知事　志波三九郎殿

前書ノ通相違無之候也。
明治三十五年一月九日

駿東郡須山村長　勝田房平

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

550 下和田の改革約定証

（一九〇二）明治35・2・18

約定証

一近年ハ非常ノ諸物価下落、為メニ金額（ママ）不融通ニテ一般ノ困難ニ際シ、当字一同協議ノ上、約定左ニ。
一本年ヨリ向フ五ヶ年間験約（倹カ）ノ事。
一改革年次ハ字費ニテハ酒宴等一切謝絶スル事。
但、他人ニ対スル事故及非常ノ事ニ付テハ験約（ママ）スル事、此限リニアラス。
一婚礼又ハ葬式等ニ付テハ最寄委員弐名ヲ置キ、上中下ヲ以テ委員ニ任セ、験約（ママ）所分取計可申事。
一万神講、其他講事及諸振舞等ニ付テハ酒弐合徳利壱本壱名宛、其他更ニ謝絶スル事。
一普請等ニ付テハ飲食物更ニ謝絶スル事。
但、蔵普請・隠居・居宅新築・立替等ハ其限リアラス（ニ脱カ）。
一諸勧化（かんげ）・物貰・押売等ハ謝絶スル事。
一消防組ハ当字火災・他出火災・大演習ノ節ハ酒壱樽、小演習ノ節ハ酒五升、当字ヨリ差上可申事。
但、他火災ノ節途中ニテ立帰リ候節ハ御礼等更ニ無之（これなき）事。
一青年ハ振舞ノ所（かしょ）ヲ招待無之時ハ、更ニ相望ミ申間（まじく）敷候事。
但、青年ヨリ祝儀差向ケ候義ハ更ニ無之事。
一旧盆・年暮・諸節句ニ付テハ餅及飲食物ニ限リ相配リ

候義、更ニ無之候事。

一民費検査係リ、組長・協議委員以外ノ者弐名ヲ置、協議費割又ハ惣代事務引継ノ際、惣代事務取扱帳簿取調可申事。

但、名誉職トス。

一当字神社祭典ノ義ハ資本金利子ヲ以テス。其余ハ更ニ致間敷候事。

右ハ一同協議ノ上確定仕候ニ付、違議無之様連印仕候也。

駿東郡富岡村下和田

明治参拾五年弐月拾八日　　杉本佐十郎㊞

（ほか六八名）

検約（倹カ）委員

（ほか九名）

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

551　須山村基本財産処分に関する顚末　明治35・36（一九〇二・一九〇三）

「議第二十九号」（朱筆）

株式会社伊豆銀行株百株　壱株五十円券

此ノ額面五千円也

右銀行株式（須山村基本財産）時価ヲ以テ売却シ、其ノ代金ハ確実ナル土地ヲ抵当ニ設定シ人民貸付保管ノ件

但シ時価金参千弐百円（一株ニ付金参拾弐円平均）

提出理由　明治卅四年度以向伊豆銀行行務ノ措置、其ノ当ヲ失シ株金ノ欠損ヲ生シタル為メ、従来一割ノ利益配当ヲナシタルモ以後僅ニ最低四分最高六分ノ配当ニ不過（すぎず）。実ニ須山村ノ損害重大ニシテ、到底伊豆銀行急速回復ノ見込立タズ。之レガ回復ヲ待タンヨリハ（ママ）ムロシ売却シ確実ナル方法ヲ以テ人民ニ貸付クル方、得策ニシテ利益アリ。

明治卅五年十月二十八日提出

同　　日決議

駿東郡須山村会議長

須山村長　勝田房平㊞

同　　村会議員　土屋偉久

（ほか五名）

（「決議書」須山村役場）

甲議第一二九号

町村其他地方公共団体基本財産等ノ蓄積ニ就テハ、近時一層之レカ企画経営ニ注意シ、特ニ条例ヲ設定シテ之ガ励行ヲ期セントスルモノ、亦増々増加シ来ルノ情況ニ有之候ヘ共、其管理ノ方法宜シキヲ得ス、為メニ失体ヲ演出セルモノ往々有之。蓄積ノ前途ニ関シ甚タ憂慮スヘキ義ニ付、之レカ管理監督方、一層留意セラレ度。而シテ財産中殊ニ現金ハ其運用上、概テ其団体内ノ人民ニ貸付又ハ預入ヲ為セルノ例アルヲ以テ、其間ニ自ラ情弊ヲ生シ、或ハ担保ナクシテ資力不相応ノ貸付又ハ預入ヲ為シ、或ハ弁済期ヲ経過スルモ之レヲ等閑ニ付スル等、管理ノ方法兎角疎慢ニ流レ易ク、其利殖ノ算定モ徒ラニ有名無実ニ帰シ、遂ニ収利ハ勿論、元本ノ回収ニモ困難ヲ極メ之レカ整理ニ苦ミ、偶々非常ノ凶歉ニ遭遇シ救恤其他臨時ノ経費ヲ要スルノ際、尚且ツ多年ノ蓄積モ之ヲ利用スルヲ得サリシ事例モ有之。旁々特ニ之レカ管理ノ方法ヲ確立鞏固ナラシムルハ、目下ノ急務ニ可有之ト存候。就テハ今后個人ニ対シ貸付又ハ預入ヲ為スカ如キハ可成之ヲ避ケ、事情ノ許ス限リハ勗メテ公債又ハ農行銀行株券ヲ購入セシメ、其他或ハ郵便貯金又ハ確実ナル銀行ニ預入ヲ為サシメ、収利ノ多カランヨリハ寧ロ収利ノ確実ナルヲ旨トセシメ、之レカ管理督監ヲ厳密ニセラレ度、若シ又個人ニ対スル貸付等ヲ遽ニ廃止シ難キ事情アル場合ニ於テハ、相当ノ担保ヲ徴シ以テ管理上遺算ナキヲ期セシメラレ度、其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之、依命此段及通牒候也。

明治三十六年四月二日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　勝田房平殿

（「議事関係書類」須山村役場）

（朱筆）「甲議第一四一号」

基本財産処分ノ件ニ付、別紙ノ通リ稟請ノ処、其事由タ

ルヤ、伊豆銀行株券ヲ売却シテ村民ニ貸付ケントスルニ過キザルヲ以テ、到底許可六ケ敷、篤ト思考候条、篤ト御再考被成度、別紙一ト先返戻、此段及照会候也。

明治三十六年四月十日

第一課長

駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　勝田房平殿

（「議事関係書類」須山村役場）

（裾野市役所　須山支所所蔵）

552　深良村の改革規程

（一九〇四）明治37・3・31

深良村改革誌

時局益々進行シ民費多端ノ折柄、今ヤ帝国議会ハ地租ノ増徴・諸税増収等、国民軍国ノ財用負担スル責任愈々増加セラルヽニ当テ、剰サヘ第壱回国債募集ノ挙アリ。幸ニ我帝国臣民ノ義挙衆人ノ驚クベキ極点ニ達シ、国債一億ニ対スル五億以上ニ達スル応募額超過ヲ見ル。是レニ反シテ彼レ敵国ハ我十倍ノ民ヲ有シ、領土ハ我幾倍ヲ知ラズ。聞ク所ニ依レバ、彼レ僅カニ四億ノ国債ヲ外債ニ仰グト聞ク。豈此ノ比較的相違セル、欣喜雀躍ニ堪ヘザル所、然リト雖トモ国民ノ義務ハ后来如何募集アルヲ知ラズトセンヤ、将ニ此時ニ当テ此挙アリトセバ、五千万同胞奮テ之レニ応募シ、軍国ノ財用ヲ強固ニシ、出征戦士ノ家族保護、国税増徴等、頗ル責務ノ重大トナルヤ必セリ。畏クモ我　天皇陛下ニハ御秘蔵ノ古金銀ヲ以テ国債ニ応募セラレ、皇后陛下ニハ御頭ノ御飾リヲ全廃セラレ恤兵部下賜セラルト拝承ス。我皇室スラ是レ斯ノ如シ。国民トシテ感泣奮起セザランヤ。将ニ此ノ時ニ当テ我深良村千九百有余ノ同胞、協同一致、旧慣贅費ヲ削リ、益々勤倹蓄財ノ良俗ヲ守リ、余裕ヲ貯ヘテ以テ軍国ノ用途ニ応スルノ準備アルヲ要ス。是レ陸海軍人軍務ニ服シテ躬カラ剣銃ヲ秉リ砲烟弾雨ノ間ヲ馳突スル陸海軍人ノ尽忠報国ノ誠意、鋤鍬ヲ操テ田圃ニ拮据シ以テ軍国ノ財用ヲ負担スル任務モ、報効尽忠ノ赤誠ハ是レ同一ナリト

ス。是ニ於テカ深良村全村一致協心同力、別紙各項ノ旧慣ヲ沿革（改カ）シ、進ンデ文明的勤倹蓄財ノ良俗ノ基礎ヲ立テ励行センカ、唯リ今日有事ノ時ニ際シテ報効ノ実ヲ尽クスニ遺憾ナキノミナラズ、本村将来ノ昌栄亦以て期スベキノミ。聊カ我深良村沿革（ママ）規程ヲ設定スル所以ナリ。之レヲ本村会・常設委員会ノ協賛ヲ経テ、以来全村民契テ是レヲ励行シ且ツ実行セラレン事ヲ望ム。

深良村改革規程

第壱条　新年ハ元旦ニ学校拝賀式ヘ一同参列シ、拝賀式終テ一同新年祝ヲ述ベ散会スル事。依テ各自門礼ハ全廃スル事。

但シ親戚ハ此限リニアラス。且ツ年礼ニ手拭或ハ紙等ヲ持参スルヲ廃シ、名刺ヲ差出ス事。

第二条　婚礼ノ節ハ膳部ハ可成質素ヲ旨トシ、酒ハ一人ニ付徳利一本トス。且ツ聟見又ハ「オカタミ」ト称シ赤飯ノ送受スル事ヲ禁ス。

但シ是迄祝儀ノ外米壱升贈ヲ例トスルガ故ニ右壱升ハ全廃ノ事。

第三条　伊勢参宮ノ際ハ招待ヲ受ケタル者ノ外ハ祝儀ト カ或ハ草鞋銭等ハ贈ル事ヲ禁ス。且ツ参宮者帰郷ノ際、下向ト称シ、駄荷ヲ附シテ馬印ヲ立テ、其他種々飾リヲナシ帰宅スル等ヲ禁ズ。

但シ前条ノ通リ壱升義理モ禁ズ。且ツ猥リニ参宮者ヲ周旋スベカラズ。

第四条　初節句ハ親戚ト雖トモ雛ヲ贈ル事ヲ禁ジ、総テ五節句ハ家祝ノミニテ、他ヲ一切招待ヲナス等ヲ禁ズ。

但シ重箱ノ送受ヲナス事ヲ禁ズ。

第五条　葬祭膳部ハ質素ニシテ、酒ハ一切禁ジ差出サヾル事。

第六条　組合ノ者ノ内、親戚等ニ死亡者有リタル時ハ、遠近ヲ不問是迄一同悔ミニ参リタル処、是レヲ廃シ代人ヲ立テ香奠ヲ取纏メ一人ニテ参ル事。香奠ノ外物品ヲ贈ル事ヲ一切禁ズ。

但シ村内ニ死亡者有リタル節ハ、村内ノ者ニ縁故者

アリテ普通悔ミニ参リタル時ハ飲食物一切差出サヽル事。

第七条　盆祭ニ生身玉ノ送受ヲ禁ズ。

第八条　譜請（普カ）・屋敷替等ニハ依頼ニ（ママ）受ケタル者ノ外、猥リニ手伝ニ行クベカラズ。且ツ家見舞ニテ祝儀或ハ壱升等贈ル事ヲ禁ス。

但シ前顕ニ係ル総テ振舞ニ対スル手伝人ニハ男女ニ不拘本人ヨリ依頼ナキ者ハ猥リニ手伝ニ行ク事ヲ禁ズ。

第九条　諸興行ハ一切禁ズル事。

第十条　諸勧化・物貰・押売等ハ一切謝絶スル事。

第十一条　「ハマオリ」ハ全廃ノ事。

第十二条　親戚ハ勿論近隣ニ於テ初産有リタル際、俗言（帯立ト称ス）子供ニ対シ衣類ヲ送ル事アリ。是レヲ廃スル事。

第十三条　日待講毎一切全廃ノ事。

但シ無尽頼母子ハ此ノ限リニアラズ。

第十四条　平素職人其他雇人ヲ雇ヒタル時ハ、酒ハ一切全廃ノ事。

第十五条　若者ノ月見及春祈禱等ハ廃シ、右出費ハ貯蓄スル事。

右条項ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス。

右条項実施スル為メ、各最寄ニ一名或ハ二名ノ世話係ヲ撰出シ、実施スルモノトス。

右規定ハ村内一般協議ノ上実施励行スルモノトス。

明治三十七年三月三十一日

深良村常設委員

岩波　井上伊三郎

新田　勝又源吉

上丹須釜　小林熊治郎㊞

原　高橋廣蔵㊞

上原　志村弥十郎㊞

切久保　林信次郎㊞

遠道原　近藤房吉㊞

和田市場　松井豊吉㊞
南堀　大庭小次郎㊞
町田　大庭政次郎㊞

（裾野市役所　深良支所所蔵「村内同盟規約ニ係ル書類」）

553　須山村戦時財政の状況

（一九〇四）明治37・6・2

（朱筆）「税第八六号」

別紙戦時財政ノ状況及御送付候也。

明治三十七年六月二日

駿東郡須山村長　渡邉春吉

沼津税務署長　石山忠政殿

戦時財政状況　　須山村

㈠各種ノ献金及国庫債券募集ノ状況及結果

振古未曽有ノ国難ニ方リ、国家ノ安危栄辱ノ繋ル秋ナレバ、報国尽忠ノ誠意ヲ以テ武装シテ起ツノ義務ハ、国民トシテ本村百六拾七戸ノ主権者ハ、其負担ニ堪ユル限リハ応分ノ軍資及国庫債券ニ応ゼント欲スル思想ヲ抱有ス。然レトモ中ニハ只一時ノ競争的ヨリシテ、農業ノ財料（ママ）・肥料ノ資本ヲ挙テ応ゼントスル者ナキニシモ非ザレバ、茲ニ注意ヲ要シタルハ、財源涸渇ノ窮体ニ陥ラザラン方法、即チ生産増殖ノ利潤ヲ得ル目的ヲ以テ、将来ヲ鑑ミテ積極的進取ヲ採ル方針ヲ促シ、竟ニ其結果、軍資献納者弐人内十円壱人、弐円壱人、恤兵部へ献納者弐人内拾円壱人、物品壱人、国庫債券ノ配当額ハ八百円ナルモ、応募者三十一人ヨリ壱千四百円、農会ヨリ四百弐拾五円ノ応募アリタリ。配当額八百円ニ対シ殆ンド三倍ノ増額ニ達シタルハ、戸数ニ比シ栄誉トスル処ナリ。

㈡地方財政ノ消長

本村ハ本郡北部ノ一小村ニシテ水田ハ皆無、重ナル生産ハ養蚕・木炭及玉蜀黍・三椏等ニテ、其得ル処ノ利潤ハ幾分カ年次増加ヲ見ルモ、三十二年七月ヲ以テ富岡村ノ組合ヲ分離シ一村独立トナリ、尚世ノ進歩ニ伴ヒ年ヲ追テ人民ノ負担ヲ増加シ、拾年前ニ比較スルニ漸次衰頽ノ

傾向ヲ来タシ、因テ殖産ノ方法其他ノ計画ナシ居レリ。

(三)事業ノ操延(繰カ)ノ関係

前年ヨリ事業ヲ起シ未タ竣功セザルモノナキニヨリ、随テ操延(ママ)事業ニハ関係ナシ。

(四)勤倹貯蓄ノ状況

予(かね)テ其筋ヨリ賞励(ママ)モ有之(これあり)、且(かつ)災害ヲ救済スルノ緊要ナレバ常ニ之ヲ為ス可(べ)キニ因テ、屢々(しばしば)之ヲ督励シ、個人トシテハ郵便貯金ヲ相当ナシ居レリ。又農会員ハ毎月一人十五銭宛(ずつ)ヲ郵便局ヘ貯金シ居リ。

(五)金融ノ状況

春夏蚕収穫ノ季五六七八ノ四ケ月間ハ寛慢ナルモ、其他ハ常々逼迫セリ。

(六)物価及労銀ノ高低

日用品等ハ総テ他所(沼津御殿場)ヨリ五分方高価ナルハ、土地ノ交通不便ニ因リテナリ。又労銀ハ農夫ハ平時ト差違ナシ。職工(大工其他)平時ヨリ漸々低廉ナリ。

(七)兵丁召集及徴発ノ影響

最初予備五人・第一補充兵三人召集セラレ、各自奮テ応召シタルモ、其後ニ予備二人・補充三人ハ一時待命トシテ除隊帰郷、後各自農業ニ従事ス。残リ予備三名ハ既ニ戦地ヘ向ヒタルモ、未タ異変ノ報ニ接セズ、該家族ニ対シ疾病又ハ生活上ノ異状ヲ認メズ。

(八)産業ノ災廃

麦作ハ平年ニ比シ収穫ニ於テ二割五分減収ノ予想、春蚕ハ目下三眠ニ至ル所ナレバ予知スル事能(あた)ハザルモ、季候(ママ)ノ冷気ナルニ依リ生育不充分ニシテ、平年ヨリ一割方減収ノ予想、其他ハ別ニ異変ナシ。

(九)土地売買価格・小作料・賃貸料ノ高低、土地ノ売買・貸入・抵当件数ノ増減

戦時ノ影響ヨリ土地売買セシモノナキモ、殖産工業ノ発展ニ伴ヒ年次騰貴ノ傾向ナリ。又小作料ハ本村ニハ水田ナキガ故、畑地ハ自作者ノミ、遇々(たまたま)アルモ小作者至リテ僅少ニシテ壱反歩ニ付平均五円。

賃貸料ハ輓近(ばんきん)高利ノ日歩貸ナル業者弐、三名アルガ為メ

風俗ヲ害スガ故、其悪弊ヲ矯正セント之カ方法ヲ採リツヽアリ。

土地ノ売買ハ稀ニシテ、貸入抵当件数ハ増加ヲ来セリ。

(十)土地ノ開墾整理改良等ノ事業興廃ノ状況

開墾整理ハ昨年来一、二件アルモ、原野ヲ畑地トナスニ止マリテ、原野ヲ開キテ工業ヲ興シ又ハ牧場ヲ開ク等ノ類ハ之ナシ。

(十一)公債・社債募集ノ多寡及応募力ノ状況

右募集ハ軍事公債三百円、各種ノ社債壱万五千円ヲ有ス。応募力ハ目下資力甚タ稀薄ナリ。

(十二)各種営業者ノ開廃ノ状況

物品販売業者ニシテ僅少ノ物品ヲ売買スル者ノ如キハ、其得ル処ト其納税額トノ収支相償ハザルニヨリ、廃業者多クシテ開業者少シ。其他ノ営業及職工ノ種類ハ比年ト別ニ差違ナシ。

(十三)酒ノ消費者ノ増減并ニ節酒禁酒其他風教ニ関スル影響

近年勤励貯金ノ励行ヨリ、五節句及祝言其他祭典等ノ送物・酒宴ヲ廃シタル結果、大ニ消費者ヲ減ゼリ。又開戦以来多少節酒シタルモ、別ニ禁酒シタ者ハ之ナシ。又風教ニ関シテハ漸次ニ開明ノ風ニ感化セリ。

右ノ通リ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

554　須山村の第二回国庫債券応募状況　**（一九〇四）明治37・6・16**

（朱筆）「庶第一一二号」

第二回国庫債券本村応募見込額ノ儀、曩ニ庶第一〇六号ヲ以テ其旨及御回答候処、其爾来勧誘ハ惰ラス為シタルモ如何セン、目下民間金融逼迫ノ季節ナルガ故、意外ノ不結果ニシテ漸ク弐百円ノ応募ニ不過。依テ三百七十五円ハ村有財産ノ内ニテ応募ノ見込ナリシモ、財政上ノ都合三百円以外ハ支出上少シク支障有之候間、本村配当額五百七拾五円ニ対シ七拾五円ノ不足額ヲ生シタルヲ以テ、本村応募額ヲ五百円ト御変更相成候様御取計相成度、

此段及御報知候也。

明治三十七年六月十六日　須山村長　渡辺春吉

第一課長駿東郡書記　水谷高賛殿

追テ前記五百円ノ応募申込ヲ本日御殿場銀行へ申込候間、此段添申候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

555　須山村地租納税額別人員表

（一九〇六）明治39・2・1

（朱筆）「税第五号」

明治参拾九年一月一日現在地租納額別人員表　須山村

区分	人員 定率ニ依ルモノ	人員 定率・増徴ヲ合シタルモノ
弐拾銭未満	八拾七人	七拾八人
弐拾銭以上　弐拾七人		拾　人
五拾銭以上　拾　八人		拾　六人
壱　円以上　四拾六人 内法人壱人		弐拾五人
弐　円以上	参拾壱人	拾　五人
参　円以上	四　拾　人	参拾六人 内法人一人
五　円以上	弐拾九人	参　拾　人
七　円以上	四　人	弐拾八人
拾　円以上		参拾参人
拾五円以上		拾　壱　人
二拾円以上		
計	弐百八拾弐人	弐百八拾弐人

右及報告候也。

明治三十九年二月一日

駿東郡須山村長　渡辺春吉

沼津税務署長　中筋栄二郎殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

556　五か村合併の件

（一九〇七）明治40・10・28

（朱筆）「甲議第二九三号」

泉・小泉・富岡・深良・須山五ヶ村合併ノ件ハ、協議六

ケ敷点有之。一時見合相成候間、依命此段及通知候也。

明治四十年十月廿八日

第一課長

駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　土屋和作殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

557 小泉村制限外課税についての決議および理由書

（一九〇八）明治41・9・27

議第拾弐号

直接国税ノ附加村税制限外課税ニ関スル件

第一条　本村税ノ内、地価割・営業税割・所得税割ハ、明治四十一年法律第三十七号第五条第一項ニヨリ内務・大蔵両大臣ノ許可ヲ受ケ、左ノ通リ課税スルモノトス。

一　地価割　地租千分ノ四百四拾八

一　所得税割　所得税千分ノ参百九拾弐

一　営業税割　営業税千分ノ参百九拾弐

第二条　本課税標準ハ明治四十一年度ヨリ向フ四ケ年度間有効トス。

明治四十一年九月二十七日提出

同　年同月　同　日決議

駿東郡小泉村長　飯田友吉

理由書

本村ハ戸数僅カニ四百、地価八万ニ過キサル薄資ノ一村ニシテ、教育・衛生・土木・勧業等ノ公共的施設ヲ要スベキ事件ハ頻至シテ止マス。数年以来、農学校ヲ設ケテ農業教育ヲ奨励シ、道路ヲ改修シテ交通ニ便ジ、隔離病舎ヲ建築シテ伝染病予防ノ計画ヲ立ツル等、着々施設ニ怠ラスト雖其費額随テ多ク瘡痍未ダ癒ヘサルニ、今亦小学校ヲ新タニ一校設備セサルベカラサルノ機運ニ際会シ、其工費実ニ八千有余円ヲ算シ、之レニ本年度経常費ヲ加フルトキハ壱万弐千有余円ニ上リ、村民ノ負担誠

ニ苛重ナリトス。然レトモ本村ハ不幸ニモ基本財産トナスヘキ財源ヲ有セス、僅カニ節約ノ結果ニナリタル畜積（蓄カ）金品千四五百円ヲ有スルニ過キス。故ニ村民ノ負担如何ニ苛重ナリト雖トモ、小学校教育設備ヲ完キヲ望ム上カラハ、勢ヒ村税ニ賦課シテ村民ノ負担トナサヽルヘカラス。然ルニ各種ノ税源夫々制限ヲ設ケアルヲ以テ、経常費ノ課税已ニ其極度ニ達セリ。只独リ戸別割ノ一税アルモ是亦一戸ノ課率五、六円ニ上リ、如何ニ無制限ノ税源ナリト雖トモ、此ノ上ノ賦課ハ誠ニ佳良ノ成績ヲ得ンコトハ得テ望ムヘキニアラス。如之戸別割ノ徴収ハ徴税上尤モ困難トスル所ニシテ、町村税ノ多クハ之レヨリ生スルヲ以テ、常ニ村税ノ徴収カ国税・県税ノ如クナラス、滞納者続至シ整理ニ全力ヲ傾注スル所以ナリトス。然ルモ尚ホ且ツ本村ハ小学校建築費ノ大部分ハ此戸別割ニ仰カサルヘカラサルモノニシテ、徴税者・被徴税者ノ苦痛、想像ノ外ニアリトス。故ニ本案直接国税附加村税制限外課税ノ規程ヲ設ケテ、幾分ニテモ戸別割ノ軽減ヲ希ハントスル所以ナリ。地租・所得税・営業税ノ如キモ非常特別税ノ増徴、県税ノ附加税等、其負担決シテ軽シト云フヘキニハアラサレトモ、納税者ノ多クカ村内中流以上若クハ営業者ニシテ、戸別割ノ負担ニ比スレバ比較的軽易ナルモノト信ス。而シテ之ヲ四ケ年ニ渉リ継続セントスルハ、到底本年度ノミニテハ此ノ建築費ノ負担ニ堪ヘサルヲ以テ、明治四十一度ヨリ向フ四ケ年ニ継続支弁センコトスルニ因ルモノナリ。

（裾野市役所所蔵「小泉村会決議書」）

558　戊申詔書の趣旨普及について須山村の報告

（一九〇九）明治42・2・13

「庶第一五号」（朱筆）

一客月二十八日付甲庶第七四号ヲ以テ御照会ニ係ル戊申詔書ノ御趣旨ニ関シテハ、左記ノ通リ奨励シツヽ有之候ニ付、此段及報告候也。

明治四十二年二月十三日

須山村長

駿東郡第一課長殿

一　本年一月ヨリ一戸ノ戸主タル者ハ一ヶ月金拾銭ツヽ貯金スル事。尚家ノ主婦タル者ハ一人一ヶ月金五銭ツヽ貯金スル事。

右ノ貯金シタル金ハ皆、郵便貯金ニ預ケ入ルヽ事。

右貯金管理法方ハ別ニ設ケザレ共、当村ヲ十三組ニ別チ組ニ組長ノ設ケアルヲ以テ、是レガ管理ニ付テモ組長其任ニ当リ貯金ヲ励行セシムルノ法方ナリ。

二　貯金シタル金員ノ使用ノ法方等ニ付テハ未ダ規定ヲ設ケス。

右ノ通リ励行致シ居リ候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

559　戊申詔書について郡長の注意

（一九〇九）明治42・3・3

甲庶第（朱筆）一二四七」号

須山村長

戊申詔書奉戴ニ関スル心得方ニ就テハ、已ニ部内ニ訓諭シテ　聖旨ノ普及ニ努メ又其ノ貫徹ヲ期スルニ於テ、各地種々ノ企画モ之レアルベシ。但タ其ノ地方ニ依リテハ単ニ節約ノ一方ニ傾キ、日常ノ生活礼節ニ必須ナル費用ハ論ナク、其ノ産業ノ発展上欠クヘカラザル資料スラ尚且ツ之ヲ省約セムトスル者之レアラムカ。斯クノ如キハ啻ニ　聖旨ニ副ハザルノミナラズ、勤労ヲ倍シテ各自其ノ業ニ励ミ、一家一郷ノ繁栄ヲ増スヘキ積極進取ノ気風ヲ沮喪スルニ至ルヘク、洵ニ遺憾ニ堪ヘズ。夫レ富力増進ノ基ハ国民自彊ノ精神ト其ノ実行ニ存シ、而カモ民資ノ充実ニ由テ之ヲ大成スルコトヲ得ヘシ。故ニ苟モ奢侈ノ弊風アル地ニ在テハ、此際ヲ期トシ克ク適応ノ節制ヲ加フヘキハ固ヨリ必要ノ挙ナリトス。之レニ関シテハ（ママ）詔書ニ宣示セラレタル如ク、華ヲ去リ実ニ就キ忠実業ニ服シ、民力ノ発展ヲ期スルノ大意ヲ愆ルコトナカラシムル様、特ニ留意アルベシ。之ヲ要スルニ、戦後日

尚浅キ今時ニ当リテ民力ノ伸暢ト風気ノ作興トヲ図ルハ最モ急務トスル所、随テ一面進取経営ノ風ヲ奨メ民力ノ作興ヲ計リ、一面信義醇厚ノ俗ヲ養ヒテ国民ノ品位ヲ上達セシメ、実力ノ発展ト風気ノ興振ト両々相俟テ国家ノ進運ヲ扶翼スルハ　聖詔ノ御趣意ヲ対揚スル所以ノ途ニ外ナラザルナリ。此際一層普ク　聖旨ノ存スル所ヲ闡明シテ、苟モ之レカ誤解ナカラシメ、長ヘニ其ノ効果ヲ挙ケシムルノ方法ニ就キ、更ニ一層ノ注意ヲ要ス。

明治四十二年三月三日

静岡県駿東郡長　辻芳太郎印

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

560　富岡村分割に関する宣言書

（一九一〇）明治43・4・23

宣言書

大字御宿・千福・上ケ田ハ、富岡村ヨリ合離シテ一村ヲ構成セントス。吾カ三大字ハ富岡村ニ属スル他ノ大字トハ地勢ヲ異ニシテ、随テ利害ノ関係ヲ異ニスルヲ以テ、明治二十二年富岡村ヲ組織シテ以来屢々辛キ経験ヲ嘗メ、熟思懇考以テ分離スルノ吾人カ将来ニ於ケル利益ト幸福トヲ認視スルニ至レリ。吾人ハ歴史ノ誨ユル所ニ随ヒ、尤モ勇敢ニ尤モ耐忍ニ、目的ヲ遂行スルノ道途ニ向テ奮進セントス。是レ茲ニ宣言シテ其ノ盟誓ヲ明確ナラシムルモノナリ。

明治四十三年四月廿三日

湯山栄男印

（ほか一九名）

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

561　富岡村分村期成同盟団規約書

（一九一〇）明治43・4・29

分村期成同盟規約書

第一条　本団ハ明治四十三年四月廿三日大字御宿・千福・上ケ田ノ住民カ表示シタル分村ノ宣言ニ基キ、該大字ヲ富岡村ヨリ分離シテ一自治区ヲ構成スルヲ以テ目的トス。

第二条　本団ハ大字御宿・千福・上ケ田ノ住民ヲ以テ団員トス。但シ特ニ反対ノ意旨ヲ表示シタルモノハ此ノ限リニアラス。

第三条　団員ハ分村ノ目的ヲ遂行スルタメ委員ヲ嘱托シ、其受托者ニ対シ委任状ヲ発スルモノトス。

第四条　第三条ノ委任状ニ調印シタルモノハ、凡テ本団ノ目的ヲ賛成シ、此ノ同盟規約ニ服従ノ義務ヲ盟誓シタルモノト見做ス。

第五条　本団ハ其ノ事務ヲ整理センタメニ左ノ役員ヲ置ク。

団長　一人　　副団長　一人
幹事　四人　　常議員　人（ママ）

第六条　団長・副団長・幹事ハ常議員ニ於テ互選シ、常議員ハ各大字適宜之ヲ撰出ス。但シ其割合ハ、

御宿　人（ママ）　千福　人（ママ）　上ケ田　人（ママ）トス。

第七条　団長ハ本会ノ事務ヲ総理シ、幹事会・常議員会ヲ開閉ス。

第八条　副団長ハ団長ヲ補佐シ、団長故障アルトキハ之ヲ代理ス。

第九条　幹事ハ団長ノ指揮ヲ受ケ本団ノ事務ヲ整理シ、団費ノ収支ヲ管掌ス。

第拾条　常議員ハ団長ノ招集ニ応シ、本団ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル事項并ニ団費ノ収支ニ関スル事項ヲ評決スルモノトス。

第拾壱条　常議員会ハ熟議評定スルヲ旨トスト雖トモ、説多数ニ分ルヽトキハ多数決ニ依ルモノトス。

第拾弐条　常議員ハ本団ノ目的ヲ遂行スルニ関係アル官公吏ノ諮問ニ答ヘ、又ハ官衙公署ニ提出スル書面ニ署名スルモノトス。

第拾参条　本団ノ役員ハ凡テ無給トス。但シ他出其他費用ヲ要スル場合ハ其実費ヲ支給ス。

第拾四条　本団ノ費用ハ三大字ノ地価・戸数ニ分賦シ、各大字其負担額ヲ徴集シテ団長ニ納付スルモノトス。

明治四拾参年四月弐拾九日決定

湯山　一㊞
（ほか一九名）
（御宿　湯山芳健氏所蔵）

562　富岡村分割に関する陳情書

（一九一〇）明治43・8・31

陳情書

大字御宿・千福・上ヶ田ノ住民千有余人ヲ代表シ、泣血再拝謹ンデ書ヲ栽（ママ）シテ、我賢明ナル富岡村会議員諸君ニ告白ス。

我カ三大字ハ富岡村ヨリ分離シテ一村ヲ構成シ、独立ノ自治区タラントノ希望ヲ有シ、本年五月六日ヲ以テ其請願書ヲ村長ニ提出シタリ。

抑々（そもそも）我カ三大字カ独立ノ希望ヲ起スヤ、其起ルノ日ニ起ルニ非（あら）ラス。其因（よう）テ来ルヤ実ニ久シキモノアリ。明治廿二年町村制ノ施行セラルヽヤ、我三大字ハ富岡村ノ区域ニ入リ、他ノ六ケ大字ト共ニ一団トナリテ、自治ノ恩恵ニ浴スルコトヽナリ、爾来数年ハ勿論（もちろん）創始時代ニ属スルヲ以テ、其治蹟ノ顕著ナラサルモ深ク咎（とが）ムヘキニアラス。

廿七八年ノ戦役ヲ経過シ、国威ヲ発揚シ国運隆盛ニ至リ至ル所、教育ニ衛生ニ将（はたま）タ勧業・土木ノ事、競ツテ改善ヲ計リ、亦（また）一方ニハ基本財産ノ増（ママ）成ニ勗（つと）メ、殖林ノ計画ヲ立テ、貯蓄ヲ奨励スル等、著々効果ヲ奏シ、延テ三十七八年ノ大戦ヲ経テ一層ノ奮励ヲ来シ、遠ク全国ニ例ヲ求ムレハ、模範町村トシテ其名喧伝スルモノ少カラス。之ヲ近隣ニ見ルモ、深良村ノ如キ小泉村ノ如キ将（はたま）タ清水村・北郷村ノ如キ、何レノ町村ニ至ルモ巍然タル宏屋ハ小学児童ノ教養所トナリ、輪煥（ママ）タル建築ハ伝染病防遏ノ隔離病舎トナリ、自治政ノ発動所タル役場ハ適当ノ位置ニ適当ノ施設ヲ以テ配置セラレ、内ニ和気靄々（あいあい）タルノ村民ハ殖産ニ興業ニ日夜精励シ、村運隆々トシテ年ト共ニ福祉増進ノ状況ニアリ。此ノ時ニ方（あた）リテ我富岡村ハ如何ゾヤ。遠ク喧伝セラルヽ模範町村トハ云ハス、近隣諸村ニ比シテ遜色ナカランヤ。進歩発展ノ点ニ於テ遺憾ナカランヤ。之ヲ教育ニ見ルニ、児童心身ノ教養所タルベキ

校舎ハ破ルヽモ修理至ラス、児童溢ルヽモ増築ノ計ヲ聞カス。之レヲ衛生ニ見ルニ、不幸伝染病ノ侵襲ニ遭遇スレハ、患者ヲ人ノ尤モ忌避スル社寺堂宇ニ逐迫シ一見惨鼻ノ極ニ達スルモ、曾テ隔離病舎ノ計画アルヲ聞カス。其他土木・勧業将タ殖産興業ノ如キ、云フニ忍ヒサルモノアリ。嗚呼我富岡村ハ何ンカ故ニ此ノ遜色アルカ。何ンカ故ニ此ノ荒廃ヲ来セルカ。其原因ニシテ足ラサルベシト雖トモ、一言ニシテ之ヲ掩フトキハ、一致団結ノ実ヲ挙クル能ハサルニヨル。否、挙クル能ハサルニアラス、挙ケザルニ因ルモノト信スルナリ。

人稍モスレバ、本村ノ地形カ南北ニ狭長シ、西ニ高山ヲ負ヒ東ニ大川ヲ控ヘ、地ノ理已ニ他村ニ比シテ非常ニ不利ナルモノアリ。南方水田ニ富ミ、北方陸田ヲ主トシ、南方ノ暖、北方ノ寒、自然人情ヲ別ニシ風俗ヲ異ニス。是レ本村カ常ニ一致ヲ欠キ、団結ニ乏シキ所以ナリト。然リ大ニ夫レ然ラン。然レトモ吾人ヲ以テ之レヲ見ル、一致ノ実ヲ欠クノ原因他ニ存シ、茲ニアラサルモノト信スレトモ、村民ノ多クハ不幸吾人ト所見ヲ異ニシ、全ク人情風俗ノ異、地形交通ノ不利、到底本村ヲ打ツテ一団トナス能ハサルモノト信スルモノヽ如ク、容易ニ吾人ト其所見ヲ一致スル能ハザルノミナラス、疑懼ノ念充溢シ、稍モスレハ保安ヲ害シ紛乱ヲ醸ス。是レ一致ノ実ヲ挙クル能ハサルニアラス、挙ケサルナリト断スル所以ナリ。

之レヲ施政上ニ見ルニ、本村ハ明治廿二年自治制度実施以来廿二ケ年、其間行政ノ主脳タル村長其人ヲ更フルコト幾回ナルヲ知ラス。就任長キモ三ケ年、短キハ一年内外ニシテ退職スルモノアリテ、未タ曾テ任期ヲ全フシタルモノアルヲ見ス。如何ニ秀材ヲ以テシテモ、如何ニ輿望ヲ以テシテモ、其短時日能ク其経綸ヲ行ヒ、能ク其抱負ヲ行フコトヲ得ルモノアランヤ。概ネ一事ヲ計画スレハ忽チ甲部ノ反感ヲ招キ、一件ヲ処セントスレハ忽チ乙部ノ反対ヲ受ケ、蹉跌亦蹉跌、蹶然勇退スルモノ相次ク。之レ因ラスンバアルヘカラス。茲ニ於テカ紛乱ニ次ク紛乱ヲ以テシ、村民其堵ニ安ンセス、各大字親蜜（ママ）ノ情

ハ年ト共ニ減衰シ、漸ク収拾スル能ハサルニ至ル。吾人ハ廿二年間ノ歴史ヲ回想スル毎ニ其弊根ノ浸潤スルヲ見テ、肌ニ粟ノ生スルヲ覚ユルモノナリ。吾人カ分村ノ希望ヲ抱ク、豈偶然ナランヤ。誠ニ之レ起ルノ日ニ起ルニアラス、其因スル所久シキ所以ナリ。

明治四十一年ノ交、偶々小学校令ニ変更ヲ来シ、下和田尋常小学校ノ置位ニ変動ヲ生セントスルヤ、物論沸騰シ、延テ岳南尋常小学校ノ位置ニ動揺ヲ来サントシ、時ノ村長其人カ平和ノ解決ヲ見ント苦心セラレタルモ、猛火ノ如キ物論ハ一顧ヲモ与ヘス、到底平原ヲ焼尽セスンバ止マサルノ勢力トナリ、我カ三大字ヲ除ク以外ノ各大字ハ互ニ手ヲ握テ同盟シ協約ヲ結ヒ、吾人カ信スル反対ノ方向ニ向テ奔逸シ来レリ。茲ニ於テ自然本村世界ニ二ツノ分野ヲ生シ、廿二年以来幾回トナク回転シタル紛乱ハ亦発現スルコトヽナリ、政権ノ中枢ヲ失シテ一方ニ傾斜シ、村長ヲ出シ助役ヲ出シ議政ノ権能ヲ挙ケテ掌握セントシ、我カ三大字五万有余ノ地価ヲ有スル土地、千百余ノ人民ハ実ニ無告ノ民タラントスルノ異観ヲ生スルニ至レルハ、誰以テ奇異トセサルモノアランヤ。嗚呼、已往ニ鑑ミ現在ニ考ヘ之ヲ将来ニ推セバ、豈寒心セサラント欲スルモ得ヘケンヤ。是レ吾人カ分村ヲ希望スル年来ノ意旨ヲ表示シ、請願書ヲ提出スルノ動機タル所以ナリ。

人或ハ曰ク、町村ハ国家為政ノ根元ニシテ、自治区ノ強弱ハ直チニ国家ノ大政ニ影響スルモノナレハ、容易ニ廃置分合ヲナスヘキモノニアラス。今三大字カ分離ヲ唱導スルカ如キハ、一時ノ感情ニ駆ラレ国家百年ノ大計ヲ顧サル無謀ノ挙ナリ。本村ハ現下紛乱ヲ重ヌルト雖トモ、揖睦親和、近キ将来ニ於テ克復シ、光風霽月ヲ見ルノ幸運ニ達センコトハ、期シテ待ツヘキナリ。然ルヲ之ヲモ顧ミス、微弱ナル二ケ村ヲ作リ互ニ負担ニ苦シカ如キハ誠ニ策ノ得タルモノニアラス。必ス悔悟ノ時至ルヘシト。

所論誠ニ適切ニシテ、吾人ト雖トモ此ノ感ナキモノニアラス。然レトモ論者ノ説、其立論ノ基礎ヲ誤ルヲ以テ、吾人ハ之レニ敬服スル能ハサルナリ。如何トナレハ、論

者ハ立論ノ基礎トスル所、只現状ヲ視テ廿二年間ニ於ケル歴史ノ見サルモノナレハナリ。夫レ病ノ膏肓ニ入ルモノハ姑息ノ投薬ヲ以テ説スヘキニアラス。本村カ重ヌル紛擾ノ因已ニ業ニ膏肓ニ入リ、一刀両断ノ処置ニアラサレハ到底全癒ヲ望ムヘキニアラサルヘク、医ヲ待ツテ後知ラサルナリ。吾人カ上来舒述シ来リ処、只大要ニ過キス。其弊根ヲ深ク抉出セント欲セハ、豈片紙ノ能ク尽ス所ナランヤ。素ト是レ□□□ニ鬩キ、骨肉相反噛スルモノ、如何ソ吾人ハ之ヲ舒述スルニ忍ンヤ。啻此ノ因アリ。故ニ論者ノ言ニ敬服スル能ハスト云フニ過キス。

嗚呼賢明ナル村会議員諸君ヨ、吾人カ縷々数言ヲ重ヌルモノハ之ヲ一言スレハ、本村ハ不幸一致団結ヲナシ得ルノ雅量ニ乏シク、已往ノ歴史ニ徴シ其然ルヲ証スルヲ以テ、将来ニ於ケル亦知ルヘキモノアリ。故ニ利害ヲ均スルモノ相因リ、以テ各々一村ヲ組織シ、現在及将来ニ於テ紛擾ノ禍乱ヲ避ケ、各々天与ノ幸福ヲ享受シ以テ国家ニ奉セント謂フニ過キサルナリ。希クハ吾人真意ノ存スル所ヲ諒察セラレ、願意ヲ達セシメ、千有余ノ無告ノ民タラトスル悲況ニ沈淪スル吾人ラシテ、自治ヲ行フヲ得セシメラレ度、殺活ノ権、誠ニ諸君カ掌中ニ存ス。諸君、夫レ之ヲ憫了セラレヨ。恐懼再拝。

明治四十三年八月三十一日

富岡村御宿人民惣代
湯山　一　外拾弐人
同村千福人民惣代
鈴木嘉吉　外拾四人
同村上ヶ田人民惣代
柏木倉次郎　外三人

富岡村会議員御中

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

563 **須山村郵便貯金奨励に関する調査**　明治45・1・8（一九一二）

（朱筆）「議第一号」

明治四十五年一月八日　　須山村長

駿東郡長殿

客年十二月十四日附甲議五七八号ヲ以テ御照会ニ係ル郵便貯金奨励ニ関スル件、別紙ノ通リ御回報候也。

調書

一　須山村ニ於ケル貯金奨励上施行シタル事項

(イ)一般ノ施設

本村ハ明治三十五年ヨリ郵便貯金ヲ奨励シ、各毎戸ニ於テ月極(つきぎめ)金拾銭位ヲ積ム。是レヲ各組ノ共同貯金ト称シ現ニ実行シツヽアリ。又個人貯金トシテ随意ニ若干ノ貯蓄ヲナスアリ。

(ロ)学童ニ対スル貯金

本校ハ児童ヲシテ勤倹貯蓄ノ習慣ヲ養ハンカ為、特ニ此ノ点ニ注意シテ毎週修身科教授ノ際ニ於テ、教育勅語・戊申詔書ノ御主意ヲ奉体シ、二宮尊徳翁徳行ノ例ヲ引キ、之レカ実践躬行ヲ促カシ、左ノ方法ニ依リ奨励実行シツヽアリ。

一　児童日常使用スル物品ノ取扱上、特ニ注意シテ節倹ノ大切ナル事ヲ知ラシメ、猥(みだ)リニ物ヲ捨ツベカラサル習慣ヲ養フ。

二　常ニ父母又ハ他人ヨリ貰(もら)ヒシ小使(ママ)及其他ノ場合使賃等ニテ得タル金銭ハ、必ズ郵便貯金トシテ預ケ入レシム。

三　貯金日ハ毎週土曜日ト定メ、児童ハ学校家庭間ノ通帳ニ貯金ヲ添ヘテ差出サシム。学校ニテハ各級受持教員之レヲ受取リ、台帳及該通帳ヘ記入捺印シテ児童ニ返付ス。斯(か)クシテ貯金ハ其都度切手ニ替ヘ貯金台紙ニ帖付(ママ)シ、金弐拾銭ニ満ツル毎ニ本通帳ト共ニ郵便局ニ送リ預入ノ手続ヲ了ス。

四　毎学期ノ終リニ於テ貯金額ノ総計表ヲ掲示シ一般児童ニ知ラシメ、且(かつ)父兄ニ報告シ、各級最多額者五名以上ノ者ニ付、文房具類又ハ切手貯金台紙若干ヲ賞トシテ与フ。

効果

一　学校家庭間ノ通帳作成ノ后ハ預金ノ額明瞭トナリ途中間違ナキニ至リ、父兄喜ビテ奨励スルニ至ル。

二　学期毎ニ総額ノ報告及賞与ニ対シテハ、父兄又賛同シテ学校ノ意ヲ迎ヘ勤倹貯蓄ノ実行ヲ補佐セラル。為ニ本年度ハ昨年ニ比シ貯金額ノ増加ヲ見ル。

(ハ)労働者ニ対スル貯金奨励ニ関スル工場其他ニ於ケル施設、該当ナシ。

(ニ)官衙公署会社工場其他各種団体等ニ於ケル規約貯金、該当ナシ。

(ホ)各地ニ於ケル貯金奨励ニ関スル講話其他ノ方法其効果、該当ナシ。

(ヘ)其他貯蓄奨励ニ関シ特殊ノ施設其状況

一　本村ノ毎戸ノ主婦ハ必ス月極金五銭ノ貯金ヲナスノ慣アリ。之レ等ハ皆郵便貯金トセリ。目的タルヤ一定ノ極ニ達スレバ払下ヲナシ、以テ一家ノ必要ナル什器及寝具等ノ購入ノ資ニ充ツ。

二　有志者・青年団体等ニ於テ貯蓄奨励上施設シタル事項、本村青年会成立以来会員一人ニ付月額金参銭宛ノ貯金ヲ奨励シ今猶蓄積セリ。有志者トシテハ銀行貯金等ヲナシツヽアリ。青年貯金ノ財源ハ休日ヲ利用シテ共同力行シ、又常ニ節倹ヲ重シ贅費ヲ省キ、以テ貯蓄セリ。

三　貯金ヲ躬行実践シ若シクハ之レカ奨励ヲ尽瘁シ、其効労顕著ニシテ特ニ模範トスルニ足ルベキ篤志者団体等ナシ。

四　郵便貯金ト銀行貯金トノ関係

(イ)競争的幣害モ見エザルトモ、銀行側ノ意嚮ハ利率ノ上ヨリ競争スルノ意ナランカ。

(ロ)銀行界ニテ競争ノ結果、郵便貯金ヨリ銀行貯金ヲナスノ傾キ多々アリ。之レ等ハ利率ノ関係上ヨリ出タルナラン。

五　比年郵便貯金ノ増減等ニ付、記載事項ナシ。

六　要求事項モ目下ノトコロナシ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

564　**須山村国税徴収慣例調査報告**　（一九一二）大正元・11・1

（朱筆）「税第五一号」

貴署庶第二二八号ニテ御照会ニ係ル国税徴収ニ付、従来ヨリ慣例上調査ノ件、別紙ノ通リ及回答候也。

大正元年十一月一日

駿東郡須山村長　土屋和作印

沼津税務署長殿

調書

一　本村ハ駿東郡西北部富士・愛鷹ノ山間ニ位置シ、交通不完ノ僻陬地ニシテ、外界ノ刺激薄ク自然ニ世ノ文化ニ遠サカルヲ以テ、人智ノ進歩遅クルハ甚ダ遺憾トスル処ナルモ、人情風俗ニ於テ古来ヨリ郡中其ノ比ヲ見ザルノ美風ヲ保チツヽ今日ニ至レリ。村民ノ多クハ農業ニ従事シ、隣保相助ケ勤倹ニシテヨク村吏ノ命ニ服従シ、共同一致村是ノ改良発展ニツトメツアリ。殊ニ村民脳裡ニ片時モ忘ルベカラザルハ、一ハ兵役ノ義務、一ハ納税義務、一ハ国法ニ遵フノ義務ニシテ、此ノ三大義務ヲ重ズル風ハ、他ノ範トスルニタルノ惑アラシム。抑モ此動機タルヤ、遠因・近因ニ分チ、遠因(1)村民各戸平均ニ裕福ナルコト。庄屋名主中、屢々大偉人現ハレ勤倹ヲ奨励シ、又広大ナル土地ヲ購入シ共有財産ヲ作リ、平均ニ植林事業ヲ促セシニヨル。

(2)地勢上他ト交通疎ナリシ結果、自然ニ団決心ヲ強メシニヨルコト。質朴ノ風ヲナスニヨル。

(3)古来庄屋・名主等ニ偉人潔士現ハレ、人民ヲ愛撫シ勤倹力行、年貢等ノ怠慢ナカラシメ、維新后自治政ヲ布クニ至リ、為政者又古人ノ遺志ヲ次ギ民心一致融和ヲハカリシニヨル。

近因(1)自治体ヲ布カルヽニ当リ村吏員、村民一同ノ内選ニヨリ唯一ノ名望信用アル者ヲ挙ケ、公選シ村吏ヲ出ス。

(2)村吏ハ名誉職トシテ一意専心其ノ職ニ当リ村政ヲ執行シ、国民ノ三大義務ニツキテハ一層力ヲ尽シ、殊ニ納税ニ関シテハ右ノ方法ニヨリ奨励セリ。

二　国税徴収慣例ニ関シテハ、従来ヨリ村内ヲ拾四区ニ分チ是ニ組名ヲ付ケ、組内ヨリ組長ヲ選出シ村役場ニ申出デ、村長ヨリ辞令ヲ受ケ就任、自宅ニ於テ事務ヲ取扱フ。任期ハ満弐ケ年ニシテ報酬年額金壱円ヲ支給ス。

三　村役場ニテハ、国税及各税金ヲ不問(とわず)、納税告知書ハ皆組内ヲ壱綴トナシ組長ニ交付ス。組長ハ直ニ順位各義務者綴ノ儘(まま)廻送ヲ命ス。納税義務者ハ各自ノ納税金額ニ対シ期日了知ノ上、順位廻送、終ルヤ組長其ノ告知書ヲ納期迄預リ置キ、納期前夜、義務者時間ニ違(たが)ハス相互ニ呼ビ集ヒテ、組長宅ニ於テ納税ス。組長ハ徴収シタル金額ヲ其ノ翌日役場ヘ持参シ、村役場ヨリ交付ヲ受ケタル諸税金受領通帳ナルモノト組内納税告知書ヲ収入(役脱カ)ニ差出シ、受取方ヲ請求ス。収入役ハ直ニ徴収原簿ニ引合セ領収シ、其ノ金高(及何年度何税何期分受領)ヲ記載シ渡ス慣例ニシテ、古来ヨリ人民対村吏員間ノ信用ヨリ出デタル行為ニシテ、一回ダモ誤謬ヲ来シタル事ナシ。

四　本村ハ助役・収入役兼掌ニシテ、助役他ヘ出張中ノ場合ハ、書記・小使ニ至ル迄其ノ納税金ヲ預リ置キ通帳ニ記載、受取者認印ヲ捺印シ以テ領収スルハ常習ニ之レ有ルモ、未タ収入役以外ノ者、領収ヲ預リテ過失アリタルコトナシ。

五　本村内ノ納税義務者ニシテ、従来ヨリ期日経過、滞納処分ヲ受ケタルモノ壱人モナシ。

但シ納税義務者参百弐拾五人

六　本村ハ維新后(ご)百拾参戸ノ小戸数ナリシガ、逐次戸数増加シ今ヤ百九拾戸ニ至ル。共有財産及基本財産トシテハ数千町歩ノ山林ト数千ノ金額ヲ有シ、貢租資本金ト称シテ金八千円(国税地租両期ニ充ツルモノ)銀行株ヲ購入シ、其ノ利益配金ヲ納期迄預ケ置キ、納税期日ニ至

テ貢租資本金管理者ヨリ是ヲ各権利者ニ配分ス。一戸分配額平均金参円七拾銭位ナリ（畑雑地租第一期ニ配当スルモノ）。本村ハ前陳ノ通リ人民質朴ニシテヨク其ノ業ヲ励ミ、産業ニ熱心ニ殖林ノ盛ナル為メ、従テ其ノ材木ヨリ生ズル利益多量ニシテ、人民一般農休ノ間（冬春ノ間）山稼ギニ従事シ、労金ヲ得ル事多大ニシテ、上下共ニ納税義務ノ良好ナルハ是等ニ原因スル所以（ゆえん）ナリ。

右ノ通リ。

大正元年拾壱月壱日

駿東郡須山村長　土屋和作印

（裾野市役所　須山支所所蔵「税務関係書類」）

565　小泉村納税者奨励規程

（一九二三）大正2・2・28

議第七号

小泉村納税者奨励規程

第一条　小泉村納税者ハ毎年一回以上適宜会合シテ、当該吏員ノ出張ヲ請ヒ、納税及勤勉貯蓄ニ関スル講話会ヲ開キ、納税思想ノ発達ヲ図ルト同時ニ勤勉貯蓄ノ美風ヲ養成スルコトニ努ムルモノトス。

第二条　毎年納税成績表ヲ作リ、其成績顕著ナルモノニ対シ之レヲ表彰スルモノトス。

第三条　毎年度ノ始メニ納税義務者中ニ就キ、前年度ノ納税成績ノ優等ニシテ左ノ各号ニ該当スルモノヲ撰抜シテ、之レヲ表彰スルモノトス。

㈠業務ニ勤勉忠実、其行績善良ニシテ、五ケ年以上毎納税ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

㈡同四年間毎納期ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

㈢同三年間毎納期ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

㈣同二年間毎納期ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

㈤同一年間毎納期ノ義務ヲ納期日迄ニ必ス完了セシモノ。

第四条　表彰ハ左ノ等級ニ依リ之レヲ定ム。

一等賞	賞状	金品
二等賞	賞状	金品
三等賞	同	金品
四等賞	同	金品
五等賞	同	金品

附則

第五条　本規程施行前、第三条各号ニ該当スルモノニ対シテハ特ニ之レヲ表彰スルモノトス。

第六条　本規程ハ大正二年四月一日ヨリ施行ス。

大正二年二月二十八日提出

大正二年二月二十八日決議

小泉村長　渡辺恵作

（裾野市役所所蔵「村会決議書綴」）

566　**小泉村村税賦課徴収規程**　（一九一六）**大正5・4・27**

議第一三号

小泉村村税賦課徴収規程

第一条　駿東郡小泉村税ハ本規程ニ依リ賦課徴収ヲナスモノトス。

第二条　小泉村税地租附加税ハ毎年四月一日及十月一日ノ現在地租額ヲ標準トシ、左ノ課率ノ二分ノ一ヲ毎期ニ賦課徴収ス。但、賦課後地租額ニ異動ヲ生シタル場合ト雖モ、追徴又ハ還付ヲナサヾルモノトス。

一　宅地
二　其ノ他ノ土地　｝地租壱円ニ対スル課率ハ毎年度予算ニ於テ之レヲ定ムルモノトス。

第三条　地租以外ノ国税ニ対スル小泉村税ハ当該官庁ノ調定額ヲ標準トシ、左ノ課率ニ依リ賦課徴収ス。

一　国税営業税附加税
二　所得税附加税　｝調定額壱円に対スル課率ハ毎年度予算ニ於テ之レヲ定ムルモノトス。
三　売薬営業税附加税
四　前項掲記外国税附加税

第四条　県税ニ附スル小泉村税ハ各其ノ本税額ヲ標準トシ、左ノ課率ニ依リ賦課徴収ス。

一　県税営業税附加税
二　県税雑種税附加税
三　県税戸数割附加税
（本税壱円ニ対スル課率ハ毎年度予算ニ於テ定ムルモノトス。）

第五条　小泉村税ノ徴収期日ヲ定ムルコト、左ノ如シ。

一　地租附加税
前半期四月三十日　後半期十月三十日

二　国税附加税（地租附加税ヲ除ク）
前半期・後半期共ニ本税ノ徴収期ニ依ル。
但シ本税ヲ四期ニ分納セシムルモノニアリテハ、其ノ第一期及第三期ノ徴収期ニ依ル。

三　県税附加税（戸数割附加税ヲ除ク）
前半期・後半期共ニ本税ノ徴収期ニ依ル。

四　県税戸数割附加税
前半期五月三十日　後半期十一月三十日

第六条　前各項ノ外、随時ニ本村税ヲ納ムヘキ義務ヲ生シタルモノニハ、其ノ本税ヲ標準トシ予算ノ課率ニヨリ本税ト同時ニ賦課徴収ス。

附則

本規程ハ発布ノ日ヨリ之レヲ施行ス。

明治三十八年三月議第四号営業税附加税賦課条例ハ之レヲ廃止ス。

大正五年四月弐拾七日提出
大正五年四月弐拾七日決議

静岡県駿東郡小泉村長　渡邉伊三郎

（裾野市役所所蔵「村会決議書綴」）

567　小泉村基本財産蓄積条例　（一九一六）大正5・4・27

議第一八号

小泉村基本財産蓄積条例

第一条　本村ハ本条例ノ規定ニ依リ基本財産ヲ蓄積ス。

第二条　基本財産ノ蓄積ハ、従来蓄積シタル基本財産現金ヲ合セ壱万円ニ達スルヲ以テ限度トス。

第三条　左ノ各号ニ該当スル収入ハ基本財産トシテ蓄積スルモノトス。

一　基本財産ヨリ生ズル収入ノ全部又ハ一部
二　国税徴収法及明治三十三年勅令第八十一号府県税徴収ニ関スル規定ニヨリ収入スル交付金ノ全部
三　戸籍法ニ依リ収入スル手数料
四　歳計剰余金ノ弐分ノ一以内

第四条　公債ヲ起ス場合ニ於テハ其ノ償還ヲ了スル迄ノ間、又ハ非常ノ災害ヲ被リタル年度ニ於テハ村会ノ議決ヲ以テ、当該年度ノ蓄積ヲ停止シ又ハ減額スルコトヲ得。

第五条　基本財産トシテ蓄積スベキモノハ総テ予算ニ編入スベシ。

附則

本条例ハ発布ノ日ヨリ施行ス。

大正五年四月二十七日提出
大正五年四月二十七日決議

駿東郡小泉村長　渡邉伊三郎

（裾野市役所所蔵「村会決議書綴」）

(2)　富士裾野演習場と人々の暮らし

568　帝国在郷軍人会富岡村分会の歴史　（一九〇四～一九二三）明治37～大正2

（抄）

分会結社前ノ沿革

日露間ノ国交急ヲ告ルヤ、明治三十七年二月八日富岡村居住ノ在郷軍人及村有志者相謀リ、富岡村在郷軍人会ヲ組織シ顧問ニ砲兵軍曹芹沢潔・同勝又文作・歩兵軍曹荻野文治郎ノ三氏ヲ会長ニ西島親則氏ヲ挙ゲ、専ラ軍人精神ノ発輝（ママ）、軍事能力ノ向上、士気ノ振作ニ努メ、勇躍シテ日露大戦役ニ当レリ。

分会発会式後ノ記録

帝国在郷軍人会組織成ルヤ、其筋ノ促ス所ニ従ヒ明治四拾参年八月拾五日岳南尋常小学校ニ於テ静岡聯隊区司令官ノ臨席ヲ乞ヒ発会式ヲ挙ゲ、全国一般ノ例ニ倣ヒ帝国在郷軍人会富岡村分会ト呼称ス。当時ノ役員如左。

会長　予備陸軍歩兵伍長　杉山定吉
副長　同　陸軍看護卒　横山直明
同　同　陸軍歩兵上等兵　坂田太一
理事　同　同　真田留吉
同　同　同　一等卒　中川　貴

一明治四拾参年拾壱月参日遥拝式後、会員申合セ評議員ヲ分会長指名ニ托シ左ノ評議員ヲ置ク。

評議員予備歩兵上等兵　真田徳三郎
同　同　中村太吉
同　同　小野和十郎
同　同　真田留吉
同　予備歩兵一等卒　西島今太郎
同　同　岩瀬健吾
同　同　勝又榮作
同　同　輜重輸卒　柏木保利
同　同　市川市太郎
同　同　砲兵一等卒　杉山與五郎

一、大正元年八月　分会長杉山定吉、副長横山直明辞任申出ニ付、協議ノ結果副長在任者壱名アルヲ以テ之ガ補欠ヲナサズ爾后壱名ト決シ、分会長ノ選挙ヲ行ヒタルニ大多数ヲ以テ左記当選就職ス。

分会長　後備陸軍一等看護長　西島親則

一、大正元年九月　会員相謀リ会印分会長印其他必要備品及分会旗購入ス。

一、大正弐年　総会決議ニ依リ有志者寄附金ヲ募集シ明治参拾七、八年戦役紀念表忠碑ヲ建設スルコトニ決シ、寄附金募集員ヲ置ク。其人名如左。

杉本三美
坂田太一
小野和十郎
中村太吉
勝又榮作
柏木保利
中川　貴

岩瀬健吾
西島今太郎
市川市太郎

（後略）

（裾野市役所　富岡支所所蔵『歴史』）

569 軍人行賞賜金消費額調書

（一九〇七）明治40・7・13

軍人行賞賜金消費額調書　明治四十年七月十三日現在　駿東郡須山村

消費全額	摘要	官等	氏名
二〇〇〇円	山林四反拾壱歩ヲ購求ス	工兵曹長勲七等	横山栄次郎
八二〇〇〇円	駄馬壱頭居宅壱棟ヲ購求ス	歩兵伍長勲八等	細谷石次郎
一五〇〇〇〇円	駄馬壱頭ヲ購求シ負債消却ス	歩兵上等兵勲七等	渡邉兼蔵
一四二〇〇〇円	御料地拝借権利ヲ買求　金三十一円 駄馬一頭買求ス　金三十五円 残ハ営業資金トス　金七十五円	歩兵一等卒勲八等	土屋太市郎
一四二七五〇円	畑二反二畝十歩山林三反五畝歩購求ス	歩兵一等卒勲八等	勝又伊作
一八二〇〇〇円	駄馬一頭購求　金八十円 負債返却　金百弐円	歩兵一等卒勲八等	渡邉茂作
六七二五〇円	畑壱反参畝弐拾弐歩山林弐反六畝拾八歩購求ス	輜重輸卒勲八等	渡邉軍作
七二五〇〇円	家屋建築費ニ消費ス	輜重輸卒勲八等	土屋平三郎

七九二五〇円	負債返済ス	輜重輸卒勲八等	渡邉清吉
三〇〇〇〇円	負債償却ス	歩兵一等卒勲八等	中村留作
一、一四七七五〇			計

右及報告候也。

明治四十年七月十五日

駿東郡須山村長　土屋和作

簡閲点呼執行官

陸軍歩兵大尉　長谷川栄造殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

570 兵事関係調査報告

（一九〇七）明治40・8・12

甲兵第七〇七号（大至急）

別紙兵事事項取調方其筋ヨリ申越ニ付、直ニ御調査ノ上、折返シ記入返送有之度、依命比段通達候也。

明治四十年八月十二日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　土屋和作殿

追テ本文ノ件ハ来十七日迄ニ必ス本県へ到着ヲ要スヘキ調査書ノ材料ニ付、当衙ヘハ遅クモ十六日午前八時迄ニ到着候様、御手廻相成度特ニ申添候也。

兵事調　　須山村

軍隊ニ対スル一般人民ノ感情	戦時ハ勿論、平時ニ於テモ国家ノ干城的ヲ以テ之ヲ待遇ス
兵役ニ対スル壮丁及一般ノ感情	二十七・八年ノ役以来壮丁自身現役ニ服スルコトヲ名誉トシ一般ノ人民又現役者ノ多数ヲ望ム
服役者　人員	四十年三月末日現在（在営者）　二人 四十年三月末日現在　町村全人員　軍人ト否トヲ問ハズ総人員　一千百五十八人
在郷軍人ノ数	二十九人　（在郷軍人名簿記載ノ者悉皆）
兵役ニ服スルタメ生産力ニ及ボス影響	入営者一人　一人一ケ年間ノ影響　約百円 （三十九年度ニ依リ調査ノ事）
一般ガ軍人ノ遺家族ニ対スル待遇ノ状況	戦時中ハ相当ノ待遇ヲ与ヘ平時ニアリテモ出来得ル限リ便利ヲ与ヘツヽアリ
軍隊ノ行軍及演習ニ依リ一般ガ受クル影響	毎年五月ヨリ十月迄ノ間ハ、大野原開墾地ノ耕作及下草刈取并ニ養蚕ノ時季ニハ、開墾地ノ桑葉摘取ニ差支ヲ生ズル場合アルモ、別ニ待遇等ニ要スル費用ハ之ヲ要セズ
在郷軍人就業ノ状況	農業ニ専ラ従事シ、又ハ副業トシテ養蚕及炭焼業ニ、其他ニ従事シ無業者ハ無之
同無業者数	―人
動章（ママ）等褫奪セラレタル者ノ数	―人
在郷軍人ニ於テ組織セル団体数及名	数一　須山在郷軍人会
其ノ団体ノ目的	目的　壮丁ノ教育在郷者相互ノ業務賞励（ママ）ノ方法
在郷軍人品行ノ良否	良好
軍人団体及町村団体等ニ於テ軍人ノ遺家族ニ対シ生業扶助等ノ事業ヲ為シツヽアラバ其状況	軍人ノ遺家家族ニシテ貧困ナル場合ニハ生業扶助等ノ事業援助ヲ為スモ其他ハ之ヲ為サズ
三十七八年戦役ノ功ニ依リ行賞ノ恩典ニ浴シタル者ノ数及金額	人員　十七人 金額　二千百六十円

（一回又ハ一期間ノ行軍、演習ニ就キ大略ナル仕訳ヲ記ス）

（生産物ニ蒙ムル影響種類並ニ待遇等ニ要スル費用）

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

571　**在郷軍人会状態調査　須山村**　（一九一〇）**明治43・9・8**

兵第七四号

本月弐日付静発第二六七号ヲ以テ御照会ニ相成リ候管内在郷軍人会状態調査ニ付、別紙ノ通リ該会長ヲシテ記入セシメ候条、此段及御回送候也。

明治四十三年九月八日

駿東郡須山村長　土屋和作

静岡聯隊区司令官　中井與三殿

在郷軍人会状態調書　駿東郡須山村

項目	同上概要
一、基本金高及其醵出法	現今ノ処基本金ナシ。又会員ノ年醵金ヲ徴集セズ。而シ明四十四年ヨリ幾分ヲ徴シテ本会ノ積立金ニ充ツル予定ナリ。
二、会費及ビ其支出景況	無之。
三、四十一四十二年度例会ノ景況	毎年三月十日、七月十日、十一月三日ヲ以テ定期総会ヲ青年夜学校ニ開ク。会員四十三名ニシテ、総会当日ニハ洩ナク出席ス。先ヅ会長ヨリ会務報告、来賓トシテ村長ノ軍人ノ目的ニ対シ種々ノ訓示等アリ。終リテ軍隊ニ関スル種々ノ研究ヲ為ス。最后ニ銃剣術ノ練習アリ。又毎年八月二日祖霊社前ニ本村戦死者招魂祭ヲ開キ会員正列（ママ）参拝ヲナスヲ例トセリ。（右ハ四十二年四十三年例会ノ景況ヲ記スナレド毎会以上ノ如クナリ。）
四、会員ノ状態	本村ニ於ケル会員ノ重ナル職業ハ農ニシテ一般ニ勉励ナリ。従テ風評佳ナリ。会員ニシテ素行修マラザル者ハ無之。
五、処刑及勲章記章褫奪者景況	更ニナシ。
六、重ナル事業	毎年入営者ニ対シ入営者一ケ月前ヨリ本村小学校舎ノ一部ニ於テ、毎夜下士交体（ママ）シテ軍事学ノ注入等ヲナス。

明治四十三年九月八日

須山村在郷軍人会長　細谷石治郎㊞

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

572　**帝国在郷軍人会小泉村分会の歴史**　（一九〇四～一九一三）**明治37～大正2**

（抄）

帝国在郷軍人会小泉村分会歴史

分会ノ創立

明治三十七年　在郷軍人ノ一致団結ノ必要ナルヲ認メ一月小泉村在郷軍人会ヲ創立シ、同月其ノ発会ノ式ヲ小泉村佐野蓮光寺ニ於挙ゲ、二十三ヶ条ノ会則ト十二ヶ条ノ細則トヲ定ム（会則及細則別冊ノ通リ）。然シテ会長以下役員ヲ左ノ如ク選任、会務ヲ掌ラシメ、事務所ヲ小泉村役場内ニ置ク。

会　長　水口善三
副会長　中西關太郎
幹　事　長澤文治郎
同　鈴木幹作
協議員　大庭勉
同　永田源十郎
同　服部銀作
同　山口留吉
同　關野治郎作

同　菅沼悦造

時ニ会員三十九名

同年二月　露国ニ対シ宣戦ヲ布告セラレ会員ハ追次召集セラレ殆ンド全員出征ス。

明治三十九年　二月十一日第二回総会ヲ開ク。

明治四十年　二月十一日第三回総会ヲ佐野夜学校ニ於テ開ク。

明治四十一年　二月十一日第四回総会ヲ開ク。

同　年　入営者ニ対シ軍事予備教育ヲ施ス事ニ決シ、歩兵軍曹大庭勉・歩兵伍長星野榮作・歩兵上等兵杉山徳次郎・歩兵上等兵杉山久作ノ四名ヲ教官ニ指名シ、十一月一日ヨリ同月二十四日迄午後六時半ヨリ九時迄予備教育ヲ実施ス。

明治四十二年　二月十一日第五回総会ヲ開キ会長以下役員ノ改選ヲ行フ。

選挙ノ結果左記ノ者当選就任ス。

会　長　砲兵曹長　中西關太郎
副会長　補充兵輸卒　鈴木幹作
幹　事　歩兵曹長　永田源十郎
同　砲兵補助輸卒　服部正策　同　年
協議員　歩兵上等兵　杉山久作
同　歩兵伍長　星野榮作　同　年
同　歩兵上等兵　水口茂太郎
同　歩兵一等卒　菅沼悦造
同　輜重輸卒　關野治郎作
同　同　服部銀作

時ニ会員五十三名

明治四十三年　二月十一日第六回総会ヲ開ク。
副会長鈴木幹作、幹事永田源十郎、協議員星野榮作、菅沼悦造辞職ニ就キ選挙ノ決果(ママ)左記ノ者当選就任ス。

副会長　歩兵曹長　永田源十郎　同　年
幹　事　歩兵上等兵　杉山徳次郎　同　年
協議員　一等水兵　久保竹次郎
同　歩兵上等兵　菅沼眞治郎

時ニ会員五十六名

三月十日日露戦役戦病死者ノ招魂祭第七年祭ヲ小泉尋常小学校々庭ニ於テ挙行ス。
八月帝国在郷軍人会設立セラル。
然シテ全国市町村在郷軍人会ヲ統一シ、本部ヲ東京市麹町区九段坂上偕行社内ニ、支部ヲ各聯隊区司令部ニ分会ヲ各市町村ニ置ク事ト決シ(十一月三日発表)、陸軍大将大勲位伏見宮貞愛親王殿下ヲ総裁トシテ奉戴シ、陸軍大将子爵寺内正毅閣下ヲ会長ニ戴キ、静岡支部長ニ陸軍歩兵中佐小野田一殿就任セラル。
十二月一日従来ノ名称ヲ帝国在郷軍人会小泉村分会ト改ム。
十二月ヨリ分会基本財産造成ノ為、有志

者ヨリ寄附ヲ得ベク全分会員ハ努力セリ。

明治四十四年　一月勅諭ノ写シヲ下賜セラル。

同　年　三月十日小泉尋常小学校ニ於テ戦病死者ノ招魂祭ヲ行ヒ、式後改称後ニ於ケル第一回総会ヲ開ク。

同月分会旗及書類入レ簞笥並ニ勅諭保管箱其ノ他分会附属ノ備品一切ヲ購入ス。

同　年　同年九月迄ニ寄附金総額参百五拾九円拾銭ヲ得、此ノ内ヨリ会旗其ノ他ノ備品等ヲ購入ニ、並ニ発会式(改称式)招魂祭々典費等ヲ支払フ。其ノ支払総額壱百七拾参円八拾弐銭也。

右ノ支払総額差引残額ノ内金壱百八拾円ヲ基本財産トシテ始メテ御厨銀行佐野支店ニ預ケ入レ、残額五円弐拾八銭ヲ次年度歳入ヘ繰入ル。

大正二年　明治四十五年　三月十日小泉村尋常小学校ニ於テ戦病死者ノ招魂祭ヲ挙行、式後総会ヲ開ク。分会長中西關太郎・副長永田源十郎辞職ノ結果改選ヲ行ヒタルニ左記ノ者当選ス。

分会長　歩兵伍長　星野榮作

分会副長　歩兵上等兵　杉山徳次郎

大正元年　七月三十日予テ御不例中ニアラセラレタル聖上陛下遂ニ御登遐(とうか)遊サル。

同日　今上陛下御即位アラセラル。

七月三十一日ヲ以テ年号ヲ大正ト改メラル。同日陸軍海軍人ニ対シ勅諭ヲ賜フ。

九月十三日　明治天皇御大喪ニ際シ小泉尋常小学校々庭ニ於テ遥拝式ヲ挙行ス。

同月十四日　御霊柩列車裾野駅御通過アラセラルヽニ際シ分会員ハ裾野駅構内ニ於テ奉迎送申上ゲタリ。

三月十日小泉尋常小学校ニ於テ戦病死者ノ招魂祭ヲ挙行、式後総会ヲ開ク。

（平松　市川せつ氏所蔵「帝国在郷軍人会小泉村分会歴史」）

573　演習実施上の事務について

（一八九九）明治32

甲兵第五九二号

町村役場

軍隊ノ行軍演習ニ際シ、道路、橋梁及宿舎等ノ便ヲ計リ又其艱苦ヲ犒（ねぎら）フヘキハ論ヲ俟タサレトモ、之レヲ犒フニ当リテハ一時ノ虚礼ニ失セサル様厚ク注意シ、一意誠実ヲ尽シ努テ実際ノ利便ヲ図ルヘシ。而シテ地撰択ノ結果或ハ毎歳施行地ニ該当スル方面ナキヲ期シ難シ。如此場合ト雖、終始切実ヲ表スヘキハ勿論、師団管区ノ関係等ニ拘ハラス、何レノ軍隊ニ属スルモ同一ニ誠意ヲ尽シ候様特ニ注意スヘシ。且行軍演習ニ付テハ、明治十九年三月十八日并ニ同月三十日本県号外ヲ以テ達セラレ候処、其待遇ニ就テハ別紙心得書ニ準拠可致旨、本県ヨリ達セラレ候条厚ク注意シ、不都合無之様取計フヘシ。

明治三十二年十月二十七日

静岡県駿東郡長　河野鎗次郎㊞

（異筆）「三十四年五月二十三日夜会ノセツ左記条項ヲ堅ク談シタリ」

町村吏員心得条件

一　町村役場ノ設ケナキ部落ニ軍隊宿泊ノトキハ其地ニ出張所ヲ設ケ之レニ詰合フ事。

一　演習又ハ行軍地方道路ハ予メ調査シ、危険ノケ所アル事ヲ発見シタルトキハ速ニ修理ヲ加ヘ、其町村ノ担当ナラサルモノハ県庁又ハ郡役所ヘ速ニ報告スヘシ。

一　軍隊ノ通過線路ハ十分清潔ナラシムル事。

一　石橋ハ砲車通行ノ際、破折ノ虞レアルヲ以テ可成（なるべく）橋上ニ土ヲ盛ルカ又ハ藁若クハ莚ノ如キモノヲ敷キ、其傍ニ石橋タル事ヲ標示スル事。

一　道路ノ修理ヲ加ヘタルケ所ハ、小石又ハ草根ヲ途上ニ放棄スルカ如キ不注意ナキヲ要ス。

一　行軍演習ノ道筋ニハ町村ノ境界毎ニ郡町村名ヲ記載シタル標札ヲ建ツルモノトス。

但、夜間ハ軍隊通過ノ便ヲ計リ、標札ヲ建テタル場

所及路傍人家ニ於テハ点灯ヲ為スモノトス。

一　軍隊通行又ハ滞泊中ハ隊伍中ヲ横切リ或ハ兵器ニ触レ演習中猥リニ其線内ニ立入ル事ナキ様、予テ諭達シ置クヘキ事。

一　演習地ヘ行商ヲ為スモノニ対シテハ高利ヲ貪ル事ナキ様、懇篤説諭ヲ加フヘキ事。

一　軍隊ノ宿泊スヘキ見込ノ町村ハ、徴発令第十五条第十八条等ニ依リ、毎戸ノ坪数ヲ調査シ左ノ雛形ニ依リ毎戸ノ入口ニ掲クヘシ。

八寸

五寸

姓名	総坪数		
	畳数	板敷	土間
宿舎用坪数			

板又ハ厚紙ヲ用フル事

一　前項ノ町村ハ予テ地所及家屋ノ略図（毎戸ノ姓名并ニ宿舎用畳数間数ヲ記事）ヲ製シ置クヘシ。

一　馬繋場ヲ予定スヘキ事、但、杉檜等ノ林ヲ以テ充ツルヲ最便ナリトス。

一　毎戸風呂数ヲ調査スヘキ事。

一　軍需ニ応スル物品不時ノ高利ヲ貪ル事ナキ様、堅ク取締置クヘキ事。

一　演習参観人ノ損害ヲ与ヘシ土地耕作物ハ賠償ノ途ナキヲ以テ作人ニ於テ充分注意セシメ、且吏員ニ於テモ警察官ト協議ノ上相当ノ注意スヘキ事。

一　宿主ヨリ万一故障ノ申立アルトキハ綿密ニ聞糺シ相当ノ処置ヲ為スヘキ事。

一　聯隊旗ニ対シテハ最敬礼ヲ表スルヲ要ス。故ニ同旗ヲ留ムル宿所ハ予メ承知シ、特ニ宿主ニ注意ヲ加フヘキ事。

一　宿賄ノ節ハ自然甚シキ不均一ヲ生スヘキ虞アルヲ以テ、可成ハ概略ノ献立付ヲ配付シ、之レニ依リ料理セシムル方可ナルヘシ。汁其他ニ於テ味キモノ少ナキヨリハ寧ロ多量ノ仕向ケヲ可ト為スヘシ。弁当ノ如キハ一手ニテ調理セシムルモ可ナルヘシ。

但、弁当ヘハ菜ノ外、漬物ヲ添ル事。

一舎内ニ於テ火鉢・茶・茶碗等必要品不足ナキ様、殊ニ注意スル事。

一入込タル場所ニアル宿舎往復ノ便利ヲ与フル為メ便宜ノ地ニ案内標ヲ立ツル事。

一米・麦其他軍隊必需ノ物品ハ日時ヲ移サス可及的迅速ニ調達ヲ図ル事。

一参観人ノ頬冠リ又ハ鉢巻ハ演習兵ニ紛ハシキ恐レアルヲ以テ之ヲ制止スル事。

一不熟ノ菓物(ママ)等ハ警官ト協議シ可成販売セシメサル様注意スヘキ事。

一演習若クハ宿営セントスル地方ニ六伝染病及馬疋ノ伝染病等アルトキハ其旨軍隊ヘ通報スヘキ事。

一伝染病患者ノアル家(現在患者アラサルモ、平癒若クハ死亡後五日ヲ経過セサルモノヲ含ム)ニハ赤紙(半紙半枚位)ヲ門戸ニ貼付スル事。

一伝染病者(ママ)・避病舎・其他汚物埋却場等ハ其地ニ建札ヲ為ス事。

一演習ノ際、県郡町村会議員・赤十字社員・学校生徒等参観ハ相当ノ便宜ヲ与ヘラルヘキヲ以テ、参観者アルトキハ前以テ郡吏員ヘ申出ツヘキ事。

一演習ノ方略ニ関スル事ハ必秘密ヲ守ル事。

一町村役場ニ於テハ、軍需品代金・宿舎料・事務室借受料等軍隊ヨリ支払ハルヘキ金額ハ、係官出発前必ス請求ヲ為シ、支払未済ナキ様注意スルモノトス。

但、宿舎料ハ宿舎券ヲ以テ料金ヲ請求スルモノトス。

一買上物品代価ハ概ネ即日支払ハルヽヲ例トス。其物品ト引換ニ支払ハルヽトキハ物品受領証ヲ請求スルノ必要ナシト雖、否ラサルトキハ保存スルモノトス。

一軍需品ノ集積地ヨリ他町村ヘ回送シ納品セシトキ、其運搬費ハ現品ノ代価ニ加ヘ支払ハルヽ筈ニ付、正当ナル該費ハ此手続ニ依リ賠償ヲ受クル事。

一秣ハ宿舎ニ於テ弁達シ難キトキハ藁ヲ代用スルモ苦シカラス。

一露営ノ際ハ町村吏員現場ニ出張シ、飲料水其他需用上差支ナカラシムル事。

一町村吏員ハ町村境又ハ便宜ノ地ニ於テ送迎スル事。

但、郡町村会議員等有志ノ者カ、本文ノ行為ヲ為スハ無論差支ナシ。

一宿泊ノ際ハ、町村吏員ハ将校ノ宿所（中隊本部以上）ヲ訪問スルモノトス。

一演習ノ事務ニ従事スル吏員ハ、左ノ徽章ヲ左肋ニ佩（お）フル事。但、其期ニ際シ当該軍隊ヘ報告スル事。

（町）町吏員　（村）村吏員

径一寸白地（地質適宜）ヘ黒字ヲ以テ記スモノトス。

一人民ノ心得条件ハ適宜ノ方法ヲ以テ普ク之レヲ心得置カシムヘキ事。

一演習ノ際、耕地作物等ノ損害賠償ニ関シ立会ヲ要スル場合ニ於テハ之レニ立会シ、公平ナル意見ニ依リ取扱ヲ為スヘキ事。

一前各条ノ外、待遇上必要ト認ムルトキハ、臨機ノ処置ヲ為スヘキ事。

一行軍演習ニ就テノ事務ハ総テ之ヲ記録シ保存スヘキ事。

軍隊通行演習ノ際人民ニ注意セシムヘキ事項

○一軍隊ニ対シテハ誠意ヲ旨トシテ、決シテ軽薄ノ振舞アルヘカラス。

○一軍隊通行ノ際ハ一切道路ニ出サヽル事。

○一軍隊通行ノ途次ニハ、飲料水（一旦煮払（ママ）シタルモノ）又ハ麦湯（冷シタルモノ）及馬飼水ヲ差出シ置ク事。

但、飲料ニ供スル容器ニハ蓋ヲ為シ、柄杓・茶碗等ヲ備ヘ、馬飼水ハ四斗樽ノ類ニ入レ柄杓ヲ備フルヲ要ス。尤沿道ニ河川アル向ハ馬飼ニ便ナル場所ヲ設ル事。

○一軍隊ニ販売スヘキ物品ハ平常ノ価格ニ依リ、決シテ高利ヲ貪ルヘカラサル事。

○一聯隊旗ニ対シテハ敬礼ヲ行フ事。

○一軍隊ノ宿舎ニ充ツル各戸ハ左ノ各項ニ依ルヘキ事。

○一　各宿舎ニ於テハ掛竿又ハ綱ヲ張リ（竿綱ハ被服ヲ掛ルニ備フ）及銃掛ヲ設備スル事。

但、雨雪等ノ節ハ湿衣干燥等ノ注意ヲ要ス。

一　賄ヲ為サヽル場合（宿舎ノミ供給セシトキ）ニ在リテモ、食用器具・茶及漬物ヲ供スヘキ事。

○一　手洗器・水桶（水共）・灯火・火鉢等ハ可成差支ナキ様配置スヘキ事。

○一　軍人ヨリ舎主ノ力ニ及ヒ難キ事件ノ依頼ヲ受タルトキハ町村吏員ニ申出、其指揮ヲ待ツヘキ事。

○一　室内外掃除注意ノ事、殊ニ便所ヲ清潔ニ為スヘキ事。

○一　見苦シキ畳・建具ハ可成注意スヘキ事。

一　提灯・手燭（蠟燭トモ）・枕等有合ノ品、準備ノ事。

一　茶碗其他食器ノ洗滌ヲ怠ラサル事。

○一　用務ヲ託セラレタルトキハ急速便達スル事。

一　風呂ハ到着（帰宿トモ）前ニ入湯、差支ヘサル様注意ノ事。

一　各宿主ハ門戸出迎フ事。

一　宿舎賄ノ場合ハ供食ノ時刻ヲ違ヘサル様注意ノ事。

一　軍人ニ浴湯ヲ供スルハ勿論ナルモ、入浴ノ済否ニ拘ラス時刻ニ至ラハ食事ヲ供スル事。

○一　時刻ヲ誤ラサル様、軍人ノ時計ニ自家ノ時計ヲ合セ置ク事。

但、時計持合セナキモノハ軍人ニ就キ能ク時間ヲ聞合セ置ク事。

一　宿賄ノ節、器具ノ乏シキ場合ニ於テハ一人毎ニ膳ヲ供スルヲ要セス、共用飯台ノ如キモノヲ用フルモ妨ケナシ。

一　夜具・枕ハ出来得ル丈ノ準備ヲ要ス。夜具壱人一枚以上ヲ要ス。止ムヲ得サス場合ハ二人ニ一枚ナルモ妨ナシト雖モ寒気ヲ受ケシメサル様注意スル事。

○一　軍隊并ニ砲車・輜重車等ニ行キ逢（ママ）フタルトキハ自分ノ左傍ニ避クヘキ事。

一　徴兵慰労会ハ三十一年満期兵ヨリ規約ヲ変更シ報公義会ト名ツケ以テ施行ノ事ニ決シ、委員会ヲ経テ名誉会

員ノ意見ヲ問ヒシニ異議ノ申立無之ニ付、其規約ニ基キ今回三十一、三十二両年ノ満期兵ニハ紀念品ヲ贈テ入営中ノ慰労ヲ為サントス。之ヲ本会ニ問フ。

盃ヲ与フルコト。一人分大凡五十銭。

模様ハ幹事ニ一任ス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

574　大野原砲台建設　（一九〇八）明治41・5・9

○大野原砲台建設

陸軍築城本部にては今回築城法研究法並に砲台効力試験の為め井上工部長外数員を派遣し、駿東郡須山村勝田秀作方に本部を置き清水舘に派遣事務所を設置し、五月一日より数百の人夫を使役し同村大野原狐塚に永久及半永久の二個砲台築造に着手し、十月までに完成せしむる見込なるが、該砲座は三百六十坪の区域にて、地下二十尺の底より石材を畳みセメントにて固め、平面はコンクリート、凸凹の胸壁は一切ペトン仕上にて、中間に鉄板をはさみ非常に堅固なる構造なりと。愈々完成の上は重砲兵隊の実弾射撃試験をなす由。工費約三万円の予定工事なりと云ふ。

（静岡新報）

575　実弾射撃に関する危険予防心得　（一九〇八）明治41・8・20

告示第七号

本月二十二日ヨリ約五十日間本郡大野原ニ於テ実弾射撃施行ノ旨、陸軍重砲兵射撃学校ヨリ申越ニ付、警戒方ニ関シ左記ノ事項可心得右告示候也。

明治四十一年八月二十日

駿東郡須山村役場

実弾射撃ニ関シ危険予防心得

一　射撃間注意スヘキ一般ノ心得ハ主要ナル道路ニ掲示ス。

二　射撃ヲ行フ日ハ早朝ヨリ射場ノ認メ易キ個所ニ警戒

ノ赤旗ヲ樹テ、尚射撃開始前号砲一発ヲ放テ合図トナス。

三　射撃ヲ行フ時間ハ日ニ依リテ差異アリト雖モ大概午前八時ヨリ午后四時ニ至ル間トス。

四　射撃ヲ行フ方向及区域概ネ左ノ如シ。

一川柳滝川原方面ヨリ駱駝山(字北畑北方約二千米附近)方面ヲ向フ。

二板妻附近ノ地域ヨリ御料林狐塚字北畑ニ亘ル地域ノ間ニ向フ。

五　警戒赤旗ヲ掲ケタル日ニハ射場内ニ立入ルベカラザル事。

六　緊要ナル地点ニハ歩哨ヲ配置シ或ハ巡邏セシムルヲ以テ、通行人ハ之ガ指示ニ従フベキ事。

七　電柱ヲ抜キ電線ヲ切リ標的其他ノ物品ヲ持去ルベカラザル事。

八　許可ヲ得タルモノヽ他、打捨ノ弾丸・破片ヲ拾フベカラザル事。

九　許可ヲ得タルモノト雖モ破裂セザル全弾ハ危険ニ付堀リ取ルベカラザル事。

(裾野市役所　須山支所所蔵「告示関係書類」)

576　**大野原砲台竣工　明年四月より執行**

(一九〇八)
明治41・8・25

○大野原砲台竣工

明年四月より執行

富士山麓須山村地先大野原目標砲台に就ては既に記したるが、今二十五日竣工したれば、来三十日築城本部長の臨検を仰ぎ落成式を挙ぐる筈なり。今聞く処によれば同砲台は十二珊(サンチ)砲二門を据付く設備にて、主要部は弾薬堡の構へあり。地下二十五尺地上十尺に至る六間四面はコンクリートペトン仕上げ、中間最下に二間四面の弾薬庫を設け、正面二間を経て左右より階段にて昇降し得と。其他砲坐の前後壁並に台前三十米突(メートル)を隔てゝ長さ三十間巾(はゞ)二十間深さ三十尺の塹濠を穿ち、周囲の内壁はペトン

を打ち中間に石崖の障壁を積み上げたり。右は一見其の所在を知らざる様の設備を為しあれり。これに向つての実弾射撃試験は明年四月より執行し、目下滞営の砲兵隊は附近特別の目標に向つて射撃すと。

（静岡新報）

577　発射砲弾破片の採集について

（一九一二）明治45・5・10

御請書

陸軍重砲兵射撃学校ニ於テ発射スベキ砲弾破片採収ニ付左ノ条項堅ク相守可申、此段御請申候。

一砲弾破片拾得ノ期間ハ明治四拾五年五月十日ヨリ同校射撃終了後三日間トス。但第一回分トス。

一砲弾破片拾得ノ場所ハ富士裾野板妻上射場下射場全般ニ亘ル地域トス。

一不発弾ハ拾得スルコトヲ得ス。

不発弾ヲ発見シタルトキハ其ノ位置ヲ直チニ監的場将校若シクハ演習場主管ニ届出、指揮ヲ受クベシ。

一不発弾ヲ拾得シ又ハ隠匿シ或ハ他ニ売却スル等ノ不正行為アリタルトキ、損害賠償トシテ壱発ニ付金弐円ヲ徴収シ、其隠匿ニ属スル現品ハ之レヲ没収ス。

一砲弾破片拾得ノ為メ切開シタル堀穴ハ勿論其他ノ陥穴ト雖モ、車輪馬蹄等ノ没セサル如ク地盤ヲ固メ直ニ原形ニ復スベシ。尚復旧漏レ陥穴ハ演習終了ノ上必ス指揮ニ従ヒ整理スルモノトス。

一耕作地内ニ於テ砲弾破片ヲ拾得スル時ハ特ニ其作物ノ保護ニ注意シ、可成損害ヲ尠ナカラシムル事。

一拾得人ハ観的場ニ標旗植立中、各標的ノ前後ハ勿論其左右参百間以内ノ地区ヲ徘徊ス可カラス。

一拾得人左ニ掲クル場合ノ一ニ該当シタルトキハ何等補償ナス事無ク、其其(ママ)拾得権ヲ解除セラルヽモノトス。

(1)拾得者ガ完成(ママ)ニ本請書ノ事項ヲ履行セサルトキハ又(ママ)

ハ履行スル能ハサルモノト認定シタルトキ。

(2)拾得者ニ於テ不正ノ行為アリタルトキ。

一止ムヲ得サル事故ニヨリ採収ノ権利ヲ他ニ移転スル場

合ニ於テハ、必ス監督人ヲ経テ村長ノ認定ヲ受クベキモノトス。

但、雇人ヲシテ採収セシムル場合ハ其都度監督人ヘ届出ツルモノトス。

一　採収期間内ニ於テ法令ノ改廃其他予知スベカラザル事故ニ起因シ、其期限ヲ伸縮セラレ発射弾数ヲ減少セラルヽ事アルモ、収得人ハ何等異議ナキモノトス。

但、之ノ場合ニ在リテモ拾得人ハ損害賠償ヲ要求スル事ヲ得ス。

一　拾得人ハ五月十日午前八時演習場主管事務所前ニ集合シ、演習場主管ヨリ採収ニ関スル注意ノ指示ヲ受クルモノトス。

前各項ノ外、随時村長及監督者ニ於テ命スル指揮命令ハ堅ク遵守スベキモノトス。

明治四十五年五月十日

静岡県駿東郡須山村

滝口政吉

同県同郡同村

渡辺治作

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

578　**板妻演習場実弾射撃施行について**　（一九一二）**明治45・7・5**

兵第四五号

板妻演習場実弾射撃施行ノ件通牒

明治四十五年七月五日

組長

須山村役場

各組長殿

近衛歩兵第一聯隊ニ於テハ七月十一日ヨリ同月二十六日迄板妻廠舎ニ出張中、左記日割ノ通リ晴雨ニカヽワラズ別紙略図ノ線内ニ於テ射撃施行旨、該聯隊ヨリ厳重ナル通牒有之候ニ付、一般組内ヘ無漏見廻シ相成リ度、此段及御通牒候也。

《但シ変更ノ節ハ掲示致スニ付申添ヘ候》

左記

射撃方向ハ高塚附近ヨリ狐塚方向ニ又山神社附近ヨリ字大胡山方向ニ対シ射撃ス。

七月十二日　正午ヨリ午後六時迄

同　十三日
同　十四日
同　十五日
同　十八日
同　十九日
同　廿三日
同　廿四日

午前六時ヨリ午後六時迄

板妻演習場射撃使用区域略図　近衛歩兵第一聯隊

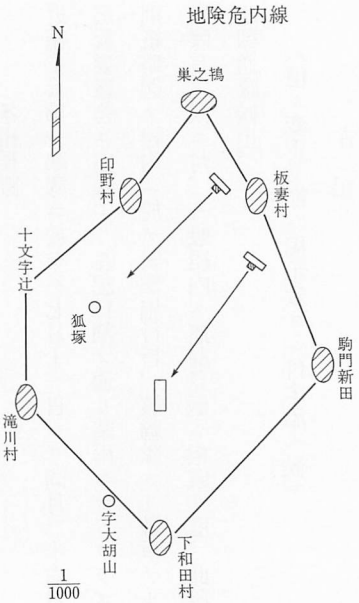

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

第七節　村と戦争―日露戦争―

(1)　兵士召集

579　静岡県人の尚武心について

（一九〇一）明治34・9・13

静岡県駿東郡長　河野鎗治郎印

甲兵第六六七号

町村役場

陸海軍諸生徒等勧誘方ニ就テハ、従来屢々本県及当郡役所ヨリ諭達通牒等致置候処、第三師団長ヨリ管下一般尚武心喚起発達上ニ関シ、別紙写ノ通、静岡県ニ対スル希望ノ大意ヲ本県ニ回致候ニ就テハ、右希望ノ趣旨普及（ママ）撤底候様可取計旨、本県ヨリ通牒有之候ニ付、右相心得取計フベシ。

明治三十四年九月十三日

静岡県ニ対スル希望ノ大意

抑モ静岡県人ノ気風ハ、一般ニ怜悧ニシテ且有為ナル気象ニ富ムモ、惜哉同県人ハ其所謂同県ト云フ観念ニ於テ、太タ乏（ハナハ）トボシキノカン観アルノミナラズ実ニ国民ノ性格上、最大要素トスル所ノ尚武心ニ欠乏セル実アル事ハ世上ノ認ムル所ナリ。今ヤ其一例トシテハ、別表第三師管各聯隊区内将校及下士生徒志願者比較表ニ就テモ、其一斑ヲ知ルニ足ルベシ。於是吾人ハ今其然ル所以ノ原因ヲ推考スルニ、前者ハ蓋シ旧幕府ノ頃、今ノ所謂静岡県ノ地ハ、無数ナル代官政治ト二、三小諸（侯）ノ政治ノ下ニ分轄セラレ、各風教ノ異ニセル各個各別ノ小社会ニ成形シテ、利害ヲ共通セサリシカ為メ、其観念ノ及フ所自ラ一地域ニ限リタル事、彼ノ西南地方ノ諸県人カ、当時一大諸雄藩ノ治下ニ於テ大同化セラレタルモノヽ比ニアラサルノ遺習ニ因ルニアラサルヲ得ン乎。後者ハ或ハ明治ノ尚武ハ封建時

代ノ遺伝性ニシテ、多クハ旧時ノ武門武士ヨリ伝ハリタルモノトスルナラバ、静岡県ノ如ク元来ノ士族僅少ナル地方ニ在リテハ、今ノ如キ状態ヲ致セル事亦太タ怪ムニ足ラス。殊ニ該県ハ有力ナル土着軍人ノ先輩者トシテ、後進子弟ヲ将励（奨）シテ適方ニ指導スルモノ幾ント絶ヘテアラザルカ如シ。凡ソ是等ノ諸事情ハ皆其誘引トナリテ、以テ今日ノ状態ヲ惹起シタルニアラザルヲ得ン乎。果シテ然ラバ今之ヲ刷新セントスルカ為メニハ、主トシテ行政及教育上ノ諸機関ト、其他各種ノ方面ヨリ鼓吹シテ無邪気ナル県民ノ頭脳ニ先ツ左ノ理由ヲ注入スルヲ必要ト思考ス。

一　輓近ノ軍制ハ一ノ聯隊区ヨリ、一ノ歩兵聯隊ヲ出スヘキ制度ニシテ、即チ第三師管ニ就テ言ハ、名古屋聯隊区（尾張全国）ハ歩兵第六聯隊、豊橋聯隊区（三河全国ト遠江ノ一部）ハ同第十八聯隊、津聯隊区（三重全県ト内伊賀ノ二郡ヲ除ク）、同第三十三聯隊静岡聯隊区（静岡全県ノ内遠江ノ三郡ヲ除ク）ハ、同第三十四聯隊ヲ編成スル制度ナリ。抑モ其然ル所以ハ、軍隊ハ元来国家自衛ノ要具ニシテ、国家自衛ト云フ事ノ意義ハ、恰モ愛国心ト云フ事ノ意義ガ身ヲ愛シ、家ヲ愛シ、郷里ヲ愛スル情操ノ積極タルト均シク、身ヲ衛リ、家ヲ衛リ、郷里ヲ衛ル方法ノ積極タルニ過キサルヲ以テ、地方結合ノ精神ヲ保持シテ、何処迄モ解体セシメサル事ヲ有利トスルニ外ナラズ。

是故ニ歩兵第三十四聯隊ノ総テノ素質ハ、皆静岡県民ノ子弟ヨリ成立スルモノタルヲ以テ、此解隊ハ取モ直サス、静岡県民ノ総テノ者ガ国家ニ対シテ負担スル兵役義務ヲ代表スルニ異ナラズ。故ニ、其名ハ其称号ノ如ク歩兵第三十四聯隊ト云フヨリ、寧ロ静岡聯隊ト云フヲ最モ適切ト信ゼズンバアラズ。夫レ其関係已ニ然リ、故ニ此聯隊カ現在ト未来トニ論ナク、名誉ヲ得ルト否トハ直チニ静岡県民ノ名誉如何ニ影響スル事、例ヘハ次ノ如キモノアラン。

今茲ニ戦争アリ。是時ニ当リ此聯隊カ大ナル名誉ヲ得タ

リシトセンカ、人ハ必ス詳(評カ)スルナラン。夫ハ元来聯隊ノ素質タル静岡県民カ強クシテ勇敢ナルノ結果ナリ。若シ其素質ガ弱キトキハ如何ノ如此ヲ得ンヤト、之レニ反シテ此聯隊カ大ナル不名誉ヲ得タリトセンカ、人ハ亦評スルナラン。夫ハ元来聯隊ノ素質タル静岡県民ノ弱クシテ意気地ナキ結果ナリ。若シ其素質ガ強キトキハ、如何ノ如此キヲ得シヤト云フガ如キ、譏誉(ママ)是ナリ。其他現在ノ事柄ニ就テモ善カレ悪カレ如此ク皆影響ヲ受ケツヽアルナリ。由是レ観之歩兵第三十四聯隊ト静岡民ト互ニ栄辱ヲ担フ事実ニ大ナリ。別言スレバ該聯隊ノ外ニ顕ハルヽ声価ノ如何ハ取モ直サス、静岡県民カ軍事思想ノ厚薄如何ヲ表明スル反映器トナリ居ルヲ以テ、苟モ県民トシテハ独リ一船ノ名誉ニ於テ注意ヲ要スルノミナラス、実ニ各自ノ各誉ニ於テモ大ナル注意ヲナサザル可カラズ。是レ蓋シ県民ノ猛省スベキ要件ニシテ、又必ス猛省セサル可カラザル自然ノ義務ト信スルナリ。

二　軍隊ハ或ル意味ニ於テハ国民自ラノ武技学校ニシテ、彼ノ大中小学校等ガ国民自ラ必要ノ為メ、文字ヲ教ユルト同一ノモノアリ。説言スルハ国民ハ自家生存ノ必要ヨリ共同団結ノ必要ヲ生シ、共同団結ノ必要ヨリ共同自衛ノ必要、即チ国家自衛ノ必要ヲ生シタル訳ナリトスルナラバ、苟モ国民トシテ自衛ノ任務ニ堪ヘ得ル者ハ、必ス之ニ必要ナル武技ヲ自カラ習ハサル可ラス。於是国家ハ常ニ軍隊ナル教習所ヲ設ケテ、以テ国家ノ子弟ニ入学ヲ命シ、而シテ或ル一定ノ期限内ニ其業務ヲ卒業セシムルト同時ニ、又新ナル生徒ヲ入レ、年々歳々如此クシテ多ク学生ヲ育テルニ異ナラズ。故ニ軍隊ハ平時ニ在テハ、全ク国民ノ武技学校ニシテ、所謂徴兵ハ生徒ニ過キス。而シテ地方ハ恰モ其家庭ニ等シキ筈ノモノタリ。是故ニ軍隊ト地方トハ常ニ一致ノ連繋ヲ保チ、互ニ提携スルニアラサレバ、生徒ヲシテ適当ナル卒業ヲ得セシメザル事、例ヘバ次ノ如キモノアリ。

今夫レ児童ノ教育ニ於テ、学校教師ハ骨ヲ折テ其知徳ノ発達ヲ望モ、苟モ家庭ノ教カ之レト反対ナル場合ハ、其

児童ハ果シテ如何、今軍隊教育ニ於テモ亦実ニ之レト同シキモノアリ。即チ教育担任者タル各幹部ハ、軍人精神ノ養成ト尚武心ノ発達トニ就キテ幾等骨ヲ折ルト雖モ、苟モ地方ノ気風カ之レト反対ナル場合ハ、格別ナル成績ヲ得サル事ハ、吾人ノ夙ニ経験スル所アリ。故ニ国民カ其自己ノ必要上ヨリ武学生徒ヲ出シタル側ヨリ言フモ、又軍隊カ学校トシテ生徒ヲ教ユル側ヨリ言フモ、他日有事ノ場合ニ当リ死生ヲ共ニセントスル側ヨリ言フモ、良成績ヲ得ントスルニハ先ツ、其家庭ノ位置ニ立ツ地方ノ気風ヲシテ尚武的タラシメサルベカラズ、是最モ易睹理（ママ）ナリ。故ニ地方ノ人士ニシテ果シテ、前項ノ理由ニ鑑ミ猛省スル事アランニハ、先此事ニ尽力セラルヽヲ第一ノ要件ト思考ス。

三　其他最モ必要ナルハ歩兵第三十四聯隊ノ幹部、即チ将校及下士ノ大多数ヲ静岡県民ヨリ出スニアリ。蓋シ其然ル所以ハ独リ該聯隊ノ総テノ素質カ地方的ナルニ依リ、之ヲ指揮監督スルモノモ亦地方的ナルヲ以テ、理論上至当トスルニ止マルニアラズ。其友誼其心情及其親愛ノ度カ一層ニ深厚ナルハ勿論、諸種ノ感情観念等ニ至ル迄、純然タル地方的ニ一致シ得ベキ利ナルヲ以テ、其発動ノ及フ所益々団結ノ精神ヲ固クシ、地方独特ノ石（ママ）物トシテ一頭角ヲ抜クガ如キ良成績ヲ顕ハスニ至ルハ、更ニ疑ヲ容レザルナリ。果シテ然ラハ是独リ聯隊ノ名誉ノミナラズ、実ニ地方ノ大名誉ナリ。故ニ静岡県民トシテハ此奮発ナカルベカラズ。

然ルニ今ハ果シテ如何、歩兵第三十四聯隊ニ於ケル将校ノ定員ハ約七拾余名（但シ目下尚ホ多数ノ欠員アリ）ナルニ、其中静岡県人タル肩書ヲ有スルモノハ、僅ニ下級将校中六・七名ヲ数フルニ過キス。其余ハ総テ他県人ナリ。是豈静岡県人ノ利益ナランヤ。之ヲ譬フルニ静岡県人ハ他県人ト均シク国家ニ対シテ租税ヲ払ヘル故ニ亦他県人ト均シク国会議員ヲ撰（選）出シテ、之ヲ監督シツヽアル事ハ人ノ知ル所ナリ。今兵役ハ或ル意味ニ於テ国民ノ血税ナリ。即チ国民ノ国家存立ノ必要上、租税ヲ払フト均シク

国家自衛ノ必要上払フ所ノ血ノ税ナリ。而シテ今静岡県民ハ他県民ト同一ニ、此ノ血税ヲ負担シナカラ之ヲ指揮監督スル将校ニ至リテハ、実ニ上文ノ如キ有様ナルハ、是レ猶ホ租税ヲ負担シナガラ、国会議員ヲ撰(選)出セサルト同一ノ理由ニアラスヤ。其損失モ此ニ至テ亦実ニ大ナリト謂フベシ。但シ下士ノ現在数ニ至リテハ、従来種々差繰リシテ多ク同県人ヲ入レタルカ為メ、自ラ将校ニ比シ良景況ヲ呈出シアルモ、而モ尚ホ昨年度ニ至リ補充ノ方法ヲ一変シテ各聯隊ノ下士ニ補充ハ勉メテ、其地方ヨリ募集セントスルニ際シ、其志願者ノ少ナキ事ハ別表比較表ノ如シ。是レ亦静岡県民ノ為メ決シテ利益ニアラサルナリ。即チ大ナル損失ナル事ハ猶ホ上文将校ノ為メニ、説キタル所ト同一ナリ。豈鑑ミサルヘケンヤ。

其然リ歩兵第三十四聯隊ト静岡県民トノ関係ハ如此シ。故ニ今ノ場合ニ在テハ、先ツ県民ノ総テヲシテ此関係ヲ知ラシムルヲ要ス。然ル時ハ一般ノ注意カ自然此聯隊ニ傾注セラルヽニ至ルベキヲ以テ、其結果ハ少ナクモ先ツ、其子弟ヲ奨励シテ憤発セシムルノ必要ヲ感スルナルベシ。此感(観)念ト奨励トハ、即チ尚武心ノ一現象ニシテ、久クシテ之ニ慣ルヽトキハ、社会自然ノ制裁力トナリ、後進者子弟ヲ感化スル事極メテ大ナルニ至ルナラン。果シテ然ラバ将校及下士生徒志願者等ノ続々輩出スルハ勿論、将来新兵タルベキ者モ、未タ入営セザルニ先タチ、已ニ此制裁力ノ感化ニ因リテ確乎タルニ、精神即チ若シ我々ノ身ニ於テ不名誉ノ事アルトキハ、独リ我々ノ不名誉ニアラス、少ニシテハ郷党隣里、大ニシテハ静岡県民一般ノ不名誉トナルベキヲ以テ、大ニ慎重ナルベカラスト云フガ如キ精神ノ確立スルニ至ル事ハ、吾人ハ先回征清役ノ場合ニ鑑ミ、固ク其理ヲ信セントスルナリ。

試ニ看ヨ。爾時我兵気ノ彼(ママ)レカ如ク振起シタル所以ノモノハ果シテ何(ママ)ニ根由セシムル事ヲ軍隊平素ノ数育ト、我国固有ノ精神トニ基モノアリト雖トモ、吾人ヲ以テ之レヲ視レバ社会一般ノ制裁力ガ之レヲ助ケタルノ効過半ニ居ルト信セスンハアラス。詳言スレバ当時ノ社会カ大ナ

ル敵愾心ヲ奮起シテ、非常ナル熱誠ト同情ト以テ、軍隊ノ成効ヲ望タルカ為メ、其感動ノ及フ所、各兵各個ノ勧(観)念ヲシテ、仮令死シモ不名誉ヲ以テ郷里ニ帰ルノ面目ナレト覚悟セシムルニ至リタルニアラズヤ。由是観之社会自然ノ制裁力ハ社会ノ分子ヲ感化シテ鞏固ナラシムルモノタルヲ以テ、吾人ハ静岡県民タル一社会カ歩兵第三十四聯隊ニ対スル観念ノ発動ニ因テ、上文ノ如キ制裁力ノ成立スルヲ希望シテ止マサルナリ。果シテ然レバ静岡県民ハ実ニ全国第一等ノ尚武心アル国民トシテ推サルヽニ至ルナラン。豈一般ノ大名誉ニアラスヤ。

如此ク述ヘ来レハ人或ハ難シテ曰ハン。我々ガ国家ノ為メ又静岡県ノ為メニ尽スヘキ事ハ、何ソ必スシモ軍事ニ限ラル、工事ナリ農商業ナリ其他各種ノ学業ナリ、皆世ヲ利シ国ヲ益スル為メニアラサルハナシ。且ツ人各志アリ。乃チ其志ノ嚮フ所ニ従テ以テ各自成業セシムルニ若カズ。何ソ必スシモ軍事ニ限ランヤ。斯言誠ニ然リ。吾人ト雖トモ亦決シテ然ラスト謂ハサルナリ。然レトモ今ノ世ハ是レ果シテ何ノ時ゾ、世界各国ノ競争上ニハ已ニ公道ノ存スルナク、又所謂人道ナシ。苟モ威力ヲ以テ之ヲ制スルニ足ル時ハ、何ノ為サザル所アランヤ。故ニ一国民トシテ尚武ノ気象ニ乏シキトキハ、其国必ズ滅亡スルニ至ル事ハ、近時東洋ノ形勢ヲ視レバ之ヲ知ルニ余師アルナラン、尚何ソ工業及農商業等ニアランヤ。是故ニ国民トシテ其国家光栄ト共ニ、自家ノ平和ヲ保タントスルニハ必ス右手ハ剣ヲ握リ、而シテ左手ヲ以テ此世ヲ渡ルト云フカ如キ大勇気ト大決心ナカル可カラス。是吾人カ前文ノ如キ希望アル所以ナリトス。願クハ当路ノ君子之ヲ省察セラレンコトヲ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

580　**徴兵適齢者、行方不明**　（一九〇二）**明治35・1・24**

御届

原籍安倍郡□

戸主平民亡□(人名)長男

当時駿東郡□村□番地平民□(人名)

□役場

□寄留

御中

□(人名)

明治九年参月八日生

本月十七日付ヲ以テ本町□番外戸主□(人名)長男□(人名)

右私弟□(人名)儀本年徴兵適齢ノ処、同人所在不明ニ付、捜査ノ上該届書送達方ノ儀ニ付御尋問ノ処、右ハ去ル明治廿四年八月当地寄留ノ后(ママ)、同年戸籍上ノ件ニ付貴役場ヨリ招喚ヲ受ケ、依テ私代理トシテ勝又新平出頭候処、寄留届書ニ□(人名)ノ名前記載無之候ニ付其理由ヲ御尋ニ付、右同人ハ其以前ヨリ行衛不明ナルヲ以テ記載不致全ク□(人名)単身寄留ヲ引受居ル事ヲ陳述致シ候処、然ラバ逃亡届ノ事ニデモ取計ベシトノ仰セニ付、其事ニ御願申置キ候義ニ寄、爾来、従テ音信等更ニ無之目下何地ニアルヤ所在不明ニ付、捜査ノ致方無之ニ付、此段御届申上候也。

□徴兵適齢届ノ件、目下同人不在ニ付、□(人名)ヨリ届書差出方御依頼及候処、未タ届出無之、期日切迫ニ付至急差出候様御示達相成度、再応及御依頼候也。

明治三十五年壱月拾弐日

明治三十五年一月廿四日

右　□(人名)

実印無之ニ付押印ス

□(人名)㊞

安倍郡□役場㊞

駿東郡□村役場

御中

581 在郷各兵の調査について　須山村　明治35・10・7

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

調書　来ル廿九日中ニ郡役所へ到達スル様調書御発送ヲ乞フ

○封筒面ニハ（兵至急ト御認メ相成タシ）

一　在郷各兵ノ動作及気節
一　滞(ママ)勲者ノ情態
一　勲賞又ハ従軍記章ヲ褫奪セラレタルノ有無
一　戦死者、病死者ニ対スル在郷軍人ノ心得及ヒ其地方取扱景況
此段申添候也

明治三十五年十月七日

野戦炮兵第十四聯隊

在郷各兵ニ係ル各項調査左記ノ通リニ御座候、此段及報告候也。

駿東郡須山村長　勝田房平

明治三十五年八月廿八日

一　在郷各兵ノ動作及気節
須山村現在在郷各兵ノ主ナル職業ハ何レモ農業ナルヲ以テ、其ノ職業上ニ於ケル動作ハ敢テ衆人ノ指目ニ触ル程ノコトナキモ、一般集会等ノ場合ニ於テハ能ク時限ヲ守リ動作勤厳ノ風アリ。随テ応対モ活潑ナリ。殊ニ国家ニ対スル祝意等ヲ表スル場合尤モ然リトナス。
一般ニ気節驕リ、在郷軍人間ニ於テ相互ノ制裁ヲナシ、苟モ徳義ニモトラサランコトヲ期スルモノヽ如シ。之レ一ニ在郷軍人会ノ組織アツカリテ然ルモノノコトシ。
一　滞(ママ)勲者ノ情態
当村帯勲者ハ勤(僅カ)ニ一名ニシテ未タ全般ヲトスルコト不能モ、右一名ノ帯勲者ニ付キ取調フルニ、能ク職業ヲ励ミ礼節ヲ守リ、殊ニ帯勲ニ対スル政府下賜ノ年金ノ如キ、未タ浪費セルコトヲ不見、家計豊カナラサルモ能ク家計ヲ准(維)持シ、聊カ他ノ模範タルヲ認メタリ。
一　勲賞又ハ従軍記章ヲ褫奪セラレタルノ有無
右ハ未タ褫奪セラレタルモノナシ。
一　戦死者、病死者ニ対スル在郷軍人ノ心得及ヒ其地方ノ取扱景況
本村未タ戦死者病死者ヲ出シタルコトナキヲ以テ、直接其場合ニ遭遇セズ。為メニ充分在郷軍人ノ心得及地

方取扱ニ係ル景況報告ノ材料ナキモ、平常ノ心得トシテ充分其ノ不幸者ニ向テ同情ヲ表シ、戦死者、病死者ノ家族ヲ慰問スルノ態度ヲ取ルヘキモノタルヲ承知ス。又地方ノ取扱ヒトシテハ該不幸者ニシテ家貧ナレバ先、救恤ノ方法ヲ設ケ町村税ノ一タル賦役ノ如キモ凡テ免除ノ方針ヲ取ルヘキコトニナセリ、殊ニ公会ノ席上ニ於テモ可成上席、若クハ特別席ヲ設ケ、優遇ノ方法ヲ講シ一般人民ノ上ニ立タシムル取扱ヲナス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

582　小学校教員の徴兵のがれに対する注意

（一九一〇）明治43・4・8

甲学第四七〇号

陸軍省ノ調査ニ係ル明治四十二年度徴兵事務摘要ニ依レバ、師範学校ヲ卒業シ、小学校ノ教職ニ在ル者ニシテ六週間現役ヲ免レムトスル者アル趣ヲ以テ、別紙写ノ通リ其筋ヨリ通牒有之候ニ付テハ、御管理小学校教員中、今後右等ノ心得違無之様御注意置相成度、依命此段及移牒候也。

明治四十三年四月八日

駿東郡第三課長印

須山村長殿

官普二七号

陸軍省ノ調査ニ係ル明治四十二年徴兵事務摘要ニ依レバ、師範学校ヲ卒業シ小学校ノ教職ニ在ル者ニシテ六週間現役ヲ免レントスル者アル趣ニ有之候。教員タルモノハ、平素教育ニ関スル　勅語ノ聖旨ヲ奉体(戴)シ身ヲ以テ生徒ヲ卒ユベキ者ナルニ、右等ノ行為アルハ甚ダ遺憾ノ次第ニ有之候間、将来師範学校ニ於テハ一層訓育ニ注意シ生徒ヲシテ自今右等心得違ナカラシムル様、篤ト学校長ヘ御示達相成度、依命此段及通牒候也。

明治四十三年三月二十九日

文部省普通学務局長　松村茂助

静岡県知事　李家隆介殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

583　兵事調査事項

（一九一二）明治45・4・23

（前略）

兵事調査事項　　須山村

町村長軍隊訪問並ニ在営兵慰問状況	村長ヨリ一ケ月一回慰問状ヲ差出シ、一ケ年一回ハ在営兵ヲ訪問ス。
町村民ノ現役兵家族ニ対ル（ママ）待遇並救護ニ関スル状況	入営後ハ別ニ待遇セサルモ入営ノ当時村内各戸ヨリ銭（銭）別ヲ徴シ（入営者一人ニ対スル金五銭以上）是レヲ役場ニテ取集メ（銭）銭別明細書ヲ作リ金円ヲ添ヘ入営ニ送ルノ例アリ年々実行セリ。
在郷軍人職業別（職業別ノ見出ヲ記セサル区画ニハ其町村軍人ノ各職業ヲ記スル事）	町村吏員 1人 / 教員 / 官吏 四三人 / 農 / 工 1人 / 商 1人 / 官公署雇 / 日傭稼 / 漁夫 / 獣医 1人 / 無業
在郷軍人会ノ事業ニ対シ町村吏員等援助ヲナシタル状況	村長及助役ハ在郷軍人ヲ援助スルハ勿論、在郷軍人会ノ資金ヲ作ル事ニ大ニ援助シ、資本金百円以上トナリタリ。
右ノ外在郷軍人会ト地方官民トノ関係ニ関シ必要ト認ムル事項	在郷軍人会ト地方青年会ト連繋スル事。在郷軍人会ヲシテ地方人民ノ集会其他ニ時間ヲ励行計ル事。
其他備考	当村ニ於テハ入営兵ノ家ニハ戸数割税ヲ一等軽減スルノ例ニシテ入営中ハ戸数割等級ヲ一等ヲ軽減スル事ヲ励行シツヽアリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

584　海軍志願兵に関する調

（一九一三）大正2・1・15

壱第五号　㊞

海軍志願兵ニ関スル調

大正二年一月十五日発　須山村長代リ　助役㊞

駿東郡長殿

志願者皆無若クハ前年ヨリモ減少ノ事情	徴兵忙嫌（ママ）ニアラザレドモ本村ハ山間ノ壁（辟）地ニアリテ海軍思想感薄（ママ）弱ノ傾キアル如所ナリ。
身長体重不足「トラホーム」調査ニ対スル方法	本項ハ毎年十二月ヲ以テ調査スル例ナリ。
志願者ニ対スル奨励方法及其効果	時々青年会席上ニ於テ村長又ハ校長ヨリ奨励セルモ前陳一項ノ事情ニヨリ其効果ヲ奏セザルナリ。

海軍思想普及ノ程度及青年ノ海軍志願兵ニ対スル意向	海軍思想普及ノ程度最モ底(低)シ、又青年ノ海軍志願ノ意向微弱ナリ。
徴募上有効ト思惟スル参考事項	本項ハ青年会ニ於テ時々奨励シ青年ノ志気ヲ海軍思想ニ感化スル最モ良策ナリ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

585　壮丁検査施行に関する心得

（一九一三）大正2・5・17

不日壮丁検査施行相成其ノ際ニ於ケル心得方ニ関シテハ、町村長学校長其ノ他ノ方々ヨリ夫々注意ニ及ハル可ク、今更彼是申上クル必要モ無之歟ト被存候ヘ共、仮令一名タリトモ詐病者等有之候テハ、其ノ町村及本郡ノ名折タルノミナラズ、之ヲ大ニシテハ国家ノ名誉ニ関スルコトニツキ機ヲ見テ一斉ニ御警告相成度、尚又近時ノ徴兵検査ハ単ニ身体ノ良否ヲ甄別(ケンベツ)シテ合格不合格ヲ定ムルニ止マラズ、壮丁進退応対ヲ見テ風儀ノ如何ヲ察シ、又学力智識ヲ判定シテ教育ノ状態ヲ知リ、其ノ他疾病ノ性質等ニ依リテ、地方ノ風教及衛生思想ノ発達程度ヲトスル等、幾多ノ目的ヲ以テ調査ヲ行フ際ニ当リ、細心ノ注意ヲ払ハズ又ハ不心得ノ為ニ悪評ヲ招ク様ノ事有之候テハ、遺憾ニ付此ノ点モ併セテ御高諭相成度、人生一度ノ晴ノ場所ノ事トテ検査場ニ趣(赴)ク場合ハ、格段身体ヲ清メ頭髪ヲ刈リ服装ヲ正シ、被服ノ如キハ断シテ華美ナルモノヲ避ケ、角帯アルモノ又袴ヲ有スルモノハ可成之ヲ着用ス等、勉メテ質素ニシテ端厳ヲ尚フ様致度ニ付、相当御配意相成度総裁ノ意ヲ体シ特ニ此段得貴意候也

大正二年五月十五日

駿東郡青年義会長　清水吉彦

各町村青年会長殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

586　日露戦争の回想

（前略）

日露戦争は私達が四年級を将に終らんとする、明治三十七年の二月に始まつたのです。号外の鈴の音絶え間なく、

捷報捷報又捷報で随分大騒ぎしたものです。そして祝勝の提灯行列を幾度か行はれました。杉村先生の作で軍艦の名を全部歌詞に織り込んだ、実に立派な軍歌を歌ひながら行進したものでした。丁度その頃港橋（今の御成橋）の架替工事中で仮橋が現在の橋の上方十数間の処に在りまして、提灯行列の時など大騒ぎして渡つた事を覚えて居りました。（当時架替工事をして居たのは今の鉄橋御成橋の前身で普通の鉄橋が架設されつゝあったのです。）

当時学校に行くと随分戦争の話に花を咲かせたものです。丁度私達のクラスに角田乙丸と云ふ学問も出来るし絵画、和歌、俳句、何でも御坐れの至極器用な生徒が居ました。そして始業時間前に、今朝見て来た新聞の戦争記事を材料にして、今日の漫画めいた絵をボールドに書いては始終喝采を博したものです。

（後略）

（水窪　渡辺俊一氏所蔵「回想の記」）

(2)　出征のプロセス

587　応召軍人出発

（一九〇四）明治37・3・7

兵第壱弐七号

本村応召軍人中左記九名ハ明八日午後壱時、本村役場へ集合、同弐時五拾四分西行列車ニテ出発ノ筈ニ候間、此段及通牒候也。

明治三十七年三月七日　　泉村役場印

常設委員
人民惣代　勝俣藤三郎殿

静岡行
杉山若三郎　　室伏儀三郎
若沢清作　　室伏寅蔵
神戸福太郎　　名古屋行
勝又奉次郎　　笠間長吉
山本長作　　関野倉蔵

追テ有志者見送ノ方ハ礼服着用ノ事

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

588　出征軍人送迎に関し費用節約の通達

（一九〇四）明治37・3・11

甲議策九四号

地方政費緊縮ノ義ニ関シテハ、訓示及通牒ノ次第モ有之候処、目下軍隊ノ輸送ニ際シ、沿道各市町村ノ有志其義心ニ依リ、出征軍ヲ送迎シ、其行ヲ壮ニスルハ洵ニ美挙タルニ相違ナキモ、公課ヲ以テ之ヲ支弁スルカ如キハ穏当ナラズ。又隣保相会シテ、出征者ノ為メ祖道ノ宴ヲ設クルカ如キハ畢竟至誠ノ情義ニ出デ、是亦美挙タルヲ疑ハズト雖トモ、深ク浮華ニ流ルヽヲ戒メ、其費用ヲ節約シ、之ヲ出征応召軍人ノ家族ヲ保護シ、其生業ヲ扶クル等ノ資備ニ充テシムルハ、寧ロ今日ニ処シテ適切ノ義ト被存候間、右可然注意相成度、本県ヨリ通牒ノ次第モ有之、依命此段及通牒候也。

明治三十七年三月十一日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛

須山村長　渡辺春吉殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「議事関係書類」）

589　小泉村出征軍人一覧表

（一九〇五）明治38・12

兵種	氏名	現在隊地
歩兵中尉	久保恵作	名古屋予備病院治療中
歩兵少尉	渡邊伊三郎	豊橋第十八聯隊補充大隊附
歩兵曹長	上杉義次郎	森山后備歩兵第五十二聯隊第十一中隊
砲兵曹長	中西関太郎	○出征第三師団弾薬大隊第二砲兵弾薬従列
歩兵曹長	永田源十郎	沼津停車場司令部附
歩兵軍曹	長沢文次郎	○第二軍第三師団歩兵第三十四聯隊第二中隊
歩兵軍曹	大庭勉	○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第二中隊
砲兵伍長	杉山清作	○第三師団野戦砲兵第三旅団第三中隊
二等靴工長	杉山佐吉	第三師団砲兵補充大隊被服委員
歩兵伍長	吉岡幸作	○第十五師団歩兵第六十聯隊第三中隊
歩兵上等兵	杉山徳次郎	○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第二中隊

○第二軍第三師団歩兵卅四聯隊第十一中隊　歩兵上等兵植松三与作
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第二中隊　歩兵上等兵長田久作
○大連湾防備隊　海軍三等兵曹土屋量平
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第十一中隊　歩兵一等兵菅沼悦造
○第三師団歩兵卅四聯隊第四中隊　看護手飯田文吉
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第十一中隊　歩兵二等卒徳田福太郎
○韓国元山津守備軍歩兵第五十一聯隊第七中隊　歩兵一等卒水口茂太郎
○韓国長津守備歩兵第五十一聯隊第二大隊第八中隊　〃　市川斉次
歩兵第卅四聯隊補充大隊第六中隊　歩兵二等卒鈴木留次郎
○第十五師団工兵第十五大隊第二中隊第三小隊　工兵一等卒勝又茂作
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第四中隊三小隊歩兵二等卒岩田甚作
○第二軍第三師団歩兵第卅四聯隊第二中隊　歩兵二等卒前田市三郎
在韓国守備隊野戦砲兵第廿一聯隊第五中隊　歩二　小林徳蔵
静岡歩兵第三十四聯隊補充大隊第三中隊　歩一　柏木甚蔵
第三師団第四糧食縦列第五小隊第十八分隊　軽輸　西尾新蔵
〃　第四糧食縦列第五小隊十八分隊　同　関野治郎作
○第三師団架橋従列第四小隊第十六分隊　同　杉山勝次郎
○第三師団第廿二補助輸卒隊第七分隊　同　水橋喜作
○第三師団第十九補助輸卒隊第四小隊　同　星野正
第三師団第廿七補助輸卒隊第二小隊　同　富岡國太郎
○第三師団第廿七補助輸卒隊第一小隊　同　廣瀬太吉
近衛少兵第四聯隊補充大隊第三中隊　歩兵　中村源作
横須賀海兵団第三班第三小分隊　水兵　久保作治郎
静岡歩兵第卅四聯隊補充大隊第六中隊　歩兵　植松強
同　右補充大隊第一中隊　歩兵　杉山松吉

備考　○印のナキハ内地勤務者ナリ

除隊帰郷セシ人名左ニ

水口善三　日吉滝二郎　渡辺波司　市川和三郎
星野重司　前田長作　杉山善作　芦川与吉
久保文作　中西滝十郎　長田与作　服部銀作
堀池好次郎　古谷豊吉　志村松吉　杉山芳雄
星野栄作　渡辺和吉　神尾藤作　富岡順作
田口秀作　鈴木与市　中西弥太郎　水口恵作

（佐野　岩崎達生氏所蔵）

590　梶志津雄の湯山半七郎あてハガキ　年不詳12・5

（表書）「静岡県駿東郡
富岡村御宿
湯山半七郎様
青山近衛歩兵第四聯隊
補充大隊第六中隊第二給養班
十二月五日　梶志都雄」

拝啓　生儀入営以来無事勤務致し居り候ニ付き乍憚御安心被下度候。郷里に有りし時ニ異り、軍隊生活は非常に苦しきものに有之候。入営以来毎日用事多き為め書面を書く暇さへなく、只楽は夜間臥床の時のみに御座候。例へ国民の務とは申なから実に毎日七時間も教練され其他の用事に使用されては殆ど閉口仕り候。補充大隊は七中隊より為り駿東郡の人々は各二名宛別離致し、私の居候班には須山村の人一名居り候。駿東郡の人ハ凡十四名ナりし、苦しき事情は暇か有し時詳細に申上可く候。先つ用事迄。以上。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

591　書簡（ハガキ）

（表書）「台南歩兵第二聯隊第二中隊第四班
杉本高次郎殿
静岡県駿東郡富岡村
下和田　杉本一作」

拝啓　時下春暖の候兄上には如何軍務罷り有り候や。小生一同無事通学致し居り候間御安心下され度候。扨て去る十二日は農業学校の遠足なり。小生は学校を五時廿分に出発致し三島神社に行きて十五分休み、それより大場に行き仁田の農林学校に行きて種々の農作物を見物致して、それより大場発電所に行きて種々の機械を見て機械の一分間の回転が七百五十回と云ふ。又畑毛温泉に行

き公園にて遊び、後又大場にて汽車に乗り佐野えきで降り非常に足が疲れた。次に私家の養蚕も二眠を起きて三日目に御座候。

（明治四三年五月一四日消印）

◇　◇

（表書）「静岡県駿東郡富岡村下和田

杉本源五郎様行

名古屋輜重兵第三大隊補充輸卒舎

第四班　杉本種五郎」

拝啓　御当家一同無事消光罷り有り候や御伺い上候。就は私儀無事消光罷り有り候間御安心被下度、依て拙者等は新四月中軍務を致さなければ戦地へ行く事之（無之）無候間御安心被下度候。就は御老母様へも能く世話致し必ず不都合無き様御願申上候。

私儀用ひし馬は黒毛十才（歳）長四尺八寸五分貫目九十三貫二百目馬ハオトナシイ。御近隣へも宜しく此の由を御話し被下度候。四月三日ノ日ニ写真ヲ送リ出シマス。三日ノ日ハ大際（祭）日デ休業、二日ハ日曜休業二日ノ日ニハマダデキナイ。

（明治三八年四月三日消印）

（表書）「台湾歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊第一班

杉本高次郎様

駿東郡富岡村下和田

杉本種五郎家内一同」

先月三十一日出しの御手紙正ニ着、拝読仕り候処無事にて軍務罷り有り候由大賀奉候。実家一同無事家業致し居り候間御安心被下度候。就て当地ニハ心配致す事之無き候ニ付軍隊ニ住居中ハ一僧（層）軍務に勉強致し名誉ある軍人となる様祈り居り候。依て留作氏・亀作氏等は当聯隊にて大場軍曹に従ひ誠に見込み之有り候等の話シ之有（有之）候へバ、高次郎も実家の事ハ心配せず一儀（所）懸命ニ軍務に従

事し、右両氏に劣らす勉強致し名誉ある軍人となれよ。書面は是にて五本目皆着したか。手紙は他人ノ内へは差出さずともよし。親類へも返事の外ハ二月に一本位ニてよし。時計ハ入用に候へバかへ。祖母家内一同無事。

（明治四三年一月九日消印）

◇　◇

（表書）「台南歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊
杉本高次郎君

静岡県駿東郡
根上兵作」

二月六日

久し振りて一昨日手紙を差上候処、今日は君より写真を御送被下、まあ何と言ふ喜しき事か雀躍して有難く頂戴した。君変つたなあ、容貌が若し。之が着色写真で有つたら流石がに熱帯の事とて色も黒くなつたろーが。君写真は僕が世にあらん限り永遠に所持して永く君が面影を映する。君有がとほ。失敬。

（明治四三年二月七日消印）

◇　◇

（表書）「台南歩兵第二聯隊第二中隊
杉本高次郎殿

静岡県駿東郡富岡村下和田
第二十二番地
杉本種五郎」

前文御免被下度候。一寸御通知申し度儀は、十二月一日よりかや苅り始め屋根がや四日より山神山七日より鈴々竹きり始め五本木々炭今少し。貴君憲兵にノゾミ之有候か如何に候や、貴君の思ひ様如何。今里由雄先日朝センへ出発の節、弟万一様方へ行き候。根上亀作君は上等兵に昇進ス。新兵かゝりを命ぜられ候由。杉本留作君は中隊に再役、志願兵多く之有候（有之）故上等兵に昇進さずとの事。右御通知申上候。

（明治四三年一二月三日消印）

◇　◇

（表書）「台湾歩兵第二連隊第二中隊
杉本高治郎殿
駿東郡富岡村下和田
八月廿五日　杉本一作」

拝啓　暑中の功貴兄には如何軍務に従事しつゝあるや。小生無事暮し居り候。

さて早生玉蜀黍は食し始め蚕も今日で上蔟し、玉蜀黍も気付てしまひ、我等は七月廿六日より暑中休暇となり八月廿一日より始業。次に兄貢（ママ）の割フは未だわからず。

（年不詳八月二六日消印）

◇　◇

（表書）「台湾歩兵第二連隊第二中隊
杉本高治郎様
静岡県駿東郡富岡村下和田
根上喜十郎」

拝啓存外御無音の段奉多謝候。時節柄御地向暑の事と存候。貴君には何の御障もなく軍務に勉励被遊候哉、御伺ひ申上候。降て小家一同無事消光候間、御休神被遊度候。扨当地気候平年より一週間位早くして養蚕普通一眠起位に御座候。尤早きは二眠期の者も有之、小蚕は本月一日二日の掃立明日口留の予定に御座候。今春は道路変更の為め旧正月上旬より其の運動に取掛り、家事上の事は一切放任致し其の為め貴君にも大に御無沙汰致し候。道路は下和田学校の前より須山へ分枝する事に相成候。貴家も皆無事家内も異状□□（判読不能）御身大切に。

（明治四四年五月一三日消印）

◇　◇

（表書）「名古屋輜重兵第三大隊工兵舎第八班
杉本種五郎様行
静岡県駿東郡ミしく
六月十四日夜出　渡辺茂作拝」

ハイケエ。ゴメンクダサレ。ジカ。ダンキノコヲニ。アイナリソヲロヲトコロ、アナタサマ。グンタイ。ベンキヨヲナサレ。カラダヲ。タイセツナサレソヲロヲ。サテ。キクンサマ。タビタビヲンテガミクダサレ。アリガたク。ハイケンツカマツリソヲロヲ。ハたクシハ。一本ノヘンジモサシアゲゾモ。ヲシハケコレナク。ヲハビモヲシマス。サテ。アナタサマハ。イツゴロ。センチヘシイハツ。ナサレソヲロヲヤ。一寸。ヲンシラセ。クダサレソヲロヲ。ヲンウカガイモヲシソヲロヲ也。

サテ私シ家内一同無事ニテ暮シ在リ候。御休心下され度候也。

ツギニ下和田ノ家ニテモ無事ニ候也。

一寸御知セ申候也　　不一

（消印不詳）

◇　◇

（表書）「台湾台南歩兵第二聯隊第一大隊第二中隊

杉本高次郎様

静岡県駿東郡富岡村

十二月十八日　　根上兵作」

としのいそぎわ都もひなも物さはがしゆう候折柄、軍隊なる大兄には此のせわしき浮世の冬も他所に見て目下御健勝に軍務もれなく御勤務との御事、生等の喜び一方ならず候。扨て御決別此の方、今日まで絶えて御通信も不致、思召の程も如何あらんかと明暮れ心にかゝり候も、例の寝ると遊びにのみ親しみ易き性とて筆とは至つて縁遠く遂にこの失礼をあへて致し候罪、幾重にも御許し給はり度候。扨て少生旧愛なる三君同一歳の年月同食起伏共にして和談喜楽を一つにしたる兄等に別れてより自思目的もつゝしみつゝ日々農事に勤め居り候て、今は御山にスズ切りと勇む御山の小薑（スゲ）沢遂に道中過ちし右膝部打ち痛め手負しつゝ立ち帰り、目下十六日迄過し候へ共いまだなんの薬効見えず、私用も自由ならず食事も床食の不行様の事とてあへて、三君にも思はず御音信仕らず何

共申訳之(無之)無候。然し目下小生とては全快は十五六日かゝるとの事に候へ共、痛まず候間御安心被下度候。愈々最愛なる君にも早やメンコのあじも幾どと口にし候事故、今後とては御身大切に軍務に服従し軍人の義務を全ふし御勲功の名誉は長く青史にかゞやく様祈上候。先は服(複)雑なる書ぶり不悪。失敬。

（年不詳一二月一八日消印）

（下和田　杉本清住氏所蔵）

592　渡辺潔の湯山半七郎あて書簡　年不詳11・7

「(表書)大日本帝国静岡県
駿東郡富岡村御宿
湯山半七郎様
軍事郵便　平信　」

「(裏書)第一軍近衛歩兵
第四聯隊第十一中隊
歩兵伍長　渡辺潔拝　」

謹啓時下追日寒気相増候候。貴家益々御清福の由奉大賀候。次ニ小生義幸と今回の沙河大会戦に参加候も無事候ニ付、乍余事御放念致被下度候。

就ては十月十一日午前三時半頃出発同六時頃行程約一里半の後(志君峪)開戦午后五時迄対戦致居候。此日三面より射撃を受け、且つ正面ニ砲兵有之候為三十名の損害有之候。十二日午前三時半頃より運動開始され前方八家子ニ突撃仕リ同六時同地占領、退却兵を追撃対撃仕候。此日は二名の傷者有之候のみにて同村落北方高地に停止仕り候。十三日八時頃同村落出発高力勾(一里強)なる敵を攻撃候処、敵頗る頑強ニ抵抗致候為、午前九時より午后(ママ)七時頃まで対撃止まず、且つ味方地形不利なりし為、遂ニ中隊ニて七十名の死傷を出候。

第一大隊を突撃を試候も良結果なく、遂ニ大隊長及副官を失ふ始末ニて大激戦ニ有之候も、幸微傷も冠ず誠に健康に候。当日聯隊の戦死者百余有之候。又露助の損害は大多くて遺棄候者（死体）のみニて二百有余有之候。同日は同地へ散開の儘露営仕り、翌日午前六時同地出発金鐘山（二里）ニ前進仕り、正午頃より砲戦開始午后六時全く占領仕り候も一名の損害無之候。十五・六日は後方ニ位置し十七日は歪頭山方面ニ至り前哨ニ服し、卅日暫く交代仕り速日御通信申上可くの処延引候段御用捨被下度候。

当今当地気候朝夕甚寒く二三日前ニは朝〇度以下十八度の日も有之候。然日中は暖ニて殆と寒中位ニ候。

前哨中は敵と接近甚しく候故焚火なと致難き為、仲々凌ぎ難き晩度々有之候。先は無事候付御一報申上候。

草々頓首

在盛京省

十一月七日　　渡辺　潔

百拝

湯山老人硯下

追々久良子事御厄介種々御面倒の段難有奉存候。末筆失礼ながら一様御叔父様ニ宜しく御鳳声伏して願上候。以上。

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

593　海野忱作の湯山半七郎あて書簡　年不詳12・12

（表書）「大日本静岡県駿東郡

富岡村御宿

湯山半七郎様

印軍事郵便　」

（裏書）「十二月十二日出ス

出征第四軍後備第三旅団後備

歩兵第三十四聯隊第八中隊第二小隊

海乃忱作　」

書面の往復は出来申候也

拝呈、陳は寒ニ厳しく候所、其の後御祖父様始メ御健全奉大賀候。扨自分義去ル廿六日廣島宇品港ヲ出航(港)ニテ乗舟(ママ)中四日ヲ経テ〇〇〇駅ヘ上陸仕リ、此所ニ一泊致シ明日〇〇〇地ヘ行軍ニて、漸く〇〇〇目的地ヘ無事着仕リ候間、呉々モ御案シ下サレ間敷候。実ハ上陸地等ノ地名ヲ御報申度候へ共軍則ノ為申上兼候。故ニ止ヲ得ズ〇〇ニ御座候。次ニ当時は敵陣へ極メテ接近致居リ、昼夜砲鉄ノ弾丸堪(絶)ヘズ飛入、実ニ勇マシク尚当節ノ気候ハ寒暖計ニテ十五度乃至十弐・三度、亦時々〇度位ノ時ハ屢々有之、折々雪降リ出シ随分寒サ厳シク、雪ノ形ハ吃(屹)度石灰ト少シモ異ナラズ候。

二啓御寒ノ砌リ御身御大切専一ト存上候。余ハ追々申進候也。

大溝姉上様へ宜敷御伝へ下サレ度候。尚大家様佐野五竜舘へモ願上候。早々頓首

十二月十二日　出征第四軍後備第三旅団歩兵後備第卅四聯隊第八中隊第二小隊　海ノ忱作

湯山御祖父様
同　御祖母

（御宿　湯山芳健氏所蔵）

(3)　戦死＝村葬・戦病・合祀

594　日露戦争中の戦病死者に関する諸規程　（一九〇四）明治37・6・30

日露戦役中戦病死者ニ関スル草程

一　戦病死者アリタルトキハ、本郡当中部各村ハ出来得ル限リ本章程ノ方針ニ依ルモノトス。

二　葬儀費及弔祭料ハ本郡所定ノ金額ヲ超過スベカラザ

ル事。

三　葬儀係ハ常設委員ノ外一字　名迄ヲ置ク事。

四　葬儀ハ可成質素静粛ヲ旨トシ壮厳ナルヲ佳トス。織ハ綿布ニシテ五色迄トス。

五　造花、香奠等ハ、縁故者ノ外一切贈与セザル事。但篤志者ヨリ直接遺族等ニ贈与スルモノハ此限ニアラズ。

六　戦病死者アリタルトキハ葬儀ノ日ヨリ五日前ニ戦病死者アリタル其村長ヨリ、宗教ノ種類及出棺ノ時限、死者ノ履歴、戦死セルトキハ戦地名等、其従軍経過セラレシ戦況等、可成詳記シ四隣各村長ヘ報告スルモノトス。

七　前項ノ報告ヲ受タル各村長ハ、其葬儀神葬ナルトキハ、村内神職伶人、又仏葬ナルトキハ宗旨ノ如何ニ不拘、各寺院ノ僧侶ヲシテ謝義又ハ布施料ヲ不要葬儀執行ニ従事セシムル事。

八　神職、僧侶ノ送リ迎ヒ等ハ、如何ナル場合ニ於テモ為サズ、尤モ葬具貸借等ノ為メ夫役者ト同行スルハ差支ナキモノトス。

九　四隣村長ハ出棺ノ一時間前、必ズ出張会葬スルハ勿論、場合ニ依リ当該村長ヲ補佐スル事。但酒食ハ呈(捏)供セザルヲ本旨トス。

十　出棺ハ正午十二時後ヨリ日没前迄ノ事。

十一　出征軍人中、傷病ノ為メ帰郷シタル者アルトキハ其村長ヨリ該戦況、其他傷病ニ関スル事項ヲ詳記シ、四隣村長ニ報告ノ事。

十二　前項ノ報告ヲ受ケタル各村長ハ慰問状又ハ見舞状ヲ発スルニ止メ、直接訪問ハセサル事。但縁故アル者ハ格別トス。

十三　一ト度出征シタル軍人ニシテ、負傷又ハ疾病ノ為メ帰郷后(後)数周(週)日以内ニ没シタル者ハ戦死者ニ準ス。

右ノ通、当中部ノ大方針トシテ決定ス。

明治参拾七年六月参拾日

泉　村長　服部大誧(ママ)

小泉村長　飯田友吉
深良村長　稲葉正経
富岡村長　芹澤孝三
長泉村長　永井寛太郎

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

595　遼陽攻撃戦死者報告

（一九〇四）明治37・9・24

（朱筆）「兵第一四八号」

遼陽攻撃戦死者報告

駿東郡須山村九拾七番地戸主己五郎弐男
明治三十六年徴集申種歩兵第四拾七番
歩兵第三十四聯隊補充大隊第七中隊
陸軍歩兵一等卒　現役　渡邊竹治

右ハ本年八月三十一日夜、遼陽附近首山堡東南ノ方面高地ヲ攻撃突撃ノ際戦死セシ旨、今回歩兵第三十四聯隊第七中隊長代理陸軍歩兵中尉稲生正韶殿ヨリ、同人父己五郎ヘ宛報告ニ相成候。

駿東郡須山村百廿番地戸主勝蔵養弟
明治三十年徴集抽籤番号不明
歩兵第三十四聯隊第三大隊第十一中隊
陸軍歩兵一等卒　予備役　土屋勘四郎

右ハ本年八月三十一日、遼陽附近某地攻撃ノ際戦死シタル旨、今回歩兵第三十四聯隊第十一中隊第二小隊第五分隊長陸軍歩兵上等兵佐藤慶殿ヨリ当役場宛通報相成候、前記ノ通及報告候也。

明治三十七年九月廿四日

須山村長　渡邉春吉

第一課長

駿東郡書記　水谷高賛殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

596

小泉村戦死者合葬式

明治37・11・24（一九〇四）

故陸軍歩兵伍長　杉山嘉市郎
同　歩兵上等兵　飯塚耕蔵
同　歩兵上等兵　中西和十郎
同　歩兵上等兵　菅沼才一郎
同　歩兵一等卒　西尾太吉
同　歩兵一等卒　今井梅吉

右戦死者本村合葬式、来ル十二月二日午前十一時、佐野原尋常高等小学校内ニ於テ執行候間、此段及御通達候也。

明治三十七年十一月廿四日

小泉村長　飯田友吉㊞

須山村長　渡邉春吉殿

略歴

駿東郡小泉村石脇二十四番地
故陸軍歩兵伍長　杉山嘉市郎

一明治三十三年十二月一日歩兵第三十四聯隊第一中隊ヘ入隊、三十四年十二月一日一等卒トナリ同時ニ上等兵ニ進級。
一同三十六年十一月卅日現役満期除隊。
一同三十七年三月六日充員下令、同九日歩兵第卅四聯隊第一中隊ヘ入隊。
一同年三月廿七日静岡出発出征清国猴兎石上陸、同六月十二日清国盛京省呂家屯、同十四、十五日得利寺、七月九日蓋平附近、同月廿四日大石橋（ママ）附近、七月三十一日ヨリ八月二日ニ至ル海城附近戦闘ニ参与、八月廿六日ヨリ同三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡攻撃ノ際戦死、同時ニ伍長ニ昇級。

略歴

駿東郡小泉村二ッ屋十二番地
故陸軍歩兵上等兵　菅沼才一郎

一明治三十五年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第九中隊

ヘ入隊、同三十六年十二月一日一等卒トナリ同時ニ上等兵ニ進級。

一同卅七年三月廿五日野戦隊編入静岡出発出征。五月五日清国猴兎石上陸、六月十二日盛京省呂家屯、六月十四日、十五日得利寺南方竜王廟附近、七月九日蓋平附近、八月一日昆岸寺附近、同月廿六日、廿七日鞍山站、同八月三十一日遼陽付近首山堡等ノ各激戦ニ参与、同所ニ於テ戦死。

略歴

駿東郡小泉村佐野百四十八番地

故陸軍歩兵上等兵　飯塚耕蔵

一明治三十五年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第六中隊ヘ入隊、三十六年十二月一日一等卒トナリ卅七年六月二十日上等兵ニ進級。

一卅七年三月廿七日野戦隊編入静岡出発出征。五月五日清国上陸、五月六日普蘭店、六月十四、十五日得利寺南方竜王廟、七月九日蓋平附近、同月廿四日大石橋附近、八月一日海城(ママ)附近、八月廿六日ヨリ同月三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡ノ各戦闘ニ従事シ、卅一日同所ニ於テ戦死。

略歴

駿東郡小泉村佐野百六十三番地

故陸軍歩兵上等兵　中西和十郎

一明治三十五年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第十中隊ヘ入隊、卅六年十二月一等卒ト為リ同時ニ上等兵ニ進級。

一三十七年三月廿七日野戦隊編入静岡出発出征、五月五日清国盛京省猴兎石上陸、六月十二日呂家屯附近、同月十四、十五日得利寺南方附近、七月九日蓋平附近、七月廿四日ヨリ廿六日ニ亙ル大石橋附近、八月一二(ママ)日海城西方唐王山附近ノ各戦闘ニ参与。

一同所ニ於テ脚気症ニ罹リ八月十五日海城病院ニ入院後

チ広島予備病院へ后(ママ)送、十月三日同所ニ於テ死亡。

略歴

駿東郡小泉村富沢廿六番地

故陸軍歩兵一等卒　西尾太吉

一明治三十六年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第一中隊へ入隊、同三十七年三月六日補充大隊へ編入。

一同年七月三日野戦補充員トシテ静岡出発出征。

一同年八月二十八日清国鞍山站附近ノ戦闘ニ参与、同三十日、三十一日遼陽首山堡南方高地突撃ノ際戦死。

略歴

駿東郡小泉村佐野七十九番地

故陸軍歩兵一等卒　今井梅吉

一明治三十六年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第六中隊へ入隊、同三十七年三月六日補充大隊へ編入。

一同年七月三日野戦隊補充員トシテ静岡出発出征。

一同年八月二十八日清国鞍山站附近ノ戦闘ニ参与、同月三十一日遼陽大激戦ニ於テ戦死。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

597　須山村戦死者合葬式

（一九〇四）明治37・11・26

（朱筆）「兵第二六五号」

故陸軍歩兵伍長　湯山伊太郎

故陸軍歩兵上等兵　野際菊次郎

右戦死者本村合葬式、来ル十二月四日午前第十一時本村立尋常高等小学校内ニ於テ執行候間、此段及御通知候也。

明治三十七年十一月廿六日

深良村長　稲葉正経印

須山村長　渡邉春吉殿

略歴

駿東郡深良村岩波十一番地

故陸軍歩兵伍長　湯山伊太郎

一明治三十二年十二月一日歩兵第三十四聯隊第四中隊ヘ入隊、同三十五年十一月帰休除隊。
一明治三十七年三月六日第三師団充員下令同月九日歩兵第三十四聯隊第四中隊ヘ入隊。
一明治三十七年六月三十日野戦隊補充トシテ静岡出発。
一同年八月二十六日ヨリ同三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡高地攻撃ノ際戦死ス。

略歴

駿東郡深良村深良十九番地
故陸軍歩兵上等兵　野際菊次郎

一明治三十三年十二月一日歩兵第三十四聯隊第十二中隊ヘ入隊。
一明治三十五年一月十日一等卒ニ進級。
一同三十六年十一月十五日善行証書附与。
一同三十六年十一月十六日帰休除隊。
一同三十七年三月六日充員下令同九日歩兵第三十四聯隊第十二中隊ニ入隊。
一同年三月廿七日静岡出発同年五月五日清国盛京省猴兎石ニ上陸。
一同年五月七日普蘭店附近六月六日呂家屯附近同月十四日得利寺南方龍王廟附近、七月九日蓋平附近、同月廿四日・廿五日ノ両日大石橋附近ヘ八月一日海城附近ノ戦争ニ参与、八月廿六日ヨリ同三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡攻撃ノ際戦死ス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

598 **泉村戦死者合葬式**　（一九〇四）**明治37・11・28**

故陸軍歩兵上等兵　杉山若三郎
同　芹澤源次郎
同　渡辺由太郎
同　一等卒　渡辺茂平治

右戦死者本村合葬式来十二月三日午前十一時ヲ期シ本村天理教附近ニ於テ執行候間、此段及御通知候也。

明治三十七年十一月廿八日

泉村長　服部大舗印

須山村長　渡邉春吉殿

略歴

駿東郡泉村平林廿一番地

故陸軍歩兵上等兵　杉山若三郎

一明治三十三年十二月一日歩兵三十四聯隊第十一中隊へ入営。

一同　三十四年十二月一日一等卒トナリ同時ニ上等兵ニ進級。

一同　三十五年三月廿四日担架術卒業。

一同年六月三日台湾守備隊トシテ静岡出発同十日基隆へ上陸。

同七月六日匪徒鎮定ノ為メ新竹庁管内南庄地方へ出発辛抱坂攻撃ノ際戦闘ニ参与ス。

一同三十六年八月七日三十四聯隊へ帰着。

一同年十月十五日善行証書ヲ附与セラル。

一同年十一月十六日帰休除隊。

一同三十七年三月六日充員下令同九日三十四聯隊第十一中隊へ入。

一同年三月卅一日台湾北部騒擾ノ際尽力其功ヲ多トシ賞勲局ヨリ金拾五円ヲ賜。

一同年三月廿七日静岡出発出征、五月五日清国盛京省喉(ママ)兎石ニ上陸、六月十二日呂家屯、同月十四日・十五日徳利寺附近、七月九日蓋平附近、七月廿四・廿五・廿六日大石橋附近、七月卅一日ヨリ八月二日至ル海城附近、八月廿六日・廿七・廿八日鞍山站附近同三十一日ヨリ九月三日ニ至ル遼陽附近ノ各戦闘ニ参加。

重傷ヲ蒙リ同月十三日第三野戦病院ニ於テ死亡。

略歴

駿東郡泉村茶畑百十一番地

故陸軍歩兵上等兵　渡辺由太郎

一明治三十五年一月十八日歩兵第三十四聯隊第十二中隊へ入隊。
一同三十七年二月十八日一等卒トナル。
一同年三月六日充員下令、同廿七日静岡出発、五月五日清国盛京省猴兎石ニ上陸、六月十一日呂家屯附近、同十四日・十五日徳利寺附近、七月九日蓋平附近、七月廿四日・廿五日大石橋附近、八月一日海城附近、八月廿六日ヨリ同三十一日ニ至ル遼陽附近首山堡等ノ各戦闘ニ参加、同三十一日戦死。
一明治三十七年八月卅一日歩兵上等兵進級。

略歴

駿東郡泉村公文名四拾番地
故陸軍歩兵一等卒　渡辺茂平治

一明治三十六年十二月十五日歩兵第三十四聯隊第三中隊へ入隊。
一明治三十七年三月六日動員下令。
一明治三十七年三月八日補充大隊へ転出。
一明治三十七年六月三日野戦隊補充員トシテ屯営出発、同月五日広嶋着、同十四日宇品港出帆、同月廿六日清国塩大鎮上陸、七月九日蓋平附近、同月廿三日・廿四日大石橋附近、同月卅一日梁家堡子附近、八月一日・二日海城附近、同月廿六日・廿七日・廿八日鞍山站附近、同三十日・三十一日遼陽附近首山堡南方高地ノ戦闘ニ参与シ同日戦死ス。

略歴

駿東郡泉村茶畑百廿一番地
故陸軍歩兵上等兵　芹澤源次郎

一明治三十二年十二月一日歩兵第三十四聯隊第四中隊へ入営。
一同　三十三年十二月一日一等卒トナル。
一同　三十五年五月十五・六日帰休除隊。
一同　三十七年三月六日動員下令同九日歩兵第卅四聯隊

第四中隊へ入隊。

一同　三月廿七日静岡出発出征、五月五日清国盛京省喉（ママ）兎石ニ上陸、六月十二日品家屯、同月十四日・十五日徳利寺附近、七月廿四日・廿六日大石橋附近、七月卅一日ヨリ八月二日ニ至ル海城附近、八月廿六日・廿七日・廿八日鞍山站附近、同三十日・卅一日遼陽附近首山堡南方高地各戦闘ニ参与同日戦死。

一明治三十七年八月卅一日歩上等兵ニ進級。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

599　戦死者村葬行列次第

（一九〇五）明治38・1・29

明治三十八年一月二十九日

戦死者村葬行列次第

富岡村御宿

花篭　古田円蔵　古田光治

提灯　弐人　西川徳松　池谷米作

六道　弐人　西川清次郎　佐野鎌太郎

青旗　壱人　杉本角太郎

黄旗　壱人　大森万吉

赤旗　壱人　湯山金次郎

黒旗　壱人　西川廣蔵

紙旗　四人　西川清吉　勝又小十郎　渡辺久作　石井軍太郎

銘旗　壱人　杉本作蔵

造花　弐人　古田長三郎　古田米蔵

生花　土屋瀧蔵　杉本若松

生花　弐人　勝又金治　勝又徳太郎

香爐　弐人　中野倉蔵　西島隆治

供物　壱人　本田つき

巻物　壱人　勝又そみ

位牌　壱人　本田倉吉

官服　壱人　本田たつ

四化花　古田廣吉　湯川俊雄

棺　四人　古田種吉（ヨシ）　杉本喜作　湯川為次郎　杉本喜代作

小天蓋　壱人　外川甚平

但棺側

四化花　杉本幸作　亀井一郎

墓標　壱人　大庭好蔵　親戚会葬者　一般会葬者

外ニ　棺台　弐人　勝又豊吉　大庭春吉

大傘　弐人　大森松蔵　勝又佐十郎

合計三十三人

（御宿区所蔵）

600　凱旋通過軍隊歓迎規程　明治38（一九〇五）・10・3

一　凱旋軍隊ノ通過ニ際シテハ、郡内各停車場ニ各町村其他団体ヨリ出張シテ、駿東奨兵会ノ名ヲ以テ歓迎ノ誠意ヲ表スルモノトス。

二　停車場内ニ於ケル歓迎場及出入人員等ハ各団体ヨリ駅長ニ協議ノ上一定スルモノトス。

三　各停車場ニ於テハ大国旗軍隊歓迎旗数流ヲ立テ、高張提灯小提灯若干ヲ掲クルモノトス。

但沼津町ニ於テハ湯茶其ノ他接待ノ用意ヲナスコト。

四　各団体ハ停車場ニ歓迎委員若干名ヲ交替出張セシメ、歓迎者ヲ指揮セシムルモノトス。

五　歓迎委員又ハ歓迎者ノ注意スヘキ事項左ノ如シ。

イ　歓迎委員ハ左肋ニ委員タルノ徽章ヲ佩フヘキ事。

ロ　歓迎委員ハ名刺ヲ取纏メ輸送指揮官ニ差出シ、歓迎ノ意旨ヲ表スヘキ事。

ハ　歓迎者ハ軍隊停車中ハ慇懃懇切ヲ主トシ、可及的軍隊ノ便宜ヲ計リ、需求等アリタルトキハ臨機ニ処弁スヘキ事。

ニ　歓迎者ハ洋服又ハ羽織袴ヲ着用スヘキ事。

ホ　赤十字社、海員掖済会、愛国婦人会等ノ社員会員ハ各其徽章ヲ佩用スヘキ事。

ヘ　軍隊列車着発ノ時ハ一同歓迎ノ意ヲ表スル事。

六　沼津町・片浜村・金岡村・揚原村・大岡村・静浦村・太平村及賀茂郡ハ沼津停車場ニ。

原町・浮島村・鷹根村ハ原停車場ニ。

長泉村・清水村・及田方郡ハ三島停車場ニ。
小泉村・泉村・深良村・富岡村・須山村ハ佐野停車場ニ。
御厨町・富士岡村・原里村・印野村・玉穂村・高根村・須走村・北郷村ハ御殿場停車場ニ。
六合村・足柄村・菅沼村は小山停車場ニ出張歓迎スルモノトス。
七　各停車場ニ於ル歓迎事務ニ関スル細則及費用負担ノ方法ハ其関係町村ニ於テ協定スルモノトス。

（裸野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

601　**忠勇徽章贈呈標準**　**明治38・10・26**（一九〇五）

甲兵第一一〇八号

日露戦役ニ於テ傷痍ヲ受ケ其結果別紙標準ニ該当スル将校下士卒ノ忠勇ヲ旌表シ、国民相共ニ之ヲ欽仰スルノ標識トナサンカ為メ、軍人遺族救護義会ニ於テ別紙図面ノ如キ徽章ヲ作製シ是ヲ右等将士ニ贈与致度ニ依リ、該当軍人ノ住所官等級氏名等取調方同会ヨリ依頼アリタル旨、其筋ヨリ申越候ニ付テハ、御部内ニ於ケル該当者取調ヘ来十一月五日迄ニ必ス当役所ヘ到着スヘキ様御回報相成度、此段照会候也。

但シ本文期日迄ニ御回報ナキ時ハ該当者無之モノト可認ニ付、御含相成度申し添候。

明治三十八年十月二十六日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡邉春吉殿

忠勇徽章贈呈標準

三十七・八年戦役ニ於テ負傷ノ為メ左記各項ニ該当スル将校下士卒ニハ忠勇徽章ヲ贈呈ス。

一、偏眼以上ヲ盲スル者。（両眼ヲ盲シタル者ニハ氏名ノ上ニ朱圏ヲ付スル事。）
二、全鼻ヲ失スル者。
三、偏耳以上ヲ失スル者若ハ其官能ヲ失ヒタル者。
四、咀嚼言語ノ両機ヲ廃スル者。
五、一肢以上ヲ失ヒタル者若ハ其用ヲ失ヒタル者。

六、一手ニ於テ三指以上ヲ失ヒ、若ハ癒着強硬等ノ為メ把握採摘ノ用ヲ廃スル者。
七、一足ニ於テ五指ヲ失スル者。
八、前各項ノ外之ニ準スヘキ負傷者。
九、前各項ニ該当セサルモ負傷ノ為メ疾病ヲ発シ終ニ廃疾若ハ不具トナリタル者。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

602　靖国神社合祀について

（一九〇六）明治39・10・18

甲兵第八一四号

明治三十七・八年戦役ニ従事シ傷痍疾病其他公務ニ基因シ死去セル軍人軍属ニシテ、別紙条項ニ該当スル者ハ、特旨ヲ以テ戦死者ニ準シ靖国神社ヘ合祀可相成筈ニ付、戦役中呉鎮守府在籍ノ海軍下士卒ニシテ右該当ノ者取調方其筋ヨリ申越候条、該当者有之候ハヾ別紙書例ニ依リ取調、十一月五日迄ニ必ズ当役所ヘ到着スヘキ様提出相成度、且同日迄ニ提出無時ハ該当者無之モノト認メ可取扱ニ付御了知有之度、依命此段通牒候也。

明治三十九年十月十八日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　土屋和作殿

追テ本文取調以後別紙各項該当者ニシテ卅八年十月十六日以後三ケ年以内ニ死歿シタル者ニ対シテハ、其都度取調御申出相成度特ニ申添置候也。

合祀ノ資格

明治卅七年二月六日ヨリ同卅八年十月十六日ニ至ル間戦役ニ従事シタル軍人軍属ニシテ、左ノ事項ニ因リ死歿シタルモノ、若クハ同期間ニ於テ同シク傷痍疾病ニ因リ三十八年十月十六日以後三ケ年以内ニ死歿シタル者。
但シ軍人軍属以外ノ者ハ特別詮議ニ付スルモノトス。

一　戦地ニ於テ公務若ハ避クヘカラサル災害ノ為メ死歿シタルモノ。

二　戦地ニ於テ伝染病若クハ流行病ニ罹リ、又ハ公務ノ

為メ傷痍ヲ受ケ、若クハ疾病ニ罹リ死歿シタルモノ。

三　戦地ニ於テ死因不明ノ者、又ハ自己ノ作為ニ依ラサル傷痍若クハ自己ノ不摂生ニ因ラサル疾病ノ為メ死歿シタルモノ。

四　戦地ニアササル(ラ)モ戦役事務ニ関シ、公務上伝染病若ハ流行病ニ罹リ又ハ避クヘカラサル災害ノ為メ死歿シタルモノ。

五　戦場ニテ負傷等ノ為メ身体自由ナラス捕ハレテ敵地ニ護送セラレ死歿シタルモノ、若クハ戦地ニ於テ自殺シタルモノ等ハ其情状ニ依リ特別詮議ニ付ス。

以上ノ場合ニ於テ合祀スヘキ者ハ従軍記章(ママ)ヲ受クヘキ資格アルモノニ限ル。

（後略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

603　日露戦争戦利品下附願

（一九〇八）明治41・3・27

（朱筆）「庶第二五号」

一本月十七日付甲庶第四一六号ヲ以テ御照会ニ係ル明治三十七・八年役戦利品下附願書、別紙ノ通リ四通提出ニ付送付候条、御進達相成度候也。

明治四十一年三月二十七日

駿東郡須山村長　土屋和作

第一課長

駿東郡書記　水谷高賛殿

戦利品下附願

静岡県駿東郡須山村

郷社　浅間神社　渡辺豊次郎

同　須山村々社

無格社　十二神社　渡辺豊次郎

同　須山村

村祭　招魂社　村　長

連署一通

同　須山村

同　田向部青年実業補習夜学校　土屋和作

同　須山村

上村部青年実業補習夜学校　渡辺正五郎

右ハ明治三十七・八年役戦利品御下附被成下度、此段奉願候也。

明治四十一年三月二十七日

右

渡辺豊次郎

村長　土屋和作

渡辺正五郎

土屋和作

陸軍大臣

子爵　寺内正毅殿

（裾野市役所　須山支所所蔵「庶務関係書類」）

604　日露戦争特別賜金管理規程　（一九一六）大正5・7

（表紙）

戦役恩賞賜金管理規程綴

（朱筆）「（永久保存）」

駿東郡須山村役場

明治三十七・八年戦役ノ分

特別賜金管理規程

第一条　特別賜金受領者ハ聖恩ノ優渥ナルト名誉ヲ後世ニ伝フル為メ、該賜金ヲ以テ可成土地田畑宅地山林ヲ購入シ之ヲ永遠保持スルモノトス。

第二条　土地購入ノ場合ニハ県、郡、町村、大字、字、番地、々種、反別地価及売買価格並ニ将来維持ノ方法ヲ詳記シ、親戚弐名以上連署町村長ヲ経テ、郡長ヘ出願承認ヲ受クルモノトス。

第三条　町村長ニ於テ前条ノ願書ヲ受理シタル時ハ、篤ト審査ヲ遂ケ意見書ヲ添ヘ郡長ヘ差出スヘシ。

第四条　郡長ニ於テ該願書ヲ受理シタルトキハ、調査ノ上其申出ヲ相当ト認メタルトキハ、承認書ヲ交付スヘシ。

第五条　出願者ニ於テ前条ノ承認ヲ得タルトキハ、速ニ土地購入ノ手続ヲ了シ町村長ヲ経テ郡長ニ届出ヘシ。

第六条　特別賜金受領者ニ於テ土地購入ニ至ル迄ノ間ハ公債証書及現金ノ保管ヲ郡長ニ委托（託）セントスルモノハ、（一号）書式ニ依リ出願許可ヲ得ヘシ。

但遺族ニ於テ特ニ保貯ノ法ヲ設ケントスルモノハ町村長ノ同意ヲ得テ之ヲ決定シ其方法ヲ郡長ニ届□（出カ）ツルモノトス。

第七条　郡長ニ於テ公債証書ノ保管方ヲ委托（託）セラレタルトキハ別ニ定メタル内規ニ依リ之ヲ保管ス。

第八条　特別賜金受領者ニ於テ止ヲ得サル事情ノ為メ下付ノ公債証書若クハ現金ヲ使用セントスルトキハ、事由ヲ詳記シ親族弐名以上連署町村長ヲ経テ郡長ノ承認ヲ受クルモノトス。

附則

第九条　特別賜金受領者ハ別（一号）書式ニ依リ届書ヲ作リ受領ノ即日町村長ニ届出テ町村長ハ郡長ニ即報スヘシ。

第十条　町村長ハ特別賜金受領者ノ行為ヲ監督シ、又土地購入ニ関シテハ専ラ注意ヲ加ヘ、且ツ将来土地ノ維持其他ニ付常ニ保護ヲ与ヘ、其状況ニ付テハ時々郡長ニ報告スルモノトス。

（後略）

（裾野市役所　須山支所所蔵「戦役恩賞賜金管理規程綴」）

(4)　家族救護

605　下士卒家族救助令施行に関する心得事項　明治37（一九〇四）

下士卒家族救助令施行ニ関スル心得事項

一　家族経理ノ任ニアリタル下士兵卒応召ノ為メ、其家族糊口ニ窮スルモノアルトキハ、親族知己先ツ其救護ニ勗メ尚ホ足ラサルニ於テハ、隣保相扶ノ誼ニ依リ之ヲ救済スルノ義挙ニ出ツルハ最モ至当ノ順序タリ。然ルニ親族隣佑ノ扶助若シクハ救護ヲ目的トスル諸団体ノ幇助猶及ハサルコトアルトキハ、国家ハ茲ニ始メテ救助ヲ共ニスベキ義ニ付、其旨趣ヲ誤ラサル様周到注意ヲ要ス。

二　救護ノ方法ニ於テ徒ラニ施与的救助ヲ為ストキハ、惰民助長ノ弊ヲ生スベキ虞アルヲ以テ独立自営ノ途ヲ採ラシムルカ為メ、努メテ生業扶助ヲ主眼トシ授産就業ノ方法ヲ講究セシムルヲ要ス。

三　救助令ニ依リ救助ヲ為スハ軍人応召ノ為メ自活シ能ハサル家族ニ限ルハ勿論ノ義ニシテ、平素貯蓄アリ若クハ労役ニ堪ヘ、自活シ得ベキモノニ対シ猶且恩恵的ニ等シク救護ヲ加フルトキハ、徒ニ他ニ倚頼スルノ弊ヲ生シ不都合ノ義ニ付、資産ノ調査ハ最モ之ヲ正確ニシ、且之等ノ者ニ対シテ百方之ヲ激励シ、自営ノ途ヲ講セシムルヲ要ス。従来奨兵会其他ノ救護団体ニ於テ現ニ救護ヲ加ヘツヽアルモノヽ中、万一如此モノアラハ、此際之ヲ廃止シ若シクハ情況ニ依リ給与額ヲ減少スル等適応ノ措置ヲ為スヲ要ス。

四　生業扶助ハ農業林業者等ニ在ツテハ、田植、蒔付、害虫駆除、耕耘、下刈等労役ノ供給ヲ為シ肥料其他必要ナル資料ヲ給与シ、漁業者ニ在テハ漁具ノ修理等ヲ補助スルヲ要ス。

五　被救助者ニ対シテハ可成従業ノ途ヲ得セシムルコトヲ周旋シ、又各種ノ商工業者ヲシテ他ニ先チ、是等ノ

者ヲ雇入レシムルコトヲ勧誘スベシ。

六　職工ノ如キ者ニ対シテハ其就業上必要ナル材料器具等ヲ給与スルコトヲ要ス。

七　簡易ナル手工、例セハ縄、草履、草鞋、箒等ヲ製作スルコトヲ奨励シ、是等ニ従事スル被救助者ニハ其材料ヲ給与スルヲ要ス。

八　現品救助ヲ為ストキハ生活上欠クヘカラサル食料ヲ先トシ、被服以下順次必要ノ程度ニ応シ之レヲ給与スルモノトス。

九　一時ニ就業ノ資料ヲ給与シ生業ノ方法ヲ授ケタル被救助者ニ対シテハ、特ニ其ノ生業ノ状況ニ注意シ、目的以外ニ使用セシメサル様監視シ、其ノ状況ヲ時々報告スベシ。

十　郡市奨兵会其他救護ヲ目的トスル団体ニ於テモ亦、金銭給与ノ方法ニ拠ラシメス、勗メテ国家救助ノ方針ニ副ヒ、上下相待テ良好ノ効果ヲ収ムルコトニ努ムルヲ要ス。

十一　救助令ノ救助ハ素ヨリ救護ノ一部ヲ資クルニ過キサルヲ以テ、一般隣佑相扶ノ施設ハ益之ヲ奨励シ、奨兵会其他団体ノ救護亦遅滞ナク運ハシメ、国家カ救助ヲ為スヲ幸トシ是等ノ救護ヲ廃止スルカ如キコトナキ様注意スルヲ要ス。

十二　救助ニ関スル手続ハ努メテ形式ノ煩ヲ避ケ、受救者ヲシテ不便ヲ感セシムルカ如キコトナキ様注意セラルベシ。町村長ヲシテ受救者ノ総代タラシムルカ如キモ此趣旨ニ外ナラス。然レトモ其取扱簡約ニ失シ、却テ他日疑似ノ因トナルカ如キコト有之ニ於テハ不容易義ニ付、必要ナル書類帳簿ノ類ハ尤モ之ヲ明確ニセラルヘク、特ニ金品ノ取扱ヲ厳密ニシ、過誤失体無之様注意ヲ要ス。

十三　県令第三十号第三条ニ依リ町村長被救助者ノ総代人トナル場合ハ、委任状ヲ添ヘ郡長ニ届出シムルハ勿論ナレトモ、委任状ハ可成簡便ヲ主トシ、連名ヲ以テセシムルヲ要ス。

救助金配当調査表

町村名	応召下士卒	百ニ対スル歩合	壱人ニ対スル二円ノ割合	四捨五入ノ割合
小泉村	二〇人	一、六〇人	三一〇〇円	三〇〇〇円
泉　村	二五	二、〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
深良村	一九	一、五二	三〇四〇	三〇〇〇
富岡村	二五	二、〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
須山村	四	〇、三二	六四〇	一〇〇〇

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

606　**出征軍人家族保護について**　（一九〇四）明治37・4・21

出征軍人家族保護ノ件

一　出征軍人家族ニ対シ労力補助トシテ一家一ケ年六人ツヽ、弁当携帯出勤ノ事。

一　一家六人ツヽ、労働者ハ被補助者ノ都合ヲ斗リ農業其他ノ業務ニ従事スルモノトス。

一　補助方ハ各大字ニ於テ最寄分ケ其他ノ法方（方法）ニ依リ夫々分担方ヲ決定スベキ事。

一　被補助ノ必要無之シテ強テ之レヲ要セザル者アルトキハ各其大字ノ協議ニ依リ処置スルモノトス。

一　金穀物品ヲ以テ補助ヲ要スルモノアルトキハ其必要ノ時季（期）ヲ斗リ各其大字ニ於テ処置スルモノトス。

一　前各項ニ掲ケタル補助方ハ四月廿六日ヨリ施行セラレタシ。

一　本件各大字ニ於テ決定ノ上ハ直チニ報告スベキ事。

明治三十七年四月廿一日

泉村長　服部大誧

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

607　**傷病者生活状態調査**　（一九〇五）明治38・9・29

兵第一九〇号

本月廿六日付甲兵第一〇三八号ヲ以テ御照会ニ係ル出征軍人家遺族援護ニ関スル傷病者数及遺族ノ生活状況、別

表ノ通及提出候也。

明治三十八年九月廿九日

須山村長　渡邉春吉

第壱課長

駿東郡書記　水谷高賛殿

傷病者状況調査表　明治三十八年九月十五日現在　須山村

種別＼状況	依傷痍者		依病者		計
		重傷ニシテ業務ニ就クコト能ハザル者		重傷ニシテ業務ニ就クコト能ハザルモノ	
兵役免除者		軽傷ニシテ業務ニ従事シ得ル者		軽傷ニシテ業務ニ従事シ得ル者	
現予後備役					
補充兵役ヲ免シラレ国民兵役ニ編入セラレタル者	一	一			一
計	一	一			一

傷病者家族生活状況及職業別表　明治三十八年九月十五日現在　須山村

状況＼職業	農	商	工	漁	俸給手当等ヲ受クル者	其他	計
甲 生活上全ク救護ヲ要セズト認ムル者	四戸	戸	戸	戸	戸	戸	四戸
乙 生活上幾分ノ救護ヲ要スト認ムル者							
丙 自活シ能ハズト認ムル者							
計	四						四

傷病者業態別表　明治三十八年九月十五日現在　須山村

内勤（坐職）業者		外勤（他出）業者	
地主	人	自作農業者	四人
金銭貸付業者		小作農作者	
主トシテ坐職ニ係ル営業ヲ営ム者		自作者小作農業者	
主トシテ坐職ニ係ル工業ヲ営ム者		坐職ニ非ラザル商業ヲ営ム者	
漁業権ノ持分ニ依リ生活スル者		坐職ニ非ラザル工業ヲ営ム者	
自宅職工		漁業者	
前六項ニ該当セザル坐職業者		俸給手当等ニ依リ生活スル者	
		日傭稼	

計		
		前数項ニ該当セザル外勤業者
		四人

戦病死者遺族生活状況職業別表　明治三十八年九月十五日現在須山村

状況＼職業	農	商	工	漁	俸給手当等ヲ受クル者	其他	計
甲 生活上全ク救護ヲ要セズト認ムル者	三					三	
乙 生活上幾分ノ救護ヲ要スト認ムル者							
丙 自活シ能ハズト認ムル者							
計	三					三	

出征軍人家遺族援護并廃病兵救護方法調　須山村	
出征軍人家遺族援護并療病兵救護ニ関スル町村団体等ノ現在施設方法	出征軍人各自所有ノ畑地耕作一切ヲ村内百四十五戸ニテ負担ス。其他救護ニ関スル町村団体等ノ施設無之。
同　上　将来ノ施設方法	現時ノ場合生活上困難ヲ認メザルニ因リ救護ニ関スル方法ヲ施設セズ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

(5)　戦時協力

608

日露戦争に関する国民の善行美談　明治36（一九〇三）

調査標準

日露戦役直接ノ影響トシテ発露シタル国民ノ善行美談調査標準

(1)

家庭ニ於ケル道義トシテハ殊ニ、

一　父兄、子弟、親族中、出征者又ハ応召者アリタル場合ニ於テ、彼等互ニ相扶ケ出征者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメタル美談。

二　父兄、子弟、親族ノ間ニアリテ、出征者又ハ応召者アリタル場合ニ之ヲ励マシタル美談。

三　主従ノ関係アルモノヽ間ニアリテ、主人ノ応召出征シタル場合ニ僕婢ノ能ク主家ニ事（ママ）ヘテ主家ノ業務ヲ助ケタルモノ、又使雇人ノ出征応召ニ際シ、主人

ノヨク之ヲ励マシ、適当ノ手段ヲ講シテ後顧ノ憂ナカラシメタルモノ、美談。

(2)
社会ニ於ケル道義トシテハ殊ニ、

一　朋友知己ノ間ニアリテ応召者出征者アリタル場合ニ、互ニ相扶ケ相励マシ、ヨク友情ヲ尽クシテ応召者出征者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメタル美談。

二　近隣郷党ノ間ニアリテハ応召者出征者アリタル場合ニ、隣保互ニ扶掖シ協同一致シテ善ク其務ヲ尽クシ、隣保ニ対スル務ヲ完ウシタル美談。

三　慈善心ノ発露、例ヘバ子弟ノ応召出征、戦傷病死ニ依リ、生活ノ資ニ窮スル父兄ニ対スル救恤ニ関スル美談、其他恤兵及ヒ出征者戦傷病死者ノ家族ニ対スル慰問ニ関スル美談。

(3)
個人ノ道義トシテハ、戦役ニ際シ堅忍不抜ヨク職業ニ勤労シ、節倹貯蓄以テ奉公ノ務ヲ尽シ、一般国民ノ模範トスルニ足ルノ美談。

(4)
国民ノ道義トシテハ殊ニ、戦役中応召出征ニ際シ、忠君愛国ノ至誠ヲ発揮シテ勇ンテ軍務ニ従ヒ、戦ニ臨ンテハ健闘奮戦国民ノ務ヲ全ウシタル者、又身直接軍務ニ当ラサルモ、自己ノ職務ヲ以テ軍務ヲ助ケテ、有事ノ日ニ放ケル奉公ノ至誠ヲ致シタル者ニシテ、共ニ国民ノ儀表トスルニ足ルノ美談。

右ノ外女子トシテハ殊ニ、

一　夫、子、弟ノ応召出征ニ際シテ之ヲ励マシ、又夫ノ応召出征中勤勉ヨク家政ヲ整理シ子女ヲ育養シ、夫ヲシテ内顧ノ憂ナカラシメタル美談。

二　戦役ニ際シ女子ニ適当ナル責務ヲ尽クシ、我国一般女子ノ儀表トスルニ足ル美談。

（裾野市役所　須山支所所蔵「学事関係書類」）

609　**戦意昂揚の公開演説**　（一九〇四）**明治37・4・8**

這回ノ戦役ハ実ニ根古曾有ノ大事ニシテ、終局モ亦容易ニ期シ難ク挙国一致充分ノ覚語（悟）ヲ以テ之レニ当ルベキハ勿論ノ義ニ候処、殊ニ我カ農業社会多数ハ兵勇応召セル

ト国家経済ノ基礎タルノ事実有シニ依リ、町村団体及個人トシテモ時局ニ対シ明確ナル観念ヲ抱持シ、之レニ応スルノ手順ヲ講シ、且ツ之レヲ実行スルコト最モ緊要ニ有シ、本県農会ニ於テ各郡農会長会及常議員会ノ決義(議)ニヨリ、高橋顧問ヲシテ各郡ヲ巡廻各要所ニ於テ公開演説ヲ為サシムル筈ニテ、出張日割本県農会ヨリ照会有之、当中部ノ義ハ四月十一日午後五時ヨリ泉村天理教会所ニ於テ会開(開会)候間、可成多数ノ聴衆来会候様、楮々(マヽ)御勧誘相成度、此段御通牒候也。

明治参拾七年四月八日

泉村農会印

常設委員

勝又藤三郎殿

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

610　戦時記念林の植付

明治37・9・16（一九〇四）

議第三七号

戦時紀(記)念林トシテ、御料地ノ適当ナル場所四町五反歩ヲ借入レ、須山村基本財産及学校基本財産トシテ杉植付ノ件。

明治卅七年九月十六日提出

同　上　決議

須山村会議長　村長　渡辺春吉　㊞

村会議員

土屋和作　㊞

土屋浅治　㊞

土屋紋次郎　㊞

杉山常蔵　㊞

杉山権作　㊞

渡辺春吉

渡辺福蔵　㊞

土屋平次郎　㊞

（裾野市役所　須山支所所蔵「決議書」）

611　毛布募集取扱手続とその精神　明治37(一九〇四)・10・11

甲兵第六二七号

今般国民後援会ニ於テ、別紙ノ趣意ニ基キ、東京市民ニ就キ毛布ヲ供スル事ハ要急ノ挙ト被考候ニ依リ、地方ニ於テモ右ノ趣旨賛成寄贈者有之様致度旨、本県ヨリ申越候条、貴部内有志者御勧誘ノ上寄贈者有之様御配慮相成度、趣意書並取扱手続書添付、依命此段申進候也。

明治三十七年十月十一日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡辺春吉殿

追テ御部内ニ於テ寄贈者有之候ハヽ、住所氏名枚数等委細御報告相成度申添候也。

毛布募集ニ関スル取扱手続

一　毛布(けつと)ハ総テ持合ノ品ニテ宜シク新古色合等ハ随意ノ事。

一　募集締切ハ東京府市内ハ十月十日、郡部ハ十月十五日、地方ハ別ニ制限ナキモ、時節柄可成早キヲ望ムニ依リ遅クモ十月廿日位ニ締切ルヲ可トス。

一　東京府市内ハ各区役所、郡部ハ郡町村役場等ニテ取扱フ事。地方ハ其状況ニ依リ便宜ノ方法ニ拠ルヘキコト。

一　募集毛布送リ先ハ、関東・東北ノ分ハ東京陸軍被服廠、関西ハ大坂(阪)陸軍被服支廠宛ノコト。

一　運搬費等ハ毛布蒐集ノ上、一応被服廠ヘ問合ハスルヲ可トス、左スレハ運賃ヲ下渡サルヽカ、又ハ無賃ニテ運送セラルヽカ、便宜ノ方法アルベシト思ハル。

一　荷造寸法等制限ナシ。東京ハ便宜上千枚ヲ一括トシテ幾回ニモ送ル筈。

一　募集毛布発送ノ際ハ、寄贈者ノ住所氏名(無名ニテモ差支ナシ)及各自ノ枚数ヲ記シタル名薄ヲ作リ、其取扱タル郡町村長、若シクハ有志者ノ中ヨリ惣代ヲ定メ発送スル事(惣代ハ同一ノ人ニテ幾度スルモ差支ナシ)。

一　寄贈者ハ毛布ノ端ニ白布ニテ住所氏名ヲ記スルコト。

但シ無名ニテモ差支ナシ。
一　数名ニテ一枚、又ハ一名ニテ数枚ヲ出スモ差支ナシ。

冬営ノ軍人ニ同情ヲ表スル趣意書

我忠勇ノ軍人カ満遼ノ野ニ健闘シテ、連リニ露軍ヲ破ルハ国民ノ感謝シテ措カサル所、其勁敵ト戦ヒ、又苦熱ト闘フノ艱難辛苦ハ吾等国民ノ同情ニ堪ヘサル所ナリ。今ヤ既ニ冷秋ノ候ニ入レリ。満遼ノ地ハ忽ニ冬季ニ移ルベシ、前途遼遠ナリ。久シク炎熱ニ戦ヘル軍人ハ更ニ氷雪ノ裏ニ苦寒ト闘ハザルベカラス。其困難蓋シ炎天熱地ノ間ニ立ツテ超ヘシクリミヤノ役、英仏ノ軍、冬営ノ準備不充分ナリシカ為メ、寒威ニ斃レタルモノ、敵ノ剣火ニ死セル者ヨリ多ク其惨毒今ニ至ルマテ人ヲ震慄セシム。我当局ノ冬営ニ対スルノ必ス充分ナルベキハ、吾等ノ信スル所ナリ。然レトモ国民ハ之ヲ以テ自ラ足レリトスルコト能ハス。且遠征ノ労ニ服スル軍人ニ対シ、吾等国民当局ノ為ス所ヲ裨(ママ)ケ、以テ其及ハサル所ヲ補ハヽ、同胞ノ軍人ニ対シ以テ誠精(ママ)ヲ表スベク、亦以テ有益ノ功果(ママ)ヲ収メン。蓋シ冬季ノ準備ハ多々益々可ナルベキカ故ナリ。其方案種々アルベシト雖モ、差シ向キ我等ノ急要ヲ感スルハ毛布ノ供給ナリ。国民各自所有ノ毛布ヲ出シ、之ヲ陣営ニ寄贈セハ慰籍(ママ)、実用両ナガラ目的ヲ達スベシ。五枚ヲ所持スルモノ二・三枚ヲ出シ、二枚ヲ有スルモノ一枚ヲ出シ、全国ニ通シテ之ヲ行ハヽ、一挙シテ数百万ヲ得ンコト、敢テ難キニアラス。母、其子ノ出征ニ際シ、手ツカラ縫フテ贈ル所ノ襯、子ハ拙ナリト雖、縫工ガ巧ミニ製セシ美麗ノ衣服ニ優ルベシ。吾等同胞ノ心ヲ籠メテ集メタル家々ノ毛布ハ、軍人ヲ慰籍(ママ)スル点ニ於テ因ヨリ新旧ノ別アルコトナシ。

吾等前記ノ趣意ニ因リ広ク全国ノ同胞ニ告ゲ、其所有ノ毛布ヲ集メ当局ニ依頼シテ、之ヲ陣営ニ寄贈セントス。全国ノ有志、此意ヲ諒シ、吾等ノ運動ヲ助ケ、以テ目的ヲ達セシメンコトヲ切望ニ堪ヘス、謹テ全国忠愛ノ諸君ニ告ク。

明治三十七年九月

井上角五郎、池辺吉太郎、市原　求、伊志田友方、
長谷川寿太郎、星野佐昭、徳富猪一郎、中鉢美明、
大倉喜八郎、大岡育造、大石正巳、尾崎行雄、
小原八十吉、大庭知栄、渡瀬寅次郎、加藤正義、
神鞭知常、川崎　実、風祭甚三郎、芳野世経、
田口卯吉、大胡　純、園田孝吉、添田寿一、
長岡往来、梅川忠兵衛、野崎廣太、野々山幸吉、
陸　実、黒岩周六、山根正次、山田敬正、
益田　孝、馬越恭平、丸山名政、近藤政利、
江崎禮二、朝吹英二、佐藤正興、銀林綱男、
箕浦勝人、島田三郎、土方篠三郎、仁　杉英、
男爵千家尊福、杉本嘉兵衛

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

612　出征軍人防寒用毛布の献納について　明治37（一九〇四）・11・16

庶第五五一号

出征軍人防寒用トシテ毛布献納相成候様、勧誘方其筋ヨリ再度被申越候。已ニ四隣ノ各村ハ何レモ多少献納者有之候趣、就テハ本村ニ於テモ本月末日ヲ期シ発送ノ見込ヲ以テ多少献納候様致度候間、御多忙中御迷惑ノ事トハ存候ヘ共、本村有志家ニ願、毛布献納方御勧誘相成度、此段特ニ及御依頼候也。

明治卅七年十一月十六日

泉村長　服部大浦　印

勝俣藤三郎殿

迫テ貴下ノ外勝又弥平治、柏木滝十郎、宝伏與三郎、勝又栄二郎ノ四名ニモ依頼致候条、御申分ノ上来十八日午前九時役場御出会ノ上、可然御運動相成度申添候也。

613　**軍隊慰問心得**

（麦塚　勝俣恵一朗氏所蔵）

（一九〇四）**明治37・12・22**

別紙の通り申越候間、御参考の為め謄写及御送付候也。

明治三十七年十二月二十二日

駿東郡第壱課印

須山村役場御中

一慰問ハ精神ニ存シ形式ヲ問ハス。故ニ本人出場セズシテ単ニ十数名ノ連名表、又ハ数葉ノ名刺ヲ一代理者（特ニ小使ノ如キモノ）ニ托シ、或ハ名刺ニ代理者ノ註記ナキモノ等ヲ差出スカ如キハ一考スヘキカ。

二寄贈物ハ飲食物ヲ否認スルニ非ラサレトモ、其撰択必要ナリ（平沼駅ニ於テハ蒸芋多数ヲ毎車ニ分配シタレトモ消火不良ナルニ依ル旨ヲ述ヘテ返戻シ尚今后（後）ニ関シ通告シ置ケリ）新聞雑誌、軍歌、唱歌ノ類、紙、手拭、マツチ、煙草等ヲ撰ヘハ可ナラン。

某駅ニテハ最近ノ号外ヲ差差（ママ）入レタル如キハ最モ宜シ。

又横臥患者ニ花束ヲ寄贈スル如キハ大ニ慰籍（ママ）料トナラン。

三給養后（後）可憐ナル児童ノ軍歌、妙齢ナル婦女ノ唱歌、勇壮ナル青年ノ音楽ハ頗ル無聊ヲ慰スルニ足ラン。但シ深夜之ヲ避ケ安眠ヲ妨ケサルヲ要セン。

四面洗所ノ設備ナキ駅ニ於テ慰問者ヨリ早朝温湯器具ヲ備ヘ洗面ニ供シ、重症ニ対シテハ婦人会員洗拭ノ労ヲ執ル所アリ。是亦適宜ノ方法ト認ム。

五湯茶ノ供給ハ大ニ便利ヲ得レドモ、給養駅ニ近接シタル各駅ハ代フルニ他ノ方法ヲ採ルヲ可トセシ。

六寄贈品（就中飯食品）ヲ随意ニ各車ニ差入ルノコトナク、必ズ指揮官ニ通告スルカ、又ハ其許ニ差出ス様シタシ。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

614　**戦地への賀状の廃止**

（一九〇四）**明治37・12・24**

甲兵第八五八号

軍事郵便ノ増加ニ伴ヒ別紙写ノ通リ注意方陸軍省ヨリ申

越候旨ヲ以テ本県ヨリ通牒有之候条、此旨御部内一般ヘ無洩相通候様御取計相成度、依命此段及移牒候也。

明治三十七年十二月廿四日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡邉春吉殿

戦地ニ在ル軍人軍属其他ノ従軍者ニ宛テ発送スル年末年始ノ賀状ヲ廃止スヘキ注意

戦地ニ於テハ軍事郵便取扱所ヲ遍ク各地ニ開設シアリテ軍人軍属其他ノ従軍者ハ何レノ処ニ在ルモ信書ノ発受ヲ為シ得ヘク、殊ニ今回ノ戦役ニ於テハ発信数ニ制限ヲ加ヘサルガ故ニ内地ト信書ノ往復ハ非常ノ多数ニ上リ、最近ノ調査ニ依ルモ全軍ニ発着スル郵書ハ一ケ月約三千万通ニ達シ、之ヲ取扱フ吏員ハ一人ニ付毎日五千通ヲ処理スヘク、平時ニ比スレハ五倍以上ノ勤労ニ服シ昼夜間断ナク其劇務ニ執掌シ寝食ヲ欠クモ尚ホ及ハサルヲ憂フルノ実況ナルニ拘ラス、軍隊ニ於テハ後方勤務者ノ人員ヲ成ルヘク緊縮スルト同時ニ事務ノ渋滞ヲ来サシメサルノ必要アルニ依リ其吏員ノ増加ヲ為スヲ許サス。此時ニ当リ戦地発送ノ賀状俄ニ輻湊シ来ルニ於テハ緊急ナル公用軍事通信ハ勿論、出征将士其他ニ対スル親戚故旧ノ有用ナル音信モ、之レカ為メ送達ノ遅緩ヲ来シ軍務ノ機宜ニ支障アルノミナラス、一般士気ニ影響ヲ及ホスコトナキヲ保シ難キカ故ニ、内地ニ在ル者ハ軍国ノ急務ト出征将士其他ニ対スル有用ナル信書ニ障碍ヲ与ヘサラムコトヲ期シ、儀式ニ過キサル賀状ノ如キ受信者ニ取リ大ナル慰安トナラサル発信ハ此際勉メテ之ヲ廃止スルノ必要アリ。今ヤ皇国隆替ノ繋ル大戦役ニ際シ、戦地ニ在ル将士其他ニ対シテ常套ノ虚礼ヲ省略スルハ敢テ情誼ニ関係ナキノミナラス忠実ナル国民ノ須ラク努ムヘキ所ナルカ故ニ、年末年始ノ季節切迫スル今日ニ当リ、賀状ノ軍事郵便ニ関係ノ大ナル事由ヲ述ヘ、広ク戦地ニ発信スル諸人ノ注意ヲ促サントス。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

615

報国勤倹同盟規約

明治38（一九〇五）

報国勤倹同盟規約

一　日露戦役中ハ字内非常ノ勤倹ヲ力行シ国家ニ尽サン精神ヲ以テ夫々貯蓄ヲ勉ムヘキ事。

一　暮シ向キ万端質素倹約ヲ守ルヘキ事。

一　諸職業共各自ノ業務ニ一層励精スヘキ事。

一　可成休日ヲ減シ願休ミト称スルハ一切之ヲ禁スル事。

一　何時何事ニ依ラス字名義ヲ以テ酒ヲ買スル事。

一　祝ヒ、帯解、初節句等ノ宴会ヲ廃シ、随テ祝儀ハ五拾銭以下ノ金員ニ限ル事。

一　婚儀、葬式ハ飲食物其他節約ヲ旨トシ、有福ノ者ニ限リ小樽一斗入二ツ以下ノ酒ヲ用フル事ヲ得ルモノトス。

但勤倹委員指図ヲ受クベキ事。

一　日待、祭礼等ニ酒ヲ買ハサル事。

一　年始酒及盆正月、五節句ノ遣リ取リハ一切禁スル事。

一　酒店ニ入リ飲酒スルヲ禁スル事。

一　普請、造作等ノ繰リ延ヘ得ルモノハ此際可成之ヲ操リ延ベ居宅、廐、雪隠ノ普請手伝人足ハ総テ自分弁当タルヘキ事。

一　諸芸人、其他ノ押売、諸勧化寄進等如何ナル名義ニ関ラス一切謝絶スヘキ事。

一　勤倹励行委員拾名ヲ置キ勤倹規約ノ実行ヲ励行ス。

一　委員ノ任期ハ満一ケ年トシ各組長之ヲ担任ス。

一　該規約ニ違反スルモノハ、五円以上拾円以下ノ罰金ヲ出スヘキ事。

一　該規約ハ字内戸主総会ニ於テ之決議シ、同盟規約トシテ確守スヘキタメ署名捺印シ決シテ違背セサルヲ誓フモノ也。

同盟規約附則

一　日時ヲ無益ニ消耗セサラン為メ左ノ各項ヲ遵守スヘキ事。

一　会議、其他集会ニハ必ス指示ノ時間ヲ確守スル事。

若シ時間ヲ無意ニ経過シタルモノハ拾銭以上ノ過怠金出費スルモノトス。

一　組長協議ノ委員ニシテ山行、其他ヘ出張ノ時ニ際シ、日当ニ対スル当日ハ時間ヲ定メ一時間ヲ経過シタルモノハ日当ノ半額、弐時ヨリ経過シタルトキハ更ニ無給トス。

（下和田　杉山友芳氏所蔵）

616　旅順陥落祝捷会諸費用　明治38（一九〇五）

（表紙）

明治三十八年　乙　巳

旅順陥落

祝捷会寄附金領収及諸費収支帳

壱月十日

富岡村

御宿

支払口

一月拾四日

一　金拾弐銭　アーチ用杉ノ葉十二ワ代

市川角太郎渡ス

一〃九拾銭　万燈用寒冷紗壱丈五尺代

一〃参拾銭　青年行燈用大判紙ノ代渡ス

一〃七拾九銭　同燈油弐升代及燈心代共

一〃弐拾銭　下和田　ラッパ手根上吉蔵殿ヘ手当

一〃五拾銭　二本松ヨリ借入レ提灯四十五張ト損料

一〃弐拾銭　佐野　提燈屋ヘ万燈書賃払

一〃五拾銭　二本松借入レ提燈五張と替ヘ賃佐野提燈屋払

一〃七　銭　（羊）洋羹代山形茶舗払

一金参拾五銭　万燈用木代

一〃参拾銭　万燈作料

一〃拾円八拾八銭諸品買入及損料〆日野屋払

一〃七銭弐厘　アーチ用縄代　九ポ（ママ）分

是迄計金拾五円拾八銭弐厘

（後略）

（御宿　湯山芳健氏所蔵「旅順陥落祝捷会寄附金領収及諸費収支帳」）

617　大麦収穫石数および購買について　明治38（一九〇五）・6・21

（朱筆）「控

兵第一二六号」

本月二十日付甲兵第七四九号ヲ以テ大麦購買ノ挙アル場合、本村内ニ於テ直接生産家ヨリ需用ニ応スル見込石数御照会ニ依リ調査候処、昨年収穫ノ分ハ既ニ支消シ本年ハ未タ苅取前ニシテ、去月下旬来霖雨暴風ノ為メ茎ハ打折レ麦粒ハ腐蝕シ被害不少、見込収穫ハ著シク減少ノ見込ナルヲ以テ、目下ノ場合精々左ノ石数ナレバ応シ得ヘク見込ニ付、此段及御回答候也。

明治参拾八年六月廿一日　須山村長　渡邉春吉

第壱課長　駿東郡書記　水谷高賛殿

大麦五石但五斗入拾俵

甲兵第七四九号

大麦購買（焼麦及外国産購買セス）ノ挙アル場合ハ其町（村）内ニテ直接生産家ヨリ、凡ソ何石位需用ニ応シ得ラルヽヤ見込、折返シ報告相成度、依命此段及照会候也。

但一石（衡量計算石数即二十八貫目）金六円八拾銭ヲ最上限トス

明治三十八年六月廿日

第一課長駿東郡書記　水谷高賛印

須山村長　渡辺春吉殿

追テ本件ハ殊ニ秘密ヲ厳守セラレ度候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「兵事関係書類」）

618　奨兵会歓迎会などへの費用負担　明治39（一九〇六）・2・17

提山案

本郡奨兵会・歓迎会・慰労会並ニ臨時招魂祭執行スルニ

付テハ、別紙予算金額ノ徴収方法ハ左ノ各項ニ依リ集金スルモノトス。

一　会費ハ県税戸数等級課額ヲ標準トシ賦課スルコト。

一　毎戸ヘ賦課セシ出費額ハ割付寄附ト見做シ徴収スルモノトス。

一　寄附金ノ募集ハ議員・委員・歓迎委員ノ各員ニ嘱托(託)ス。

一　寄附金ノ領収証ハ村長之レヲ出タス。

一　寄附金取纏メノ期日ハ三月廿日限リトス。

一　戦病死者ノ遺族ニ対シテハ賦課セズ。

附　言

一　臨時招魂祭並ニ慰労会ノ準備法(方法)方ハ追テ之ヲ定ム。

明治三十九年二月十七日

小泉村長　飯田友吉

本村出征軍慰労会費予算

一　金拾円五拾銭　　将校三名一名金三円五十銭以内ノ物品贈与費

一　金弐百参拾円　　出征軍人四十六人一人金五円宛

一　金二拾四円　　慰労金　内地勤務軍人八人一人金三円宛

一　金十九円九十五銭　　慰労金　兵員五十七名ニ対スル折結(ママ)一人金五拾銭

一　金五円　　雑費

小計金二百八十九円四十五銭

本郡奨兵会ヘ本村ヨリ出金スベキ負担額

一　金弐拾四円五拾銭　　兵員四十九名ニ対スル水盃金五拾銭

一　金弐円四拾銭　　内地勤務者八名水盃金参拾銭

一　金五拾七銭　　感謝状五拾七名ニ対スル印刷費用紙代

小計金弐拾七円五拾七銭

戦病死者臨時招魂祭費予算

一金拾二円五十銭　忠魂者五名一人金参円宛
内訳金五十銭　遺族ニ対スル折結(ママ)其他折菓子代
金弐円　招魂祭参拝ニ付静岡行実費
一人ニ対スル費用
一金一円七十五銭　神官五名分折結(ママ)一人金五拾銭
一金一円七十五銭　僧侶五名分折結(ママ)一人金五拾銭
一金三円　忠死者霊主献供物其他祭檀費
小計金二十円
第三師団招魂祭費本村負担額
一金四円五拾八銭　但本郡奨兵会へ納入ノ分
通計金三百四十二円六十銭
明治参拾九年二月十七日提出
駿東郡小泉村長　飯田友吉
（佐野　岩崎達生氏所蔵）

619　日露戦争中のロシア正教会の扱いについて　明治39（一九〇六）

秘甲第六一号

露西亜帝国ニ対シ戦ヲ交ユルニ至リタルモ決シテ其臣民ヲ敵視スルノ限リニアラサルコトハ既ニ訓令相成候次第モ有之、殊ニ帝国臣民ニシテ偶ハリスト教ヲ信スル者ノ如キ社会ノ擯斥ヲ受クルノ理由毫モ存セサルコトハ論ヲ待タサル所ナルニ、近来新聞紙又ハ其他ノ言動ニ依リハリスト正教会ヲ罵詈シ又ハ信徒ニ対シ嘲罵ヲ試ミ暴行ヲ加ヘ又ハ其墓碑ヲ破壊スル者有之、又甚シキニ至テハ交際ヲ謝絶シ若クハ取引ヲ中止スル等脅迫的行為ニ依リ信仰ノ自由ヲ妨害スル者有之哉ニ相聞候処、右ハ彼我ノ信教者ヲシテ互ニ敵意ヲ含マシメ相疾視シテ遂ニ社交上ノ秩序ヲヲ毀傷(ママ)セシムルノ動機ニ相成可申、甚ダ憂慮ニ堪ヘサルノミナラス、殊ニ或地方ニ於テ実例アリシカ如ク、露国ハ政教一致ノ国ナルヲ以テ国交断絶ノ今日我臣民ニ

シテ「ハリスト」教ヲ信仰スルハ不都合ナリト非難スル者アルニ至リテハ、自然世間ヲシテ今回ノ交戦ハ彼我宗教上ノ争ニ起因スル疑ノ観念ヲ惹起サシメ、施テ外交上ニ不利益ヲ及ホスノ虞ナキニアラスト存候間、此等不心得ノ行動ヲ為ス者無之様勉メテ御取締相成度、尚学校ニ於テモ生徒教導上右様ノ心得違無之様精々御注意相成度、依命此段及通牒候也。

（裾野市役所　須山支所所蔵「秘動関係書類」）

620　忠魂碑宙に迷う

（一九一四）大正3・5・18

（静岡新報）

○忠魂碑宙に迷ふ　駿東郡富岡村在郷軍人会は曩に七十余円にて戦病死者忠魂碑を建設に決し夫々注文を了したる処、学校敷地問題にて同村が南北二派に別れし為め軍人会も自然其色を帯びたるに乗じ、会計係は同会の金員を費消する等紊乱次第に甚しきうちに注文の碑は近く竣工する事となりしも、南北互に其建設地を主張して下らざるより当分建設はむづかしかるべしと。

農産物量（図１）

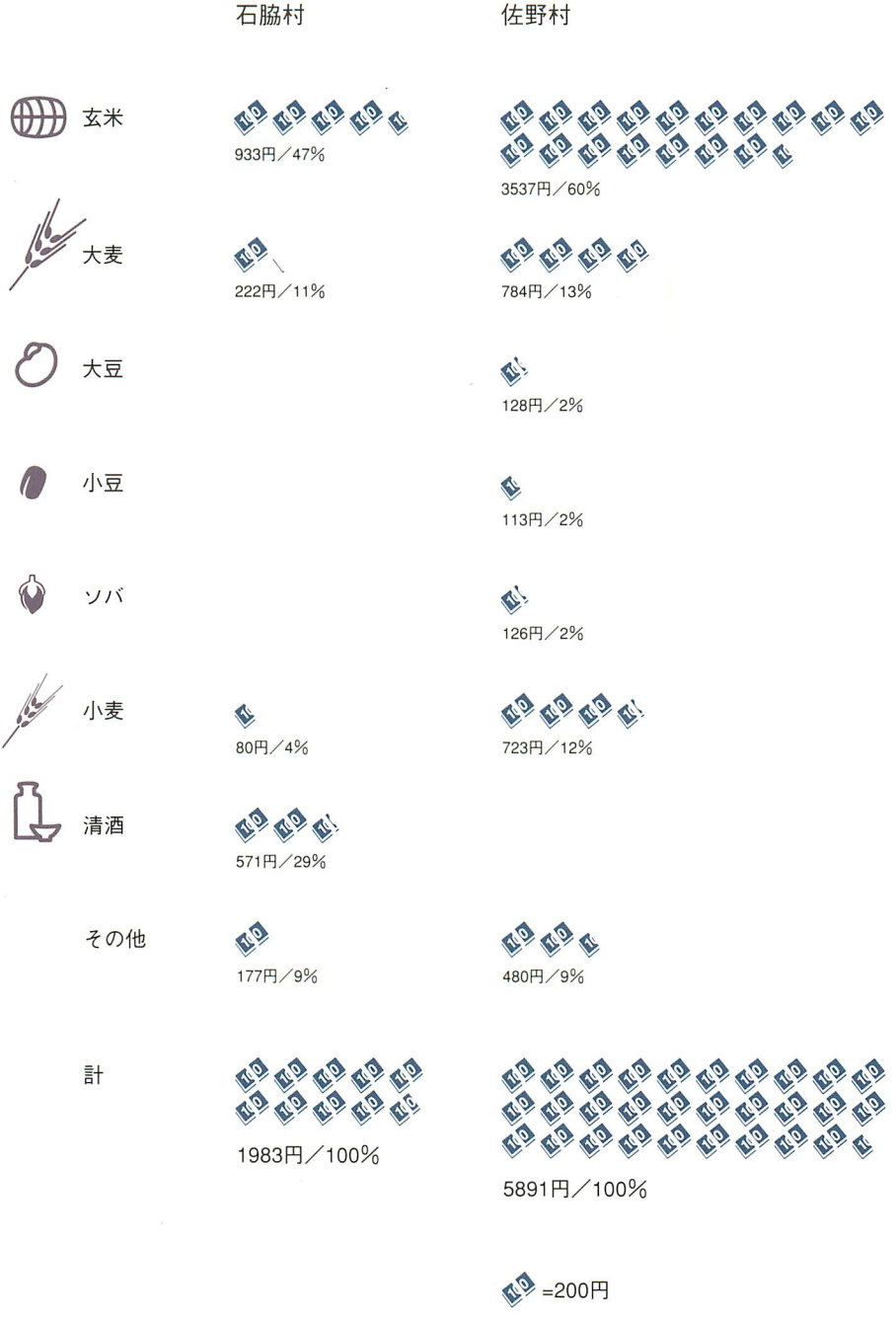
石脇村
佐野村
玄米
933円／47%
3537円／60%
大麦
222円／11%
784円／13%
大豆
128円／2%
小豆
113円／2%
ソバ
126円／2%
小麦
80円／4%
723円／12%
清酒
571円／29%
その他
177円／9%
480円／9%
計
1983円／100%
5891円／100%
=200円

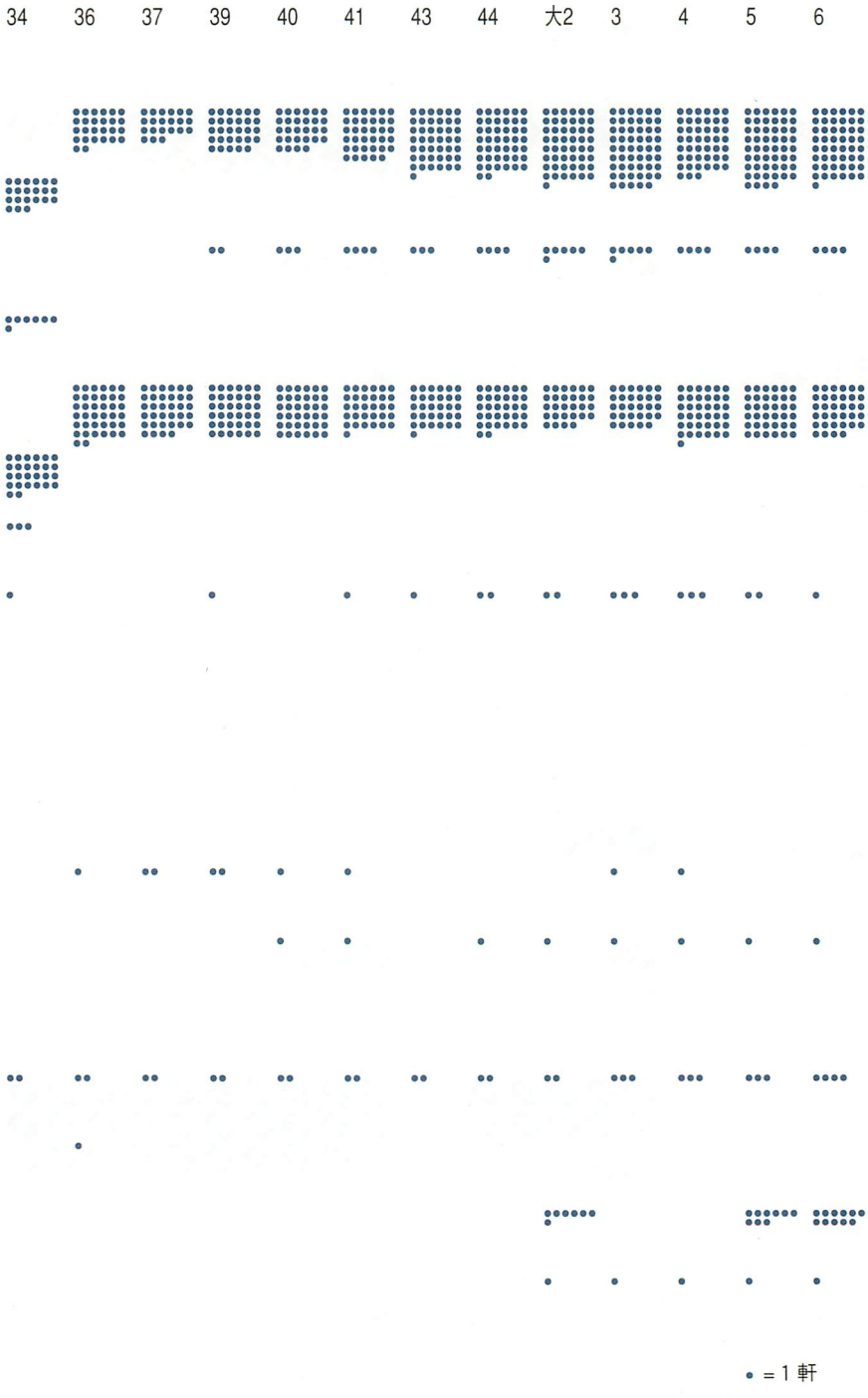
34
36
37
39
40
41
43
44
大2
3
4
5
6
• = 1 軒

職業の変遷・富岡村（図２）

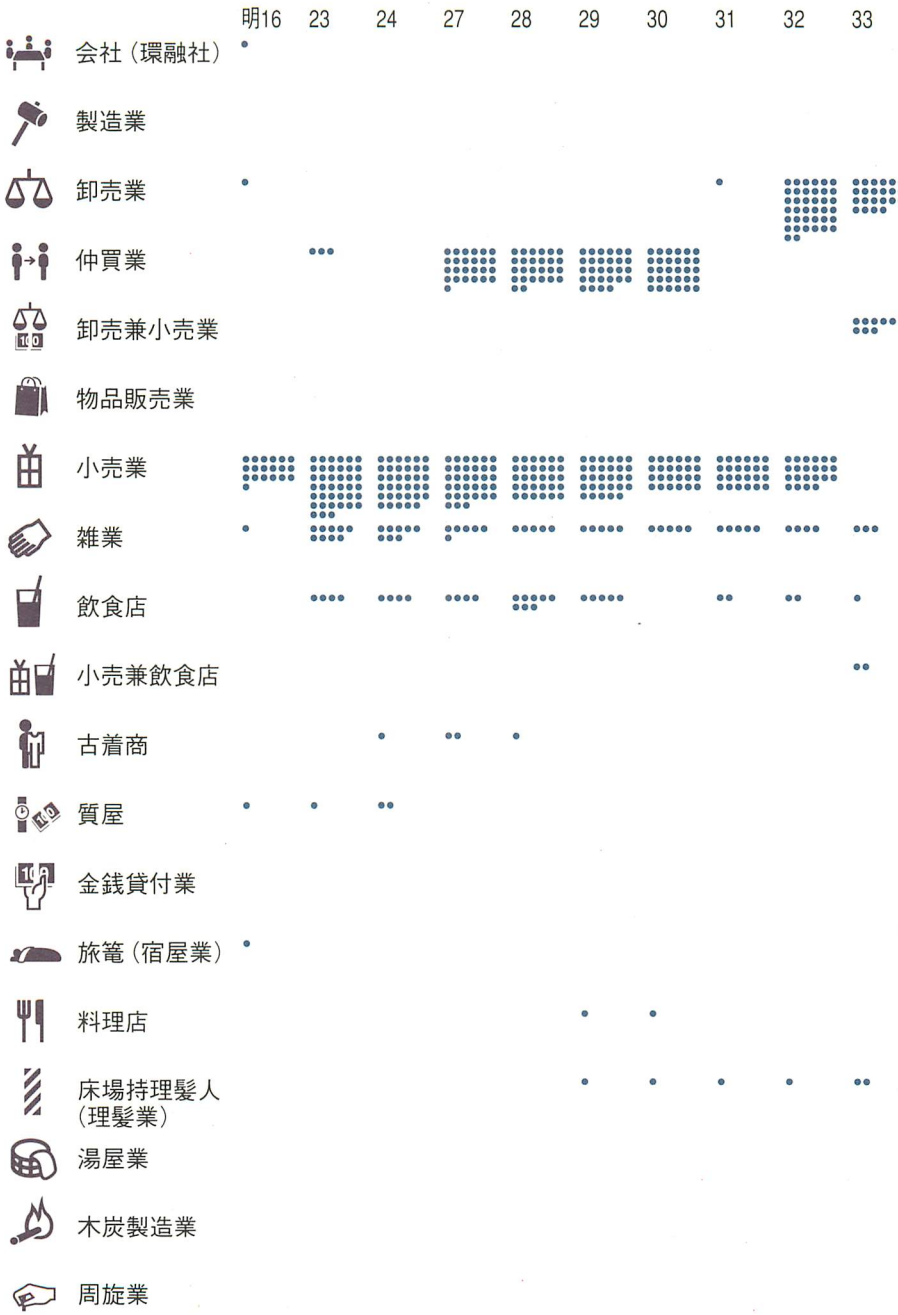
明16
23
24
27
28
29
30
31
32
33
会社（環融社）
製造業
卸売業
仲買業
卸売兼小売業
物品販売業
小売業
雑業
飲食店
小売兼飲食店
古着商
質屋
金銭貸付業
旅篭（宿屋業）
料理店
床場持理髪人
（理髪業）
湯屋業
木炭製造業
周旋業

明治８年の就学率（図３）

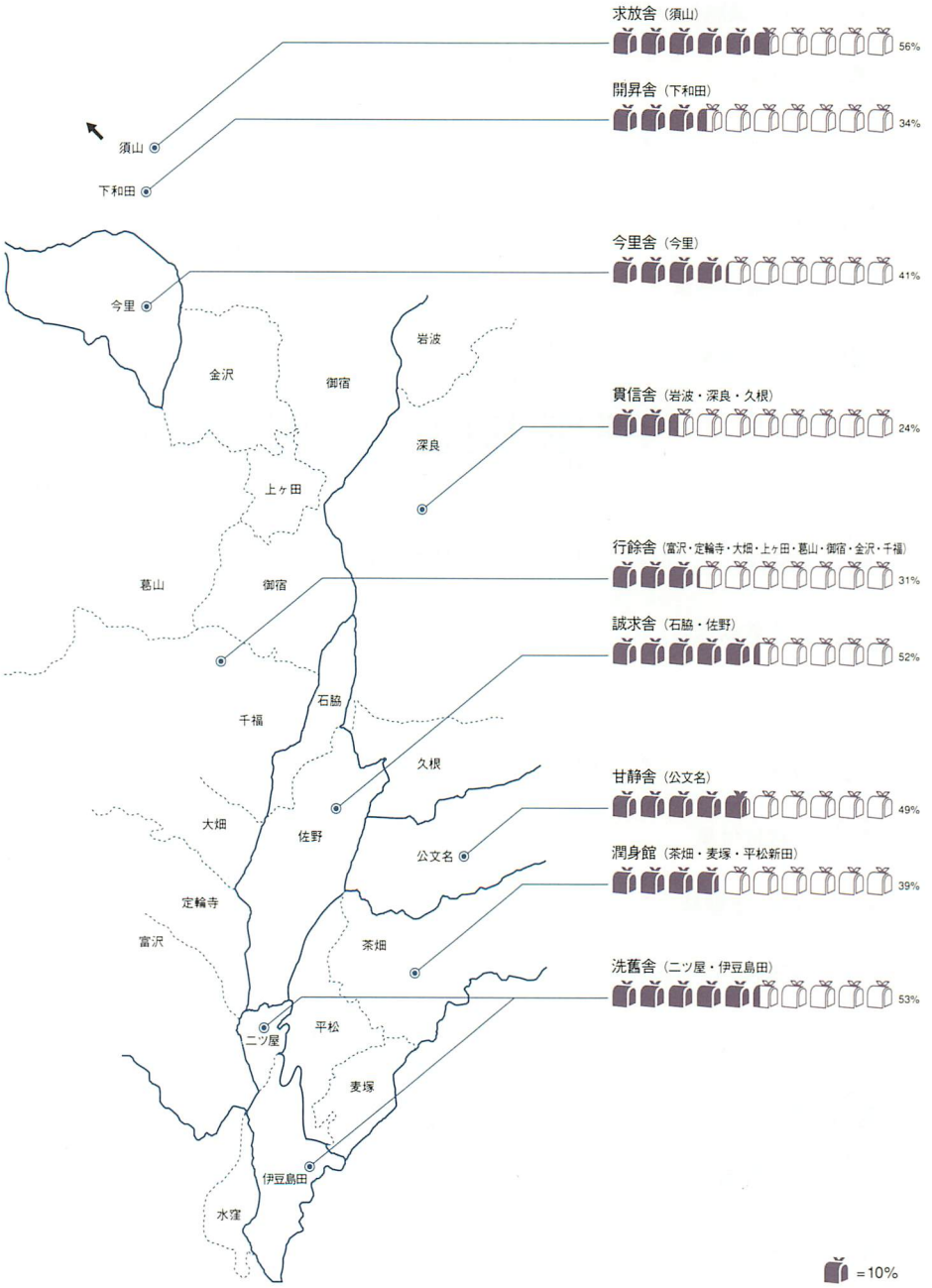
求放舎（須山）
56%
開昇舎（下和田）
34%
須山
下和田
今里舎（今里）
41%
今里
金沢
御宿
岩波
貫信舎（岩波・深良・久根）
24%
深良
上ヶ田
行餘舎（富沢・定輪寺・大畑・上ヶ田・葛山・御宿・金沢・千福）
31%
葛山
御宿
誠求舎（石脇・佐野）
52%
千福
石脇
久根
甘静舎（公文名）
49%
大畑
佐野
公文名
潤身館（茶畑・麦塚・平松新田）
39%
定輪寺
富沢
茶畑
洗蕉舎（二ツ屋・伊豆島田）
53%
二ツ屋
平松
麦塚
伊豆島田
水窪
=10%

就学率の推移（図４）

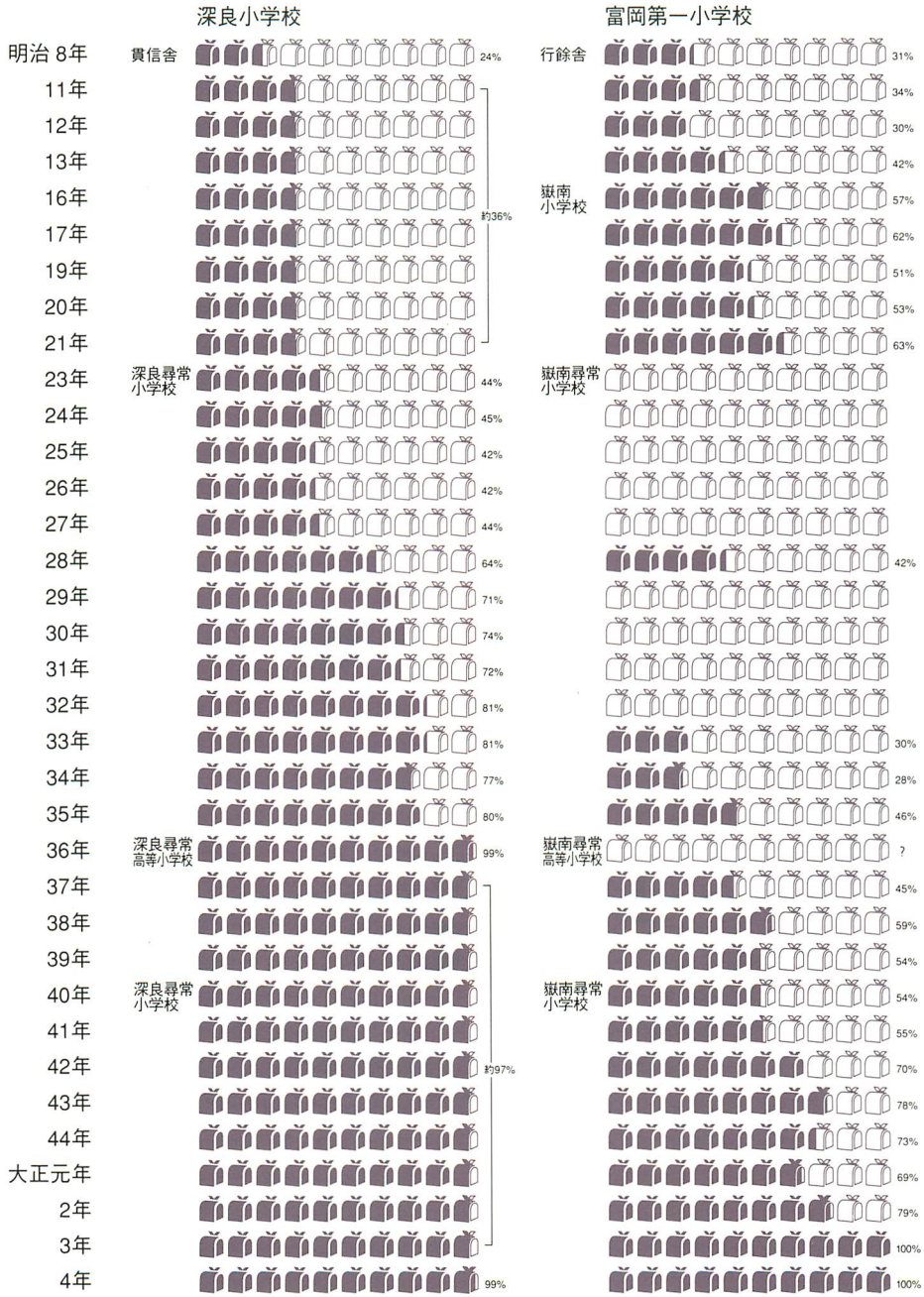
深良小学校
富岡第一小学校
明治 8年
11年
12年
13年
16年
17年
19年
20年
21年
23年
24年
25年
26年
27年
28年
29年
30年
31年
32年
33年
34年
35年
36年
37年
38年
39年
40年
41年
42年
43年
44年
大正元年
2年
3年
4年
貫信舎
深良尋常小学校
深良尋常高等小学校
深良尋常小学校
約36%
約97%
24%
44%
45%
42%
42%
44%
64%
71%
74%
72%
81%
81%
77%
80%
99%
99%
行餘舎
嶽南小学校
嶽南尋常小学校
嶽南尋常高等小学校
嶽南尋常小学校
31%
34%
30%
42%
57%
62%
51%
53%
63%
42%
30%
28%
46%
?
45%
59%
54%
54%
55%
70%
78%
73%
69%
79%
100%
100%

人の一生（図５）

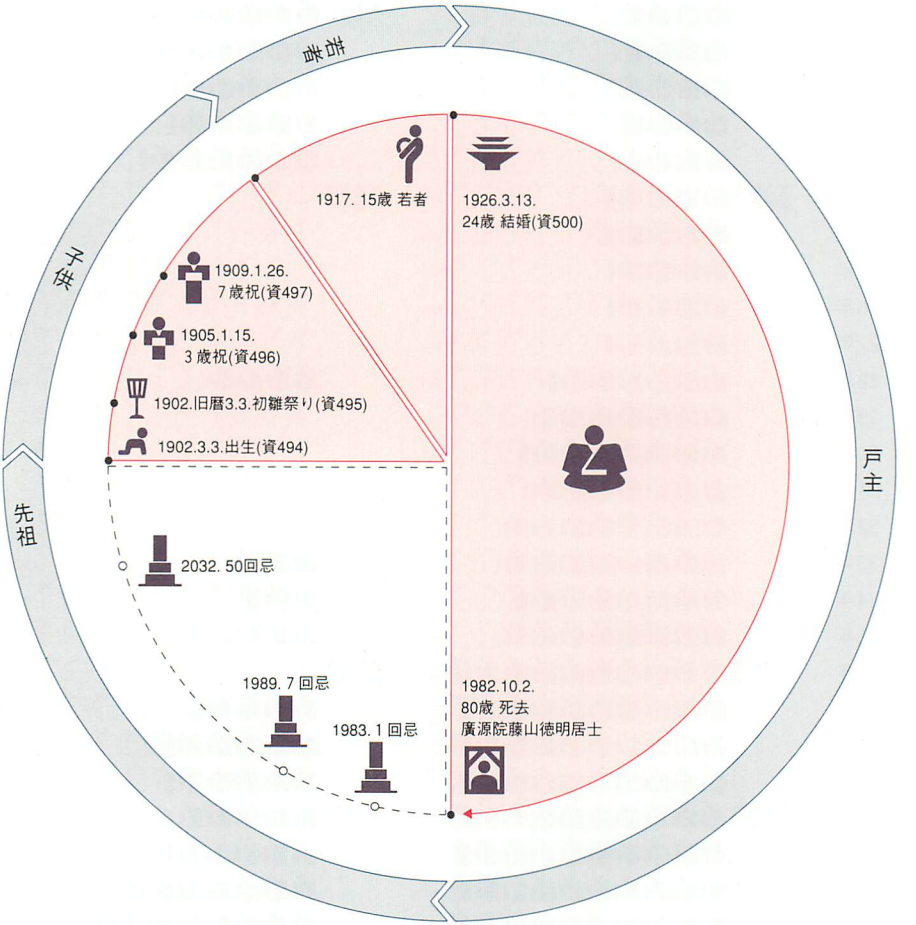

※ (資○○○)は、本文中の資料 ナンバー

日露戦争戦病死者（図６）

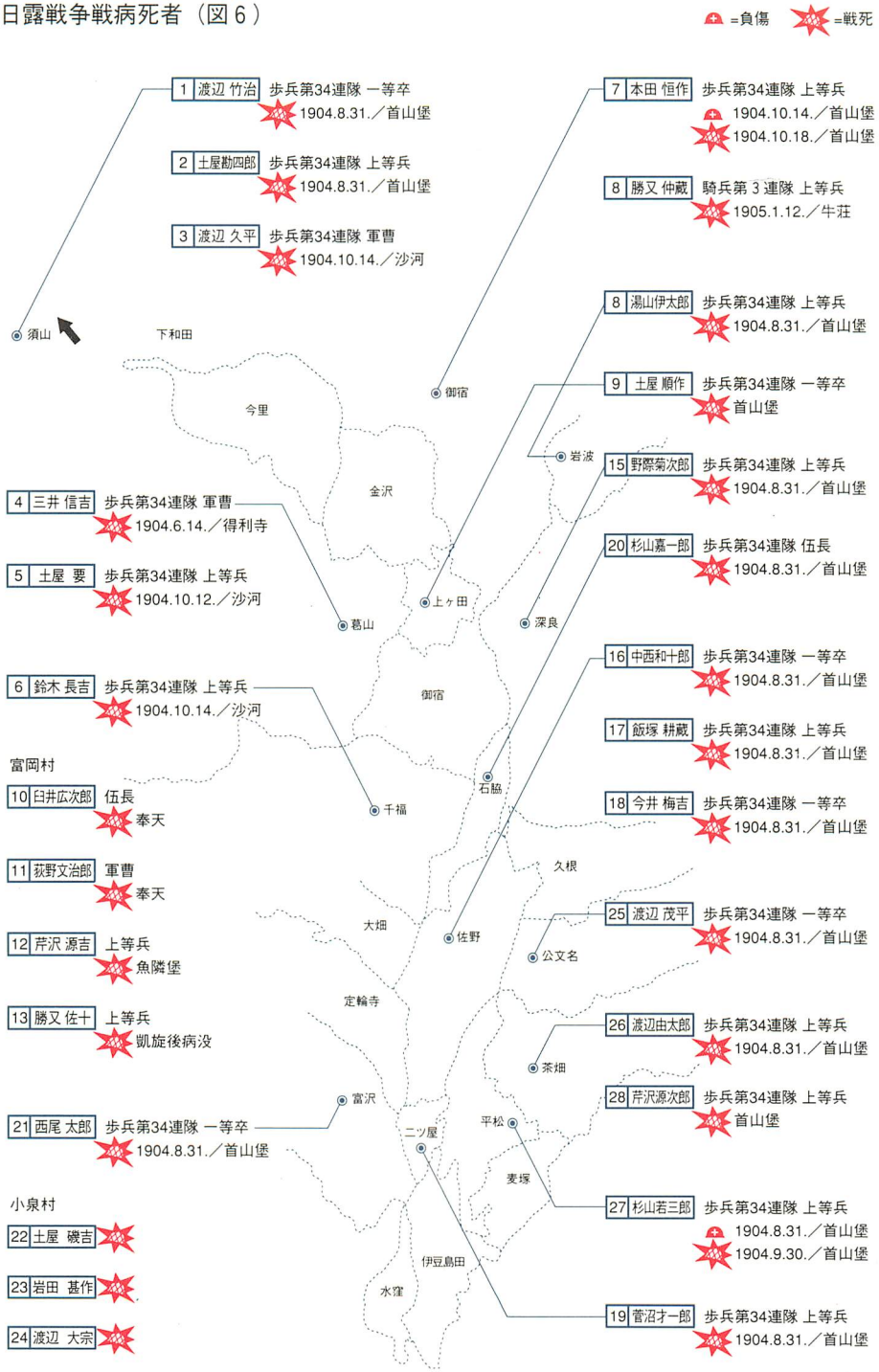
=負傷
=戦死
1 渡辺 竹治 歩兵第34連隊 一等卒 1904.8.31./首山堡
2 土屋勘四郎 歩兵第34連隊 上等兵 1904.8.31./首山堡
3 渡辺 久平 歩兵第34連隊 軍曹 1904.10.14./沙河
須山
下和田
4 三井 信吉 歩兵第34連隊 軍曹 1904.6.14./得利寺
5 土屋 要 歩兵第34連隊 上等兵 1904.10.12./沙河
6 鈴木 長吉 歩兵第34連隊 上等兵 1904.10.14./沙河
富岡村
10 臼井広次郎 伍長 奉天
11 荻野文治郎 軍曹 奉天
12 芹沢 源吉 上等兵 魚隣堡
13 勝又 佐十 上等兵 凱旋後病没
21 西尾 太郎 歩兵第34連隊 一等卒 1904.8.31./首山堡
小泉村
22 土屋 磯吉
23 岩田 甚作
24 渡辺 大宗
今里
金沢
葛山
千福
御宿
大畑
定輪寺
富沢
二ツ屋
伊豆島田
水窪
7 本田 恒作 歩兵第34連隊 上等兵 1904.10.14./首山堡 1904.10.18./首山堡
8 勝又 仲蔵 騎兵第３連隊 上等兵 1905.1.12./牛荘
8 湯山伊太郎 歩兵第34連隊 上等兵 1904.8.31./首山堡
9 土屋 順作 歩兵第34連隊 一等卒 首山堡
15 野際菊次郎 歩兵第34連隊 上等兵 1904.8.31./首山堡
20 杉山嘉一郎 歩兵第34連隊 伍長 1904.8.31./首山堡
16 中西和十郎 歩兵第34連隊 一等卒 1904.8.31./首山堡
17 飯塚 耕蔵 歩兵第34連隊 上等兵 1904.8.31./首山堡
18 今井 梅吉 歩兵第34連隊 一等卒 1904.8.31./首山堡
25 渡辺 茂平 歩兵第34連隊 一等卒 1904.8.31./首山堡
26 渡辺由太郎 歩兵第34連隊 上等兵 1904.8.31./首山堡
28 芹沢源次郎 歩兵第34連隊 上等兵 首山堡
27 杉山若三郎 歩兵第34連隊 上等兵 1904.8.31./首山堡 1904.9.30./首山堡
19 菅沼才一郎 歩兵第34連隊 上等兵 1904.8.31./首山堡
御宿
岩波
深良
上ヶ田
石脇
久根
佐野
公文名
茶畑
平松
麦塚

各旧村（大字）の民有地地目別反別と戸数・人口（明治22年頃）（図７）

	田	畑	宅地	山林原野など	戸数	人口
岩波	9.66	7.31	1.70	17.34	23	155
深良	97.91	61.53	15.05	1112.43	259	1531
須山	0.00	218.03	11.87	3461.81	151	840
下和田	0.00	93.87	6.78	753.65	151	450
今里	0.00	70.14	4.71	592.64	79	393
定輪寺	3.87	3.82	0.90	149.00	7	41
大畑	2.78	4.38	1.30	141.12	21	117
千福	31.01	17.62	4.52	277.94	72	403
葛山	8.89	55.36	6.53	1007.20	113	568
金沢	4.14	19.66	1.59	73.65	27	146
上ヶ田	13.53	4.25	2.33	12.08	34	207
御宿	33.76	51.15	7.07	183.62	85	463
富沢	17.79	10.07	2.97	164.44	41	244
佐野	49.59	34.14	8.30	14.65	124	807
石脇	15.57	10.61	3.07	7.54	43	221
二ツ屋	13.71	3.03	1.33	2.15	14	114
伊豆島田	17.07	25.46	3.80	5.99	76	345
水窪	4.02	4.34	0.98	2.73	35	190
茶畑	58.43	40.98	9.56	1430.48	140	849
平松	12.88	25.18	1.43	8.96	27	135
麦塚	12.84	9.24	2.17	6.94	35	218
久根	29.66	10.84	4.56	96.36	75	370
公文名	26.88	8.38	3.78	79.02	82	445
稲荷	8.89	9.99	0.84	0.66	0	0

=10町　=10町　=10町　=100町　=50戸　=100人

日清・日露戦争後の泉村村税の賦課・納入のようす（図８）

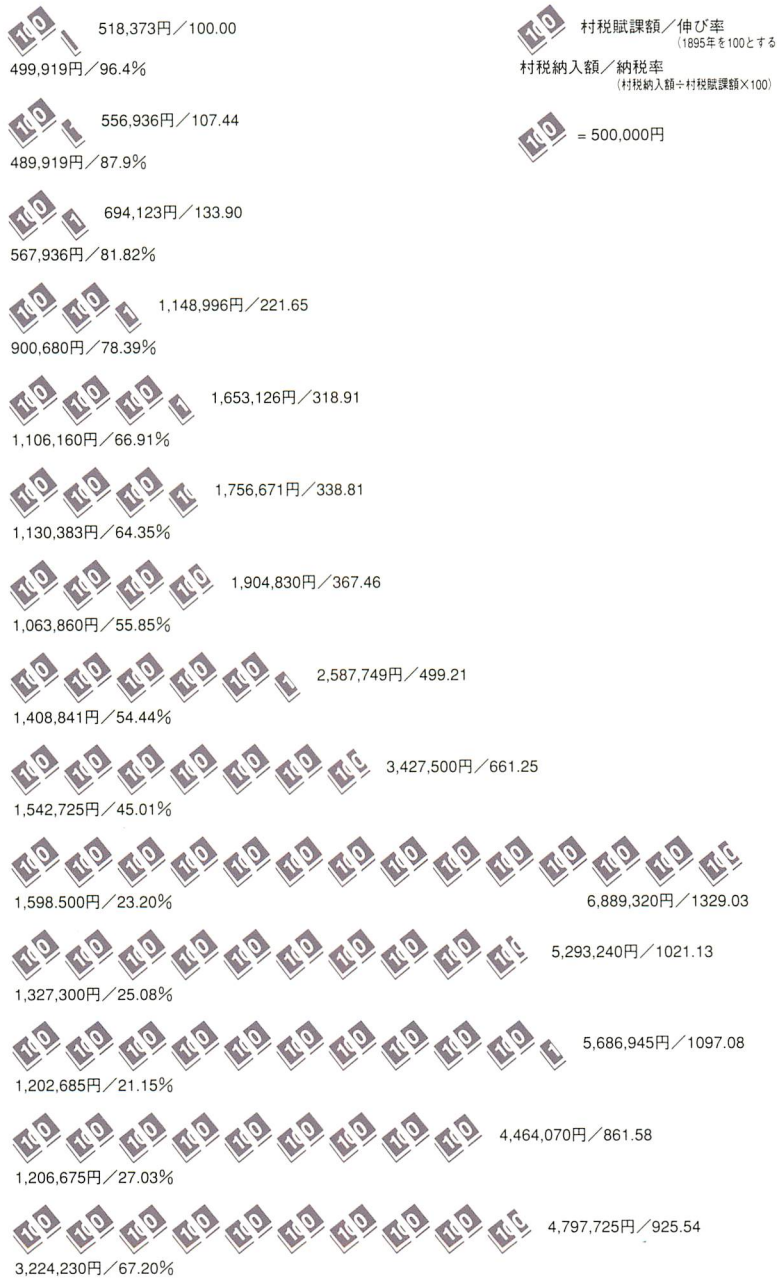

行餘舎　就学・不就学調(明治 9 年)　(岩崎達生氏所蔵)
(葛山村・上ヶ田村・金沢村・御宿村)
行餘舎支校　就学・不就学調(明治 9 年)　(岩崎達生氏所蔵)
(定輪寺村・大畑村)
就学・不就学調(千福村)　(明治 9 年)　(岩崎達生氏所蔵)
学齢人員調(明治 9 年)　(湯山芳健氏所蔵)
(久根村・石脇村・金沢村・平松新田・今里村・深良村・二ッ屋新田・麦塚村)
(公文名村・富沢村・伊豆島田村・岩波村・定輪寺村・葛山村・御宿村)

(図 5)
勝俣藤雄誕生祝の覚(明治 35 年)　(勝俣恵一朗氏所蔵)
勝俣藤雄雛祭り・五月節句祝・ほうそう見舞の覚(明治 35 年)
(勝俣恵一朗氏所蔵)
勝俣藤雄三歳祝の覚(明治 38 年)　(勝俣恵一朗氏所蔵)
勝俣藤雄七歳祝の覚(明治 42 年)　(勝俣恵一朗氏所蔵)
勝俣藤雄祝言祝の覚(大正 15 年)　(勝俣恵一朗氏所蔵)

(図 6)
日露交戦　静岡県武鑑　上　(明治 41 年)
歩兵第 34 聯隊歴史　(大正 3 年)
忠霊録　(昭和 35 年)

(図 7)
深良村沿革誌(大正 5 年)　(裾野市役所深良支所所蔵)
町村制実施準備取調書類(明治 21 年)　(裾野市役所富岡支所所蔵)
元小泉村分離書類(明治 22 年)　(裾野市役所所蔵)

(図 8)
村会決議書　泉村役場(明治 28 年～大正 2 年)　(裾野市役所所蔵)

統計図版出典資料一覧

(図 1)

物産取調書　駿東郡石脇村(明治 8 年)　(大庭和彦氏所蔵)

物産取調書　駿東郡佐野村(明治 8 年)　(古谷善和氏所蔵)

(図 2)

戸数税及営業税徴収簿(明治 16 年)　(御宿区所蔵)

営業税雑種税甲乙合算等級課額決議書(明治 23・24 年)　(裾野市役所所蔵)

営業税雑種税合算等級課額決議書(明治 27 年～29 年)　(裾野市役所所蔵)

営業税雑種税合算等級決議書(明治 30 年)　(裾野市役所所蔵)

県税営業税雑種税等級課額決議書(明治 31 年)　(裾野市役所所蔵)

営業税雑種税合算等級課額ヲ定ムル件(明治 32～34 年)　(裾野市役所所蔵)

営業税雑種税合算等級課額報告書(明治 36 年)　(裾野市役所所蔵)

県税営業税雑種税合算等級課額決議書(明治 37 年)　(裾野市役所所蔵)

県税営業税雑種税合算等級課額(明治 39～41・43 年)　(裾野市役所所蔵)

営業税雑種税合算等級課額(明治 44 年)　(裾野市役所所蔵)

静岡県駿東郡富岡村歳入出営業税(大正 2 年)　(裾野市役所所蔵)

営業税雑種税合算等級課額(大正 3～5 年)　(裾野市役所所蔵)

県税営業税雑種税合算等級課額(大正 6 年)　(裾野市役所所蔵)

(図 3)

就学不就学取調書(明治 8 年)　(湯山芳健氏所蔵)

(今里村・御宿村・平松新田・葛山村・公文名村・上ヶ田村・千福村)

(定輪寺村・大畑村・水窪村・久根村・金沢村・麦塚村・石脇村)

(二ッ屋新田・下和田村・伊豆島田村・深良村・須山村・佐野村)

(図 4)

沿革誌(明治 10 年～大正 4 年)　(裾野市立富岡第一小学校所蔵)

沿革誌(明治 10 年～大正 4 年)　(裾野市立深良小学校所蔵)

就学不就学取調書(明治 8 年)　(湯山芳健氏所蔵)

(御宿村・葛山村・上ヶ田村・千福村・定輪寺村・大畑村・金沢村・深良村)

解　説

一　はじめに

1　はじめに

ここでは、本書『裾野市史　資料編近現代Ⅰ』の基本的な編集方針について解説しておきたい。この資料集は『資料編近現代』全二巻の一冊として、ほぼ対象を明治維新から第一次大戦までの時期に限定している。それは一九二〇年代という時代が地域社会の再編成の時代であり、ひとびとの実感のレベルにおいても「明治」という時代とはちがう暮らしのスタイルが産みだされた時代だからである。言い換えれば、明治維新にはじまる日本社会の「近代化」が草の根の民衆生活の底まで浸透し、政治・経済・社会・教育・文化などあらゆる領域で、旧来の村落社会の枠組が変質していく画期だからである。逆にいえば、この『資料編近現代Ⅰ』は、その画期以前の世界をひとつのまとまりとして捉えることを目標にしている。それは一言でいえば「明治」という時代の諸相を総体として捉えることであり、また「明治」という時代の特徴が、この小さな地域社会とひとびとの中にいかに貫かれているかを、できるだけ多角的に検証しようという試みというべきだろう。なお、一九二〇年代から十五年戦争期、そして敗戦と占領をへて「高度経済成長」にいたる歴史は『資料編近現代Ⅱ』として刊行される。

近現代担当の委員の活発な討論の積み重ねに基づいて、ほぼ編集方針＝「目次・構成案」が作成されたのは、一九九一年の六月であった。それによれば、全編を「近代化への道」(一八七二～八一年)、「地域社会の再編成」(一八八二

〜九五年)、「帝国日本と地域村落」(一八九五〜一九一四年)の三期に区分し、それぞれの項目の資料をほぼ年代別に収録することにした。ただし、「在村の神道」、「自由民権運動」、「明治の家」については、主題のまとまりを尊重し、前記の時期区分を越えて、多角的に資料を選定し、いわば特設テーマ(トピックス)として、その独立性を明確にした。さらに重要なのは項目選定にあたって、旧来の市町村史によくある「政治＝行政、経済、社会、教育、文化、生活」などという区分を再検討し、新たな民衆史的視点で組み替える必要が確認されたことである。それは次の三点にまとめることができる。

第一は〈暮らしの視点〉の重視である。これは従来ほんの付けたりのような形で添えられていた「生活」領域の諸問題をほぼ全面的に復権させることを意味する。具体的には各章の冒頭に「暮らしの風景」というタイトルの節を立て、同時代特有のイメージ構成をはかること(詳しくは「暮らしの風景」の解説を参照)。そして旧来の区分を継承している項目についても、できるだけ〈暮らしの視点〉で資料を選択していくこと。その結果、この資料集ではたとえば「経済」についても、いわゆる企業・銀行・産業関係の資料とともに「ひとびとの仕事」の実態と、いわば村の社会的分業の仕組みに関する資料など「暮らしのなかの経済」を表現する資料が意識的に強く採用されている。また「教育」についても、いわゆる「制度としての学校教育」に限定せず、ひとびとの日常生活における教育問題として、社会教育・家庭教育ばかりでなく、教育への関心や意識にまで視線がひろがっている。また「入会」や「在村の神道」(トピックスⅠ)でもこの視点が意識されているはずである。さらに「明治の家」(トピックスⅢ)は近代史と民俗学との接点の問題であると同時に、「暮らし」の具体的ありかたを典型的に表示するものとしてまとめてある。さらにたとえば「明治天皇大葬」問題の資料に見られるように、天皇(制)についても単なる政治制度の問題ではなく、同時代のひと

びとの精神の底にとどく深さをもつものであり、それを考えるためには日々の日常生活から天皇(制)を見直してみなければならないだろう。これは言い換えれば、民衆の身近な世界からいわば同心円状に拡大していくというイメージに近く、逆にいえば民衆の暮らしの視点によって「政治」「経済」「教育」などをあらためて批判的に検証する手がかりを提供するのではないかと考えている。

第二はある意味で当然のことだが、対象として裾野市域の特徴をくっきりと浮彫りにするような主題を選択すること。この時期の裾野市域は、経済的には米作を中心とした自給経済的要素が強く、同時に養蚕・竹製品・茶などの地域特産品生産と「入会山」とがその暮らしを支えていたと推測される。またこの地域は、特に明治初年においては、いわゆる「豪農」層を中心とした教育・宗教・文化面での生きいきとした活動がみられた地域であった。そしてそうした精神史的基盤のうえに、この地域固有の「自由民権運動」も展開されていったのである。その意味で裾野市域の特質を表現する問題については、そこに重点をかけて資料を選択することにした。特に比較的資料的に豊富な「入会」関係の資料は、スペースの関係で十分に採録できないという事情もあったが、それぞれの時代を象徴する重要な問題(特に入会をめぐる係争など)については、問題の内部に踏みこんだ資料の選択が行われている。また「自由民権運動」についてはいわばこの時代における最も重要な政治＝思想的トピックス(Ⅱ)として、通常の時期区分を超えてできるだけ多角的に資料を収録することにした。これはここだけで一つのまとまりある独立の領域として読んでいただけるのではないかと思う。

第三には〈村と戦争〉の視点である。これは近現代日本の歴史が戦争の歴史であり、民衆にとっても戦争はその生活にはかりしれぬ影響を与えてきたという理由によるばかりではない。この裾野という地域にはいわゆる「東富士演習

場」があり、明治末年以来、十五年戦争期をへて戦後のアメリカ占領軍そして「自衛隊」の使用による現在まで、ひとびとの暮らしと密接な関連をもってきたからである。それ故、この資料集では明治以来現在までの〈村と戦争〉の関係をできるだけ多角的に把握するため、近現代全体を貫く主題として設定することにした。この『資料編近現代Ⅰ』では、西南戦争・日清戦争・日露戦争が直接の対象であり、資料の関係から日露戦争を中心にひとびとと戦争の関わり方を考えることにした。そこでは兵士としての召集・出征からはじまり、戦死・村葬に円環するプロセスを軸におき、他方で国家や地域による銃後農村対策(出征兵士家族救護など)と民衆の側での「戦時協力」のさまざまな実態が記録されている資料が選択されている。またそうしたプロセスを生きた一人ひとりの民衆の内面の記録として「軍事郵便」などの資料を重視した。

こうした基本方針によって選択された資料一点ずつの特徴については、以下の項目別の解説にゆずるが、あわせてこの資料集が市民の方々に活用されていくための助けとして、カラー写真による口絵を充実し、また統計図版を収録したことを記しておきたい。口絵は多くの方々の努力で一六頁にまで拡大・充実することができ、村の絵図・学校教科書・軍事郵便など興味をもって御覧いただけると思う。また統計図版は、統計数字の羅列ではなく、その統計の意味をヴィジュアルに図版化し、ひとめでその意味を解読することができるための方法的実験として、この資料集では八点を収録した。

(安田常雄)

二　裾野市域の村々

(一)　行政資料の採録

各章の第六節(1)に行政にかかわる資料を収めた。第一章の資料142～153は明治前半期、第二章の資料341～354は町村制施行前後、第三章の資料547～567は日清・日露戦争後のものである。

村行政が住民の暮らしに大きくかかわることは言うまでもない。しかし、より地域住民の暮らしに即した形で資料編を構成しようとの方針から、行政という枠組での収録および行政文書の採録は最小限にとどめた。行政の側から人々の暮らしを見るのではなく、暮らしのなかから人々の歴史を浮かび上がらせようとの意図による。

したがって、これまでの市町村史の多くが行政という枠組みでとらえてきた諸資料は、人々の暮らしの諸相のなかに組みかえられ構成されているはずである。そうしてこの第六節(1)は、おもに近世の村としての旧村(町村制施行以降の大字)と近代の地方行政の末端組織としての行政村との間に生じる諸問題を中心に構成されている。多くの場合、旧村以来の「伝統的習俗」と近代行政との確執として発現する旧村と行政村との関係は、しかし、それだけにとどまらず、人々の身近な「近代」と国家の「近代」との軋轢を示しているように思われる。

(二)　行政区画の変遷

戦前の裾野市域には、小泉・泉・深良・富岡・須山の五つの行政村があった。現在の西地区・東地区・深良地区・

富岡地区・須山地区がこれに対応している。これらは一八八九(明治二二)年四月の町村制施行前後に創出された。現在の大字にあたる須山・下和田・今里・金沢・葛山・上ヶ田・御宿・千福・大畑・定輪寺(現在は桃園)・富沢・石脇・佐野・伊豆島田・水窪・二ツ屋新田・久根・公文名・稲荷・茶畑・麦塚・平松新田・深良・岩波は、旧村である。これら二四の旧村が五つの行政村になるまでの行政区画の変遷を示したのが次頁の図である。また統計図版7には、各旧村の田・畑・宅地・山林ほかの面積と戸数・人口を示した。各旧村の特徴の一端を見てとることができよう。

一八七一(明治四)年の戸籍法による戸籍区の設定に起源をもつ大区小区制は、旧村の制度的な位置づけを否定するものであった。裾野市域の村々は、水窪村を除き、第一大区三小区となる。水窪村は、現在の長泉町域の一〇か村・清水町域の一二か村とともに第一大区二小区を構成する。この水窪村が大区小区制の時期に小区の異なる伊豆島田村と一時合併していた(144)ことは、大区小区制下の旧村の位置を考える上で興味深い。一八七八(明治一一)年七月、郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則からなるいわゆる三新法が出され、大区小区制を廃し、行政区画としての郡町村が復活する(町村会法は少し遅れて一八八〇年に定められる)。一八八四(明治一七)年には戸長の公選を廃し、官選戸長による戸長役場管轄区域が設けられる。このように明治前半期の地方制度はめまぐるしく変遷する。

一八八八(明治二一)年四月公布、翌年四月一日施行の市制町村制は、一八九〇(明治二三)年公布の郡制・府県制とともに、近代的地方制度の第一歩を踏み出すものであった。しかし当時の町村は町村制の実施に堪えうるものではなく、実態を制度に合わせるべく、大規模かつ強行的な町村合併がなされた。この時全国七万有余の町村は、一挙に約五分の一に減じた。この町村合併への対応を示すものとして、御宿村ほか一〇か村の資料をあげた(341〜343)。地勢・民情・風俗の点からみて、旧村間の結合のありようにはさまざまな可能性があったが、「有力の町村」を造成するとい

明治期の行政区画の変遷

う「一大原則」の前に、須山村・富岡村・深浪村・小泉村の四行政村が誕生する。

しかし、行政村内部の旧村間の確執は、町村制施行後も容易に解消しない。小泉村では町村制施行後初めての村会で茶畑ほか五大字の分離が決議され、一八九一(明治二四)年一〇月に県の認可を得て泉村が分立する(344〜351)。資料は採録できなかったが、深浪村でも町村制施行後の村会で改称が決議され、同年一二月に県に請願、一八九一(明治二四)年六月一一日「深良村」と改称する告示がなされた(一九一六年九月「駿東郡深良村沿革誌」裾野市役所　深良支所所蔵)。ともに県下で初めての事例である。また富岡村では日露戦争後、小学校問題を契機に北部と南部が対立し、ついに分村問題にまで発展する(560〜562)。

(湯川郁子)

三　暮らしの風景

(一)　暮らしの意味のモンタージュ

ここでは「暮らしの風景」(第一章第一節、第二章第一節、第三章第一節)と題する項目がどのような内容をもち、それがどのような意図によって構成されているかについて、その要点を解説していきたい。この資料集を読まれる方々は、そこに通常、政治・経済・社会などの項目からはみだした雑多な「生活事実」の集積を読まれるかもしれない。しかし、この資料集の構成の意図はそこにはなく(例外的にどの項目にも収録し難い資料も含まれているが)、全

体の意図は明治という時代における裾野地域のイメージをできるだけ生きいきと伝えたいというところにある。言い換えれば、日本近代の生誕期における一つの無名の地域社会の象徴的イメージの形象化というべきかも知れない。それは特に全国的に著名な人物や事件があるかに関わりなく、そこに庶民とよばれる人々が暮らしているかぎり存立する生活世界の実相を基礎にしている。その意味で、それは暮らしの意味の再構成（モンタージュ）というべきであろう。その視点を基礎に、暮らしの断片のかたどる意味がもうひとつの歴史的意味として浮かびあがり、いま生きて暮らしている一人ひとりの市民の現実に接続する。そこにもうひとつの地域史の未来を考えたいと思っている。

(二)　裾野という地域イメージ

あらためていうまでもなく、駿東裾野地域の典型的イメージは「深良用水」と「佐野の滝」に定型化されている（「深良用水」については『裾野市史』第六巻、資料編「深良用水」、一九九一年、参照）。「佐野の滝」は黄瀬川が富士溶岩の断崖にかかるところにできた五つの滝（雪解・富士見・月見・銚子・狭衣と名付けられ、五龍の滝と通称）であり、特に明治初年から駿東地方の名勝として多くの人々に親しまれてきている。「雌雄瀑布景」(2)は、この滝を紹介した最も初期の資料であり、文体・スタイルなどにもこの時代の雰囲気を窺うことができる。またこの滝は一八九〇年、湯山柳雄によって五龍館ホテルが作られた頃から、一層にぎわいを増し、東京の政府高官・外国人宣教師・キリスト教徒一行、韓国の「志士」など多方面の「遊客」が訪れることになった(170、171、369)。なかでも一八八九（明治二二）年に滝を訪れた、東大医学部のお雇い教師、エルウィン・ベルツがその衛生を保証したという新聞記事が興味深い(175)。またすでに述べた「五龍館」には、数多くの「旅客名簿」が残っているが、ここでは極く一例として

「有栖川宮一行」の記録（一八九二年）と後の著名なリベラリスト、河合栄治郎（当時二六歳）の宿泊記録（一九一六年）のみを収録しておきたい（178）。

裾野地域にはもうひとつ「富士登山口」という顔がある。特に「須山口」は江戸時代以来、富士登山客でにぎわった所であり、明治期にも「須山口案内」として新聞も報じ（375）、登山に関わる道案内、荷担ぎ、乗馬で暮らしをたてる合力の姿も見られたのである（376）。またこの地域にも「行旅人死亡」の資料が数多く残されており（ここでは明治初年の一点のみ収録する。資料5）、名勝にひかれて華やかに裾野を訪れる人々とは対照的に、旅の途中、見知らぬ国でひっそりと死んでいった人々の姿を影のように感ずることができるだろう。資料381からは、旅先で行き倒れて死んだとき、どのような事務手続が必要とされ、どれほどの費用が実費としてかかるのか（これはおそらく家族に請求されることになる）をうかがうことができる。そこに事務の間断なき処理と費用計算の徹底という近代の合理を読むべきかもしれない。

(三)　事件のもつ意味

民衆史として歴史を構成しようとするとき、事件はその不可欠の資料である。高名な政治家などは多くの文献資料によってその足跡が残されるのに対して、民衆の歴史は極く少数の例外を除いては記録として歴史に記憶されることはない。しかし、民衆の生活や思想は時として事件という形をとって歴史の表面に浮上することがある。その意味で事件は、時代の深層にある民衆の生きかたに根をもっており、時代の深い気流を表現している。

しかし、他方で事件は犯罪の記録として残される場合も多く、ある特定の地域の犯罪の記録をそのまま公表するこ

とは、しばしば当事者・関係者の人権をそこなう可能性を含んでいるのである。裾野地域においても例外ではない。その意味で本資料集においても、残念ながら多くの興味深い犯罪の記録を断念せざるをえなかったことをお断りしておきたい。

ただ収録できなかった資料の一端を記すとすれば、例えば一八八〇(明治一三)年におきた二つの事件。一つは養育費五円をめあてに幼児を引取り、その子どもを殺害して罪に問われた女性の事件であり、もうひとつは、裾野のある若き資産家の突然の死に、三島の娼妓が心を痛め、寺をおとづれて回向し、墓前で泣きふしたという人々の共感を呼んだ事件である。前者は私達にほとんどまっすぐに戦後直後の「寿産院事件」(一九四八年一月一五日、養育費などをめあてに、生後まもない乳児一〇三人を殺害していた寿産院の夫婦が逮捕された事件)を連想させる。そこでは人間の直接のつながりが金銭に換算してとらえられており、庶民レベルの金銭感覚の世界にも冷酷な合理的打算の波がやってきたことを象徴的に表現している。また後者に表現された情宜厚き娼妓の心意気というべきものは、金銭や身分などを超える庶民の心性のもうひとつの一面として、メダルの裏表のように、なお深く同時代の人々の中に存在した人間のつながりの表現なのである。その意味では、深い情感と冷酷な打算を底流にともに抱えたまま庶民の近代も出発するというべきかもしれない。さらに一八八六(明治一九)年に裾野でおきた、下級官吏の男と料理屋の女との心中事件の記録が残っている。この資料は一言でいえば、七五調の江戸戯作者風文体で心中の顛末を美化して描写し、「娯楽化」して「楽しみ」、通俗的な「成仏」祈願と自己の保守的正統化へと帰結する構造をもっている点で、この時代の庶民的心性のもう一つの表現となっているのである。またこの時代、どこの地方でもしばしば見られた養子縁組によって徴兵を忌避しようとする切実な記録の多くも、残念ながら上記の人権上の配慮によって収録を見合わせた。

その結果、この資料集では、事件としては盗難被害事件二件(資料3は着物と金、資料14は食物のみ盗まれた記録)、及び一八八四年と一九〇六年の二つの「暴風雨」被害の記録(163、372)に限定して収録することになった。

(四)　暮らしにみる伝統と近代の相克

明治という時代の「暮らしの風景」の主調音とでもいうべきキー・コンセプトは、近代化による暮らしのシステムの上からの導入と、それに対し異和感をもちつつ、次第に同調を強いられて行く伝統的な暮らしの変容と特徴づけることができよう。それは近代の制度的整備が民衆の暮らしを解放していくとともに、何か大切な暮らしの要素を切り捨てていったことを意味している。

(1)　制度としての暮らし

裾野地域における暮らしの制度化は、まず郵便局の設置ではじまる(1)。ここでは、一八七四(明治七)年九月の郵便取扱所の設置をへて、一九一六(大正五)年の電話通話・電信事務の開始までの沿革史の概略をかかげた。つづいて消防の設置(15、18)。この点に関しても制度的沿革の概略にかかわる資料しか残されていない。資料としての分量も多く、また民衆の日常生活にとっても大きな影響力をもったのは、「衛生制度」の整備であった。日本では特に明治の初年から、伝染病対策がいわば「水際作戦」として展開され、多大な成功をおさめたとされているが、裾野地域でも、かなり早い時期から様々な伝染病の流行があり、その予防と対策に努力していることをうかがうことができる。種痘(一八七七年、資料9)、天然痘(一八九七年、資料388)、赤痢(同年、この年葛山で一〇名発病。資料389)、狂犬病(同年、この資料によれば、「無主ノ犬ハ総テ撲殺セシム」と記されている。資料390)。ペスト(一九〇五年、この時ね

ずみは一匹二銭で買い上げると言われていた。資料397)。しかしこの時期において最も重大な問題は、重度なるコレラの流行であった。ここでは、その最もはげしい流行をみせた一八七九(明治一二)年の資料を中心に収録した。それによると、コレラに対し、民衆は予防祈願の花火を打ち上げたりする他にほとんどなすすべもなかった(10)。また極限的な事例として、一八九〇(明治二三)年の流行の時、米三合、糯米三合、黒豆三合をついて餅にし、家中で食べるとコレラを防ぐと信じられ、三島・沼津ではついに黒豆が品切になったという記録もある(174)。民衆の住むこうした伝統的世界に対し、地域の行政・衛生担当者たちの合理的努力のもっとも代表的な資料として「虎列刺病予防日記ならびに諸用帳」(11)がある。この資料は、一八七九(明治一二)年のコレラ流行時における最も詳細なドキュメントであり、そこには各村毎のコレラ患者の調査や村＝行政当局者の予防対策を軸に、一日毎の臨場感あふれる記録となっている。ここでは紙数の関係で、同年八月二六日、二七日、三〇日、三一日の四日分の日誌のみを収録した。例えば、この資料にある「予防規則」によれば、予防薬の散布などとともに、乞食、芸人などの村への立入禁止を決め、すべて流入する食物は村境で厳重にチエックする対策がとられているのである。また伝染病に関しては、伝染病隔離舎の設置が村会で決議されたが、費用が足りず、県税からの補助を望むという動き(395)もあった。

さらに衛生制度の整備に関しては、一八八一(明治一四)年に「連合六ヶ村(上ヶ田、金沢、今里、下和田、葛山、千福)病院」の設立か「駿東病院第二出張所」の設立かをめぐって問題化したようであるが、この問題についての経緯や実態についてはほとんどわからない。ここでは関連する三点(19、20、168)の資料のみを収録し、具体的な実態の解明は今後の課題としたい。明治三〇年代においても、近代的な病院の設立はまだまだおくれており、東京から看護婦をよぶと費用がかかり、また地方の慣習になじまなく結果もおもわしくないため、地方で独自に看護婦の養成をめざ

すことが重要な課題となった(392、393)。村では村民が無料で診療を受けられる村医を雇い(富岡村、資料394)、同時に村ごとに「衛生組合」を作って相互に予防に心がけることなどがせいいっぱいであったと思われる(「衛生組合規約」としては一八九八年の富岡村の事例を代表として収録する。資料391)。また飲料水・水道については、須山村の調査がこの時期の実態の断片を伝えている(396、398)。

(2)　民衆の生活世界の諸相

明治期の裾野の庶民生活の実相については系統的な資料がなく、断定的に記すことは難しいが、全体として決して豊かではないが、極度の貧困という記録もなく、いわば「低位」のなかの「安定」ともいうべき水準にあったのではないか。例えば、日露戦後の米価騰貴に関わる調査でも「細民ハ其ノ日稼ギヲナシ蒔附等モ十分ニナサズ農家ハ勿論其他細民モ、麦ヲ食スルモノ多シ、本村ニハ全ク生活困難ニシテ如何トモ致方ナシト云フ程ノ者モ未だ見受ケズ」(須山村生活状態調査、一九一二年、資料380)といわれていた。それは主食生産としての農業、山の仕事、養蚕と竹などいずれも零細ではあるが、それが複合されて裾野の人々の暮らしはある自給的な安定度を保っていたのではないかと思われる。同時に、現金が必要な時には庶民の相互扶助的金融組織としての「無尽」「頼母子講」の伝統が、こうした民衆の暮らしを支えていたことはあらためていうまでもない(6、17、382)。

他方で民衆の生活世界は「娯楽」によってそれぞれの時代特有の彩りを添える。明治初年には、浄瑠璃(7、161)、相撲(8)、さらに音曲軍談(160)、神楽獅子舞(162)などがしばしば興行され、人々を楽しませた。また極く一部しか収録できなかったが、「村方瞽女泊り仕役控帳」(177)の膨大な記録から、村人の瞽女唄への熱いまなざしを感じとることができるだろう。こうした「民衆娯楽」の世界に「バクチ」(176、370、383)、「密造酒」(377)、「伊勢参り」(364、365)の隆

盛などを加えれば、明治期における裾野地域の民衆の生活世界のひろがりがいきいきと見えてくるはずである。

しかし、こうした民衆の「伝統的生活」のスタイルは、近代化の進行とともに変容していく。例えば、伝統的な民衆娯楽は、明治後期には「芝居」「見せ物」「浪花節」といった「大衆芸術」にとってかわられ、また入場料も相対的に安くなり、より多くの人々の娯楽となっていった。例えば、一八八一(明治一四)年の音曲軍談は大人三銭であり、一九〇六(明治三九)年の芝居も大人三銭なのである。また明治後期から新興の民衆娯楽として人々の人気を一気に集めることになる「浪花節」は、一九一二(大正元)年で大人八銭となかなか高かったのである(384〜387)。また同時に一九〇四(明治三七)年には、天理教会で「幻燈講話会」(371)が開かれ、一九〇六(明治三九)年には、深良村音楽隊の手で「活動写真、蓄音機大会」(374)も催され、時代は早くも複合的に「現代」へと歩みを進めているのである。

日本の近代化が官僚主導の上からの近代化というところに特徴をもつとすれば、裾野地域の民衆生活に映った近代の姿も、そうした「近代文明」の正義を背負った官僚の先導によって進められ、民衆は一面で抵抗を感じながら同調していくという形をとったと思われる。例えば、太陽暦の採用も町村長の指導ですすめられるが、公的な場ではとにかく、民衆の私的な日常生活にはなかなか浸透していなかったという(172、173)。また大日本帝国憲法の発布については、「臣民」必読のものとして各村に上から配付された(167)のであり、民衆にとって実感からはるかに遠いものであった。「政治」も少数の名望家以外は新聞のキャンペーン以上の意味はもたなかったのではないか(169、399〜402)。「東京全市は、十一日の憲法発布をひかえてその準備のため、言語に絶した騒ぎを演じている。到るところ、奉祝門、照明、行列の計画。だが、こっけいなことには、誰も憲法の内容をご存じないのだ」(明治二二年二月九日、『ベルツの日記』上、岩波文庫)という有名な言葉が、この時代の国家と民衆の関係をよく語っている。

こうした国家＝官僚の民衆生活への介入が、近代国家建設のための上からの「啓蒙」という次元を超えて、「帝国日本建設」のための「国民生活の再編成」という意味を持ちはじめるのは、日清・日露の両大戦間のころからである。例えば、一九〇二(明治三五)年に作成された「葛山に於ける悪風是正の契約書」(383)はこのことを最もよく示している資料の一つである。ここでは村会のルール(欠席しないことなど)から始まり、税金の完納を説き、大字で芸人を雇うことの禁止、伊勢参宮の「下向」を馬で迎えることの禁止など暮らしの細部にわたる指示が書き込まれている。特に伊勢参宮「下向」を馬で迎える習慣は、同時代の回想(364)に生き生きと描かれているように、この地方の人々にとってかけがえのない暮らしの「祝祭空間」の表現だったのであるが、この伝統もまず一八九七(明治三〇)年の皇太后死去の際、「慣例ヲ固守シ貴重ノ金品ヲ費シ加フルニ乗馬人車ノ装飾ヲナシ其所為失体ニ渉ル」が故に、自粛通達の対象とされ、追って一九〇二(明治三五)年には全面的な禁止が取り決められたのである(365)。また「密造酒」も一九一〇(明治四三)年には、国家の経済を阻害し、営業者を傷つけるなどの理由で取締りの対象となっていったのである(377)。それは一言でいえば民衆の伝統的生活を国家の目的合理性にもとづいて再編成することによって、「帝国日本」をいわば「軍事大国」として確立するためであり、同時代における「近代化」という言葉が、このような二重の意味をもっていたことを示している。

(五)　明治の終焉

「帝国日本」の確立へむけた国民生活の再編成は、同時に天皇(制)の権威を草の根にまで浸透させることと同義である。ここでは一八九九(明治三二)年、「佐野の滝」を訪れた皇太子に対する「不体裁の行為」を警戒する通達(403)と、

同時代に数多く出された天皇＝皇族通過時の注意のなかから、最も定型としての代表的な資料を収録した(404、405。なお後者は前者に加えられた三項目のみ収録した)。この時期には、たとえば帽子の着用、清韓国人の婦人の洋装は許されるなど、それなりに国際的慣行に留意した「牧歌的」な側面も残されていたが、「不体裁ノ形体」(ほおかぶり、鉢巻き、肩車)を禁止し、不潔物＝異物を隠し(悪臭を出す工場は一時停止)、精神病の人たちを徹底的に隔離するなど、天皇を「聖なるもの」に祭りあげ、民衆の素朴な天皇崇拝を体制的にすくいあげ、「帝国日本」の精神的支柱として再編成していこうとしたのである。

そしてこの国家の意図は、明治天皇の死によって一層増幅されていくことになる。ここで収録した九点の資料は、七月三〇日の明治天皇死去の「告示」(須山村)を中心に、「平愈祈願」の時点から、死後の「遥拝式」までほぼ時間の進行の順序にしたがって配列してある。すでに乃木大将の後追い自殺や、夏目漱石の『こころ』でよく知られた明治天皇の死が、この小さな地域の村でどのように展開されたのかをうかがうことができよう。さらに「大葬につき日常生活に障りなきよう配慮の通達」(411)などの資料と、つい数年前に起った、昭和天皇の病状悪化にともなう「自粛フィーバー」とを比較してみることも歴史と現代をつなぐ興味深い主題となると思われる。

(安田常雄)

四　地域経済のすがた

㈠　産業と人々の仕事

地租改正や官有林の設定をはじめ、明治新政府の打ち出す政治的、経済的諸政策は村々を直撃するのであるが、その村々で人々はもともとどのような生産を行い、どのような地域経済を構成し、どのような経済生活を送っていたのであろうか。第一章第三節が採録するのはこのような問題についての資料である。

(1)　明治前期の物産と産業

資料60、62は村の産物を書き上げて県に届出たもので、明治初期の村の生産状況を知るための好資料と言えよう。御宿村の例で見れば、主な産物は米で、その約半分は貢租に、残り約半分は自家消費である。米以外にも大麦、小麦、蕎麦、粟、小豆、大豆など様々のものを生産しているが、それらは殆んど全て自家消費用である。これを見る限り主産業である農業は自給自足的な色彩が濃い。一方、酒、醤油の醸造、三椏、蚕種紙などに於ては、商業的農業の存在も推定されるがこれは当村における豪農の存在と関係があるのかも知れない。石脇村の書上は金額が記してある。これは生産額ではなく販売額かとも思われるが、詳細は不明である。いずれにせよ主生産物は米である。そしてそれ以外の産物をみるとその種類は甚だ多いがその生産規模は大きくないようである。商業的農業が大規模に展開していたとは考えにくい。

当地域の産業については米、麦の生産を主軸とする自給自足的色彩の濃い農村、というイメージが右の二例に拠る

限り妥当しそうである。

そして資料65に見る如く、農村といっても山あいの村々における農業生産は、用水不足や日照不足など困難な条件を抱えていた。しかし又それ故人々はそれに打ち克つべく特産品の開発に努力していた。資料59、63、64などから、その方向は養蚕、製茶、篠竹などであったらしいことが読みとれよう。又資料69は村人にとり桑葉の確保が一仕事であったらしいことを示していよう。

こうして生産物に着目する限り自給自足的な山村のイメージが強いのであるが、一方、当時の当地域の人々の職業を見ると農業以外にも実に多様なものがある。資料67は久根村の例であるが木挽職、板桝(ママ)職、炭焼職など山林に関係すると思われる職人をはじめ各種の職人がおり、製造人も一人記録されている。又資料68の御宿村の例によれば、小売、卸売、旅籠屋、飲食店、質屋、小間物屋、水車、製造元など多種類の商業が記録されている。資料61は陸運業者を記録し、資料66は県外への出稼を記している。決して農民一色ではないのである。

(2)　村の仕事

右に見たように、村々には農民、農業以外に、想像以上の職人や職業が存在していたのであり、それはある程度の社会的分業が成立していて、一つの地域経済を構成していたことを推定させよう。それは更に各種営業願からも裏付けることができよう。ここでは当地域での各種営業を網羅的に示すため、各種一点ずつを採った。資料71～93に見る如く、経済的には江戸時代とそう変わらないと思われる当時において、すでにこれだけの各種営業が営まれているのである。のみならず、資料80に添えられた履歴書、資料91の医業許可願など、当時の庶民の暮らしぶりを想像させて興味深い。

(二)　地域経済の展開

この時期(一八八二～一八九五年)の資料からは、農業を始めとする産業の振興に対する村の人々の様々の努力と、官の側からする富国強兵のための殖産興業政策とがからみ合いながら、地域経済が新しく展開していく動向を窺うことができるようである。その際、松方デフレが濃い影を落していることに注意したい。尚、この時期の資料は裾野市域のみに関するものだけでなく駿東郡全体のものが多いことをお断りしておきたい。

(1)　農業・養蚕・製茶

資料310(「自由民権運動と貧民党」の項参照)は駿東郡全体の戸数や産業の概況を要領よくまとめている。主な物産として米、麦、養蚕、製茶を挙げ、就中養蚕を見込ある産業として特筆している。資料182は地域の有力者達の農業振興の努力を紹介している。

さて資料183及び189～193は右に有望視された養蚕に関する資料である。茶繭生糸共進会が郡長臨席の下に賑々しく開かれており(189)、地域の有志の発意になる蚕業組合規約(190)も郡長から称賛され(191)、又郡の資金援助も得て養蚕伝習所が開設される(192)など、地元の養蚕にかける熱意と官の支援とがかみ合っているようである。しかし資料191で、組合は作ったものの組合員の参集が少ないと郡長から指摘されているのは、松方デフレ下で繭価が暴落し農民の養蚕意欲が一時衰えたことを示しているのではなかろうか。

資料181及び184～186は製茶業に関する資料である。製茶業が輸出に大きく依存していることが、横浜の茶相場を大いに気にしていることや(185)、資料181の歌から察することができよう。

(2)　企業と銀行の設立

一八七八(明治一一)年、御宿村の豪農湯山半七郎が中心となって環融社が設立された。これは長栄講と称した頼母子講を発展させたもので、資料194によれば「生産資本金貸附」を目的とした。資本金は一万円、株主には裾野地域を中心とする豪農、地主が名を連ねている。貸出は原則として地券状を抵当として取り、利子は年一割五分の割であった。資料195～197は、この環融社を御厨銀行に発展させるため、大蔵省以下の官庁に許可を求めた際の資料。かくて一八八三(明治一六)年、資料199の新聞報道の如く御厨銀行が開業する。同銀行は資料198の如く、資本金六万円、広く駿東郡全域の有力者を株主に組織した「物産拡張財産共通」を目的とした私立銀行であった。本店は御宿村の湯山半七郎宅に置かれ、頭取も同人であった。その業務は貸付の他、定期預り・一時預り・保護預り等を行った。その一例は資料200に示されている。

環融社から御厨銀行への発展には産業振興を企図する地域の豪農、地主層の意欲が窺われるのであるが、その時期はまた大隈(佐野)財政から松方デフレ財政への転換の時期と重なっており、インフレからデフレへの急変の中で銀行が現実的にどのように機能したかは又別の問題であり、営業のメカニズムの解明と併せ、今後の課題であろう。

又資料201は後年の回顧であるが、湯山半七郎が積信社の投資に失敗した顛末を記している。積信社は一八七七(明治一〇)年、沼津の江原素六が創立した製茶輸出会社であるが、米国への輸出に失敗して八一年末破綻が表面化したのである。この時期の企業活動の例として興味深い。

(3)　箱根山新道開削問題と東海道線

地域の産業振興を図るとすれば当然輸送の問題が浮上して来る。一般物資にしても茶や繭にしても横浜・東京方面

の市場との関係が深い。ここに箱根山新道の開削が図られる。資料203はそのための県知事宛の建言書であり、資料204は従来の沼津を経由して東京・横浜に船で送る便は、日数的にも安全上からも難点が多いことを指摘し、深良村から箱根山越で小田原に出る新道の利点を述べ、函嶺(箱根)道路の意義と経路とを要領よく描き出している。資料205、206はこれについての新聞報道。資料207は開削許可を得るための陳情の情況を示す日記である。しかしこうした努力にもかかわらず、松方デフレの直撃下、資金不足に陥り民間有志による開削は断念されるに至り(208)、官設を願うに至る(209)。

資料210～215は裾野地域の道路改善の努力を、年代を広く取って集めている。中でも資料211、213、214は佐野―須山道路を扱っている。

資料216～221は東海道線開通関連の記事である。新橋――神戸間に東海道幹線鉄道が全通するのは一八八九(明治二二)年七月であるが、当時この線は箱根山を迂回して御殿場を経由した。資料216はその沼津――御殿場――国府津間の難工事ぶりを報じている。結局この区間は一八八九(明治二二)年二月に開通し、平松新田に佐野駅が設けられた。資料217はそれに伴い鉄道馬車の計画が持ち上ったこと、資料218は当時の列車の様子などを記している。又資料220、221は佐野駅が裾野駅に改称される理由や情況を報じている。

(三)　諸産業の発展

(1)　農業生産の発展と農業諸団体の設立

日清戦争から日露戦後にかけての時期は、戦争遂行やその準備のためにも、又早熟的に欧米帝国主義列強に伍して行くためにも、明治国家は全国の市町村に対して財政的負担をはじめ諸々の要求を急激に高めてくる。そしてそのた

めの諸政策が行政ルートを通じて様々に行われ、又一方、市町村の側からも、これに対する一定の対応が出てくる。

資料414～419は、その前提としての、同時期の当地の農業生産の諸側面をそれぞれ断片的ながら示す資料である。資料415、416は地主制の展開を、又資料418、419は須山での製茶の実態を、それぞれ考える手掛りとなろう。又資料421～423は当時鈴木農場と称する一大農場があったことを教えてくれる。記事によれば殆んど桃源郷であるが、その経営の実態やその後の展開は不明である。

日露戦後、明治国家は地方改良運動と呼ばれる一連の政策を打ち出し、町村をして、欧米帝国主義列強に伍すに至った日本帝国の財政的・経済的・人的要求に応じうるものに改編せしめようとする。そのために指導されたものの一つが町村是の設定である。町村の基本財産蓄積方法や耕地整理などにつき、一定の方針を各町村が定めることを要求したのであり、資料420はその一例である。資料424の負債調べ、資料426、427の耕地整理の報道、資料428の品評会の報道なども右の政策の流れを背景とするものと考えられよう。

茶・勧業関係政策については、村当局は従来から農産振興に熱心であったのであるが、この時期資料430～436まで村々は様々な方策をとっていることが窺われる。

又半官半民の諸団体が設立され、地方民の自発性を喚起しつつ、農業の改良、振興を図った。村人の生活改善・向上の願いに訴えつつ、国家の要求する担税能力向上、国富増強に応えようとしたものと考えられよう。資料437、438は、その典型的な勧業会、農会の規則を示していよう。資料439は報徳社の資料である。報徳社は二宮金次郎を師と仰いで始められたものであり、勤倹、分度、推譲などの独自の発想にもとづいて社員からの積立金によって共同購入、共同販売、社員への貸付などを行い農村の再建をしようとするもので、地方改良運動の中で設立が奨励されたのであるが、

資料439はその特徴をよく示している。しかし資料440はそれが必ずしも有効でないことを正直に述べている。

(2)　養蚕・竹細工など特産品の発展

すでに明治中期に、製茶、養蚕、竹製品などに特産品としての育成が図られたことを見たが、この時期には、それがある程度実を結んでいるらしいことが窺われる。資料441～446は養蚕関係、資料447～450は竹細工関係の資料である。資料451、452は統計資料であり、当時の生産状況の一端を具体的に窺うことができる。

(3)　近代工業の芽ばえ

この時期はまた日本全体で見ればいわゆる産業革命の後段にあたる時期である。当地でも、地域の有力者が関与しつつ、諸企業の設立が図られた。資料202は製材工場、資料453は製紙業、資料455、456、458は桑皮綿会社、資料457、465は佐野原銀行、資料459は富士ガス紡績、資料460は東洋繊綿会社、資料464は箱根水力電気に関する資料である。

資料454の駿東実業会組織の報道はこうした気運を背景としたものであろう。又資料461～463は、そうした諸工業設立前後の景気の状況をそれぞれの側面から示しているといえよう。

（岩崎信夫）

五　地租改正と入会林野

(一)　耕宅地の地租改正

(1)　地租改正とは

地租改正は、同時期に実施された秩禄処分などとともに、封建的土地領有制を廃棄し農民の私的土地所有権を認定する土地改革であったが、同時に明治政府の財政的基礎を築いた租税改革でもあった。そのことが日本における近代的土地所有の創出に大きな影響をもたらすことになった。

一八七二(明治五)年の土地永代売買の解禁・壬申地券の発行を経て、翌一八七三年七月、明治政府は地租改正条例を定め、地租改正施行規則・地方官心得書を頒布した。地価の決定には、その地の収穫を石代換算し、種肥代・地租・村費を差し引いた残額を一定利率で資本還元する方式が多く用いられ、地租は地価の三%、村費は一%とした。石代・種肥代・利率は一律に決められることが多く、地租・村費を合わせた農民の土地課税額は収穫高の三四%に相当し、地価の決定には一筆ごとの収穫高の決定が大きな意味をもつことになった。ところが、この収穫高についても官が一方的に査定するなどして、地価額を政府見込額まで引き上げた。政府は旧貢租収入とほぼ増減のない新地租を徴収するという目標を立て、各府県の平均地価を定め、これに満たないものは認めない方針をとったのである。

このような強行的な改租事業に対し、一八七六(明治九)年には和歌山・茨城・三重などで大規模な地租改正反対一揆が起こり、政府は翌年一月地租を地価の二・五%、村費を〇・五%に軽減せざるを得なかった。裾野市域の村々ではこのような顕著な動きはみられなかったとはいえ、事業着手当初の期待が裏切られ、次第に不満が醸成されてくる様子は窺える。

本編では、耕宅地の地租改正に関係する資料を第一章第二節(1)に収録した。裾野市域の村々で実際にどのように地租改正が進められたかという観点から、地租改正関係の資料が比較的まとまって保存されている勝又重俊家の資料を

中心に、久根村での地租改正の進行をたどるかたちで配列してある。

(2)　久根村の地租改正

静岡県(駿河国)では一八七五(明治八)年に地租改正事業に着手する。改租事業は、一筆ごとの土地の区画を決定したうえで実地丈量(測量)をし、地位を詮定して地価を決定、新地券を交付するという順に進められる。実地丈量は、その後の過程と比べると順調に進んだとはいえ、久根村の場合、一八七六(明治九)年三月に着手し、当初一か月の見込みだったのが、ほぼ半年後の九月に終了し検査を願い出ている(21〜23)。

問題となるのは、地位詮定と地価決定の段階である。静岡県では、地位等級方式が採用されている。まず各村のなかで一筆ごとの土地が反収を基準に等級づけられ、それが甲号表として提出される。次に模範区(小区規模)内に模範村を設け、模範村の等級と模範区内のその他の村々の等級とが比較される。模範村の二等の土地がある村の等級では三等に相当し、またある村の等級では一等に相当するといった具合である。その結果が乙号表としてまとめられる。こうした作業を大区規模(ほぼ郡)、県(駿河国)規模と繰り返すことによって、県内の全ての土地が整然と等級づけられるというわけである。これを連環(聯貫あるいは連合)という。資料24、25は、模範区内の連環についての県の通達である。

久根村は第三模範区に属している。第三模範区は、当初第一大区三小区の村々、のちに二小区の水窪村が加わり現在の裾野市域の村々で構成される。模範村は佐野村である。第三模範区の連環作業は一八七七(明治一〇)年九月九日に始まる。この日、各村から惣代を選出して模範区内の地位詮定についての権限を委任し(26)、選出された惣代は三小区の役人に対して誓約書を認めている(27)。資料28に勝又弥平治の手になる「地位詮定日誌」を抜粋して掲載した。

連日のように村々を巡検し、各村の利害を調整しながら、乙号表をまとめあげている様子が窺える。一八七八(明治一一)年一月二四日、模範区内の連環の結果、既に提出してあった各村の甲号表に不都合が生じたため、甲号表返戻の願が提出されている(29)。このころ第三模範区の地位詮定が終了したと推測される。資料30は第三模範区の乙号表である。年月日不詳なので提出したものの控であるという確証はないが、「日誌」の記述との対応からかなり終盤近くのものと思われる。

一八七八(明治一一)年一一月に県は当初の方針を変更し、駿河一国の連環を中止し各郡単位の連環にとどめることにした。郡規模の地位詮定は同年暮には終了し、県は各郡の平均収穫反米を提示している。しかし、県の示した平均収穫反米は地租改正事務局によって破棄される。そこで翌一八七九(明治一二)年三月一一・一二日の両日にわたって、大迫貞清県令は各区の改租事務担当者を呼び出し、この間の事情を説明して改めて小区限りで実地調査を行ったうえで収穫・地価を決定する旨の演達を行なった。その際示された「検査施行ニ付人民心得書」には、連環は小区(模範区)単位にとどまり小区ごとの収穫量を官庁から指示するが、これに対する苦情はいっさい受けつけないこと、その収穫量を各村・各耕地に配当するのは区吏員以下の責任であって官は関係しないことなどが述べられている。資料31に、右の人民心得書に対する駿東郡地主惣代の質問書とそれに対する県の回答を示した。

同年四月一四日、人民心得書に書かれている模範組合担当人として水口傳平・湯山半七郎・勝又弥平治・土屋佐久太の四名が選ばれ、委任状が各村地主から出される(33)。二四日には上記四名はじめ二六名の駿東郡地主惣代人から右の「演達書」・「人民心得書」などに対する請書が提出される(34)。

この年三月に郡区町村編制法が施行されて大区小区制が廃止されたこともあって、県は旧小区を二分あるいは三分

して駿河国を九二の模範組合に分け、模範組合担当人を定めて、組合内の地位を再評価させ、模範組合内地位連環表を提出させることにした。駿河国・郡単位での連環はおろか、旧小区単位での連環も実現しなかったのである。裾野市域の二四か村は四月の時点では第三番模範組合であったが、その後、第三番模範甲組合(水窪村・伊豆島田村)・乙組合(平松新田・二ツ屋新田)・丙組合(茶畑村・麦塚村)・丁組合(公文名村・稲荷村・佐野村・石脇村・久根村)・戊組合(岩波村・深良村)・己組合(富沢村・定輪寺村・大畑村)・辛組合(須山村・下和田村)・庚組合(今里村・金沢村・葛山村・上ヶ田村・御宿村・千福村)に「分裂」し、それぞれの組合内の連環にとどまることになったようである。

一一月二五日になって、久根村はじめ第三番模範丁組合の五か村は田・畑・宅地について反収・地価を書き上げ、実地踏査のうえ「垂示額」を受諾した場合、この反米麦金に「割請」ることを約定している(35)。この頃には組合内の連環が終わったのだろう。一二月末には県が丁組合に対し田畑の収穫高・地価を提示している(36)。資料37は田についての請書である。丁組合ではこれを各村に配分する(38)。垂示額と丁組合が仮定した額との差は二〇九石余、その半分は約定石高に一石につき六升三勺五合の割で、あとの半分は面積に一反につき八升三勺の割で増額することに決め、各村についてその割当を書き上げている。二月二八日には田・畑・宅地について収穫表ないし地価表が調整されて提出されている(39)。これがさらに村内の一筆一筆に配分されるのである。

改租事業の実際の過程では近世以来の村が実質的には大きな役割をはたした。資料40は久根村で明治九年から一二年までの間に地租改正に要した費用の取調である。資料41は、明治九年度に遡って新租額で上納したいという丁組合の嘆願書であるが、当初の期待感に反して地価垂示額が予想外に高く、それもやむを得ないと受諾したこと、また改

租費用が膨大でそれがために負債がかさんでいる現状が語られている。ここでは、明治九年から一二年第五期までの旧租上納額と同第六期までの新租額とが対比され、新旧租額の厳密な比較はできないが、それでも五村合計で六五〇円の過納となっており、丁組合の村々にとっては地租改正により租税が若干軽減されたことがわかる。

各村で垂示額に対する請書が提出されたのちは、一筆ごとの土地に地価が配分されることになるが、その過程ではなおさまざまな問題が生じたようである。その一端を示すものとして資料42、43を採録した。

(二)　山林原野の官民有区分

(1)　入会林野関係資料の採録

裾野市域の人々は、東の箱根山、西の愛鷹山、その北方にそびえる富士山に、古くから生産・生活の少なからざる部分を依存してきた。ここに広がる広大な入会地に、市域の村々はあるいは単独であるいは数か村もしくは数一〇か村で入会し、田畑の肥草・牛馬の飼料・日用の薪炭・屋根葺きの茅や用材に利用してきたのである。

入会林野に関係する資料は、第一章第二節(2)、第二章・第三章のそれぞれ第三節に収録した。第一章は官民有区分の時期のものを中心に年代順に、第二・三章はその後の入会地をめぐる諸問題について、愛鷹山・須山一一三戸共有地、大野原、茶畑山・江ノ浦山、その他に分け、それぞれ年代順に配列した。

(2)　山林原野の地租改正

山林原野の地租改正は、耕宅地改租とほぼ同様の手順で進められるが、林野改租は耕宅地改租が終盤に近づく頃、静岡県(駿河国)の場合、一八七八(明治一一)年頃に着手され、一八八一年六月二四日「駿河国山林原野地租改正報告

書」を提出して終了する。

山林原野は、資料に「反別不知」などの字句が見られるように、幕藩体制下では測量などなされたことがなかった。それが地租改正により、きわめて大まかではあれ測量がなされて地図が作成され、その大部分が無税地であった林野に私有と認定された場合には地租が課された。その意味で地租改正が林野に及ぼした改革の作用は小さいものではなかった。しかし、林野の地租額は実際には微々たるものに過ぎず、林野改租の意義は、現実的な税収の確保というよりは、むしろその所有名義の確定――官民有区分――にあったといえる。

地租改正の前段階である壬申地券交付の際、個人所有が明確な林野には私有地として地券が与えられたが、天領・藩領・寺社領などの林野は官林とされ、入会林野・村持山などには「公有地」地券が渡された。この「公有地」は官林同様、当時の山林政策の基調であった払下げの対象地となり、「公有地」地券の授与は村の所有を保証するものではなかった。

一八七四(明治七)年一一月に地所名称区別が改正され、「公有地」制度を廃して官有地と民有地の区分をはっきりさせることになった。一八七六年末からは、入会地であっても確実な証拠書類のないものは官有地に編入されることになる。「公有地」とされていた入会地の多くは「確証」がないため、官有地に編入されることになった。

(3)　裾野市域の入会林野

愛鷹山には古くから山麓の数一〇か村が入会利用していたが、一七九七(寛政九)年、幕府は、地元の反対を押し切って「愛鷹牧」と呼ばれる馬の牧場を設置した。愛鷹牧は、一八七五(明治八)年まで八〇年近く続く。愛鷹山の入会地のうち、大畑・千福・佐野三か村入会地は官民有区分により一八八二(明治一五)年に民有地に編入された(56)が、

それ以外の六〇五一町歩余におよぶ広大な林野は、幕府の牧場であったという理由で、一八七四(明治七)年二月に官林に編入、さらに翌一八七五年一〇月には一等官林に指定される。

東富士の入会地は、富士山の中腹から裾野一円に広がり、総面積一万数千町歩にわたる。大野原・印野山・西沢山・西野西沢山・須走山の五つの入会団地に大きく分けられる。このうち裾野市域の村々に特に関係が深いのが大野原入会地である(次頁の一覧参照)。ここは、古くは須山村ほか五二か村の「数村持ち」の地であって、須山村地先・今里村地先・下和田村地先・御宿村地先(以上、現在裾野市域)および神山村地先・駒門新田地先・神場村地先(以上、現在御殿場市域)から成るが、官民有区分でいずれも官有地に編入される。

箱根山の入会地は、茶畑村が所有し麦塚・平松新田・久根・公文名の四か村が入会する茶畑山、久根・公文名両村が所有・入会する江ノ浦山、深良村が所有・入会する深良山に分けられる。いずれも一八八〇年から八二年にかけての官民有区分で民有地に編入されるが、資料としては茶畑山(およそ一二〇〇町歩)の官民有区分願を採録した(55)。

久根・公文名両村は、官民有区分に先立つ一八八〇(明治一三)年二月、江ノ浦山入会地(六四町歩余)を東西に分割し、東江ノ浦を公文名村持ち・久根村入会、西江ノ浦を久根村持ち・公文名村入会と定めて、村境を設定した。しかし従来通り相互に入会し、また地租・地方税も全額折半とした(54)。公文名村には同年四月一日、久根村には七月二四日、ともに官有地編入の指令が出される。一〇月これを不満として二度目の願がそれぞれの村から提出されるが、林・山林については民有が認められたものの、芝地については官有地編入は動かない。一二月、両村連名で三度目の願が提出され、一八八二(明治一五)年一〇月ようやく芝地についても民有が認められ、全域が民有地となった。

深良山は「従来深良人民ニ於テ自由進退保管」してきたもので、官民有区分により一八八〇(明治一三)年五月一三

大野原入会地関係村一覧

須山村地先　芝地 942.6221 町歩

野元：須山村

入会：御宿村　上ヶ田村　金沢村　葛山村　千福村　岩波村　石脇村　佐野村　二ツ屋新田　深良村　久根村　公文名村　茶畑村*　稲荷村　平松新田　麦塚村　伊豆島田村　水窪村　上土狩村　中土狩村　下土狩村　駒門新田　竈新田　中山村　中清水村　大坂村　萩蕪村　沼田村　二子村　印野村　下和田村　今里村　永塚村　中畑村　板妻村　川島田村　杉名沢村　茱萸沢村　神場村　保土沢新田　川柳新田　西田中村　新橋村　御殿場村　深沢村　萩原村　二枚橋村　北久原村　東田中村　東山新田　神山村　以上 51 か村

神山村地先　芝地 203.1204 町歩

野元：神山村

入会：駒門新田　御宿村　上ヶ田村　金沢村　葛山村　千福村　岩波村　石脇村　佐野村　二ツ屋新田　今里村　深良村　久根村　公文名村　稲荷村　下土狩村　麦塚村　平松新田　伊豆島田村　上土狩村　中土狩村　以上 21 か村

今里村地先　秣場 194.2011 町歩

野元：今里村

入会：御宿村　上ヶ田村　葛山村　千福村　岩波村　石脇村　佐野村　二ツ屋新田　水窪村　駒門新田　金沢村　深良村　久根村　公文名村　稲荷村　下土狩村　麦塚村　竈新田　平松新田　伊豆島田村　上土狩村　沼田村　中土狩村　神山村　中清水村　二子村　中山村　大坂村　萩蕪村　以上 29 か村

下和田村地先　芝地 102.3723 町歩

野元：下和田村

入会：御宿村　上ヶ田村　金沢村　葛山村　千福村　岩波村　石脇村　佐野村　二ツ屋新田　沼田村　萩蕪村　水窪村　深良村　久根村　公文名村　稲荷村　茶畑村　麦塚村　平松新田　伊豆島田村　上土狩村　中土狩村　下土狩村　中清水村　中山村　大坂村　二子村　以上 27 か村

御宿村地先　秣場 22.5128 町歩

野元：御宿村

入会：上ヶ田村　金沢村　葛山村　千福村　岩波村　石脇村　佐野村　二ツ屋新田　深良村　久根村　公文名村　稲荷村　下土狩村　平松新田　麦塚村　伊豆島田村　水窪村　上土狩村　中土狩村　神山村　以上 20 か村

5　地租改正と入会林野

駒門新田地先　芝地 276.2525 町歩

野元：駒門新田

入会：新橋村　二枚橋村　東田中村　深沢村　東山新田　萩原村　御殿場村　北久原村　西田中村　茱萸沢村　川島田村　杉名沢村　神場村　板妻村　中土狩村　保土沢新田　大坂村　中山村　二子村　沼田村　萩蕪村　竈新田　中清水村　須山村　下和田村　今里村　金沢村　上ヶ田村　葛山村　御宿村　千福村　石脇村　佐野村　二ツ屋新田　岩波村　深良村　久根村　平松新田　公文名村　稲荷村　下土狩村　麦塚村　伊豆島田村　水窪村　上土狩村　神山村　以上 46 か村

神場村地先　芝地 173.2807 町歩

野元：神場村

入会：新橋村　川島田村　茱萸沢村　保土沢新田　杉名沢村　西田中村　二枚橋村　御殿場村　萩原村　北久原村　竈新田　沼田村　以上 12 か村

註）大野原入会地の民有引戻願(58)から作成．1883(明治 16)年 11 月現在．裾野市域の村々には下線を付した．反別の末位 2 桁は歩を示す．なお，＊印の茶畑村は資料 228 によれば，1882 年頃には大野原入会地への不入会を決めている．

日付の指令で民有地に編入された(一九一六年九月「駿東郡深良村沿革誌」裾野市役所　深良支所所蔵)。深良の共有林については資料未収集のため、「沿革誌」所載の深良村山林組合規約(483)を抄録するにとどまった。これは一八九四(明治二七)年の静岡県令第五一号民有山林組合規約を受けて制定されたものだが、このなかに、薪の伐採・売却期間など大字深良共有林についての条文が若干含まれている。

愛鷹山麓と富士山麓にまたがって、須山村一村の入会山が広がっていた。地券交付の際、愛鷹山麓の字鳴沢・大沢入・堂ヶ尾・五本地・沢入と富士山麓の字藤原・浅木塚・永峰の八か所が官林に編入された(48)。一八七六(明治九)年三月、官林に編入された林を還禄士族へ払下げる旨の通達が須山村に届けられる(47)。一例のみをあげたが、この時、一九名の士族に対し字鳴沢六〇町歩および字藤原一〇町歩が払下げられている。なお字名が「鳴」となっているのは原文のままである。鳴沢の誤りと思われる。そのことを問題にしているのが資料48である。県庁の担当課は愛鷹山麓の官林一円の払下げを意図していたようだが、須山村は払下げ対象地は鳴沢山のみに限られると主張している(ただし、これが提出されたかどうか不明)。資料50は、一旦士族に払下げられた山林を同年九月に須山村が買い戻したことを示す資料である。これが「須山一一三戸共有」地の原形となる。一八八七(明治二〇)年四月一二日付の「連名簿」は、須山村二三一一番字大沢入のうち堂ヶ尾・五本地・沢入の開墾試作地三二五・八町歩をあげて、須山村内の一一三名が署名捺印している(222)。この頃、須山の一村持地の権利関係が確定され、「須山一一三戸共有」という形態が形成されたものと思われる。

(三)　入会地をめぐる諸問題

入会林野の官民有区分は、個々の入会林野のその後のあり方を条件づけたという点で大きな意味をもつものであったが、それにのみとどまらず、入会林野に所有という観念を持ち込み、そのことがその後それぞれの条件下で入会林野に対する権利意識を成長させ、新たな地域結合を形成していくという意味で、まさに近代の入会問題の出発点であった。以下、採録した資料に即して、入会林野をめぐる諸問題を、国との対抗・部落間対抗・部落内対抗などの視点から整理しておきたい。なお、町村制施行以後の旧村区域の地縁結合を示すものとして、部落という用語を用いた。

(1)　官有地の引戻し・払下げ運動

愛鷹山入会地に関係する村々は、一八七五(明治八)年一〇月一等官林編入の報に接するや、直ちに民有引戻し運動を開始する(46、53)。以来、一八九九(明治三二)年三月に払下げに成功するまで、紆余曲折を経ながらも引戻しないしは払下げ運動が続けられる。民有引戻しとは、あくまでその所有権を主張するもので、民有を確認しうる証拠物を必要とする。民有払下げは、所有権の主張はひとまず措き、代価を支払って買い取る形をとる。二駅五二か村、原宿ほか五か町四六か村連合会(のち原町ほか一〇か町村組合)、沼津町ほか一〇か町村組合などが、入会村々の利害を調整しながら運動にあたったが、裾野市域の千福・葛山など個別村落の運動も見られた(次頁の一覧参照)。

この間、官有地に編入されたとはいえ、入会地は山麓の人々の生活・生産にとって不可欠であり、なにがしかの使用料金を支払って官林を「拝借」し、肥草の刈取や薪の採取、開墾などがなされた(223、225)。

原町ほか一〇か町村による愛鷹牧畜会社(224)も、民有払下げ運動と深いかかわりがある。これは、牧畜・開墾などを目的に愛鷹官林のうち約三〇〇〇町歩の原野を一八八三(明治一六)年から二〇年間無料「拝借」したことに始まる。その許可指令には「牧場維持ノ見据相立候ハ申立ノ素地相当代価則反別一町歩ニ付金壱円五十銭ノ割ヲ以テ直ニ払下

愛鷹山入会地関係町村一覧

2駅1か町52か村　1877(明治10)年11月現在

南一色村　納米里村　下長久保村　元長窪村　上長窪村　上土狩村　中土狩村　下土狩村　竹原村　本宿村　新宿村　伏見村　八幡村　長沢村　柿田村　大岡村　岡一色村　岡ノ宮村　東熊堂村　西熊堂村　東沢田村　中沢田村　西沢田村　沢田新田　沼津駅　東間門村　西間門村　小諏訪村　大諏訪村　松長村　今沢村　大塚町村　原駅　根古屋村　井出村　平沼村　石川村　船津村　西船津村　境村　東椎路村　西椎路村　東原村　鳥谷村　柳沢村　青野村　富沢村　水窪村　佐野村　御宿村　上ヶ田村　金沢村　千福村　葛山村　大畑村

愛鷹牧畜会社関係町村(原町ほか10か町村組合)　1889(明治22)年11月現在

富岡村(大畑)　長泉村　清水村(長沢・八幡・伏見・新宿・柿田)　小泉村(富沢・水窪)　大岡村　金岡村　沼津町　片浜村　鷹根村　浮島村　原町(原・大塚)

沼津町ほか10か町村組合　1894(明治27)年3月現在

沼津町　片浜村　原町(原・大塚)　浮島村　鷹根村　金岡村　大岡村　長泉村　清水村　(新宿・伏見・長沢・八幡・柿田)　小泉村(水窪・富沢)　富岡村(大畑・千福・葛山)

註)　資料53, 224, 227より作成. 裾野市域の村々には下線を付した.

ベク候」と明記され、将来の払下げが約束されている。ちなみに裾野市域の千福と葛山はこの事業に加わっていない。

一八八九(明治二二)年一〇月、愛鷹山官林は御料地に編入され、御料局静岡支庁沼津出張所の管轄となる。当時、官有地・御料地では入会利用についての規制を強化ないしは排除していく方向にあり、以後、沼津出張所との間に相当の摩擦が生じたようである。払下げを申請しても要領を得ないので、再び民有引戻し運動が開始される。一八九二(明治二五)年九月、もっぱら愛鷹山の民有化をめざす組織として、千福・葛山をも加えた沼津町ほか一〇か町村組合が結成された。一八九四(明治二七)年三月二五日、同町村組合は、愛鷹官林のうち世伝御料林に指定されている立木部分の民有化は困難とみて、それを除いたおよそ三〇〇〇町歩の原野に限って引戻願を提出(227)、さらに一八九八(明治三一)年一二月一〇日には払下願を提出する(467)。翌一八九九年三月、愛鷹牧畜会社に貸与されていたおよそ三〇〇〇町歩については、貸与の際の約束通り一町歩一円五〇銭で、千福・葛山地籍の二七二町歩余については一町歩一円八〇銭で、それぞれ払下げが実現した。この沼津町ほか一〇か町村組合による民有引戻し・払下げ運動に関しては、大部にわたるため採録は見合わせたが、千福の横山健吾の筆になる「代脳録」に詳しい。中央での政治家との折衝過程などが記録され、関係者の奔走ぶりとともに運動が政治に翻弄される様子が窺われる。

資料468～470は、払下げにより沼津町ほか一〇か町村組合の共有地になった愛鷹山の利用・処分に関する資料である。これまで引戻し・払下げ運動で表面的には結束してきたかに見える入会大字間の諸対抗が一挙に噴出した観がある。なお、払下げ後の入会利用の様子を具体的に知るために、水窪の渡辺慎一の「回想の記」から関係部分を抄録した(466)。

大野原入会地についても、愛鷹山同様、関係諸村の民有引戻し・払下げ運動が展開される(58、229)。しかし一八八

九(明治二二)年に御料地に編入されて以後は、これを断念し、御料地となった入会地を借り受けることによって、官有地入会の形をとって入会利用を継続することになった。この地は明治末年に陸軍の富士裾野陸軍演習場となり、陸軍省の管轄するところとなる。資料としては、その時々の下草払下願などを採録した(230、473～477)。

(2)　入会利用をめぐる規定と訴訟

入会林野に関係する資料には、その利用をめぐる規定がいくつかみられる。江ノ浦山における「灰焼」を禁止した一八八五(明治一八)年の約定(237)のように、入会利用に対する国の規制強化が反映されたものもある。裾野市域の入会林野の場合、数か村ないしは数一〇か村が入会することが多く、規約は入会林野の所在村落である山元(山本・野元ともいう)と入会村々との間で、それぞれの権限を明確にするものが多い。資料57は官民有区分の前後に、須山村と入会五二か村との間に交わされた誓約であり、資料226は愛鷹山のうち一八八一(明治一四)年に官民有区分で官有地に編入された葛山字須釜入三四町歩余について山元の葛山と御宿・上ヶ田・金沢の入会三大字との間に交わされた一八九三(明治二六)年の契約である。

民有地となった茶畑山は、山元部落である茶畑がその所有権をもっている。茶畑山に関する規約として、一八八四(明治一七)年の「入会山保存規約証」(231)と、町村制施行後まもなくのものと推定される規約(235)とを採録した。いずれも茶畑の署名があるだけで、入会部落の合意が得られたものかどうかは、なお検討を要する。前者は旧慣の尊重をうたったものだが、後者は山元でありかつ所有権をもつ茶畑の権限がかなり大きなものになっている。

これらの諸規定は、多くの場合、入会部落間あるいは山元部落と入会部落との間の何らかの対抗・緊張関係を示すものであるが、こうした関係がより先鋭化し訴訟に持ち込まれることもある。

一八八五(明治一八)年に第一審の判決が言い渡された茶畑山御座ノ尾入会権裁判は、佐野村が茶畑山の字御座ノ尾に対する入会権を主張したもので、大審院まで争われ、佐野村が入会権を放棄したという判決が確定する(232)。町村制施行直後の泉村の分立も、泉村の構成(茶畑・麦塚・平松・久根・公文名・稲荷)から推して、茶畑山の入会林野の問題とあながち無関係とは思われない。

また、一八九一(明治二四)年四月に第一審の判決がおりた協議費精算請求事件は、茶畑山に関する協議費徴収について、平松・公文名・久根の三部落が山元部落茶畑の専横に抗議するものであった(236)。これも大審院まで争われ、入会部落の主張を認める判決が確定する。

(3)　箱根山の開墾問題

入会地の開墾は、耕地面積が比較的小さい当地域では、かなり古くからなされてきたようである。資料52は地租改正の際、須山村地籍の大野原入会地における開墾畑について、須山村と入会村々との間に交わされた示談証である。入会地の開墾、畑地化はそのまま入会面積の減少を意味する。山元村と入会村との対抗の問題として位置づけられる。民有地となった箱根山にみられる開墾問題は、明治三〇年代に先鋭化するが、山元部落と入会部落との対抗というだけでなく、部落内部の階層間対抗の様相が濃い。

茶畑山では、一八八五(明治一八)年に茶畑の一部村民から静岡県令にあて「移住開墾願」が出される。松方デフレ下の農村の窮状が語られ、その対応策として入会地の開墾が位置づけられている(233)。一八八八(明治二一)年には村内四五名が「開墾規則」を設け、字市場平で開墾がなされる(234)。江ノ浦山では、一八九三(明治二六)年に開墾・植林に関する契約がなされる。栽培分担地・開墾分担地を久根・公文名それぞれ二町歩ずつ、合計八町歩設定し、これ

ら契約地以外での植林・開墾を禁じ、従来の慣行による相互入会を確認している(238)。

茶畑では一八九五(明治二八)年に、公文名では一八九九年に、久根では一九〇〇年に、それぞれ開墾・植林についての請願書が提出される。いずれも殖産興業と人口増対策から入会地の開墾・植林の必要性を訴えている(239、478)。これに対し、公文名では「田地所有者」が開墾の用水灌漑への影響などを理由に反対の動きを見せる(240)。また、茶畑山に関しては、一九〇〇年、泉村会で植林・開墾などに関する規定が決議され、開墾面積が限定されたうえで、植林を前提とする「開墾試作」に限って開墾が認められる(479)。ところが、この村会決議が実効を持たず、「開墾者」一同が無制限に開墾をしているとして、茶畑の「非開墾者」一同から異議が唱えられる(480)。

江ノ浦山の開墾をめぐって公文名部落では「人民」と「田地所有者」との間に、茶畑山の開墾をめぐって茶畑部落では「開墾者」と「非開墾者」との間に、それぞれ対立がみられるわけだが、これは部落内部の中下層と上層との階層間対立であった。

江ノ浦山については一九〇一(明治三四)年二月に、泉村の前村長服部大舗と現村長柏木格太郎の仲裁により、茶畑については一九〇二年七月に、久根・公文名の有力者の仲裁により、それぞれ一応の解決を見る(241、481、482)。しかしながら、茶畑内部の「開墾者」と「非開墾者」との対抗はその後も続き、大正期には部落有林野統一をめぐる「騒擾」事件にまで発展する。これについては次巻で取り上げる。

(4)「須山一一三戸共有」結合の動揺と再編

日露戦中戦後の須山村は、第三章第六節(1)に掲げた諸資料(553〜555、558、563、564)から窺われるように、戦中戦後の人的物的動員による農村疲弊が叫ばれるなかで、かなり「模範村」的傾向を示す。村財政の面でも、度重なる国債応

募などで疲れは隠せないが、戸別割のこれ以上の増徴を避けて直接国税の制限外課税を決議せざるを得ない小泉村(557)や、泉村の滞納状況(統計図版8参照)に比べれば、かなり良好といえる。こうしたことは、須山村がひとつの旧村で行政村を構成していること、そして須山一一三戸共有地をはじめ須山村の財産が行政村の財政を支えていることと、決して無関係ではないだろう。しかし、須山一一三戸共有地を核とする須山村の結合にも、この時期、動揺と再編がみられる。

資料471は、富士山麓の字藤原にある山林二九一町歩余の共有権の売渡証文である。共有権の一一三分の一すなわち一軒分の共有権を五〇円で売却している。この事例は、村内での共有権の移動であるが、共有権が売買の対象になっていることを示している。こうした事態の進行を背景として、資料472の「誓約書」が制定されることになったといえよう。これには須山村民一二一名が署名捺印している。その内訳は、一軒分の共有権を持つ者一〇七名、二分の一軒分が八名、三分の一軒分が六名である。権利者数の増加は、分家などによる権利の分割あるいは村内での権利移動によるものと思われる。「誓約書」は他町村民への共有権の売却を防ぐことを主眼としている。「公ノ秩序ニ背反スル」誓約であっても、これを成文化しなければならない事態が、強固な結合を示す須山村にも徐々に進行していたのである。

［静岡県の地租改正については原口清『明治前期地方政治史研究』上(一九七四年)、愛鷹山については『愛鷹山組合沿革史』(一九四九年)、大野原については東富士五団体『東富士の入会』(一九六六年)を参考にした。］

(湯川郁子)

六　教育と人々の暮らし

(一)　近代の窓としての教育

(1)　制度としての教育

第一章第四節(1)は、一八七二(明治五)年に頒布された「学制」のもとに、各地に近代学校が創立されていった時期に相当する。そこでここでは、欧米諸国を模範とした新しい教育制度が裾野市でどのように整えられていったのかを知る手がかりとなる資料を中心に収集した。

「学制」は全国を八の大学区、一大学区を三二の中学区、一中学区を二一〇の小学区に定めた。裾野市は第二大学区一四番中学区となり、市内は一〇の小学区に区画された。しかし学校はすべて地域の住民によって設置され、維持運営されなければならなかった。そのため機械的に区画された小学区は、地域の実状に合わず、実際に設置された小学区とそれとは大きく異なっていた。当初計画されていた小学区割と、実際に設置された小学区との相違は次頁の学区変遷図からも看取される。例えば一八番学区である久根村は、二四番学区の岩波・深良村と貫信舎を設立している。実際に設置された小学校は、いずれも寺院・民家等を仮校舎として開校された。各地に設置された小学校は、それぞれの地域の実状に合った方法で設立・維持された(94〜99)。特に資料97に示されているように、当初富沢村が前代以来、結び付きの深い行政区外の水窪村・上土狩村・元長窪村・上長窪村・下長窪村・南一色村と小学校を設立しよう

明治期における学区変遷

（　）内は分校

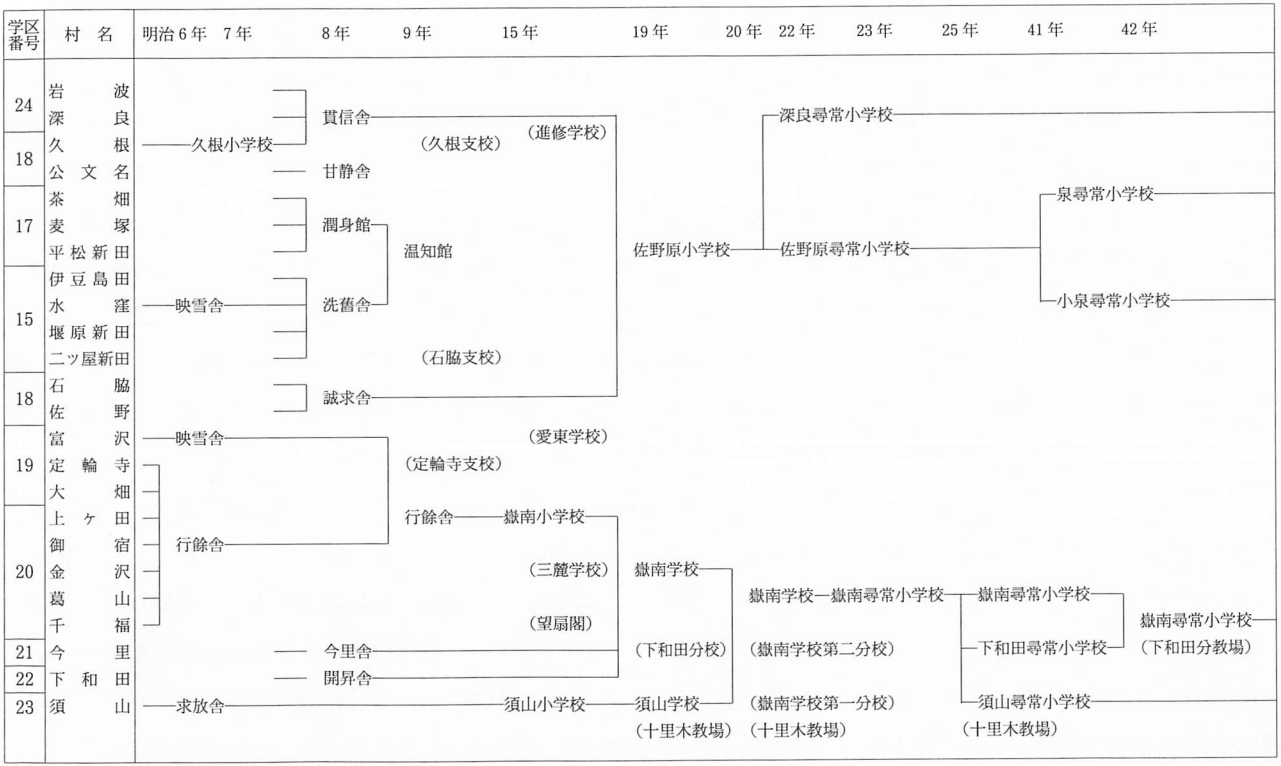

としたのは特徴的である。各学校の校則・教則は文部省頒布のものに準拠し、教材教具など開校に必要な条件は急速に整えられていった(101〜103、107)。しかし当時の村民にとって、小学校の設立維持にかかる費用を負担することは、けっして容易なことではなかった(100)。

各小学校の就学に関する管理は幹事試補によって行われた(104)。その役職の給料についての伺いが学区取締から県へ提出されている(106)。なお資料105は伊豆島田村における開校当初の就学状況であるが、他村の状況と現深良小学校と富岡第一小学校の就学率の推移については、別に統計図版4で示した。

「学制」による近代学校は、欧米諸国を模範とする新知識を備えた人材の育成と選抜を行う機能を担っていた。そのため試験が重視され、進級・卒業はすべて試験で実施された(108〜111)。試験には、毎月末に行われ結果によって席順が決まる「小試験」と、年二回行われる「中試験」と、卒業試験に相当する「大試験」があった。資料109に記述されている「内試験」は「小試験」と同様のものと考えられる。試験には正副戸長をはじめ学校関係者が出席した。特に裾野市域では、早くから村民にも試験を参観させており、村民の関心を学校へ向けさせる格好の場として「小試験」が利用されていた。試験は、多くの観衆が見守るなか厳格に実施されたのである。

近代学校教育を普及していく上でもう一つの大きな問題は、どのようにしてすみやかに教員を養成するかであった。教員になるのは士族か僧侶出身の者がほとんどであったが(97)、裾野市では農民出身の者が多く採用されているのが特徴的である(96)。小学校が設置されていくのと同時に、教員養成のためのシステムが急速に整えられ、教則伝習のための講習や研修が実施された(112〜117)。無断欠席の場合は罰金が課せられるほど教員研修は厳しいものであった(117)。

(2)　くらしの中の教育

従来、市町村史誌における教育資料の編集は、主に教育制度に関する資料に依拠していた。しかし教育の充実や普及には学校教育制度の発展と同時に、地域住民を取り巻く教育環境すなわち社会教育・家庭教育や住民の教育に対する関心や意識も重要な問題となる。従って本巻では、制度に関する教育資料と同様に住民の教育に対する関心を示す資料も重要な教育資料として考え、数量的にはけっして充実しているとは言えないが、積極的に採用することを方針とした。第一章第四節(2)では、そうした資料を収集した。

資料118は入学準備のため、親が子どもと共に静岡へ学用品を購入に出かけた時の記録である。しかしこの家庭は、当時地域の中でも恵まれた経済環境にあり、多くの住民は経済難にあったため、学用品を充分に揃えてもらったり高い教養を身につけさせてもらえた(123)のは、極限られた家庭であった。子捨ても経済的困窮が原因であろう。当時どれくらいの捨て子があったのかは定かでないが、資料120より捨て子の養育には県から養育米が下げ渡されていたことがわかる。

資料119および121は地域の若者を対象として、夜学教育を実施した資料である。一六会とは、当時のサイコロ賭博であろう。しかし当時の村民のほとんどは従来の伝統的習俗の中にあり(122)、欧米を模範とした近代学校は縁遠い存在で必要性のほとんど少ないものであった。これは日常生活に役立つ知識を伝授した寺子屋が久根村で一八八四(明治一七)年まで存続していた(124)こと、茶畑村・葛山村に一部の村民によって私塾が開校されていた(湯山芳健所蔵文書、湯山半七郎「日記」)ことからも明らかである。

(二)　近代教育の展開

(1)　公教育の自由と統制

第二章第五節(1)は、「教育令」の公布、更にその改正、そして一八八六(明治一九)年の諸学校令を経て、一八九〇(明治二三)年に「教育ニ関スル勅語」が発布されるまでの時期に相当する。理想的なあまり地域の実状に合わなかった「学制」は一八七九(明治一二)年に廃され、「教育令」が公布された。しかし自由放任主義的として受け留められた「教育令」は翌年強化統制され「改正教育令」が発布された。そして一層の就学向上がめざされた(316、317、335)。

公教育の模索期とも言える当該期に、裾野市の教育事象は自由民権運動の高揚を背景として新たな展開を迎える。地主層および教員を中心とした民権家は、民権運動を推進していくに当たって学校教育を重視した。そのため各村では従来の寺院や民家を借用した学校を廃し、民権家を中心とした理想教育を実施するため、近代的な洋風建築の小学校新築が推進された(318〜320)。中でも多額の金銭と労力をかけて新築されたのが嶽(岳)南小学校であった。資料318は嶽南小学校を新築するに先だって村内で開かれた会議の内容である。この会議では地主層だけでなく自作層も参加し積極的に意見が述べられており、村民に多大な負担をかけぬよう、寄付金のみで新築費を賄うことが話し合われた。嶽南小学校の落成式には、北海道を除いた全国の県から生徒の作品を集めた教育展覧会が催され盛大に行われた(321)。この教育展覧会は三か月以上もの間実施された。

近代的な建築を内外に誇った嶽南小学校は、しかしその一方で多額の負債金を抱えた。松方財政下による不況のなか、その不足金は各村へ賦課され(322)、村民は多大な負担を負うことになった。そのため千福村では学校分離という

形態で、その対応策を謀った(323、324)。資料323の分離理由には通学の困難が記述されているが、主な理由は嶽南小学校の多額な負担金対策にあったのである(横山正美家所蔵文書、千福村戸長役場「日誌」一八八三年)。小学校分離は各村へも波及し分校は五か所に設置され、初等科分の学資金が各村へ返賦された(325)。しかしこれらの分校は一八八六(明治一九)年の学区改訂により再び嶽南小学校へ統合されることになった。なお学校分離は、この他貫信舎にも見られた(328)。

当該時期の教育内容については、一八七九(明治一二)年の「教育令」により小学校の教則は土地の実状に従って定められるとされ、地域の実態により自由に定めることができると受け留められた。しかし翌年「教育令」は改正され教育課程は現状に合わせて簡易なままであったが、教則については文部省頒布のものに統一された。一八八二(明治一五)年には修身科が第一にあげられ、履修すべき教科書はすべて指定された。資料326には小学校の初等、中等、高等科のそれぞれの教科目の筆頭に修身が置かれている。しかし高等科の教科目の中に農学が位置づけられていることから、地域の実状を考慮した教育課程が編成されていたことが理解される。また修身科の履修教科書数が多すぎて困難であるため、教育課程を変更したいという願書が嶽南小学校から提出されていたことは注目すべき点である(327)。

一八八六(明治一九)年、「小学校令」により小学校は尋常と高等に分けられ尋常小学校を義務教育とした。当初高等小学校は、数か町村の組合立か尋常小学校に併設された。駿東郡では沼津町外二七か町村の連合により一校のみの高等小学校が設立されたため(329、330)、小泉村から高等小学校併設の願書が提出された(332)。

一八九〇(明治二三)年、儒教的倫理を掲げ忠君愛国を目標とした「教育ニ関スル勅語」が公布され、更に高等小学校へ天皇・皇后の「御真影」が下付された。資料331はその拝載拝賀式の通知である。これ以降小学校の祝日大祭日に

は「御真影」拝礼、勅語奉読等が行われ、教員・児童はもとより市町村長および吏員、さらに児童の父母・地域住民も参加しなければならなかった。

資料333と334は泉村と小泉村によって設立された佐野原尋常小学校の組合規定とその経費の徴収方法を示したものである。この佐野原尋常小学校では、一八九三(明治二六)年から生徒に勤倹貯蓄の態度・習慣を養成するための学校貯金が実施されるようになった(336)。学校貯金は特に明治四〇年代以降に奨励され、全国的に実践されていく。従って佐野原尋常小学校では比較的早い時期から貯金を学校教育のなかに取入れ、実践していたと言える。

(2)　子どもの生活と学校

第二章第五節(2)では児童生徒の家庭生活や学校生活の実態がうかがえる資料を収めた。資料337の、小遣帳を通して子どもの日常生活の一端を理解することができる。ただし、この子どもの家庭は当時経済的に恵まれた地主層であったことを付け加えておきたい。

資料338は回想記である。当時の尋常・高等小学校における子どもたちの学校生活の実態をうかがうことができよう。遠足と運動会については記述からも明らかなように、当時両者は明確には区別されてはいなかった。

資料339は子どもの作文帳からの抜粋である。新茶を贈る時の手紙文や暑中見舞いのあいさつ文など、日常生活に直接役立つ内容のものも学習の中に取り入れられていた。なお資料340は時期的には第三章に相当するが、女子学生と教師の実態を知ることができる回想記であるためこの節に収めた。

(三)　〈教育〉による「国民」の再編成

(1)　小学校教育の再編と拡充

第三章第五節(1)は、日清・日露戦争を契機として国力増大の要因が国民教化に求められ、義務教育の多様化と青年ならびに地域住民の教育が強化された時期に相当する。本章が扱う日清・日露戦後ならびに大正初期には、就学率は飛躍的な上昇を見せ、学校教育の組織的整備が確立する量的拡大期を迎える。明治政府は日露戦勝の一因に義務教育の成果をかかげ、国民教化・忠君愛国観念を徹底するため、一九〇八(明治四一)年に義務教育年限を四年から六年に延長した。そのため学校教育は新たな展開を見せ、様々な試みがなされる。また明治政府は、日露戦後の財政的な疲弊化対策と小学校を中心とした地域民のイデオロギー統合を図るため一町村一小学校政策を遂行した。しかしこの政策は容易には住民に受け入れられず、各村で小学校の分離、統廃合紛争が起った。(1)では小学校教育を中心に、そうした時代的特徴を示す資料を収録した。

一八九四(明治二七)年に勃発した日清戦争により、すべての国民はその影響下に置かれた。学校教育への軍事的影響も例外ではなく、小学校はこれ以降、国家主義的イデオロギー注入の重要な機関としての役割が課せられた(502)。戦争は日本の勝利に終結した。しかし勝利の歓喜に沸くなか、全国的に伝染病が流行する。裾野市でも特に明治三〇年代に入り赤痢が爆発的に流行した。そのため学校も休校を余儀なくされ、資料501にある休校日数に加え、さらに二週間の休校通達が出された。学校の保健教育への着目は、この時期より始まった。

学校教育への期待は日清戦後に一層高まり、就学率も上昇した。そのため各町村では小学校の新築、増改築が必要となった。裾野市では、泉・小泉村の組合により設立されていた佐野原尋常高等小学校をめぐって、児童の増加ならび設備改善のための学校の移転・改築論が出された。しかしその設立場所をめぐって両村の意見が対立し、小学校は

一九〇八(明治四一)年に泉尋常小学校と小泉尋常小学校に分離した。資料503〜505はその経過を示すものである。

日露戦後、義務教育の重要性をあらためて認識した明治政府は就学普及に更に拍車をかけた。この時期、小学校への就学率は八〇パーセント台を超え九〇パーセント台に到達する。しかし就学向上が強調されるあまり資料506が示すように不正に就学数が報告されたり、経済的事情により就学猶予を申し出ていた者がいたことも事実である(507)。富岡村にこのような貧困児童を就学させるための救護規定ができたのは一九一五(大正四)年である(521)。また明治政府は、日露戦後は欧米諸国との経済的な競争が不可欠となるため活動的で積極的な人物像を求めた。この活動的な人物の育成と関連して、組織性や集団性が重視された。資料509にある通学班の設置は、児童の集団活動を自治的に行わせるための施策の一つである。

父母や地域住民の学校教育への関心を高めるため、小学校では様々な教育活動が実施された。今日学校で実施されている多くの諸行事がこの時期に形成されたのである。父母と学校教育との連携をすすめるため(508)、通信簿の使用が一般化された(510)。また父母だけでなく地域住民との連携を図るため児童の成績物を回覧したり(511)、学芸会(512)や運動会(513)などを開催した。そしてこのような教育活動が実施されるのと同時に、日露戦後の財政的疲弊化に伴う勤倹・節約教育も遂行され(515)、児童のみならず地域住民も含めた忠君愛国教育の徹底化が図られた(514、517〜520)。

日露戦後の町村財政の削減と学校を中心とした地域住民のイデオロギー統合を目的とし、一九〇七(明治四〇)年の義務教育年限の延長を機として小学校の統廃合が推進された。しかし地域の住民によって設立維持されていた小学校の統廃合は容易には受け入れられず、静岡県内の各所で紛争が頻発した。裾野市では、一九〇九(明治四二)年に下和

田尋常小学校が廃され嶽南尋常小学校の分校となったことを契機とし、設備の拡充と通学上の問題を理由として北部移転派と南部現状維持派に分かれ激しく意見が対立した。この紛争は一九一七(大正六)年の裁定書により一応の落着を得るまで継続した。資料522～527は、その経過を示すものである。なおこの小学校分離は分村問題にまで発展した。

(2)　青年教育の組織・制度化

日露戦後、明治政府は小学校教育の強化とともに青年層の補習教育と組織化にも力を注いだ。実業補習学校が各地域に普及し、夜学会・青年会・処女会・図書館等の設置など、社会教育の組織化・制度化が急速に進められたのもこの時期である。(2)ではそうした実業教育ならびに社会教育に関する資料を収めた。

一八九九(明治三二)年に実業学校令が公布され、商業学校が静岡・浜松・沼津の三か所に設置された。資料528は、沼津簡易商業学校への入学勧誘通知である。一九〇二(明治三五)年には実業補習学校規定が改正され、その設立方法も容易になったため、実業補習学校はこれ以降各地に設立されていくようになった。裾野市では一九〇七(明治四〇)年以降、各村に実業補習学校が設立された(530～534)。この実業教育重視の傾向は小学校においても見られ、一九〇八(明治四一)年に尋常小学校に手工科が加設された(516)。

日清戦後、教育への期待が高まるなか、女子教育も重視されていった。一九〇一(明治三四)年の高等女学校令施行規則では、女子の家庭婦人としての教養や情操が養われることが目的とされており、裁縫や家事を重視する女学校が注目されていった。そして簡易で自宅通学が可能な女学校が各地に設立されていった。裾野では佐野に裁縫を教授する学校が設置された(529)。

小学校卒業後の青年は地域の伝統的慣習の中で価値観を形成する(537)。そしてその影響力は多大である。小学校教

育が強化されても、青年層の教育も強化しなければその効果は期待できなかった。そのため青年教育を目的とした夜学会は大いに奨励された。資料535と536は千福村の夜学会の資料である。これは後に私立千福農業補習学校に発展することになる。青年層の教育は様々な方法で強化されていった(542～544)。青年会は一九〇五(明治三八)年の政府の通達以降、各地に組織されていった。資料545と546は深良と須山の青年会についての資料である。

青年層以外の住民への教化は、小学校の施設を利用して通俗講話会・幻燈会などを実施することによって行われた(538)。そして報徳主義を用いた報徳社・農会・在郷軍人会・愛国婦人会・処女会などの社会諸団体・職能団体が組織され活用されていった(539、540)。更に一八九九(明治三二)年には「図書館令」が公布され、明治政府は図書を利用して地域住民の教化を図った。資料541は須山に設立された図書館に関する資料である。

〔口絵写真〕

口絵写真については、時期的な特徴を示しているものを収めた。特に一八八四(明治一七)年の卒業証書は、枠が黒以外の色で飾られている。これは当該期の学校教育が、ある程度地域に任されていたことを示すものであり、一八七八(明治一一)年のそれと対照的である。また卒業写真についても、明治と大正期の生徒の服装が異なっているのが印象的である。

(坂本紀子)

七　明治の宗教

第一章第五節は明治の宗教についての資料である。ここでは主に一八七〇年代神道の資料を中心に選択した。

明治初年の裾野市域では国学の影響を受けた豪農層が神道への崇敬の念を抱いていた。須山の渡辺隼雄、御宿の湯山半七郎、佐野の岩崎佐十郎がその代表的存在である。湯山半七郎の場合一八六九(明治二)年平田鉄胤の門人となっている。

いっぽう明治政府は明治維新がなるや、神道を近代天皇制国家の支配イデオロギーとして位置づける。神道国教化の推進である。そのために、裾野市域では豪農層による神道への崇敬と、政府の推進した神道国教化とが交錯をみせることになる。そのとき、豪農層は一定の独立性を維持しながらも、大枠としては政府の神道国教化に組み込まれて行ったと考えてよいだろう。

政府の神道国教化は、天皇の祭祀の創設、神仏分離の強行とキリスト教禁止として実施された。天皇の祭祀はすでに宮中でおこなわれていた新嘗祭と伊勢神宮でおこなわれていた神嘗祭を除けば、いずれも記紀神話にもとづいて新設された。元始祭・紀元節祭・神武天皇祭など一一の祭りは明治初年に新設されたものである。

一八七〇(明治三)年神武天皇紀元(皇紀)が採用され、同年はじめての神武天皇祭がおこなわれた。太陽暦が採用された一八七三(明治六)年からは、神武天皇祭は四月七日に、紀元節も二月一一日に固定される。一八七三(明治六)年三月二七日「神祭につき手踊願」(125)と一八七四(明治七)年一二月九日「神武天皇遥拝所設置願書」(127)は、新設の

神武天皇祭が村落レベルにまで浸透していることを示す資料である。

神道国教化は民俗や民間宗教者のありようにまで影響を及ぼした。神仏分離なかんずく一八七一(明治四)年日本全国に吹き荒れた排仏毀釈の嵐は、平安時代から一般的であった神仏習合を分離させ、仏教に対して神道を優位に立たせた。一八七四(明治七)年一〇月二三日「神喪祭願書」(126)はその一例であり、久根村が仏式の葬儀から神葬祭への転換を願い出たものである。また、神道国教化の影響を受けた民間宗教者の代表は修験者であろう。修験者の加持祈禱は仏法とみなされ、神社での行為を禁止されている(134)。

一八七二(明治五)年神道国教化を推進してきた神祇省が廃止され、教部省が設置された。政府は前年の排仏毀釈から政策を転換させ、教部省によって神道と仏教をあげての国民教化を展開する。それを推進したのが教導職であり、一八七二(明治五)年四月二五日設置、一八八四(明治一七)年八月一一日廃止されている。裾野市域で教導職をつとめた人物として確認できるのは、御宿の湯山半七郎、公文名の宮崎勧良、佐野の岩崎佐十郎である。いずれも豪農として村落の突出した存在である。

彼らのうち湯山半七郎は一八七三(明治六)年一〇月教導職試補に任命され、権少講義、少講義をつとめ一八七六(明治九)年一一月八日辞職している(『裾野市史資料叢書2　湯山半七郎日記』の岩崎信夫「解説」)。一八七四(明治七)年四月一六日「顕幽分界説教」(128)、同年五月六日「文明開化説教」(129)、同年一〇月一八日「勧業説教」(130)、一八七五(明治八)年五月一七日「学校奨励説教」(131)は、湯山半七郎が教導職として神道の立場から国民教化を説いた演説原稿である。彼の演説原稿はこれらを含め一九点残されている。すでに『裾野市史資料叢書2』として刊行した、『湯山半七郎日記』と対照したとき、教導職の実態を知り得る貴重な資料と考えてよいだろう。なお、教導職時代の

湯山半七郎については、高橋敏「明治十年代の地域民衆と自由民権運動」(『静岡県近代史研究』第六号、一九八一年一〇月)、岩崎信夫「湯山半七郎の思想―教導職時代を中心として―」(『裾野市史研究』第二号、一九九〇年三月)を参照されたい。

明治初年政府は神道国教化を推進するいっぽうでキリスト教を禁止した。一八六八(明治元)年五榜の掲示に明示され、一八七〇(明治三)年大教宣布は神道による国民教化をめざすと同時に、キリスト教禁止をも意図したものであった。キリスト教解禁は一八七三(明治六)年二月であり、諸外国の批判を受け入れたからであった。

興味深いことに裾野市域におけるキリスト教への対応は、政府のキリスト教政策と同一歩調ではなかった。すでにキリスト教が解禁されているにもかかわらず、一八七五(明治八)年裾野市域の豪農層が中心となり、神道擁護の立場からキリスト教防止を神社にて誓約している。一一月六日渡辺隼雄と湯山半七郎が御宿の八幡神社で御宿・千福の村人へキリスト教へ入信しない誓約をさせている(『湯山半七郎日記』一八七五年一一月六日)。一一月一二日から一六日にかけては、茶畑の柏木滝十郎を中心とする「耶蘇教予防有志ノ輩」が麦塚の見目神社、伊豆島田の熊野神社、平松の八幡神社、茶畑の浅間神社、佐野の八幡神社にてキリスト教防止を誓約(133)。一一月一七日久根の「村中小前」が連印のうえ八幡神社にてキリスト教へ入信しないことを誓っている(132)。

氏子帳の作成もキリスト教禁止と関連している。一八七一(明治四)年一〇月宗門人別帳(寺請制度)が廃止された。これは一八七二(明治五)年壬申戸籍の作成とも相俟っていたが、明治政府は宗門人別帳のもっていたキリスト教禁止の機能を氏子帳の作成として存続させた。これは一八七一(明治四)年七月「大小神社氏子取調の件」によって開始されたが、結果的にはわずか一年一〇ヶ月で頓挫する。一八七六(明治九)年二月二〇日「富沢村愛鷹神社氏子帳」(138)

はすでに政府レベルでは停止したのちの時期のものであるが、裾野市域における氏子帳の一例である。

御殿場線裾野駅のすぐ南側に佐野原神社がある。佐野原神社は南北朝時代の南朝方の武士二条為冬を祀るため、一八七六(明治九)年平松の服部大八・水口傳平が主唱し、近隣の豪農の寄付により建設された。一八七五(明治八)年九月二五日「佐野原神社建設上陳書」(136)は静岡県知事に提出された建設願書であり、一八七六(明治九)年五月「佐野原神社建設寄附連名帳」(137)は建設のための寄付金募集記録である。そこには須山の渡辺隼雄、御宿の湯山半七郎、佐野の岩崎佐十郎、茶畑の柏木滝十郎の名前が見え、神道を崇敬する豪農層の協力によって建設されたことがうかがわれる。

佐野原神社の存在は、一八八七(明治二〇)年土佐藩出身の陸軍軍人・政治家谷干城の知るところとなる。谷は第一次伊藤博文内閣の農商務大臣でありながら、井上馨外務大臣の鹿鳴館外交に反対して一八八六(明治一九)年辞職したことからもうかがわれるように、徹底した国粋主義者である。一八八七(明治二〇)年九月一三日「谷干城佐野原神社建碑に尽力」(135)は、谷干城が佐野原神社を後援している様子を示す『静岡大務新聞』の記事である。一八九五(明治二八)年「佐野原神社保有金募集趣意書」(141)はその後、谷干城が東久世通禧・佐々木高行とともに主唱者となり、佐野原神社維持金を中央で募集したときの趣意書である。賛同者の連名は省略したが、明治の元勲のほとんどが名を連ねている。

裾野市域の豪農層の神道への崇敬は、明治初年の神道国教化が頓挫したあとも続いていた。一八八六(明治一九)年ごろから須山の渡辺隼雄、御宿の湯山半七郎などによって出雲大社教への崇敬が盛んとなる。一八八六(明治一九)年三月二八日「神道大社教への信仰」(140)はその様子を示す『静岡大務新聞』の記事である。一八九〇年三月「神道大

社教化決議書」(139)は湯山半七郎が出雲大社教への崇敬に熱心であったことを示す資料である。

（岩田重則）

八　自由民権運動と貧民党

裾野地域の自由民権運動を主題とした先行研究は極めて少ない。高橋敏氏の「日常から変革へ」「地域民衆と自由民権運動」「民衆結社の時代」（以上『民衆と豪農』一九八五年所収）などの諸論稿がある他には、原口清氏の『明治前期地方政治史研究』（上・一九七二年、下・一九七四年）や故大庭景申氏の謄写刷りの『自由民権運動に端を発した大庭唯吉の思想と生涯』（一九七四年）『教師たちの素描』（一九七〇年）などに、貴重な言及が散在した形で見出される程度というのが実情であると思われる。同様に当地域の民権運動についての資料集も編まれたことはなく、近年刊行された『静岡県自由民権史料集』（一九八四年）に、いくらか当地域に直接関係する資料が収められているくらいではなかろうか。要するに当地域での民権運動の実態やそれの静岡県や全国の民権運動との関連などについては、今後の研究に待つところが極めて大きいのである。

そこで本資料編では、まず資料の発掘に努めると共に、なるべく多くの資料を多角的に採録するよう努力した。

(一)　自由民権運動をめぐる諸潮流

この小節では、民権運動の全国的な高揚を承けて裾野地域で展開した諸潮流を扱う。年代的にはほぼ一八七七(明

治一〇)年頃から一八八二～八三(明治一五～一六)年頃迄である。

(1)　湯山柳雄の活動

湯山柳雄は当地の民権運動の指導者として(2)以下に見る諸集団の結成に直接間接に関わっている。のみならず単に政治活動に熱心であっただけでなく、広く物産、教育、衛生等の振興を図っている。柳雄が政治的諸権利の拡張と地域の振興という課題をどう結びつけて考えていたのかは必ずしも明かでないが、柳雄に於いて両者が併存していたことは、当地の民権運動の性格を広い角度から考える上での一つの重要な手がかりであろうと思われる。こうした理由から冒頭に柳雄関係の、民権運動に直接関わるもの以外の資料をまとめてみた。そこでここでは明治三〇年代迄の資料が収められている。

資料243、245、246は柳雄が物産振興を、資料244は病院設立を、資料248は法律研究を、いずれも公開的な場に於いて提起したことを示している。又資料247は勧業、衛生、教育の改良を目ざす全県的な団体である静岡県隆美協会に加入したことを示す(教育については当該章節参照)。

資料249以下は民権運動敗退を経た後の明治二〇年代以降の柳雄の活動をうかがう資料である。資料249～251は相変わらず農事振興に熱心であること、資料252は五龍館と称する当時としてはハイカラなホテルを開業したこと、資料253、254は政友会に属して活動したことなどを示す。資料255は自筆の履歴書である。

(2)　愛郷社の設立と解散

一八七四(明治七)年以来の自由民権運動の全国的な展開の中で、裾野地域に於いてそれに直接的に呼応したと思われる最初の顕著な動きは、愛郷社と称する演説結社の結成である。資料256はその結成の動きを報じており、資料257は

その創立及び主唱者、趣旨等を報じている。これらによれば、愛郷社は旧三小区(現裾野市域)の有志により一八八〇(明治一三)年の末頃に結成の準備がかなり進んでおり、翌八一(明治一四)年四月頃に創立されたようである。結成後の活動がかなり活発であったらしいことは、資料258～265の新聞報道によって知ることができる。演者の顔触れも演題も多彩であり、聴衆も百名、二百名、時には三百名を越えたと報じられている。しかも聴衆の反応もかなりのものであったようである。

では愛郷社とはどのような性格の団体なのであろうか。これについて原口清氏は、静岡県下では一八七九(明治一二)年以降、士族出身の民権家が在地の豪農商層と提携して、民衆啓蒙のための演説会を盛んに起こしたとして、いわば民権運動の嫡流にこれを位置づけ、愛郷社もその一つに数えられた(原口前掲書)。これに対して、高橋敏氏は愛郷社に即して分析しつつ、それは啓蒙的な演説結社であることは確かだとしても、その路線は民権的潮流とそれに抑制的な在村豪農とが入り混っており、かつ後者の抑制が強く働いている集団とされ、単純に演説結社を民権運動の旗手と見ることに疑問を呈された(高橋前掲書)。この議論は、愛郷社緒言が「田舎向ヲ主トシ政談上ノ一項ハ排除」すると述べていることの解釈などとも関わらせつつ、今後さらに追求していくべき点であろうと思われる。

さて愛郷社は資料266にある如く、明治一五年末に解散する。その理由は不明であるが、それは或いは右の愛郷社の性格と関係しているのかも知れない。(右の愛郷社の問題を含め、以下の岳南自由党、尚義会結成等を論じた最近のものとしては岩崎信夫「裾野地域における明治十年代の思想潮流」(『裾野市史研究』五号、一九九三年)を参照されたい。)

資料267は御宿の豪農湯山半七郎の演説草稿である。これ自体には演説の年月日、目的などのデータがない。一方資

料263によれば半七郎は、明治一四年九月愛郷社第四常会で「身家盛衰循環の点」と題して演説している。題名の酷似していることからすれば、この時の演説草稿である可能性が強い。資料267中に「地租上納ヲ明治十八年迄据置之御布告如何ニモ難有」とあるのは一三年五月の太政官布告二五号の地価据置を指すと思われる点もこの推測を助ける。右の推定に誤りがなければ、愛郷社での演説中、内容の知れる唯一の例ということになる。のみならずその内容は、好景気に酔って驕ってはならぬと戒めるものであり、直後の松方デフレを予想しているような中味を有している。年代の推定はひとまずおくとしても愛郷社は少なくとも一面で、こうした極めて慎重に地域産業の振興を説く豪農メンバーを含んでいたのである。先述した愛郷社の性格の問題ともからんで興味深い。

(3)　岳南自由党の活動

愛郷社は一八八二(明治一五)年一二月解散したのであるが、これより先同年初頭、静岡県下には岳(嶽)南自由党と名乗る政党が結成され、御宿の湯山柳雄がそのメンバーの一人として創立に参加している。岳南自由党は、明治一四年政変を機に板垣退助を総理として同年一〇月二九日に結成された自由党の一支部として設立されたもので、その成立の時期は一五年の一月下旬から二月前半ぐらいの間と推定されている。党首に土居光華(攪民社社長)を戴いた他、小林喜作、前島格太郎、曽田愛三郎らの攪民社員、湊省太郎らの士族出身知識人、駿河の豪農層らを党員とし、当時すでに発足していた、国権主義的色彩の濃い静岡県改進党に比し、より急進的な民権重視の主張を行ったと思われる。かつ駿東郡に於いては、岳南自由党の方がより勢いが強かったと目されている(以上岳南自由党については原口前掲書参照)。

資料270は一八八二(明治一五)年三月一四日付『函右日報』に出された広告である。これによれば自由党総理板垣退

助が一四日に静岡に遊説に来るに際し、結成直後の岳南自由党は三島ほか各地で懇親会を開いてこれを大いに歓迎しようとしている。ところで右資料で注目したいのは同時に湯山柳雄が広告を出していることである。これによれば岳南自由党結成の契機は国会開設の勅諭発布により政党結成の機運が盛り上ったという全国的動向にあったこと、そこで柳雄が「政事ノ思想」ある者に入党を呼びかけていること、そして柳雄が地域の責任者として積極的に参加していることなどが読みとれる。これは活動中の愛郷社が「政談」を排し多様な人々を結集しているのと著しい対比を示している。この柳雄の動向は果して愛郷社メンバーの同感を得られたのであろうか。愛郷社の解散と関係がないのであろうか。実際次項(4)で見る如く、尚義会の結成という反動を生むのであってみれば、岳南自由党創立に際しての右の柳雄の広告は注目すべきものがあると思われる。その意味で同一の文言である『沼津新聞』掲載の資料271も採った。

資料268、269、272は当時開かれた「懇親会」の記事であり、必ずしも岳南自由党の会合であると銘打ってあるわけではない。しかし時期的に全て岳南自由党結成直後のものであり、かつ主催者の中心に湯山柳雄がおり、土居光華が出席、ないしその額が掲げられるなど深く関わっているところなどからして、岳南自由党と強い関係があったろうことが推測できるので採録した。

さて岳南自由党は、明治一五年六月三〇日に「解散」する。しかしそれは集会条例の改訂による形式的なものと思われ、以後も旧岳南自由党として活動を継続する(原口前掲書)。それを示すのが資料273、274である。しかし岳南自由党のその後については、一層の資料の発掘が望まれよう。

(4)　尚義会の結成

岳南自由党が誕生し、裾野地域でもこれに積極的に関わる者が出る状況に対し、裾野地域を中心にこれに対抗する

潮流が生まれる。反自由民権を標榜し、国体の特殊性を主張した尚義会の結成がそれである。

資料275はこの尚義会設立の準備過程を、従って又その主唱者を推測させる資料である。即ち須山の豪農であり明治七、八年の頃には浅間神社の祠掌であった渡辺隼雄から佐野の豪農岩崎佐十郎への書簡であり、文意から見て尚義会結成の主唱者はこの辺りにあったように推測される。又文末の日付、一二月七日は、可能性としては明治一四年、一五年の両方がありにわかに断定し難い。一四年末とすれば、岳南自由党の結成準備をにらみつつ、それと併行して尚義会結成の動きがすでに始まっていたことになる。一五年末とすれば、一五年初頭以来の岳南自由党の結成及びその活発な活動(但し形の上では岳南自由党は六月に解散)に対する反動ということになる。いずれにせよこうした岳南自由党―尚義会という対抗的な潮流の生まれる中で、一五年一二月四日、愛郷社は解散広告を出す。

資料276は竪帳形式の冊子であり、そこに尚義会結成の趣旨が反民権にあることが明瞭に述べられており、「国会勅諭ノ全體ヲ遵奉ス」とあるところなどから、自由党＝岳南自由党に対する対抗を企図しているらしいことが看取されよう。又同冊子には会員の名簿も記載されていて貴重である。そして資料277はこの冊子の封入されていた封筒の表書きであり、その日付の一六年二月頃が尚義会の結成の時期であったろうことが推測される。

(二)　貧民党とその背景

(一)で見たような諸潮流の対抗はその担い手から見れば大体に於いて地主・豪農や知識層であったと考えられる。この動きが村の一般自作農や貧農・小作層などにどの程度の共鳴を得ていたかは自ずと別の問題である。むしろ同じ時期、地主・豪農層と貧農・小作層との階層ないし階級的な分離が確実に存在し、そこに一定の緊張関係が発生してい

たと言える。

明治以後の当地域の階層や階級分化の実態についての包括的な研究は無いと言ってよく、基礎的研究の裏付を欠くのではあるが、そうした階層や階級の分化を前提としてよく説明できる現象が、すでに松方デフレ以前から見られる。資料278、279はそうした地主・小作間の対立を如実に示している。又資料280は村を出所不明の回章が飛び交うと言うのであり、そうした事態も右のような緊張関係を背景にしているのではなかろうか。出典は千福村戸長役場の沼津警察署宛の上申綴であってみれば、当時の村の指導層がこれを村の秩序を害するものとして大いに気遣っていたことがうかがわれるのであり、「天狗回章」なる名称には恐らくそう名付けた民衆の威嚇あるいは誇りを読みとってよいのかも知れない。

こうした一定の階層ないし階級的な対立が存在したところに一八八二(明治一五)年以降松方デフレが直撃し、対立は深刻な様相を帯びてくる。それは早くも資料282の如く一八八三年末「御厨地方人民」の御厨銀行に対する借金の無利息年賦返済の要求として顕在化する。資料281はこれに対する銀行側の緊張に満ちた対応を示す(高橋前掲書参照)。

さて、松方財政の下で窮迫した農民や小作層の動きは、一八八四(明治一七)年末から翌年春にかけ急速に活発化する。それは集団的な行動を取るに至り、貧民党、貧困党、借金党などと呼ばれるようになる。以下この関係の資料を年代順に並べてあるのであるが、説明に当っては、便宜上、項を分けて解説することにしたい。

㈠　貧農・小作層の動向　資料283、284、289、297～300、305～308等はいずれも貧農・小作層の動向を示す。その参加人数、参加村数等は色々であるが、ともかく一八八四(明治一七)年一二月末以来相当の規模で集団的行動を取っていることが知られる。その要求は基本的には債務の一定期間の無利息据置とその後の割賦返済であったようである。行動的に

はかなり切迫した情況が生じたこともあるようであるが債主に対する直接的な暴力、暴動といった段階にまでは至らず、又それに続いて官憲との直接的衝突といったこと迄にはならなかったようである。そうして資料308の一八八五年四月の鎮静報道を最後に資料的には跡を絶つ。

㈡　銀行への押し出し　㈠で述べた如く基本的には借金返済猶予が目的であってみれば、貧民党の矛先は当然銀行に向く。その種の記事は㈠の中にも散見するが、資料285、288、291～293はその関係の資料である。先述の如くすでに一八八三(明治一六)年末襲撃の情報に警戒をしていた御厨銀行は、八四年末以降の貧民党の高揚の渦中で本店を御宿から沼津に移す(285)。貧民党の対象は同銀行ばかりでなく、伊豆銀行、三島銀行、大場銀行などに及ぶが、時には銀行の廃止を議したとも報じられている(292)。

㈢　債主、官憲の対応　こうした貧民党の動きに対し、債主側の対応は時には「貧民救助の原則」を設けたり(286)、貧民党と約定を結んだり(287)、警察に情況を通報して救援を求めたり(290)、慈善を施したり(301)、と様々である。その中では湯山柳雄が元老院に建白書を提出しているのが異彩を放っている(294)。これによってみれば柳雄はことに「中人」以上の有産層が没落の危機にひんしていることに危機感を抱き、その実情を統計的に立証しつつ救済を嘆願している。その実父の湯山半七郎の日記によれば、この建白書は県下の官憲筋にも伝達されたようである(295)。

対応の第二は官憲のそれである。資料296は駿東郡長の諭達であり、資料309は警察の対応の例である。前者は新聞でも紹介されるが本資料編では御宿区有文書から引いた。

㈣　新聞、識者の論評　貧民の蜂起についての、新聞、識者のまとまった論評がある。

『函右日報』では右の郡長諭達に対し三回にわたり徹底した批判を加えている(302～304)。貧民困窮の原因は郡長の

言の如く明治一二、三年頃の米価騰貴による奢侈にあるのではなく、近年の米価の暴落にあるとの主張であり、貧民蜂起の原因論の一つとしても興味深いが、貧民に対して注ぐ目が暖かいことも注目される。

資料310～313は『静岡大務新聞』の記事であり、ここでは原因を土地価格の高騰に接して負債してまで土地を購入したのが、土地価格の下落により裏目に出たのと、増税による圧迫との二つに求めている。

以上の資料を見る限り、静岡県下の貧民党蜂起を検討してこれを負債返弁騒擾の項に括った原口清氏の概括(同氏前掲書)は当地方にも適用されうるように思われる。しかし貧民党の側からの陳述史料の類は依然発見されておらず、彼等の内面や蜂起を契機とする思想的展開といったものは全く不明であり、従って又直前までの思想的諸潮流との関係も殆んど全く分らない。民権派からの動きとして榊研三、大庭唯吉らが仲介に動いた形跡はあるものの(300)、他地域で見られたような貧民党との合流はないようである。当地の民権派にとって貧民党事件はその運動の一部ではなく、外部的な出来事であり、その限りでの試金石であったのかも知れない。これらのことは今後更に追求さるべき課題であるように思われる。資料314、315は、右の榊研三の資料である。

(岩崎信夫)

九　明治の家

第三章第四節は明治の家についての資料である。日本近代史における家の研究は、明治民法下の家制度、あるいはその下で呻吟する女性の姿を明らかにすることに重心がおかれていた。しかし、そこでは明治の家の全体像を把握す

ることについてかならずしも充分ではなかった。そこで、ここでは明治の家を次の二つの視点からとらえ、資料を選択した。(1)は、明治の家の構造をとらえることである。(2)は、明治の家に生まれた人の一生を人生儀礼の節目によって追って行くことである。

最初に、(1)の明治の家の構造を示す資料を解説する。

家はそれのみで独立していたのではなく、同族団の構成要素でもあった。一八七三(明治六)年二月「本分家一族定書」(485)は祝儀・不祝儀のとき、同族団のなかで本家と分家との間の付き合いのしかたを取り決めた文書である。

分家や相続のありようからも家の実態を看取することができる。一八七四(明治七)年五月「隠居相続取定」(486)は戸主が家督を譲り隠居するとき、隠居が「隠居面」として分与された土地を記した文書である。一八八四(明治一七)年二月六日「家督相続願書」(489)も長男の相続ではなく、兄弟の相続を示す資料である。これは、明治の家がかならずしも長男のみを単独の相続人としていなかったことを示している。

家の構成員は血縁者のみではない。家を労働と経営の単位としてとらえれば、家は奉公人・子守など非血縁者までをも含む社会組織である。一八八三(明治一六)年一月二八日「年季雇人引受の証」(487)は年季奉公をする男性の契約書である。一八八三年旧正月「奉公人請状の証」(488)は年季奉公をする女性の契約書、一八九六(明治二九)年一月一四日「子守雇人の証および雇人規則」(492)は年季奉公のなかでも子守をする娘の契約書である。資料492には奉公人規則も添付されており、明治の奉公人の存在形態を示す貴重な資料といえよう。

社会的存在としての家は、国家と無縁な存在ではない。日本近代において家と国家をもっとも根本的なところで結びつけるのは戸籍であり、その最初は一八七二(明治五)年壬申戸籍である。一八九〇(明治二三)年九月一五日「離縁復

籍届」(490)と一八九一(明治二四)年七月二八日「縁組届」(491)は、離縁と婚姻の届出であるが、本来私的行為であるはずの縁組が国家に届出をさせられている。戸籍を通して、家をめぐる私的行為が管理されているのである。

一九〇〇(明治三三)年一月「遺書草稿」(493)は、これを記した渡辺嘉六郎が来るべき死を予測して葬儀などの細かい注意を書き連ねたものである。財産分与など家の存続に大きくかかわることを記したものではないが、現在のように病院、葬儀屋によって管理された死ではなく、死を自己管理しようとする自我のあらわれを看取することができよう。

次に、(2)の明治の家に生まれた人の一生を示す資料を解説する。資料選択にあたっては、人生儀礼についての横帳が多数残されている麦塚の勝俣家文書を主に利用した。

裾野市域で明治の家に生まれた男性は、誕生から多くの人生儀礼をくりかえし、死に至ることによってやがてその家の先祖として祀られて行くことになる。死ののちも一回忌、七回忌、二五回忌、五〇回忌など年忌をくりかえし、純化された霊魂に昇華するのである。

一九〇二(明治三五)年二月三日勝俣藤雄が誕生した。「勝俣藤雄誕生祝の覚」(494)はそのとき祝いに贈られた金品の覚書である。そのあとも同年旧暦三月三日雛祭り、五月五日端午の節供の祝いがおこなわれ、祝いの金品が勝俣家に贈られた。一九〇二(明治三五)年三月三日「勝俣藤雄雛祭・五月節供祝・ほうそう見舞の覚」(495)はそれの覚書である。これらの贈答の存在は、勝俣藤雄というひとりの人間の誕生が彼個人や勝俣家だけの出来ごとではなく、勝俣家と関係をもつ家々の連合のなかでの存在であったことを示している。人間の誕生と成長は個人的出来ごとであるのではなく、社会的存在であったのだ。なお、資料中の「ほうそ見舞」とは「ほうそう見舞」のことであり、裾野市など静岡県東部ではほうそう団子(饅頭)と呼ばれる円錘形の団子の贈答がおこなわれる。資料中の「ほうそもち」がそれであ

る。

勝俣藤雄は子供として成長しやがて一九〇五年(明治三八)年一月一五日三歳祝、一九〇九(明治四二)年一月二六日七歳祝がおこなわれる。現在の七五三である。一九〇五年一月一五日「勝俣藤雄三歳祝の覚」(496)、一九〇九(明治四二)年一月二六日「勝俣藤雄七歳祝の覚」(497)は、そのとき祝いに贈られた金銭の覚書である。誕生祝、旧暦三月節供、五月節供のときは物品の贈答もあったが、三歳祝と七歳祝は金銭の贈答ばかりである。

やがて勝俣藤雄は若者となり、一九二六(大正一五)三月一三日二四歳にて結婚する。「勝俣藤雄祝言祝の覚」(500)は結婚式全般についての覚書である。結婚式のときの支出と結納目録、そして親戚などからの金銭の贈答が記されている。その後、彼は勝俣家を相続し戸主となり、一九八二(昭和五七)年一〇月二日八〇歳で亡くなっている。戒名は広源院藤山徳明居士である。現在七回忌までは済まされており、やがて裾野市域の人々が重視する五〇回忌が過ぎれば、勝俣家の先祖として純化されたカミとして祀られる存在となるであろう。

勝俣藤雄の葬儀や年忌についての文書は調査されていないので、葬儀についての文書として同じ勝俣家の一九一六(大正五)年八月二三日「慈眼院本光源隆居士忌中見舞の覚」(498)を、年忌についても勝俣家の一九二六(大正一五)年二月二六日「紹光院興室貞栄大姉二十五回忌・孝順院玉芳重艶禅童女七回忌の覚」(499)を掲載した。いずれも見舞の金品の贈答がおこなわれている。

明治の家に生まれた個人は、独立した個人であったのではなく、家々の連合のなかでの存在として生き、死を迎えることにより、やがてその家の先祖となる一生であった。

(岩田重則)

一〇　村と戦争

明治維新から一九四五年の十五年戦争の敗戦まで、近代日本の歴史は軍事国家としての発展をめざしたものであった。戦後の再軍備を考慮の外へおくとすれば、一九四五年日本の敗戦は軍事国家としての近代日本の一応の終止符であった。本編で掲載した戦争関係の資料は、軍事国家としての近代日本が形成され、日露戦争を経て確立してくる、軍事国家近代日本の前半期の資料である。一九一〇年代以降一九四五年日本の敗戦まで、後半期の資料については『資料編近現代Ⅱ』で掲載する予定である。

本編の資料は軍事国家としての体制や戦争を直接的に示すものを選択していない。裾野市域の村々で生活する人々にとって、軍事国家としての近代日本はどのようなものであったのか、あるいは日清戦争と日露戦争という二つの対外戦争は村々にどのような影響を及ぼしたのか。それらを如実に示す資料を選択している。いわば、村人の眼の高さから見た軍事国家近代日本の様相である。

一八七三(明治六)年、近代的軍隊形成のために徴兵令が制定された。実際に徴兵が実施されたのは、東京鎮台では同年から、大阪、名古屋鎮台は一八七四(明治七)年から、その他の鎮台は一八七五(明治八)年からである。これにより、旧藩兵による軍隊から徴兵による軍隊への転換が急速にすすめられる。明治政府にそれを急がせたのは一八七七(明治一〇)年一月から九月までの西南戦争である。

徴兵令から西南戦争前後の資料は第一章第六節の(2)に掲載している。

一八七七(明治一〇)年一月「明治一〇年国民軍書上げ　金沢村」(155)は西南戦争勃発の同月、金沢の一七歳から三九歳の男性の氏名を書き上げた名簿である。静岡県令大迫貞清に差し出されており、徴兵を前提とした政府による人間把握である。そのほか上ヶ田、定輪寺(桃園)、千福、大畑、富沢、今里、御宿、葛山、佐野、下和田、須山の「国民軍書上げ」が残されており、この資料は文書としての一例である。金沢も含めて「明治一〇年国民軍書上げ」として統計表にしたので参照されたい。一八七七(明治一〇)年三月三日「徴兵家族書　深良村」(156)は徴兵該当者の家族調書である。徴兵されたのが次男であることに注意する必要がある。一八七三年徴兵令は国民皆兵ではなく、戸主および戸主たるべき者、おおむね長男は免除されていたのである。

しかし国民の義務とされた兵役に対して、全国的に徴兵忌避あるいは逃亡が蔓延した。これは当該時期のみならず十五年戦争の敗戦まで一貫して日本社会の裏面に存在した。一八七七(明治一〇)年三月三日「徴兵適齢の者逃亡の儀につき届書」(157)は、徴兵忌避を目的とする逃亡がすでに存在したことを物語る資料である。一八七八(明治一一)年一一月二〇日「徴兵代人につき約定証」(159)も事実上の徴兵忌避である。しかもこの徴兵忌避は個々人によるもののみならず、葛山ほか一一ヶ村ぐるみで代替人を立て、徴兵忌避をおこなってもいる。冒頭の「徴兵役被仰出候処、新規ノ事故銘々皆恐レ」の文言には、当時の裾野市域の人々の徴兵令への素朴な感情が表出していると考えてよいだろう。

いっぽうで軍事国家としての近代日本は一貫して戦病死者を「英霊」として祀り、その精神的結合紐帯として利用してきた。その祭祀の頂点が靖国神社である。その原型である招魂社は一八六八(明治元)年京都に、一八六九(明治二)年東京九段に設置、のち一八七九(明治一二)年靖国神社となる。これらは安政の大獄以来戊辰戦争までの戦病死者を祀ったものであり、各県にも招魂社が設置されている。

明治10年　国民軍書上げ

	上ケ田村	定輪寺村	千福村	大畑村	富沢村	今里村	御宿村	葛山村	金沢村	佐野村	下和田村	須山村	計
17歳	2	6	2	1	1	3	6	3	3	8	5	8	48
18歳	1		2	1	3	1	3	4	3	10	2	10	40
19歳	1		3	1	1		5	5		4	9	4	33
20歳	3		7		3	2	4	5		9	3	9	45
21歳	1					6	5	6	1	6	4	6	35
22歳	3			1	5	3	3	8	2	7	3	7	42
23歳	1		6	1	2	7	2	6		8	3	8	44
24歳	2	1	1		1	2	4	3	1	3	3	3	24
25歳	3	1	3	1		3	4	6	2	2	3	2	30
26歳			2			4	1	2		7		7	23
27歳			2		1	3	6	4	1	7	4	7	35
28歳	3		3	3	2		4	1	1	5	4	5	31
29歳	2		3	1	2	1	6	3		5		5	28
30歳	2	1	1		3	2	1	4	1	4	2	4	25
31歳	1	1	3	1		3	2	2	1	7	2	7	30
32歳	2		1	1	1	3	4	2		9	5	9	37
33歳	1		2		2	2	2	6	1	4	2	4	26
34歳	4	1	5		5	2	1	3	2	6	6	6	41
35歳			3		3	1	4	6		6	1	5	29
36歳	1		2		2	1	2	1	1	1	3	1	15
37歳	1	1	2		2	1	2	4	1	3	3	3	23
38歳			2	2	2		2	11	1	1	1	1	23
39歳	1		1				3		1	4	4	4	18
40歳			1	3	2		1			4	3	4	18
	35	12	57	17	43	50	77	95	23	130	75	129	743

＊　各村『国民軍書上』(明治10年)による.

一九七五(明治八)年四月七日「戊辰戦争戦死者埋葬墳墓の調書　麦塚村」(154)は戊辰戦争戦病死者を祀るための調書である。また、豪農層による神道への崇敬が盛んな裾野市域では、南朝方の武士二条為冬などを祀った佐野原神社が一八七六(明治九)年豪農層によって建設され、そこに定輪寺村出身の大石鉄蔵なる人物を祀った招魂社(墓碑)がつくられる。一八七八(明治一一)年九月二四日「西南戦争戦死者のための招魂社建築願」(158)はその建設願書である。この招魂社は口絵写真に掲載したので参照されたい。

一八七三(明治六)年徴兵令は兵役免除項目が多く、そのために動員能力が弱体であった。西南戦争はそれを暴露し、西南戦争後の一八七九(明治一二)年と、朝鮮をめぐり清との緊張が高まった壬午事変の翌年の一八八三(明治一六)年、それを補うために徴兵令改正が実施される。二度にわたる改正の結果、ほぼ国民皆兵が実行に移されることになる。二度めの徴兵令改正から日清戦争までの資料は第二章第六節の(2)に掲載している。

一八八四(明治一七)年二月一七日「徴兵令改正」(355)は駿東郡長からの徴兵令改正の通知である。徴兵令改正と、同年一二月甲申事変がおこったことにも示されるような清との緊張の高まりは、逃亡など徴兵忌避を増加させた。一八八四(明治一七)年二月二〇日「徴兵逃れに対し注意」(356)は、徴兵忌避を防ぐよう命令した駿東郡長からの指令である。これによると当時、静岡県下に徴兵忌避のため四百余名もの逃亡者・意図的犯罪者がいたことがわかる。

しかし、いっぽうで、村々では軍事後援活動が展開されるようになる。軍事後援活動は日清戦争を経て、日露戦争で大々的に展開するが、日清戦争前でも少しずつおこなわれるようになっていた。一八八八(明治二一)年八月一五日「献納金取扱手続」(357)は村落レベルでも軍事献金がおこなわれたことを推定させる資料である。もっともこの資料は雛型であるため、実際に献金がおこなわれたかどうかを確定することはできない。一八九一(明治二四)年一一月一

五日「徴兵入営者送別会趣意書」(358)は旧富岡村青年会が現役入営者の送別会を開催した資料である。青年会の軍事後援活動は日露戦争に際して本格的になるが、この資料は青年会が軍事後援活動をおこなっている事例としてもっとも早い時期のものであろう。

一八九四(明治二七)年八月一日、日清戦争がはじまる。それに対して村落レベルでも戦勝祈願、出征留守家族扶助、戦死者慰霊祭、凱旋軍人歓迎会など多くの軍事後援活動が展開する。一八九四(明治二七)年八月一三日「戦勝祈願祭執行通知」(359)は開戦直後の八月一五日佐野原神社にて戦勝祈願祭がおこなわれたことを示す資料である。一八九四年八月「応召軍人家族保護規定」(360)も開戦直後の八月、出征者を想定してその場合の留守家族保護を取り決めた資料である。一八九五(明治二八)年四月二一日「慰問文」(362)は、「大日本静岡県愛国尽忠団本部」なる団体が出征留守家族に対して贈った慰問状である。

一八九四(明治二七)年一二月一九日「戦死者慰霊祭通知」(361)は、日清戦争における戦死者の慰霊祭を示す資料である。この資料では差出人が「泉村長」であり、日露戦争のときにおこなわれる村葬が行政村を単位とするのと同様に、行政村が主導して慰霊祭がおこなわれている。一八九五(明治二八)年八月七日「凱旋軍人歓迎宴会」(363)は、日清戦争における凱旋兵士への歓迎会である。

第三章第六節の(2)は在郷軍人と大野原の演習場についての資料である。

兵役を終了しているが、戦争に際して応召されるべき義務を負っている軍人を在郷軍人という。この在郷軍人が各地で軍事国家日本を支える在郷軍人会を組織する。日清戦争に際して在郷軍人会、尚武会といった名称の軍事後援団体が各地につくられ、さらに日露戦争でその活動が本格的になる。帝国在郷軍人会として全国組織が完成するのは日

露戦後の一九一〇年である。

一九〇四(明治三七)年「帝国在郷軍人会富岡分会の歴史(抄)」(568)は旧富岡村の在郷軍人会についての資料、一九〇四(明治三七)年八月二三日「帝国在郷軍人会小泉分会の歴史(抄)」(572)は旧小泉村の在郷軍人会についての資料である。これらはいずれも在郷軍人会が日露戦争に際して組織されたことを示す。旧富岡村の在郷軍人会は一九〇四(明治三七)年二月八日、旧小泉村のそれは一九〇四年一月発会である。日露戦争が正式に開始(宣戦布告)されたのは一九〇四年二月一〇日(日本軍の軍事行動はすでにそれ以前におこなわれていた)であるから、いずれも日露戦争の開戦が必至となっている状況のなかで組織されたと考えてよいだろう。

一九〇五(明治三八)年九月五日ポーツマス条約の締結で日露戦争は終結する。戦費は一九〇三年度予算の約七倍である約一七億円を費やし、しかもその大部分は外債によってまかなわれていた。戦病死者数は約一〇万人余(日清戦争は約一万七千人)である。日本にとっていちおうの勝利であったとはいえ、日露戦争は当時の日本社会へ多大な影響を及ぼすことになった。一大債務国となった日本は多大な負担を国民にかけ、戦争への国民の動員は多数の戦病死者の存在とあいまち、社会矛盾を内訌させていく。

それを糊塗し、国民統合をおこなうために明治政府がおこなった代表的政策が、一九〇八(明治四一)年戊申詔書を指針とする地方改良運動である。一九一〇年帝国在郷軍人会の発会もそのひとつであり、日露戦後の在郷軍人は、明治政府が遂行する国民統合の重要な要素でもあった。旧富岡村在郷軍人会、旧小泉村在郷軍人会、両者とも一九一〇年全国組織としての帝国在郷軍人会が発会するにともない、帝国在郷軍人会に組み込まれ、その「分会」として組織替えをおこなっている。旧富岡村在郷軍人会は「帝国在郷軍人会富岡村分会」、旧小泉村在郷軍人会は「帝国在郷軍

人会小泉村分会」となる。後者は一九一〇年以降毎年三月一〇日招魂祭をおこなっている(568、572)。三月一〇日は陸軍記念日である。一九一〇(明治四三)年九月八日「在郷軍人会状態調査　須山村」(571)は、この地域の在郷軍人会を管轄する静岡連隊区(静岡歩兵第三四連隊)から旧須山村長への、旧須山村在郷軍人会についての調査依頼の回答である。旧須山村在郷軍人会を帝国在郷軍人会へ組み込むための準備であったと考えてよいだろう。旧須山村在郷軍人会では年三回総会の開催と銃剣術の訓練、招魂祭の実施、入営者への送迎などをおこなっている。

また、在郷軍人は戦闘を体験しているがゆえに、厭戦、非戦、反戦などの感情や理念を抱かぬよう、管理の対象とされた。一九〇七(明治四〇)年七月一三日「軍人行賞賜金消費額調書」(569)は在郷軍人となった日露戦争出征者の賞金の使途までもが調査されていることを示す資料である。一九〇七年八月一二日「兵事関係調査報告」(570)は、在郷軍人の動向、一般村民の軍事への感情の調査である。

裾野市と御殿場市とにまたがる現在の陸上自衛隊東富士演習場は、戦前は陸軍の演習場であった。ここがはじめて射場として使用されたのは一八九九(明治三二)年であり、砲兵学校・砲兵連隊の実弾射撃場に使用された。演習場としての使用が本格的となるのは日露戦後である。日露戦後の軍備拡張にともない、習志野の演習場が不充分になったため、ここに演習場としての機能が移転してきた。一九〇七年から翌年にかけて御殿場市板妻・滝ヶ原に演習場廠舎が建設されている(『御殿場市史　第六巻』三二五―三二六頁)。

一八九九年「演習実施上の事務について」(573)は、演習場が使用されはじめた年に駿東郡長から関連町村にあてた通達である。町村吏員と近隣住民への注意事項が細かく記されている。軍隊の通行上の注意、兵隊への物品販売の規制、一般民家へ宿泊の際の注意などである。伝染病発生時の通報が義務づけられていることも興味深い。

日露戦後一九〇七年から一九〇八年、演習場の使用が本格的になる。『静岡新報』の記事、一九〇八(明治四一)年五月九日「大野原砲台建設」(574)と一九〇八年八月二五日「大野原砲台竣工　明年四月より執行」(576)はそれを端的に示す資料である。演習場の頻繁な使用は付近住民の生活とも密接にかかわりあうようになる。一九〇八年八月二〇日「実弾射撃に関する危険予防心得」(575)と一九一二(明治四五)年七月五日「板妻演習場実弾射撃施行について」(578)は、演習場の使用にあたっての付近住民への注意である。資料575と一九一二年五月一〇日「発射砲弾破片の採集について」(577)は、演習場周辺の住民が砲弾破片の採集をおこなっていたことを示す資料である。なんらかの形で換金していたことと推定される。

第三章第七節は日露戦争をめぐる裾野市域村々の様相を示す資料である。

日清戦争終結後、明治政府は対露戦争にむけての大規模な軍備拡張を実施する。一八九六年度から三年間で完成した六箇師団および騎兵二旅団、砲兵二旅団を新設である。この軍備拡張に際して、既設の名古屋第三師団に歩兵第三四連隊が新設される。一八九六(明治二九)年一二月豊橋の第一八連隊内に新設され、翌年三月静岡市へ移転、翌一八九八年一二月三大隊が編成され、連隊としての陣容を整えている。それまで静岡県には連隊はなく、徴兵された兵隊は豊橋の第一八連隊へ入隊するのがふつうであったが、これにより、静岡県出身者は静岡市の歩兵第三四連隊に入隊することが一般的になる。

一九〇一(明治三四)年九月一三日「静岡県人の尚武心について」(579)は第三四連隊が新設されたからであろう、第三師団長から静岡県あてに好戦の気風を喚起するよう注意した資料である。静岡県人が「尚武心ニ欠乏セル実アル」と述べているのは興味深い。徴兵のがれも相変わらず頻繁であった。一九〇二(明治三五)年一月二四日「徴兵適齢者、

行方不明」(580)は、徴兵検査前に事実上の逃亡をおこなっている若者が存在することを示す資料である。一九一〇(明治四三)年四月八日「小学校教員の徴兵のがれに対する注意」(582)は、裾野市域の実態を示したものではないが、師範学校卒業小学校教員の徴兵忌避を禁止しようとした通達である。師範学校卒業小学校教員は短期現役制によって、一般の徴兵と区別されていたが、日露戦後には短期現役制をも忌避しようとする若者が出現していたのである。

明治政府にとって応召の対象となる在郷軍人は、その動向を常に把握しておかなければならない存在であった。実際の戦争に際しては、補充兵として応召される在郷軍人が重要な戦力であった。一九〇二(明治三五)年一〇月七日「在郷各兵の調査について　須山村」(581)は、須山における日露戦前の在郷軍人の調書であり、一九一二(明治四五)年四月二〇日「兵事調査事項」(583)は同じ須山における日露戦後の在郷軍人の調書である。後者で注意すべきことは、在郷軍人会と青年会とが連携する必要が説かれていることである。

一九一三(大正二)年一月一五日「海軍志願兵に関する調」(584)と一九一三年五月一七日「壮丁検査施行に関する心得」(585)は、日露戦後の青年会が徴兵について有効な団体となるよう当局より指示された資料である。前者では「徴募上有効ト思惟スル参考事項」について「本項ハ青年会ニ於テ時々奨励シ、青年ノ志気ヲ海軍思想ニ感化スル最モ良作ナリ」と記され、後者でも「各町村青年会長」へあてて徴兵の心得を徹底させるよう指示がおこなわれている。

一九〇四(明治三七)年二月日露戦争がはじまる。「日露戦争の回想」(586)は開戦直後、村々でも戦争に熱狂する様子がえがかれた回想である。当時高等小学校四年生の著者が「捷報捷報又捷報で随分大騒ぎしたものです」と記すのは、子供のみならず裾野市域の人々の一般的姿であったであろう。戦争のはじまりは、村人を次々と応召させて行った。一九〇四年三月一一日「応召軍人出発」(587)は、旧泉村役場から麦塚の常設委員あての出征者への見送りについての

報せである。「有志者見送ノ方ハ礼服着用」と定められている。一九〇四年三月一一日「出征軍人送迎に関し費用節約の通達」(588)も、出征者の見送りについての資料であるが、「浮華ニ流ルヽヲ戒メ、其費用ヲ節約」するべきであると通達がなされている。

一九〇五(明治三八)年一二月「小泉村出征軍人一覧表」(589)は、日露戦争終結三ヶ月後の時点で、旧小泉村からの出征者全員を書き記した資料である。内地勤務も含めて三六名が出征している。この時点での除隊者は二四名である。旧小泉村からは合計六〇名が出征したことになる。戦病死者は凱旋後死亡した岩田甚作を除き、この一覧表には含まれていない。旧小泉村の戦病死者は九名である(統計図版6参照)。

出征者と村々に残るその家族・友人との間には数々の手紙が往復した。十五年戦争の出征者の手紙については、『戦没農民兵士の手紙』や『きけわだつみの声』などが有名であるが、日露戦争のときの手紙についてはこれまで紹介されることが少なかった。日露戦争期の出征者の手紙と十五年戦争期のそれとを比べてみると、共通点と異なる点がひとつずつあることに気づく。共通点は生業である農業についての記述が非常に多いことである。異なる点は日露戦争期の手紙は軍事郵便として検閲を受けながらも、軍隊での生活や戦闘の経過を詳細に記すなど、十五年戦争期にはとうてい考えられないような手紙がかわされていることである。

資料591は下和田の杉本清住家に残された日露戦争期の軍事郵便(ハガキ)である。養蚕、萱刈り、炭焼きなど、農業についての話題が豊富である。出征者も留守家族も、双方とも生活への関心が胸中から去らなかったのであろう。御宿の湯山芳健家に残された湯山半七郎あての軍事郵便は軍隊での生活や戦闘内容をよく伝えている。「梶志津雄の湯山半七郎あてハガキ」(590)は一九〇四年か一九〇五年のものであろう、近衛歩兵第四連隊に補充兵として入隊した梶

志津雄がその軍隊での生活を綴ったものである。「郷里に有りし時ニ異り、軍隊生活は非常に苦しきものに有之候」、「例へ国民の務とは申ながら実に毎日七時間も教練され其他の用事に使用されては殆ど閉口仕り候」という文言は、軍隊での厳しい生活を端的に伝えている。

「渡辺潔の湯山半七郎あて書簡」(592)は戦地からの軍事郵便である。沙河会戦について記されていることから、一九〇四年一〇月以降のものであろう。「海野忱作の湯山半七郎あて書簡」(593)も戦地からの軍事郵便である。これも年不詳であるが一九〇四年のものと推定される。

戦争は当然のことながら戦病死者を出す。統計図版6に紹介したように、現在確認でき得る範囲で裾野市域の戦病死者は、旧須山村三名、旧富岡村九名、旧深良村二名、旧小泉村九名、旧泉村四名、合計二七名である。戦病死者に対しては村葬がおこなわれた。一九〇四(明治三七)年六月三〇日「日露戦争中の戦病死者に関する諸規定」(594)は、旧泉村、旧小泉村、旧深良村、旧富岡村、長泉村(現、長泉町)が共通に定めた戦病死者に葬儀についての規定である。村葬の言葉は使われていないが、村葬についての取り決めであると考えてよいだろう。

日露戦争では静岡県の出征者は歩兵についておおむね静岡歩兵第三四連隊に属していた。第三師団に属する静岡歩兵第三四連隊は第二軍に属し、一九〇四年五月遼東半島に上陸し、中国東北地方に向けて軍を展開する。六月得利寺会戦、八月遼陽会戦、一〇月沙河会戦、一九〇五年三月奉天会戦を戦っている。統計図版6によってもわかるように、多くが静岡歩兵第三四連隊に属する裾野市域からの出征者の場合、ほとんどの戦病死者はこれらの戦闘のときであった。なかでも、第二軍の従軍記者であった小説家田山花袋をして、「惨憺たる光景は実に人をして戦慄せしむるばかりであった。(中略)遼陽―ことに首山の戦は実に激烈で、到底今までに類が無い相だ」(『第二軍従征日記』一九〇五

年一月)といわしめた遼陽会戦、なかんずく首山堡の戦いは、静岡歩兵第三四連隊を事実上全滅させた。関谷連隊長、のちに文部省唱歌「橘中佐」(『尋常小学唱歌(四)』一九一二年)にも唄われた橘大隊長も戦死している。統計図版6に記載した裾野市域の全二七名の戦病死者のうち、一五名が首山堡における戦死である。

一九〇四(明治三七)年九月二四日「遼陽攻撃戦死者報告」(595)は、この遼陽会戦で戦死した旧須山村の渡辺竹治の戦死報告書である。現在も須山には口絵写真に掲載したように、この渡辺竹治を含め合計三基の日露戦争戦病死者の墓が並んで残されている。一九〇四年一一月二四日「小泉村戦死者合葬式」(596)、二六日「須山村戦死者合葬式」(597)、二八日「泉村戦死者合葬式」(598)は、村葬の通知である。これらの通知の戦病死者もほとんど遼陽会戦の犠牲者であった。一九〇五(明治三八)年一月二九日「戦死者村葬行列次第」(599)は、旧富岡村御宿における村葬の一例である。

一九〇五(明治三八)年九月日露戦争は終結する。一九〇五年一〇月三日「凱旋通過軍隊歓迎規定」(600)は、凱旋する軍隊への歓迎についての通達である。停車場での歓迎方法について注意がおこなわれている。一九〇五年一〇月二六日「忠勇徽章贈呈標準」(601)は、日露戦争での傷痍軍人への勲章授与についての通知である。一九〇六(明治三九)年一〇月一八日「靖国神社合祀について」(602)は、日露戦争における直接的戦病死ではなく、間接的に戦争に関連して死亡した人々を靖国神社へ合祀するための通知である。一九〇八年三月二七日「日露戦争戦利品下附願」(603)は、旧須山村が戦利品「下付」を願い出た資料である。現在、須山には戦利品の残存はなく、これが実行されたか否かは不明である。

日露戦争への出征者をもった留守家族、あるいは戦死者を出した家族は生活に困窮することが多かった。それを糊塗するためにおこなわれたのが、留守家族や遺族へのさまざまな形の援助である。一九一六(大正五)年七月「日露戦

争特別賜金管理規定」(604)は、時期的には日露戦後一〇年以上を経ているが、日露戦争出征者への一種の「恩賞」である。土地購入を半ば強制している。

一九〇四(明治三七)年「下士卒家族救助令施行に関する必要事項」(605)と一九〇四年四月二一日「出征軍人家族保護について」(606)は、旧須山村役場が出征留守家族への救護を指導したことを示す資料である。資料605では、家族救護はまず親族・知己や隣保相互扶助によっておこなわれるべきであるとしている。基本的には、国家が留守家族の生活を保障することはなかったと考えてよいだろう。資料606も旧泉村役場が留守家族への救護方法を具体的に定めた資料である。労働力提供による相互扶助が推奨されている。一九〇五(明治三八)年九月二九日「傷病者生活状態調査」(607)は戦争終結(九月五日ポーツマス条約)直後、旧須山村における傷病者と戦病死者の遺族についての調査である。遺族については、「生活上全ク救護ヲ要セズト認ムル者」が三家族となっている。

全国レベルでみたとき、日露戦争は日本国民が熱狂した戦争であった。平民社に拠る社会主義者や、キリスト教者内村鑑三の非戦論があったが、日本国民の趨勢は戦争協力に傾いていた。一九〇四年二月日露戦争の開始は、日本国民に「自発的」戦争協力を一気に展開させることになる。戦意高揚、戦争記念植林、毛布献納、慰問、勤倹貯蓄、祝勝会など多様な戦争協力がおこなわれている。

旧須山村役場文書に残された年不詳「日露戦争に関する国民の善行美談調査標準」(608)は、戦争「美談」が戦意高揚をおこなう機能をもつものであったことを示す資料である。一九〇四年四月八日「戦意昂揚の公開演説」(609)は、日露戦争開始二ヶ月後、旧泉村農会が戦意高揚の演説会を開催した資料である。一九〇四年九月一六日「戦時記念林の植付」(610)は、日露戦争を記念して旧須山村が植林をおこなったことを示す。「須山村基本財産及学校基本財産」と

して植林がおこなわれている。

冬季厳寒の中国東北地方を主戦場とする日露戦争では、軍事協力として全国協力として全国的に毛布（ケット）の献納が推奨された。一九〇四年一〇月一一日「毛布募集取扱手続とその精神」(611)は、旧須山村長あてに送付された毛布献納勧誘の通達である。一九〇四年一一月一六日「出征軍人防寒用毛布の献納について」(612)は、裾野市域でも実際に毛布の献納がおこなわれたことを示す資料である。「已ニ四隣ノ各村ハ何レモ多少献納者有之」と記されている。一九〇四年一二月二二日「軍隊慰問への心得」(613)は、旧須山村あてに送付された軍隊への慰問についての注意である。通達された望ましい慰問品として「新聞雑誌、軍歌、唱歌ノ類、紙、手拭、マッチ、煙草」、慰問の形態として児童の軍歌、婦女の唱歌、青年の音楽などが推奨されているのも興味深い。

一九〇四年一二月二四日「戦地への賀状の廃止」(614)は、軍事郵便が増加し煩雑になることにより、その渋滞を防ぐため戦地への年賀状の発送を自粛するよう促した通達である。戦争に際して銃後の国民が勤倹貯蓄を自発的におこなうことは一般的である。一九〇五年「報国勤倹同盟規約」(615)は、下和田で勤倹貯蓄を申し合わせた規約である。節供、祭、家の普請祝いなど盛大な振る舞いがおこなわれるべき行事の質素倹約が約束されている。

日露戦争のとりあえずの勝利によって、村々では祝勝会、凱旋兵士の歓迎会と招魂祭をおこなっている。とくに一九〇五年一月一日第三軍による旅順要塞の攻略は日本全国を熱狂させ、各地で祝勝会がおこなわれる。一九〇五年「旅順陥落　祝捷会諸費用」(616)は、旧富岡村御宿で旅順陥落の祝勝会がおこなわれたことを示す資料である。一九〇六年二月一七日「将兵会歓迎会などへの費用負担」(618)は、旧小泉村が招魂祭、凱旋兵士の歓迎会をおこない費用負担したことを示す。また、この資料は旧小泉村が駿東郡奨兵会、第三師団招魂祭へも費用の負担をしていることを

示している。

一九〇五年六月二一日「大麦収穫石数および購買について」(617)は、駿東郡から旧須山村あての大麦収穫高についての照会状である。おそらく、軍事用に買い上げる目的での問い合わせであったと推定される。

日露戦争が終結したあと、日本全国で戦病死者を祀る忠魂碑が建立される。日露戦争の忠魂碑は、裾野市域では御宿の富岡生霊神社の「表忠碑」が唯一である(口絵写真参照)。一九一四(大正三)年五月一八日「忠魂碑宙に舞う」(620)は『静岡新報』の記事であり、ちょうど一九一〇年代旧富岡村内部で分村独立の騒動があり、その余波をかぶり忠魂碑建立が頓挫していることを伝えている。御宿の富岡生霊神社に「表忠碑」が残されていることから、結局は忠魂碑が建立されたと考えてよいだろう。

一九〇六年「日露戦争中のロシア正教会の扱いについて」(619)は、戦争中ギリシア正教への迫害禁止の通達である。迫害禁止が「外交上ニ不利益ヲ及ホス」ことを危惧しているのが興味深い。

(岩田重則)

あとがき

近代から現代にかけての資料の数は近世以前の比ではありません。多くの残された貴重な資料から細かに郷土史を伺うことができます。近代の時期は現在の社会・生活の諸基盤の整備、推進がされていったわけであり、行政区の変遷をみても当市域に該当する江戸の村々は、明治元年駿府藩の所属から静岡藩を経て明治四年静岡県所属になり、その後小泉村(明治二三年小泉・泉村に分割)、深浪村(明治二四年深良村)、富岡村が成立してきました。これと並行して明治七年には佐野郵便局が創設、各地域に小学校も開校されていき、東海道線「佐野駅」(現裾野駅)が明治二二年に開設されています。佐野駅は地方産業の発達とともに、農産物の発送駅としても重要性を高めて来ましたが、両毛線の佐野駅(栃木県)等と運輸事務上まぎれ易いとして大正七年に駅名を「裾野駅」と改称しています。駅名の由来は当時の駅長が村民の希望等を考慮して「裾野」とされたようです。

今回お届けします「資料編近現代Ⅰ」は第3回目の配本となります。「資料編深良用水」、前回配本の「資料編考古」も大変好評を得ており裾野市史編さん事業の多くの関係者の方々のご尽力、ご協力の賜ものと感謝しています。収集調査した近現代資料は約二万点余りで、限られた紙面のなかで「資料編近現代Ⅰ」へは明治から大正初期頃までの貴重な資料六二〇点を収録いたしました。掲載資料の選択にあたっては、担当の諸先生方も大変ご苦労をされましたが、近現代という時代が、人々の記憶に未だ新しい事実も多いことから懐かしくご覧いただける部分が多々あろうかと思います。本編を編集するにあたっては資料所蔵者をはじめ解読筆写へも多くの方々のご協力いただきました。

深く感謝申し上げるとともに厚くお礼を申し上げます。

平成五年三月

市史編さん室長　長谷川　博

裾野市史編さん関係者

市史編さん委員会

委員長	高村　公	助役
副委員長	勝又　壽	学識経験者
委　員	伊藤政秋	学識経験者
同	鈴木　強	学識経験者
同	芹澤充寛	学識経験者
同	羽田　勲	学識経験者
同	渡辺藤男	教育委員長
同	有光友學	専門委員代表
同	芹澤　仁	教育長
同	渡辺　恵	企画調整部長
同	西川久雄	総務部長
同	横山哲也	財政課長
同	真田利彦	企画調整課長
同	渡辺澄男	学校教育課長

市史編さん専門委員

代表	有光友學	横浜国立大学教育学部教授
	高橋　敏	国立歴史民俗博物館教授
	中野国雄	日本考古学協会会員
	福田アジオ	国立歴史民俗博物館教授
	安田常雄	電気通信大学教授
	四方一泝	国士舘大学教授

市史編さん調査委員

井口俊靖	加藤学園暁秀中学校教諭
石田義明	静岡県立韮山高等学校教諭
伊東誠司	一橋大学大学院社会学研究科院生
岩崎信夫	都立目黒高等学校教諭

岩田重則　早稲田大学大学院文学研究科院生
菊池邦彦　都立航空工業高等専門学校助教授
斎藤弘美　日本民俗学会会員
坂本紀子　早稲田大学大学院文学研究科院生
柴　雅房　静岡県立長泉高等学校教諭
新谷尚紀　国立歴史民俗博物館助教授
杉村　斉　三島市郷土館学芸員
関根省治　静岡県立富士宮北高等学校教諭
仁藤敦史　国立歴史民俗博物館助手
東島　誠　東京大学大学院人文学研究科院生
松崎真吾　平塚江南高等学校非常勤講師
松田香代子　日本民俗学会会員
湯川郁子　一橋大学社会学部助手
前田耕司　国士舘大学文学部講師
（平成四年十月付　退任）
渡瀬　治　磐田市立長野小学校教諭
（平成五年一月付　退任）

地区協力員

（旧村名）

西地区
同　植松甲子男　石脇村
同　杉山光正　佐野村
同　加藤信雄　大畑村
同　水口清文　二ッ屋新田
同　歌崎久作　定輪寺村
同　田口勝夫　富沢村
同　水口忠栄　伊豆島田村
同　関野政雄　水窪村
同　中西保男　二本松新田
東地区
杉山寛美　茶畑村
（平成五年一月逝去）
同　杉山繁雄　久根村
同　藤原善次　稲荷村
同　渡辺　香　公文名村

同　清水四郎　茶畑村
同　芹澤　文　茶畑村
同　飯塚政高　麦塚村
同　星野直司　平松新田
深良地区
同　井上丹令　岩波村
同　大庭三郎　深良村
同　倉澤秀雄　深良村
同　小林秀年　深良村
同　高橋利治　深良村
同　一之瀬和雄　深良村
同　長田　稔　深良村
同　藤森茂良　深良村
同　増田一男　深良村
同　杉本隆彦　今里村
富岡地区
同　西島秀雄　千福村
同　土屋誠吾　御宿村
同　勝又茂美　御宿村
同　勝又秋男　御宿村
同　勝又常一　葛山村
同　芹澤正巳　葛山村
同　柏木　仁　上ヶ田村
同　小野春隆　金沢村
同　真田林蔵　下和田村
須山地区
同　杉山末雄　須山村
同　土屋貞彦　須山村

（平成四年十一月逝去）

事務局

教育長　芹澤　仁
教育次長　川口陽市
市史編さん室長　長谷川　博
同　主幹　倉澤庄次郎
同　主席主査　中野鈴子
同　主事　亀崎浩子

同　事務員　濵田　明
同　事務員　永野武信
同　事務員　泉谷美保

本巻担当者氏名

○監修
四方一泝・安田常雄
○編集・構成
岩崎信夫・前田耕司・岩田重則・湯川郁子・坂本紀子
○校正協力委員
高橋　敏・関根省治・菊池邦彦・柴　雅房・井口俊靖
○筆耕・校正協力者
黒田康子　神奈川県逗子市史編集委員
米田雅子　桐朋女子学園講師
○筆耕協力者
中澤恵子・根本弘美・厚地淳司・安宅正寿・橋本哲也
田辺　章・勝又　壽・鈴木　強・高橋具美・勝又昭三
勝又花子・高木トシ・荒井好恵・長田和子・河合貞枝
津高重作・平沢早苗・渡辺敏子・赤尾賢子・鳥居さき子
小川うめ・森操子・高田悦子・渡辺あつ子・佐藤安子
小宮山伊公・勝間田秀彦・勝村　勇・角田欽造
長田包夫・新井恭二・佐藤利英・湯山五策・山下由委
○口絵写真撮影
堤　勝雄
○統計図版作成
太田幸夫・杉山和男
○資料整理協力者(事務局臨時職員)
山本ケイ子・勝又仁美・藤本政子
○資料提供者(敬称略順不同)
岩崎達生　裾野市佐野
古谷善和　裾野市佐野
大庭和彦　裾野市石脇
大庭　力　裾野市石脇
渡辺武彦　裾野市富沢

服部鈴子　裾野市富沢
渡辺俊一　裾野市水窪
芹澤充寛　裾野市茶畑
中川　力　裾野市茶畑
市川せつ　裾野市平松
持田利泰　裾野市平松
福島尹夫　裾野市平松
勝又重俊　裾野市久根
勝俣恵一朗　裾野市麦塚
羽田　勲　裾野市深良
一之瀬和雄　裾野市深良
湯山芳健　裾野市御宿
湯山えつ　裾野市御宿
勝又直治　裾野市御宿
横山正美　裾野市千福
芹澤哲哉　裾野市葛山
芹澤正巳　裾野市葛山

杉本清住　裾野市下和田
杉山友芳　裾野市下和田
渡辺行男　裾野市須山
渡辺巳智男　裾野市須山
土屋卓雄　裾野市須山
柏木正男　沼津市添地
佐野原神社
富岡生霊神社
石脇区
佐野区
御宿区
今里区
葛山共有財産管理委員会（葛山区）
裾野市立西小学校
裾野市立深良小学校
裾野市立富岡第一小学校
静岡県立裾野高等学校

静岡県立中央図書館(静岡新報)
静岡大学付属図書館(静岡新報)
沼津市明治史料館(沼津新聞)
東京大学法学部付属近代日本法政史料センター
(重新静岡新聞・函右日報・静岡大務新聞)
国立公文書館
裾野市役所
裾野市役所深良支所
裾野市役所富岡支所
裾野市役所須山支所

裾野市史　第四巻　資料編　近現代Ⅰ

平成五年三月二十五日　発行©

編　集　裾野市史編さん専門委員会

発　行　裾　野　市
静岡県裾野市佐野一〇五九番地
電話　〇五五九（九二）一一一一

印　刷　株式会社　精　興　社
東京都千代田区神田錦町三丁目九番地